

目 次

沖縄県の基地の現状

はじめに

第1章 基地問題の推移及び現状

第1節 復帰前の米軍基地問題	1
1 焦土の中の全島基地化	1
2 土地接収と島ぐるみ闘争	1
第2節 復帰後の米軍基地問題	6
1 沖縄返還協定と米軍基地	6
2 国際情勢の変動と沖縄の基地	6
3 激動する沖縄の基地問題	8
第3節 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）	10
1 SACO設置の経緯	10
2 SACO最終報告の概要	10
第4節 基地の現状	11
1 米軍基地の概要	11
2 米軍の軍別状況	20
3 自衛隊基地の概要	23

第2章 基地被害と対策

第1節 基地から派生する諸問題	27
1 環境問題	28
2 演習・訓練に伴う諸問題（復帰後）	48
3 米軍人等の公務外の事件・事故	53
4 米軍基地から派生したその他の諸問題	54
第2節 日米地位協定の見直し	55
1 日米地位協定	55
2 日米地位協定の見直しの要請	56
3 日米地位協定の見直しに関する主な経緯	67
4 平成7年の日米地位協定見直し要請の結果	69
第3節 協議会の活動状況	71
1 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（通称「軍転協」）	71

2	三者連絡協議会（通称「三者協」）	72
3	渉外関係主要都道県知事連絡協議会（通称「渉外知事会」）	73
第4節 米軍による事件・事故等に対する補償制度		75
1	民事請求権について	75
2	他の法令に基づく損失補償等について	80
第3章 基地の整理縮小と対策		
第1節 基地の整理縮小の促進		83
1	概要	83
2	米軍基地の整理・統合計画	83
3	重要三事案	86
4	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）	88
5	普天間飛行場返還問題	100
6	沖縄の米軍基地問題に関する主な協議機関	104
7	沖縄の米軍基地問題に関する主な国会決議・閣議決定	105
8	訪米要請	110
9	海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減	113
10	基地返還アクションプログラム（素案）	114
第2節 県民意識と平和の発信		116
1	平和の礎	116
2	10・21 県民総決起大会	117
3	県民投票	117
4	「沖縄からのメッセージ」事業	125
5	基地と県民意識	127
6	沖縄平和賞	132
第4章 基地周辺対策と経済		
第1節 国の基地周辺対策とその実績		137
1	基地周辺整備事業	137
2	基地交付金等（助成交付金及び調整交付金）	148
3	返還道路整備事業補助金	149
4	思いやり予算	152
第2節 基地と経済		154
1	県民経済計算に占める軍関係受取	154
2	市町村財政における基地関係収入	164

第5章 駐留軍用地強制使用問題

第1節 土地問題の経緯	173
1 駐留軍用地の提供	173
2 駐留軍用地特措法の手続き	173
3 安保条約下の米軍基地	173
第2節 職務執行命令訴訟	176
1 代理署名の拒否について	176
2 職務執行命令訴訟の提起	176
3 公告・縦覧代行応諾	176
第3節 駐留軍用地特措法の改正	177
第4節 地方分権推進に伴う駐留軍用地特措法の改正	178
1 経緯	178
2 駐留軍用地特措法の改正	178

第6章 駐留軍用地の跡地利用

第1節 駐留軍用地跡地利用の現状	181
1 駐留軍用地跡地の有効利用の促進	181
2 駐留軍用地跡地の利用状況	181
3 駐留軍用地跡地利用の課題	186
4 駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取り組み（経緯）について	186
5 駐留軍用地跡地における環境問題	191
第2節 米軍施設の返還状況	192
1 全部返還施設の現在	192
2 駐留軍施設・区域の返還状況	199

第7章 基地の概要

第1節 米軍の施設別状況	213
1 海兵隊	213
(1) F A C 6001 北部訓練場	213
(2) F A C 6005 伊江島補助飛行場	220
(3) F A C 6009 キャンプ・シュワブ	223
(4) F A C 6010 辺野古弾薬庫	231
(5) F A C 6011 キャンプ・ハンセン	233
(6) F A C 6017 ギンバル訓練場	244

(7)	F A C	6019	金武レッド・ビーチ訓練場	247
(8)	F A C	6020	金武ブルー・ビーチ訓練場	249
(9)	F A C	6027	読谷補助飛行場	252
(10)	F A C	6029	キャンプ・コートニー	258
(11)	F A C	6031	キャンプ・マクトリアス	261
(12)	F A C	6043	キャンプ桑江	263
(13)	F A C	6044	キャンプ瑞慶覧	266
(14)	F A C	6051	普天間飛行場	272
(15)	F A C	6056	牧港補給地区	278
(16)	F A C	6082	津堅島訓練場	282
(17)	F A C	6181	浮原島訓練場	284
2	空 軍			286
(1)	F A C	6004	奥間レスト・センター	286
(2)	F A C	6006	八重岳通信所	288
(3)	F A C	6021	瀬名波通信施設	290
(4)	F A C	6022	嘉手納弾薬庫地区	293
(5)	F A C	6037	嘉手納飛行場	298
(6)	F A C	6077	鳥島射爆撃場	310
(7)	F A C	6078	出砂島射爆撃場	312
(8)	F A C	6080	久米島射爆撃場	314
3	海 軍			316
(1)	F A C	6026	楚辺通信所	316
(2)	F A C	6028	天願棧橋	319
(3)	F A C	6032	キャンプ・シールズ	321
(4)	F A C	6046	泡瀬通信施設	323
(5)	F A C	6048	ホワイト・ビーチ地区	325
(6)	F A C	6084	黄尾嶋射爆撃場	328
(7)	F A C	6085	赤尾嶋射爆撃場	329
(8)	F A C	6088	沖大東島射爆撃場	330
4	陸 軍			331
(1)	F A C	6007	慶佐次通信所	331
(2)	F A C	6036	トリイ通信施設	333
(3)	F A C	6064	那覇港湾施設	337
(4)	F A C	6076	陸軍貯油施設	341
第2節 米軍訓練水域及び空域				346
1	水域及び空域の現状			346
2	沖縄における航空交通管制			346
3	ACMI（航空機戦技訓練評価装置）について			347
第3節 施設分科委員会覚書（5.15メモ）				361

1	5. 15メモとは	361
2	5. 15メモ公表に関する経過	361
第4節 自衛隊の施設別状況		364
1	航空自衛隊	364
(1)	航空自衛隊那覇基地(海上自衛隊第5航空群共用施設)	364
(2)	航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場	366
(3)	航空自衛隊那覇基地与座分屯基地	367
(4)	航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場	368
(5)	航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場	369
(6)	航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地	371
(7)	航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地	372
(8)	航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎	373
(9)	航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎	373
(10)	航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎	374
2	海上自衛隊	376
(1)	海上自衛隊沖縄基地隊	376
(2)	海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所	377
(3)	海上自衛隊国頭受信所	378
(4)	海上自衛隊本部送信所	379
3	陸上自衛隊	380
(1)	陸上自衛隊那覇駐屯地	380
(2)	陸上自衛隊那覇駐屯地与座分屯地	381
(3)	陸上自衛隊那覇駐屯地南与座高射教育訓練場	381
(4)	陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場	382
(5)	陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場	383
(6)	陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場	384
(7)	陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場	384
(8)	陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎	385
(9)	陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎	386
(10)	陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎	386
(11)	陸上自衛隊那覇訓練場	387
(12)	陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舎	388
資料編		
1	基地被害の概要	389
(1)	米軍基地関連事故等の概要	389
(2)	自衛隊関連事故等の概要	429
(3)	復帰後の米軍航空機事故等	432
(4)	復帰後の米軍航空機事故の概要	433
(5)	原子力軍艦寄港状況	442

(6)	県道104号越え実弾砲撃演習実施状況	447
(7)	読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練実施状況	456
(8)	米軍演習による原野火災等	459
(9)	米軍構成員等による犯罪検挙状況	471
(10)	米兵による民間人殺人事件（復帰後）	473
2	日米防衛協力に関する政府の対応	474
(1)	新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の概要	474
(2)	テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画	479
(3)	自衛隊法の一部改正（警護出動）について	483
(4)	武力攻撃事態対処法制（有事法制）について	484
3	基地関係協議会等の概要	486
(1)	三者連絡協議会の設置及び運営について	486
(2)	沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会会則	491
(3)	渉外関係主要都道県知事連絡協議会規約	494
(4)	沖縄県対米請求権事業協会	495
(5)	米軍人・軍属等による事件・事故防止のための 協力ワーキング・チームについて	498
4	普天間飛行場移設問題関係資料	505
(1)	普天間飛行場移設問題の経緯	505
(2)	代替施設協議会の経緯	506
(3)	代替施設建設協議会の経緯	507
(4)	実務者連絡調整会議の経緯	507
(5)	普天間飛行場の移設候補地選定にかかる御協力について	509
(6)	普天間飛行場の移設候補地の選定について	511
(7)	普天間飛行場の移設候補地選定にかかる協力について	512
(8)	普天間飛行場の移設に係る政府方針	514
(9)	普天間飛行場代替施設の基本計画について	517
(10)	代替施設の使用協定に係る基本合意書	519
(11)	代替施設協議会設置要綱	520
(12)	代替施設建設協議会設置要綱	520
(13)	実務者連絡調整会議設置要綱	521
(14)	普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議設置要綱	522
5	駐留軍用地跡地利用関係資料	524
(1)	沖縄振興特別措置法（抜粋）	524
(2)	沖縄振興特別措置法施行令（抜粋）	526
(3)	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律	527
(4)	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令	530
(5)	跡地対策準備協議会設置要綱	531
(6)	普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る 取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ	532
(7)	跡地関係市町村連絡・調整会議設置要綱	541

(8) 跡地対策協議会設置要綱	542
(9) 駐留軍用地跡地対策に係る体制の整備について	544
(10) 跡地利用支援関係機関連絡会議の設置について	545
6 市町村別・施設別返還跡地利用状況	546
7 基地関係機関の組織等	579
(1) 安全保障問題等に関する日米間の主な協議の場	579
(2) 沖縄の米軍基地問題に関する協議機関の概要	580
(3) 日米合同委員会組織図	581
(4) 日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取扱	582
(5) 在日米軍組織図	584
(6) 在沖米軍主要組織図	585
(7) 自衛隊組織図	590
8 米軍基地から派生する諸問題の対応連絡体制	593
(1) 在日米軍に関わる事件・事故通報体制の整備について	593
(2) 原子力潜水艦寄港に関する通報体制について	593
(3) 災害時における相互連携体制について	594
9 知事講演	596
10 復帰30周年知事メッセージ	601
11 九州・沖縄サミット開催の来沖時におけるクリントン米国大統領の 平和の礎におけるスピーチ	602
12 基地問題に関する要請一覧	604
13 基地問題の沿革	627

豆 知 識

○ 海兵隊とは?	19
○ 基地への入構手続きについて	54
○ 気軽に基地内の飛行場を見るには?	70
○ 米軍へ直接電話するには?	74
○ 基地内に郵便物を送るには?	115
○ 基地被害(騒音等)に対する相談窓口は?	136
○ 事故クラスについて	153
○ 合衆国政府所有車両の高速道路の料金問題	172
○ 那覇市所在の土地にどうして嘉手納飛行場の施設が入っているの?	178
○ 急使問題	191
○ キャンプ・フォスター、キャンプ・バトラーってどこ?	363

はじめに

昨年は復帰30周年を迎え、第三次沖縄振興開発計画に続く新たに沖縄振興計画が策定されました。三次に亘る沖縄振興開発計画に基づき、本県の各種の振興開発が進められ、基盤整備等各方面において着実な成果がみられるものの、産業振興の後れによる厳しい雇用情勢や財政依存の高い経済構造、広大な米軍基地の存在等、今なお、解決すべき課題が残されています。

特に、米軍基地については、我が国の米軍専用施設面積の約75パーセントが本県に集中し、その規模は県土の約10パーセント、沖縄本島の約19パーセントを占め、本県の振興開発を図る上で大きな阻害要因となっております。

また、米軍人・軍属等による事件・事故の発生は県民に大きな不安を与えるだけでなく、制限水域・空域の存在による社会経済活動の制約や航空機の離発着訓練による騒音の発生、演習等に伴う環境破壊など、県民生活に様々な影響をもたらしております。

ここ数年、本県の米軍基地を取り巻く社会情勢は、大きく変動し、基地問題の解決にとって、新たな局面を迎えたと言えます。

平成8年12月には「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告が発表され、返還が合意された11施設のうち、平成10年12月に安波訓練場の共同使用が解除され、その全面返還が実現しました。読谷補助飛行場についても、移設条件であった伊江島補助飛行場へのパラシュート降下訓練の移転が合意され、全面返還へ向けて作業が進められております。

また、普天間飛行場の移設については、9回にわたる代替施設協議会の協議を経て、平成14年7月、政府において、代替施設の基本計画が決定され、平成15年1月には新たな代替施設建設協議会が設置されました。那覇港湾施設の移設についても、平成15年1月の第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、代替施設の位置及び形状について、合意がなされたところであります。

県としては、本県が戦後58年余も負担してきた過重な米軍基地の軽減を図るためには、基地の整理縮小、日米地位協定の抜本的な見直し、海兵隊の演習・訓練の移転や海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減などが必要であると考えており、これまであらゆる機会を通じて、日米両政府に対し要請して参りました。今後とも、県民の目に見えるかたちでの基地問題の解決が促進されるよう、これまで以上に努力して参りたいと考えております。

本書は、本県の基地の現状、課題等を取りまとめたものであり、多くの問題を抱えている本県の基地の実情を理解する一助となれば幸いです。

終わりに、本書発刊にあたって資料を提供して頂いた関係機関に対し、厚く御礼申し上げます。

平成15年3月

沖縄県総務部知事公室

知事公室長 新垣良光

凡 例

- 1 この冊子に収録した統計数字は、特に注意書がなくても、その単位以下は四捨五入してあるので総数と内容の計が一致しない場合がある。
- 2 この冊子作成に当たっては、主として、那覇防衛施設局、在沖米軍、自衛隊、各市町村、県各部局等関係機関が公表する各種の資料や聞き取り等により作成した。
- 3 第7章の施設面積、地主数、賃借料は平成14年3月31日現在の数字である。
- 4 この冊子で使用した統計符合の用法及び法律等の概略は次のとおりである。
 - (1) 統計符合
 - 0：四捨五入の結果表示単位に満たないもの
 - ：該当数字がないもの
 - (2) 安保条約：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）
 - (3) 地位協定：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）
 - (4) 沖縄返還協定：琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和47年条約第2号）
 - (5) 周辺整備法：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年6月27日法律第101号）
 - (6) 第14回安保協議委員会：昭和48年1月23日付けの第14回日米安全保障協議委員会
第15回安保協議委員会：昭和49年1月30日付けの第15回日米安全保障協議委員会
第16回安保協議委員会：昭和51年7月8日付けの第16回日米安全保障協議委員会

第 1 章 基地問題の推移及び現状

第1節 復帰前の米軍基地問題

1 焦土の中の全島基地化

ア 沖縄戦

昭和20年3月26日（1945年）の米軍の慶良間列島上陸に始まった沖縄戦は、太平洋戦争の最後の決戦であり、国内唯一の住民を巻き込む地上戦であった。圧倒的な軍備力を誇る米軍の前に、日本軍は本土防衛の準備が完了するまで、敵の攻撃を持ちこたえるための捨て身の作戦を展開し、「鉄の暴風」と呼ばれるような最も激烈悲惨な戦闘が行われた。沖縄戦は、昭和20年6月23日、日本軍の組織的な抵抗が終わり事実上終了するが、この激しい戦闘により失われた人命は一般住民を含め20万人余に及び、その他生産施設や貴重な文化遺産など地上の全てのものが破壊され、沖縄は文字どおり焦土と化した。

戦後半世紀たった現在でも、不発弾の処理、遺骨収集など、県民は今なお戦争の傷跡を負っている。

イ 米軍占領と基地構築

昭和20年4月1日（1945年）に沖縄本島への上陸を果たした米軍は、まもなく読谷村字比謝に米国海軍軍政府を設置し、直ちにいわゆる『ニミッツ布告』を公布し、いち早く南西諸島とその周辺海域を占領地域と定め、日本の司法権、行政権の行使を停止し、軍政を施行することを宣言した。

沖縄を占領した米軍は、住民を一定の地区に設置した捕虜収容所に強制収容し、その間に旧日本軍用地跡及び民有地を問わず、沖縄全域をその直接支配下に置いて、いわゆる「軍用地」として囲い込み、基地の建設を進める一方で、米軍にとって不要となった地域を住民に開放し、居住地及び農耕地として割り当てていった。

沖縄における米軍基地は、占領当初においては、軍事的に真空状態となった日本本土を防衛するための前進基地として、また、日本の軍国主義復活に対しては、沖縄の軍隊を派遣して鎮圧する監視基地としての役割を果たしていたが、米国の極東政策上特に重要な基地としての認識はされていなかった。

しかし、昭和24年（1949年）以降における中華人民共和国の成立、朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化は米国の極東政策の転換を余儀なくし、沖縄の基地は自由主義陣営の拠点基地「太平洋の要石」と呼ばれるようになり、その戦略的価値が再び認識されるようになった。

そのため、米軍は沖縄の基地の長期保有方針を打ち出すとともに、大規模な軍事基地の建設を開始した。また、米軍は沖縄基地の恒久化を摩擦なく行うため、従来の場合当たりの統治を根本的に変更し、経済の復興と統治の民主化を軸とするいわゆる『シーツ政策』を実施していった。これは住民の不満を緩和することにより、基地の安定化と恒久化を図ることを狙いとしていた。

米軍の占領は、沖縄本島を中心とした激しい戦闘の末に確立され、この軍事占領がそのまま戦闘行為終了後の軍用地の使用、接收に引き継がれていった。米軍は、このような戦場または占領地の継続状態としての軍用地の使用は、国際法上当然に与えられた権利であるとし、その根拠として『陸戦の法規慣例に関する条約（ヘーグ陸戦法規）』をあげ、何らの法制上の措置を必要としないとしていた。したがって、占領当初の軍用地に対してはもちろんのこと、その後の新規接收地に対しても軍用地料の支払いをせず、無償のまま使用が続けられていた。

2 土地接收と島ぐるみ闘争

ア 軍用地の法的根拠づけのための施策

昭和27年4月28日（1952年）、『対日平和条約』の発効により、日米間の戦争状態は終了し、日本は独立国としての主権を回復することになるが、その代償として、日本の固有の領土である沖縄

は同条約第3条により日本本土から分断され、米国の施政下におかれた。一方で、同条約の発効により、米軍の占領状態が終了し、従来の『ヘーグ陸戦法規に関する条約』を根拠とする軍用地の使用権原も当然その法的根拠を失うこととなった。

講和後も引き続き沖縄の軍事基地を確保する必要があった米軍としては、たとえ平和条約第3条により施政権者たる地位を与えられたとしても、土地所有者との契約によるか、または、強制使用手続きのいずれかにより、軍用地の使用権原を新たに取得するための法的措置が必要であった。

そのため米軍は、既接收地の使用権原と新規接收を根拠づける布令を次々と発布し、軍用地使用についての法的追認を行うとともに、同時に新たな土地接收を強行していった。まず米軍は、昭和27年11月1日（1952年）に布令91号『契約権』を公布し、賃貸借契約による既接收地の継続使用を図ったが、契約期間が20年と長期のうえ軍用地料が低額であったため、契約に応じた地主はほとんどなく、米軍の使用権原の取得は失敗に終わった。なお、同布令では、琉球政府行政主席と土地所有者との間で契約を締結し、米軍に転貸することになっていた。

次いで、米軍は昭和28年4月3日（1953年）、土地を軍用地として使用するための強制収用手続きを定めた布令109号『土地収用令』を公布した。布令91号で失敗に終わった契約による使用権原を、強制的に取得するためのものであった。同布令によると、米軍が土地を使用する場合はまず契約によるものとするが、それが不成功に終わったときは、あらかじめ地主に対し収用の告知をし、地主は30日以内に受諾するか拒否するかを決めることはできたが、地主が拒否した場合にも米軍は一方的に収用宣告書を発することによって、使用権原を強制的に取得することができたのであった。

この布令109号は、本来既接收地の使用権原を取得することを目的として制定されたものであったが、当時は米軍基地の建設、強化が進められていたため、実際にはもっぱら軍用地の新規接收のみに適用された。

このように、任意契約による既接收地の使用権原取得に失敗し、布令109号も実際には新規接收に対してのみ適用されていたため、既接收地の使用権原については依然として法的根拠を欠いていたことから、米軍は最終的な措置として、昭和28年12月5日（1953年）、布告26号『軍用地域内の不動産の使用に関する補償』を公布した。同布告の中で米軍は、一方的に、「軍用地について、昭和25年7月1日（1950年）または収用の翌日から黙契により賃借権を取得していた」と宣言し、黙契の擬制による既接收地の使用権原の合法化を強行した。これによって、一応、講和後における米軍の土地使用の法的根拠づけの作業は完了することとなった。

イ 銃剣とブルドーザーによる新規接收

既接收地の使用権原及び新規接收の根拠となる法令の整備を終えた米軍は、この時期に那覇市安謝・銘苅地区、宜野湾市伊佐浜、伊江村真謝・西崎地区等の各地において、武装兵の力によって強制的に新規の土地接收を行っていった。このようなやり方は講和前にも例がなく、講和後の収用政策の緩和を期待していた住民に、大きな衝撃を与えた。

このような米軍の態度に対して住民は、各地で米軍の銃剣とブルドーザーの前に座り込むなどの反対闘争を繰り返し、ときには米軍と流血騒ぎを起こすなどの激しい抵抗を示した。

(1) 真和志村（現那覇市）の銘苅、安謝、平野、岡野の例

昭和27年10月16日（1952年）、米国民政府は、同年12月10日までに、同四集落を明け渡すよう収用通告を発したが、立法院は、このような収用権原はないと主張した。そこで米国民政府は、昭和28年4月3日（1953年）に発した布令109号『土地収用令』に基づき、4月10日に収用通告を出し、翌11日の早朝には、米軍武装兵に守られたブルドーザーにより、次々と農地を接收した。

(2) 宜野湾村伊佐浜の例

昭和29年7月（1954年）、米軍は伊佐浜集落の水田に対し、蚊が発生し脳炎を媒介するとの理由で、農耕の禁止を通告した。地元住民や立法院は、蚊の発生という理由に疑問を抱いていたが、

その後、米国民政府は米軍の基地建設にとって必要なマスタープラン地域であるとし、立退きを勧告した。

土地収用を巡り住民と軍が対峙したなかで、昭和30年3月11日（1955年）、一部地域の強制接収が執行され、翌12日には座り込み中の反対住民が強制退去させられた。同時期は、伊江島においても強制接収が行われており、全島各地で抗議集会が開かれていたが、同年7月には、深夜の間に、武装兵を乗せたトラックとブルドーザーがライトを消して包囲し、厳戒態勢の中、土地を接収した。

(3) 伊江村真謝、西崎地区の例

昭和28年7月15日（1953年）、同村真謝、西崎の土地に地上標的を作るとの目的で明渡し通告を行い、翌年6月には工事に着手、住民の家屋を立ち退かせた。さらに8月には、射撃場の拡張を通告。昭和30年3月10日（1955年）、米軍は最後通告を行い、翌11日に杭を打ち始めた。地元住民は中止を嘆願するが、14日にはブルドーザーで家屋や飲料水タンクを次々と破壊し接収した。自分の田畑から閉め出された農民は、乞食姿で沖縄本島を縦断する全島行脚を行うなど社会問題化し、各地に起こった反対闘争の流れの中、後の島ぐるみ闘争へと発展した。

ウ 島ぐるみ闘争

こうした新規の土地接収に対する住民の反対・抵抗運動が高まる中で、軍用地料をめぐる問題が新たな争点としてクローズアップされてきた。

そこで、毎年賃借料を支払う代わりに、土地代金に相当する額を一括して支払う方が得策であるとの観点から、いわゆる一括払いの計画を発表したが、ほとんどの住民から反対され、またこの問題を重視した立法院も昭和29年4月30日（1954年）、「軍用地処理に関する請願決議」を全会一致で採決した。この決議の中で要請された次の四つの項目は、いわゆる『軍用地問題に関する四原則』として、その後の沖縄における基地闘争の基本原則となるものであった。

- (1) 合衆国政府による土地の買い上げ又は永久使用料の一括払いは絶対に行わないこと。
- (2) 使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理的算定に基づく請求額に基づいてなされ、かつ、評価及び支払いは一年毎になされること。
- (3) 合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額を速やかに支払うこと。
- (4) 合衆国軍隊の占有する土地で不要な土地は早急に解放し、かつ新たな土地の収用は絶対に避けること。

この決議の下に、行政府・立法院・市町村長会・軍用地主連合会の四者は「四者協議会」を結成（同年6月に市町村議会議長会が加入し五者協議会となる）し、以後、軍用地問題に対して五者協議会が地主及び県民の代表として、先の四原則を掲げて現地米軍と強力に折衝を重ねていった。しかしながら、この問題は現地米軍の権限を越えるものとして、何らの解決策も見いだすことは出来ず、結局、沖縄の代表をワシントンに派遣して問題の解決に当たることになり、昭和30年5月（1955年）、県民代表が「軍用地問題に関する四原則」を掲げて渡米した。その結果、一括払いの一時的な中止と調査団の沖縄への派遣、土地接収を最小限にすることが決まり、県民代表の渡米をきっかけに、米下院軍事委員会は、昭和30年10月23日から4日間にわたって沖縄県に調査団を派遣し、軍用地問題の全般的な調査を行った。

しかしながら、この調査報告書（『プライス勧告』）は、沖縄の基地の重要性を強調し、沖縄の長期保有の必要性を再確認するとともに、一括払いの妥当性を強調し、新規の土地接収を肯定したものであった。

昭和31年6月（1956年）にプライス勧告が発表されるや県民は一斉に反対運動に立ち上がり、各地で住民大会や四原則貫徹県民大会が開催され、プライス勧告反対闘争は沖縄全域に広がっていった。初めての「島ぐるみ闘争」であった。

こうした中、米軍はオフリミッツ（米軍人・軍属の民間地域への立ち入り禁止）を発令し、外国人相手の営業の多い中部地区住民に経済的な影響を与えるとともに、琉球大学への援助打ち切りを通告するなど、「島ぐるみ闘争」に影響を与えた。

そして、米軍は、プライス勧告に基づく軍用地料の一括払いと新規土地接收は最終方針である旨を発表し、ついに布令164号『米合衆国土地収用令（昭和32年2月23日）（1957年）』を公布して「限定土地保有権」なる権利を設定し、地価相当額の地料の一括払いを実施した。

また、同布令は先に黙契により取得した賃借料をこの「限定付き土地保有権」に切り替えることと、強制収用について規定していたこともあって、米軍は昭和32年5月（1957年）、那覇空港、嘉手納飛行場を始め、さらにはナイキ基地の建設のため読谷村や勝連村、恩納村等14市町村にわたる軍用地について、次々と限定付き土地保有権の収用宣告書を発し、住民の反対を無視して軍用地料の一括払いを行った。そのため地主達は、事実上の米軍の土地の買い上げであり、しかも日本の主権に係る重大問題であるとして、島ぐるみ闘争はますます激化していった。

エ 土地闘争の終結と新土地政策

昭和33年4月（1958年）、高等弁務官の「土地接收計画については、現在ワシントンで再検討されている」旨のメッセージが発表され、さらに「軍用地料の一括払いは中止する」旨の説明がなされるに及んで、軍用地問題に何らかの転機が訪れてくることが予想された。

このような情勢の中、米陸軍省の要請を受けて県民代表団が再び渡米し米政府と折衝した結果、「沖縄の軍用地問題については、現地において高等弁務官と沖縄側との折衝で解決すべきである」旨の共同声明が発表され、軍用地問題の最終的な解決は現地米軍と沖縄側との折衝に委ねられることとなった。

この共同声明を受けて、琉米双方の委員から構成される現地折衝会議が設置され、約3か月にわたる集中討議の結果、懸案事項の解決についての具体策が合意され、新土地政策として次々と布令や民立法が制定され、実施に移されていった。

新土地政策を実施するため、まず、昭和34年1月（1959年）に『土地賃借安定法』及び『アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払いに関する立法』の二つの民立法が制定され、さらに同年2月に布令20号『賃借権の取得について』等が公布され、軍用地の取得、地代の評価、その支払い方法等についての制度的な確立が図られていった。

このように、「島ぐるみ闘争」の成果として結実したこれらの新土地政策にもいろいろと問題はあったが、これが実施されたことによって、講和条約発効以来、沖縄全域をあげて長期にわたり闘われてきたいわゆる「島ぐるみ闘争」は、一応終結することになった。

しかしながら、「島ぐるみ闘争」が終結した後も沖縄の軍用地問題が完全に解決したわけではなく、布令20号自体新規の強制接收についての規定を有していた。事実、1960年頃になって米国と中国の緊張関係が厳しくなり、さらに米軍のベトナムへの軍事介入が深まるにつれ、沖縄の米軍基地の機能強化が図られ、それに伴い次々と新規の土地接收が行われていった。すなわち、那覇軍港やホワイトビーチ、嘉手納飛行場等においては、基地機能強化のための拡張工事がなされる一方、各地で軍用地内の黙認耕作地が強制的に取り上げられ、さらに具志川市昆布、糸満市喜屋武及び知念村志喜屋において、新たな土地接收が行われた。

オ 布令20号『賃借権の取得について』の概要

新土地政策を実施するための布令20号の公布により、これまで米軍が保有していた土地使用の既得権が同布令で定める二種類の賃貸借のいずれかに切り替えられ、新土地政策発効の日（昭和33年7月1日）に遡って適用された。同布令はその後復帰の前日まで、沖縄における米軍の土地使用と土地接收の根拠法としての役割を果たしていった。同布令の概要は次のとおりである。

まず、米軍が軍用地として土地または物件を取得しようとするときには、予め合衆国（陸軍工兵隊長）から行政主席に対し財産取得要求通知書を公布し、行政主席が地主と交渉を行い、地主が交渉に応ずるときは「基本賃貸借契約書」を締結し、その後、行政主席と合衆国との間で総括賃貸借契約が締結された。

一方、一定の期間経過後においても契約できない場合、または、高等弁務官の特別の許可があったときは、合衆国は「収用宣告書」を発するだけで、一方的に強制収用することが可能であった。

また、土地収用をすること自体に対する不服申し立て等の救済規定がなく、ただ収用に係る補償額に不満のある場合に、裁判所に適正補償の訴額を提起することができるようになっていたのみであった。（この場合の審判もほとんど却下される状況であった。）

次に、合衆国が取得する土地の権利として「不定期賃借権」と「定期賃借権（5か年）」の二種類が定められていた。両者は借地期間を不定期と定期（5か年）とする以外は異なるところがなく、「土地の上空、地下及び地上並びに当該土地の地上物件の完全かつ独占的使用、占有及び享有に及ぶ権利」であるとされていた。特に、不定期賃借権の場合は、合衆国がその保有を欲する間はいつでも保有できる権利とされ、その名称は賃借権とされているが、実質的には所有権と変わらないものであった。

第三に、布令20号はいわゆる「黙認耕作地」の制度を認め、第1項9号後段において「合衆国に緊急な必要がなく、また琉球経済の最上の利益に合致するならば、合衆国はその規定した条件の下に賃借土地を一時使用する特権を所有者またはその他の者に許可することができる」と規定していた。黙認耕作地の使用期間は通常5か年で、耕作地の特定の目的に限定して許されていたが、米軍の要求のある場合はいつでも取り消すことができるものとされ、許可の取り消し又は期間満了によって農作物等に損害が生じても、補償の責任を負わないものとされていた。因みに、昭和45年（1970年）における軍用地内の黙認耕作地の面積は、全軍用地面積の約30パーセントに相当するものであった。

カ 復帰前の主な事件・事故

米軍の軍事優先政策に起因して、事件・事故も多発した。昭和30年9月3日（1955年）には、6歳の女子が米兵に暴行・殺害される事件が発生した。

基地あるが故の事故も多発した。特に昭和34年6月30日（1959年）に発生した石川市の宮森小学校へのジェット戦闘機の墜落は、11人の児童を含む17人の死者、121人の重軽傷者を出し、県民に大きなショックを与えた。さらに、昭和40年6月11日（1965年）には、読谷村で落下傘を取り付けた米軍のトレーラーが落下し、民家の庭先で遊んでいた小学校5年生の女子が死亡した。

昭和43年11月（1968年）には、ベトナムに出撃していたB52が離陸直後に墜落事故を起こすなど、航空機関連の事故が多発した。

また、昭和44年7月（1969年）、知花弾薬庫（現嘉手納弾薬庫）では、致死性の高い毒ガスが漏れる事故が発生した。毒ガスは昭和46年1月には米国内のジョンストン島への第1次移送があり、続いて7月15日から9月9日までの56日間にわたって移送作業が行われたが、その間、周辺住民は避難しなければならず、不便な生活を余儀なくされた。

その他、米兵による交通事故や殺人、暴行事件についても、補償問題や犯人の処罰など、必ずしも被害者が満足するものではなかった。

県民に対し繰り返されるこうした事件・事故への怒りは、昭和45年（1970年）のコザ騒動や復帰運動へと結びついていった。

第2節 復帰後の米軍基地問題

1 沖縄返還協定と米軍基地

昭和47年5月15日に発効した沖縄返還協定は、沖縄にある米軍基地はそのまま維持され、その軍事的機能が低下しないようにすること、一部縮小される部分は自衛隊により補充され、日本本土について安保条約を手掛かりとして日米の相互防衛体制が強化されること、沖縄に対する米国の施政権は日本に返還されること、これらの再編成に要する費用は日本が負担し、今後の沖縄をめぐる軍事的機能を維持するための支出は日本に肩代わりされること、等が主な内容となっている。

沖縄返還協定第3条は、同協定の効力発生の日に米国に沖縄の基地の継続使用を許しており、施政権返還後の沖縄の米軍基地の法的根拠が本土のそれと同様、安保条約第6条に基づくものであることを明らかにしている。

なお、同協定第3条は、米軍に基地を提供することを規定するのみで、提供すべき基地の範囲は特定せず、それを『基地に関する了解覚書』という、国会の承認を必要としない単なる行政取極めに委ねたことから、国会の条約審議権との関連での問題が指摘された。

復帰前の米軍基地は、全県土の14.8パーセントに相当する約353平方キロメートルに及んでおり、沖縄本島についてみると、実に27.2パーセントが米軍基地であった。これらの米軍基地を、復帰後どのような範囲で米軍に提供するかについては、本来、日米合同委員会で協議して決定される建前となっているが、現実には、沖縄返還協定に附属して「基地に関する了解覚書」が締結され、「返還されない基地（A表）」88か所、「適当な時期に返還される基地（B表）」12か所、「即時返還される基地（C表）」34か所が具体的な基地名をあげて示されている。

このうちA表には、嘉手納基地を始めとする重要な基地が網羅されているが、継続使用の基地数を少なくするために、従来は9施設とされていた嘉手納弾薬庫地区が一つに統合されて1施設として計算される一方で、従来は軍用地ではなかった安波訓練場など7か所が含まれており、また、B表の「適当な時期に返還される基地」は、ほとんど自衛隊に引き継がれるものであり、さらに「即時返還される」C表の基地は34か所と数の上では多くなっているが、一つの金網に囲まれている那覇空港と那覇空軍・海軍補助施設を別々の施設としたり、極めて小さな建物1棟を1施設と数える等々、復帰に際しての基地の実態は、政府が確約し、県民が望んだ基地の「本土並み」とは程遠いものであった。

このほか、沖縄返還にあたって日本政府が「本土並み」と並んでスローガンとした「核抜き」についても、嘉手納弾薬庫等を中心とした種々の核兵器の保管を始め、戦略爆撃機用の核爆弾や対空ミサイル用の核弾頭、原子力潜水艦用の核機雷等の存在などが指摘され、また、沖縄返還協定自体に核兵器の撤去やその確認方法を明記していないことから、政府の明言にもかかわらず、「核抜き」返還が達成されたかどうかについて疑問が提起された。

また、昭和46年11月24日、衆院本会議において、「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」が行われ、次の事項が決議された。

- 1 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切な手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。
- 2 政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである。

しかしながら、昭和47年の復帰以降、今日までに返還された在沖米軍基地は、面積にしておよそ16%にしか過ぎず、その状況はほとんど変わっていないのは、周知のとおりである。

2 国際情勢の変動と沖縄の基地

沖縄県における米軍基地は、終戦直前の1945年4月に米軍が沖縄に上陸した後、占領当初においては、日本本土を攻略するための前進基地として、また、終戦後は、日本の軍国主義復活に対する監視

基地としての役割を担わされ、1952年の対日講和条約発効まで、米国の占領地域として無償の強制使用が続けられた。

戦後、世界は程なく米国を中心とする西側陣営と、ソ連を中心とする東側陣営が対峙する冷戦時代に突入し、1949年の中華人民共和国の成立、続く1950年の朝鮮戦争の勃発等により、米国の極東政策は大きな転換を余儀なくされた。これにより、沖縄は東アジア地域における戦略上の要衝として存在することとなり、沖縄所在の米軍基地は、極東ソ連軍や朝鮮半島及び台湾海峡、さらにはインドシナ半島の動向を睨んだ米軍の戦略拠点として、また、アジア地域で発生した戦争に米国が直接関与するための重要な基地として存在することとなった。

こうした国際情勢を背景に、米国は沖縄の長期保有と在沖米軍基地の機能強化を図る方針を打ちだし、沖縄を米国の施政下に置き続けるとともに、1950年代をピークに、沖縄本島中部地域を中心とした土地の強制接収を行い、広大かつ過密な米軍基地を構築していった。

沖縄の米軍基地の戦略的重要性については、1972年5月の沖縄の日本復帰の時点においても、ベトナム戦争などの局地的戦争を含め世界が東西冷戦の激動期にあったため、米国の世界戦略の中での位置づけに変化が見られず、沖縄復帰に先立つ佐藤・ニクソン会談後の共同発表で、在沖米軍施設・区域の整理縮小の必要性について言及されるも、その大部分が日米安全保障条約に基づく提供施設として、引き続き米軍に使用されることとなった。

第二次世界大戦後の世界政治を支配してきた米ソを主軸とした東西冷戦構造は、1989年11月の「ベルリンの壁」の崩壊を皮切りとした国際情勢の変動の中、同年12月にブッシュ米大統領とゴルバチョフ・ソ連最高会議議長兼党書記長との間で行われた「マルタ会談」において、その終結が宣言され、これを引き金とした東欧諸国の政変、ワルシャワ条約機構の解体を経て、1991年12月にソビエト連邦が解体した。

県民の多くはこの冷戦の終結により、日米安全保障体制を機軸とした米国の東アジア戦略が大きく変更され、沖縄の米軍基地の整理縮小につながるものと期待したが、結果としては、東アジア地域におけるロシアの軍事的脅威の低下をもたらし、この地域における戦略的意義付けを大きく変化させるものとなった。その後、世界では新しい国際秩序の構築に向けての模索が活発化し、沖縄の米軍基地もそうした動きの中で新たな位置づけをされることとなった。

米国防総省が1995年2月に発表した「東アジア・太平洋安全保障戦略」において、東アジア・太平洋地域における米軍前方展開部隊の10万人体制の維持を打ち出し、その内容は日米二国間関係の重要性を強調するものとなっている。このなかで、米国は東アジア太平洋地域の安定が米国の経済的健全性と世界の安全保障にとって重要だとの認識を示しつつ、この地域における冷戦間の緊張の再来や朝鮮半島の不安定などが将来とも存続するとし、この不安定な要素が脅威に発展しないようにするための中心的な役割を米国が果たさなければならないとしている。

また、1996年4月の日米安全保障共同宣言は、冷戦後の日米安保条約をどう意義づけるかという観点から日米安保条約の再定義を行ったものともいわれ、これまでの「ソ連の軍事的脅威」に代わって、極東有事に備えた日米防衛協力の強化による「アジア・太平洋地域の平和と安定の維持」に重点がおかれた内容となっている。共同宣言は日米安保体制の重要性を再確認するとともに、在日米軍を含めたこの地域における米国の軍事的プレゼンスの維持が、アジア・太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠であるとしている。

1997年9月、日米共同宣言の趣旨を踏まえ、日米の緊密な協力関係を増進するため新しい時代により効果的な安全保障を確立するための協力関係の構築を目指した新たな「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）が策定された。新たな日米防衛協力のための指針が策定されたことを受け、指針の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含め必要な措置を講じることが閣議決定され、1999年5月、国会において、周辺事態安全確保法、日米物品役務相互提供協定改定協定、自衛隊法の一部改正法、いわゆるガイドライン関連法が成立・

承認された。

このような状況のなか、世界的な規模の武力紛争が起きる可能性は遠のいたが、2001年9月11日にアメリカ・ニューヨーク市などで発生した同時多発テロ事件など、宗教・民族上の問題に起因する対立や、イラクやパキスタンにおける大量破壊兵器や弾道ミサイル開発など、脅威の増大が懸念されている。

また、2001年9月に米国防総省が発表した4年期ごとの国防計画見直し(QDR)によると、基本方針として、近年の脅威の変化に対応し、脅威を基礎とした従来のアプローチはとらず、奇襲、テロ等を撃破するという点に着目し、そのために必要な能力を基礎に検討が行われ、アジアに関しては、特にインドのベンガル湾から日本海までの東アジア沿岸は軍事競争の可能性が存在する地域としており、望ましい地域バランスを維持するためには米国と同盟国との安全保障関係が重要であるとし、兵力構成については、前方展開戦力を維持する重要性については強調しているものの、1997年5月のQDRで明示されていたアジア・太平洋地域における10万人規模の米軍前方展開戦力の維持という具体的な数字は明記されていない。今回のQDRにおいては、同年9月11日に発生した同時多発テロ事件など、近年の脅威の変化に対応し、従来の二つの大規模な地域紛争に同時に対処するいわゆる「二正面戦略」から、奇襲、テロ等の「非対称戦」に着目し、それに必要な能力の構築を目指す方針が示された。

東アジア・太平洋地域においては、北朝鮮によるミサイル発射事案や不審船問題をはじめ、台湾海峡における中台間の緊張、南沙諸島を巡る領有権問題、さらにはフィリピン反政府ゲリラ問題など不安定要因が存在している。北朝鮮との関係では、2002年9月17日、小泉首相と金日正総書記との日朝首脳会談において国交正常化交渉が再開されることが確認され、北東アジアにおける緊張緩和の進展が図られることが期待されている。

沖縄の米軍基地については、在沖米海兵隊の撤退や削減について、2000年に提出された米国超党派の国防専門家グループによるレポートにおいて、沖縄県民の基地負担の軽減を図る立場から海兵隊の訓練の移転や兵力の削減について提言が行われるなど米本国内にも新しい動きが出てくる一方、2001年米国防総省系のシンクタンクであるランド研究所がアジア戦略に関する提言として、中国の台頭をにらんだ米戦略の見直しの中で、海兵隊の削減と引き替えに下地島空港の空軍基地化、普天間飛行場を米戦闘機部隊との併用基地とすること、伊江島補助飛行場や航空自衛隊那覇基地も米空軍として使用できるような見直しなど、新たな基地化を含んだ提案が行われた。

3 激動する沖縄の基地問題

沖縄県における米軍基地については、昭和47年5月の日本復帰に際し、すみやかな整理縮小の措置をとるべきとする国会決議がなされたにもかかわらず、基地の整理縮小は遅々として進まず、復帰後、米軍基地の返還が本土で約60%と進んだのに対し、本県では約16%の返還にとどまり、戦後58年余を経た今日においても、今なお、国土面積の約0.6%に過ぎない狭隘な本県に、全国の米軍専用施設面積の約75%が集中し、県土面積の約10.4%、沖縄本島においては約18.8%を米軍基地が占めるという極めて異常な状況となっている。

このように広大かつ過密に存在する米軍基地は、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっているばかりでなく、航空機騒音の住民生活への悪影響や演習に伴う事故の発生、後を絶たない米軍人・軍属による刑事事件の発生、さらには汚染物質の流出等による自然環境破壊の問題等、県民にとって過重な負担となってきた。

県はこうした米軍基地問題の膠着した状況を打破するため、平成6年度の訪米要請を機に、沖縄戦終結50周年の節目の年である平成7年までにその解決を求める重要三事案として、那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還、さらに県道104号線越え実弾砲撃演習の中止を日米両政府に対し強く要請したが、具体的な進展はなかった。

平成7年度には、楚辺通信所及び嘉手納飛行場等13施設の一部用地の使用期限切れに伴う駐留軍用地の強制使用問題が発生し、知事が、沖縄の米軍基地のあり方を厳しく問わざるを得ないとの観点から、代理署名等の機関委任事務を拒否したため、国が職務執行命令訴訟を提起するなど、翌年9月の知事の公告縦覧代行応諾に至るまで、政府との間で厳しい状況が続いた。また、平成7年9月に発生した米軍人による少女暴行事件は、戦後50年余の米軍基地に対する県民の鬱積した不満を爆発させ、同年10月には、8万5千人余（主催者発表）が参加する県民総決起大会が開催された。また、平成8年9月には日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が実施され、地位協定の見直しや基地の整理縮小を求める県民の意思が明確にされた。

このような沖縄県内における米軍基地問題の動向は、米軍基地問題に対する国内外の世論をかつてないほどに喚起し、国の安全保障の問題や日米安全保障体制のあり方、さらに過重な基地負担を背負わされている沖縄の米軍基地問題の解決について様々な議論を呼び起こすきっかけとなった。

日米両国政府は、沖縄の米軍基地問題に対する国内外の関心の高まりを背景に、平成7年11月、沖縄県民の負担を軽減し、日米同盟関係を強化することを目的とした「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を設置した。

第3節 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）

1 SACO設置の経緯

沖縄県における米軍基地の整理縮小については、昭和47年1月の佐藤・ニクソン会談後の在沖米軍施設・区域の整理縮小に関する共同発表を踏まえ、日米安全保障協議委員会（SCC）による施設・区域の整理統合計画により進められてきたが、復帰後の米軍基地の整理縮小が本土で約60%進んだのに対し、沖縄県については約16%に止まるなど、県民の目に見えるかたちでの基地の整理縮小が図られてこなかった。

このような状況のなか、平成7年9月の米軍人による少女暴行事件を契機にした県民の基地問題の解決を求める強い要望や、国内外の沖縄の米軍基地問題に対する世論の高まりを背景に、日米両政府は、沖縄県における米軍施設・区域に係る問題の改善、及び基地の整理・統合・縮小に、真剣に取り組むこととなった。

日米両政府は、平成7年11月1日に来日したペリー国防長官との調整を踏まえ、同年11月19日、APEC（アジア太平洋経済協力会議）で来日中のゴア副大統領と村山総理との会談で、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、日米安全保障協議委員会の下に「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会（SACO = Special Action Committee on Facilities and Areas in Okinawa）」の設置を決定した。

SACO最終報告の内容については、第3章第1節第4参照。

「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」は、「沖縄に関する特別行動委員会」に名称が変更となった。

2 SACO最終報告の概要

平成8年12月のSACO最終報告は、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、約5,002haの土地の返還に合意するとともに、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止や航空機騒音の軽減措置、さらに日米地位協定の見直しについて、航空機事故調査報告書の公表や米軍公用車への番号標の取り付け等について一定の改善を図る内容となっている。

県としては、本県が、戦後58年余も負担してきた過重な米軍基地の整理縮小について、先ず、SACOの合意事案を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると認識している。

しかしながら、SACOの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には、依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、SACOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考えている。

第4節 基地の現状

1 米軍基地の概要

(1) 概況

沖縄には、平成14年3月末現在、県下53市町村のうち25市町村にわたって38施設、23,728.8ヘクタールの米軍基地が所在しており、県土面積227,194ヘクタール（平成14年4月1日現在）の10.4パーセントを占めている。

このような米軍基地の復帰後の推移をみると、復帰時の87施設、28,660.8ヘクタールに比べ、施設数では減少が見られるものの、面積は復帰時の82.8パーセントと、17.2パーセントの減少にとどまっており、基地の状況は大勢では変動がないことを示している。

また、米軍基地の状況を全国と比べてみると、在沖米軍基地は全国に所在する米軍基地面積の23.5パーセントに相当し、北海道の34.1パーセントに次いで大きな面積を占めている。しかし、米軍が常時使用できる専用施設に限ってみると、実に全国の74.7パーセントが本県に集中しており、他の都道府県に比べて過重な基地の負担を負わされていることが分かる。

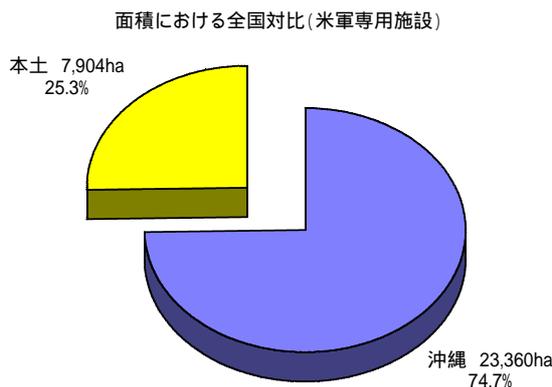
ちなみに、他の都道府県の面積に占める米軍基地の割合をみると、本県の10.4パーセントに対し、静岡県（1.2パーセント）と山梨県（1.1パーセント）が1パーセント台であるほかは、1パーセントにも満たない状況であり、また、国土面積に占める米軍基地の割合は0.27パーセントとなっている。さらに、本県においては米軍基地面積の98.4パーセントが専用施設であるのに対し、他の都道府県における米軍専用施設は米軍基地面積の10.2パーセントに過ぎず、大半は自衛隊基地等を米軍が一時的に使用する形態となっている。

米軍基地の全国対比（平成14年3月末現在）

<面積>

単位：ha

区分	全 国		沖 縄		本 土	
米軍専用施設	31,263.6	100.0%	23,360.0	74.7%	7,903.6	25.3%
一時使用施設	69,818.2	100.0%	368.8	0.5%	69,449.4	99.5%
合 計	101,081.8	100.0%	23,728.8	23.5%	77,353.0	76.5%



<施設数>

区分	全 国		沖 縄		本 土	
米軍専用施設	89	100.0%	37	41.6%	52	58.4%
一時使用施設	59 (45)	100.0%	5 (1)	8.5%	54 (44)	91.5%
合 計	134	100.0%	38	28.4%	96	71.6%

一時使用施設の（ ）内の数字は、施設の全部が一時使用施設となっているものである。

(2) 地区別分布状況

本県における米軍基地の地区別分布状況をみると、北部地区に最も多く、全米軍基地面積の68.9パーセントが同地区に集中している。

同地区には、県内最大の演習場で、部隊の移動訓練やサバイバル訓練、ゲリラ訓練等様々な訓練が行われている「北部訓練場」をはじめ、実弾射撃訓練及び爆発物処理施設として使用されている「キャンプ・シュワブ」、「キャンプ・ハンセン」等、16,350.5ヘクタールの基地が所在し、北部地区面積の19.8パーセントを占めている。

次いで多いのが中部地区で、全体の29.9パーセント（7,086.6ヘクタール）を占めており、地区面積の25.3パーセントが基地で占められている。

同地区の米軍基地は、面積は北部地区より小さいものの、太平洋地域で最大の米空軍基地である「嘉手納飛行場」や、在日米軍基地の中でも有数のヘリコプター基地である「普天間飛行場」をはじめ、在沖米海兵隊基地司令部がある「キャンプ瑞慶覧」、大規模な弾薬貯蔵施設である「嘉手納弾薬庫地区」、平成8年7月までパラシュート降下訓練が実施されていた「読谷補助飛行場」、通称「象の檻」と呼ばれる通信施設を持つ「楚辺通信所」、神奈川県横須賀、長崎県佐世保と並びわが国における米軍原子力潜水艦の寄港地となっている「ホワイト・ビーチ地区」等、米軍にとって極めて重要な基地が集中している。在沖米軍四軍の司令部も、この地区（キャンプ瑞慶覧）に置かれている。

南部地区の米軍基地は200.0ヘクタールで、全体の0.8パーセント、地区面積の0.6パーセントとなっている。同地区の米軍基地は、復帰当初は1,308.3ヘクタールもあったが、その後、自衛隊基地への引き継ぎや、さらには那覇市を中心に同地区に所在する米軍基地については、日米間で合意をみた施設の返還又は移設作業が進んだ結果、離島地域にあるいくつかの射撃場を残すのみとなっている。しかし、依然としてこの地区には「那覇港湾施設」が存在しており、振興開発の妨げとなっている。

八重山地区の米軍基地は、尖閣諸島にある2つの射撃場のみであるが、現在はほとんど使用されていない状況となっている。

なお、宮古地区には、米軍基地は置かれていない。

米軍基地の地区別面積（平成14年3月末現在） 単位：ha、%

区 分	地区面積	施設面積	構成比	割合
（全 県）	227,194	23,728.8	100.0	10.4
北 部	82,388	16,350.5	68.9	19.8
中 部	27,987	7,086.6	29.9	25.3
南 部	35,007	200.0	0.8	0.6
（沖縄本島）	(120,432)	(22,665.3)	(95.5)	(18.8)
宮 古	22,630	-	-	-
八重山	59,182	91.5	0.4	0.2

「構成比」は全施設面積に占める割合、「割合」は地区面積別の占拠率

次に、これらの基地の市町村面積に占める割合をみると、嘉手納町の82.8パーセントを筆頭に、金武町の59.3パーセント、北谷町の56.4パーセント、宜野座村の50.7パーセントと、これらの4市町村では実に行政面積の半分以上が米軍基地となっているほか、上位9位までの市町村において、米軍基地は地域面積の30パーセント以上を占めている。

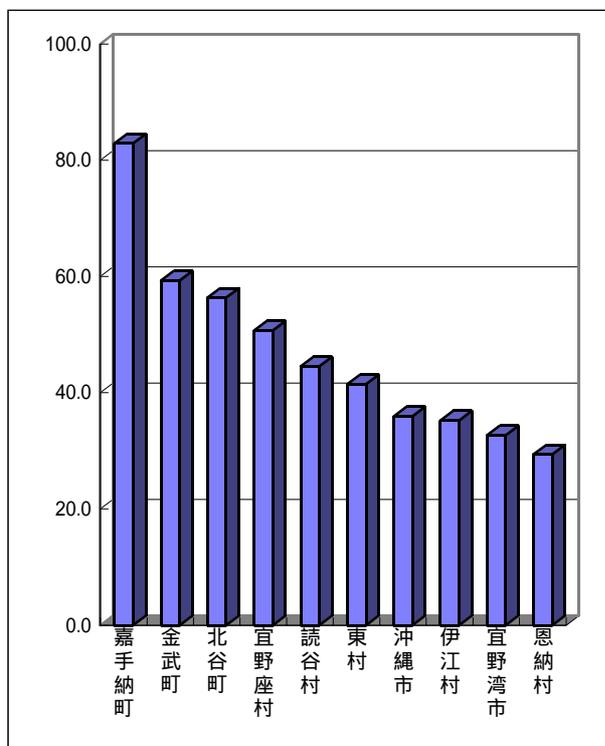
市町村に占める基地の集中度は、人口密度からもみることができる。とくに、陸地面積から基地面積を差し引いた面積にかかる人口密度をみると、普天間飛行場を抱える宜野湾市の人口密度は

6,680.4人/k㎡であり、那覇市の7,881.8人/k㎡に次いで高い人口密度を有する。また、嘉手納町(5,317.4人/k㎡)、北谷町(4,356.4人/k㎡)、沖縄市(3,884.7人/k㎡)も同様に高い数値となる。

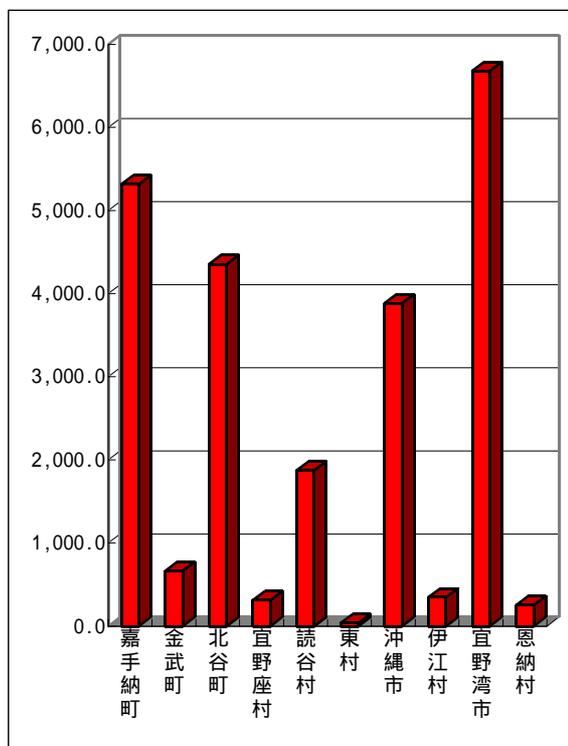
市町村面積に占める米軍基地の割合と人口密度関連表 上位10市町村

順位	市町村名	陸地面積 (ha) H14.4.1 (国土地理院)	基地面積 (ha) H14.3.31	基地の割合 (%)	人口 (人) H14.4.1 (県統計課)	人口密度 (人/k㎡)	基地面積を 除いた部分 の人口密度 (人/k㎡)
1	嘉手納町	1,504	1,246	82.8	13,719	912.2	5,317.4
2	金武町	3,784	2,245	59.3	10,242	270.7	665.5
3	北谷町	1,362	768	56.4	25,877	1,899.9	4,356.4
4	宜野座村	3,128	1,587	50.7	4,862	155.4	315.5
5	読谷村	3,517	1,567	44.6	36,570	1,039.8	1,875.4
6	東村	8,179	3,394	41.5	1,850	22.6	38.7
7	沖縄市	4,900	1,761	35.9	121,942	2,488.6	3,884.7
8	伊江村	2,275	802	35.2	5,117	224.9	347.4
9	宜野湾市	1,951	638	32.7	87,714	4,495.8	6,680.4
10	恩納村	5,077	1,493	29.4	9,118	179.6	254.4
基地所在市町村		128,079	23,729	18.5	979,938	765.1	939.1
全 県		227,194	23,729	10.4	1,327,543	584.3	652.5

市町村面積に占める基地面積の割合(%)



基地面積を除いた部分の人口密度(人/k㎡)



(3) 所有形態別状況

本県の米軍基地面積の所有形態別状況をみると、民有地が33.2パーセント、市町村有地が29.2パーセント、県有地が3.5パーセントと、全体の約3分の2が民・公有地となっており、国有地は約3分の1（34.1パーセント）である。

特に、中部地区においては、民有地が約75.5パーセント、市町村有地が約16.3パーセントとなっており、米軍基地面積の約92パーセントを民・公有地が占めている。

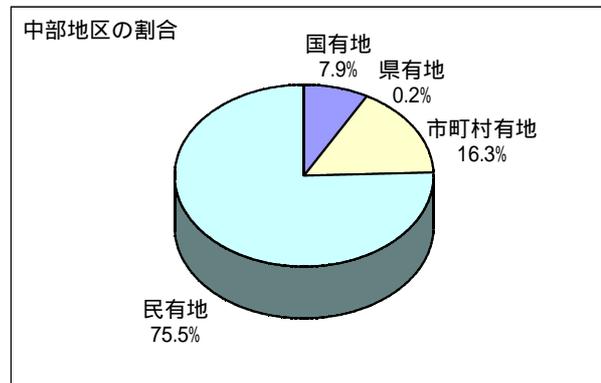
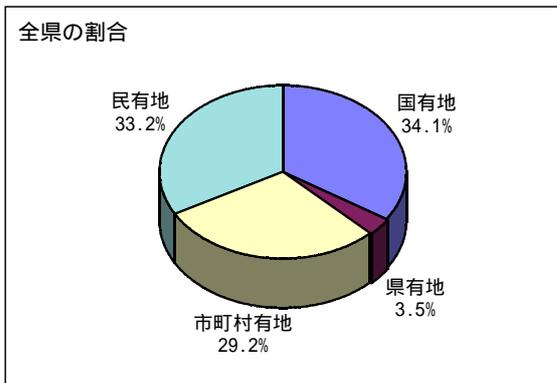
これは、本土の米軍基地面積の約87.5パーセントが国有地で、民・公有地は12.5パーセントに過ぎないのに比べ、大きな特徴であり、本土の米軍基地の大半が戦前の旧日本軍の基地をそのまま使用してきたのに対し、本県の米軍基地は、旧日本軍が使用した区域に止まらず、かつての「土地闘争」にみられるように、米軍による民・公有地の新規接収が各地で行われた背景の違いを表している。

このように、本県の米軍基地は、ただ単に面積が広大であるばかりでなく、その所有形態においても他の都道府県の米軍基地とは経緯を異にしており、基地の整理縮小や返還跡地の利用促進を図る上でも解決しなければならない課題が山積し、沖縄の基地問題の難しさを物語っている。

所有形態別米軍基地面積（平成14年3月31日現在）

単位：ha、%

	国有地	県有地	市町村有地	民有地	合計
北部地区	7,512.1	806.6	5,745.5	2,286.5	16,350.5
中部地区	563.3	17.3	1,152.3	5,353.8	7,086.6
南部地区	21.0	3.5	30.4	145.0	200.0
宮古地区	-	-	-	-	-
八重山地区	4.1	-	-	87.4	91.5
合計	8,100.4	827.5	6,928.2	7,872.7	23,728.8
(割合)	(34.1)	(3.5)	(29.2)	(33.2)	(100.0)



(4) 用途別使用状況

本県の米軍基地の用途別使用状況をみると、「演習場」が施設数、面積とも最も多く、16施設、16,368.3ヘクタール（全基地面積の69.0パーセント）となっている。

この「演習場」施設には、県内最大の面積を有する「北部訓練場」をはじめ、実弾射撃訓練が行われる「キャンプ・シュワブ」、「キャンプ・ハンセン」、パラシュート降下訓練が行われていた「読谷補助飛行場」、部隊の上陸訓練が行われる「金武レッド・ビーチ訓練場」、「金武ブルー・ビーチ訓練場」などのほか、南部地区や八重山地区（尖閣諸島）の離島に所在する射撃場等がある。

なお、「演習場」施設の面積の97.2パーセント（7施設）が、北部地区に集中している。

施設面積で次に大きいものが「倉庫」で、4施設、3,249.5ヘクタール（全基地面積の13.7パーセント）を占めている。

「倉庫」施設には、各軍が必要とする弾薬の総合貯蔵・補給施設として重要な役割を果たしている「嘉手納弾薬庫地区」や「辺野古弾薬庫」の二つの弾薬庫のほか、在日米軍の中でも主要な兵站基地となっている「牧港補給地区」等があるが、「嘉手納弾薬庫地区」だけで「倉庫」施設の面積の84.0パーセントを占めている。

3番目に面積が大きいものが「飛行場」施設で、「嘉手納飛行場」と「普天間飛行場」の2施設、2,475.5ヘクタールである。この両施設はいずれも中部地区に所在し、しかもそれぞれ空軍及び海兵隊の中核基地となっている。

このほか、本県の米軍基地には「キャンプ瑞慶覧」や「キャンプ・コートニー」等の「兵舎」施設が4施設、885.4ヘクタール、「慶佐次通信所」や陸軍特殊部隊（グリーンベレー）が配備されている「トリイ通信施設」等の「通信施設」が6施設所在し、その面積は368.5ヘクタールとなっている。

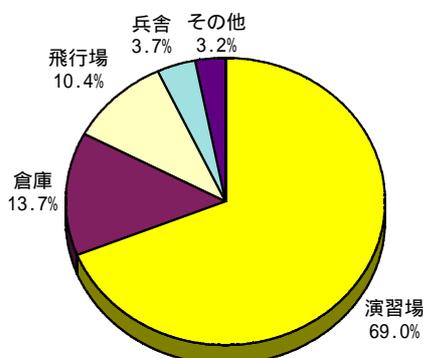
また、米第7艦隊の兵站支援港で原子力潜水艦の寄港地としても重要な役割を果たしている「ホワイト・ビーチ地区」や、湾岸戦争の際の軍事物資の積み出し港として使用された「那覇港湾施設」等の「港湾」施設が3施設、215.8ヘクタール、軍病院が置かれている「医療」施設が1施設、106.7ヘクタールとなっているほか、「その他」の施設として、主に米軍人・軍属及びその家族の福利厚生施設として使用されている施設が1施設（「奥間レスト・センター」）、54.6ヘクタールとなっている。

用途別米軍面積の状況（平成14年3月31日現在）

単位：ha

	演習場	倉庫	飛行場	兵舎	通信	港湾	医療	事務所	その他	合計
北部地区	7 15,915.6	1 121.4			2 4.7				1 54.6	11 16,096.3
中部地区	3 217.7	3 3,128.1	2 2,475.5	4 885.4	4 363.8	2 159.9	1 106.7	1 4.5		20 7,341.6
南部地区	4 143.5					1 55.9				5 199.4
宮古地区										- -
八重山地区	2 91.5									2 91.5
合計(割合)	16 16,368.3 (69.0)	4 3,249.5 (13.7)	2 2,475.5 (10.4)	4 885.4 (3.7)	6 368.5 (1.6)	3 215.8 (0.9)	1 106.7 (0.4)	1 4.5 (0.0)	1 54.6 (0.2)	38 23,728.8 (100.0)

複数の地区にまたがっている施設については、より占有面積の大きい地区へ入れている。



グラフ内の「その他」には、通信、港湾、医療、事務所、その他を含む。

(5) 軍人・軍属及び家族数

沖縄に配属された米軍人の数は、昭和47年の約39,350人を最高に、平成元年までにはほぼ30,000～34,000人台で推移していたが、平成2年以降は30,000人台を割り、平成11年以降は24,000～25,000人台で推移している。

軍人数については、米軍の再編・統合計画によるものや、国際情勢・米国の財政状況等の外的要因など様々な要素が上げられるが、復帰後の数年を除き、大幅な削減は行われていない。

なお、米軍に雇用される軍属については、昭和47年の約2,900人から暫時減少し、昭和53年以降平成4年まで1,000人未満で推移していたが、平成5年以降は逆に1,000人台に増加している。

また、これら軍人・軍属の家族数の推移をみると、人数が把握されている昭和49年及び50年の約24,000人から減少し、昭和51年以降58年までの8年間は14,000人～18,000人台で推移していたが、昭和59年から再び20,000人台に増加して以降、現在も20,000人以上を維持している。

一方で、軍別の状況については、大きな変化が見られる。

特に陸軍は大きく変動しており、復帰時から比較すると現在では、軍人数が約10分の1以下にまで減少している。その一方で、海兵隊については、陸軍の機能を引き継ぎ、その規模を維持している。

その要因としては、復帰に伴い、それまで在沖米軍の主力であった陸軍の代わりに海兵隊が暫時強化されるなど、施設管理権の再編がこうした変動をもたらしている。ちなみに、「キャンプ瑞慶覧」、「辺野古弾薬庫」、「牧港補給地区」は、陸軍から海兵隊へ移管された。また、復帰後の自衛隊基地への引き継ぎなども、陸軍の減少要因となっている。

在沖米軍人・軍属・家族数の推移

単位：人

区 分	陸 軍	海 軍	空 軍	海兵隊	合 計	備 考
昭和 47	軍 人	10,844	1,226	10,834	16,446	5月末現在 (...は県で把握していないもの)
	軍 属	1,710	17	1,073	79	
	家 族	
計	12,554	1,243	11,907	16,525	42,229	
48	軍 人	8,809	1,375	11,115	16,414	5月末現在 (...は県で把握していないもの)
	軍 属	1,465	13	1,002	81	
	家 族	
計	10,274	1,388	12,117	16,495	40,274	
49	軍 人	5,300	1,353	8,750	19,000	11月末現在 海軍の軍人数には軍属を含む
	軍 属	1,100	...	825	70	
	家 族	6,400	738	15,800	1,148	
計	12,800	2,091	25,375	20,218	60,484	
50	軍 人	3,574	1,581	8,900	18,000	11月末現在
	軍 属	874	14	1,000	72	
	家 族	4,680	2,401	15,000	1,500	
計	9,128	3,996	24,900	19,572	57,596	
51	軍 人	2,703	1,584	8,500	20,000	10月末現在
	軍 属	712	15	870	80	
	家 族	3,205	1,109	12,600	1,300	
計	6,620	2,708	21,970	21,380	52,678	

区	分	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	合計	備考
52	軍人	1,831	1,515	8,507	20,000	31,853	7月末現在
	軍属 家族	449 2,112	13 1,100	1,056 9,624	80 2,000	1,598 14,836	
	計	4,392	2,628	19,187	22,080	48,287	
53	軍人	1,387	2,084	8,889	17,704	30,064	12月末現在
	軍属 家族	223 2,269	111 1,444	183 9,163	139 2,570	656 15,446	
	計	3,879	3,639	18,235	20,413	46,166	
54	軍人	1,357	2,500	9,000	20,000	32,857	陸軍：6月末現在 海軍：8月1日現在 空軍：6月1日現在 海兵隊："
	軍属 家族	194 1,969	13 1,600	190 8,600	100 2,390	497 14,559	
	計	3,520	4,113	17,790	22,490	47,913	
55	軍人	1,431	2,500	9,280	20,000	33,211	陸軍：6月末現在 海軍：7月末現在 空軍：1月末現在 海兵隊：6月末現在
	軍属 家族	149 1,629	20 1,300	185 9,694	100 2,660	454 15,283	
	計	3,209	3,820	19,159	22,760	48,948	
56	軍人	1,200	2,700	9,000	18,000	30,900	4月末現在
	軍属 家族	150 1,400	180 1,600	180 9,500	180 3,600	690 16,100	
	計	2,750	4,480	18,680	21,780	47,690	
57	軍人	1,330	2,890	9,408	21,074	34,702	6月末現在
	軍属 家族	159 1,458	168 1,596	193 9,062	195 3,203	715 15,319	
	計	2,947	4,654	18,663	24,472	50,736	
58	軍人	1,191	2,722	8,865	18,936	31,714	12月末現在
	軍属 家族	161 1,595	162 1,591	202 10,578	243 4,064	768 17,828	
	計	2,947	4,475	19,645	23,243	50,310	
59	軍人	1,422	3,223	8,958	21,271	34,874	12月末現在
	軍属 家族	197 1,502	139 1,772	208 11,522	440 5,615	984 20,411	
	計	3,121	5,134	20,688	27,326	56,269	
60	軍人	1,218	3,141	9,075	21,487	34,921	12月末現在
	軍属 家族	220 1,271	163 1,899	248 11,463	191 6,347	822 20,980	
	計	2,709	5,203	20,786	28,025	56,723	
61	軍人	899	3,081	9,101	20,918	33,999	12月末現在
	軍属 家族	199 1,399	197 1,961	260 11,783	284 4,976	940 20,119	
	計	2,497	5,239	21,144	26,178	55,058	

区 分		陸 軍	海 軍	空 軍	海兵隊	合 計	備 考
62	軍 人	904	2,727	9,386	21,530	34,547	12月末現在 ただし、海兵隊は11 月末現在
	軍 属 家 族	209 1,445	211 2,396	263 13,018	171 5,398	854 22,257	
	計	2,558	5,334	22,667	27,099	57,658	
63	軍 人	861	2,862	8,703	22,070	34,496	陸軍：11月末現在 海軍：10月末現在 空軍：11月末現在 海兵隊：9月末現在
	軍 属 家 族	203 1,378	221 2,200	259 12,387	179 6,774	862 22,739	
	計	2,442	5,283	21,349	29,023	58,097	
平成 元	軍 人	869	2,327	7,984	19,255	30,435	12月末現在
	軍 属 家 族	264 1,307	67 1,924	277 11,193	192 6,588	800 21,012	
	計	2,440	4,318	19,454	26,035	52,247	
2	軍 人	872	2,901	7,511	18,403	29,687	10月1日現在
	軍 属 家 族	196 499	69 1,956	266 9,564	185 6,829	716 18,848	
	計	1,567	4,926	17,341	25,417	49,251	
3	軍 人	805	3,207	7,643	15,934	27,589	12月末現在
	軍 属 家 族	199 1,438	79 2,002	257 10,163	238 7,848	773 21,451	
	計	2,442	5,288	18,063	24,020	49,813	
4	軍 人	866	2,463	7,882	17,843	29,054	12月末現在 ただし、空軍は11月 月末現在
	軍 属 家 族	150 1,702	173 1,820	270 10,195	363 8,024	956 21,741	
	計	2,718	4,456	18,347	26,230	51,751	
5	軍 人	859	2,783	7,134	16,815	27,591	12月末現在
	軍 属 家 族	148 1,232	168 2,094	475 10,142	301 8,527	1,092 21,995	
	計	2,239	5,045	17,751	25,643	50,678	
6	軍 人	887	2,917	7,483	17,733	29,020	12月末現在 ただし、海軍は9月末 現在
	軍 属 家 族	153 1,255	246 1,961	271 10,708	430 8,550	1,100 22,474	
	計	2,295	5,124	18,462	26,713	52,594	
7	軍 人	875	2,794	7,252	16,200	27,121	12月末現在 ただし、陸軍は11月 月末現在
	軍 属 家 族	145 1,444	271 1,929	594 10,984	400 9,400	1,410 23,757	
	計	2,464	4,994	18,830	26,000	52,288	
8	軍 人	843	2,905	7,000	17,279	28,027	9月末現在 ただし、陸軍は12月 月末現在
	軍 属 家 族	149 1,096	242 2,801	650 10,700	417 9,457	1,458 24,054	
	計	2,088	5,948	18,350	27,153	53,539	

区 分	陸 軍	海 軍	空 軍	海兵隊	合 計	備 考
9	軍 人	838	3,009	6,881	16,391	12月 8 日現在
	軍 属 家 族	135 1,320	237 2,750	698 10,159	418 8,057	
	計	2,293	5,996	17,738	24,866	50,893
10	軍 人	782	2,978	6,838	16,640	9 月末現在
	軍 属 家 族	145 1,155	241 2,319	597 10,253	443 7,945	
	計	2,082	5,538	17,688	25,028	50,336
11	軍 人	832	2,091	6,975	14,949	10月 1 日現在
	軍 属 家 族	124 1,241	241 2,291	543 10,483	447 8,409	
	計	2,197	4,623	18,001	23,805	48,626
12	軍 人	832	1,854	6,808	15,364	6 月末現在
	軍 属 家 族	122 1,246	237 2,252	619 10,059	470 9,639	
	計	2,200	4,343	17,486	25,473	49,502
13	軍 人	946	1,569	6,755	15,317	9 月末現在
	軍 属 家 族	129 1,274	240 2,471	537 10,077	449 9,515	
	計	2,349	4,280	17,369	25,281	49,279
14	軍 人	943	1,928	6,734	15,910	9 月末現在
	軍 属 家 族	115 1,287	230 2,547	561 9,910	491 8,690	
	計	2,345	4,705	17,205	25,091	49,346

豆 知 識

海兵隊とは？

海兵隊は海兵陸空任務部隊(Marine Air-Ground Task Forces, 略して MAGTFs)として配備される軍部である。MAGTFs は様々な構成で展開される。例えば小規模の水陸遠征小隊から大規模な海兵遠征軍などである。海、空のどちらからも展開可能で、即応性に富み、その規模や構成において拡張性が高く、持続力もある。水陸両用艦から前方展開する際には、強行的に進入する機能として作戦に貢献でき、また必要に応じ長期間ひとつの地点に留まることが可能である。現役隊員と予備役兵を密接に組みあわせることで海兵隊全体の能力と適応性を高める事ができる。これらの一般的な性質以外にも、海兵隊は化学・生物物質緊急部隊 (CBIRF) という特別な要素を持っており、化学生物物質関係の緊急時にすばやく一次措置を行って対応する。CBIRF は 2001年9月11日の同時テロ以来、新しく設立された第4海兵遠征旅団 / 対テロリズム (4th MEB/AT) に吸収された。この第4海兵遠征旅団 / 対テロリズムは米国内外においてテロと闘うために重要な海兵隊の持つ要素・能力を結集して編成された部隊である (2001年9月米国防総省発表の4年期ごとの国防計画見直し (QDR) より)。

2 米軍の軍別状況

本県に所在する米軍基地を軍別の管理形態によって区別すると、管理面積の多い順に、海兵隊、空軍、海軍及び陸軍となるが、これらの単独管理施設のほかに、2以上の軍が共用している施設もある。以下、各軍別の状況をみてみる。

軍別の構成比

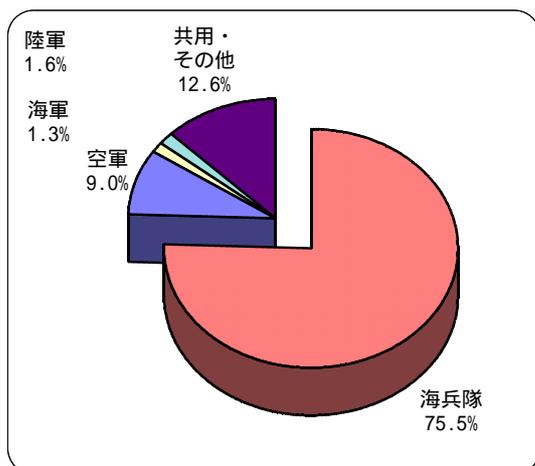
平成14年3月31日現在

区分	施設数	構成比(%)	面積(千㎡)	構成比(%)	軍人数(人)	構成比(%)
海兵隊	16	42.1	179,056	75.5	15,910	62.4
空軍	7	18.4	21,433	9.0	6,734	26.4
海軍	6	15.8	3,180	1.3	1,928	7.6
陸軍	5	13.2	3,808	1.6	943	3.7
共用	3	7.9	29,557	12.5	-	-
その他	1	2.6	254	0.1	-	-
合計	38	100.0	237,288	100.0	25,515	100.0

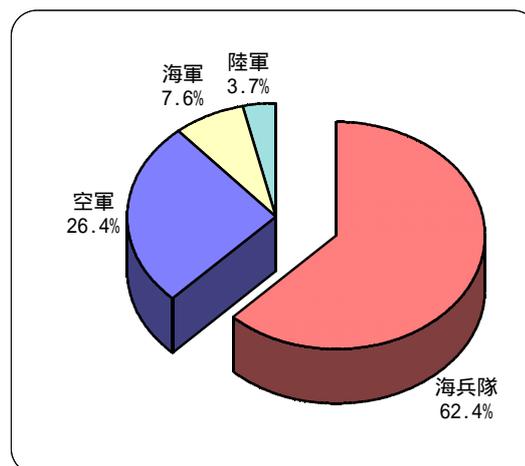
軍人数については、平成14年9月末現在。また、軍属及び家族数は含まれない。

軍人数については、共用、その他の施設毎の区分はしていない。

軍別の施設面積構成比



軍別の軍人構成比



(1) 海兵隊

在沖米海兵隊の基地は施設数、施設面積とも最も大きく、平成14年3月末現在、16施設、17,905.6ヘクタール（全施設面積の75.5パーセント）を占めており、軍人数も在沖米軍の総軍人数の62.4パーセントが海兵隊員となっている。

現在、沖縄には、「在日米海兵隊基地司令部」がキャンプ瑞慶覧に置かれている。その指揮管理の下に「第3海兵機動展開部隊司令部」がキャンプ・コートニーに置かれ、その下部機関として、地上部隊を形成する「第3海兵師団」が同じくキャンプ・コートニーに、また、これらの実戦部隊の後方支援部隊である「第3海兵役務支援群」が牧港補給地区に、さらに「第31機動展開隊」がキャンプ・ハンセンに、「第1海兵航空団司令部」がキャンプ瑞慶覧に駐留している。

なお、これらの部隊機関に所属する主な部隊として、「第3海兵師団」の下には、6ヵ月交代で駐留する歩兵大隊である「第4海兵連隊（歩兵）」がキャンプ・シュワブに置かれ、実弾射撃訓練を実施しており、「第12海兵連隊（砲兵）」はキャンプ・ハンセンに置かれている。

また、「第1海兵航空団」の下に、実戦部隊である「第36海兵航空群」及び後方支援部隊である「第18海兵航空管制群」が普天間飛行場に配置されている。

本県の海兵隊基地は、復帰に伴い、それまでの在沖米軍の主力であった陸軍に代わり暫時強化され、昭和50年7月に、在沖米軍を代表する「在日米軍四軍調整官」が陸軍司令官から海兵隊司令官に代わった。

また、昭和50年6月に、「キャンプ瑞慶覧」の施設管理権が陸軍から海兵隊に移管されたほか、昭和51年4月には第1海兵航空団司令部中隊が山口県岩国基地から「キャンプ瑞慶覧」へ移駐し、さらに、昭和54年には同岩国基地に駐留していた第17海兵航空団支援群が「キャンプ瑞慶覧」に移駐した。

その他、昭和52年6月に「辺野古弾薬庫」が陸軍から、昭和53年9月に「牧港補給地区」が陸軍から、平成元年8月に「伊江島補助飛行場」が空軍から海兵隊にそれぞれ移管された。

(2) 空 軍

在沖米空軍の基地は、7施設、2,143.3ヘクタールで、全施設面積の9.0パーセントを占めている。これに対し、軍人数は全兵力の26.4パーセントと、約4分の1を占めており、海兵隊と並び在沖米軍の主力となっている。

空軍は、横田飛行場に司令部を置く「第5空軍」の指揮監理の下に、「第18航空団」が嘉手納飛行場に配置され、その管轄下に「第18運用群」、「第18整備群」、「第18任務支援群」、「第18医療群」、「第18施設群」が置かれている。

また、関連部隊として、「第353特殊作戦群」、「第390情報中隊」、「第82偵察中隊」、「第733空輸機動支援中隊」が配置されている。

空軍の施設には、「嘉手納飛行場」の他に、「八重岳通信所」及び「瀬名波通信施設」の通信施設や、「鳥島射爆撃場」、「出砂島射爆撃場」、「久米島射爆撃場」の演習場、保養施設である「奥間レスト・センター」がある。

(3) 海 軍

在沖米海軍の基地は、6施設、318.0ヘクタール（全施設面積の1.3パーセント）で、軍人数は全兵力の7.6パーセントとなっている。現在、「在沖米海軍艦隊活動司令部嘉手納海軍航空施設隊」が嘉手納飛行場に配置されている。

海軍の施設としては、「楚辺通信所」及び「泡瀬通信施設」の通信施設や、「黄尾嶼射爆撃場」、「赤尾嶼射爆撃場」、「沖大東島射爆撃場」の演習場のほか、港湾施設の「天願棧橋」がある。

なお、「慶佐次通信所」は、平成7年4月に海軍から陸軍へと移管された。

(4) 陸 軍

在沖米陸軍の基地は、5施設、380.8ヘクタール（全施設面積の1.6パーセント）で、軍人数は全兵力の3.7パーセントとなっている。現在、陸軍は、トリイ通信施設に司令部として「第10地域支援群」が配置されており、その他に、「第1特殊部隊群（空挺）第1大隊」がトリイ通信施設に、「第58通信大隊」がキャンプ瑞慶覧に、「第835輸送大隊」が那覇港湾施設に置かれている。

陸軍は、沖縄の占領当初から復帰時まで一貫して軍政を担当し、復帰時には46施設を有し、全施設数の52.9パーセントを占めるなど、在沖米軍の中核となっていたが、基地の再編により、現在では施設数は最も少なく、面積についても3番目の大きさで、小規模なものになっている。

なお、「キャンプ瑞慶覧」は昭和50年6月に、「牧港補給地区」は昭和53年9月に海兵隊へそれぞれ移管された。

陸軍には「トリイ通信施設」のほかに、「那覇港湾施設」、「陸軍貯油施設」及び平成7年4月に

海軍から移管された「慶佐次通信所」がある。（「工兵隊事務所」は平成14年9月30日全面返還。）

(5) 共用施設

2つ以上の軍が共同で管理している共用施設は、3施設、2,955.7ヘクタールであり、「嘉手納弾薬庫地区」が海兵隊と空軍の、「キャンプ・シールズ」が空軍と海軍の、「ホワイト・ビーチ地区」が海軍と陸軍の共用施設となっている。

米軍基地の軍別状況（平成14年3月31日現在）

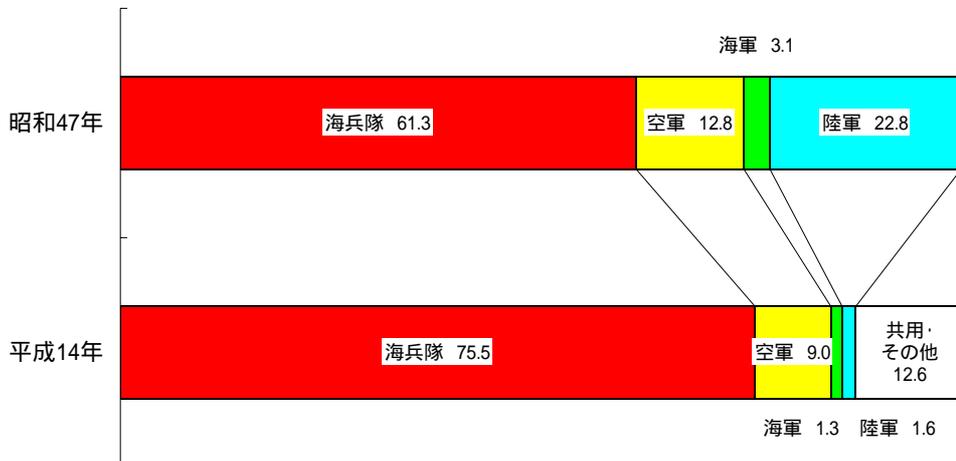
単位：ha、%

区 分	昭和47年5月15日		平成14年		施 設 名
	施設数	面 積	施設数	面 積	
海 兵 隊	16 (18.4)	17,568.2 (61.3)	16 (42.1)	17,905.6 (75.5)	北部訓練場、伊江島補助飛行場、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、ギンバル訓練場、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場、読谷補助飛行場、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、津堅島訓練場
空 軍	14 (16.1)	3,661.2 (12.8)	7 (18.4)	2,143.3 (9.0)	奥間レスト・センター、八重岳通信所、瀬名波通信施設、嘉手納飛行場、鳥島射爆撃場、出砂島射爆撃場、久米島射爆撃場
海 軍	11 (12.6)	901.4 (3.1)	6 (15.8)	318.0 (1.3)	楚辺通信所、天願棧橋、泡瀬通信施設、黄尾嶼射爆撃場、赤尾嶼射爆撃場、沖大東島射爆撃場
陸 軍	46 (52.9)	6,530.0 (22.8)	5 (13.2)	380.8 (1.6)	慶佐次通信所、トリイ通信施設、工兵隊事務所、那覇港湾施設、陸軍貯油施設
共 用			3 (7.9)	2,955.7 (12.5)	嘉手納弾薬庫地区（海兵隊・空軍）、キャンプ・シールズ（空軍・海軍）、ホワイト・ビーチ地区（海軍・陸軍）
そ の 他			1 (2.6)	25.4 (0.1)	浮原島訓練場（自衛隊施設の一時使用）
合 計	87 (100.0)	28,660.8 (100.0)	38 (100.0)	23,728.8 (100.0)	

「昭和47年」の数値については、沖縄の米軍基地関係資料（昭和47年11月）による。

陸軍管理の「工兵隊事務所」は、平成14年9月30日に全面返還された。

軍別状況の復帰時との比較表（面積の割合）



3 自衛隊基地の概要

(1) 概況

自衛隊の沖縄配備は、昭和46年6月、日米安全保障協議委員会において承認された「沖縄の直接防衛責任の日本国による引き受けに関する取り決め（久保・カーティス協定）」により行われた。

その後、昭和53年11月の「日米防衛協力のための指針」、及び平成2年12月の「中期防衛力整備計画」に基づき、装備の整備、兵力の増加等が漸次進められた。

平成14年3月末現在の本県の自衛隊施設数は、35施設（建物のみの8施設を含む）、6,371千㎡であり、県土に占める割合は0.3%となっている。また、全国の自衛隊基地面積に占める割合は0.6%である。県土に占める割合は、復帰当時の3施設、1,661千㎡(0.07%)に比べると大幅な増加となっている。

なお、平成9年9月24日に発表された新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」のなかで、日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合、自衛隊及び米軍が運用面において日米協力を行うことに加え、日本は必要に応じて米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保することが明文化されている。

(2) 地区別分布状況

本県の自衛隊基地を地区別にみると表3のとおりで、その面積の約7割は南部地区に所在しており、次いで北部地区、中部地区、宮古地区となっている。なお、八重山地区には自衛隊基地は置かれていない。

南部地区に集中しているのは、「陸上自衛隊第1混成団」及び「航空自衛隊南西航空混成団」の本部が駐屯し、また、それに所属する各部隊が配置されているためである。とくに、那覇市においては、全施設面積の53.8パーセントを占めている。このほか知念村、糸満市及び佐敷町等に、防空警戒管制のための通信施設や地对空誘導弾（パトリオット）発射施設等がある。

北部地区は、昭和63年以前には、地对空誘導弾（ナイキ）発射施設であった航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場の1施設、269千㎡のみであったが、海上自衛隊の航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）の受信所が国頭村に設置され、本部町の送信所予定地が追加されたことにより、施設は3施設、915千㎡へと増加した。

中部地区には、勝連町に海上自衛隊の営舎（海上自衛隊沖縄基地隊）、具志川市に通信所（海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所）があり、また、陸上自衛隊の訓練場（ホーク・ミサイル発射施設等）が沖縄市及び勝連町にある。さらに、勝連町には米軍も一時使用できる浮原島訓練場がある。

なお、宮古地区には、平良市と上野村にまたがる航空自衛隊の通信施設（航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地）と、隊員及びその家族用の宿舎がある。

(3) 用途別使用状況

自衛隊基地の用途別使用状況は表4のとおりであり、浮原島訓練場やミサイル発射施設等の「訓練場」施設が9施設（全体の33.3%）、2,427千㎡（38.1%）となっている。

次に、各隊の本部や後方支援施設等の総合施設である「営舎」施設が3施設（11.1%）、470千㎡（7.4%）となっている。

「通信施設」は、昭和63年以前は施設数が4施設、697千㎡であったが、海上自衛隊の対潜水艦作戦センター（ASWOC）の受信所、送信所が追加配置されたことにより、6施設（22.2%）、1,291千㎡（20.3%）となっている。

隊員及びその家族用としての「宿舎」施設が7施設（全体の25.9%）、111千㎡（1.7%）となっている。

また、「飛行場」施設は「航空自衛隊那覇基地」の1施設(3.7%)、2,074千㎡(32.6%)であり、「事務所」施設が1施設(3.7%)となっている。

表1 自衛隊基地面積の推移

単位：千㎡

	昭和47年5月15日		昭和52年3月31日		昭和57年3月31日		昭和62年3月31日		平成4年3月31日		平成9年3月31日	
	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数
陸上自衛隊	291	1	907	9	1,233	10	2,290	11	2,428	13	2,282	13
航空自衛隊	1,301	1	2,251	10	2,305	10	3,218	10	3,269	10	3,340	10
海上自衛隊	69	1	206	2	242	2	259	2	870	4	867	4
計	1,661 (100)	3 (100)	3,365 (203)	21 (700)	3,780 (228)	22 (733)	5,767 (347)	23 (767)	6,565 (395)	27 (900)	6,488 (391)	27 (900)

	昭和14年3月31日	
	面積	施設数
陸上自衛隊	2,251	13
航空自衛隊	3,254	10
海上自衛隊	868	4
計	6,371 (384)	27 (900)

()内の数は、昭和47年5月15日の基地面積及び施設数をそれぞれ100とした場合の比較数である。建物のみの8施設は除く。

表2 基地面積の比較

平成14年3月31日、単位：千㎡

	全 国	沖 縄	本 土
米 軍 基 地	1,010,818 (100.0)	237,288 (23.5)	773,530 (76.5)
自 衛 隊 基 地	1,080,243 (100.0)	6,371 (0.6)	1,073,872 (99.4)
計	1,396,837 (100.0)	243,402 (17.4)	1,153,435 (82.6)

合計は、米軍の一時使用施設のうち自衛隊との共同使用を除く。

表3 自衛隊基地面積の地区別面積

平成14年3月31日

	件 数		面 積 (千㎡)	
		構成比 (%)		構成比 (%)
全 県	27	100.0	6,371	100.0
北部地区	3	11.1	915	14.4
中部地区	5	18.5	824	12.9
南部地区	16	59.3	4,493	70.5
(本 島)	(21)	(77.8)	(5,756)	(90.3)
宮古地区	3	11.1	138	2.2
八重山地区	-	-	-	-

建物のみの8施設は除く。

表4 用途別自衛隊施設・面積

平成14年3月31日

	施設数 (%)	面積 (千㎡)	施設名
訓練場	9 (33.3%)	2,427 (38.1%)	陸上自衛隊那覇駐屯地南与座分屯地 陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場 陸上自衛隊那覇訓練場 航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場 航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場 航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場
営舎	3 (11.1%)	470 (7.4%)	陸上自衛隊那覇駐屯地 陸上自衛隊那覇駐屯地与座分屯地 海上自衛隊沖繩基地隊
通信施設	6 (22.2%)	1,291 (20.3%)	海上自衛隊沖繩基地隊具志川送信所 海上自衛隊本部送信所 海上自衛隊国頭受信所 航空自衛隊那覇基地与座分屯基地 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地
宿舎	7 (25.9%)	111 (1.7%)	陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎
飛行場	1 (3.7%)	2,074 (32.6%)	航空自衛隊那覇基地
事務所	1 (3.7%)	0 (0.0%)	沖縄地方連絡部
合計	27 (100.0%)	6,371 (100.0%)	

建物のみの8施設は除く。

「0」は、表示単位に満たないものである。また、合計の欄は、四捨五入の関係で符合しないことがある。

第2章 基地被害と対策

第1節 基地から派生する諸問題

本県における米軍基地の存在は、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっていることはもとより、その運用等により周辺住民をはじめ県民生活に様々な影響を与えている。

日本の国土面積のわずか0.6%に過ぎない狭い沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約75%に及ぶ広大な面積の米軍基地が存在している。米軍基地は、県土面積の約10%を占め、とりわけ人口や産業が集中する沖縄本島においては、約19%を米軍基地が占めている。さらに、沖縄周辺には、29カ所の水域と20カ所の空域が米軍の訓練区域として設定されているほか、嘉手納を中心に半径50マイル（約80.5km）、高度20,000フィート（約6.1km）と久米島を中心に半径30マイル（約48.3km）、高度5,000フィート（約1.5km）にわたり米軍が管制権を持つ「嘉手納ラブコン」が設定されるなど、陸地だけでなく海、空の使用が制限されている。

こうした過重な米軍基地の存在は、望ましい都市形成や交通体系の整備並びに産業基盤の整備など地域の振興開発を図る上で大きな障害となっている。

街の中心部に基地を持つ沖縄本島中部の主要都市では、周辺集落間の交通網が遮断され、基地周辺道路においては、交通渋滞が引き起こされている。また、基地周辺の住宅・商業地域はゾーニングもされないままスプロール化してきたため、住宅等が密集し、道路整備などが不十分な状況になっている。

また、広大な米軍施設・区域の存在は、県民生活や自然環境に様々な影響を及ぼしており、とりわけ日常的に発生する航空機騒音による基地周辺住民の健康への影響や、戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故及び油脂類・赤土等の流出、実弾演習による山林火災等、米軍基地に起因する事件・事故等による県民生活及び環境への影響が問題となっている。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺においては、半数近くの測定地点で、環境省の定める環境基準値を超える航空機騒音が測定されており、地域住民の日常生活及び健康への影響が懸念されている。また、基地周辺の学校では、授業が度々中断されるなど教育面でも影響が出ている。

キャンプ・ハンセン演習場では、度重なる実弾演習や、それに伴う山火事の発生等により、大切な緑が失われ、山肌がむき出しになるなど、かけがえのない自然環境が損なわれている。また、平成14年7月には、M2重機関銃弾が民間地域に被弾する事故が発生している。その他、同演習場では、無数の不発弾が存在し、その処理には莫大な費用と長い年月を要することが予想される。

米軍航空機関連の事故は、復帰後、平成14年12月末現在で217件（うち墜落40件）発生している。航空機事故は、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事になりかねないものであり、周辺住民はもとより県民に大きな不安を与えている。

平成10年7月にキャンプ・ハンセン内で発生した米海兵隊所属のUH-1Nヘリコプター墜落事故をはじめ、平成11年4月にはCH-53Eヘリコプターが北部訓練場の沖合に墜落する事故（乗員4名死亡）、同年6月にはAV-8ハリヤー機が嘉手納飛行場を離陸後、滑走路に墜落する事故が起こっている。また、平成14年8月には、嘉手納基地所属のF-15C戦闘機が沖縄本島の南約60マイル（約100km）の海上に墜落する事故が発生し、県民に大きな不安や衝撃を与えた。

その他、米軍人等による刑法犯罪は、沖縄県警察本部の統計によると、昭和47年の日本復帰から平成14年12月末までに5,157件ののぼり、そのうち凶悪事件が533件、粗暴犯が966件も発生するなど、県民の生活の安全確保や財産の保全に大きな不安を与えている。

1 環境問題

(1) 航空機騒音

航空機騒音の現状について

米軍基地から派生する基地被害は多岐にわたり、県民の日常生活に深刻な影響をもたらしているが、なかでも米軍飛行場からの航空機騒音は、周辺地域住民の生活や健康に重大な悪影響を与えている。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場は、いずれも住宅密集地域に隣接しており、同飛行場を離発着する航空機による騒音被害は広範囲にわたり、11市町村の約52万人（沖縄県人口の約39%）に及んでいる。

嘉手納飛行場においては、F-15C戦闘機等の常駐機に加え、空母艦載機や国内外から飛来する航空機による離発着やタッチ・アンド・ゴーなどの通常訓練のほか、臨時的に実施されるORI演習（行動態勢観察）や四半期毎のローリー演習（現地運用態勢訓練＝ORI演習の予行演習）、さらには、住宅地域に近い駐機場でのエンジン調整などが行われており、周辺地域住民の日常生活への影響はもとより、学校における授業の中断、聴力の異常や睡眠障害等の健康面への悪影響などがあり、看過できない騒音被害が発生している。

また、普天間飛行場においては、ヘリコプター等の航空機離発着訓練や民間地域上空でのヘリの旋回訓練の実施などによって、周辺住民に深刻な騒音被害を引き起こしている。

このような航空機騒音問題に関して、国は環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）により航空機騒音に係る環境基準値を設定している。

これを受け、沖縄県は嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域について、昭和63年2月に環境基本法第16条に基づく「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行っており、嘉手納飛行場周辺の指定地域を4市2町3村（嘉手納町、読谷村の全域並びに北谷町、沖縄市、具志川市、石川市、宜野湾市、北中城村及び恩納村の一部）、普天間飛行場周辺の指定地域を2市2村（宜野湾市、浦添市、北中城村及び中城村の一部）としている。

沖縄県は、これら関係市町村と協力しながら同地域における航空機騒音を測定し、環境基準との適合状況の把握に努めるとともに、日米両国政府に対し、航空機騒音の低減化要請を繰り返して行ってきた。

沖縄県と関係市町村が共同で実施している両飛行場周辺の平成13年度航空機騒音測定結果によると、23測定地点のうち13地点（56.5%）で環境基準値を上回っている。

飛行場別にみると、嘉手納飛行場周辺では14地点中9地点（64.3%）で、普天間飛行場周辺では9地点中4地点（44.4%）で環境基準値を上回っている。

また、各測定地点中のWECPNL値をみると、嘉手納飛行場周辺では64.9～89.6の範囲内にあり、最高値は北谷町砂辺で89.6が、普天間飛行場周辺では65.2～86.8の範囲内にあり、最高値は宜野湾市上大謝名で86.8が記録されている。

さらに、常時測定地点における1日平均騒音発生回数は、嘉手納飛行場周辺では嘉手納町屋良の113.1回が、普天間飛行場周辺では宜野湾市上大謝名の81.5回が最も多くなっている。同様に、1日平均騒音継続累積時間について見ると、嘉手納飛行場周辺では嘉手納町屋良の51分51秒が、普天間飛行場周辺では宜野湾市上大謝名の45分13秒が最も長くなっている。

また、沖縄県では、平成7年度から平成10年度までの4か年事業として、両飛行場に起因する騒音が周辺住民の健康にどの程度影響を及ぼしているかを調べるため、「航空機騒音による健康影響調査」を実施した。その調査報告によると、特に嘉手納飛行場周辺地域で、長年の航空機騒

音の曝露による聴力の損失、低出生体重児の出生率の上昇、幼児の身体的、精神的要観察行動の多さ等、航空機騒音による住民健康への悪影響が明らかになっている。

嘉手納飛行場の騒音被害については、昭和57年に国を相手に第一次嘉手納基地騒音訴訟が提起され、平成10年5月に過去の騒音被害に対し補償を行うこととの判決が出され、平成12年には第二次嘉手納基地騒音訴訟が提起された。また、第一次嘉手納基地騒音訴訟の判決を受け、嘉手納基地周辺に住む訴訟団に参加しない者の間に、嘉手納基地爆音公平補償を求める会が組織された。

普天間基地飛行場の騒音被害については、平成14年10月に、周辺住民から国及び普天間基地司令官を相手に、普天間爆音訴訟が提起された。

(注)W E C P N Lとは

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level (加重等価継続感覚騒音レベル)は、国際民間航空機関 (I C A O) で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位で、1日の平均騒音ピークレベルに時間帯別発生回数等を加味したものであり、日本における航空機騒音に係る環境基準の評価に使用されている。

嘉手納飛行場周辺における航空機騒音測定結果 (平成13年度)

No	測定地点			環境基準値		測定期間内 平均WECPNL	日平均騒音 発生回数	日平均騒音 継続累積時間	測定期間	測定日数	測定機関
	測定局名	設置場所	用途地域	類型	WECPNL						
美原	石川市美原 社会福祉法人美原の里		未指定		70	79.7 (78.5)	73.5	35分37秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	357	沖縄県
昆布	具志川市昆布 昆布公民館		未指定		70	77.0 (75.3)	51.7	32分9秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	355	沖縄県
上勢	北谷町上勢頭 上勢区公民館		第1種低層住居専用		70	71.4 (70.5)	89.6	41分5秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
宮城	北谷町宮城 宮城公民館		第1種住居		75	73.6 (72.4)	90.9	48分2秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
北美	沖縄市登川 北美小学校		未指定		70	75.8 (73.0)	45.0	22分19秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	203	沖縄県
八重島	沖縄市八重島 八重島公民館		準工業地域		75	70.3 (69.8)	20.0	5分39秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	358	沖縄県
屋良A	嘉手納町屋良 屋良小学校		第2種中高層住居専用		70	79.6 (77.7)	100.4	51分51秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	358	沖縄県
砂辺	北谷町砂辺 住宅		第1種住居		75	89.6 (88.8)	105.7	48分5秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	北谷町
伊良皆	読谷村伊良皆 読谷高校		第1種低層住居専用		70	66.4 (68.5)	27.1	14分6秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
桑江	北谷町桑江 北谷町役場		(共同使用地域)	-	-	68.7 (67.7)	20.1	14分29秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	北谷町
山内	沖縄市山内 山内小学校		第1種低層住居専用		70	64.9 (63.2)	23.5	9分23秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄市
12 嘉手納	嘉手納町嘉手納 嘉手納町役場		未指定		70	77.0 (75.4)	66.7	22分8秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	351	嘉手納町
13 兼久	嘉手納町兼久 嘉手納町勤労者体育センター		第1種住居		75	74.6 (73.5)	59.2	16分47秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	351	嘉手納町
14 栄野比	具志川市栄野比 住宅		未指定		70	76.8 (74.7)	38.7	22分30秒	H13.10.2 ~ H14.3.22	133	具志川市
15 屋良B	嘉手納町屋良 住宅		第2種中高層住居専用		70	82.9 (81.2)	113.1	47分48秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	348	嘉手納町

* 下線付きは環境基準値超過を示す。

* 測定期間内平均WECPNLの()内は、平成12年度のWECPNLである。

* No.に印を付したものは、航空機騒音自動監視観測システムが導入されている測定局である。

* 常時測定局のうち測定日数が365日(1年)に満たないものは、測定器停電あるいは機器の故障等の理由による。

普天間飛行場周辺における航空機騒音測定結果（平成13年度）

No	測定地点		環境基準値		測定期間内 平均WECPNL	日平均騒音 発生回数	日平均騒音 継続累積時間	測定期間	測定日数	測定機関
	測定局名	設置場所	用途地域	類型						
野 高	宜野湾市野高 野高一区公民館	第1種中高層住居専用		70	79.3 (76.7)	29.6	16分31秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	357	沖縄県
愛 知	宜野湾市愛知 十九区公民館	準 住 居		75	65.2 (65.2)	19.3	10分10秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
我如古	宜野湾市我如古 宜野湾市民図書館	第1種中高層住居専用		70	68.0 (67.2)	25.6	10分57秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
上大謝名	宜野湾市大謝名 民間会社	第1種低層住居専用		70	86.8 (84.0)	81.5	45分13秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	358	沖縄県
新 城	宜野湾市新城 普天間中学校	第1種中高層住居専用		70	72.4 (70.0)	24.6	14分33秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
宜野湾	宜野湾市宜野湾 宜野湾区公民館	第1種中高層住居専用		70	67.0 (69.3)	11.1	7分15秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	357	沖縄県
真志喜	宜野湾市真志喜 真志喜公民館	第1種中高層住居専用		70	70.0 (71.1)	29.8	11分53秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	宜野湾市
大 山	宜野湾市大山 民間会社	近 隣 商 業		75	68.6 (68.3)	25.0	7分59秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
9 安波茶	浦添市安波茶 浦添市役所	近 隣 商 業		75	68.8 (69.2)	8.1	2分42秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	353	浦添市

- * 下線付きは環境基準値超過を示す。
- * 測定期間内平均WECPNLの()内は、平成12年度のWECPNLである。
- * No.に 印を付したものは、航空機騒音自動監視観測システムが導入されている測定局である。
- * 常時測定局のうち測定日数が365日(1年)に満たないものは、測定器停電あるいは機器の故障等の理由による。

嘉手納基地騒音訴訟

1982年(昭和57年)2月、沖縄市、嘉手納町、北谷町、読谷村、具志川市、石川市にまたがる嘉手納飛行場周辺の住民(当初601名、最終907名)が、米軍機の夜間飛行禁止や損害賠償などを求めて、国を相手取り、提訴した。

原告住民側は、国は米軍により嘉手納基地周辺の原告ら住民を長期にわたり甚大な爆音にさらし、その健康を害し、生活環境を破壊させたとして、主に次の四項目について主張した。

- (ア) 午後7時から午前7時までの間の夜間飛行、エンジン作動を禁止すること。
- (イ) 午前7時から午後7時までの間の日中の爆音を65デシベル以下におさえること。
- (ウ) 過去、現在にわたる損害賠償として一人あたり115万円支払うこと。及び将来の損害賠償を支払うこと。
- (エ) 住民地域上空での発着や演習を含めて飛行を禁止すること。

これに対し、1994年(平成6年)2月、一審の那覇地方裁判所は、

- (ア) 原告は、国に米軍機の飛行差し止めを請求することはできない。
- (イ) 被害はWECPNL値80以上の地域で受認限度を超えており、国は損害賠償責任がある。しかし、身体的被害を認めることは困難である。
- (ウ) 将来の損害賠償については、訴えの要件を欠き、不適法である。
- (エ) 対象区域内に転入した原告は、被害を認識していたか、認識しなかった過失があり、(「危険への接近」の法理を適用し、)過失相殺により、減額とする。

などとする趣旨の判決を出し、原告907名のうち、768名について総額で約8億円余りの賠償を認めた。

原告側は直ちに控訴し、飛行差し止め、WECPNL値75以上の損害賠償責任、身体への健康被害などを争点にして争った。特に、身体的被害については、県が実施してきた「航空機騒音による健康影響調査」を原告側の証拠として提出し、精神的被害にとどまらず、身体的被害が明らかであることを強く主張した。

その結果、1998年(平成10年)5月22日、控訴審の福岡高等裁判所那覇支部は、次のような趣旨の判決を出し、国及び原告が上告しなかったため、判決は確定した。

- (ア) 国は、米軍の飛行場の管理運営の権限を制約し、その活動を制限しうる権限はなく、飛行差し止めの主張自体失当である。
- (イ) 身体的被害については、その疑いはあるものの、断定することまではできず、認めることは

できない。

(ウ) 類型 の地域においてはW値75以上の地域、類型 の地域においては80以上の地域に居住し、又は居住していた原告の被害が受忍限度を超えるものと認める。

(イ) (基地が集中する沖縄の特殊事情から) 危険への接近の法理の適用又は過失相殺の類推適用はしない。

(オ) 原告907名のうち867名について、総額13億7,300万円の賠償を認めた(基本月額を一部増額し、地域の範囲を拡大した。)

その後、2000年(平成12年)3月に沖縄市、嘉手納町、北谷町、読谷村、具志川市、石川市にまたがる嘉手納飛行場周辺の住民(5,542名)が米軍機の夜間飛行禁止や損害賠償などを求めて、国、米国政府を相手取り、再度提訴し、現在係争中である(平成14年12月末現在)。

原告住民側は、国は米軍により嘉手納基地周辺の原告ら住民を長期にわたり甚大な爆音にさらし、その健康を害し生活環境を破壊させたとして、主に次の四項目について主張している。

(ア) 午後7時から午前7時までの間の夜間飛行、エンジン作動を禁止すること。

(イ) 午前7時から午後7時までの間の日中の爆音を65デシベル以下におさえること。

(ウ) 過去、現在にわたる損害賠償として一人あたり新原告へ115万円、旧原告へ80万5千円、又、将来の損害賠償として原告一人につき3,500円/月支払うこと。

普天間爆音訴訟

2002年(平成14年)10月29日に、普天間飛行場周辺の住民200人が国と普天間飛行場基地司令官を被告とする訴訟を提訴した。

訴訟の内容は、

午後7時から翌日7時までの飛行と55デシベルを超えるエンジン調整の禁止

環境基本法に基づく騒音測定の実施

午前7時から午後7時まで65デシベル以上の航空機の騒音の禁止

過去の賠償及び結審から1年分の将来の賠償

となっている。

公平補償問題

1998年(平成10年)5月の嘉手納爆音訴訟の判決が確定し、原告に対し賠償金が支払われた事を受け、裁判の原告に加わらなかった周辺住民に不公平感が広まった。

平成11年2月に嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会員志川支部(当時会員数400名)、同年6月嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会(石川市住民、当時会員数1,200名)、同年8月沖縄市宇池原嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会(当時会員数1,450名)が発足した。

県は、平成12年10月20日、那覇防衛施設局に対し、嘉手納基地爆音訴訟に加わらなかった住民の受忍限度を超える過去の騒音被害に対し適切な措置を講じるよう要請し、同年12月に来県した当時の橋本沖縄開発庁長官や斉藤防衛庁長官に要請を行うとともに、機会ある毎に日本政府に対し、同様な要請を行った。

日本政府は、今後の採るべき施策を検討するため、部外の有識者による「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」を設置し、平成13年9月の第1回会合以来、9回の会合が開催された。

平成14年7月には懇談会の報告書を取りまとめ、県が要請した公平補償の問題については、「金銭補償に関しては慎重な検討が必要であり、訴訟に参加しなかった住民から更なる理解が得られる可能性の高い施策が有れば、その施策の実施を追求すべきである。施策の例として、空調機(エアコン)稼働に伴う電気料金低減のため、家庭用太陽光発電システムを住宅防音工事の一環として補助することを実施することが挙げられる。」という趣旨の意見が出された。

その後、平成15年度防衛施設庁関係予算の概算要求で、「太陽光発電システムの設置補助費」

が計上され、予算内示でその一部が認められた。

航空機騒音対策等について

航空機騒音問題に対応するため、国は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号）に基づいて、自衛隊並びに駐留軍の使用する飛行場等の周辺において、航空機の騒音が著しいと認められる区域に所在する住宅の所有者または居住者が、住宅の防音工事を行うときは、その工事について一定の基準により助成を行うこととしており、基地周辺の学校等公共施設や民間住宅への防音工事を実施している。

また、米軍もこれまでに消音器及び防音施設の設置や、低騒音エンジンへの切り替え、アフターバーナーの使用制限、また、地元から要望のある年間行事の際の飛行訓練の制限等の対策を講じてきたが、抜本的な航空機騒音問題の解決には至らなかった。

このようなことから、県はこれまで訪米要請等のあらゆる機会を通じて、日米両政府に対し航空機騒音問題の解決を強く求めてきた。これを受け、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に係る航空機騒音規制措置が合意されたが、県、関係市町村が求めていた午後7時から翌朝午前7時までの間の飛行制限については、午後10時から翌朝午前6時までとされるなど、地域住民の声が反映された措置内容とはなっていない。

平成8年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告においては、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺からの航空機騒音の軽減を図るため、以下の「騒音軽減イニシアティブ」を実施することとしている。

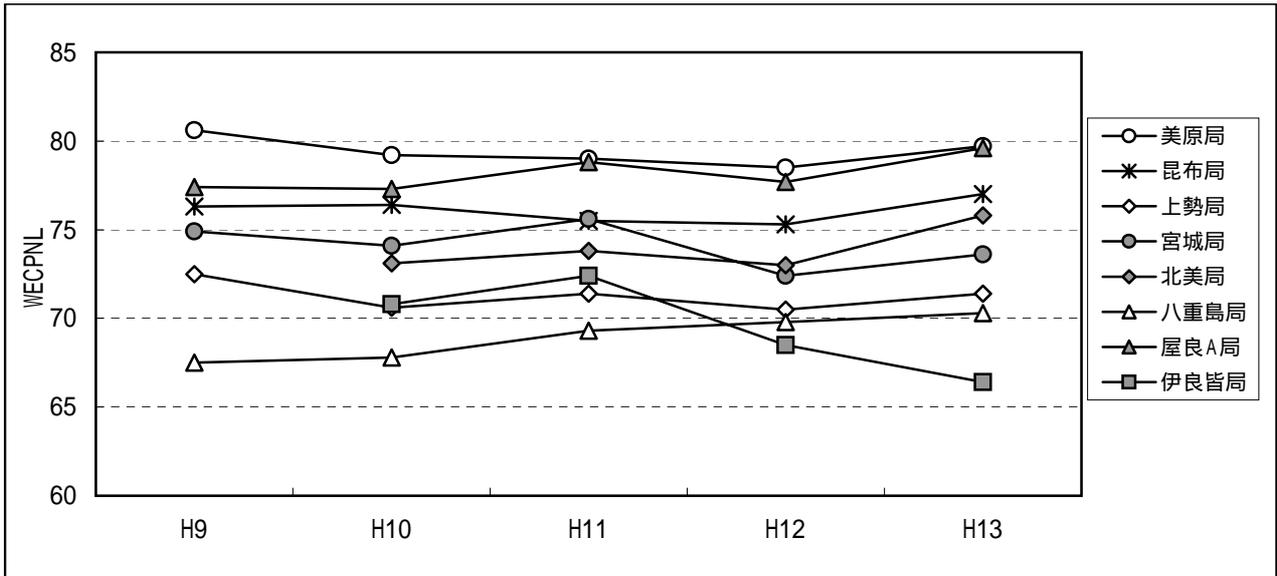
- (ア) 嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。また、MC-130航空機を平成8年12月以降海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転（実施済み）する。
- (イ) 平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側部分に新たな遮音壁を設置する（実施済み）。
- (ウ) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置の実施（合意済み）。
- (エ) 普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。なお、岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は、平成8年11月までに完了している。



嘉手納及び普天間飛行場周辺におけるWECPNLの年度推移(県測定局、平成9年度～)

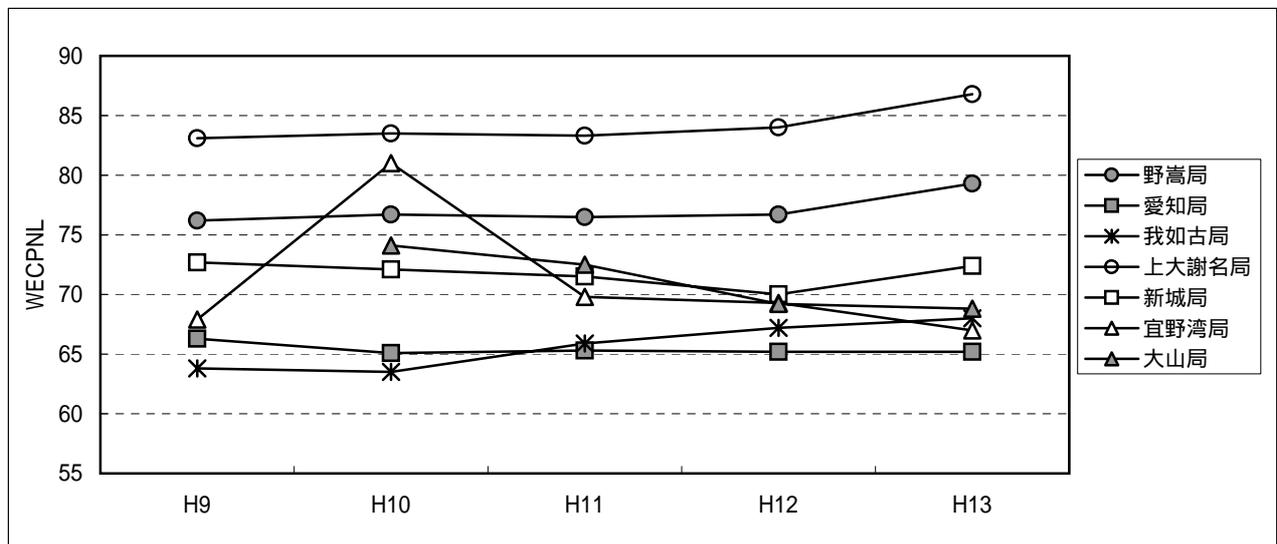
嘉手納飛行場周辺

	局名	H9	H10	H11	H12	H13
1	美原局	80.6	79.2	79.0	78.5	79.7
2	昆布局	76.3	76.4	75.5	75.3	77.0
3	上勢局	72.5	70.6	71.4	70.5	71.4
4	宮城局	74.9	74.1	75.6	72.4	73.6
5	北美局		73.1	73.8	73.0	75.8
6	八重島局	67.5	67.8	69.3	69.8	70.3
7	屋良A局	77.4	77.3	78.8	77.7	79.6
8	伊良皆局		70.8	72.4	68.5	66.4



普天間飛行場周辺

	局名	H9	H10	H11	H12	H13
1	野嵩局	76.2	76.7	76.5	76.7	79.3
2	愛知局	66.3	65.1	65.3	65.2	65.2
3	我如古局	63.8	63.5	65.9	67.2	68.0
4	上大謝名局	83.1	83.5	83.3	84.0	86.8
5	新城局	72.7	72.1	71.5	70.0	72.4
6	宜野湾局	67.9	81.0	69.8	69.3	67.0
7	大山局		74.1	72.5	69.2	68.8



嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意について
(平成8年3月28日 外務省)

本日開催された日米合同委員会において、航空機騒音対策分科委員会の勧告を受け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に関する航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意が別紙1及び別紙2のとおり承認された。

(全文仮訳)

嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置

1. 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。
2. 嘉手納飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。
3. 措置
 - a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する。
 - b 嘉手納飛行場近傍(飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域)において、航空機は、海拔1,000フィートの最低高度を維持する。ただし、次の場合を除く。承認された有視界飛行方式による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入。
 - c 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。
 - d 短場周経路を飛行する航空機は、管制塔より別段の指示を受ける場合を除き、滑走路を通過するまで、ダウン・ウインド・レグへ移行するための機首上げ操作を遅らせる。滑走路5L/23Rへ有視界飛行方式経路で飛行するKC-135は、できる限り人口稠密地域上空の飛行を避ける。
 - e 短場周経路においては、航空機がダウン・ウインド・レグでの飛行を確立するまで、運用上の制約の範囲内で、クリーン・コンフィギュレーションで飛行する。緊急事態にある又は手順上脚を出すよう求められている航空機は、脚を出した状態で飛行することができる。
 - f 嘉手納飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数は、訓練の所要に見合った最小限におさえる。
 - g アフター・バーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーは、できる限り早く停止する。

h 嘉手納飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。

i 2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、でき限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。

j 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。

k 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応態勢が損なわれる場合を除き、1800～0800の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。

l エンジン調整は、できる限りサイレンサーを使用する。

m 嘉手納飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。

n 嘉手納飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。

4．責任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。

a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。

b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。

c 嘉手納飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受け止められていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。

d パイロットに上記3．に述べられている措置を遵守させる。

5．対外関係

a 第18航空団司令官、その部下及び嘉手納飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について厳重な注意を払うものとする。この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。

b 第18航空団司令官は、地元公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

(全文仮訳)

普天間飛行場における航空機騒音規制措置

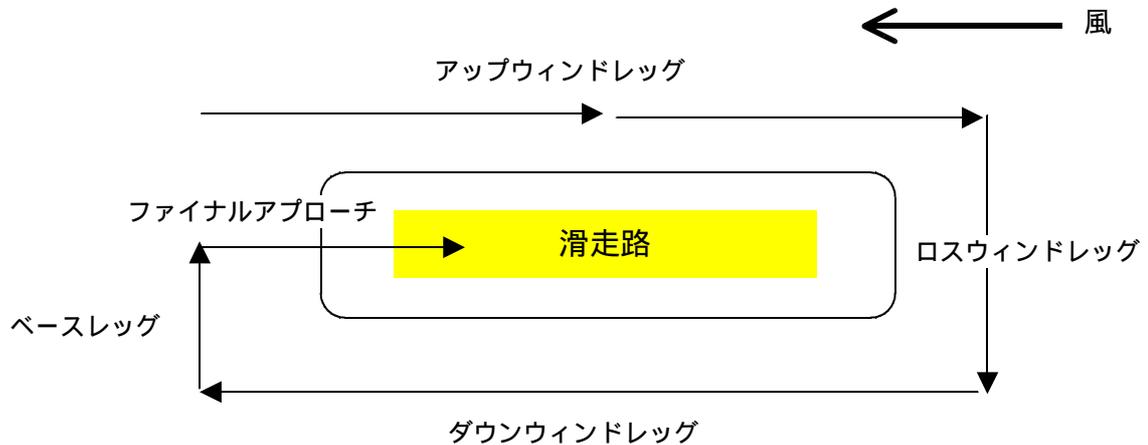
1. 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の普天間飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。
2. 普天間飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。
3. 措置
 - a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する。
 - b 普天間飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）において、航空機は、海拔1,000フィートの最低高度を維持する。ただし、次の場合を除く。承認された有視界飛行方式による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入。
 - c 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。
 - d 普天間飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数、訓練の所要に見合った最小限におさえる。
 - e アフター・バーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーは、できる限り早く停止する。
 - f 普天間飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。
 - g 2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できり限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。
 - h 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。
 - i 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応態勢が損なわれる場合を除き、1800～0800の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。
 - j エンジン調整は、できる限りエンジン・テスト・セル（サイレンサー）を使用する。

- k 普天間飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。
 - l 普天間飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。
- 4．責任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。
- a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。
 - b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。
 - c 普天間飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受け止められていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。
 - d パイロットに上記3．に述べられている措置を遵守させる。
- 5．対外関係
- a 普天間飛行場司令官、その部下及び普天間飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について厳重な注意を払うものとする。この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。
 - b 普天間飛行場司令官は、地元公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

* <解説>

・場周経路 (Traffic Pattern)

着陸する航空機の流れを整えるために、滑走路周辺に設定された飛行経路で、通常は左旋回の経路である。(嘉手納は右旋回が多い)



・クリーン・コンフィギュレーション

航空機の脚などを引っ込めた状態(形状)

・ランディング・コンフィギュレーション

着陸のため脚を出した状態

・計器進入方式

計器飛行(航空機の飛行経路、飛行高度、飛行方法など、常時航空交通管制機関の指示を受けながら飛行する)により安全かつ秩序よく進入し着陸するための一連の飛行方式。ADF(NBD)進入方式、VOR進入方式、VOR/DME進入方式、ILS進入方式などがある。NBD、VOR、DME、ILSは電波を使用して航空機に飛行コース等を知らせるシステムのこと。

・有視界飛行

航空交通管制官の指示を受けないでパイロット独自の判断で飛行すること。

・アフターバーナー

エンジンの排気に燃料を流して点火させることでエンジン推力を増加させるものであり、燃料の消費は著しく増大する。

(2) P C B等有害廃棄物

P C B 検出事件

平成8年3月19日、那覇防衛施設局から県に、平成7年11月30日付けで返還された米軍恩納通信所跡地の既存建築物の解体及び土地の復元工事中に、汚水処理槽内の汚泥や流出口付近からカドミウム、水銀、P C B、鉛、砒素等の有害物質が検出されたとの報告があった。

この報告は、肥料取締法に基づき当該汚泥が肥料としての使用可否について判断するための検査結果に基づくものであった。同検査は、カドミウム、水銀の有害物質2項目について含有試験を行ったもので、いずれも基準値を超えていた。また、同試験においてP C B及び鉛が検出されたが、これらの基準値は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令に基づく溶出試験によることとされているため、この時点での含有試験結果は、溶出試験の基準値との比較はできなかった。

これを受けて県では同年3月、汚水処理槽内汚泥、公共用水域の水質、底質、通信所跡地の近隣農用地土壌及び周辺集落の湧水等をサンプリングし、有害物質8項目について、廃棄物としての観点から廃棄物処理法に基づく検査（溶出試験）を実施した。県の調査時点では、汚水処理槽の構造を詳細に把握していなかったため、汚水の流入口、槽中央部分からサンプリングを行った。

その結果、水銀が「特別管理産業廃棄物の判定基準」を超えていたが、P C B等その他の項目については基準値内であった。

その後、那覇防衛施設局は平成8年7月、汚泥を処分するに当たって、汚水処理槽内の汚泥等の詳細な検査（溶出試験）を行った。その結果、同年9月、P C Bが5検体中4検体、水銀が5検体中3検体が基準値を超えていたが、有害物質による汚染は汚水処理槽内の汚泥に限定されていることが明らかになった。

そのため、県は汚泥の処理方法について関係機関と協議するとともに、同年11月、那覇防衛施設局に対して当該汚泥の適正処理について要請を行った。

汚泥の処理については、那覇防衛施設局が責任を持って行い、処理方法については、県と協議しながら検討を進めることが確認された。それを踏まえ、那覇防衛施設局は、汚泥処理槽を米軍基地内に一時保管することについて米軍と協議したが、日米地位協定では施設の返還に際しては原状回復義務がなく、返還後に発見された問題であるとして、米軍は引き取りに難色を示した。

そのため県は平成9年10月、防衛施設庁長官に対して、恩納通信所跡地内における汚泥の早期撤去、及び有害物質等の環境対策への万全の措置を講ずるよう要請を行った。

これに対し、防衛施設庁では、航空自衛隊恩納分屯地内の国有地に約120トン分の汚泥を移送し、一時保管する方向で検討し、平成10年3月11日、同基地への搬送が完了した。なお、汚泥の最終的な処分は、厚生省の処理基準が定められ次第、実施されることになっている。



▲基準値を超える水銀等の有害物質によって汚染された恩納通信所の返還跡地
(写真提供：沖縄タイムス社)

また、平成14年4月12日に、自衛隊から「米軍から返還され、自衛隊が使用している恩納分屯基地内の旧汚水処理施設からP C Bが検出された。」との報告があり、同日、県、自衛隊、那覇

防衛施設局で現場確認調査を実施した。

自衛隊の説明によると、旧污水处理施設7ヶ所のうち、5ヶ所の汚泥からPCBが検出され、そのうちの1ヶ所が埋立処分基準値を超えているとのことであった。

その後、県、自衛隊、那覇防衛施設局及び地元市町村で調整し、同年5月に恩納分屯基地周辺の河川等の恩納村地域5カ所、金武町地域7カ所の調査ポイントを決め、PCB検出調査を実施した。

同年6月に調査結果が報告され、すべての調査ポイントにおいてPCBは検出されなかったとの発表があった。

県は国に対し、PCBを含む汚泥の速やかな除去と保管容器の安全で適切な管理等、万全な対策を講ずるよう要請した。

在沖米軍が管理するPCB廃棄物の米国への搬出プログラム

平成14年8月28日に、米国防総省において、在日米軍管理下のPCB含有物質を処理するための「環境評価報告書(案)」が公表され、同報告書に在日米軍が管理するPCB廃棄物の米国への搬出に関する記述がなされていた。米国製PCB廃棄物の搬出に向けての手続きとしては、同年9月30日に公告縦覧が終了し、同年12月18日に「環境評価報告書(案)」が確定し、米国の官報で公表された。これを受け、平成15年1月17日に、横田飛行場から米国に向け、米軍機で米国製PCB22.4トンが搬出された。その他の米国製PCBの搬出時期については、平成15年1月末現在、未定となっている。

また、日本製PCB廃棄物の米国への搬出については、米国環境保護庁の承認案が官報に公示され、同年10月20日まで公告縦覧を受けつけ、平成15年4月18日から1年間搬出を認めるとの決定がなされた。

なお、在日米軍が保管しているPCB含有物質の保管状況は以下のとおり。

(参 考)

PCB含有物質の施設ごとの内訳

(2001年データ)

施設名	保管中	使用中	合計
相模総合補給蔽	357(56)	0	357
嘉手納基地	225(2)	1,234(0)	1,459
キャンプ瑞慶覧	69(7)	491(26)	560
牧港補給地区	66(-)	0	66
座間基地	63(0)	30(3)	93
横田基地	54(0)	167(0)	221
佐世保基地	16(12)	69(9)	85
三沢基地	14(0)	30(0)	44
横須賀基地	10(0)	103(0)	113
岩国基地	6(1)	33(2)	39
厚木基地	0	66(0)	66
トリイ通信施設	0	13(0)	13
在沖縄米艦隊活動司令部	0	2(0)	2
合計	880(78)	2,238(40)	3,118
上記の内、在沖米軍計	360(9)	1,740(26)	2,100

単位はトン、()内はPCB濃度50ppm以上、印は嘉手納基地とキャンプ瑞慶覧で受け取ったPCB含有物質、(-)はゼロより大きい1トン未満の量を示す。

北谷町のドラム缶投棄事件

平成14年1月30日、北谷町から県に対し、北谷町桑江中学校近くの基地返還跡地から「ドラム缶に入ったタール状物質」が発見されたとの連絡があった。県は当該物質投棄の原因者特定のために、米軍提供当時の諸資料や情報の提供を那覇防衛施設局に依頼するとともに、成分分析のためのサンプリングや周辺の土壌、河川、海域、地下水についての環境調査を実施した。

県は国に対し、状況を一刻も早く改善するために国が早急に対策を執るよう要請した。同年2月には、防衛施設庁長官から国が早急に対策を執ることを決定した旨の発言があり、那覇防衛施設局も国の責任で対処する旨の発表を行った。また、北谷町はドラム缶の撤去、移動を開始した。

県は同年3月にタール状物質等の分析結果の最終報告を行い、今回の事件において、環境への影響はほとんどないものと考えているとのコメントを発表した。

同年5月から6月にかけてドラム缶の収集、運搬、及び処分業務等が北谷町から那覇防衛施設局に移され、10月に終了した。



▲北谷町におけるドラム缶に入ったタール状物質の発見現場

ドラム缶等の状況

	平成13年度に見つかったドラム缶本数		平成14年度に見つかったドラム缶本数		
ドラム缶本体	146本	+	41本	=	187本
流出等ドラム缶					28本
					215本

ドラム缶の収集、運搬、及び処分に要した費用 約8,400万円

油脂類の漏出問題

廃油等の流出による水域等の汚染については、復帰後昭和51年の年間13件をピークに、昭和52年から平成6年までは年間0件から1件まで減少してきた。平成7年以降平成13年までは、年間3件から5件と若干増え、平成14年は8件と増加している。最近の主な事例としては、平成9年1月に嘉手納基地の第3ゲート付近から約1,520リットルのディーゼル燃料が流出した事故、平成9年6月にキャンプ・ハンセン内の地下埋設送油管からディーゼルオイル約1,900リットルが漏れた事故、平成13年1月に名護市安部の国道331号にキャンプ・ハンセン所属の車両のエンジンオイルと見られる油が約1kmに亘って流出した事故、平成14年6月にキャンプ・ハンセン内の給油施設の地下タンクから約600ガロン(2,271リットル)のガソリンが流出した事故、平成14年11月に嘉手納飛行場内の燃料貯蔵建物から航空燃料約200ガロン(757リットル)が流出した事故がある。

嘉手納弾薬庫地区返還跡地六価クロム等検出事件

平成11年6月、嘉手納弾薬庫地区返還跡地からカドミウムが検出されたとの新聞報道がなされた。

このことに対し、那覇防衛施設局は、「5月14日から6月23日にかけて土壌分析調査等を実施

し、一部で六価クロム及び鉛で環境基準値以上の数値がでたが、周辺に広げた調査では検出されず、汚染とは認識していない。」との説明が県、関係市町村、地主になされた。

地主から「過去に返還された土地に係る環境調査の実施、今回の調査結果の公表」等の要望が出された。その後、那覇防衛施設局施設部長と読谷村長との間で覚え書きが取り交わされ、「国は、今回の返還対象地区で米軍の活動に起因する有害物質、その他土地所有者等に影響を及ぼすような物質が発見された場合は適切に処理をする。その調査、処理については、国の責任で実施し、土地所有者等に費用等、何らの負担をかけないものとする。」との内容であった。

(3) 赤土流出問題

赤土等の流出による河川・海域の汚染は、景観の損失や、生物生育環境の改変等生活環境、自然環境の悪化を招き、産業の振興にも大きな影響を及ぼしており、本県の環境保全上重要課題となっている。

基地からの赤土流出源は、主として基地建設や山林火災、演習等でできた裸地、未舗装の演習用道路等であり、県は、きめ細かな赤土流出防止対策が講じられるよう、米軍に対し積極的に働きかけを行っている。

(ア) 基地からの赤土流出事例

恩納村における都市型戦闘訓練施設建設工事関係

平成元年9月、キャンプ・ハンセン内都市型戦闘訓練施設建設工事が一因と思われる赤土流出により、恩納村新川沿岸海域が汚染される事態が発生した。

県及び恩納村が施設建設現場に近い新川流域周辺調査を行った結果、建設工事現場一帯が全域にわたって赤土土壌となっていること、工事現場の土砂流出対策が十分ではないこと、雨水排水経路に流出の痕跡が認められたことなどから、当該建設工事が、海域汚染の一因であると推定された。

本件については、日本政府予算による赤土流出防止のための現場整備工事を同時に行い、完了した。なお、当該施設については、平成4年に撤去された。

キャンプ・シュワブ内連絡道路拡幅工事関係

平成4年5月、キャンプ・シュワブ内で基地間連絡道路の改修工事が行われていることが明らかになると同時に、名護市久志区の旧簡易水道取水源の赤土汚染が問題となった。

県が調査を行った結果、工事造成された場所や工事中の場所において赤土流出対策が実施されてはいるが不十分であり、また、沢への赤土流出の跡が確認されるなど、同工事が汚染の原因の一つであると考えられた。

なお、地元名護市が実施した久志大川ダム地質調査ボーリングポイントでも同様に赤土流出の跡がみられたことから、本件は複合的な汚染であると考えられた。

楚辺通信所の移設工事関係

平成14年7月、キャンプ・ハンセンにおいて、楚辺通信所移設工事に関連する赤土流出により、恩納村喜瀬武原区長浜川流域が汚染される事態が発生した。



▲汚染された恩納村喜瀬武原区長浜川
(写真提供：琉球新報社)

本件については、那覇防衛施設局による濁水処理装置を用いた河川の浄化措置が講じられた。

(1) 赤土流出防止対策

県の取り組み

県では、「赤土流出防止対策協議会」を設置し、県庁内各部局間の協議調整を行い、赤土流出防止対策の強化を図っており、県からは、米軍施設・区域内においても演習や施設工事に伴い赤土が公共用水域に流出することがないように、流出源又は流出の恐れのある場合においては十分な防止対策をとること、工事計画については、事前に県や関係市町村に対し通知し、意見を徴すること、また関係機関が立ち入り調査を必要とする場合の迅速な対応について要望した。これに対し、米軍からは、赤土流出等の問題から環境を保全・保護するため最大限努力し、あらゆる実行可能な手段をとること、周辺地域に影響を及ぼす恐れのある事案については、周辺自治体と相談していくことなどの回答があった。

基地内の開発は、沖縄県赤土等流出防止条例に適用する防衛施設庁の提供施設の整備事業はもとより、条例に適用しない米軍による直接開発行為についても、関係機関が互いに連携を密にし、情報交換を行いながら慎重に対処する必要がある。

国・米軍の取り組み

国においては、米軍基地内からの赤土等流出防止対策として、流域河川において貯留型砂防ダムの建設を進めてきたが、米軍の訓練の妨げとなること及び周辺で希少動物が確認されるとの理由により、建設は中断している。当初、平成12年までに23基の貯留型砂防ダムの建設を予定していたが、平成14年12月末現在、12基の設置に留まっている。なお、通常型砂防ダムについては、24基設置されている。

米軍は、貯留型砂防ダムに代わって、航空機を用いた播種による裸地緑化対策を提案し、平成11年10月から平成13年3月末までに、キャンプ・ハンセン及びキャンプ・シュワブにおいて、合計5回、10.8ヘクタールの緑化を実施した。実施後は、演習を中止しているため、順調に緑が回復してきている。

(4) 原子力軍艦（潜水艦等）の寄港

(ア) 原子力軍艦（潜水艦等）の寄港状況

勝連半島の先端部に位置するホワイト・ビーチ地区は、神奈川県横須賀市、長崎県佐世保市とともに原子力軍艦の寄港地である。

本県における復帰後の原子力軍艦の寄港状況は、昭和47年6月、原潜フラッシャーの初寄港以来、平成14年12月9日の原潜シャイアン寄港まで平成14年12月末現在で191回となっている。

原子力軍艦の寄港は、昭和56年以降一時途絶えていたが、昭和61年8月の5年ぶりの寄港以来、毎年寄港を繰り返しており、平成5年、6年にそれぞれ17回、18回を数えた後、年10回程度と減少したが、平成14年は17回と増加した。

地元勝連町では、原子力軍艦の寄港の際の放射能もれの不安が大きいことから、これまでも町議会において、寄港反対、早期出港及び万全の防止策を求める決議を採択し、米軍及び外務省など関係機関に要請してきた。

なお、復帰後、原子力軍艦の寄港時の放射能測定結果では、現在まで異常は認められていないが、昭和55年3月のロングビーチ（巡洋艦）の寄港時においては、晴天時の平均値を上回る放射能が検出され、当該海域及び周辺海域の魚貝類が売れなくなるなど、地域住民に大きな不安と被害を与えた。

原子力軍艦の寄港状況

平成14年12月末現在

年	S47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
寄港回数	7	3	-	-	1	1	-	1	4	1	-	-	-
年 度	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9
寄港回数	-	3	10	11	3	9	4	7	17	18	7	16	9
年	10	11	12	13	14								
寄港回数	8	12	10	12	17								

(イ) 原子力軍艦（潜水艦等）寄港対策等

国は、原子力軍艦寄港地周辺住民の安全を確保するため、昭和43年9月に「原子力軍艦放射能調査指針大綱」を制定し、寄港時調査（軍艦入港の24時間前から出港後海底土採取終了までの調査）、及び非寄港時調査（軍艦寄港時の放射能調査に対処するため、寄港時以外における放射線レベル監視測定を行なう通常調査と、四半期ごとに海水、海底土及び海産生物に含まれる放射能の長期的変化の調査）を行なっている。また、県は原子力軍艦の放射能の調査を適宜行い、迅速かつ適切な対策を講ずることを目的に、昭和48年4月に「沖縄県放射能対策本部設置要綱」を制定し、所要の対策を講じている。

また、国は、平成14年4月23日の中央防災会議で、原子力軍艦が寄港する米軍基地で原子力災害が起こった時の政府の役割分担等の修正を決定しており、これを受け、県も現行の防災計画の見直しの必要性を検討している。

原子力軍艦の寄港については、「外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明」に基づき、通常、受入国政府の当局に対し、少なくとも24時間前に通報されることになっている。

県は、外務省からの通報により、ただちに勝連町など、関係機関に通報を行っている。

しかしながら、平成13年9月11日に発生した米国の同時多発テロ以降、国の要請により、当面の間、原子力潜水艦の24時間前通知についてマスコミ等への公表を控えているが（平成14年12月末現在）、早期に解決されるよう、外務省に申し入れを行っているところである。



▲2002年（平成14年）6月5日にホワイト・ビーチ地区に入港した原子力潜水艦「ラ・ホヤ」（写真提供：沖縄タイムス社）

(5) 劣化ウラン弾誤使用事件

平成9年2月10日、外務省からの連絡により、平成7年12月から平成8年1月にかけて3回にわたり、鳥島射撃場において訓練中の米海兵隊のハリアー機が、計1,520発の劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾（ ）を誤って訓練中に使用し、発射していた事実が明らかになった。

しかしながら米国政府は、事件発生後1年余も日本政府に連絡せず、日本政府においても米側からの情報提供後、県への通報が1か月近くも遅れた。

劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾は、米軍の内部規則により日本国内の施設・区域での使用が許されていないにもかかわらず、使用されたものである。

米軍は、摂取されない限り健康への危険はないとしているが、誤射された劣化ウラン弾は平成11年5月現在、わずか247発しか回収されておらず（平成14年12月末まで、新たな回収実績はない）、鳥島に最も近い居住可能地域である久米島の住民の健康や周辺環境への影響が懸念されている。

そのため県は事件発覚後、事態の重大性に鑑み、ただちに日米両政府に対し、事件の徹底究明と再発防止、鳥島射爆撃場周辺での徹底した環境調査の実施、全ての劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾が回収され安全が確認されるまでの同射爆撃場での演習中止、事件・事故発生時の速やかな連絡体制の整備の4項目について要請を行った。

平成9年2月24日、外務省と科学技術庁（現文部科学省）は、劣化ウラン含有弾誤使用問題が環境に及ぼす影響について調査するため、海上保安庁、防衛施設庁、水産庁及び沖縄県の協力を得て、鳥島射爆撃場周辺海域の現地調査を実施した。

その調査内容は、鳥島周辺海域における空間放射線量及び水中放射線量の測定、同水域における海水のウラン濃度の測定、同水域において回遊または生息する魚類のウラン濃度の3項目であった。

さらに翌3月26日から27日にかけて、鳥島射爆撃場陸域部分と同海岸線付近の浅海域についても調査を行った。同調査の内容は、鳥島地表面の空間放射線量率の測定、大気浮遊じんのウラン濃度の調査、土壌のウラン濃度の測定、鳥島周囲の海水のウラン濃度の調査、並びに比較対照として久米島の調査を実施した。

いずれの調査も、科学技術庁（現文部科学省）原子力安全局に設置されたデータ検討評価会において、専門的立場から検討・評価が行われた。

その結果、平成9年6月19日、科学技術庁（現文部科学省）は一連の環境調査の報告をとりまとめ公表した。同報告書によると、鳥島北側丘の南斜面の土壌の一部に劣化ウランが含まれていたものの、鳥島における劣化ウランの影響範囲は極めて限られたものであり、鳥島に立ち入ったとしてもその影響は十分に小さい、としている。また、鳥島における空間放射線量率、大気浮遊じん、島の周囲の海水及び海藻のウラン濃度等、鳥島周辺海域における空間及び水中放射線量率並びに海水及び魚類等のウラン濃度等、久米島における空間放射線量率並びに土壌、大気浮遊じん、島の周囲の海水及び海藻のウラン濃度等については、異常なし、としている。

なお、平成9年8月15日、在日米大使館より外務省を通じて県に入った連絡によると、「環境調査の結果、劣化ウランの影響は無視できる。米側は、今後も定期的に鳥島における劣化ウラン弾の回収及び陸域調査を実施する。」との見解を示した。

さらに今後の対応として、劣化ウラン含有弾が16%しか回収されていないこと等を踏まえ、また、在日米軍が定期的実施する鳥島における調査の継続実施の必要性を認め、日本政府として必要に応じてこれら調査に立ち会うとともに、その結果について在日米軍から定期的に報告を受け評価を実施する、現在把握している鳥島の状況と異なる結果が得られた場合は、日本政府として独自に再調査を実施する、鳥島の周辺環境について、今後とも劣化ウランの影響が無視できることを確認するため、日本政府は当分の間、鳥島周辺海域及び久米島において環境調査を定期的実施するとし、米軍による平成10年度から平成14年度までの鳥島における環境調査、科学技術庁（現文部科学省）による平成10年度から平成11年度までの鳥島周辺における環境調査、平成10年度から平成13年度までの久米島及び同島周辺における環境調査を実施し、「環境調査の結果、劣化ウランの影響は無視できる。米側は、今後も定期的に鳥島における劣化ウラン弾の回収及び陸域調査を継続実施する。」との見解を示した。

県と米軍基地所在市町村で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、平成9年度以降平成14年度までの間、地元住民の不安が解消されていないことから、久米島における住民検診の実

施について、外務省、防衛庁など関係省庁に要請を行った。

平成15年3月20日、文部科学省は平成13年度環境調査報告を行う際に、「今後は、日本政府による久米島及び同島周辺における環境調査を行わずに、国が実施している環境放射能水準調査の一環として調査する。」との見解を示した。これに対し県は、「日本政府による環境調査を終了するのであれば、地元の不安を払拭するため、国の主催する説明会を開催し、地元の理解を求める必要がある。」と要望した。

(参考：文部科学省原子力安全課「原子力環境防災ネットワーク」ホームページ「環境防災Nネット」(<http://www.bousai.ne.jp/>)「鳥島における劣化ウラン弾誤使用に係る環境調査」)

劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾は、高い貫徹力を確保するために比重の大きい劣化ウランを利用した砲弾である。

劣化ウランは、鉛に似た毒性を有する重金属で、衝撃に際してより大きな力を発揮し、装甲など硬化された標的を貫通できる能力を持っている。原子核の分裂または核融合反応により生ずる放射エネルギーを破壊力または殺傷力として使用する核兵器とは区別され、通常兵器とされている。

(6) キャンプ・コートニーのクレ射撃跡地周辺鉛汚染

平成13年2月、キャンプ・コートニーでクレ射撃を行っていたとの新聞報道がなされた。

県は、米軍に対し事実確認をしたところ、平成12年から平成13年にかけて米軍が独自に実施した環境調査報告書が提出された。

同報告は、過去に使用された推定量約49トンの鉛弾がレンジ跡地及びその周辺海域に散在し堆積していると思われること、レンジ跡地の一部の土壌がJEGS(日本環境管理基準)の基準値を超えて検出されたこと、着弾地内に生育するヒジキにバックグランド値より高い値の鉛含有量が検出されていること、米軍にはヒジキの採取について、ヒジキに含まれる鉛の許容レベルに関する基準がないため、日本政府によって基準が設定され、安全性が確保されるまでの間、採取を制限するとの結論であった。

県は、同報告書の結果を踏まえ、国に対し、食の基準に係る海藻中の鉛の許容濃度の究明及び当該海域に生育するヒジキの鉛含有量の安全確認、政府による環境影響の補足調査、周辺海域に残存する鉛弾の除去、レンジ跡地の土壌浄化、周辺海域及びビーチにおけるモニタリング調査の継続実施について要請を行った。

国は、平成13年3月にキャンプ・コートニー水域のヒジキに係る補完調査を実施した。調査内容は水域内から37検体を採取するとともに、比較対象用として、水域外からも5検体を採取するものであった。平成14年6月に公表された同調査結果によると、当該水域のヒジキの鉛含有量は、食品衛生上の観点では人の健康に影響を与えるものではないとのことであった。

(7) 基地と環境を考えるシンポジウムの開催

平成13年2月12日に、本県が抱える広大かつ過密な米軍基地に起因する環境問題について、基調講演やパネル・ディスカッション等を通して県民が理解を深めることを目的に、「基地と環境を考えるシンポジウム」を開催した。

日 時：平成13年2月12日(月)

場 所：沖縄コンベンションセンター会議室

実施内容：

【 一部 】

基調講演

小川和久(国際政治・軍事アナリスト)

【 二部 】

パネリストからの報告

- ・ 県内の環境問題報告 宮 城 篤 実 (嘉手納町長)
- ・ 米国の事例 ポール F . ウォーカー (グローバル・グリーン・アメリカ所長)
- ・ ドイツ国の事例 ヘンリー マーティネン (ホン国際返還センター研究員)
- ・ 環境問題の課題 渡 久 山 章 (琉球大学理学部教授)
- ・ 行政の対応 親 川 盛 一 (沖縄県総務部知事公室長)

パネルディスカッション

意見交換

総括コメント

参加者の状況

(1) 一般参加者	1 3 5 名
(2) 国、県、市町村関係者	1 3 8 名
(3) 招待者	1 8 名
(4) 報道関係者	3 2 名
合 計	3 2 3 名

2 演習・訓練に伴う諸問題（復帰後）

(1) 米軍戦車による老女圧殺事件

昭和48年4月12日、金武町岬原のブルー・ビーチ演習場で、73歳の婦人が演習中の米軍M48A型戦車に圧殺されるといういたましい事故が発生した。

当時のブルー・ビーチ演習場は、民間地域との境界が不明確でフェンス等もなく、立ち入りを禁止する旨の立て札はあるが、どこからでも立入は可能で、米側もそれを黙認していた。

被害者は、仲間数人といつものように演習場内で葉きょうを拾っていた。事故直前、戦車の前方にいた米兵が彼女に気づき戦車をとめるよう合図したが、間に合わず事故が発生した。

当時、地元では、被害者のように葉きょう拾いで収入を得ている人が数人おり、演習に参加している米兵に飲み物を売ったりして生計を立てている人達もいた。

なお、被害者の遺族から補償請求書が那覇防衛施設局へ提出され、昭和48年10月4日に見舞金と慰謝料が支払われている。

(2) 伊江島における住民狙撃事件

昭和49年7月10日、伊江島補助飛行場内の射撃場で、米兵が草刈中の一青年を狙撃する事件が発生した。当時の伊江島は畜産の盛んなところで、村面積の約32%が提供施設となっており、飼育用の牧草を演習場内に求めざるを得ない実状にあり、米側もこれを黙認し、過去20余年にわたり続けられていた。

被害者らは、演習終了を意味する赤旗の降納を確認してから車で射撃場へ入っていった。加害者の米兵はピックアップで被害者を追い回し、フレアピストル（信号用ピストル）で狙撃し、被害者の左手首を負傷させた。

同事件は、「公務外」を強く主張する日本側と「公務中」を主張する米側と対立したまま、日米合同委員会で審議され、その後、下部機関の刑事裁判管轄分科委員会に付託された。その後、日本政府は日米友好を理由に、裁判権を放棄した。なお、被害者補償については、なされていない。

なお、伊江村では、復帰以前にもこの種の狙撃事件や不発弾による死亡事故が発生している。昭和34年9月6日には、真謝区の民家付近で不発弾が爆発し、村民2名が死亡。昭和36年2月1日には、射撃場内で演習中の米軍機の直撃弾を受け村民1名が死亡する事故が発生した。

(3) 戦車道構築問題

北部山岳地帯を開削して構築されたキャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンを連結する戦車道工事によって、水資源涵養林や林業試験林の倒壊、赤土流入による水源地及び周辺河川の汚染、周辺ダムの埋没、養鰻場の汚染等の自然環境破壊が、昭和52年3月頃から昭和53年まで断続的に発生し、異例の基地被害として大きな社会問題となった。

同戦車道工事は基地内でなされたものであるが、地位協定第3条第3項では、「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない。」と規定されており、戦車道構築に当たってこの協定遵守義務が問われて大きな問題となった。

(4) B-52戦略爆撃機の飛来

B-52戦略爆撃機は、核搭載が可能であるといわれ、昭和40年7月28日、台風避難を理由にグアム島から初めて嘉手納飛行場に飛来し、沖縄から直接ベトナム戦争に参加したと言われる。

B-52戦略爆撃機は、昭和43年11月19日に同飛行場で離陸に失敗し、墜落炎上して周辺住民に大きな被害を与えたため、県民の不安が高まり、同機の常駐反対と即時撤去の運動が県民的盛り上がりとなった。米軍は同機の撤去を発表し、昭和45年10月16日に全機が退去した。

しかしながら、復帰後、昭和47年5月20日台風避難のため3機がグアム島から嘉手納飛行場に飛来して以来、度々飛来するようになり、平成2年12月までに34回、延べ440機が飛来した。

昭和63年10月にB-52戦略爆撃機が核搭載任務を解除されて以降、平成2年1月22日に米軍は、「遅くとも6月にはグアム島を撤退」と公式に表明し、平成2年5月30日の参議院沖縄特別委員会でも、外務省は「グアム島に配備されていたB-52戦略爆撃機は、平成2年3月27日でもって撤退している」と明らかにした。

今日では、B-52戦略爆撃機が台風等の理由があるにせよ、飛来することはない。

(5) ハリアーパッドの建設問題

昭和52年、ハリアー機が山口県岩国基地から嘉手納飛行場へ移駐して以来、同機による訓練がキャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等を利用して実施された。

昭和56年末には、東村高江の県道70号線に面した場所にハリアーパッドを建設しようとしたが、地元の反対にあい、場所をベースキャンプの南西側に変更して建設し、訓練を実施した。その後作戦上の理由でハリアーの分遣隊は沖縄から撤退した。

昭和62年1月には、山口県岩国基地に配備が予定されていたハリアー機の訓練場として北部訓練場内の安波ダム南約270mの場所にハリアーパッド建設を計画、着工しようとしたが、地元の強い反対で工事が中断。同年12月、米海軍は国頭村安波でハリアーパッドの建設用地の測量に入ったが、区民の反対にあい中止、結局北部訓練場での建設を断念した。

平成元年5月、北部訓練場内の建設で反対にあい、場所選定が困難な状態にあったハリアーパッドの建設について、伊江村が条件付きで受け入れを容認。これを受けて、米軍は平成元年8月から同建設工事を着工、同年10月末に完成し、現在に至っている。

(6) 都市型戦闘訓練施設問題

平成2年3月、キャンプ・ハンセン内で、地元の強い反対にもかかわらず都市型戦闘訓練施設が完成した。県や地元恩納村は、同施設が民間地域に近いこと、住民地域やリゾートホテルから一望できる場所にあること、射撃方向を誤れば住民地域に被弾する可能性があること、水源地の維持管理に支障をきたすことから、同施設における実弾射撃訓練を実施しないよう要請した。平成3年3月には外務大臣、防衛施設庁長官及び駐日米国大使に、さらに同年7月には知事が訪米して、米国の関係機関に対し、同訓練施設の撤去を訴えた。その結果、平成4年5月15日、沖縄返還20周年記念式典に出席するため来日中のクエール副大統領の声明において、都市型戦闘訓練施設の撤去が決定されたことが明らかにされ、同年7月までに撤去作業が完了した。

一方、在沖海兵隊が平成元年5月から宜野座村福山区付近で建設を進めていた都市型戦闘訓練施設(コンパクトタウン)が平成2年3月末に完成し、空砲による訓練が行われている。

また、平成13年12月、米軍の2002年度予算において、米陸軍が本島北部の米軍基地内に、都市型戦闘訓練施設建設に関する経費を計上していることが報道された。さらに、平成14年9月、建設場所、施設の規模など建設計画に関する詳細な内容がマスコミで報道されたこともあり、平成14年9月27日に恩納村議会が、同年10月15日には沖縄県議会がそれぞれ建設反対を決議した。

(7) 山林火災

米軍基地内での山林火災は、平成14年12月末現在、復帰後425件発生しており、その焼失面積は、約3,214haとなっている。主な山林火災の状況は、以下のとおり。

発生年月日	関連施設名	焼失面積	出火原因
昭和47年10月5日	キャンプ・ハンセン	約145ha	不明
昭和55年10月29日	キャンプ・ハンセン	約121ha	実弾射撃訓練

昭和58年12月6日	キャンプ・ハンセン	約130ha	実弾射撃訓練
昭和61年1月24日	キャンプ・ハンセン	約100ha	実弾射撃訓練
昭和63年10月29日	キャンプ・ハンセン	約200ha	不明
平成8年7月11日	キャンプ・ハンセン	約100ha	実弾射撃訓練
平成9年9月18日	キャンプ・ハンセン	約298ha	実弾射撃訓練
平成12年3月30日	キャンプ・ハンセン	約105ha	実弾射撃訓練



▲2000年（平成12年）3月30日のキャンプ・ハンセン内レンジ2の火災状況
（写真提供：沖縄タイムス社）



▲原野火災の消火活動状況
（写真提供：琉球新報社）

(8) 県道104号線越え実弾砲撃演習

キャンプ・ハンセン内は、小銃射撃、実弾射撃、実弾演習など海兵隊が装備する火器がすべて使用可能である。砲座と着弾地の間を通過している県道104号線を封鎖して行われる、いわゆる「104号線越え実弾砲撃演習」は、平成9年3月4日～7日の演習を最後に、事実上廃止された。

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ道路であり、全長約8.1kmで、そのうち約3.7kmが提供施設内に位置する。

同演習については、これまで地元の金武町をはじめ、多くの県民からその危険性が指摘され、県としても知事訪米等、機会あるごとに演習中止の要請を行ってきた。

実施される実弾射撃演習のうち、155ミリ榴弾砲を使用する砲撃演習は、通常G P 301、302、303に砲座を設定し、約4km離れた金武岳、ブート岳等恩納連山を着弾地として行われた。

同演習で使用される155ミリ榴弾砲の最大射程距離は30kmで、キャンプ・ハンセンの規模（東西約13km、南北約4.2km）をはるかに上回っており、非常に危険であった。訓練の際に着弾地で生じる爆発音や地響きは凄まじいものがあり、着弾地付近の住宅や学校等の民間地域では訓練の度に静かな生活が脅かされた。また、これまで砲弾破片落下事故等が度々発生するなど、付近住民は常に事故発生の危険にさらされていた。さらに、度重なる実弾演習により、着弾地は広範囲にわたって緑が失われ、沿岸海域の赤土汚染の原因ともなっていた。

こうした状況のもと、平成7年10月5日、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転等に関して、技術的、専門的検討を行うことを目的に、日米合同委員会の下に「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」が設置された。

平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告では、平成9年度中に同訓練を本土へ移転することが合意された。

そして、平成9年6月には、本土での訓練計画が日米合同委員会で合意されたため、沖縄での演習は事実上廃止された。

キャンプ・ハンセン演習場における第3海兵師団第12海兵連隊による県道104号線越え実弾砲撃演習は、昭和48年3月30日の第1回から数えて平成9年3月までに199回の演習通報がなされ、阻止団の着弾地への潜入や、天候不良による中止を除いて、合計で180回実施された。

(9) 航空機事故

復帰後の航空機事故は、平成14年12月末現在、墜落40件、部品等落下29件、不時着114件、着陸失敗15件、移動中損壊2件、接触2件、火炎噴射1件、低空飛行1件、爆弾投下失敗1件、その他12件となっている。

爆弾投下失敗は、平成8年12月10日、那覇空港の西方約7マイル（約11.2km）の地点で、岩国基地第121海兵戦闘攻撃中隊所属のF/A-18Dホーネット機が、ビーチクレスト97の通常訓練の最中に、重さ1,000ポンド（約450kg）の爆弾を誤って提供水域外の海上に投下したものである。

最近の墜落事故は、平成10年7月にキャンプ・ハンセンにおいてUH-1Nヘリコプターが墜落し乗員4名が負傷した事故、平成11年4月に北部訓練場の沖合にCH-53Eヘリコプターが墜落し乗員4名が死亡した事故、平成11年6月に嘉手納飛行場においてAV-8ハリアー機が離陸しようとした際にエンジン部分から火を噴き出し墜落する事故、平成14年8月に沖縄本島南方海上60マイル（約100km）の地点にF-15戦闘機が墜落した事故がある（詳細については、資料編「復帰後の米軍航空機事故の概要」を参照）。

なお、平成14年に航空機関連事故が急増している主な理由は、提供区域内において発生した緊急着陸（米軍は、計器不良等による予防着陸と説明）の増加によるものである。



▲1998年（平成10年）7月にキャンプ・ハンセン内で発生した米海兵隊所属のUH-1Nヘリの墜落事故（写真提供：琉球新報社）
◀1999年（平成11年）6月に嘉手納飛行場で発生したAV-8ハリアー戦闘機の墜落事故（写真提供：琉球新報社）

(10) パラシュート降下訓練に伴う事故

現在、本県でパラシュート降下訓練が実施されているのは、伊江島補助飛行場のみである。

以前は、読谷補助飛行場でも実施されていた。同飛行場では、民間地域への降下事故が度重なって発生したことから、地域住民の反発を招き、住民と米兵との間で対立が続いた経緯がある。

読谷補助飛行場にはフェンスがなく、住民が自由に出入りできるため、米軍が降下訓練を実施する場合は、前日までに那覇防衛施設局を通じて県や読谷村に通知があり、実施当日は、県警が同飛

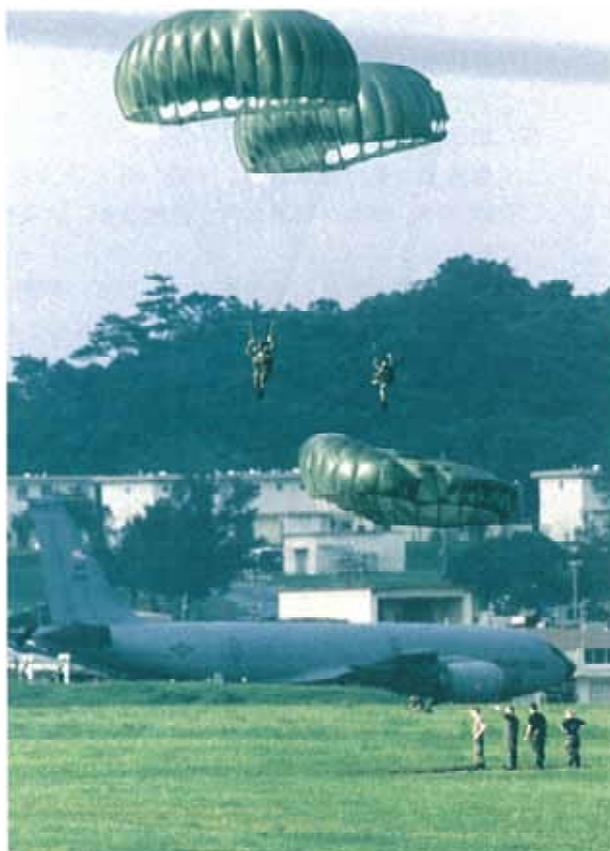
行場の周辺を警備して立ち入りを制限していた。

これまでに、読谷補助飛行場では33件の事故が発生したが、特に昭和25年の燃料タンク落下による少女圧死、昭和40年のトレーラー落下による少女圧死等悲惨な事故が発生した。その後も、提供施設外の農耕地や民家等に降下する事故が起きるなど、地域の住民生活に不安を与えていたことから、県及び地元の読谷村では、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を繰り返し要請してきた。

その結果、平成6年6月16日の日米合同委員会において、同施設の返還問題を検討するため、日米合同委員会の下に「読谷補助飛行場特別作業班」を設置することが合意され、技術的検討が行われた他、平成8年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告で、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場へ移転されることが合意された。

その後、平成10年5月及び平成11年4月に、米軍は嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施したため、県を始め地元自治体等が抗議決議を行う等、県民から強い反対の声があがった。

パラシュート降下訓練に伴う事故は、復帰後29件発生しており、うち2件は伊江島補助飛行場での物資投下訓練に伴うものであり、平成12年1月の重量物1個（270kg）の提供施設内黙認耕作地への落下、平成14年10月の段ボールで梱包した水入りプラスチック製容器3個（75.3kg）の提供施設区域外への落下となっている。県は、日本政府に対し、伊江島補助飛行場での物資投下訓練の廃止を要請したが、米軍は原因が究明され、安全対策が講じられたとして、平成15年3月7日から当該訓練を再開した。



▲1998年（平成10年）5月に嘉手納飛行場で実施されたパラシュート降下訓練（写真提供：沖縄タイムス社）

(11)被弾事故

米軍基地から派生する被弾事故は、復帰後26件発生しており、施設別にはキャンプ・ハンセンが10件と最も多く、次いでキャンプ・シュワブが8件、伊江島補助飛行場が4件と続いている。

キャンプ・シュワブに関連する被弾事故は、射程距離の長い重機関銃によるものが多く、昭和53年12月発生の名護市許田区の民家、畑、道路等への被弾事故を始め、昭和59年5月の名護市許田におけるトラックへの被弾事故、昭和62年10月の恩納村の国道58号を走行中のタクシーへの被弾事故、平成14年7月の名護市数久田区のパイン畑への被弾事故があり、射程距離より小さい演習場について、訓練の在り方も含め疑問が持たれている。県は、平成14年7月の被弾事故を受け、キャンプ・シュワブ内のレンジ10におけるM2重機関銃の実弾射撃演習の廃止を要請したが、米軍は、射角制御装置の設置により安全対策が施されたとして、原因究明がなされぬまま、平成15年2月21日に同訓練を再開した。

3 米軍人等の公務外の事件・事故

(1) 最近の主な事件・事故

平成7年9月4日、沖縄本島北部において、在沖米海兵隊員3人が女子小学生を暴行する事件が発生した。容疑者は9月29日に起訴され逮捕されたが、この事件を契機に米軍基地の整理縮小や日米地位協定の見直し等を求める復帰後最大規模の県民総決起大会が10月21日に開催され、8万5千人（県警調べ5万8千人）の県民が参加した。

また、この事件を契機に、平成7年10月25日の日米合同委員会において、「刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意」として、次のとおり承認された。

ア 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。

イ 日本国は、同国がアにいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。

平成10年10月7日、北中城村において、女子高校生が酒気帯びの在沖米海兵隊員が運転する車にひき逃げされ、死亡する事故が発生した。

被疑者の米兵は、10月13日に起訴され日本側に身柄が引き渡されたが、起訴前の身柄の引き渡しを実現しなかったことから、県は、平成7年10月25日の「刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意」による日米地位協定の運用の改善では不十分であるとして、日本国が裁判権を行使すべき合衆国の構成員又は軍属たる被疑者については、どのような場合でも日本側が拘禁できるように、日米地位協定第17条の見直しを日米両政府に対し要請した。

平成13年6月29日、北谷町美浜において、在沖米空軍兵士による婦女暴行事件が発生した。沖縄県警察本部が7月2日に逮捕状の発付を受け、外務省を通して身柄の引き渡しを米国政府に要請したが、身柄の引き渡しに5日間も期間を要したため、県は、起訴前の被疑者の身柄の引き渡しについては、日米地位協定の運用の改善では限界があるとし、第17条を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に対し要請した。

なお、当該事件は、平成7年の「刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意」が本県において適用された唯一の事例である。

平成14年11月2日、沖縄本島内において、在沖米海兵隊少佐による強姦未遂事件が発生した。沖縄県警察本部が12月3日、逮捕状の発付を受け、外務省を通して身柄の引き渡しを米国政府に要請したが、12月5日に開催された日米合同委員会において、米国政府は身柄の引き渡しを拒否した。県は、今回の被疑者の起訴前の拘禁移転に関する日米合同委員会での話し合いの内容については、県民の前に明らかにすべきであると考え、12月5日の日米合同委員会の議事録の公表を日本政府に対し要請したが、公表できないとの回答がなされた。

(2) ワーキング・チームの発足

県は、これまで米軍人等による公務外での事件・事故が起きる度、隊員の綱紀粛正及び再発防止等について強く申し入れてきた。

しかしながら、事件・事故の防止を図るためには、そのような米軍独自の対応を求めるだけでなく、関係者が一体となって取り組む必要があることから、国、県、市町村及び関係団体で構成する「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」が外務省沖縄事務所を事務局として、平成12年10月10日に発足した。

ワーキング・チームの任務は、リパティープランや教育プログラム等、米軍の綱紀粛正策の効果的な実施の協力、支援、米軍施設、区域外における生活指導巡回の協力、支援、未成年者への酒類販売禁止及び未成年者の飲酒防止についての協力、支援、深夜零時以降の飲酒禁止に対する協力、支援等であり、事件・事故の防止に向け、これまで10回に亘り協議や調整を重ねている

(平成14年12月末現在)。

協議の結果、米軍は教育プログラムの中で、自主的な身分証明書(ＩＤカード)の提示及び要請があった場合には身分証明書を提示するよう指導すること、ゲートでの泥酔者及び飲酒している未成年者のチェックや風俗営業所等における風営法等の法律の遵守、関係業者が身分証明書の提示を要請することなどが確認されている。

また、第3回会合において県警が提案し、第6回会合において米側から受け入れ表明があった、交通法規及び風営法に関する講義については、平成13年6月から実施されており、2回/月のペースで実施している。

4 米軍基地から派生したその他の諸問題

(1) パイプライン問題

沖縄の米軍基地で、那覇地区、中部地区にある主要基地への送油のために敷設されたものが、P、O、L (Petroleum, Oil, Lubricant) パイプラインである。

昭和50年頃、同パイプラインは、那覇軍港から奥武山陸上競技場の近くで地下にもぐり、漫湖を渡って市街地に入り、与儀大通り、ひめゆり通りを経てバイパスに沿って浦添市に入る。さらに宜野湾市を経て、国道58号に沿って北谷町、嘉手納町を通り読谷補助飛行場に至る約32kmの北上ラインと、天願棧橋から具志川市、沖縄市、北谷町を通って嘉手納飛行場までの約15kmの南下ラインがあった。

パイプラインは大部分が3本からなっているが、場所によっては2本のところもあり、タンクファームへの支線も含めると総延長約227kmにおよび、文字どおり米軍基地の動脈であった。

同パイプラインは、関連市町村の市街地を通過しており、その周辺には多くの住宅や学校及び公園等の公共施設等が所在することから、消防防災の面で問題が指摘され、また、同パイプラインから油流出事故が多発するなど、環境汚染により周辺住民に大きな不安を与えた。さらに、数多くのバルブボックス等の工作物が路面上に突き出ていることから生じる交通安全上の問題も指摘されていた。

なお、北上ラインは、昭和49年1月に開催された第15回日米安全保障協議委員会において、那覇港湾施設の全部返還が合意されたのに伴い、那覇港湾施設タンク地区(昭和61年返還)18基の代替タンクを金武第1、第2、第3タンクファーム及び桑江タンクファームに建設し、機能が移設された。さらに平成2年に浦添市伊祖から宜野湾市伊佐のバルブボックス28までが返還され、北上ラインは完全に撤去された。

南下ラインについてもほとんどが嘉手納飛行場や嘉手納弾薬庫地区等に移設された。現在は、普天間飛行場と嘉手納弾薬庫地区に送油するラインが残っている。

■ 豆 知 識

基地への入構手続きについて

米軍施設(基地)内への一般の人の入構に際しては米軍の許可が必要であるが、施設によっては、年に1回程度、地域との交流を兼ねたイベントを開催しており、その際にはだれでも入構できる。

また、「合衆国の施設及び区域の案内を伴う視察、合衆国軍隊の構成員との協議、及び公務遂行を目的とする日本国の公的機関の構成員による立入」(公的な立入)については手続きが定められており、「合衆国の施設及び区域への公的な立入を希望する日本国の国民(団体の場合は、20名以下に限定する。)は、申請した立入日の遅くとも14日前に、この手続に附属する申請様式を用いて行う」ことになっている(平成8年12月2日の日米合同委員会合意)。

第2節 日米地位協定の見直し

県は、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題などの米軍基地問題の解決を促進するためには、米軍基地の提供及び運用等を定めた日米地位協定の見直しが必要であると考え、平成12年8月、11項目の日米地位協定の見直しに関する要請を行ったほか、これまで機会あるごとに日米両政府に対し要請してきた。

本節では、平成12年8月の日米両政府に対する要請を中心に、最近の日米地位協定改定の動きについて紹介する。

1 日米地位協定

日米地位協定の正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」といい、日米安全保障条約に基づいて1960年（昭和35年）に日米間で結ばれたもので、日本の領域にある間の米軍や米軍人等の権利義務及び米軍の施設・区域の使用や権利関係について取り極めている。

地位協定は28ヶ条からなっており、その内容はおおむね以下のとおりとなっている。

提供施設について

日本が米側へ提供する施設について、日米合同委員会（日米地位協定に基づく両国の協議の場合）で決められた施設や訓練区域の使用を許可している。（第2条）

また、日本の公共の安全に十分注意を払う前提で、使用を許可された施設・区域（提供施設）の運営や管理などの権利は、全て米側が持っている。（第3条）

さらに、その施設の返還については、米側は原状回復（借りる前の状態に戻すこと）する必要はない。（第4条）

日本国の租税等の適用除外など

公的な目的で運航される米軍の船舶や航空機・自動車は、日本側に通報すれば無料で米軍基地以外の日本の港や飛行場、高速道路などを使用することができる。（第5条）

米軍人らの出入国については、日本の旅券・査証に関する法律は適用されない（身分証明書等を持つ必要はある）。（第9条）

基本的に、関税や税金は課されない（ただし、一定量を超える物品の輸入には関税がかかる）。（第11、12、13条）

日本の運転免許証は、必要ない（米側の免許証は必要）。（第10条）

国内法の尊重について

日本国の法令を「尊重」することとなっている。（第16条）

裁判権について

米軍人が基地の外で起こした事件や事故であっても、公務中であれば裁判権は米側にある。公務外の事件・事故であれば、裁判権は日本側にある。しかし、日本側の裁判権の対象になる被疑者が米側によって拘束された場合は、日本側が起訴するまでは身柄の移転は行わなくてもよいことになっている。（第17条）

ただし、平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人又は強姦という凶悪な犯罪などについては、日本側の要求があれば、引渡は可能になった。

損害賠償請求権

米軍が、公務執行中に起こした事故などで損害を与えた場合は、損害賠償は日米両国で分担する。米軍人等が、公務外で起こした事故などで損害を与えた場合は、米側が慰謝料を申し出る場合もあるが、基本的には損害賠償は加害者が行う。（第18条）

経費の負担

在日米軍の維持費について、提供施設・区域の整備費用は日本側が負担し、その他（提供施設の維持費）は基本的に米側が負担する（第24条）。（しかし、現実的には日本政府も施設内の労務費、光熱費等の一部を「思いやり予算」として負担している。）

合同委員会

この協定の実施に関し、日米間の協議機関として、合同委員会を設置している。（第25条）

2 日米地位協定の見直しの要請

日米地位協定の見直しの要請については、県は日米両政府に対し、平成7年11月に10項目の日米地位協定の見直しに関する要請を行うなど、機会あるごとに日米地位協定の見直しを求めてきた。

これに対し、日米両政府は、平成8年12月のSACO最終報告などにおいて、日米地位協定の運用の改善などを示した。

しかし、SACO最終報告などによって日米地位協定の運用の改善が示された後も、米軍基地に起因する事件・事故や環境問題など諸課題が山積しており、県としては、これらの米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、もはや日米地位協定の運用を改善するだけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考え、平成12年8月に、改めて日米両政府に対し、日米地位協定の見直しに関する要請を行った。

日米地位協定の見直しに関する要請（平成12年8月）

我が国に所在する米軍基地は、日米安全保障体制を維持する上で重要な役割を果たし、我が国の安全及び極東における国際の平和と安全の維持に寄与しているものと理解しています。

しかし、本県においては、全国の米軍専用施設面積の約75%にのぼる米軍基地が集中し、県土総面積の約11%、特に沖縄本島ではその2割近くを米軍基地が占めています。しかも、基地の多くが県民の住宅地域に近接しており、これらの米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しは、県政の重要な課題となっております。

県としては、これらの米軍基地に起因する様々な事件・事故等から県民の生活と人権を守り、県民の福祉の向上を図る立場から、現在の米軍基地の運用のあり方等について検討していただく必要があると考えており、これまで機会あるごとに日米地位協定の見直しを国に求めてまいりました。

また、昨年11月、普天間飛行場の移設候補地の選定を国に提示するに際しても、日米地位協定の見直しを要請いたしましたが、国におかれましては、昨年12月28日の閣議において「地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める」との方針を決定されました。

日米安全保障体制の下で米軍基地を維持し、円滑な運用を図るためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、基地から派生する諸課題について地元の懸案事項を早急に是正していただく必要があると考えます。

なお、県議会においても、去る7月14日に「日米地位協定の見直しに関する意見書」を全会一致で決議し、更に、7月27日には、県と県内の基地所在市町村等で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）においても、「地位協定の見直しに関する要請」を全会一致で議決しています。

つきましては、日米地位協定の見直しについて、次のとおり要請いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

要 請 事 項

1 第2条関係（施設・区域の提供等）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (3) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

2 第3条関係（施設・区域に関する措置）

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設及び区域内で発生した場合においても、速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。

3 第3条A（施設・区域の環境保全等） 新設

下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

合衆国軍隊は、施設及び区域におけるすべての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を、調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

4 第4条関係（施設の返還）

合衆国軍隊が使用している施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

5 第5条関係（入港料・着陸料の免除）

- (1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
- (2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

6 第9条関係（合衆国軍隊構成員等の地位）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

7 第13条関係（租税）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

8 第15条関係（諸機関の管理等）

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

9 第17条関係（裁判権）

合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記すること。

10 第18条関係（請求権の放棄）

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

11 第25条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

要請事項の内容及び説明

1 第2条関係（施設・区域の提供等）

要請事項

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。

また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その

意向を尊重する旨を明記すること。

- (3) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

内容及び説明

米軍基地が県土総面積の約11%、沖縄本島の約19%を占めている本県においては、基地の多くが県民の住宅地域に近接しているため、これらの基地の運用等の法的根拠となっている日米地位協定の内容及びその運用は、県民の生活に直接影響を及ぼす重大な問題であります。

しかしながら、現行の日米地位協定には、基地の提供、運用、返還等に関して最も大きな影響を受ける周辺地域の住民や地元地方公共団体の意向が反映できるような仕組みが設けられていません。

県としては、米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、米軍基地と隣り合わせの生活を送っている周辺地域の住民や地元地方公共団体の理解と協力を得ることが不可欠であると考えます。

そのためには、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の締結や内容の変更について、地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合、地元の声を協定に反映できるような仕組みを日米地位協定の中に設けることが必要であると考えます。また、同様に、施設及び区域の返還についての検討に際しても、地元の声を反映できるような仕組みを日米地位協定の中に設けることが必要であると考えます。

さらに、周辺地域の住民や地元地方公共団体の意向を踏まえた上で、個々の施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等、運用の詳細に関して明記した協定の締結及び当該協定の内容の公表が必要であると考えます。

なお、ドイツにおいては、ボン補足協定第48条第3項(a)及び同協定署名議定書「第48条について」第4項に基づき、NATO軍に提供される施設について、施設の規模、種類、条件、提供期間等を記載した協定が締結されることになっています。

2 第3条関係（施設・区域に関する措置）

要請事項

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設及び区域内で発生した場合においても、速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。

内容及び説明

県では、米軍基地に起因する事件・事故が発生する度に、県民の不安を払拭する等のため、必要に応じて、基地内への調査のための立入りや速やかな事件・事故に関する情報の提供を求めてまいりました。

日米両政府においては、平成8年12月のSACO最終報告や日米合同委員会合意によって、施設区域への立入許可手続きや事件・事故発生時における通報手続きを整備、実施されました。

しかし、その後も、地方公共団体による米軍基地内への立入りについては、地方公共団体が求めて

いる速やかな立入りが実現しているとは言い難い状況にあります。

また、事件・事故発生時の地方公共団体への通報についても、現行の手続きにおいては、米軍基地内で発生する事件・事故は通報の対象から除外されているため、適時、的確な情報公開によって県民の不安を払拭するという観点から、通報手続きの更なる検討が必要であると考えます。

さらに、我が国においては、いわゆる航空特例法によって、米軍に対しては、航空法第80条の飛行禁止区域や第81条の最低安全高度の遵守の規定等の適用が除外されていますが、ドイツにおいては、ボン補足協定第45条第2項及び第46条第2項に基づき、NATO軍の演習・訓練に対しても、関連するドイツ国内法が適用されることになっています。

県としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、航空機騒音や事故の危険性を軽減するため、米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に従って運航する必要があると考えます。

このほか、道路法第47条に基づく車両制限令、原子力災害対策特別措置法、文化財保護法についても、米軍の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対し、適用する必要があると考えます。

道路法第47条に基づき、車両の幅、重量、高さ、長さ等を規定している車両制限令については、同政令第14条に基づき、米軍に対する適用が免除されておりますが、道路交通の安全を確保する観点から、米軍に対しても当該政令を適用する必要があると考えます。

また、昨年成立した原子力災害対策特別措置法については、米国の原子力軍艦の放射能事故等を対象から除外しておりますが、原子力軍艦が寄港する港湾周辺に居住する住民の不安を解消するためにも、米軍に対して同法を適用し、万が一放射能事故等が発生した場合の災害対策を講じる必要があると考えます。

さらに、文化財保護法第57条の5や第57条の6によると、土地の占有者が住居跡、古墳等遺跡と認められるものを発見したときは、関係機関に届出や通知を行うことになっていますが、米軍が実施する施設整備工事等に対してはこれらの文化財保護法の規定が適用されないため、埋蔵文化財が発見された際の適切な保護措置が執れない状況にあります。したがって、文化財の保存を図るためには、米軍に対しても、これらの文化財保護法の規定を適用する必要があると考えます。

3 第3条A（施設・区域の環境保全等） 新設

要請事項

下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

合衆国軍隊は、施設及び区域におけるすべての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を、調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

内容及び説明

米軍の活動に起因して生じる米軍航空機の騒音、実弾演習や廃弾処理に伴う騒音や振動、山火事や

赤土流出による自然環境の破壊、油や汚水の流出、P C B等有害廃棄物の処理等米軍基地から派生する環境問題については、基地に隣接して生活している県民にとって、生命、財産の安全に直結する重大な関心事であります。

ドイツにおいては、ボン補足協定第53条第1項に基づき、N A T O軍の施設の使用に対しても、原則としてドイツ国内法を適用しています。また、第54条A第2項に基づき、N A T O軍が環境影響評価手続きを実施し、「不可避の環境被害に対して適切な回復措置又は清算措置」を行うことになっています。

県としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、深刻な環境被害が発生する前の未然防止の観点から、合衆国軍隊に対して、環境保全に関する日本国内法を適用する必要があると考えます。特に、我が国の環境影響評価に関する国内法が対象としている事業に相当する米軍の事業について環境影響評価手続き及び日常的な環境監視を実施すること、日米両政府間で当該調査結果を踏まえ環境保全上の措置について協議すること、環境汚染が発生した際の調査及び浄化対策等を実施すること等の制度を確立する必要があると考えます。

また、万一、環境汚染が生じた場合においても、適時、的確な回復措置が執れるように、汚染原因者としての米国の責任を明記する必要があると考えます。

なお、合衆国軍隊に対する国内法の適用に向けて、土壌の汚染防止等に関する国内法の整備も必要だと考えます。

環境原則に関する共同発表

2000年（平成12年）9月11日、河野外務大臣、虎島防衛庁長官、オルブライト国務庁長官、コーエン国防長官は、日米安全保障協議委員会（いわゆる「2 + 2」会合）において、「環境原則に関する共同発表」を行った。

具体的には、J E G S（在日米軍が活動するに当たっての環境保護及び安全のための基準。日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの考えの基で作成されている。）を定期的に見直し、情報交換、環境汚染への対応に係る協議に取り組むこととなった。

4 第4条関係（施設の返還）

要請事項

合衆国軍隊が使用している施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

内容及び説明

現行の日米地位協定では、米国は施設及び区域の返還に伴う原状回復義務を免除されているほか、施設及び区域の返還に伴う環境調査及び環境浄化の実施手続きについて明確な規定がありません。

しかし、施設及び区域の返還に伴う環境調査や環境浄化については、円滑な跡地利用を図る観点から、施設及び区域の返還前に取り組む必要があります。

そのためには、当該施設及び区域を使用していた米国の協力が必要不可欠であり、汚染原因者としての責任の観点からも、米国政府は、施設及び区域の提供者である日本国政府と共同で対処する必要があると考えます。

特に、本県の場合、米軍提供施設面積の約66%は民公有地であるため、米軍基地が返還された後に、

土地所有者が安心して土地を使用できるように、また、跡地利用が円滑に実施できるように、返還に伴う環境調査及び環境浄化手続きを明確に規定し、早急かつ十分な原状回復措置を実施する必要があると考えます。

返還跡地の汚染物質

平成14年1月30日、北谷町美浜の米軍施設返還跡地の地中から、ドラム缶に入ったタール状物質が多数発見された。返還跡地から汚染物質等が発見された場合の処理の方法について規定がないことから、今後、同様な問題が起こった場合の対応について、ルール化しておく必要がある旨国に対して要望している。

5 第5条関係（入港料・着陸料の免除）

要請事項

- (1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
- (2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

内容及び説明

県はこれまで一貫して、日米地位協定第5条に基づく米軍機の民間空港使用については、米軍に対し自粛を要請してきたところですが、去る2月15日にも、民間航空機の離発着及びエプロンの使用が過密な状況にある石垣空港に、米海兵隊の航空機が給油の目的で着陸したため、地元住民や県民から強い反対の声があがりました。

多くの離島からなる本県にとって、航空機や船舶は県民の日常生活はもとより、観光立県を目指す本県の産業振興を図る上からも重要な輸送手段であることから、航空機及び船舶の円滑かつ安全な運行を確保するためには、米軍による民間空港及び港湾の使用については、天候不良、機体の異常、乗務員の発病等緊急時以外は禁止する必要があると考えます。

また、日米地位協定第5条を根拠に、実質的には演習又は訓練であると見なさざるを得ない合衆国軍隊の施設及び区域からの「出入」又は「移動」が行われているとの指摘があります。

県としては、演習又は訓練については、提供されている施設及び区域内において行われるべきであると考えており、施設及び区域からの「出入」又は「移動」の定義を明確にし、演習又は訓練の実体を伴う「出入」や「移動」については、明確に禁止する必要があると考えます。

米軍機の民間空港使用

米軍機による民間空港使用の最近の動向として、平成12年に石垣空港、平成13年に下地島空港と波照間空港、平成14年には下地島空港が使用されている。使用目的として、フィリピンでのバリカタン演習への参加が主な要因となっている。

県は米軍に対し、民間空港については、民間航空機の運航を目的として設置された空港であり、民間航空機の円滑かつ安全な運行を確保する観点から、緊急やむを得ない場合を除いては、米軍機の使用は自粛してもらいたいというのが県の一貫した考えであり、米軍機の民間空港使用は県民に大きな不安を生じさせていることを説明し、演習等に参加する場合は、船舶等による移送を前提として計画を立て、民間空港を使用しないよう強く要請している。

空港別米軍機着陸回数（機数）、使用日数

	11年		12年		13年		14年	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
下地島空港	0	0	0	0	25	2	5	1
石垣空港	0	0	5	1	0	0	2	1
波照間空港	0	0	0	0	13	2	0	0

資料：着陸回数は13年まで国土交通省資料、14年は県調査
使用日数は県調査（平成14年12月末現在）

6 第9条関係（合衆国軍隊構成員等の地位）

要請事項

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

内容及び説明

米軍人等が我が国に入国する場合、あるいは、動物及び植物を入国させる場合の手続きについては、SACO最終報告において、新たに合意された手続きを実施することが示されました。特に、従来の日米合同委員会の合意内容には明記されていなかった植物の検疫手続きが新たに設けられたことは、一定の前進であると考えています。

しかし、ドイツにおいては、ボン補足協定第54条第1項に基づき、NATO軍に対しても、人間、動物及び植物の伝染病の予防及び駆除並びに植物の害虫の繁殖の予防及び駆除に関するドイツ国内法が適用されることになっています。

県としては、我が国においても、海外からの伝染病の侵入に対する基地周辺地域の住民の不安を払拭するためには、人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関する日本国内法を適用し、米軍に対しても日本国当局による検疫を実施する必要があると考えます。

7 第13条関係（租税）

要請事項

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

内容及び説明

米軍人等の私有車両に対する自動車税については、平成11年2月の日米合同委員会合意に基づく自治事務次官通知を踏まえ、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例」が改正され、平成11年4月から税率が一定程度引き上げられました。

しかし、この改正後においても、米軍人等の私有車両に対する自動車税は、民間車両に課税されている税率に比べると、依然として、著しく低い税率になっています。

また、この税率の格差については、軽自動車税の場合においても同様であり、米軍人等の私有車両に対する軽自動車税は、民間車両よりも著しく低い税率になっています。

本県の場合、米軍人等の私有車両は約25,000台にのぼっており、これらの車両の通行に伴う行政需要の増加及びそのために要する県の財政上の負担は、決して小さいものではありません。

これらの米軍人等の私有車両に対して民間車両と同じ税率の自動車税を課した場合、年間で約7億8千万円の税収の増加が見込まれており、財政基盤の脆弱な本県にとって、米軍人等の私有車両に対

する民間車両並みの税率の引き上げは、自主財源の充実を図る上で、重要かつ緊急な課題であると考えます。

自動車税の格差

沖縄県総務部税務課の調べでは、平成14年度の自動車税を総排気量1.5～2.0リットルの乗用車で比較すると、県民が39,500円であるのに対し、米軍人等は7,500円と5分の1以下となっている。

平成14年度の軍人・軍属等に係る自動車税の定期賦課台数は25,525台で、調定額は約2億3千万円となっており、これを一般県民並みの税率で課税した場合の課税額は約10億1千万円となり、増収額は約7億8千万円となる。

8 第15条関係（諸機関の管理等）

要請事項

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

内容及び説明

日米地位協定第15条に規定する諸機関による物品の販売、処分については、同条第3項に基づく日米合同委員会合意によって、具体的な制限の内容及び処分手続き等が定められています。

しかし、施設及び区域内におけるゴルフ場でのプレーやセスナ機への搭乗等、諸機関が提供する役務や施設の利用については、日本人が利用する際の制限の内容及び利用手続き等に関して、明確な規定がありません。

これらの諸機関は、第15条第1項(a)に基づき、日本国の租税が免除されており、日本人が諸機関の役務や施設を利用する際の具体的な制限の内容及び利用手続き等についても、課税の公平性の観点から、物品の販売、処分に準じた明確な規定を設ける必要があると考えます。

9 第17条関係（裁判権）

要請事項

合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに必ずしも応ずる旨を明記すること。

内容及び説明

日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁については、平成7年10月25日の「刑事裁判手続きに関する日米合同委員会合意」によって、凶悪な犯罪の場合、合衆国は、日本国の「被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う」とこととされ、一定の前進が図られたものと考えています。

しかし、この合意に基づく手続きを実施するためには、日米合同委員会において日本国が提起し、協議しなければならないため、相当の時間を要することが予想されます。

また、凶悪な犯罪ではない場合については、日本国の起訴前の拘禁の移転要請に対して、米国は日本国の「見解を十分に考慮する」としているのみで、米国が起訴前の拘禁の移転を承認するのかについては必ずしも明確ではありません。

平成10年10月7日に北中城村で発生した女子高校生ひき逃げ事件の際は、我が国の警察当局が被疑者たる米軍人の起訴前の逮捕、拘禁ができなかったため、県民の間から、強い憤りの声が上がりました。

その後、当該被疑者は程なく起訴され、我が国の警察当局に身柄が引き渡されましたが、本県では、過去に、米軍が身柄を拘束していた被疑者が米軍基地から米国内に逃亡した事例もあるため、平成7年10月の日米合同委員会における合意内容では不十分であり、日米地位協定を見直して、全ての事案について、被疑者の起訴前の拘禁を日本国が速やかに行えるようにすることを求める県民の声には根強いものがあります。

ドイツでは、ボン補足協定第22条第2項(b)()において、NATO軍は「特定の事件においてドイツ当局が提出する抑留の移転の要請に対しては好意的考慮を払うものとする」と規定していますが、国民の生命、財産等の基本的人権を保障する観点から、標記の事項について、日米地位協定の見直しを行っていただく必要があると考えます。

被疑者の拘禁の移転

平成13年6月に北谷町で発生した在沖米空軍兵士による婦女暴行事件においては、県警が逮捕状の発布を受け外務省を通して身柄の引き渡しを米国政府に要請したが、実際に引き渡しが行われるまでに5日間も要した。

また、平成14年11月に沖縄本島内で発生した在沖米海兵隊少佐による強姦未遂事件においては、日米合同委員会において米側へ被疑者の起訴前の拘禁の移転を要請したが、明確な理由が示されないまま、米側は被疑者の身柄引き渡しを拒否した。

県としては、両事件で起訴前の被疑者の身柄の引渡しについては、地位協定の運用の改善での限界が明らかになったと考えており、地位協定の抜本的な見直し以外に解決策はないと考えている。

10 第18条関係（請求権の放棄）

要請事項

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

内容及び説明

合衆国軍隊の構成員又は軍属が公務外で起こした事件・事故等の際の被害者に対する補償については、平成8年12月のSACO最終報告によって、「慰謝料」や「見舞金」の支払手続き、前払いの請求、無利子融資制度等に関する日米地位協定の運用の見直しが示され、一定の前進が図られたものと考えています。

しかし、この日米地位協定の運用の見直しにおいても、被害者に対する日米両政府による支払いについて法的義務として認めたものではなく、「支払いを行うよう努力する」ことにとどまっております。

また、同様に、前払いの請求手続きや被害者に対する無利子融資制度についても、法的制度として確立したものではありません。

したがって、県としては、合衆国軍隊の構成員又は軍属、あるいはそれらの家族により被害を受け

た者の迅速かつ十分な補償を図るためには、国内法の整備を含め、日米両政府の法的責任で被害者の損害を迅速に補填する制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要があると考えます。

また、本県では、米軍人等の子供を出産した女性が、その子供の養育費を米軍人等に支払ってもらえないため、生活に困窮している事例がしばしば見受けられます。

日米地位協定第18条第9項(b)には「合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行うべき私有の動産があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本国の当局に引き渡さなければならない。」と規定していますが、合衆国政府が米軍人等に支払う給料等の債権に対する差押え等に関する規定はありません。

ドイツでは、ボン補足協定第34条第3項において「軍隊の構成員又は軍属に対して、その政府が支払う給与に対するドイツ裁判所又は当局の命令に基づく差押え、支払禁止、その他の強制執行は、当該派遣国の領域において適用される法律が許す範囲においてのみ行われる。」と規定されており、我が国においても、米軍人等に支払われる給料等に対して、我が国の裁判所の差押え、支払禁止等の強制執行を可能にする旨を明記する必要があると考えます。

この他、本県に駐留していた米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転したため、残された女性との連絡が途絶えた場合、離婚や認知等の身分問題あるいは養育費の請求等の財産問題に係る民事訴訟の提起や強制執行手続き等が著しく困難になる事例が数多く見受けられます。

県としては、米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転し、日米地位協定の対象から離脱した後の母子の生活権を保障するためには、公的機関が母子に代わって養育費を請求、徴収するためのいわゆる「チャイルドサポート」制度等に係る新たな二国間協定を設けるとともに、これらの協定を実施するための国内法の整備が必要であると考えております。

賠償金等支払い実績

米軍人・軍属等による事件・事故件数及び賠償金等支払い実績 (H14. 3. 31)
(単位：件、百万円)

		那覇防衛施設局			全国計		
		公務上	公務外	計	公務上	公務外	計
10年度	発生件数	120	690	810	274	1,216	1,490
	支払件数	145	31	176	305	62	367
	(支払額)				(140)	(343)	(483)
11年度	発生件数	152	786	938	255	1,345	1,600
	支払件数	193	27	220	342	32	374
	(支払額)				(157)	(97)	(254)
12年度	発生件数	141	816	957	260	1,474	1,734
	支払件数	150	18	168	299	26	325
	(支払額)				(229)	(58)	(287)
13年度	発生件数	161	790	951	345	1,388	1,733
	支払件数	147	28	175	343	40	383
	(支払額)				(141)	(199)	(340)

注1：「発生件数」は、防衛施設庁が米軍の事件・事故として、日米地位協定第18条業務の関係において知り得たものを集計したものである。

注2：「支払件数」及び「支払額」は、日米地位協定第18条に基づき措置し、賠償等を行った件数及び金額である。
(公務外の「件数」と「支払件数」が大きく相違しているのは、公務外の事件・事故は原則として当事者間(加害者と被害者)の示談により解決するものであり、これが含まれていないことによる。)

米軍人と日本人女性との間に生まれた子ども達への支援

沖縄におけるいわゆるアメラジアン問題の改善を図るため、平成14年3月に川口外務大臣と知事との間で相談窓口の体制整備について合意があった。

県では、米軍人と日本人女性との間に生まれた子ども達への支援の一環として、外務省及び在沖米各軍と連携し支援にあたっています。

相談内容は、父親の居所確認、父子関係の確認、養育費支払請求に関する相談などです。

11 第25条関係（合同委員会）

要請事項

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

内容及び説明

米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接している本県においては、日米地位協定や日米合同委員会合意に基づく米軍基地の運用は、周辺地域に居住する住民及び地元地方公共団体にとって、重大な関心事であります。

日米両政府においては、平成8年12月のSACO最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」との日米地位協定の運用の改善を行い、日米合同委員会合意の公表について理解を示されました。

しかし、その後の日米合同委員会合意に関する公表の実施状況については、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

県としては、日米合同委員会の合意事項を迅速に公表することが、駐留する合衆国軍隊と地域住民及び地方公共団体との信頼関係を構築する礎になるものと考えており、合意事項の速やかな公表を明確に規定する必要があると考えます。

3 日米地位協定の見直しに関する主な経緯

平成7年 10月21日 11月4日	県民総決起大会で「日米地位協定の早急な見直し」等を決議 県が日米両政府に対し10項目の日米地位協定の見直しについて要請
平成8年 9月8日 12月2日	「日米地位協定の見直し」等に係る県民投票 SACO最終報告「地位協定の運用の改善」
平成10年 6月22日	「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」の設置

<p>平成11年 5月6日 10月20日～ 12月28日</p>	<p>「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」報告 ドイツにおける基地の環境調査を実施 閣議決定「日米地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める」</p>
<p>平成12年 7月14日 8月29、30日 8月31日～ 9月11日</p>	<p>県議会における日米地位協定の見直しに関する意見書の決議 県と軍転協の合同要請（総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官あて） 県議会による日米地位協定の見直しに関する要請（9月1日まで） 日米安全保障協議委員会（2プラス2）の開催（環境原則に関する共同発表）</p>
<p>平成13年 2月12日 5月13日～ 7月10日 7月11日 7月18日 7月19日 7月23日</p>	<p>「基地と環境を考えるシンポジウム」を開催 知事訪米（パウエル国務長官、アーミテージ国務副長官、ウォルフオビッツ国防副長官らに日米地位協定の見直しなどについて説明） 衆議院外務委員会「日米地位協定の見直しに関する決議」 福田内閣官房長官、田中外務大臣、尾身沖縄・北方対策担当大臣、中谷防衛庁長官、ベーカー駐日米国大使らに「日米地位協定の抜本的な見直し」要請 全国知事会の「平成14年度国の施策並びに予算に関する要望について」、日米地位協定の見直しについて盛り込む 田中外相、パウエル米国務長官会談「犯罪を起こした米兵の身柄引渡が迅速に行われるよう日米地位協定の運用改善の協議を推進する」ことで合意 閣議決定「地位協定の改定について運用の改善で機敏に対応し、これが十分効果的でない場合は、改正を視野に入れていく」</p>
<p>平成14年 2月11日 3月20、29日 7月18日 7月23日 8月23日 8月26日 12月6日</p>	<p>下地、東門両衆議院議員らの自民、社民両党のグループが新日米地位協定案を作成 衆参両院沖特委で沖縄振興特別措置法案を可決した際、付帯決議として、「日米地位協定の見直しの検討」を可決 沖縄で開催された全国知事会議において、「日米地位協定の抜本的な見直し」を国への要望として決議 「日米地位協定の改定を実現し日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）設立 日本弁護士連合会定例理事会で日米地位協定の改定を求める決議 小泉総理大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、尾身沖縄・北方対策担当大臣、中谷防衛庁長官らに「日米地位協定の抜本的な見直し」要請 沖縄政策協議会の終了後、出席した全閣僚に対し、「日米地位協定の抜本的な見直し」要請</p>

4 平成7年の日米地位協定見直し要請の結果

平成7年11月4日付けの要請については、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」や日米合同委員会で見直しが検討され、次のとおり日米間で合意された。

しかし、運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考え、県は平成12年8月に、改めて日米両政府に対し、見直しの要請を行ったところである。

日米地位協定の見直しの要請に対する日米両国政府の発表

項 目		合同委員会合意及びSACO最終報告の内容
関連条項	要 請 内 容	
第2条	施設・区域の返還	* 11施設・5,002ヘクタールの返還 （内訳） 普天間飛行場等6施設の全部返還 北部訓練場等4施設の一部返還 住宅の統合1件 (SACO報告)
第3条	航空機騒音	* 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置 (平8.3.28合同委員会合意) * 騒音軽減「シティアップ」の実施 普天間飛行場 KC-130機(12機)の移駐 夜間飛行訓練の運用の制限 嘉手納飛行場 海軍駐機場の移転 遮音壁の設置 (SACO報告)
	環境保護	* 県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止 * キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去手続きの継続実施 * 砂防ダムの建設促進 (SACO報告)
	施設・区域への立入	* 施設・区域への立入許可手続の承認 (平8.12.2合同委員会合意)
	事故原因の究明・報告	* 米軍航空機の事故調査書の提供・公表に関する手続きの承認 (平8.12.2合同委員会合意)
	演習の規制・ペナルティー	
	施設内ゴルフ場	* 米側ガイドラインの作成
第5条	民間空港の使用禁止	
	行軍の禁止	* 公道における行軍の取りやめ (SACO報告)
第6条	那覇空港の進入管制業務の日本移管	

第9条	人・動植物の検疫	* 人、動物及び植物の検疫 (平8.12.2合同委員会合意)
	人の保健衛生	
第10条	軍用車両の番号標	* 米軍公用車両番号標の掲示 (平8.3.28合同委員会合意)
第13条	民有車両の税率	
第17条	被疑者の拘束	* 刑事裁判手続に関する合意 (平7.12.25合同委員会合意)
第18条	被害者補償	* 任意自動車保険への加入義務付け * 支払い手続の改善 前払い制度の活用 無利子融資制度の創設 差額支払い (SACO報告)
第25条	関係自治体の意見聴取	
	合同委員会の合意事項の公表	* 合同委員会合意の公表の追求 (SACO報告)

豆 知 識

気軽に基地内の飛行場を見るには？

県内にある米軍専用の飛行場は、嘉手納飛行場と普天間飛行場です。

嘉手納飛行場は、嘉手納ロータリーと知花十字路を結ぶ県道74号線沿いにある、通称「安保の丘」と呼ばれる小高い丘から、その様子を見ることができます。「安保の丘」は、日本政府から米軍へ提供された施設ですが、一般の人の立入は可能となっています。

なお、嘉手納町は、3階に「学習展示室」、屋上に展望フロアのある「道の駅(かでな)」(地上4階建て)を安保の丘の向かいに建設中であり、平成15年度中にオープン予定となっています。

普天間飛行場は、宜野湾市嘉数にある「嘉数高台公園」、宜野湾市真栄原にある「佐真下公園」からその様子を見ることができます。

第3節 協議会の活動状況

1 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（通称「軍転協」）

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は、米軍基地及び自衛隊基地から派生する諸問題の解決や跡地利用について、県と市町村が相互に協力することを目的に、昭和52年4月8日に設立された。

軍転協の主な活動状況は、米軍基地、自衛隊基地に起因する諸問題を解決するため、日米両政府、米軍に対する要請活動や軍転協会員の研修などを行っている。

平成14年度の活動状況は次のとおり。

(1) 要請活動

(ア) 県内要請

要 請 日：平成14年9月3日（火）

要 請 団：10名（市町村6名、県4名）

要請内容：

- ・基地から派生する諸問題の解決促進について
 - ・海兵隊の演習・訓練の移転及び在沖米軍兵力の削減について
 - ・日米地位協定の見直しについて
 - ・米軍人・軍属等の綱紀肅正並びに生活環境及び自然環境の保全について
 - ・「在日米軍に関わる事件・事故通報体制」の円滑な運用及び事件・事故に係る調査結果の速やかな公表
 - ・基地返還に伴う利用・転用促進のための措置
 - ・基地内道路の共同使用の実現
 - ・基地内業務の県内企業への優先発注及び基地内における県産品の販売
 - ・周辺事態安全確保法等の実施に関する地方公共団体への適時・的確な情報提供と地方公共団体の意向を尊重した法律の適切な運用
 - ・武力攻撃事態対処法等の整備について
 - ・米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止に関する要請（別途要請）

要 請 先：那覇防衛施設局長、特命全権大使（沖縄担当）、沖縄総合事務局長、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

(イ) 県外要請

要 請 日：平成14年9月4日（水）～5日（木）

要 請 団：11名（市町村7名、県4名）

要請内容：県内要請と同内容

要 請 先：内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官

(2) 視察の実施

(ア) 県内視察

日 時：平成14年11月8日（金）

目 的：基地から派生する諸問題の解決を促進する観点から、県内の米軍基地内の施設を視察した。

視察先：ホワイトビーチ（軍棧橋及びし尿処理施設の改修工事及び環境アセスに関する説明）、キャンプ・ハンセン（楚辺通信所の全部返還に伴う通信施設（通称「象のオリ」と呼ばれている。）の移設場所の工事概要及び赤土対策に関する説明）

視察団：40名（市町村28名、県12名）

(1) 県外視察

日 時：平成15年2月4日（火）～6日（木）

目 的：基地から派生する騒音問題の解決を促進する観点から、騒音問題に関して、県外視察を実施した。

訪問先：神奈川県、横須賀防衛施設事務所、横須賀市

視察先：横須賀海軍施設

視察団：16名（市町村12名、県4名）

(3) 研修会の実施

日 時：平成14年12月3日（火）

場 所：沖縄ハイツ 多目的ホール

内 容：米軍基地返還後の跡地利用について

講 師：日本都市総合研究所 荒田 厚

参加者：34名（市町村25名、県9名）

2 三者連絡協議会（通称「三者協」）

(1) 三者連絡協議会設置の経緯

三者連絡協議会（三者協）は、沖縄県に所在する米軍施設及び区域を管理・運用することから生ずる問題であって、各構成員（国、米側、沖縄県）の共通の関心を有するものについて、それぞれ拘束されない自由な立場から協議するため、昭和54年7月に設置された。

会議は、昭和54年7月に開催された第1回三者協から平成7年3月の第16回三者協まで継続して開催されたが、その後、三者協の性格や議題の範囲等について各構成員間の認識に齟齬が生じ、約4年間開催されずにいた。

平成11年2月、再発足会合において三者協の活動を再開することが確認され、平成11年7月に第17回三者協が開催された。それ以降、平成14年7月31日の第23回三者協まで継続して開催されている。

協議会の開催については、構成メンバーが輪番で主催することになっている。

(2) 三者協において話し合われた議題は多岐にわたっているが、合意をみた主な成果は次の通りである。

(ア) 英語教育ボランティア事業

平成11年7月12日開催の第17回三者協において、米側から、中学、高校等でネイティブ・スピーカー補助員としてボランティアを提供する旨の提案があり、平成12年5月から沖縄本島中部地区の小学校10校において、約100人の米側ボランティアの協力の下、米側ボランティア英語教育助手プログラムが開始され、平成13年度からは国頭地区まで拡大し、小学校19校で実施した。平成14年度は、中北部地区の小学校20校で実施している。

また、平成13年度からこの事業を拡大し、小学校英会話指導担当教員を対象とした「小学校英語活動研修講座」に、約10名の海兵隊の紹介による米軍人・軍属等のネイティブ・アシスタントが派遣されており、平成14年度も同様に派遣が行われている。

(イ) 緊急車両の基地内通行

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、沖縄県から、緊急時における救急車及び消防車の基地内道路の使用について提案し、その後、平成13年1月11日開催の日米合同委員会において、我が国の緊急車両による在日米軍施設・区域への限定的且つ人道的立入りが合意されたことから、同年4月17日に浦添市長と在沖海兵隊基地司令官との間で、牧港補給地区内の通行に関する現地実施協定が初めて締結された。7月13日にはトリイ通信施設に関し読谷村長と第10地域支援群司令官との間で、7月26日にはホワイト・ビーチ地区に関し与勝事務組合消防本部長（勝連

町長)と在沖米艦隊活動司令部司令官との間で、それぞれ現地実施協定が締結された。

それ以外の市町村等では、那覇市、宜野湾市、沖縄市、具志川市、名護市、嘉手納町、北谷町、中城北中城消防組合、国頭地区消防組合の9市町村等が、現地実施協定の締結に向け手続きを行っている。

(ウ) 嘉手納スペシャルオリンピックスの開催

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、米側(嘉手納基地)から、嘉手納町、沖縄市、北谷町の障害者と障害を持つ米軍人家族らが、スポーツを通じた交流を行うスペシャルオリンピックス開催について提案があり、平成12年4月22日、嘉手納基地内において、総計約1,500名(選手約330名、ボランティア約500名、その他関係者約670名)が参加して、第1回大会が開催された。第2回大会は、平成13年6月16日、2,000名のボランティアを含め、約5,000名が参加して開催された。第3回大会は、平成14年6月1日、地元沖縄側から800名以上、米軍関係者からは14名がスポーツ競技又は美術作品展示会に参加するとともに、2,200名以上のボランティアが参加して開催された。

(I) 環境セミナーの開催

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、日本環境管理基準に関するセミナーの開催について米側から提案があり、同年6月15日にキャンプ瑞慶覧において、米側主催により、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所、沖縄県及び県内各機関の専門家の参加の下、「日本環境管理基準に関するセミナー」が開催された。

また、平成14年5月29日にはキャンプ瑞慶覧において、沖縄県から34名、米軍から35名の他、日本政府関係者の参加の下、「沖縄県・米軍環境担当者意見交換会」が開催され、環境関連の12の項目について意見交換が行われた。沖縄県と米軍は、このような意見交換を毎年行っていくことを確認した。

(オ) 災害時における相互連携体制の確立

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、県民の生命、財産を災害から保護する立場から、また、在沖米軍の家族については、県民と同様に地域を構成する一員として人道的な見地から、県内において大規模な災害が発生した場合における応急の対策や復旧を円滑に実施するための相互連携体制を確立することが確認された。

その後、県側(消防防災課、基地対策室)と米側(海兵隊)との間で協議を続けた結果、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定することになり、平成13年11月に、知事から在日米軍沖縄地域調整官に対し、災害時における相互連携体制を実施したい旨の書簡を送付したところ、平成14年1月に在日米軍沖縄地域調整官から同意する旨の書簡が届いたことから、同年1月18日に同マニュアルの制定と記者発表を行った。

平成14年8月29日には、金武湾港(石川地区)施設用地で実施を予定していた沖縄県総合防災訓練において、当該マニュアルに基づく初めての訓練が行われることになっていたが、台風接近のため中止となった。

3 渉外関係主要都道県知事連絡協議会(通称「渉外知事会」)

渉外関係主要都道県知事連絡協議会(渉外知事会)は、米軍基地に起因する諸問題を抱える主要な14都道県が、協力して基地問題の解決にあたることを目的に、昭和37年1月に設立された。

渉外知事会の主な活動状況は、米軍基地に起因する諸問題を解決するため、国に対する要望活動などを行っている。

平成14年度の要望内容等は、以下の7つの大項目で構成する114項目となっている。また、114項目中25項目については、関係省庁に対し文書で回答をお願いした。

(1) 要請日：平成14年7月26日

(2) 要望内容：

米軍基地の整理、縮小と早期返還の促進及び基地跡地の地元優先の公共利用を図るとともに、それに係る予算を確保されたい(12項目)。

日米地位協定とその運用について、適切な見直しを行い、改善を図られたい(57項目)。

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的な運用と関係予算の拡充を図られたい(29項目)。

基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)の増額等を図られたい(8項目)。

駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、強化を図られたい(3項目)。

周辺事態安全確保法等の運用にあたっては、地方公共団体へ適時・的確な情報提供に努められるとともに、その意向を尊重されたい(4項目)。

自衛隊法に基づく警護出動の際の関係都道府県知事への意見聴取にあたっては、当該知事が責任ある意見を表明できるよう十分な情報を提供するとともに、その意見を尊重すること(1項目)。

(3) 要 請 先：内閣総理大臣、総務大臣、防災担当大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、内閣官房副長官補、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣

豆 知 識

米軍へ直接電話するには？

米軍の各部隊には、日本語を話せる渉外官と呼ばれる人がいる部署があり、そこを通して連絡することになります。話の内容によって担当する部署が決まりますが、各軍の代表的な部署を以下に紹介します。なお、電話交換手が英語で話しかけてきますが、基本的には日本語でも通じます。

空 軍：第18航空団広報局渉外部 TEL:938-1111(交) 634-1595(内) 又は 939-7812(直)

海 軍：在沖米艦隊活動司令部報道部 TEL:938-1111(交) 634-6748(内) 又は 937-7142(直)

陸 軍：第10地域支援群渉外室 TEL:892-5111(交) 644-5133(内) 又は 956-0142(直)

海兵隊：在沖米海兵隊外交政策部 TEL:892-5111(交) 645-4233(内)

その他：在日米軍沖縄調整事務所(四軍の取りまとめ機関) TEL:892-5111(交) 645-7224(内)

第4節 米軍による事件・事故等に対する補償制度

本県には、広大で過密な米軍基地が存在し、約49,000人の米軍人等が駐留している（平成14年9月末時点軍人25,515人、軍属1,397人、家族22,434人、合計49,346人）。

そのことに伴って、米軍人等と県民との間に様々なトラブルが生じ、ときには、損害が発生して民事上の責任の法的処理が問題となる。

那覇防衛施設局によると、平成13年度中に発生した基地関係事件・事故(日米地位協定第18条関係)は、公務上・公務外を合わせて951件に達し、その大半は公務外の交通事故となっている。

このような基地関係事件・事故の民事上の請求の処理方法については、日米地位協定及びその関連法令によって規定されている。

1 民事請求権について

日米地位協定第18条において、同協定の運用に関連して生ずる民事上の請求権の処理方法が規定（第1項～第13項）されており、その構成は次のとおりとなっている。

防衛隊の財産に対する損害	第1項関係
防衛隊以外の国有財産に対する損害	第2項関係
防衛隊員の公務中の死傷	第4項関係
米軍人の公務中の行為による損害	第5項関係
海事損害	第5項関係
米軍人の公務外の行為による損害	第6項関係

（注）防衛隊とは、日本国については自衛隊をいい、米国については軍隊をいう（第11項）。

なお、本条については、米軍の公務中及び公務外の行為による損害に関しての規定（第5項及び第6項）が問題となることが多い。

(1) 米軍人の公務中の行為による私人の損害

公務執行中の米軍人・米軍の被用者の作為・不作為又は米軍が法律上責任を有するその他の作為・不作為又は事故で、日本において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6項又は7項の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本が5項(a)から(g)までの規定に従って処理する。（第5項頭書）

米軍の被用者には、軍属、直接雇用の日本人労務者のもとより、間接雇用者が含まれる。日本国政府以外の第三者については、米軍人・軍属及びその家族は、第三者に含まれないことが了解されている（合同委員会合意「民事裁判管轄権に関する合意」）。

請求権は、日本が以下の方法で処理する。

5項(a)：請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、日本国が提起し、審査し、かつ解決し、又は裁判する。

日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令については、自衛隊の行動から生ずる請求権の処理に関する特別法はないので、国家賠償法によることとなる。また、同法第4条では、一定の場合は民法によることも定めており、民法の相当条文（第715条、第717条、第718条等）もこれに該当する。

なお、被害者個人の米軍側に対する請求権を国内的に実施するための法律として、民事特別法（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法）が制定されている。

- 5 項(b) : 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払いを日本円で支払う。
- 5 項(c) : 前記の支払い又は支払いを認めない旨の確定裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的なものとする。
- 5 項(d) : 日本国が支払いをした各請求は、その明細及び 5 項(e) の分担案とともに米側の当局に通知する。2 カ月以内に回答がなかったときは、その分担案は受諾されたものとみなす。
- 5 項(e) : 5 項(a) から (d) までの規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- * 米国のみが責任を有する場合
裁定され、合意され、又は裁判により確定された額の 25% を日本が、75% を米国が分担する。
 - * 日米両国が責任を有する場合又は責任が特定できない場合
日米両政府が均等に分担する。
- 5 項(f) : 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続きに服さない。

(2) 米軍人の公務外の行為による損害

日本における不法の作為又は不作為で公務外のものから生ずる米軍の軍人又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、第 6 項の (a) から (d) までの規定により処理する。（第 6 項頭書）

なお、米軍人等の公務外の行為は、私人としての行為であるから、このような行為から生ずる請求権の問題は、通常の司法手続きによって解決することも可能である。

請求権は、日本が以下の方法で処理する。

- 6 項(a) : 日本国の当局は、請求権に関するすべての事情（被害者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、請求人に対する補償金を査定し、その事件に関する報告書を作成する。
- 6 項(b) : その報告書は、米側当局に交付するものとし、米側当局は、遅滞なく、慰謝料の支払いを申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- 6 項(c) : 慰謝料の支払いの申し出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、米側当局は、自ら支払いをしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本側当局に通知する。
- 6 項(d) : この項の規定は、支払いが請求を完全に満たすものとして行われたものでない限り、米軍人・被用者に対する訴えを受理する日本の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

「慰謝料」の語の英語正文は、“*ex gratia*”である。この語句は、元来、「恩恵で」という意味を表しており、「見舞金」的な性格の補償金を意味している。

この件に関しての日本国政府側の見解は、次のとおりである。

『厳密な意味での慰謝料が、主として精神的な損害について加害者が被害者に対して支払うべき示談金であるのに対して、この協定上の「慰謝料」は、米軍の構成員又は被用者の不法行為で公務外に生じた事件に関わる損害賠償について、米国政府が、本来、その賠償を担う法的義務がないにもかかわらず、米国当局が被害者の請求を満足するために自発的に支払うものである。このような制度が設けられたのも、米軍人等が頻繁に移動することに鑑みて、その請求権の処理を、

通常の日本国における司法手続きのみに委ねるというのでは、現実の被害者の救済が確保されないおそれがあるからである。』(昭和50年第75回国会衆議院内閣委員会議録)

米軍の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、第6項の規定に従って処理される。(第7項)

なお、法律上責任を有する場合は、第5項の規定で処理される。

(3) 公務中又は公務外の判断

日米地位協定第18条において、米軍人等の作為又は不作為が公務中か又は公務外かという問題は、被害者側又は両当事国にとって、重大な事項となる。米軍人等の行為が公務中であるか否かについて、又米軍の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて、日米両政府間に紛争が生じたときは、日本国民の中から選任される仲裁人に付託され、その裁定は最終的なものとされている。(第8項)

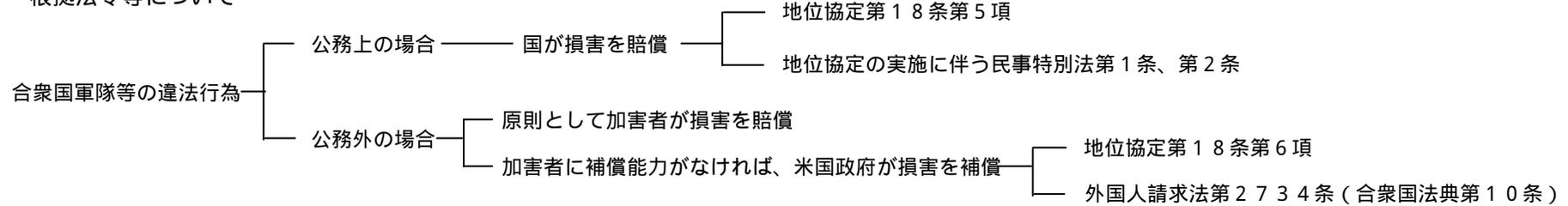
(4) 運用改善による補完措置

米軍人の公務外の行為による損害請求の支払いについては、平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の最終報告において、運用改善の方法が示された(詳しくは、「第3章 基地の整理縮小と対策」の「第1節 基地の整理縮小の促進」を参照)。その中の請求者に対する日本側当局の無利子融資制度については、(財)防衛施設周辺整備協会において運用することとなり、損害額を限度として、所要の額を被害者に無利子で融資している。

なお、米軍人の公務外の行為による損害請求の支払いに係る手続きについては、沖縄県では那覇防衛施設局事業部業務課事故補償係が窓口となっている。

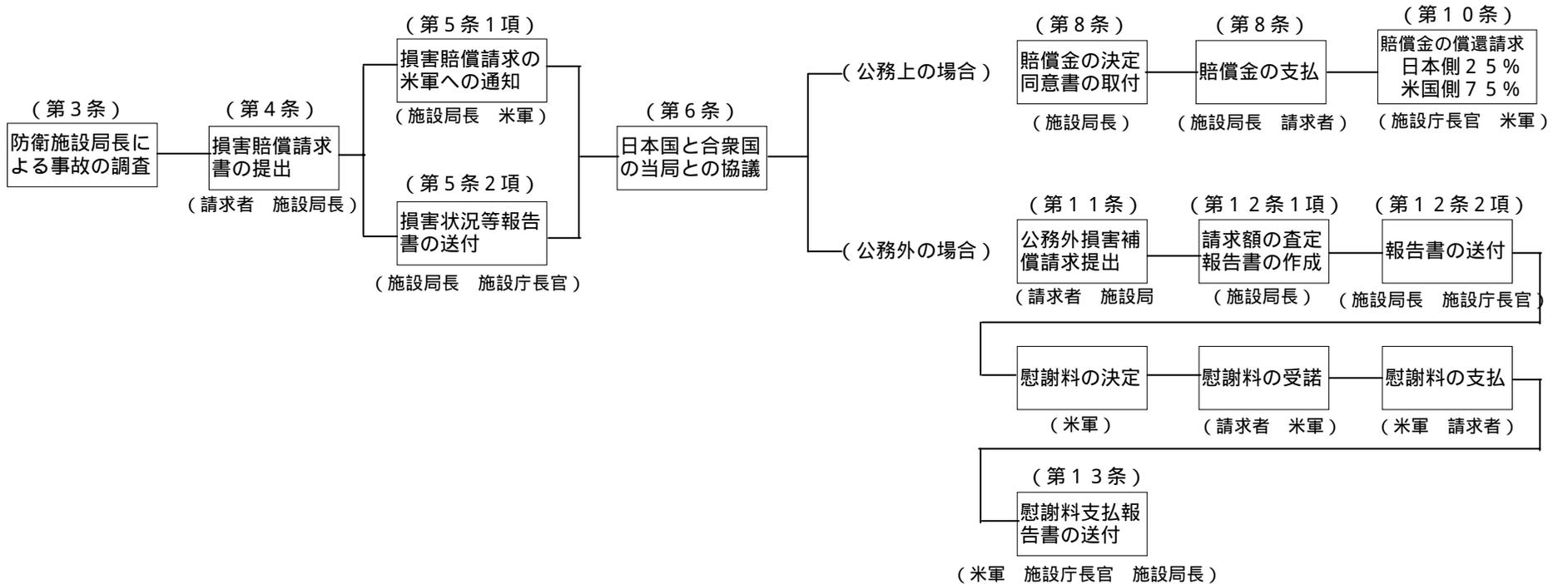
合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金・慰謝料の支払いについて

1 根拠法令等について



2 処理方法について

「合衆国軍隊の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令（昭和37年府令第42号）」に基づく処理のフローチャート



年度別事故発生状況表

(単位:件)

年度		昭和	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
公 務 上	交 通	416	434	308	280	255	194	263	283	274	250	276	262	263	255	267	270	261	
	航空機	4	4	5	3	7	7	14	4	11	5	5	4	4	2	5	11	7	
	施設管理の瑕疵	13	2	2	3	12	6	4	11	4	2	7	3	5		1	1	4	
	海上					1							1						
	その他	7	2	5	7	2	4	8	9	5	11	19	8	6	4	2	5	5	
	計	440	442	320	293	277	211	289	307	294	268	307	277	279	261	275	287	277	
公 務 外	交 通	1,316	1,169	1,091	1,085	1,011	1,089	1,039	960	884	1,098	1,155	1,040	1,034	1,173	1,162	1,066	1,036	
	航空機								1										
	刑事	231	379	386	175	227	219	154	209	131	141	107	64	71	61	56	67	66	
	その他	1		1	5	5	4	2	8	9	7	4	9	14	15	15	24	15	
	計	1,548	1,548	1,478	1,265	1,243	1,312	1,195	1,178	1,024	1,246	1,266	1,113	1,119	1,249	1,233	1,157	1,117	
合 計	1,988	1,990	1,798	1,558	1,520	1,523	1,484	1,485	1,318	1,514	1,573	1,390	1,398	1,510	1,508	1,444	1,394		

年度		平成	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	合 計
公 務 上	交 通	209	173	156	166	149	146	154	125	145	112	127	125	124	6,722	
	航空機	5		3	3	3	6	6	4	2	1	7	2	7	151	
	施設管理の瑕疵	1						1	3	30	6	15	14	27	177	
	海上														2	
	その他	3		2				2		2	1	3		3	125	
	計	218	173	161	169	152	152	163	132	179	120	152	141	161	7,177	
公 務 外	交 通	874	895	785	818	874	878	755	638	662	659	738	779	749	28,512	
	航空機					1									2	
	刑事	35	56	55	17	34	36	24	13	34	31	48	37	41	3,205	
	その他	19	19	24	23	24	30	15							292	
	計	928	970	864	858	933	944	794	651	696	690	786	816	790	32,011	
合 計	1,146	1,143	1,025	1,027	1,085	1,096	957	783	875	810	938	957	951	39,188		

注意: 1 上表は、那覇防衛施設局が地位協定第18条関係において知り得た件数である。
 2 昭和47年度については、5月15日以降の事故発生状況である。

2 他の法令に基づく損失補償等について

(1) 漁業制限法

米軍が演習等の目的で日本国の領海及び近傍の公海部分を使用するため、漁船の操業の制限又は禁止される場合、これに伴う損失については、漁業制限法（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律）に基づき、日本国が補償することになっている。

漁業制限法に基づく漁業損失補償実績額の推移

(単位:百万円)

	昭和 47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
漁業補償費	144	295	356	418	480	542	609	629	636	646	668
漁業見舞金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	15
合計	144	295	356	418	480	542	609	629	636	655	683

	昭和 58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5
漁業補償費	705	734	777	809	842	851	888	922	950	970	1,063
漁業見舞金	26	43	44	47	66	67	73	75	95	96	155
合計	731	777	821	856	908	918	961	997	1,045	1,066	1,218

	平成 6	7	8	9	10	11	12	13	合計
漁業補償費	1,115	1,153	1,182	1,211	1,220	1,182	1,167	1,168	24,332
漁業見舞金	169	191	191	200	212	212	217	237	2,440
合計	1,284	1,344	1,373	1,411	1,433	1,394	1,385	1,405	26,772

注: 1. 各年度の期間は、前年の10月1日から当該年の9月30日までの期間である。

(例:平成9年度とは、平成8年10月1日～平成9年9月30日)

2. 那覇防衛施設局の資料による。

3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

4. 「0」は表示単位に満たないもの、「-」は事実のないものである。

(2) 特別損失補償法

米軍等の特定の行為（防潜網の設置、水質の汚濁等）によって、農林業、漁業等を営んでいた者が経営上の損失をこうむった場合には、特別損失補償法（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律）に基づき、日本国がその損失を補償することになっている。

特別損失補償年度別支払実績表

(単位:人、千円)

市町村及び関連施設		年度	昭和		平成											
		48～55	56～60	61～2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	合計
伊江村	伊江島補助飛行場	(843) 29,576	(620) 20,455	(630) 20,494												
宜野湾市	普天間飛行場	(65) 8,092	(18) 1,634	(10) 2,081												
東村	慶佐次通信所	(60) 5,577														
金武町	キャンプ・ハンセン	(6) 359														
宜野座村	キャンプ・ハンセン	(1) 9,703														
具志川市	キャンプ・コートニー		(2) 32													
国頭村	奥間レストセンター	(54) 10,705														
宜野湾市	陸軍貯油施設	(14) 2,880														
北谷町	嘉手納飛行場			(6) 3,249	(2) 1,122	(2) 1,040	(2) 858	(2) 787	(2) 943	(2) 957						
合計		(1,043) 66,892	(640) 22,121	(646) 25,824	(2) 1,122	(2) 1,040	(2) 858	(2) 787	(2) 943	(2) 957	(194) 33,927	(198) 36,453	(197) 34,963	(193) 35,760	(214) 33,995	(3,337) 295,644

- 注: 1 計数は、四捨五入によっているため符合しない場合がある。
 2 ()書は、補償対象者の延人数である。
 3 平成9年度以降は、市町村及び関連施設別の金額等は公表されていない。

第3章 基地の整理縮小と対策

第1節 基地の整理縮小の促進

1 概要

復帰前の沖縄の米軍基地の実態は、基地の中に沖縄があるといわれたとおり、密度、機能においても本土のそれとは比べものにならないものがあった。

本土復帰によっても何ら米軍の機能を損することなく、米軍基地が継続使用されるとの不安が沖縄県民はもとより、国民の間にあった。昭和46年11月24日、第67国会では、「政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべき」ことが決議されるなど、本県の米軍基地の整理が進むかにみえた。

しかしながら、復帰時（昭和47年5月15日）に28,661haあった沖縄の米軍基地は、その後、米軍基地の整理統合計画等に基づいて徐々に返還が進められているものの、今なお、県土面積の10.4%にあたる23,729ha（平成14年3月末現在）が存在している。特に、人口、産業が集中する沖縄本島では18.8%を占めるなど高密度の状況にあり、道路網の整備、計画的な都市づくりや産業用地の確保の支障となるなど、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっている。

このため、県は基地の整理・縮小を県政の最重要課題として位置づけ、基地の整理・縮小を含めた本県の基地問題解決の促進を日米両政府に対し強く訴えてきた。

沖縄の基地問題については、平成7年の米軍用地の強制使用問題や、同年10月の県民総決起大会、平成8年の県民投票など一連の動きの中で、全国的な問題として日米両政府を動かすこととなった。

このような状況の下、平成7年11月に、本県の米軍基地について協議する機関として、政府と県の間「沖縄米軍基地問題協議会」が、さらに、日米両政府の高官レベルの協議機関として「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）」が設置された。

平成8年12月に発表されたS A C O最終報告では、普天間飛行場の全面返還を含む11施設の米軍基地を返還することが合意された。

県としては、本県が戦後58年余も負担してきた過重な米軍基地の整理縮小について、先ずS A C Oで合意された普天間飛行場を含む11施設5,002ヘクタールの整理縮小を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると考えている。

しかしながら、S A C Oの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、過重な基地負担をしてきた県民の意向に伝えるため、S A C Oで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考え、平成13年5月の知事訪米において、パウエル国務長官をはじめ米国政府高官等に対し要請を行うとともに、平成14年8月に内閣総理大臣及び関係大臣に対しても要請した。

2 米軍基地の整理・統合計画

(1) 米軍基地の整理・統合計画

本土における米軍基地については、昭和43年12月に開催された第9回日米安全保障協議委員会（以下、本節において「安保協」という。）において策定された、いわゆる「関東計画（関東地域における米軍基地を横田基地に統合する計画）」に基づき、逐次返還及び移設が進められ、現在ではそのほとんどが完了している。これらは、基地周辺地域の急速な都市化に伴い強まった住民の要望に応えたものである。

一方、沖縄の米軍基地の整理・統合については、昭和48年1月に開催された第14回安保協において初めて協議・検討がなされ、那覇海軍航空施設の全部、那覇空軍・海軍補助施設の全部、牧港住宅地区の一部の3事案が返還合意された。

さらに、昭和49年1月に開催された第15回安保協で48事案、昭和51年7月の第16回安保協で12事案の全部又は一部の返還が了承され、延べ63事案の返還及び移設が進められることとなった。その

了承内容は、移設なし返還合意施設が24事案、移設後返還される施設が29事案、引き続き検討される施設が10事案となっている。

また、昭和63年4月、西銘知事が米国政府に対し行った整理縮小の要請を踏まえ、沖縄の米軍基地の整理・統合について検討を行っていた日米合同委員会は、平成2年6月19日、その検討作業結果を発表した。これにより、県知事要望事案3件（県知事が米国政府に対し要望を行ったもの）、安保協事案9件（前述の安保協で了承された施設・区域の整理統合計画のうち未だ実施されていないもの）、軍転協事案8件（県知事と米軍基地等が存在する市町村長で構成する「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」の返還要望）及び米側事案3件（米側が返還可能としたもの）の計23件（いわゆる「23事案」）について、返還に向けた所要の調整・手続きを進めることが確認された。

(2) 基地の返還状況

復帰後、平成14年3月31日までに返還及び他の施設へ統合された米軍基地面積は5,158haだが、この間に449haの土地が追加提供又は統合されたため、実質減少面積は4,709haとなり、復帰時の米軍基地面積28,661haから16.4%減少したことになる。

返還された米軍基地の大部分は、沖縄における在日米軍施設・区域の整理統合計画に基づくもので、3回の安保協を通して了承された63件のうち、平成14年3月31日までに59件の全部又は一部返還が実現し、面積にして3,120haが返還されている。このうち第14回安保協事案3件については、昭和62年5月31日の牧港住宅地区の返還をもって480ha全部の返還が達成され、第15回安保協事案48件については47事案、面積にして1,792haの一部又は全部が返還され、第16回安保協事案12件については、9事案、面積にして848haの一部又は全部の返還がなされている。

一方、23事案については、平成14年3月31日までに16事案、面積にして580haが全部返還され、3事案（工兵隊事務所（3.7ha）については、平成14年9月30日に全部返還。）、面積にして77haが一部返還されており、残りの4事案が未返還となっている。

（注） 復帰時の米軍基地面積は28,661haだが、その後の実測等では28,442haとなっている。

日米安全保障協議委員会における返還了承事案の処理状況（沖縄関係）

平成14年3月31日現在（面積単位：ha）

安 保 協	返 還 計 画		返 還 済		未 返 還	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
第14回 (S48.1.23)	3	480	3	480	0	0
第15回 (S49.1.30)	48	2,587	47	1,792	1	795
第16回 (S51.7.8)	12	1,604	9	848	3	756
合 計	63	4,671	59	3,120	4	1,551

注 那覇防衛施設局に確認したところによる。

平成2年6月19日日米合同委員会・確認事案（23事案）返還状況

平成14年3月31日現在（面積単位：千㎡）

施 設 名	事案数	確認面積	返還面積	未返還面積	備 考 (現在の面積)
北部訓練場	2	4,798	4,798	0	78,332
八重岳通信所	1	192	192	0	37
キャンプ・シュワブ	1	5	5	0	20,627
キャンプ・ハンセン	2	1,653	34	1,619	51,183
恩納通信所	2	624	624	0	全部返還済み
嘉手納弾薬庫地区	2	1,884	784	1,100	27,288
知花サイト	1	1	1	0	全部返還済み
トリイ通信施設	1	38	38	0	1,939
嘉手納飛行場	1	21	21	0	19,950
砂辺倉庫	1	3	3	0	全部返還済み
キャンプ桑江	2	421	16	405	1,067
キャンプ瑞慶覧	2	468.7	0.7	468	6,426
普天間飛行場	1	42	0	42	4,805
牧港補給地区補助施設	1	1	1	0	全部返還済み
工兵隊事務所	1	45	8	37	平成14年9月返還予定
那覇冷凍倉庫	1	0.1	0.1	0	全部返還済み
陸軍貯油施設	1	43	43	0	1,255
合 計	23	10,239.8	6,568.8	3,671	

注 那覇防衛施設局に確認したところによる。但し、備考欄、合計欄は県が作成。

3 重要三事案

広大な面積を占める米軍基地は、県民生活や自然環境に様々な影響を及ぼしており、地域の振興開発や県土の均衡ある発展を図る上で大きな制約となっている。

このため県では、県民生活の安定と基地の集中による県民の負担軽減を図るため、日米両政府に対し、米軍基地の整理・縮小を訴えている。特に次の三事案については、地域の産業振興及び県民生活の安定を図る上で重要な課題となっており、かつ、県民の要望も極めて強いため、平成6年6月の訪米要請の際、太平洋戦争・沖縄戦終結50周年の節目の年（平成7年）までに、その解決を強く求めた。

その後、平成8年12月のSACO最終報告において、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減するため、土地の返還、訓練の改善などについて日米両政府で合意されたが、県内基地への移設条件がついているため、三事案すべての解決までには至っていない。

(1) 那覇港湾施設（那覇市）の返還

那覇港湾施設は、昭和49年1月の第15回安保協において、移設を条件に返還合意がなされている。同施設は、県都那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域である。

平成6年12月15日の日米合同委員会において、同施設の移設問題に関する検討を行うため、「那覇港湾施設特別作業班」の設置が認められた。同委員会は、平成7年5月11日、同作業班が行った勧告を承認した。その概要は、約35.3ヘクタールの代替施設が那覇港湾計画浦添埠頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設（約56.8ヘクタール）の全部及び牧港補給地区に隣接する約50メートルの制限水域の全部を返還する、牧港補給地区と新しい港湾施設とを結ぶ進入道路が提供される、新しい港湾施設には隣接する約50メートルの制限水域を含む、となっている。

さらに平成8年12月のSACO最終報告においても、浦添埠頭地区への移設と関連して、那覇港湾施設の返還を加速化するため最大限の努力を日米共同で継続することが確認されている。移設先とされている浦添市においては、那覇港湾施設の同市への移設に強く反対していたが、平成13年11月に、移設受け入れを表明した。

(2) 読谷補助飛行場（読谷村）におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還

人口3万7千人、面積3,517ヘクタールの読谷村における米軍基地は、村面積の45パーセントを占めるのみならず、村域を分断する形で散在している。読谷村では人口の増加に伴い、読谷補助飛行場（190.7ヘクタール）を囲む形で住宅地域が広がり、施設周辺の農耕地や住宅地域にパラシュートの訓練兵が降下する等の事故が発生し、33件の事故が確認されている。

同飛行場は狭隘なため、事故のほとんどが農耕地や民家等の提供施設外への落下であるが、昭和25年の燃料タンク落下による少女圧死、昭和40年のトレーラー落下による少女圧死等、悲惨な事故も発生しており、地域住民の生活に不安を与えていた。

このように、狭隘な農耕地や住宅地に囲まれた読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練は危険であるため、県や読谷村は、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を強く要請してきた。

平成8年12月のSACO最終報告において、読谷補助飛行場については、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移転された後に返還することが合意された。その後、平成11年3月に伊江村がパラシュート降下訓練の受け入れを表明し、同年4月に金武町が楚辺通信所の受け入れを表明した。なお、平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場において、パラシュート降下訓練は実施されていない。

読谷村では、昭和62年7月に、用地問題の解決と同地域の開発整備の構想及び土地利用に関する考え方を示した「読谷飛行場転用基本計画」を策定し、県としても、任意計画として「読谷飛行場

地域開発整備基本計画（県案）」を策定した。

読谷補助飛行場の一部用地については、読谷村が公共施設用地（役場庁舎、文化センター、運動広場、野球場等）として活用（日米地位協定第2条による一時使用）し、又、既返還地の一部において、読谷飛行場転用基本計画推進施設として、先進農業支援センターを整備中である。

(3) 県道104号線越え実弾砲撃訓練（金武町）の廃止

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ全長約8.1キロメートルで、そのうち約3.7キロメートルが提供施設内に位置している。県道104号線越え実弾砲撃訓練は、県民の生活道路を演習の度に封鎖するのみならず、演習場周辺に住宅、学校、病院等が所在し、使用される155ミリ榴弾砲の射程距離が30キロメートルで演習場の規模を上回っていることから、騒音や振動等、住民生活へ悪影響を与えてきた。また、同演習場内ではしばしば山林火災が発生し、貴重な自然の破壊や環境汚染をもたらしていることから、県は繰り返し米軍及び那覇防衛施設局に対し、同演習の中止及び廃止を要請してきた。

SACO最終報告は、平成9年度中に県道104号線越え実弾砲撃訓練を日本本土の演習場に移転された後、同演習を取り止めることとした。平成8年8月29日、日米合同委員会は「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」の勧告を受け入れ、県道104号線越え実弾砲撃訓練の分散・実施について、矢臼別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）の5カ所の演習場を移転先とし、訓練は年間最大4回、合計最大35日以内とするなどの内容を承認した。これによって県道104号線越え実弾砲撃訓練は、平成9年3月の180回目の実施を最後に、事実上廃止されることになった。

4 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）

(1) SACO最終報告

SACO最終報告（仮訳）

平成8年12月2日

池田外務大臣

久間防衛庁長官

ペリー国防長官

モンデール駐日大使

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの強い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を継続すべきことに合意した。

S C Cの構成員は、S C C自体と日米安全保障高級事務レベル協議（S S C）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、S C Cは、S S Cに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にS C Cに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、S C Cは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。S C Cは、S S Cに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

- 普天間飛行場 付属文書のとおり

- 北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ・ 北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。
- ・ ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

- 安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

- 楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

- 読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

- キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

- 瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

- 牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

- 那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

- 住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

- 県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

- パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

- 公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

- KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

- 嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側

に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるM C - 1 3 0 航空機を平成 8 年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

- 嘉手納飛行場における遮音壁

平成 9 年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

- 普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

- 事故報告

平成 8 年12月 2 日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんととの米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に係る全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

- 日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

- 米軍の施設及び区域への立入

平成 8 年12月 2 日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

- 米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成 9 年 1 月までに、その他の全ての米軍車両には平成 9 年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

- 任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成 9 年 1 月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

- 請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条 6 項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成 9 年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。し

かし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

- 検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

- キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

- 日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）

（この文書は、SACOの最終報告の不可分の一部をなすものである。）

於 東京

平成8年12月2日

1. はじめに

- (a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち (1)ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2) キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに (3)海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。
- (b) 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。
- (c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

- (a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等

の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

- (b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- (c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- (d) 危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- (e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短い同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、棧橋又はコースウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」（TSG）は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」（TAG）の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

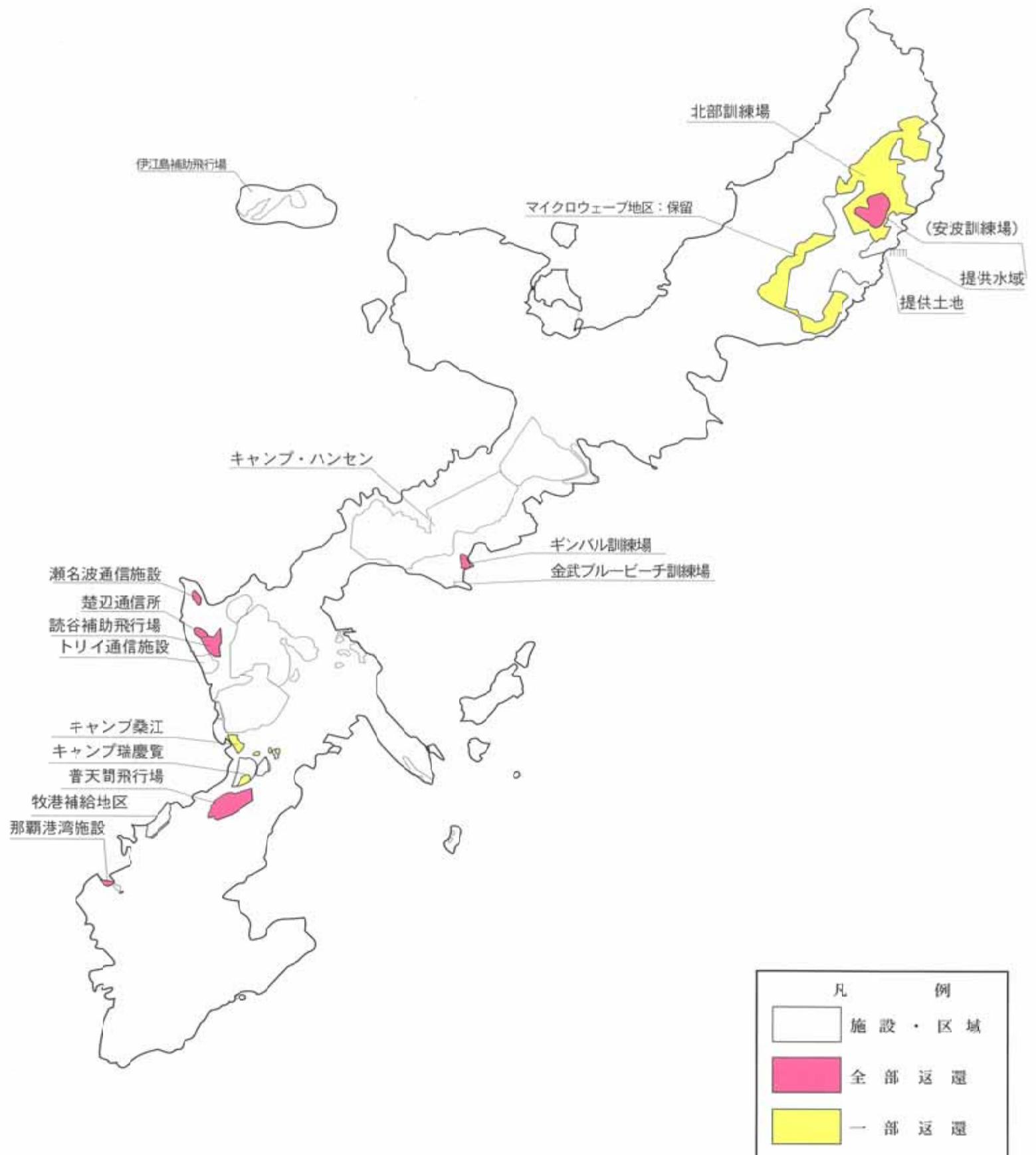
- (a) 杭式棧橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。

- (b) 箱（ボンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5 . 今後の段取り

- (a) F I Gは、S C Cに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。
この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b) F I Gは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c) F I Gは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

S A C O 最終報告による米軍 施設・区域の返還等



S A C O の最終報告における土地の返還等

1 土地の返還

施設名等	区 分	施設面積 (ha)	返還面積(ha) (返還年度(目途))	条 件 等
普天間飛行場	全 部	4 8 1	4 8 1 (5～7年以内)	海上施設の建設を追求(規模1,500m等) 岩国飛行場に12機のKC-130を移駐等 嘉手納飛行場における追加的整備等
北部訓練場	過 半	7, 5 1 3	3, 9 8 7 (平成14年度末)	海への出入りのため土地約38ha及び水域 約121haを提供 ヘリコプター着陸帯を残余の同訓練場内に移設
安波訓練場	全 部	(4 8 0)	(4 8 0) (平成9年度末)	(共同使用を解除)(水域7,895ha)
ギンバル訓練場	全 部	6 0	6 0 (平成9年度末)	ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練 場に、その他の施設をキャンプ・ハンセン に移設
楚辺通信所	全 部	5 3	5 3 (平成12年度末)	アンテナ施設及び関連支援施設をキャン プ・ハンセンに移設
読谷補助飛行場	全 部	1 9 1	1 9 1 (平成12年度末)	ハコブシ訓練を伊江島補助飛行場に移転 楚辺通信所を移設後返還
キャンプ桑江	大部分	1 0 7	9 9 (平成19年度末)	海軍病院等をキャンプ瑞慶覧等に移設 (返還面積には返還合意済みの北側部分を含む)
瀬名波通信施設	ほぼ全部	6 1	6 1 (平成12年度末)	アンテナ施設等をトリイ通信施設に移設 マイ クウェーブ塔部分(約0.1ha)は引き続き使用
牧港補給地区	一 部	2 7 5	3 (国道拡幅に合わせ)	返還に伴い影響を受ける施設を残余の施 設内に移設
那覇港湾施設	全 部	5 7	5 7	浦添埠頭地区(約35ha)への移設と関連 して、返還を加速化するために共同で最 大限の努力を継続
住宅統合		6 4 8	8 3 (平成19年度末)	キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧に所在 する米軍住宅を統合
計		9, 4 4 6	5, 0 7 5	
新規提供			7 3	(那覇港湾施設35ha、北部訓練場38ha)
合 計		1 1 施設	5, 0 0 2	県内施設面積の約21%減

2 騒音軽減イニシアティブの実施

事 案	概 要
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	海軍航空機の運用及び支援施設を、主要滑走路の反対側 に移転。MC-130航空機を主要滑走路北西隅に移転
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を設置

(2) S A C Oの進捗状況

a 土地の返還

- (a) 普天間飛行場については、次項に別記。
- (b) 北部訓練場（約7,833ヘクタール）については、S A C O最終報告において、ヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）を返還される区域から同訓練場の残余の部分に移設することを条件としており、ヘリパッド移設にあたり防衛施設庁は、ヘリパッド移設候補地の選定に関する環境調査を平成10年12月から平成12年3月までの約1年余の期間を通して実施し、平成13年1月に調査結果を公表した。その後、この調査結果において、天然記念物や山原の固有種等、特記すべき動・植物の種が多数確認されたことから、自然環境への影響をより最小限にとどめることのできる移設候補地の選定をするための環境調査を、平成15年10月まで継続して実施する予定である。
- (c) 安波訓練場については、共同使用が解除され、平成10年12月に返還が実現した。
- (d) ギンバル訓練場について、地元金武町は、返還条件であるヘリパッドの移設先を金武ブルー・ビーチ訓練場ではなく、キャンプ・ハンセン（山手部分）に求めている。
- (e) 楚辺通信所について、金武町が平成11年4月13日に正式に受け入れを表明し、平成14年3月1日の日米合同委員会において、移設先のキャンプ・ハンセン内にアンテナ及び関連機器の通信システム工事の実施が合意され、平成16年5月までの予定で、移設工事が実施されている。
- (f) 読谷補助飛行場については、平成11年3月24日、伊江村がパラシュート降下訓練の受け入れを正式に表明し、同年4月13日に金武町が楚辺通信所の受け入れを表明した。平成11年10月、日米合同委員会において、移転のため必要となる経費負担などの所要の措置について合意がなされた。読谷補助飛行場の返還については、楚辺通信所の移設と連動するため、楚辺通信所の返還と同時期の平成17年5月頃になる見込みである。
- (g) キャンプ桑江の海軍病院の移設については、移設先の宜野湾市が、平成12年7月27日に、キャンプ瑞慶覧内の普天間地区への受け入れを表明した。
- (h) 瀬名波通信施設については、地主は継続使用を求め、移設先であるトリイ通信施設の楚辺区住民も反対している状況にあったが、平成12年8月17日に開催された楚辺区区民総会において、移設が了承された。これを受け読谷村長から、地元の意向を尊重するとの発言があった。平成14年3月1日の日米合同委員会において、アンテナ等を含む通信システム、管理・運用施設及び付帯施設をトリイ通信施設内に移設することを条件に、マイクロ・ウエーブ塔部分の土地を除く瀬名波通信施設の大部分（約61ヘクタール）を、日本政府に返還することが合意された。
- (i) 牧港補給地区（国道拡幅部分）は、現在、国道58号の渋滞を緩和するため、拡幅計画を含めた検討がなされている。
- (j) 那覇港湾施設については、平成13年11月12日、浦添市長が移設受け入れを表明した。

平成13年11月16日、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の三つの協議会が国により設置され、移設に関連する諸措置、移設受け入れに係る諸措置及び跡地利用を円滑に進める等の観点からの県都那覇市の振興事業について、移設が円滑に進められるよう協議しているところである。

平成15年1月23日の第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁が提示した那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案について、県、那覇市及び浦添市が了承した。代替施設については、那覇港湾計画に参考掲載することになった。また、防衛施設庁は、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを明らかにした。

「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」では、これまで、浦添市によるS A C O交付金を

活用した牧港児童センター整備事業、消防訓練塔整備事業、浦添運動公園陸上競技場改修事業、仲西中学校運動場夜間照明等整備事業、（仮称）浦添児童センター建設事業などの事業やS A C O補助金を活用した教育文化施設整備事業、まちなと公園整備事業などの事業の実施について協議が行われた。

「県都那覇市の振興に関する協議会」では、これまで、奥武山公園の野球場と陸上競技場の整備についての那覇市に対する国の支援等について協議が行われた。

- (k) キャンプ桑江・キャンプ瑞慶覧にかかる住宅統合については、平成11年4月の日米合同委員会において、一部移設の第1段階として、キャンプ瑞慶覧内のゴルフ・レンジ地区に、136戸の住宅（高層住宅2棟）及び関連施設を移設・整備することが合意され、地元北谷町及び北中城村が受け入れの意向を表明した。その後、平成14年2月7日の日米合同委員会で、住宅統合の第2段階措置として、キャンプ瑞慶覧内のサダ地区において、330戸の住宅（内訳：高層住宅2棟136戸及び低層住宅194戸）及びその関連施設を移設・整備することが合意され、平成14年6月23日の同委員会で、第1段階のゴルフ・レンジ地区136戸が、米側に提供されることが合意された。

b 訓練及び運用の方法の調整

- (a) 県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練については、同訓練の本土移転が合意実施されたことから、平成9年3月27日以降、沖縄での訓練は事実上廃止された。
- (b) パラシュート降下訓練については、移転先の伊江村が平成11年3月24日に受け入れを表明し、平成12年7月1日以降の訓練から日本側が経費を負担し、伊江島補助飛行場で訓練が実施されている。
- (c) 公道における行軍については、既に取り止められている。

c 騒音軽減イニシアティブの実施

- (a) 航空機騒音規制措置については、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意がなされた。しかし、依然として騒音が発生している状況がある。
- (b) K C - 1 3 0及びA V - 8航空機の移駐については、普天間飛行場に配備されている12機のK C - 1 3 0航空機の岩国飛行場への移駐は、普天間移設の関係でまだ実現していない。なお、岩国飛行場から米国へのA V - 8航空機14機の移駐については、既に完了している。
- (c) 海軍航空機及びM C - 1 3 0航空機の運用の移転のうち、嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設の移転については、普天間移設の関係でまだ実現していない。M C - 1 3 0航空機については、平成8月12月、海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転している。
- (d) 嘉手納飛行場の遮音壁については、平成10年3月26日の日米合同委員会において実施が合意され、平成10年5月より工事に着手し、平成12年12月20日の同委員会で、米軍へ提供することが合意された。
- (e) 普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限が合意されたが、依然として騒音が発生している状況がある。

d 地位協定の運用の改善

- (a) 事故報告については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、米軍航空機事故の調査報告書の提供手続きに関する合意がなされた。また、平成9年3月31日の日米合同委員会において、事件・事故の通報体制の整備が合意された。
- (b) 日米合同委員会合意の公表については、一層公表することを追求するとされた。

- (c) 米軍の施設及び区域への立入については、平成 8 年12月 2 日の日米合同委員会において、立入に関する新しい手続きを実施することが合意された。
- (d) 米軍の公用車両の表示については、同措置についての合意が実施された。
- (e) 任意自動車保険については、平成 9 年 1 月から地位協定の下にある全ての人員を、任意自動車保険に加入させることが決定された。
- (f) 米軍人等が公務外で起こした事件に関する慰謝料の支払いについては、地位協定第18条 6 項の請求に関する支払い手続きを改善するよう共同の努力を行うとされた。
- (g) 検疫手続きについては、平成 8 年12月 2 日の日米合同委員会において、合衆国の船舶又は航空機が提供されていない飛行場に着くときは、日本国による検疫を受けるなど、人、動物及び植物の検疫に関する合意がなされた。
- (h) キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去については、米国における米軍の射場に適用されている手続きと同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続きが実施されるとされた。

5 普天間飛行場返還問題

(1) 背景と経緯

普天間飛行場は、市街地の中心部にあって、地域の振興開発を妨げているだけでなく、航空機の離発着訓練や民間地域上空でのヘリコプターの旋回訓練等が行われるなど、住民生活や教育環境に極めて深刻な影響を与えている。さらに、本県の振興開発を進めていく上で普天間飛行場の跡地利用は極めて重要であることから、地域住民をはじめ県民から早期返還を望む声が高まり、宜野湾市及び沖縄県はこれまであらゆる機会を通して、日米両政府にその返還を強く求めてきた。

平成7年11月、沖縄県の米軍基地問題に対する国内外の世論の高まりを背景に、沖縄の米軍基地の整理・縮小について日米両国間で協議する「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」が設置され、日米両政府は、沖縄の米軍基地の整理・縮小や訓練及び運用の方法を調整する方策等について精力的に取り組むことになった。SACOは、平成8年4月に中間報告を、同年12月に最終報告を発表し、普天間飛行場に関しては、5年乃至7年以内に十分な代替施設が完成し、運用可能になった後、全面的に返還すること、代替施設として海上施設を沖縄本島東海岸沖に建設すること等について合意した。

政府は、平成9年11月にキャンプ・シュワブ沖での調査結果等を踏まえ、「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」を沖縄県や名護市、沖縄県漁業協同組合長会に提示した。同年12月、地元名護市において海上ヘリポート建設の是非を問う市民投票が実施され、建設に反対する票が賛成票を上回った。その経過の中で、当時の比嘉名護市長は、海上ヘリポート建設を受け入れることを表明して市長を辞職、その後、平成10年2月に行われた名護市長選挙で、前市長の推す岸本建男氏が当選した。名護市長選挙中に、当時の大田知事は政府の示した「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」について受入拒否を表明した。

平成10年11月、任期満了に伴う県知事選挙が行われ、軍民共用空港案を公約に掲げた稲嶺恵一氏が当選した。稲嶺知事は、普天間飛行場の移設について、県民の財産となる新空港の建設、一定期間に限定しての軍民共用、臨空型の産業振興や特段の配慮をした振興開発をセットするという方針を県議会等で表明し、普天間飛行場返還問題の早期解決に向けて積極的に取り組むことが示された。

平成11年3月1日、総務部知事公室に「普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室」が設置され、普天間飛行場の県内移設に向けた具体的な取り組みを開始した。

県は、普天間飛行場の早期返還の実現を図るため、様々な観点から移設候補地について検討し、総合的に判断した結果、平成11年11月22日に「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を選定するとともに、移設候補地が所在する名護市に理解と協力をお願いした。また、同年11月25日、国に対し移設に当たっての県の考え方を提示した。

平成11年12月27日に、名護市長が普天間飛行場代替施設に係る受け入れを表明し、また、翌12月28日には、県と名護市の要望を踏まえ、代替施設について軍民共用空港を念頭に整備を図ることなどを盛り込んだ「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。

「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、平成12年8月には国、県、名護市、宜野座村及び東村で構成される「代替施設協議会」が設置され、基本計画の策定に向けた具体的な作業が進められることとなった。

普天間飛行場代替施設については、9回にわたる代替施設協議会を経て、平成14年7月29日、リーフ上を埋め立てて2,000mの滑走路を有する代替施設の建設等を内容とする基本計画が決定された。

平成15年1月、普天間飛行場代替施設について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的とする代替施設建設協議会が設置された。

(2) 普天間飛行場移設候補地の選定

選定に当たっての基本的考え方

移設候補地の選定に当たっては、下記の4項目の基本方針を設定し、候補地の選定作業を行った。候補地は空港の立地が可能と思われる7ヶ所を選定し、運航空域条件、社会条件、建設条件、自然条件等について検討した。その結果、移設候補地を2ヶ所に絞り込み、最終的には、運行空域確保の問題、騒音の問題、アクセスの問題等様々な観点から検討した結果、総合的に判断し、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適切であるとの結論に達した。

ア 米軍基地の整理・縮小を図るものであること。

イ 住民の安全が確保され、騒音等の影響が軽減されること。

ウ 建設される空港は、民間航空機が就航できる滑走路を有するもので、将来にわたって地域及び県民の財産となるものであること。

エ 県土の均衡ある発展を図る観点から地域の活性化に資するもので、県民の利益につながるものであること。

選定理由

ア 米軍基地の整理・縮小が図られること。

現在の普天間飛行場を縮小し、既存の米軍施設・区域内に移設することにより、沖縄の米軍施設・区域の面積を確実に縮小でき、県民の希望する基地の整理・縮小を着実に進めることができる。

イ 騒音の影響を比較的小さくすることができること。

航空機の離発着時において、集落への騒音を軽減できる。また、海域に飛行訓練ルートを設定することにより、移設先及び周辺地域への騒音の影響を軽減できる。

ウ 地域振興の促進に寄与することができること。

(ア) 地域の経済振興を図ることができる。

当該地域は、一定規模以上の空港の立地が可能であり、軍民共用空港を設置することにより、新たな航空路の開設や空港機能を活用した産業の誘致など地域経済発展の拠点を形成することができ、移設先及び周辺地域はもとより北部地域の自立的発展と振興につながり、ひいては県土の均衡ある発展を実現することができる。

(イ) 空港整備による交通ネットワークの形成が期待できる。

当該地域は、国道329号と沖縄自動車道が近接し、沖縄本島西側と中南部地域を連結している。新たな空港の整備に伴い、高規格道路の北部延伸など新たな道路を整備することにより、空港を中心とした交通ネットワークが形成され、空港活用の利便性の向上や地域の活性化を図ることができる。

(3) 普天間飛行場の移設に当たって整備すべき条件

本県は、沖縄戦の悲惨な体験、戦後の米国統治を経て、今なお全国の米軍専用施設面積の約75%が集中している現状から、県民には平和志向が根づいており、県民の大多数は、米軍基地の整理・縮小を強く望んでいる。

県としてはこのような県民の意志を踏まえ、沖縄の米軍基地の整理・縮小を促進するためには、普天間飛行場の代替施設を受け入れる移設先及び周辺地域住民の理解とその負担に応えられる条件を整備するとともに、返還跡地の有効活用を図ることが重要であると考えている。

したがって、普天間飛行場の移設に当たっては、国において、次に掲げる事項について具体的な方策が講じられ、国民的理解のもとに着実に負担の軽減が実現される必要がある。

ア 普天間飛行場の移設先及び周辺地域の振興、並びに跡地利用については、実施体制の整備、行

財政上の措置について立法等を含め特別な対策を講じること。

イ 代替施設の建設については、必要な調査を行い、地域住民の生活に十分配慮するとともに自然環境への影響を極力少なくすること。

ウ 代替施設は、民間航空機が就航できる軍民共用空港とし、将来にわたって地域及び県民の財産となり得るものであること。

エ 米軍による施設の使用については、15年の期限を設けることが、基地の整理・縮小を求める県民感情からして必要であること。

(4) 普天間飛行場移設問題の取り組み状況及び課題

15年使用期限について

普天間飛行場は、市街地の中心部にあり、市民生活に深刻な影響を与えていることから、その早期返還を県政の重要課題として取り組んでいる。

15年の使用期限については、戦後日本の平和と経済繁栄の中で、沖縄が58年間にわたり過重な基地負担をしてきている状況に鑑み、基地の固定化を避け、基地の整理・縮小を求める県民感情から、使用期限を設け、国に強く求めているものである。

普天間飛行場代替施設の15年使用期限問題については、県が移設に当たって整備すべき条件とし、また、名護市が受け入れ条件としていることから、着工までには政府から一定の方向性が示されなければならないと考えている。

県としては、政府に対し、沖縄の米軍基地問題を国民全体としてどのように負担していくことが等しく負担することになるのかを真剣に考えてもらいたいこと、過重な基地負担をしている沖縄の状況を理解し、基地の提供責任者として、その解決に向けて努力してもらいたことを要望しているところであり、引き続き、その解決を強く求めていく考えである。

代替施設協議会について

普天間飛行場代替施設の基本計画策定に必要な事項について協議する代替施設協議会は平成12年8月25日に設置され、平成14年7月29日までに計9回開催された。第1回から第6回までの協議会においては、軍民共用飛行場としての民間機能の位置づけ、建設地点の地形・生物分布等の状況、航空機騒音等の生活環境への影響、ジュゴンの予備的調査や珊瑚・藻場等の補足調査の結果報告のほか、代替施設の規模や具体的な検討に当たっての留意事項などについて意見交換を行った。

第7回協議会では、政府から3工法8案について報告があり、第8回協議会では、県、名護市、東村及び宜野座村の意向等を踏まえて、具体的建設場所、規模、工法等に関する「代替施設基本計画主要事項に係る取り扱い方針」が了承された。

平成14年7月29日の第9回協議会においては、代替施設の規模、工法、具体的建設場所及び環境対策を定めた基本計画案が決定された。

代替施設建設協議会について

平成15年1月、政府、県、名護市、東村及び宜野座村で構成する代替施設建設協議会が設置された。

この協議会は、平成11年12月に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」及び県や名護市等の要望に基づくものであり、環境影響評価、設計、施工等代替施設の建設に係る事業及び「代替施設の使用協定に係る基本合意書」に基づく取組みの進捗状況について報告を受けるとともに、これに関連して所要の協議を行うこととしている。

県としては、本協議会を通して政府や地元地方公共団体と緊密に協議していきたいと考えている。

実務者連絡調整会議について

実務者連絡調整会議は、代替施設協議会における名護市長の要望を踏まえて平成12年11月21日に国が設置したものである。同調整会議は、国、県及び名護市の実務者レベルで、閣議決定に盛り込まれている代替施設の使用に関する協定及び名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について協議することを目的としており、これまで7回開催されている。

第1回会議から第3回会議までは、協議の進め方について話し合わせ、先に名護市内の既存の米軍施設・区域に関する事項について協議することが確認された。第4回会議は、爆発物処理場の移設先調査の検討結果の報告がなされた。

第5回会議においては、キャンプ・シュワブ内の爆発物処理場の騒音等の被害について軽減策が提示され、これを了承し、第6回会議においては、辺野古弾薬庫の危険区域の問題、キャンプ・シュワブの兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設、また、大浦湾上空におけるヘリコプター飛行訓練に係る騒音及びキャンプ・シュワブから他の施設への移動に係るヘリコプター騒音の実態調査について協議されたところである。

普天間飛行場代替施設の使用協定については、平成14年7月29日、第7回実務者連絡調整会議において、国、県、名護市の三者により基本的事項についての合意がなされたところであり、同日開催された代替施設協議会の終了後、「代替施設の使用協定に係る基本合意書」に沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、名護市長とともに知事も署名を行った。

今後は、環境影響評価など代替施設の整備の進展を踏まえつつ、合意書を基に協議を進める、工事着工までに代替施設の使用に係る措置の内容を明確にする、供用開始までに協定を締結する、と段階的に進められるものと考えている。

県としては、名護市が求めている使用協定について、地元住民が懸念している諸課題の解決が図れるよう、名護市と連携して取り組んでいく必要があると考えている。

6 沖縄の米軍基地問題に関する主な協議機関

(1) 安全保障問題等に関する日米両政府間の主な協議機関

日本の安全保障の問題等に関する日米間の主な協議機関としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年1月19日）（以下「安保条約」という。）に基づき、安全保障協議委員会（以下、本節において「SCC」という。）（安保条約第4条に基づく）、SCCの監督の下に設置された安全保障事務レベル協議（以下、本節において「SSC」という。）（安保条約第4条に基づく）、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日）（以下、本節において「日米地位協定」という。）第25条に基づく日米合同委員会等がある（詳しくは「資料編」参照）。

また、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、SCCの下に「沖縄に関する特別行動委員会（以下、本節において「SACO」という。）」を平成7年11月に設置し、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班として、普天間実施委員会（以下、本節において「FIG」という。）を平成9年1月に設置した。

なお、SACOは、平成8年12月2日にSCCに対し、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、米軍の運用の方法を調整する方策についての最終報告を行い、その役割を終了した。

SACOの後継機関としては、その役割をSSCが引き継ぐこととされており、SACO最終報告による各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における日米両国間の協議については、「日米合同委員会」で行われることとなっている。

(2) 沖縄の米軍基地問題に関する国・県間の主な協議機関

沖縄の米軍基地問題に関する国と県との間の主な協議機関としては、SACOの設置に伴い「沖縄米軍基地問題協議会」が平成7年11月に、FIGの設置に伴い「普天間飛行場等の返還に係る諸問題解決のための作業委員会（タスクフォース）」が平成8年5月に設置された。また、普天間飛行場代替施設の基本計画策定に必要な事項について協議するため「代替施設協議会」が平成12年8月に設置され、9回にわたる協議を経て、平成14年7月、普天間飛行場代替施設の基本計画（案）を了承し、その役割を終えた。県内の跡地利用の促進を図るための調整機関として「跡地対策協議会」が平成14年9月に設置され、また、普天間飛行場代替施設について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進するため「代替施設建設協議会」が平成15年1月に設置された（詳しくは「資料編」参照）。

7 沖縄の米軍基地問題に関する主な国会決議・閣議決定

沖縄の米軍基地については、昭和47年5月の日本復帰に際し、すみやかな整理縮小の措置をとるべき旨の国会決議がなされたが、戦後58年余を経た今日においても基地の整理縮小は進まず、依然として、在日米軍専用施設面積の約75%が沖縄県に集中している。

こうした状況の中で、平成7年9月に発生した米軍人による少女暴行事件やそれに続く県民総決起大会、さらには同年9月以降の駐留軍用地の強制使用に係る知事の代理署名拒否等は、沖縄の米軍基地問題に対するかつてないほどの国内外の高い関心を集めることとなった。

政府はこうした沖縄の米軍基地問題に対する国内外の関心の高まりを背景にその解決に真剣に取り組むこととなり、平成7年11月には「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」と「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、平成8年5月には「普天間飛行場等の返還に係る諸問題解決のための作業委員会」を設置した。沖縄の米軍基地問題に関する国会決議や閣議決定は、こうした沖縄問題に対する政府の積極的な取り組みの中、本県の米軍基地問題の解決や振興策に対する国会や政府の決意を示す形で、平成7年11月以降相次いで行われている。

(1) 非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議（衆議院）

（衆議院本会議 昭和46.11.24）

1. 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさず非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。
2. 政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の整理縮小の措置をとるべきである。
右決議する。

(2) 沖縄米軍基地問題協議会の設置について

（平成7年11月17日 閣議決定）

1. 沖縄県に所在する「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」第6条に基づく施設及び区域に係る諸問題に関し協議することを目的として、沖縄米軍基地問題協議会（以下「協議会」という。）を当分の間、設ける。
2. 協議会の構成員は、外務大臣、内閣官房長官、防衛庁長官及び沖縄県知事とする。
協議会には、必要に応じ構成員以外の国務大臣等の出席を求めることができる。
3. 協議会は内閣官房長官が主宰する。
4. 協議会に幹事会を置く。幹事会の構成員は、内閣官房副長官（事務）、内閣官房内閣外政審議室長、外務省北米局長、防衛庁防衛局長及び防衛施設庁長官並びに沖縄県副知事及び沖縄県政策調整監とする。
幹事会は、内閣官房副長官（事務）が主宰する。内閣官房副長官（事務）は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員の出席を求めることができる。
5. 協議会の庶務は、内閣官房において処理する。
6. その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(3) 沖縄県における米軍の施設・区域に関連する問題の解決促進について

（平成8年4月16日 閣議決定）

1. 日米両国政府は、我が国に所在する米軍の施設及び区域の多くが沖縄県に集中していることに留意し、これに関連する諸問題の検討を行うため、昨年11月、日米安全保障協議委員会の下に沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会を設置した。両国政府は、爾来、日米安全保障

条約の目的達成との調和を図りつつ、これら施設及び区域に係る問題の改善及びその整理・統合・縮小を実効的に進めるための方策について、真剣かつ精力的に検討を行ってきた。

昨15日に開催された日米安全保障協議委員会において、特別行動委員会から、これまでの検討で得られた進展をまとめるものとして中間報告が行われ、了承された。

- 2．特別行動委員会においては、引き続き検討が重ねられ、今秋までに施設及び区域の整理・統合・縮小についての具体的措置を含む最終的なとりまとめを行い、日米安全保障協議委員会に報告することとされている。

政府としては、こうした検討を一層促進するとともに、特別行動委員会でとりまとめられる具体的措置の的確かつ迅速な実施を確保するための方策について、法制面及び経費面を含め総合的な観点から早急に検討を行い、十分かつ適切な措置を講ずることとする。

- 3．政府としては、日米安全保障条約を堅持するとの立場に立って、必要な施設及び区域の提供という同条約上の義務を履行するために引き続き所要の措置をとっていくこととする。また、我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態に対処するため、憲法及び関係法令に従い、日米の効果的な協力態勢の構築に務めるとともに、あわせて地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力のために日米両国が緊密な協力を積極的に進める。

(4) 沖縄問題についての内閣総理大臣談話

(平成8年9月10日 閣議決定)

私は、過ぐる大戦において沖縄県民が受けられた大きな犠牲と、沖縄県勢の実情、そして今日まで沖縄県民が耐えてこられた苦しみと負担の大きさを思うとき、私たちの努力が十分なものであったかについて謙虚に省みるとともに、沖縄の痛みを国民全体で分かち合うことがいかに大切であるかを痛感いたしております。

また、地位協定の見直し及び米軍基地の整理・縮小を求める今回の県民投票に込められた沖縄県民の願いを厳粛に受けとめております。

日米安全保障条約は、日本の安全のみならず、アジア・太平洋地域の平和と安全を維持していく上で、極めて重要な枠組みであります。米軍の施設・区域はその中心的な役割を果たすものであり、その安定的使用を確保することが重要であると認識しております。

政府としては、普天間基地の返還・移設や県道104号線越え実弾射撃訓練の本土移転などの諸課題について、米国と協議を進めるとともに、各地域住民の御理解と御協力を得ながら、その解決に向けて全力を尽くしてまいります。

さらに米軍施設・区域の75%が沖縄県に集中し、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえ、引き続き米国との間で米軍の施設・区域の整理・統合・縮小を推進するとともに、地位協定上の課題について見直しを行い、一つ一つその改善に努力してまいりる考えであります。

私は、今年4月のクリントン米大統領との共同宣言で明らかにしたように、今後とも、アジア情勢の安定のための外交努力を行うとともに、米軍の兵力構成を含む軍事態勢について、継続的に米国と協議してまいります。

豊かな自然環境や伝統、文化を生かしつつ、県土構造の再編、産業経済の振興及び生活基盤の整備等を進め、平和で活力に満ち、潤いのある地域の実現を目指した「21世紀・沖縄のグランドデザイン」は、沖縄県がその願いを込めた構想であると承知いたしております。

政府としては、この構想を踏まえ、通信、空港、港湾の整備と国際経済交流、文化交流の拠点の整備を行うとともに、自由貿易地域の拡充等による産業や貿易の振興、観光施策の新たな発掘と充実、亜熱帯の特性に配慮し、医療、環境、農業等の分野を中心とした国際的な学术交流の推進とそれに伴う関連産業の振興等のプロジェクトについて沖縄県と共に検討を行い、沖縄県が地域経済と

して自立し、雇用が確保され、沖縄県民の生活の向上に資するよう、また、我が国経済社会の発展に寄与する地域として整備されるよう、与党の協力を得て全力を傾注してまいります。

私は、このような趣旨に沿った沖縄のための各般の施策を進めるために、特別の調整費を予算に計上するよう大蔵大臣に検討を既に指示いたしました。

また、内閣官房長官、関係国務大臣、沖縄県知事などによって構成される沖縄政策協議会(仮称)を設置し、沖縄に関連する基本施策について協議していただき、それを踏まえて政府として沖縄に関連する施策の更なる充実、強化を図ってまいります。

重ねて、沖縄問題について国民の皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

(5) 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について

(平成8年12月3日 閣議決定)

1. 政府は、平成8年4月15日に日米安全保障協議委員会が了承した沖縄に関する特別行動委員会の中間報告を踏まえた本年4月16日の閣議決定「沖縄県における米軍の施設・区域に関する問題の解決促進について」に基づき、日米間で真剣な協議を継続するとともに、所要の措置を講じてきたところである。

2. 昨日、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会を開催し、特別行動委員会の最終報告を了承した。

また、この最終報告に盛り込まれた措置に係る両国間の調整は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議会で定められる方針に従い、普天間飛行場代替ヘリポート案件については日米安全保障協議委員会において設置が決定された日米間の作業部会において、その他の案件については主として日米合同委員会においてそれぞれ処理されることとされている。

3. この最終報告は、沖縄県における米軍の施設及び区域に関する問題についての日米間の共同作業に一つの区切りを示すものであるが、ここに盛り込まれた措置について期限を踏まえつつ着実に実施していくためには、米国との整理が不可欠であるとともに、国内においても、引き続き政府全体が協力して、あらゆる努力を行っていくことが必要である。

このような考え方の下、成功裡に結実したこの最終報告に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施するため、法制面及び経費面を含め、政府全体として十分かつ適切な措置を講ずることとする。

(6) 沖縄における基地問題並びに地域振興に関する決議

(衆議院本会議 平成9年4月22日)

本院は、本年5月の沖縄の本土復帰25年の節目にあたり、ここに改めて、長きに亘る沖縄の苦難の歴史に思いをいたし、かつ、沖縄県民の筆舌に尽くし難い米軍基地の過重負担に対する諸施策が極めて不十分であったことを反省する。この際、沖縄のこころをこころとして厳しく受けとめ、沖縄問題解決へむけて最大限の努力を払う決意を表明する。

本院は、その決意に基づいて、政府に対し、沖縄が直面している諸問題の解決を図るため、引き続き米国との協議を通じ、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)における合意事項の早期実現を期しつつ、在沖米軍基地の整理・統合・縮小・移転等について全力で取り組む。また、アジア情勢の安定化のための積極的な外交努力を行い、二国間および多国間安全保障対話を推進すると共に「日米安保共同宣言」に基づきアジア・太平洋地域における米軍の兵力構成のあり方を含む軍事態勢について日米間の協議を進めるよう求める。

さらに、沖縄県の過去の歴史と伝統的な特性を維持しつつも、経済的かつ文化的に優れた国際交流拠点として、活力に満ちあふれた真に魅力ある地域となるよう、地元の意志を十分に尊重しつつ、総合的かつ実効性のある大胆な改革を含めた沖縄振興策を講ずるべきである。

右決議する。

(7) 沖縄問題の解決促進に関する件

(衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会 平成9年11月19日)

昭和47年5月、沖縄が本土に復帰して以来、沖縄の経済社会は、本土との格差是正と自立的発展の基礎条件の整備を図ることを基本目標としたこれまでの、三次にわたる国の振興開発計画の実施と県民の不断の努力とによって、総体としては発展してきた。

しかしながら、本土復帰後四半世紀を迎えた今日、沖縄には今なお広大な米軍施設・区域が存在することに加え、生活・産業基盤の面でなお整備を要する諸課題が山積し、その経済社会は依然として厳しい状況にある。

そこで、政府は、沖縄問題を国の最重要課題の一つとして位置付け、今なお残る本土との各種の格差是正に一層努めるとともに、自然環境の保全に十分配慮しつつ、沖縄の自立的発展のため、「沖縄政策協議会」で集約しつつある諸案件を着実に推進し、なかでも自由貿易地域の拡大及び必要な規制緩和等については、一国二制度的な大胆な改革を目指し、積極的に取り組むべきである。

また、沖縄に所在する米軍施設・区域が地域振興促進の阻害要因とならないようにするため、今後とも沖縄県民の意を体して、日米地位協定の運用をはじめ、基地の整理・縮小に最大限の努力を傾注すべきである。

右決議する。

(8) 普天間飛行場の移設に係る政府方針

(平成11年12月28日 閣議決定)

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成11年11月22日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に12月27日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記(詳しくは、「資料編」参照。)の方針に基づき取り組むこととする。

(9) 日米地位協定の見直しに関する件

(衆議院外務委員会 平成13年7月10日)

本年6月29日に沖縄県北谷町で発生した在沖縄米空軍兵士が容疑者となっている女性暴行事件は沖縄県民に大きな不安と衝撃を与え、国民も強い憤りを感じている。今年に入ってから沖縄での米兵による女子高生に対する強制わいせつ事件、連続放火事件などの事件が相次いでいる。米軍は事件が発生するたびに再発防止、綱紀粛正、軍人等の教育などの対策を講じてきたが、現状を見ると十分な効果があったとは言い難い。

また、今回の事件において、日米両国政府の折衝の結果、平成7年の日米合同委員会合意に基づく運用改善により、起訴前の被疑者の身柄引渡しが決定的だが、引渡しの決定まで相当の時間を要したことは国民の不信感を招くものであり、迅速な引渡しを実施されるよう手続きを含め更なる改善が求められている。

本委員会は、7月5日、沖縄県に委員会派遣を行い、当該事件に関する実情等調査を実施し、関係者の意見を聴取したが、現地における住民感情は非常に厳しく、沖縄県知事及び北谷町長からは事件・事故の再発防止のための実効性のある具体的な対策と日米地位協定の抜本的見直しを求める強い要望があった。沖縄県からは昨年8月にも被疑者の起訴前の拘禁の移転、環境条項の新設等11項目の日米地位協定の見直しが要請されている。

政府はこれら地方自治体や住民の思いを真摯に受けとめねばならない。政府には、これら米軍基地に起因する様々な事件・事故等から国民の生命、財産、人権が確実に守られるよう最善の策を講じる責任がある。

よって政府は、沖縄県など日米軍基地を抱える関係自治体等の要望を踏まえ、国民の基本的人権を保障している我が国の法律を駐留米軍も尊重するよう、日米地位協定の見直しをも早急に検討し、事態の抜本的改善に取り組むべきである。

右決議する。

(10) 沖縄振興特別措置法案に対する付帯決議

(衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会 平成14年3月20日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

1. 広大な米軍基地の存在等、沖縄を取りまく経済社会情勢にかんがみ、県民が安心して安全に暮らせることが肝要であり、米兵犯罪の根絶に努めるとともに、日米地位協定の見直しの検討をも含め、今後とも沖縄の負担軽減に全力を尽くしていくこと。
5. 米軍施設・区域の整理縮小に引き続き取り組み、その早期返還にあたっては環境に留意するよう求めていくこと。

右決議する。

(11) 沖縄振興特別措置法案に対する付帯決議

(参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会 平成14年3月29日)

政府は、本土復帰30年を迎える沖縄が、現在もなお厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、沖縄の特性をいかした産業の振興や沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置いた取組を、沖縄県や民間センター等とも連携して積極的に進めるとともに、特に、次の諸点に留意して、適切な施策を講ずるべきである。

7. 米軍施設・区域の整理縮小と基地の環境問題に引き続き取り組み、その早期返還に努めるとともに、米兵による事件・事故の根絶に努め、日米地位協定の見直しの検討をも含め、今後とも沖縄の負担軽減に全力を尽くすこと。
8. 沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること。

右決議する。

8 訪米要請

米軍基地問題の解決促進を図るためには、日本国内ばかりではなく、米国政府、連邦議会、米軍関係者並びに米国民に対し、直接本県の実状を伝え、基地の整理・縮小及び基地被害の防止等について必要に応じ訴えることにより、沖縄の基地問題への理解と協力を求めていくことが重要である。本県では以上の観点から、これまで10回（うち7回は関係市町村等の代表から成る要請団を組織）にわたり、県知事による訪米要請活動を実施している。また、女性訪米団、沖縄・米国学者交流事業などの訪米事業も行っている。

第1回訪米（昭和60年5月30日～6月20日）

構 成 員：西銘沖縄県知事 他

主な要請先：マイケル国務次官、ワインバーガー国防長官、ケリー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- (1) 基地の整理縮小について（那覇軍港、浦添宜野湾間パイプライン、普天間飛行場等）
- (2) キャンプ・シュワブ、ハンセンでの実弾射撃演習の廃止について
- (3) 北部ダムでの訓練の廃止について 他

第2回訪米（昭和63年4月17日～5月1日）

構 成 員：西銘沖縄県知事 他

主な要請先：ホワイトヘッド国務長官代理、カールーチ国防長官、グレイ海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- (1) 提供施設・区域の全面的見直しについて
- (2) 第1回訪米時要望事項の早期実現について
- (3) リゾート開発上必要な地域に存在する施設・区域の返還について 他

第3回訪米（平成3年7月19日～8月4日）

構 成 員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、新川沖縄市長、仲間金武町長、島袋北谷町長 他

主な要請先：アンダーソン国務次官補代理、マクデビット国防省東アジア・太平洋地区担当部長、マンディー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- (1) 施設・区域の整理縮小の促進について（県知事事案、安保協事案、軍転協事案）
- (2) 基地機能強化につながる施設の新設等の中止について（キャンプ・ハンセン都市型戦闘訓練施設等）
- (3) 基地被害の未然防止について（航空機騒音の軽減等） 他

第4回訪米（平成5年5月19日～6月5日）

構 成 員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、仲間金武町長 他

主な要請先：ハバート国務省次官補代理、ペンドレイ国防省次官補代理、エラート海兵隊参謀次長 他

主な要請内容：

- (1) 米軍施設・区域の整理縮小の促進について（那覇港湾施設、普天間飛行場、読谷補助飛行場等）
- (2) 米軍演習の廃止と航空機騒音の軽減について（県道104号越実弾射撃演習等）
- (3) 隊員の教育及び綱紀肅正の徹底について 他

第5回訪米（平成6年6月9日～6月22日）

構 成 員：大田沖縄県知事、山内読谷村長 他

主な要請先：ハバート国務次官補代理、ウィーデマン国防次官補代理、マンディー海兵隊総司令官 他
主な要請内容：

- (1) 重要課題について（那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習）
- (2) 日米合同委員会合意施設及び振興開発上必要な施設・区域の返還について（普天間飛行場等）
- (3) 米軍の活動が地域に与える悪影響や被害の軽減及び事故の未然防止について 他

第6回訪米（平成7年5月17日～6月2日）

構 成 員：大田沖縄県知事、桃原宜野湾市長、比嘉恩納村長、吉田金武町長、山内読谷村長、
宮城嘉手納町長、喜屋武北中城村長、友寄沖縄県議会議員、仲村那覇市議会議員 他

主な要請先：クリストファー国務長官（エクトン国務省日本部長）、ペリー国防長官（キャンベル国防次官補代理）、マンディー海兵隊総司令官（ゲッツ大佐） 他

主な要請内容：

- (1) 重要3事案について（那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習）
- (2) 普天間飛行場の返還について
- (3) 一部水域、空域の返還及び縮小について
- (4) 米軍施設・区域の返還等について（奥間レスト・センター、キャンプ桑江の一部返還等）
- (5) 諸問題の解決について（航空機騒音の軽減、事故の未然防止、環境汚染等の防止対策強化）
- (6) 隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について 他

第7回訪米（平成8年6月14日～6月20日）

構 成 員：大田沖縄県知事 他

主な要請先：ペリー国防長官、キャンベル国防次官補代理、グレン国連大学米国協議会理事長 他

主な要請内容：

- (1) S A C O中間報告について
- (2) 「国際都市形成構想」及び「基地返還アクションプログラム（素案）」について
- (3) 日米連合大学院大学の誘置について 他

第8回訪米（平成9年4月11日～4月26日）

構 成 員：大田沖縄県知事、高山那覇市助役、伊芸金武町助役 他

主な要請先：オルブライト国務長官（カートマン国務次官補代理）、コーエン国防長官（クレイマー国防次官補）、クルラック海兵隊総司令官（グレグソン計画部長） 他

主な要請内容：

- (1) 「基地返還アクションプログラム(素案)」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について
- (2) 在沖米軍兵力の削減について
- (3) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減について
- (4) 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について
- (5) 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について 他

第9回訪米（平成10年5月15日～5月30日）

構 成 員：大田沖縄県知事、比嘉宜野湾市長、宮城浦添市長、吉田金武町長 他

主な要請先：オルブライト国務長官（デミング東アジア担当上級顧問）、コーエン国防長官（キャンベル国防次官補代理）、クルラック海兵隊総司令官（スティーラー副参謀長） 他

主な要請内容：

- (1) 「基地返還アクションプログラム(素案)」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について

- (2) 普天間飛行場の早期返還について
- (3) 在沖米軍兵力の削減について
- (4) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減について
- (5) 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について
- (6) 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について
- (7) 重国籍児の教育権の確保について 他

第10回訪米（平成13年5月13日～5月26日）

構 成 員：稲嶺沖縄県知事、岸本名護市長 他

主な要請先：パウエル国防長官、アーミテージ国防副長官、ラムズフェルド国防長官（ウォルフオビッツ国防副長官）、ブレア太平洋軍総司令官 他

主な要請内容：

- (1) SACO合意事案の着実な実施及び更なる米軍基地の計画的、段階的な整理縮小について
- (2) 普天間飛行場の移設に当たっての条件整備について
- (3) 海兵隊の演習・訓練の移転及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について
- (4) 日米地位協定の見直しについて
- (5) 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について

その他

女性訪米団（平成9年2月7日～2月16日）

構 成 員：東門沖縄県副知事、赤嶺(社)沖縄県婦人連合会会長、大城嘉手納町婦人会長、上江洲金武町社会教育委員、高里基地・軍隊を許さない行動する女たちの会共同代表(那覇市議)、平田国際福祉相談所長、内海(財)沖縄労働経済研究所常務理事、狩俣(財)おきなわ女性財団常務理事 他

主な要請先：オルブライト国防長官（カートマン国防次官補代理）、コーエン国防長官（キャンベル国防次官補代理）、クルラック海兵隊総司令官（グレグソン准将） 他

主な要請内容：

- (1) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音について
- (2) 米軍の演習に伴う事故について
- (3) 米軍の運用による自然環境の破壊について
- (4) 実弾射撃演習から生ずる不発弾について
- (5) 軍人等による犯罪について
- (6) 米軍の駐留から派生するその他の問題について 他

沖縄・米国学者交流事業（平成9年3月17日～3月27日）

構 成 員：比嘉ブセナリゾート社長、瀬名波名桜大学教授、宮城沖縄県公文書館長、佐久川沖縄大学教授、下地沖縄大学教授、比嘉県立芸術大学教授、竹沢沖縄福祉保育専門学校講師 他

主な訪問先：スタンフォード大学、スカラピノ・カリフォルニア大学名誉教授、カリフォルニア大学バークレー校、ロングアイランド大学、ボーゲル・ハーバード大学教授、ハーバード大学、ウッドローウィルソン国際センター、ルイス国務省日本部長 他

主な事業内容：

本県の米軍基地の現状や基地被害の実態について、日本国憲法及び基本的人権とのかかわりや経済教育問題等の視点から、米国の学者等に訴え、本県の基地問題の解決に理解と協力を求めた。

9 海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減

(1) 経緯

沖縄県においては、全国の米軍専用施設面積の約75%にのぼる米軍基地が集中し、県土面積の約10%、特に沖縄本島ではその約19%を米軍基地が占めている。しかも、基地の多くが県民の住宅地域に近接しており、これらの米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、県民は米軍基地の整理縮小、日米地位協定の見直しをはじめ、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減などを求めている。

在沖海兵隊の削減については、平成12年9月に来県したジェイムズL・ジョーンズ米海兵隊総司令官の「沖縄の不公平な位置づけを考慮した負担の軽減については、今後も継続的に努力を重ね、できうる限り訓練を他のいろいろな場所で実施するよう努めたい」との発言や、アーミテージ元国防次官補らによる超党派の国防専門家グループのレポートにおいて、沖縄県民の基地負担の軽減を図る立場から海兵隊の訓練の移転や兵力の削減についての提言が行われるなど、米本国内にも新しい動きが出てきた。

県内においては、平成13年3月、県議会が同年1月に発生した女子高校生強制わいせつ事件に関連して「海兵隊を含む兵力の削減」等を求める意見書及び抗議決議を採択しており、多くの市町村議会でも同様な議決がなされた。

このような状況から、県は、海兵隊をめぐる国内外の動向を見た場合、在沖米軍兵力の削減は一つの方向性を持った新しい流れになりつつあると認識し、平成13年3月に政府に対し、海兵隊を含む在沖兵力の削減に関する要請を行った。

また、平成14年7月に策定された沖縄振興計画においても、「在沖米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していく」と記述されている。

(2) 要請内容

県は、平成13年3月以降も、機会あるごとに政府に対し「海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減」を要請しており、今後も同様に行っていく方針である。参考までに、平成14年8月に小泉総理大臣に対し行った要請を以下に記述する。

米軍基地問題の解決促進に関する要請（平成14年8月）

貴職におかれましては、本県の基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の本県にとって、復帰30周年の節目の年であるとともに、第一次から第三次の沖縄振興開発計画が終了し、新たな沖縄の振興方向と施策の在り方を明らかにした「沖縄振興計画」がスタートする重要な年に当たっております。県としては、これまでの経験を生かしながら、将来に向けしっかりと目標や希望を持ち、「平和で安らぎと活力のある沖縄県」の実現に向け県民一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

さて、本県には、全国の米軍専用施設面積の約75パーセントにのぼる広大な米軍基地が集中し、県土面積の約11パーセント、とりわけ、人口や産業が集積する沖縄本島では、実に約19パーセントを占めるなど高密度の状況にあります。

先般、本県の米軍基地に関し、県内の新聞社が行った復帰30周年世論調査によると、県民の69パーセントが基地の段階的な縮小を求めており、戦後57年余も過重な基地負担をしてきた県民の基地問題に対する強い意向が調査結果に反映されたものと理解しております。

県としては、米軍基地の整理・縮小や日米地位協定の見直しなどの問題は、単に沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障に関わる極めて国家的な問題であると考えており

ます。

つきましては、本県のこのような米軍基地問題に対する厳しい状況を御賢察していただき、本県の米軍基地問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますようお願いいたします。

要 請 事 項

- 1 日米地位協定の抜本的な見直しについて
- 2 米軍基地の整理縮小及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について
- 3 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育と綱紀粛正の徹底について

要請事項の内容及び説明

- 1 日米地位協定の抜本的な見直しについて（省略）
- 2 米軍基地の整理縮小及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について

本県が、戦後57年余も負担してきた過重な米軍基地の整理縮小については、先ず、SACCOの合意事案を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると認識しています。

しかしながら、SACCOの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には、依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、SACCOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考えています。

基地の整理縮小や海兵隊を含む米軍兵力削減については、去る7月10日に政府決定された沖縄振興計画において、「在沖米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していく」と記述されましたが、県としては、基地の整理縮小を求める県民の強い意向を考慮した場合、政府においては、この基地の整理縮小及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について、早急に米国政府と協議していただく必要があると考えております。については、特段の配慮をお願いいたします。

また、普天間飛行場代替施設の15年使用期限問題については、本県が、戦後57年間にわたり過重な基地負担をしてきた状況に鑑み、基地の固定化を避け、基地の整理縮小を求める県民感情から使用期限を設けることを求めているところであり、政府においては、同問題が早期に解決されるよう特段の配慮をお願いいたします。

- 3 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育と綱紀粛正の徹底について（省略）

10 基地返還アクションプログラム（素案）

「基地返還アクションプログラム」は、「国際都市形成構想」との関連、これまでの返還要望状況、市町村跡地利用計画の熟度、市町村の意向等を総合的に勘案し、米軍基地の返還を第1期から第3期の3段階に区分し、当該期間内で跡地利用計画に基づく事業着手の目途付けができるよう、計画的かつ段階的な返還を求めるもので、本県に所在する全ての米軍基地を2015年までに返還することを求めた当時の県政の考え方をまとめたものである。

返還の期間別施設名一覧表

返還の期間	施設数	施設名
第1期 (~2001年)	10	那覇港湾施設 普天間飛行場 工兵隊事務所 キャンプ桑江(施設一部) 知花サイト 読谷補助飛行場 天願棧橋 ギンバル訓練場 金武ブルー・ビーチ訓練場 奥間レスト・センター
第2期 (2002年 ~2010年)	14	牧港補給地区 キャンプ瑞慶覧 キャンプ桑江 泡瀬通信施設 楚辺通信所 トリイ通信施設 瀬名波通信施設 辺野古弾薬庫 慶佐次通信所 キャンプ・コートニー キャンプ・マクトリアス 八重岳通信所 安波訓練場 北部訓練場
第3期 (2011年 ~2015年)	17	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区 キャンプ・シールズ 陸軍貯油施設 キャンプ・シュワブ キャンプ・ハンセン 伊江島補助飛行場 金武レッド・ビーチ訓練場 ホワイト・ビーチ地区 浮原島訓練場 津堅島訓練場 鳥島射爆撃場 出砂島射爆撃場 久米島射爆撃場 黄尾嶼射爆撃場 赤尾嶼射爆撃場 沖大東島射爆撃場
計	41	キャンプ桑江は、第1期と第2期に分けて重複計上

豆知識

基地内に郵便物を送るには？

米軍基地内の個人及び企業・団体（米軍関係機関を含む）においては、日本でいう私書箱を持っており、その私書箱宛に郵便物を送付することになります。

表記の方法については、嘉手納基地内を例にとると、

「Kadena AB, Okinawa, Japan
PSC 12 BOX 34567
APO AP 12345 - 6789」

Kadena AB = 嘉手納基地（エアベース）

PSC = 郵便局（Postal Service Center）

BOX = 私書箱に相当

APO AP（又は FPO AP） = 米軍軍事郵便局

（APO AP：陸軍又は空軍宛、FPO AP：海軍又は海兵隊宛）

12345 - 6789 = ZIPコード（郵便番号に相当）

各数字は、参考のための仮定のものです。

となります。

ここで注意していただきたいのは、上記の宛先に、例えば「沖縄県嘉手納町米軍嘉手納基地内」と日本語で付け加えておくことです。この表記がなくても、APO AP番号及びPSC・BOX番号があれば配達先を探すことが可能な場合もあります。

第2節 県民意識と平和の発信

終戦後の沖縄は、日本から施政権が分離され、以来1972年の日本復帰までの27年間、米軍の統治下に置かれた。この間、日本国憲法が適用されず、米軍の布令・布告によって、自治権や基本的人権がいろいろな形で制限されてきた経緯がある。

沖縄戦での悲惨な体験や、その後の沖縄に置かれた厳しい社会状況の中で、県民は常に基地問題と向かい合いながら生活してきた。それはまた、悲惨な戦争の実態と平和の尊さを再認識するとともに、人権問題から民主主義の在り方まで、実に様々な事を意識することとなった。

ここでは、県民意識と平和の発信としての「平和の礎」や、都道府県レベルとして初めて実施された県民投票、本県の実状を内外に発信した「メッセージ事業」、国際平和の維持・構築に取り組むものとして創設された「沖縄平和賞」など、最近の動きを紹介する。

1 平和の礎

(1) 「平和の礎」の基本理念

本県は去る大戦において、一般住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの貴い生命と貴重な財産のほとんどを失った。

沖縄県民は、この悲惨な体験と戦後の苦難にみちた体験を通して、再びこのような悲劇を繰り返してはならないと固く決意し、命の尊さ、平和の尊さを内外に強く訴え続けてきた。

「平和の礎」は、太平洋戦争・沖縄戦終結50周年を記念し、沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外に伝え、世界の恒久平和を希求し、悲惨な戦争の教訓を正しく継承するため、国籍を問わず、また、軍人、民間人の別なく、沖縄戦で亡くなられたすべての人々の氏名を刻んで永久に残すために、平成7年6月に建設された。

「平和の礎」の建設にあたっては、次のことを基本理念とした。

戦没者の追悼と平和祈念

去る沖縄戦などで亡くなった国内外の20万余のすべての人々に追悼の意を表し、御霊を慰めるとともに、今日、平和を享受できる幸せと平和の尊さを再確認し、世界の恒久平和を祈念する。

戦争体験の教訓の継承

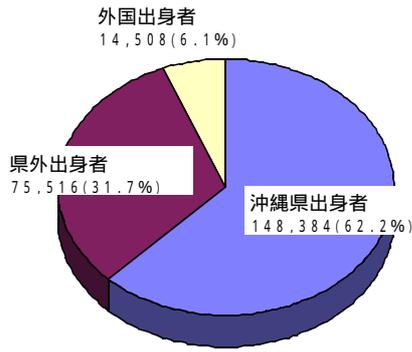
沖縄は第2次世界大戦において、国内で唯一の住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの貴い人命とかけがえのない文化遺産を失った。このような過去の悲惨な戦争体験を風化させることなく、その教訓を後世に正しく継承していく。

安らぎと学びの場

戦没者の氏名を刻銘した記念碑のみの建設にとどめず、造形物を配して芸術性を付与し、訪れる者に平和の尊さを感じさせ、安らぎと憩いをもたらす場とする。

また、子供たちに平和についての関心を抱かせるような平和学習の場としての形成を目指す。

(2) 刻銘者数（2002年6月23日現在）



出身地		刻銘者数(人)
日本	沖縄県	148,384
	県外	75,516
外国	米国	14,007
	英国	82
	台湾	28
	朝鮮民主主義人民共和国	82
	大韓民国	309
合計		238,408

* 今後、判明する戦没者については、追加刻銘する。

2 10・21県民総決起大会

平成7年9月に発生した米兵による少女暴行事件に対し、県民の怒りと抗議の声は、復帰後最大規模の高まりを見せた。平成7年10月21日には、主催者発表で8万5千人が参加した「沖縄県民総決起大会」が開催された。

戦後、50年もの間、基地の重圧に苦しめられ、また、日常的に発生する米軍機による騒音や種々の事件・事故が発生し、県民生活に悪影響を及ぼしていることや、本県の振興開発を制約し続けているなど、遅々として進まない基地問題に対する県民の苛立ちが、今回の事件に対する反応となって現れ、県民の不満は一気に噴出した。

大会では、米軍人の綱紀粛正、米軍人、軍属による犯罪の根絶、事件の被害者に対する謝罪と完全な補償、日米地位協定の早急な見直し、基地の整理縮小の促進の4項目について抗議決議とスローガン、大会アピールを採択した。

なお、同日には、宮古・八重山でも3千人規模の抗議集会が開かれたほか、東京では県出身者による集会が開かれるなど、各県で大小の連帯集会が開かれた。

3 県民投票

(1) 県民投票の意義

平成8年9月8日、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」（以下「県民投票条例」という。）に基づき、沖縄県において都道府県レベルでは全国で初めての県民投票が実施された。

県民投票は、沖縄県民が戦後50年間も米軍基地の重圧を受けながら、基地問題について県民の意思を表明する機会がないまま今日まで過重な負担を強いられるという差別的な状況に置かれてきたこと、そして、今また、将来にわたって沖縄の米軍基地が固定化されるのではないかと懸念される状況下において日米地位協定の見直しと米軍基地の整理縮小を求める意思を表明することができたという点で、大きな意義があったものと思われる。

また、このような県民投票は、一般には馴染みの薄い制度であり、軍用地主の生計の問題、基地従業員の雇用問題、市町村における基地関連収入の問題、米軍基地の跡地利用の問題など、基地返還への期待と不安が交錯する複雑な県民感情がある中で、投票率が59.53%に達したことは、県民が沖縄の基地問題に強い関心と期待を持っていることの表れであると考えられる。

(2) 県民投票条例制定までの経緯

平成8年2月15日、条例制定請求代表者（連合沖縄会長）が、県に対し、日米地位協定の見直し及び米軍基地の整理縮小について県民の意思を問う県民投票条例制定を求めて、条例制定請求代表者証明書交付申請書を、また、添付書類として「沖縄県条例制定請求書」及び「日米地位協定の見

直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例案」を提出した。当該申請書の提出により、地方自治法第74条に規定する条例制定請求手続が開始された。

その後、条例制定請求代表者証明書交付申請書及びその添付書類について、関係法令に基づいて検討を行った結果、特に不備はないとの結論に達し、地方自治法の規定により、同年2月27日、条例制定請求代表者あて条例制定請求代表者証明書を交付した。

これを受けて、条例制定請求代表者は、条例制定に向けた署名活動を開始した。

同年4月10日、条例制定に向けて署名活動を進めていた条例制定請求代表者は、条例制定に必要な署名数を確保したとして、那覇市など関係市町村選挙管理委員会に署名簿を提出した。

条例制定請求代表者によると、署名・押印に応じた県民は48市町村で37,136人に達し、条例制定請求に必要な有権者の50分の1(18,047人)を大きく上回った。

同年5月8日、条例制定請求代表者は、知事に「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」制定の請求を行った。

また、条例制定請求代表者は、44市町村選挙管理委員会の審査が終了した33,011人分の署名簿を提出した。同署名簿について審査を行った結果、法定署名者数(選挙権を有する者の50分の1以上)を超えていたことから、当該請求を受理し、同日付けでその旨を条例制定請求代表者に通知した。有効署名者数は、32,994人(法定署名者数 18,047人)である。

5月20日、県議会臨時会を開催し、知事は、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例案を提案した。また、県民投票の実施に伴う経費478,512千円の補正予算案も提出した。なお、同案は委員会で継続審議となり、6月21日県議会臨時会において、賛成多数で可決した(賛成26、反対17)。

6月24日には、県民投票条例を公布、施行するとともに、審議結果について、条例制定請求代表者及び自治大臣に通知した。併せて、県民投票の実施に関する事務を円滑に実施するため、臨時組織として、県民投票推進室を設置した。

(3) 投票に向けた取り組み

県民投票の実施を円滑かつ効率的に実施するために、7月1日に、県民投票実施本部設置要領が制定され、同日付けで、副知事を本部長とする県民投票実施本部が設置された。

さらに、市町村への協力依頼を行うとともに、県民投票の実施日を平成8年9月8日(日)に決定した。

県が、取り組んだ広報は様々なものがあるが、主なものとして次のようなものが上げられる。まず、県民投票をイメージさせるキャッチコピー・ロゴマークを作成し、広報活動を展開した。因みにキャッチコピーは、「あなたの意思をJust Now! 9月8日(日)県民投票」であった。

テレビ・ラジオのCMスポットは、県内の著名なアーティスト17組を起用し、それぞれ17タイプのコマーシャルを制作・放送した。8月1日から9月8日までの39日間、テレビについては県内の5つの放送局で計973本(1日平均約25本)、またラジオについては県内の3つの放送局で計830本(1日平均約21本)のCMスポットを放送した。

新聞は、全15段を活用して県民投票で問われている内容について誤解が生じないように具体的な事例をあげて内容の説明を行うなどの広告を掲載したほか、県民投票への参加意識を徐々に高めていくため、連日新聞の朝刊一面で「県民投票まであと・・・日」の残暦広告を投票日の47日前から掲載した。

ポスターは2種類(10,000×2=20,000枚)を作成し、県内市町村等を通して県内全域に配布・掲示した。

また、県民投票の問う内容、意義、投票の仕方などを記載したチラシを105万枚作成した。このチラシは、全市町村を通して各家庭に配布するとともに、県民投票実施本部において県職員を動員し、県内15箇所において連日街頭配布を実施した。

なお、視覚障害者に対しては点字のチラシを作成し投票の方法等について理解を促すとともに、聴覚障害者に対しては、説明会を開催して県民投票の意義や投票の方法等についての理解を深めてもらった。

また、県民投票の意義及び内容等を伝えるため、県内各地において講演やシンポジウム、著名人によるミニトーク、コンサート、ライブ等で構成した各種イベントを開催し、多くの人達に理解を深めてもらった。

そのほか、県庁前や合同庁舎入り口などへの残曆板の設置、全市町村や主要な建物への懸垂幕の設置、市街地での屋外広告、多くの読者層を持つ雑誌への広告、県民の生活路線であるバスの車内広告、沖縄本島全域にわたる宣伝カーによる広報、その他県の持つ各種広報媒体（テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、インターネット等）を活用しての広報など、ありとあらゆる手段や方法を駆使して、繰り返し県民投票への参加呼びかけや投票の方法等についての広報活動を展開してきた。

また、県内の53市町村に対し、広報活動費として交付金を支出した。各市町村には、自治会等を通じて地域に入り込んだきめ細かな広報や有線放送等を活用した広報、広報車による広報、市町村が発行する広報誌の活用などを依頼し、県の実施する広報と連動した形での展開を図っていった。

そのほか、労働団体や政党、その他各種団体及び学者・文化人といった個人でもって構成する「県民投票推進協議会」が設置され、県民投票条例の趣旨に添って全県的な広報活動が展開された。

(4) 投票結果

投票結果については、有権者数が909,832人で、投票者数は541,638人、投票率は59.53%（男57.16%、女61.78%）であった。開票の状況については、有効投票 528,770票、無効投票 12,856票で、有効投票のうち、賛成の得票数は 482,538票で、反対の得票数は 46,232票で、賛成の得票は有効投票の91.26%、投票総数の89.09%であった。

日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に対する県民投票の結果 (投票結果)

項目 男女別	A 当日投票資格者数	B 投票者数	A - B 棄権者数	B / A × 100 投票率
男	442,102 人	252,695 人	189,407 人	57.16%
女	467,730 人	288,943 人	178,787 人	61.78%
計	909,832 人	541,638 人	368,194 人	59.53%

(開票結果)

賛成・反対別	投票数
賛成	482,538票
反対	46,232票
計	528,770票

A 有効投票数	B 無効投票数	C = A + B 投票総数	D 不受理持ち帰り数	E = C + D 投票者数
528,770票	12,856票	541,626票	12票	541,638人

(5) 県民投票結果の通知

県民投票の結果は、県民投票条例第3条の規定により、知事が内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに通知するものとされている。

知事は、平成8年9月10日、橋本総理大臣に会い通知文書を手渡すとともに、県民投票の結果について説明した。

橋本総理からは、県民投票の結果について「厳粛に受けとめている」とし、普天間飛行場の返還や県道104号線越え実弾砲撃演習の本土移転問題の解決に全力を尽くす旨の考えが示された。

知事は、翌11日には、駐日米国大使館に、代理大使のラスト M. デミング公使を訪ね、クリントン大統領あての通知文書を手渡すとともに、県民投票の結果について説明した。

日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票

市町村名		投票当日・投票資格者数 (A)			投票者数 (B)			棄権者数 (C)=(A)-(B)			投票率 (B)/(A)×100(%)			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
市	1 那覇市	103,925	115,621	219,546	59,237	71,261	130,498	44,688	44,360	89,048	57.00	61.63	59.44	
	2 石川市	7,528	7,744	15,272	4,106	4,601	8,707	3,422	3,143	6,565	54.54	59.41	57.01	
	3 具志川市	20,011	20,995	41,006	11,146	12,536	23,682	8,865	8,459	17,324	55.70	59.71	57.75	
	4 宜野湾市	28,242	30,025	58,267	16,290	18,433	34,723	11,952	11,592	23,544	57.68	61.39	59.59	
	5 平良市	11,302	12,188	23,490	5,759	6,491	12,250	5,543	5,697	11,240	50.96	53.26	52.15	
	6 石垣市	14,575	14,726	29,301	7,658	8,358	16,016	6,917	6,368	13,285	52.54	56.76	54.66	
	7 浦添市	33,209	34,943	68,152	19,230	21,771	41,001	13,979	13,172	27,151	57.91	62.30	60.16	
	8 名護市	18,361	19,209	37,570	10,239	11,514	21,753	8,122	7,695	15,817	55.76	59.94	57.90	
	9 糸満市	18,150	18,392	36,542	9,895	11,329	21,224	8,255	7,063	15,318	54.52	61.60	58.08	
	10 沖縄市	38,749	42,948	81,697	20,390	24,324	44,714	18,359	18,624	36,983	52.62	56.64	54.73	
	小計	294,052	316,791	610,843	163,950	190,618	354,568	130,102	126,173	256,275	55.76	60.17	58.05	
国頭郡	11 国頭村	2,203	2,333	4,536	1,317	1,548	2,865	886	785	1,671	59.78	66.35	63.16	
	12 大宜味村	1,320	1,352	2,672	941	1,099	2,040	379	253	632	71.29	81.29	76.35	
	13 東村	778	700	1,478	586	567	1,153	192	133	325	75.32	81.00	78.01	
	14 今帰仁村	3,472	3,509	6,981	2,128	2,371	4,499	1,344	1,138	2,482	61.29	67.57	64.45	
	15 本部町	5,329	5,367	10,696	2,704	3,033	5,737	2,625	2,334	4,959	50.74	56.51	53.64	
	16 恩納村	3,498	3,329	6,827	2,878	2,878	5,756	620	451	1,071	82.28	86.45	84.31	
	17 宜野座村	1,698	1,716	3,414	922	1,032	1,954	776	684	1,460	54.30	60.14	57.23	
	18 金武町	3,588	3,877	7,465	1,720	2,137	3,857	1,868	1,740	3,608	47.94	55.12	51.67	
	19 伊江村	1,870	1,994	3,864	570	644	1,214	1,300	1,350	2,650	30.48	32.30	31.42	
		小計	23,756	24,177	47,933	13,766	15,309	29,075	9,990	8,868	18,858	57.95	63.32	60.66
中頭郡	20 与那城町	5,111	4,916	10,027	2,870	3,201	6,071	2,241	1,715	3,956	56.15	65.11	60.55	
	21 勝連町	5,118	4,802	9,920	2,088	2,442	4,530	3,030	2,360	5,390	40.80	50.85	45.67	
	22 読谷村	11,833	12,202	24,035	7,141	7,968	15,109	4,692	4,234	8,926	60.35	65.30	62.86	
	23 嘉手納町	4,867	5,195	10,062	2,777	3,282	6,059	2,090	1,913	4,003	57.06	63.18	60.22	
	24 北谷町	7,953	8,651	16,604	4,635	5,375	10,010	3,318	3,276	6,594	58.28	62.13	60.29	
	25 北中城村	4,873	5,411	10,284	3,194	3,668	6,862	1,679	1,743	3,422	65.54	67.79	66.73	
	26 中城村	5,099	4,841	9,940	3,075	3,175	6,250	2,024	1,666	3,690	60.31	65.59	62.88	
	27 西原町	10,078	9,980	20,058	8,006	8,419	16,425	2,072	1,561	3,633	79.44	84.36	81.89	
		小計	54,932	55,998	110,930	33,786	37,530	71,316	21,146	18,468	39,614	61.51	67.02	64.29
	島尻郡	28 豊見城村	15,429	16,110	31,539	8,907	10,038	18,945	6,522	6,072	12,594	57.73	62.31	60.07
29 東風平町		5,614	5,673	11,287	3,293	3,729	7,022	2,321	1,944	4,265	58.66	65.73	62.21	
30 具志頭村		2,705	2,765	5,470	1,446	1,733	3,179	1,259	1,032	2,291	53.46	62.68	58.12	
31 玉城村		3,688	3,725	7,413	2,024	2,240	4,264	1,664	1,485	3,149	54.88	60.13	57.52	
32 知念村		2,125	2,111	4,236	957	1,113	2,070	1,168	998	2,166	45.04	52.72	48.87	
33 佐敷町		3,843	3,982	7,825	2,533	2,865	5,398	1,310	1,117	2,427	65.91	71.95	68.98	
34 与那原町		4,964	5,466	10,430	3,040	3,685	6,725	1,924	1,781	3,705	61.24	67.42	64.48	
35 大里村		3,977	4,070	8,047	2,518	2,737	5,255	1,459	1,333	2,792	63.31	67.25	65.30	
36 南風原町		9,783	9,944	19,727	6,101	6,643	12,744	3,682	3,301	6,983	62.36	66.80	64.60	
37 仲里村		1,988	1,790	3,778	1,529	1,490	3,019	459	300	759	76.91	83.24	79.91	
38 具志川村		1,707	1,573	3,280	1,444	1,368	2,812	263	205	468	84.59	86.97	85.73	
39 渡嘉敷村		268	282	550	213	213	426	55	69	124	79.48	75.53	77.45	
40 座間味村		387	367	754	286	275	561	101	92	193	73.90	74.93	74.40	
41 粟国村		324	350	674	188	190	378	136	160	296	58.02	54.29	56.08	
42 渡名喜村		196	214	410	119	118	237	77	96	173	60.71	55.14	57.80	
43 南大東村		569	424	993	352	266	618	217	158	375	61.86	62.74	62.24	
44 北大東村	216	165	381	150	119	269	66	46	112	69.44	72.12	70.60		
45 伊平屋村	574	512	1,086	441	434	875	133	78	211	76.83	84.77	80.57		
46 伊是名村	703	723	1,426	422	489	911	281	234	515	60.03	67.63	63.88		
	小計	59,060	60,246	119,306	35,963	39,745	75,708	23,097	20,501	43,598	60.89	65.97	63.46	
宮古郡	47 城辺町	2,907	3,026	5,933	1,135	1,224	2,359	1,772	1,802	3,574	39.04	40.45	39.76	
	48 下地町	1,093	1,188	2,281	517	554	1,071	576	634	1,210	47.30	46.63	46.95	
	49 上野村	1,120	1,116	2,236	342	366	708	778	750	1,528	30.54	32.80	31.66	
	50 伊良部町	2,607	2,763	5,370	1,631	2,010	3,641	976	753	1,729	62.56	72.75	67.80	
	51 多良間村	575	501	1,076	249	232	481	326	269	595	43.30	46.31	44.70	
	小計	8,302	8,594	16,896	3,874	4,386	8,260	4,428	4,208	8,636	46.66	51.04	48.89	
八重山郡	52 竹富町	1,346	1,293	2,639	970	994	1,964	376	299	675	72.07	76.88	74.42	
	53 与那国町	654	631	1,285	386	361	747	268	270	538	59.02	57.21	58.13	
	小計	2,000	1,924	3,924	1,356	1,355	2,711	644	569	1,213	67.80	70.43	69.09	
沖縄県	市部計	294,052	316,791	610,843	163,950	190,618	354,568	130,102	126,173	256,275	55.76	60.17	58.05	
	郡部計	148,050	150,939	298,989	88,745	98,325	187,070	59,305	52,614	111,919	59.94	65.14	62.57	
	県合計	442,102	467,730	909,832	252,695	288,943	541,638	189,407	178,787	368,194	57.16	61.78	59.53	

日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票

市町村名	賛成・反対別得票数		有効投票 (A)	無効投票 (B)	投票総数 (C)=(A)+(B)	不受理等 (D)	投票者数 (E)	開票率 (%)	
	賛成	反対							
市	1 那覇市	120,731	7,267	127,998	2,498	130,496	2	130,498	100.00
	2 石川市	7,060	1,337	8,397	310	8,707	0	8,707	100.00
	3 具志川市	19,846	3,126	22,972	710	23,682	0	23,682	100.00
	4 宜野湾市	31,181	2,879	34,060	663	34,723	0	34,723	100.00
	5 平良市	11,360	632	11,992	255	12,247	3	12,250	100.00
	6 石垣市	14,518	1,083	15,601	415	16,016	0	16,016	100.00
	7 浦添市	37,693	2,564	40,257	744	41,001	0	41,001	100.00
	8 名護市	19,539	1,712	21,251	502	21,753	0	21,753	100.00
	9 糸満市	19,646	1,188	20,834	390	21,224	0	21,224	100.00
	10 沖縄市	38,452	5,165	43,617	1,097	44,714	0	44,714	100.00
小計	320,026	26,953	346,979	7,584	354,563	5	354,568	100.00	
国頭郡	11 国頭村	2,308	459	2,767	97	2,864	1	2,865	100.00
	12 大宜味村	1,909	101	2,010	30	2,040	0	2,040	100.00
	13 東村	963	168	1,131	22	1,153	0	1,153	100.00
	14 今帰仁村	3,981	382	4,363	136	4,499	0	4,499	100.00
	15 本部町	5,061	510	5,571	166	5,737	0	5,737	100.00
	16 恩納村	4,138	1,283	5,421	335	5,756	0	5,756	100.00
	17 宜野座村	1,485	419	1,904	50	1,954	0	1,954	100.00
	18 金武町	2,988	754	3,742	115	3,857	0	3,857	100.00
	19 伊江村	1,042	152	1,194	20	1,214	0	1,214	100.00
	小計	23,875	4,228	28,103	971	29,074	1	29,075	100.00
中頭郡	20 与那城町	4,802	972	5,774	297	6,071	0	6,071	100.00
	21 勝連町	3,577	782	4,359	171	4,530	0	4,530	100.00
	22 読谷村	12,287	2,357	14,644	465	15,109	0	15,109	100.00
	23 嘉手納町	4,927	927	5,854	205	6,059	0	6,059	100.00
	24 北谷町	8,550	1,213	9,763	247	10,010	0	10,010	100.00
	25 北中城村	5,809	859	6,668	194	6,862	0	6,862	100.00
	26 中城村	5,484	588	6,072	177	6,249	1	6,250	100.00
	27 西原町	14,360	1,454	15,814	611	16,425	0	16,425	100.00
小計	59,796	9,152	68,948	2,367	71,315	1	71,316	100.00	
島尻郡	28 豊見城村	17,748	911	18,659	284	18,943	2	18,945	100.00
	29 東風平町	6,443	408	6,851	170	7,021	1	7,022	100.00
	30 具志頭村	2,896	219	3,115	64	3,179	0	3,179	100.00
	31 玉城村	3,856	298	4,154	110	4,264	0	4,264	100.00
	32 知念村	1,788	230	2,018	52	2,070	0	2,070	100.00
	33 佐敷町	4,805	440	5,245	153	5,398	0	5,398	100.00
	34 与那原町	6,166	404	6,570	154	6,724	1	6,725	100.00
	35 大里村	4,814	348	5,162	93	5,255	0	5,255	100.00
	36 南風原町	11,764	704	12,468	276	12,744	0	12,744	100.00
	37 仲里村	2,875	100	2,975	44	3,019	0	3,019	100.00
	38 具志川村	2,290	373	2,663	149	2,812	0	2,812	100.00
	39 渡嘉敷村	374	43	417	9	426	0	426	100.00
	40 座間味村	498	48	546	15	561	0	561	100.00
	41 粟国村	314	51	365	13	378	0	378	100.00
	42 渡名喜村	135	93	228	9	237	0	237	100.00
	43 南大東村	527	74	601	17	618	0	618	100.00
44 北大東村	214	49	263	6	269	0	269	100.00	
45 伊平屋村	780	78	858	16	874	1	875	100.00	
46 伊是名村	751	132	883	28	911	0	911	100.00	
小計	69,038	5,003	74,041	1,662	75,703	5	75,708	100.00	
宮古郡	47 城辺町	2,162	153	2,315	44	2,359	0	2,359	100.00
	48 下地町	984	68	1,052	19	1,071	0	1,071	100.00
	49 上野村	613	74	687	21	708	0	708	100.00
	50 伊良部町	3,373	202	3,575	66	3,641	0	3,641	100.00
	51 多良間村	443	28	471	10	481	0	481	100.00
小計	7,575	525	8,100	160	8,260	0	8,260	100.00	
八重山郡	52 竹富町	1,654	237	1,891	73	1,964	0	1,964	100.00
	53 与那国町	574	134	708	39	747	0	747	100.00
	小計	2,228	371	2,599	112	2,711	0	2,711	100.00
沖縄県	市部計	320,026	26,953	346,979	7,584	354,563	5	354,568	100.00
	郡部計	162,512	19,279	181,791	5,272	187,063	7	187,070	100.00
	県合計	482,538	46,232	528,770	12,856	541,626	12	541,638	100.00

日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、本県に存する米軍基地が県民生活に多大な影響を及ぼし、ひいては県民が憲法上の権利を享受することを困難にしている現状及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）の内容及び運用が県民の生命・財産の安全に多大な影響を及ぼしている現状にあつて、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に対する県民の賛否を問う方法により県民の意思を明らかにし、もつて県において、これらの現状の改善に努める際の資とすることを目的とする。

(県民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、日米地位協定の見直し及び本県に存する米軍基地の整理縮小に対する賛否についての県民による投票（以下「県民投票」という。）を行う。

2 県民投票は、県民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(県民投票の実施とその措置)

第3条 県民投票は、この条例の公布の日から起算して6月以内に実施するものとする。

2 知事は、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小にかかわる沖縄県の事務の執行に当たっては、県民投票における過半数の意思を尊重するものとする。

3 知事は、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知するものとする。

(県民投票事務の執行)

第4条 県民投票に関する事務は、知事が執行するものとする。

(県民投票の期日)

第5条 県民投票の期日（以下「投票日」という。）は、知事が定め、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第6条 県民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において、沖縄県の区域内（以下「県内」という。）の市町村に住所を有する者であつて、前条に規定する告示の日（以下「告示日」という。）において県内の市町村の選挙人名簿（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登録されているもの及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票資格者名簿)

第7条 知事は、投票資格者について、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

(秘密投票)

第8条 県民投票は、秘密投票とする。

(1人1票)

第9条 県民投票は、1人1票とする。

(投票所における投票)

第10条 投票資格者は、投票日に自ら、規則で定める県民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の方式)

第11条 投票資格者は、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小について、賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障又は文盲により、自ら投票用紙に の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の効力の決定)

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第13条 県民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの
- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

(県民投票の結果の告示等)

第14条 知事は、県民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、県議会議長に通知するものとする。

(投票運動)

第15条 県民投票に関する運動は、県民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は県民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 「沖縄からのメッセージ」事業

平成7年9月に発生した少女暴行事件を契機に、沖縄県民の基地に対する怒りが噴出した。

8万5千人が参加した県民総決起大会の開催から、その後の県知事による駐留軍用地代理署名拒否と一連の基地問題がクローズアップされ、全国的に大きな関心を引き起こした。

その際、県知事あてに多数の激励の手紙や葉書等が寄せられたが、その中で本県の基地の実態が本土の人々に十分に知らされていないとの意見が数多くあった。

国土面積のわずか0.6%に過ぎない狭隘な沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約75%が集中する本県の実状を広く国民に伝え、国民と共に考える機会を設けることは、沖縄の基地問題を解決する上で重要な意味を持つものである。

「沖縄からのメッセージ」事業は、主要なテーマである基地問題とともに、平和や文化についても広く紹介し、より多くの国民の理解と協力を得ることを目的として実施された。

平成8年2月2日の青森県から始まった同事業は、平成9年11月26日の奈良県を最後に全国46都道府県で実施された。その後も、平成10年度に5都道府県で同事業を実施した。

参加した人々は、自分の知らない基地問題の存在や沖縄の苦難の歴史を知るとともに、沖縄の基地問題を日本全体の問題として考えていきたいとの感想が数多く寄せられた。また、パンフレット、パネル、ビデオについては、平和学習の資料として活用したいとの申し合わせが全国各地から相次いだ。

メッセージ事業の実施状況

平成7年度

回	日 時	場 所	定 員	入場者
1	H8. 2. 2 (金)	青 森 県 ラビナホール	270	500
2	2. 4 (日)	北 海 道 道新ホール	700	800
3	2. 6 (火)	東 京 都 銀座ガスホール	340	700
4	2. 7 (水)	愛 知 県 愛知芸術文化センター	280	400
5	2.12 (月)	大 阪 府 MIDシアター	550	1,300
6	2.13 (火)	京 都 府 京都府立文化芸術会館	426	600
7	2.15 (木)	広 島 県 広島県民文化センター	530	1,100
8	2.18 (日)	福 岡 県 大博多ホール	478	1,000

平成8年度

回	日 時	場 所	定 員	入場者
9	H8. 5.28 (火)	千 葉 県 千葉市民文化ホール	511	500
10	5.29 (水)	神 奈 川 県 川崎市宮前市民館	900	670
11	5.30 (木)	埼 玉 県 埼玉会館小ホール	511	660
12	6. 1 (土)	宮 城 県 仙台市若林区文化センター	700	720
13	6. 2 (日)	山 形 県 新庄市民プラザ大ホール	350	270
14	6. 4 (火)	長 崎 県 長崎市平和会館	716	580
15	6. 5 (水)	山 口 県 山口県教育会館	500	500
16	6. 7 (金)	高 知 県 R K Cホール	531	650
17	6. 8 (土)	兵 庫 県 尼崎アルカイクホール・オクト	650	830
18	6. 9 (日)	鹿 児 島 県 鹿児島市民文化ホール	963	570

平成9年度第1期

回	日 時	場 所	定 員	入場者
19	H9. 6.10 (火)	熊 本 県 メルバルクKUMAMOTO	582	450
20	6.12 (木)	大 分 県 大分市コンバルホール	500	246
21	6.13 (金)	宮 崎 県 宮崎県立芸術劇場	1,112	410
22	6.15 (日)	佐 賀 県 佐賀市文化会館	800	328
23	6.16 (月)	岡 山 県 岡山市立県民文化ホール	802	230
24	6.17 (火)	鳥 取 県 鳥取県立県民文化会館	500	182
25	6.19 (木)	島 根 県 島根県民会館	576	345

平成9年度第2期

回	日 時	場 所	定 員	入場者
26	H9. 8.31(日)	富 山 県 ボルファートとやま	430	280
27	9. 1(月)	石 川 県 石川県文教会館	590	310
28	9. 2(火)	福 井 県 フェニックス・プラザ	500	260
29	9. 4(木)	新 潟 県 新潟市民プラザ	442	380
30	9. 5(金)	群 馬 県 群馬県民会館	499	415
31	9. 8(月)	秋 田 県 秋田市文化会館	400	350
32	9.10(水)	岩 手 県 盛岡劇場	511	370
33	9.11(木)	茨 城 県 茨城県総合福祉会館	296	290
34	9.12(金)	福 島 県 福島県民文化センター	444	325
35	9.14(日)	栃 木 県 栃木会館	400	520

平成9年度第3期

回	日 時	場 所	定 員	入場者
36	H9.11. 5(水)	滋 賀 県 滋賀県立草津文化芸術会館	804	370
37	11. 7(金)	三 重 県 四日市市文化会館	609	492
38	11. 8(土)	香 川 県 香川県教育会館ミュージズホール	444	184
39	11.10(月)	徳 島 県 徳島県教育会館	800	310
40	11.12(水)	愛 媛 県 愛媛県生涯学習センター	505	215
41	11.19(水)	静 岡 県 しずぎんホール「ユーフォニア」	462	200
42	11.20(木)	長 野 県 メルパルクホール(長野郵便貯金会館)	712	354
43	11.21(金)	山 梨 県 山梨市民会館	464	220
44	11.24(月)	和 歌 山 県 和歌山市民会館	700	340
45	11.25(火)	岐 阜 県 岐阜市文化センター	500	390
46	11.26(水)	奈 良 県 秋篠音楽堂	304	290

平成10年度

回	日 時	場 所	定 員	入場者
1	H10.9. 8(火)	福 岡 県 大博多ホール		
2	9. 9(水)	大 阪 府 毎日新聞オーバルホール		
3	9.10(木)	愛 知 県 愛知県芸術劇場ホール		
4	9.14(月)	東 京 都 銀座ガスホール		
5	9.16(水)	北 海 道 かでる2.7かでるホール		

平成10年度の定員及び入場者数は、調査できなかった。

米 国

回	日 時	場 所	定 員	入場者	
1	H9. 4.13(日)	ジョージア州アトランタ市	カーターセンター	350	120
2	4.15(火)	ワシントンD.C.	メリーランド大学	700	206
3	4.17(木)	ニューヨーク州	ロングアイランド大学	500	445
4	4.20(日)	イリノイ州シカゴ市	リンカーンシャーリゾート	250	280
5	4.23(水)	ハワイ州ホノルル市	プレジデルセンター	500	600

合 計

地 域 別	場 所	定 員	入 場 者
国 内	1 都 1 道 2 府 42 県	25,594	21,406
国 外	5 箇 所	2,300	1,651
計		27,894	23,057

国内計については、平成10年度分は除く。

5 基地と県民意識

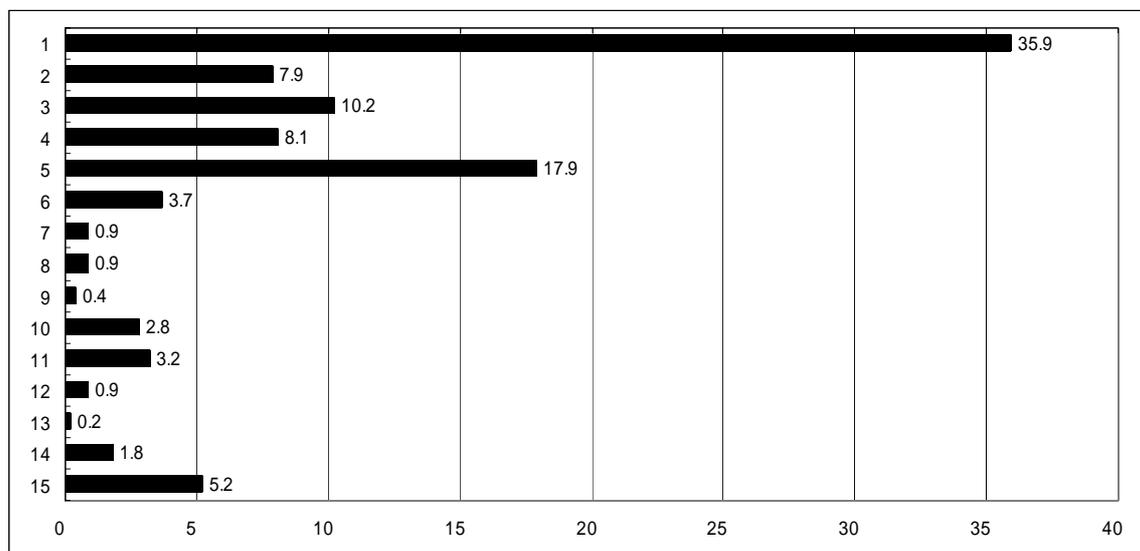
「県民選好度調査」は、県民の生活認識や価値観、行政に対する要望、さらには生活各面におけるニーズの変化等を的確に把握し、振興開発計画をはじめ、諸々の行政施策の策定や推進に資することを目的とし、昭和54年以降、概ね5年ごとに実施している。この基地と県民意識については、平成11年11月1日から11月30日にかけて実施された「県民選好度調査」のうち、基地関係に係る項目を抜粋したものである。

(1) 米軍基地対策

3番までの選択のうち1番目に上げられた対策をみると、「基地を返還させる」が35.9%と極めて高く、つづいて「米軍人の犯罪や事故をなくす」が17.9%、「米軍機の騒音をなくす」が10.2%、「環境汚染の対策を講じる」が8.1%となっている。

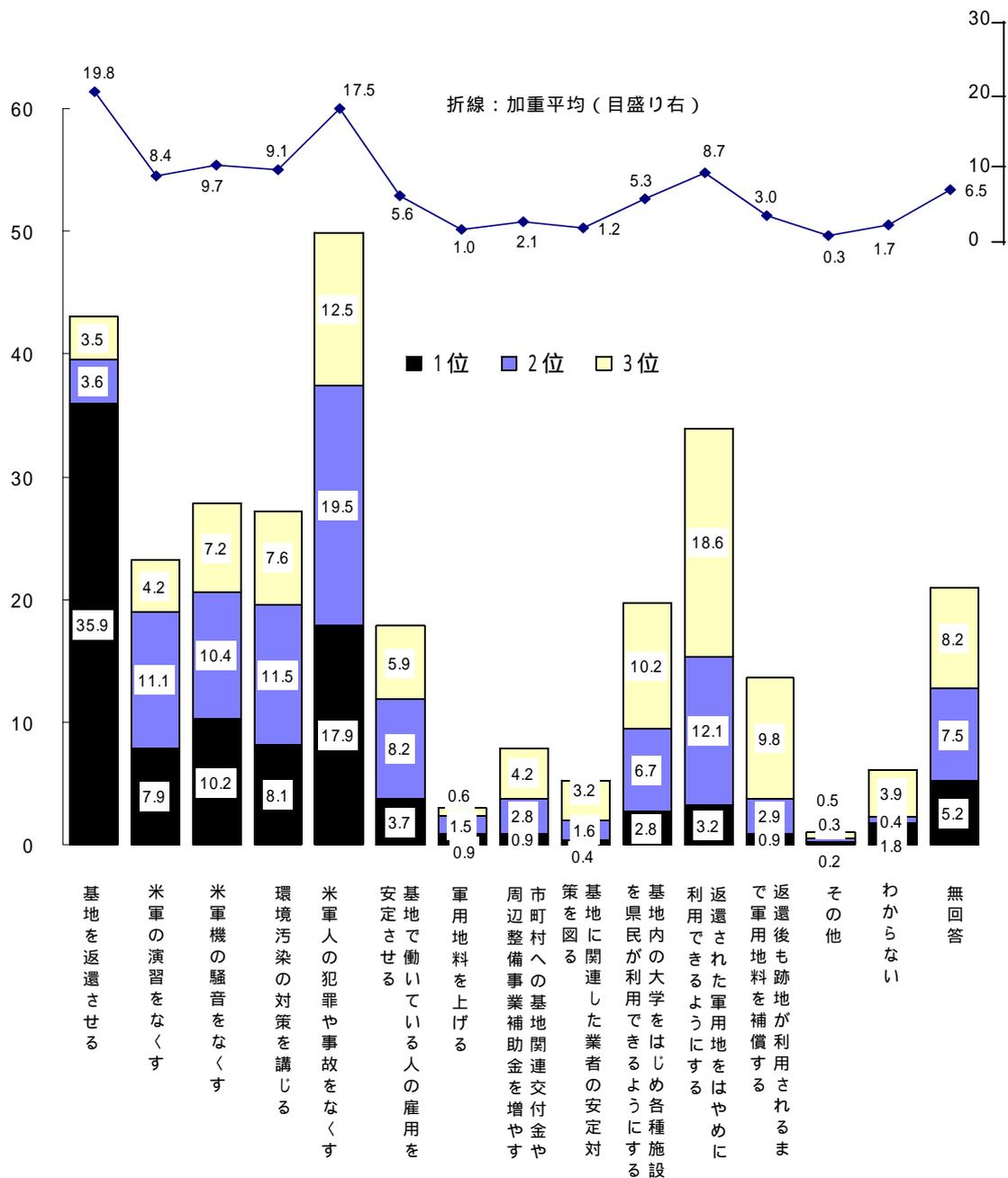
選 択 項 目	%	1 位	2 位	3 位
1. 基地を返還させる	35.9	35.9	3.6	3.5
2. 米軍の演習をなくす	7.9	7.9	11.1	4.2
3. 米軍機の騒音をなくす	10.2	10.2	10.4	7.2
4. 環境汚染の対策を講じる	8.1	8.1	11.5	7.6
5. 米軍人の犯罪や事故をなくす	17.9	17.9	19.5	12.5
6. 基地で働いている人の雇用を安定させる	3.7	3.7	8.2	5.9
7. 軍用地料を上げる	0.9	0.9	1.5	0.6
8. 市町村への基地関連交付金や周辺整備事業補助金を増やす	0.9	0.9	2.8	4.2
9. 基地に関連した業者の安定策を図る	0.4	0.4	1.6	3.2
10. 基地内の大学への入学をはじめ各種施設を県民がきがるに利用できるようにする	2.8	2.8	6.7	10.2
11. 返還された軍用地をはやめに利用できるようにする	3.2	3.2	12.1	18.6
12. 返還後も跡地が利用されるまで軍用地料を補償する	0.9	0.9	2.9	9.8
13. その他	0.2	0.2	0.3	0.5
14. わからない	1.8	1.8	0.4	3.9
15. 無回答	5.2	5.2	7.5	8.2

・米軍基地対策（1位の割合）

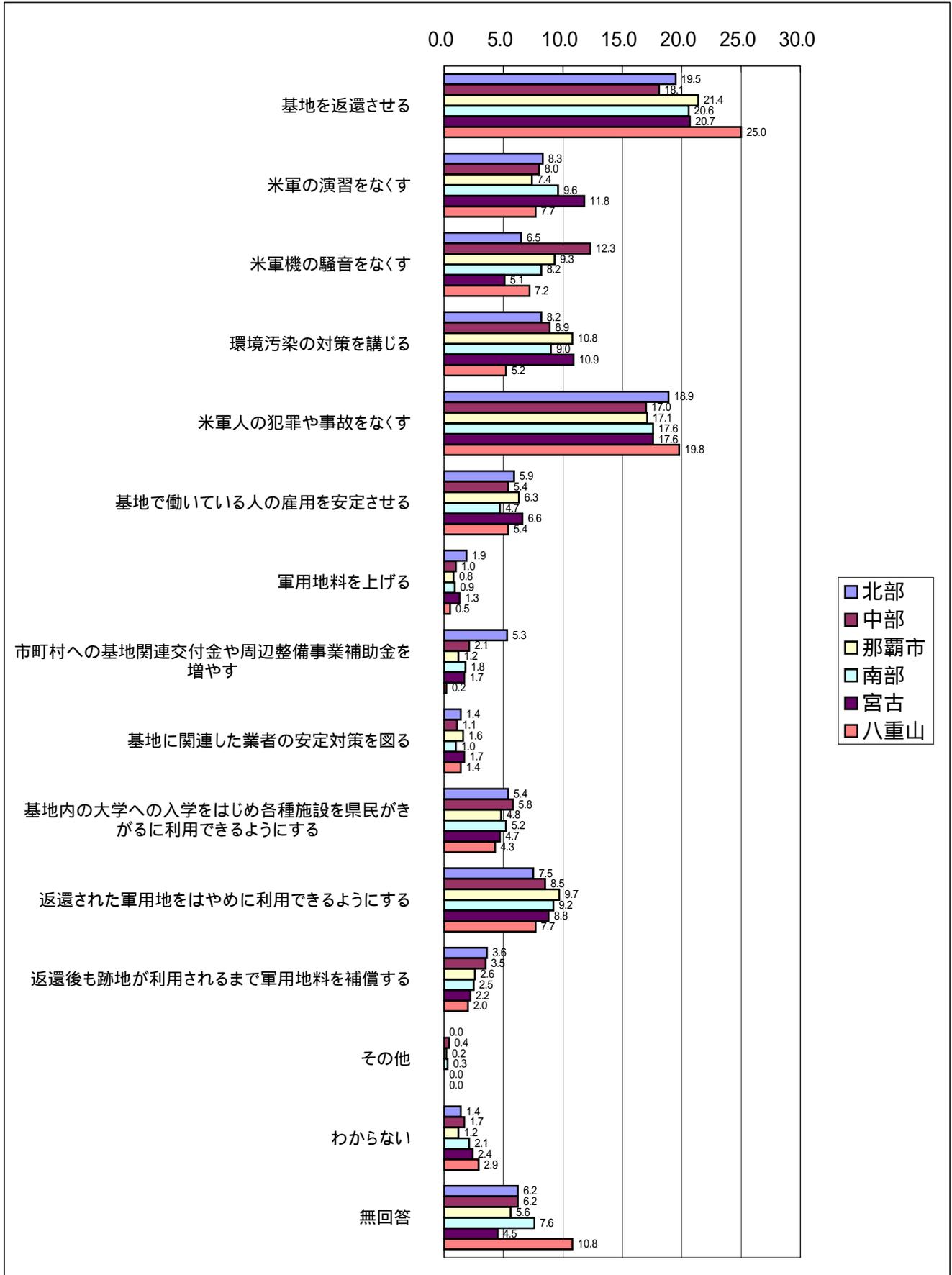


(2) 順位別にみた米軍基地対策

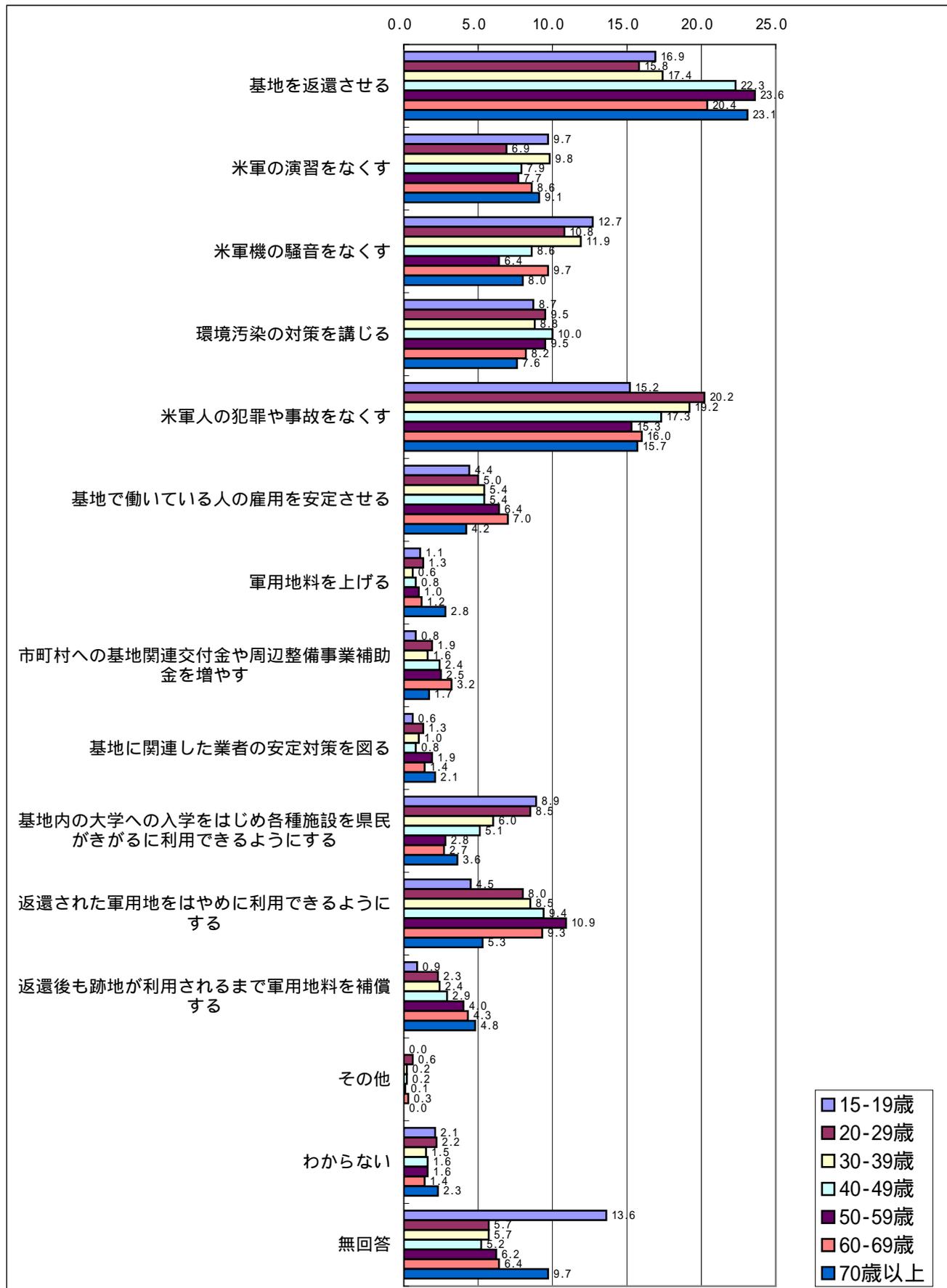
米軍基地について、県や国にとくに力を入れてほしいものについて、選択肢の中から順位をつけて3つ選んでもらった。回答割合について、1位に3点、2位に2点、3位に1点のウエイト付けして求めた加重平均値でみると、「基地を返還させる」が19.8と最も高く、次いで「米軍人の犯罪や事故をなくす」が17.5、「米軍機の騒音をなくす」が9.7、「環境汚染の対策を講じる」が9.1、「返還された軍用地をはやめに利用できるようにする」が8.7等が続いている。特に、「基地を返還させる」については1番目に選択された割合も35.9%と高く、県民の多くが望んでいることがわかる。また、「米軍人の犯罪や事故をなくす」及び「返還された軍用地をはやめに利用できるようにする」は2番目、3番目に選択される割合が高く、県民に強く望まれている項目ではないものの、多くの人々が力を入れてほしいと望む2次的なニーズとしての性格が強い。



・地域別加重平均でみた米軍基地対策



・年齢別加重平均でみた米軍基地対策



・県計、属性別にみた米軍基地への対応の集計表

(単位：%)

	県計				性別加重平均		年齢階級別加重平均							地域別加重平均					
	1位	2位	3位	加重平均	男	女	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	北部	中部	那覇市	南部	宮古	八重山
基地を返還させる	35.9	3.6	3.5	19.8	21.1	18.8	16.9	15.8	17.4	22.3	23.6	20.4	23.1	19.5	18.1	21.4	20.6	20.7	25.0
米軍の演習をなくす	7.9	11.1	4.2	8.4	7.2	9.5	9.7	6.9	9.8	7.9	7.7	8.6	9.1	8.3	8.0	7.4	9.6	11.8	7.7
米軍機の騒音をなくす	10.2	10.4	7.2	9.7	9.4	10.1	12.7	10.8	11.9	8.6	6.4	9.7	8.0	6.5	12.3	9.3	8.2	5.1	7.2
環境汚染の対策を講じる	8.1	11.5	7.6	9.1	8.6	9.4	8.7	9.5	8.8	10.0	9.5	8.2	7.6	8.2	8.9	10.8	9.0	10.9	5.2
米軍人の犯罪や事故をなくす	17.9	19.5	12.5	17.5	17.1	18.0	15.2	20.2	19.2	17.3	15.3	16.0	15.7	18.9	17.0	17.1	17.6	17.6	19.8
基地で働いている人の雇用を安定させる	3.7	8.2	5.9	5.6	5.9	5.4	4.4	5.0	5.4	5.4	6.4	7.0	4.2	5.9	5.4	6.3	4.7	6.6	5.4
軍用地料を上げる	0.9	1.5	0.6	1.0	1.3	0.8	1.1	1.3	0.6	0.8	1.0	1.2	2.8	1.9	1.0	0.8	0.9	1.3	0.5
市町村への基地関連交付金や周辺整備事業補助金を増やす	0.9	2.8	4.2	2.1	3.0	1.4	0.8	1.9	1.6	2.4	2.5	3.2	1.7	5.3	2.1	1.2	1.8	1.7	0.2
基地に関連した業者の安定対策を図る	0.4	1.6	3.2	1.2	1.4	1.2	0.6	1.3	1.0	0.8	1.9	1.4	2.1	1.4	1.1	1.6	1.0	1.7	1.4
基地内の大学への入学をはじめ各種施設を県民がきがるに利用できるようにする	2.8	6.7	10.2	5.3	4.9	5.7	8.9	8.5	6.0	5.1	2.8	2.7	3.6	5.4	5.8	4.8	5.2	4.7	4.3
返還された軍用地をはやめに利用できるようにする	3.2	12.1	18.6	8.7	9.4	8.2	4.5	8.0	8.5	9.4	10.9	9.3	5.3	7.5	8.5	9.7	9.2	8.8	7.7
返還後も跡地が利用されるまで軍用地料を補償する	0.9	2.9	9.8	3.0	3.5	2.6	0.9	2.3	2.4	2.9	4.0	4.3	4.8	3.6	3.5	2.6	2.5	2.2	2.0
その他	0.2	0.3	0.5	0.3	0.3	0.2	0.0	0.6	0.2	0.2	0.1	0.3	0.0	0.0	0.4	0.2	0.3	0.0	0.0
わからない	1.8	0.4	3.9	1.7	1.7	1.7	2.1	2.2	1.5	1.6	1.6	1.4	2.3	1.4	1.7	1.2	2.1	2.4	2.9
無回答	5.2	7.5	8.2	6.5	5.1	7.1	13.6	5.7	5.7	5.2	6.2	6.4	9.7	6.2	6.2	5.6	7.6	4.5	10.8

問14 米軍基地について、県や国にとくに力を入れてほしいものは何ですか。
次の中から順位をつけて3つ選び、下の回答欄にその番号を記入して下さい。

1. 基地を返還させること
2. 米軍の演習をなくすこと
3. 米軍機の騒音をなくすこと
4. 環境汚染の対策を講じること
5. 米軍人の犯罪や事故をなくすこと
6. 基地で働いている人の雇用を安定させること
7. 軍用地料を上げること
8. 市町村への基地関連交付金や周辺整備事業補助金を増やすこと
9. 基地に関連した業者の安定対策を図ること
10. 基地内の大学への入学をはじめ各種施設を県民がきがるに利用できるようにすること
11. 返還された軍用地をはやめに利用できるようにすること
12. 返還後も跡地が利用されるまで軍用地料を補償すること
13. その他 ()
14. わからない
無回答

6 沖縄平和賞

(1) 創設の背景

かつて、沖縄は日本本土をはじめ、中国や東南アジア諸国などとの交易を展開し、我が国の中でも多様性に富んだ独特の生活様式や文化を育んできた。先達の進取の気概を象徴する「舟楫(しゅうしゅう)を以て万国の津梁となす」との鐘銘は、今をもって県民の心の拠り所の一つとなっている。

沖縄は先の大戦において悲惨な地上戦がくり広げられ、20万人余の尊い生命と多くのかけがえない文化遺産が失われた。

また、27年間にも及ぶ米軍施政下の歴史を有し、更に、今日でもなお全国の約75%にのぼる広大な米軍専用施設が集中し、県民生活や本県の振興開発に様々な影響を与えるなど過重な負担となっている。県民は、このような歴史体験を通して命の尊さと平和の大切さを肌身で感じており、平和の実現を強く求めてきた。

しかしながら、世界の現状は冷戦が終結したものの、依然として民族、宗教の対立などから数多くの地域紛争が発生し、地球規模の環境破壊や貧困、難民、宗教等多くの深刻な問題が存在している。

これらの平和を脅かす様々な課題を解決し、平和共存の世界を実現していくためには、世界の人々が相互の風習や生活などの理解に努めるとともに、寛容な心で異質なものを認め合うことが大切である。

沖縄県は、沖縄戦で亡くなられたすべての人々を、国籍を問わず、また、軍人や民間人の区別なく刻銘した「平和の礎」を建立した。

激動が続く世界情勢の中で、今こそ、平和の大切さと命の尊さを永遠に伝える「平和の礎」に込められた県民の普遍的な思いと寛容な心を世界に発信していきたいと思う。

このため、平和の維持と構築に向けて持続的に取り組むものとして「沖縄平和賞」を創設した。

(2) 経緯

平成11年2月16日	県議会において沖縄平和賞（仮称）の創設を表明
平成11年度	ノーベル平和賞、京都賞等類似顕彰制度の調査
平成12年度	沖縄平和賞（仮称）研究会の開催（計4回）による基本構想素案の検討
平成13年5月11日	基本構想素案策定
平成13年6月5日	第1回沖縄平和賞（仮称）検討委員会
平成13年6月17日	沖縄平和賞（仮称）シンポジウム（350人出席）
平成13年7月9日 ～ 12日	基本構想素案地域説明会（9日：中南部、10日：北部、11日：八重山、12日：宮古）
平成13年7月17日	第2回沖縄平和賞（仮称）検討委員会
平成13年8月21日	第3回沖縄平和賞（仮称）検討委員会
平成13年9月20日	検討委員会の尚会長より知事へ検討結果（基本構想案）報告
平成13年10月23日	沖縄平和賞基本構想策定
平成13年12月28日	「沖縄平和賞委員会」設立総会の開催、「沖縄平和賞」創設
平成14年1月31日	推薦人へ推薦依頼状発送
平成14年3月31日	推薦人からの推薦書提出締め切り
平成14年5月13日	沖縄平和賞委員会 平成14年度第1回総会開催
平成14年6月7日	選考委員会委員委嘱状交付式及び第1回選考委員会
平成14年6月～7月	選考委員会の開催
平成14年7月31日	受賞者発表

平成14年 8月22日 沖縄平和賞委員会 平成14年度第2回総会開催
平成14年 8月30日 第1回沖縄平和賞授賞式(万国津梁館)及びレセプションの開催
平成14年 8月31日 第1回沖縄平和賞 記念シンポジウム(500人出席)

(3) 運営母体：沖縄平和賞委員会

沖縄平和賞委員会は、沖縄県内の経済、教育、行政、マスコミ等の各種団体・企業によって構成された組織で、平成13年12月28日に設立された。

(4) 制度概要

ア 理念

沖縄の持つ歴史的・文化的・地理的な特性を活かす、次の3つの理念に基づいている。

- ・アジア太平洋地域における平和・非暴力実現の促進
- ・人間の安全保障実現の促進
- ・内発的多様性を基礎とした平和実現の促進

イ 意義

本賞を創設・運営することには、次の3つの意義がある。

- ・地域の主体としての沖縄による、自律的平和推進・構築
- ・地域の役にも立つ、沖縄にとっての平和に対する投資
- ・沖縄における平和意識の共有・昇華のための知的・実践的営み

ウ 顕彰対象

活動内容

過去の実績はもとより、将来性や将来への波及効果が期待できる以下の活動内容を顕彰対象としている。

(ア) アジア太平洋地域における平和・非暴力実現の促進に貢献する活動

例えば……

- ・アジア太平洋地域のA地域とB地域の紛争を平和的に解決した。
- ・対立関係にあった地域間の対話を積極的に推進し、緊張緩和に貢献した。

(イ) 「人間の安全保障」いわゆる人間の生命や基本的権利を脅かす貧困、飢餓、環境問題、感染症等の問題を解決し、豊かに生活できる社会の実現に貢献する活動

例えば……

- ・地球温暖化の防止に向けた国際的な取り組みの中心的役割を果たした。
- ・貧困地域に対する物資の援助、医療援助等を継続して実施し、当該地域の発展に寄与した。

(ウ) 世界の各々の地域の内部で培われた多様な文化や考え方を相互尊重することを基礎として、平和の実現を図る活動

例えば……

- ・音楽の交流を通して地域間の平和的關係を構築した。
- ・自国の伝統的スポーツを近隣諸国に普及させることを通して相互交流を図り、友好關係を発展させた。

但し、上記に関わらず、次の項目に該当する場合は顕彰の対象とならない。

- a 暴力を伴う活動
- b 国政レベルの現職政治家や国家公務員の公人としての活動
- c 理論・研究活動のうち具体的な実践・行動へ寄与する可能性の低いもの

国籍等及び活動の効果が現れた場所

顕彰対象を4つのカテゴリーに分類し、その国籍や効果が現れた場所ごとに具体的に判断する。

		効果が現れた場所	
		アジア・太平洋地域	その他
主体の 国籍・ 設立場 所	アジア・ 太平洋 地域	< 1 > 顕彰対象	< 2 > 顕彰対象 アジア太平洋地域の個人・ 団体のそうした活動を奨励 ・促進（プロモーション効果）
	その他	< 3 > 顕彰対象	< 4 > 基本的には顕彰対象外 （アジア太平洋地域への フィードバック効果がある 場合には顕彰）

- < 1 >：沖縄及びアジア太平洋地域の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域の平和に貢献
- < 2 >：沖縄及びアジア太平洋地域の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域以外の平和に貢献
- < 3 >：沖縄及びアジア太平洋地域以外の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域の平和に貢献
- < 4 >：沖縄及びアジア太平洋地域以外の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域以外の平和に貢献

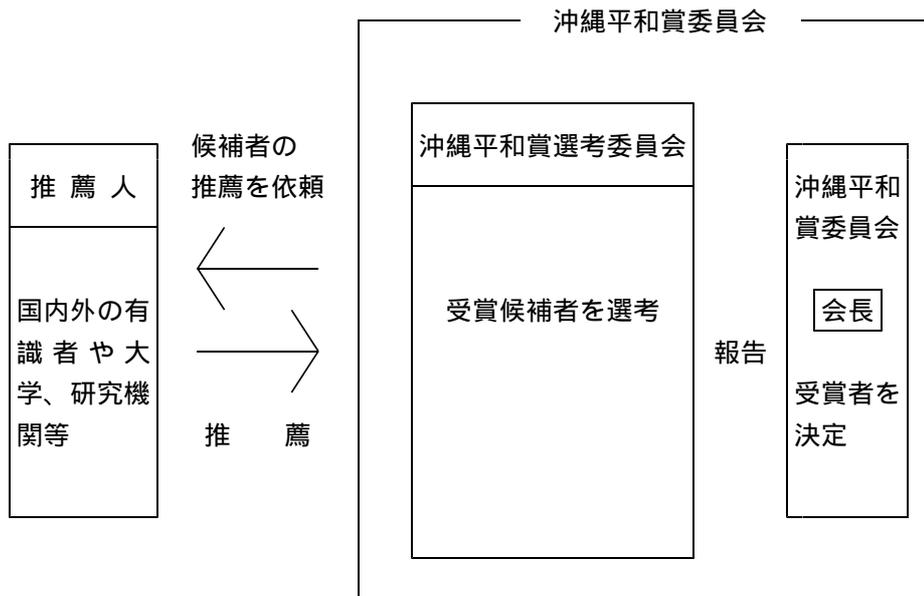
「アジア太平洋地域」について
 本賞における「アジア太平洋地域」は、具体的な国名等を特定していない。
 地理的な広がりとしては「西太平洋」をベースに、沖縄という地域が顕彰すること
 の意味付けとなる

- (1) 沖縄との歴史的交流
- (2) 沖縄からの移民交流
- (3) 沖縄戦・在沖米軍基地

の3つの視点から、本賞の目的・理念にふさわしい対象地域を選考段階で個別・具
 体的に判断する。

エ 選考方法

国内外の有識者等に受賞候補者を推薦してもらい、沖縄平和賞委員会の下に設置する「沖縄平和賞選考委員会」の選考を経て受賞者を決定する。



沖縄平和賞委員会が推薦をお願いした方のみが受賞候補者を推薦する資格があり、そこから推薦された候補者が審査・選考の対象となる。

選考は沖縄平和賞委員会の下に設置する「沖縄平和賞選考委員会」において、厳正かつ公正に行われる。

オ 賞金等

授賞件数は「沖縄平和賞」1件で、個人・団体を問わない。

受賞者には、正賞として賞状、賞牌を、副賞として賞金1,000万円を授与する。

授賞は2年に1回行う予定。

(5) 受賞者

ア 第1回受賞者：「中村哲を支援するペシャワール会」

イ 授賞式：平成14年8月30日（場所：万国津梁館）

ウ 贈賞理由：

中村哲を支援するペシャワール会（以下「ペシャワール会」という。）は、中村哲医師のパキスタンとアフガニスタンでの医療活動を支援するために1983年に設立され、その活動は現在までに18年余にも及ぶ。内戦・社会不安など言語に絶する厳しい環境の中、誰も行かないところに行く、他人のやりたがらないことをやるという信念をもって、非暴力を旨として幾多の困難を乗り越えて無私の奉仕を続けている。

「思想・信条にとらわれず『支え合い』の精神で一致して会を運営する」ことを方針とし、また、現地では政治、民族、宗教、言葉などに関わりなく平等に活動することを使命としてきた。このことにより、内発的多様性を基礎とした平和実現の促進に貢献した。

ペシャワール会の献身的な活動に共感する輪は全国に広がり、約8,000人の会員からなる組織に発展した。会の財源は会費や寄付で賄われ、専従スタッフを持たず、組織運営のための予算を最小限に抑えて、そのほとんどが現地のために使われている。これはNGOの理想の姿ともいえる。

1986年にはアフガニスタン難民救済のためのプロジェクトを立ち上げ、現在、パキスタン・アフガニスタンで1病院と4診療所を運営し、年間約30万人の患者診療を行っている。

大干ばつに見舞われたアフガニスタンでは、飲料水は不足し、感染症が流行し多くの尊い命が奪われ、廃村が広がっていくという悲惨な状況になった。ペシャワール会はこの事態に迅速に対応し、2,000カ所を目標に井戸を掘るなど水源確保事業を展開して数多くの人々の生活を救い、難民化を防いだ。

日本国内においては、主として現地の活動を支援するために募金活動を行っている。特に、巨大な難民キャンプと化したカブール等において、厳しい冬の寒さと飢餓に瀕する人々のためのプロジェクト「アフガニのちの基金」を設立し、食糧援助に尽力した。また、アフガニスタンの人々の生活について情報を提供し、国際理解に貢献したことも注目に値する。

ペシャワール会は、医療並びにプライマリー・ヘルス・ケアの実践等を通じて平和と人間の安全保障に貢献し、貧困など社会不安の中にあって、人間の命の救済と基本的権利の確保のために尽くすことにより、普遍的な平和への意識を喚起することに成功した。同時に、アジアにおける日本国民のボランティア活動の可能性を早くから効果的に示し得た。

アフガニスタンの復興に向け、これまで続けてきた医療活動・水源確保事業に加え、新たに農業再興プロジェクト、寡婦を対象とする自助援助、道路整備など幅広い活動を通してアジア太平洋地域の安定に貢献することが期待できる。

ペシャワール会の献身的な努力は、今後とも国内外から多くの共感と永続する支持を集め、平和を築く大きな力となっていくものと確信する。

沖縄平和賞選考委員会は、ペシャワール会のこれまでの実績を高く評価した。沖縄はかつて、琉球王国時代、「万国津梁」いわゆるアジアの国々をつなぐ懸け橋として活躍した時代があり、また、多様なものを受け入れる寛容さや相互扶助の精神、未来を創造するたくましい県民性がある。ペシャワール会の活動は、沖縄県の持つ歴史的、文化的特性等を反映して、恒久平和の創造に貢献するものとして創設された沖縄平和賞の趣旨に通ずるものである。

よって、戦前戦後の困難な時代を経て発展してきた沖縄県から、今後の活動を支援していくために、第1回沖縄平和賞をペシャワール会に贈ることを決定した。

豆 知 識

基地被害（騒音等）に対する相談窓口は？

市町村においては、基地行政を所管する課（室）が窓口となっています。

県においては、総務部知事公室基地対策室（TEL:866-2460）が窓口となっています。

国においては、那覇防衛施設局総務部広報室（TEL:868-0174）が窓口となっています。

基地被害（騒音等）に対する相談が県にあった場合は、その内容をとりまとめ、那覇防衛施設局又は外務省沖縄事務所に連絡し対応しています。また、内容によっては、直接、米軍へ確認する場合もあります。

第4章 基地周辺対策と経済

第1節 国の基地周辺対策とその実績

基地は国の安全保障のために存在するものであるが、その運用等に伴って周辺地域に種々の被害が生じている。

特に、基地の密度が全国一高い本県では、地域振興が阻害され、住民が物心両面の被害を負わされることがあるが、国の諸施策や制度の推進による幅広い対策が望まれる。なお、住民生活と直接関係する周辺対策制度等の概要とその実績は次のとおりである。

1 基地周辺整備事業

昭和28年8月に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下、本節において「特損法」という。）」は、米軍等の行為により損失、損害が発生した後の補償制度を確立したものであり、補償の対象も農林業、学校教育事業、医療保険事業等の特定の業種を営む者に限定され、周辺地域の住民の被害を未然に防止軽減するものではなかった。

その後、行政措置により騒音防止、防災工事、道路整備、飛行場周辺の安全対策事業として住宅移転等の補償等を行ってきたが、基地問題の抜本的解決には至らなかった。

そのため、昭和41年7月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」を制定し、これまで行政措置で実施してきた各種障害に対する防止及び軽減措置について法制化するとともに、市町村が行う施設周辺の民生安定事業に対しても助成措置を講ずることになった。

しかし、昭和40年代後半になると、高度経済成長に伴う基地周辺の都市化現象の進展、地域開発計画との競合が生じ、また、生活環境保全に関する住民意識の高揚等があつて、従前の措置では十分な対応は困難となってきたため、従前の内容のほか、新たな飛行場周辺の航空機騒音対策として、住宅防音工事、緑地帯の整備等及び公共用施設の整備に充てる費用としての特定防衛施設周辺整備調整交付金制度を新設した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が、昭和49年6月27日、基地周辺の地方公共団体や住民等の強い要望もあつて成立した。

本県においては、復帰前はこれら被害に対して、一部外国補償請求法等に基づく補償制度はあつたものの殆ど救済の途はなく、特に被害防止等のための基地周辺対策については全くといっていいほど措置されなかった。

復帰後においては、各種の補償制度や周辺対策制度が適用され、障害の防止又は軽減及び基地周辺の民生安定等のため種々の施策が講ぜられるようになった。

ところで、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」は、第1条（目的）で自衛隊、米軍の行為又は防衛施設の設置、運用により生ずる障害を公平の原則に照らし、防止、軽減等をするため防衛施設周辺の生活環境等の整備について国が行う施策を定め、もつて関係住民の生活安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

その主な施策の概要は次のとおりである。

(1) 障害防止工事の助成

(ア) 障害防止工事の助成（法第3条第1項）

米軍等の特定の行為、即ち、機甲車両等の頻繁な使用によって道路を損傷し、戦車等及び射撃訓練によって演習場が荒廃し、付近の河川に洪水や土砂流出等の被害が生じ、通信施設等からの強力な電波や航空機の低空飛行によって周辺民家のテレビ映像を不鮮明にしている等がある。このような場合に地方公共団体等がこれらの障害を防止又は軽減するため、道路や河川の改修、砂防えん堤の設置、共同通信アンテナ設置等の工事を行うときは、国は予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する。

(イ) 学校等騒音防止工事の助成（法第3条第2項）

学校教育の場や病弱者等の身体的弱者保護の場は特に静穏を必要とされる施設なので、米軍等の航空機の離発着、射撃、爆薬等の使用の頻繁な実施等による著しい音響を防止し、又は軽減するため、学校、病院、診療所、助産所、保健所、保育所、特別擁護老人ホーム、母子センター、精神薄弱児施設、重症心身障害児施設等の施設について、その施設の管理者又は所有者が必要な工事を行う場合は、その者に対し予算の範囲内において原則としてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

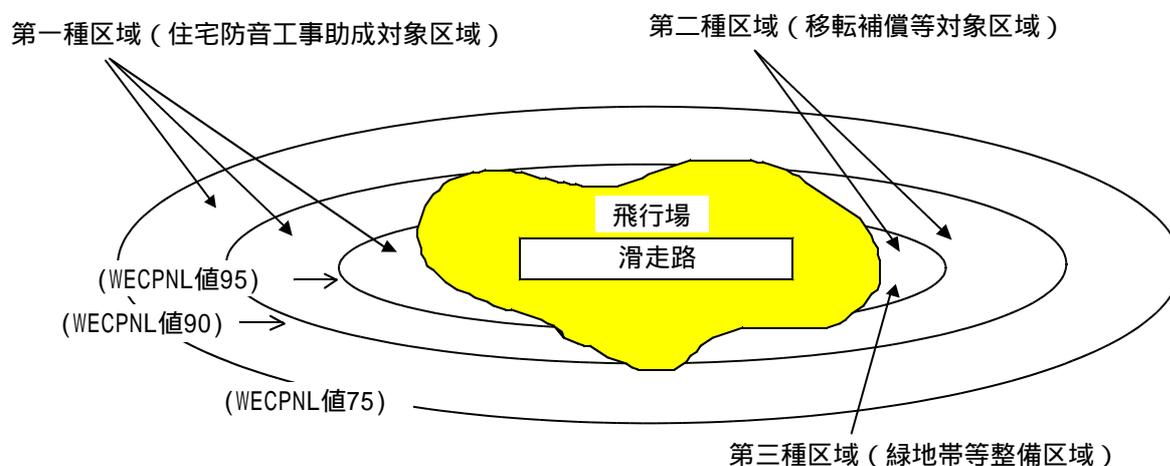
現行の補助制度については、現場から学校等の防音施設に係る維持管理費及び耐用年数を経過した空調機器等の更新、並びに、一定の年月を経過し老朽化が著しく防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担にしてほしいとの改善要望が出されていることから、県でもこれを涉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

(2) 住宅防音工事の助成（法第4条）

米軍等の飛行場や対地射撃場の周辺地域において、航空機の騒音の度合を総理府令で定める方法で測定し、その算定結果を基準に外側から第一種(WECPNL値75以上)、第二種(WECPNL値90以上)、第三種(WECPNL値95以上)、の区域を指定している（次図参照）。

防音工事の対象となる住宅は、防衛施設庁長官が指定する周辺区域（第一種区域）に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者等が防音工事を行うときは、その者に対し原則としてその費用の全額を補助する制度である。

飛行場周辺における区域図



第一種区域	昭和53年12月	85
	昭和54年9月	80
	昭和56年12月	75（現行）

W E C P N L とは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価継続感覚騒音レベル）の略で、ある場所における1日あたりの航空機騒音の大きさを表す単位で、1機ごとの騒音レベルだけでなく、飛来時間や機数をも考慮したものである。まず1日に飛来した航空機の騒音レベルをすべてdB（人間が聞くことができる最小の音の音圧に比べて、何桁大きいかという

値に20をかけた数値。)平均し、更に時間帯別機数について、同じ大きさの騒音でも昼と夜とでは、夜の方がうるさく感じられるので、夕方に飛来した機数を3倍、夜に飛来した機数を10倍して計算する。

なお、空港周辺地では、原則として7日間連続のWECPNL値をdB平均したもので評価している。

・計算方法

$$\text{WECPNL} = \text{dB} (A) + 10 \log N - 27$$

dB (A) : 1日に飛来した航空機の騒音レベルを全てdB平均したもの

N : 飛来時間ごとに補正された機数

$$N = N (2) + 3 N (3) + 10 [N (1) + N (4)]$$

N (1) = 0時～7時に飛来した機数

N (2) = 7時～19時に飛来した機数

N (3) = 19時～22時に飛来した機数

N (4) = 22時～24時に飛来した機数

《住宅防音工事の実施状況》

那覇防衛施設局は昭和53年12月28日、嘉手納飛行場周辺について防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条、第5条、第6条に基づいて第一種、第二種、第三種区域を指定告示した。住宅防音工事の対象となる第一種区域はうるささ指数が85WECPNL以上の区域6,700世帯余であった。

更に、同法施行規則の対象区域が85WECPNL以上から80WECPNL以上に改正されたことに伴い、施設局は昭和56年7月18日、嘉手納飛行場周辺5,700世帯余の区域を追加指定し、普天間飛行場周辺3,600世帯余(宜野湾市の一部)の区域について新規指定を行った。

また、法の施行規則が環境基準の類型と同じ75WECPNL以上まで再々度引き下げられたことに伴い、施設局は昭和58年3月10日、嘉手納飛行場周辺の24,000世帯余及び普天間飛行場周辺の約4,000世帯の区域を指定した。

これにより、嘉手納飛行場にかかる第一種区域は嘉手納町、北谷町、読谷村の全域を含む沖縄市、石川市、宜野湾市、具志川市、北中城村、恩納村の9市町村に広がったが、更に、普天間飛行場にかかる第一種区域として浦添市の一部が昭和59年度から追加された。

なお、伊江島補助飛行場については、区域指定は行われていないが、昭和54年から昭和57年までの間、法に準じて90件の住宅防音工事が実施されている。工事の内容は、現存住宅の壁、天井、窓等の遮音、吸音工事及び空調工事である。

現行の補助制度については、当該市町村からも年々改善要望が出されており、県もこれを受け渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して、以下の要望を国に対し行っているところである。

防音工事に係る補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。

また、砲射撃演習等の騒音に関する住宅防音工事対象区域の拡大と予算の十分な確保に努めること。

住宅防音工事については、対象区域の拡大(周回飛行コース下等)及び全室施工を図るとともに、環境基準達成を目的とした年次計画をたてて、早急の実施完了するよう努力すること。

また、区域指定後の新築・増改築住宅や防音工事実施済住宅の建て替えに伴う防音工事の再補助(建て替え防音工事)についても、制度の拡充と十分な予算の確保に努めること。

第一種区域に係る指定値を、現行の75WECPNLから航空機騒音の環境基準70WECPNLに改めること。

住宅防音工事区域の指定・拡大にあたっては、騒音被害の実態、住宅の分布状況、地形等を

考慮し、特に区画については、地元地方公共団体及び地元住民の意向を十分に尊重のうえ対処すること。

また、第1種区域内は全て第Ⅰ工法とするなど防音工事施工基準の改善及び工事費の限度額の引上げを図ること。

住宅、義務教育施設等の防音施設に係る維持管理費（光熱費）、耐用年数を経過した空調機器の更新及び一定の年月を経過し老朽化が著しく、防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担とすること。

特に、生活保護世帯については、さらに充実すること。

航空機騒音に関して、国の責任において次の措置を講ずること。

- ・ 航空機の飛行に関する情報の迅速かつ適切な提供
- ・ 国における基地周辺の常時騒音測定機器の増設等による調査体制の整備及び測定データの公表
- ・ 国における電話機の増設、人員の確保等苦情処理体制の充実
- ・ 地元地方公共団体の苦情処理に対する助成

航空機騒音の周辺住民に与える影響について、早急に国による実態調査を実施し、受忍限度を超える騒音被害がある場合は、当該地域の住民に対する交付金制度を創設すること。

地方公共団体が実施する航空機騒音対策のための騒音調査について、測定機器の整備費・保守管理費及び測定に要する経費に対する助成措置を講ずること。

テレビ受信料の助成区域を拡大するとともに、電話通話料の助成措置を講ずること。

(注) 区域：第一種区域（WECPNL値75以上）、第二種区域（WECPNL値90以上）、第三種区域（WECPNL値95以上）の3区域に分類される。

類型：都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき区分された地域（第一種住居地域等）を、用途を基準として2つ（Ⅰ類型、Ⅱ類型）に分けたもの。

工法：第一種区域において、80WECPNL以上は第Ⅰ工法（第Ⅰ工法に防音天井及び防音壁に改造する工事を追加）、75WECPNL以上80WECPNL未満は第Ⅱ工法（外部開口部への防音アルミサッシの取り付け、内部開口部への木製防音建具の取り付け、換気扇及び冷暖房機の取り付け工事）と工法が異なる。

(3) 移転補償等（法第5条）

第一種区域で、特に人が居住するに好ましくないとして防衛施設庁長官が指定する区域（第二種区域、WECPNL90以上）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹等について、その所有者が第二種区域以外のところに移転し又は除去する場合には、その者に対し予算の範囲内において補償することができる。又、土地の買い入れについては、土地所有者の申し出により、第三種区域内であればすべて買い入れすることが出来るが、第二種区域内の土地は、指定された際の宅地又は宅地以外の土地で、建物等の移転又は除去によって従来どおりの使用目的が困難となったときに限り買い入れ対象となる。

なお、同制度についても、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して、移転補償の充実、強化の要望を国に対し行っているところである。

(4) 民生安定施設の助成（法第8条）

米軍基地等の設置又は運用により、その周辺住民の生活又は事業活動上被る障害を障害としてとらえ、地方公共団体が、民生安定の見地から障害の緩和に役立つように生活環境施設（道路、公園、消防施設、養護老人ホーム、し尿処理・ごみ処理施設、学習共用施設等）や事業経営（農林漁業用施設等）の安定に寄与する施設を整備する場合に、その費用の一部を補助する制度である。

この制度の補助割合は、障害の緩和に資するという民生安定の助成の趣旨から原則として一部補助となっているが、本県における適用については、振興開発行政における補助率を考慮し特例が設けられ、一部の補助対象施設については、全額補助が認められる。

(5) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）

米軍基地等のうち、ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射爆撃が実施される演習場、港湾、大規模な弾薬庫及び都市化している市町村の面積に占める割合の大きい米軍基地等は、一般に面積が極めて広大で、その存在や運用が周辺地域の生活環境や地域開発に広範かつ著しく影響を及ぼしている。

その場合、障害防止工事や民生安定施設の整備等で国が相当な施策を講じても、なお基地周辺の市町村は、基地のない（少ない）市町村に比して環境整備についてより以上の努力を余儀なくされることから、この交付金制度が確立された。

内閣総理大臣は、このような米軍基地等を「特定防衛施設」として、またこの防衛施設の周辺地域の市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定することができ、指定された市町村には、公共用の施設の整備を行うための費用に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付される。

交付金の対象となる公共施設としては、交通施設及び通信施設、スポーツ施設又はレクリエーション施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防施設、産業振興に寄与する施設の幅広いものとなっている。

なお、この交付金は、基地交付金や調整交付金と違って市町村の一般財源となるような財政補給金的な交付金でなく、特定の公共用の施設調整のため交付されるものである。

また、平成8年12月のSACO最終報告を受け、SACO合意事案を受け入れた市町村に対し、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」の特別交付分（以下、本章において「SACO交付金」という。）が計上されるようになった。

沖縄県における平成13年度のSACO交付金は、読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練の移転先である伊江村に2億7千万円、楚辺通信所の移転先である金武町に対し2億7千万円、キャンプ瑞慶覧における住宅統合等が実施される北中城村及び北谷町に対し1億3千5百万円と9千万円、那覇港湾施設の移設先である浦添市に4億円、合計11億6千5百万円が交付されている。なお、平成10年度、平成11年度及び平成12年度のSACO交付金は7億6千5百万円と同額であったが、平成13年度からは新たに浦添市に対しても4億円の交付金が交付されるようになった。

「特定防衛施設」と「特定防衛施設関連市町村」（沖縄県）

特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
嘉手納飛行場	沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町
キャンプ・シュワブ	名護市
キャンプ・ハンセン	名護市、恩納村、宜野座村、金武町
伊江島補助飛行場	伊江村
久米島射爆撃場	久米島町
出砂島射爆撃場	渡名喜村
那覇港に所在する防衛施設	那覇市
金武、中城湾に所在する防衛施設（天願棧橋、陸軍貯油施設、海上自衛隊沖縄基地隊及びホワイト・ビーチ地区に限る。）	具志川市 勝連町
嘉手納弾薬庫地区	石川市、具志川市、沖縄市、恩納村、読谷村、嘉手納町
普天間飛行場	宜野湾市
牧港補給地区	浦添市
キャンプ瑞慶覧	北谷町、北中城村

注：那覇防衛施設局の資料による

防衛施設庁関係沖縄分当初予算の推移（平成10～14年度）

（単位：百万円、％）

事 項	平成10年度			平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	全 国	沖 縄	比 率	全 国	沖 縄	比 率	全 国	沖 縄	比 率	全 国	沖 縄	比 率	全 国	沖 縄	比 率
（一般会計）															
1. 基地周辺対策の推進	153,393	19,079	12.44	146,887	16,901	11.51	146,274	17,204	11.76	147,962	19,164	12.95	144,154	17,019	11.81
（1）障害防止事業	20,693	2,208	10.67	19,692	1,454	7.38	19,634	1,926	9.81	19,657	2,189	11.14	19,233	1,654	8.60
（2）騒音防止事業	84,669	11,691	13.81	79,842	10,534	13.19	75,879	10,092	13.30	74,836	10,270	13.72	67,677	9,034	13.35
（3）民生安定助成事業	19,313	1,796	9.30	18,597	1,709	9.19	20,707	1,907	9.21	21,126	3,020	14.30	23,507	2,796	11.89
（4）道路改修事業	8,791	989	11.25	8,740	905	10.35	9,096	894	9.83	10,145	1,217	12.00	10,939	1,047	9.57
（5）周辺整備調整交付金	12,528	2,013	16.07	12,528	1,996	15.93	12,528	1,996	15.93	13,029	2,075	15.93	13,029	2,075	15.93
（6）移転措置事業	6,603	283	4.29	6,683	205	3.07	7,563	282	3.73	8,258	279	3.38	8,827	274	3.10
（7）緑地整備事業	665	55	8.27	673	56	8.32	713	61	8.56	761	68	8.94	797	93	11.67
（8）施設周辺の補償	131	43	32.82	131	43	32.82	155	46	29.68	149	45	30.20	144	45	31.25
2. 提供施設の整備	73,652	9,942	13.50	93,391	15,030	16.09	96,074	21,192	22.06	81,921	16,867	20.59	75,313	11,005	14.61
3. 補償経費等の充実	113,288	81,244	71.71	117,511	84,314	71.75	120,412	86,601	71.92	124,647	89,775	72.02	125,625	91,338	72.71
（1）施設の借料	104,418	77,305	74.03	107,986	80,080	74.16	111,009	82,643	74.45	114,143	85,427	74.84	116,579	87,517	75.07
（2）漁業補償	5,033	1,872	37.19	5,117	1,933	37.78	5,090	1,957	38.45	4,997	1,888	37.78	4,950	1,888	38.14
（3）その他の補償等	3,836	2,067	53.88	4,408	2,301	52.20	4,313	2,001	46.39	5,507	2,459	44.65	4,096	1,934	47.22
4. 労務管理関係	4,283	1,300	30.35	4,299	1,308	30.43	3,939	1,207	30.64	3,871	1,188	30.69	8	-	-
5. 独立行政法人													4,853	-	-
6. 基地従業員対策の充実	146,490	49,683	33.92	148,598	50,523	34.00	147,756	48,604	32.89	147,090	47,644	32.39	146,098	48,114	32.93
（1）離職者対策	69	23	33.33	64	21	32.81	59	17	28.81	57	21	36.84	32	9	28.13
（2）福祉対策	16,578	5,507	33.22	16,536	5,373	32.49	16,709	5,289	31.65	17,156	5,354	31.21	17,132	5,397	31.50
（3）従業員対策	129,844	44,153	34.00	131,998	45,129	34.19	130,989	43,298	33.05	129,878	42,269	32.55	128,934	42,709	33.12
7. 提供施設の移設	1,811	1,792	98.95	1,791	1,061	59.24	4,051	4,000	98.74	4,180	4,155	99.40	496	456	91.94
合 計	492,917	163,039	33.08	512,477	169,137	33.00	518,507	178,808	34.49	509,671	178,793	35.08	496,547	167,933	33.82

- （注）1．那覇防衛施設局の資料による。
 2．「比率」は全国に占める沖縄の割合（％）である。
 3．計数は四捨五入によっているため符合しないことがある。

住宅防音工事市町村実績一覧表

単位:百万円

施設名	市町村名	年度 項目	昭和50～	昭和61～	平9年度	平10年度	平11年度	平12年度	平13年度	実績類計
			60年度	平8年度						
嘉手納飛行場	沖縄市	世帯数	6,590							
		(追加)	(240)							
		金額	10,571							
	具志川市	世帯数	2,130							
		(追加)	(400)							
		金額	4,298							
	石川市	世帯数	2,330							
		(追加)	(250)							
		金額	4,159							
	嘉手納町	世帯数	5,830							
		(追加)	(1,990)							
		金額	11,763							
	北谷町	世帯数	3,920							
		(追加)	(540)							
		金額	7,408							
	読谷村	世帯数	2,040							
		(追加)								
		金額	3,243							
	恩納村	世帯数								
		(追加)								
金額										
北中城村	世帯数									
	(追加)									
	金額									
宜野湾市	世帯数									
	(追加)									
	金額									
小計	世帯数	22,850	33,464	2,574	2,768	2,634	2,238	2,462	68,990	
	(追加)	(3,410)	(16,849)	(2,121)	(1,400)	(1,522)	(1,139)	(1,090)	(27,531)	
	(特定)		(526)	(142)	(214)	(491)	(155)	(191)	(1,719)	
	金額	41,442	63,313	5,298	5,544	5,052	4,781	5,125	130,555	
普天間飛行場	宜野湾市	世帯数	5,730							
		(追加)								
		金額	9,594							
	浦添市	世帯数	90							
		(追加)								
		金額	134							
	北中城村	世帯数								
		(追加)								
		金額								
	小計	世帯数	5,820	9,081	661	852	518	628	336	17,896
(追加)			(4,957)	(544)	(610)	(393)	(213)	(206)	(6,923)	
(特定)				(54)	(9)	(53)	(20)	(16)	(152)	
金額		9,728	16,868	1,423	1,685	1,086	1,126	698	32,614	
伊江島補助飛行場	伊江村	世帯数	90						90	
		(追加)								
		金額	181						181	
合計	世帯数	28,760	42,545	3,235	3,620	3,152	2,866	2,798	86,979	
	(追加)	(3,410)	(21,806)	(2,665)	(2,010)	(1,915)	(1,352)	(1,296)	(34,454)	
	(特定)		(526)	(196)	(223)	(544)	(175)	(207)	(1,871)	
	金額	51,351	80,181	6,720	7,228	6,138	5,907	5,823	163,350	

注：1．那覇防衛施設局の資料による。

2．住宅の市町村毎に集計（概数）した。但し、平成4年度からは、市町村毎の実績は公表されていない。

3．世帯数は新規工事及び追加工事の集計であり、（追加）は追加工事の略であり内数である。

ただし、嘉手納飛行場については、平成6年度から特定工事も含んでいる。

4．各計数で符合しないことがある。

市町村別基地周辺整備事業の推移

単位：千円

年度 金額等 市町村等	昭62年度～平9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
名護市	47	4,103,904	10	1,252,709	6	1,321,718	2	1,264,720	1	1,530,946
石川市	30	1,357,322	2	36,343	2	69,921	2	103,924	37	72,429
国頭村	8	350,570	2	17,795	2	37,333	1	33,213		
東村	7	1,005,046	1	17,978						
本部町	10	433,369								
恩納村	50	1,984,836	7	215,723	4	486,017	3	141,260	5	143,089
宜野座村	62	4,564,914	4	56,912	2	118,941	1	15,192	1	15,281
金武町	85	4,273,766	6	330,565	4	457,858	3	251,817	3	75,243
伊江村	69	5,516,197	8	508,324	5	458,857	2	25,889	4	278,877
具志川市	51	2,866,064	4	199,959	8	287,646	7	493,092	6	435,408
沖縄市	276	6,225,855	138	535,537	112	558,598	121	775,260	182	769,334
宜野湾市	80	8,578,857	5	706,230	5	438,462	7	798,227	7	882,853
浦添市	60	5,306,778	4	128,355	5	130,724	4	129,878	8	464,869
西原町									1	13,335
那覇市	25	2,031,993	3	117,860	3	83,380	2	95,493	3	211,998
与那城町	13	468,350	2	141,154	1	7,528	1	8,013	1	8,626
勝連町	19	833,993	3	152,287	3	95,497	4	164,650	3	182,324
読谷村	56	3,466,722	5	167,041	5	408,181	7	381,842	5	374,495
嘉手納町	59	2,339,819	5	257,625	51	590,912	4	310,063	6	343,231
北谷町	66	2,533,977	78	295,320	9	261,173	5	145,836	5	126,707
北中城村	48	2,601,183	4	157,755	3	85,331	3	87,156	1	15,778
中城村	3	88,584			3	68,880	3	236,800	5	675,639
糸満市	2	99,371					1	16,230	1	37,870
豊見城村	14	692,869			1	1,617	1	91,090	1	54,100
東風平町										
具志頭村										
玉城村										
知念村	3	80,809	2	61,828	2	124,481	1	331,602	1	26,746
佐敷町	10	325,834	1	84,414						

単位：千円

年度 金額等 市町村等	昭62年度～平9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大里村										
仲里村			1	40,639	1	60,912				
具志川村										
渡名喜村	18	153,355	2	48,748	1	1,395	1	1,337	1	1,118
座間味村	1	25,436								
渡嘉敷村	1	17,301								
平良市	4	510,562								
伊良部町	1	20,098								
上野村	1	31,894								
下地町	4	44,800								
石垣市	6	408,051	1	13,104						
与那国町										
金武消防	3	19,041	1	19,028	1	17,676				
久米島消防					1	29,556	1	17,676		
与勝事務組合					1	65,479	1	2,117	2	42,751
中北清掃組合							1	89,824	1	304,893
その他法人	414	6,646,435	51	864,035	62	1,276,968	69	1,659,146	53	1,288,891
沖縄県	97	10,988,906	6	647,146	289	902,729	58	600,349	5	660,781
個人等	45,912	82,296,075	4,973	7,886,331	5,097	6,513,017	4,748	6,531,069	4,609	6,341,162
那覇防衛施設局直轄工事等	62	2,988,062	6	553,694	8	172,856	11	331,927	8	215,004
合計	46,524	104,150,016	5,041	10,072,725	5,461	9,040,588	4,890	9,233,445	4,679	8,854,600

注：1 那覇防衛施設局の資料による。

2 個人等には、住宅防音工事（新規工事、追加工事）のほかに機能復旧工事、空調機器稼働費、建物等補償費、不動産購入費及び測量等工事費が含まれている（ただし、機能復旧工事費及び空調機器稼働費については、平成元年度から計上されている。）

3 特定防衛施設調整交付金を除く。

4 金額は四捨五入によっているため符合しないことがある。

5 市町村の名称については、市昇格や合併前の事業年度の名称を記述した。

市町村別特定防衛施設周辺整備調整交付金額の推移

特定防衛施設関連市町村	特定防衛施設	金額						
		年度	交		付		額	
		4 9 ~ 5 5	5 6 ~ 6 1	6 2	6 3	元	2	3
名護市	キャンプ・ハンセン キャンプ・シュワブ	371,710	511,569	75,232	83,456	83,103	82,647	79,290
恩納村	キャンプ・ハンセン 嘉手納弾薬庫地区	414,968	539,226	74,047	74,497	74,212	75,904	75,980
宜野座村	キャンプ・ハンセン	390,956	569,262	87,621	90,731	90,087	91,519	73,917
金武町	キャンプ・ハンセン	484,088	798,698	148,732	148,961	124,355	157,991	149,554
伊江村	伊江島補助飛行場	772,984	908,410	205,433	157,303	184,284	152,060	94,735
石川市	嘉手納弾薬庫地区	106,444	152,357	25,477	25,402	25,257	25,013	24,563
沖縄市	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	981,045	1,587,248	268,138	276,461	276,913	267,641	255,092
具志川市	嘉手納弾薬庫 金武、中城湾に所在 する防衛施設	213,120	337,426	58,793	58,635	58,667	53,407	47,892
勝連町	金武、中城湾に所在 する防衛施設	217,030	363,224	49,004	48,813	48,768	48,518	47,972
読谷村	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	559,202	842,521	110,888	106,520	94,930	104,968	104,043
嘉手納町	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	917,995	1,637,335	271,013	277,551	277,800	273,549	274,556
北谷町	嘉手納飛行場 キャンプ瑞慶覧	888,014	1,678,280	262,010	246,067	258,315	292,314	246,590
北中城村	キャンプ瑞慶覧	150,760	213,906	34,872	34,775	34,591	34,254	33,645
宜野湾市	普天間飛行場	355,176	490,817	53,057	52,941	33,434	65,970	48,595
浦添市	牧港補給基地	223,702	307,150	59,524	59,429	59,263	58,769	58,832
那覇市	那覇港に所在する 防衛施設	167,699	236,163	41,979	41,902	41,940	41,621	35,683
渡名喜村	出砂島射爆撃場	387,132	571,274	65,752	56,000	54,635	52,011	53,233
仲里村	久米島射爆撃場	86,856	175,407	30,394	28,030	24,337	34,873	34,693
合計		7,688,881	11,920,273	1,921,966	1,867,474	1,844,891	1,913,029	1,738,865

(参考) 特定防衛施設：特定防衛施設とは、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる施設で、内閣総理大臣があらかじめ関係行政機関の長と協議のうえ指定したものの。

1. ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場

(昭和49年度～平成13年度)

単位：千円

実		積						
5	6	7	8	9	10	11	12	13
91,371	80,225	98,760	78,992	110,279	112,546	112,960	111,468	834,253
75,065	70,880	73,479	74,567	70,514	77,814	84,934	80,960	85,209
83,000	101,648	64,821	125,290	90,124	93,000	101,320	99,099	129,377
129,985	160,253	112,787	209,185	136,044	102,235	397,550	637,086	299,240
134,338	327,709	153,518	93,491	280,954	187,302	406,482	441,022	354,313
25,762	25,683	26,342	26,395	26,462	27,644	32,621	27,276	28,853
326,202	254,563	239,611	272,146	295,115	294,823	258,050	379,156	329,169
50,330	50,055	51,395	51,974	50,121	53,353	6,370	99,997	53,340
66,024	50,139	51,526	47,890	48,264	55,919	59,607	53,845	57,026
161,143	108,725	105,345	120,346	114,722	125,942	139,113	138,281	148,172
287,186	285,417	299,903	320,786	329,990	351,825	279,375	448,446	382,278
244,874	243,058	256,106	263,020	177,085	367,614	449,105	354,417	372,455
35,293	35,179	36,073	36,149	36,245	37,858	307,836	172,368	174,535
66,064	50,810	28,940	80,326	52,352	54,659	64,062	53,998	63,849
62,478	62,293	63,448	63,572	48,729	50,862	50,886	50,277	67,522
37,509	37,298	38,234	38,572	38,843	40,668	40,487	39,974	48,766
54,751	54,339	56,077	57,536	72,087	77,864	102,653	100,844	65,000
33,644	33,417	34,402	35,081	35,524	37,493	55,599	54,680	24,270
1,965,019	2,031,691	1,790,767	1,995,318	2,013,454	2,149,421	2,949,010	3,343,194	3,517,627

2. 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

3. 港湾

4. 大規模な弾薬庫

5. 市街地又は市街化しつつある地域に所在する防衛施設（上記1～4に掲げるものを除く。）でその面積が所在する市町村の面積に占める割合（2以上の市町村にまたがって所在している場合には、当該市町村毎の割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの。

注1. 沖縄県企画開発部の資料による。

2 基地交付金等（助成交付金及び調整交付金）

米軍等に使用させている国有固定資産や米軍所有の固定資産には税金が課されない。また、米軍に対しては、住民税や電気及びガス税等の市町村民税も非課税となっている。

このことから、基地の所在する市町村に対しては税込減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として、助成交付金及び調整交付金が交付されることとなっている。

(1) 助成交付金

助成交付金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されている。

助成交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対応するために、使途に制限のない一般財源として毎年度交付されるものである。

対象となる固定資産は、米軍に使用させている土地、建物及び工作物。米軍が使用している固定資産は、そのすべてが対象となる。自衛隊が使用する飛行場（航空機の離発着、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）、演習場（しょう舎施設を除く。）、弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地、建物及び工作物。

米軍においてはすべての資産を対象としているのに対し、自衛隊が使用する資産については、国の公用財産そのものであり、市町村交付金の対象とはなり得ないものの、飛行場及び演習場は広大な面積を有しており、また、弾薬庫及び燃料庫は他の公用財産にない特殊な影響を及ぼしていることから、対象となる資産の範囲を限定したものである。

これについては、渉外関係主要都道県知事連絡協議会（米軍提供施設等が所在する主要14都道県知事で構成する協議会）において、国に対し「飛行場周辺の買上げ国有地、自衛隊の施設のうち現在対象外となっている施設、事実上米軍に提供されている状況にある財産を対象資産とすること。」を要請している。

配分の方法については、基地交付金予算総額の7/10に相当する額を対象資産の価格であん分した額を配分することとされている。基地交付金予算総額の3/10に相当する額を対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して配分することとされており、具体的には種類（飛行場、演習場等）、用途（超音速機飛行場、射爆撃場等）、防衛施設面積の割合及び騒音の度合い等を考慮している。

(2) 調整交付金

米軍施設所在市町村においては、地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）により、米軍の所有する固定資産には固定資産税や都市計画税を課することができず、また、住民税や電気・ガス税等の市町村民税も非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人・軍属やその家族については、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共サービスを市町村から受けている。

しかし、これらの非課税措置による税込減や財政需要の増加分に対する補てん措置が行われておらず、すべて市町村の財源負担となっていることから、これら市町村の財政上の問題について、県市町村連絡協議会、渉外関係主要都道県知事連絡協議会、その他基地関係諸団体においては新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして強力な運動を展開した結果、昭和45年度から「施設等所在市町村調整交付金(昭和45年自治省告示第224号)」が交付されている。

助成交付金が法律補助であるのに対し、調整交付金は補助金的性格からの予算措置であり、助成

交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度基地所在市町村に交付されるものである。

対象となる資産は、米軍資産（米軍が建設、設置した建物及び工作物）であり、主なものは、建物では事務所、宿舍、福利厚生施設等であり、工作物では通信施設、滑走路、照明施設等である。

配分の方法については、調整交付金予算総額の2/3に相当する額を米軍資産の価格である分した額を配分することとされている。調整交付金予算総額の1/3に相当する額を市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける税財政上の影響を考慮して配分することとされており、具体的には米軍人・軍属数、防衛施設面積の割合等を考慮している。

3 返還道路整備事業補助金

返還道路整備補助金は、沖縄県の区域内において駐留軍から返還された旧施設及び区域内の道路で、施設及び区域の返還に伴い現状に回復することが不相当であると認められるものについて、公道とするため市町村が行う当該道路敷地の買入に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村に補助金を交付するものである。

対象となる経費の範囲は、道路整備事業に要する用地費や、道路整備事業に付帯して必要な地方事務費である。また、補助率は10/10である。

那覇防衛施設局においては、「沖縄県内所在返還道路整備事業補助金交付要綱」を定め、平成2年度から補助金を交付している。

最近では、陸軍貯油施設（パイプライン）返還跡地の道路整備の際の用地買入に対して交付され、宜野湾市、浦添市が当該事業を実施した。

市町村別助成交付金及び調整交付金の交付額の推移（平成8年度～平成14年度）

	平成8年度			平成9年度			平成10年度			平成11年度
	助成交付金	調整交付金	計	助成交付金	調整交付金	計	助成交付金	調整交付金	計	助成交付金
国頭村	2,588	10,954	13,542	4,109	11,949	16,058	4,120	12,024	16,144	4,155
東村	6,436	14,688	21,124	12,059	40,495	52,554	13,304	52,562	65,866	13,235
本部町	-	7,669	7,669	-	7,612	7,612	-	7,635	7,635	-
名護市	66,126	180,100	246,226	71,739	180,107	251,846	72,829	189,040	261,869	73,895
恩納村	21,013	23,869	44,882	27,101	23,551	50,652	28,864	23,551	52,415	28,780
宜野座村	7,152	36,446	43,598	25,325	57,941	83,266	34,617	69,359	103,976	34,637
金武町	132,271	266,818	399,089	161,333	263,278	424,611	165,528	263,278	428,806	167,295
伊江村	5,136	10,315	15,451	23,565	31,489	55,054	25,929	34,181	60,110	26,035
(北部計)	240,722	550,859	791,581	325,231	616,422	941,653	345,191	651,630	996,821	348,032
石川市	1,088	7,683	8,771	1,088	6,936	8,024	1,248	6,936	8,184	1,262
具志川市	198,293	195,844	394,137	195,423	193,854	389,277	203,398	207,448	410,846	201,931
与那城町	-	480	480	-	200	200	-	200	200	-
勝連町	18,288	54,543	72,831	17,876	53,628	71,504	17,924	53,939	71,863	17,747
沖繩市	542,202	720,658	1,262,860	542,216	709,320	1,251,536	557,099	744,790	1,301,889	559,125
読谷村	42,513	170,829	213,342	64,900	170,799	235,699	65,361	171,209	236,570	65,436
嘉手納町	221,269	570,705	791,974	280,867	567,095	847,962	299,769	601,969	901,738	300,780
北谷町	346,694	511,511	858,205	347,406	503,531	850,937	352,155	503,883	856,038	352,592
宜野湾市	120,510	392,092	512,602	125,714	386,892	512,606	126,876	387,392	514,268	125,963
浦添市	266,081	365,046	631,127	266,092	316,829	582,921	266,916	318,920	585,836	264,447
北中城村	42,219	173,581	215,800	41,729	169,916	211,645	41,842	170,499	212,341	41,619
中城村	-	4,037	4,037	-	3,453	3,453	-	3,464	3,464	-
西原町	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-
(中部計)	1,799,157	3,167,009	4,966,166	1,883,311	3,082,453	4,965,764	1,932,588	3,170,649	5,103,237	1,930,902
那覇市	204,140	70,703	274,843	204,148	68,929	273,077	224,471	75,545	300,016	224,696
豊見城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東風平町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
糸満市	7,874	-	7,874	6,279	-	6,279	6,279	-	6,279	6,306
具志頭村	278	-	278	331	-	331	1,646	-	1,646	1,644
玉城村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念村	17,400	-	17,400	16,974	-	16,974	17,561	-	17,561	17,406
佐敷町	4,847	-	4,847	4,834	-	4,834	4,851	-	4,851	4,831
与那原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大里村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南風原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久米島町	-	200	200	-	200	200	-	200	200	-
渡名喜村	-	200	200	-	200	200	-	200	200	-
(南部計)	234,539	71,103	305,642	232,566	69,329	301,895	254,808	75,945	330,753	254,883
上野村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(宮古計)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石垣市	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200
(八重山計)	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200
合計	2,274,618	3,788,971	6,063,589	2,441,308	3,768,204	6,209,512	2,532,787	3,898,224	6,431,011	2,534,017

注：

1. 助成交付金

助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）」の定めるところにより、国が所有している。この助成交付金は、市町村がこれらの資産に対して固定資産税を課することができないため、固定資産税に代わる財源補てん

2. 調整交付金

米軍施設所在市町村においては、「地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）」により、米軍の所有する固定資産地外に移住する軍人・軍属やその家族については、一般住民と同様に道路・水道・ごみ処理・し尿処理・消防等の公共的サービスをべて市町村の在世負担となっていることから、これら市町村の財政上の問題について、県市町村連絡協議会、渉外関係主要都道府県知和45年度から「施設等所在市町村調整交付金（昭和45年自治省告示224号）」が交付されている。

3. 企画開発部の資料による。

(単位：千円)

調整交付金	計	平成12年度			平成13年度			平成14年度		
		助成交付金	調整交付金	計	助成交付金	調整交付金	計	助成交付金	調整交付金	計
12,195	16,350	4,166	12,236	16,402	3,997	12,439	16,436	4,057	13,207	17,264
54,036	67,271	12,935	54,597	67,532	12,289	56,487	68,776	12,355	56,487	68,842
7,660	7,660	-	7,670	7,670	-	7,825	7,825	-	8,199	8,199
192,330	266,225	73,895	193,476	267,371	69,670	197,820	267,490	69,670	197,820	267,490
23,621	52,401	29,236	23,496	52,732	28,355	24,245	52,600	28,298	24,245	52,543
71,494	106,131	35,170	71,180	106,350	32,354	73,433	105,787	32,354	73,433	105,787
269,602	436,897	168,050	269,473	437,523	162,155	272,603	434,758	162,155	272,331	434,486
35,285	61,320	25,885	35,609	61,494	28,785	37,870	66,655	29,792	37,870	67,662
666,223	1,014,255	349,337	667,737	1,017,074	337,605	682,722	1,020,327	338,681	683,592	1,022,273
6,743	8,005	1,282	6,745	8,027	1,207	6,934	8,141	1,221	6,934	8,155
209,016	410,947	202,042	209,527	411,569	189,418	213,344	402,762	188,281	213,344	401,625
200	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200
53,944	71,691	17,761	54,539	72,300	23,441	55,476	78,917	23,183	55,476	78,659
742,941	1,302,066	574,130	729,980	1,304,110	548,409	741,965	1,290,374	547,860	741,965	1,289,825
171,227	236,663	66,130	172,417	238,547	63,309	175,637	238,946	63,562	175,637	239,199
610,979	911,759	299,964	614,789	914,753	287,875	627,154	915,029	288,739	626,527	915,266
512,097	864,689	356,587	508,937	865,524	334,600	557,690	892,290	334,432	557,690	892,122
378,376	504,339	126,334	380,316	506,650	120,399	386,932	507,331	119,977	386,932	506,909
308,585	573,032	268,027	304,771	572,798	258,272	314,876	573,148	258,272	314,876	573,148
166,636	208,255	42,015	166,662	208,677	39,880	169,152	209,032	39,820	169,152	208,972
3,358	3,358	-	3,358	3,358	-	3,458	3,458	-	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
3,164,102	5,095,004	1,954,272	3,152,241	5,106,513	1,866,810	3,252,818	5,119,628	1,865,347	3,248,733	5,114,080
75,579	300,275	227,290	73,697	300,987	218,685	69,401	288,086	218,138	69,332	287,470
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1,249	-	1,249	1,234	-	1,234
-	6,306	6,306	-	6,306	5,959	-	5,959	5,887	-	5,887
-	1,644	1,644	-	1,644	1,529	-	1,529	1,511	-	1,511
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	17,406	17,341	-	17,341	16,135	-	16,135	15,974	-	15,974
-	4,831	4,834	-	4,834	4,459	-	4,459	4,405	-	4,405
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
200	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200
200	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200
75,979	330,862	257,415	74,097	331,512	248,016	69,801	317,817	247,149	69,732	316,881
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	200	200	-	200	202	-	202	202	-	202
-	200	200	-	200	202	-	202	202	-	202
3,906,304	6,440,321	2,561,224	3,894,075	6,455,299	2,452,633	4,005,341	6,457,974	2,451,379	4,002,057	6,453,436

する固定資産のうち米軍に使用させている国定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されての性格を有するものと解されている。

産には固定資産税や都市計画税を課することができず、また住民税や電気・ガス税等の市町村税も非課税となっている。一方、基市町村から受けている。しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増加に対する補てん措置が行われておらず、一事連絡協議会、その他基地関係団体においては新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして強力な運動を展開した結果、昭

4 思いやり予算

在日米軍駐留経費のうち、駐留軍従業員の雇用に係る経費、光熱水料及び施設・区域内の整備に係る経費の一部で、日本政府が負担しているものを思いやり予算と呼んでいる。

日米地位協定第24条は、第1項で「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は……この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。」とし、基本的には、駐留に係る経費は米側が負担することを規定している。

ところが、1978年度（昭和53年度）から、従来米側が負担していた日本人従業員の福利厚生費・労務管理費を日本側が負担するようになり、その後、格差給、語学手当、軍人用住宅など、提供施設の整備費についても負担するようになった。

現在では、その負担の範囲がさらに拡大され、日本人従業員の年末手当や退職手当、米軍使用に係る電気・ガス・水道料なども日本側が負担している。

なお、1987年から、日米間で効力期間を限った「特別協定」が締結されるようになり、これを根拠にして日本側の駐留経費負担が実施されている。現在の協定は、2000年12月に合意されたもので、期間は2001年4月1日から2006年3月31日までの5年間となっている。

在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）

（単位：百万円）

区 分	平成13年度予算執行額		平成14年度予算額	
	全 国	沖 縄	全 国	沖 縄
提供施設の整備	71,064	14,495	75,313	11,005
労務費の負担	146,000	47,809	148,011	48,105
福利費等	17,041	5,342	19,077	5,397
給与費	128,958	42,467	128,934	42,709
(1)特別協定給与	119,331	39,329	119,208	39,520
(2)その他の給与	9,628	3,138	9,726	3,189
光熱水料等の負担	26,377	-	26,259	-
訓練移転費の負担	215	-	375	-
合 計	243,655	62,304	249,959	59,110

注：那覇防衛施設局の資料による。

旅費、庁費は計上していない。

光熱水料等については、種分けができない。

計数は、四捨五入によっているため符合しないことがある。

（参考1）日米地位協定第24条〔経費の負担〕

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同で使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意される。

(参考2) 特別協定の正式名称

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」

豆 知 識

事故クラスについて

米軍の航空機が事故を起こした場合、その被害の状況により、以下のとおりランクが設定されている(米国空軍安全センターの陸上安全ホームページより)。なお、クラスAの事故の場合は事故調査委員会が開かれ、事故原因の究明等について調査がなされ、その一部の結果は公表可能である。また、事故クラスに関係なく安全調査委員会が開かれることがあり、その結果は以後の安全対策に役立てられるが、米国の法律に基づき公表されていない(第18航空団(在沖空軍)より)。

クラスA

- 死亡または生涯にわたる完全障害
- 航空機、宇宙船やミサイルの破損
- 報告された損害額が100万ドルあるいはそれ以上

クラスB

- 生涯にわたる部分障害
- 3人以上の隊員が入院
- 報告された損害額が20万ドルから100万ドルの間

クラスC

- ケガにより一日の労働時間(8時間)を失う
- 報告された損害額が2万ドルから20万ドルの間

第2節 基地と経済

沖縄における「基地」の地域経済に与える影響については、復帰前はもとより、復帰後も強い関心が持たれるとともに、特に最近では、返還跡地の有効利用を推進する視点から、その実状の把握が要望されてきている。

しかし、「基地経済」については、定義の問題や米軍基地という性質上統計資料の入手が困難なこともあって、数量的に把握しにくい面があるのが実状である。

この節では従前からの手法や資料を活用して、県民経済計算に占める軍関係受取、市町村財政における基地関係収入についてみるほか、関係機関からの聞き取り等による基地に関わる各経済部門の状況について述べてみる。

1 県民経済計算に占める軍関係受取

県民経済計算においては、「軍用地料」、「軍雇用者所得」及び「軍人・軍属の消費支出」を軍関係受取として位置づけている。

県民総支出に占める軍関係受取の割合の推移をみると、県経済の規模拡大を背景として、復帰時の昭和47年度の15.6パーセントから年をおって低下してきており、平成12年度は4.9パーセントとなっている。

一方、他産業の伸び率と比較すると、県民総支出に占める観光収入の割合は、昭和47年度の8.2パーセントから平成12年度は11.0パーセントへと増加し、沖縄県の経済は基地経済から観光産業へ重点を移しつつあることがわかる。

しかし、軍関係受取は財政収入、観光収入に続く規模であり、依然として大きな収入源であることに変わりはない。

軍関係受取の絶対額は、昭和47年度の約780億円から年々増加し、平成12年度には1,844億円に達している。以下、個別にその推移を見てみる。

軍用地料

日本本土にある米軍基地のほとんどが国有地（約87.5%）であるのに対し、沖縄県では国有地は34.1パーセントに過ぎず、市町村有地（約29.2%）、民有地（約33.2%）が多い。また、国は、市町村を含む地主と私法上の賃貸借契約を締結して米軍（及び自衛隊）に土地を提供しており、地主には軍用地料が支払われる。

現在、36,694人（平成14年3月末現在、米軍及び自衛隊基地それぞれの地主数の合計）の軍用地主が存在し、軍用地料を受け取っている（ただし、契約拒否地主（国との米軍用地賃貸借契約を拒否している地主）約3,300人は除かれる）。

軍用地料は、基地面積が、昭和47年の復帰時に比べ16.2パーセント減少（米軍専用施設面積の平成14年3月末時点との比較）しているにもかかわらず、地価の上昇も背景にあるが堅調に伸びており、平成13年度は総額849億円を計上している（米軍基地751億円、自衛隊基地98億円）。

高額な軍用地料の背景には、人口・産業が集中する中・南部圏に基地が多く、軍用地料が宅地並の評価を受けているということが要因の1つとして考えられている。

軍用地料は、軍関係受取の中でも最大の金額であり、この収入が県経済へどのように影響を与えているのかは各方面から大きな関心が持たれているところである。

基地関係収入の推移

(単位：億円、%)

	県民総支出 A	県外受取 B	軍関係受取				観光収入 D	農林水産純 生産額 E	C/B (%)	C/A (%)	D/A (%)	E/A (%)
			計 C	軍人軍属消 費支出	軍雇用者所 得	軍用地料						
昭和47年	5,013	4,011	780	414	240	126	409	287	19.4	15.6	8.2	5.7
昭和48年	7,177	5,193	790	288	320	182	476	376	15.2	11.0	6.6	5.2
昭和49年	8,611	7,624	975	335	376	264	575	440	12.8	11.3	6.7	5.1
昭和50年	10,028	8,819	1,020	389	361	269	1,277	496	11.6	10.2	12.7	4.9
昭和51年	10,656	8,587	1,070	423	379	268	660	594	12.5	10.0	6.2	5.6
昭和52年	11,631	10,019	1,014	462	291	261	1,064	669	10.1	8.7	9.1	5.8
昭和53年	13,176	11,306	1,005	407	313	285	1,435	721	8.9	7.6	10.9	5.5
昭和54年	14,610	12,729	1,045	464	278	304	1,822	723	8.2	7.2	12.5	4.9
昭和55年	15,647	13,832	1,124	525	278	322	1,803	673	8.1	7.2	11.5	4.3
昭和56年	17,098	14,720	1,342	700	292	350	1,969	753	9.1	7.8	11.5	4.4
昭和57年	18,226	14,288	1,374	694	306	374	1,997	742	9.6	7.5	11.0	4.1
昭和58年	19,464	14,196	1,397	691	320	385	2,043	734	9.8	7.2	10.5	3.8
昭和59年	20,844	14,991	1,514	786	330	399	2,344	760	10.1	7.3	11.2	3.6
昭和60年	22,512	15,633	1,473	708	350	415	2,271	804	9.4	6.5	10.1	3.6
昭和61年	23,872	15,112	1,378	589	357	432	2,356	739	9.1	5.8	9.9	3.1
昭和62年	25,165	15,363	1,316	512	376	428	2,599	746	8.6	5.2	10.3	3.0
昭和63年	26,284	15,611	1,347	517	386	444	2,643	666	8.6	5.1	10.1	2.5
平成元年	28,168	16,830	1,434	548	419	466	3,011	811	8.5	5.1	10.7	2.9
平成2年	29,240	17,913	1,467	525	453	489	3,249	642	8.2	5.0	11.1	2.2
平成3年	30,706	18,939	1,527	532	479	516	3,459	593	8.1	5.0	11.3	1.9
平成4年	31,675	20,424	1,614	546	500	568	3,443	623	7.9	5.1	10.9	2.0
平成5年	32,807	21,302	1,629	505	516	608	3,445	603	7.6	5.0	10.5	1.8
平成6年	33,098	21,390	1,628	487	503	638	3,410	551	7.6	4.9	10.3	1.7
平成7年	33,819	21,732	1,670	477	523	670	3,648	558	7.7	4.9	10.8	1.6
平成8年	35,079	22,488	1,762	530	528	704	3,798	553	7.8	5.0	10.8	1.6
平成9年	35,837	23,029	1,827	556	529	743	4,252	576	7.9	5.1	11.9	1.6
平成10年	36,510	23,737	1,865	571	527	767	4,495	541	7.9	5.1	12.3	1.5
平成11年	36,863	24,072	1,831	514	523	794	4,747	576	7.6	5.0	12.9	1.6
平成12年	37,443	23,794	1,844	514	508	822	4,127	500	7.7	4.9	11.0	1.3

- 注 1. 沖縄県企画開発部の資料による。
 2. 軍用地料は、自衛隊関連を含む。
 3. 計は四捨五入によるため、符合しないことがある。

米軍基地賃借料の推移

施設名	年度												
	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
北部訓練場	37	45	50	56	58	110	162	209	259	289	296	322	341
安波訓練場	2	2	2	2	2	2	3	3	5	2			
奥間レスト・センター	12	17	24	28	29	31	36	38	41	44	47	49	51
伊江島補助飛行場	122	180	265	331	364	390	423	464	491	533	536	574	593
八重岳通信所	1	2	3	4	5	4	4	4	4	5	5	5	5
慶佐次通信所	6	9	19	23	25	25	27	27	33	33	35	37	39
キャンプ・シュワブ	160	276	439	510	540	555	581	606	641	682	734	770	813
辺野古弾薬庫	10	13	27	23	25	26	27	33	35	37	40	42	82
キャンプ・ハンセン	617	953	1,480	1,772	1,889	1,973	2,108	2,205	2,377	2,598	2,893	3,015	3,111
久志訓練場	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恩納通信所	21	39	56	57	58	59	64	71	75	80	85	89	94
キャンプ・ハーディー	4	7	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恩納サイト	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
屋嘉訓練場	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ギンバル訓練場	6	8	15	20	22	23	28	29	31	33	36	39	40
屋嘉レスト・センター	9	12	17	17	17	17	20	9	-	-	-	-	-
金武レッド・ビーチ訓練場	2	3	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6
金武ブルー・ビーチ訓練場	4	6	11	14	15	17	19	20	21	22	25	26	27
瀬名波通信施設 (ボロー・ポイント射撃場)	218	337	334	216	154	83	89	107	120	130	138	146	154
嘉手納弾薬庫地区	899	1,362	2,050	2,292	2,475	2,498	2,591	2,988	3,215	3,521	3,729	3,904	4,173
知花サイト	2	0											
石川陸軍補助施設	5	7	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
読谷陸軍補助施設	11	15	13	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
楚辺通信所	39	58	85	89	97	102	117	120	124	141	153	159	167
読谷補助飛行場	37	52	73	75	76	76	51	50	51	60	81	68	74
天願棧橋	1	2	2	2	2	3	4	4	4	5	5	6	6
キャンプ・コートニー	139	195	292	296	301	306	339	347	382	425	519	489	487
天願通信所	148	123	9	9	9	9	11	17	15	16	17	4	-
キャンプ・マクトリアス	38	59	101	102	103	104	114	116	116	149	147	154	161
キャンプ・シールズ	29	40	55	60	64	67	72	95	113	119	131	142	153
キャンプ・ヘーグ	72	111	156	158	159	19	-	-	-	-	-	-	-
平良川通信所	20	22	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
波平陸軍補助施設	4	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリイ通信施設	193	242	289	311	323	324	362	391	430	465	483	510	536
嘉手納飛行場	3,153	4,505	6,840	6,907	6,996	7,002	7,798	8,243	8,990	9,863	10,265	10,664	11,016
嘉手納住宅地区	12	17	25	25	25	17	-	-	-	-	-	-	-
砂辺倉庫	8	10	12	12	12	12	12	12	14	14			
砂辺陸軍補助施設	8	13	18	18	18	1	-	-	-	-	-	-	-
カシジ陸軍補助施設	1	2	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
コザ通信所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キャンプ桑江	229	325	457	451	459	449	494	514	541	587	690	691	669
キャンプ瑞慶覧	1,403	2,033	2,807	2,746	2,751	2,732	3,044	3,170	3,426	3,583	3,686	3,851	3,972
瑞慶覧通信所	20	32	45	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-
泡瀬通信施設	275	386	561	572	330	152	169	179	195	207	222	207	218
西原陸軍補助施設	7	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホワイト・ビーチ地区	70	123	221	230	231	209	250	293	319	339	377	409	433
泡瀬倉庫地区	9	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久場崎学校地区	13	25	36	35	36	36	43	44	47	-	-	-	-
普天間飛行場	919	1,347	1,907	1,909	1,908	1,864	2,056	2,142	2,266	2,490	2,707	2,804	2,901
キャンプ・マーシー	75	107	139	122	0	-	1	-	1	-	-	-	-
キャンプ・ブーン	32	45	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧港倉庫	3	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧港サービス事務所	7	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧港補給地区	659	937	1,306	1,302	1,292	1,292	1,421	1,492	1,623	1,766	1,902	1,936	1,978
牧港補給地区補助施設	8	9	14	14	14	14	14	14	14	14			

(単位：百万円)

60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
353	369	433	453	454	453	475	475	447	464	464	464	465	468	476	481	482
														-	-	-
53	56	58	60	64	77	92	110	118	123	130	137	144	150	159	167	174
620	663	697	728	793	832	871	932	978	1,009	1,059	1,111	1,172	1,209	1,252	1,294	1,335
5	5	6	6	6	7	7	8	9	5							
41	43	45	46	49	51	53	55	57	59							
856	904	954	1,009	1,095	1,173	1,248	1,390	1,488	1,542	1,607	1,679	1,822	1,914	2,055	2,200	2,346
81	90	94	97	103	109	114	122	128	132	137	144	152	156	161	164	167
3,235	3,385	3,488	3,652	3,898	4,116	4,335	4,731	4,986	5,151	5,364	5,627	5,923	6,112	6,337	6,574	6,794
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	103	107	112	116	122	128	140	147	151	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	44	45	47	50	53	55	59	62	64	67	70	74	76	79	82	85
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	7	7	7	8	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	11	11
28	29	30	32	33	35	37	40	42	43	45	47	50	51	53	55	57
162	172	180	189	199	211	225	244	260	272	284	297	311	320	334	348	360
4,407	4,670	4,866	5,093	5,349	5,661	5,985	6,858	7,515	7,997	8,467	8,908	9,429	9,717	9,519	9,781	10,039
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
176	185	193	201	209	218	228	246	262	274	285	297	310	319	331	343	354
78	82	84	87	91	95	99	107	114	119	124	130	135	139	145	150	155
6	6	6	6	6	7	7	8	9	9	10	11	11	11	12	12	13
557	553	580	609	644	688	738	816	889	928	967	1,009	1,051	1,082	1,122	1,156	1,185
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
168	176	183	191	200	212	226	248	267	278	290	299	312	321	332	342	351
168	178	182	192	202	221	244	323	382	421	463	509	549	572	594	615	638
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
563	599	628	658	696	735	785	890	958	1,007	1,056	1,110	1,158	1,191	1,214	1,256	1,298
11,464	11,952	12,364	12,896	13,482	14,097	14,877	16,313	17,417	18,252	19,122	20,033	21,006	21,634	22,489	23,205	23,949
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
694	729	761	796	831	868	909	991	1,058	1,102	1,138	1,200	1,254	1,293	1,352	1,405	1,451
4,111	4,291	4,422	4,578	4,760	4,967	5,180	5,636	5,994	6,267	6,578	6,867	7,175	7,370	7,705	7,932	8,163
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
229	240	252	266	287	307	325	357	386	406	430	456	496	518	552	577	596
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
454	476	496	518	543	573	609	665	711	742	774	808	844	861	887	912	935
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,011	3,142	3,269	3,415	3,564	3,721	3,897	4,225	4,484	4,689	4,895	5,113	5,354	5,525	5,793	6,002	6,183
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,077	2,166	2,254	2,354	2,455	2,570	2,670	2,913	3,094	3,230	3,372	3,529	3,697	3,839	4,043	4,208	4,333

施設名	年度												
	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
牧港調達事務所	12	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦添倉庫	16	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工兵隊事務所	77	93	106	106	106	106	106	107	108	109			
牧港住宅地区	838	1,151	1,586	1,583	1,575	1,391	1,512	1,643	1,758	1,904	2,006	2,099	2,167
那覇冷凍倉庫	7	8	8	8	8	8	8	8	7	9			
ハーバービュー・クラブ	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇港湾施設	445	615	842	842	840	840	932	970	1,061	1,080	1,369	1,130	1,160
那覇空軍・海軍補助施設	792	1,136	1,969	1,975	1,919	1,792	1,941	2,030	1,505	1,629	88	40	35
那覇サイト	24	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念第一サイト	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念第二サイト	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新里通信所	2	3	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念補給地区	52	69	69	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与座岳航空通信施設	3	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
与座岳サイト	3	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与座岳陸軍補助施設	5	4	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南部弾薬庫	27	44	58	72	80	-	-	-	-	-	-	-	-
陸軍貯油施設	111	239	339	340	351	362	417	436	472	557	553	593	602
鳥島射撃場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
出砂島射撃場	2	2	3	4	5	5	5	6	6	7			
久米島航空通信施設	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久米島射撃場	0	0	0	71	79	85	91	93	98				
浮原島訓練場	0	1	1	1	2	2	0						
黄尾嶼射撃場	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5			
宮古島航空通信施設	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖大東島射撃場	-	49	42	42	42	42	46	80	169	215			
那覇海軍航空施設	30	43	75	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊波城観光ホテル	64	76	85	85	85	85	85	21	-	-	-	-	-
合計	12,315	17,715	25,538	25,951	25,912	25,245	27,617	29,368	31,116	33,776	34,507	35,486	36,771

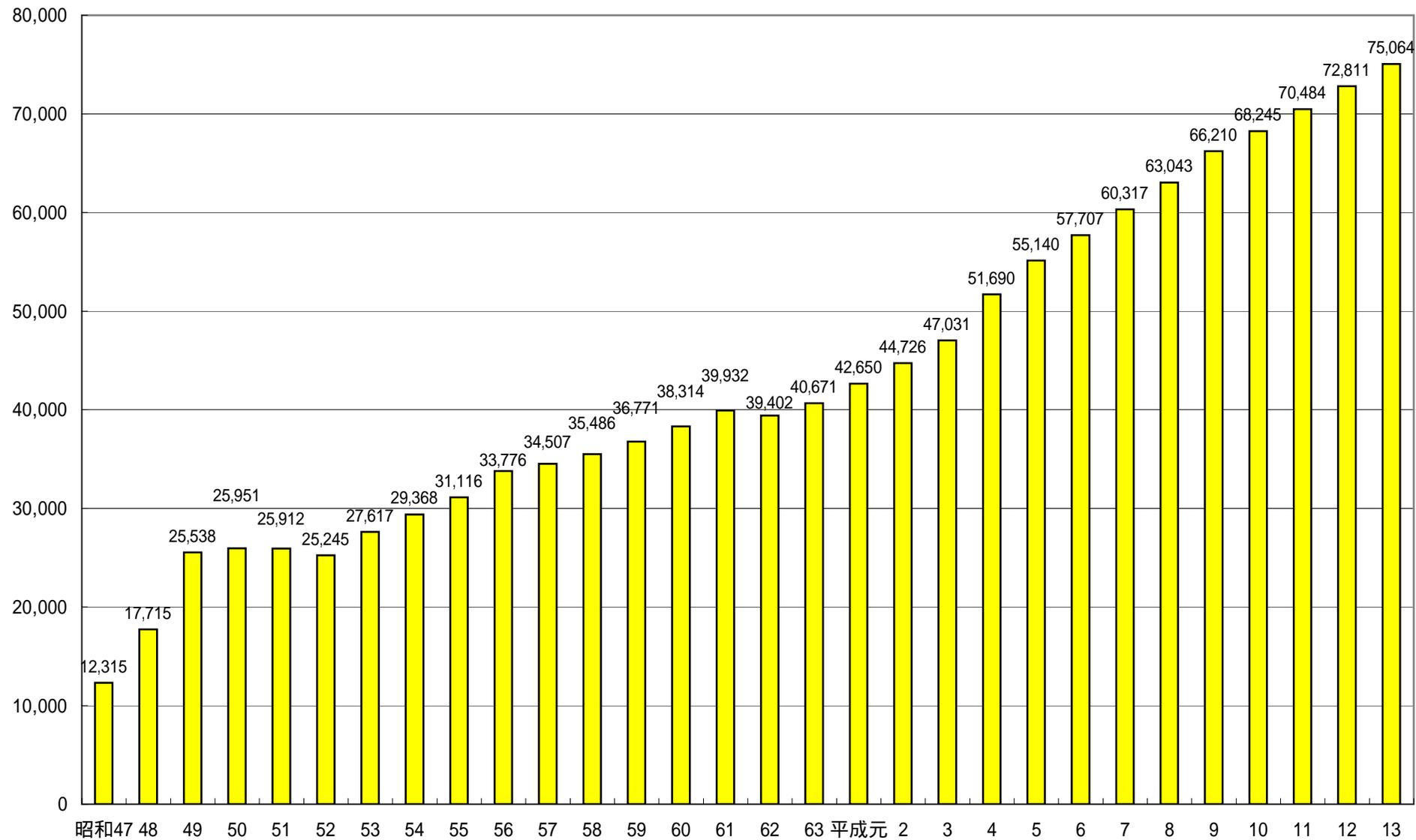
- 注： 1. 那覇防衛施設局の資料による。
2. 「-」は、支出対象者が1人又は少数の施設であり、金額が公表されていないものである。合計欄にはこれらの金額を含む。
3. 施設全体が国有地（那覇サービス・センター、津堅島訓練場、赤尾嶼射撃場、宮古島ポルトック施設）であるものは除く。
4. 米軍が共同使用（日米地位協定第2条4項(b)）する自衛隊施設の賃借料は除く（浮原島訓練場については、昭和54年度以降、空欄としてある）。
5. 「0」は表示単位に満たないもの、「-」は事実がないものである。

(単位：百万円)

60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,251	2,334	423	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,192	1,152	1,075	1,110	1,154	1,193	1,239	1,334	1,394	1,451	1,512	1,578	1,652	1,698	1,748	1,773	1,809
35	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
585	603	626	656	686	710	722	789	855	895	942	980	1,028	1,058	1,100	1,137	1,171
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38,314	39,932	39,402	40,671	42,650	44,726	47,031	51,690	55,140	57,707	60,317	63,043	66,210	68,245	70,484	72,811	75,064

米軍基地の年度別賃借料推移

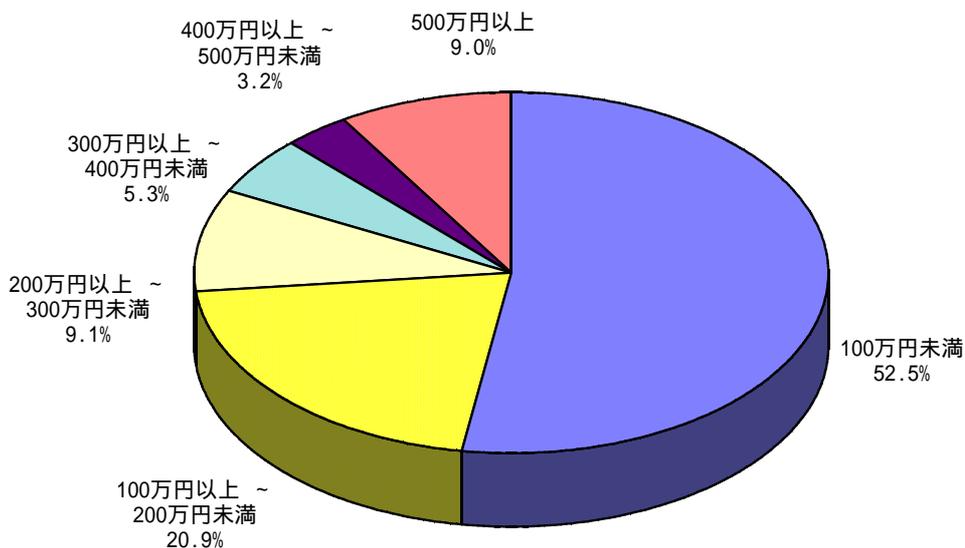
百万円



年度

なお、那覇防衛施設局の資料によれば、平成13年度における軍用地料の支払額別所有者数（自衛隊分も含む）は下表のとおりとなっている。

金額	割合	所有者数
100万円未満	52.5 %	19,266 人
100万円以上 ~ 200万円未満	20.9 %	7,682 人
200万円以上 ~ 300万円未満	9.1 %	3,344 人
300万円以上 ~ 400万円未満	5.3 %	1,933 人
400万円以上 ~ 500万円未満	3.2 %	1,164 人
500万円以上	9.0 %	3,305 人
合計	100.0 %	36,694 人



軍雇用者所得

軍雇用者所得は、昭和55年度以前は上下動がみられるものの、昭和56年度以降平成5年度まで、右肩上がりで伸び続けている。この間の従業員数はほぼ横ばいを続けているため、この雇用者所得の着実な伸びの背景には、1978年度（昭和53年度）から在日米軍駐留経費負担（いわゆる「思いやり予算」）の名目で、日本側が駐留従業員の給与費等を負担してきたことがあげられるものと思われる。平成5年度以降は、ほぼ横ばいの状態となっている。

軍雇用者所得と駐留軍従業員数の推移

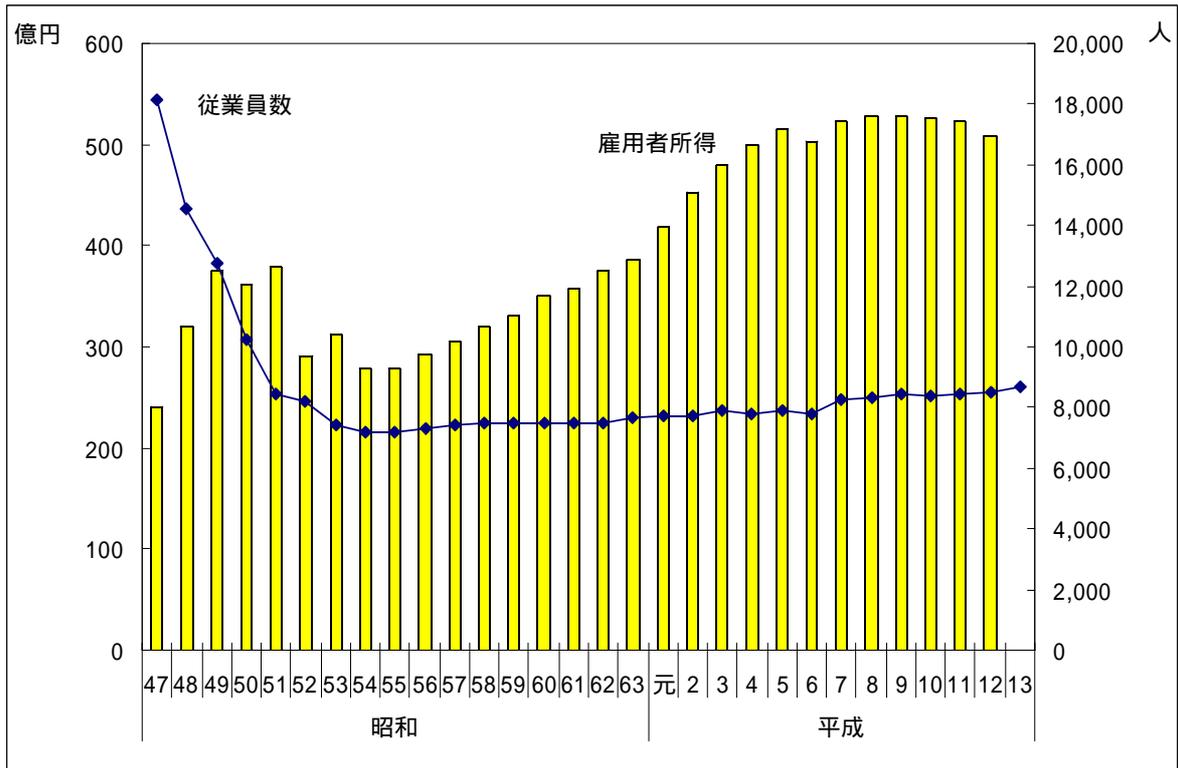
(単位：億円、人)

年度	軍雇用者所得	駐 留 軍 従 業 員 数																	
		基本労務契約					船員契約 (陸軍)	諸機関労務協約					合 計						
		陸軍	海軍	空軍	海兵隊	計		陸軍	海軍	空軍	海兵隊	OWEX	計	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	OWEX	計
昭和 47	240	11,019	407	1,882	1,310	14,618	94	635	129	527	496	1,619	3,406	11,748	536	2,409	1,806	1,619	18,118
48	320	9,041	394	1,844	1,240	12,519	52	254	94	4	336	1,284	1,972	9,347	488	1,848	1,576	1,284	14,543
49	376	7,696	384	1,849	1,212	11,141	12	162	83	286	216	835	1,582	7,870	467	2,135	1,428	835	12,735
50	361	5,520	268	1,817	1,204	8,809	12	105	56	255	216	812	1,444	5,637	324	2,072	1,420	812	10,265
51	379	2,783	398	2,352	1,537	7,070	4	28	47	238	267	793	1,373	2,815	445	2,590	1,804	793	8,447
52	291	2,420	391	2,361	1,658	6,830	4	26	3	231	275	806	1,341	2,450	394	2,592	1,933	806	8,175
53	313	1,136	390	2,564	2,067	6,157	4	0	2	208	284	789	1,283	1,140	392	2,772	2,351	789	7,444
54	278	904	390	2,484	2,057	5,835	4	0	5	202	327	804	1,338	908	395	2,686	2,384	804	7,177
55	278	867	389	2,476	2,071	5,803	4	0	5	201	345	838	1,389	871	394	2,677	2,416	838	7,196
56	292	857	390	2,444	2,061	5,752	4	0	7	204	400	912	1,523	861	397	2,648	2,461	912	7,279
57	306	830	382	2,395	2,077	5,684	4	0	6	280	438	988	1,712	834	388	2,675	2,515	988	7,400
58	320	805	368	2,430	2,050	5,653	4	0	5	339	454	1,033	1,831	809	373	2,769	2,504	1,033	7,488
59	330	798	371	2,403	2,022	5,594	4	0	6	337	452	1,064	1,859	802	377	2,740	2,474	1,064	7,457
60	350	792	353	2,361	1,986	5,492	4	0	7	348	465	1,151	1,971	796	360	2,709	2,451	1,151	7,467
61	357	763	370	2,330	2,011	5,474	4	0	95	356	448	1,118	2,017	767	465	2,686	2,459	1,118	7,495
62	376	704	369	2,401	1,978	5,452	4	2	101	366	435	1,109	2,013	710	470	2,767	2,413	1,109	7,469
63	386	707	368	2,427	1,989	5,491	4	1	99	420	464	1,210	2,194	712	467	2,847	2,453	1,210	7,689
平成 元	419	699	376	2,376	1,985	5,436	4	1	125	424	522	1,234	2,306	704	501	2,800	2,507	1,234	7,746
2	453	697	367	2,311	1,942	5,317	4	1	150	475	539	1,231	2,396	702	517	2,786	2,481	1,231	7,717
3	479	780	400	2,271	1,964	5,415	4	1	113	563	572	1,230	2,479	785	513	2,834	2,536	1,230	7,898
4	500	710	369	2,214	2,000	5,293	5	1	122	595	558	1,239	2,515	716	491	2,809	2,558	1,239	7,813
5	516	725	378	2,223	2,020	5,346	6	12	123	570	554	1,296	2,555	743	501	2,793	2,574	1,296	7,907
6	503	732	372	2,183	2,013	5,300	6	5	121	540	535	1,299	2,500	743	493	2,723	2,548	1,299	7,806
7	523	749	387	2,447	2,079	5,662	6	8	124	491	535	1,432	2,590	763	511	2,938	2,614	1,432	8,258
8	528	755	398	2,494	2,086	5,733	6	11	122	517	520	1,440	2,610	772	520	3,011	2,606	1,440	8,349
9	529	755	396	2,509	2,103	5,763	6	14	122	547	504	1,487	2,674	775	518	3,056	2,607	1,487	8,443
10	527	750	415	2,470	2,093	5,728	6	14	115	556	504	1,477	2,666	770	530	3,026	2,597	1,477	8,400
11	523	758	406	2,442	2,086	5,692	6	18	147	572	530	1,485	2,752	782	553	3,014	2,616	1,485	8,450
12	508	746	407	2,407	2,119	5,679	6	18	135	571	513	1,569	2,806	770	542	2,978	2,632	1,569	8,491
13	...	737	411	2,392	2,398	5,938	6	21	135	582	530	1,491	2,759	764	546	2,974	2,928	1,491	8,703

注 1. 軍雇用者所得は、沖縄県企画開発部の資料による。

2. 駐留軍従業員数は、沖縄県商工労働部の資料による。従業員数は各年度の3月末現在である。(例えば、昭和47年度は昭和48年3月末となる)

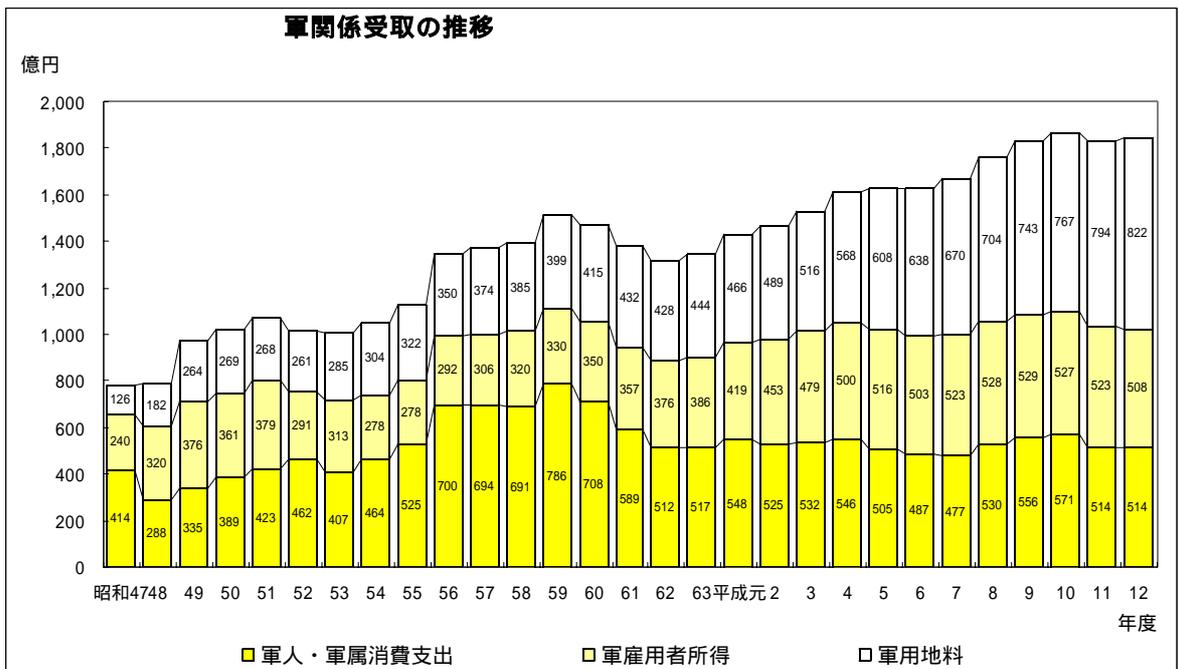
3. O W E X (Okinawa Exchange) = 沖縄エクステンジ



軍人・軍属消費支出

軍人・軍属の消費支出については、昭和59年の786億円をピークに円高が始まった昭和60年以降減少傾向が続いていたが、昭和63年以降からは安定的な推移を示している。

以上のことから、県民経済計算のうち、軍関係受取の推移を軍用地料（自衛隊を含む）、軍雇用者所得、軍人・軍属消費支出からみると以下のグラフのとおりとなる。



2 市町村財政における基地関係収入

(1) 基地関係収入

軍関係受取の県民総支出に占める割合については、県経済全体の立場からとらえたものであったが、地域により基地の及ぼす影響は異なるので、視点を変え、市町村財政における基地関係収入をみることにする。

基地を抱える県下の市町村は、基地に関連した収入を得ており、これらの収入（以下、「基地関係収入」と称する）は、当該市町村財政に深く組み込まれ、構造的なものとなっている。

基地関係収入には次のようなものがある。

(ア) 「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」（いわゆる「基地周辺整備法」）に基づくもの（内閣府所管）

防音工事等への各種助成事業

特定防衛施設周辺整備調整交付金（SACO交付金含む）

(イ) 基地交付金（総務省（旧自治省）所管）

助成交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律）

調整交付金（施設等所在市町村調整交付金要綱）

(ウ) 市町村が軍用地主としての立場から受け取る地代等（市町村歳入の財産運用収入に計上される）

(エ) その他の補助金・委託金

返還道路整備事業補助金

防音事業関連維持費補助金

施設区域取得事務委託金 など

(2) 基地所在市町村の基地関係収入の現状

平成13年度における県下53市町村（平成14年3月31日現在）全体の歳入総額は約5,862億円で、このうち基地関係収入が約312億円あり、全体の5.3パーセントを占めている。

基地所在市町村32団体のうち基地関係収入のある31市町村の歳入総額に占める基地関係収入の割合は、6.6パーセントとなっている。

歳入総額（億円）		左のうち 基地関係収入 C	割合（％）	
53市町村 A	31市町村 B		C / A	C / B
5,862	4,741	312	5.3	6.6

なお、基地関係収入が歳入総額の5パーセント以上を占める市町村は13団体あり、うち10パーセント以上を占める市町村は、嘉手納町、金武町など10団体となっている。この数値は、いわば財政の基地依存度を示すものといえる。

割合	団体数	団体名
20%以上	4	嘉手納町、金武町、伊江村、恩納村
10～20%	6	宜野座村、名護市、北谷町、読谷村、中城村、北中城村
5～10%	3	沖縄市、渡名喜村、宜野湾市
0～5%	18	具志川市、勝連町、東村、浦添市、国頭村、知念村、仲里村、石川市 ほか10市町村
収入なし	22	上記以外の市町村

また、金額ベースで見ると、基地関係収入1億円以下が12団体、1～10億円が7団体、10億円以上が12団体となっている。

区 分	団体数	団 体 名
20億円以上	4	名護市、沖縄市、嘉手納町、金武町
15～20億円	5	伊江村、宜野座村、北谷町、恩納村、宜野湾市
10～15億円	3	読谷村、具志川市、浦添市
5～10億円	3	中城村、北中城村、那覇市
1～5億円	4	勝連町、石川市、東村、国頭村
1億円以下	12	渡名喜村、豊見城村、仲里村、知念村、本部町、与那城町、具志川村、糸満市、佐敷町、具志頭村、東風平町、石垣市

基地関係収入の種類別内訳をみると、基地交付金が65億円、基地関係の財産運用収入（軍用地料等）が93億円、防衛関係補助金が154億円となっている。

（単位：億円）

基地交付金	基地関係の 財産運用収入	基地周辺整備 補 助 金	その他の補助 ・ 委 託 金	合 計
65	93	93	61	312

(3) 基地関係収入と市町村財政への影響

平成13年度市町村決算において、歳入総額に占める基地関係収入の割合を見ると、嘉手納町の38.8%を筆頭に、金武町の36.6%、伊江村30.1%、恩納村21.8%、以下、宜野座村、名護市、北谷町、読谷村等の順に続いている。

これらの市町村の平成13年度における経常一般財源比率をみると、宜野座村159.5%、金武町146.7%、恩納村141.5%、嘉手納町139.3%、北谷町120.3%となっており、上位の市町村はすべて基地所在市町村が占めている。

経常一般財源比率は、経常一般収入額を標準財政規模で除した数値で、一般財源について標準的に期待される額と現実の収入額の割合を示し、平成13年度の沖縄県下市町村平均は105.3%となっている。

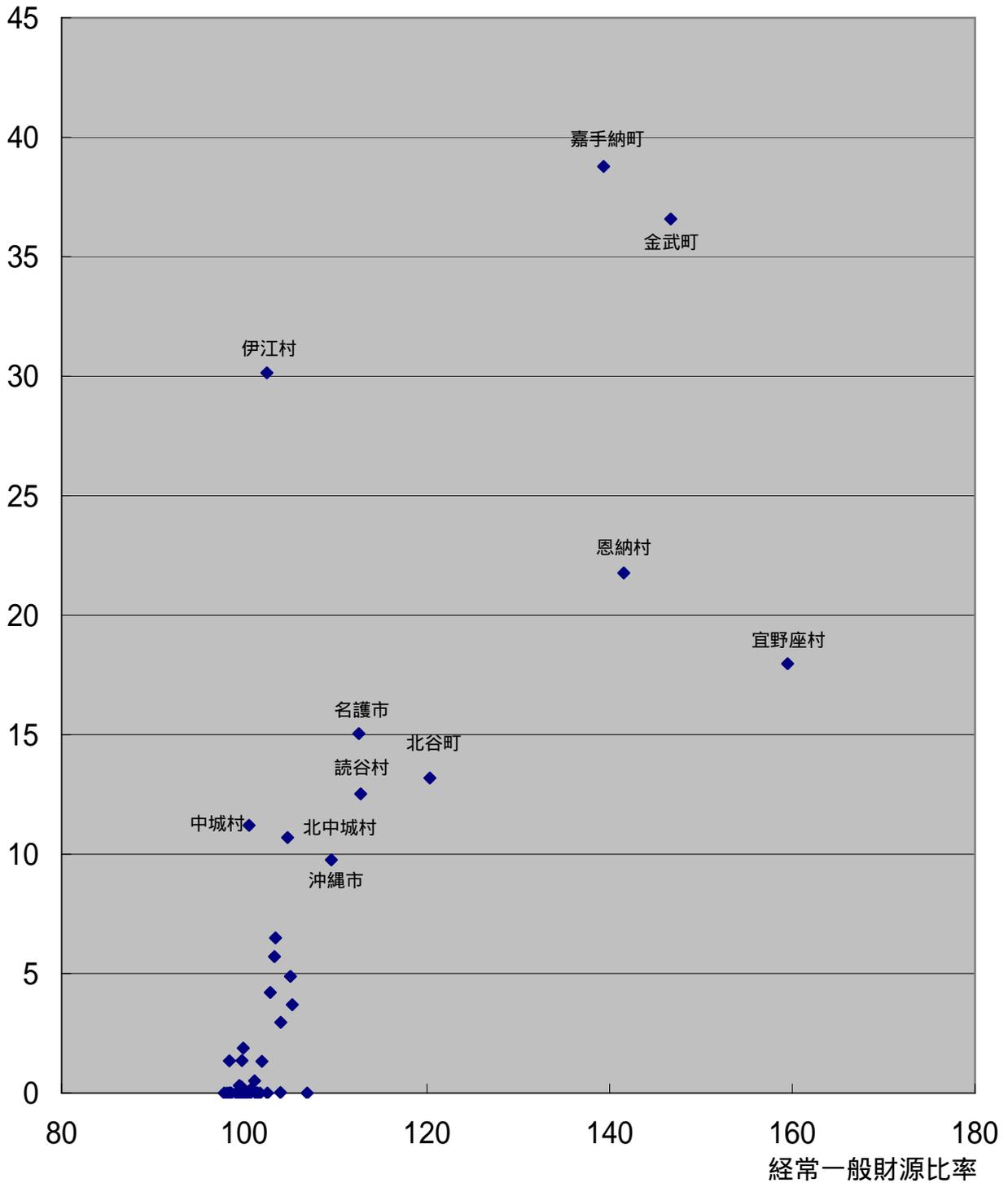
また、経常収支比率は、経常的な一般財源が義務的性格の強い経常費にどの程度充当されているかという指標で、財政のエンゲル係数といわれ、率の低いほど好ましいものであるが、沖縄県下市町村の平均が86.7%のところ、金武町74.6%、嘉手納町76.9%、北谷町78.3%、恩納村79.2%となっている。

このように、基地所在市町村は、基地のない市町村に比べ、財源が豊かで財政構造も弾力的な構造となっている。

逆にいえば、もし、これらの基地関係収入が大幅に減少またはゼロになった場合には、財政に大きな打撃を被ることとなる。ゆえに、基地依存の財政体質からの脱却は、県下基地所在市町村にとって大きな課題の一つであると言える。

市町村の財政力と基地収入

基地収入割合



(注) 基地収入割合とは、市町村の歳入総額に占める基地関係収入の割合である。
 経常一般財源比率とは、経常一般収入額を標準財政規模で除した数である。

市町村基地関係収入の決算（平成13年度普通会計）

（単位：千円、％）

市町村名	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律					基地交付金			返還道路整備事業補助金	防音事業関連維持補助金	特定区域取得事務委託金	財産運用収入(基地関係のみ)	その他	合計	歳入総額に占める割合(%)	歳入総額(決算額)	歳入総額のうち自営事業歳入決算額	市町村名	
	障害防止工事の助成(3条)	住宅の防音工事の助成(4条)	移転の補償等(5条)	民生安定施設の助成(8条)	特定防衛施設周辺整備調整交付金(9条)	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律	国有提供施設等所在市町村助成交付金	施設等所在市町村調整交付金											小計
1 那覇市	141,952			24,349	48,766	215,067	218,685	69,401	288,086		45,697	200		549,050	0.5	106,360,198	1,780	那覇市	
2 石川市					28,853	28,853	1,207	6,934	8,141		31,975	200	56,628	125,797	1.3	9,513,285	8,945	石川市	
3 具志川市	45,128			291,755	53,340	390,223	189,418	213,344	402,762		87,025		217,661	1,097,671	4.9	22,485,329	213,806	具志川市	
4 宜野湾市	243,433			164,897	66,149	474,479	120,399	386,938	507,337	390,007	84,516	300		1,532,257	5.7	26,851,957	127,293	宜野湾市	
5 平良市						0			0					0	-	17,388,530		平良市	
6 石垣市						0		202	202					202	0.0	19,607,145	10,426	石垣市	
7 浦添市	289,192			49,000	67,522	405,714	258,272	314,876	573,148		69,376	300	3,303	1,070,676	3.0	36,222,044	4,840	浦添市	
8 名護市	1,530,946			268,146	834,253	2,633,345	69,670	197,820	267,490			1,500	1,767,252	4,669,587	15.0	31,047,445	1,325,737	名護市	
9 糸満市						0		5,959	5,959					5,959	0.0	28,108,003		糸満市	
10 沖繩市	255,342			134,658	329,169	719,169	548,409	741,965	1,290,374		153,611	700	949,614	1,048,519	9.8	42,648,683	1,126,342	沖繩市	
11 国頭村						0		3,997	12,439	16,436			800	40,715	1.9	5,593,486	151,076	国頭村	
12 大宜味村						0			0					0	-	4,495,132		大宜味村	
13 東村						0	68,776	56,487	125,263			300		125,563	3.7	3,395,345	560,987	東村	
14 今帰仁村						0			0					0	-	5,708,163		今帰仁村	
15 本部町						0		7,825	7,825				1,033	8,858	0.1	8,562,927	25,483	本部町	
16 恩納村	82,768			10,523	85,209	178,500	28,355	24,245	52,600		24,397	700	1,480,543	1,736,740	21.8	7,978,953	1,201,403	恩納村	
17 宜野座村						129,377	129,377	32,354	73,433	105,787		600	1,650,282	1,901,327	18.0	10,581,499	1,746,020	宜野座村	
18 金武町	168,623			45,264	320,641	534,528	162,155	272,603	434,758		19,251	1,000	1,744,791	355,604	3.6	8,446,221	397,971	金武町	
19 伊江村	128,225			406,690	354,313	889,228	28,785	37,870	66,655		11,980	1,300		1,944,550	30.1	6,451,327	1,119,552	伊江村	
20 与那城町						0		200	200					8,826	0.2	4,870,659	52,935	与那城町	
21 勝連町				50,815	57,026	107,841	23,441	55,476	78,917		5,976	200	525	193,459	4.2	4,597,762		勝連町	
22 読谷村	113,147			123,955	148,172	385,274	63,309	175,637	238,946		43,661	500	562,857	1,376,424	12.5	10,994,687	33,270	読谷村	
23 嘉手納町				170,313	382,278	678,481	287,875	627,154	915,029		26,899	1,000	381,796	2,104,178	38.8	10,591,420	2,346,776	嘉手納町	
24 北谷町	70,663			39,397	372,455	482,515	334,600	557,690	892,290		34,711	300	293,138	1,861,042	13.2	14,121,087	2,089,107	北谷町	
25 北中城村					174,535	174,535	39,880	169,152	209,032		15,778	200	34,874	611,735	10.7	5,722,329	27,332	北中城村	
26 中城村	560,122			86,055		646,177			0					646,177	11.2	5,764,901		中城村	
27 西原町						0			0					0	-	8,243,657		西原町	
28 豊見城村				54,100		54,100			0					54,100	0.3	17,248,075		豊見城村	
29 東風平町						0	1,249		1,249					1,249	0.0	6,986,162		東風平町	
30 具志頭村						0	1,529		1,529					1,529	0.0	4,023,962		具志頭村	
31 玉城村						0			0					0	-	4,488,137		玉城村	
32 知念村				26,746		26,746	16,135		16,135					42,981	1.4	3,160,176		知念村	
33 佐敷町						0	4,459		4,459					4,459	0.1	4,079,961		佐敷町	
34 与那原町						0			0					0	-	5,066,526		与那原町	
35 大里村						0			0					0	-	3,987,840		大里村	
36 南風原町						0			0					0	-	10,601,481		南風原町	
37 仲里村					46,211	46,211			200	200				46,411	1.3	3,445,830	16,995	仲里村	
38 具志川村						0			0				8,598	8,598	0.3	3,244,891	578	具志川村	
39 渡嘉敷村						0			0					0	-	2,472,783		渡嘉敷村	
40 座間味村						0			0					0	-	2,018,296		座間味村	
41 粟国村						0			0					0	-	1,820,933		粟国村	
42 渡名喜村				74,870	74,870	200			200		1,118		13,864	90,052	6.5	1,386,709	16,918	渡名喜村	
43 南大東村						0			0					0	-	3,078,957		南大東村	
44 北大東村						0			0					0	-	3,268,463		北大東村	
45 伊平屋村						0			0					0	-	4,721,116	497,510	伊平屋村	
46 伊是名村						0			0					0	-	3,429,118	328,081	伊是名村	
47 城辺町						0			0					0	-	7,636,151		城辺町	
48 下地町						0			0					0	-	3,876,463		下地町	
49 上野村						0			0					0	-	4,142,438		上野村	
50 伊良部町						0			0					0	-	5,499,344		伊良部町	
51 多良間村						0			0					0	-	2,643,673		多良間村	
52 竹富町						0			0					0	-	4,629,388		竹富町	
53 与那国町						0			0					0	-	2,858,431		与那国町	
都市計	2,505,993	0	0	932,805	1,428,052	4,866,850	1,412,221	1,931,278	3,343,499	390,007	472,200	3,200	3,070,076	1,067,354	13,213,186	3.9	340,232,619	2,819,169	都市計
町村計	1,249,438	0	0	1,013,858	2,145,087	4,408,383	1,105,124	2,062,386	3,167,510	0	207,678	7,000	6,213,016	3,963,282	17,966,869	7.3	245,934,859	10,611,994	町村計
市町村計	3,755,431	0	0	1,946,663	3,573,139	9,275,233	2,517,345	3,993,664	6,511,009	390,007	679,878	10,200	9,283,092	5,030,636	31,180,055	5.3	586,167,478	13,431,163	市町村計
交付都市計	2,505,993	0	0	932,805	1,428,052	4,866,850	1,412,221	1,931,278	3,343,499	390,007	472,200	3,200	3,070,076	1,067,354	13,213,186	4.1	322,844,089	2,819,169	交付都市計
交付町村計	1,249,438	0	0	1,013,858	2,145,087	4,408,383	1,105,124	2,062,386	3,167,510	0	207,678	7,000	6,213,016	3,963,282	17,966,869	11.9	151,248,369	10,611,994	交付町村計
交付団体計	3,755,431	0	0	1,946,663	3,573,139	9,275,233	2,517,345	3,993,664	6,511,009	390,007	679,878	10,200	9,283,092	5,030,636	31,180,055	6.6	474,092,458	13,431,163	交付団体計

注 1 沖縄県企画開発部の資料による。また、自衛隊基地関連の収入を含む。
 2 上記数値中、基地交付金については確定値であるが、基地交付金以外の数値については精査がされていない。その他には、残地補償金、防衛施設庁施設区域周辺補償事業補助金交付要綱による補償事業及び防衛施設庁関連文化財発掘調査等が含まれる。

(参考)

巨大な米軍基地が存在することから、沖縄では基地に関連してさまざまな事業や経済活動が展開され、先に述べたように、その比重は低下しているものの、県経済に占める地位は依然として無視できないものがある。

以下の項目では、在沖米軍基地を中心にしてどのような経済活動や経済取引が行われているかをみてみることにする。

1. 土木建設工事

米軍基地に起因して、県内においては次のような土木建設工事の需要が発生している。

政府による基地周辺対策事業

在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）による提供施設の整備事業等

米軍が直接発注する工事（米軍直轄工事）

基地周辺対策事業は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊、米軍の行為又は防衛施設の設置、運用によって生ずる障害を防止または軽減されるよう施策を講じるため、防衛施設庁の主管で基地所在市町村で実施されるものである。これには基地周辺住宅の防音工事や道路の整備、住宅移転に対する補償等がある。

提供施設の整備等は、日本政府が昭和54年度（1979年度）から在日米軍駐留経費により実施している事業で、俗に「思いやり予算」と呼ばれている。移設に伴う隊舎建設、米軍人用住宅の建設などがある。

米軍から直接発注される工事は軍別に発注され、護岸工事、通信施設のメインアンテナ建て替え工事、飛行場内の電話線取り替え工事等がある。日本政府の思いやり予算の支出により、その規模は減少していると言われている。

2. 貸し住宅

米軍向け民間貸住宅は、基地外の民間住宅に住むことを希望する将校や下士官らの需要を見込んで建てられた住宅である。

業界団体である全沖縄貸住宅協会（北谷町在）によると、「平成14年3月現在の同協会（会員数22社、約3,000人）への米軍向け住宅登録件数は約3,700戸程度となっている。最近の動向としては、借り手側が基地内住宅への転居を見込んで短期の賃借（半年から1年ほど）を希望する者が増え、また、需要自体も落ち込んできており、空き家が目立っている（800～900戸前後）。そのため、関係機関に対し、住宅利用の協力を要請しているところである。」という。

なお、貸住宅は、家主が米軍嘉手納飛行場内にある米軍住宅紹介検査事務所に登録し、米軍の審査を経て貸し出される仕組みになっている。

3. 物品販売

(1) 特免業者

特免業者とは、入札等によりエクステンジサービス沖縄地域営業本部（OWEX）と契約し、米軍施設内で各種の営業活動を行っている業者であり、PX等で扱っていないような商品・サービスを提供している。（財）沖縄駐留軍離職者対策センターが行った調査によると、平成9年（1997年）年3月末現在、衣料製品販売、クリーニング業等、26業者が確認されている。

米軍との契約は競争入札で決まり、入札対象になるのはコミッション（テナント料）と経営能力である。コミッションの金額には大きな幅があり、売り上げの1%から33%に及ぶ。OWEXとは契約制で、契約年数は短期の1年以下と長期の2～5年に分かれる。

(参考) OWE Xの仕組み

OWE Xは日米地位協定第15条で規定する諸機関の一つで、米国本土にあるAAFE S (Army & Airforce Exchange Service) という米陸軍・空軍で作られた組織の沖縄地域の営業本部であり、キャンプ瑞慶覧(フォスター地区)内にある。

直営により、食品や日用雑貨の売店(一般的にPX (Post Exchange) と呼ばれている。)、レストラン、ガソリンスタンド、映画館、オーディオショップ、ビデオレンタル店等、日常生活に必要なサービスを提供している。

(2) 承諾輸出物品販売業者

「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令」第89条の5の措置により、消費税法上の輸出物品販売業者とみなされる業者であり、復帰前から合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族に財務省(旧大蔵省)令で定める物品(通常生活の用に供する物品)を販売していたもののうち、所轄税務署長の承認を受けたものは、輸出物品販売場とみなされ、消費税が免除されることになっている。

同措置については、期限の設けられた時限措置であるが、今回、「沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)」の制定に伴い、同政令の一部を改正する政令が施行され、措置期限が平成19年5月14日まで延長されることが認められた。

なお、これらの業者は主に米軍人等を顧客としており、本措置が廃止されると経営が成り立たないところが多いと言われている。

(3) 払い下げ物資販売業者

米軍は、不用になった物品を民間に払い下げようとするときは経済産業大臣(旧通商産業大臣)の同意書を得て、民間に譲渡を行う。譲受人は品名、数量、金額等を所轄税関長に申告し、その許可を受けることになっている。

払い下げの件数、金額等については、特に統計発表の対象となっていないため不明であるが、スクラップ等廃棄物の譲渡が多いといわれている。なお、米軍人、軍属等が民間人に物品を譲渡するケースもあり、主に車両が取引されているとのことである。

4. 運輸・通信

(1) 運輸

バス

バス運行業務については、在沖米軍基地内の学校に通学する米軍人・軍属の学生を送迎するスクールバスがあり、昭和51年(1976年)以降、沖縄の民間バス業者1社が米軍と契約して運行していた。

米軍スクールバス運行業務は、以前まで輸送業務一括にて入札が行われ、地元民間バス業者が落札していたが、米軍側が平成11年(1999年)8月、車両関係と従業員関係の2つに入札を分離した結果、車両関係は同年9月に本土業者が落札し、残る従業員関係も平成12年(2000年)6月、本土業者が落札することとなり、地元民間バス業者は米軍スクールバスからの業務撤退を余儀なくされた。

タクシー

タクシーについては、米軍から営業許可を得て基地内と基地外を運行しており、ベース・タクシーと呼ばれ、県内には平成14年(2002年)6月現在、法人294台、個人94台の計388台が稼働している。

平成元年(1989年)以前は、米軍側が発行する身分証明書(ゲートパス)を所持していれば自

由に基地内に入出しし営業できたが、平成2年(1990年)頃から、ベース・タクシーについてもOWEXとの契約制に移行しており、特免業者としての性格を持っている。契約期間は2～5年で、法人が1台当り月額2,800円、個人は同3,000円の「入域料」(嘉手納飛行場のみ同6,250円)が徴収されている。

(2) 通 信

在沖米軍関連の通信業務は、国内回線の電話については西日本電信電話(株)(NTT西日本)が代行し、国際回線の電話はKDD(現KDDI)が代行していたが、通信事業の自由化、外資規制の撤廃、携帯電話の普及などに伴い、現在の在沖米軍における回線状況、回線数、売上額すなわち経済効果は把握が困難となっている。

なお、これまでのNTT回線の使用状況は次のとおりである。

(参考資料)

在沖米軍のNTT回線使用状況

年 度	電話加入数		米軍関連売上額 (千円)
	全 体	うち米軍	
平成元年度	454,147	510	102,804
平成3年度	490,361	571	101,689
平成8年度	544,504	790	258,285
平成13年度	470,258

資料：NTT西日本沖縄支店

平成13年度については、電話加入数全体以外の数値は不明である。

5 . 供給・ゴミ処理関係

(1) 電 力

在沖米軍基地への電力供給は沖縄電力(株)が行っており、年間供給量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る電力料金については、在日米軍駐留経費(いわゆる「思いやり予算」)により日本政府が負担することになっている。

在沖米軍への電力供給の推移

(単位：億KWh)

年 度	総供給量(年間)		米軍の割合 (%)	米軍関連売上高 (億円)
		うち米軍		
昭和47年度	17.2	6	(34.9)	24
昭和50年度	23.9	5	(20.9)	47
昭和55年度	29.6	4	(13.5)	90
昭和60年度	35.5	5	(14.1)	113
平成元年度	44.4	5	(11.3)	100
平成3年度	50.7	6	(11.8)	107
平成8年度	60.1	6	(10.0)	108
平成13年度	68.9	...	(...)	...

資料：沖縄電力

平成13年度については、総供給量以外の数値は不明である。

(2) 上水道

沖縄本島における上水道の供給は、県企業局が用水供給事業者として水道事業者である市町村に直接給水し、市町村がこれを需要者に供給する形をとっている。

在沖米軍基地への給水については、基地の所在する市町村と米軍との直接契約により、平成12年度（2000年度）末現在、13の市町村等水道事業者（6市、4町、3村）が需要者である米軍基地に直接給水しており、年間給水量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る水道料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が負担することになっている。

在沖米軍基地への給水量の推移

年 度	年間給水量 (千m ³)	水道料金 (億円)
平成元年度	10,932	17
平成3年度	11,449	18
平成8年度	...	29.7
平成12年度	10,166	25.1

資料元：県福祉保健部薬務衛生課

平成8年度については、年間給水量は不明である。

(3) 下水道

在沖米軍基地からの年間汚水量及び下水道維持管理負担金の推移は、以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る下水道料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が負担することになっている。

在沖米軍基地からの汚水量の推移

年 度	年間汚水量 (千m ³)	維持管理負担金 (億円)
昭和50年度	8,757	0.9
昭和55年度	10,347	2.1
昭和60年度	11,467	3.1
平成元年度	8,201	2.2
平成3年度	7,669	2.7
平成8年度	7,386	3.0
平成13年度	9,172	3.7

資料：県土木建築部下水道課

(4) 廃棄物処理

現状と課題

米軍の軍事活動に伴って排出される廃棄物は、日本国内法による処理基準の適用を受けない。また、米軍基地内の家庭等から排出される生活系の廃棄物（主に一般廃棄物）については、所在する市町村の行政区域外であり、当該市町村の計画処理の対象外であることから、県内の民間の廃棄物処理業者によって収集運搬から中間処理、最終処分まで委託処理されている。

米軍基地の廃棄物については、基地内への立ち入りが容易でないため、種類ごとの排出量や

処理の状況を正確に把握することは困難であるが、米軍からの生活系の廃棄物の委託処理を請け負っている廃棄物処理業者からの報告によると、平成12年10月から平成13年9月までの1年間の処理状況は次のようになっている。

在沖米軍基地における廃棄物処理状況

(単位：t)

軍別	施設名	廃棄物の量	廃棄物の種類
海兵隊	キャンプ・シュワブ(名護市・宜野座村)	20,264	紙くず 木くず 金属くず 塵芥 残飯
	キャンプ・ハンセン(金武町など1市1町2村)		
	キャンプ・コートニー(具志川市)		
	キャンプ・マクトリアス(具志川市)		
	キャンプ桑江(北谷町)		
	キャンプ瑞慶覧(北谷町など3市1町1村)		
	普天間飛行場(宜野湾市) 牧港補給地区(浦添市)		
空軍	嘉手納飛行場(嘉手納町など1市2町)	17,778	同上
海軍	キャンプ・シールズ(沖縄市)	1,432	同上
陸軍	トリイ通信施設(読谷村)	787	同上
	那覇港湾施設(那覇市)		
合計		40,261	

対応方針

- ア 米軍及び関係機関と調整を図り、廃棄物に関する連絡体制を構築し、米軍基地内における廃棄物の発生、処理、保管等の実態を把握するとともに、定期的な情報・意見交換の確保に努める。
- イ 米軍及び関係機関に対し、基地内からの廃棄物に関する情報交換とともに、環境への影響が懸念される事態が発生したときは、県の求めに応じて基地内への立ち入りについて適切に考慮されるよう、強く求めていく。
- ウ 米軍基地内で発生する廃棄物については、日本国内法の基準を遵守した適正処理の徹底とともに、今後は可能な限り安全かつ適正な自己処理やりサイクルが行われるよう、関係機関に基地内における廃棄物処理施設の整備を求めていく。

豆知識

合衆国政府所有車両の高速道路の料金問題

日米地位協定第5条によると、「合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのもの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。」となっている。

当該条文に基づき、合衆国政府所有の車両が、提供施設間の移動をする際に使用する高速道路の使用料金は、日本政府が負担している。

日本政府が負担した平成14年の沖縄県内の高速道路の使用料金は、約2億4千万円となっている(那覇防衛施設局からの聞き取り)。

第 5 章 駐留軍用地強制使用問題

第1節 土地問題の経緯

1 駐留軍用地の提供

駐留軍用地については、日米安保条約第6条及び日米地位協定第2条の規定に基づいて、日本国政府から米国に提供されている。日本国政府が米軍に土地を提供する場合には、原則として、日本国政府（防衛施設局）が土地所有者と当該土地の賃貸借契約を締結して使用権原を取得し、米軍の用に供するという方法を採用している。防衛施設局長と土地所有者との間で賃貸借契約が締結された後、防衛施設局長は、土地所有者から土地の提供を受け、これを米軍に引き渡すことになる。

一方、賃貸借契約に応じない土地所有者に対しては、駐留軍用地特措法（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法）に基づいて、日本国政府が使用権原を取得し、米軍に提供することになる。

2 駐留軍用地特措法の手続き

駐留軍用地特措法は、日米地位協定を実施するため、駐留軍（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊）の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的（第1条）として、昭和27年に公布・施行された。

同法は、駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、土地等を使用又は収用することができること規定（第3条）し、その具体的手続きの大部分について、土地収用法の規定を適用するとしている（第14条）。

3 安保条約下の米軍基地

沖縄返還協定の発効により、沖縄にも本土と同じように日米安保条約と日米地位協定が適用され、沖縄の米軍基地は日米安保条約第6条及び日米地位協定第2条に基づく基地として、ほとんどそのままの状態でも米軍の継続使用が認められることとなった。

そのため政府は、一方において駐留軍用地の所有者との賃貸借契約の締結を急ぐとともに、他方において契約に応じない所有者の駐留軍用地の使用権原を確保するための措置として、公用地暫定使用法（沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（昭和46年法律第132号））を制定し、復帰時から5年間に限り、駐留軍用地の使用の権原を認めさせることを実現させた。

復帰時における沖縄県内の駐留軍用地は286.6平方キロメートルで、うち民公有地は約186.7平方キロメートルであった。政府は、この民公有地のうち約141平方キロメートル（約76パーセント）の土地については、土地所有者との間に合意を得て使用権原を取得したが、残り約45平方キロメートルについては土地所有者の合意を得ることができなかつたため、同法に基づき5年間の暫定使用を行った。

なお、同法による暫定使用期限は、その後10年に改められ、同法は昭和57年5月14日に、事実上失効した。その後、政府は、次のとおり駐留軍用地特措法に基づき駐留軍用地の使用権原を確保した。

駐留軍用地特措法に基づく使用権限取得状況

	裁決年月日	施設数	使用面積	土地所有者数
	施設名		使用期間等	
1	昭和57年4月1日	13施設	695,014.64m ²	150人
	那覇港湾施設、陸軍貯油施設 牧港住宅地区 伊江島補助飛行場、嘉手納弾薬庫地区、 キャンプ・シールズ、トリイ通信施設、 嘉手納飛行場、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、 普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、 陸軍貯油施設、読谷補助飛行場		2年(昭和57年5月15日～昭和59年5月14日) 3年(昭和57年5月15日～昭和60年5月14日) 5年(昭和57年5月15日～昭和62年5月14日)	
2	昭和62年2月24日	11施設	434,399.97m ²	2,067人
	那覇港湾施設 伊江島補助飛行場、嘉手納弾薬庫地区、 キャンプ・シールズ、トリイ通信施設、 嘉手納飛行場、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、 普天間飛行場、牧港補給地区、陸軍貯油施設		5年(昭和62年5月15日～平成4年5月14日) 10年(昭和62年5月15日～平成9年5月14日)	
3	平成4年2月13日	13施設	122,355.10m ²	585人
	慶佐次通信所 伊江島補助飛行場、嘉手納弾薬庫地区、 トリイ通信施設、嘉手納飛行場、キャンプ桑江、 キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、 キャンプ・ハンセン、瀬名波通信施設、 那覇港湾施設、陸軍貯油施設		3年(平成4年5月15日～平成7年5月14日) 5年(平成4年5月15日～平成9年5月14日)	
4	平成10年5月19日	13施設	355,735.21m ²	3,109人
	瀬名波通信施設 楚辺通信所 普天間飛行場、那覇港湾施設 伊江島補助飛行場、キャンプ・ハンセン、 嘉手納弾薬庫地区、トリイ通信施設、 嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区、 陸軍貯油施設 キャンプ・シールズ、牧港補給地区、 普天間飛行場、嘉手納飛行場		1年(平成10年9月3日～平成11年9月2日) 2年6月29日間 (平成10年9月3日～平成13年3月31日) 4年(平成10年9月3日～平成14年9月2日) 5年(平成10年9月3日～平成15年9月2日) 却下裁決	

5	平成13年6月28日	2施設	384.42m ²	2人
	楚辺通信所 牧港補給地区		3年9月18日間 (平成13年8月13日～平成17年5月31日) 5年(平成13年8月13日～平成18年8月12日)	
6	平成13年10月30日	3施設	6,743.11m ²	4人
	普天間飛行場 キャンプ・シールズ、牧港補給地区 平成10年に却下裁決となったものの再度の裁決		8月19日間 (平成13年12月14日～平成14年9月2日) 1年8月19日間 (平成13年12月14日～平成15年9月2日)	
7	平成14年1月22日	1施設	10,775.65m ²	2,441人
	嘉手納飛行場 平成10年に却下裁決となったものの再度の裁決		1年3月24日間 (平成14年5月9日～平成15年9月2日)	
8	(平成13年8月16日) (裁決申請)	2施設	12,720.89m ²	724人
	普天間飛行場、那覇港湾施設		裁決申請期間 10年(平成14年9月3日～平成24年9月2日)	
9	(平成14年5月22日) (裁決申請)	1施設	3,834.31m ²	1人
	普天間飛行場		裁決申請期間 10年(平成14年9月3日～平成24年9月2日)	
10	(平成14年7月31日) (裁決申請)	9施設	301,313.51m ²	92人
	伊江島補助飛行場、キャンプ・ハンセン、 嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シールズ、 トリイ通信施設、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、 牧港補給地区、陸軍貯油施設		裁決申請期間 10年(平成15年9月3日～平成25年9月2日)	
11	(平成15年1月28日) (裁決申請)	1施設	10,775.65m ²	2,494人
	嘉手納飛行場		裁決申請期間 10年(平成15年9月3日～平成25年9月2日)	

注： 8以降は裁決申請時点の状況である。

第2節 職務執行命令訴訟

1 代理署名の拒否について

沖縄県の駐留軍用地の一部は、地主が政府との賃貸借契約を拒否していることから、政府は、昭和57年、昭和62年、平成4年と三度の駐留軍用地特措法に基づく使用裁決により、その使用権原を取得してきた。

こうした中で、政府は、賃貸借契約による使用期間及び前回の使用裁決期間の終了により、平成8年4月及び平成9年5月に新たな使用権原を取得する必要がある駐留軍用地について、駐留軍用地特措法に基づく使用裁決の手続きに着手し、この手続きに必要な土地調書・物件調書への立会・署名押印、いわゆる代理署名を沖縄県知事に求めた。

平成7年8月21日付けで、那覇防衛施設局長から知事に対し、要請のあった駐留軍用地特措法に係る代理署名については、県としてこれを行うべきか否か、関係市町村、各種団体等の意見、前回（平成3年）の公告・縦覧を代行した際の経緯及びその後の政府の対応、さらに最近の在沖米軍基地を取り巻く政治社会状況など、あらゆる角度から慎重に検討した結果、土地調書及び物件調書への署名押印は極めて困難であるとの考えに達し、署名押印はできないと判断した。

2 職務執行命令訴訟の提起

大田知事による駐留軍用地の強制使用にかかる立会・代理署名拒否は、沖縄の米軍基地問題を改めて浮き彫りにした。知事の立会・代理署名拒否に対し、政府は、平成7年9月29日、地方自治法に基づき、「土地調書及び物件調書の作成のための立会人の指名及びその者による署名押印の事務について」これを行うよう勧告した。沖縄県では、県民に過重な負担を強いている米軍基地の現状と平和な沖縄を求める立場から、同年11月27日、勧告を拒否した。政府はその2日後の11月29日に「命令」を行うが、同様な立場から12月4日、これを拒否した。

その結果、国は沖縄県知事を被告とする職務執行命令訴訟を、12月7日、福岡高等裁判所那覇支部に提起し、平成8年3月25日、判決が言い渡され、県の敗訴となった。

同年4月1日、沖縄県は、判決を不服として最高裁判所に上告した。

沖縄県の訴えに対し、8月28日に言い渡された最高裁判所判決では「米軍基地への土地の提供を定めた駐留軍用地特措法は憲法に違反せず、沖縄県への特措法の適用も憲法違反とは言えない。よって、沖縄県知事の署名代行の拒否は、著しく公益が害されることが明らかである」として、上告を棄却、沖縄県の敗訴が決まった。

3 公告・縦覧代行応諾

沖縄県にとって極めて厳しい判決が下される一方で、内閣総理大臣は、知事に対し、駐留軍用地の強制使用に係るその次の手続きである公告・縦覧の事務について、知事の代行を求める一連の手続きを進めた。

沖縄県では、最高裁判決、県民投票の結果等を踏まえ、関係市町村、関係団体の意見、国の対応、沖縄の米軍基地を取り巻く諸情勢などあらゆる角度から検討した結果、沖縄の米軍基地問題や沖縄の振興開発に関する県の要望に対し、国が前向きに取り組んでいくことが表明され、今後の道筋が明らかになったことから、国と県が連携を図ることが最も重要であると判断して公告・縦覧代行に応ずることを決定した。

第3節 駐留軍用地特措法の改正

平成9年4月23日、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が、公布・施行された。

改正法の目的は、平成10年5月14日に使用期限の切れる嘉手納飛行場など12施設用地と平成9年4月1日から使用権原のない状態が続いていた楚辺通信所用地についての使用権原を得るものである。

改正法の内容は、

防衛施設局長は、駐留軍用地について、その使用期限切れ後から収用委員会の裁決による権原取得日の前日まで、それを暫定的に使用できること

暫定使用に際しては、担保を提供して損失補償を行うこと

暫定使用については、改正法の施行日以前に裁決申請が行われた駐留軍用地についても適用されること

と、なっている。

那覇防衛施設局長は、改正後の駐留軍用地特措法の規定により、平成9年4月24日、楚辺通信所用地の一部土地の暫定使用に係る担保を那覇地方法務局沖縄支局に供託した。これによって、翌25日から改正された駐留軍用地特措法の規定により、暫定使用が開始された。

また、同施設局長は、改正後の駐留軍用地特措法の規定により、平成9年5月6日から、嘉手納飛行場等12施設の一部土地の暫定使用に係る担保を那覇地方法務局等に供託した。

これによって、改正された駐留軍用地特措法の規定により、同年5月15日から、暫定使用が開始された。

駐留軍用地特措法の改正の内容（骨子）

（平成9年4月23日公布 法律第39号）

- 1 防衛施設局長は、米軍の用に供するため使用する土地で使用認定があったものについて、使用期間の末日以前に裁決申請していれば、必要な権利手続きが完了していなくても、損失補償のための担保を提供すれば、引き続き暫定使用することができる。
裁決の申請に対して収用委員会の却下の裁決があった場合でも、不服申立期間中、暫定使用することができる。
- 2 担保の提供は、損失補償額に相当する金銭を供託所に供託して行う。
- 3 改正後の駐留軍用地特措法は、公布の日から施行する。
- 4 この法律は、施行日以前に防衛施設局長が裁決申請している土地についても適用する。

第4節 地方分権推進に伴う駐留軍用地特措法の改正

1 経緯

平成7年7月に地方分権推進法に基づき設置された地方分権推進委員会は、機関委任事務制度の廃止等の地方分権の推進に関する事項について調査審議し、地方分権推進計画作成のための具体的な指針について内閣総理大臣に勧告を行ってきた。政府は、この勧告を受けて、講ずべき必要な法制上の措置等を定める地方分権推進計画を作成し、平成10年5月29日、これを閣議決定した。

政府は、地方分権推進計画で定められた事項に係る関係法律の整備を行うため関係法律（475本）を一括法として立案し、平成11年3月26日閣議決定、同年7月8日法案成立、平成12年4月1日施行となった。

2 駐留軍用地特措法の改正

駐留軍用地特措法についても、一括法において、地方分権推進委員会第3次勧告及び地方分権推進計画に従い、機関委任事務制度廃止後の事務区分の再編成に係る改正が行われた。

改正前は、同法に基づく土地等の使用・収用手続きにおいては、知事・市町村長による土地調書への署名押印の代行や裁決申請書の公告・縦覧、収用委員会による使用・収用裁決等の事務が機関委任事務となっていたが、一括法において、次のとおり改正となった。

土地調査等への署名押印の代行、裁決申請書の公告・縦覧等の知事・市町村長の事務は、国と地方公共団体の役割分担を明確化するため、国の直接執行事務とする。

使用・収用裁決等の事務は、土地収用に関する独立の専門機関として都道府県に設置され地方の実情に通じた委員で構成される収用委員会による処理が適当であることから、都道府県の法定受託事務とする。

収用委員会の事務を法定受託事務とするに当たり、暫定使用制度では対応することができない新規使用・収用の場合について、公共用地特措法の仕組みに準じて、収用委員会による緊急裁決の制度及び内閣総理大臣が諮問機関の議を経て代行裁決を行う制度を設ける。

なお、地方分権推進委員会の第3次勧告に先立ち、平成9年7月28日に開かれた地方分権推進委員会・行政関係検討グループ合同会議において、大田知事は、「現行どおり、県や市町村が関与できる仕組みを残すべきである。」との意見を述べるなど、当該事務を国の直接執行事務にすることについて反対を表明していた。

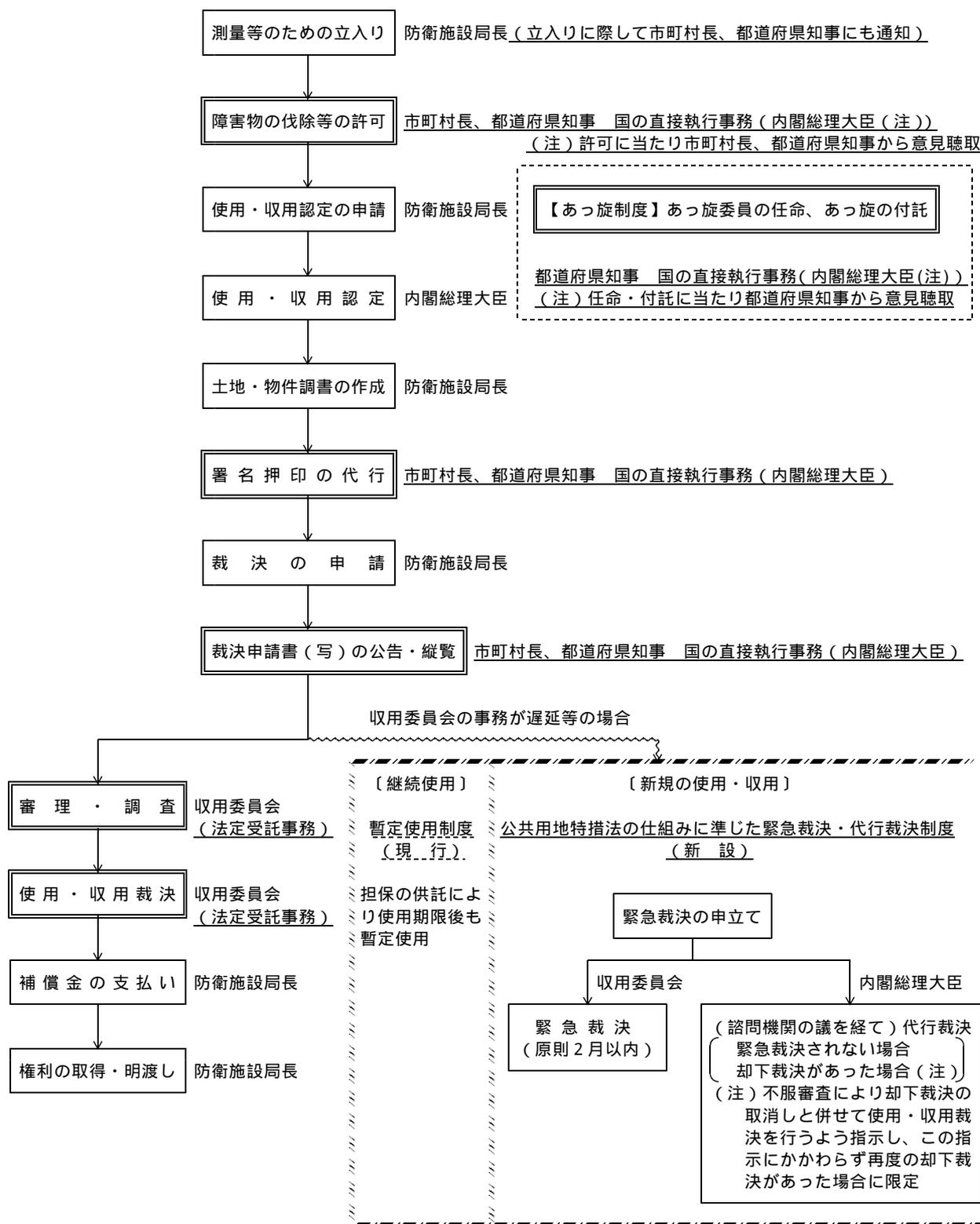
知事は、県内団体からの意見聴取で、圧倒的多数が、県や市町村が関与する仕組みを支持していることを強調し、当該事務が国の直接執行事務となれば、歴史的に財産権を強制的に侵害されてきた特殊な経緯からも問題があることや、地方の実情や意見が無視されることは地方分権の流れに逆行すると述べた。

豆知識

嘉手納飛行場の施設に那覇市所在の土地がどうして入っているの？

航空自衛隊那覇基地内に、航空郵便取扱所として、嘉手納飛行場管轄の土地が一部あります。

改正駐留軍用地特措法に基づく手続の概略



(注) が法改正前の機関委任事務で、改正後は国の直接執行事務又は法定受託事務に変更された事項

第6章 駐留軍用地の跡地利用

第1節 駐留軍用地跡地利用の現状

1 駐留軍用地跡地の有効利用の促進

沖縄県には、我が国における米軍専用施設・区域の約75%が集中しており、その施設・区域は狭小な県土の中で大規模かつ高密度に形成され、しかも沖縄の振興を図る上で重要な位置に所在している。

復帰後、三次に亘る沖縄振興開発計画に基づく総合的な施策の推進と県民の不断の努力が相まって、各面にわたる本土との格差は次第に縮小され、県民生活も向上するなど、社会経済は着実に進展してきた。しかしながら、沖縄の米軍基地は、現在でも本県の総面積の10.4パーセント、とりわけ人口、産業が集中する沖縄本島については、18.8パーセント（平成14年3月31日現在）を占め、高密度の状況にあり、県民の良好な生活環境の確保、都市の形成、体系的な道路網の整備等、社会経済の面で大きな影響を及ぼし、県土利用上大きな制約となっている。

そのため、米軍施設・区域の整理縮小に積極的に取り組むとともに、駐留軍用地跡地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。

また、県土の均衡ある発展を目指し、それぞれの地域特性を踏まえた跡地利用を促進する必要がある。

2 駐留軍用地跡地の利用状況

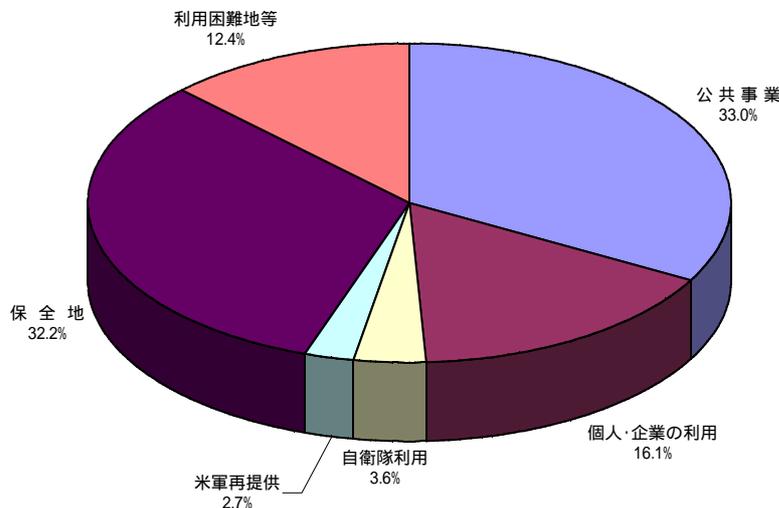
昭和36年から平成14年3月31日までに返還された駐留軍用地は、11,873.4ヘクタールである。

そのうち、公共事業により整備されたのが3,913.3ヘクタールで、返還面積の33.0パーセントを占めている。

利用形態では、保全地が3,819.0ヘクタールで32.2パーセント、次いで個人・企業による利用が1,917.4ヘクタールで16.1パーセントである。自衛隊の利用は428.1ヘクタールで3.6パーセント、米軍再提供が320.5ヘクタールで2.7パーセントになっている。また、利用困難地等については1,475.1ヘクタールで12.4パーセントになっている。

返還された駐留軍用地は、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業や民間による開発が行われており、都市地区の住宅地の確保や不足がちな公共施設の建設、農地の拡大あるいは工業用地に使用されるなど、地域振興に大きな役割を果たしている。

利用形態別返還状況



(1) 跡地利用の整備・利用状況（平成14年3月31日現在）

公共事業による整備・利用

公共事業により整備対象になっている跡地は3,913.3ヘクタールで、返還面積の33.0%を占めている。そのうち、3,373.6ヘクタールは事業が完了しており、事業実施中が533.7ヘクタール、事業計画中は6.0ヘクタールとなっている。

北部地域では、土地改良事業、農地開発事業、水資源、道路整備等の事業が主に実施されている。

中南部地域では、宅地開発や公共施設用地の需要が高く、都市地域を中心に、土地区画整理事業や公共施設整備事業が主に実施されている。また、都市近郊の農村地域では、土地改良総合整備事業や農業基盤整備事業等が実施されている。

個人・企業の利用

個人・企業の利用は1,917.4ヘクタールで、返還面積の16.1%を占めている。

北部地域では、農用地としての利用がもっとも多く、そのほかにリゾート施設等として活用されている。

中南部地域では、農用地、宅地、リゾート施設、ゴルフ場、ホテル及び植物園等に活用されている。

自衛隊の利用

米軍から引き継がれ、自衛隊基地として利用されている跡地は428.1ヘクタールで、返還面積の3.6%を占めている。

北部地域では航空自衛隊恩納高射教育訓練場（恩納サイト）、中部地域では陸上自衛隊勝連高射教育訓練場（ホワイト・ビーチ地区）等があるが、そのほとんどは南部地域に集中し、航空自衛隊那覇基地（那覇空軍・海軍補助施設）、航空自衛隊知念高射教育訓練場（知念第2サイト）、航空自衛隊久米島分屯基地（久米島航空通信施設）等がある。

米軍再提供

米軍からの返還後、再度米軍に提供された跡地は320.5ヘクタールで、返還面積の2.7%を占め、その大部分が北部地域の北部訓練場である。

保全地の利用

保全地として利用されている跡地は3,819.0ヘクタールで、返還面積の32.2%を占めている。そのほとんどは、北部地域の訓練場跡地であり、自然環境保全林、水源涵養林、災害防備林等良好な自然環境の保全が図られている。

利用困難地等について

跡地利用の困難な土地、利用未定地等は1,475.1ヘクタールで、返還面積の12.4%を占め、その大半は北部地域や離島に点在している。中南部地域では傾斜地等地形的な理由によるものが多い。

市町村においては、地権者と調整しながら可能な限り跡地の有効利用を推進しているところであるが、地形的に使用不能であったり、無人島で開発が困難なこと（渡嘉敷村の前島訓練場）、跡地利用に地権者の同意を得ることが困難なこと、細切れ返還で有効利用が図りにくいこと等の問題がある。

(2) 地域別の跡地利用状況（平成14年3月31日現在）

北部地域

北部地域の返還面積は7,749.6ヘクタールで、全返還面積の65.3%を占めている。

北部地域における返還面積の47.4%が保全地として利用され、次いで公共事業による整備・利用が23.5%となっている。

北部地域は、山林が約7割を占め、沖縄本島随一の森林地帯として、県土保全、水源涵養等の機能を果たすとともに、動植物の貴重種の生息地や水資源の供給地として重要な役割を担っている。

そのため、保全地として利用されている跡地の96.3%を北部地域が占めており、そのほとんどは訓練場跡地（奥訓練場、北部訓練場、川田訓練場等）である。

公共事業については、農業基盤整備事業や水資源の開発、道路整備等の大規模な事業を中心に進められており、与世渡原畜産団地（奥訓練場）、伊江島西部畑地土地改良事業（伊江島補助飛行場）、福地ダム（川田訓練場）、沖縄自動車道（キャンプ・ハンセン）等がある。

また、通信施設等の公共的利用として、海上保安庁ロランC局（慶佐次通信所）がある。

中部地域

中部地域の返還面積は2,487.0ヘクタールで、全返還面積の20.9%を占めている。

中部地域における返還面積の53.9%が公共事業による整備・利用であり、次いで個人・企業の利用が32.4%となっている。

中部地域は、主に都市地域ということもあり、宅地開発や公共施設用地の需要が高く、土地区画整理事業や公共施設整備事業等の公共事業が主に実施されている。土地区画整理事業では、具志川市の天願地区（天願通信所）、沖縄市の泡瀬地区・比屋根地区（泡瀬通信施設）、北谷町の北前地区（キャンプ瑞慶覧）等の大規模な事業が実施されている。公共施設では、国体会場となった県営総合運動公園（泡瀬通信施設）等がある。また、読谷村においては、都市近郊型農業の形成を図っており、農業基盤整備事業等が実施されている。

個人・企業の利用では、農用地、宅地、リゾート施設（伊計島沿岸警備隊、瀬名波通信施設）、ホテル及び植物園（キャンプ・シールズ）等として活用されている。

南部地域

南部地域の返還面積は1,590.0ヘクタールで、全返還面積の13.4%を占めている。

南部地域における返還面積の45.5%が公共事業による整備・利用であり、次いで自衛隊の利用が21.5%、個人・企業の利用が18.9%となっている。

南部地域は、那覇市とその周辺市町村の一部を含めた都市地域、都市近郊地域及び農村地域から成り、中部地域と同様に、宅地開発や公共施設用地の需要が高く、公共事業では、那覇市の小禄金城地区（那覇空軍・海軍補助施設）、那覇新都心地区（牧港住宅地区）等の大規模な土地区画整理事業が実施されている。また、都市近郊の農村地域では、立地を活かして土地改良総合整備事業等が施行されている。

また、自衛隊基地の多くが南部地域に集中し、自衛隊利用面積428.1ヘクタールに占める割合は79.7%となっており、航空自衛隊那覇基地（那覇空軍・海軍補助施設）、航空自衛隊知念高射教育訓練場（知念第2サイト）、航空自衛隊久米島分屯基地（久米島航空通信施設）等がある。

個人・企業の利用では、農用地、宅地、ゴルフ場（与座岳航空通信施設、南部弾薬庫、知念補給地区等）等として活用されている。

宮古地域

宮古地域の返還面積は42.0ヘクタールで、全返還面積の0.4%を占めている。

返還された跡地は、海上保安庁ロラン局（宮古ロランA送信所）、航空通信施設（宮古島ボルトック施設）及び航空自衛隊宮古島分屯基地（宮古島航空通信施設）等として利用されている。

八重山地域

八重山地域の返還面積は2.5ヘクタールで、全返還面積の0.02%を占めている。

返還された跡地は、児童公園（八重山民政官府）として利用されている。

（注）：（ ）内は返還施設名である

表1 駐留軍用地跡地の整備・利用状況（概数）

平成14年3月31日現在

単位：千㎡、%

市町村名	返還面積	公 共 事 業								個人・企業の利用		自衛隊の利用		米軍再提供		保 全 地		利用困難地等	
		完 了		実 施 中		計 画 中		小 計		返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%
		返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%										
北 部 計	77,496	18,130	23.4	29	0.0	14	0.0	18,173	23.5	8,103	10.5	306	0.4	2,826	3.6	36,759	47.4	11,329	14.6
中 部 計	24,870	10,964	44.1	2,391	9.6	45	0.2	13,400	53.9	8,061	32.4	427	1.7	379	1.5	1,389	5.6	1,214	4.9
南 部 計	15,900	4,311	27.1	2,917	18.3	1	0.0	7,229	45.5	3,010	18.9	3,411	21.5			42	0.3	2,208	13.9
宮 古 計	420	306	72.9					306	72.9			114	27.1						
八重山計	25	25	100.0					25	100.0										
そ の 他	23											23	100.0						
合 計	118,734	33,736	28.4	5,337	4.5	60	0.1	39,133	33.0	19,174	16.1	4,281	3.6	3,205	2.7	38,190	32.2	14,751	12.4

（注1）平成14年3月末現在の市町村報告に基づく調査結果に、復帰前の返還面積（跡地利用状況面積）について、一部、県資料による追加修正を行った。

（注2）返還面積は、昭和36年から平成14年3月31日までに返還された駐留軍用地及びVOA施設等の累計である。

（注3）市町村報告に基づく返還面積（跡地利用状況面積）は、概数である。

（注4）その他は、市町村特定ができなかった跡地である。

表2 市町村別駐留軍用地跡地の整備・利用状況(概数)

平成14年3月31日現在 単位:千㎡、%

NO	市町村名	返還面積 (千㎡)	公 共 事 業								個人・企業の利用		自衛隊の利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等		
			完了		実施中		計画中		合計		返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	
			返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%											
1	国頭村	52,422	10,431	19.9					10,431	19.9	1,380	2.6			1,039	2.0	33,859	64.6	5,713	10.9	
2	東村	8,292	1,591	19.2					1,591	19.2	1,827	22.0			1,782	21.5	1,431	17.3	1,661	20.0	
3	宮野座村	1,948	1,541	79.1					1,541	79.1					145	7.4	145	7.4	262	13.4	
4	名護市	1,714	562	32.8					562	32.8	438	25.6					309	18.0	405	23.6	
5	本部町	3,125	176	5.6					176	5.6	856	27.4					8	0.3	2,085	66.7	
6	金武町	2,741	1,794	65.5					1,794	65.5	173	6.3	16	0.6	5	0.2	753	27.5			
7	恩納村	2,151	479	22.3	29	1.3	14	0.7	522	24.3	290	13.5	290	13.5			254	11.8	795	37.0	
8	伊江村	5,103	1,556	30.5					1,556	30.5	3,139	61.5							408	8.0	
	(北部計)	77,496	18,130	23.4	29	0.0	14	0.0	18,173	23.5	8,103	10.5	306	0.4	2,826	3.6	36,759	47.4	11,329	14.6	
9	石川市	1,550	863	55.7	131	8.5			994	64.1	315	20.3					228	14.7	13	0.8	
10	具志川市	2,591	1,078	41.6	5	0.2			1,083	41.8	879	33.9	171	6.6	238	9.2	72	2.8	148	5.7	
11	沖繩市	5,632	3,071	54.5	861	15.3			3,932	69.8	1,317	23.4	122	2.2			37	0.7	224	4.0	
12	勝連町	468	74	15.8	9	1.9			83	17.7	165	35.3	134	28.6					86	18.4	
13	与那城町	241	10	4.1					10	4.1	201	83.4					30	12.4			
14	読谷村	9,858	3,196	32.4	1,187	12.0	38	0.4	4,421	44.8	4,223	42.8					938	9.5	276	2.8	
15	嘉手納町	338	153	45.3					153	45.3	138	40.8					47	13.9			
16	北谷町	1,361	1,020	74.9					1,020	74.9	113	8.3			60	4.4			168	12.3	
17	北中城村	944	436	46.2	121	12.8			557	59.0	135	14.3			81	8.6	37	3.9	134	14.2	
18	中城村	329	123	37.4					123	37.4	201	61.1							5	1.5	
19	宮野濱市	1,022	807	79.0	39	3.8			846	82.8	53	5.2							123	12.0	
20	浦添市	536	133	24.8	38	7.1	7	1.3	178	33.2	321	59.9							37	6.9	
	(中部計)	24,870	10,964	44.1	2,391	9.6	45	0.2	13,400	53.9	8,061	32.4	427	1.7	379	1.5	1,389	5.6	1,214	4.9	
21	那覇市	9,281	3,643	39.3	2,912	31.4			6,555	70.6	160	1.7	2,396	25.8					170	1.8	
22	豊見城市	189	61	32.3					61	32.3	30	15.9							98	51.9	
23	糸満市	525	59	11.2					59	11.2	187	35.6	218	41.5					61	11.6	
24	東風平町	126									11	8.7	110	87.3					5	4.0	
25	具志頭村	1,289									1,248	96.8	41	3.2							
26	玉城村	1,838	85	4.6					85	4.6	1,334	72.6							419	22.8	
27	知念村	283									6	2.1	277	97.9							
28	佐敷町	219	70	32.0					70	32.0	12	5.5	137	62.6							
29	与那原町	2	2	100.0					2	100.0											
30	大里村	50	1	2.0					1	2.0	22	44.0							27	54.0	
31	南風原町	19	19	100.0					19	100.0											
32	久米島町	280			5	1.8	1	0.4	6	2.1			232	82.9			42	15.0			
33	渡嘉敷村	1,799	371	20.6					371	20.6									1,428	79.4	
	(南部計)	15,900	4,311	27.1	2,917	18.3	1	0.0	7,229	45.5	3,010	18.9	3,411	21.5	0	0.0	42	0.3	2,208	13.9	
34	平良市	188	188	100.0					188	100.0											
35	城辺町	49	49	100.0					49	100.0											
36	上野村	183	69	37.7					69	37.7			114	62.3							
	(宮古計)	420	306	72.9	0	0.0	0	0.0	306	72.9	0	0.0	114	27.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
37	石垣市	25	25	100.0					25	100.0											
	(八重山計)	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	市町村不明	23											23	100.0							
	合 計	118,734	33,736	28.4	5,337	4.5	60	0.1	39,133	33.0	19,174	16.1	4,281	3.6	3,205	2.7	38,190	32.2	14,751	12.4	

3 駐留軍用地跡地利用の課題

これまで駐留軍用地跡地については、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業を中心とした有効利用が図られてきたが、これらは必ずしも円滑に推進されたものではなく、地主や関係市町村の意向が配慮されないままの一方的な返還や細切れ返還であったこと、跡地利用計画が策定されないうちに返還されたこと、さらには公共事業に対する地主の理解が得にくかったことなどがあり、跡地利用が遅れる要因となっていた。

土地区画整理事業等の再開発事業を例とした跡地利用の主な遅延要因を整理すると、

- (1) 返還区域及び返還時期の明示の遅れ、
- (2) 各種調査の遅れによる跡地利用計画策定の遅れ
- (3) 跡地利用計画、事業計画等に関する地権者等関係者の合意形成の遅れ
- (4) 公共公益施設の整備のための用地取得の遅れ
- (5) 再開発事業中の埋蔵文化財発掘調査、不発弾処理等による工事の遅れ

等があげられる。

また、再開発事業等を実施するためにはある程度のまとまった土地が必要であるが、細切れ返還のため事業採択基準に適合せず、事業導入ができない等の理由により、跡地の有効利用が図れず、遊休期間が長期化することがあり、地主は経済的な不利益を蒙ることがある。

その他、返還後の跡地利用を迅速に行うためには、返還前に返還予定施設への立ち入り調査を実施することが有効であるが、現状では立ち入り調査が困難であること、跡地利用のための基盤整備事業や埋蔵文化財調査、公共公益施設の用地取得に要する市町村等の財政負担等の問題がある。

なお、地籍未確定の問題については、昭和52年に「沖縄県の地域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化に関する特別措置法」が施行されたことにより、米軍基地内の地籍確定作業が進められ、平成15年3月24日現在、米軍基地面積（那覇防衛施設局実施の地籍明確化対象地域）の98.66パーセントについて地籍が確定している。

4 駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取り組み（経緯）について

(1) 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の制定

沖縄県における米軍基地は、沖縄戦終結後、米軍が農地、宅地等の多くの民有地を強制的に接収して構築された歴史的経緯がある。現在もなお民有地の占める割合が非常に高いことから、駐留軍用地の地主は、駐留軍用地の賃借料を主な収入源として生計を立てざるを得ないなど、特殊な事情が本県の基地問題を複雑なものにしている。

しかも、駐留軍用地が返還される場合は、わずか30日前の返還通知、細切れ返還、返還後の利活用が配慮されていない等の理由のため、駐留軍用地跡地は広範かつ長期間にわたって遊休化し、駐留軍用地の地主は、経済的に困難な状況に陥ることが多かった。

米軍基地の整理縮小を図ることは、今後の本県の経済社会の発展を図る上で大きな課題である。

また、駐留軍用地跡地の有効利用が円滑に推進されない現状を抜本的に解決するためには、米軍基地を返還するに当たっての返還のあり方や返還後の補償、跡地の利用促進に関する問題等を、国の責任において適切に対処し、解決していくことが重要である。

このようなことを背景に、県は1978年（昭和53年）以来、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（以下、本節において「返還特措法」という。）の早期立法化を国に要望した。

その結果、返還特措法は、議員立法として1994年（平成6年）6月に4回目の国会提案がなされ、「国の負担又は補助の割合の特例等」を削除する等法案の一部を修正のうえ可決され、1995年（平成7年）6月20日に施行された。

「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の概要

国による返還見通しの通知及び返還実施計画の策定

国は、日米合同委員会において返還合意された駐留軍用地について、地権者に対して返還見通しの通知を行うとともに、返還に関わる区域、返還予定時期を定めた返還実施計画を策定しなければならない。

返還する場合の措置（原状回復措置及び給付金の支給）

国は、駐留軍用地を返還するに際して、その所有者の請求により、当該土地を原状回復する措置を講ずるとともに、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合には、所有者等が当該土地を引き続き使用、収益していないことを要件として、返還の翌日から3年間、賃借料に相当する額を給付金として支給すること。

市町村又は県による総合整備計画の策定

関係市町村は、返還合意された駐留軍用地等を総合的に整備する必要があると認めるときには、（マスタープラン的な）総合整備計画を定めることができる。特に、広域の見地から総合的に整備する必要があると認めるときには、県が総合整備計画を策定することができる。

総合整備計画に基づく事業に対する行政上の支援措置

国及び県は、総合整備計画に基づく事業を実施する場合には、都市計画法等による処分について適切な配慮をするとともに、国は土地区画整理事業、土地改良事業等について、さらに、国有林野その他の国有財産の活用についても適切な配慮をすること。

法律施行後、関係市町村等から、

給付金支給期間及び支給開始日等の問題

基地返還跡地利用のための基金の創設を含めた推進機構の設立等の問題

読谷補助飛行場、普天間飛行場等の既存施設等を利活用する場合の国有財産処分に関する問題等が主な問題点として提起された。

そのため、沖縄県は、跡地利用を促進する観点から、これらの問題をはじめ、行財政措置を含めた見直しの検討を進めることとなった。

(2) 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等について

これまでの跡地利用にかかる問題等を踏まえ、沖縄県は平成11年8月に、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の改正」及び「駐留軍用地跡地利用促進のための新たな制度の確立」を内容とする「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書」を国へ提出した。（資料1）

政府は、SACO最終報告の着実な実現に向けた取組を進める中で「普天間飛行場代替施設の受け入れ表明」が行われた経緯や、沖縄県及び地元から住民生活や自然環境への特別な配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用促進等の要請に基づき、平成11年12月、「普天間飛行場の移設に関する政府方針」を閣議決定した。

その中で駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化等について、「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」により取り組むことが示された。（資料2）

同方針に基づき、跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るために、平成12年5月に、内閣官房長官・沖縄開発庁長官、沖縄県知事及び宜野湾市長で構成する「跡地対策準備協議会」が設置され、

1. 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等、
2. 跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けて総合調整の機能を果たす調整機関のあ

り方

について協議されることになった。

その後、平成13年12月、第6回跡地対策準備協議会において、9分野106項目にわたる「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応方針」（以下、本節において「取組分野ごとの課題と対応方針」という。）が取りまとめられた。

その中で、宜野湾市及び県は、平成13年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的な取組に着手し、3～4年後を目途に、普天間飛行場の跡地利用基本方針の策定に取り組むこと、また、跡地利用計画策定等の進捗を踏まえ、事業実施主体、事業手法、機能導入等を含めた再開発事業を迅速かつ的確に推進するためのより具体的な措置について検討を進めること等が示された。

なお、「取組分野ごとの課題と対応方針」は、普天間飛行場の跡地利用について取りまとめられたものであるが、駐留軍用地跡地全般に参考になるものとなっている。

また、平成14年4月に施行された沖縄振興特別措置法において「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」（資料3、資料4）が盛り込まれ、跡地利用に関する法制上の枠組みが確保されるとともに、同法に基づく沖縄振興計画において、跡地利用促進に関する取組や跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、県及び跡地関係市町村間の所要の協議、調整を行う「調整機関」等の設置が改めて方針として明記された。

平成14年9月、第7回跡地対策準備協議会において、「調整機関のあり方」について協議が行われ、沖縄担当大臣、沖縄県知事及び跡地関係市町村長の代表で構成される「跡地対策協議会」を調整機関として設置することが了承され、同協議会が発足した。

また、これに伴う事務レベル体制については、同協議会の事務処理や政府部内の総合調整を内閣府が担い、国、県、関係市町村間の事務レベルでの総合調整を、内閣府と連携しつつ沖縄県が中心的役割を担うものとするを受け、沖縄県庁内に「駐留軍用地跡地対策沖縄県本部」を設置し、地元における取組を積極的に進めることとした。

これに先立ち、同年8月には、跡地利用の促進に関し、県と跡地関係市町村の連携を図り、跡地対策協議会へ跡地関係市町村の意見の反映に関し連絡調整を図るため、県及び跡地関係市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」を設置した。また、同連絡・調整会議等を支援するために、県内の国関係機関及び沖縄県の担当課長等で構成する跡地利用支援関係機関連絡会議が同年10月に設置され、跡地利用に係る支援体制の整備・強化が図られた。

平成14年10月には、「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」に基づき、返還特措法政令の一部改正が行われ、返還合意後速やかに策定する「返還実施計画」において、国が行う汚染物質や不発弾等の調査及び除去等の原状回復措置について、「返還実施計画に定める事項」として明確に定められた。

このように、跡地利用の促進及び円滑化に関する取組が進展する中で、沖縄県としても、沖縄振興特別措置法等の制度的な枠組みや跡地対策協議会、跡地関係市町村連絡・調整会議等を積極的に活用し、国、県、跡地関係市町村の密接な連携を図りながら、個々の跡地の特性や課題に応じた跡地利用の促進に向けた取組を進めているところである。

（資料1）：「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書」（平成11年8月）の概要

1 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の改正について

(1) 「返還実施計画」で定める事項の追加

跡地利用に支障がないよう環境浄化処理の確認調査、不発弾撤去、建物の撤去など特別管理期間に国が行う措置を「返還実施計画」で明示すること。

(2) 「給付金支給」要件の改正

駐留軍用地の返還にあたって、所有者へ不安を抱かせないように、また、計画的な跡地利用

が図られるよう、給付金の支給にあたって、期間を7年に延長すること、特別管理費控除を行わないこと、限度額を設けないことについて所要の措置を講ずること。

(3) 「調査・測量」の早期実施

跡地利用を早期に実現するため、事業にかかる調査及び測量が返還見通しが立った早い時点で実施できるようにすること。

(4) 「国有財産の活用」の措置

国有財産法に規定する制限にかかわらず、国有財産を跡地の公的事業に譲与、無償貸付ができる措置を講ずること。

2 駐留軍用地跡地利用促進のための新たな制度の確立について

(1) 駐留軍用地跡地等の利用促進のための行財政上の措置

駐留軍用地跡地利用の円滑な促進を図るため、跡地の有効利用を促進するために行う事業に行財政上の特別な措置を講ずること。

(2) 駐留軍用地跡地利用の実施体制の整備

駐留軍用地跡地の利用にかかる事業を円滑に実施及び支援していくための事業主体として、跡地整備事業の総合的な実施機関を新たに設置すること。

(資料2)：「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」（平成11年12月28日閣議決定）の概要

1 跡地利用の促進及び円滑化のための措置

(1) 調整機関の設置

跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、沖縄県及び関係市町村間の総合調整等の機能を果たす調整機関を新たに設置する。

(2) 共通措置

駐留軍用地跡地全体に共通する跡地利用の促進のための施策として次の措置をとる。

「調査・測量」の早期実施への対応

「国有財産の活用」の措置

「返還実施計画に定める事項」の明示

(3) 大規模駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特例措置

必要となる再開発に相当の困難が予想される大規模な駐留軍用地の跡地にあっては、上記による努力では対処できないものと考えられることから、再開発事業を迅速かつ的確に推進するため次の措置を講ずる。

国の取組にかかる方針の策定

事業執行主体にかかる業務の特例等

(4) 給付金支給にかかる特例措置

給付金支給に関して、駐留軍用地跡地の性格等を踏まえ、次のとおり特例措置を認める。

大規模駐留軍用地跡地にかかる特例措置

その他の特例（大規模駐留軍用地跡地以外の駐留軍用地跡地）

2 法制の整備

上記1の(3)及び(4)の措置については、新たな法制の整備により対応する。

3 駐留軍従業員の雇用の安定の確保

米軍施設・区域の整理・統合・縮小の推進により影響を受ける駐留軍従業員の雇用対策については、出来る限り移設先又は既存施設への配置転換により雇用の継続を図ることを基本としつつ、雇用の安定確保に向けて知識技能の修得のための職業訓練対策の強化を図るなど、米側及び沖縄県とも連携を図りつつ、雇用の安定の確保に最大限の努力を行う。

(資料3)：沖縄振興特別措置法第7章「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」の概要

1 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等(第95条～第97条)

- (1) 国、県、跡地関係市町村の密接な連携の下、跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。(第95条：駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則)
- (2) 国は、跡地の有効かつ適切な利用を促進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。(第96条：国の責務)
- (3) 県、跡地関係市町村は、跡地の有効かつ適切な利用を促進するため、整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。(第97条：地方公共団体の責務)

2 大規模跡地の指定等(第98条～第102条)

- (1) 大規模跡地(市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、原状回復及び開発整備に長期間を要し、沖縄の振興の拠点となると認められるもの)の指定(第98条)、国の取組方針の策定(第99条)、県総合整備計画の策定(第100条)を規定する。
- (2) 特定跡地(開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要し、計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの)の指定(第101条)、市町村総合整備計画の策定(第102条)を規定する。

3 大規模跡地給付金の支給等(第103条、第104条)

- (1) 大規模跡地の円滑な利用を促進し、市街地の計画的な開発整備に伴う所有者等の負担の軽減を図るため、返還日の翌日から引き続き3年を超えて当該土地を使用収益していないときは、返還日の翌日から3年を経過した日から、当該所有者等の申請に基づき、大規模跡地給付金を支給することとし、支給の限度となる期間その他必要な事項は、政令で定める。(第103条)
- (2) 特定跡地の円滑な利用を促進し、原状回復に相当の期間を要することに伴う所有者等の負担の軽減を図るため、返還日の翌日から引き続き3年を超えて当該土地を使用収益していないときは、返還日の翌日から3年を経過した日から、当該所有者等の申請に基づき特定跡地給付金を支給することとし、支給の限度となる期間その他必要な事項は、政令で定める。(第104条)

(資料4)：沖縄振興特別措置法施行令(駐留軍用地跡地関係)の概要

1 大規模跡地の要件(第34条)

- (1) 政令で定める規模は、300ヘクタール以上とする。
- (2) 政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

その土地が一団の土地であること。

その土地が既成市街地に隣接する土地であること。

2 特定跡地の要件(第35条)

政令で定める規模は、5ヘクタール以上とする。

3 大規模跡地給付金の支給(第37条)

大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、大規模跡地における市街地の計画的な開発整備等の見通しを勘案して、別に政令で定める期間とする。

4 特定跡地給付金の支給(第38条)

特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して、別に政令で定める期間とする。

5 駐留軍用地跡地における環境問題

返還軍用地における環境問題については、平成14年10月の返還特措法の一部改正により、今後返還合意がなされる施設については、「返還実施計画」に基づき、国の責任において汚染物質や不発弾の調査及び除去等が行われることとなった。

しかし、既に返還された土地や、今後返還合意される施設で「返還実施計画」の策定されない施設については現行の日米地位協定に何ら対応策が示されていないため、「第2章 基地被害と対策」の「第1節 基地から派生する諸問題」の「1 環境問題」の中の「北谷町のドラム缶投棄事件」等に類する問題が今後も発生する可能性がある。

県としては、前述した「北谷町のドラム缶投棄事件」と同様に、基地返還の実施された跡地が有害物質により汚染されていることが判明した場合は、

国において早期の状況把握や原因者の究明について調査を行うこと

調査後、原因者が米軍であると断定またはその蓋然性が高いと判断された場合は、国において当該有害物質の撤去・処分を実施すること

等を盛り込んだ仕組みを作成するよう、国に対し要請している。

豆知識

急使問題

平成14年6月16日、那覇市内の飲食店において、米本国在基地所属の米軍人が、店に置かれていたライター1個（時価1,500円相当）を窃取し、逮捕されたが、急使の身分証明書を持っていたとの理由で即日釈放されたことにより、急使の身分取り扱いについて問題となった。

日米合同委員会の合意事項で、「権限を与えられたすべての急使その他機密文書若しくは機密資料を運搬又は送達する任務に従事するすべての軍務要員は、次のような身分証明書が支給される。

『この身分証明書の所持者は、公務に従事しており公の機密文書又は資料の保持の責に任じているものである。この者は、その氏名及び所属部隊を確かめるといふ必要以上に如何なる目的のためにもその身柄を拘束されることはない。この者の所持する文書又は資料はその所持を奪われ、開披され又は検査されることはない。』右の者は、右身分証明書記載のとおり取り扱われるが、その者が犯罪を犯し、日本側から要求された場合には、任務の終了後直ちに日本の法律執行機関に出頭する。」となっている。

外務省の見解によると、米国との協議の結果、「急使としての身分は、公務執行中で機密文書又は機密資料を運搬又は送達する任務に従事している場合に限る」ことで合意したとのことであり、前述した事件については、「当該容疑者は、逮捕された時点では公務執行中ではなく、機密文書又は機密資料を運搬又は送達する任務に従事していなかった」との結論に達したとのことである。

第2節 米軍施設の返還状況

1 全部返還施設の現在

復帰当時、87施設、286,608千㎡あった米軍施設は、平成14年3月31日現在では、38施設、237,288千㎡となっている。返還された米軍施設の施設数においては半数以上の返還が見られるが、返還面積は51,583千㎡と約18.0パーセントに止まっている。返還には全部返還、一部返還及び統合があり、全部返還面積が49施設23,101千㎡、一部返還面積が29施設28,408千㎡そして統合面積は74千㎡となっている。

返還された土地は、地籍の明確化や細切れ返還、跡地利用計画など多くの困難な作業を抱える中、地域の新しい町として発展した場所や、未だ跡地利用が進まない返還地がある。

跡地利用としては、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業や民間による開発が行われているが、都市地区の住宅地の確保や不足がちな公共施設の建設、農地の拡大あるいは工業用地に使用されるなど、狭隘な本県の振興開発に大きな役割を果たしている。

1 F A C 6 1 0 2 安波訓練場（4,893千㎡、国頭村字安波）

平成10年12月22日、全部返還。本施設は、安波川から安波ダムに係る地域を米軍が地位協定に基づく一時使用施設として使用していたものであり、それが全面解除となったものである。

平成13年8月、安波訓練場と一部返還が予定されている北部訓練場を併せて跡地利用計画が策定され、その実現に向けて検討が行われている。

2 F A C 6 1 1 2 久志訓練場（59千㎡、名護市字久志）

昭和49年3月31日、全部返還。現在は農業用地として使用されている。

3 F A C 6 0 1 3 恩納通信所（631千㎡、恩納村字恩納）

平成7年11月30日、全部返還。この施設は万座毛の南側に位置しており、ゴルフ場計画、宅地計画、健康増進施設を加えて区域設定を行い、地主説明会の賛同を得て事業の推進を図ってきたが、平成11年、ゴルフ場計画を断念し現在に至っている。平成13年4月、亜熱帯計測技術センター施設が建設された。

4 F A C 6 0 1 4 キャンプ・ハーディー（267千㎡、宜野座村字松田）

昭和50年3月31日、全部返還。昭和27年に米軍に接收される前はほとんどが山林原野であり、一部谷間や傾斜面にわずかに田畑が点在していた。同施設は、米陸軍アジア地域援助第一特殊部隊（グリーンベレー）の多目的訓練場として、原子砲の実射訓練や各種の火器類、実弾演習等に使用されていた。現在は、国際交流村が建設されているほか、宜野座リゾート開発計画が進行中である。

5 F A C 6 2 1 5 恩納サイト（268千㎡、恩納村、金武町）

恩納ポイント陸軍補助施設として使用された同施設は、復帰に伴い恩納サイトに名称変更し、昭和50年6月30日に全部返還された。現在は、航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場へ引き継がれた。

6 F A C 6 1 1 6 屋嘉訓練場（2,001千㎡、金武町字屋嘉）

昭和49年3月31日、全部返還。その後、農地開発事業が実施された。

7 F A C 6 0 1 8 屋嘉レスト・センター（82千㎡、金武町字屋嘉）

同施設は、米陸軍人事厚生業務局の管理の下に保養施設として利用され、昭和54年8月31日に全部返還された。金武町では、返還跡地に復帰先地公共整備事業を実施して地域の宅地用地の確保を図っている。

8 F A C 6 0 2 3 知花サイト（151千㎡、沖縄市倉敷、読谷村字親志、恩納村字山田）

「知花陸軍補助施設」と「喜名無線中継所」として使用された同施設は、復帰に伴い知花サイトに名称変更。昭和48年4月23日に、大半の施設が陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場へ引き継がれた。陸上自衛隊の一角で、マイクロウエーブ局として空軍の第18通信隊が使用していたが、平成8年12月31日に残りの1千㎡が返還され、全部返還となった。しかしながら、この1千㎡部分については、土地の有効利用ができないとの所有者の要望もあり、平成12年4月1日から陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場として提供されている。

9 F A C 6 0 2 4 石川陸軍補助施設（206千㎡、石川市字東恩納、具志川市字昆布、字栄野比）

昭和49年8月3日、全部返還。一部、宅地やゴルフ場に利用されているが、傾斜や高低差がある地形のため、現在でも多くの山林が残っている。

10 F A C 6 0 2 5 読谷陸軍補助施設（122千㎡、読谷村字長浜）

昭和49年10月31日、全部返還。同施設があった読谷村長浜地区は、現在88千㎡が宅地として利用され、残りが原野となっている。

11 F A C 6 0 3 0 天願通信所（974千㎡、具志川市）

昭和48年9月15日に大幅な返還が行われ、昭和58年6月30日の返還により、全部返還された。昭和48年頃までは、通信基地としてベトナム、フィリピン、グアムなどの極東地域や米国との長距離通信を行う他、トリイ通信施設との連携の下に使用されていた。天願土地区画整理事業が完了し、返還跡地には、市役所をはじめとする公共施設や学校、住宅地、郊外型店舗などが建設され、「みどり町」として具志川市の新しい町が形成されている。

12 F A C 6 0 3 3 キャンプ・ヘーグ（645千㎡、具志川市字赤道、沖縄市知花・字登川）

昭和52年5月14日、ほとんどの施設が返還され、その後一部が同年12月15日に陸軍貯油施設及びキャンプ瑞慶覧に統合され、全部返還された。同施設は、国道329号沿いにあり、東側に具志川市赤道、南側に沖縄市知花、北側に沖縄市登川と隣接し、周辺地域の振興開発の障害となっていた。返還跡地は登川土地区画整理事業が実施され、住宅用地、福祉施設、企業用地として使用されている。

13 F A C 6 0 3 4 平良川通信所（177千㎡、具志川市）

昭和48年6月30日、翌年4月30日の返還により全部返還。現在は、復帰記念館、中央公民館、市民芸術劇場、高齢者創作館、福祉センター、公民館などが建設され、具志川市の中心地として発展している。

14 F A C 6 0 3 5 波平陸軍補助施設（41千㎡、読谷村字波平・字都屋）

昭和49年10月31日、全部返還。同施設があった読谷村都屋には、県立都屋の里、県立読谷救護園、村立診療所、村立農村婦人の家、村立生き生き健康センター等が集団的に整備されている。

- 15 **F A C 6 0 3 8 嘉手納住宅地区（102千㎡、読谷村字大湾・字古堅・字比謝橋）**
昭和52年11月30日、全部返還。読谷村古堅地域と隣接していたこの施設は、空軍の家族住宅として使用され、広い芝生と基地のまわりに金網がないことから、通称「モーガン・マナー地域」として住民に親しまれていた。現在は古堅地区土地区画整理事業により、宅地化が進んでいる。
- 16 **F A C 6 0 3 9 砂辺倉庫（3千㎡、北谷町字砂辺）**
平成5年6月30日、全部返還。返還前は、民間会社の倉庫2棟を家具修理施設として空軍が使用していた。現在では、企業が利用している。
- 17 **F A C 6 0 4 0 砂辺陸軍補助施設（38千㎡、北谷町字砂辺・字浜川）**
昭和52年4月30日に、一部24千㎡が返還され、同年8月15日に残りの14千㎡が陸軍貯油施設に統合された。同施設は嘉手納航空隊の調達事務所及び倉庫として使用されていたが、現在は住宅地となっている。
- 18 **F A C 6 0 4 1 カシジ陸軍補助施設（7千㎡、北谷町字砂辺）**
昭和51年9月30日、全部返還。この施設は陸軍の予防医学研究所及び研究所に勤務する職員の住宅等に使用されていた。現在、地籍未確定であることから利用されていない。
- 19 **F A C 6 0 4 2 コザ通信所（5千㎡、沖縄市字胡屋）**
昭和48年3月31日、全部返還。現在は宅地となっている。
- 20 **F A C 6 0 4 5 瑞慶覧通信所（123千㎡、北谷町字吉原、沖縄市字山里）**
昭和51年3月31日、全部返還。復帰前は陸軍戦略通信コマンドの通信基地及び太平洋野戦事務所として使用されていた。桃原土地区画整理事業が完了し、現在は宅地となっている。
- 21 **F A C 6 0 4 7 西原陸軍補助施設（198千㎡、与那城町字西原・字安勢理、勝連町字内間・字南風原）**
昭和48年6月30日、翌年4月30日の返還により全部返還。現在は、病院等も建設されているが、主に農業用地として利用されている。
- 22 **F A C 6 0 4 9 泡瀬倉庫地区（131千㎡、北中城村字渡口・字仲順）**
昭和48年6月30日、全部返還。現在は、村立幼稚園、村立中央公民館、商工研修施設や社会福祉センターなどの公共施設として利用されている。
- 23 **F A C 6 0 5 0 久場崎学校地区（127千㎡、中城村字久場）**
昭和56年3月31日、全部返還。この地域は、中城村の北側に位置し、米軍の接收後は、難民収容所や米軍のモータープール、兵舎等に使用されていたが、その後は米人子弟の学校施設として使用された。昭和63年に土地区画整理事業が行われ、現在は、主に住宅・商業用地として利用されている。
- 24 **F A C 6 0 5 2 キャンプ・マーシー（369千㎡、宜野湾市）**
昭和51年3月31日、同施設はキャンプ桑江に移転され、全てが返還された。この地域は、宜野湾市真志喜の国道58号線から海岸線に至る場所に位置し、獣医センターOREの本部が置かれた。現在は、真志喜地区土地区画整理事業が完了し、沖縄コンベンションセンターなどのコンベンシ

ョンエリアと連動して、宜野湾市の中核的都市を形成している。

25 F A C 6 0 5 3 キャンプ・ブーン (151千㎡、宜野湾市宇地泊)

昭和49年12月10日、全部返還。現在は、宇地泊地区土地区画整理事業が完了し、宅地、公園などが形成されている。

26 F A C 6 0 5 4 牧港倉庫 (2千㎡、浦添市字牧港)

昭和49年12月10日、全部返還。現在は民間会社が利用している。

27 F A C 6 0 5 5 牧港サービス事務所 (建物のみ、浦添市字牧港)

昭和48年6月30日、全部返還。事務所として使用されていた。なお、同施設は建物だけの施設である。

28 F A C 6 0 5 7 牧港補給地区補助施設 (1千㎡、浦添市字牧港)

平成5年3月31日、全部返還。返還前は、浦添市の住宅地域にある民間会社内の倉庫の一部を一時保管庫として使用し、家具類、洗濯機、冷蔵庫等引き上げ家族の使用した家庭用品が保管されていたが、現在は民間会社が利用している。

29 F A C 6 0 5 8 牧港調達事務所 (1千㎡、浦添市字城間)

昭和49年3月31日、全部返還。事務所として使用されていたが、現在は民間会社が利用している。

30 F A C 6 0 5 9 浦添倉庫 (6千㎡、浦添市字勢理客)

昭和48年6月30日、昭和50年1月31日の返還により全部返還。現在は民間会社が倉庫として利用している。

31 F A C 6 0 6 1 牧港住宅地区 (1,926千㎡、那覇市)

幾度の部分返還の後、昭和62年5月31日の大規模返還により全部返還。国道58号線、国道330号及び環状2号に囲まれたこの施設は、那覇市の中心地の近くにあり、奥武山公園の約8倍の面積に将校、下士官の家族住宅1,181戸(昭和49年頃)があり、プール、スケート場、小学校等の教育、娯楽施設が完備されるなど快適な生活環境施設であった。これらの住宅は、嘉手納飛行場や牧港補給地区、キャンプ・コートニーの代替住宅施設に統合された。

返還後は、21世紀の未来都市づくりを担う那覇新都心開発事業が進められている。当該地区には、沖縄振興開発金融公庫、沖縄職業総合庁舎などの公共建築物、大型ショッピングセンターや映画館などの商業施設、アパート、マンションが建設され、新しい街の姿が形作られてきており、那覇市の新しい活気あふれる場所として変貌しつつある。

32 F A C 6 0 6 2 那覇冷凍倉庫 (建物のみ、那覇市)

同施設は建物だけの施設で、何回かの部分返還を経て、平成5年3月31日に全部返還。この施設は那覇港湾施設に隣接する倉庫地帯に、民間の冷凍倉庫の一部を米軍が賃借し、エクステンジサービス沖縄地域営業本部の食料品倉庫として使用され、平成2年の那覇市曙への移転後、返還された。

33 F A C 6 0 6 3 ハーバービュー・クラブ (17千㎡、那覇市上泉・泉崎・楚辺・壺川)

昭和47年8月14日、全部返還。食堂として使用されていた。現在はホテルとして利用されている。

34 F A C 6 0 6 5 那覇サービス・センター（5千㎡、那覇市通堂）

平成7年8月31日、全部返還。この施設は奥武山公園の入口にあり、「シーメンズ・クラブ」と称され、軍人・軍属の福利厚生施設として利用されていた。施設内にはレストラン、酒類、雑誌等を販売する売店、ゲームコーナーなどがあった。

現在、同地域には県立武道館が建設され、奥武山公園と併せて県民のスポーツ、憩いの場として利用されることが期待されている。なお、現在「シーメンズ・クラブ」は、那覇軍港に移設された。

35 F A C 6 0 6 6 那覇空軍・海軍補助施設（3,739千㎡、那覇市、豊見城市）

那覇空港の背後にあったこの施設は、将校と下士官及び軍属用の宅地として使用され、施設内には、幼稚園、遊園地、ゴルフ場、PX、銀行等が完備されていた。復帰の際に一部返還され、自衛隊へ引き継がれた。現在でも施設の大半は自衛隊へ引き継がれているが、昭和57年3月31日には大幅な部分返還があり、昭和61年10月31日に全部返還された。現在では、小禄金城土地区画整備事業の実施でより特色ある街づくりが行われており、特に小禄・金城地区は大手デパートをはじめとする郊外型店舗の進出や那覇市のベッドタウンとして発展している。

また、同補助施設の弾薬貯蔵基地として使用されていた豊見城市の瀬長島は、昭和52年5月16日付けで返還された。現在は、市有地の一部がスポーツ広場として、また民有地がレクリエーション関連で利用されている。風光明媚な瀬長島は、市内外から多くの方が訪れるが、同島の約70%が未使用の状態である。

36 F A C 6 2 6 7 那覇サイト（104千㎡、那覇市字安次嶺・字当間・字大嶺）

那覇陸軍補助施設として使用された同施設は、復帰に伴い那覇サイトに名称が変更され、昭和48年4月3日に全部返還された。現在では、航空自衛隊那覇基地、航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場として引き継がれている。

37 F A C 6 2 6 8 知念第一サイト（115千㎡、知念村字知念）

知念第1サイトとして使用されていた同施設は、昭和48年4月6日に全部返還された。現在では陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場へ引き継がれている。

38 F A C 6 2 6 9 知念第二サイト（312千㎡、玉城村、知念村、佐敷町）

知念第2陸軍補助施設として使用された同施設は、復帰に伴い知念第2サイトに名称が変更され、昭和49年1月9日に全部返還された。現在は、航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場として引き継がれている。

39 F A C 6 0 7 0 新里通信所（105千㎡、佐敷町字新里、大里村字大城）

昭和49年3月31日、全部返還。返還までの間は、食糧補給基地や米国民政府がおかれるなど米軍の司令部的使用がなされてきた。現在では、社会福祉施設の老人ホームや知的障害者厚生施設または保養施設として厚生年金休暇センターが建設されている。

40 F A C 6 0 7 1 知念補給地区（1,795千㎡、玉城村、知念村、佐敷町）

昭和49年10月15日、全部返還。玉城村の面積の半分近くを占めていた同施設は、米海軍司令部

として使用された後に陸軍の管理下に移され、兵舎、倉庫、米軍人軍属等の住宅に使用された。また、極東戦略の特殊部隊の使用基地として、その機能や性格は秘密にされていたが、ベトナム戦後の極東軍事基地の見直しによって返還の対象とされた。

現在は、公園、ゴルフ場、福祉施設、体育センター等を設置し、村民の地域活動の場、憩いの場として活用されている。

- 41 **F A C 6 2 7 2 与座岳航空通信施設 (158千㎡、糸満市字与座・大里、東風平町字世名城・高良・富盛)**
与座岳航空通信施設として使用された同施設は、昭和51年6月30日に全部返還された。現在では、航空自衛隊那覇基地与座分屯基地へ引き継がれたほか、土地改良事業が実施され、農業用地としてまたゴルフ場としても利用されている。
- 42 **F A C 6 2 7 3 与座岳サイト (122千㎡、糸満市真栄平・新垣、具志頭村字安里・仲座、東風平町)**
与座岳第2陸軍補助施設として使用されていた同施設は、復帰に伴い与座岳サイトに名称が変更され、昭和48年4月16日に全部返還された。現在は、陸上自衛隊那覇駐屯地与座分屯地へ引き継がれている。
- 43 **F A C 6 0 7 4 与座岳陸軍補助施設 (217千㎡、糸満市字大度・摩文仁、東風平町字富盛、具志頭村字仲座)**
与座岳第1陸軍補助施設として使用された同施設は、復帰に伴い与座岳陸軍補助施設に名称が変更され、昭和49年9月30日に全部返還された。現在は、陸上自衛隊那覇駐屯地南与座分屯地へ引き継がれているほか、一部はゴルフ場として利用されている。
- 44 **F A C 6 0 7 5 南部弾薬庫 (1,287千㎡、具志頭村)**
昭和52年3月31日、全部返還。接收当初はナイキ基地として使用されていたが、その後陸軍及び海軍の通常弾薬庫が設置され、返還されるまで海軍の専用弾薬庫として使用されていた。現在は土地改良事業が実施され、葉野菜等の近郊型農業として利用されているほか、ゴルフ場としても利用されている。
- 45 **F A C 6 2 7 9 久米島航空通信施設 (234千㎡、久米島町)**
久米島航空通信施設として使用されていた同施設は、昭和48年5月14日に全部返還された。現在では航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地へ引き継がれている。
- 46 **F A C 6 2 8 6 宮古島ポルトック施設 (164千㎡、平良市字下里)**
宮古島ポルトック施設として使用されていた同施設は、昭和48年2月15日に全部返還された。現在は、航空通信施設が設置されている。
- 47 **F A C 6 2 8 7 宮古島航空通信施設 (102千㎡、平良市字下里・字西里、上野村野原)**
宮古島航空通信施設として使用されていた同施設は、昭和48年2月15日に全部返還された。現在では、航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地へ引き継がれている。また、上水道施設や畜産センターなどが建設されている。
- 48 **F A C 6 0 8 9 那覇海軍航空施設 (836千㎡、那覇市)**
昭和50年6月27日に全部返還。現在は那覇空港として使用されている。
- 49 **F A C 6 0 9 0 伊波城観光ホテル (60千㎡、石川市字伊波)**

昭和54年6月30日、全部返還。現在は、リゾート地である「ココガーデンリゾートオキナワ」をはじめ、県営石川団地、民間の社員寮としても利用されている。

なお、一部返還された跡地についても新しい街づくりが行われている。泡瀬通信施設は、海邦国体の主会場となった県総合運動公園やし尿処理施設などの公共施設が建設されているほか、一部土地区画整理事業が完了し、住宅地としても利用されている。ポロー・ポイント射撃場（現在は瀬名波通信施設）の一部返還跡地には広大な残波岬公園が整備されているほか、高級ホテルやゴルフ場などリゾート地として発展している。また、キャンプ瑞慶覧のハンビー飛行場地区及びメイノモスカラ射撃場地区の返還跡地には、飲食店、大手スーパーなどが建設され、新しい街づくりのモデル事例と言われる程に発展し、多くの若者達に利用されている。

2 駐留軍施設・区域の返還状況(平成14年3月31日現在)

(1) 一部返還

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
FAC6001 北部訓練場	昭和52年10月15日	1,303
	昭和62年3月31日	409
	昭和62年11月26日	3,193
	平成2年4月30日	164
	平成5年3月31日	4,798
	小計	9,867
	現在面積	78,332
FAC6004 奥間レスト・センター	昭和60年3月20日	1
	昭和62年6月30日	12
	平成3年5月31日	0
	小計	13
	現在面積	546
FAC6005 伊江島補助飛行場	昭和52年3月31日	5
	昭和57年5月14日	44
	昭和62年5月14日	2
	小計	52
	現在面積	8,015
FAC6006 八重岳通信所	昭和53年3月31日	8
	平成6年9月30日	192
	小計	200
	現在面積	37
FAC6007 慶佐次通信所	平成5年7月1日	29
	平成7年3月31日	548
	小計	576
	現在面積	10
FAC6009 キャンプ・シュワブ	昭和50年5月19日	70
	昭和58年1月31日	180
	平成2年6月30日	18
	平成2年11月30日	1
	平成3年5月31日	2
	平成5年3月31日	5
	平成8年9月30日	149
	平成13年3月31日	1
	小計	425
	現在面積	20,627

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
FAC6010 辺野古弾薬庫	平成2年6月30日	5
	平成3年5月31日	0
	小計	5
	現在面積	1,214
FAC6011 キャンプ・ハンセン	昭和50年5月19日	578
	昭和56年12月31日	49
	昭和57年11月30日	3
	昭和63年3月31日	1
	平成元年3月31日	0
	平成2年3月31日	4
	平成3年2月28日	20
	平成3年3月31日	0
	平成3年6月30日	1
	平成4年3月31日	1
	平成4年5月14日	2
	平成7年3月31日	28
	平成7年11月30日	2
	平成8年12月31日	35
	平成9年3月31日	0
	平成9年5月14日	0
	平成10年3月31日	1
	平成14年2月6日	839
	小計	1,565
	現在面積	51,183
FAC6017 ギンバル訓練場	平成4年5月14日	0
	平成7年9月30日	0
	平成13年5月31日	0
	小計	1
現在面積	601	
FAC6019 金武レッド・ビーチ訓練場	平成11年3月31日	0
	小計	0
	現在面積	17
FAC6020 金武ブルー・ビーチ訓練場	平成13年3月31日	1
	平成13年10月24日	6
	小計	8
	現在面積	381
FAC6021 瀬名波通信施設 (ポロー・ポイント射撃場)	昭和48年6月30日	210
	昭和49年8月15日	1,842

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
	昭和49年10月31日	161
	昭和49年11月30日	711
	昭和51年9月30日	1,065
	昭和52年4月30日	1
	昭和52年5月14日	12
	昭和58年3月31日	5
	平成4年3月31日	1
	平成4年5月14日	0
	平成8年3月31日	0
	平成11年9月2日	0
	平成13年3月31日	0
	小計	4,008
	現在面積	612
FAC6022 嘉手納弾薬庫地区	昭和51年11月30日	62
	昭和52年4月30日	0
	昭和52年5月14日	57
	昭和52年9月30日	125
	昭和52年11月30日	32
	昭和53年3月31日	1,578
	昭和55年12月15日	14
	昭和57年5月15日	20
	昭和58年3月31日	452
	昭和61年4月2日	0
	昭和62年8月31日	78
	昭和63年12月31日	9
	平成4年3月31日	0
	平成4年5月14日	2
	平成7年10月31日	3
	平成7年12月31日	753
	平成11年3月25日	769
	平成11年12月31日	3
	平成12年2月29日	20
	小計	3,979
現在面積	27,288	
FAC6026 楚辺通信所		返還未着手
	現在面積	535
FAC6027 読谷補助飛行場	昭和52年5月14日	2
	昭和52年5月31日	1

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
	昭和53年4月30日	1,012
	昭和62年3月31日	8
	平成4年5月14日	1
	小 計	1,023
	現 在 面 積	1,907
FAC6028 天願棧橋		返還未着手
	現 在 面 積	31
FAC6029 キャンプ・コートニー	昭和49年5月31日	52
	昭和58年10月31日	295
	平成4年5月14日	0
	平成5年3月31日	14
	平成8年1月31日	0
	平成9年9月30日	0
	平成10年9月30日	0
	小 計	363
	現 在 面 積	1,348
FAC6031 キャンプ・マクトリアス	平成4年5月14日	0
	平成4年8月31日	1
	平成8年1月31日	5
	小 計	6
	現 在 面 積	379
FAC6032 キャンプ・シールズ	昭和49年9月30日	78
	昭和52年5月14日	3
	昭和55年12月15日	11
	昭和58年10月31日	1
	昭和62年3月31日	17
	小 計	110
	現 在 面 積	701
FAC6036 トリイ通信施設	昭和48年9月15日	1,315
	昭和52年5月14日	27
	昭和54年10月31日	14
	昭和58年7月31日	1
	平成6年9月30日	1
	平成11年3月31日	38
	平成13年3月31日	1
	小 計	1,398
現 在 面 積	1,939	
FAC6037 嘉手納飛行場	昭和51年11月30日	106

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
	昭和57年2月28日	1
	昭和57年5月14日	0
	昭和57年5月31日	0
	昭和58年3月31日	86
	昭和59年1月10日	9
	昭和59年6月5日	1
	昭和60年9月30日	0
	昭和61年1月31日	94
	昭和61年6月30日	25
	昭和62年8月31日	237
	昭和62年9月30日	4
	昭和63年3月31日	4
	平成元年6月30日	0
	平成4年9月30日	1
	平成7年3月31日	1
	平成7年9月30日	1
	平成8年1月31日	21
	小計	591
	現在面積	19,950
	FAC6043 キャンプ桑江	昭和49年8月31日
昭和52年3月31日		3
昭和57年5月14日		1
昭和62年2月28日		1
平成6年12月31日		16
小計		57
現在面積		1,067
FAC6044 キャンプ瑞慶覧	昭和48年8月15日	3
	昭和49年9月30日	346
	昭和50年3月31日	5
	昭和52年3月14日	0
	昭和52年5月14日	70
	昭和53年3月31日	0
	昭和54年9月30日	2
	昭和56年12月31日	634
	昭和58年3月15日	1
	昭和59年3月21日	1
	昭和60年3月31日	12
	昭和61年3月31日	0

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
	昭和62年5月14日	1
	昭和62年8月31日	109
	平成元年6月30日	8
	平成元年9月30日	7
	平成2年1月31日	4
	平成3年9月30日	1
	平成3年12月31日	22
	平成4年11月30日	1
	平成7年11月30日	3
	平成8年6月30日	0
	平成9年3月14日	1
	平成9年3月31日	0
	平成9年5月14日	1
	平成9年6月30日	0
	平成9年12月31日	3
	平成10年3月31日	16
	平成12年2月29日	33
	小 計	1,283
	現 在 面 積	6,426
	FAC6046 泡瀬通信施設	昭和51年3月31日
昭和52年3月31日		780
昭和58年3月15日		67
小 計		1,861
現 在 面 積		552
FAC6048 ホワイト・ビーチ地区	昭和48年5月1日	134
	昭和51年12月31日	221
	平成9年3月31日	0
	平成10年3月31日	2
	平成10年8月31日	9
	小 計	366
	現 在 面 積	1,568
FAC6051 普天間飛行場	昭和52年3月31日	109
	昭和52年4月30日	3
	昭和52年9月30日	24
	昭和60年1月31日	7
	昭和62年2月28日	2
	平成4年2月29日	2
	平成4年5月14日	15

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
	平成8年6月30日	9
	平成9年5月14日	0
	平成9年9月30日	0
	小 計	171
	現 在 面 積	4,805
FAC6056 牧港補給地区	昭和49年9月30日	18
	昭和52年3月31日	16
	平成元年3月31日	0
	平成4年5月14日	0
	平成7年2月28日	3
	平成9年5月14日	0
	平成13年9月30日	12
	小 計	49
	現 在 面 積	2,738
FAC6060 工兵隊事務所	昭和61年5月31日	8
	小 計	8
	現 在 面 積	45
FAC6064 那覇港湾施設	昭和59年5月14日	1
	昭和61年5月15日	28
	昭和61年10月31日	206
	平成5年3月31日	7
	平成12年6月30日	9
	小 計	251
	現 在 面 積	559
FAC6076 陸軍貯油施設	昭和53年3月31日	1
	昭和53年6月30日	2
	昭和56年2月28日	11
	昭和56年4月30日	10
	昭和57年5月15日	2
	昭和59年3月31日	1
	昭和59年5月14日	71
	昭和60年6月30日	50
	昭和60年9月30日	5
	平成2年12月31日	43
	平成3年12月31日	0
	平成4年12月31日	0
	平成6年3月31日	0
	平成8年6月30日	14

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
	小計	210
	現在面積	1,255
FAC6077 鳥島射爆撃場	昭和53年6月30日	1
	小計	1
	現在面積	41
FAC6078 出砂島射爆撃場		返還未着手
	現在面積	245
FAC6080 久米島射爆撃場		返還未着手
	現在面積	2
FAC6181 浮原島訓練場		返還未着手
	現在面積	254
FAC6082 津堅島訓練場		返還未着手
	現在面積	16
FAC6084 黄尾嶼射爆撃場		返還未着手
	現在面積	874
FAC6085 赤尾嶼射爆撃場		返還未着手
	現在面積	41
FAC6088 沖大東島射爆撃場		返還未着手
	現在面積	1,147
合計	一部返還面積	28,447
	現在面積合計	237,288

- 注 1. 返還未着手の施設とは、復帰後一度も返還が実施されていない施設である。
2. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

(2) 全部返還

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
FAC6102 安波訓練場	昭和62年11月26日	96
	平成10年12月22日	4,797
	小計	4,893
FAC6112 久志訓練場	昭和49年3月31日	59
FAC6013 恩納通信所	平成4年5月14日	7
	平成7年11月30日	624
	小計	631
FAC6014 キャンプ・ハーディー	昭和50年3月31日	267
FAC6215 恩納サイト	昭和48年1月31日	2
	昭和48年5月14日	265
	昭和50年6月30日	1
	小計	268
FAC6116 屋嘉訓練場	昭和49年3月31日	2,001
FAC6018 屋嘉レスト・センター	昭和54年8月31日	82
FAC6023 知花サイト	昭和48年4月23日	150
	平成8年12月31日	1
	小計	151
FAC6024 石川陸軍補助施設	昭和49年8月3日	206
FAC6025 読谷陸軍補助施設	昭和49年10月31日	122
FAC6030 天願通信所	昭和48年9月15日	946
	昭和58年6月30日	28
	小計	974
FAC6033 キャンプ・ヘーグ	昭和52年5月14日	638
FAC6034 平良川通信所	昭和48年6月30日	54
	昭和49年4月30日	123
	小計	177
FAC6035 波平陸軍補助施設	昭和49年10月31日	41
FAC6038 嘉手納住宅地区	昭和52年5月14日	1
	昭和52年11月30日	101
	小計	102
FAC6039 砂辺倉庫	平成5年6月30日	3
FAC6040 砂辺陸軍補助施設	昭和52年4月30日	24
FAC6041 カシジ陸軍補助施設	昭和51年9月30日	7
FAC6042 コザ通信所	昭和48年3月31日	5
FAC6045 瑞慶覧通信所	昭和51年3月31日	123
FAC6047 西原陸軍補助施設	昭和48年6月30日	62
	昭和49年4月30日	136

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
	小計	198
FAC6049 泡瀬倉庫地区	昭和48年6月30日	131
FAC6050 久場崎学校地区	昭和56年3月31日	127
FAC6052 キャンプ・マーシー	昭和49年12月20日	62
	昭和51年3月31日	307
	小計	369
FAC6053 キャンプ・ブーン	昭和49年12月10日	151
FAC6054 牧港倉庫	昭和49年12月10日	2
FAC6055 牧港サービス事務所	昭和48年6月30日	建物のみ
FAC6057 牧港補給地区補助施設	平成5年3月31日	1
FAC6058 牧港調達事務所	昭和49年3月31日	1
FAC6059 浦添倉庫	昭和48年6月30日	3
	昭和50年1月31日	3
	小計	6
FAC6061 牧港住宅地区	昭和50年7月31日	6
	昭和52年4月30日	229
	昭和55年3月31日	1
	昭和58年6月30日	0
	昭和60年5月14日	24
	昭和62年5月31日	1,666
	小計	1,926
FAC6062 那覇冷凍倉庫	昭和54年5月4日	建物のみ
	平成2年3月29日	建物のみ
	平成5年3月31日	建物のみ
	小計	-
FAC6063 ハーバービュー・クラブ	昭和47年8月14日	17
FAC6065 那覇サービス・センター	昭和60年4月30日	0
	平成7年8月31日	5
	小計	5
FAC6066 那覇空軍・海軍補助施設	昭和48年7月30日	26
	昭和50年6月7日	5
	昭和51年9月30日	197
	昭和52年5月14日	165
	昭和53年7月31日	27
	昭和55年3月31日	916
	昭和55年9月30日	2
	昭和56年10月31日	10
	昭和57年3月31日	2,278

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
	昭和58年3月31日	58
	昭和58年10月31日	1
	昭和59年3月31日	5
	昭和59年5月31日	8
	昭和61年10月31日	41
	小 計	3,739
FAC6267 那覇サイト	昭和48年1月31日	1
	昭和48年4月3日	103
	小 計	104
FAC6268 知念第一サイト	昭和48年4月6日	115
FAC6269 知念第二サイト	昭和48年1月31日	2
	昭和48年5月14日	310
	昭和49年1月9日	0
	小 計	312
FAC6070 新里通信所	昭和49年3月31日	105
FAC6071 知念補給地区	昭和49年10月15日	1,795
FAC6272 与座岳航空通信施設	昭和47年11月2日	3
	昭和48年3月31日	155
	昭和51年6月30日	0
	小 計	158
FAC6273 与座岳サイト	昭和48年4月16日	122
FAC6074 与座岳陸軍補助施設	昭和48年2月15日	85
	昭和49年9月30日	132
	小 計	217
FAC6075 南部弾薬庫	昭和52年3月31日	1,287
FAC6279 久米島航空通信施設	昭和47年11月2日	2
	昭和48年5月14日	232
	小 計	234
FAC6286 宮古島ボルタック施設	昭和48年2月15日	164
FAC6287 宮古島航空通信施設	昭和47年11月24日	1
	昭和48年2月15日	101
	小 計	102
FAC6089 那覇海軍航空施設	昭和50年6月7日	831
	昭和50年6月27日	5
	小 計	836
FAC6090 伊波城観光ホテル	昭和54年6月30日	60
合 計	49 施 設	23,058

注 1. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

天願通信所（987千㎡、具志川市）の当時と現在の様子

返還前



1972(昭和47年)撮影

返還後



2002(平成14年)10月撮影

キャンプ瑞慶覧（ハンビー飛行場）の当時と現在の様子

返還前



1972(昭和47年)撮影

返還後



2002(平成14年)10月撮影

牧港住宅地区（1,926千㎡、那覇市）の当時と現在の様子

返還前



返還前の牧湊住宅地区

返還後



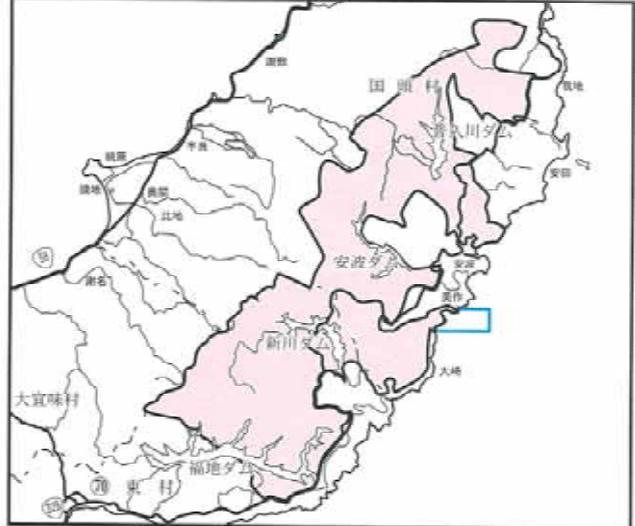
2002(平成14年)10月撮影

第7章 基地の概要

第1節 米軍の施設別状況

1 海兵隊

(1) FAC 6001 北部訓練場 (Northern Training Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭村（字安波、字安田、字楚洲、字謝敷、字浜、字与那）
東村（字高江、字宮城、字川田）

(イ) 面積：78,332千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
国頭村	37,880	5,846	202	470	44,398
東村	33,934				33,934
合計	71,814	5,846	202	470	78,332

(ウ) 地主数：71人

(エ) 年間賃借料：482百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部庁舎、隊舎、車庫、ポンプ室、消防舎、事務所、弾薬貯蔵庫、その他

工作物：航空燃料タンク、車両ゲート、ヘリパッド、汚水処理施設、アンテナ、ソフトボール場、その他

(カ) 基地従業員：M L C 10人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、その他

ウ 沿革

昭和32年10月25日 「北部海兵隊訓練場」として使用開始。

昭和38年2月3日 一部追加使用。

昭和45年12月末 国頭村安田に実弾射撃訓練場が建設され、実弾射撃訓練を実施しようとしたが、県民の反対にあって中止。

昭和47年5月15日 「北部訓練場」として提供開始。

昭和49年 1 月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、北部ダム用地部分の返還と地位協定第2条第4項(b)の使用を合意。
昭和49年 2 月21日	日米合同委員会は、ダム用地返還後の米軍の訓練内容について合意。
昭和49年 6 月 6 日	日米合同委員会は、北部4ダム建設用地部分約2,524千㎡について、沖縄総合事務局が工事期間中、地位協定第2条第4項(a)に基づき共同使用することに合意。
昭和49年12月 9 日	福地ダム(湛水面積2.45km ²)が東村川田に完成。
昭和51年 7 月 8 日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部(12,800千㎡)の無条件返還を合意。
昭和52年 5 月19日	付属施設として、工作物(車両ゲート及び表示板1個)を追加提供。
昭和52年10月15日	県営総合農地開発事業用地として、1,303千㎡を返還(第16回安保協合意の一部)。
昭和52年12月15日	10月15日返還用地の代替施設として、国頭村字安波の東方海岸268千㎡を追加提供。
昭和55年 2 月27日	海兵隊総司令官が、米上院で、北部訓練場の着弾区域の指定及び対戦車ミサイルの実弾発射訓練の実施を日本側と協議中、と証言。
昭和56年12月22日	キャンプ地区南西1.6kmの地点に建設されたハリアーパッドを使用して、ハリアー機の離発着訓練を実施。
昭和58年11月21日	在日米軍沖縄地域調整官は、三者連絡協議会の席上、ダム用地返還後の米軍の訓練内容8項目のうち、浮橋建設・使用等の5項目を実施しない、と言明。
昭和60年 9 月10日	事務所として、建物約2,500㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和62年 1 月	山口県岩国基地に配備が予定されていたハリアー機の訓練場として、北部訓練場内の安波ダム南約270mの場所にハリアーパッド建設を計画、着工しようとしたが、地元の強い反対で工事が中断。
昭和62年 3 月31日	農地開発地域約409千㎡を返還。
昭和62年11月26日	北部ダム工事のため3,193千㎡を返還し、うち2,817千㎡(福地ダム、安波ダム、普久川ダム、新川ダムの貯水池等)を地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として追加提供。
昭和62年12月	米海軍は、国頭村字安波でハリアーパッド建設用地の測量に入ったが、区民の反対にあい中止。その後、北部訓練場での建設を断念し、伊江島補助飛行場内に建設。
昭和63年 6 月21日	海兵隊は、22日までの2日間、福地ダム北側の入り江で浮橋を使用した筏操作訓練を実施。
昭和63年 8 月 8 日	在日米軍沖縄地域調整官は、三者協の席上、代替地が見つかるまでの間、北部ダムにおける訓練を中止する、と言明。
昭和63年 9 月22日	土砂流出防止用ダムとして、安波川下流に工作物(土留)を追加提供。
平成 2 年 4 月30日	海水揚水発電技術実証試験プラント用地約164千㎡を返還。
平成 2 年 6 月19日	日米合同委員会は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会から返還要請のあった4,504千㎡の土地について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認した。その後、面積の見直しあり(この中には、第16回安保協事案2,634千㎡が含まれている)。
平成 2 年 8 月	米陸軍は、国頭・東村境の伊湯岳山頂に、キャンプ瑞慶覧と八重岳通信所を結ぶ伊湯岳マイクロウエーブタワーを建設。

- 平成 5 年 3 月 31 日 平成 2 年 6 月 19 日の日米合同委員会において、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認された約 4,798 千㎡の土地を返還。
- 平成 8 年 12 月 2 日 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、平成 14 年度末を目途に、北部訓練場の過半（約 3,987 ヘクタール）を返還すること等を合意。
- 平成 10 年 11 月 19 日 日米合同委員会において、安波訓練場の返還条件として、土地及び水域の追加提供を合意。
- 平成 10 年 12 月 17 日 上陸訓練のため、土地約 382 千㎡、水域約 121 ヘクタールを追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15 メモより抜粋）

使用主目的：訓練場

使用条件： 返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。

本施設及び区域において、指定された射撃場における実弾射撃が認められる。実弾砲兵射撃は、着弾区域が指定されるまでは行われぬ。水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃が認められるほか、信号弾が使用されることもある。

合衆国軍は、本施設及び区域内にある指定された水源かん養林並びに指定された特別保護鳥類及びその自然生息地に対し損害を与えないよう予防措置をとり、水源かん養林に大きな形質変更をもたらすような計画をたてる場合には、事前に日本政府と調整する。

合衆国軍は、本施設及び区域のうち、国頭村字安波下地原、古我地原及び川瀬原所在の海沿いの区域及び出入路において実弾射撃、自然の破壊及び形質の大きな変更は行わない。

合衆国軍は、作業及び訓練の実施の際、安波集落（提供区域を除く。）に立ち入らない。

本施設及び区域の上空については、2,000 フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

その他： 上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、国頭村字下地原、古我地原及び川瀬原所在の海沿いの区域及び出入路は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の立入り又は通行が認められること、並びに安波ダム、普久川ダム、新川ダム及び福地ダムの用地は、工事完了後返還されるが、同時に貯水池部分（返還区域を通る道路及びダム本体上を通る道路を含む。）は、地位協定第 2 条第 4 項（b）の適用のある施設及び区域として提供されることが合意されている。

ダム用地返還後の米軍の訓練内容としては、浮橋の建設及び利用、応急渡河術、波乗り訓練、水陸両用車の使用による訓練、ヘリコプターによる空海救助訓練、水質浄化訓練、ヘリコプターによる消火訓練、小型舟艇操作訓練、の 8 項目が合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この訓練場は、国頭村及び東村にまたがる本県最大の演習場であり、海兵隊の管理の下に、海兵隊の各部隊のほか陸軍、海軍、空軍の各部隊が対ゲリラ訓練、歩兵演習、ヘリコプター演習、脱出生還訓練、救命生存訓練及び砲兵基本教練などの訓練を実施するなど、対ゲリラ訓練基地として使用されている。

同訓練場は、NTA1a、1b、2a、2b、2c、3a、3b、3c、3d 及び 3e に細分され、ベースキャンプ地区の 2a はキャンプ・ゴンサルベス（Camp Gonsalves）と呼ばれ、教室、診療所、部隊事務所、運動場等があり、3b には火力支援基地がある。演習場内には、20カ所のヘリパッドもある。

同演習場では、現在、実弾射撃は実施されていない。

なお、同訓練場には沖縄県の管理する主要地方道国頭東線のほか、一般県道2号線（使用延長約4km、使用開始昭47.5.15）がある。

同訓練場一帯は、沖縄本島随一の森林地帯として県土保全、水源かん養林の大きな機能を果たしており、また、国の特別天然記念物（特別鳥類）のノグチゲラや天然記念物のヤンバルクイナの生息地として、国頭村側の一部に「伊湯岳鳥獣特別保護地区」（期限～平17.10.31、面積224ha）が設定されている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電柱等用地	1千㎡	昭47.5.15
	高圧送電線路用地	0千㎡	昭57.9.16
東村	水道施設用地	5千㎡	昭62.12.21
	電源開発株式会社	海水揚水発電施設用地	175千㎡
沖縄県	鉄塔等用地	32千㎡	平7.6.1
	道路用地	271千㎡	平2.11.8
	取水施設用地	14千㎡	平3.9.10
国頭村	道路用地	9千㎡	平4. .
	道路用地	4千㎡	平12.9.21
計 5人	9件	511千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）：米軍による一時使用

提供施設	使用期間	面積	追加提供年月日
福地ダム、安波ダム、 普久川ダム及び新川ダ ムの貯水池等	必要の都度	2,817千㎡	昭62.11.26

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

北部訓練場の所在する国頭村の面積は194.8k㎡、平成14年9月末現在の人口は5,871人で、昭和55年4月1日に過疎地域に指定されている。国頭村には、同訓練場のほか奥間レスト・センターが所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、23.1%に上っている。このほか、海上自衛隊の国頭受信所も所在するため、防衛施設の占める割合は、23.2%になる。

また、東村については、面積81.79k㎡、平成14年9月末現在の人口は1,957人で、国頭村と同様に昭和55年に過疎地域に指定されている。東村には、同訓練場のほか慶佐次通信所が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、41.5%に上っている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件、事故

北部訓練場及びその周辺では、航空機事故が復帰後14件発生しているが、すべてヘリコプターによるものであり、そのうち墜落事故は6件ののぼり、森林資源・林業施設等に被害を及ぼしている。北部訓練場ではヘリコプターの訓練が行われているため、沖縄本島随一の森林地帯は、ヘリコプターの墜落による火災発生危険に常にさらされている側面がある。

昭和48年8月2日 普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが施設内の伊湯岳頂上付近で墜落。

昭和48年8月8日 普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが安波海岸付近を飛行中、高圧線に接触して安波部落から300mの畑に緊急着陸。高圧線の破損により、国頭村全域が3時間にわたり停電。

昭和50年 6月24日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが飛行訓練中、安波ダム建設工事現場の工事資材運搬用ロープに接触、施設内に墜落炎上。
昭和52年11月 9日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが北部訓練場向け飛行中、エンジン不調により、宜野座村漢那の民間牧草地に緊急着陸。
昭和55年12月19日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが通常の訓練中、木材搬出用ワイヤーに接触、施設内の安波ダム貯水予定地域に墜落。乗員3人のうち、1人が死亡、2人が重傷。
昭和57年 1月31日	施設外の国頭村安波で、米兵が空砲を発砲。
昭和60年 7月12日	普天間飛行場所属のCH-53Dヘリコプターが編隊飛行訓練中、1機が辺野喜ダム付近の林道に墜落炎上。
昭和61年 9月20日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが点検のため、国頭村安田の農道に緊急着陸。
昭和62年 5月16日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが北部訓練場内で訓練飛行中、エンジン部分の故障のため、国頭村安田の農地開発地区の農道に緊急着陸。
昭和62年 7月11日	普天間飛行場所属のAH-1J攻撃ヘリコプターが飛行中、トランスミッションのオイル漏れのため、国頭村楚洲の畜産団地の牧草地に緊急着陸。
昭和62年 9月21日	北部訓練場上空で訓練中の海兵隊ヘリコプターが、信号燈を誤って施設外に投下、国頭村字安田の沖縄県乳用牛育成センター内の原野部分約37㎡を焼失。
昭和63年 6月 4日	東村高江の県道70号線に近い訓練場内で、待ち伏せ訓練中の第3海兵師団第6連隊の隊員が使用した催涙ガスが流出し、県道を通行中の民間車両の乗員2人が目や喉の痛みを訴えた。
昭和63年10月31日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプター2機が、編隊飛行訓練中に衝突し、うち1機が伊湯岳東側の山林に墜落。
平成元年12月10日	提供施設外の辺野喜ダム上流付近で米軍が携帯食品を食べ散らかしたり、電池や注射器を放置していたことが判明。
平成 4年10月26日	信号弾による山林火災が発生し、1,132㎡を焼失。
平成 4年10月28日	山林火災が発生し、1,655㎡を焼失。
平成 8年12月 3日	東村高江の施設外で、在沖米海兵隊が野戦演習を実施。(～5日)
平成11年 4月19日	海兵隊所属のCH-53Eヘリコプターが北部訓練場の沖合に墜落し、乗員4名が死亡。
平成11年 8月11日	海兵隊所属のUH-1Nヘリコプターが、東村営グラウンドに緊急着陸。
平成12年 5月23日	海兵隊員が、提供施設外の東村高江の土地改良区に誤って進入し、ペイントボール模擬弾を発射。
平成12年 7月23日	海兵隊員が、提供施設外の東村高江の国有地で、誤って廃棄物を投棄。
平成13年10月11日	韓国テグ基地所属のMH47型ヘリコプターが、国頭村安田の沖縄県乳用牛育成センター敷地内の牧草地に緊急着陸。

(ウ) 着弾区域設定問題

昭和55年2月27日の米上院軍事委員会におけるバロー米海兵隊総司令官の証言で、海兵隊は、北部訓練場において着弾区域の設定及び対戦車ミサイル(TOW)の実弾発射訓練の実施について、日本政府との間で協議中であることが3月26日に報道された。

県は、6月4日、第6回三者連絡協議会幹事会を開催し、北部訓練場には水源かん養林があ

り、実弾演習が継続的になされるとその本質的な機能が損なわれ、沖縄県の水供給事業に大きな影響を与えること、北部訓練場の区域内には国の特別天然記念物で世界でも珍しく、学術的にもきわめて価値のあるノグチゲラが生息する鳥獣特別保護地区も指定されていることから、実弾発射訓練に強く反対した。この結果、日米両政府間の協議とは別に、県と現地海兵隊とで話し合いを続けることで合意した。

この問題については、国会の間でも議論される等社会・政治問題化したこと、その後ヤンバルクイナが発見され、天然記念物に指定されたこともあり、今日まで着弾区域の指定はなされていない。

(I) 北部4ダムの一時的な使用問題

昭和49年1月30日の第15回日米安全保障協議委員会において、安波ダム、普久川ダム、新川ダム及び福地ダムの用地部分の返還と、返還後に地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設・区域として使用されることに合意したことに伴い、同年2月21日、日米合同委員会は、ダム用地返還後の米軍の訓練内容について合意した。その内容は、浮橋の建設及び利用、応急渡河術、波乗り訓練、水陸両用車の使用による訓練、ヘリコプターによる空海救助訓練、水質浄化訓練、ヘリコプターによる消火訓練、小型舟艇操作訓練、の8項目である。

北部4ダムの完成した昭和58年、県は、11月21日の第8回三者協において、これらのダムが県民の飲料水として利用されているものであり、たとえ訓練により水質を汚濁するようなことがないにしても、県民の心情面から好ましくないとの観点にたつて、これらのダムの貯水池では訓練をしないよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官は、ダム用地返還後の訓練内容8項目のうち、浮橋建設・使用等～の項目については実施しない、～の項目については実施がありうる、また、訓練を実施する場合、水面を汚染しない、と回答した。

昭和62年11月26日、北部ダム工事のため3,193千㎡が返還され、うち2,817千㎡が地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として追加提供された。

翌昭和63年6月21日、海兵隊は、22日までの2日間、福地ダム北側の入り江で浮橋を使用した筏操作訓練を実施した。これは、昭和56年夏の訓練以来のことであった。

県は、同年8月8日の第13回三者協において、訓練による水質汚染はないとしても、県民の心情から好ましいことではなく、訓練が再び実施されると県民との相互信頼関係が根本から損なわれかねないことから、ダム貯水池での訓練を廃止するよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官からは、代替地が見つかるまでの間、北部ダムにおける訓練を中止する、との回答があった。その後、米軍は、北部4ダムでの訓練を実施していない。

ク S A C O の最終報告について

平成8年12月2日のS A C O の最終報告では、平成14年度末までを目途に北部訓練場の過半(約3,987ヘクタール)を返還し、また、特定の貯水池(約159ヘクタール)についての共同使用を解除することが合意された。なお、当該返還に当たっては、次の2つの条件が付せられている。

北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地(約38ヘクタール)及び水域(約121ヘクタール)を提供する。

ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

なお、特定の貯水池(約159ヘクタール)とされる部分については、普久川ダム(約48ヘクタール、全部返還)、安波ダム(約56ヘクタール、全部返還)、福地ダム(約56ヘクタール、一部返還)の3ダムであり、北部訓練場全体で約20あるヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)のうち、移設されるヘリパッドは7つとのものである。

その他、S A C O の最終報告では、安波訓練場について、前述の北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、共同使用が解除されることも合意され、平成10年12月に前述した返還条件と同時に実施された。

なお、返還条件 については、防衛施設庁が平成10年12月から平成12年3月までヘリパッドの移設予定地の環境調査を行ったが、天然記念物や山原の固有種等、特記すべき動・植物の種が多数確認されたことから、現在、ヘリパッドの運用が動植物に与える影響を把握するなどの継続環境調査を行っている。

ケ 返還後の跡地利用計画

・国頭村

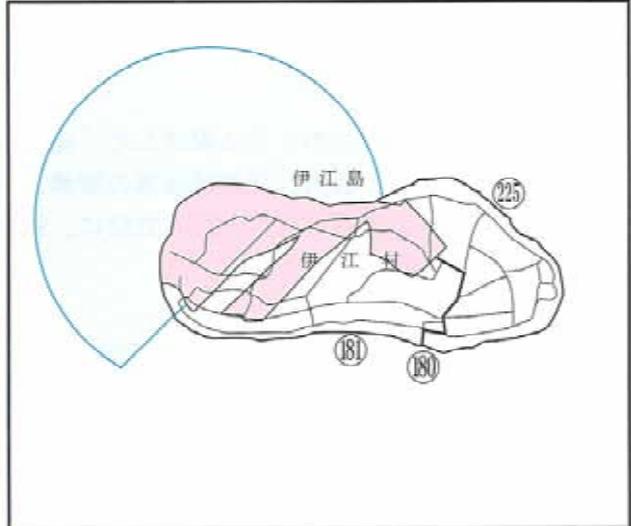
国頭村が平成13年8月に策定した「北部訓練場・安波訓練場跡地利用構想」では、自然環境の保全、継承、活用、地場産業の振興、定住の促進、新たな価値を生み出す観光の創出、村内の均衡ある利用の展開を基本方針に、訓練場跡地を中心に展開するプロジェクトイメージが、調査検討を重ね策定されている。

・東村

平成5年に返還された高江地区内の165ヘクタールについては、平成8年1月に、東村高江地区返還軍用地跡地利用計画の概要調査が行われた。これによると、自然環境の保護・保全エリア、沿道サービスエリア、自然林滞在エリア、生態系利活用型産業エリア、溪流アドベンチャーエリア、の5つのエリアに区分され、跡地利用計画の指針が示されている。

また、平成8年12月のS A C Oの最終報告において、北部訓練場の過半の返還が合意されたのを受けて、平成9年3月には、既返還地と新たに合意された地域を含めて、北部訓練場跡地利用基本構想が定められており、大きく分けて、「自然環境保存ゾーン」と「自然環境活用ゾーン」の2つのゾーンが設定され、自然環境活用ゾーンの拠点施設として、亜熱帯自然保護センター（仮称）の整備が計画され、平成13年度には基本構想策定調査を行った。

(2) FAC 6005 伊江島補助飛行場 (Ie Jima Auxiliary Airfield)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：伊江村（字西江上、字西江前、字東江上、字東江前、字川平）

(イ) 面積：8,015千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
伊江村	1,453	64	625	5,873	8,015

(ウ) 地主数：1,199人

(エ) 年間賃借料：1,335百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：航空管制塔、管理事務所、宿舍、食堂、倉庫、消防舎、その他

工作物：滑走路、射爆撃場、ヘリパッド、アンテナ、送信及び受信機、汚水処理装置、車両給油所、ハリア・ストップ、その他

(カ) 基地従業員：MLC 21人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、陸軍（特殊部隊）、空軍、海軍

ウ 沿革

年月日不詳	旧日本軍により飛行場建設用地として接收。
昭和22年3月	一部が解放され居住開始。
昭和28年	真謝、西崎両区の土地が射爆撃場建設のため接收通告される。
昭和29年	射爆撃場建設。
昭和30年	キジャカ原に通信施設建設。
昭和36年	通信施設に支障があるとして、キジャカ原の民家41戸の立退き問題が起こる。
昭和40年4月15日	約15千㎡返還。
昭和45年6月30日	約5,037千㎡返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。

昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、移設条件付全部返還を合意。
昭和52年3月31日	海洋博覧会関連飛行場用地として、土地約6千㎡返還。
昭和57年5月14日	公用地暫定使用法の期間満了に伴い、未契約地約44千㎡を返還（第16回安保協合意分）。
昭和59年8月28日	保安施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年4月1日	A C M I 設置に伴い、訓練空域の一部（第2区域(領域内)）を返還、一部（第2区域(領域外)）を廃止。
昭和62年5月14日	特訴法適用の土地約2千㎡を返還。
平成元年8月7日	施設管理権が空軍から海兵隊に移管するとともに、ハリアーパッドの建設工事を開始、同年10月末に完成。
平成2年7月6日	保安施設として、工作物（囲障）を追加提供。
平成8年12月2日	沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）の最終報告で、読谷補助飛行場で実施していたパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場へ移転することを合意。
平成10年3月26日	通信施設として、建物100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年10月21日	パラシュート降下訓練の増加に対応するため、使用条件を変更。 パラシュート降下訓練：月曜日から金曜日まで 06:00 ~ 21:30 土曜日 06:00 ~ 12:00、17:00 ~ 21:30
平成12年8月24日	日米合同委員会において、重量物投下訓練の使用条件を変更する。 重量物投下訓練：月曜日から金曜日まで 06:00 ~ 21:30 土曜日 06:00 ~ 12:00、17:00 ~ 21:30 ・ 1日当たりの訓練の合計時間 月曜日から金曜日：6時間30分、土曜日：6時間

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所

使用条件： 合衆国軍は、第1水域を継続的に、第2水域及び空域を空対地射爆撃訓練では週7日6時から23時まで、パラシュート訓練では月曜日及び火曜日の16時から日没まで、火曜日の10時から14時並びに土曜日の6時から23時まで、重量物投下訓練では毎日16時30分から23時まで使用する。合衆国軍は、空対地射爆撃訓練には、2,000ポンドを越えない航空機用の在来型訓練弾を使用する。

上記のほか、本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること、及び本施設及び区域内にある地元民の住宅その他の建造物の問題は、今後検討すべき事項とすることが合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この施設は本部半島の北西9kmに所在する伊江島の北西部にあり、施設の北西部にハリアーパッド、西側には射爆撃場、中央には飛行場、東側には通信施設、兵舎、事務所等がある。村の約35.3%を占めるこの施設は、真謝集落で約155戸、西崎集落で約240戸の住宅が施設の中で生活を営む特異な形態となっている。

昭和51年7月8日の第16回日米安全保障協議委員会で、移設条件付全面返還が合意され、村当局も返還要請を行っていたが、地元の地主会から、昭和57年6月に当該施設の継続使用が要請され、昭和60年7月の地元地主会全会一致の決議、要請を受け、同年8月に県も地元の意向を配慮することを確認した。

平成元年5月、国頭村で反対にあい、場所選定が困難な状態にあったハリアーパッドの建設につ

いて、村当局が条件付きで容認、これを受けて米軍は平成元年8月から同建設工事を着工、同年10月末に完成した。従って、現時点で第16回日米安全保障協議委員会で合意された返還の実現の目途はたっていない。

同施設（同施設に帰属する訓練水域及び空域含む）から派生する事件・事故については、復帰後、沖合での墜落事故3件、落下事故11件、その他5件発生している。また、射撃訓練による原野火災が1件あり、県や村も米軍及び那覇防衛施設局に対して事故の再発防止を強く申し入れている。

平成8年12月の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、読谷補助飛行場で実施されていたパラシュート降下訓練が、伊江島補助飛行場へ移転することが合意され、平成11年3月に、伊江村が訓練の移設受け入れを表明した。その後、平成12年7月から訓練が正式に移転され、パラシュート降下訓練等が増加した。同施設での訓練の増加に伴い、訓練に伴う事故も増加し、平成14年10月に発生した重量物投下訓練の提供施設外への落下事故を契機に、同施設での重量物投下訓練の廃止について、日米両政府に対し働きかけを行ったが、米軍は原因が究明され、安全対策が講じられたとして、平成15年3月7日から同訓練を再開した。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	1千㎡	昭47.5.15
伊江村	水道事業取送配水施設用地	4千㎡	昭47.5.15
	水道事業貯水施設用地	11千㎡	昭48.2.8
	休憩所用地	0千㎡	昭49.4.4
	公民館用地	0千㎡	昭56.11.19
	農業用溜池用地	0千㎡	平1.4.1
沖縄県	農業用かんがい施設用地	44千㎡	昭49.5.9
計 3人	7件	60千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）：米軍による一時使用 なし

キ 施設周辺の状況

伊江島補助飛行場の所在する伊江村の面積は22.75k㎡、平成14年9月末現在の人口は5,440人となっている。島の西側からほぼ中央に位置するこの施設は、村面積の35.3%を占めており、その周囲は農用地としての土地利用がなされているが、南側では集落と隣接しており、パラシュート降下事故が発生している。

伊江島の北海岸は約60mの断崖絶壁が重なり、南側にかけて緩傾斜の地形となっており、島の中央やや東よりには、伊江島のシンボルである城山(172m)がそびえている。

肉用牛、葉たばこ、花き園芸生産額は県内でも上位を占めている。

ク 返還後の跡地利用計画

伊江村では、平成9年3月に、「交流の未来が広がる花の島～自然とのふれあいを基調とした保養・福祉・交流環境の創造～」を理念とした跡地利用計画構想（案）を策定した。この構想（案）では、整備計画のコンセプトを3案（第1案：アグリミュージアムの形成、第2案：体験型臨空リゾートの形成、第3案：臨空スポーツリゾートの形成）提案し、今後、村民・地権者の考えを取り入れながら、正式な構想としていくこととしている。

(3) FAC 6009 キャンプ・シュワブ (Camp Schwab)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：名護市（字豊原、字辺野古、字久志、字許田、字数久田、字世富慶）
宜野座村（字松田）

(イ) 面積：20,627千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	169	1,946	13,054	5,260	20,428
宜野座村	108	20	71	-	199
合計	277	1,966	13,125	5,260	20,627

(ウ) 地主数：504人

(エ) 年間賃借料：2,346百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部等、宿舎、劇場、クラブ（将校、下士官）、倉庫、機器整備工場、医療建物、教会、食堂、体育館、兵器修理工場、管理事務所、消防舎、訓練用建物、電話交換所、車両、その他

工作物：ヘリパッド、LST（上陸用船艇）揚陸場、貯油タンク、貯水タンク、防波堤、消火施設、車両ゲート、競技用コート、射撃場、灯台、給油所、監視塔、その他

(カ) 基地従業員：200人（MLC 112人、IHA 88人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：第3海兵師団第4海兵連隊、第3海兵師団戦闘強襲大隊、第3海兵師団歩兵大隊（UDP）、その他（空軍、海軍、陸軍がレンジ等を使用）

ウ 沿革

昭和31年11月16日 「キャンプ・シュワブ」として使用開始。

昭和32年7月1日 「キャンプ・シュワブ訓練場」として追加使用開始。

昭和34年7月1日 「キャンプ・シュワブLST係留施設」として追加使用開始。

昭和46年6月30日 沖縄返還協定了解覚書C表により、訓練区域の一部約1,043千㎡を返還。

昭和47年 5月15日	3施設が統合され、「キャンプ・シュワブ」として提供開始。
昭和50年 5月19日	沖縄自動車道用地として、土地約70千㎡を返還。
昭和51年 7月 8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部用地の無条件（国道329号沿い）及び一部用地の条件付き（辺野古川付近進入路部分）返還を合意。
昭和52年 1月27日	辺野古地先の民有地100㎡（訓練場）と工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年 5月19日	付属施設として、工作物（車両ゲートと表示板 6 個）を追加提供。
昭和54年 4月13日	事故対策として、M85機関銃用射角制御装置を設置。
昭和55年 9月20日	事故対策として、M 2（50口径機関銃）用射角制御装置をレンジ10に設置。
昭和56年 3月26日	隊舎等として、建物4,323㎡と工作物（舗床等）を追加提供（那覇空軍・海軍補助施設等の返還に伴う代替施設）。
昭和56年 3月31日	事故対策として、着弾地にバックストップを設置。
昭和57年 6月 1日	在沖米軍は、第 5 回三者協の席上、読谷村上空で行われていたヘリコプターによる兵員宙づり訓練について、今後キャンプ・シュワブとその水域上空で実施し、民間上空では行わないと声明。
昭和58年 1月31日	国道329号沿い及び辺野古付近進入路部分の土地約180千㎡を返還（第16回安保協合意の部分）。
昭和58年10月31日	水域の一部（松田慶武留川付近）約18,900㎡を返還。
昭和58年11月 1日	汚染処理施設等として、建物約180㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和59年 2月16日	道路等として、建物約40㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和59年10月 5日	宿舎として、建物約5,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和59年11月29日	宿舎として、建物約5,900㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 7月	消火用貯水池が完成。
昭和60年 9月10日	倉庫等として、建物約5,200㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年10月 2日	隊舎として、建物約11,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和61年10月31日	辺野古漁港用水域として、水域の一部（豊原付近、第 5 区域内）約45,000㎡を返還。
昭和62年 2月 5日	防火施設等として、工作物（池井等）を追加提供。
昭和62年11月27日	電話交換所として、建物110,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年 2月 8日	隊舎等として、建物2,500㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会において、一部土地（国道329号沿いの土地（第16回安保協了承部分））の返還について、日米双方で所要の調整・手続きを進めることを確認。
平成 2年 6月30日	国道329号拡幅用地として、土地（辺野古付近の国道329号沿い）約18,000㎡を返還。
平成 2年11月30日	国道329号改良工事のため、一部用地約1,000㎡を返還。
平成 2年 秋	第 3 軽装甲歩兵大隊がカリフォルニア州29パームスに、1 個両用攻撃中隊が米本土に移駐。また、第 1 無限軌道車大隊の戦車中隊が解隊、同大隊は第 1 装甲攻撃隊に名称変更。
平成 3年 5月31日	国道329号拡幅用地（辺野古付近）約2,000㎡を返還。
平成 3年 9月12日	土砂流出防止用ダム等として、工作物（土留）を追加提供。
平成 4年 5月14日	倉庫として、建物約2,800㎡と工作物（舗装等）を追加提供。
平成 4年 9月24日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
平成 4年 秋	第 1 装甲攻撃大隊を再編、名称を戦闘支援群に変更。

平成 5 年 3 月 31 日	土地（辺野古付近の国道329号沿い）約5,100㎡を返還。
平成 5 年 9 月 27 日	隊舎として、建物約17,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 6 年 11 月 25 日	隊舎として、建物約6,700㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 7 年 6 月 1 日	隊舎として、建物約11,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 8 年 4 月 30 日	水域約131,000㎡を返還。
平成 8 年 9 月 30 日	旧植樹祭候補地約149,000㎡（辺野古付近：県有地）を返還。
平成10年 3 月 26 日	隊舎等として、建物約10,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年 7 月 15 日	診療所等として、建物約2,500㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成13年 3 月 31 日	沖縄電力の変電所変圧器の収納庫建設用地として、国道329号沿いの土地約520㎡を返還。
〃	辺野古漁協による海岸保全整備のため、水域約32,000㎡を返還。
平成14年 2 月 7 日	工場等として、建物約830㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年12月12日	更衣棟等として、建物約750㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。

本施設・区域内においては実弾射撃が認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は、水陸両用師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものである。射撃は、指定された野外射撃場地区で行われる。実弾又は不活性弾はこの施設・区域内に航空機から投下又は発射されない。

合衆国政府は、本施設・区域と海の間での出入りのため辺野古川の使用を認められる。この川に対しいかなる損害も与えないようあらゆる予防措置を講じる。

合衆国軍は、第1水域、第2水域、キャンプ・シュワブ LST ランプ、下水管及び空域については、常時使用する。第3水域については、1日24時間で月平均10日とし、年間120日を超えないものとする。辺野古ビーチについては必要に応じて毎日使用する。

合衆国軍は、水域の第2水域、第3水域及び辺野古ビーチにおいては、実弾射撃及び水中爆破は認められないが、訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃は認められる。また、信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのため信号弾を使用することができる。キャンプ・シュワブ LST ランプは、水陸両用訓練のため使用されるが、海に向かって500メートルを超える実弾射撃は実施しない。また、水中爆破は認められない。

本施設・区域の上空全部及び第3水域の上空においては、2,000フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

その他： 上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、並びに本施設及び区域の境界内にあるが提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者（沖縄県）との調整を終え次第、地位協定第2条第4項(b)の適用がある施設及び区域として提供されることなどが合意されている。

オ 施設の現状及び任務

キャンプ・シュワブは、国道329号より内陸側の名護市の久志岳を中心とする山岳・森林地帯からなる「シュワブ訓練地区」と、名護市辺野古の国道329号より東側海岸地域の「キャンプ地区」からなっている。

シュワブ訓練地区は、中部訓練地域（Central Training Area）と呼ばれる大きな演習場の県

道108号線以北の部分であり、以南は、キャンプ・ハンセン訓練地区に属する。さらにキャンプ・シュワブには、LST（戦車揚陸艦）の揚陸用ランプ（斜面）と、水陸両用車の強襲揚陸演習のできる海兵演習場が付属しており、そのための訓練海域がある。

訓練地区は、A、B、C、D及びシュワブ着弾地区に細分され、A地区には50ポイント・ライフルレンジ及びピストルレンジが所在し、実弾射撃が行われている。B地区にはレンジ10、11及び12があり、他の地区で実弾射撃が行われている間は使用されない。C地区では実弾を使用しない部隊訓練及び戦術訓練が行われる。D地区には、沖縄県林業試験場の実験地（1,399千㎡）がある。演習場の中央に位置する久志岳の麓がシュワブ着弾地区であり、A、B両地区のレンジの着弾地が設定されているほか、第3廃弾処理場がある。なお、この第3廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

一般的に、重火器（50口径）の射撃訓練は、隊員の射撃技術の向上を目的として実施されているが、キャンプ・シュワブにおいては、射撃範囲が極度に制限されているため、このような訓練はできず、武器の性能を知るための基礎訓練に縮小されている。また、演習場地区のほぼ真中を連絡道路が通っていて、県道108号線を横切ってキャンプ・ハンセン内連絡道路に通じている。

なお、同施設の訓練区域一帯は、沖縄本島有数の森林地帯となっており、木材等生産、水源かん養林等の機能を果たしている。

また、同訓練場内には、沖縄県の管理する一般県道108号線（使用面積3ha、使用開始昭和47.5.15）がある。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	電柱等用地	0千㎡	昭55.10.9
名護市	送電線路用地	50千㎡	昭55.10.23
	水道施設用地	2千㎡	昭47.5.15
	農業用ダム及び進入路用地	49千㎡	昭61.5.1
	導水管及び河川用地	4千㎡	平3.1.10
	農業用ダム用地	151千㎡	平7.12.20
陸上自衛隊	不発弾処理施設用地	7,077千㎡	昭50.12.4
計 3人	8件	7,333千㎡	+ 水域72千㎡

(イ) 地位協定第2条第4項（b）：米軍による一時使用

なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

キャンプ・シュワブの所在する名護市には、ほかに八重岳通信所、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1%となっている。詳しくは、八重岳通信所の項を参照。

また、宜野座村の面積は約31.28km²、人口は5,184人である。なお、同村には、キャンプ・シュワブのほかキャンプ・ハンセンが所在し、村面積に占める割合は、50.7%となっている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故とその対策

キャンプ・シュワブにおいて、使用される主要火器50口径重機関銃の最大射程距離が6.7kmであるのに対し、訓練区域の東西の長さが約6.3km、南北の長さが3.6kmと小規模である。

このため、昭和50年代には、機関銃弾等が、周囲の住宅、学校等民間地域に被弾する事故が度々発生した。そのため、昭和54年4月にM85機関銃用射角制御装置が設置されたほか、昭和55年

の第2回三者協において、跳弾防止対策として那覇防衛施設局がバックストップや射角制御装置を設置することが確認され、その後、昭和56年3月以降に105ミリ戦車砲用バックストップやM2機関銃弾用跳弾防止装置が設置された。

しかし、現地レベルで改善できる事項には限度があり、県は昭和60年以降、米国政府に直接要請するなど、日米両政府に対し実弾演習の廃止を要請している。

なお、県は、平成14年7月に発生した名護市数久田区のパイン畑へのM2重機関銃からの被弾事故を受け、キャンプ・シュワブ演習場レンジ10におけるM2重機関銃の実弾射撃訓練の廃止について、日米両政府に要請したが、米軍は、射角制御装置の設置により安全対策が施されたとして、原因究明がなされぬまま、平成15年2月21日に同訓練を再開した。

また、シュワブ訓練区域の火災防止対策については、三者協において協議を重ね、消火用貯水池が設置された。しかし、シュワブ着弾区域内の不発弾について、爆発物処理部隊が月1回の定期処理と射撃後3日目に処理するものとされているものの、実状は、着弾地区内の不発弾が障害となり、防火帯の建設が困難なため、消防車が乗り付けて初期消火にあたることができず、演習中、2機のヘリコプターを普天間飛行場に常時待機させる等の消火体制をとっている。

< キャンプ・シュワブ及びその周辺における復帰後の事件、事故 >

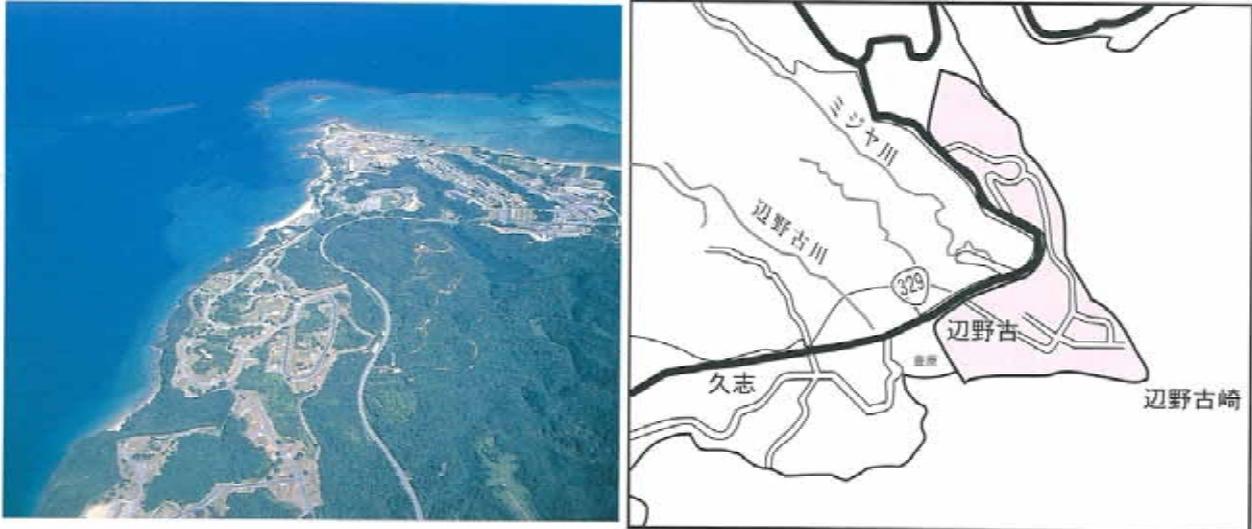
- | | |
|-------------|---|
| 昭和48年2月26日 | 宜野座村城原区から2kmの山中に敷設された導水管が海兵隊の演習の際切断され、約36時間にわたって断水する被害を受けた。 |
| 昭和50年4月1日 | 廃弾処理に伴う爆風、振動によって、名護市久辺地域で器物が落下し、地域住民が負傷する等、人身、物件等に被害を及ぼした。 |
| 昭和50年6月 | 施設の汚水沈殿槽が機能せず、海域約260m先まで敷設されているコンクリート溝からし尿が海域へ排出し、大浦湾及び辺野古崎周辺の刺網等の漁具に被害を与えた。 |
| 昭和52年10月1日 | キャンプ・シュワブに隣接する名護市管理の辺野古浄水場に米兵が侵入し、爆竹を用いて薬品注入パイプを損壊した。事件後、侵入防止策として、フェンスが設置された。 |
| 昭和52年11月26日 | 廃弾処理場入口付近の民間地域にあるチリ捨て場に化学薬品が不法投棄され、雨で流れだし、名護市豊原一帯の川や水たまりを緑色に汚染した。 |
| 昭和53年4月14日 | 実弾射撃訓練による原野火災が発生した。 |
| 昭和53年4月22日 | 演習の際着弾地から跳弾した訓練用曳光弾が、名護市数久田区の住民地域から約350m離れた海岸に落下しているのが発見された。 |
| 昭和53年11月8日 | 原因不明の原野火災が発生した。 |
| 昭和53年12月29日 | 名護市許田区の民家、畑、道路等に、演習中の海兵隊の水陸両用車から数十発の機関銃弾が打ち込まれた。原因は、訓練の実施に関する規定の運用に判断の誤りがあり、水陸両用車の機銃射角が誤って設定されたことによるものであった。 |
| 昭和54年5月30日 | 宜野座村の民家の豚舎近くの電柱の側に、米軍の照明弾が落下した。 |
| 昭和54年6月22日 | キャンプ・シュワブから普天間飛行場向け飛行中の普天間飛行場所属CH-46兵員輸送用ヘリコプターが、名護市豊原の畑に不時着した(作物は植えられていなかった)。 |
| 昭和54年8月2日 | 米軍の軽機関銃によるとみられる弾丸が、名護市の養豚畜舎の小型アルミ製水槽に打ち込まれた。 |
| 昭和55年3月5日 | 宜野座村の民家の庭先に、パラシュート付き信号筒が落下した。 |

昭和56年 6月10日	廃弾処理により、原野火災が発生した。
昭和56年 8月14日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約22,000㎡を焼失した。
昭和56年 9月15日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約200㎡を焼失した。
昭和56年10月 6日	廃弾処理により原野火災が発生し、約1,000㎡を焼失した。
昭和56年11月20日	同日実施された米軍の実弾射撃訓練で火災が発生し、久志岳の中腹から頂上にかけて、約60,000㎡を焼失する山林火災が発生した。
昭和56年12月17日	原因不明の原野火災が発生し、約3,000㎡を焼失した。
昭和57年 1月18日	50口径機関銃弾により、着弾区域内で原野火災が発生し、約500㎡を焼失した。
昭和57年 2月19日	ドラゴン対戦車兵器により、レンジ10の着弾区域内で原野火災が発生し、約12,000㎡を焼失した。消火のため、米軍ヘリが辺野古ダムとゆかり牧場貯水池から無断取水した。
昭和57年 8月31日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約100㎡を焼失した。
昭和57年10月 4日	廃弾処理によりバックストップ付近で原野火災が発生し、約2,000㎡を焼失した。
昭和57年11月26日	同日午前11時から午後 1 時にかけて実施された海兵隊による軍事演習で、ハリアー機、攻撃ヘリ、水陸両用戦車及び模擬爆弾が使用され、小中学校の授業が中断されるなど騒音被害が発生した。
昭和58年 1月 6日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約75㎡を焼失した。
昭和58年 2月 3日	キャンプ・シュワブ水域を使用した上陸演習の際、海兵隊のA 4 スカイホーク機やCH - 53ヘリコプターが辺野古や久志の住宅地域上空を低空飛行し、爆音で学校の授業が中断した。
昭和58年 3月 5日	普天間飛行場所属のCH - 53ヘリコプターが、点検のため名護市豊原の原野に不時着した。
昭和58年 8月29日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約1,000㎡を焼失した。
昭和58年 9月21日	海兵隊輸送大隊所属のトレーラーが、M60戦車を積んでキャンプ・シュワブから那覇港湾施設向け走行中、宜野座村松田の国道329号の急カーブにおいてガードレールを破損し、戦車がずり落ちて民家のひさし、屋根瓦等を破損した。
昭和58年10月18日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約2,500㎡を焼失した。
昭和59年 2月29日	廃弾処理により原野火災が発生し、約4,500㎡を焼失した。
昭和59年 4月12日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約1,250㎡を焼失した。
昭和59年 5月16日	金武ブルー・ビーチ訓練場からキャンプ・シュワブへ向かう途中の水陸両用車が通常のコースからはずれ、宜野座村漢那沖のリーフで珊瑚礁の一部を破損した。
昭和59年 5月18日	演習場内で訓練中のM60A I型戦車から発射されたM85重機関銃弾が、名護市許田の農道で停車中のダンプトラックに命中し、ラジエター、クーラーフロントパネルを損傷した。
昭和59年 6月13日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約100㎡を焼失した。
昭和59年 8月23日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約900㎡を焼失した。
昭和59年10月31日	普天間飛行場所属のCH - 53Dヘリコプターが、キャンプ・シュワブから北部訓練場へ飛行中、その後部ドアが名護市天仁屋のきび畑に落下した。
昭和60年 1月24日	M 2 重機関銃によりレンジ10で原野火災が発生し、約300㎡を焼失した。

昭和60年 8月29日	廃弾処理により原野火災が発生し、約10,000㎡を焼失した。
昭和61年10月 7日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約250㎡を焼失した。
昭和61年10月 8日	50mm口径機関銃により、久志岳バックストップ付近で原野火災が発生し、雑草及び椎の木など20,393㎡を焼失した。
昭和62年10月27日	国道58号を恩納村から名護市向け走行中のタクシーの右フェンダーに、50mm口径機関銃弾が命中した。次いで、10月30日に、同国道の許田北方2 kmの地点で、同種の銃弾が発見された。いずれもレンジ10からの被弾の可能性があったため、海兵隊は同レンジでの50mm口径射撃訓練の中止を決定した。
昭和63年 6月 9日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約2,500㎡を焼失した。
平成 2年 1月10日	キャンプ・シュワブ所属の5トントラックが、約22kgの弾薬を積載したセミトレーラーを牽引して中部訓練場に行く途中、名護市辺野古の国道329号で滑走し、ガードレールを越えて民家のブロック塀に突っ込み、横転した。
平成 2年11月29日	厚木飛行場から飛び立った第7艦隊所属のSF-2Hシースプライトヘリコプターが、那覇の北東46kmの海上に墜落した。
平成 3年 4月 3日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約3,750㎡を焼失した。
平成 4年 4月23日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約7,500㎡を焼失した。
平成 4年 5月21日	キャンプ・シュワブ演習場で、米軍による戦車道拡張工事が進められていることが確認された。
平成 5年 9月10日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約90,000㎡を焼失した。
平成 5年 9月13日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約100㎡を焼失した。
平成 5年 9月28日	安部区にある離れ島（通称：オール島）に、米軍ヘリが離発着する事件が発生した。
平成 6年 9月13日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約12,000㎡を焼失した。
平成 6年 9月19日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約40,000㎡を焼失した。
平成 6年11月 3日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約40,000㎡を焼失した。
平成 6年11月16日	キャンプ・シュワブ基地内で、普天間基地所属のUH-1ヒューイ輸送連絡ヘリコプターが、通常訓練中に着陸に失敗して墜落し、米兵1人が死亡、4人が重軽傷を負った。
平成 6年11月21日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約5,250㎡を焼失した。
平成 6年12月 5日	12月5日から、第7艦隊、第3海兵隊遠征軍及び第18航空団の三軍合同演習が実施され、演習が実施された民間地域では米軍戦闘機による爆音、特に地域の小中学校では授業が中断する等の被害が報告された。
平成 6年12月15日	米軍の大型貨物自動車、キャンプ・シュワブ基地へ向け進行中、ギアチェンジの際に車輪がロック状態となり横滑りを起こし、歩道横の電柱をなぎ倒し、3 m下の土手に転落した。
平成 7年 9月19日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約10,000㎡を焼失した。
平成 7年12月 4日	午後5時50分頃、米軍が25mm機関銃を使用しての実弾演習中、キャンプ・シュワブ演習地のバックストップ付近で火災が発生し、約90,000㎡を焼失した。
平成 7年12月 6日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約50㎡を焼失した。
平成 8年 3月14日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約225㎡を焼失した。
平成 8年 8月30日	爆破訓練により原野火災が発生し、約80㎡を焼失した。

平成 8 年10月 2 日	午後 8 時55分頃、普天間基地所属の C H - 4 6 ヘリコプターが名護市嘉陽小学校前の海岸に不時着した。
平成 8 年12月16日	キャンプ・シュワブ水域において、米軍水陸両用車 2 台が上陸訓練中に機械系統が故障し、沈没した。乗組員は、全員救助された。
平成 9 年 6 月19日	午前 9 時45分頃から午後10時30分頃まで、米軍ヘリコプター 2 機が大浦湾上空を旋回飛行し、地域住民に騒音被害を与えた。
平成 9 年12月19日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約5,000㎡を焼失した。
平成10年 8 月13日	名護市のキャンプ・シュワブ沖の大浦訓練区域で、パラシュート訓練に参加していた隊員が訓練中の事故で死亡した。
平成11年 3 月 8 日	爆破訓練により E O D # 3 (廃弾処理場) 付近で発火し、約900㎡を消失した。
平成12年 4 月18日	キャンプ・シュワブ内レンジ10において、実弾射撃訓練による原野火災が発生し、約 5 千㎡を消失した。
平成12年 4 月27日	在沖海兵隊の水陸両用車 6 台が、キャンプ・シュワブから宜野座村潟原までの移動の際、提供水域外の共同漁場に進入し、サンゴ礁等を損壊した。
平成13年 8 月23日	キャンプ・シュワブ内レンジ10において、実弾射撃訓練による原野火災が発生し、17,684㎡を消失した。
平成14年 2 月 5 日	キャンプ・シュワブ内レンジ10において、実弾射撃訓練による原野火災が発生し、約14,000㎡を消失した。
平成14年 2 月 8 日	キャンプ・シュワブ沖海底から、米軍の空砲模擬弾17個、空砲銃弾16箱が発見された。
平成14年 2 月20日	キャンプ・シュワブ内レンジ10において、実弾射撃訓練による原野火災が発生し、約285,000㎡を消失した。
平成14年 4 月 7 日	宜野座村松田において、米軍の水陸両用車 2 台が、訓練移動中に民間道に進入した。
平成14年 7 月23日	名護市数久田区のパイン畑で、キャンプ・シュワブ内のレンジ10から発射されたと思われる50口径 M 2 重機関銃の弾丸が発見された。
平成14年 8 月 2 日	普天間基地所属の C H - 5 3 E ヘリコプターが、3 発中の 1 発のエンジントラブルにより、宜野座村松田の海岸に不時着した。
平成14年10月29日	キャンプ・シュワブ内モータープール (車両整備場) の油分離槽から約35ガロンの油が流出した。施設外への流出はなし。

(4) FAC 6010 辺野古弾薬庫 (Henoko Ordnance Ammunition Depot)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：名護市（字二見、字辺野古）

(イ) 面積：1,214千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	3	-	1,039	171	1,214

(ウ) 地主数：50人

(エ) 年間賃借料：167百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：事務所、弾薬倉庫、隊舎、宿舎、工場、避難所、その他

工作物：保安柵、汚水・排水溝、テニスコート、駐車場、浄化槽、警報装置、ガススタンド、変電所、その他

(カ) 基地従業員：MLC 27人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：第3役務支援群第3補給大隊辺野古弾薬中隊

ウ 沿革

昭和31年	「辺野古弾薬庫」、「辺野古海軍弾薬庫」として使用開始。
昭和47年5月15日	2施設が統合され、「辺野古弾薬庫」として提供開始。
昭和52年6月15日	施設管理権が陸軍から海兵隊へ移管。
平成2年6月30日	国道329号改良用地約5,000㎡（辺野古付近）を返還。
平成3年5月31日	国道329号改良用地約140㎡（辺野古付近）を返還。
平成5年11月4日	隊舎として、建物約7,500㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成12年10月31日	管理棟として、建物約490㎡と工作物（水道等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：弾薬庫

使用条件：合衆国軍は、水域を陸上施設の保安のため使用する。

オ 施設の現状及び任務

この施設はキャンプ・シュワブの北側に隣接し、大浦湾に面した小高い海岸台地に広がっており、海兵隊の弾薬庫として使用されている。弾薬庫の多くは覆土式で、約3分の1は地下弾薬庫の種類、性能がわかるように、文字、数字が表示されている。

辺野古弾薬庫を使用している第3補給大隊は、第9旅行団役務支援群に所属していたが、同支援群が1992年春に解隊されたため、現在ではその上部組織である第3役務支援群（司令部＝牧港補給地区）の直轄下にある。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

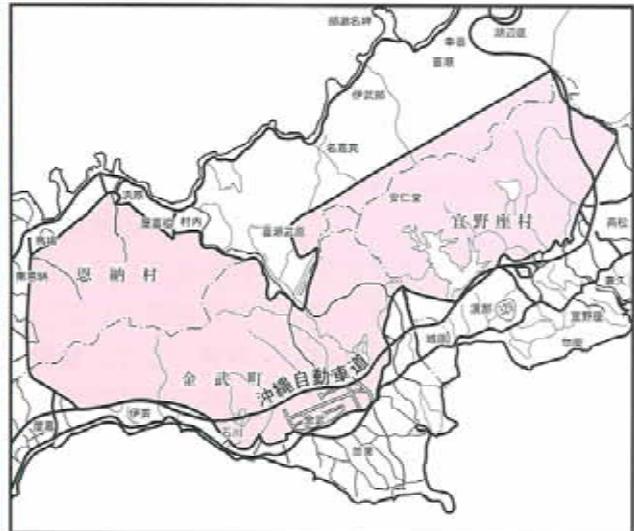
共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15

(イ) 地位協定第2条第4項(b)：米軍による一時使用
なし

キ 施設周辺の状況

辺野古弾薬庫の所在する名護市には、ほかにキャンプ・シュワブ、八重岳通信所とキャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1%に上っている。詳しくは、八重岳通信所の項を参照。

(5) FAC 6011 キャンプ・ハンセン (Camp Hansen)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：名護市（字久志、字喜瀬、字幸喜、字許田）
 宜野座村（字松田、字宜野座、字惣慶、字漢那）
 恩納村（字恩納、字喜瀬武原、字安富祖、字大田、字瀬良垣、字南恩納）
 金武町（字金武、字伊芸、字屋嘉）

(イ) 面積：51,183千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	0	-	1,550	132	1,682
宜野座村	852	126	14,241	448	15,667
恩納村	173	-	9,848	2,365	12,386
金武町	367	62	14,621	6,397	21,448
合計	1,393	189	40,260	9,341	51,183

(ウ) 地主数：2,037人

(エ) 年間賃借料：6,794百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：大隊司令部等、倉庫、事務所、診療所、歯科、矯正施設、将校宿舎等、銀行、郵便局、管理棟、兵舎、劇場、通信室、工場等、警衛所、クラブ、その他

工作物：標的場、運動場、汚水槽、保安柵、雨水排水溝、ヘリパッド、外灯、アンテナ、都市型訓練施設、テニスコート、その他

(カ) 基地従業員：494人（MLC 304人、IHA 190人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：第3 役務支援群第3 医療大隊、同第9 工兵支援大隊、第3 海兵師団歩兵大隊（UDP）、同第12海兵連隊、第3 海兵遠征軍司令部役務大隊、その他（空軍、海軍、陸軍がレンジ等を使用）

ウ 沿革

昭和20年	米軍が飛行場を建設し使用開始。
昭和32年	「キャンプ・ハンセン」として使用開始。
昭和34年 2月22日	「キャンプ・ハンセン訓練場」として追加使用開始。
昭和46年 6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により、キャンプ・ハンセン訓練場区域の一部約177.4千㎡、キャンプ・ハンセンの一部約390.6千㎡を返還。
昭和47年 5月15日	2施設が統合され、「キャンプ・ハンセン」として提供開始。
昭和50年 5月19日	沖縄自動車道用地約576,000㎡を返還。
昭和51年 7月 8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部用地約1,900千㎡（東支那海側斜面部分）の無条件返還を合意。
昭和52年 1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年 5月19日	付属施設として、工作物（車両ゲート及び表示板16個）を追加提供。
昭和56年 3月26日	隊舎として、建物約6,432㎡を追加提供（那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴う代替施設）。
昭和56年12月31日	金武町営グラウンド用地約49,000㎡を返還。
昭和57年 9月20日	金武町屋嘉の農地開発のため、施設（レンジ5）進入路の変更に伴う道路約800㎡を追加提供。
昭和57年11月30日	金武町屋嘉の農地開発用地3.1㎡を返還。
昭和58年 6月30日	保安施設として、工作物（囲障等）を追加提供（県道104号線と産業道路沿い）。
昭和58年10月31日	国道329号改修工事のため、水域約11,000㎡を返還。
昭和58年12月 2日	保安施設等として、污水处理施設建物約500㎡と工作物（囲障等）を追加提供（伊芸区水源かん養林の標識用鉄柱を含む）。
昭和59年 2月16日	排水施設等として、工作物（排水路等）を追加提供（宜野座ダム付近及びハンセン東側と国道329号を連結するもの）。
昭和59年 5月25日	宿舎として、建物約12,300㎡と工作物（舗装等）を追加提供。
昭和59年 8月28日	訓練施設等として、建物約30,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年 7月12日	保安施設として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和60年 7月23日	レンジ2～4までの間の防火帯が完成。総延長1,450m、幅員4m、セメント舗装。海兵隊予算。
昭和60年 9月10日	倉庫として、建物約7,400㎡と工作物（舗装等）を追加提供。
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物（アンテナ等）を追加提供。
”	隊舎等として、建物約14,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和62年 7月10日	矯正施設等として、建物約11,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和62年12月11日	電話交換所として、建物約110㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
”	油分離施設として、工作物2個を追加提供。
昭和63年 3月10日	訓練場として、土地約7,200㎡（中川付近の民有地）を追加提供。
昭和63年 3月31日	国道329号改良用地約570㎡を返還（屋嘉インター入口付近）。
昭和63年 4月 1日	県企業局用地跡の土地7,200㎡を追加提供。
昭和63年 8月 8日	在日米軍沖縄地域調整官が三者協の席上、県道104号線越え実弾射撃演習について、小学校に近い3砲座は時間をずらして使用するなど教育環境に配慮している、と説明。
昭和63年12月19日	道路等として、工作物（舗装等）を追加提供（レンジ6進入路の整備）。
昭和63年12月23日	在日米軍は、レンジ6の実弾射撃訓練は今後取りやめる、と発表。
昭和元年 3月23日	演習場として、約930㎡（中川付近の民有地）を追加提供。

平成元年3月31日	沖縄変電所用地約80㎡(金武町中川付近の民有地)を返還。
平成元年10月26日	隊舎として、建物約9,400㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成元年11月28日	道路として、国有地約3,300㎡を追加提供(310番台砲座進入路)。
平成2年3月31日	在沖米海兵隊が、平成元年5月から宜野座村福山区付近で建設を進めていた都市型戦闘訓練施設(コンバットタウン)が完成。実弾は使用しない。陸軍が、恩納村のレンジ21に建設していた都市型戦闘訓練施設が完成。
〃	道路用地として、一部(中川小学校付近の道路)約4,100㎡を返還。
平成2年5月16日	米軍は、レンジ21(恩納村)の都市型戦闘訓練施設で実弾射撃訓練を開始。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地(第16回安保協了承部分、軍転協返還要請部分)の返還について、日米双方で所要の調整・手続きを進めることで合意。
平成2年夏	第1軽対空ミサイル大隊(約300人)が解隊。第3海兵遠征軍の防空任務は、普天間飛行場の第1海兵航空団に引き継がれた。
平成2年10月中旬	海兵隊はレンジ5で掩体壕建設を開始。当初、25箇所(の射撃位置と6箇所の銃座が予定されていたが、一部の射撃位置が住民地域に向いているとの金武町の指摘を受けて、平成3年7月9日、中央の射撃位置4箇所と銃座1箇所の埋め戻し・不使用を明らかにした。
平成3年2月28日	熱帯果樹園用地約4,800㎡を返還。
〃	花卉園芸場用地約15,000㎡を返還。
〃	隊舎等として、建物23,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成3年3月31日	店舗用地約400㎡を返還。
平成3年6月6日	給油施設等として、建物70㎡と工作物(貯槽等)を追加提供。
平成3年6月30日	歩道用地約600㎡(金武町の国道329号沿い)を返還。
平成3年7月9日	レンジ18(金武町)に遠隔交戦目標系攻撃訓練施設がほぼ完成。
平成3年9月12日	排水施設として、工作物(下水道)を追加提供。
平成4年1月31日	排水施設として、工作物(下水道)を追加提供。
平成4年3月12日	隊舎等として、建物23,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成4年3月31日	住宅用地約600㎡(金武町の国道329号沿い)を返還。
平成4年5月14日	契約更新拒否用地1,593㎡(金武町の国道329号沿い)を返還。
平成4年5月15日	沖縄返還20周年記念式典のため訪日したクウェール米副大統領は、レンジ21の都市型戦闘訓練施設の撤去を決定したと発表。撤去作業は6月1日に開始、7月中旬に終了。
平成4年9月24日	保安柵等として、工作物(囲障等)を追加提供。
平成5年8月12日	米軍が、GP311、312及び313の砲座を使用しての実弾射撃訓練の廃止を発表。
平成5年9月27日	隊舎等として、建物約12,000㎡と工作物(舗装等)を追加提供。
平成6年3月8日	隊舎等として、建物約19,000㎡と工作物(門等)を追加提供。
平成6年9月6日	道路として、工作物(舗装等)を追加提供。
平成7年3月31日	ゴミ処理場用地約28,000㎡を返還。
平成7年5月11日	日米合同委員会において、読谷補助飛行場を返還するための措置として、宜野座ダムに隣接するドードー地区に落下傘降下訓練の機能を移設すること、宜野座ダム(施設外)に救助艇を待機させることで合意。
平成7年5月30日	隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物(門等)を追加提供。

平成7年9月27日	日米安全保障協議委員会において、県道104号線越え実弾射撃訓練の問題について、分散・実施の方向で技術的、専門的検討を進めていくことで合意。
平成7年10月5日	日米合同委員会において、県道104号線越え実弾射撃訓練の問題解決に向けて検討を行うための特別作業班を設置。
平成7年11月30日	ゴルフ場拡張用地約2,300㎡を返還。
平成8年7月3日	隊舎等として、建物約8,200㎡と工作物（保安柵等）を追加提供。
平成8年12月2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、キャンプ・ハンセンで行われていた県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練は、平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止めることを合意。
平成8年12月31日	総合運動公園用地約34,500㎡を返還。
平成9年3月31日	牛舎用地約470㎡を返還。
平成9年5月14日	特措法適用地約350㎡を返還。
平成10年3月26日	隊舎等として、建物約16,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年3月31日	町道用地約950㎡を返還。
平成10年5月18日	倉庫等として、建物約20㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年8月	第12海兵連隊がキャンプ瑞慶覧から移転。
平成11年1月22日	工場等として、建物約600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年3月25日	保安柵等として、工作物（門等）を追加提供。
平成11年7月15日	管理棟等として、建物約5,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年4月13日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成12年10月31日	土留等として、工作物（土留等）を追加提供。
平成13年9月30日	民有地約60㎡を返還。
平成14年2月6日	漢那ダム建設工事のため、一部約839,000㎡を返還。返還合意にあたって、漢那ダムの湖水面の共同使用が返還条件となっている。
平成14年2月7日	訓練施設等として、土地約615,000㎡を追加提供。
”	隊舎等として、建物約23,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年7月9日	保安柵として、工作物（門等）を追加提供。
平成14年12月12日	厚生施設等として、建物約6,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。

工 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的： 宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。本施設及び区域において、指定された射撃場における実弾射撃及び爆発物処理が認められる。使用される兵器は、水陸両用師団が通常装備する兵器の一般的範ちゅうに入るものである。ヘリコプター及び固定翼航空機による空から地上に対する実弾射撃も認められる。

合衆国軍は水域を必要な日に使用する。水域内においては、実弾射撃及び水中爆破は行わないが空砲射撃は実施し、信号弾を使用することもある。

キャンプ・ハンセンの上空については、2,000フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

その他： 上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、本施設及び区域内の

指定された出入路及び104号線は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること、並びに本施設及び区域の境界内にあるが提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者（沖縄県）との調整を終え次第、地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として提供されることが合意されている。

なお、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練については、平成8年12月2日のSACの最終報告で、平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、取り止めることが合意され、平成9年3月7日の同演習を最後に、現在では実施されていない。

オ 施設の現状及び任務

キャンプ・ハンセンは、国道329号沿いの金武町の市街地に面した「キャンプ地区」と、その背後の恩納村から名護市、宜野座村に連なる山岳部の「訓練地区」からなっている。米軍では、キャンプ・ハンセンの訓練地区とキャンプ・シュワブの訓練地区とを合わせて「中部訓練地域」(Central Training Area)と呼んでいる。

訓練地区は、県道名護宜野座線を北端とし、南は概ね屋嘉から南恩納に抜ける屋嘉恩納線に囲まれた演習場であり、「ハンセン訓練場」と「ハンセン着弾区域」からなっている。

ハンセン訓練場は、CTA1a～1c、2a～2g、3a～3f、5a～5fに細分され、3c、3f及び5地区を除いた地区では実弾射撃は行わず、一般演習場として部隊訓練か戦術訓練が行われる。

ハンセン着弾区域は、恩納岳、伊芸岳、金武岳、ブート岳を擁し、キャンプ地区の西部に隣接している。3c、3f及び5地区のレンジの着弾地が設定されているほか、第1廃弾処理場がある。第1廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

キャンプ地区には、第3海兵遠征軍直轄の司令部役務大隊トラック中隊、第3役務支援群第9工兵支援大隊、第7通信大隊のほか、第31海兵遠征部隊、歩兵大隊(UDP)が駐留している。

施設内には、海兵下士官養成のための師団学校が設置されており、海兵隊以外の3軍にも利用されている。また、診療所、歯科、銀行、郵便局、兵舎、運動場などのほか、ボーリング場、将校、下士官、一般兵の各クラブ等の娯楽施設も完備されている。

なお、同訓練場内には沖縄県の管理する一般県道104号線(使用面積約5ha、使用開始昭47.5.15)があるが、日米合同委員会における共同使用の承認手続きを経ていないため、地位協定第3条に基づく現地米軍の管理権により使用が認められていると理解されている。

同訓練場には、同県道のほかに、鍋川ダム導水路、企業局の導水管など県の行政財産が提供されている。

また、同施設の訓練区域一帯は沖縄本島有数の森林地帯となっており、木材等生産、水源かん養の機能を果たしているが、キャンプ・ハンセンには145haの国有林のほか、市町村有林およそ4,000haがあり、これらは、名護市、宜野座村、恩納村及び金武町の森林面積計20,000haの約5分の1を占めている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	105千㎡	昭47.5.15
	送電線路用地	94千㎡	昭55.10.23
	電柱等用地	0千㎡	平元.3.1
沖縄県企業局	水道施設用地	5千㎡	昭47.5.15
	導水管用地	3千㎡	昭49.5.23
	送水管用地	0千㎡	昭55.8.28
	導水管用地	5千㎡	昭55.10.9

	送水管用地	6千㎡	昭60.10.17
陸上自衛隊	不発弾処理施設用地	3,151千㎡	昭50.12.4
沖 縄 県	導水管等用地	17千㎡	昭51.8.12
	配水管用地	1千㎡	昭55.8.28
	農業用ダム用地	115千㎡	昭58.10.6
恩 納 村	農業用ダム用地	73千㎡	昭51.8.12
	洪水調整ダム用地	18千㎡	昭54.4.19
	ダム用地	45千㎡	昭57.11.4
	かんがい排水施設用地	3千㎡	昭59.11.29
	河川用地	8千㎡	昭61.4.1
	河川用地	6千㎡	平元.4.1
宜野座村	導水管及び給水管用地	2千㎡	昭55.8.28
	水道管及び配水池用地	1千㎡	昭55.8.28
	ダム用地	26千㎡	昭56.4.9
	導水管用地	2千㎡	昭61.9.20
	ダム用地	53千㎡	平元.4.1
	農業用かんがい施設用地	5千㎡	平4.4.1
	導水管用地	2千㎡	平5.5.1
金 武 町	電話幹線柱用地	0千㎡	昭55.10.9
	廃棄物処理施設用地	7千㎡	昭59.5.17
	導水管及び配水管用地	0千㎡	昭60.8.8
	洪水調整ダム用地	149千㎡	昭61.5.26
	給水管用地	2千㎡	昭63.6.1
	河川用地	16千㎡	昭63.8.1
	河川用地	1千㎡	平元.4.1
	公共駐車場用地	2千㎡	平元.6.15
	道路用地	5千㎡	平2.7.1
	農業用かんがい施設用地	2千㎡	平4.2.1
	配水管用地	1千㎡	平4.4.1
	かんがい施設用地	8千㎡	平8.2.7
	給配水管用地	0千㎡	平10.5.18
西日本電信電話(株)	電話設備等用地	0千㎡	昭61.11.1
計 8人	39件	3,939千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b): なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

キャンプ・ハンセンの所在する名護市には、ほかにキャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、八重岳通信所が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1%に上っている。詳しくは八重岳通信所の項を参照。

恩納村の面積は50.77k㎡、平成14年9月末の人口は9,923人である。恩納村には、キャンプ・ハンセンのほか嘉手納弾薬庫地区が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、29.4%に上っている。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場と航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場も所在するため、防衛施設の占める割合は、30.0%になる。

また、宜野座村については、キャンプ・ハンセンのほかキャンプ・シュワブが所在し、村面積

に占める割合は、50.7%に上っている。詳しくはキャンプ・シュワブの項を参照。

金武町の面積は37.84 k m²、平成14年9月末の人口は10,490人である。金武町には、キャンプ・ハンセンほかギンバル訓練場、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める割合は、59.3%に上っている。このほか、航空自衛隊恩納高射教育訓練場も所在するため、防衛施設の占める割合は、59.4%となる。

(1) 施設及びその周辺における復帰後の事件、事故

a 実弾射撃訓練に伴う原野火災

宜野座村の区域を除いたキャンプ・ハンセンの訓練場では、実弾を使用した射撃訓練が実施されるため、発火性の高い照明弾や曳光弾から着弾地内の雑草に引火することになり、原野火災が度々発生している。県が確認したものとして、復帰後から平成14年末までに371件発生し、時には水源かん養林も延焼し、周辺住民に不安を与えている。

そのため、キャンプ・ハンセン訓練区域の火災防止対策については、第2回三者協（昭52.2.20）以来協議を重ねており、昭和55年11月26日までに1,450ガロン用の消火バケツが6個に倍増・装備された。また、昭和59年11月までに、訓練場内の伊芸地区水源かん養林の境界を示す標識が4箇所を設置された。さらに、早期消火活動に入るため、同年12月までに、火事発生の予測される演習に際しては、普天間飛行場のヘリコプター2機が事前出勤し、ハンセン内のヘリポートで待機する体制がとられるようになったが、昭和61年2月までには演習中常時待機体制がとられるようになり、その後は4機に増機された。昭和60年7月23日には、火災の大半が発生しているレンジ2～4までの間に、総延長1.45km、幅員4mのセメント舗装、雨水排水路付きの防火帯が米海兵隊予算20万ドルで完成した。

b 実弾射撃訓練に伴う施設外への被弾

キャンプ・ハンセンは、そこで使用される主要火器155ミリ榴弾砲の最大射程距離が約30kmであるのに対し、訓練区域の東西の長さが約13.5km、南北の長さが4.2kmと小規模であり、周囲には住宅、学校等の集落が隣接しているため、昭和50年代には、砲弾等が民間地域や水源かん養林に落下する事故が度々発生した。

そのため、ハンセン訓練区域の安全対策については、第2回三者協（昭55.2.20）以来協議を重ねており、昭和59年11月までに、訓練場内の伊芸区水源かん養林の境界を示す標識が4箇所を設置された。

しかし、現地レベルで改善できる事項には限度があるため、県は昭和60年以降、米国政府に直接要請するなど、日米両政府に対し実弾演習の廃止を要請した。

その後、平成8年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）」において、県道104号線越え実弾砲撃演習については、本土への訓練の移転を条件に訓練を中止することが発表され、平成9年6月16日の日米合同委員会において、沖縄での実弾砲撃演習は事実上廃止されることが確定した。

キャンプ・ハンセン周辺における復帰後の被弾事故

昭和51年3月20日	沖縄自動車道上18.4kmポイント付近に、コースを離れた米軍の演習用照明弾2個が落下した。
昭和53年4月13日	第1廃弾処理場で処理中の砲弾破片が、約1.5km離れた金武村伊芸区の民家のコンクリート屋根のほか、児童公園など3カ所に落下した。
昭和54年5月2日	金武町伊芸の沖縄自動車道のレストラン駐車場に、砲弾の破片が落下した。
昭和54年5月14日	金武町伊芸の東和ゴルフ場グリーン内に、直系1.06mの9角形の白色落下傘付き照明弾が落下した。

昭和54年11月5日	米兵のいたずらにより、民家の屋敷内に照明弾が落下した。
昭和57年1月12日	金武町の2カ所の民家の屋根と橋の上から、大小5個の砲弾破片が発見された。
昭和60年4月10日	金武町内の民家屋上に設置された水タンクに、演習場から飛来した小銃弾が貫通した。
昭和62年1月28日	県道104号線越え実弾射撃演習中、砲弾が空中で爆発、破片が民間地の金武町字金武の牛舎の屋根に落下した。
昭和62年7月9日	レンジ6での実弾射撃演習の際発射されたM16ライフル銃弾が、金武町屋嘉の導水管を破損したため、翌9日の午前中から約11時間にわたって、228世帯の水圧が落ちた。
昭和63年10月15日	レンジ6から金武町伊芸区宅地へ、少なくとも2発のM16ライフル銃弾が撃ち込まれた。

c 不発弾処理の問題

キャンプ・ハンセン演習場では朝鮮戦争が勃発した1950年以降、艦砲射撃、航空機による爆撃等の、実弾による激しい砲爆撃射撃演習が実施されている。現在では、40ミリてき弾等による実弾演習が日常的に行われており、その結果生ずる不発弾も相当の数になると思われる。

同演習場での原野火災が発生した場合には、不発弾の爆発の危険性があるため、地上からの消火活動ができず、ヘリコプターによる空中からの消火活動しかできないのが現状である。

演習場が返還された場合、自然環境を復元するために造林等の治山事業が必要であり、それらの事業を円滑に推進するためには、不発弾の処理が事前に適切に行われることが不可欠である。そのため、沖縄県では、演習場内の不発弾の分布状況やその処理方等についての情報提供を、機会ある度に米軍に求めてきたが、明確な回答はなく、米軍自体が把握できない程に状況が悪化しているのか懸念されるところである。

自衛隊が管理し、米軍も使用する日本本土の演習場では、実弾演習に伴う不発弾の適切な処理について、演習場の使用協定の中で取り決めがあり、演習の都度、あるいは定期的に不発弾の処理をしており、不発弾はほとんど存在しないといわれている。ハワイのスコフィールド演習場でも、不発弾は適切に処理されているという。沖縄の演習場は、不発弾に関しても、米国の基準も日本の基準も適用されているのか疑問である。

沖縄戦での不発弾の処理には、日本復帰後30年もかけて行ってきたが、今後も年間約5億円をかけて継続して行われていく予定であるが、いつまでこの状態が続くのか、わからない状態にある。これからすると、たとえ演習場が返還されたとしても、その後の不発弾処理には、莫大な費用と長い年月を要することが予想される。

キャンプ・ハンセンを含めて米軍が実弾を使用する沖縄の全射撃場について、返還後の不発弾処理対策が跡地利用の支障にならないよう、あらかじめ、日米両政府によって、不発弾処理が検討され、適切な対策が講ぜられる必要がある。

なお、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告では、不発弾処理に関して次のように述べられている。

キャンプ・ハンセン内の弾着地からの不発弾除去手続き（SACO最終報告）

キャンプ・ハンセン内の射場から不発弾を除去する射場清掃作業は、米海兵隊において定められた方針及び手続きに従って実施される。これらと同一の方針及び手続きは、およそ米海兵隊の弾着地を有する全ての基地において適用され、合衆国において他の軍種が運用する射場に適用される方針及び手続きと同等のものである。

沖縄の米海兵隊は、射場整備との関連で半年毎に射場清掃作業を実施する（ちなみに、この

作業は、ノース・カロライナ州のキャンプ・レジューンにおいては半年毎に、カリフォルニア州のキャンプ・ペンドルトンにおいては1年ごとに行われる)。この作業中は、弾着地における全ての射撃及び訓練が約2週間停止される。資格を有する不発弾処理要員は、清掃作業中に発見された全ての不発弾を処理する。

不発弾の多くは、非常に古いものも含めて地中に埋まっており、浸食により絶えず地表に露出して来る。こうした場合には、不発弾処理要員は、不発弾を発見し次第処理する。

不発弾を処理するための特別の訓練を受けていない人員は、如何なる時にも弾着地の中に入ることが認められない。この作業に従事する全ての人員の安全に米海兵隊は強い関心を有する。

d 米軍人の綱紀の緩み

キャンプ・ハンセンに居住する海兵隊員の多くが単身赴任の若い隊員であるせいか、周辺の民間地域で海兵隊員による犯罪が度々発生している。昭和60年には殺人や婦女暴行、家宅侵入などの事件が頻発したため、県は、三者協の第10回(昭60.2.7)及び第11回(昭61.2.21)会合において、軍人の綱紀肅正の徹底について協議した。その結果、米軍は米本国から優秀な隊員を派遣する、社会秩序を乱すおそれのある隊員は強制送還する、派遣前の隊員及び駐留している隊員の教育指導を強化する等により、事件の未然防止を図っていくことを約束した。

e その他の事件、事故

昭和50年代は施設境界の管理の不满から来る事故が発生していたが、最近では、提供施設内の建設工事に伴う赤土流出が増えている。

(ウ) 県道104号線越え実弾砲撃演習

沖縄に駐留する第3海兵師団第12海兵連隊は、金武町中川部落近くのガンポジションに砲座を設置し、約4km離れた金武岳、ブート岳等の恩納岳山系を着弾地として、105mm及び155mm榴弾砲の実弾射撃演習を行っていた。これが県道104号線越え実弾砲撃演習といわれるものである。

金武町の記録によると、恩納岳山系を使用しての射撃演習は、終戦後間もない頃から実施されており、当初は陸上からの機関銃射撃、飛行機による銃撃・爆弾投下に加え、金武湾から艦砲射撃を行うといった激しい演習が行われていたようである。その後、朝鮮戦争の激化とともに演習規模も拡大し、戦車砲や戦術核も発射できる155mm、200mmの大口径砲も使用されるようになった。

復帰後最初の県道104号線越え実弾砲撃演習は、昭和48年に実施され、この時は105mm榴弾砲が使用されている。危険防止の観点から、各訓練の実施の際には、弾道下にある同県道の一部が封鎖され、通行が禁止されている。このため、防衛施設庁は昭和51年に基地周辺整備資金約7億5,200万円を投じて迂回道路を建設した。当道路は、昭和53年3月3日に産業開発道路として村道に認定されたが、全長約5kmのほとんどが基地内を通過しており、同部分は地位協定第3条の米軍の施設管理権により、許可を得て設置されている。当道路の設置の結果、県道封鎖による交通への影響は幾分緩和された。

近年における演習の規模は、使用砲門数4～8門、参加部隊数は1個～3、4個で、兵力は100人～300人であった。

県は、演習場近くに学校や住宅等が多数あることや、使用されている火器の射程距離が演習場の規模をはるかに上回り危険であることを理由に、同演習の廃止について、昭和60年以来米政府に要請してきた。特に、発射音や着弾音によって金武町立中川小学校の教育環境が阻害されていたため、県は第13回三者協(昭63.8.8)において、同演習の廃止について日米両政府間で検討するとともに、その間、演習を自粛し、併せて、小学校に近接する砲座311～313を廃止するよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官は、砲座311～313を廃止はできないが、これらの砲座の使用に当たっては、授業時間に配慮しながら実施すると回答している。

* 演習の廃止

このように同演習は、演習場が住民地域に近接して非常に危険であると同時に、騒音や振動等、種々の悪影響を地域住民に与え、また、自然破壊や環境汚染をもたらすものであることから、県はこれまで、米軍をはじめ日米両政府に対し、同演習の廃止を強く要請してきた。

平成7年1月、日米首脳会談（村山・クリントン会談）を踏まえ、村山総理（当時）は、沖縄県民の要望の強い、沖縄3事案（県道104号、那覇港湾移設、読谷補助飛行場返還）の解決を外務大臣及び防衛庁長官に指示した。

同年9月、日米安全保障協議委員会において、当該訓練を複数の演習場において分散・実施する方向で、技術的、専門的検討を行うことが適当との考えで、日米双方の認識が一致。同年10月、日米合同委員会の下に、本件を解決するための「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」を設置し、検討を開始した。

平成8年8月、日米間の特別作業班における検討の結果、演習場の面積、機能（弾着地の規模、射撃陣地の規模、アクセス、受入れ施設）等を総合的に勘案して、矢白別、王城寺原、東富士、北富士、日出生台の5演習場について分散・実施が可能であるとの結論を得た。

平成8年12月2日、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告が発表され、県道104号線越え実弾砲撃演習については、「平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。」とされた。

その後、平成9年6月16日、平成9年度における実弾砲撃演習の本土での実施スケジュールが日米合同委員会で承認されたことにより、沖縄での実弾砲撃演習は事実上廃止されることが確定した。

県道104号線越え実弾砲撃演習は、復帰後だけで実に180回を数え、発射弾数は43,940発（金武町調べ）に達している。演習の事実上の廃止が決まった日、沖縄県の大田知事は「一定の前進である」とコメントするとともに、「演習の移転先においては、この砲撃演習によって生じることのある環境問題や不発弾の処理問題等について、適切な対応がなされることを念じてやみません。」と述べた。

(I) 都市型戦闘訓練施設

昭和63年9月中旬、キャンプ・ハンセン内の簡易水道の水源地を点検していた恩納区長が、レンジ21付近に木造の建物が建設されつつあることに気づいた。同区長から那覇防衛施設局に照会された工事が、米陸軍による都市型戦闘訓練施設の建設工事であることが明らかになったのは同年12月12日であった。計画の概要は、3棟の木造建設（西側の2棟は射撃発射建物、東側の1棟は標的）と廃バス置き場（標的）、タイヤハウス（建物内部に見立てた制圧訓練用）及びピストル射撃場を建設し、7.6mm口径小銃等の火器の射撃訓練場として使用するものであった。

地域住民は、施設の位置が住民地域に近接していること、恩納区民2千人の飲料水を支えている区の水源地の浸食のおそれがあること、軍事演習により山肌が削られるとともに、水質が汚染され、村観光及びリゾート建設を脅かすことから、「特殊訓練場建設及び実弾演習反対恩納村実行委員会」を結成し、レンジ21へのゲート前監視活動など反対行動を起こした。その結果、同年12月中旬から工事は中断され、米軍は翌平成元年1月13日、同工事を停止した。

その後、同じゲートを利用して通常演習のためレンジ7に入ろうとする米兵と、出入りを阻止しようとする住民との間で小競り合いが起きた。平成元年8月20日には、演習帰りの弾薬を積んだトラックの荷台に反対派の一人がよじ登ろうとして、海兵隊員に制止された。

米軍は、平成元年9月6日に、県警機動隊が警備する中工事を再開したが、10月7日には、反対派住民に負傷者が出る事態が発生した。また、当該工事も原因とみられる赤土流出による海域汚染が発生したため、日本政府予算により赤土流出防止のための環境整備工事が行われた。施設

工事は射撃発射建物を1棟に減じた上で、環境整備工事を平成2年3月上旬に完成した。

平成2年4月末に、沖縄県、恩納村、那覇防衛施設局及び米軍の間の話合いの席上、施設局が速やかに同施設を移転するとの意向が示された。その後、平成2年5月8日、米軍は、レンジ21における都市型戦闘訓練を開始し、平成3年10月まで散発的に7回実施された。

県は、レンジ21が施設境界から500mしか離れておらず、住民地域やリゾートホテルから一望できる場所にあり、射撃方向を誤れば住民地域に被弾する可能性があり、簡易水道の水源地の維持管理に支障を来すことが懸念されることから、平成元年2月8日、防衛庁長官、防衛施設庁長官に対して、同施設における実弾射撃訓練を実施しないよう要請した。また、平成3年3月には、外務大臣、防衛施設庁長官及び駐日米国大使に対し、更に、同年7月には知事が訪米して、米国の関係機関に対し、同訓練施設の撤去を訴えた。

その結果、平成4年5月15日、日本政府主催の沖縄返還20周年記念式典に出席するため来日中のクウェール米国副大統領の声明において、レンジ21の都市型戦闘訓練施設の撤去が決定されたことが明らかにされ、同年7月中旬までに撤去作業が完了した。

なお、この間、恩納区簡易水道の水源地の立ち入りについて、平成2年9月7月に恩納区長、米海兵隊レンジ・コントロール事務所長及び金武防衛施設事務所長の間で覚書が交わされ、立ち入り手続きの口答による簡素化、週2日程度の立ち入り日の事前設定、不発弾処理隊員のエスコートを確保している。

また、平成13年12月21日、米軍の2002年度(2001年9月1日～2002年8月31日)予算において、米陸軍が本島北部の米軍基地内に、都市型戦闘訓練施設建設に関する経費を計上していることが報道され、平成14年9月21日には、建設場所、施設規模など計画内容に関する報道がなされた。

県としては、今後とも当該計画に関する正確な情報の収集に努め、関係町村とも連携しながら適切に対応したいと考えている。

ク 返還後の跡地利用計画

施設返還後の跡地利用計画等について、名護市、金武町においては、特に策定されていない。

宜野座村が平成2年に軍転協を通して返還を要望しているキャンプ・ハンセンの一部776千㎡については、同村において「漢那ゴルフ場整備事業」として跡地利用計画が策定されており、既に事業主体となる企業が決定され、村、漢那区、企業の三者による連絡会議を持つなど、返還受け入れ体制を整備していた。しかし、バブル経済崩壊の影響により、平成6年9月30日、企業から参加中止の申し出があり、計画の前途が危ぶまれたが、平成8年に新たな企業からゴルフ場建設の申し出があって、関係者間で調整が行われた。しかし、現在のところ進展がみられない。

金武地区公園として、金武町が返還を要望していたキャンプ・ハンセンの一部約34千㎡については、平成8年12月31日付けで返還され、平成9年度に着工し、平成11年度に完了した。

また、平成15年1月、国道58号の交通渋滞を解消する「恩納バイパス」建設のため、キャンプ・ハンセンの恩納村側の土地約10.6ヘクタールの返還が合意された。

(6) FAC 6017 ギンバル訓練場 (Gimbaru Training Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：金武町（字金武）

(イ) 面積：601千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	36	-	0	566	601

(ウ) 地主数：133人

(エ) 年間賃借料：85百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：機械室、消防訓練所

工作物：保安柵、道路、防水タンク、油水分離槽、その他

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、その他

ウ 沿革

- 昭和32年11月 「ギンバル訓練場」として使用開始。また、「嘉手納第3サイト」として、メースB8ミサイル基地を建設。
- 昭和45年 メースB8基地を撤去。
- 昭和47年5月15日 ギンバル訓練場と嘉手納第3サイトを統合し、「ギンバル訓練場」として提供開始。
- 平成4年5月14日 住宅用地等の土地約160㎡を返還。
- 平成7年2月9日 泥土除去施設として、工作物（雑工作物）を追加提供。
- 平成7年9月30日 住宅用地約160㎡を返還。
- 平成8年12月2日 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、ギンバル訓練場については、ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平

成9年度末までを目途にギンバル訓練場(約60ヘクタール)を返還することが合意された。

平成13年5月31日 個人住宅用地約40㎡を返還。

エ 使用主目的及び使用条件(5.15メモより抜粋)

使用主目的: 訓練場

使用条件: 本施設・区域内では実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲射撃が認められる。訓練実施中の火力支援のシュミレーションを目的とする制御された爆破が許される。

オ 施設の現状及び任務

この訓練場は、金武町字中川の国道329号に接続する進入路から海岸よりに約1km入ったところに位置し、中隊規模の野外演習、指揮所設置演習及び通信演習に使用される。第3海兵師団が陸上訓練場の一つとして、空砲による野戦訓練やヘリコプターの離着陸訓練を行っており、海岸一帯では水陸両用車の訓練が行われている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
金武町	有線放送電話施設用地	0千㎡	昭55.10.9
	給水管用地	0千㎡	昭63.6.1
西日本電信電話(株)	電話用電柱等用地	0千㎡	昭55.11.6
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
計 3人	4件	0千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b): なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 施設周辺の状況

ギンバル訓練場の所在する金武町には、ほかにキャンプ・ハンセンと金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める割合は、59.3%に上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

ギンバル演習場は、中川集落に近接しているため、演習時の空砲やヘリの夜間訓練に伴う騒音が住民の安眠を妨げるとともに、大型車両の往来に伴う町道、国道の危険性が高まっている。さらに、公共用水域の赤土汚染が発生している。また、同訓練場から発生した粉塵が付近の花き園芸農家に被害を与え、問題となっている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件、事故

ギンバル訓練場では、昭和63年に訓練に伴う周辺農地の火災が頻発した。このため、在沖米海兵隊は、同年10月20日、同訓練場における照明弾を使用する訓練を禁止した。

昭和56年12月23日	信号弾使用により原野火災が発生し、約1,500㎡を焼失した。
昭和61年6月4日	照明弾使用により原野火災が発生し、約80㎡を焼失した。
昭和63年9月21日	訓練場から150m離れた金武町字頭呂地帯一帯のサトウキビ畑に、パラシュートの付いた照明弾数個が落下し、畑約2,258㎡を焼失した。
昭和63年9月28日	訓練場から250m離れた金武町字頭呂千原の観葉植物畑に照明弾が落下し、遮光ネットに穴を開けた。一帯の畑では、同年3月にも米軍の照明弾によるものとみられる穴が、遮光ネットに開けられていた。
平成4年9月16日	照明弾使用により原野火災が発生し、約80㎡を焼失した。
平成6年8月5日	ギンバル訓練場におけるヘリコプターの離発着に伴い発生した粉塵に

より、近隣で栽培していた観葉植物が被害を受けた。

平成12年4月7日 浜下りで施設を開放中、原因不明の火災が発生した。人身等への被害はなし。当日は住民に開放していたため、訓練は実施していない。

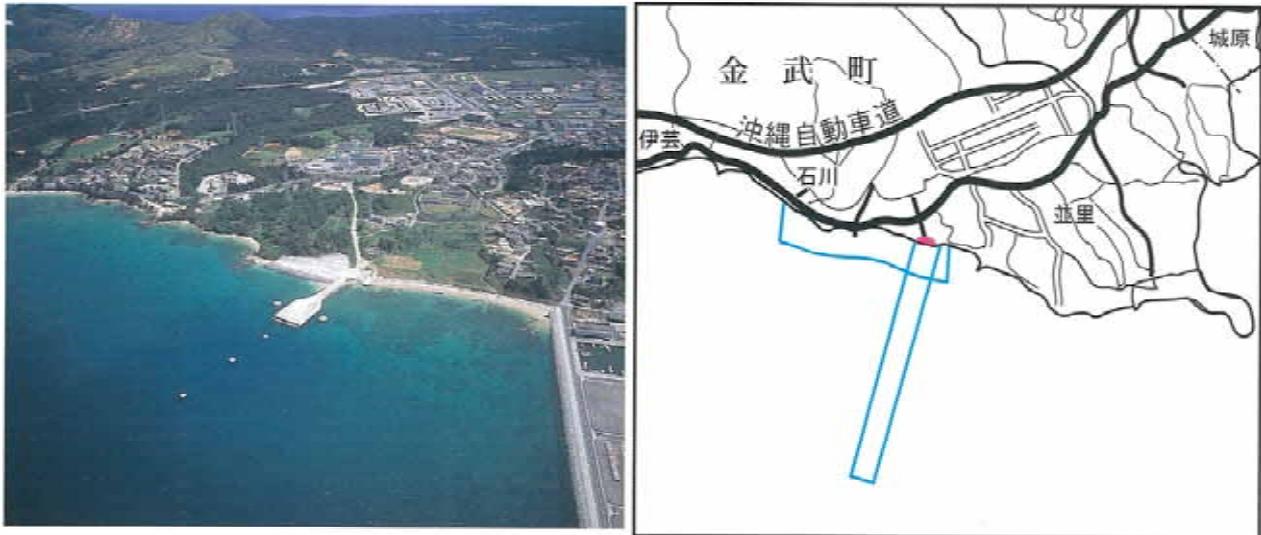
ク 返還後の跡地利用計画

平成8年12月2日のS A C O最終報告において、ギンバル訓練場は、ヘリパッドが金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に返還されることが日米間で合意された。

しかしながら、ギンバル訓練場とブルー・ビーチ訓練場の両施設の返還を希望していた金武町では、ギンバル訓練場のヘリパッドがブルー・ビーチ訓練場へ移設されると、これまで以上に地域住民への被害が広がるとして、反対の意志を表明した。

そのため、返還条件が整わず、ギンバル訓練場の跡地利用計画及び返還の目途は未だ立っていない。

(7) FAC 6019 金武レッド・ビーチ訓練場 (Kin Red Beach Training Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：金武町（字金武）

(イ) 面積：17千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	3	-	-	14	17

(ウ) 地主数：21人

(エ) 年間賃借料：11百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：哨舎

工作物：LSTスリップ、バース、護岸、保安柵、雨水排水溝、外灯、その他

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、海軍

ウ 沿革

昭和37年7月 「金武レッド・ビーチ訓練場」として使用開始。

昭和47年5月15日 「金武レッド・ビーチ訓練場」として提供開始。

昭和63年3月31日 国道329号改良に伴い水域2,300㎡を返還。

平成11年7月15日 給油所用地約480㎡を返還。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：訓練場

使用条件： 区域内において実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲による射撃は認められる。水中爆破は認められない。第1水域は常時使用、第2水域は必要に応じて使用される。第3水域及び第4水域については、1日24時間で月平均10日。但し年間120日を超えないも

のとする。

オ 施設の現状及び任務

金武レッド・ビーチ訓練場は、金武町市街地の西端、国道329号から約300mの進入路を海岸に入ったところに位置している。

乗船訓練及び指揮所設置演習、その他の演習に使用される。また、バースには2隻の揚陸艦を停泊させることができ、兵員や各種物資の積み降ろしに使用されている。キャンプ・ハンセン演習場と一体の関係があり、レッド・ビーチを起点にキャンプ・ハンセンに通じる戦車道がある。

漁業組合の施設と隣接しているため、組合の事業計画にも支障があるほか、艦船の出入りの際は付近の漁業従事者への制限があり、障害となっている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

金武レッド・ビーチ訓練場が所在する金武町には、ほかにキャンプ・ハンセンとギンバル訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める割合は、59.3%に上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

ク 返還後の跡地利用計画

行政サイドにおける跡地利用計画は、特にない。

(8) FAC 6020 金武ブルー・ビーチ訓練場 (Kin Blue Beach Training Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：金武町（字金武）
- (イ) 面積：381千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	53	1	1	326	381

- (ウ) 地主数：216人
- (エ) 年間賃借料：57百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：なし
 - 工作物：休息場
- (カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

- (ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
- (イ) 使用部隊名：海兵隊、その他

ウ 沿革

- 昭和34年3月15日 米軍の娯楽施設として使用開始。
- 昭和38年7月1日 「金武ブルー・ビーチ訓練場」として使用開始。
- 昭和47年5月15日 「金武ブルー・ビーチ訓練場」として提供開始。
- 昭和56年3月31日 キャンプ・ハンセンとの戦車連絡道が完成。
- 昭和57年2月5日 交通施設（戦車横断橋）として、土地約500㎡と工作物（橋梁）を追加提供。
- 昭和58年5月8日 米軍が、赤土流出防止のため、土砂どめ柵を設置。
- 昭和63年7月14日 道路として、工作物（舗床等）を追加提供。
- 平成8年12月2日 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、ギンバル訓練場にあるヘリコプター着陸帯が、金武ブルー・ビーチ訓練場に移設されること等を合意。

平成13年3月31日 県道162号線改良舗装工事による道路拡張用地約1,300㎡を返還。
 平成13年10月24日 農地改良事業用地約6,500㎡を返還。
 平成13年10月25日 道路用地として、土地約3,400㎡を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：訓練場

使用条件： 返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。本施設の区域においては実弾射撃は行わない。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲による射撃及び訓練実施中の火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。第1水域は常時使用、第2水域は必要とされる日に使用される。第3水域については、1日24時間で月平均10日、ただし年間120日を超えないものとする。

オ 施設の現状及び任務

この訓練場は、金武町並里区の東側、金武岬に位置する海兵隊の訓練場であり、海陸間移動訓練のための800ヤード（730m）長の海岸である。同訓練場には、キャンプ・ハンセンからの進入路を利用して、キャンプ・ハンセンからの水陸出動の待機場として使用される。また、上陸用舟艇水陸両用車を使用した指揮所設置演習、兵站支援訓練等が行われている。

なお、以前は訓練のない時は、米軍やその家族、地元住民の海水浴場として利用されていたが、現在は立入ができなくなっているため、金武町は住民への開放を要請している。当該海水浴場には、清水タンクその他のレクリエーション設備がある。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
金武町	有線放送電話線路用地	0千㎡	昭55.10.9
	かんがい施設	3千㎡	平8.2.7
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
計 2人	3件	3千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 施設周辺の状況

金武ブルー・ビーチ訓練場の所在する金武町は、ほかにキャンプ・ハンセンとギンバル訓練場、金武レッド・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める割合は、59.3%に上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件、事故

金武ブルー・ビーチ訓練場は、北方のギンバル訓練場とともに在沖米軍の主要な上陸訓練場となっているため、提供施設外の民間地域を訓練上使用するケースが度々発生している。また、上陸訓練により提供施設内の森林を荒廃させ、赤土流出による金武湾の汚染の一因となっている。

昭和48年4月12日 訓練場内で、演習中の米軍戦車により、薬きょう拾いの老女がひかれ、死亡した。
 昭和51年5月 ブルー・ビーチ沖合いでの海上演習によって、魚網が破損した。
 昭和52年4月21日 キャンプ・ハンセンからブルー・ビーチにM48型戦車を搬送中、ブレーキの故障でブルー・ビーチ進入路から崖下へ転落、個人所有の雑木及びキビ畑に総額8万2千円程度の被害が発生した。
 昭和57年7月19日 海兵隊第9工兵支援大隊の燃料補給部隊が、ギンバル訓練場と金武ブ

	ブルー・ビーチ訓練場との間の提供施設外海岸1.2kmに溝を掘り、給油ホース敷設訓練を行った。
昭和58年 3月	ブルー・ビーチから流出する赤土による海の汚染がひどく、水産業に被害を与えると金武漁協が指摘した。
昭和58年 5月20日	海兵旅団役務支援群第9通信隊の隊員7人が、提供施設から約20m離れた岬原の牧草地を刈り取り、野営、無線通信設置訓練を実施した。周辺の芋畑も、車両乗入れによる被害を受けた。
昭和60年 2月 6日	米海軍の上陸用舟艇が、レッド・ビーチから南東約1.5kmの沖合いで、金武漁業共同組合所有の定置網に接触し、30mのロープ2本を切断、ロープ固定用の砂袋を破損した。
平成元年 7月18日	米兵による、砂の不法採取が発生した。
平成 6年 3月26日	嘉手納基地飛行クラブ所属のセスナ機1機が、エンジントラブルのため、同施設内の駐車場に緊急着陸した。
平成 8年 6月 6日	同施設の入口付近で、米兵数人が民間人に対し銃口を向けるという事件が発生した。
平成12年 1月18日	同施設への進入路で、海兵隊所属の軍車両が、収穫前のさとうきびを踏みつぶし、舗装工事中の縁石を破損する等の被害を与える事故が発生した。

ク 返還後の跡地利用計画

金武ブルー・ビーチ訓練場は、美しく豊かな海岸線を有し、長く米軍提供施設として使用されてきたため、自然に近い状態で残っている。そのため、このような親水空間を活用した新たな地域振興を展望しうる可能性を秘めている。しかしながら、SACOの最終報告においては、ギンバル訓練場からヘリ・パッドの移設がうたわれているため、金武町はブルー・ビーチ訓練場へのヘリ・パッド移設の撤回を求めている。

(9) FAC 6027 読谷補助飛行場 (Yomitan Auxiliary Airfield)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：読谷村（字座喜味、字喜名、字伊良皆、字大木、字楚辺）

(イ) 面積：1,907千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
読谷村	1,672	0	0	235	1,907

(ウ) 地主数：227人

(エ) 年間賃借料：155百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：食堂、倉庫、整備所、管理棟、警衛所、指令室

工作物：滑走路、エプロン、保安柵、舗装道路、駐車場、配電装置、その他

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、その他

ウ 沿革

- 昭和19年9月1日 旧日本軍の「沖縄北飛行場」として買収、建設。
- 昭和20年4月 米軍占領により「読谷補助飛行場」として使用開始。
- 昭和25年8月2日 米軍ジェット機の補助燃料タンクが、字喜名の民家に落下し幼女が片足を切断、全身打撲で死亡。
- 昭和38年1月17日 字喜名の民家に米軍の落下傘貨物が落下。
- 昭和38年4月3日 字座喜味の民家付近に米軍の落下傘貨物が落下。
- 昭和39年3月20日 落下傘投下訓練中の米軍機から、ジープ、弾薬木箱、4トンのコンクリート塊などが、座喜味、親志、喜名の各部落の民家やキビ畑など数十箇所に落下。
- 昭和40年4月15日 字伊良皆の土地約50,000㎡を返還。
- 昭和40年6月11日 落下傘投下訓練中の米軍機から、字座喜味の民家にトレーラーが落下、

	小学生が圧死。
昭和41年11月29日	落下傘投下訓練中の米軍機から、字座喜味の民家に角材が落下、屋根を貫通。
昭和42年6月23日	落下傘投下訓練中の米軍人が、字喜名の民家に落下、屋根を破損。
昭和45年5月4日	落下傘投下訓練中の米軍人が、字喜名の民家や鶏舎に落下、屋根を破損。
昭和45年7月10日	飛行場の四隅約881,000㎡を返還。
昭和45年7月20日	落下傘投下訓練中の米軍機から、字座喜味の民家付近に約9kgの錘が落下。
昭和46年11月27日	落下傘投下訓練中の米軍機から、字喜名の民家に米軍の落下傘が落下。
昭和47年5月15日	読谷補助飛行場、中野サイトを統合し、「読谷補助飛行場」として提供開始。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、滑走路東側部分(約1,015千㎡)の移設条件付き返還を合意。
昭和51年7月	那覇空港のP-3C対潜哨戒機の嘉手納飛行場への移駐に伴う通信施設の建設が開始されたが、村民の反対運動により中止。なお、当該用地は、昭和53年に村民運動広場として共同使用。
昭和52年1月27日	隊舎施設として、建物約110㎡と工作物(照明装置等)を追加提供。
昭和52年5月14日	暫定法適用の土地約2,000㎡(東側部分)を返還。
昭和52年5月31日	暫定法適用の土地約1,000㎡(東側部分)を返還。
昭和53年3月31日	食堂として、建物180㎡を追加提供。
昭和53年4月30日	第16回安保協了承の土地約1,012千㎡(滑走路の東側部分)を返還。
昭和53年6月1日	使用目的に通信施設を追加。
昭和53年7月27日	施設管理権が空軍から海軍へ移管。
昭和55年10月9日	施設管理権が海軍から海兵隊へ移管。
〃	日米合同委員会は、施設特別委員会の下に「FAC6027読谷補助飛行場所在落下傘降下訓練場代替地検討特別作業班」の設置を合意。昭和57年度から概況調査等に着手。
昭和62年3月31日	採石場用地約8,000㎡(楚辺付近)を返還。
平成2年7月6日	倉庫等として、建物約1,300㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成4年5月14日	一部土地約530㎡(滑走路の東側部分)を返還。
平成5年11月4日	管理棟等として、建物約250㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
平成6年6月6日	日米合同委員会は、施設特別委員会の下に「読谷補助飛行場特別作業班」の設置を合意。従来の「読谷補助飛行場所在落下傘降下訓練場代替地検討特別作業班」は廃止。
平成7年5月11日	日米合同委員会は、読谷補助飛行場特別作業班の勧告を承認。 勧告の内容 落下傘降下訓練機能をキャンプ・ハンセン宜野座ダム隣接地に移設 滑走路修復訓練機能を嘉手納弾薬庫地区内に移設 楚辺通信所のアンテナ及び保守区域を既存施設・区域内に移設。移設先については引き続き検討。
平成7年6月29日	日米合同委員会は、読谷村役場庁舎等用地として、約31,000㎡の共同使用について合意。
平成8年12月2日	日米安全保障協議委員会(SCC)は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告を承認。

S A C O最終報告の内容

「パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に返還」

平成11年10月21日 日米合同委員会において、在沖米陸軍特殊部隊によるパラシュート降下訓練のすべてを伊江島補助飛行場に移転、実施することで合意。

平成14年10月3日 日米合同委員会において、楚辺通信所の建物工事の実施及び読谷補助飛行場の返還を合意。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：補助飛行場及び訓練場

使用条件：パラシュートによる重量物投下訓練は認められない。

オ 施設の現状及び任務

この飛行場は、読谷村のほぼ中央に位置し、施設の東側には幅42m、長さ2,000mの滑走路と約1,500mのエプロンがあるが老朽化しており、固定翼機の利用はなかった。ほとんどの区域にフェンスが設置されていないため出入りが自由であり、建物と工作物部分を除いて、施設内はキビや甘藷の黙認耕作がなされている。

また、同飛行場は、近接する楚辺通信所の電波緩衝地帯の役割も有しており、施設西方のフェンス内部には楚辺通信所の管理棟が設置され、海軍通信保安活動隊沖縄ハンザ部隊が運用している。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	電柱等用地	0千㎡	昭55.11.6
読谷村	運動場用地	35千㎡	昭53.8.18
	運動公園用地	61千㎡	昭62.11.1
	村庁舎及び中央公民館用地	30千㎡	平7.10.5
	雨水排水施設	1千㎡	平7.10.5
計 2人	6件	127千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

読谷補助飛行場の所在する読谷村の面積は35.17k㎡で、読谷補助飛行場のほかに瀬名波通信施設、嘉手納弾薬庫地区、楚辺通信所、トリイ通信施設が所在し、村面積に占める割合は、44.6%に上っている。詳しくは、瀬名波通信施設の項を参照。

この飛行場は、国道58号、県道16号線、県道6号線に接近し、優れた交通の要所に位置しているため、かつては、インダストリアル・パークの適地として、調査・検討されたこともある。

平成7年6月、日米合同委員会は村庁舎等用地として31,000㎡の共同使用について合意し、同年10月から共同使用が開始された。

(イ) パラシュート降下訓練

読谷補助飛行場は、復帰前からパラシュート降下・投下訓練が行われ、昭和40年代には物資投下による圧死事故、家屋損壊事故が多発したが、復帰後も相変わらず物資投下訓練が行われていた。

昭和54年11月6日、米空軍の演習中に風向・風速測定用のスポッター・パラシュート（重量7kg）が提供施設外の字楚辺の空き地に落下する事故が発生すると、地元読谷村は、同13日「米軍落下傘降下演習中止並びに演習場の即時撤去要求実行委員会」を結成し、パラシュート降下訓練

の即時中止と同演習場の撤去（移設）について、日米合同委員会に上程するよう那覇防衛施設局に要請した。国は、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の機能移設問題について、昭和55年3月18日の日米合同委員会施設特別委員会に提案し、同年10月9日には、施設特別委員会の下に「FAC6027読谷補助飛行場所在落下傘降下訓練代替地検討特別作業班」を設置した。

米軍は、昭和54年11月6日の事故については、読谷村民に不安を与えたことを謝罪し、また、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練については、今後貨物や器材の投下は行わず、兵員だけに限定する旨文書で回答した。

読谷補助飛行場にはフェンスがなく、住民が自由に立ち入りできるため、米軍が降下訓練を実施する場合は前日までに施設局を通して県や読谷村に通知があり、実施当日は県警が周辺を警備して立ち入りを制限していた。

実施に先立ち、エプロン上の監視ポイントにおいては、実施部隊の安全担当将校、海兵隊の訓練場管理者、防衛施設局の連絡官、県警の警備責任者の間で安全対策の確認が行われた。

航空機は普天間飛行場所属のヘリコプターが使用され、エプロンで訓練兵の乗降を行い、ストリーマ（針金に布を巻き付けた吹き流し）を投下して上空での風向・風速の安全を確かめ、降下を開始する。海兵隊の訓練規則は、降下地帯内での地上突風が12ノット（風速約6m）を越える場合、安全担当将校とパイロット間の無線交信ができない場合などは、降下を禁止している。

訓練兵の乗降は、通常、補助飛行場内のエプロンで行われているが、昭和63年4月26日にはトリイ通信施設内の特殊部隊ビル付近のヘリ離発着場を利用して行われたため、その爆音で近接する古堅小学校の朝礼を妨げた。5月に陸軍の責任者は読谷村に謝罪し、再発防止に努める旨約束している。

しかし、平成2年7月の訓練で、訓練兵を乗せた米軍車両に対して抗議団が通行を妨害したことなどもあって、同年8月以降の訓練兵の乗降に当たってはトリイ通信施設内のヘリ離発着場の使用が再開され、平成4年2月の訓練まで16回使用された。同年4月の訓練からは、従前どおり車両による兵員移動が行われるようになった。

平成6年6月、日米合同委員会は、従来の「読谷補助飛行場所在落下傘降下訓練場代替地検討特別作業班」を廃止するとともに、施設特別委員会の下に「読谷補助飛行場特別作業班」を設置することで合意した。同作業班は、落下傘降下訓練機能をキャンプ・ハンセン宜野座ダム隣接地に移設 滑走路修復訓練機能を嘉手納弾薬庫地区内に移設 楚辺通信所のアンテナ及び保守区域を既存施設・区域内に移設。移設先については引き続き検討するという勧告を提出し、平成7年5月、日米合同委員会に提出し、承認された。

平成8年12月、日米安全保障協議委員会（SCC）は、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告を承認した。SACO最終報告によると、「パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する」という内容となっている。その後、平成11年10月の日米合同委員会において、在沖米陸軍特殊部隊によるパラシュート降下訓練は、すべて伊江島補助飛行場に移転、実施することで合意した。なお、平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場において、パラシュート降下訓練は実施されていない。

復帰後の読谷補助飛行場における降下訓練に伴う事故

- | | |
|-------------|---|
| 昭和51年11月27日 | 黙認耕作地のキビ畑やイモ畑に、石油の入ったドラム缶数個を一組に梱包したパラシュートが落下。また、喜納部落内の民家に、パラシュート訓練兵が降下した。 |
| 昭和52年12月4日 | スカイダイビングクラブが降下レクリエーション中、畑を踏み荒らした。 |

昭和53年 1月	字座喜味の民家や豚舎付近に、米兵が降下して菜園を踏み荒らした。
昭和53年 4月11日	喜納小学校校庭に、パラシュート訓練兵が降下した。
昭和53年12月	字高志保の民家の屋根の水タンクに、パラシュート訓練兵が降下した。
昭和54年 4月22日	スカイダイビングクラブの米兵が、字波平の農地に降下した。
昭和54年 5月26日	米軍の無人パラシュートが、読谷高校校庭に降下。訓練兵は、補助パラシュートで、字伊良皆の農地に降下した。
昭和54年11月 6日	字楚辺の読谷ニューハイツ内の空き地に、重さ7kgのおもりがついた風向・風力測定用のパラシュートが落下した。
昭和56年 4月21日	海兵隊の訓練兵が訓練場内から大きく外れ、朝礼中の古堅小学校の上空を通り、トリイ通信施設内に降下した。
昭和56年 8月18日	7人中2人の訓練兵が目標地点を外れ、施設外の農耕地に降下した。
昭和56年11月19日	訓練兵が目標地点を外れ、園外授業の帰宅途中の幼稚園児の頭上を通り、施設外へ降下した。
昭和61年 4月28日	102人中3人の訓練兵が目標地点を外れ、施設外の滑走路東側の場外へ降下した。
昭和61年 4月30日	陸軍の訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外に降下した。
昭和61年 6月25日	陸軍の訓練兵6人が目標地点を外れ、施設外の伝統工芸センター付近に降下した。
昭和62年 4月10日	海兵隊の訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外に降下した。
昭和62年 4月15日	陸軍特殊部隊の訓練兵10人が目標地点を外れ、施設外の伊良皆ゴルフレンジ付近に降下した。
昭和63年 7月26日	陸軍が訓練中止を連絡後に、高々度降下訓練を実施。訓練兵2人が目標地点を外れ、滑走路東側の施設外に降下した。
昭和63年 8月17日	陸軍が高々度降下訓練を実施し、訓練兵の切り放した無人パラシュートが滑走路東側の施設外に落下。訓練兵は、補助パラシュートで施設外の伊良皆運動場付近のキビ畑に降下した。
昭和63年 8月31日	陸軍の訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外に降下した。
昭和63年10月27日	演習中止通報後、約2kgの鉄カブトが、通常の規制区域外の伝統工芸センター南側のキビ畑に、上空300mから落下した。
平成元年 4月13日	陸軍が高々度降下訓練を実施。訓練兵2人が目標地点を外れ、滑走路東側の施設外に降下した。
平成 3年 3月 7日	陸軍の訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外の字座喜味の畑に降下。3人が伝統工芸センター付近の提供施設境界付近に降下した。
平成 4年12月22日	陸軍が通報時刻前に降下訓練を開始。訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外の字楚辺の民家に降下した。
平成 5年11月 9日	陸軍特殊部隊の訓練兵が目標地点を外れ、規制対象区域外に降下。抗議の村役場職員との間で、小競り合いとなった。

ク 返還後の跡地利用計画

- (ア) これまでに返還された区域は飛行場周辺の黙認耕作地であり、従前どおり農耕に利用されている。
- (イ) 読谷村は、昭和61年に軍転協を通して読谷補助飛行場の国道嘉手納バイパス建設予定地部分の一部返還を要望していたが、昭和62年7月に「読谷飛行場転用基本計画」を策定し、平成2年にはその全部返還を要望している。
- (ウ) 読谷補助飛行場及び返還された一部地域は読谷村の中心部に位置し、かつ規模の大きさと沖縄

本島の交通動脈である国道58号に隣接するという立地性から、読谷村のみならず、県土の均衡ある発展を図る上で大きな開発可能性を有している土地である。

同飛行場は、いわゆる旧軍買収国有地で、旧日本軍による用地買収のいきさつから所有権の帰属問題が議論され、また、国会でも取り上げられ長期にわたって審議が続けられてきたが、昭和54年6月1日、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、三原沖縄開発庁長官から「具体的な利用計画による問題解決」が提案され、同問題についての方向付けがなされるに至った。

その後、同年11月28日、参議院決算委員会においても、竹下大蔵大臣から「地方公共団体において振興開発計画にのっとった利用計画が提出されれば、払い下げる等の処理を行う」との答弁がなされ、さらに、昭和61年2月7日、衆議院決算決議に対する内閣総理大臣の報告で、「地元の土地利用構想を尊重し、沖縄振興開発特別措置法の趣旨を踏まえつつ、対処していく所存である」ことが示された。

読谷村はこれらの国会論議を踏まえ、昭和62年7月に、用地問題の解決と同地域の開発整備の構想及び土地利用に関する考え方を示した「読谷飛行場転用基本計画」を策定した。

県としても、読谷村が策定した「読谷飛行場転用基本計画」の趣旨を踏まえ、任意計画として「読谷飛行場地域開発整備基本計画（県案）」を策定し、関係省庁に要請を行ってきた。

用地の一部については、読谷村が公共施設用地（役場庁舎、文化センター、運動広場、野球場等）として活用（日米地位協定第2条第4項(a)適用）し、又、既返還地の一部（20.1ha）において、読谷補助飛行場転用基本計画推進施設として、先進農業支援センターを整備中である。

同計画の対象となる地域は返還された一部地域約98ha、米軍提供地域（軍用地）約189haの計約287haの広がりを持つ大規模空間である。そのうち旧軍買収国有地は約255haで、計画面積の9割程度となっている。

また、平成14年7月に政府決定された沖縄振興計画では、旧軍飛行場用地問題の戦後処理事項と返還後の跡地利用が位置づけられた。これにより、戦前の旧軍接收地に起因し、戦後から今日まで半世紀以上にわたり米軍基地として使われ、旧地主及び読谷村民が長期間取り組んできた読谷補助飛行場用地の具体的な問題解決の道筋が示された。

(10) FAC 6029 キャンプ・コートニー (Camp Courtney)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：具志川市（字昆布、字天願、字宇堅）

(イ) 面積：1,348千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
具志川市	62	8	1	1,278	1,348

(ウ) 地主数：609人

(エ) 年間賃借料：1,185百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：司令部、将校クラブ、管理事務所等、下士官宿舎等、補給倉庫等、車両修理工場等、食堂、家族住宅、売店、その他

工作物：ヘリパッド、汚水ポンプ、駐車場、洗車台、スケートリンク、保安柵、下水・排水管、外灯、浄化槽、礼砲台、各種競技場、プール、その他

(カ) 基地従業員：345人（MLC 232人、IHA 113人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：第3海兵遠征軍司令部、第3海兵遠征軍本部役務中隊、第31海兵遠征部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵師団司令部大隊

ウ 沿革

- 昭和20年 米軍による沖縄占領の継続として、米陸軍の物資集積所及び兵舎として使用。
- 昭和33年 米海兵隊基地として使用。
- 昭和36年5月 川崎小学校近くにヘリコプターが墜落し、2人死亡、5人重傷。
- 昭和40年10月 在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ・マクトリアスから移転。
- 昭和44年11月 在沖米海兵隊基地司令部が再びキャンプ・マクトリアスに移転。
- 昭和46年6月30日 約396,000㎡を返還。
- 昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。

昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部の無条件及び移設条件付返還(約347,000㎡)を合意。
昭和49年 5月	昭和46年6月30日に返還された一部(約139,000㎡)が自衛隊に提供され、海上自衛隊員志川送信所として使用開始。
昭和49年 5月31日	採石場用地約52,000㎡を返還。
昭和52年 1月27日	保安柵として、R E X地域を除いた工作物(囲障)を追加提供。
昭和57年 8月12日	宿舎等として、建物約4,600㎡と工作物(鉄塔等)を追加提供。
昭和57年 9月20日	汚水処理施設として、建物約110㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
昭和58年10月31日	第15回安保協了承部分の土地約294,600㎡(南側部分)を返還。
昭和58年11月 1日	住宅用地として、土地238,100㎡を追加提供。
昭和59年 2月16日	宿舎として、建物約2,400㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物(アンテナ等)を追加提供。
昭和61年 7月11日	教会として、建物約1,000㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和61年10月 2日	住宅として、建物約550㎡と工作物(水道等)を追加提供。
昭和62年 9月18日	家族住宅等として、建物約87,000㎡を追加提供。
昭和62年11月29日	消防施設として、建物約590㎡を追加提供。
平成元年	家族住宅26戸完成。
平成元年 3月23日	隊舎等として、建物約22,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成元年10月26日	厚生施設として、建物約1,400㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成 2年 2月 6日	倉庫等として、建物約1,300㎡と工作物(門等)を追加提供。
平成 3年 2月28日	育児所として、建物約1,500㎡と工作物(門等)を追加提供。
平成 4年 5月14日	契約更新拒否用地約380㎡を返還。
平成 4年 7月 2日	隊舎として、建物約7,400㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
平成 5年 3月31日	天願川改修工事用地約12,500㎡を返還。
〃	通信ケーブル用地約1,700㎡を返還。
平成 5年 9月27日	運動施設等として、建物約20㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成 6年 9月23日	ハワイ在の第1海兵遠征団司令部が解除され、残りの兵力は、ハワイ在住のまま第3海兵遠征軍に編入された。
平成 7年 6月 1日	工場等として、建物約470㎡と工作物(門等)を追加提供。
平成 8年 1月31日	道路用地約460㎡を返還。
平成 9年 9月30日	市道用地約230㎡を返還。
平成10年 9月30日	住宅用地約490㎡を返還。
平成10年10月22日	厚生施設として、建物約330㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
平成11年 7月15日	囲障等として、工作物(囲障等)を追加提供。
平成11年11月 4日	隊舎として、建物約2,600㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成12年 4月13日	諸標として、工作物(諸標)を追加提供。

工 使用主目的及び使用条件(5.15メモより抜粋)

使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 合衆国軍は、水域の第1区域を継続的に、第2区域を必要な日に使用する。合衆国軍は、第2区域において、実弾射撃を行わないが、空砲射撃は実施し、信号弾を使用することもある。水中での爆破は認められない。本施設及び区域の上空については、2,000フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

上記のほか、本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活用を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること等が合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、金武湾に面する具志川市字天願の北側に位置し、第3海兵遠征軍及び第3海兵師団の司令部があることで知られており、主として宿舎、事務所として使用されている。

この施設に司令部を置く第3海兵遠征軍は、米国海兵隊の3つの遠征軍の一つで、有事に際し、空陸一体となった即応作戦を展開する実戦部隊である。

施設内には、他の宿舎地区と同様に、教会、将校、下士官、一般兵の各クラブ、劇場、郵便局、銀行、診療所、図書館、体育館、プール、野球場、テニスコート、軍事法廷等が完備されているほか、家族住宅、教会施設、コミュニティーセンターも建設されている。

さらに、提供水域（第2区域）として、施設に面した海岸地先から沖合500mまで水陸両用車の訓練場となっているが、殆ど使用されていない。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(ア)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	電柱等用地	0千㎡	平3.6.6
	特別高圧架空送電線路敷地	21千㎡	平4.9.24
具志川市	水道施設用地	0千㎡	昭55.11.6
沖縄県企業局	工業用水配水管用地	0千㎡	平4.9.24
計 3人	5件	21千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(イ)： なし

キ 施設周辺の状況

東側を除く当該施設の周辺は、宇堅、天願、昆布の各集落があり、近年宅地化が進行している。以前は、隣接地域のヘリ墜落、油流出等の問題があったが、最近は発生していない。

なお、東側の返還跡地については、土地区画整理事業が実施され、良好な住宅地域を形成している。

当該施設に係る事故としては、昭和36年5月の川崎小学校近くのヘリコプター墜落、昭和49年2月の廃油流出による天願川の汚染、昭和53年5月のヘリコプターの風防ガラスの落下事故、平成7年7月の油流出及び平成7年11月の軽油流出による天願川の汚染等があった。また、平成13年2月に、同施設・水域内での過去のクレー射撃による鉛汚染が問題となった。同問題に対し、防衛施設庁による調査が実施され、平成14年6月に、人の健康に影響はないとの調査結果が発表された。

ク 返還後の跡地利用計画

当地区は、大半が宿舎等の施設用地となっており、形質が変更されているが、周辺部の急斜面及び金武湾沿岸などに樹林地が残されている。

本施設の跡地利用についての具体的な計画は、これまでのところ策定されていない。

(11) FAC 6031 キャンプ・マクトリアス (Camp Mctureous)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：具志川市（字川崎、字西原）

(イ) 面積：379千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
具志川市	14	-	1	364	379

(ウ) 地主数：237人

(エ) 年間賃借料：351百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：小学校、教会、消防舎、体育館、倉庫、家族住宅、その他

工作物：駐車場、貯水槽、保安柵、配電線、バスケットコート、サッカー場、プール、その他

(カ) 基地従業員：24人（MLC 17人、IHA 7人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：その他

ウ 沿革

昭和20年	米陸軍貨物集積所として使用開始。
昭和32年4月1日	在沖米海兵隊基地司令部設置。
昭和39年6月30日	約6,000㎡返還。
昭和40年10月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ・コートニーへ移転。
昭和44年11月	在沖米海兵隊基地司令部が再びキャンプ・マクトリアスに戻る。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和50年8月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ瑞慶覧へ移転。
昭和60年10月31日	排水施設として、工作物（排水路）を追加提供。
平成元年	家族住宅296戸完成。
平成3年6月26日	家族住宅等として、建物約38,000㎡と工作物（下水等）を追加提供。

平成4年5月14日 土地約390㎡を返還。
 平成4年7月2日 家族住宅等として、建物約24,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
 平成4年8月31日 道路用地約640㎡を返還。
 平成5年9月27日 保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
 平成8年1月31日 道路用地約5,000㎡を返還。
 平成8年9月26日 消防署等として、建物約530㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
 平成10年3月26日 囲障として、工作物（囲障）を追加提供。
 平成14年7月9日 青少年センターとして、建物約660㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的： 宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 合衆国軍隊は、広範囲の有視界飛行による航空機の運用のため、キャンプ・マク
 トリアス上空、高度2,000フィートまでの全空域の使用が許される。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、具志川市の中心部にある安慶名区の西側、県道8号線沿線の南側にあり、昭和50年8月に在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ瑞慶覧に移駐するまでは、沖縄にある海兵隊施設の維持、管理及び海兵隊の後方支援業務を統括する任務をもっていたが、現在では、主に家族住宅が設置され、小学校、スポーツ施設等が整備されている。

四軍共同の刑務所もあったが、昭和61年にキャンプ・ハンセンへ移設された。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

当該施設は、川崎、西原、安慶名の各集落に囲まれて位置し、投石事件等周辺住民との摩擦もみられた。なお、周辺では宅地化が進行しており、当該施設の存在は、地域開発のあい路となっている。

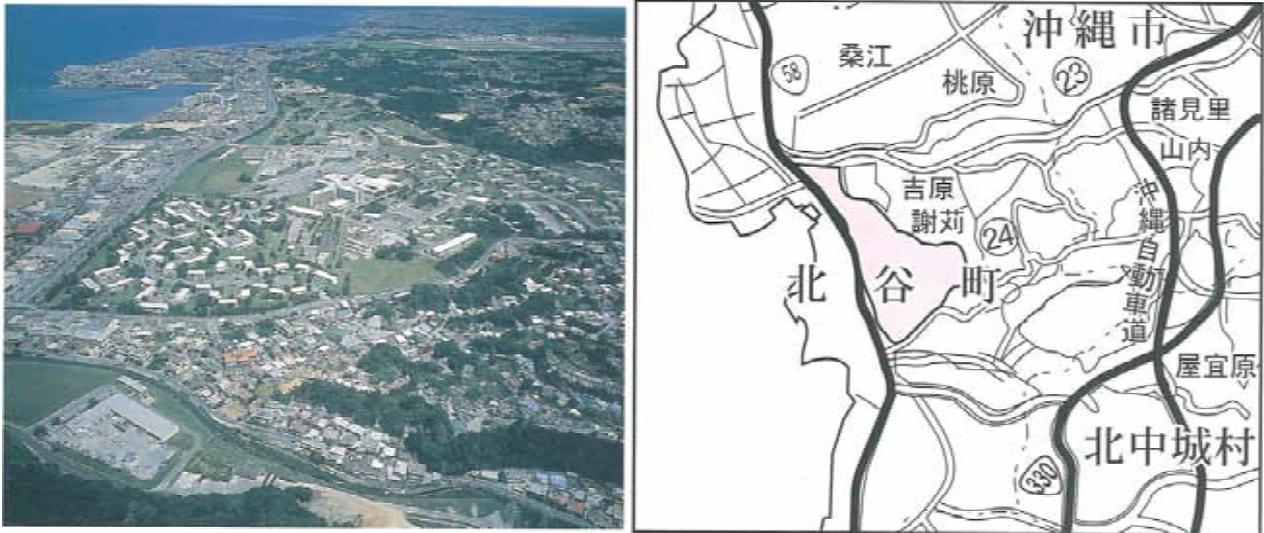
当該施設に係る事件、事故としては、平成3年1月頃からキャンプ内から通行人に対する投石事件が相次ぎ、さらに平成4年3月頃からこぶし大の投石に凶悪化したことから、県、具志川市が基地司令官に強く抗議、要請したいきさつがある。

ク 返還後の跡地利用計画

当該施設用地は、宿舎等の用地として大半が人工的に変更されており、わずかに樹林地が残されている。

本施設の跡地利用についての具体的な計画は、これまでのところ策定されていない。

(12) FAC 6043 キャンプ桑江 (Camp Kuwae)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：北谷町（字桑江、字伊平、字吉原、字浜川）

(イ) 面積：1,067千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北谷町	33	0	37	997	1,067

(ウ) 地主数：824人

(エ) 年間賃借料：14億5千1百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：海軍病院、エクステンジサービス沖縄地域営業本部、PX、家族住宅、下士官宿舎、将校宿舎、青少年センター、教会、自動車修理工場、倉庫、事務所、その他
 工作物：保安柵、水道、下水、雨水排水溝、野球場、照明装置、浄化槽、球技用コート、変圧装置、ゴルフ場、その他

(カ) 基地従業員：257人（MLC 202人、IHA 55人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：在沖米海軍医療センター、AAFE S本部、その他

ウ 沿革

昭和20年	米陸軍の軍事占領の継続として使用開始（一部旧日本軍施設）。
昭和30年	陸軍病院建設。
昭和36年8月9日	約139,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和48年1月19日	陸軍病院の発電所から廃油が海に流出、沿岸一帯の漁業に被害。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地（北側及び東側部分並びに国道58号沿い部分、約160,000㎡）の無条件返還を合意。
昭和49年6月	OWAX司令部がキャンプ・マーシーから移転。
昭和49年8月31日	約3,600㎡を返還。

昭和49年 9月24日	基地内で散布された殺虫剤が降雨により海に流出、沿岸一帯の近海魚が大量死。
昭和52年 1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年 2月28日	施設管理権が陸軍から海兵隊に移管し、陸軍病院が海軍病院に名称変更。
昭和52年 3月31日	県道23号線用地約2,760㎡を返還。
昭和54年 5月 4日	送油施設として、工作物（送油管、電力線等）を追加提供。
昭和57年 5月14日	暫定法適用の土地約1,000㎡を返還。
昭和59年 2月16日	住宅等として、建物約31,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和61年 2月 7日	住宅等として、建物 9㎡と工作物（送油管等）を追加提供。
昭和62年 2月11日	レクリエーション施設等として、建物約70㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和62年 2月28日	住宅用地約1,390㎡を返還。
平成元年 7月11日	隊舎として、建物約4,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 2月 6日	青少年センターとして、建物約430㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会において、一部土地（第15回安保協了承部分（国道58号沿い及び東側部分 2カ所）及び軍転協から要請のあった北側部分並びに東側部分 1カ所）の返還について、所要の調整・手続きを進めることで合意。
平成 3年 6月 6日	工作物（下水等）を追加提供。
平成 5年12月14日	学校施設等として、建物約10,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 6年12月31日	保健センター用地約16,000㎡を返還。
平成 7年 6月 1日	管理棟等として、建物約3,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 8年 3月14日	通信ケーブル等として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。
平成 8年 6月 6日	通信ケーブル等として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。
平成 8年 9月26日	工場として、建物約270㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 8年12月 2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、キャンプ桑江については、海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江内の大部分（約99ヘクタール）を返還することを合意。さらに、同最終報告では、住宅統合として、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地を一部返還することを合意。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより）

使用主目的： 宿舎、管理事務所及び病院

使用条件： 特に定められていない

オ 施設の現状及び任務

この施設は、北谷町の東支那海に面した平坦地にあり、海軍、海兵隊、空軍等が宿舎、事務所、病院等として使用している。主要施設は沖縄地区海軍病院で、その中には司令部、監査部、補給部、食料管理部があり、昭和45年から昭和47年のベトナム戦争の激しい頃、ベッド数500に増床され、極東最大の病院として機能していた。

現在は、規模も以前に比べ縮小されているが、内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科等の診療科目を有し、海軍をはじめ、他の3軍の軍人・軍属及びその家族に利用されている。

そのほかに、エクステンジサービス沖縄地域営業本部、中学校、住宅地域がある。国道58号沿

いには、野球場、サッカー場、テニスコート、ピクニック場等がある。

同地区には、第15回日米安全保障協議委員会に基づく施設の整理統合計画の一環として、昭和59年2月に牧港住宅地区（既返還）の一部720戸が移設された。

なお、昭和61年2月、キャンプ瑞慶覧の一部（メイノモスカラ射撃場地区、ハンビー飛行場地区）の返還に伴う代替施設として、送油管及び電力線敷きが同施設に組み入れられた。

平成8年12月の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告では、海軍病院をキャンプ瑞慶覧に移設し、他の施設についてもキャンプ瑞慶覧及び他の県内施設への移設を条件に、大部分（99ヘクタール）を返還することが合意された。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
北谷町	庁舎等用地	26千㎡	平8.7.3
計 2人	2件	26千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

当該施設は、東側から西側にかけて住宅地域で、北側は県道23号線を挟んで嘉手納飛行場、南側はキャンプ瑞慶覧と隣接する。

北谷町では、毎年、人口の増加傾向が続いており、住宅需要も旺盛であることから、当該施設の存在は町づくりのあい路となっている。

なお、現在までの当該施設に係る主な事件、事故は次のとおりである。

キャンプ桑江から派生した基地被害は、昭和48年1月19日、陸軍病院（当時）発電所からオーバーフローした廃油が北谷町の沿岸を汚染した事故や、平成6年10月、キャンプ桑江内から米軍家族（少年）による投石、放火等悪質な事件が起こり問題となった。

この施設は国道58号沿いの平坦な地域を占拠しているため、多くの住民が県道24号線沿いの山峡部と県道23号線沿いの山地開発地域に過密に居住することを余儀なくされ、北谷町は、行政管轄区域が分散されて、学区や公共施設の利用等行政政策に様々な支障をきたしている。

こうした中で、北谷町では限られた土地や返還された土地を有効に活用した新しい街づくりが行なわれている。

昭和63年3月には、桑江地先公有水面埋立工事が竣工し、美浜の運動公園用地には、サンセットビーチ、陸上競技場、野球場、水泳プールなどが完成した。また、平成6年には同埋立て地域においてアメリカンヴィレッジ構想が策定され、複合型映画館、大型ショッピングセンター、宿泊施設等が建設されるなど、これまでの沖縄にはなかった特色あるタウンリゾートが形成されつつある。この地域は、ハンビー飛行場跡（キャンプ瑞慶覧）の北前地区と連動し、町民だけでなく県内各地から多くの人々が訪れ、活気のある街となっている。

また、平成10年3月、地位協定第2条第4項(a)による共同使用として、キャンプ桑江内の海軍病院後方に、町の庁舎が完成した。

ク 返還後の跡地利用計画

那覇市と沖縄市を結ぶ都市軸上に位置しており、中南部都市圏整備において重視される地域の一つであることから、住宅開発等総合的な都市開発整備を推進することとしている。

(13) FAC 6044 キャンプ瑞慶覧 (Camp Zukeran)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：北谷町（字玉上、字桑江、字大村）
 具志川市（字宮里）
 沖縄市（字山里、字南桃原）
 北中城村（字瑞慶覧、字喜舎場、字屋宜原、字島袋、字安谷屋）
 宜野湾市（字普天間、字新城、字伊佐、字喜友名、字安仁屋）

(イ) 面積：6,426千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北谷町	179	0	14	2,378	2,571
具志川市	-	-	0	0	0
沖縄市	6	6	1	163	176
北中城村	123	13	42	1,931	2,109
宜野湾市	142	0	4	1,423	1,569
合計	449	20	62	5,895	6,426

(ウ) 地主数：4,112人

(エ) 年間賃借料：81億6千3百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部、中央通信部、病院、消防署、家族住宅、小・中学校、高校、体育館、銀行、郵便局、劇場、教会、食堂、販売店、ポーリング場、モーター修理工場、将校等宿舎、倉庫、給油所、変圧所、銃弾貯蔵庫、その他

工作物：通信ケーブル、各種競技場、保安柵、電話線路、冷房装置、配電装置、駐車場、ヘリパッド、屋外用照明、汚水排水管、その他

(カ) 基地従業員：2,160人（MLC 1,522人、IHA 638人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：在沖米海兵隊基地司令部、同本部役務大隊、第3海兵遠征軍第3海兵役務支援群

第3支援大隊、同支援群第9輸送車大隊、第3海兵遠征軍第1海兵航空団司令部、同航空団本部中隊、同航空団第17海兵航空支援群、米陸軍第58通信大隊、在日米軍沖縄調整事務所、その他

ウ 沿革

昭和20年	軍事占領の継続として使用開始。
昭和27年7月	宜野湾村字伊佐浜の土地を接收。
昭和47年5月15日	キャンプ瑞慶覧とキャンプ・フォスターが統合され、「キャンプ瑞慶覧」として提供施設・区域となる。
昭和48年8月15日	通信ケーブル用地約3,000㎡を返還。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地（外周部7箇所）の無条件返還（約400,000㎡）と一部土地（国道58号西側のキャンプ瑞慶覧部分）の条件付返還を合意。
昭和49年6月6日	土地約2,300㎡（イーズメント）と工作物（通信線（1,100m）、マンホール）を追加提供。
昭和49年9月30日	土地約346,000㎡（国道330号沿い）を返還。
昭和50年3月31日	土地約5,310㎡（那覇～糸満間の通信ケーブル）を返還。
昭和50年6月16日	沖縄駐留米陸軍司令部が牧港補給地区に移転。
昭和50年6月30日	施設管理権が陸軍から海兵隊に移管。
昭和50年7月	第12海兵連隊がキャンプ・ヘーグから移転。
昭和50年8月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ・マクトリアスから移転。
昭和51年4月	第1海兵航空団司令部が岩国基地から移転。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部土地（国道58号東側沿い部分）の移設条件付返還（約180,000㎡）を合意。
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（保安柵）を追加提供。
昭和52年3月14日	土地約100㎡（石川リピーター・ハット）を返還。
昭和52年5月14日	第15回安保協了承部分の土地約70,000㎡（国道58号西側の一部）を返還。
昭和52年12月15日	キャンプ・ヘーグの土地約1,300㎡（通信ケーブル部分）を統合。
昭和53年3月31日	土地約20㎡（旧キャンプ・マーシー在のリピーター・ハット用地）を返還。
昭和54年3月22日	通信施設として、土地3㎡（イーズメント）及び工作物（通信装置）を追加提供。
昭和54年5月4日	送油施設として、工作物（送油管）を追加提供。
昭和54年9月30日	土地約2,000㎡（宜野湾市の飛地）を返還。
昭和56年3月26日	隊舎等として、建物19,741㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和56年12月31日	第15回安保協了承部分のハンビー地区の土地381,955㎡、メイモスカラ射撃場の土地251,633㎡を返還。
昭和58年3月15日	区画整理事業の土地約900㎡を返還。
昭和58年11月1日	通信施設として、工作物（通信線路）を追加提供。
昭和59年3月21日	汚水管用地約1,000㎡を返還。
昭和59年10月5日	印刷所として、建物約820㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和60年3月31日	第15回安保協了承部分の土地約12,000㎡（県企業局タンク周辺地域）を返還。
昭和60年5月2日	下水道として、工作物（下水管）を追加提供。
昭和60年9月10日	宿舎として、建物約2,900㎡と工作物（舗装等）を追加提供。
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物（アンテナ等）を追加提供。

昭和60年11月8日	保安施設等として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和60年11月29日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
昭和61年2月18日	土地（不要通信ケーブル及びイーズメント（本部町～玉城村間））を返還。
昭和61年3月31日	地域開発用地約300㎡を返還。
昭和61年7月11日	運動施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
〃	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
昭和62年2月5日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
昭和62年5月14日	特措法適用の土地約780㎡を返還。
昭和62年7月10日	管理棟として、建物約1,400㎡と工作物（下水道）を追加提供。
昭和62年8月31日	沖縄自動車道用地約109,000㎡を返還。
昭和62年12月11日	隊舎等として、建物約11,000㎡を追加提供。
昭和63年11月2日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成元年6月30日	区画整理事業用地約8,350㎡（旧メイモスカラ地区）を返還。
平成元年7月11日	隊舎等として、建物約10,000㎡と工作物（下水等）を追加提供。
平成元年8月18日	通信線路等として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。
平成元年9月30日	土地約6,600㎡（普天間宮隣接区域）を返還。
〃	土地約125㎡（イーズメント（諸見里ケーブル・ハット））を返還。
平成2年1月31日	土地約3,760㎡を返還。
平成2年3月29日	家族住宅等として、建物約31,000㎡及び工作物（水道等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地（泡瀬ゴルフ場、登川ケーブル・ハット用地）の返還について、所要の調整・手続きを進めることを合意。
平成2年11月8日	家族住宅として、建物約17,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成3年2月28日	家族住宅として、建物約28,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成3年6月6日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成3年9月12日	保安施設として、工作物（囲障）を追加提供。
平成3年9月30日	土地約690㎡（登川ケーブル・ハット）を返還。
平成3年12月31日	沖縄環状線用地約22,100㎡を返還。
平成4年1月31日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
〃	学校施設等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成4年11月30日	北谷給水管用地約1,230㎡を返還。
平成5年9月27日	家族住宅等として、建物約46,000㎡と工作物（下水等）を追加提供。
平成6年10月28日	管理棟として、建物約29,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成7年11月30日	土地約2,620㎡を返還。
平成8年2月1日	倉庫として、建物約930㎡を追加提供。
〃	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成8年3月14日	管理棟等として、建物約6,300㎡と工作物（運動施設等）を追加提供。
平成8年6月30日	瑞慶覧変電所用地約270㎡を返還。
平成8年7月3日	倉庫として、建物約8,900㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成8年9月26日	管理棟として、建物約2,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成8年10月30日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成8年12月2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、キャンプ桑江内にある海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設することを合意。また、同最終報告では、住宅統合として、平成19年度末を目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域の住

	宅地区の土地を一部返還することを合意。その中で、キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタールを返還。
平成9年3月31日	村道大平線用地約370㎡を返還。
平成9年5月14日	特措法適用の土地約600㎡を返還。
平成9年6月19日	管理棟として、建物約5,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年6月30日	駐車場用地約350㎡を返還。
平成9年12月31日	山里進入路用地約3,000㎡を返還。
平成10年3月31日	県道宜野湾北中城線用地約16,000㎡を返還。
平成10年8月	第12海兵連隊がキャンプ・ハンセンへ移転。
平成10年12月17日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成11年1月22日	電話線路として、工作物（電話線路）を追加提供。
平成11年7月15日	工場等として、建物約7,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年2月29日	宜野湾北中城線用地約32,620㎡を返還。
平成12年4月13日	厚生施設等として、建物約980㎡と工作物（電話線路等）を追加提供。
平成12年10月31日	バスターミナルとして、建物約830㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成13年3月22日	事務所等として、建物約2,600㎡と工作物（ピクニック場等）を追加提供。
平成13年10月25日	販売所等として、建物約4,600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年2月7日	工場等として、建物約9,700㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年7月9日	家族住宅等として、建物約24,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年11月6日	管理棟等として、建物約2,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより）

使用主目的： 宿舎、補助飛行場、通信所及び管理事務所

使用条件： 5.15メモにおいては、テリー及びメイノモスカラ射撃場の使用に関して、目標区域に向けての実弾射撃が明記されているが、現在においては、特記すべき内容は無い。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、本島中部の沖縄市、宜野湾市、具志川市、北谷町、北中城村にまたがる広大な地域に位置し、本県で7番目に大きい米軍施設である。

当該施設には、在沖米海兵隊基地司令部をはじめとした第1海兵航空団司令部、在日米軍沖縄調整事務所が置かれ、キャンプ・コートニーと並ぶ海兵隊の中核機能を有しているほか、施設管理、後方支援、実戦部隊が駐留する海兵隊の主要施策を担っている。

この施設にはかつて沖縄駐留米陸軍の司令部が置かれていたが、昭和49年6月の陸軍の機構再編に伴いその機能も縮小され、昭和50年6月に同司令部が牧港補給地区へ移駐した後、同年6月30日に施設管理権も陸軍から海兵隊に移った。同年7月、第12海兵隊がキャンプ・ヘーグから、同年8月、海兵隊基地司令部がキャンプ・マクトリアスからそれぞれ移駐し、さらに昭和51年4月には、第1海兵航空団司令部が岩国基地から移駐し、今日のような海兵隊の主要施設となった。

同施設・区域は大きく分けて、在沖米海兵隊基地司令部のあるバトラー地区、第58信号大隊が所在するバクナー地区、米軍住宅が所在するプラザ地区、兵器・器材整備施設及び各隊舎が所在するフォスター地区から構成されている。

同施設には、第3大隊等を持つ第12海兵連隊、第1海兵航空団の下に、第17海兵航空支援群のほか、第3海兵役務支援群の中の第3支援大隊、第3歯科大隊等が駐留し、基地運營業務及び射撃場、訓練場などの施設管理を任務とする後方支援部隊と有事即応の実戦部隊が駐留する。

なお、ハンビー飛行場を含む国道58号の西側部分は、第15回日米安全保障協議委員会で移設条件付返還が合意し、昭和56年12月31日に返還された後、商業地区、住宅地区及び海浜リゾート地区と

して有効利用されている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(ア)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	88千㎡	昭47.5.15
	電柱等用地	0千㎡	昭60.10.17
沖縄県企業局	水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
	送水管用地	0千㎡	昭61.12.15
宜野湾市	下水道用地	1千㎡	昭50.7.17
北谷町	水道用地	0千㎡	昭55.10.9
	道路用地	6千㎡	平9.12.1
沖縄県	汚水管及び汚水管橋用地	0千㎡	昭59.4.1
個人	出入道路用地	0千㎡	昭60.2.21
北中城村	道路用地	20千㎡	昭62.1.5
計 7人	10件	約116千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(イ)： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) この施設は、3市1町1村に及ぶ広大な面積を占めるとともに、北側はキャンプ桑江、嘉手納飛行場、南側は普天間飛行場に連なっている。このため同施設所在市町村にとって、地域開発の大きな障害となっているが、特に北谷町、宜野湾市では、基地の間の狭い地域に居住をしいられており、現状では都市計画上の事業遂行にも困難をきたしている。

北谷町には、同施設のほかに嘉手納飛行場、キャンプ桑江、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、56.4%である。詳しくは、嘉手納飛行場の項を参照。

具志川市には、同施設のほかに天願棧橋、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、嘉手納弾薬庫地区、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、9.2%である。詳しくは、嘉手納弾薬庫地区の項を参照。

沖縄市には、同施設のほかにキャンプ・シールズ、嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、35.9%である。詳しくは、嘉手納弾薬庫地区の項を参照。

北中城村の面積は11.53千㎡、平成14年9月末の人口は15,673人である。同村に所在する米軍基地はキャンプ瑞慶覧のみであり、村面積に占める米軍基地の割合は、18.3%である。

宜野湾市の面積は19.51千㎡、平成14年9月末の人口は87,394人である。同市には、キャンプ瑞慶覧のほかに、普天間飛行場と陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、32.7%である。

(イ) 北中城村では、この施設のため同村の縦貫道路(村道2号線)が遮断され、比嘉、島袋両字に居住する児童については、小・中学生とも沖縄市側に通学せざるを得ない状況にあったが、平成元年度に島袋小学校を開校し、平成2年度からは北中城中学校へ入学できることとなり、この問題は解決した。

また、島袋区では、以前施設内から雨水、排水が流出し、浸水にあうなどの被害が出ていたが、昭和62年の国体開催に向けての周辺道路の新設もしくは拡張に伴う排水溝工事の完了により、最近浸水の発生が少なくなった。

(ウ) 当該施設からは、キャンプ・フォスターのモータープールからの油流出事故をはじめ、昭和49年以来、これまで数多くの油流出や排水漏れ事故が発生している。近年では、平成9年1月に国道58号に通じる配水管の沈殿槽からPCBが検出されたり、平成13年3月には施設内のガソリン

スタンドのパイプに生じた亀裂からガソリンが漏れ、同地区内にある河川の湧水に流出していることが判明するなど、地域住民に大きな不安を与えた。

また、地域住民と基地が隣接していることもあって、軍人・軍属による事件等もしばしば発生しており、北谷町、北中城村では、それぞれの議会においてそのたびごとに米軍の綱紀粛正の決議がなされている。北中城村では、泡瀬ゴルフ場からの飛球により、民家の窓ガラスが破損する事故も度々発生している。

(I) 沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）の最終報告で合意されたキャンプ瑞慶覧の一部返還（宜野湾市側）については、傾斜地の緑地帯部分で数多くの文化財などもあることから、跡地利用に支障をきたすことで、宜野湾市をはじめ、地主からも反対の声が強い。

(オ) 平成14年1月29日、昭和56年12月に返還となったキャンプ瑞慶覧（メイ・モスカラ射撃場）跡地の建設工事現場の土中から、多量のタール状物質が入ったドラム缶、タール状物質の流出が発見され異臭を放す状況下、北谷町は、現場近くに学校・商店街等があり近隣住民に及ぼす影響等を考慮し、緊急避難的措置として現場から撤去を行い、(資)中部油ヒ汚泥処理施設（沖縄市在）で適切に処分した。

当初、処分等に掛かる費用は北谷町で負担していたが、最終的には国が全額負担した。

ク 返還後の跡地利用計画

同施設周辺は、那覇市と沖縄市を結ぶ都市軸上に位置しており、中南部都市圏整備において重視される地域の一つである。

返還跡地利用については、昭和56年12月31日、ハンビー飛行場が返還され、国道58号沿いの西側一帯は地域経済活性化のための基盤整備として、それぞれ区画整備事業（桑江、北前地区）が行われるなど、新たな街を形成している。特に、ハンビー飛行場跡は、本県の米軍基地跡地利用の最も成功した事例として知られ、大手スーパーの設置や駐車場を生かした郊外型店舗が建ち並び海浜公園と連動するなど、隣接市町村から多くの人々が訪れる活気ある街づくりを形成している。

沖縄市においては、S A C Oの最終報告で平成19年度末を目途に返還合意された沖縄市側の区域について、平成11年度にキャンプ瑞慶覧転用計画（基本構想）を策定し、その後、この構想実現のための方策検討を行った同転用計画（基本構想）を平成12年度に策定した。

北中城村においては、平成8年12月のS A C Oの最終報告を受け、平成19年度返還予定の喜舎場ハウジング地区については、「緑豊かで未来のまちづくりを先導する”喜舎場ガーデンタウン”」を地区整備のテーマとする跡地利用の基本計画を平成13年3月に策定し、ロウワープラザ地区については、「ちゅら心が集まりゆんたくが始まる協働のまちづくり”ちゅらプラザグリーンヒル”」を地区整備のテーマとする跡地利用の基本計画を平成14年3月に策定した。

(14) FAC 6051 普天間飛行場 (Futenma Air Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：宜野湾市（字宜野湾、字野嵩、字喜友名、字新城、字伊佐、字大山、字真志喜、字大謝名、字佐真下、字神山、字赤道、字中原、字上原）

(イ) 面積：4,805千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
宜野湾市	333	0	50	4,422	4,805

(ウ) 地主数：2,739人

(エ) 年間賃借料：61億8千3百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：大隊司令部、管理事務所等、貨物ターミナル、倉庫等、ポンプ室、修理工場等、将校クラブ等、消防舎、ボーリング場、将校宿舍等、教会、食堂、その他

工作物：滑走路（2,800m×46m）、誘導路、ヘリパッド、駐機場、洗機場、レーダータワー、航空用ガソリンタンク、アンテナ、プール、変圧装置、保安柵、水道管、雨水排水管、舗装道路、駐車場、その他

(カ) 基地従業員：212人（MLC 129人、IHA 83人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊普天間飛行場司令部、第1海兵航空団第18海兵航空管制群、同航空団第36海兵航空群、同航空団第17海兵航空支援群第172海兵航空支援中隊、その他

ウ 沿革

- 昭和20年 米軍占領と同時に接收され、米陸軍工兵隊が本土決戦に備えて滑走路を建設。
- 昭和29年 2,400mの滑走路を2,700mに延長、ナイキ基地が建設される。
- 昭和35年5月 施設管理権が空軍から海兵隊に移管され、海兵隊航空基地として使用開始。
- 昭和44年11月 第1海兵航空団第36海兵航空群のホームベースとなる。

昭和47年 5月15日	普天間海兵隊飛行場、普天間陸軍補助施設、普天間海兵隊飛行場通信所の3施設が統合され、普天間飛行場として提供施設・区域となる。
昭和49年	嘉手納飛行場へのP-3C対潜哨戒機の配備に伴い、同機の補助飛行場として使用するため、滑走路を整備。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地（外周部分4カ所）の無条件返還及び一部土地（国道330号の東側部分）の移設条件付返還を合意。
昭和49年 2月26日	滑走路として、工作物（舗床約125,400㎡）を追加提供。
昭和50年 4月 4日	航空機誘導施設として、建物約70㎡と工作物（照明装置等）を追加提供。
昭和51年10月	返還予定の中原区から、航空機誘導用レーダーを移設。
昭和52年 3月31日	第15回安保協了承の土地約109,000㎡（国道330号沿い地域）を返還。
昭和52年 4月30日	暫定法適用の土地約3,000㎡を返還。
昭和52年 9月30日	第15回安保協了承の土地約24,000㎡（沖国大隣接地域）を返還。
昭和52年12月15日	宿舎等として、建物約2,800㎡と工作物（舗床、囲障）を追加提供（昭和52年 3月31日返還部分の代替施設）。
昭和53年 1月	キャンプ瑞慶覧のハンビー飛行場の返還に伴い、格納庫、駐機場、その他付帯施設の代替施設を建設（昭和54年 3月完成）。
昭和54年 5月 4日	駐機場等として、工作物（舗床等）を追加提供。
昭和55年 5月22日	格納庫等として、建物約2,600㎡と工作物（保安柵等）を追加提供。
昭和56年 7月18日	周辺整備法に基づく第1種区域（住宅防音工事対象区域）を指定。
昭和56年 9月 8日	第103海兵隊ヘリ中隊（CH-46E）と代わり、第164海兵隊ヘリ中隊（CH-46D）が配備。
昭和58年12月 2日	宿舎等として、建物約11,500㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 1月31日	宜野湾市消防庁舎等用地約7,000㎡を返還。
昭和61年10月 2日	隊舎として、建物約5,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和62年 2月28日	水道管敷用地約2,000㎡を返還。
昭和62年 4月16日	格納庫等として、建物約5,400㎡と工作物（下水道）を追加提供。
昭和62年12月11日	電話交換所として、建物約250㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和63年 7月14日	消火施設として、建物約30㎡と工作物（消火装置等）を追加提供。
平成元年 3月23日	管理棟として、建物約1,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年10月26日	倉庫として、建物約5,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 5月24日	高度制限に伴う保安用地として、土地約560㎡を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会において、一部土地（軍転協から要請のあった東側沿い約42,000㎡）の返還について、所要の協議・調整を進めることで合意。
平成 3年 2月28日	管理棟として、建物約1,900㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 4年 2月29日	住宅用地約1,930㎡を返還。
平成 4年 5月14日	道路用地等約15,230㎡（軍転協から要請のあった佐真下地区の2,000㎡含む）を返還。
平成 4年 7月12日	隊舎等として、建物約14,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 4年 9月	ハワイから第262海兵隊中型ヘリ中隊（CH-46E型ヘリ12機）が移駐。
平成 4年12月	海兵観測中隊分遣隊（OV-10ブロンコ7機）が米国本土へ移駐。
平成 5年 9月27日	隊舎等として、建物約19,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 6年 3月10日	診療所等として、建物約1,500㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 6年 9月 8日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成 7年 7月 5日	隊舎として、建物約5,800㎡と工作物（送油管等）を追加提供。

平成 8 年 6 月 30 日	普天間第 2 小学校校庭用地約 9,000㎡を返還。
平成 8 年 9 月 26 日	隊舎等として、建物約 11,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 8 年 12 月 2 日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、沖縄本島東海岸沖への海上施設の建設を追求することなどを条件に、普天間飛行場の 5 年ないし 7 年以内の全面返還を合意。
平成 9 年 5 月 14 日	特措法適用の土地約 470㎡を返還。
平成 9 年 6 月 19 日	工場等として、建物約 1,800㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 9 年 9 月 30 日	給油所用地約 60㎡を返還。
平成 10 年 2 月 4 日	境界標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成 10 年 3 月 26 日	給油所として、建物約 60㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 10 年 12 月 17 日	送油施設等として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成 11 年 3 月 25 日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成 11 年 7 月 15 日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成 14 年 2 月 7 日	倉庫として、建物約 2,600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 14 年 7 月 9 日	隊舎として、建物約 3,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 14 年 12 月 12 日	隊舎等として、建物約 8,100㎡と工作物（水道等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：飛行場

使用条件： 施設の使用条件及び使用期間については、特に定められていない。施設、区域内にある出入路の地元住民による使用については、合衆国軍の活動を妨げない限り許される。

オ 施設の現状及び任務

宜野湾市の中央に位置するこの施設は、第 3 海兵遠征軍第 1 海兵航空団第 36 海兵航空群のホームベースとなっており、ヘリコプター部隊を中心として 71 機の航空機が配備され、在日米軍基地でも岩国飛行場と並ぶ有数の海兵隊航空基地となっている。

この施設は普天間海兵隊航空基地隊によって管理運営され、駐留各部隊が任務を円滑に遂行できるよう後方支援活動体制をとっている。施設内には、滑走路（長さ約 2,800m × 幅 46m）、格納庫、通信施設、整備・修理施設、部品倉庫、部隊事務所、消防署があるほか、PX、クラブ、バー、診療所等の福利厚生施設等の設備があって、航空機基地として総合的に整備されている。

第 36 海兵航空群は、この施設に各中隊を配備し、上陸作戦支援対地攻撃、偵察、空輸などの任務にあたる航空部隊として同基地で離着陸訓練を頻繁に行っており、また、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等の訓練場では、空陸一体となった訓練も行っている。

普天間飛行場における常駐機種は、次のとおりとなっている。

所属機（71機）

固定翼機（15機）

KC - 130 空中給油兼輸送機	12機
C - 12 作戦支援機	2機
T - 39 作戦支援機	1機

ヘリコプター（56機）

CH - 46E 中型ヘリ	24機
CH - 53E 大型ヘリ	15機
AH - 1W 軽攻撃ヘリ	10機
UH - 1N 指揮連絡ヘリ	7機

カ 共同使用の状況

(7) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47.5.15
沖縄電力株式会社	電力施設用地	3千㎡	昭47.5.15
	変電所及び電柱等用地	1千㎡	昭55.9.25
	電力施設用地	0千㎡	平7.10.5
宜野湾市	駐車場用地	8千㎡	昭62.5.1
個人企業	資材置場及び事務所敷地	1千㎡	平4.9.24
計 4人	6件	13千㎡	

(1) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

宜野湾市の中央部に位置する普天間飛行場は、市面積の約24.7%を占め、これに同市に所在するキャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設を含めた基地面積は、同市面積の約32.7%を占めている。これら広大かつ過密に存在する米軍基地は、地域の振興開発上の著しい障害となっているだけでなく、道路網の体系的整備ができないなど、住民生活に多大な経済的損失を与えている。

また、普天間飛行場からの航空機騒音の住民生活や健康への悪影響や同飛行場における航空機離発着訓練の実施などによって、市民の生命は極めて危険な状況におかれている。

(7) 航空機騒音について

普天間飛行場におけるヘリコプター等の航空機離発着訓練及び民間地域上空での旋回訓練の実施は、基地周辺住民に甚大な航空機騒音被害をもたらし、「聴力の異常」、「授業の中断」、「睡眠不足による疲労の過重」など、住民の生活や健康に重大な悪影響を及ぼしている。

県文化環境部が平成13年度に実施した「米軍飛行場周辺航空機騒音測定結果報告書」によると、普天間飛行場周辺では9地点中4地点(44.4%)で環境基準値を上回っている。また、同飛行場周辺でのWECPL値は、65.2~86.8の範囲内にあり、最高値は宜野湾市上大謝名地区で86.8が記録されている。

常時測定地点における1日平均騒音発生回数は、上大謝名地区の81.5回が最も多くなっており、同様に1日平均騒音累積継続時間についても、同地区が45分13秒と最も長くなっている。

なお、米軍飛行場周辺の航空機騒音問題については、平成8年3月の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が承認されたところであるが、県、関係市町村が求めていた午後7時から翌朝午前7時までの間の飛行制限については、午後10時から翌朝午前6時までとなっており、地域住民の声が反映された措置内容とはなっていない。

また、平成14年10月に、周辺住民から国及び普天間基地司令官を相手に、普天間爆音訴訟が提起された。

(1) 航空機墜落事故等について

普天間飛行場に所属する航空機墜落事故等の発生件数は、復帰以降、平成14年12月末現在で固定翼機8件、ヘリコプター69件の計77件となっており、復帰後の県内米軍航空機事故(217件)の約35.5%を占めている。

同飛行場にかかる主な航空機墜落事故としては、昭和48年8月の北部訓練場内の国頭村伊湯岳頂上付近にCH-46ヘリコプターが墜落し乗員3人が死亡し1人が行方不明となった事故、昭和48年12月に西原村字小那覇の新築現場へCH-46ヘリコプターが墜落し乗員4人が死亡し1人が重傷を負った事故、昭和50年6月にCH-46ヘリコプターが国頭村の安波ダム建設現場の工事資材運搬用のワイヤーロープに接触後墜落炎上し乗員3人が死亡した事故、昭和51年11月に那覇の西方約16km付近の海上にCH-53ヘリコプターがエンジン故障のため墜落し乗員4人全員が行方不明となった事故、昭和53年3月に北谷町ハンビー飛行場沖合150mにCH-46ヘリ

コプターが墜落し乗員4人が死亡した事故、昭和55年10月に離着陸訓練中のOV-10ブロンコ観測機が滑走路上に墜落し乗員1人が死亡した事故、昭和55年12月に通常訓練中に北部訓練場内にCH-46ヘリコプターが墜落し乗員1人が死亡し2人が重傷を負った事故、昭和60年7月に辺野喜ダム上流付近にCH-53Dヘリコプターが墜落炎上し乗員4人全員が死亡した事故、昭和63年10月にCH-46ヘリコプター2機が空中接触し1機が伊湯岳に墜落炎上し乗員4人が死亡した事故、平成元年5月に糸満市喜屋武岬沖にCH-46ヘリコプターが墜落し乗員14人が行方不明となった事故、平成6年4月にCH-46Eヘリコプターが離陸直後に滑走路上に墜落する事故、平成6年11月にキャンプ・シュワブ内で演習中にUH-1ヘリコプターが墜落し乗員1人が死亡し4人が重軽傷を負った事故、平成10年7月にキャンプハンセン内でUH-1Nヘリコプターが墜落し乗員4人が軽傷を負った事故、さらに平成11年4月に北部訓練場沖合にCH-53Eヘリコプターが墜落し乗員4人が死亡した事故などがある。

最近の事故として墜落事故は発生していないものの、平成13年6月の宜野湾市大山の住宅の隣へのCH-53Eヘリコプターからのパイロット用バックの落下事故、平成14年4月の普天間飛行場内へのCH-53Eヘリコプターからの燃料補助タンク2個の落下事故、平成14年8月及び9月に連続して発生した、宜野座村松田の海岸へのCH-53Eヘリコプターの不時着、操縦桿に異常を感じたことによる嘉手納飛行場へのUH-1ヘリコプターの緊急着陸、給油後に給油ホースが格納できなくなったことによる普天間飛行場へのKC-130輸送機の緊急着陸、油圧系統に異常を感じたことによる奄美大島へのCH-53Eヘリコプターの緊急着陸、平成14年10月のフィリピンへ向かう途中に異常を示すランプが点灯したことによる石垣空港へのCH-53Eヘリコプターの緊急着陸などの航空機関連事故が発生している。

(ウ) その他の基地被害について

普天間飛行場から派生する周辺地域住民への基地被害は、上記の航空機騒音や航空機事故以外に、雨水流出、汚水流出、油漏れ、廃油焼却などがある。

ク 普天間飛行場の返還に伴う代替施設建設問題

普天間飛行場は、市街地の中央部に位置し、地域の振興開発を妨げているだけでなく、航空機の離発着訓練や民間地域上空でのヘリコプターの旋回訓練等が行われるなど、住民生活や教育環境に極めて深刻な影響を与えていることから、地元宜野湾市をはじめ、県が日米両政府に対し、その返還を強く求めてきたところである。

その結果、平成8年12月には日米両政府が設置した「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の最終報告で、県内への移設を条件として全面返還が合意された。

県は、普天間飛行場の早期返還の実現を図るため、様々な観点から移設候補地について検討し、総合的に判断した結果、平成11年11月22日に「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を選定するとともに、移設候補地が所在する名護市に理解と協力をお願いした。また、同年11月24日、国に対し移設に当たっての4つの条件を提示した。

平成11年12月27日に、名護市長が普天間飛行場代替施設に係る受け入れを表明し、また、翌12月28日には、政府は県と名護市の要望を踏まえ、代替施設について軍民共用空港を念頭に整備を図ることなどを盛り込んだ「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決定した。

平成12年8月には、国、県、名護市、宜野座村及び東村で構成される「代替施設協議会」が設置され、9回にわたる協議を経て、政府は、平成14年7月29日、リーフ上を埋め立てて2,000mの滑走路を有する代替施設の建設を内容とする基本計画を決定した。

普天間飛行場代替施設の使用協定については、平成14年7月29日、「代替施設の使用協定に係る基本合意書」に沖縄及び北方対策大臣、防衛庁長官、外務大臣、名護市長とともに知事も署名を行った。

平成15年1月には、普天間飛行場代替施設について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響

を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的とする代替施設建設協議会が設置された。

ケ 返還後の跡地利用計画（跡地利用の促進に向けた取組）

普天間飛行場の跡地利用については、平成11年12月に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る基本方針」の中で「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する基本方針」により取り組むことが示された。

同方針に基づき、跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るために、平成12年5月に「跡地対策準備協議会」が設置され、1．普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等、2．跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けて総合調整の機能を果たす調整機関のあり方について協議・検討を行うことになった。

その後、平成13年12月、第6回跡地対策準備協議会において、9分野106項目にわたる「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と政府方針」（以下、「取組分野ごとの課題と対応方針」という。）が取りまとめられた。

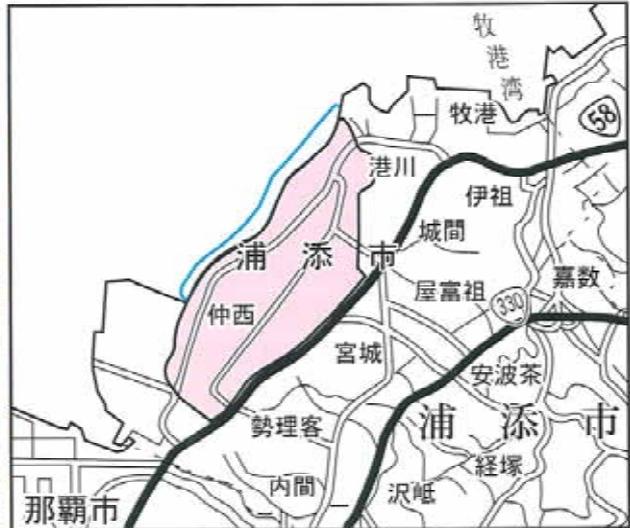
その中で、宜野湾市及び沖縄県は、平成13年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的な取組に着手し、3～4年後を目途に、普天間飛行場の跡地利用基本方針の策定に取り組むこと、また、跡地利用計画策定の進捗等を踏まえ、事業実施主体、事業手法、機能導入等を含めた再開発事業を迅速かつ的確に推進するためのより具体的な措置について検討を進めること等が示された。

このように、普天間飛行場の跡地利用については、跡地対策準備協議会の「取組分野ごとの課題と対応方針」に基づき、国、沖縄県（以下「県」という。）、宜野湾市（以下「市」という。）が連携・協力を図りながら確実な取組を実施しているところである。

普天間飛行場の跡地利用の促進に向けた取組・調整状況については、平成15年2月に開催された第2回跡地関係市町村連絡・調整会議において取りまとめられており、以下に、その主な概要を示す。

- (1) 平成15年度より跡地利用の基本方針策定のため、市及び県は共同の取組に着手し、平成16年度に原案策定、平成17年度に取りまとめを行うことを目途に取組を進める。
- (2) 県は、平成13年度に策定した文化財詳細分布調査実施計画に基づき、取組を進めているところである。また、平成15年度から平成16年度を目途に埋蔵文化財発掘調査の取扱い基準、埋蔵文化財に関する安全基準及び発掘調査マニュアルを策定するとともに、県が中心となりつつ、市も共同し、埋蔵文化財の所在状況の概略の遺跡地図をつくる。
- (3) 自然環境に関するデータの整理については、市は、平成13年度に策定した調査の全体計画に基づき、平成15年度も継続して調査を実施する。現在、基地内の埋蔵文化財詳細分布調査の一環として希少動物等についての現況調査を実施している。
- (4) 跡地利用に向けた地権者等関係者への情報提供については、返還手続きに関しては那覇防衛施設局が、跡地利用に関しては市が、平成14年6月及び8月にそれぞれ窓口を設置した。また、市は、平成13年度に取りまとめた地権者等意向把握全体計画に基づき、今後とも地権者等関係者の合意形成に関する取組を進める。
- (5) 市は平成14年11月、跡地利用基本方針策定に向けた対応を強化するため、市の全部局長等で構成する「跡地対策会議」を設置した。
- (6) 県は、関係部局長等で構成される「沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会」の活用を図りながら、引き続き取組を進める。
- (7) 跡地利用の基本方針の策定に向けた取組に当たっては、関係省庁と協議が必要な事項については内閣府と密接な連携を図りながら取り組むとともに、跡地関係市町村連絡・調整会議における協議・調整を踏まえ、跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、県、跡地関係市町村間の総合調整を行う跡地対策協議会の場を通じて、協議・調整を進める。

(15) FAC 6056 牧港補給地区 (Makiminato Service Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：浦添市（字港川、字城間、字屋富祖、字仲西、字牧港、字宮城、字小湾、字勢理客）
- (イ) 面積：2,738千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
浦添市	272	0	0	2,465	2,738

- (ウ) 地主数：2,086人
- (エ) 年間賃借料：43億3千3百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：事務所、送信所、教育施設、隊舎、郵便局、消防舎、倉庫、家族住宅、食堂、銀行、ボーリング場、教会、宗教施設、PX、安置場、医務室、将校宿舎、各種修理工場、その他
 - 工作物：ヘリパッド、電信電話線、外灯、配電線、駐車場、保安柵、貯水タンク、水道管、下水処理装置、雨水排水管、各種球技コート、アンテナ等、野積場、福利厚生施設、予備発電所、その他
- (カ) 基地従業員：1,153人（MLC 746人、IHA 407人）

イ 米軍部隊名

- (ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
- (イ) 使用部隊名：第3海兵役務支援群司令部、同支援群司令部役務大隊、同支援群第3補給大隊、同支援群第3歯科大隊、その他

ウ 沿革

- 昭和20年 軍事占領の継続として使用。
- 昭和23年 2,650千㎡を接收。
- 昭和47年5月15日 施設内にあった米国民政府が廃止され、提供施設・区域となる。
- 昭和49年1月30日 第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地約12,000㎡の無条件返還（北側部分2カ所及び南側外周部分）及び一部土地約110,000㎡の移設条件付返還（国道58号沿い部分）を合意。

昭和49年 6 月	第 7 心理作戦部隊解散。
昭和49年 9 月30日	第15回安保協了承の土地約18,000㎡（北側部分 2カ所）を返還。
昭和50年 6 月16日	沖縄駐留米陸軍司令部がキャンプ瑞慶覧から移転。
昭和52年 3 月31日	ガス・プラント地域の土地約16,000㎡を返還。
昭和53年 9 月30日	施設管理権が陸軍から海兵隊へ移管。
昭和53年10月	施設管理権が陸軍から海兵隊に移管されたことに伴い、キャンプ瑞慶覧から第 3 海兵役務支援群本部大隊、第 3 補給大隊、第 3 整備大隊が移転。
昭和58年 9 月28日	宿舎等として、建物約13,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年 2 月 8 日	厚生施設として、建物約30㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 9 月10日	診療所として、建物約1,700㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年 2 月18日	沖縄駐留米軍司令部が米陸軍第10地域支援群司令部に名称変更。
昭和61年 9 月	米陸軍第10地域支援群司令部がトリイ通信施設へ移転。
昭和61年10月 2 日	電話交換所として、建物約370㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和62年12月11日	家族住宅等として、建物約38,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和63年 3 月10日	整備工場等として、建物約4,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和63年 7 月14日	家族住宅等として、建物約50,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年 3 月31日	国道58号用地約270㎡及び港湾水域約57,000㎡（南側部分）を返還。
平成元年 6 月 1 日	家族住宅等として、建物約40,000㎡と工作物（貯水槽等）を追加提供。
平成元年10月26日	厚生施設として、建物約960㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 2 年 7 月 6 日	家族住宅等として、建物約38,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 3 年 1 月31日	販売所として、建物約5,900㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 3 年 2 月28日	家族住宅として、建物約23,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 3 年12月 5 日	学校施設として、建物約23,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 4 年 5 月14日	土地約60㎡を返還。
平成 4 年 7 月 2 日	隊舎等として、建物約69,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 5 年 9 月27日	隊舎等として、建物約16,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 7 年 2 月28日	第15回安保協了承の南側外周部分約2,850㎡（小湾川改修用地）を返還。
平成 7 年 7 月 5 日	厚生施設として、建物約9,000㎡と工作物（道路等）を追加提供。
平成 7 年10月 5 日	学校施設として、土地約670㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 8 年12月 2 日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約 3ヘクタール）を返還することを合意。また、浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続することも併せて合意。
平成 9 年 5 月14日	特措法適用の土地約40㎡を返還。
平成 9 年 6 月19日	倉庫等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年 3 月25日	電話線路等として、工作物（電話線路等）を追加提供。
平成11年11月 4 日	厚生施設等として、建物約2,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年 4 月13日	工場等として建物約4,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成13年 9 月30日	国道58号への接続道路用地約12,100㎡を返還。

工 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：宿舎、管理事務所及び補給処

使用条件： 合衆国軍は、水域（配水管区域を含む）を継続的に使用する。

上記のほか、本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められることが合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、浦添市の仲西から港川に至って存在し、国道58号沿いから西側の海岸までの間を南北3 km、東西1 kmに及ぶスペースを占める広大な兵站補給整備基地であるが、復帰前、本島の最高統治機関だった米国民政府（USCAR）もここにあった。

現在、同施設には、第3海兵役務支援群の司令部をはじめ、G1（人事班）、G2（情報）、G3（整備補給等各種支援）、G4（施設管理等）、G6（通信）の各事務所が置かれ、主として物資の貯蔵、一部管理等に当たっている。

当該施設は、占領当初、米軍は海岸線一帯を物資の集積所として使用していたが、昭和23年頃、陸軍の兵站補給部隊が配備されてから施設の整備拡張が相次ぎ、あらゆる軍需物資の貯蔵補給、修理等のための巨大な倉庫群、工場群や兵舎等が建設された。

昭和43年頃には、ベトナム等から修理のため持ち込まれた破損車両等の整備、物資の補給基地として機能が活発化した。

その後、昭和49年6月、第7心理作戦部隊の解散、昭和50年6月から9月にかけてキャンプ瑞慶覧から沖縄駐留米陸軍司令部や輸送業務局等の陸軍部隊が移駐してきた。しかし、陸軍の後方支援業務の大幅整理縮小が行われたため、昭和50年頃から昭和53年にかけて閉鎖される倉庫や整備工場が相次ぎ、作業に従事する軍人・軍属や日本人従業員も減少した。

昭和53年10月、施設管理権が海兵隊に移管され、キャンプ瑞慶覧から第3海兵役務支援群司令部役務大隊、同第3補給大隊、同第3整備大隊が移駐し、海兵隊管理の兵站補給施設となっている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	6千㎡	昭47.5.15
	電力線路及び開閉所用地	0千㎡	昭55.11.6
西日本電信電話（株）	通信線路用地	0千㎡	昭55.10.23
沖縄県	水道及び下水道施設	0千㎡	昭59.4.5
	排水路用地	0千㎡	昭60.2.21
浦添市	水道施設用地	0千㎡	昭61.10.1
	道路敷地	5千㎡	平5.4.1
計 4人	7件	11千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 浦添市の面積は19.06 k㎡、平成14年9月末の人口は105,189人であり、市面積に占める米軍基地の割合は、14.4%にのぼる。

(イ) 同施設は、那覇新港や卸売商業団地が所在する西海岸と国道58号にはさまれ、中南部の要路に位置している。県都那覇市に隣接する浦添市は、近年、人口の増加が最も著しい地域であるとともに、平成3年に西海岸埋立の西洲に形成された沖縄県卸売り商業団地をはじめ、同施設周辺は県内有数の企業が集結した一大物流拠点を形成している。

その一方で、国道58号の浦添地域においては、那覇と中部都市地区とを往来する車両の増加が著しく、慢性的な交通渋滞をきたしている。

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、国道の拡幅が予定されているが、国道の渋滞緩和のためには、国道のバイパス機能として基地内道路を新設する必要がある。さらに、西海岸開発計画の推進のため、制限水域の解除も必要とされている。

なお、県卸売商業団地と同市勢理客の国道58号を結ぶ基地内の57mを西海岸道路取付道路として共同使用することについては、平成4年11月の日米合同委員会で合意され、現在、開通されている。

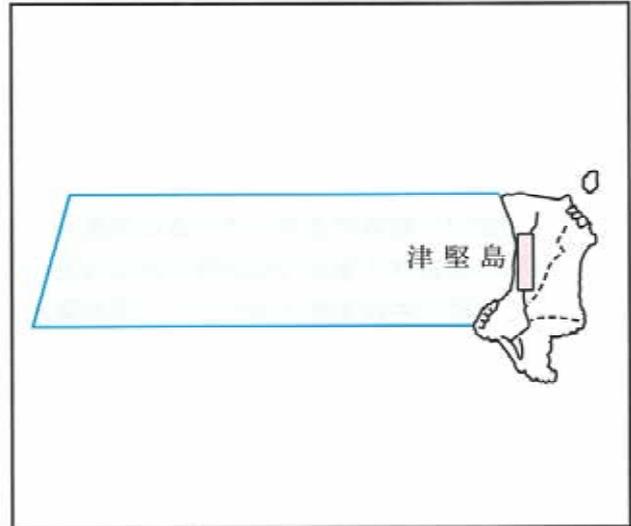
- (ウ) 同施設においては、昭和48年4月に廃油類の排出、昭和50年1月に薬物流出により沿岸一帯が広範囲にわたって汚染され、大きな被害をもたらした事故が発生しており、県、浦添市、米軍の話し合いにより施設の改善等が執られた。
- (イ) 同施設内には、軍事機能を確保するためのあらゆる物資が保管されており、特に危険物資の存在の有無については、以前から指摘されている。近年では、平成8年2月に民間の建設作業員が同施設内の掘削作業中に目や鼻に刺激を受け気分が悪くなるという事故、平成9年11月には同施設内で有毒ガス発生の危険性のある火災が発生し警察による避難広報が出る事故、平成12年5月に西原町の古物業者に劣化ウラン弾の薬きょうが流出しているのが判明するなど、地域住民に不安を与えた。
- (オ) 平成11年9月に開催された第18回三者連絡協議会において、県から緊急時における救急車及び消防車の基地内道路の使用について提案を行い、米軍との間で協議が行われた。その後、平成13年1月の日米合同委員会において、我が国の緊急車両による在日米軍施設・区域への限定的且つ人道的立入りが合意されたことから、平成13年4月17日に、全国で初めての救急車両の基地内通行に係る「現地実施協定」が締結され、国道58号の慢性的な交通渋滞に左右されない迅速な緊急救援、消防活動の体制が整った。

ク 返還後の跡地利用計画

県計画においては、同施設が那覇市に隣接し、西海岸沿いの都市軸の重要な位置にあり、隣接する海浜部での埋立計画や港湾整備計画など様々な計画があることから、これらと連携し、一体となった都市地域としての整備を推進することとしている。

浦添市においても、昭和54年度に「浦添市軍用地跡地利用計画」を策定し、返還後の跡地利用に対してのビジョンづくりに早くから取り組んできた。今日においては、次代の変化に対応した見直しを行うため、平成8年3月に「アジア交流都市の形成」を目標とする将来都市像を想定した「牧港補給地区跡地利用基本計画」を策定した。

(16) FAC 6082 津堅島訓練場 (Tsuken Jima Training Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：勝連町（字津堅）
- (イ) 面積：16千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	16	-	-	-	16

- (ウ) 地主数：（国有地）
 - (エ) 年間賃借料：（国有地）
 - (オ) 主要建物及び工作物：なし
 - (カ) 基地従業員：0人
- イ 米軍部隊名
- (ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
 - (イ) 使用部隊名：海兵隊、空軍、その他

ウ 沿革

- 昭和20年2月 米軍に占領され、主に娯楽施設として使用される。
- 昭和34年3月27日 使用開始。
- 昭和47年5月15日 提供施設・区域となる
- 平成6年6月2日 津堅島（提供施設外）に米軍ヘリコプターが2回にわたり着陸。農作物に被害を与える。
- 昭和9年12月18日 日常的に定期船や漁船等が航行する水域（津堅島訓練場水域内）にて、空軍及び陸軍によるパラシュート降下訓練が実施され、船舶の乗組員をはじめ、県民に大きな不安を与えた。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：訓練場

使用条件： 本施設・区域内において実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃が認められる。水中爆

破は認められない。水域については1日24時間で月平均10日、ただし、年間120日を超えないものとする。

オ 施設の現状及び任務

この訓練場は通称「泊浜」と呼ばれ、勝連町津堅島の西側に位置する長さ約2kmの海岸で干潟を含む約6km沖合までが訓練水域となっており、海兵隊による水陸両用の上陸訓練に使用されている。

演習は陸上あるいは水域のみ、または、陸上・水域同時に行われる。訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行に制限はない。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)： なし

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設及びその周辺の状況

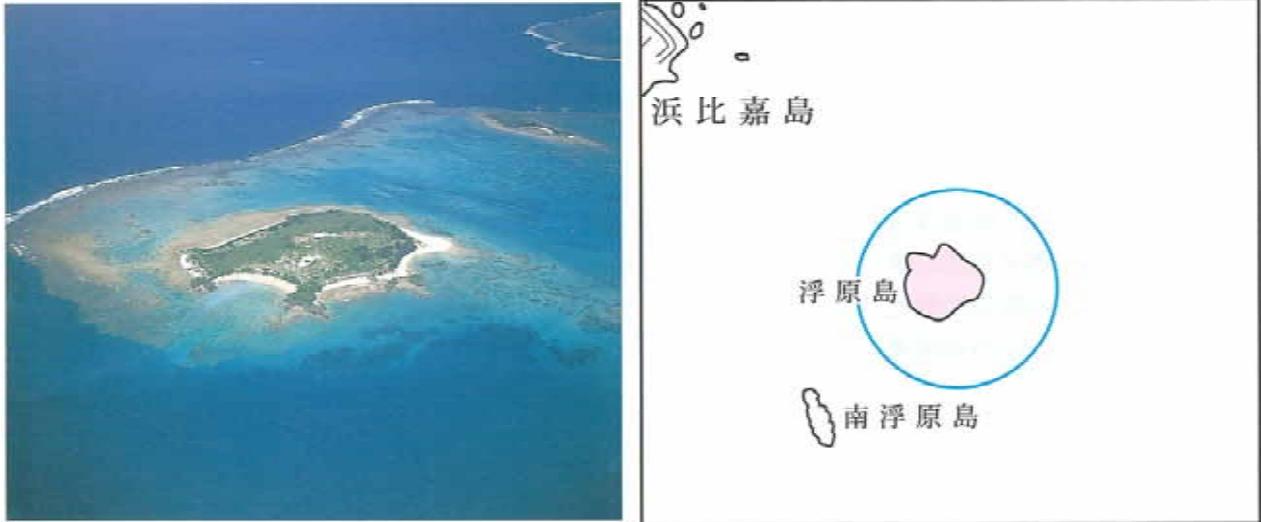
この訓練場のある津堅島は、面積1.86km²でニンジンの産地として知られている。

訓練場として使用されている地域とその周辺一帯は、良好な海浜、防風林で構成されており、リゾート地域として将来の開発が有望視されている。

ク 返還後の跡地利用計画

津堅一帯は、沖縄県トロピカルリゾート構想の重点整備区に指定されていることから、町では、跡地の自然環境の保全・育成を図るとともに、その恵まれた自然環境を生かして、平成9年4月に遊歩道・キャンプ場・展望台等で構成された「キャロット愛ランド」が整備されている。

(17) FAC 6181 浮原島訓練場 (Ukibaru Jima Training Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：勝連町（字比嘉）
- (イ) 面積：254千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	-	-	8	246	254

- (ウ) 地主数：99人（自衛隊施設分に区分）
- (エ) 年間賃借料：22百万円（自衛隊施設分に区分）
- (オ) 主要建物及び工作物：なし
- (カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

- (ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団
- (イ) 使用部隊名：海兵隊の各部隊、陸上自衛隊第1混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第5航空群

ウ 沿革

- 使用開始年月日不詳 本施設は、元来布令20号に基づく使用形態ではなく、訓練に使用する都度、料金を支払っていたようである。
- 昭和47年5月15日 復帰に際し、地位協定第2条第4項(b)の施設として提供され、年間40日を限度として使用。
- 昭和53年6月1日 自衛隊の専用施設となり、陸上自衛隊が施設管理にあたる（米海兵隊は、年間120日を越えない範囲で従来通りの一時使用が許される）。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

- 使用主目的：訓練場
- 使用条件： 本施設・区域において実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃、訓練用地雷原爆破及び火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は認められる。緊急の場合の信号目的及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。空中爆破は認められない。

水域は水陸両用訓練のため使用される。合衆国政府は、航行及び漁業を営むいかなる通常の生産活動も合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。

オ 施設の現状及び任務

本施設は、浮原島全体が訓練場となっており、島の中央部から半径850m以内の円形区域が訓練水域である。

昭和53年5月31日までは一時使用施設（地位協定第2条第4項(b)）として年間40日に限り米海兵隊の訓練が行われていたが、訓練が行われない時は釣り場、キャンプ場等のレクリエーション場として利用されていた。

昭和53年6月1日以降は、陸上自衛隊の管理下で陸、海、空の各部隊が常時訓練を行っており、訓練日程等の調整は陸上自衛隊で行っている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)： なし

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： 米軍による一時使用

昭和53年10月19日 使用条件年間40日を120日に変更

キ 施設周辺の状況

(ア) 地元側は以前から年間賃借料による賃貸借にすることを町当局、那覇防衛施設局に要請していたが、昭和52年企業誘致計画が中止になった頃、年間借料による自衛隊使用の計画がでて地主は同意の方向で了承した。

勝連町当局は浮原島を島めぐり観光地の一環とし、特に自然を保持したキャンプ場として利活用する基本構想を計画し、更に昭和51年8月頃にはクルマエビ養殖場として企業誘致の話もあったが、結局訓練場として引続き使用されることになった。

米軍の一時使用施設から自衛隊の専用施設へ使用転換する際、那覇防衛施設局、自衛隊側は、実弾は使用しない、ヘリによる救難、救助訓練等が主である、地元側の立ち入りは最大限に考慮する、漁業従事者に迷惑をかけない等のことを口頭で約束している。更に、町当局・地元側と使用協定文書を取交することは考えていないが、仮に問題が発生すれば既存の関係法令で最大限の措置をすとしている。

(イ) 昭和56年8月に原因不明の原野火災が発生し約490㎡を焼失、昭和57年7月及び平成元年9月には照明弾の使用により約63,000㎡、80,000㎡を焼失し、平成11年1月には信号弾の使用により約25,000㎡を焼失した。

ク 返還後の跡地利用計画

県の基本計画においては、森林地域として自然を再生するとともに、その活用を図るレクリエーション系プロジェクトの導入を検討することとしている。

2 空 軍

(1) FAC 6004 奥間レスト・センター (Okuma Rest Center)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭村（字辺土名、字奥間、字桃原、字鏡地）

(イ) 面積：546千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
国頭村	60	0	65	421	546

(ウ) 地主数：258人

(エ) 年間賃借料：174百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎、食堂、修理工場、消防舎、医務室、浄水場、PX、野外劇場、娯楽室、発電所、燃料補給所、ポート格納庫、倉庫、その他

工作物：滑走路、駐車及び駐機場、浄水槽、高架水槽、配電装置、運動場、ゴルフ場、テニスコート、防波堤、その他

(カ) 基地従業員：88人（MLC 28人、IHA 60人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団第18任務支援群司令部

(イ) 使用部隊名：在沖米軍の軍人、軍属、家族、その他

ウ 沿革

昭和22年 8月 1日 「奥間レスト・センター」として使用開始。

昭和47年 5月15日 「奥間レスト・センター」として提供開始。

昭和49年 1月30日 第15回日米安全保障協議委員会で、軽飛行機用滑走路部分の土地約100,000㎡の無条件返還を合意。

昭和51年 9月 9日 台風17号によって同施設の老朽化した防波堤が決壊し、海水が進入、それが施設の排水と相まって、隣接農耕地へ流出し冠水、農作物に被害を与えた。

昭和52年 9月30日 施設管理権が米陸軍から空軍へ移管。

昭和53年3月31日 浄水場用地等として、約12,250㎡（昭和52年5月5日返還のV.O.A施設の給水管用地部分）を追加提供。

昭和60年3月20日 住宅用地約600㎡を返還。

昭和61年4月3日 水道施設として、工作物（水道管）を追加提供。

昭和62年6月30日 村道施設用地約12,000㎡（主に浄水場用地）を返還。

昭和62年12月11日 汚水処理施設等として、工作物（給水管等）を追加提供。

平成3年5月31日 国道58号改良用地約60㎡を返還。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：厚生施設及び管理事務所

使用条件： 水域は陸上施設の保安のため常時使用される。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、空軍の管理下に米軍人、軍属及びその家族の福利厚生施設として使用されている。施設内には、宿泊施設、レストラン、バー、ラウンジ、劇場、ゴルフ場、テニス、バレーコート等があり、施設周囲の海辺は海水浴場、魚釣り場、ボート乗り場として使用されているほか、現在使用されていない軽飛行機用の滑走路がある。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

奥間レスト・センターの所在する国頭村には、ほかに北部訓練場が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、23.1%に上っている。このほか、海上自衛隊の国頭受信所も存在するため、防衛施設の占める割合は、23.2%になる。詳しくは、北部訓練場の項を参照。

ク 返還後の跡地利用計画

奥間レスト・センターの南側にあったV.O.A施設が復帰前に返還され、現在リゾート施設として利用されている。

国頭村は、昭和61年に軍転協を通して奥間レスト・センターの全面返還を要望しており、平成3年10月には、跡地利用再開発基本構想を策定した。

(2) FAC 6006 八重岳通信所 (Yaedake Communication Site)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：本部町（字大嘉陽、字辺名地）
名護市（字勝山）

(イ) 面積：37千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
本部町	-	-	12	-	12
名護市	-	-	25	-	25
合計	-	-	37	-	37

(ウ) 地主数：2人

(エ) 年間賃借料：公表されていない。

(オ) 主要建物及び工作物

建物：通信室、修理工場、発電所、警衛所、倉庫、ポンプ室

工作物：保安柵、水道施設、雨水溝、外灯、発電装置、冷房機、浄化槽、アンテナ、その他

(カ) 基地従業員：MLC 6人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団第18施設群第18施設中隊

(イ) 使用部隊名：第18任務支援群第18通信中隊、米陸軍第58通信大隊、海上自衛隊、その他

ウ 沿革

- 昭和25年 「八重岳通信所」として使用開始。
- 昭和47年 5月15日 「八重岳通信所」として提供開始。
- 昭和49年 1月30日 第15回日米安全保障協議委員会で、一部（名護市部分約50,000㎡）の移設条件付返還を合意。
- 昭和51年 7月 8日 第16回日米安全保障協議委員会で、一部（南側部分）の移設条件付返還を合意。
- 昭和52年 2月28日 施設管理権が陸軍から空軍に移管。
- 昭和53年 3月31日 不要水道管用地約8,000㎡を返還。

平成 2 年 6 月 19 日 日米合同委員会は、施設の一部用地（第16回安保協事案に北側部分を加えたもの）について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認。

平成 5 年 2 月 18 日 日米合同委員会は、面積約198,000㎡（第16回安保協事案に北側部分を加えたもの）を特定して、移設条件付き返還に合意。

平成 5 年 11 月 4 日 マイクロ回線中継所用地として、海上自衛隊が協同使用を開始。

平成 6 年 9 月 30 日 土地約192,000㎡（第16回安保協事案に北側部分を加えたもの）を返還。

平成 7 年 6 月 1 日 電力線路として、工作物（電力線路）を追加提供。

平成 8 年 7 月 26 日 倉庫として、建物約30㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：通信所

使用条件： 本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

オ 施設の現状及び任務

この施設には、陸軍第58通信大隊と空軍第18通信中隊が運営するマイクロ・ウェーブ及び対流圏散乱・送受信機があり、これを通じて沖縄と日本本土を結ぶ重要な通信機能をもっている。また、第18航空団が運営するマイクロ・ウェーブがあり、これは航空機の戦闘訓練区域と連結している。

第58通信大隊は、司令部をキャンプ瑞慶覧のバクナー地区に置き、1992年10月16日付けで、従来の「米陸軍第1140信号大隊」から現在の名称に変更された。第18通信中隊は、従前、太平洋空軍の直轄にあった第1962通信群が、1992年10月1日の第18航空団の創設に伴い第18支援群（現第18任務支援群）に編入されたものである。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0 千㎡	昭47.5.15
海上自衛隊	マイクロ回線中継所用地	1 千㎡	平5.11.4
計 2 人	2 件	1 千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 八重岳通信所の所在する名護市の面積は約210.24 k㎡、平成14年9月末現在の人口は56,950人である。名護市には、八重岳通信所のほかキャンプ・シュワブと辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1%となっている。

本部町の面積は54.29 k㎡、平成14年9月末現在の人口は14,596人であり、町面積に占める米軍基地の割合は、0.0%となっている。このほか、海上自衛隊本部送信所も所在するため、防衛施設の占める割合は、0.6%に上っている。

(イ) 本部町は、八重岳周辺を「桜の森公園」と位置付け、海洋博記念公園との有機的な連携を図り、観光振興を推進している。また、自然環境保全の面から本部町森林保全計画を作成し、整備を進めている。通信施設であることから、演習等を行われていない。

ク 返還後の跡地利用計画

八重岳通信所の進入路沿いは桜の名所となっており、本部町は、平成3年8月に、八重岳返還軍用地跡地利用計画を策定した。名護市は、本部町の計画とリンクした形で調整する意向である。

(3) FAC 6021 瀬名波通信施設 (Senaha Communication Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：読谷村（字瀬名波、字宇座、字渡慶次）

(イ) 面積：612千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
読谷村	31	0	2	578	612

(ウ) 地主数：382人

(エ) 年間賃借料：360百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：通信所、維持管理事務所、修理工場、ガソリンスタンド

工作物：通信アンテナ、上水タンク、テニスコート、保安柵、駐車場、外灯、発電装置、その他

(カ) 基地従業員：M L C 52人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団司令部

(イ) 使用部隊名：空軍 FBIS（海外放送情報サービス）、陸軍

ウ 沿革

昭和20年	軍事占領の継続として使用開始。
昭和24年	「海外放送情報サービス沖縄ステーション」を設置。
昭和32年 6月	ナイキ基地（Aサイト、Bサイト）、メースB基地を建設。
昭和45年 7月	メースB基地を撤去。
昭和47年 5月15日	「ポロー・ポイント射撃場」、「嘉手納第一サイト」、「ポロー・ポイント陸軍補助施設」及び「読谷第一陸軍補助施設」が統合され、「ポロー・ポイント射撃場」として提供開始。
昭和48年 6月30日	メースB基地の土地約210,000㎡（高志保付近）を返還。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部（ポロー・ポイント射撃場南側部分）の無条件返還（約1,842千㎡）と一部（ポロー・ポイント射撃場の射撃場部分）の移設条件付返還（約711,000㎡）を合意。
昭和49年 8月15日	ポロー・ポイント射撃場南側部分の土地（高志保、儀間の大半）約1,842

	千㎡を返還。
昭和49年10月31日	ナイキ基地の土地（座喜味城跡、川平付近）約161,000㎡を返還。
昭和49年11月30日	小火器射撃場を含む北側地区（残波岬付近）約711,000㎡を返還。
”	第2水域及び第1水域の一部9,120㎡を返還。
昭和51年9月30日	東シナ海側の土地（儀間付近）約1,065千㎡を返還。
昭和52年4月30日	暫定法適用の土地約600㎡を返還。
昭和52年5月14日	暫定法適用の土地約12,000㎡を返還。
昭和52年10月6日	「ボロー・ポイント射撃場」から「瀬名波通信施設」に名称変更。
昭和53年9月30日	施設管理権が陸軍から空軍に移管。
昭和58年3月31日	遊休地約5,000㎡を返還。
平成4年3月31日	住宅用地約800㎡を返還。
平成4年5月14日	約620㎡を返還。
平成8年3月31日	墓地用地約100㎡を返還。
平成8年7月2日	通信ケーブル等として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成8年12月2日	日米安全保障協議委員会（SCC）は、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告を承認。 SACO最終報告の内容 「アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。」
平成9年3月27日	境界標として、工作物（境界標）を追加提供。
平成11年9月2日	住宅用地約250㎡を返還。
平成12年10月31日	困障等として、工作物（困障等）を追加提供。
平成13年3月31日	住宅用地約40㎡を返還。
平成14年3月1日	日米合同委員会において、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）を除く土地の返還に合意。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより）

使用主目的：訓練場、宿舎及び通信所

使用条件：現在の施設状況に関連しては特になし。

オ 施設の現状及び任務

この施設は読谷村の北西に位置しており、西太平洋諸国の放送を傍受している。在沖米国領事館への時間外の緊急通報は、この施設の当直将校が行うことになっている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
個人	墓地用地	0千㎡	昭55.12.18
	牛舎用地	0千㎡	平4.4.1
	墓地用地	0千㎡	平9.3.27
	墓地用地	0千㎡	平9.3.27
	墓地用地	0千㎡	平9.3.27
	墓地用地	0千㎡	平10.5.18
	墓地用地	0千㎡	平10.5.18
	墓地用地	0千㎡	平11.11.4
	墓地用地	0千㎡	

	墓地用地	0千㎡	平11.11.4
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
計 2人	10件	0千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

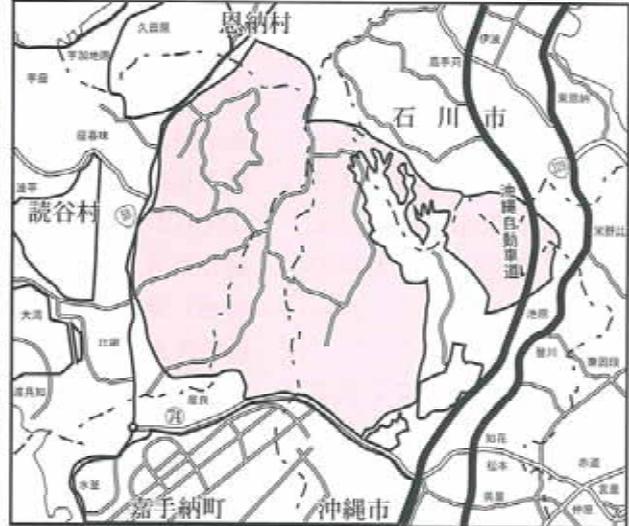
キ 施設周辺の状況

瀬名波通信施設の所在する読谷村の面積は35.17k㎡、平成14年9月末の人口は37,481人である。読谷村には、瀬名波通信施設のほか読谷補助飛行場、嘉手納弾薬庫地区、楚辺通信所、トリエ通信施設が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、44.6%に上っている。

ク 返還後の跡地利用計画等

読谷村は、昭和48年3月に残波リゾートゾーン開発計画を策定し、その後の見直しを経て、現在、残波岬公園、圃場、ビーチ、リゾート・ホテル、スタジオ・パーク等が整備されている。

(4) FAC 6022 嘉手納弾薬庫地区(Kadena Ammunition Storage Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：恩納村（字真栄田、字山田、字塩屋、字宇加地）
 石川市（字山城、字楚南）
 具志川市（字栄野比）
 読谷村（字喜名、字座喜味、字長浜、字長田）
 嘉手納町（字久得）
 沖縄市（字白川、字御殿敷、字倉敷、字知花）

(イ) 面積：27,288千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
恩納村	30	-	2,100	413	2,543
石川市	24	-	787	573	1,384
具志川市	7	-	223	263	493
読谷村	378	9	3,488	6,804	10,680
嘉手納町	106	-	1,518	1,855	3,479
沖縄市	259	14	4,741	3,695	8,709
合計	804	23	12,857	13,605	27,288

(ウ) 地主数：3,356人

(エ) 年間賃借料：100億3千9百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部、管理事務所、弾薬貯蔵庫、弾薬補修工場、隊舎、哨舎、家族住宅、検査室、発電所、その他

工作物：上下水道、保安柵、駐車場、野積場、雨水排水溝、電力線路、中央監視装置、照明装置、消火設備、警報装置、避難場、配電装置、給油所、レーダー台、その他

(カ) 基地従業員：218人（MLC 217人、IHA 1人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団第18任務支援群司令部 / 在沖米海兵隊基地司令部

- (1) 使用部隊名：第18航空団第18整備群第18弾薬中隊、同第18整備中隊、陸軍第505燃料補給大隊、その他

ウ 沿革

昭和20年	米軍の占領と同時に使用開始。当初は、嘉手納弾薬庫、比謝川サイト、波平弾薬庫が建設され、その後読谷合同廃弾処理場、陸軍サービス弾薬庫、知花弾薬庫、嘉手納タカン弾薬庫、嘉手納ボルタック弾薬庫及び東恩納弾薬庫を建設。
昭和46年 6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により、東恩納弾薬庫の一部約947千㎡を返還。
昭和47年 5月15日	9施設が統合され、「嘉手納弾薬庫地区」として提供開始。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部の無条件（嘉手納久得、約62,000㎡）及び移設条件付（国道58号西側部分、国道58号東側沿線及び旧東恩納弾薬庫地区、約9,600千㎡）返還を合意。
昭和51年 7月 8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部の移設条件付（南西隅部分、約400,000㎡）返還を合意。
昭和51年 8月31日	南部弾薬庫及び那覇空軍・海軍補助施設の瀬長島所在海軍弾薬庫を移設。
昭和51年11月30日	第15回日米安保協合意用地約62,000㎡（嘉手納町久得）を返還。
昭和52年 1月27日	保安柵として、工作物（困障）を追加提供。
昭和52年 3月10日	弾薬庫施設として、建物約1,500㎡を追加提供。
昭和52年 4月30日	暫定法適用の土地約500㎡を返還。
昭和52年 5月14日	暫定法適用の土地約58,000㎡（沖縄市知花、読谷村比謝）を返還（読谷村については、第15回日米安保協合意の実施）。
昭和52年 9月30日	第15回日米安保協合意用地約125,000㎡（読谷村親志、恩納村山田）を返還。
昭和52年11月30日	約32,000㎡（沖縄市知花）が返還され、自衛隊が使用。
昭和53年 1月 1日	読谷補助飛行場の一部返還に伴う代替施設として、犬舎等建物486㎡と工作物（境界柵）を追加提供。
昭和53年 3月31日	第15回日米安保協合意用地約1,578千㎡（読谷村座喜味、国道58号東側沿線）を返還。
昭和53年10月 1日	施設管理権が陸軍から空軍へ移管。
昭和53年10月19日	貯蔵施設として、建物約370㎡と工作物（舗床、擁壁等）を追加提供。
昭和54年 3月22日	事務所等として、建物約490㎡と工作物（給排水施設、困障等）を追加提供。
昭和55年12月15日	暫定法適用の土地約14,400㎡（沖縄市知花）を返還。
昭和56年12月 3日	下水道として、工作物（下水管）を追加提供。
昭和57年 5月15日	暫定法適用の土地約20,000㎡（沖縄市知花）を返還。
昭和58年 3月31日	瑞慶山ダム用地約452,000㎡（沖縄市、具志川市）を返還。
昭和58年 8月11日	石油検査施設として、建物約650㎡を追加提供。
昭和61年 4月 2日	陸上自衛隊白川分屯地との等積交換用地として、約400㎡（沖縄市）を返還。
昭和61年 4月 3日	住宅用地として、土地約400㎡（沖縄市、上記土地の代替）を追加提供。
昭和61年10月31日	保安柵として、工作物（困障）を追加提供。
昭和62年 2月 5日	家族住宅等として、建物約29,000㎡と工作物（困障等）を追加提供。
昭和62年 8月31日	沖縄自動車道用地約78,100㎡を返還。
昭和62年 9月18日	道路用地として、土地約210㎡（石川市）を追加提供。
昭和62年12月11日	家族住宅として、建物約4,200㎡と工作物（下水等）を追加提供。
昭和63年12月31日	福祉工場（ランドリー）用地約8,750㎡（恩納村、国道58号西側）を返

	還。
平成元年 2月 8日	倉庫として、建物約3,900㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年 3月23日	監視室等として、建物約20㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成元年 6月 1日	機械室等として、建物約260㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会は、一部用地について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認。
平成 4年 3月31日	土地約72㎡を返還。
平成 4年 5月14日	第15回日米安保協合意用地約1,928㎡（国道58号、旧東恩納弾薬庫地区）を返還。
平成 5年 9月27日	保安柵として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成 6年 6月 2日	工場等として、建物約3,200㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 7年10月 3日	弾薬庫用地として、土地約2,600㎡を追加提供。
平成 7年10月31日	道路用地約3,200㎡（沖縄市）を返還。
平成 7年11月 1日	弾薬庫用地として、土地約2,600㎡を追加提供。
平成 7年12月31日	瑞慶山ダム用地約753,000㎡を返還。
平成 8年 7月26日	給油施設等として、工作物（給油施設等）を追加提供。
平成 9年 3月27日	倉庫として、建物約8,400㎡と工作物（照明装置等）を追加提供。
平成11年 3月25日	嘉手納バイパス用地約769,000㎡を返還。
平成11年 7月15日	諸標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成11年12月31日	福祉工場施設（クリーニング工場）増設用地約2,900㎡（恩納村側）を返還。
平成12年 2月29日	石川バイパス用地約19,700㎡を返還。
平成12年10月31日	諸標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成14年 2月 7日	境界柵として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成14年12月12日	揚水ポンプ室等として、建物約80㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：弾薬庫

使用条件： 1 回当たり50ポンドを超えない弾薬及び爆発物の処理が、指定された区域において、共同爆破物処理場として使用される。本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること等が合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、嘉手納飛行場に隣接する広大な森林地帯に位置し、弾薬庫と支援施設がある。

空軍が管理し、四軍全部の任務を支援している。主要部隊は第18航空団第18整備群の第18弾薬中隊で、太平洋地域に展開する米軍が使用する通常弾薬の貯蔵、整備を行っている。

1986年には、同施設の南東部分に、牧港住宅地区の代替施設として運動場のある住宅地区が建設された。

最近は、煙と音響を使用する防災訓練（グラウンド・バースト・シュミレーション）が盛んに実施されており、地元市町村には事前に通告がなされているものの、その爆発音に対して住民の不安や苦情が増えている。

また、同施設内には、沖縄県の管理する農道、県道26号線（使用面積約0.5千㎡、使用開始昭47.5.15）はあるが、これについては、日米合同委員会における共同使用の承認手続きを経ていないため、地位協定第3条に基づく現地米軍の管理権により使用が認められていると理解されている。

同施設には、上記道路のほかに、保安林、企業局の管理する倉敷ダムなど県の財産が提供されて

おり、平成2年6月19日の日米合同委員会は、現在キャンプ瑞慶覧内にある泡瀬ゴルフ場の機能を旧東恩納弾薬庫地区に移設することを条件に、旧東恩納弾薬庫地区の残余の部分の返還に向けて所要の手続きをとることを確認した。その後、平成8年3月28日の日米合同委員会において、約110ヘクタールの返還が合意された。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄県企業局	水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
	導水管用地	5千㎡	昭55.10.9
	導水管用地	8千㎡	昭56.9.24
	導水管用地	5千㎡	昭60.9.5
	導水管及び送水管用地	8千㎡	昭60.9.5
	導水管用地	1千㎡	平4.5.14
	導水管用地	1千㎡	平5.1.1
	調整タンク用地	6千㎡	平5.6.1
	沖縄電力株式会社	電力施設用地	144千㎡
変電所用地		4千㎡	昭49.5.23
開閉所用地		13千㎡	平5.7.1
沖 縄 市	墓地及び駐車場用地	34千㎡	昭50.12.10
	給水管用地	0千㎡	昭51.12.16
	道路用地	14千㎡	昭58.4.1
	畜産施設用地	60千㎡	昭61.11.20
	霊園墓地用地	9千㎡	平2.3.1
	下水道管設置用地	1千㎡	平8.9.27
陸・海・空自衛隊	火薬類貯蔵施設用地	113千㎡	昭52.4.22
陸上自衛隊	汚水管用地	0千㎡	昭56.8.27
	弾薬庫貯蔵施設用地	26千㎡	昭58.3.10
	弾薬庫貯蔵施設用地	3千㎡	平2.9.19
沖 縄 県	不発弾一時保管庫用地	4千㎡	昭58.3.10
嘉 手 納 町	酪農施設等用地	10千㎡	昭62.4.1
石 川 市	上下水道用地	0千㎡	昭63.10.25
個 人	墓地用地	0千㎡	平3.6.6
	墓地用地	0千㎡	平4.4.1
倉浜衛生施設組合	一般廃棄物最終処分場等	69千㎡	平7.6.1
国土交通省	ダム用地	1千㎡	平8.2.7
	ダム用地	1千㎡	平8.4.1
計 11人	29件	541千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

嘉手納弾薬庫地区の所在する石川市の面積は21.12k㎡、平成14年9月末の人口は22,654人で、市面積に占める米軍基地の割合は、6.5%である。

具志川市の面積は32.03k㎡、平成14年9月末の人口は63,856人である。同市には、嘉手納弾薬庫地区の他に天願棧橋、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設があり、市面積に占める割合は、9.2%である。このほか、海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信

所も所在するため、防衛施設の占める割合は、9.8%にのぼる。

嘉手納町の面積は15.04 k m²、平成14年9月末の人口は13,919人である。同町には、嘉手納弾薬庫地区の他に嘉手納飛行場、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、82.8%にのぼる。

沖縄市の面積は49.00 k m²、平成14年9月末の人口は126,748人である。同市には、嘉手納弾薬庫地区の他に、キャンプ・シールズ、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、35.9%にのぼる。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場も所在するため、防衛施設に占める割合は、36.2%になる。

恩納村については、詳しくはキャンプ・ハンセンの項を参照。

読谷村については、詳しくは瀬名波通信施設の項を参照。

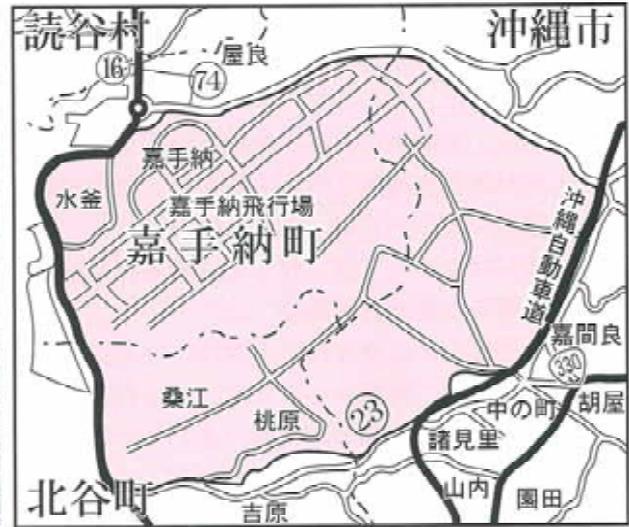
ク 返還後の跡地利用計画

(ア) これまで返還された土地は、ゴミ処理場、ダム用地、道路用地等に利用されている。

その他、民間レベルでは、やちむんの里、沖ハム工場、アロハゴルフ場などに利用されている。

(イ) 読谷村が、国道嘉手納バイパスの建設を促進するため、昭和62年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して返還要望した国道58号西側部分の一部(6.5千m²)については、平成11年3月25日に返還が実現した。また、同村が都市計画道路久得・牧原線及び屋良・虎地原線整備事業のため、平成2年に同協議会を通して要望した施設南西隅(100千m²)の返還についても、平成11年3月25日に返還が実現した。

(5) FAC 6037 嘉手納飛行場 (Kadena Air Base)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：嘉手納町（字水釜、字兼久、字嘉手納、字屋良、字野国、字国直、字東、字野里）
 沖繩市（字諸見里、字山内、字森根、字白川、字御殿敷、字宇久田、字大工廻、字嘉良川、字上地）
 北谷町（字伊平、字浜川、字上勢頭、字下勢頭、字砂辺）
 那覇市（字宮城）

(イ) 面積：19,950千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
嘉手納町	937	70	350	7,493	8,851
沖繩市	391	33	21	7,014	7,460
北谷町	131	6	18	3,480	3,635
那覇市	0	-	-	5	5
合計	1,460	109	389	17,992	19,950

(ウ) 地主数：7,910人

(エ) 年間賃借料：239億4千9百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理事務所、管制塔、格納庫、隊舎、小・中学校、高校、体育館、教会、銀行、消防署、食堂、大隊作戦室、家族住宅、休憩室、器材支給所、バス停留所、弾薬庫、変電所、倉庫、野外訓練室、郵便局、クラブ、PX、保育所、図書館、病院、工場、その他

工作物：滑走路（3,689×91m、3,689m×61m）、駐機場、燃料消火装置、下水浄化槽、保安柵、その他

(カ) 基地従業員：2,660人（MLC 1,670人、IHA 990人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団司令部

(イ) 使用部隊名：第18運用群、第18整備群、第18任務支援群、第18医療群、第18施設群、第603軍事

空輸支援中隊（軍事空輸空軍）、第353特殊作戦群、第82偵察中隊（戦略空軍）、第6990電子保安中隊（空軍保全部隊）、在沖米海軍艦隊活動司令部／嘉手納海軍航空施設隊対潜哨戒中隊（海軍）、その他

ウ 沿革

昭和18年 9月	旧日本陸軍航空本部が建設工事を開始。
昭和19年 9月	旧日本陸軍が中飛行場として使用開始。
昭和20年	嘉手納飛行場、キャンプ・サンソネ及び陸軍住宅地区が使用開始。
昭和20年 4月	米軍の占領後、整備拡張。
昭和20年 6月	全長2,250mの滑走路が完成し、B - 29等大型爆撃機の主力基地として使用。
昭和30年 3月 1日	沖縄駐留の空軍部隊を統轄する第20空軍が廃止され、第313航空師団が第5空軍指揮下の部隊として編成。
昭和32年12月 5日	A滑走路（北側）を拡張。
昭和40年 7月28日	台風避難のため、B - 52戦略爆撃機初飛来。
昭和42年 5月	全長3,250mの滑走路2本が完成。
昭和42年10月 5日	B滑走路（南側）を拡張。
昭和43年 2月 5日	台風避難のため、B - 52部隊が移駐。
昭和45年10月 6日	B - 52部隊が撤退。
昭和47年 5月15日	「嘉手納飛行場」、「キャンプ・サンソネ（陸軍特殊部隊使用）」、「陸軍住宅地区」が統合され、「嘉手納飛行場」として提供開始。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部（ロータリー沿いその他、約114,000㎡）の返還を合意。
昭和49年10月	米軍が、F - 4ファントム用消音装置を設置。
昭和50年 4月 4日	隊舎等として、建物約48,000㎡と工作物（駐機場、その他）を追加提供。
昭和50年 5月	P - 3C対潜哨戒機移駐のための代替施設が完成し、同機が那覇海軍航空施設から移駐。これに伴い、在沖米海軍艦隊活動司令部も移駐。
昭和51年 8月	牧港住宅地区の空軍関係住宅200戸分の移設工事完了。
昭和51年11月30日	第15回日米安保協同意用地約106,000㎡（嘉手納町屋良付近）を返還。
昭和52年 1月27日	飛行場関係施設として、土地約600㎡、建物約22,500㎡と工作物（通信ケーブル、囲障等）を追加提供。
昭和52年 3月10日	住宅施設及び給排水施設として、建物約27,000㎡（給排水施設等）と工作物を追加提供。
昭和52年 5月 5日	AV - 8Aハリアー戦闘機が、山口県岩国飛行場から移駐。
昭和52年 7月	F - 4ファントム用消音装置を増設。
昭和52年12月15日	宿舎用地及び事務所等として、土地約55,000㎡、建物約1,200㎡と工作物（給排水施設等）を追加提供。
昭和53年 3月31日	電話交換所等として、建物約14,400㎡と工作物（舗床、発電装置等）を追加提供。
昭和53年 6月 1日	機構の再編成により、戦術戦闘中隊を主とした第18戦術戦闘群を新設。
昭和53年10月19日	住宅として、建物約18,700㎡と工作物（給排水施設等）を追加提供。
昭和54年 3月22日	住宅等として、建物約23,200㎡（140戸）と工作物（給排水施設、囲障等）を追加提供。
昭和54年 9月26日	F - 15イーグル戦闘機配備開始（S56.3.27：配備完了）。
昭和55年 5月23日	E - 3A空中早期警戒管制機を配備。

昭和56年 2月13日	航空機運用の支援施設として、建物26㎡（航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の一部）を追加提供（2年間、2-4-(b)提供）。
昭和56年 3月26日	隊舎等として、建物21,572㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和56年12月 3日	下水道として、工作物（下水道管）を追加提供。
昭和57年 2月28日	地主会館等用地約600㎡を返還。
昭和57年 5月 6日	牧港住宅地区からの移設施設（住宅等）として、建物約60,000㎡を追加提供。
昭和57年 5月14日	暫定法適用の土地約200㎡を返還。
昭和57年 5月31日	防衛施設周辺整備協会用地等約400㎡を返還。
昭和57年 8月12日	牧港住宅地区からの移設施設（住宅等）として、建物約35,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和58年 3月 1日	管制施設として、建物26㎡（航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の一部）を追加提供（3年間、2-4-(b)提供）。
昭和58年 3月31日	嘉手納町役場及び嘉手納警察署用地約9,000㎡を返還。
〃	県道23号線用地約76,000㎡を返還。
昭和58年 5月19日	一部約31,000㎡（東シナ海側）を陸軍貯油施設に統合し、那覇空軍・海軍補助施設の一部約3,700㎡を嘉手納飛行場に統合。
昭和59年 1月10日	不要下水道用地約9,000㎡を返還。
昭和59年 3月22日	事務所として、建物約100㎡（航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
昭和59年 6月 5日	法務局嘉手納出張所等用地約1,000㎡を返還。
昭和59年 8月28日	航空郵便取扱所として、土地約1,370㎡と建物約930㎡（一部は航空自衛隊那覇基地内に所在）を追加提供。
昭和59年10月 5日	住宅等として、建物約20,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和59年11月29日	消音施設として、建物約3,500㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 2月 8日	住宅等として、建物約23,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年 7月12日	住宅等として、建物約30,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 9月30日	バス停車帯用地約20㎡を返還。
昭和61年 1月28日	航空自衛隊那覇基地与座分屯基地内の一部用地（2-4-(b)提供）約30㎡を返還。
昭和61年 1月31日	県道23号線用地約15,000㎡を返還。
〃	不要POL敷用地約79,000㎡を返還。
昭和61年 4月 3日	航空機掩体として、建物約5,500㎡と工作物（消火装置等）を追加提供。
昭和61年 6月30日	県道23号線用地約25,000㎡（沖縄市側）を返還。
昭和61年 7月11日	隊舎として、建物約5,700㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
〃	住宅等として、建物約32,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年10月 2日	住宅として、建物約27,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和61年11月25日	変圧器処分場に保管されていた変圧器からPCBが漏出し、土壌を汚染。変圧器は米国に返送され、汚染土壌の掘削は平成4年に完了。
昭和62年 2月 5日	管理棟等として、建物約3,300㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
〃	管制施設として、建物約30㎡（航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の一部）を共同使用（2-4-(b)提供）。
昭和62年 8月31日	沖縄自動車道用地約237,000㎡を返還。
昭和62年 9月30日	県道74号線拡幅用地約4,000㎡を返還。
昭和62年10月	基地内大学への県民の就学受入れ開始。

昭和62年12月11日	家族住宅として、建物約35,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和63年 3月10日	家族住宅として、建物約3,300㎡と工作物（下水等）を追加提供。
昭和63年 3月31日	果樹園用地約4,400㎡を返還。
昭和63年 4月21日	事務室として、建物約60㎡（航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
昭和63年 7月14日	消火施設として、建物約30㎡と工作物（消火装置等）を追加提供。
昭和63年 9月22日	管制施設等として、建物約30㎡（航空自衛隊那覇基地基地内）を追加提供（2-4-(b)提供）。
平成元年 3月23日	家族住宅等として、建物約18,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年 6月30日	不要污水管用地約210㎡を返還。
平成元年 8月18日	倉庫等として、建物約750㎡と工作物（水道等）を追加提供。
〃	日米合同委員会は、那覇空港の滑走路の改修工事期間中、海上自衛隊及び航空自衛隊が航空機の離着陸場等として共同使用することを合意。
〃	航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の使用期間を、「必要の都度」から「航空自衛隊那覇基地の施設が使用できない場合、一時的に代替として使用する間、年間約4回、1回あたり3日ないし15日」に変更。
平成元年 9月30日	航空自衛隊那覇基地内の不要事務所約100㎡を返還。
平成元年10月26日	倉庫等として、建物約870㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 1月21日	第9戦略偵察航空団第1分遣隊が、SR-71戦略偵察機とともに米本国へ移駐。
平成 2年 2月 6日	管理棟等として、建物約1,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会において、一部の土地（施設南側の一部）について、返還に向けて所要の調整・手続きを進めることを確認（いわゆる23事案のひとつ）。
平成 2年11月27日	アンダーソン基地所属の第43戦略航空団の解体に伴い、KC-135が交代で一時移駐。
平成 3年 2月28日	住宅等として、建物約9,900㎡と工作物（貯水槽等）を追加提供。
平成 3年 6月末	ピナツボ火山の噴火に伴い、フィリピンのクラーク基地から、第353特殊作戦航空団の兵員581名とC-130輸送機4機が一時的に移駐。うち兵員85名とMC-53ヘリコプター4機は、普天間飛行場に一時的に移駐。同時期に、軍事空輸航空団のC-141輸送機による嘉手納飛行場通過任務が増大した。
平成 3年 9月12日	学校施設等として、建物約8,200㎡と工作物（下水道）を追加提供。
平成 3年10月 1日	第313航空師団と第376戦略航空団が解団し、第313航空師団の下にあった第18戦術戦闘機航空団が新組織第18航空団に統合。
平成 4年 5月14日	隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 4年 9月30日	嘉手納消防庁舎用地約880㎡を返還。
平成 4年12月15日	嘉手納基地再編統合により、F-15戦闘機18機が撤退。
平成 5年 9月24日	フィリピンのクラーク基地から一時移駐していた第353特殊作戦航空群が、規模を縮小（航空軍）して配属。
平成 5年 9月27日	格納庫等として、建物約11,000㎡を追加提供。
平成 6年 2月10日	隊舎等として、建物約19,000㎡を追加提供。
平成 6年 6月 2日	倉庫として、建物約1,300㎡を追加提供。
平成 6年 6月14日	嘉手納基地の第33空中救難中隊に、新型のHH-60型救難ヘリコプターが配備（HH-3は本国撤退）。

平成7年2月28日	航空自衛隊那覇基地内の航空郵便取扱所の建物約60㎡と工作物（門等）を返還。
平成7年3月29日	管理棟等として、建物約2,500㎡（航空郵便取扱所は航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
平成7年3月31日	那覇基地内のP-3C駐機場用地約1,340㎡を返還。
平成7年4月1日	航空郵便取扱所用地として、航空自衛隊那覇基地内に土地約1,330㎡を追加提供。
平成7年7月4日	倉庫等として、建物約5,000㎡と工作物を追加提供。
平成7年9月30日	県企業局合流弁室用地約1,120㎡を返還。
平成7年10月1日	横田基地の滑走路補修工事に伴い、同基地所属のC-130輸送機などの航空機が、嘉手納飛行場に一時移駐。
平成8年1月31日	一部の土地（施設南側の一部：約21,000㎡）を返還（当該返還部分は、平成2年6月19日の日米合同委員会において、返還に向けて所要の調整・手続きを進めることが確認された、いわゆる23事案のうちの一つ）。
平成8年3月12日	通信ケーブルとして、工作物を追加提供。
平成8年3月28日	日米合同委員会において、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を合意。
平成8年6月21日	インドネシアの航空ショーに向かう途中の米空軍のB-1戦略爆撃機が、故障のため嘉手納飛行場に着陸（7月3日に飛び立つ）。
平成8年7月2日	管理棟等として、建物約6,600㎡と工作物を追加提供。
平成8年7月26日	倉庫等として、建物約2,400㎡と工作物を追加提供。
平成8年10月1日	横田基地の滑走路補修工事に伴い、同基地所属のC-130輸送機などの航空機が、嘉手納飛行場へ一時移駐。
平成8年12月2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、次のように合意。 「嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。」
平成8年12月16日	海軍駐機場に配置されていたMC-130特殊作戦機10機が、約2,500m離れた滑走路北西側に移動（SACO合意事案の実施）。
平成9年3月27日	隊舎等として、建物約21,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年6月19日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成10年5月18日	保安施設として、工作物（門等）を追加提供。
平成10年7月8日	管理棟として、建物約1,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年3月25日	電話線路として、工作物（電話線路）を追加提供。
平成11年7月15日	育児所等として、建物約2,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年7月11日	囲障等として、工作物（囲障等（遮音壁））を追加提供（SACO合意事案の実施）。
平成14年2月7日	隊舎として、建物約12,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成14年4月30日	隊舎として、建物約6,900㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成14年12月12日 診療所等として、建物約25,000㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：飛行場

使用条件： 第1及び第2水域は、常時使用される。第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。第2水域は、クリアランス・ゾーン及び小型船舶の泊地として使用される。

その他： 水域内において、日本国政府は、嘉手納飛行場を使用する航空機に危険を及ぼす又は小型船舶の泊地への出入を妨げる建築その他の活動を許可しない。合衆国政府は、本水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

オ 施設の現状及び任務

本島中部の嘉手納町、北谷町、沖縄市にまたがるこの施設は、300mのオーバーランをもつA、B 2本の滑走路（A = 3,689m × 91m、B = 3,689m × 61m）を有し、極東で最大かつ最も活発な米空軍基地である。この施設は第5空軍指揮下の第18航空団のホームベースとなっており、他のテナント部隊の役割と併せて、防空、反撃、空輸、支援、偵察、機体整備等の総合的な場所となっている。

第18航空団の主力は第18運用群であり、この部隊は、F - 15イーグル戦闘機をそれぞれ24機有する2個（第44、第67）の戦闘中隊、E - 3Bセンチリー機を有する空中管制中隊、KC - 135R機を有する空中給油中隊等からなる。

この施設は、北西側の飛行場地区と南東側の居住地区からなり、飛行場地区の滑走路の南東には、空軍の駐機場（F - 15イーグル戦闘機、HH - 60ヘリコプター、HC - 130救難機等）がある。

滑走路の北西、嘉手納町屋良側は空軍の大型機や海軍航空施設地域となっており、KC - 135空中給油機やP - 3Cオライオン対潜哨戒機等の駐機場やエンジンテスト場があり、E - 3B空中早期警戒管制機もこの地域に駐留している。

なお、平成8年12月2日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、嘉手納飛行場におけるMC - 130航空機を平成8年12月末までに、海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転することが合意されたことに伴い、同年12月中旬までに海軍駐機場から約2,500m離れた滑走路北西側への移転が完了した。

そのほか、SACOの最終報告では、海軍の航空機（P - 3C）についても、現在の海軍駐機場から、主要滑走路の反対側に移転することが合意されているが、普天間移設の関係で、まだ実現していない。

嘉手納飛行場における常駐機種は、次のとおりである。

・ F - 15C	イーグル	戦闘機	約 48機
・ KC - 135R	ストラトタンカー	空中給油機	約 15機
・ RC - 135		戦闘機	約 1 ~ 2 機
・ E - 3B	センチリー	空中早期警戒管制機	約 2 機
・ C - 130	ハーキュリーズ	救難機	約 1 機
・ MC - 130	ハーキュリーズ	特殊作戦機	約 10機
・ HH - 60	パイプ・ホーク	救難機（ヘリ）	約 9 機
・ C - 12	ビーチクラフト	輸送機	約 2 機
・ P - 3C	オライオン	対潜哨戒機	約 3 ~ 10機

居住地区には、航空団司令部、兵舎、通信施設、家族住宅、診療所があるほか、銀行、郵便局、小・中・高校、幼稚園、図書館、野球場、ゴルフ場、体育館、映画館、スーパーマーケット等、多

種の米軍向支援施設があり、9,000人以上が生活している。国道58号西側の嘉手納マリーナ地区は、米軍人等の福利厚生施設となっている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	54千㎡	昭47.5.15
沖縄県	下水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
	道路用地	2千㎡	昭48.1.5
沖縄県企業局	水道施設用地	20千㎡	昭47.5.15
	井戸用地	0千㎡	昭58.7.14
	導水管及び送水管用地	13千㎡	昭60.9.5
	導水管用地	3千㎡	昭63.4.1
	導水管及び井戸等用地	3千㎡	平4.5.14
	水道施設用地	2千㎡	平12.9.21
	嘉手納町	公共駐車場等用地	8千㎡
墓地公園用地		30千㎡	昭57.5.6
公共駐車場及び道路用地		11千㎡	昭57.10.1
酪農施設等用地		23千㎡	昭62.4.1
消防庁舎用地		2千㎡	平3.10.15
道路用地		1千㎡	平5.6.3
駐車場用地		1千㎡	平12.9.21
墓地霊園及び駐車場予定地		8千㎡	平13.6.28
墓地公園用地		1千㎡	平14.2.7
那覇防衛施設局		騒音測定装置設置用地	0千㎡
比謝川行政事務組合	ごみ消却処理施設用地	7千㎡	平7.6.1
計 6人	20件	190千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b) :

航空自衛隊那覇基地与座分屯基地

提供目的.....管制施設

提供面積.....建物26㎡

提供年月日.....昭和62年2月5日

使用期間..... 1 航空自衛隊那覇基地の施設が使用できない場合、一時的に代替として使用する間

2 年約4回、1回約3日ないし15日

航空自衛隊那覇基地

提供目的.....管制施設

提供面積.....建物25㎡

提供年月日.....昭和63年9月22日

使用期間.....合衆国航空機の飛行運用中

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

嘉手納飛行場の所在する嘉手納町には、ほかに嘉手納弾薬庫地区、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、82.9%にのぼる。詳しくは、嘉手納弾薬庫地区の項を参照。

沖縄市には、嘉手納飛行場のほかに、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シールズ、キャンプ瑞慶

覧、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、35.9%になる。詳しくは、嘉手納弾薬庫地区の項を参照。

北谷町の面積は13.62 k m²、平成14年9月末の人口は26,058人である。同町には、嘉手納飛行場のほかに、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、56.4%である。

那覇市の面積は38.99 k m²、平成14年9月末の人口は305,358人である。同市には、嘉手納飛行場の一部施設の他に那覇港湾施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、1.4%である。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地、陸上自衛隊那覇訓練場、陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎、陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舎、航空自衛隊那覇基地、航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場、も所在するため、防衛施設の占める割合は、10.2%にのぼる。

嘉手納飛行場には、米国の6つの大学機関（短大1、学部1、大学院4）がある。県は、国際性豊かな人材育成を図るため、昭和61年2月の第11回三者協において、県民が基地内大学へ就学できるよう方途を講ずるよう提案した。その結果、昭和62年から毎年35～70名の県民が就学し、平成13年度までに750人が就学している（沖縄県国際交流・人材育成財団調べ）。

(1) 嘉手納飛行場周辺の航空機騒音

嘉手納飛行場には、F-15C戦闘機やKC-135Rストラトタンカー空中給油機等の常駐機に加え、空母艦載機や国内外から飛来する航空機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や、低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が絶え間なく行われているため、騒音は激しく、正常な日常生活はもとより、疲労の過重、聴力の異常、授業の中断等、周辺住民に看過できないほどの甚大な被害を与えている。

また、通常の訓練のほか、臨時的に行われるORI演習（運用即応観察）や定期的に行われるローリー演習（現地運用態勢訓練）などの演習期間中の騒音は一段と激しく、同飛行場の周辺住民は、激しい騒音禍に悩まされている。

国は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましいとされる航空機騒音に係る基準を、昭和48年12月に設定した。嘉手納飛行場は第1種空港相当とされ、10年を超える期間内に可及的速やかに、地域類型に応じて70又は75WECPNL以下の環境基準の達成を図ることとされている。

県は、これまで知事が直接訪米したり、また三者連絡協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会の場などを通して、日米両政府に対し、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の軽減を働きかけてきた。そして、県と沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会及び関係市町村により、平成7年9月、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減措置について取りまとめ、日米両国の関係機関に要請した。

その結果、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された。また、同年12月の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告では、騒音軽減イニシアティブの実施として、海軍航空機の海軍駐機場から滑走路の反対側への移転、嘉手納飛行場の北側への遮音壁の建設が合意されるなど、航空機騒音の軽減措置について一定の前進が見られた。

その後、平成10年2月26日の日米合同委員会において、長さ2.3キロ、高さ5メートルのコンクリート製遮音壁を日本側の負担で建設されることが合意され、平成11年12月に完成、平成12年7月に提供された（遮音壁のほか、植栽約5,000本含む）。

しかしながら、県と関係市町村が共同で実施している嘉手納飛行場周辺の平成13年度騒音測定結果によると、同飛行場周辺においては、14の測定地点のうち9の地点（64.3パーセント）で環境基準値を上回っており、依然として周辺住民の生活環境等への悪影響が憂慮される状況にある。

また、昭和57年に、嘉手納飛行場周辺の住民が国を相手に第1次嘉手納基地騒音訴訟を提起し、

平成10年5月に、過去の爆音被害に対し補償を行うこととの判決が出た。平成12年には、第2次嘉手納基地騒音訴訟が提起された（詳細は、航空機騒音の項を参照）。

< 嘉手納飛行場で実施された航空機騒音の軽減措置 >

昭和49年10月	F - 4 ファントム用消音装置を設置。
昭和52年7月	F - 4 ファントム用消音装置を増設。
昭和53年12月28日	防衛施設庁は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、嘉手納飛行場周辺の騒音区域を告示。
昭和56年7月18日	防衛施設庁は、住宅防音工事対象区域の第1種区域を80WECPNL以上に追加指定。
昭和56年11月27日	機体用消音装置（鉄骨、鉄筋コンクリートづくり3千㎡）とエンジン用消音装置（鉄筋コンクリートづくり400㎡）が完成。
昭和58年3月10日	防衛施設庁は、住宅防音工事対象区域の第1種区域を75WECPNL以上に追加指定。
昭和60年	戦術空軍用ハッシュハウス（格納庫規模の防音装置付きエンジン調整場）を設置。
昭和61年	戦術空軍用ハッシュハウス1基を設置。
平成元年	戦術空軍用ハッシュハウス1基を設置。
平成2年	フォーベイ・テストセル（取り外したエンジン4基に同時作業可能な防音装置付きエンジン調整場）1棟を設置。
平成3年	記録機能付き騒音測定装置を設置。
平成3年	K C - 1 3 5 空中給油機の低騒音型エンジンの切り替えが完了。
平成4年7月	ジェット戦闘機の活動を基地中央部へ移動。
平成8年3月28日	日米合同委員会において、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を合意。
平成8年12月16日	海軍駐機場に配置されていたM C - 1 3 0 特殊作戦機10機が、約2,500m離れた滑走路北西側に移動。
平成10年2月26日	日米合同委員会において、長さ2.3km、高さ5mのコンクリート製遮音壁を日本側の負担で建設することを合意（S A C O 合意事案）。
平成11年12月27日	長さ2.3km、高さ5mのコンクリート製遮音壁完成。

(ウ) 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の実施

復帰後、読谷補助飛行場において実施されていたパラシュート降下訓練は、平成8年12月のS A C O 最終報告において、伊江島補助飛行場へ移転されることが合意され、平成11年3月に伊江村がパラシュート降下訓練の受け入れを正式に表明した。

平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練は実施されていないが、平成10年5月及び平成11年4月に、米軍は嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施したため、県を始め地元自治体等が抗議決議を行う等、県民から強い反対の声があがった。

(I) 航空機事故

嘉手納飛行場では、復帰前に死傷者を出し、校舎、住宅等に多大な損害を与える大型航空機の墜落事故が相次いで発生していたが、復帰後も同飛行場に所属する航空機の墜落事故が、同飛行場内及び沖縄本島周辺において15件も発生している。

また、墜落事故以外にも、同飛行場の所属機や同飛行場に飛来している航空機等による物品等落下事故、着陸失敗、緊急着陸、空中接触等の事故が多発しており、住民を絶えず不安に陥れている。

幸い、住民を巻き込んだ惨事には至っていないものの、飛行場周辺及び飛行コース下の住民は、

常に航空機事故の危険にさらされており、航空機の整備点検、周辺住民の安全を最優先したパイロットの安全教育、住宅地域等市街地上空における飛行の中止及び飛行制限等、徹底した安全対策が求められている。

県としては、これまで再三にわたり航空機関連事故等の未然防止と安全管理の徹底について、日米両国の関係機関に申し入れてきたところであるが、航空機事故は後を絶たない状況が続いている。

《嘉手納飛行場所属機の復帰後の墜落事故》

昭和49年9月30日	C - 130 輸送機が嘉手納飛行場内に墜落、乗員2人が負傷した。
昭和50年6月2日	F - 4 ファントム機が夜間訓練中に、伊江村真謝の海上3マイル沖に墜落、乗員2人が行方不明となった。
昭和52年11月1日	F - 4 ファントム機が伊江島沖で墜落、乗員2人が行方不明となった。
昭和53年5月18日	F - 4 ファントム機が、キャンプ・ハンセン内の沖縄自動車道西方200メートルの山中に墜落した。
昭和57年4月6日	F - 15 イーグル戦闘機が空対空戦闘訓練中、粟国島沖海上に墜落した。
昭和57年10月22日	F - 4 ファントム機が、沖縄の東南東65マイルの海上に墜落した。
昭和57年12月29日	F - 15 イーグル戦闘機2機が、ホテル・ホテル空域で空中戦闘訓練中、本島の北東145kmの海上に墜落、1人が死亡した。
昭和61年6月9日	F - 15 イーグル戦闘機が通常訓練中、沖縄の北東約220kmの海上に墜落した。
昭和62年5月19日	F - 15 イーグル戦闘機が空対空訓練中、本島の東約112kmの海上に墜落した。
昭和62年11月2日	R F - 4 C ファントム機が通常訓練中、沖縄の東北東約60マイルの海上に墜落した。
平成元年3月14日	H H - 3 ヘリコプターが訓練中、伊江島南方18kmの海上に墜落、乗員3人が死亡した。
平成元年4月21日	S R - 71 戦略偵察機が、離陸後エンジンの故障により、南シナ海に墜落した。
平成6年4月4日	F - 15 C 戦闘機が、嘉手納弾薬庫地区内の黙認耕作地に墜落した。
平成7年10月18日	F - 15 C 戦闘機が、嘉手納基地の南方約65マイルの海上に墜落した。
平成14年8月21日	F - 15 C 戦闘機が、嘉手納基地の南方約60マイルの海上に墜落した。

(オ) P C B 漏出事故

平成4年1月31日、太平洋軍備撤廃運動という市民団体が、入手した米下院軍事委員会環境回復審議会の太平洋基地視察報告書（レイ報告書、91年4月作成）の内容を公表した。レイ報告書は、嘉手納基地内の1箇所がP C Bに汚染されていたと指摘していた。

2月14日、嘉手納基地報道部はこの事実を認め、1987年以来、日本製474基、米国製1,647基の変圧器を試験し、P C Bの除去作業をしていたこと、含まれていたP C Bと汚染土壌は米国に搬送したこと、現在も変圧器2基と汚染土壌のP C B除去作業を実施していること、除去作業は平成4年春いっぱいかかる見込みであること、経費は40万ドル使ったことを明らかにした。

2月27日、日米合同委員会は、在日米軍基地のP C B問題について環境分科委員会で協議することに合意、席上、米側は、嘉手納飛行場でのP C B漏出事故は地下水汚染をもたらしていないと説明した。

嘉手納飛行場でのP C B除去作業は、6月24日に完了している。

なお、沖縄県が平成3年までに実施した基地周辺の水質分析では、P C Bは検出されていない。

また、平成4年6月から11月までにかけて実施した基地従業員の特別健康診断の結果でも、全員異常はなかった。

(カ) 油流出事故

嘉手納飛行場周辺では、復帰前に、周辺地域への油流出事故がたびたび発生していたが、復帰後も昭和50年代には油流出事故が続発して、周辺住民に不安を与えていた。

そのため、嘉手納空軍は昭和60年に環境企画課を設置し、油水分離槽の設置に努めている。その結果、以後の汚染事故はかなり減少した。

< 嘉手納飛行場周辺で発生した油流出事故 >

昭和50年9月9日	嘉手納町屋良の排水溝に約10ガロンの燃料が流出
昭和51年2月1日	嘉手納町屋良の小学校東側側溝に約30ガロンの燃料が流出、比謝川に流れ込む
昭和51年3月2日	嘉手納町屋良で推定25ガロンの燃料が流出、比謝川に流れ込む
昭和51年5月21日	嘉手納町兼久の工場南側側溝に約5ガロンのディーゼル油が流出
昭和52年7月27日	嘉手納町屋良の小学校東側側溝に油が流出
昭和55年2月27日	嘉手納町水釜・兼久の排水溝に60～100ガロンの燃料が流出
昭和56年3月16日	嘉手納町水釜・兼久の排水溝に油が流出
昭和57年11月12日	嘉手納町屋良の幼稚園東側排水溝にジェット燃料が流出
昭和57年11月15日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝にディーゼル燃料が流出
昭和59年1月12日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝に油混じりの洗浄水が流出
昭和59年1月22日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝に白濁油臭のする汚染が流出
平成6年2月23日	嘉手納飛行場内の消火施設から燃料が流出
平成9年1月24日	嘉手納基地の第3ゲート付近から、約1,520リットルのディーゼル燃料が流出
平成14年9月6日	台風通過後の点検中、嘉手納飛行場第4ゲート付近の燃料タンクに入っていたディーゼルオイル396ガロンが漏れていることが判明

(キ) その他の事故

平成14年9月20日午後0時から0時15分の間、嘉手納町にある兼久海浜公園からシグナルフレアと呼ばれる、直径1cm、長さ2cmの信号弾6個が発見された。シグナルフレアは、嘉手納マリーナから発射されたものであり、嘉手納マリーナでの救難訓練に使用されていた。この事故を受け、在沖米軍は、嘉手納マリーナでの信号弾使用を禁止した。

ク 返還後の跡地利用計画

(ア) これまでに返還された土地は、ゴミ処理場、行政センター、道路用地等に利用されている。

(イ) 沖縄市においては、現在のところ、同飛行場返還後の跡地利用計画の策定には至っていない。

しかし、将来にわたるまちづくりの観点から、同飛行場の利活用を検討していくことを第3次沖縄市総合計画において位置づけている。

(ウ) 嘉手納町は、マリンタウンプロジェクト事業を推進するため、平成2年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して、嘉手納マリーナ地区（175.4千㎡、うち水域部分73.4千㎡）の返還を要求してきた。

その後嘉手納町は、平成9年、従来の基地行政のスタンスを「基地の整理縮小」から「基地の全面返還」へと方針転換、基地被害の町からの脱却と地域経済活性化の起爆剤となりえる地域として、従来の嘉手納マリーナ地区に加え、さらに屋良地域に至る約1,500千㎡の即時返還を要求している。

しかし、米軍は、嘉手納町の玄関とも言える嘉手納マリーナ地区（102千㎡、うち水域部分37千㎡）については、高層建物による航空機活動への支障、騒音被害の新たな拡大等の支障を挙げ、

難色を示している。

- (I) 北谷町においては、公共施設（ゲートボール場・駐車場）の整備改善と宅地の利用促進及び区域間の交通アクセスの利便性を増進するため、昭和61年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して、嘉手納飛行場南端（24千㎡）の返還を要望した。その後、平成2年6月の日米合同委員会で、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認され、平成8年1月31日に返還が実現した。

(6) FAC 6077 鳥島射爆撃場 (Tori Shima Range)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：久米島町（字宇江城、字仲村渠）

(イ) 面積：41千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	-	-	41	-	41

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建物：なし

工作物：テスト表示板

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団運用群

(イ) 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊、その他

ウ 沿革

昭和20年	米軍の軍事占領の継続として使用開始（旧琉球射爆撃場）。
昭和26年10月17日	射爆撃場として使用。
昭和47年5月15日	琉球射爆撃場が、鳥島射爆撃場として提供施設・区域となる。
昭和50年9月19日	管制施設として、建物約3,100㎡（航空自衛隊久米島分屯基地内）を追加提供（地位協定第2条第4項(b)提供）。
昭和53年6月30日	米軍が一時使用していた航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内の花咲港部分800㎡を返還。
昭和57年9月20日	管制施設として、建物約430㎡（航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内施設）を追加提供（地位協定第2条第4項(b)提供、年4週間使用）。
昭和61年4月3日	使用条件に、追加提供建物の使用期間について新たに「昭和61年12月31日までの間の必要な一定の期間」を追加。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：空対地射爆撃場

使用条件： 2,000ポンドを超えないすべての航空機用の在来型弾薬を使用して行う空対地射爆撃場。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。爆発物処理が実施される。

オ 施設の現状及び任務

鳥島は久米島の北方約28kmに位置し、島全体が演習場となっている。また、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内一部（建物）が地位協定第2条第4項（b）により、共同使用されている。

同施設での演習は、午前6時から午後2時までほとんど毎日行われている。演習の主な内容は、空対地射爆撃訓練である。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）： なし

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内の建物部分

キ 施設周辺の状況

(ア) 鳥島射爆撃場の所在する久米島町の面積は63.43 km²、平成14年9月末の人口は9,574人である。久米島町には、鳥島射爆撃場のほか久米島射爆撃場があり、町面積に占める米軍基地の割合は、0.1%である。このほか、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地と航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎があるため、防衛施設の占める割合は、0.4%となる。

(イ) 鳥島周辺海域はすぐれた漁場であることから、漁業者が盛漁期間中、区域を最大限に利用できるように現段階で使用の調整を行うことが認められている。また、周辺漁場への影響を軽減するために、実弾演習から模擬弾演習に切り替えるよう地元漁協からの要請が行われた経緯があるが、未だ実現されていない。

(ウ) 昭和62年7月27日、同施設・区域周辺（鳥島北方）を航行中のマレーシア船籍貨物船ボメックス・サガ号が、夜間訓練中の米海軍機F A - 1 8戦闘攻撃機の投下した模擬弾M L C - 7 6を被弾、操舵室にいた甲板員が重傷を負う事故が発生した。

(エ) 平成7年9月1日、嘉手納基地を発進した岩国基地第542海兵航空攻撃中隊所属のA V - 8 B ハリアー戦闘機1機が、空対地模擬爆弾訓練中、鳥島付近に墜落した。

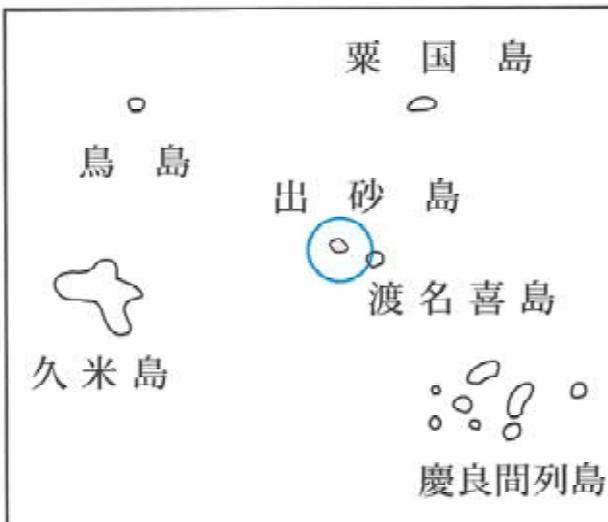
(オ) 平成9年2月10日、平成7年12月から翌年1月にかけて3回にわたり、鳥島射爆撃場において訓練中の海兵隊A V - 8 B ハリアー機が、合計1,520発の劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾を誤って使用し発射した事実が判明した。

ク 返還後の跡地利用計画

同施設については、跡地利用計画は策定されていない。

地位協定上の一時使用（第2条第4項（b））の部分については、返還後は自衛隊施設として引き続き使用される。

(7) FAC 6078 出砂島射爆撃場 (Idesuna Jima Range)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：渡名喜村（字出砂）

(イ) 面積：245千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
渡名喜村	-	-	245	-	245

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建物：なし

工作物：空対地射爆撃場

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団運用群

(イ) 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊、その他

ウ 沿革

昭和20年	米軍の軍事占領の継続として使用開始。
昭和29年10月27日	射爆撃場として設定される。
昭和47年5月15日	出砂島射爆撃場として提供施設・区域となる。
昭和50年11月6日	航空自衛隊標的投下及び回収訓練のため共同使用を開始。
昭和53年2月7日	第7艦隊空母ミッドウェイ艦載機が、夜間訓練中に投下した夜間照明弾が渡名喜村内の民家の庭先に落下。
昭和54年9月7日	渡名喜港に出入りする旅客定期船の運行に関し、提供水域の制限内容を追加。
昭和56年6月4日	渡名喜村及び沖縄総合事務局から、訓練水域が渡名喜島への船舶の航路にかかるため、同航路を訓練水域から外して欲しい旨、安全の確保につき要請があった件について、日米合同委員会において、現地定期旅客船

による同水域の一部航行が認められた。

平成6年11月13日 海兵隊が、出砂島射爆撃場水域で、指定期日外に演習を実施。

平成7年4月11日 渡名喜村の民家に、演習中の普天間基地所属のKC-130輸送機から照明弾用のパラシュートが落下。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：空対地射爆撃場

使用条件： 全ての通常型模擬弾及び照明弾並びに写真用せん光（フラッシュ）を使用する空対地射撃場。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。

オ 施設の現状及び任務

那覇の西北約55kmに位置する渡名喜島から更に約4km西方にある出砂島（無人島）の島全体が射爆撃場となっており、米空軍、海軍、海兵隊の戦闘機やヘリによる小型爆弾投下訓練、機銃射撃訓練、照明弾投下訓練等の空対地射爆撃訓練が行われている。

この射爆撃場での演習は夜間（使用時間 午前6時～午後11時）にまで及び、照明弾を投下して訓練を実施しており、同施設は特定防衛施設に指定されている。

また、昭和50年11月6日から航空自衛隊も同射爆撃場を使用しており、標的投下及び回収訓練を実施している。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
航空自衛隊	標的投下等用地	245千㎡	昭50.11.6

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

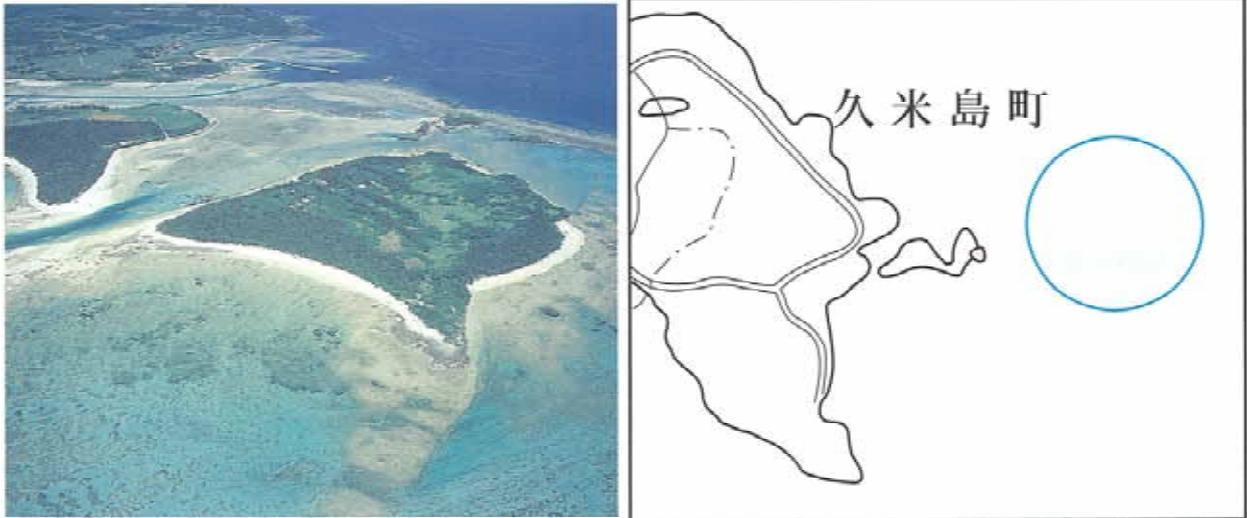
(ア) 出砂島射爆撃場の所在する渡名喜村の面積は3.74k㎡、平成14年9月末の人口は503人であり、村面積に占める米軍基地の割合は、6.7%である。

(イ) 演習は月曜日から土曜日まで行われることとなっており日曜日には、地元住民の施設内の立ち入りが認められているほか、地元渡名喜村では、アオサの採集期（3月～6月）には那覇防衛施設局を通して米軍の許可を受けアオサを採取している。

ク 返還後の跡地利用計画

同施設については、跡地利用計画は策定されていない。

(8) FAC 6080 久米島射爆撃場 (Kume Jima Range)



ア 施設の概要

(7) 所在地：久米島町（字奥武）

(1) 面積：2 千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	-	-	2	-	2

(ウ) 地主数：1 人

(I) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建物：なし

工作物：射場

(カ) 基地従業員：0 人

イ 米軍部隊名

(7) 管理部隊名：第18航空団運用群

(1) 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊

ウ 沿革

昭和37年 9 月14日 米軍が使用開始。

昭和47年 5 月15日 提供施設・区域となる。

昭和53年 2 月27日 施設管理権が海軍から空軍に移管。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：空対地射爆撃場

使用条件： 空対地を想定した計器飛行で、実弾及び不活性弾の使用は認められない。

水域においては、日本国政府は建設及び標的を遮るおそれのあるいかなる種類の活動も許可しない。使用期間中はいかなる漁業も許されない。ただし航行は常時認められる。

オ 施設の現状及び任務

同施設では、現在航空機が地上目標に向かって降下して実際の射撃は行わないで上昇していく空

対地模擬計器飛行訓練が行われている。日曜日を除き、連日のように訓練が実施されている。

この施設は、昭和53年3月10日付で「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第9条に基づく特定防衛施設に指定された。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)： なし

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

久米島射爆撃場は、久米島町真泊より御願岬に通じるリーフ約12kmの中間に位置する。

ク 返還後の跡地利用計画

同施設については、跡地利用計画は策定されていない。

3 海 軍

(1) FAC 6026 楚辺通信所 (Sobe Communication Site)



ア 施設の概要

(7) 所在地：読谷村（字波平、字座喜味、字上地）

(1) 面積：535千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
読谷村	37	-	0	498	535

(ウ) 地主数：452人

(I) 年間賃借料：354百万円

(カ) 主要建物及び工作物

建 物：補給事務所等、通信所等、倉庫等、電力室、警衛所、娯楽室、その他

工作物：アンテナ、保安柵、駐車場、水道、排水溝、貯水タンク、燃料タンク、外灯、電力設備、ソフトボール場、その他

(キ) 基地従業員：M L C 31人

イ 米軍部隊名

(7) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(1) 使用部隊名：在沖米国防総省通信分遣隊、その他

ウ 沿革

昭和20年	軍事占領の継続として使用開始。
昭和28年 3月13日	楚辺方向探知東サイトが使用開始。
昭和45年 7月	施設管理権が空軍から陸軍へ移管。
昭和47年 5月15日	楚辺海軍通信補助施設及び楚辺方向探知東サイトが統合され、楚辺通信所として提供施設となる。
昭和50年 4月 4日	通信施設として、建物約50㎡及び工作物（給水設備等）を追加提供。
昭和56年 3月26日	通信施設として、建物約520㎡を追加提供。
昭和60年 2月 5日	污水处理施設として、工作物（浄化槽）を追加提供。
平成 7年 5月11日	日米合同委員会において、読谷補助飛行場の返還合意に関連し、本施設

のアンテナ及び隣接する読谷補助飛行場内に所在する同通信所の保守区域を既存の施設・区域内に移設すること等の方針を合意。

- 平成 8 年12月 2 日 日米安全保障協議委員会(S C C)は、沖縄に関する特別行動委員会(S A C O)最終報告を承認。
S A C O最終報告の内容
「アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する。」
- 平成11年 4 月27日 日米合同委員会において、アンテナ等の通信設備を含む通信システム、管理・運用施設、付帯施設をキャンプ・ハンセンに移設することを条件として、楚辺通信所を全部返還することで合意。
- 平成13年 7 月30日 日米合同委員会において、楚辺通信所の移設に係るキャンプ・ハンセン内の敷地造成工事を合意。
- 平成14年 3 月 1 日 日米合同委員会において、楚辺通信所の移設に係るキャンプ・ハンセン内の通信システム等(アンテナ及び関連機器)工事を合意。
- 平成14年10月 3 日 日米合同委員会において、楚辺通信所の移設に係るキャンプ・ハンセン内の管理・運用施設及び付帯施設工事を合意。

エ 使用主目的及び使用条件(5.15メモより)

使用主目的：通信所

使用条件：特に定められていない。

オ 施設の現状及び任務

この施設は「キャンプ・ハンザ」と呼ばれ、米海軍安全保障グループの管理下で、主に航空機や船舶、その他の軍事通信の傍受施設として使用されている。

この施設には、通称「象の檻」といわれる直系約200m、高さ28mの巨大な檻のようなケージ型アンテナがあり、それに囲まれた建物を中心に多数の棒状アンテナ群がとりまいている。アンテナの中心部にある建物では、移動中の航空機や船舶からの通信の傍受・分析が行われているといわれている。

なお、この施設においては、施設区域内の大半が黙認耕作地となっており、農業的利用が行われている。

また、この施設用地の一部については、防衛施設局との土地の契約を拒否した地主がいたため、国は駐留軍用地特措法に基づく当該土地の使用手続きを進めていたが、平成8年4月1日から使用権原がない状態が発生し、改正された駐留軍用地特措法の規定により、当該土地の暫定使用が平成9年4月25日から開始された。この取り扱いを不服とした当該拒否地主は、国を相手どり裁判所に訴えた。原告と国との激しい対立点は、国の不法占有期間の賠償責任についてであり、平成14年10月に下された福岡高等裁判所那覇支部の判決では、国の国家賠償責任を認定し賃料相当分の支払いを命じたものの、損失補償請求権、これに伴う損害賠償請求権はないとのことであった。これに対し、原告側は控訴審の判決を不服とし上告することを決めたが、国は上告しない方針を示した。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15

(イ) 地位協定第2条第4項(b)：なし

キ 施設周辺の状況

本施設及びその周辺地域一帯は、平坦な台地上の農業地域が中心となっている。

当該施設については、平成8年12月のS A C Oの最終報告において、「アンテナ施設及び関連支

援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する。」とされた。その後、平成11年4月に金武町が正式に受け入れを表明し、平成14年3月の日米合同委員会において、移設先のキャンプ・ハンセン内にアンテナ及び関連機器の通信システム工事の実施が合意された。

ク 返還後の跡地利用計画

読谷村においては、平成12年度に楚辺通信所の跡地利用構想を策定し、同構想について、平成13年4月に、楚辺通信所返還跡地利用地主会総会で決定がなされた。

(2) FAC 6028 天願棧橋 (Tengan Pier)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：具志川市（字昆布）

(イ) 面積：31千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
具志川市	15	-	-	16	31

(ウ) 地主数：9人

(エ) 年間賃借料：13百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理ビル、倉庫、哨舎

工作物：棧橋、保安柵、給排水施設、屋外集積場、投光照明、電力線、その他

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第505補給大隊、海軍、海兵隊、空軍

ウ 沿革

- 昭和20年 軍事占領と同時に、海兵隊基地として使用開始。
- 昭和25年 7月1日 棧橋部分を建設。
- 昭和38年 棧橋を拡張。
- 昭和46年 1月 毒ガスを積出し港湾として使用される（第1回目）。
- 昭和46年 8月31日 施設拡張のため米軍が接收した後、背後地（約69,000㎡）が関係地主等の強い反対に合い返還。
- 昭和47年 毒ガスを積出し港湾として使用される（第2回目）。
- 昭和47年 5月15日 提供施設・区域となる。
- 年月日不詳 施設管理権が海兵隊から海軍へ移管。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：港湾施設

使用条件： 水域は常時使用する。第1水域は合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限する。
第2水域においては、いかなる船舶も混雑によりやむを得ず接近する場合を除き、
停泊中又は係留中の合衆国軍隊船舶から100メートル以内に接近してはならない。
第2水域において網漁業は禁止される。

オ 施設の現状及び任務

本施設は、その西側を県道「沖縄石川線」と接しており、また、東側及び北側は海岸に面して東側から海側へ棧橋が延びた形となっている。

この施設は、最大2万トン級までの船舶が接岸できる棧橋があり、主に、空軍及び海兵隊の嘉手納弾薬庫への弾薬、武器類の搬入港湾として使用されている。

また、棧橋の沖合には「陸軍貯油施設に燃料を輸送するための送油ポイント」があり、タンカーによる油類の搬入港として使用されている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)：

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

本施設の周辺地域一帯は、主に農業的土地利用が行われている。

ク 返還後の跡地利用計画

具志川市においては、平成4年8月に、天願棧橋転用計画 - 「回廊夢棧橋」 - を策定した。当計画では、リゾート機能や海洋技術・資源等研究機能、海洋レジャーなどを有する案と、各地の主要地点を結ぶ細かな交通ネットワーク機能や海洋スポーツ、海洋医療等研究センターなどを有する案を提案している。いずれの案も、新しい具志川市の顔としてのウォーターフロントシティの創造を目指している。

(3) FAC 6032 キャンプ・シールドズ (Camp Shields)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：沖縄市（字知花、字登川）

(イ) 面積：701千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
沖縄市	26	0	1	674	701

(ウ) 地主数：261人

(エ) 年間賃借料：638百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：事務所等、劇場、倉庫、機械工場、食堂、歯科診療所、電話交換所、将校クラブ、
家族住宅、隊舎等、警衛所、その他

工作物：保安柵、水道、下水道、駐車場、テニスコート、貯水タンク、電力設備、外灯、レ
クリエーション施設、その他

(カ) 基地従業員：84人（MLC 26人、IHA 58人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部、第18航空団第18任務支援群司令部

(イ) 使用部隊名：海軍機動建設大隊（MCB）、福利厚生事務所、その他

ウ 沿革

- 昭和25年7月1日 米陸軍の接收による使用開始。
- 昭和46年8月31日 沖縄返還協定了解覚書C表により、約603千㎡を返還。
- 昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。
- 昭和49年9月30日 県道26号東側の土地約78,000㎡を返還。
- 昭和52年1月27日 隊舎施設として、建物約180㎡と工作物（照明装置等）を追加提供。
- 昭和52年5月14日 暫定法適用の土地約2,700㎡を返還。
- 昭和53年3月31日 食堂として、建物約180㎡を追加提供。
- 昭和55年12月15日 暫定法適用の土地約11,000㎡を返還。
- 昭和56年12月3日 下水道として、工作物（下水道）を追加提供。

昭和58年 9月 8日 道路用地として、土地約1,080㎡を追加提供。
 昭和58年10月31日 農地等の土地約970㎡を返還。
 昭和60年 9月10日 住宅等として、建物約12,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
 昭和61年 2月 7日 住宅等として、建物約39,300㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
 昭和61年 4月 3日 体育館等として、建物約1,370㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
 昭和62年 3月31日 沖縄自動車道用地約17,000㎡を返還。
 平成元年 8月18日 運動施設として、工作物（雑工作物）を追加提供。
 平成 3年 9月12日 倉庫等として、建物約4,500㎡と工作物（貯槽等）を追加提供。
 平成 6年 3月10日 倉庫等として、建物約6,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
 平成 6年 6月30日 教育施設として、建物約960㎡と工作物（水道等）を追加提供。
 平成 7年 7月 5日 工場等として、建物約4,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
 平成10年 5月18日 消火ポンプ室等として、建物約40㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的： 宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 爆発物処理場の1回の爆発許容料は最大限1ポンド（454グラム）とする。その他、本施設及び区域に囲まれた提供されていない土地に出入りするため、地主及びその関係者が電力線のある区域を横切ることが認められること、並びに、本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍隊の活動を妨げないことを条件に地元民の通行が認められること等が合意されている。

オ 施設の現状及び任務

本施設は、沖縄市の北西部に位置し、西側は嘉手納弾薬庫地区と隣接している。

本施設には、海軍機動建設大隊が駐留し、各種修理工場、物資集積所、兵舎、倉庫等が設置されている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47.5.15
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
計 2人	2件	0千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

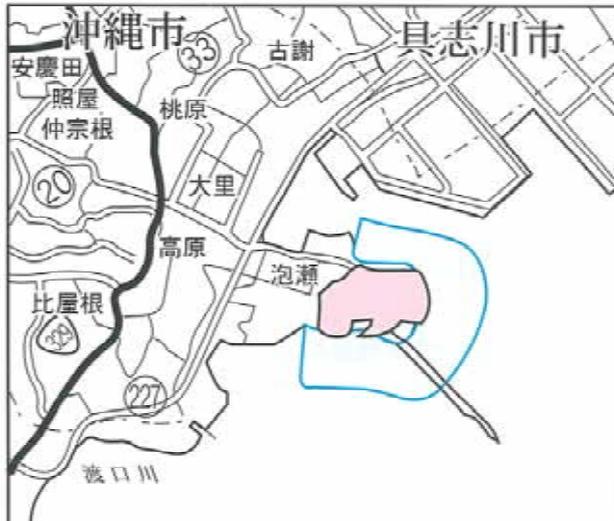
本施設は北西部が東南植物楽園と隣接し、東側には沖縄自動車道及び国道329号を挟んで旧「キャンプ・ヘーグ」があるほか、病院や集落がある。

なお、同施設の北側一帯の地域は、主に農地として利用されている。

ク 返還後の跡地利用計画

本施設の跡地利用についての具体的な計画は、これまでのところ策定されていない。

(4) FAC 6046 泡瀬通信施設 (Awase Communication Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：沖縄市（字泡瀬、字高原）

(イ) 面積：552千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
沖縄市	22	-	1	529	552

(ウ) 地主数：502人

(エ) 年間賃借料：596百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：事務所、倉庫、送信所、変電所、警衛所、娯楽室

工作物：アンテナ、発電装置、保安柵、水道、駐車場、排水溝、擁壁、防波堤、その他

(カ) 基地従業員：M L C 1人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部通信班

ウ 沿革

昭和20年	軍事占領と同時に当該地域の一部に飛行場を建設し、終戦時まで本土侵攻の前線基地として使用。
昭和25年頃	海軍及び空軍がそれぞれの通信施設を建設。
昭和42年	I C B M（大陸間弾道弾）探知用のO T Hレーダーを設置。
昭和47年 5月15日	泡瀬通信補助施設と泡瀬海軍航空隊通信所が統合され、泡瀬通信施設として提供施設・区域となる。
昭和49年 7月31日	衆議院外務委員会で、O T Hレーダーの存在が初めて明らかにされる。
昭和50年 5月10日	O T Hレーダーの撤去作業開始。
昭和51年 3月31日	O T Hレーダー施設用地約1,014千㎡を返還。
昭和52年 3月31日	O T Hレーダー施設用地約780,000㎡を返還。
昭和58年 3月15日	旧O T Hレーダー施設用地約67,000㎡（通信・電力線敷）を返還。

平成4年1月31日 通信線路として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。

平成11年11月4日 沖縄総合事務局が海浜リゾート等開発の埋立て水域として、378,000㎡を共同使用。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：通信所

使用条件： 第1水域は陸上施設の保安のため常時使用され、第2水域は船舶との通信の保安のため常時使用される。本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

オ 施設の現状及び任務

本施設は、沖縄市の南東部分の泡瀬半島の先端部に位置しており、西側を除く三方を海に面している。

施設内には4種類のアンテナと通信管理用の建物があり、第7艦隊との交信を目的とした通信業務が行われている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄市	配水管用地	1千㎡	昭47.5.15
	道路用地	8千㎡	昭47.5.15
西日本電信電話(株)	電信設備用地	1千㎡	昭47.5.15
沖縄県企業局	導水管用地	1千㎡	昭47.5.15
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
計 4人	5件	11千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

本施設は泡瀬漁港に近接しているほか、北側には中城湾港が位置している。また、本施設の西側境界一帯をはじめとする周辺地域は、近年、人口の増加が著しく、新興住宅地として急速に宅地化が進むとともに、国体会場となった県総合運動公園周辺はレクリエーション施設として整備されている。さらに、南側の海浜においては、中城湾港泡瀬地区開発事業（東部海浜開発事業）に基づき、海に開かれた国際交流リゾートや海洋性レクリエーション活動拠点等の形成を図るため、平成14年3月より埋め立て事業が実施されている。

ク 返還後の跡地利用計画

沖縄市は本施設の返還を要請しており、返還にあたっては、隣接地域との一体的な跡地利用を計画する予定である。

(5) FAC 6048 ホワイト・ビーチ地区 (White Beach Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：勝連町（字平敷屋）
与那城町（字饒辺）

(イ) 面積：1,568千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	212	0	13	1,342	1,568
与那城町	-	-	-	0	0
合計	212	0	13	1,343	1,568

(ウ) 地主数：895人

(エ) 年間賃借料：935百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理事務所、将校宿舍等、将校クラブ、倉庫等、修理工場、消防舎、売店、警衛所、ポンプ室、その他

工作物：A 棧橋（幅24m × 長さ850m）、B 棧橋（幅24m × 長さ450m）、保安柵、水道、汚水管、送油管、駐車場、ヘリパッド、防波堤、オイルタンク、その他

(カ) 基地従業員：102人（MLC 51人、IHA 51人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部、米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：第7艦隊第76機動部隊第1水陸両用部隊司令部、在沖米海軍艦隊活動司令部ホワイト・ビーチ事務所、米軍運輸管理部隊、米陸軍第505補給大隊、その他

ウ 沿革

昭和16年 旧日本軍が陸軍戦車部隊の駐屯地として使用。

昭和20年4月 軍事占領の継続として使用開始。

昭和47年5月15日 ホワイト・ビーチ港海軍施設、勝連半島陸軍地区、ホワイト・ビーチ貯油施設、嘉手納第2サイト、西原第2陸軍補助施設を統合し、ホワイト・ビーチ地区として提供施設・区域となる。ホワイト・ビーチ港海軍施設

	設の一部約275,000㎡を海上自衛隊沖縄基地隊に引き継ぐ。
昭和48年5月1日	沖縄返還協定了解覚書B表に基づき、旧西原第2陸軍補助施設約134,000㎡が、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場として引き継がれる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地約221,000㎡の無条件返還を合意。
昭和50年4月4日	工場施設として、建物約1,200㎡と工作物（給水設備等）を追加提供。
昭和51年12月31日	第15回安保協了承の土地約221,000㎡(旧嘉手納第2サイトメースB基地部分)を返還。
昭和58年8月11日	給油施設として、工作物（給油装置）を追加提供。
昭和62年2月5日	貯油施設として、建物約550㎡と工作物（貯油槽等）を追加提供。
昭和63年2月10日	隊舎等として、建物約710㎡と工作物（下水管等）を追加提供。
平成3年6月26日	保安用地として、土地約12,000㎡を追加提供。
平成4年9月24日	工場として、建物約670㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年3月31日	住宅用地約150㎡を返還。
平成10年3月26日	倉庫として、建物約6,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年3月31日	町道用地約2,000㎡を返還。
平成10年8月31日	県道与那城具志川線用地約9,000㎡を返還。
平成13年3月22日	隊舎等として、建物約2,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：港湾施設、宿舎、管理事務所、貯油施設及びミサイル・サイト

使用条件： 合衆国軍は、水域の第1区域、第2区域及び配水管区域を継続的に、第3区域及び第4区域を必要のつど、第5区域及び第6区域を6時から18時まで月平均12日、1年につき144日を越えない範囲でそれぞれ使用する。合衆国軍は、水域の第6区域の使用期間中本区域に訓練に参加していない船舶その他の船艇が侵入していないことを確認する。

本施設及び区域の上空については、2,000フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

オ 施設の現状及び任務

勝連半島の先端部に位置するこの施設は、在沖米海軍艦隊活動司令部の管理下にあつて、幅24m、長さ850mの米海軍A棧橋、幅24m、長さ450mの米陸軍B棧橋の2つの棧橋がある。主として、第7艦隊の兵站支援港、同艦隊第76機動部隊第1水陸両用部隊の母港として、燃料及び物資の補給や軍需物資の積み降ろし港として使用されている。

この施設には、そのほかに兵員の保養のための宿泊施設、クラブ、PX、テニスコート等の施設が完備されている。

施設の北西、県道8号線沿いに面した地域は、米陸軍第505燃料大隊が管理するタンクファームで、船舶への燃料補給用のタンク11基がある。

また、原子力軍艦が休養、補給及び維持のために寄港するほか、平成12年7月の強襲揚陸艦工セックスの長崎県佐世保基地への配備に伴い、同艦の洋上訓練の際の兵員、装備、弾薬等の補給基地として同艦が寄港するようになった。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
勝連町	水道管用地	1千㎡	昭47.5.15

	送水管用地	0千㎡	昭50.12.4
	排水路用地	1千㎡	昭57.4.8
	送・配水管及び配水池等施設用地	1千㎡	平10.2.4
海上自衛隊	港湾施設用地	150千㎡	昭47.5.15
	警衛所等用地	1千㎡	昭55.1.26
	海洋観測所用地	70千㎡	昭58.1.27
文部科学省	自動警報装置及びケーブル埋設用地	0千㎡	昭53.4.1
	モニタリングポスト用地	0千㎡	昭54.8.30
	モニタリングポスト収納庫用地等	0千㎡	昭61.11.17
中部北環境施設組合	給水管用地	1千㎡	昭54.4.1
陸上自衛隊	給水施設用地	0千㎡	平4.5.14
計 6人	13件	225千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) ホワイト・ビーチ地区の所在する勝連町の面積は13.71k㎡、平成14年9月末の人口は14,388人である。同町には、ホワイト・ビーチ地区の他に浮原島訓練場(地位協定第2条第4項(b)提供)と津堅島訓練場があり、町面積に占める米軍基地の割合は、13.4%にのぼる。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場、陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場及び海上自衛隊沖縄基地隊も所在するため、防衛施設に占める割合は、15.5%になる。

与那城町の面積は19.05k㎡、平成14年9月末の人口は13,341人である。

(イ) この施設は、原子力潜水艦の寄港地にもなっており、復帰後、平成14年12月末現在で寄港回数は191回となっている。同艦の入港は、放射能汚染等の不安を県民に与えている。

昭和57年から60年にはまったく寄港しない年もあったが、昭和62年以降は増減を繰り返しながら全体的に増加傾向にある。

(ウ) 昭和49年に、海上自衛隊沖縄基地隊の送信所建設がタンクファーム地域の一角に予定されていたが、電波障害等の懸念から、地主会及び付近住民の反対により中止になった。

ク 返還後の跡地利用計画

施設返還後の跡地利用については、勝連町においては具体的な計画は策定されていないが、平成11年3月に策定された勝連町軍用地跡地利用計画の中で、住宅地区の整備が適切と考えるとの方向性が出されている。

与那城町においては、軍用地面積が小さく、独自の利用計画は作成されていない。

(6) FAC 6084 黄尾嶼射爆撃場 (Kobi Sho Range)

ア 施設の概要

(ア) 所在地：石垣市（字登野城）

(イ) 面積：874千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
石垣市	-	-	-	874	874

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物：なし

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：海軍

ウ 沿革

昭和31年 海軍の射爆撃場として使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：空対地射爆撃場

使用条件：合衆国軍は、航空機に整備されるすべての在来型弾薬を使用する空対地射爆撃を行うことができる。

合衆国軍は、射爆撃場内に訓練に参加していない船舶及び航空機が侵入していないことを確認する。

オ 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、八重山群島の北北西約150kmに点在する尖閣諸島に属する無人島にあり、那覇の西南西約438kmに位置している。

島全体が射爆撃場で、米海軍による空対地射爆撃訓練に使用されることになっているが、昭和54年以降、訓練は行われていない。

カ 共同使用の現況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）：なし

(イ) 地位協定第2条第4項（b）：なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 黄尾嶼射爆撃場の所在する石垣市の面積は228.93 k㎡、平成14年9月末の人口は45,169人である。同市には、黄尾嶼射爆撃場の他に赤尾嶼射爆撃場があり、市面積に占める米軍基地の割合は、0.4%である。

(イ) 尖閣諸島周辺地域は、カツオ、マグロ、マチ、タイ類等の格好の漁場となっている。

ク 返還後の跡地利用計画

行政サイドにおける跡地利用計画は、特になし。

(7) FAC 6085 赤尾嶼射爆撃場 (Sekibi Sho Range)

ア 施設の概要

(ア) 所在地：石垣市（字登野城）

(イ) 面積：41千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
石垣市	41	-	-	-	41

(ウ) 地主数：国有地

(エ) 年間賃借料：（国有地）

(オ) 主要建物及び工作物：なし

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：海軍

ウ 沿革

昭和31年3月27日 海軍の射爆撃場として使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：艦対地及び空対地射撃場

使用条件： 合衆国軍は、水域を月平均15日、1年に180日を越えない範囲で使用する。

合衆国軍は、あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する。

合衆国軍は、射爆撃場内に、訓練に参加していない船舶及び航空機が侵入していないことを確認する。

オ 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、八重山群島の北北西約150kmに点在する尖閣諸島に属する無人島にあり、那覇の南西約346kmに位置している。

島全体が射爆撃場となっており、米海軍による空対地射爆撃訓練場及び艦対地射爆撃訓練場として使用されることになっているが、昭和54年以降、訓練は行われていない。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）： なし

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

黄尾嶼射爆撃場と同様に尖閣諸島の一つである赤尾嶼一帯は、カツオ、マグロ、マチ、タイ類等の格好の漁場であり、伊良部町漁協から県に対し、演習の中止、延期あるいは期間の短縮について那覇防衛施設局への申し入れの要請があり、県の対応により、昭和53年10月9日～10月24日までの演習予定が中止されたことがある。

ク 返還後の跡地利用計画等

行政サイドにおける跡地利用計画は、特になし。

(8) FAC 6088 沖大東島射爆撃場 (Oki Daito Jima Range)

ア 施設の概要

(ア) 所在地：北大東村（字ラサ）

(イ) 面積：1,147千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北大東村	-	-	-	1,147	1,147

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物：なし

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：海軍

ウ 沿革

昭和33年12月18日 海軍の射爆撃場として使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：艦対地及び空対地射撃場

使用条件： 合衆国軍は、水域を月平均15日、1年に180日を越えない範囲で使用する。

合衆国軍は、あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する。

合衆国軍は、射爆撃場内に、訓練に参加していない船舶及び航空機が侵入していないことを確認する。

オ 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、那覇の南東約408kmの太平洋上に位置し、島全体が射爆撃場となっており、米海軍による空対地射爆撃訓練場として使用されている。

平成9年10月19日、石垣港の南西約6.5キロメートルの地点で、航行中の船員により、直径70センチメートル、長さ4.8メートルの米軍航空機の燃料タンクが発見され拾得された。同タンクは、同年9月20日、沖大東島射爆撃場の上空において航空機の訓練の際に公海上で投棄された2つのタンクのうちの1つであることが判明した。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）： なし

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 沖大東島射爆撃場の所在する北大東村の面積は13.10 k㎡、平成14年9月末の人口は571人であり、村面積に占める米軍基地の割合は、8.8%である。

(イ) この施設は復帰の際国有地として扱われ、防衛施設庁が地主との賃貸借契約なしに1年間も賃借料を支払わずに使用し、昭和48年10月12日になって民有地として訂正されたいきさつがある。

ク 返還後の跡地利用計画

行政サイドにおける跡地利用計画は、特になし。

4 陸 軍

(1) FAC 6007 慶佐次通信所 (Gesaji Communication Site)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：東村（字慶佐次）

(イ) 面積：10千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
東 村	-	-	-	10	10

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：通信運用局舎

工作物：擁壁

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第58通信大隊

ウ 沿革

昭和37年10月15日	米軍（沿岸警備隊）により使用開始。
昭和47年5月15日	慶佐次ロランA・C送信所が、慶佐次通信所として提供施設・区域となる。
昭和52年9月12日	第11管区海上保安本部が、航路標識として61,349㎡を共同使用する。
昭和53年2月1日	第11管区海上保安本部が、ロランA業務を米軍から引き継ぐ。
昭和59年10月5日	ACMI海底ケーブルの敷設及び運用のため、水域約9,000㎡を追加提供。
平成3年7月	米軍の日本本土の通信システムと沖縄の通信システムを光ファイバーにより接続するため、長崎県佐世保基地と慶佐次通信所間830kmに、海底ケーブルを敷設。
平成4年1月31日	汚水処理施設として、工作物（浄化装置）を追加提供。

平成 5 年 7 月 1 日	汚水処理施設として、約29,000㎡を返還。
”	ロランC局の業務が、米軍から海上保安庁に移管。
平成 7 年 3 月31日	海上保安庁が引き続きロランC施設及びA施設として使用するため、土地約548,000㎡と水域約30,000㎡を返還。
平成 7 年 4 月 1 日	施設管理権が、海軍（沿岸警備隊）から陸軍へ移管。
平成 7 年 9 月30日	水域の一部を返還。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：通信所

使用条件： 合衆国軍は、陸上施設の保安のため水域を継続的に使用する。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、東村字慶佐次の集落の東方約200mの太平洋を見下ろす高台に位置しており、米国沿岸警備隊極東支部により、米軍の船舶や航空機に対する位置確認のための長距離通信所ロラン(Long Range Navigation 遠距離航法)C局の基地として使用されていたが、平成5年7月1日をもって、海上保安庁（第11管区海上保安本部）に機能移管された。

現在は、長崎県佐世保基地とを結ぶ海底ケーブルの通信施設として使用されており、月1回程度、米軍当局が訪れる。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)： なし

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

本施設のある地域一帯は、自然の海岸やリュウキュウマツ群落等の自然環境を有しており、また、近接する慶佐次川の河口には国指定天然記念物に指定されている「慶佐次湾のヒルギ林」があるなど、優れた自然環境が残っている地域である。また、平成9年度から平成11年度にかけて整備された「東村ふれあいヒルギ公園」の供用により、遊歩道を活用した自然観察やカヌー体験が盛んに行われ、エコツアーのメッカとなっている。

ク 返還後の跡地利用計画

東村は、平成9年2月、地域及び村の活性化に資する目的で、村随一の自然景観や慶佐次湾のヒルギ林等の資源を生かした慶佐次通信所跡地利用基本構想・基本計画を策定した。

同計画では、「人と自然が奏でる響の里、慶佐次」を基本テーマに、音楽を媒介としたコミュニケーション形成の拠点づくりを推進している。

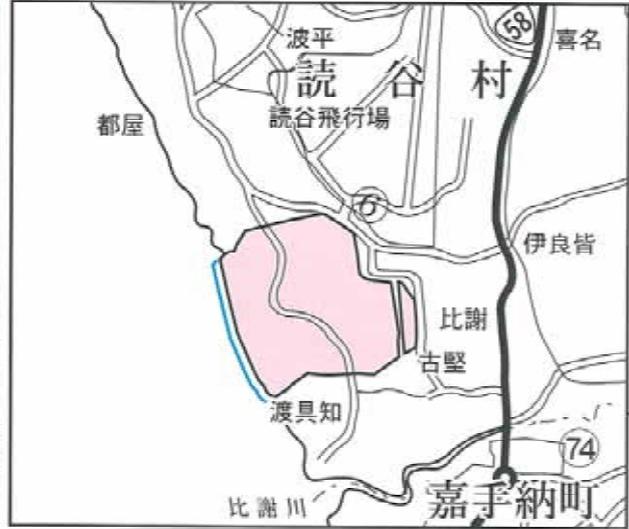
ケ その他（参考）

【沿岸警備隊による在日米軍施設・区域の使用根拠（外務省見解）】

安保条約第6条により、日本国内の施設・区域の使用を許されている「陸軍・空軍及び海軍」とは、陸軍省・空軍省・海軍省に属する軍隊を規定したものではなく、陸上兵力・航空兵力・海上兵力から成る合衆国軍隊を総称するというのが政府の解釈である。

「合衆国軍隊の組織と運営に関する法律（Armed Forces Act）」によると、「軍隊とは、陸軍・海軍・空軍・海兵隊及び沿岸警備隊を意味する。」と規定されており、沿岸警備隊は、管轄は運輸省であるが、戦時ないし緊急時は海軍に属しており、米軍法制上は軍隊の一部であるとされている。

(2) FAC 6036 トリイ通信施設 (Torii Communication Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：読谷村（字渡具地、字古堅、字大湾、字大木、字楚辺）
嘉手納町（字水釜）

(イ) 面積：1,939千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
読谷村	151	0	5	1,782	1,938
嘉手納町	-	-	-	0	0
合計	151	0	5	1,783	1,939

(ウ) 地主数：942人

(エ) 年間賃借料：12億9千8百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部、通信室等、管理事務所等、宿舍等、食堂、修理工場等、倉庫等、予備発電所等、その他

工作物：アンテナ、野球場、プール、海水浴場（トリイビーチ）、保安柵、上下水装置、降下訓練塔、浄化槽、擁壁、変圧器、通信ケーブル、キャンプ、保養施設、貯水槽、その他

(カ) 基地従業員：344人（MLC 327人、IHA 17人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部、米国陸軍第1特殊部隊群第1大隊、第500軍事情報分遣隊沖縄支所、在日米陸軍通信部隊通信大隊、その他

ウ 沿革

昭和20年4月1日 米軍の沖縄上陸地点（字渡具知海岸）となる。

昭和20年8月 軍事占領に継続して使用開始。

当初、通信施設、車両重機整備場、軍需物資集積所として使用。

昭和27年2月14日 楚辺トリステーション（通信施設）建設に伴い、楚辺区住民が立ち退

	き命令により立ち退く。
昭和28年 8月13日	楚辺戦略通信所建設のため、渡具知区住民が立ち退き命令により立ち退く。
昭和47年 5月15日	楚辺トリステーション、楚辺戦略通信所が統合され、トリー通信施設として、提供施設・区域となる。
昭和48年 9月15日	旧楚辺戦略通信所のアンテナ地区の大部分の土地約1,315千㎡を返還。返還跡地の一部は、古堅小学校用地として利用。
昭和51年 7月 8日	第16回日米安全保障協議委員会で、土地約41,000㎡の移設条件付き返還を合意。
昭和52年 5月14日	第16回日米安全保障協議委員会で移設条件付き返還合意された土地約27,000㎡を返還。
昭和54年10月31日	第16回日米安全保障協議委員会で移設条件付き返還合意された土地約14,000㎡を返還（16回安保協事案終了）。
昭和56年 3月26日	隊舎として、土地約6,820㎡を追加提供。
昭和56年 5月 7日	消防施設等として、土地約1,000㎡を追加提供。
昭和58年 7月31日	住宅用地約560㎡を返還。
昭和58年 8月11日	通信施設として、工作物（通信装置）を追加提供。
昭和59年 3月	陸軍第1特殊作戦部隊（グリーンベレー）再配備開始。
昭和59年 9月	陸軍第1特殊作戦部隊（グリーンベレー）再配備完了。
昭和59年11月29日	保安施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年 2月	保養施設（ビーチ）を整備。
昭和61年 9月	陸軍第10地域支援群司令部が牧港補給地区から移転。
昭和63年 5月	衛星通信施設を建設。
昭和63年 7月 3日	米軍は、トリー通信施設内楚辺地区のモータープール（駐車場）と倉庫を建設するためとして、黙認耕作地の明け渡しを要求。
昭和63年 8月 8日	施設内で爆発事故が発生し、陸軍特殊部隊隊員 1人が負傷。
平成元年12月15日	運動施設として、建物約1,600㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会要請（昭和61年）の約20,000㎡の返還に向けて、調整、手続きを進めることを確認。
平成 2年10月 1日	合衆国陸軍宇宙移動通信ターミナルトリー通信施設分遣隊が新設。
平成 3年11月12日	トリー通信施設から伊江島補助飛行場向け飛び立ったCH-53型ヘリから、宙吊り輸送中の物資 4箱のうち 1箱が落下。
平成 4年 7月 2日	管理棟等として、建物約660㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 4年10月15日	トリー通信施設駐留の基地運用中隊が、第349信号中隊に名称変更。
平成 5年 8月30日	管理棟等として、建物約4,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 6年 9月30日	住宅用地約 1,340㎡を返還。
平成 7年 6月 1日	隊舎等として、建物約6,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 8年 9月20日	雨水排水施設として、工作物（下水等）を追加提供。
平成 8年12月 2日	日米安全保障協議委員会（SCC）は、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告を承認。 SACO最終報告の内容 「瀬名波通信施設のアンテナ施設及び関連支援施設がトリー通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設を返還する。」

- 平成11年 3月31日 嘉手納バイパス用地約38,000㎡を返還。
- 平成13年 3月31日 個人住宅建設用地約1,200㎡を返還。
- 平成14年 2月 7日 隊舎として、建物約4,100㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成14年11月 6日 管理棟等として、建物約5,000㎡と工作物（門等）を追加提供。

工 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：通信所

使用条件： 合衆国軍は、水域を陸上施設の保安及び汚水処理のため、常時使用する。

水 域

用 途：本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。

制 限：本区域は継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業及び海産物の採取の制限はしない。

オ 施設の現状及び任務

トリイ通信施設は読谷村の南西部の平坦部に位置し、正面ゲートに大きな鳥居が立つ。同施設は西太平洋地域における戦略通信網の最重要施設で、かつては社会主義国の放送、通信、暗号等をすべて傍受し、施設内の統合分析センターで整理分析していたといわれる。

同施設では、昭和48年3月1日から6月の工期で、長さ約130mのコンピュータ地下ケーブルが敷設され、アンテナ群も新しく取り替えられ、施設の増強工事が実施された。さらに昭和51年7月頃にはタイの通信施設に配備されていた部隊が移駐し、同施設の機能が強化されたといわれている。

このため同施設には、鉄塔型アンテナや棒状アンテナ等が林立しており、また、部隊事務所、統合分析センター、兵舎、その他通信施設を運営するために必要な総合的な設備が完備されている。通信施設の管理地区は二重フェンスに囲まれ、立ち入りは厳重にチェックされている。

同施設は、昭和61年9月に陸軍第10地域支援群司令部が牧港補給地区から移駐してきたことにより、在沖米陸軍の上級司令部となった。司令部は施設内の建物番号210号に設置されており、在沖米陸軍の全ての部隊に対し、管理、兵站、財務の支援を行っている。

昭和59年、同施設に第1特殊部隊（グリーンベレー部隊）が昭和49年以来再配備された。同部隊は、施設に隣接する読谷補助飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しているほか、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等で訓練を実施している実戦部隊である。また、同盟軍の支援、訓練の補助等のほか、災害出動等幅広い活動を行っている。

陸軍宇宙軍が防衛衛星通信システムを担当することになったのに伴い、平成2年10月、第1140通信大隊の要員、物資の一部が同施設に移動し、合衆国陸軍宇宙部隊（USARSPACE）の移動通信衛星管制ターミナルトリイ通信施設分遣隊が形成された。陸軍宇宙部隊の機能は、合衆国宇宙軍を支援し、防衛衛星通信システムを統率、管制し、戦略防衛システム（SDS）及び通信衛星用武器を企画、試験することなどであり、トリイ通信分遣隊は、太平洋軍の戦術部隊支援用の戦術通信衛星ターミナルが適切に利用できるよう、24時間防衛用通信衛星を調整、運用、管制する。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
読谷村	排水路等用地	0千㎡	平14.2.7
計 2人	2件	0千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

- (ア) 施設の北西には都屋集落、東側には古堅集落が広がる。南側は農用地となっている。同施設では、年に1回施設を開放して地元との交流を図っている。

- (イ) 施設内には黙認耕作地が多く、同施設では、これまで保養施設（ビーチ）の拡充や、モータープールの建設等、施設内で事業が計画される度に、黙認耕作地の取り扱いが問題となっている。
- (ウ) 陸軍第1特殊部隊が、トリイ通信施設に隣接する読谷補助飛行場でパラシュート降下訓練を実施する際に車両を使用して訓練兵の搬入を行っていたが、訓練兵と抗議団の接触を避けるためとして、平成2年8月の訓練から、トリイ通信施設東側のヘリパッドを使用してヘリコプターでの訓練兵の搬入がなされた。同ヘリパッドは読谷村立古堅小学校に隣接しており、騒音や危険性が指摘された。昭和63年5月、村や小学校からの要請に対して、同施設司令官が同ヘリパッドを使用しない旨文書で回答した経緯があり、それを無視するものと問題となった。平成4年2月以降は車両での兵搬入に戻されたが、それまでの間、ヘリコプターによる兵搬入は16回行われた。

ク 返還後の跡地利用計画

- (ア) 平成2年6月19日の日米合同委員会において、国道58号・嘉手納バイパスのルートの一部となっている施設の東側部分2haの返還に向けて、調整・手続きを進めていくことが確認された。
国道58号・嘉手納バイパスは、国道58号の慢性的な渋滞緩和を目的とする読谷村親志から嘉手納町兼久までの約9kmを結ぶ国道建設計画である。トリイ通信施設内の予定地部分を含む読谷村大木の県道16号線と嘉手納町兼久を結ぶ4.5kmについては、昭和62年度に道路建設が着手されている。
- (イ) 県は、平成2年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会から要請のあった3.3haについて、引き続き返還を求めていくが、この区域については村道整備事業が計画されている。

(3) FAC 6064 那覇港湾施設 (Naha Port)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（垣花町、山下町）

(イ) 面積：559千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	210	35	15	298	559

(ウ) 地主数：1,002人

(エ) 年間賃借料：18億9百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：事務所、一般倉庫、船舶修理場、消防舎、モーター修理作業所、兵器修理場、維持修理場、一般修理場、一般貯蔵所、ガソリンスタンド、哨舎、ポンプ場、その他
 工作物：野積場、保安柵、給水管、舗装道路、駐車場、内光式導灯、外灯、岸壁、埠頭、船舶軌道、停泊波止場、配電装置、給油所、送油管、観覧席、その他

(カ) 基地従業員：98人（MLC 97人、IHA 1人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：第835米陸軍運輸大隊、空軍貨物関係連絡事務所、海兵隊貨物関係連絡事務所、第10地域支援群、陸空軍販売部（AAFE S）、海軍部隊（水域使用）、その他

ウ 沿革

昭和20年	米軍による軍事占領に伴い、浚渫、岸壁、その他の港湾改良工事を施工。
昭和40年 6月30日	約52,000㎡を返還。
昭和47年 5月15日	那覇軍港が、那覇港湾施設として提供施設・区域となる。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、移設条件付き全部返還を合意。
昭和53年 7月	上陸舟艇が、韓国、フィリピン、米国本土へ移送開始。
昭和53年 9月 1日	約18,000㎡の面積修正が行われる（那覇空軍・海軍補助施設との境界変更に伴う面積の修正があり、空海部分は減、那覇港湾施設部分は増）。
昭和53年10月19日	一般船舶の航行の便を図るため、水域の第1区域の一部を第2区域に変

	更。
昭和59年 5月14日	特措法適用の土地約600㎡を返還。
昭和60年 9月10日	下水道として、工作物（下水管等）を追加提供。
昭和61年 5月15日	国道拡幅用地約28,000㎡（国道331号、332号）を返還。
昭和61年10月31日	P O L 地区約206,000㎡を返還。返還跡地は、陸上自衛隊施設として使用。
平成 5年 3月31日	国道332号拡幅用地約7,500㎡を返還。
平成 6年 2月 1日	県知事が総理大臣に重要 3 事案（那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還とパラシュート降下訓練の廃止、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止）の早期解決を要請。
平成 6年12月15日	日米合同委員会において、那覇軍港の移設・返還問題を検討する「那覇港港湾施設作業班」の設置を合意。
平成 7年 1月11日	日米首脳会談において、重要 3 事案等の在沖米軍基地問題の解決に努力することを確認。
平成 7年 5月11日	日米合同委員会において、浦添埠頭地区内への移設を条件として、施設の全部返還を合意。
平成 8年 6月 6日	厚生施設等として、建物約1,100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 8年12月 2日	沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）の最終報告で、浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を継続することを合意。
平成12年 6月30日	沈埋トンネル用地約8,800㎡を返還。
平成13年10月25日	岸壁等として、工作物（岸壁等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：港湾施設及び貯油所

使用条件： 水域については、常時使用される。水域は、港湾運営のため使用される。

第 2 水域内で、合衆国軍隊は、係留する船舶の船幅又は係留中の船舶の外舷側での作業のいずれについても制限されない。

第 1 及び第 3 水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため、常時制限される。

第 2 水域は、合衆国軍隊の使用期間中は合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、合衆国軍隊が第 2 水域を使用していない場合には、当該軍隊以外の船舶は、合衆国軍隊の活動を妨げないよう予防措置を講ずることを条件として操船のための同水域の利用を許される。

オ 施設の現状及び任務

那覇港湾施設は、那覇港那覇ふ頭と同一港湾区域内にあり、勝連町のホワイト・ビーチ地区に次ぐ大きな軍港である。北側を民港が、南側に那覇港湾施設があり、岸壁に管理事務所や倉庫等が立ち並んでいる。当初は、「港湾地区」と「P O L 地区」から構成されていたが、港湾地区と国道を挟んで位置していた P O L 地区は、昭和61年10月に返還された。

復帰前のベトナム戦争中は、種々の軍艦や原子力潜水艦等の出入りが激しかったが、復帰後は原子力軍艦の寄港もなく、施設の利用状況も表のとおりであり、昭和63年以降は減少傾向にあった。平成 3 年は湾岸戦争の影響もあって増加がみられたが、それ以降一時減少し、最近は増加傾向になっている。

那覇港湾施設の利用状況

年 別	昭62年	昭63年	平成元	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年
入港数	96隻	42隻	33隻	25隻	45隻	16隻	16隻	18隻	23隻	18隻

年 別	9年	10年	11年	12年	13年	14年
入港数	26隻	24隻	37隻	38隻	39隻	35隻

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
沖 縄 県	下水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
	自由貿易地域用地	26千㎡	昭62.7.1
海・空自衛隊	連絡事務室等	3千㎡	昭47.5.15
第11管区海上保安本部	進入路及び巡視船係留用地	2千㎡	昭55.5.28
	コンテナ設置用地	0千㎡	平12.4.13
沖縄県総合事務局	自由貿易地域用地	14千㎡	平10.10.22
	沈埋函設置用地	0千㎡	平10.10.22
計 5人	8件	46千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b) : なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 那覇港湾施設の所在する那覇市には、那覇港湾施設の他に嘉手納飛行場の一部があり、市面積に占める米軍基地の割合は、1.4%である。詳しくは、嘉手納飛行場の項を参照。

(イ) 同施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近いことから、産業振興の適地として極めて開発効果の高い地域である。

施設の一区画には、県が産業振興の一翼を担うものとして設立した自由貿易管理地域があり、平成14年9月末現在14の企業が入居している。これをより効果的に活用するための拡張構想があり、県は早期返還と併せて水域の解除を求めている。

(ウ) 同施設跡地については、平成14年7月に決定した「沖縄振興計画」において、那覇空港、那覇港と隣接した特性を生かし、国際交流拠点にふさわしい交流区間の形成を目指すとしている。

ク 那覇港湾施設の移設について

平成7年5月11日、日米合同委員会は、下部機関である那覇港湾施設特別作業班の勧告を承認した。その勧告の内容は次のとおりである。

別図(省略)に示すとおり、約35.3ヘクタールの代替施設が那覇港湾計画浦添ふ頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設の全部及びFAC6056牧港補給地区に隣接する約50メートルの制限水域の全部を返還する。

牧港補給地区と新しい港湾施設とを結ぶ進入道路が提供される。

新しい港湾施設には、隣接する約50メートルの制限水域を含む。

さらに平成8年12月のSACO最終報告においても、浦添ふ頭地区への移設と関連して、那覇港湾施設の返還を加速化するため、最大限の努力を日米共同で継続することが確認されている。移設先とされている浦添市においては、那覇港湾施設の同市への移設に強く反対していたが、平成13年11月に、移設受け入れを表明した。

その後、平成13年11月16日に、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の三つの協議会が国により設置され、移設に関連する諸措置、移設受入に係る諸措置及び跡地利用を円滑に進める等の観点からの県都那覇市の振興事業について、移設を円滑に進めるため協議しているところである。

平成15年1月23日、第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁から代替施設の位置及び形状案が示され、県、那覇市及び浦添市が了承した。

ケ 返還後の跡地利用計画

地元那覇市では、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して返還を求めてきたほか、平成3年9月には那覇市長が、また平成9年4月には那覇市助役が早期返還を要請するため訪米するなど、その返還を強く求めてきた。

また、地主会、那覇市、関係行政機関、学識経験者等を含めた検討委員会を発足させ、那覇市と地主会の統一案として「那覇軍港跡地利用計画（基本構想）」を平成8年3月に策定している。

コ その他

昭和56年に、地元那覇市が米軍用地特別措置法に基づく未契約軍用地（那覇港湾施設内私有地、普天間飛行場内那覇市管理地）の使用認定は違憲であるとして国に対し処分の取り消しを求め、那覇地方裁判所に提訴した（那覇市軍用地違憲訴訟）。那覇地裁は、平成2年5月、那覇市の訴えを棄却し、那覇市が控訴を断念したため敗訴が確定した。

(4) FAC 6076 陸軍貯油施設 (Army POL Depots)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：具志川市（字栄野比、字昆布、字天願、字川崎）
 沖縄市（字池原、字宇久田、字御殿敷、字倉敷、字大工廻）
 嘉手納町（字野國）
 北谷町（字砂辺、字伊平、その他）
 宜野湾市（字伊佐）

(イ) 面積：1,255千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
具志川市	33	-	190	480	704
沖縄市	3	2	7	3	15
嘉手納町	5	10	-	118	133
北谷町	10	1	0	392	402
宜野湾市	0	-	-	1	1
合計	51	13	197	994	1,255

注：他の施設を通過するパイプラインやタンクファームは、陸軍貯油施設の構成部分であるが、当該施設の面積には含まれない。

(ウ) 地主数：740人

(エ) 年間賃借料：11億7千1百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理事務所、倉庫棟、ポンプ室、警護所、監視室、その他

工作物：送油管、上下水道、舗装道路、外灯、浄化槽、燃料貯油所、廃油槽、擁壁、岸壁、ドック、配電装置、消火施設、火災モニター施設、モノブイ（浮標）、その他

(カ) 基地従業員：103人（MLC 97人、MC 6人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第505補給大隊、その他

ウ 沿革

昭和20年～27年	嘉手納、北谷、那覇、具志川にタンクファームを建設。
昭和27年4月 ～28年8月	那覇～嘉手納、嘉手納～具志川、伊佐～普天間間にパイプラインを敷設。
昭和47年5月15日	キャンプ桑江第1及び第2貯油施設、金武湾第1、第2及び第3貯油施設、天願ブースター・ステーション、キャンプ桑江ブースター・ステーションが統合され、陸軍貯油施設として提供施設・区域となる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、POL施設を含む那覇港湾施設の条件付き全面返還を合意。
昭和49年9月	沖縄国際海洋博覧会開催に向けての国道58号拡張工事に伴い、パイプラインを一部移設（伊佐三叉路付近、嘉手納村比謝橋～読谷補助飛行場等3カ所）。
昭和49年10月14日 ～19日	米軍はパイプライン全線の腐食度調査（テキサス州、A.M.Fチューブスコープ社によるライナーローグ調査）を実施。
昭和49年12月～ 50年1月	国道332号沿いの露出パイプライン、バルブボックス(V.B)No.1～No.3付近のパイプライン約700mを撤去、一部を基地内に移設。
昭和50年3月～ 6月	米軍はライナーローグ調査の結果に基づき、腐食度50パーセント以上の重度腐食部分5カ所の取り替え工事を実施。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、嘉手納町～読谷村間の無条件返還と、那覇市～宜野湾市間の大部分及び北谷村～具志川市間の送油管区域の大部分の移設条件付き返還を合意。
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年10月6日	送油管敷設用地（国場川を通るパイプライン敷の代替地）として、土地約1,440㎡を追加提供。
昭和52年12月15日	キャンプ・ヘーグの土地約5,300㎡と砂辺陸軍補助施設の土地約14,200㎡を統合。
昭和53年3月31日	第16回安保協了承の土地約1,000㎡（沖縄市の北美小学校校庭下を通るパイプライン敷）を返還。
”	送油管敷設用地として、土地約1,440㎡（イーズメント）を追加提供。
昭和53年6月30日	第16回安保協了承の土地約2,000㎡（国場川を通るパイプライン敷）を返還。
昭和53年7月27日	送油施設として、工作物（送油管、舗床）を含む土地約1,660㎡（沖縄市の北美小学校校庭下を通るパイプライン敷）を追加提供（昭和53年3月31日返還済みの土地約1,000㎡の代替地）。
昭和54年5月4日	送油施設として、土地約2,400㎡（イーズメント）と工作物（送油管）を追加提供。
昭和56年2月28日	第16回安保協了承の土地約11,000㎡（嘉手納飛行場から読谷補助飛行場へ通じるパイプライン敷）を返還。
昭和56年4月30日	第16回安保協了承の土地約10,000㎡（砂辺電力線敷、那覇市公園用地）を返還。返還後は住宅用地、公園用地として使用。
昭和56年6月18日	送油管敷設用地として、土地約870㎡（イーズメント）を追加提供。
昭和57年5月15日	第16回安保協了承の土地約2,000㎡（奥武山運動公園内を通るパイプライン敷）を返還。
昭和58年3月1日	送油管理設用地として、約15,070㎡（イーズメントを含む）を追加提供。

昭和58年 5月19日	嘉手納飛行場の一部土地約31,000㎡及び水域を陸軍貯油施設に統合。
昭和58年 8月11日	整備工場等として、建物約840㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和59年 3月31日	県道75号線用地約1,000㎡（具志川市部分）を返還。
昭和59年 5月14日	第16回安保協了承の土地約71,000㎡（沖縄市、北谷町、嘉手納町を通る大部分が敷地内へ移設されたことに伴う）を返還。
〃	特措法適用の土地約400㎡を返還。
昭和60年 6月30日	第16回安保協了承の土地約50,000㎡（浦添市伊祖以南）を返還。
昭和60年 9月30日	土地約5,000㎡（沖縄市部分）を返還。
昭和60年10月31日	ポンプ室として、建物約30㎡と工作物（貯水槽等）を追加提供。
昭和61年 7月11日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
昭和61年11月27日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成元年 3月23日	送油施設として、建物約20㎡と工作物（送油管）を追加提供。
平成元年 6月 1日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会は、昭和60年の知事訪米で返還要請のあった約43,000㎡（浦添～宜野湾間）の部分について、返還に向けて調整手続きを進めることを合意。
平成 2年11月 8日	同年 6月19日確認の土地約43,000㎡（浦添 - 宜野湾間のパイプライン部分）について、日米合同委員会は、移設条件なしの返還を合意。
平成 2年12月31日	浦添 - 宜野湾間のパイプライン部分約43,000㎡を返還。
平成 3年 2月28日	貯油施設等として、工作物（貯水槽等）を追加提供。
平成 3年12月31日	県道75号用地約360㎡（具志川市部分）を返還。
平成 4年12月31日	資材置場約190㎡（具志川市部分）を返還。
平成 6年 3月31日	住宅用地約150㎡（具志川市部分）を返還。
平成 8年 6月30日	土地約13,500㎡（宜野湾市部分）を返還。
平成 8年 7月 3日	消火施設等として、工作物（消火施設等）を追加提供。
平成10年 3月26日	保安施設として、工作物（門等）を追加提供。
平成10年12月17日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：POL（Petroleum, oils, lubricants 燃料・油脂・潤滑油）関連設備

使用条件： 金武湾POL貯蔵水域は、合衆国軍隊のPOL貯蔵施設の一部として常時使用される。桑江第2貯油区域の水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。現地合衆国当局は、金武湾POL貯蔵区域の第2及び第3水域を合衆国軍隊が使用する7日前までに現地防衛施設局へ通告する。

オ 施設の現状及び任務

当施設は、金武第1、第2、第3タンクファーム、天願ブースターステーション、桑江第1、第2タンクファーム、桑江ブースターステーションと、これらの貯油施設を結ぶ送油管施設からなる。貯油施設は、具志川市の天願棧橋、キャンプ・コートニーに隣接する地域と嘉手納飛行場に隣接する地域とがある。

送油管（パイプライン petroleum oil lubricant）は、通常2～4本からなり、ジェット燃料、ガソリン、ディーゼル燃料等を送っている。以前は、那覇港湾施設から嘉手納飛行場に至る北上ラインと天願棧橋から嘉手納飛行場及び普天間飛行場へ送る南下ラインがあって、基地間を連結していた。

北上ラインについては、第14回日米安全保障協議委員会において、那覇港湾施設の全部返還が合意されたのに伴い、那覇港湾施設タンク地区（昭和61年返還）18基の代替タンクを金武第1、第2、

第3タンクファーム及び桑江タンクファームに建設、機能が移設された。さらに昭和60年6月に浦添市伊祖以南50,200㎡、平成2年12月に伊祖から宜野湾市伊佐のバルブボックス28の手前までの4.3haが返還され、北上ラインは完全に撤去された。

南下ラインについては、金武タンクファームから嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、桑江ブースターステーション、キャンプ瑞慶覧を通して普天間飛行場までの送油管施設が残っている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄県	下水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
沖縄電力株式会社	電力施設用地	9千㎡	昭47.5.15
沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	工業用水配水管用地	0千㎡	昭60.2.7
	導水管用地	2千㎡	昭60.2.7
	導水管用地	0千㎡	平4.5.14
海上自衛隊 具志川市	道路等用地	10千㎡	昭51.3.15
	水道施設用地	0千㎡	昭55.11.6
	水道施設用地	0千㎡	昭58.1.1
北谷町	水道管用地	0千㎡	平元.9.20
	雨水排水路用地	0千㎡	平元.12.15
	配水管用地	0千㎡	平4.12.8
個人企業 国土交通省	進入路用地	0千㎡	平5.1.1
	ダム用地	2千㎡	平8.2.7
	ダム用地	1千㎡	平8.4.1
計 8人	15件	25千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 陸軍貯油施設は、具志川市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市の3市2町にまたがっており、地域周辺は、住宅、学校等住民地域となっている。

パイプラインに起因する事故は減少しているとはいえ、貯油施設の存在は、油流出事故による環境汚染や住民生活の安全を確保する観点から問題となっている。

陸軍貯油施設からの油流出事故

昭和47年6月6日	宜野湾市(大謝名)	パイプラインのバルブボックスに溜まっていた油が降雨時に周辺の田畑に流出し、農作物に被害を与えた。
昭和49年6月10日	那覇市	那覇港湾施設グラスポート入口横の国道332号沿いに敷設されているパイプが亀裂し、約4,000ガロンの油が流出。同国道が約3時間にわたり閉鎖された。那覇空港に通じる唯一の民間道路であったため、混乱をまき起こした。
昭和49年12月5日	那覇市	那覇港横の国道332号沿いの送油パイプが車両あて逃げ事故で破損し、油が流出した。
昭和51年1月13日	宜野湾市(伊佐)	

- 旧キャンプ・フォスター地域にあるバルブボックスNo.35内部の接続部分が破損し、約200ガロンのディーゼル油が流出。米軍によって油回収作業が実施されたものの、相当量が海に流出し、沿岸一帯を汚染した。
- 昭和51年 1月26日 那覇市（壺川）
バルブボックスNo.12において、基底部の亀裂により大量（推定16,000リットル）のディーゼル油が流出。住宅密集地域の排水溝を通して国場川に流入し、一部は那覇港海域まで広がった。
- 昭和51年 6月 1日 宜野湾市（伊佐）
旧キャンプ・フォスター地域のバルブボックスNo.35のバルブの破損による油もれ事故が発生。油が伊佐川や伊佐海岸に流出した。
- 昭和51年 9月18日 具志川市
9月18日から20日にわたって、天願タンクファーム内から油及びパイプライン洗浄液が流出した。事故原因は、パイプの洗浄作業中、廃液を作業員が貯油タンクの油を送油する際にドレインバルブを閉め忘れたまま送油したため油が逆流し、油水分離装置からオーバーフローしたものである。この事故で、農作物が被害を受けるとともに、天願川が汚染された。
- 昭和54年 8月20日 具志川市
陸軍貯油施設のバルブボックスNo.90から油が流出した。
- 昭和57年 3月20日 北谷町
キャンプ桑江内海軍病院前の国道58号沿いで、污水管の敷設工事中に、ジェット燃料パイプが破損し、大量の油が海に流出した。
- 昭和57年 4月 9日 那覇市
停泊中の海軍集積艦ミーテアから油水混合物が流出した。
- 昭和59年 5月11日 具志川市
具志川市昆布在の陸軍貯油施設の油水分離槽から、異臭を放つ污水が排水溝に流出。

(イ) パイプラインに設置されたバルブボックスは、かつては路上に突き出て視界を遮るなど交通の面で大変危険であったが、現在は施設内に残されたものが若干あるものの、道路上に突き出たものは全て撤去された。

ク 返還後の跡地利用計画

平成 2年12月に返還された浦添市伊祖と宜野湾市の伊佐を結ぶ通りは通称「パイプライン通り」の一部となっており、提供施設として利用されると同時に地域住民の生活道路としても利用されていたが、バルブボックスが道路の中央に設置され交通渋滞や事故の原因となるなど、住民生活に支障をきたしていた。

返還後、バルブボックスが撤去され、パイプライン通りは市道として整備が進められている。これまでに返還されたパイプラインはそのほとんどが市街地を通過したことから、同時に生活道路として利用されており、返還後は公道として整備されたケースが多い。

第2節 米軍訓練水域及び空域

1 水域及び空域の現状

本県には、前述の米軍基地のほか、それに関連して米軍の訓練及び保安のための水域（29か所）及び空域（20か所）が設定されている。

これまで空域の数については、昭和47年6月15日の防衛施設庁告示第12号で「15」とされてきたが、平成9年3月25日に公表された施設分科委員会覚書（いわゆる5.15メモ）により、さらに5か所の空域が設定されていることがわかった。明らかになった空域は、北部訓練場空域、キャンプ・シュワブ空域、キャンプ・コートニー空域、キャンプ・マクトリアス空域、ホワイト・ビーチ地区空域の5か所である。

この5か所の空域以外の水域及び空域は、防衛施設庁が施設・区域として告示しているが、これは我が国の領域内に限らず、領域外（公海・上空）にまで位置している。なお、領域外（公海・上空）にある区域においては、本来の「施設・区域」とはその法的性格を異にするとされている。要するに航空機及び船舶が公海（上空）を航行することは、原則として公海自由の原則に基づき自由であって、防衛施設庁の区域の指定も国際法的な効力はなく、また、国内的にも刑事特別法の適用は及ばないが、ただ、日本国民の生命、財産を保護するためのものであると解されている。

訓練水域では、水対空、水対水、空対空の各射撃訓練及び空対水射撃訓練、空対地模擬計器飛行訓練、船舶の係留、その他一般演習等が日常的に行われている。また、それぞれの区域に応じて、常時立入り禁止、使用期間中立入り禁止、船舶の停泊、係留、投錨、潜水及び網漁業並びにその他すべての継続的行為の禁止等の制限・禁止が行われている。

なお、いわゆる操業制限法に基づき、船舶の操業の制限または廃止により、当該水域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上の損失を被った場合には、適正に補償されることになる。

また、各訓練空域においては、空対空、海対海、海対空の各射撃訓練、空対空、空対地、空対海の各射撃訓練、艦砲射撃訓練等が行われている。これら20か所の空域設定により、民間航空機の運行や空港建設にも少なからず影響を与えている。

このように、沖縄周辺には、29か所の水域と20か所の空域が米軍の管理下におかれ、様々な制限が設けられているため、その結果、陸地だけでなく、海も空も自由に使えない状況になっている。

2 沖縄における航空交通管制

沖縄の空は、前述の訓練空域以外にも、航空交通管制の問題がある。

沖縄の航空交通管制、いわゆる「空の交通整理」は、復帰後も「沖縄における航空交通管制（昭和47年5月15日、日米合同委員会合意事項）」に基づき米軍の管轄となっていたが、復帰後2年経った昭和49年5月には我が国に返還され、運輸省（現「国土交通省」）（那覇航空交通管制部）の管轄となった。

ところが、嘉手納飛行場及び那覇空港等の進入管制業務 - 嘉手納を中心に半径約50マイル(80.5km)、高度20,000フィート(6,096m)までの空域と、久米島より半径30マイル(48.3km)、高度5,000フィート(1,524m)までの空域については米軍によって実施されてきた。これが、いわゆる嘉手納ラプコン（RAPCON：RADAR APPROACH CONTROL）と言われているものである。

これは、那覇空港に近接して嘉手納及び普天間飛行場が位置していることから、航空交通の安全を確保するため、一元的に実施される必要があるためにとられている暫定措置である。

米軍による進入管制業務は、国際民間航空条約（ICAO）基準に準拠して実施されている。

ラプコンの管理運用から生じた事故としては、平成6年7月13日に、嘉手納ラプコンが故障し、進入管制を行うことができなくなり、那覇空港及び久米島空港の民間航空機の離発着に遅れが生じるな

どの影響がでた。また、平成11年11月11日には、建設作業員がケーブルを切断し、嘉手納ラブコンが1日間機能停止の状態となる事故が発生した。平成12年2月13日には、計画されていた点検による嘉手納ラブコンのレーダー停止が、米軍の事務手続上のミスで、航空関係者に対する事前の情報提供が適切に行われない事態が発生した。

嘉手納ラブコンの返還については、平成12年3月16日の当時のコーエン国防長官の「米軍の運用上の所要を満たされることを前提に日本側への返還に同意する」旨の発言以来、日米間で返還の早期実施に向けて協議が行われてきた。具体的には、平成12年9月21日に日本側から航空管制官2名を嘉手納ラブコンへ派遣することが日米合同委員会へ報告され、これに基づき、同年10月16日から11月15日までの間、運輸省（現「国土交通省」）の航空管制官が嘉手納ラブコンで研修を行った。その後、平成13年4月に、米側から米軍の運用上の所要が日本政府に提示され、平成14年5月30日に開催された日米合同委員会において承認された。

3 A C M I（航空機戦技訓練評価装置）について

A C M I（Air Combat Maneuvering Instrumentation）の問題は、昭和56年8月に、米軍側が日本側に対し、航空機戦技訓練評価装置のため新たな訓練空域を設定するよう要請したことから始まった。

A C M I装置は、最新のエレクトロニクス、通信及びコンピューター技術を駆使して、刻々即時に航空機の位置、姿勢等を把握、評価することにより、従来以上に搭乗員の戦技向上を図ることを目的として開発されたものであり、航空機対航空機の訓練を一定の空域内において、高々度で、実弾を一切使用せずに効率的かつ安全に実施することを可能とする訓練装置である。

県では、沖縄周辺空域における民間航空機や船舶の安全航行の確保の面から、政府に対し「既存の米軍訓練空域の削減等、沖縄周辺空域の全体的見直し」を行うよう要望した。

政府は、A C M I空域の設置について、民間航空機の航行の安全が確保され、既存の民間航空路の流れを変えないこと。V O R航空路設定にあたって支障のある訓練空域を削減すること。A C M I空域と同等以上の既存訓練空域を削減すること等を基本的な考えとして米側と折衝した。

その結果、基本的に合意に達し、昭和59年10月5日、アルファ区域として新規の指定空域・水域が決定された。

告示では、水域の使用開始が昭和59年11月1日、空域の使用開始が昭和60年4月1日からとなった。

その後、平成7年9月27日に開催された日米合同委員会において、航空機戦技訓練評価装置について廃止することが承認された。これに伴い、平成7年9月30日、アルファ水域が解除された。

なお、アルファ空域については、現在も残されたままである。

沖 縄 に お け る 航 空 交 通 管 制

昭和47年 5 月15日、日米合同委員会において、次のように合意された。

- 1．沖縄における航空交通管制組織を運用する権限は、日本国政府に帰属する。
- 2．沖縄飛行情報区（F I R）は東京飛行情報区と分離して在置させる。
- 3．日本国政府は、施政権返還と同時に、那覇空港の航空交通管制業務、及び沖縄飛行情報区における航空通信業務の運用並びに離島空港の航空施設（航空保安施設及び航空通信施設）の運用管理を行う。これに必要な航空施設（那覇航空管制塔、同 I L S 等）は、米国政府から日本政府に移転される。
- 4．日本国政府は、施政権返還後、2年以内に所要の航空管制及び保安施設の整備運用を行うことにより、沖縄飛行情報区における航空交通管制業務の運用を行う。それまでの間は暫定的に米国政府が I C A O 基準に準拠した方式により、航空交通管制業務を実施する。

但し、一部の航空保安施設（航空路用 N D B 及び V O R T A C）については、施政権返還後、1年以内に日本国政府が運用管理する。

なお、米国政府は、必要な日本政府職員の訓練等について協力する。

- 5．米国政府は、地位協定の規定により使用を認められた飛行場に関する航空交通管制業務を実施する。なお、那覇空港に近接して嘉手納飛行場が位置していることから、これら区域における航空交通の安全を確保するためには、単一の施設によって進入管制を行う必要があるため日本政府がこれら飛行場のレーダー進入管制業務を行うまで暫定的に米国政府が那覇空港の進入管制業務を実施するものとする。
- 6．右の合意事項の他、昭和27年 6 月及び昭和34年 6 月の合意（今後行われる改正を含む）が適用される。

航 空 交 通 管 制

昭和50年 5 月の日米合同委員会において次のように合意された。

- 1．日本政府は、米国政府が地位協定に基づきその使用を認められている飛行場及びその周辺において引き続き管制業務を行うことを認める。
- 2．米国政府の行う右管制業務の方式および最低安全基準は少なくとも I C A O 基準と同等なものとする。
- 3．米国政府は、右管制業務が必要でなくなった場合には、日本政府に対しては、事前通報を行った上で、これを廃止する。
- 4．日本政府は、米国政府の要請に応じ、防空任務に従事する航空機に対しては、航空交通管制上の便宜を図る。
- 5．米国政府は、軍用機の行動のため空域の一時的留保を必要とする時は、日本側が所要の調整をなし

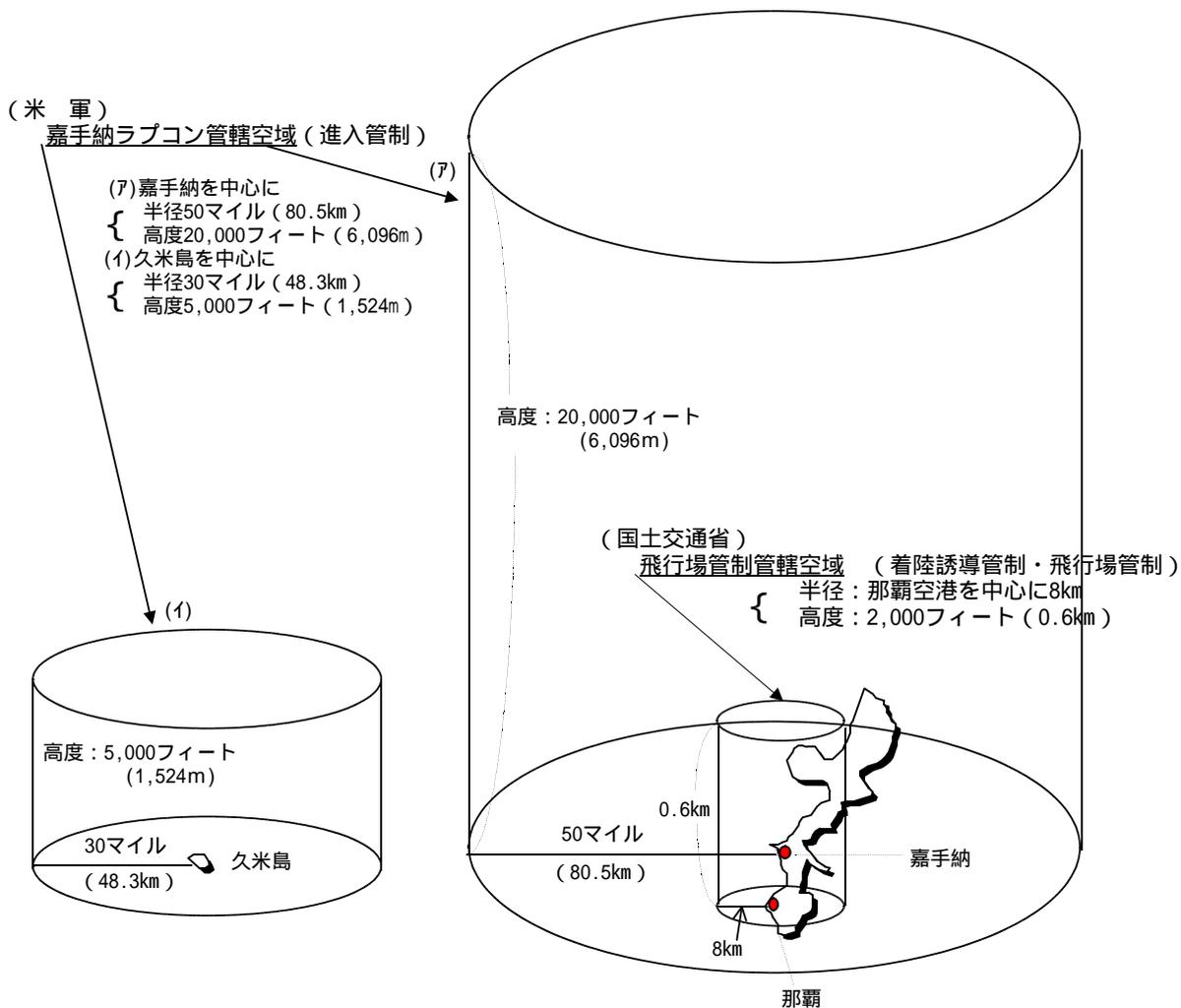
うよう、十分な時間的余裕をもって、その要請を日本側当局に対して行う。

6．航空交通管制に関する昭和27年6月および昭和34年6月の合意は失効する。航空機の自己調査および捜索救難に関する昭和27年の別個の合意により終了、代替又は修正されるまで有効とする。

(注：在日米軍による測図飛行、第三国機飛来の許可に関する米軍との協議、気象情報の交換、保安管制等にかかる規定は削除された。)

航空交通管制

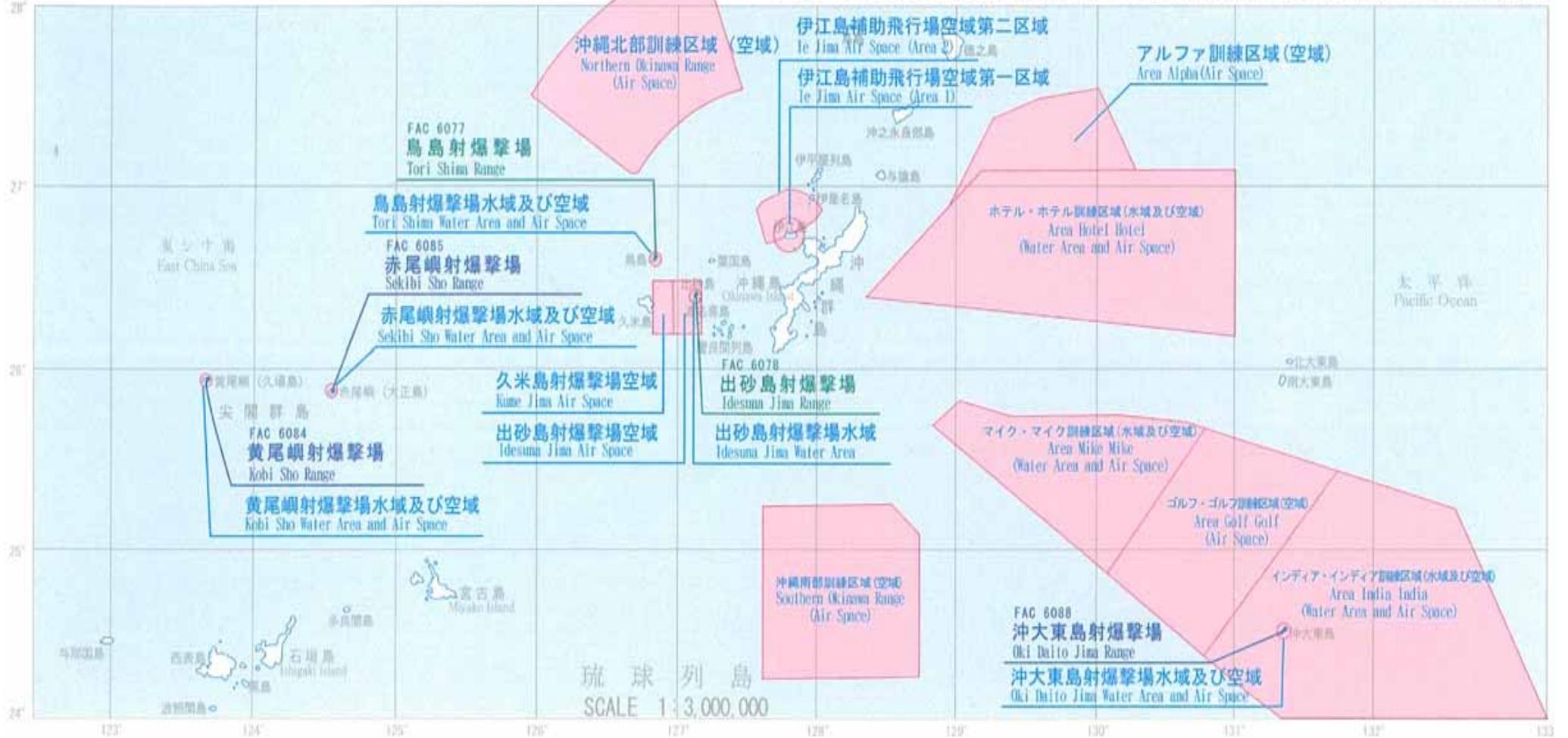
(国土交通省) 航空路管制管轄空域 { 飛行場管制管轄空域 嘉手納ラプコン管轄空域 } 以遠の空域 (那覇FIR)



(注) 半径、高度の尺度比は同じでない。

◆ 沖縄周辺の米軍訓練水域・空域 ◆

◆ The Water Areas and Air Spaces for the United States Forces training around Okinawa ◆



米軍訓練水域一覧

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
1. 北部訓練場	1.21	国頭村 東海岸	領海	本区域は上陸訓練のために使用される。 1日24時間、月平均10日とし、年120日を越えない。	(1) 本区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。 (2) 本区域が使用されている時であっても、その使用を妨げない限り、漁業又は船舶の航行に制限はない。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも7日前)に予告する。	
2. 奥間レスト・センター	0.15	国頭村赤丸岬海岸	領海	本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。	常時立入りを禁止する。	
3. 慶佐次通信所	2.56	東村海岸	領海	本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。	常時立入りを禁止する。	
4. キャンプ・シュワブ	115.10	名護市 東海岸	領海	(1) 第1区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。 (2) 第2区域から第5区域までは水陸両用訓練のために使用される。	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域は、常時立入りを禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り、小規模漁業(網漁業を除く)に制限はない。 (3) 第3区域 ア. 本区域は、船舶の停泊、係留、投錨及び潜水並びにその他すべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り漁業は制限しない。 イ. 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも7日前)に予告する。 (4) 第4区域は、潜水その他のすべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り漁業(網漁業を除く)及び船舶の航行に制限はない。 (5) 第5区域 ア. 本区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は現地段階で調整する。 イ. 本区域の使用を妨げない限り漁業(網漁業を除く)及び船舶の航行に制限はない。	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
5. 辺野古弾薬庫	0.90	名護市 東海岸	領海	本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。	本区域は継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし漁業の制限はしない。	
6. キャンプ・ハンセン	0.22	宜野座村 海岸	領海	本区域は水陸両用訓練のために使用される。	(1) 本区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。 (2) 本区域の使用を妨げない限り、漁業及び船舶の航行に制限はない。	
7. 金武レッド・ビーチ訓練場	1.88	金武町 海岸	領海	本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。 (1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される (2) 第2区域は、水陸両用訓練のために使用される。 (3) 第3区域は、停泊船舶の保安のために使用される。 (4) 第4区域は、船舶の出入りのために使用される。	常時立入りを禁止する。 (1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域 ア. 本区域は、停泊、投錨及び潜水並びにその他すべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域が使用されていない時は、漁業及び船舶の航行は制限しない。 イ. 本区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。 (3) 第3区域 ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 イ. 本区域は、使用する際そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。なお、本区域を使用する際は、原則として48時間前（遅くとも24時間前）に本区域内のランプに赤旗を掲げる。 (4) 第4区域 ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 イ. 本区域を使用する際は、その7日前に予告する。	
8. 金武ブルー・ビーチ訓練場	2.98	金武町 海岸	領海	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される (2) 第2区域及び第3区域は、水陸両用訓練のために使用される	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域及び第3区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。 (3) 第2区域及び第3区域が使用されている時	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					<p>であっても、その使用を妨げない限り、漁業（定置網を除く）又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(4) 第2区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。</p> <p>(5) 第3区域を使用する際は、その7日前に予告する。</p>	
9. 天願棧橋	6.25	具志川市 海岸	領海	<p>(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される</p> <p>(2) 第2区域は、船舶の保安及び停泊のために使用される。</p>	<p>(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。</p> <p>(2) 第2区域</p> <p>ア. 混雑によりやむを得ない場合を除き、停泊係留中の米軍船舶から100メートル以内に接近することを禁止する。</p> <p>イ. 網漁業は常時禁止する。</p> <p>(3) 上記第1区域及び第2区域で弾薬積み込み積みおろしのため使用する場合は、そのつど通告する。弾薬積み込み、積みおろしの際、原則として48時間前（遅くとも24時間前）に赤旗を掲揚する。</p>	
10. キャンプ・コートニー	1.47	具志川市 海岸	領海	<p>(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される</p> <p>(2) 第2区域は、水陸両用訓練のために使用される。</p>	<p>(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。</p> <p>(2) 第2区域</p> <p>ア. 本区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。</p> <p>イ. 本区域の使用期間中、船舶の停泊、係留、投錨、潜水及び網漁業並びにその他すべての継続的行為を禁止する。ただし、一本釣り、漁業は本区域の使用を妨げない限り制限しない。</p>	
11. トリイ通信施設	0.21	読谷村 海岸	領海	本区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。	本区域は、継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を常時禁止する。ただし、漁業は制限しない。	
12. 嘉手納飛行場	0.48	嘉手納町 海岸	領海	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される	本区域は、航空機の離着陸及び小型舟艇の出入りを妨げる建設又はこれらに類する行為は禁止	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
				(2) 第2区域は、航空機の離着陸及び小型舟艇の出入りのために使用される。	する。ただし、漁業は制限しない。	
13. 泡瀬通信施設	1.13	沖縄市海岸	領海	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される (2) 第2区域は、通信保安のために使用される。	(1) 第1区域は、建設又は継続投錨を禁止する。ただし、漁業は制限しない。 (2) 第2区域は、米軍の船舶の通信に支障を及ぼさない限り、浚渫又は建設等の工事は制限しない。また、漁業及び船舶の航行は制限しない。	
14. ホワイト・ビーチ地区	323.69	勝連町海岸	領海	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される (2) 第2区域は、港湾施設として使用される。 (3) 第3区域及び第4区域は、船舶の停泊、投錨及び操船のために使用される。 (4) 第5区域は、標的機発射の保安のために使用される。 (5) 第5区域は、標的機回収のために使用される。	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域 ア. 本区域は、混雑により止むを得ない場合を除き、停泊又は係留中の米軍船舶から100メートル以内に接近することを禁止する。 イ. 本区域の使用を妨げない限り、漁業(網漁業を除く)に制限はない。 (3) 第3区域及び第4区域 ア. 本区域における一般船舶の航行は認められる。ただし、混雑により止むを得ない場合を除き、米軍船舶から100メートル以内に接近することを禁止する。 イ. 本区域が使用されていないときには、漁業に制限はない。 ウ. 本区域が使用されているときは、網漁業を禁止する。また、本区域の使用を妨げるおそれのある継続的行為は禁止する。 エ. 本区域を使用する際は、可能な限り速やかに現地調査を行う。 オ. 本区域の必要性については、毎年合同委員会で検討する。 (4) 第5区域 ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					<p>ただし、漁業、潜水等は現地段階で調整する。</p> <p>1. 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。また、標的機発射の30分前に、赤旗を掲揚する。</p> <p>(5) 第6区域</p> <p>ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。</p> <p>1. 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。</p>	
15. 牧港補給地区	0.12	浦添市海岸	領海	<p>(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される</p> <p>(2) 第2区域は、配水管敷設のために使用される。</p>	本区域は、継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業は制限しない。	
16. 那覇港湾施設	0.14	那覇港	内水	本区域は、港湾として使用される。	本区域は、常時立入りを制限する。ただし、第2区域は、使用の妨げとならない限り、一般船舶の航行は認める。	
17. 陸軍貯油施設	0.98	具志川市海岸	領海	<p>(1) 第1区域及び第5区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。</p> <p>(2) 第2区域、第3区域及び第4区域は、貯油施設の一部として使用される。</p>	<p>(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。</p> <p>(2) 第2区域</p> <p>ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。</p> <p>1. 本区域が使用されていない時であっても投錨、浚渫、曳網、建設及び破壊等、貯油施設を損傷するおそれのある行為を禁止する。ただし、漁業(曳網を除く)は認められる。</p> <p>(3) 第3区域</p> <p>ア. 本区域内に船舶が係留中は、その船舶から100メートル以内の立入りを禁止する。</p> <p>1. 本区域は、投錨、浚渫、曳網、建設及び破壊等貯油施設を損傷するおそれのある行為を禁止する。ただし、漁業(曳網を除く)に制限はない。</p>	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					<p>(4) 第4区域は、投錨、浚渫、曳網、建設及び破壊等貯油施設を損傷するおそれのある行為を禁止する。ただし、漁業(曳網を除く)に制限はない。</p> <p>(5) 第5区域は、継続的投錨、建設及び破壊又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業に制限はない。</p> <p>(6) 第2区域、第3区域及び第4区域を使用する際には、7日前に予告する。</p>	
18. 浮原島訓練場	1.96	浮原島海岸	領海	本区域は、水陸両用訓練のために使用される。 年180日を越えない。	<p>(1) 本区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(2) 本区域が使用されている時であっても、その使用を妨げない限り、漁業又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(3) 本区域を使用する際は、その7日前に予告する。</p>	
19. 津堅島訓練場	9.45	津堅島海岸	領海	本区域は、水陸両用訓練のために使用される。	<p>(1) 本区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(2) 本区域が使用されている時であっても、その使用を妨げない限り、漁業又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(3) 本区域を使用する際は、その7日前に予告する。</p>	
小計(陸上施設関連水域) 19水域	470.88					
20. 伊江島補助飛行場	26.90	伊江島海岸	領海	<p>(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される</p> <p>(2) 第2区域は、空対地射爆撃訓練、パラシュート訓練及び重量物投下訓練のために使用される</p>	<p>(1) 第1区域は、継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を常時禁止する。ただし、漁業は制限しない。</p> <p>(2) 第2区域 ア. 本区域は、使用期間中立入り及び陸上の標的の使用を妨害する建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業は現地</p>	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					調整の上認められる。 1. 本区域を使用しない時には、その3日前に予告する。	
21. 鳥島射撃場	96.89	鳥島海岸	領海	空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域は、毎日午前6時から午後12時までの間使用される。 (3) 本区域を使用しない時は、その3日前に予告する。 (4) 漁業者が盛漁期間中本区域を最大限に利用できるよう現段階で使用の調整を行う。	
22. 出砂島射撃場	42.87	渡名喜村 出砂島海岸	領海	空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域は、月曜日から土曜日までの間の午前6時から午後11時までの間使用される。 (3) 本区域が使用されない際は、その3日前に予告する。 (4) 本区域における漁業及び廃棄金属回収のための立入りは、現地において相互に合意された場合には認められる。	
23. 久米島射撃場	10.78	久米島町 海岸	領海	空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 標的を妨げる建設及びこれに類する行為は禁止する。 (2) 本区域は、月曜日から土曜日までの間の午前6時から午後11時までの間使用される。 (3) 本区域は、使用期間中漁業は禁止する。ただし、船舶の航行は認められる。	
24. 黄尾嶼射撃場	0.35	黄尾嶼 海岸	領海	空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域は、毎日午前7時から午後5時までの間において使用される。ただし、この時間以外においても使用されることがある。 (3) 本区域を使用する際は、原則として15日前(遅くとも6日前)に予告する。	
25. 赤尾嶼射撃場	269.21	赤尾嶼 海岸	領海	艦対地射撃訓練及び空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域を使用する際は、原則として15日前	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					(遅くとも6日前)に予告する。	
26. 沖大東島射爆撃場	268.10	沖大東島 海岸	領海	艦対地射撃訓練及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域を使用する際は、原則として15日前(遅くとも6日前)に予告する。	
27. ホテル・ホテル訓練区域	20,842.89	東方海上 50km	領海 公海	本区域は、艦船及び航空機の普通火器を使用する海対空及び空対海の射爆撃訓練のために使用される	(1) 本区域は、使用期間中、船舶の立入りを禁止する。ただし、使用されていない時は、立入りを制限しない。 (2) 本区域は、毎日午前6時から午後8時まで(その他発表される他の時間を含む。)の間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。	
28. インディア・インディア訓練区域	23,399.10	東南海上 330km	領海 公海	本区域は、艦船及び航空機の普通火器を使用する海対空、海対海及び空対空の射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中、船舶の立入りを禁止する。ただし、使用されていない時は、立入りを制限しない。 (2) 本区域は、毎日午前6時から午後8時まで(その他発表される他の時間を含む。)の間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。	
29. マイク・マイク訓練区域	9,512.65	東南海上 120km	公海	本区域は、艦船及び航空機の普通火器を使用する海対空、空対空、空対海の射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中、船舶の立入りを禁止する。ただし、使用されていない時は、立入りを制限しない。 (2) 本区域は、毎日午前6時から午後8時までの間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。	
小計(海上演習場)10水域	54,469.74					
合計29水域	54,940.62					

(注) この資料は防衛施設庁告示第12号(昭和47年6月15日)及び那覇防衛施設局の資料に基づいて作成した。

米軍訓練空域一覧

訓練空域名	面積(km ²)	位置	領空等 区分	使用目的	使用時間	高度制限
1. 伊江島補助飛行場	1,025.89	伊江島 周辺	領空 公空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後11時まで	第1区域：4,670mまで (15,000フィート) 第2区域：3,972mまで (13,000フィート)
2. 烏島射爆撃場	269.25	烏島 周辺	領空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後12時まで	4,670メートルまで (15,000フィート)
3. 出砂島射爆撃場	506.88	出砂島 周辺	領空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	月曜日から土曜日までの間の午前6時から午後11時まで	4,670メートルまで (15,000フィート)
4. 久米島射爆撃場	368.64	久米島 東方	領空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	月曜日から土曜日までの間の午前6時から午後11時まで	4,670メートルまで(15,000フィート)、4,670メートル以上はノータム(航空情報)による。
5. 黄尾嶼射爆撃場	0.35	黄尾嶼 周辺	領空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	原則として午前7時から午後5時まで	1,216メートルまで (4,000フィート)
6. 赤尾嶼射爆撃場	269.25	赤尾嶼 周辺	領空	本区域は、艦砲射撃及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	常時使用	1,216メートルまで (4,000フィート)
7. 沖大東島射爆撃場	269.25	沖大東島 周辺	領空	本区域は、艦砲射撃及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	常時使用	無制限
8. ホテル・ホテル訓練区域	20,842.89	沖縄本島 東方 50km	領空 公空	本区域は、海対海、海対空、空対空の射爆及び空対海の射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後8時まで	無制限
9. インディア・インディア訓練区域	23,399.10	沖縄本島 東南 330km	領空 公空	本区域は、海対海、海対空、空対空の射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後6時まで	無制限
10. マイク・マイク訓練区域	9,512.65	沖縄本島 東南 120km	公空	本区域は、海対空、海対海、空対空の射爆及び空対海の射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後6時まで	無制限
11. アルファ訓練区域	4,219.79	沖縄本島 北東	公空	本区域は、空対空の戦技訓練のために使用される。	午前6時から午後8時まで	900メートルから (2,900フィート)以上 18,300メートルまで (60,000フィート)以下

訓練空域名	面積(km ²)	位置	領空等 区分	使用目的	使用時間	高度制限
12. ゴルフ・ゴルフ訓練区域	12,023.27	沖大東島 北西	公空	本区域は、航空機の普通火器を使用する空対空の射撃訓練のために使用される。	ノータム(航空情報)による。	1,216メートルまで (4,000フィート) 本空域下の水域における船舶の航行に制限はない
13. 沖縄北部訓練区域	10,627.93	鳥島北方	公空	本区域は、航空機の普通火器を使用する空対空の射撃訓練のために使用される。	常時使用	無制限 本空域下の水域における船舶の航行に制限はない
14. 沖縄南部訓練区域	11,487.00	沖縄本島 南方	公空	本区域は、空対地のために使用される。	常時使用	無制限 本空域下の水域における船舶の航行に制限はない
15. 北部訓練場	77.95	北部訓練 場上空	領空	広範囲の有視界飛行による航空機の運用のために使用される。		608メートルまで (2,000フィート)
16. キャンプ・シュワブ	135.76	キャンプ・シュワブの上空全部、第3水域の上空	領空	計器訓練及び水陸両用訓練に使用される。	常時使用	608メートルまで (2,000フィート)
17. キャンプ・ハンセン	51.41	キャンプ・ハンセンの上空	領空	本区域は、射撃訓練のために使用される。	常時使用	912メートルまで (3,000フィート)
18. キャンプ・コートニー	2.82	キャンプ・コートニーの上空	領空			608メートルまで (2,000フィート)
19. キャンプ・マクトリアス	0.38	キャンプ・マクトリアスの上空	領空	広範囲の有視界飛行による航空機の運用のために使用される。		608メートルまで (2,000フィート)
20. ホワイト・ビーチ地区	325.27	ホワイト・ビーチとして使用される地表及び水域の上空	領空	有視界飛行による航空機及び標的機の運航のために使用される。		608メートルまで (2,000フィート)
20 区域	95,415.73					

(注) この資料は防衛施設庁告示第12号(昭和47年6月15日)、那覇防衛施設局の資料、施設分科委員会覚書(いわゆる5.15メモ)に基づいて作成した。

第3節 施設分科委員会覚書（5.15メモ）

1 5.15メモとは

昭和47年5月15日、日米合同委員会が開催され、日米両国は沖縄県における米軍基地の使用について合意した。5月15日に行われたことから、この合意は一般に5.15メモと呼ばれている。

なお、この合意は、日米地位協定第2条に基づくものである。

日米地位協定第2条第1項

合衆国は、日米安全保障条約第6条の規定に基づき日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて日米両政府が協定を締結しなければならない。

日米合同委員会の合意議事録は秘密事項とされ、公にされなかったが、施設名・面積等の一部事項については、昭和47年6月15日に防衛施設庁告示として公表された。また、昭和53年に県内22施設、本土在6施設について使用条件等が公表された。

しかし、これまでの公表では、合意がどのような内容を含んでいるのか、その使用の全容を知ることが不可能であり、また、全施設について使用条件が公表されていないことから、基地使用の実態を把握することは困難であった。

また、基地の運用は、県民生活、特に基地周辺における地域住民の生活に大きく係わる問題であり、基地使用の実態を把握し、県民生活の安全を確保するためには5.15メモの公表が必要であることから、県は、これまでその全部の公表を日米両政府に要請してきたところである。

その結果、平成9年3月25日、5.15メモの全文が公表された。

2 5.15メモ公表に関する経過

(1) 使用条件の一部公表にいたる経過

昭和47年5月15日 日本復帰。

日米合同委員会において沖縄の米軍基地の使用について合意(5.15メモ)

昭和47年6月15日 日米合同委員会の合意事項は秘密事項であるとして公表されなかったが、その一部について、合同委員会の合意に基づき、防衛施設庁告示第12号として告示。(告示内容は次の表のとおり)

表：防衛施設庁告示第12号内容

区 分	告 示 内 容
1. 陸上施設	施設番号、施設名、所在地、所有関係、種類 面積、使用目的
2. 訓練区域(水域)	区域、用途、制限
3. 訓練区域(空域)	範囲(区域と高度制限)、用途、使用時間
4. 陸上施設の共同使用	施設番号、施設名、共同使用

「種類」には、施設の土地・水域・空域を区分して明示

昭和48年3月30日 初の県道104号線越え実弾砲撃演習が実施される。

県道封鎖について、県や地元市町村が国、米軍に抗議したところ、「同県道は、提供施設内であり、本来米軍が常時使用してもいいが、復帰時の日米合同委員会の合意によって、米軍の活動を妨げない限り一般住民

の使用が認められている」という説明が非公式になされた。

ここではじめて5.15メモの存在が明らかになり、内容が問題視され、公表の必要性が指摘された。しかし、合同委員会の合意は秘密事項であることを理由に公表されなかった。

昭和52年7月2日 キャンプ・シュワブ内のハリアーパッドを使用して、ハリアー機による垂直離着陸訓練が開始された。これに対し名護市が「防衛施設庁告示によるとキャンプ・シュワブに空域は設定されていない。さらに、使用目的に照らしても空域を使用する訓練は疑問である」と指摘したのに対し、米軍は、キャンプ・シュワブについては、5.15メモの中で「使用条件」として空域の使用が認められていることを明らかにした。

使用条件が明らかにされないのは県民無視であり、公表すべきであるとの声が県民の間で高まり、県も国に対して公表を求める要請を行った。同問題については、国会でも審議された。

昭和53年5月 防衛施設庁は、沖縄県内の22施設の施設並びに本土所在の6施設について、施設の提供にかかる合同委員会の合意中、国民の生活に関連がある使用条件等の概要について公表。（注意：5.15メモそのものの公表ではない）

(2) 使用条件一部公表後の動き

昭和57年6月 国に対し公表を要請
昭和60年5月30日 第1回目の知事訪米において、5.15メモの公表を米国政府に要請
～ 6月20日
昭和60年7月 5.15メモの公表を日本政府に対し要請

(3) 最近の動向（全文公表までの経過）

平成7年11月4日 日米両政府に対し、日米地位協定の見直し要請の1項目として、5.15メモを含む日米合同委員会合意事項を速やかに公表するよう要請。
平成8年12月2日 「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告において「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」ことが日米間で合意された。
平成9年2月17日 平成9年2月10日に明らかになった鳥島射撃場における劣化ウラン弾使用事件に関連し、橋本総理大臣と大田知事との会談及び「沖縄米軍基地問題協議会」の幹事会の場で、県は、昭和47年5月15日の日米合同委員会で合意された在沖米軍基地に関する合意、いわゆる「5.15メモ」を公表するよう、国に要望した。
平成9年3月25日 橋本総理大臣と大田知事との会談の場において、昭和47年5月15日合同委員会関係文書のうち、

- ・1972年5月15日の合同委員会合議事録
- ・1972年5月15日の沖縄の施設・区域に関する合同委員会覚書
- ・施設分科委員会覚書
- ・添付の施設・区域の図面等
- ・引用の「陸上訓練場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員

会合意の文書等が公表された。

このうち「施設分科委員会覚書」がいわゆる5・15メモである。また、昭和47年5月15日合同委員会関係文書のうち公表されていないものについても、数か月以内の公表に向けて米側と調整中であるとの説明があった。

平成9年7月25日 その公表されていなかった残りの文書10件が、外務省から公表された。公表された文書は次のとおり。

- ・1972年5月15日の電気通信・電波に関する合意第2章附属A、B、C及びDへの追加文書に関する周波数分科委員会覚書
- ・沖縄に所在する在日米軍通信施設・区域における電波障害に関する合同委員会覚書
- ・沖縄の米軍軍事通信システムの無線回線の無線伝搬妨害に関する合同委員会覚書
- ・税関審査に関する合意の修正に関する出入国分科委員会覚書
- ・国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関する日本側提出覚書
- ・日本における軍事銀行業務施設のリストの修正に関する米側提出覚書
- ・第三国の国籍を有する合衆国軍隊雇用者のリストの改正に関する米側提出覚書
- ・国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関する米側提出覚書
- ・「在日合衆国軍隊の第15条諸機関によって使用される現地国籍を有する職員の日本国政府による雇用に關する補足的労務合意及び財政取極」の改定第107号
- ・1972年5月15日の沖縄航空管制合意に関する民間航空分科委員会覚書

■ 豆 知 識

キャンプ・フォスター、キャンプ・バトラーってどこ？

米軍人等からよく聞く名前ですが、日米両政府間で合意された正式な施設名等ではなく、過去の経緯から米軍が独自で使用しているものです。

米軍は「キャンプ瑞慶覧」を「キャンプ・フォスター」、「沖縄に駐留する海兵隊基地すべてを含む軍組織」を「キャンプ・バトラー」と呼び（従って、海兵隊の基地名ではありません。）、その司令部は「キャンプ・フォスター」内にあります（キャンプ・バトラーには、本土にある演習場の「キャンプ富士」も含まれています）。

また、「キャンプ瑞慶覧」はいくつかの地区に分けられており、その中に「フォスター地区」、「バトラー地区」と呼ばれている地区があります（第7章「基地の概要」の「キャンプ瑞慶覧」の項参照）。

その他、キャンプ・キンザーと呼ばれている施設は正式には「牧港補給地区」であり、キャンプ・レスターと呼ばれている施設は正式には「キャンプ桑江」のことです。

第4節 自衛隊の施設別状況

1 航空自衛隊

(1) 航空自衛隊那覇基地（海上自衛隊第5航空群共用施設）

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字当間、字宮城、字高良、字具志）

(イ) 面積：2,074千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	403	0	-	1,671	2,074

(ウ) 地主数：154人

(エ) 年間賃借料：52億9千万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎、体育館、格納庫、補給倉庫、弾薬庫、航空対潜水艦作戦センター

工作物：駐機場、コンパス調整場、貯油槽、貯水槽、通信設備、電源設備、気象レーダー

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：航空自衛隊南西航空混成団（団司令部、第83航空隊、南西航空警戒管制隊、第5高射群、南西航空施設隊、南西航空音楽隊）

海上自衛隊第5航空群（群司令部、第5航空隊、第9航空隊、第5支援整備隊、那覇航空基地隊）

その他の部隊（那覇救難隊、那覇ヘリコプター空輸隊、那覇管制隊、那覇気象隊、航空システム通信隊保全監査群通信監査隊第4通信監査班、那覇地方警務隊、那覇地方調査隊、第1補給処東京支処那覇分室、自衛隊那覇病院、陸上自衛隊第101飛行隊、米空軍第18航空団第623戦術管制中隊）

ウ 沿革

自衛隊の引継ぎ前は米軍の那覇空軍・海軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰の際に一部返還され、沖縄返還協定了解覚書C表により自衛隊に引き継がれる。

航空自衛隊臨時那覇施設管理隊新編。

海上自衛隊臨時那覇施設管理隊新設。

昭和47年7月 海上自衛隊臨時沖縄航空派遣隊新設。

昭和47年8月 南西航空混成団臨時那覇派遣隊新編。

昭和47年10月 南西航空混成団那覇基地開所、臨時（那覇基地隊、第83航空隊、沖縄航空警戒管制隊）新編。臨時（那覇管制隊、那覇気象隊、警務分遣隊、調査分遣隊）新編。

昭和47年10月 臨時那覇救難隊新編。

昭和47年11月 運輸省航空局長と防衛庁防衛局長の間で「那覇飛行場の使用等に関する協定」を締結。

昭和47年12月 海上自衛隊臨時沖縄航空隊新規編成（航空機P-2J6機）。

昭和48年1月 対領空侵犯措置開始。

昭和48年4月 臨時高射訓練隊編成。

昭和48年10月 海上自衛隊沖縄航空隊の新編。

	南西航空混成団編合、南西航空施設隊新編、第1補給処東京支処那覇分室新編。
昭和54年3月	航空自衛隊那覇地区病院新編。
昭和56年7月	海上自衛隊第5航空群の新編。
昭和59年10月	第83航空隊の改編（那覇基地隊を廃止）。
昭和60年1月	南西航空音楽隊の新編。
昭和60年11月	第83航空隊の改編（第302飛行隊隷属）。
昭和61年3月	〃（第207飛行隊整理）。
昭和63年4月	自衛隊那覇病院の改編。
昭和63年9月	建物（30m ² ）を米軍の管制施設等として、地位協定2-4-(b)に基づき提供。
昭和63年10月	中央航空通信群監査隊第4監査班の新編。
昭和63年12月	航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）着工。
平成2年3月	航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）完成。
平成2年7月	海上自衛隊第5航空隊へP-3C配備。
平成4年3月	那覇ヘリコプター空輸隊の新編。
平成5年7月	海上自衛隊第9航空隊（P-3C配備）新編。
平成8年2月	第5高射群の改編。
平成12年5月	航空システム通信隊保全監査群通信監査隊第4通信監査班の改編。

エ 使用目的

対領空侵犯措置、航空警戒管制及び後方支援業務

オ 施設の現状及び任務

同基地は、航空自衛隊南西航空混成団と海上自衛隊第5航空群の共用施設となっており、那覇空港の滑走路を国土交通省との使用協定に基づき使用している。

(ア) 航空自衛隊

南西航空混成団隷下の第83航空隊は、F-4EJ戦闘機及びT-4練習機等を保有し、対領空侵犯措置業務（スクランブル）を実施するほか、基地の後方業務を実施している。

南西航空警戒管制隊は宮古、久米島、沖永良部島、与座岳に分屯基地があり、各種レーダーにより航空警戒管制業務を行っている。

第5高射群は那覇、知念、恩納にそれぞれ高射部隊を配備し、パトリオット・ミサイルによる警戒待機任務についている。

南西航空施設隊は、南西航空混成団隷下の各基地等の土木工事及び整地作業等を行っている。

南西航空音楽隊は、主として沖縄県内において演奏活動を実施して、隊員の士気の高揚及び広報業務を実施している。航空救難団隷下の那覇救難隊は、U-125A及びV-107救難機をもって航空救難を主任務とし、その他海難救助及び緊急患者空輸などの災害派遣を行っている。（平成13年度末までの実施状況は、260件、591名である。）

同じく、航空救難団隷下の那覇ヘリコプター空輸隊は、CH47Jヘリコプターにて主に空中輸送を行っており、北は奄美大島から南は宮古島に至る各基地間の輸送を行っている。

航空保安管制群に属する那覇管制隊及び航空気象群に属する那覇気象隊は、航空機運行に必要な各種データを提供する。

航空システム通信隊保全監査群通信監査隊第4通信監査班は、通信監査を行っている。那覇地方警務隊は、航空自衛隊の部内秩序維持のための犯罪捜査及び交通統制、警護等の保安業務を行っている。第1補給処東京支処那覇分室は、部隊が保有する燃料給油車、消防車などの特殊車両及び発電機の監督検査業務を行っている。

自衛隊那覇病院は、隊員及びその家族の診療を行っている。

南西航空混成団は、従来米軍の沖縄南部訓練空域と北部訓練空域で訓練を行っていたが、昭和52年から新たに東部訓練空域も加えられた。

救難訓練では、沖縄南西及び北方の沿岸、久米島周辺、宮古島周辺、沖縄本島喜屋武岬沖等で照明弾の他シーマーカー、マリンマーカー（位置表示のための発煙、発光する火工品）等を投下して行われている。

(イ) 海上自衛隊第5航空群

海上自衛隊第5航空群は、現在、南西航路（本土 - 沖縄 - 台湾海域）の船団護衛等の海上防衛任務のほか航空救難、海難救助、災害派遣等に従事している。防衛庁は防衛力整備計画に基づき、昭和63年度からP - 2 Jに変わってP - 3 Cを逐次配備することとした。

海上自衛隊那覇基地においては、平成2年3月に航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）が完成し、それまで11機が配備されていたが、平成5年度で9機を配備し、20機（2個航空隊）態勢が確立された。

航空対潜水艦作戦センターは、洋上を飛行するP - 3 Cと陸上基地間の交信を確保するための後方支援施設として、国頭村伊地に建設された受信所及び本部町に建設予定の送信所と一体となって運用される予定である。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項（b）

共同使用者	使用目的	面積	提供年月日
米空軍第18航空団	管制施設等	30m ² （建物）	昭63. 9.22

キ 施設周辺の状況

この施設は、那覇市の西南にあって、那覇空港に隣接している。空港へのアクセス改善を目的として、施設内を横断する沖縄都市モノレール（平成15年開通予定）や関連道路が整備されている。また、沖縄本島中北部へのアクセス道路として、空港自動車道が整備されつつある。

(2) 航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字安次嶺、字当間、字大嶺）

(イ) 面積：105千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	9	-	-	96	105

(ウ) 地主数：1,826人

(エ) 年間賃借料：305百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎

工作物：ミサイル発射施設

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第5高射群第17高射隊

ウ 沿革

復帰前は、米軍の那覇陸軍補助施設として使用。

- 昭和47年 5月15日 復帰に伴い、那覇サイトに名称変更される。
- 昭和48年 1月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき1千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。
- 昭和48年 4月 3日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき残り103千㎡が全部返還され、自衛隊に引き継がれる。
- 昭和48年10月16日 南西航空混成団第5高射群第17高射隊発足。

エ 使用目的

パトリオット・ミサイル発射施設

オ 施設の現状及び任務

那覇高射教育訓練場は、航空自衛隊那覇基地の北端に隣接する管理地区と、那覇空港滑走路西側の海岸沿いに位置する運用地区からなる。

同基地に駐屯する第17高射隊は、南西航空混成団隷下の第5高射群に属する部隊で、地对空ミサイルによる防空任務にあっている。

第5高射群は、この他に恩納分屯基地、知念分屯基地にパトリオット・ミサイルを装備した高射隊を有している。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

同訓練場の周辺には、航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地及び那覇訓練場があり、那覇空港の利用者の増加に伴い、土地利用の必要性が高まっている。

(3) 航空自衛隊那覇基地与座分屯基地

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：糸満市（字与座、字大里）
東風平町（字富盛、字世名城）

(イ) 面積：161千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
糸 満 市	3	-	0	132	135
東 風 平 町	-	-	0	25	25
合 計	3	-	1	157	161

(ウ) 地主数：123人

(エ) 年間賃借料：35百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：本部庁舎、隊舎、倉庫、受信所

工作物：レーダー施設、給水施設、燃料施設、ヘリポート、グラウンド、浄化装置

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第56警戒群、米空軍第18航空団第623戦術管制中隊

ウ 沿革

自衛隊への引き継ぎ前は、米軍の与座岳航空通信施設として使用。

昭和47年 9月20日 編成準備要員派遣。

昭和47年10月1日 臨時沖縄航空警戒管制与座岳分遣隊編成。
 昭和47年11月2日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき3千m²が返還され、自衛隊に引き継がれる。
 昭和48年3月30日 第56警戒群の新編。
 昭和48年3月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき157千m²が返還され、自衛隊に引き継がれる。
 昭和49年10月 OHレーダーの建設工事着工。
 昭和50年5月 OHレーダーの建設工事完了。
 昭和62年2月 建物30m²を地位協定2-4-(b)施設として米軍に提供。

エ 使用目的

防空警戒管制施設

オ 施設の現状及び任務

与座分屯基地は、糸満市の与座岳(168m)に所在し、また受信所が東風平町の八重瀬岳(163m)にある。同分屯基地には、第56警戒群が所在している。

第56警戒群は、レーダーによる空域の監視、進入機に対する彼我の識別、スクランブル機の管制、対空通信の監視を主な任務としている。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項(b)

共同使用者	使用目的	面積	提供年月日
米空軍第18航空団	管制施設等	30m ² (建物)	昭62.2.5

キ 施設周辺の状況

この地域は、糸満市と東風平町の境界に接した与座岳、八重瀬岳に位置しており、県道15号線が具志頭村の国道331号から北上して地区の真中を縦貫し、東風平町の南側を走る県道52号線と接続している。

東風平町側はゴルフ場となっており、糸満市側は農業生産法人による樹園地が形成されている。

(4) 航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：知念村(字吉富、字山里、字具志堅)
 佐敷町(字手登根、字伊原)

(イ) 面積：282千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
知念村	17	-	0	152	169
佐敷町	-	0	-	112	112
合計	17	0	0	264	282

(ウ) 地主数：195人

(エ) 年間賃借料：80百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：隊庁舎、食堂、補給倉庫、受電所、施設ショップ、射撃管制棟、警衛所、自動車修理工場、火薬庫、体育館兼プール、通信局所(建物全体計39棟、延べ11,460m²)

工作物：ミサイル発射施設、給水装置、ドラムヤード、燃料タンク、浄化槽

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第5高射群第18高射隊

ウ 沿革

復帰前は、米軍の知念第2陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い知念第2サイトに名称変更される。

昭和48年1月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき2千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年2月15日 那覇基地隊において知念訓練隊新規編成。

昭和48年2月20日 約3か月にわたって米軍整備OJT(On the Job Training:実務訓練)を実施。

昭和48年5月14日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき310千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

” 米軍から施設管理権移管。

” 第18高射隊の新編。

昭和49年1月9日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき残り部分が全部返還され、自衛隊に引き継がれる。

平成8年2月1日 第16高射隊の新編。

平成8年3月11日 隊舎新設。

エ 使用目的

パトリオット・ミサイル発射施設

オ 施設の現状及び任務

本施設は、知念半島の高台に位置する運用地区と運用地区から約2.5km離れた管理地区から成る。同訓練場には、航空自衛隊第18高射隊及び第16高射隊が駐屯し、地对空ミサイル(パトリオット)による防空任務にあっている。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

管理地区の南側には民間の分譲住宅地、運用地区の南側には陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場がある。

北側はいづれも断崖となっている。両地区の間には、昭和54年3月に沖縄刑務所、昭和63年11月にはVORTが建設されている。施設周辺は、主にサイインゲン等の野菜畑、荒地となっている。

昭和52年6月1日、同訓練場の統制地区からカービン銃8丁が盗まれる事件が発生した。沖縄県では、米軍基地から流れた武器類が暴力団の手に渡り犯罪に使われる例が多かったため、この事件は各方面に大きな衝撃を与えた。県知事は、自衛隊沖縄連絡調整官あて「銃器類の管理について」の要請を行った。

(5) 航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：恩納村(字南恩納、字谷茶、字富着)

金武町(字屋嘉)

(イ) 面積：269千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
金 武 町	-	-	16	-	16
恩 納 村	8	-	217	28	252
合 計	8	-	233	28	269

(ウ) 地主数：27人

(イ) 年間賃借料：38百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：本部庁舎、隊舎、食堂、補給庫、浄水槽

工作物：レーダー施設、ミサイル発射施設、給水施設、ボイラー

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第5高射群第19高射隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の恩納ポイント陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い恩納サイトに名称変更。

昭和48年1月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき2千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年2月15日 訓練隊編成。

昭和48年5月14日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき265千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年5月14日 米陸軍より施設管理権移管。

昭和48年10月16日 第19高射隊新編。

昭和50年6月30日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき1千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和53年3月31日 隊舎建設。

平成12年8月11日 隊舎新設。

エ 使用目的

パトリオット・ミサイル発射施設

オ 施設の現状及び任務

同施設には、南西航空混成団第5高射群第19高射隊が駐屯している。同施設は、恩納村字恩納を中心に位置する庁舎のある運用地区と、そこから約5km離れた石川岳の山頂にある通信地区からなる。

第19高射隊の任務は、地対空ミサイル（パトリオット）により、侵入する敵の航空戦力を撃破又は任務放棄を余儀なくさせることにある。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

庁舎のある運用地区が所在する字南恩納周辺は、北西側が東シナ海に面し、本県でも有数のリゾート地域になっている。

北東から東そして南側にかけて山岳が連なり、周囲は主に針葉樹林、果樹園、原野となっている。通信地区が所在する石川岳の周囲は、主に森林、原野となっている。

(6) 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：久米島町（字仲村渠、字上江洲、字西銘、字大田、字兼城、字嘉手苅、字宇江城）

(イ) 面積：218千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
久米島町	8	1	199	11	218

(ウ) 地主数：69人

(エ) 年間賃借料：18百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：本部庁舎、隊舎、食堂、体育館

工作物：レーダー施設、給水施設、燃料施設、ヘリポート、浄化装置

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第54警戒群、米空軍第18航空団

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の久米島航空通信施設として使用。

昭和47年10月3日 編成準備要員派遣。

昭和47年10月11日 臨時沖縄航空警戒管制隊久米島分遣隊編成。

昭和47年11月2日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき2千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年5月14日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき232千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年5月20日 第54警戒群の新編。

昭和57年9月17日 建物430㎡を米軍の管制施設として地位協定2-4-(b)に基づき提供。

平成12年3月31日 受信所移設用地として、新たに3,495㎡を借り上げる。

平成14年3月29日 受信地区の土地の一部19,121㎡を返還。

エ 使用目的

防空警戒管制施設

オ 施設の現状及び任務

同分屯基地に駐屯する第54警戒群は、定められた空域の航空警戒と必要な場合における要撃管制、そして対空通信の監視を主な任務としている。交代制で24時間監視体制にある。

同分屯基地の施設及び管理地域、レーダー地区、ヘリポート等の一部が、一時使用施設として米軍に提供されている（米軍施設名称は、鳥島射爆撃場）。

同分屯基地は、米軍から自衛隊への防空任務の引継ぎに伴い、米軍の使用していたレーダーサイトを防衛庁が買い取ったものである。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項(b)

共同使用者	使用目的	面 積	提供年月日
米空軍第18航空団	管制施設	430㎡（建物）	昭57.9.17

キ 施設周辺の状況

久米島分屯基地は、久米島中央部から北側にある高台に位置しており、近くに字江城城跡がある。

山頂部分の周辺は、山林地帯で久米島町の貴重な水源である白瀬川、島尻川及び儀間川の集水域となっている。又海岸地域の周辺は、優良農地のある農村地帯となっている。

(7) 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：上野村（字野原）
平良市（字下里）

(イ) 面積：131千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
上 野 村	-	-	118	-	118
平 良 市	-	-	-	13	13
合 計	-	-	118	13	131

(ウ) 地主数：3人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：本部庁舎、隊舎、倉庫

工作物：レーダー施設、給水施設、燃料施設、ヘリポート、浄化装置

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第53警戒群

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の宮古島通信施設として使用。

昭和47年10月11日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年2月15日 第53警戒群の新編。

昭和48年12月8日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき残り101千㎡が全部返還され、自衛隊に引き継がれる。

エ 使用目的

防空警戒管制施設

オ 施設の現状及び任務

同分屯基地に駐屯する第53警戒群は与座分屯地（第56警戒群）をキー局とし、久米島、知念、沖之永良部のレーダー基地と一体となって防空警戒管制にあっている。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

同分屯基地は、宮古島のほぼ中央部に当たる野原岳の頂上付近にあり、平良市と上野村の境界地域に位置（大部分は上野村）している。

高台の傾斜地は、雑草の生い茂る荒地となっているが、上野村側の平坦部分は、以前は畜産センターとして利用していた。その他の周辺一帯は、さとうきびと葉たばこの生産を主体とした農耕地となっている。

(8) 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：久米島町（字仲泊）

(イ) 面積：7千 m^2

単位：千 m^2

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	7	-	-	-	7

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：-

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：南西航空警戒管制隊第54警戒群

ウ 沿革

昭和50年 用地購入、宿舎建設、入居開始。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎には、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地（第54警戒群）に配属された隊員とその家族が居住している。建物は、51 m^2 と41 m^2 の2世帯用の間取りを持つ建物が12棟ある。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

仲泊宿舎は、久米島町役場具志川庁舎の東側約600mの所にある小高い台地に所在している。

周辺一帯は、仲泊部落の宅地及びさとうきび生産を中心とした農耕地となっている。

(9) 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：上野村（字上野原）

(イ) 面積：4千 m^2

単位：千 m^2

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
上野村	4	-	-	0	4

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：-

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：南西航空警戒管制隊第53警戒群

ウ 沿革

昭和48年3月 用地購入、宿舎建設。

昭和49年8月 14戸建設、入居開始。

昭和50年3月 10戸建設、入居開始。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎には、航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地（第53警戒群）に配属された隊員とその家族が居住している。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

野原宿舎は上野小学校の北方に位置し、周辺は住宅地域となっている。宿舎への立ち入りに何ら制限はなく、一般民家と特に異なる点はない。

(10) 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：上野村（字新里）

(イ) 面積：3千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
上野村	3	-	-	-	3

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：-

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：南西航空警戒管制隊第53警戒群

ウ 沿革

昭和50年3月 用地購入。

昭和50年10月6日 10戸建設、入居開始。

平成14年3月1日 18戸建設（建替）し、入居開始。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎には航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地（第53警戒群）に配属された隊員とその家族が居住している。建物は、39㎡と49㎡の2世帯用の間取りとなっている。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

新里宿舎は、上野村字新里の上野中学校グラウンド前に位置している。宿舎の西側は住宅地域で、東側は畑地が主になっている。

同宿舎は、一般民家と特に異なる点はなく、立入りも自由に行われている。居住している隊員や家族は、地元の行事等にも自主的に参加し、地元住民との交流は活発である。

2 海上自衛隊

(1) 海上自衛隊沖縄基地隊

ア 施設の概要

(ア) 所在地：勝連町（字平敷屋）

(イ) 面積：87千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	10	-	0	76	87

(ウ) 地主数：96人

(エ) 年間賃借料：58百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎、管理科棟、診療所、体育館、プール等

工作物：通信タワー、燃料タンク、掃海棧橋

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊

(イ) 使用部隊名：同上

ウ 沿革

自衛隊の引継ぎは前は、米軍のホワイトビーチ港海軍施設として使用される。

昭和47年5月15日 復帰時に返還され、沖縄返還協定了解覚書C表に基づき、自衛隊に引き継がれる。

昭和47年5月15日 臨時勝連管理隊新編（3名）。

昭和47年7月16日 臨時勝連管理隊廃止。

臨時沖縄基地隊派遣隊新編（71名）。

昭和48年10月16日 臨時沖縄基地隊派遣隊改編。

沖縄基地隊新編（本部、第35掃隊、第23艇隊、那覇連絡所）（177名）。

昭和49年9月30日 第23艇隊解除。

昭和51年10月1日 具志川送信所完成。

特務船「ほたか」編入。

昭和52年12月27日 沖縄水中処分隊新編。

昭和58年1月27日 第35掃海隊解除。

第48掃海隊編入。

特務船「ほたか」除籍。

特務船「あまみ」編入。

昭和58年1月27日 沖縄海洋観測所建設のためのホワイトビーチの一部（約70千m²）の共同使用が、日米合同委員会で承認。2月10日建設工事発注。

昭和62年3月24日 第48掃海隊解除。

第49掃海隊新編。

昭和62年7月1日 那覇連絡所廃止。

平成元年11月29日 特務船「あまみ」除籍。

特務船「みやと」編入。

平成5年11月9日 第49掃海隊解除。

第13掃海隊編入。

- 平成 8 年 3 月 1 日 特務船「みやと」除籍。
特務船「みやじま」編入。
- 平成 9 年 3 月 19 日 第13掃海隊を第46掃海隊に隊番号変更。
- 平成14年 5 月 23 日 特務船「みやじま」除籍。

工 使用目的

港湾施設及び後方支援施設

オ 施設の現状及び任務

同基地は勝連半島先端部にあつて、米軍基地ホワイト・ビーチ地区に隣接している。海上自衛隊沖繩基地隊は掃海艇、水中処分隊特務船、曳船、交通艇等を保有し、主として沖繩の沿岸、重要港湾等を防備するために設けられた南西諸島唯一の艦艇基地部隊である。平時から、防衛任務を完遂するために必要な訓練を行う一方、海中の不発弾等各種の爆発物及び障害物の除去・処分、災害発生時における一般住民への協力を行っている。不発弾処理は、昭和47年から平成13年度末までの間に出勤回数604回、弾数69,645発、総処理重量189トンとなっている。

掃海部隊は沖繩沿岸の機雷の除去を主任務にしているが、まだ機雷除去で出勤したことはなく、模擬機雷を使った訓練をしている。沖繩基地隊には機雷除去の訓練設備がないため、佐世保へ回航して実施している。また、全国規模の海上自衛隊演習には、同基地隊の全兵力（掃海艇2隻、水中処分隊特務船、人員約250名）が参加している。

港湾施設の一部と海岸用地は米軍と共同使用しており、昭和58年1月には、沖繩海洋観測所の建設用地の共同使用（ホワイト・ビーチ地区の北側の一画約7万㎡）が日米合同委員会で合意され、同年1月27日共同使用が開始された。同観測所は、海洋の環境条件の調査、研究を目的とする。

また、具志川市在のキャンプ・コートニー返還地に具志川送信所があり、隊員10名が常駐している。隊員250名中、営内居住者150名、営外居住者100名で、営外居住者の多くは沖繩市及び具志川市に宿舎を借りている。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
米海軍艦隊活動司令部	船舶係留施設等	150㎡	昭47.5.15
〃	電力供給施設等	1㎡	昭55.1.26
〃	海洋観測所	70㎡	昭58.1.27
米陸軍第10地域支援群	連絡事務室等	3㎡	昭47.5.15

キ 施設周辺の状況

この施設は、米軍ホワイト・ビーチ地区の北東部に位置し、ホワイト・ビーチ地区との間には仕切りもなく往来は自由である。

具体的な跡地利用計画はまだ策定されていないが、ホワイト・ビーチ地区の海岸部は港湾区域、平地部が住宅区域として計画されていることから、それらと関連した開発が検討されている。

(2) 海上自衛隊沖繩基地隊具志川送信所

ア 施設の概要

(ア) 所在地：具志川市（字天願、字昆布）

(イ) 面積：172千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
具 志 川 市	7	-	-	164	172

(ウ) 地主数：137人

(I) 年間賃借料：145百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：局舎（689㎡）（建物全体計3棟、延べ722㎡）

工作物：アンテナ9基、マイクロタワー1基

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊

(イ) 使用部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊、海上自衛隊第5航空群

ウ 沿革

昭和46年6月30日 米軍のキャンプ・コートニーの一部396千㎡が返還。

昭和50年5月1日 返還地のうち139千㎡が自衛隊に引き継がれる。

昭和51年11月9日 海上自衛隊沖縄基地隊所属の通信所として開所。

エ 使用目的

送信所

オ 施設の現状及び任務

同送信所は、米軍基地キャンプ・コートニーの一部139千㎡が返還されたものを、防衛施設局が借り上げて建設したものである。

同送信所は、海上自衛隊沖縄基地隊本部通信所に所属し、隊員約10名が常駐している。

同送信所は、9基の各種アンテナと10台の短波通信機を有し、沖縄近海で作戦を展開する海上自衛隊の艦船や航空機に対し、勝連町の沖縄基地隊や那覇市にある第5航空群からの電波を中継送信する業務を持っている。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

この施設は、金武湾に面する具志川市字天願の北側に位置し、キャンプ・コートニーに隣接している。

現在のところ跡地利用計画は策定されていないが、キャンプ・コートニーが産業地区、住宅地区等の都市開発整備が計画されていることから、それらと有機的に関連した開発が検討されている。

(3) 海上自衛隊国頭受信所

ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭村（字伊地）

(イ) 面積：316千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
国 頭 村	208	-	92	17	316

(ウ) 地主数：38人

(I) 年間賃借料：9百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：アンテナ 4 基（高さ20m × 1 基、25m × 1 基、10m × 1 基、18m × 1 基）、局舎
（約560㎡）、車庫、倉庫

工作物：通信用鉄塔

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：海上自衛隊第 5 航空群

(イ) 使用部隊名：海上自衛隊第 5 航空群

ウ 沿革

昭和63年 8 月 海上自衛隊第 5 航空群（那覇基地）は、航空対潜水艦作戦センターと送受信施設の必要性及び着工計画を発表。

平成元年12月 国頭村議会において、P - 3 C 受信施設建設推進決議を可決。

平成 2 年11月 P - 3 C 受信施設着工。

平成 3 年 9 月 P - 3 C 受信所が完成。

エ 使用目的

受信所

オ 施設の現状及び任務

同受信所は、洋上を飛行する P - 3 C と陸上基地間の交信を確保するための後方支援施設として、海上自衛隊第 5 航空群が装備する航空対潜水艦作戦センター及び本部町に建設予定の送信所と一体となって運用されるものである。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

当該地区を含む一帯は、国頭村の西中央部に位置する産地丘陵地帯で、以前はパインを中心に一部でサトウキビの生産が営まれていた。

平成 2 年10月に、当該区域は農業振興地域から解除されたが、周辺地域ではサトウキビのほか花き栽培が行われている。

(4) 海上自衛隊本部送信所

ア 施設の概要

(ア) 所在地：本部町（字豊原）

(イ) 面積：293千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
本 部 町	109	-	-	184	293

(ウ) 地主数：116人

(エ) 年間賃借料：46百万円

同送信所については、本部町豊原地区に P - 3 C 関連施設の建設が予定されていたが、地元を中心に建設反対の運動が繰り広げられたことから、現在に至るまで建設が実現していない。

3 陸上自衛隊

(1) 陸上自衛隊那覇駐屯地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字鏡水、住吉町）

(イ) 面積：306千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	118	-	-	188	306

(ウ) 地主数：681人

(エ) 年間賃借料：724百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎、修理工場、車庫、倉庫、医務室、哨舎、消防舎、整備格納庫、厚生センター

工作物：バスケットコート、グラウンド、プール、給水施設、通信装置

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：同上

ウ 沿革

昭和47年5月	返還協定了解覚書C表に基づき米軍の那覇ホイール地区が返還され、自衛隊に引き継がれる。
昭和47年10月1日	陸上自衛隊那覇駐屯地開設。臨時第1混成群設置。
昭和48年9月	第1混成団準備本部設置。
昭和48年10月16日	第1混成団発足。
昭和49年6月5日	特別不発弾処理班が特別不発弾処理隊に改編。
昭和55年2月14日	那覇空軍・海軍補助施設の109千㎡を陸上自衛隊が訓練場として共同使用。
昭和57年3月31日	那覇空軍・海軍補助施設の全面返還（2,278千㎡）に伴い、引き続き陸上自衛隊が1,069千㎡を使用。
昭和57年11月10日	陸上自衛隊那覇訓練場内道路の一部について、一般車両の通行を昭和62年の海邦国体終了まで承認。
昭和62年9月	那覇港湾施設及び那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴い、駐屯地用地として65千㎡を借り上げる。
平成5年9月	特別不発弾処理隊が第101不発弾処理隊に改編。
平成8年3月29日	第1混成団音楽隊改編。

エ 使用目的

団本部及び後方支援施設

オ 施設の現状及び任務

同駐屯地には、団本部及び団本部付隊、第1混成群、第101後方支援隊、第416基地通信隊、第430会計隊、第1混成団音楽隊、第101飛行隊、第101不発弾処理隊が駐屯している。

第1混成団は通常の訓練のほかに不発弾処理、緊急患者空輸、災害派遣等の活動も行っている。

(2) 陸上自衛隊那覇駐屯地与座分屯地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：東風平町（字富盛）

(イ) 面積：77千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
東風平町	-	-	6	71	77

(ウ) 地主数：58人

(エ) 年間賃借料：19百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎、修理工場、哨舎、体育館

工作物：プール、テニス場、グラウンド、給水施設、通信施設

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群本部及び本部管理中隊、第306高射搬送通信中隊、第107高射直接支援隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の与座岳第1陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い与座岳第1陸軍補助施設として使用。

昭和48年4月16日 全面返還され、沖縄返還協定了解覚書B表に基づき陸上自衛隊が使用。

昭和48年5月 与座分屯地発足。

エ 使用目的

第6高射特科群本部及び後方支援施設

オ 施設の現状及び任務

与座分屯地は、陸上自衛隊第1混成団隷下の第6高射特科群本部があり、本部管理中隊、第306高射搬送通信中隊、第107高射直接支援隊の3部隊が駐屯している。

(3) 陸上自衛隊那覇駐屯地南与座高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市（字新垣、字真栄平）

具志頭村（字安里、字仲座）

東風平町（字世名城）

(イ) 面積：132千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
糸満市	-	-	1	88	88
具志頭村	-	-	-	42	42
東風平町	-	-	-	2	2
合計	-	-	1	131	132

(ウ) 地主数：67人

(I) 年間賃借料：38百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：哨舎、庁舎、ミサイル修理工場、弾薬庫、車両整備場

工作物：土留（よう壁）、避雷設備、通信装置、発電機、テニス場、給水施設

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群第326高射中隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の与座岳第2陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い与座岳サイトに名称変更。

昭和48年2月15日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき85千㎡が一部返還され、陸上自衛隊が使用。

昭和48年4月16日 南与座分屯地開設。

昭和49年9月30日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき132千㎡が全面返還され、その一部を陸上自衛隊が使用。

エ 使用目的

中隊本部及び中隊施設

オ 施設の現状及び任務

同訓練場には第6高射特科群第326高射中隊が駐屯し、ホーク・ミサイル発射地区としての機能を有している。ホーク・ミサイル、移動式ミサイル誘導レーダー等が装備されている。

わが国には、ミサイル発射訓練場がないため、年1回中隊規模で渡米し、ニューメキシコ州マックグレゴア射撃場でミサイルの実射訓練を行っている。

(4) 陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：知念村（字知念）

(イ) 面積：141千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
知念村	1	-	0	139	141

(ウ) 地主数：78人

(I) 年間賃借料：39百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：庁舎、隊舎、車両整備室、整備室、変電所、倉庫、発電機室、誘導弾薬庫、機械室

工作物：テニス場、給水施設、避雷設備

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群第325高射中隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の知念第1サイト（ミサイルサイト）として使用。

昭和48年4月6日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき返還され、知念分屯地開設。

平成元年2月1日 県道新設計画に伴い、保安用地として23千㎡を借上。

エ 使用目的

中隊本部及び中隊施設

オ 施設の現状及び任務

同訓練場も、他の自衛隊施設同様、米軍が使用していた施設を復帰後引き継いで使用している。

同施設は管理地域と訓練地域から成る。管理地域には庁舎、隊舎、食堂、車両整備室、受電所、グラウンド等があり、訓練地域には移動レーダー、発電室、ミサイル射撃室、組立工場等がある。

(5) 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：沖縄市（字白川、字倉敷）

恩納村（字山田）

(イ) 面積：157千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
沖 縄 市	-	-	90	29	119
恩 納 村	-	-	38	-	38
合 計	-	-	128	29	157

(ウ) 地主数：27人

(エ) 年間賃借料：49百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：庁舎、隊舎、車両整備室、倉庫、発電室、哨舎、貯蔵庫

工作物：テニス場、給水施設、土留（よう壁）、避雷設備

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群第323高射中隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の知花陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 米軍の知花サイト（150千㎡）と嘉手納弾薬庫の一部（20千㎡）を共同使用。

昭和48年4月23日 共同使用していた知花サイトが返還され、その大部分（150千㎡）を陸上自衛隊が使用。

昭和48年5月1日 胡差分屯地開設。

昭和49年4月11日 白川分屯地に名称変更。

昭和52年11月30日 共同使用地域の残り部分である嘉手納弾薬庫の一部（20千㎡）と、隣接する嘉手納弾薬庫の一部（11千㎡）がそれぞれ返還され、陸上自衛隊が使用。

平成8年12月31日 第18航空団の第18通信中隊に使用されていた知花サイトの一部（1千㎡）が返還され、知花サイトは全部返還となった。

平成12年4月1日 平成8年12月31日に返還された知花サイト跡地1千㎡を追加使用。

エ 使用目的

中隊本部及び中隊施設

オ 施設の現状及び任務

同訓練場は沖縄市白川にある管理地域と、同地域から約10km離れた恩納村、沖縄市にまたがる訓練地域からなる。同訓練場にはホーク・ミサイルが装備されている。

(6) 陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：勝連町（字平敷屋、字内間、字平安名）

(イ) 面積：192千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	20	-	-	172	192

(ウ) 地主数：235人

(エ) 年間賃借料：103百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：隊舎、司令所、車両整備工場、倉庫、射撃場、発電機室、機械室

工作物：テニス場、給水施設、避雷設備

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群、第324高射中隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、西原第2陸軍補助施設として使用。

昭和48年5月1日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき返還され、勝連分屯地開設。

昭和54年3月31日 射撃場を建築。

エ 使用目的

中隊本部及び中隊施設

オ 施設の現状及び任務

同訓練場には、与座分屯地に本部を置く第6高射特科群隷下の第324高射中隊が駐留している。

ここには本県で唯一の自衛隊の射撃場があり、県内の陸上自衛隊、航空自衛隊などが射撃訓練を実施している。

(7) 陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：勝連町（字比嘉）

(イ) 面積：254千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	-	-	8	246	254

(ウ) 地主数：99人

(エ) 年間賃借料：22百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：なし

工作物：なし

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第5航空群、米海兵隊（地位協定2-4-(b)）

ウ 沿革

昭和47年5月15日 復帰に際し、地位協定2-4-(b)の一時使用施設として米軍に提供（年間40日を限度）。

昭和53年6月1日 管理権が自衛隊に移り、自衛隊の専用施設となる。
米海兵隊は従来どおり一時使用が許され、年間120日（水域は180日）を越えない範囲で使用している。

エ 使用目的：訓練場

使用条件： 実弾は使用しないこと
ヘリによる救難、救助訓練が主であること
地元側の立入りを最大限に考慮すること
漁業従事者に迷惑をかけないこと

オ 施設の現状及び任務

この施設は、勝連半島の先端部から東方へ約6.7kmの沖合に位置する浮原島全体が訓練場となっており、島の中央部から半径850m以内の円形区域が訓練水域である。

昭和53年6月1日以降、陸上自衛隊の管理下で陸、海、空の各部隊が常時訓練を行っており、訓練日程等の調整は陸上自衛隊で行っている。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項(b)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
在沖米海兵隊	訓練場	254千m ²	昭53.6.1

(8) 陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字鏡水）

(イ) 面積：40千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	-	-	-	40	40

(ウ) 地主数：（陸上自衛隊那覇駐屯地に含む）

(エ) 年間賃借料：（ " ）

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：駐車場、下水道

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団

ウ 沿革

昭和47年3月 米軍人用住宅であったものを、復帰に伴い自衛隊が宿舎として引き継ぐ。
 平成元年3月 那覇宿舎新設に伴い、入居者全員当該宿舎を退居。
 平成2年2月 宿舎用地は那覇駐屯地用地へ用途変更。
 平成3年3月 11棟取り壊し。
 平成8年10月 6棟取り壊し。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎は陸上自衛隊那覇駐屯地の西側にある。建物は大部分が1棟2世帯用(51㎡と41㎡)に設計されており、計8棟、建物延べ面積968㎡となっている。

(9) 陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市(字賀数)

(イ) 面積：37千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
糸満市	37	-	-	-	37

(ウ) 地主数：(国有地)

(エ) 年間賃借料：(国有地)

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：給水施設、浄化施設、通信装置

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第5航空群

ウ 沿革

昭和49年10月 用地購入。

昭和49年11月 使用開始。

平成3年 2.6千㎡を県道用地として割譲。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎は、糸満市字賀数の住宅密集地域から北東に約400m離れた所に位置している。

なお、同宿舎は老朽化に伴い、現在(平成14年12月末)建替中(7階建、4棟)である。

(10) 陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市(字阿波根)

(イ) 面積：10千㎡

単位：千m²

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
糸 満 市	10	-	-	-	10

(ウ) 地主数：(国有地)

(イ) 年間賃借料：(国有地)

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：宿舎

工作物：通信装置、給水装置、汚水浄化施設

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第5航空群

ウ 沿革

昭和48年11月 用地購入、宿舎を建設して使用開始。

平成13年2月 宿舎2棟建設。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎は糸満市字阿波根にあって、国道331号から東側に約300m入ったところに所在する。

同宿舎は130室あり、航空自衛隊与座分屯地や陸上自衛隊与座分屯地及び南与座高射教育訓練場、そして航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地に勤務する職員とその家族が居住している。

(11) 陸上自衛隊那覇訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市(字安次嶺、字小禄、字鏡水)

(イ) 面積：895千m²

単位：千m²

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
那 覇 市	43	-	-	852	895

(ウ) 地主数：1,136人

(イ) 年間賃借料：26億8千6百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：なし

工作物：なし

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団

ウ 沿革

昭和57年4月 一部返還された米軍の那覇空軍・海軍補助施設を陸上自衛隊那覇訓練場として開設し使用開始。

昭和59年4月 58千m²を空港施設(国際線ターミナル用地)として返還。

昭和62年9月1日 那覇港湾施設(一部)及び那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴い、訓練場用地として1,224m²借上げ。

平成元年3月 10千㎡を宿舍用地に用途変更。
 平成3年3月 67千㎡を空港施設（新ターミナル用地）として返還。

エ 使用目的

訓練場

オ 施設の現状及び任務

この施設は、昭和57年4月1日に陸上自衛隊那覇訓練場として開設された。

同施設は、陸上自衛隊那覇駐屯地と航空自衛隊那覇基地との間に位置し、施設のほとんどが原野で立木、雑草類が生い茂っている。

同訓練場では、主に陸上自衛隊による野営訓練等が行われている。

(12) 陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舍

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字安次嶺、字小禄）

(イ) 面積：10千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	0	-	-	10	10

(ウ) 地主数：35人

(エ) 年間賃借料：32百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舍

工作物：電力線路、通信線路、給水施設

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第5航空群、沖縄地方連絡部

ウ 沿革

平成元年3月 老朽化が著しい鏡水宿舍の代替として新築。

平成2年3月 宿舍用地140㎡を購入。

エ 使用目的

宿舍

オ 施設の現状及び任務

同宿舍は、陸上自衛隊那覇駐屯地の南側に位置している。国道331号に面しているため、交通の利便性は良い。建物は、1棟5階建て40室が2棟建っている。

資料編

1 基地被害の概要

(1) 米軍基地関連事故等の概要

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
昭和47年 6月6日	陸軍貯油施設	宜野湾市 (大謝名)	POLPA イブラインのバルブボックスに溜まっていた油が降雨時に周辺の田畑に流出し、農作物に被害を与えた。	油流出	廃
6月26日	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市	旧知花弾薬庫で、CS剤の袋を運搬作業中にその袋の一部を破損したためガスが漏れ、米兵数人と日本人従業員1人が被害を受けた。	ガス漏れによる被害	他
10月5日	キャンプ・ハンセン	金武町 (伊芸、屋嘉)	実弾演習による山火事が発生し民間地域にも類焼、山林約44万坪を焼いた。	山火事	基
11月7日	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市	旧知花弾薬庫で草刈り作業のためクレーンを操作中、CS剤の入った袋を破損したため、ガスが漏れ日本人従業員2人が被害を受けた。	ガス漏れによる被害	他
11月23日	キャンプ・ハンセン	恩納村 (南恩納)	民間地域との境界が不明確な演習場で、地元学童が不発弾を拾いいたずらしているうちに爆発、学童3人が負傷する事故が発生した。	不発弾爆発による人身被害	他
12月4日	普天間飛行場	宜野湾市	宜野湾市の沖縄国際大学建築現場に、普天間飛行場所属のOV10-A7の燃料タンクが落下し、作業員がガソリン浸しになり、建設中の鉄筋コンクリート壁に亀裂が生じた。	燃料タンク落下	航
12月7日	伊江島補助飛行場	伊江島	パラシュート降下訓練中の米兵が目標からそれて、伊江村立西小学校給食室に落下し、窓ガラスを破損した。	落下事故	演
昭和48年 1月11日	嘉手納弾薬庫地区	読谷村 (座喜味、喜名、伊良皆、古堅)	旧読谷合同廃弾処理場において、CS-1剤が中和作業中に漏れたため、授業中の読谷高校等、広範囲にわたる数十人の住民が眼、鼻、などの痛みを訴える被害を受けた。	ガス漏れによる被害	他
1月19日	キャンプ桑江	北谷村	陸軍病院の発電所からオーバーホールした際の廃油が排水溝を通じて海に流出し、沿岸一帯を汚染し、漁業にかなりの被害を与えた。	油流出による沿岸汚染	廃
2月3日	那覇港湾施設	那覇市	停泊中の米軍チャーターに塩素ガスの空缶を積荷している最中に、EMPTY(空)と表示された缶から、ガスが噴出し、船内で作業中の日本人従業員13人と米船員5人がガス中毒を起こした。	ガス漏れによる被害	他
2月6日	那覇港湾施設	那覇市	運用船に油を積み込み中、オーバーフローして約40%の油が港湾に流れた。	油流出	廃
2月6日	那覇空港	那覇市	米海軍A-4E訓練機が那覇空港で着陸に失敗し、滑走路南側約200mの進入灯用地内に墜落炎上した。この事故のため、那覇空港の滑走路が一時閉鎖され、同空港に着陸する予定の航空機は、嘉手納飛行場へ着陸した。	墜落	航
2月20日	牧港補給地区	浦添市	錆洗滌用薬剤(クリンクコンパウンド剤)の溶解作業中、風で同剤の原粉が飛散したため、日本人従業員が喉や眼の痛み等を訴え、周辺で作業中の日本人従業員約180人が建物外に避難するという事故が発生した。	薬物漏れによる被害	他
2月26日	キャンプ・シュワブ	宜野座村 (城原区)	部落から2,000mの山中に敷設された導水管が、海兵隊の演習の際切断され、約36時間にわたって断水する被害を受けた。	水道管破損事故	演
4月	牧港補給地区	浦添市 (港川)	牧港補給地区から長年にわたる廃油類の排出によって、沿岸一帯が広範囲に汚染されている事実が判明した。	廃油流出	廃
4月12日	金武ブルー・ビーチ訓練場	金武村 (岬原)	金武ブルー・ビーチ訓練場において、演習中の米軍戦車により安富祖ウシさん(73才)が圧殺されるという痛ましい事件が発生した。	米軍戦車による婦人圧殺事件	演
8月2日	普天間飛行場	国頭村	普天間飛行場第36海兵航空群第164ヘリ中隊所属のCH-46ヘリコプターが、北部訓練場内の国頭村伊湯岳頂上付近で墜落し、乗員3人が死亡、1人が行方不明となった。	墜落	航

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
8月8日	普天間飛行場	国頭村	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが国頭村安波海岸付近を飛行中、高圧線に接触して安波部落から約300m離れた畑地に不時着した。その際、高圧線が破損し、国頭村全域が3時間余にわたり停電した。	不時着	航
9月7日	嘉手納飛行場	那覇市	外国から一時移駐してきた海兵隊第15海兵航空群第115攻撃中隊所属のF-47ファントム機が、那覇空港の滑走路のバリヤに機体を引っかける着陸ミスを起こした。このため、同空港滑走路が約30分間閉鎖され、同航空機の運航に支障をきたした。	着陸失敗	航
9月19日	普天間飛行場	西原村(池田)	普天間飛行場所属第36海兵航空群第164中型ヘリコプター中隊のAH-1Jヘリコプターが、西原村字池田のトコ畑に不時着し、不時着及び救難活動に伴い約1,100坪の農作物が被害を受けた。	不時着	航
9月19日	普天間飛行場	南大東村	普天間飛行場第36海兵航空群所属H-3型ヘリコプターが、C-130空中給油機を伴って南大東上空を飛行中、緊急事態の発生がありC-130空中給油機が現場へ急行したため、残されたヘリコプターが閉鎖中の南大東空港に不時着した。	不時着	航
9月28日	伊江島補助飛行場	伊江村	演習場内にある地元の採草、放牧地に米軍が枯れ葉剤を散布し、約2,000㎡の牧草が枯れた。	薬物散布による被害	他
9月30日	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市	キャンプ・シールズ所属移動建設大隊による嘉手納弾薬庫内保安パトロール道路新設工事によって、立入りが認められている軍用地内の古墓3基が破壊された。	基地内工事による墓の破壊	他
12月5日	普天間飛行場	西原村(小那覇)	普天間飛行場第36海兵航空群第164海兵中型ヘリコプター中隊のUH-1E/H-46シナイト(中型輸送ヘリ)が、西原村字小那覇の島工業敷地内社屋新築現場近くに墜落し、乗員4人が死亡、1人が重傷を負った。また、救難活動の島工業社員1人が軽傷を負ったほか、社員所有の乗用車両の一部が破損し、付近のトコ畑約20坪が焼けた。なお、事故現場から約300m離れたところに、南西石油KKの石油貯蔵タンク基地がある。	墜落	航
12月9日	那覇空軍・海軍補助施設	豊見城村(瀬長)	基地内の小動物園で飼育されている10数頭の牛が民間地域に逃げ出し、ビニールハウス、農作物等に被害を与えた。	農作物被害	他
昭和49年1月17日	普天間飛行場	中城村(当間)	普天間飛行場所属第367中型海兵ヘリコプター維持大隊のUH-1Eヘリコプターが、エンジン故障のため中城村字当間に不時着したが、民間への被害はなかった。現場から60m離れた所に東洋石油等の石油基地や民間の工場が点在している。	不時着	航
2月12日	キャンプ・コートニー	具志川市	キャンプ・コートニーのモータープールから多量の廃油が流出し、天願川を汚染した。	廃油による河川の汚染	廃
3月8日	航空自衛隊那覇基地	渡嘉敷村前島沖	渡嘉敷村前島沖に、米海兵隊所属のA-4スカイクォーク機が墜落し、洋上に浮かんでいるパイロットは自衛隊に救出された。	墜落	航
6月10日	陸軍貯油施設	那覇市	那覇軍港グラスボート入口横の国道332号沿いに敷設されているパイプが亀裂し、約4千ガロンの油が流出、そのため同国道が約3時間にわたり閉鎖された。那覇空港へ通じる唯一の民間道路であるため、大きな混乱を引き起こした。	油流出	廃
6月21日	航空自衛隊那覇基地	那覇市	那覇空港においてP-3対潜哨戒機(海軍所属)のエンジン調整の際、噴射した熱風が運輸省所属のYS-11機の尾翼にあたり、尾翼が変形した。	輸送機の尾翼変形	航
7月10日	伊江島補助飛行場	伊江村	演習終了後、射爆場内で草刈り中の地元青年を、米兵が信号用ピストルで狙撃し、左手首を負傷させる事件が発生した。	県民狙撃	他

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
7月18日	嘉手納飛行場	那覇市	嘉手納基地所属のF-47アトム機のロケットランチャー(発射装置)が那覇空港に落下し、那覇空港の滑走路中央部に穴があいた。これにより、同空港は1時間閉鎖された。	ロケット発射装置落下	航
7月30日	嘉手納弾薬庫地区	読谷村	旧読谷合同廃弾処理場地域から約900m離れた民間地域のゴルフ場、宅地造成場及び陶芸用登り窯に、廃弾処理による破片が落下し、ガラスを破損する等の被害を与えた。	破片落下	流
9月24日	キャンプ瑞慶覧	北谷村	基地内で散布された殺虫剤「スチーブン」が、降雨により排水溝から海へ流出し、沿岸を汚染するとともに多量の死魚が浮いた。	薬物による沿岸汚染	廃
9月30日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	C-130輸送機が離陸に失敗し、嘉手納飛行場に墜落、乗員2人が負傷した。	墜落	航
11月7日	那覇海軍航空施設	那覇市	午後3時頃、基地内から洗滌剤「コーキング」が、使用ミスで海岸へ通じる排水溝に流出し、多量の死魚が浮いた。	洗剤流出事故	廃
12月5日	陸軍貯油施設	那覇市	那覇港横の国道332号沿いの送油パイプが、車両あて逃げ事故で破損し、油が流出した。	油流出	廃
昭和49年12月19日 ～ 昭和50年3月25日	牧港補給地区	浦添市	野積みのまま放置された薬物が、容器の腐食により、降雨時の地表水とともに海へ流出し沿岸一帯を汚染し、多量の魚類を死に至らしめる事故が、昭和49年12月19日から昭和50年3月25日の間に数度にわたって発生した。	薬物流出による沿岸汚染	廃
昭和50年2月21日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市(伊佐)	旧キャンプ・フォスター地域内の車両修理場で、河川に通ずる排水管に廃油を流し込んだため、廃油が流出し、民間地域の排水溝を通して海に流入、海域が広範囲にわたって汚染された。	廃油流出による沿岸汚染	廃
2月21日	嘉手納弾薬庫地区	読谷村	正午頃、旧読谷合同廃弾処理場地域からゴルフ場に破片が落下した。	破片落下	流
4月1日	キャンプ・シュワブ	名護市(豊原,久辺)	廃弾処理に伴う爆風、震動によって、器物が落下し地域住民が負傷する等、人身、物件等に被害を及ぼす事故が発生した。	廃弾処理に伴う爆風被害	演
5月31日	嘉手納飛行場	沖縄市	嘉手納飛行場内で飼育されている乗馬用馬が基地外に逃げだし、沖縄市営競技場付近の県道23号線を走行中の民間人乗用車と衝突、馬は即死、乗用車は大破した。	馬・車衝突事故	他
6月	キャンプ・シュワブ	名護市	キャンプ・シュワブの汚水沈殿槽が機能せず、海域約260m先まで敷設されているコンクリート溝から、し尿等が海域へ排出し、大浦湾及び辺野古岬周辺の刺網等の漁具に被害が発生した。	し尿等による海域汚染	廃
6月2日	嘉手納飛行場	伊江村沖	夜間訓練中の第18戦術戦闘航空団所属F-47アトム機が、伊江村真謝の海上約3700mで墜落し、乗員2人が行方不明になった。	墜落	航
6月24日	普天間飛行場	国頭村	普天間飛行場第164海兵隊中隊所属のCH-46ヘリコプターが訓練飛行中、国頭村安波ダム建設現場の工事資材運搬用ワイロープに接触し墜落炎上、乗員3人が死亡した。	墜落	航
7月9日	嘉手納弾薬庫地区	嘉手納町	午後5時頃、旧知花弾薬庫地域の廃弾保存庫内で爆発事故が発生し、建物が吹き飛ばされ、付近約100m四方に破片が飛散した。この爆発で火災が起こり、付近の原野が翌未明まで燃え続けた。	爆発事故	演
8月12日	牧港補給地区	浦添市	基地内の自動車整備場から車体洗滌用薬剤(BaudBクリナー)が流出し、海岸一帯を汚染する事故が発生した。同クリナーの残液から、高濃度の六価クロム、鉛、カドミウム等の有害物質が検出され、軍従業員の健康管理が大きな社会問題となった。	薬物流出事故	廃
9月5日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市(伊佐)	国道58号伊佐三叉路から北谷方向へ約300mの側溝に、基地内から強い刺激臭を伴った乳白色の薬品らしきものが流出し、一部は排水溝を伝って海域へ排出した。米軍発表によると、作業ミスにより55ガロンのキャベタクリナー缶に穴をあけたために起こったものであった。	洗剤流出による海域汚染	廃

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
9月8日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市 (伊佐)	旧キャンプ・フォスター地域から伊佐三叉路より北谷方向へ約300mの地点、国道58号の側溝に乳白色で刺激臭のある油が流出。	洗剤流出	廃
9月9日	嘉手納飛行場	嘉手納町	海軍P-3対潜哨戒機の駐機場側からジェット燃料が流出、住民地域の排水溝を通過して比謝川に流れ込む事故が発生した。米軍発表によると、原因は岩国から飛来した海兵隊F-47アトム機のウイングタンク洗滌作業中、誤ってジェット燃料約10ガロンを流出させたとのことである。	油流出	廃
10月3日	キャンプ瑞慶覧	北谷村 (北前)	基地内の排水溝から油が流出し、普天間川から海に流出した。	廃油流出	廃
10月18日	キャンプ瑞慶覧	北谷村	北谷原付近の基地フェンスに隣接する国道58号の側溝に廃油が流出した。	廃油流出	廃
11月28日	キャンプ瑞慶覧	北谷村 (北前)	基地内ビルディングNo.5815地域から、国道58号の側溝に廃油が流出した。	廃油流出	廃
昭和51年 1月26日	陸軍貯油施設	那覇市 (壺川)	バルブボックスNo.12において、基底部の亀裂により大量(推定16,000リットル)のディーゼル油が流出し、住宅密集地域の排水溝を通過して国場川に流入し、一部は那覇港海域まで広がった。	油流出	廃
1月31日	陸軍貯油施設	宜野湾市 (伊佐)	旧キャンプ・フォスター地域にあるバルブボックスNo.35内部の接続部分が破損し、約200ガロンのディーゼル油が流出した。米軍によって油回収作業が実施されたものの相当量が海に流入し、沿岸一帯を汚染した。	油流出	廃
2月1日	嘉手納飛行場	嘉手納町 (屋良)	海軍使用地域からジェット燃料約30ガロン(米軍発表)が流出し、比謝川を汚染する事故が発生した。原因は米軍発表によると、F-47アトム機の60ガロンセンサーライントankを整備中に誤ってコンクリート床に落下させ、ジョイント部分がはずれて油がもれたとのこと。	油流出	廃
2月12日	牧港補給地区	浦添市	基地内で軍需物資の害虫駆除(くん蒸作業)にあっていた従業員が、勤務中身体に異常を訴え、帰宅後意識不明となるという事故が発生した。作業員の体内から、許容基準をはるかに上回る500PPMもの大量の臭化メチルが検出された。	薬物による 中毒事故	他
2月25日	キャンプ瑞慶覧	北谷村	基地内モータープールから廃油を集荷運搬中の車両が、ドラム缶を路上に落としたため油がこぼれ、排水溝を伝って海域を汚染、ウグイスの稚魚等に被害を与えた。	廃油流出	廃
3月2日	嘉手納飛行場	嘉手納町 (屋良)	海軍格納庫から、推定25ガロンのジェット燃料が流出し、比謝川を汚染した。	油流出	廃
3月9日	伊江島補助飛行場	伊江村	空対地実射訓練中の米軍機から、JATOと呼ばれるジェット推進補助タンクがターゲットエリアをそれて黙認耕作地に落下し、ヒノキ畑に被害を与えた。	タンク落下 事故	演
3月20日	キャンプ・ハンセン	金武村	沖縄自動車道18.4kmポイント付近に、コースをそれた米軍の演習用照明弾2個が落下する事故が発生した。	照明弾落下 事故	流
3月28日	キャンプ瑞慶覧	北谷村 (北前)	基地内の排水溝から多量の油が流出し、付近沿岸を汚染した。	油流出	廃
5月21日	嘉手納飛行場	嘉手納町 (砂辺)	洗機場から排水したディーゼル油約5ガロン(米軍発表)が、排水溝を通過して砂辺海岸を汚染した。	油流出	廃
5月22日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市 (伊佐)	キャンプ・フォスターH地域内の自動車整備施設から、ディーゼル油5ガロン(米軍発表)が流出し、伊佐沿岸が広範囲にわたって汚染された。	油流出	廃
6月1日	陸軍貯油施設	宜野湾市 (伊佐)	旧キャンプ・フォスター地域のバルブボックスNo.35のバルブの破損による油漏れ事故が発生し、油が伊佐川や伊佐海岸に流入した。	油流出	廃

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
6月2日	キャンプ瑞慶覧	北谷村 (北前)	ハビ-飛行場地区北側、沖縄電力発電所前から海へ注ぐ排水溝にディーゼル油が流入し、海域を汚染した。米軍は、モーターボで作業中にディーゼル油50ガロン入りのドラム缶を転倒させたためと発表。	油流出	廃
7月1日	キャンプ・ハンセン	金武村	県道104号線越え実弾演習を阻止するため、着弾地付近の山中に潜入した学生が、爆風や破片で負傷する事故が発生した。	実弾演習による負傷事故	廃
7月7日	天願棧橋	具志川市	天願棧橋に停泊している米海軍のチャーター船から多量の煤燼が排出、金武湾一帯の海域を汚染した。	煤燼による海域汚染	廃
9月9日	奥間レスト・センター	国頭村 (桃原、辺土名)	台風17号によって同施設の老朽化した防波堤が決壊し、海水が侵入、それが施設の排水と相まって、隣接農耕地へ流出し、冠水、農作物に被害を与えた。	冠水被害	他
9月18日	陸軍貯油施設	具志川市	9月18日から20日にわたって、天願タクファーム内から油及びバグワイ洗浄液が流出した。事故原因はバグワイの洗浄作業中、廃液を流出させたことと、軍の作業員が貯油タクの油を送油する際にドレイバルブを閉め忘れたまま送油したため油が逆流し、油水分離装置からオーバーフローしたものである。この事故で農作物が被害をうけるとともに、天願川が汚染された。	油及び廃液の流出	廃
9月29日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市 (伊佐)	旧キャンプ・フォスター地域で米兵が油を不法投棄したため、民間地域の排水溝を通して海に油が流入した。	油流出	廃
11月4日	普天間飛行場	ナガンス島 (俗称砂島)	普天間飛行場第462大型ヘリ中隊所属のCH-53ヘリコプター機が、久米島から那覇向けに飛行中、エンジン故障のため、那覇の西方約16kmのナガンス島(俗称砂島)付近の海上に墜落し、乗員4人全員が行方不明となった。	墜落	航
昭和52年 1月18日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市 (伊佐)	基地内の生活排水がマンホールから溢れて、民間地域一帯に悪臭をまき散らした。	汚水排水による悪臭	廃
3月2日	普天間飛行場	具志頭村	普天間飛行場所属CH-46シナイトが、天候の悪化により、航行の安全をはかる目的で具志頭村具志頭の牝畑に不時着した。	不時着	航
3月8日	普天間飛行場	具志川市 (豊原)	普天間飛行場第367軽ヘリ中隊所属のUH-1N型ヘリコプターが、機体の安全確認のため具志川市豊原の畑に不時着した。	不時着	航
3月8日	普天間飛行場	金武村	夜間演習中の野戦用大型ヘリが、故障のため沖縄自動車道から約40mのキャンプ・ハンセンへ不時着した。	不時着	航
4月21日	金武ブルー・ビーチ訓練場	金武村 (金武)	キャンプ・ハンセンから金武ブルー・ビーチ訓練場にM48型戦車を搬送中、ブレーキの故障でブルー・ビーチ進入路から崖下へ転落、個人所有雑木及び牝畑に、総額82,000円程の被害を及ぼした。	戦車転落事故	他
7月27日	嘉手納飛行場	嘉手納町 (屋良)	午後4時過ぎ、基地内の排水溝から、ディーゼルス混合油とみられる廃油が、屋良の住民地域まで流出した。	廃油たれ流し	廃
8月22日	キャンプ瑞慶覧	北谷村 (北前)	基地内排水溝から普天間川へ油が流出し、北前沿岸を汚染した。	油流出	廃
8月29日	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市	沖縄市内の県道26号線で、旧東恩納弾薬庫地区から嘉手納飛行場へ弾薬運搬中の米軍の大型トレーラーから、3tの砲弾が落下する事故が発生した。	砲弾落下事故	他
8月30日	キャンプ・ハンセン	宜野座村 (松田)	キャンプ・ハンセンから国道329号をキャンプ・ジュワウ向け弾薬運搬中の大型トレーラーが、速度超過のため横転し、ガードレールを破損したうえ、路上に銃弾等を散乱させる事故が発生した。	弾薬落下事故	他
9月24日	嘉手納飛行場	嘉手納町	P-3地区東側にある航空機洗機場洗浄機のペンキ塗換作業中、ペンキが民間地域に飛散し、子供のせきこみや、販売用車両、家屋、洗たくものにペンキが付着する等の被害が出た。	ペンキ飛散事故	他

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
9月28日	伊江島補助飛行場	伊江村	伊江島補助飛行場内で模擬弾の投下訓練中、操作ミスにより民家に隣接する柵に模擬弾が落下する事故が発生した。	模擬弾落下事故	流
10月19日	キャンプ・ハンセン	金武村（中川）	億首川付近の国道329号を走行中のキャンプ・ハンセン所属の米軍トレーラーから、ブレーキ油が漏れ、路面が幅1m、長さ150mにわたって被害を受けた。	米軍トレーラー油漏れ事故	廃
11月1日	嘉手納飛行場	伊江島沖	嘉手納飛行場第18戦術戦闘航空団所属のF-4ファントム機が伊江島沖で墜落し、乗員2名が行方不明となる。	墜落	航
11月7日	嘉手納飛行場	嘉手納町	B-52戦略爆撃機1機が着陸の際、ブレーキドラムが過熱し、黒煙を噴き軍消防車3台が出動した。	着陸事故	航
11月9日	普天間飛行場	宜野座村（漢那）	普天間飛行場第36海兵航空群第164海兵中型ヘリ中隊所属のCH-46ヘリコプター1機が、兵員17名を乗せ北部訓練場へ飛行中、エンジン不調により、宜野座村漢那の民間牧草地に緊急着陸した。風圧により牧草地約3,500坪に被害が発生した。	緊急着陸	航
11月17日	那覇空軍・海軍補助施設	那覇市	午後9時50分頃、那覇軍港に停泊中のタンカーから、パイプラインを通して、那覇空軍・海軍補助施設内の貯油タンクに給油中、作業ミスでタンクからオーバーフローし、約4万5千ガロンの航空機燃料が、排水溝を伝って南西航空ターミナル近くまで流出。国道332号の一部が一時閉鎖された。	油流出	廃
11月26日	キャンプ・シュワブ	名護市（豊原）	名護市豊原の廃弾処理場入口の民間地域にある片捨て場に、化学薬品が不法投棄され雨で流れ出し、一帯の川や水たまりを緑色に汚染した。	薬品不法投棄	廃
11月28日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	第231海兵攻撃中隊B分遣隊所属のAV-8Aハリヤ垂直離着陸機が、嘉手納飛行場に着陸の際事故を起こして損傷し、パイロット1人が軽傷を負った。	着陸失敗	航
11月29日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場の西北西21海里の海中	夜間訓練中の第231海兵攻撃中隊B分遣隊所属のAV-8Aハリヤ垂直離着陸機が、嘉手納飛行場の西北西21海里の海中へ墜落した。乗員は救難ヘリで救出された。	墜落	航
	伊江島補助飛行場	伊江村	米軍機の射撃訓練の際、訓練飛行機がひん繁に低空飛行を行うため、飛行進入路付近の農耕が著しく阻害される。即ち、低空飛行のつど農耕を中断するので、農作業の進捗に支障をきたし、そのために農業経営上大きな損失を被っている。	農耕阻害	他
昭和53年2月7日	出砂島射撃場	渡名喜村（渡名喜島）	午後9時22分、第7艦隊の空母ミッドウェイの艦載機より夜間演習中に投下された照明弾が、渡名喜村字渡名喜1784番地の民家の庭先に落下する事故が発生した。	照明弾落下事故	流
2月8日	キャンプ・ハンセン	恩納村	午後、米軍の大型トレーラーが道を間違えて転落、これをけん引しようとした米軍トラックが、収穫前の柵畑66㎡をなぎ倒し、農道を破壊した。	米軍トレーラー転落事故	流
3月3日	普天間飛行場	ハンピー飛行場の北方の沖合い	普天間飛行場第164海兵中型ヘリ中隊所属のCH-46ヘリコプターが、山口県岩国基地に向け飛行中、キャンプ瑞慶覧ハビ-飛行場北方約150mの沖合に墜落し、乗員4人全員が死亡した。	墜落	航
4月13日	キャンプ・ハンセン	金武村（伊芸）	午後12時45分頃、キャンプ・ハンセン内の第一廃弾処理場から、処理中の砲弾破片が、約1.5km離れた金武村伊芸区の男性宅のコンクリート屋根のほか、児童公園など3ヶ所に落下する事故が発生した。	砲弾破片落下事故	流
4月22日	キャンプ・シュワブ	名護市（数久田）	名護市数久田区の住民地域から約350m離れた海岸に落下している砲弾が発見された。落下時に痕跡を残したが、幸いに人身等の被害はなかった。同砲弾は、キャンプ・シュワブにおける演習の際、着弾地から跳弾してきたTPT訓練弾であるとの米軍発表がなされた。	砲弾落下事故	流

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
5月	嘉手納弾薬庫地区	読谷村	基地内の工事等によって降雨時に赤土が流出し、比謝川から残波岬まで広範囲に汚染された。	赤土流出	廃
5月14日	嘉手納飛行場	嘉手納町	14日、15日の降雨によって基地内から地表水が鉄砲水となって民間地区に排出、民家の床上浸水、ブロック壁の倒壊、車両破損、路面の損壊等の被害が発生するとともに、国道58号が3時間にわたって通行不能となった。	基地からの鉄砲水による被害	他
5月15日	嘉手納飛行場	嘉手納町	基地内から赤土が流出し、海岸一帯を汚染、養殖場への影響が懸念された。	赤土流出による汚染	廃
5月18日	嘉手納飛行場	キャンプ・ハンセン内	嘉手納基地第18戦術戦闘航空団第25戦術戦闘中隊のF-47戦闘機が、通常飛行訓練中、風防開閉装置の故障により、キャンプ・ハンセン内の沖縄自動車道西方約200mの山中に墜落炎上した。乗員2人はパラシュートで脱出し、嘉手納基地第131航空宇宙救難隊によって救出された。	墜落	航
5月22日	天願棧橋	具志川市	天願棧橋に停泊中の弾薬輸送船アリカリアリス号(11,000t)の第2ハッチから、煙が出たとして弾薬の爆発をおそれた日本人従業員が避難するという事件が発生した。米軍は、発煙事故はなかった旨発表した。	弾薬輸送船で発煙騒ぎ	他
5月26日	普天間飛行場	具志川市	キャンプ・コトニから普天間飛行場向け通常連絡のため飛行中の第164海兵中型ヘリ中隊所属のヘリコプターの風防ガラスが落下した。	風防ガラス落下	航
8月23日	伊江島補助飛行場	伊江村(東江上)	午後4時頃、伊江島補助飛行場上空で演習中のF-47戦闘機から、演習用模擬爆弾(MK106通称オレイジ爆弾)が標的をはずれて、伊江村字東江上の住宅に落下し、被害を与えた。	模擬弾落下事故	流
10月14日	嘉手納飛行場	嘉手納町(水釜)	午後4時30分頃、基地内で米軍が大量に廃油を処理したため、強風にあおられた黒煙が住宅地域をおおい、悪臭に包まれた。	廃油処理にともなう悪臭	廃
10月18日	普天間飛行場	具志川市(宇堅)	普天間飛行場第36海兵航空群所属のCH-53輸送用ヘリコプターが、尾翼の故障により、具志川市宇堅の天願川下流海岸近くの空地に不時着した。	不時着	航
10月20日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市(伊佐)	基地内の排水溝から、石川原川を通過して海域へ廃油が流出し、石川原川河口と付近海域が汚染された。	油流出	廃
10月23日	普天間飛行場	具志川市(宇堅)	普天間飛行場第36海兵航空群所属のCH-46ヘリコプターが、操縦部分の故障により、具志川市宇堅海岸に不時着した。	不時着	航
10月23日	普天間飛行場	勝連村沖合い	海上飛行中のCH-46ヘリコプターのドアが、勝連村字南風原の通称浜屋海岸の沖合い約50m地点に落下する事故が発生した。	部品落下	航
11月13日	嘉手納飛行場	名護市	嘉手納基地所属のCH-130救難機の給油ホースが、名護市の八重岳山中に落下し、特別高圧電線を切断した。そのため本部町崎本部塩川、名護市部間、採石場の一部、八重岳一帯が約2時間から8時間にわたって停電した。	空中給油ホース落下	航
12月29日	キャンプ・シュワブ	名護市(許田)	キャンプ・シュワブに隣接する名護市許田区の民家、畑、道路等に数十発の機関銃弾が打ち込まれるという事件が発生した。米軍は「訓練の実施に関する規定の運用に判断の誤りがあり、水陸両用車の機銃射角が誤って設定されたことによる」という事故原因の調査結果を発表した。	機関銃弾被弾事故	流
	普天間飛行場	宜野湾市(志真志)	普天間飛行場南側に設置されている米軍の排水路が小さいうえ、民間地域にある自然壕に直結されているため、豪雨時には、基地からの多量の排水が処理できず、周辺農地に冠水し、農作物に多大な被害を与えている。	冠水被害	他
	キャンプ・ハンセン	金武村(並里)	昭和39年頃より、キャンプ・ハンセンから汚物廃油、洗剤等が億首川に流出し、沿岸、河川が汚染されるとともに、漁業にも被害を与えた。	し尿等による河川沿岸汚染	廃

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
	キャンプ・ハンセン	金武村 (伊芸)	米軍の実弾射撃演習により、山火事が多発するなど恩納岳周辺の山岳が著しく荒廃し、そのため、保水力が低下して降雨の都度鉄砲水が発生し水田や河川に多量の土砂が流出する被害を与えた。	河川等の氾濫	他
	トリイ通信施設	読谷村	基地から約350mほど海域へ敷設されている排水管から、未処理のままのし尿や生活排水が海に排出され、沿岸を汚染した。	し尿による沿岸汚染	廃
	嘉手納飛行場	沖縄市	基地内建設工事に伴い、県道23号線沖縄市営競技場向いに群生する、リュウノウツバ等樹木が大量に切断された。	基地工事ともなう自然破壊	他
	キャンプ・シュワブ	名護市 (久志)	昭和47年頃から、軍事演習により取水地域の山肌が荒廃したため、降雨の都度、基地内にある水源地に赤土が流入し、飲料用として供することができなくなる被害を受けた。	赤土による水源地汚染	廃
	キャンプ・シュワブ	名護市	廃弾処理に伴う震動によると思われる家屋の亀裂が生じる被害が出ている。	震動による家屋の亀裂	演
	慶佐次通信所	東村 (慶佐次)	昭和38年頃、施設建設の際に、水田の保水源であった樹草木類を伐除して敷き均したため保水力が低下し、降雨時に同通信所から雨水が流入し(昭和50年3月頃まで)、そのため赤土が堆積して廃田の状態に休耕を余儀なくされた。	農耕被害	他
昭和54年 1月22日	キャンプ瑞慶覧	北中城村	施設内のモータープールから、北谷発電所横の排水溝及び付近の海域に廃油が流出した。	廃油流出	廃
5月2日	キャンプ・ハンセン	金武村 (伊芸)	沖縄自動車道のレストラ駐車場に、砲弾の破片が落下した。	砲弾落下	流
5月14日	キャンプ・ハンセン	金武村 (伊芸)	東和ゴルフ場グリーン内に、直径1.06mの9角形の白色落下傘付照明弾が落下した。	照明弾落下	流
5月26日	読谷補助飛行場	読谷村	米兵の空挺団のパラシュートが、読谷高校々庭に落下した。	パラシュート落下	他
5月30日	キャンプ・シュワブ	宜野座村	民家の豚舎入口近くの電柱の側で、照明弾が落下した。	照明弾落下	流
6月18日	キャンプ瑞慶覧	北中城村	施設内から廃油の外流しがあり、普天間川を伝って北前海岸に流出した。	廃油流出	廃
6月22日	普天間飛行場	名護市 (豊原)	キャンプ・シュワブから普天間基地へ向かう途中の普天間基地所属の兵員輸送用ヘリコプターCH-46が、名護市豊原の畑に不時着した。(作物は植えられていなかった)	ヘリ不時着	航
8月2日	キャンプ・シュワブ	名護市	養豚畜舎施設の一部の小型アルミ製水槽に、軽機関銃によると見られる弾丸が撃ち抜かれた。	銃弾落下	流
8月20日	陸軍貯油施設	具志川市	陸軍貯油施設90番のバルブボックスから油が流出した。	廃油流出	流
10月22日	キャンプ瑞慶覧	北中城村	暖房用オイルの故障により、約3,000ガロンのオイルが流出し、普天間川に流れ込んだ。	廃油流出	流
11月5日	キャンプ・ハンセン	金武町	民家の屋敷内に照明弾が落下した。米兵のいたずらによるものであり、米軍より謝罪があった。	照明弾落下	流
11月6日	読谷補助飛行場	読谷村	民家から13.5mしか離れていない空き地に、重さ7kgの鉛のような重しをつけたパラシュートが落下した。	パラシュート落下	演
昭和55年 2月27日	嘉手納飛行場	嘉手納町	同基地の排水溝から、嘉手納町字兼久及び水釜へ65～100ガロンの航空燃料JP-4が流出した。	航空燃料流出	廃
2月29日	読谷補助飛行場	読谷村	同基地内道路沿いに設置した所有権回復地主会の立て看板を、米兵が切断した。	立て看板切断事故	他
3月4日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	離陸しようとしたF-4ファントム機から、補助燃料タンク(370ガロン入り)が落下し、滑走路上で炎上した。	燃料タンク落下	航
3月5日	キャンプ・シュワブ	宜野座村	民家の庭先にパラシュート付信号筒が落下した。	信号筒落下	流

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
3月6日	普天間飛行場	宜野湾市(大山)	宜野湾市大山にあるマンホールから、汚水が流出して悪臭が生じ、付近住民に悪影響を与えた。	汚水流出	廃
3月27日	キャンプ・ハンセン	金武町	施設内で訓練に使用された催涙ガスが基地外に流出し、近くの琉球精神病院の患者と職員及び付近の住民に被害を与えた。	催涙ガス流出	他
4月3日	キャンプ・ハンセン	金武町	演習場のGP312近くの沼地で、幼児(5才)が遊んでいる途中、誤って溺死した。	沼地での幼女溺死	他
4月18日	キャンプ・ハンセン	金武町	施設内の黙認耕作地から車で帰宅しようとした農民が、米軍のトラックに通行を妨害され、約1時間半軟禁状態におかれた。	農民軟禁事件	他
4月25日	普天間飛行場	石川市	普天間飛行場第1海兵航空団所属の小型ヘリコプターが、エンジン故障のため、沖縄電力石川発電所構内に不時着した。	ヘリ不時着	航
5月13日	嘉手納弾薬庫地区	恩納村	恩納通信所内の黙認耕作地農道で、模擬地雷が爆発した。	模擬地雷爆発	他
5月19日	トリイ通信施設	読谷村	読谷村衛生課が、楚辺海岸にある施設の排水溝を調査したところ、汚水がたれ流され海を汚染していた。	汚水たれ流し	廃
6月22日	嘉手納飛行場	海上	嘉手納基地所属のF-15I-グール戦闘機2機が、海上で訓練飛行中、翼と翼を接触する事故を起こした。	空中接触事故	航
7月24日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	嘉手納基地所属のF-15I-グール戦闘機が通常の訓練を終え、同飛行場に着陸する際、車輪が傾いて滑走路からそれた。	着陸失敗	航
8月7日	嘉手納飛行場	那覇市	F-15I-グール戦闘機が那覇空港に緊急着陸した際、オーバーランし車輪を破損した。	緊急着陸失敗	航
10月2日	普天間飛行場	宜野湾市	通常の離着陸訓練中のOV-107ロコが、普天間飛行場内の滑走路に墜落し、乗員1人が死亡、1人が負傷した。	ブロンコの墜落	航
12月19日	北部訓練場	北部訓練場内	普天間基地所属のCH-46が、通常の訓練中に北部訓練場内で墜落し、乗員3人のうち1人が死亡、2人が重傷を負った。	ヘリの墜落	航
昭和56年1月9日	キャンプ瑞慶覧	北中城村	施設内のモータープールから、油が流出した。	油流出	廃
2月5日	伊江島補助飛行場	伊江村(真謝)	真謝区の民家のブロック壁に、演習中の米軍ヘリから銃弾2個がぶち当たり、転がっているのが発見された。	機銃弾事故	流
3月16日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納基地から、パイプの腐食によって大量の油が流出した。	廃油流出	廃
4月14日	嘉手納飛行場	恩納村沖合い	嘉手納基地を発進したジェット戦闘機A-4スカイホークが、恩納村沖で墜落した。	戦闘機墜落	航
4月20日	嘉手納飛行場	粟国空港	嘉手納基地所属のCH-53ヘリコプターが、通常の飛行訓練中、油圧系の故障により粟国空港に緊急着陸した。	緊急着陸	航
5月24日	嘉手納飛行場	宮古空港	クラク基地所属のC-130輸送機が、嘉手納飛行場向け弾薬輸送中、電気系統の故障により、宮古空港に緊急着陸した。	緊急着陸	航
7月7日	嘉手納飛行場	金武町(中川)	グム島から飛来したEA3B機から、着陸飛行中に金武町中川の民家の庭先に主脚格納ドアが落下した。	米軍機部品落下	航
7月13日	嘉手納飛行場	沖縄市(北美)	北美土地改良区において、空中投下式震動利用侵入探知機(センサ)が発見された。	センサー発見	他
8月18日	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市	嘉手納弾薬庫地区第6ゲート付近の県道14号線で、ソノブイが発見された。	ソノブイ発見	他
昭和57年1月12日	キャンプ・ハンセン	金武町	2ヶ所の民家の屋根と橋の上から、大小5個の破片が発見された。	破弾破片発見	流
1月27日	読谷補助飛行場	読谷村	米軍ヘリがロープに兵員を吊したまま、民間地域上空を旋回した。	施設外訓練	演
1月28日	伊江島補助飛行場	伊江村	訓練中の海兵隊ヘリから投下された照明弾が、西崎と真謝の民家の庭先に落下した。	照明弾落下	流
1月31日	北部訓練場	国頭村(安波)	施設外の国頭村安波で、米兵が空砲を発射した。	空砲発砲事件	他

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
2月19日	キャンプ・シュワブ	名護市	米軍ヘリが、同演習場火災消火のため、辺野古ダムとゆかり牧場貯水池から無断で取水した。	無断取水	他
2月24日	嘉手納弾薬庫地区	石川市	嘉手納弾薬庫地区から出てきたと思われる米兵数人が、施設外のサウザン畑に入って空砲を発砲し、居合わせた農民を驚かせた。	空砲発砲事件	他
3月20日	陸軍貯油施設	北谷町	キャンプ桑江内海軍病院前の国道58号沿いで、汚水管の敷設工事中に、ジェット燃料パイプが破損し、大量の油が海に流出した。	燃料パイプの破損	廃
4月6日	嘉手納飛行場	粟国島沖合い	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が空対空戦闘訓練中、粟国島沖海上に墜落した。	墜落	航
4月9日	那覇港湾施設	那覇市	停泊中の海軍集積艦ミティアから、油水混合物が流出した。	廃油流出	廃
5月6日	普天間飛行場	宜野湾市	折からの降雨のため、普天間飛行場から汚水が流出した。	汚水流出	廃
6月29日	嘉手納飛行場	金武湾	岩国基地所属のRF-4偵察機が、岩国から嘉手納飛行場向け通常の飛行訓練中、燃料用補助タンクを金武湾に落とした。タンクは同日、具志川市宇字堅海岸で回収された。	燃料補助タンク落下	航
7月8日	キャンプ・ハンセン	宜野座村	100名余の米軍人が国道329号を行軍中、農道で休けいした際に、農道わきのサウザン畑をふみ荒らした。	農作物被害	他
7月20日	普天間飛行場	具志川市（志林川）	普天間基地所属のUH-1Nヘリコプターが、具志川市宇字志林川の住宅地域に不時着した。	ヘリ不時着	航
8月19日	普天間飛行場	宜野湾市	普天間基地で訓練中の輸送ヘリが、離陸する際に滑走路のはずれに不時着した。場所は普天間第二小学校からわずか200m余の距離であった。	ヘリ不時着	航
8月27日	普天間飛行場	北谷町	普天間基地所属のCH-53ヘリコプターが、北谷飛行場跡に不時着した。	ヘリ不時着	航
10月22日	嘉手納飛行場	沖縄東南海上	嘉手納基地から発進したF-47ファントム機が、沖縄の東南東65マイルに墜落し、2人が救助された。	墜落	航
10月22日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	施設内から油が流出。排水溝の近くにモータープールがあり、流出源とみられる。	油流出	廃
11月12日	嘉手納飛行場	嘉手納町	施設内から油が流出。ジェット燃料(JP4)が流出したと思われる。	油流出	廃
11月15日	嘉手納飛行場	嘉手納町	基地内から油混じりの汚水が流れ出した。	汚水流出	廃
12月5日	那覇港湾施設	那覇市	MSCの貨物船(メイト)が、那覇軍港入口で座礁した。	座礁	他
12月29日	嘉手納飛行場	ホテル・ホテル水域	嘉手納基地から発進したF-15イーグル戦闘機2機が、空中戦闘訓練中海上に墜落し、1人が死亡、1人が救助された。	墜落	航
昭和58年1月19日	嘉手納飛行場	与那原町	米海軍のP-3C対潜哨戒機から、与那原町在の上の森公園内にソフイ(無線浮標)が落下した。	ソフイ落下	航
3月5日	普天間飛行場	名護市（豊原）	普天間飛行場所属のCH-53ヘリコプターが点検のため、名護市豊原の原野に緊急着陸した。	緊急着陸	航
4月1日	嘉手納弾薬庫地区	嘉手納町	県道74号線沿いの嘉手納弾薬庫地区内で、廃棄物を土で埋める作業をしていた米軍のブルドーザーが下水道管を破損。	下水道管破損	他
4月4日	トリイ通信施設	読谷村	深夜、施設正面ゲート西側フェンスの外側を通行中の民間人を、不審に感じた米軍憲兵が、拳銃を空へ向け発射した。	拳銃発射	他
4月27日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	F-14トムキャット(艦載機)が、嘉手納飛行場に着陸する際に、タイヤ1本がパンクした。	着陸失敗	航
5月20日	金武ブルー・ビーチ訓練場	金武町	金武ブルー・ビーチ訓練場近くの民間地域で、テントを張って無線通信設置訓練を実施。	施設外訓練	演
5月21日	- (陸軍)	各市町村	リウム夜光塗料を使用した米軍用の磁気コンパスが出回っていたため、県警でこれを回収した。	コンパス流出	他
5月30日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	岩国基地所属のF-47ファントム機が、嘉手納基地に着陸しようとしたところ、車輪が出ずに胴体着陸し、胴体部分を破損した。	胴体着陸	航

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
6月2日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	F-15イーグルの風防ガラスがはずれ、滑走路脇の芝生に落下した。	風防ガラス落下	航
7月6日	普天間飛行場	沖縄市	普天間基地所属のCH-53ヘリコプターが訓練飛行中、油圧系統に故障が生じ、沖縄市の国体会場造成地横の原野へ不時着した。	ヘリ不時着	航
9月21日	キャンプ瑞慶覧	宜野座村(松田)	M60戦車を積んだ海兵隊所属のトレーラーが、宜野座村松田の国道329号の急カーブで、ガードレールを破損、戦車がずり落ちた。民家のひさし、物置小屋の屋根、トタン小屋約7㎡、ガードレール約34mが破損した。	ガードレール等破損	他
11月10日	普天間飛行場	沖縄市(泡瀬)	普天間基地所属のUH-1Nヘリコプターが飛行中、警告ランプが点灯したため、沖縄市泡瀬の土地造成地に不時着した。	ヘリ不時着	航
11月12日	普天間飛行場	西原町	普天間基地所属のUH-1Nヘリコプターが飛行中、警告ランプが点灯したため、西原町の宅地造成地に不時着した。	ヘリ不時着	航
12月13日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	ライカハウジングエリアから、民間地域の排水路へ油が流出した。	油流出	廃
12月14日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	施設内のステイグから、白比川に油が流出した。	油流出	廃
12月16日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	ハウジングエリア内の下水道管が破損し、施設外の農業用湧水に汚水が混入した。	汚水流出	廃
12月19日	嘉手納飛行場	波照間空港	嘉手納基地所属のHH-3ヘリが、フィリピンから嘉手納基地へ帰還途中、エンジン不調のため、波照間空港へ緊急着陸した。	緊急着陸	航
昭和59年 1月12日 ~ 1月14日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納飛行場の洗機場付近の排水溝から、油まじりの洗浄水が比謝川に流れ、取水に影響(活性炭の注入)を及ぼした。	油流出	廃
1月22日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納飛行場の洗機場付近の排水溝から油まじりの洗浄水が比謝川に流れ、取水に影響(活性炭の注入)を及ぼした。	油流出	廃
2月21日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	モータープールから油水分離槽の故障により、廃油が普天間川へ流出した。	廃油流出	廃
5月11日	陸軍貯油施設	具志川市(昆布)	具志川市混布在の陸軍貯油施設の油水分離槽から、異臭を放つ汚水が排水溝へ流出した。	汚水流出	廃
5月16日	キャンプ・シュワブ	宜野座村(漢那)	ブルービーチからキャンプ・シュワブへ向かう途中の水陸両用車が、通常のコースからはずれ宜野座村漢那明記原沖のリーフで珊瑚礁の一部を破損した。	珊瑚礁破損	他
5月18日	キャンプ・シュワブ	名護市	訓練中のM60A1型戦車M85重機関銃弾が、許田の農道で停車中のダンプトラックに被弾した。これにより、ラジエーター、クーラー、フロントバムに被害が生じた。	被弾事故	流
6月14日	普天間飛行場	名護市	伊江島から普天間基地向けに飛行中のCH-53ヘリコプターが、大雨による視界不良のため、名護市の漁港構内の広場に不時着した。	ヘリ不時着	航
7月5日	トリイ通信施設	読谷村	トリイ通信施設に隣接した住宅地で、米軍ヘリコプターが低空飛行した際の風圧で、ハルイ1本、植木鉢数個が吹き飛ばされ、室内の花びん1個が壊された。	低空飛行による風圧	航
9月19日	キャンプ・ハンセン	金武町(伊芸区)	155ミリ榴弾砲(M198型)による県道104号線越え演習により、演習場内にある伊芸区の水資源となっている森林に着弾した。	森林着弾	演
10月31日	キャンプ・シュワブ	名護市(天仁屋)	キャンプ・シュワブから北部訓練場向け飛行中の普天間基地所属CH-53D大型ヘリコプターの後部ドアが、名護市天仁屋の柱に落下した。	ヘリドア落下	航
昭和60年 2月6日	金武レッド・ビーチ訓練場	金武町	米海軍の上陸用舟艇が、金武レッド・ビーチ訓練場から南東約1.5kmの沖合で、金武漁業協同組合所有の定置網に接触し、ロープ(30m2本)を切断するとともに、ロープ固定用の砂袋等を破損した。	ロープ等切断	他
2月6日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が、着陸後誘導路からはずれて機体を小破した。	着陸失敗	航

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
3月9日	キャンプ・ハンセン	石川市	米軍の大砲をけん引したトラック2台とジープ1台がアマチュア用煙とサウザン煙に乗り入れ、煙作物(227㎡)に被害を与えた。	煙作物被害	他
3月13日	嘉手納飛行場	嘉手納町	国道を走行中の民間人車両のフロントガラスが嘉手納飛行場内ゴルフ場から飛んできたゴルフボールで破損した。	ゴルフボール飛来による自動車破損	他
3月21日	嘉手納飛行場	嘉手納町	同上(被害はリアガラス)	ゴルフボール飛来による自動車破損	他
4月10日	キャンプ・ハンセン	金武町	演習場から飛んできた小銃弾が、民家屋上に設置された水塔に貫通した。	被弾事故	流
7月12日	普天間飛行場	国頭村(辺野喜)	普天間基地所属のCH-53D型大型ヘリコプターが、国頭村字辺野喜大川の辺野喜ダム上流、500m付近に墜落炎上し、乗員4人全員が死亡した。	墜落	航
12月21日	-	那覇上空	米軍機が那覇上空で、民間航空機(全日空機)とニアミスを起こした。	ニアミス	航
昭和61年1月5日	普天間飛行場	那覇空港	普天間飛行場第152海兵給油輸送中隊所属のC-130A-キョウジ輸送機が、岩国から普天間飛行場向け飛行中、エンジントラブルと悪天候により、那覇空港に不時着した。これにより同空港の滑走路が6分間閉鎖された。	不時着	航
1月19日	岩国飛行場	那覇空港	岩国飛行場所属の米海軍機A-7コルセアが飛行中、無線機の故障及び近隣米軍飛行場の混雑等により那覇空港に不時着。民間機への影響はなかった。	不時着	航
3月22日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	テキサス州州空軍基地所属のC5Aキョウジ輸送機が、嘉手納飛行場で離発着訓練中、第1エンジンに火災が発生し、不時着した。	不時着	航
4月30日	読谷補助飛行場	読谷村	パラシュート降下訓練中の降下兵(陸軍)1人が目標をはずれ、施設外に降下した。	施設外降下	演
5月30日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	嘉手納飛行場第909空中給油飛行隊所属のKC-135空中給油機が着陸する際、左翼端のエンジンが滑走路と接触、着陸を中止し離陸した。その際、左翼端エンジンに火災が発生した。	着陸失敗によるエンジン火災	航
6月9日	嘉手納飛行場	ホテル・ホテル水域付近	嘉手納飛行場第67戦術戦闘中隊所属のF-15イーグル戦闘機が、通常訓練中、沖縄の北東220kmの海上に墜落。乗組員は脱出後、救出された。	墜落	航
6月25日	読谷補助飛行場	読谷村	パラシュート降下訓練中の降下兵(陸軍)6人が施設外に降下した。	施設外降下	演
7月23日	普天間飛行場	中城村	普天間飛行場第36海兵航空群所属のCH-46Eヘリコプターが飛行訓練中、計器に異常がみられたので、中城村久場の旧久場崎学校地区跡地に不時着した。	不時着	航
9月20日	普天間飛行場	国頭村(安田)	普天間飛行場所属のCH-46Eヘリコプターが、点検のため国頭村安田の農道に不時着した。	不時着	航
10月9日	普天間飛行場	那覇空港	普天間飛行場所属第36海兵航空群所属のCH-1ヘリコプターが、沖縄の西の海上で通常の訓練飛行中、油圧システムに異常を来たし、那覇空港の着陸帯芝生に不時着したため、同空港の滑走路が28分間閉鎖された。	不時着	航
昭和62年1月12日	嘉手納飛行場	那覇空港	嘉手納飛行場向け航行中の米海軍P-3Cライオンが、強風のため那覇空港に不時着。民間機への影響はなかった。	不時着	航
1月13日	普天間飛行場	那覇空港	普天間飛行場向け飛行中のC-12A-バークレイが、強風のため那覇空港に不時着。民間航空機への影響はなかった。	不時着	航
1月13日	嘉手納飛行場	那覇空港	嘉手納飛行場向け飛行中のC-21リアジェットが、強風のため那覇空港に不時着。民間航空機への影響はなかった。	不時着	航

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
1月13日	嘉手納飛行場	那覇空港	嘉手納飛行場向け飛行中のC-130A-キリスが、強風のため那覇空港に不時着。民間航空機への影響はなかった。	不時着	航
1月28日	キャンプ・ハンセン	金武町	県道104号線越え実弾射撃訓練の際、炸裂した砲弾破片が金武町字金武区内家畜小屋からトウ屋根の上に落下。	砲弾破片落下	流
4月6日	普天間飛行場	与那城村(平安座)	普天間飛行場第361重ハリ中隊所属のCH-53ヘリコプターが訓練飛行中、計器異常のため与那城村平安座の西公園に不時着した。	不時着	航
4月10日	読谷補助飛行場	読谷村	ハシコ降下訓練中の降下兵(海兵隊)1人が施設外に降下した。	施設外降下	演
4月15日	読谷補助飛行場	読谷村	ハシコ降下訓練中の降下兵(陸軍特殊部隊)10人が施設外に降下した。	施設外降下	演
5月16日	普天間飛行場	北部訓練場周辺(国頭村安田)	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが、北部訓練場内で訓練飛行中、エンジン部分の故障のため、国頭村安田の農地開発地区の農道に不時着した。	不時着	航
5月19日	嘉手納飛行場	ホテル・ホテル水域付近	嘉手納飛行場第18戦術戦闘航空団所属のF-15イーグル戦闘機が、空対空訓練の途中、本島東112kmの太平洋上に墜落。パイロットは救出された。	墜落	航
6月9日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納飛行場所属のRF-47ファントム偵察機が、嘉手納飛行場で離陸直後に、ガソリンタンク2個を落とし滑走路で炎上した。	ガソリンタンク落下	航
6月10日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場周辺	嘉手納飛行場所属のF-15イーグル戦闘機が曲技飛行中、アフターバーナーの不完全燃焼により、爆発音とともに噴射口から火炎を噴射したため、飛行を中止した。	火炎噴射	航
6月24日	普天間飛行場	伊計島	普天間飛行場所属のUH-1N指揮連絡用ヘリコプターが、飛行中、悪天候のため与那城村伊計島の空き地に不時着した。	ヘリ不時着	航
7月9日	キャンプ・ハンセン	金武町(屋嘉)	キャンプ・ハンセン内にある金武町屋嘉の塩原水源地の導水管が、M167イル銃弾で撃ち抜かれ、取水が一時ストップした。	被弾事故	流
7月11日	普天間飛行場	北部訓練場周辺(国頭村楚州)	普天間飛行場所属のAH-1J攻撃ヘリコプターが飛行中、トランスミッションのオイル漏れのため、国頭村楚州の畜産団地の牧草地に緊急着陸した。	緊急着陸	演
7月25日	嘉手納飛行場	嘉手納町	グアム島から飛来したB52戦略爆撃機のうち1機が着陸する際、主輪タイヤの1本がパンクした。	着陸失敗	航
7月27日	鳥島射撃場	鳥島射撃場水域周辺	米海軍第7艦隊ミッドウェーの艦載機FA-18ホネットが、鳥島射撃場空域で夜間練習中に投下したMK訓練用模擬弾が、鳥島北方の訓練水域外を航行中、マレーシア船籍貨物船「ホメックス・ガガ」に命中、甲板員が重傷を負った。	被弾事故	航
7月27日	岩国飛行場	北部訓練空域	岩国飛行場の第12海兵航空群所属のA-6イントルダーク攻撃機が訓練中、沖縄の北西136kmの海上に墜落した。	墜落	航
9月21日	北部訓練場	国頭村(安田)	北部訓練場上空で訓練中の海兵隊ヘリコプターが、誤って信号燈を施設外に投下し、国頭村字安田の沖縄県乳用牛育成センター内の原野部分約37㎡を焼失した。	信号燈投下	演
10月27日	キャンプ・シュワブ	恩納村	キャンプ・シュワブ演習場で発射されたM2重機関銃弾が、恩納村の国道58号を走行中のタクシーのフェンダーを貫通した。	被弾事故	流
11月2日	嘉手納飛行場	ホテル・ホテル水域	嘉手納飛行場第15戦術偵察中隊所属のRF-4Cファントムが、通常の飛行訓練中に、沖縄の東北東60マイル(ホテル・ホテル水域内)海上に墜落した。	墜落	航
昭和63年2月26日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	嘉手納飛行場所属第15戦術戦闘航空団所属のF-15イーグル戦闘機が、着陸して誘導路に進入後、ブレーキが故障し、近くの芝生にはみ出した。	着陸失敗	航

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
2月29日	普天間飛行場	浦添市	普天間飛行場所属CH-46シナイトヘリコプターが、同飛行場と牧港補給地区との間を飛行中、警告ランプが点滅したため牧港補給地区の北1.6kmの浦添市民グラウンドに不時着した。	不時着	航
6月4日	北部訓練場	東村(高江)	東村高江の県道70号線に近い訓練場内で、待ち伏せ訓練中の第3海兵師団第6連隊の隊員が使用した催涙ガスが流出し、県道を通行中の民間車両の乗員2人が目や喉に痛みを訴えた。	催涙ガス流出	演
6月6日	キャンプ・ハンセン	金武町	M60軽機関銃の暴発事故が発生し、海兵隊員2人が死亡した。	暴発死亡事故	演
7月23日	-	宜野座村	在沖米海兵隊員が、演習の一環として宜野座村民間地域で空砲を乱射した。	空砲乱射	演
7月26日	読谷補助飛行場	読谷村	ハシコ降下訓練中止の連絡後、訓練を実施し、高高度降下訓練兵(陸軍)2人が施設外に降下した。	施設外降下	演
8月17日	読谷補助飛行場	読谷村	ハシコ降下訓練中の訓練兵(陸軍)1人が施設外に降下した。	施設外降下	演
8月19日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	米軍の統合演習に参加していた米海兵隊のA-4スカイクワイク攻撃機が、飛行中にブレーキ系統にトラブルを生じ、嘉手納飛行場の滑走路上のワヤに機体下部のフックを引っ掛け緊急着陸した。	緊急着陸	航
8月19日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	RC-135V偵察機が誘導路上でストップ。離陸を諦めた。	離陸失敗	航
8月31日	読谷補助飛行場	読谷村	ハシコ降下訓練中の訓練兵(陸軍)1人が施設外に降下した。	施設外降下	演
9月14日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	KC-135輸送機が、嘉手納飛行場に着陸する際、車輪がパンクした。	着陸失敗	航
10月15日 ~ 10月25日	キャンプ・ハンセン	金武町(伊芸区)	キャンプ・ハンセン演習場に隣接する金武町伊芸地区で、M16ライフル弾8発、M249軽機関銃弾1発が発見された。そのうち2発について、同演習場のレンジ6から打ち込まれたものと確認された。	被弾事故	流
10月31日	北部訓練場	北部訓練場	普天間飛行場第262中型ヘリ中隊所属のCH-46ヘリコプター2機が、編隊飛行訓練中衝突し、うち1機が伊湯岳東側の山林に墜落、大破炎上し、乗員4人が死亡した。他の1機は前脚と車輪を損傷したが普天間飛行場に帰還した。	墜落	航
平成元年 1月31日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	米軍ジェット燃料が流出。米軍は「原因は地盤の緩みによるもの」と発表した。	燃料流出	廃
3月14日	嘉手納飛行場	伊江島補助飛行場第1空域周辺	嘉手納飛行場第33空中救難回収中隊所属のHH3Aヘリコプターが、伊江島南方18kmの海上(訓練空域外)で訓練中に墜落し、3人が死亡、2人が救助された。	墜落	航
4月13日	読谷補助飛行場	読谷村	ハシコ降下訓練中の訓練兵(陸軍)2人が施設外に降下した。	施設外降下	演
4月19日	普天間飛行場	那覇市	普天間飛行場所属のKC-130輸送機が、厚木から普天間飛行場向け飛行中、エンジントラブルが発生し、那覇空港に不時着した。これにより同空港の滑走路が34分間閉鎖された。	不時着	航
4月21日	嘉手納飛行場	南シナ海	嘉手納飛行場第9戦略偵察航空団第1分遣隊所属のSR-71戦略偵察機が、嘉手納飛行場から離陸後エンジンの故障により、南シナ海に墜落した。	墜落	航
5月3日	普天間飛行場	佐敷町(富祖崎)	普天間飛行場所属のCH-53大型ヘリコプターが、訓練のため知念半島沖を飛行中、エンジンに異常を感じ佐敷町富祖崎の野菜畑に緊急着陸した。	緊急着陸	航
5月30日	普天間飛行場	喜屋武岬南の海上	普天間飛行場第265海兵中型ヘリ中隊所属のCH-46ヘリコプターが、夜間上陸演習に参加中、喜屋武岬南32kmの海上に墜落した。	墜落	航

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
6月15日	-	喜屋武岬沖	喜屋武岬沖で操業中のマグロはえ縄漁船「祐生丸」が、第11管区海上保安本部に対し、「付近に上空から爆弾らしきものが落下、爆発音があった」と通報。海上保安本部は「米軍機によるソニックブーム現象によるもの」と発表した。	ソニックブーム現象	他
12月10日	北部訓練場	辺野喜ダム上流付近	提供施設外の辺野喜ダム上流付近で、米軍が携帯食品を食べ散らかしたり、電池や注射器を放置していたことが判明した。	廃棄物放置	他
平成2年1月26日	嘉手納飛行場	伊平屋島沖	岩国飛行場第542海兵攻撃中隊所属のAV8Bハリアー攻撃機が、嘉手納飛行場から韓国向け飛行中、伊平屋島の北北東36kmの海上に墜落した。	墜落	航
4月27日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ訓練場入口からキャンプ・ハンセン第2ゲートまでの道路約2kmにわたって、米軍トラックが持ち込んだ赤土で汚染された。	赤土汚染	他
5月10日	嘉手納飛行場	嘉手納町	集中的な豪雨に伴う嘉手納飛行場からの排水で嘉手納町の国道58号が冠水した。	冠水	廃
6月5日	北部訓練空域	北部訓練空域内	米軍と訓練業務の提供契約を締結している米国の民間会社のF86シエラ・ジェット機が、訓練中、エンジントラブルを起こして墜落した。	墜落	航
6月11日	キャンプ・ハンセン	金武町（中川）	金武町中川区のキャンプ・ハンセン312、313砲座入口近くの牧草地に、演習のため移動中の米軍大型輸送トラックが乗り入れ、牧草地が踏み荒らされる。	牧草地乗り入れ	他
11月29日	キャンプ・シュワブ	キャンプ・シュワブ沖合	厚木飛行場から飛び立った第7艦隊所属のSH-2Fシーライトヘリコプターが、那覇の北東46kmの海上に墜落した。	墜落	航
平成3年3月7日	読谷補助飛行場	読谷村	パラシュート降下訓練中の訓練兵（陸軍）が目的地をはずれ、1人が読谷村字座喜味在の畑に、3人が施設境界付近に降下した。	施設外降下	演
9月20日	キャンプ瑞慶覧	浦添市（牧港）	浦添市牧港の国道330号で、キャンプ瑞慶覧所属の海兵隊員が運転する5トントラックがスリップして、道路わきの電柱に衝突、水銀灯等を破損した。この影響で付近の住宅が約1時間にわたり停電した。	水銀灯等破損	他
11月12日	横田飛行場	伊江島補助飛行場内	伊江島補助飛行場内で、訓練飛行中の横田基地所属C-130輸送機から投下された重量4千ポンドの訓練物資が、目的を外れてフェンス外の黙認耕作地に落下した。	訓練物資落下	航
11月22日	普天間飛行場	トリイ通信施設沖	トリイ通信施設から伊江島補助飛行場向け飛び立った普天間飛行場所属のCH-53型ヘリコプターから、宙づり輸送中の物資4箱のうち、重量1,300ポンドの燃料補給用物資1箱が、誤って読谷村都屋沖合に落下した。	燃料補給用物資落下	航
平成4年1月14日	-	北谷町（砂辺）	北谷町砂辺の国道58号の交差点で、南向け進行中の米軍トレーラーが急ブレーキをかけた際、積載物が落下し、散乱。同交差点は1時間にわたり渋滞した。	積載物落下	他
3月7日	普天間飛行場	キャンプ・ハンセン	訓練飛行中の普天間飛行場所属AH-1W型ヘリコプターが、ヘリパッドに着陸する際、ランディング・スキッドの損傷によりバランスを崩して横転。この事故に関連して破損したと思われるローターの一部分(45kg)が、宜野座大川ダムの工事用資材置場付近に落下した。	着陸失敗	航
5月19日	-	浦添市（牧港）	浦添市牧港の県道で、米軍の大型トラック(5トン)に牽引されていた同型の無人トラックがガードレールを突き破って横転。トラックの引き上げやガードレールの復旧作業のため、同県道は事故発生後5時間にわたって通行止めとなった。	トラック横転	他
5月20日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レジ5で火災が発生、約400㎡を焼失。原因はいい光弾によるものである。	原野火災	火

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
6月15日	-	北中城村(安谷屋)	北中城村安谷屋の県道で、米軍トレーラーに積載したディーゼル油3,000リットルが入ったタンクが、路上に落下して破損。約2,000リットルの油が流出した。	ディーゼル油タンク落下	他
9月16日	ギンバル訓練場	金武町	原野火災が発生し、雑木など30㎡を焼失。原因は照明弾と思われる。	原野火災	火
9月30日	伊江島補助飛行場	伊江島	施設内の黙認耕作地で火災が発生、1,428㎡を焼失。原因は信号弾によるものである。	原野火災	火
10月13日	キャンプ・ハンセン	金武町	レンジ5の着弾地で原野火災が発生、15haを焼失。出火原因はえい光弾によるものである。	原野火災	火
10月20日	普天間飛行場	宜野湾市	訓練終了後、第36海兵航空群第262中型ヘリ中隊所属のCH-46型輸送ヘリコプターが、ヘリパッドに着陸後、駐機場に移動中に横転し、大破した。	横転	航
10月24日	キャンプ・ハンセン	金武町	原野火災が発生し、5,600㎡を焼失。原因は不発弾処理作業によるものである。	原野火災	火
10月26日	北部訓練場	北部訓練場内	信号弾による山林火災が発生し、1,132㎡を焼失した。国有林(松29本、広葉樹43本)に被害が出た。	原野火災	火
10月28日	北部訓練場	北部訓練場内	山林火災が発生し、1,655㎡を焼失した。国有林(松30本、広葉樹90本)に被害が出た。	原野火災	火
10月29日	伊江島補助飛行場	伊江村	ヘリポート降下訓練中の降下兵2人が目的地点をはずれ、施設内の黙認耕作地に降下した。	目的地外降下	演
11月25日	伊江島補助飛行場	伊江村	ヘリポート降下訓練中の訓練兵が目標地点をはずれ、1人が施設内の民家の屋根に、3人が施設外に降下。事故に関し、米軍は地上と上空での風速に対する判断ミスが原因と発表した。	施設外降下	演
12月4日	那覇空港	伊江島上空付近	那覇空港発の南西航空機が、米軍機と思われる戦闘機2機と異常接近した。	ニアミス	航
12月22日	読谷補助飛行場	読谷村	ヘリポート降下訓練が通報時刻前に開始され、訓練兵(陸軍)1人が施設外の民家の庭に降下した。	施設外降下	演
平成5年1月26日	キャンプ・ハンセン	キャンプ・ハンセン内	キャンプ・ハンセン内で原野火災が発生し、約50,000㎡を焼失した。曳光弾が原因。	原野火災	火
2月16日	キャンプ・ハンセン	金武町(中川)	金武町中川で、キャンプ・ハンセン所属の海兵隊員が運転する米軍トレーラーが、民間修理工場に突っ込み被害を与えた。	トレーラー事故	他
4月11日	キャンプ・ハンセン	金武町(金武)	金武町金武でキャンプ・ハンセン所属の少年米兵による金武町民殺害事件が発生した。	殺害事件	他
4月14日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ2付近で、原野火災が発生し、約80,000㎡を焼失した。	原野火災	火
5月12日	キャンプ・ハンセン	国道329号	海兵隊員約30人が、信号を無視して国道329号を行軍した。	行軍	演
5月29日	-	-	在沖米陸軍人による婦女暴行事件が発生した。	暴行事件	他
6月4日	キャンプ・ハンセン	金武町	金武町内の国道329号で、上陸用船舶を積んだ米軍大型トレーラーが、NTTの電話線と役場の放送用配線を切断した。	電話線等切断	演
6月7日	-	宜野湾市(伊佐)	宜野湾市伊佐の国道58号で、米軍トラックがスリップして縁石に乗り上げ、ヤシの木やガードレールを破損した。	ガードレール等破損	演
6月14日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ5付近で火災が発生した。	原野火災	火
6月23日	キャンプ・ハンセン	金武町(金武)	金武町金武で、キャンプ・ハンセンの大型トレーラーがハンドル操作を誤り、観葉植物畑に突っ込む。	トレーラー事故	演
7月20日	嘉手納飛行場	-	婦女暴行事件の被疑者が逃亡した。	被疑者逃亡	他
8月4日	嘉手納飛行場	読谷沖	ゲラムから一時移駐の第353特殊作戦群が読谷沖で施設外訓練(物資投下訓練)を行った。	施設外訓練	演
8月11日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ2付近で火災が発生し、約12,000㎡が焼失した。	原野火災	火

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
8月29日 ～30日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ 2付近で火災が発生し、約120haが焼失した。不発弾が原因と見られる。	原野火災	火
9月1日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	第18作戦群第33救難中隊所属のHH-3型ヘリコプターが、地上移動中に故障、機体が激しく損傷し、空軍兵1名が死亡し、3名が負傷した。	ヘリ横転	航
9月14日	キャンプ・ハンセン	キャンプ・ハンセン内	第1海兵航空団第36海兵航空群のCH-53型ヘリコプターが、クレーン車(7.5t)を宙づりにし、移動訓練をしていた際、地上約60mからクレーン車を落下させた。被害なし。	クレーン落下	航
9月21日	牧港補給地区	浦添市	浦添市内の国道で、牧港補給地区所属の米海兵隊員運転の米軍ピックアップが、誤って対向車線に侵入し、逆走、中央分離帯に乗り上げた。車両牽引まで、長時間にわたって渋滞が続いた。	ピックアップ事故	演
10月20日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ 5付近で火災が発生し、約45,000㎡が焼失した。曳光弾が原因と思われる。	原野火災	火
11月9日	読谷補助飛行場	読谷村	パラシュート降下訓練中の陸軍特殊部隊員が、規制対象区域外に降下。抗議の村役場職員らと小競り合いとなる。	規制対象区域外降下	演
11月13日	キャンプ瑞慶覧	沖縄市	沖縄市中央で、キャンプ瑞慶覧所属の海兵隊員(少年兵)による傷害事件が発生した。	傷害事件	他
12月3日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ 4付近で火災が発生し、約9haが焼失した。曳光弾が原因と思われる。	原野火災	火
12月7日	普天間飛行場	北中城村	北中城村の県道146号線の路上に、普天間飛行場から飛び立った第369海兵軽ヘリコプター中隊所属のUH-1型ヒューイ・ヘリコプターから、重量約16kgの救難キットが落下した。	救難用具落下	航
12月17日	岩国飛行場	マイク・マイク訓練区域	嘉手納基地から発信した岩国飛行場第115海兵戦闘攻撃中隊所属のFA-18ホネット戦闘攻撃機2機が、通常の訓練中、空中衝突し、沖縄の南東280kmの公海上の訓練区域に墜落した。1名は救助、1名は行方不明。	墜落	航
12月18日	-	-	短銃取引を計画していた米高校生(米軍人家族)を現行犯逮捕した。	短銃取引計画	他
平成6年 2月23日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	嘉手納飛行場内の消火関連施設から、ジェット燃料が流出。原因はバルブの閉め忘れである。	燃料流出	廃
3月26日	嘉手納飛行場	金武町	嘉手納基地飛行クラブ所属のセスナ機が、エンジントラブルのため金武ブルービーチ訓練場内駐車場に不時着した。	不時着	航
4月4日	嘉手納飛行場	嘉手納弾薬庫地区内	第18航空団第44戦闘中隊所属のF-15C戦闘機が、離陸直後に嘉手納弾薬庫地区内の黙認耕作地に墜落、炎上した。乗員は脱出。	墜落	航
4月6日	普天間飛行場	宜野湾市	普天間飛行場で、第262中型ヘリ中隊所属のCH-46Eヘリコプターが、不時着訓練中に施設内に墜落。ローターが吹き飛び、胴体がまっ二つに割れた。乗員4名は自力脱出。	墜落	航
5月12日	キャンプ・シュワブ	名護市	キャンプ・シュワブのゲートで、米軍トレーラーがガラスを崩しパンク、国道329号をふさぐ形で停車し、数時間にわたり交通規制が行われた。	トレーラーパンクによる交通規制	演
5月12日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内で、曳光弾による火災が発生。20,000㎡を焼失した。	原野火災	火
5月24日	キャンプ・マクトリアス	具志川市	キャンプ・マクトリアスから、走行中の車に少年が投石。運転手にけがはなかった。	投石	他
6月2日	津堅島(提供施設外)	津堅島	津堅島(提供施設外)に、米軍ヘリコプターが2回にわたり着陸。農作物に被害を与える。	施設外訓練	演
7月7日頃	ホワイト・ビーチ地区	-	ホワイトビーチに寄港した米海軍艦船の乗員による事件(強盗・傷害)が、相い次いで発生した。	強盗・傷害事件	他

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
7月13日	嘉手納飛行場	嘉手納ラ ブコン管 轄空域	嘉手納飛行場のラブコン(進入管制レーダ-コントロール)が故障し、那覇空港及び久米島空港の民間航空機の離発着に支障を来す。	ラブコン故障	他
8月5日	ギンバル訓練場	金武町	金武町内で、ギンバル訓練場におけるヘリコプターの離発着に伴い発生した粉塵により、近隣で栽培していた観葉植物に被害を与える。	観葉植物への被害	演
8月17日	岩国飛行場	粟国島北 西の海上	嘉手納飛行場を飛び立った岩国基地所属のAV-8Bハリアー戦闘攻撃機が、粟国島北西の海上に墜落、乗員は空軍第33航空救難中隊に救助された。	墜落	航
8月30日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセンのレンジ5付近で火災が発生。800,000㎡を焼失した。	原野火災	火
9月20日	キャンプ・シュワブ	金武町 (伊芸区)	金武町伊芸区で、キャンプ・シュワブ所属の海兵隊が、訓練のためキャンプ・ハンセンのレンジ5に向け進行中、車輪を道路脇のサウキビ畑に脱線させ、サウキビ畑に被害を与えた。米軍車両は現場からそのまま立ち去った。	米軍車両によるサウキビ被害	他
10月4日	キャンプ桑江	北谷町	北谷町で、キャンプ・桑江からの米軍家族(少年)による投石、放火等悪質な事件が相次いで発生していることが明らかになる。	投石等	他
11月2日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で火災が発生し、約96haが焼失した。	原野火災	火
11月4日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ2付近で火災が発生した。	原野火災	火
11月13日	出砂島射撃場水域	出砂射撃場水域	海兵隊が、出砂島射撃場水域で指定期日外に演習を実施した。	指定期日外演習	演
11月14日	普天間飛行場	宮古空港	普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターが、エンジントラブルを理由に、宮古空港に緊急着陸した。民間航空機への影響はなかった。	緊急着陸	航
11月16日	普天間飛行場	キャンプ・シュワブ内	キャンプ・シュワブ内で、普天間飛行場第267海兵軽攻撃ヘリコプター中隊所属のUH-1ヘリコプターが演習中に墜落し、乗員1人が死亡し、乗員4人が重軽傷を負った。	墜落	航
12月20日	-	宜野座村 (城原区)	行軍中の海兵隊を先導していた米軍車両が、方向転換の際、宜野座村村城原区のサウキビ畑に乗り上げ、踏み荒らした。	農作物被害	演
平成7年 1月12日	横田飛行場	伊江島補 助飛行場	伊江島補助飛行場で訓練中の横田基地所属C-130輸送機が、施設内の黙認耕作地に物資を投下した。	物資投下	演
2月16日	-	金武町	金武町で、米軍の大型トレーラーが方向転換の際、畑に乗り入れ畑を踏み荒らす。	農作物被害	演
2月28日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ2付近で火災が発生。焼失面積は、約9~12ha。	原野火災	火
3月21日	嘉手納飛行場	那覇空港	第18航空団所属のF-15C戦闘機2機が、悪天候を理由に那覇空港に緊急着陸。民間航空機の離発着に遅れが生じた。	緊急着陸	航
3月30日	-	具志川市	具志川市で米軍の大型トレーラーが方向転換の際、防災無線用電柱に衝突・横転。防災無線設備に被害を与えた。	トレーラー事故	演
4月11日	普天間飛行場	渡名喜村	渡名喜村の民家に、演習中の普天間航空基地所属のKC-130輸送機から、照明弾用のパラシュートが落下した。	照明弾用パラシュート落下	演
5月10日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市	宜野湾市で米兵(海兵隊)による殺人事件が発生した。	殺人事件	他
5月19日	普天間飛行場	久高島	久高島の海岸に、普天間基地所属のUH1ヘリコプターが、油圧警報のランプが点灯したため緊急着陸した。人身被害なし。	緊急着陸	航
7月14日	普天間飛行場	北中城村	第164海兵中型ヘリコプター中隊所属のUH1Nヘリコプターから、北中城村の民家の屋上に重さ800gのヘルメットが落下した。	ヘルメット落下	航
7月24日	キャンプ・コートニー	具志川市	キャンプ・コートニー内から天願川に油が流出した。原因は、マンホールの油水分離層の水がなくなったためである。	油流出	廃

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
7月27日	普天間飛行場	知念村	普天間基地第262海兵中型ヘリコプター中隊所属のCH46ヘリが油圧警告のランプが点灯したため、知念村の無人防波堤に不時着した。	不時着	航
9月1日	岩国飛行場	鳥島近海	沖縄本島の西方約50マイル(約80km)の鳥島近海に、嘉手納基地を飛進した岩国基地第542海兵航空攻撃中隊所属のAV-8Bハリヤ-機1機が、空対地模擬弾訓練中に墜落した。	墜落	航
9月4日	-	本島北部地区	本島北部地区で、買い物帰りの女性が在沖米兵3名に拉致され暴行されるという事件が発生した。	暴行事件	他
9月12日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ 5付近で火災が発生し、約2.5haが焼失した。	原野火災	火
9月18日	キャンプ桑江	北谷町	北谷町白比川に、キャンプ桑江から泥水が流れ込んだ。	泥水流出	廃
9月19日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ 4付近で火災が発生し、約3haが焼失した。	原野火災	火
10月18日	嘉手納飛行場	沖縄南方海上	嘉手納基地の南方約65マイルの海上に、嘉手納基地を飛進した第44戦闘飛行中隊所属のF-15C戦闘機1機が、訓練中に墜落した。	墜落	航
10月22日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	キャンプ瑞慶覧内から、白比川(北谷町)上流に油が流出した。ディゼルタンクの地中に埋めてあるパイプから漏出したものである。	油流出	廃
11月2日	キャンプ・コートニー	具志川市	キャンプ・コートニーの家族住宅地域で、タンクとパイプを結ぶ3本のパイプから、天願川へ軽油が流出した。	油流出	廃
12月3日 ~5日頃	北部訓練場	東村(高江)	東村高江の施設外で、在沖米海兵隊が野戦演習を実施した。	施設外訓練	演
平成8年 2月3日	牧港補給地区	浦添市	牧港補給地区内で、民間の建設作業員が掘削作業中に、目や鼻に刺激を受け気分が悪くなるという事故が発生した。	刺激物発生	他
2月22日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	嘉手納飛行場にある社交クラブで、舞踏室の天井が落下し、作業中の日本人従業員と空軍兵の2人が下敷きになった。2人は約2時間後に救出された。	天井落下	他
3月26日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ 2及びレンジ 5付近の2カ所で火災が発生。焼失面積は、レンジ 2が56,000㎡、レンジ 5が1,500㎡。	原野火災	火
4月30日	キャンプ瑞慶覧	勝連町	勝連町の与勝高校で、在沖米海兵隊所属の3人が、無断で校内に立ち入り、測量調査を行った。	無断立ち入り	他
5月25日	嘉手納飛行場	糸満市	糸満市高嶺の中学校付近の路上に、飛行中の在沖米海軍所属のP-3C機から、重さ約11kgのソノブイが落下した。	ソノブイ落下	航
5月30日	嘉手納飛行場	那覇空港	第18航空団所属のF-15戦闘機1機が、嘉手納周辺の悪天候を理由に、那覇空港に緊急着陸した。出発便の民間機1機に10分間の遅れが生じた。	緊急着陸	航
5月31日	嘉手納飛行場	那覇空港	第18航空団所属のF-15戦闘機2機が、嘉手納周辺の悪天候を理由に那覇空港に緊急着陸した。民間機への影響はなし。	緊急着陸	航
6月6日	金武ブルー・ビーチ訓練場	金武町	金武ブルー・ビーチ訓練場入り口付近で、米兵数人が民間人に対し、銃口を向けるという事件が発生した。	民間人への銃口向け	演
6月19日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市	宜野湾市普天間の国道330号で、キャンプ瑞慶覧に住む少年が発射したエアガンの球が、停車中のバスの運転手に命中した。	エアガン発射	他
7月11日 ~13日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセンのレンジ 2の着弾地からライフルレンジ までの付近で山林火災が発生。約101haが焼失した。	原野火災	火
7月25日	キャンプ・ハンセン	浦添市	浦添市西原の沖縄自動車道西原インターチェンジ出口付近の国道330号で、米軍の大型トレーラーから二機の発電機が道路上に落下した。道路補修まで、長時間にわたって渋滞が続いた。	トレーラー事故	演

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
8月19日頃	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市（白川）	沖縄市白川の嘉手納弾薬庫地区内の黙認耕作地で、米軍管理のマンホールから汚水が流出した。	汚水流出	廃
8月28日	キャンプ・シールズ	与那城町（西原）	与那城町西原の県道で、米海軍キャンプ・シールズ所属の15トントラックが、対向車線を越えて歩道に乗り上げ、道路標識と歩道の植え込みをつぶした。	道路標識等破損	演
8月29日	ホワイト・ビーチ地区	与那城町（西原）	与那城町西原の県道で、米軍の5トントラックが、重さ1トンのコンテナを落下させ、信号待ちの軽乗用車のボンネットやエンジンの一部を押しつぶした。	ボンネット等破損	演
9月11日	キャンプ・ハンセン	石川市	石川市内のストアで、キャンプ・ハンセン所属の米兵2名による現金強盗事件が発生。経営者の女性に全治2週間のけがを負わせた。	強盗事件	他
9月21日	嘉手納飛行場	沖縄市（上地）	沖縄市上地のストアで、在沖米空軍（嘉手納基地）所属の米兵2名による傷害事件が発生した。	傷害事件	他
10月2日	普天間飛行場	名護市	普天間基地所属のCH46ヘリ1機が、油圧装置に異常が発生したため、名護市の嘉陽小学校近くのビーチに緊急着陸した。人身被害なし。	緊急着陸	航
10月9日	嘉手納弾薬庫地区	嘉手納弾薬庫地区内	嘉手納弾薬庫地区内で、F-15戦闘機に搭載する空対空ミサイルを積んだコンテナが、移動中のトレーラーから路上に落下した。	ミサイルコンテナ落下	演
10月15日	普天間飛行場	宜野湾市	普天間飛行場内で、第152空中給油輸送部隊所属の空中給油機が、エンジントストの際、約100ガロンのガソリン漏れを起こした。	ガソリン漏れ	廃
11月4日	キャンプ・マクトリアス	具志川市（西原）	具志川市西原のキャンプ・マクトリアスから、プラスチック製の板が金網を飛び超えて市道に落下し、飛び散った。けが人はなし。	施設外への物品落下	他
11月8日	キャンプ瑞慶覧	北谷町（北前）	キャンプ瑞慶覧の国道58号沿い排水溝（北谷町北前）に、約50ガロンの軽油（ディーゼル燃料）が、100ヤードにわたって流れているのが発見された。	油流出	廃
11月13日	-	宜野座村（宜野座）	宜野座村宜野座の国道329号で、米軍大型輸送車が、路肩に駐車していた民間のトラックに接触し歩道に乗り上げた。けが人はなし。	大型輸送車事故	演
11月21日	嘉手納飛行場	嘉手納基地周辺	第18航空団第33救難中隊所属のHH60ヘリから、重さ約1.3kgのキャンバス袋が落下した。落下地点は、嘉手納基地と知花ハウジングエリアの間と思われる。	キャンバス袋落下	航
12月3日	トリイ通信施設	読谷村	トリイ通信施設内で、午後9時30分頃、概ね10～15分間、第1大隊第1特殊部隊員1名が、約300発の空砲を発砲した。	空砲発砲	演
12月10日	キャンプ・シュワブ	浦添市（牧港）	浦添市牧港の国道330号で、キャンプ・シュワブ第三海兵隊務支援グループ所属の5トントラックが、道路左側の表示灯に激突し転覆、兵士1人が死亡した。	トラック事故	演
12月10日	岩国飛行場	那覇空港の西方海上	岩国基地の第121海兵戦闘攻撃中隊に所属するFA-18ホーネットが、ビーチリスト97の通常訓練の最中に、爆弾投下に失敗し、その後、那覇空港から西方約7マイルの海上に爆弾を投下した。爆弾は、爆発しなかった。提供水域外。	爆弾投下失敗	演
12月11日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ5の着弾地付近で火災が発生し、30,000㎡が焼失した。原因は機関銃によるもので、主にかやが焼けた。	原野火災	火
12月16日	キャンプ・シュワブ水域	名護市大浦湾沖	米海軍の水陸両用人員・物資輸送車（LARC）二台が、大浦湾沖（キャンプ・シュワブ水域内）で上陸訓練中に機械系統が故障し、沈没した。乗組員（計21人）は、全員救助された。	水陸両用車沈没事故	演
12月19日	キャンプ・ハンセン	金武町（屋嘉）	金武町屋嘉の畑で、キャンプ・ハンセン所属の米兵が運転する米軍車両が、観葉植物の畑に乗り入れた。マング約40本に被害がでた。	観葉植物被害	演

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
12月27日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ 4の着弾地と水源地付近の2カ所で火災が発生し、それぞれ120,000㎡、40,000㎡の計160,000㎡が焼失した。原因は照明弾によるもので、主にかやが焼けた。	原野火災	火
平成9年1月24日	嘉手納飛行場	沖縄市	嘉手納空軍基地の第3ゲート付近から、約1,520リットルのディーゼル燃料が流出した。	油流出	廃
2月10日	鳥島射爆撃場	鳥島射爆撃場	平成7年12月～平成8年1月にかけて、鳥島射爆撃場で劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾を使用していたことが判明した。	劣化ウラン弾使用	演
2月20日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	北谷町のキャンプ瑞慶覧内から国道58号の側溝に通じる配水管の沈殿槽より、平成9年1月、PCBが検出されていたことがわかった。	PCB検出	廃
2月26日	泡瀬通信施設	沖縄市	泡瀬通信施設の南側の制限水域内護岸工事の修復工事で、海に土砂が流れ出ているのが26日までにわかった。	土砂流出	廃
3月13日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ 5Fに近いゴミ場付近で火災が発生。約90,000㎡が焼失した。	原野火災	火
4月8日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセンからディーゼル燃料(軽油)約19リットル(約5ガロン)が民間地域に流れ出した。ボイラー室の燃料タンクのパイプが破損したのが原因である。	燃料流出	廃
4月15日	普天間飛行場	渡嘉敷村(無人島)	普天間基地第三海兵遠征部隊所属のCH-46ヘリコプターが、警告灯のランプが点灯したため、那覇の西約30マイルの前島に不時着した。	不時着	航
4月21日	嘉手納飛行場	沖縄市	沖縄市に住む女性宅に米軍兵士が侵入、わいせつ行為を働き、逮捕されるという事件が発生した。	強制わいせつ事件	他
5月12日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ 2付近で火災が発生。焼失面積は、40,000㎡。曳光弾により発火した。	原野火災	火
5月14日	普天間飛行場	不明	普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターから、重さ約2kgのギアボックスのカバーが落下した。事故当時は概ね海上を飛行中であったが、落下場所は不明。	カバーパネル落下	航
5月30日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	嘉手納基地所属のF-15I戦闘機から、離陸直後、同飛行場内に風防ガラスが落下した。	風防ガラス落下	航
5月30日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ 2付近で火災が発生。焼失面積は、約1,200㎡。曳光弾により発火した。	原野火災	火
5月31日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内の廃弾処理区域で火災が発生。焼失面積は、約160,000㎡。廃弾処理火薬が原因である。	原野火災	火
6月10日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内の廃弾処理区域で火災が発生。焼失面積は、約500,000㎡。廃弾処理火薬が原因である。	原野火災	火
6月23日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ 5付近で火災が発生。焼失面積は、約480,000㎡。曳光弾により発火した。	原野火災	火
6月25日	キャンプ・ハンセン	キャンプ・ハンセン内	キャンプ・ハンセン内の地下に埋設している油送管から、ディーゼル燃料1,900リットルが漏れているのが発見された。	ディーゼルオイル漏れ	廃
7月3日	キャンプ・ハンセン	恩納村	キャンプ・ハンセン内のレジ 7付近で火災が発生。焼失面積は、約270,000㎡。曳光弾により発火した。	原野火災	火
7月22日	普天間飛行場	-	普天間基地所属の米海兵隊員が、麻薬LSD(240錠)を所持していたことから、軍警察に逮捕されるという事件が発生した。	麻薬所持	他
8月11日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレジ 2付近で火災が発生。焼失面積は、約30,000㎡。5.56mmマシンガン弾により発火。	原野火災	火
8月29日	キャンプ瑞慶覧	キャンプ瑞慶覧内	キャンプ瑞慶覧のハウジング地区(施設内)のマンホールから汚水が流れ出ているのが確認された。汚水管に紙が詰まっていたのが原因。	汚水流出	廃

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
9月3日	キャンプ・ハンセン	恩納村	キャンプ・ハンセン内のレンジ7付近で火災が発生。焼失面積は、約70,000㎡。原因不明。	原野火災	火
9月10日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ4付近で火災が発生。焼失面積は、約1,600㎡。ライフル銃により発火した。	原野火災	火
9月18日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ2付近で火災が発生。焼失面積は、約243,000㎡。迫撃砲により発火した。	原野火災	火
9月30日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ4付近で火災が発生。焼失面積は、約50,000㎡。SMAW(自動小銃)により発火した。	原野火災	火
10月19日	-	石垣島南西沖	石垣港の南西約6.5kmの地点で、航行中の旅客船の船員により、直径70cm、長さ4.8mの米軍航空機の燃料タンクが発見された。	燃料タンク発見	演
11月13日	牧港補給地区	浦添市	牧港補給地区内の倉庫で火災が発生し、次亜塩素酸化カルシウムが燃焼した。一時、近くの隊員を避難させるなどの騒ぎが出た。	倉庫火災	火
11月13日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ2付近で火災が発生。焼失面積は、約10,000㎡。84ロケットにより発火。	原野火災	火
12月3日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ5付近で火災が発生。焼失面積は、約562,500㎡。M16曳光弾により発火。	原野火災	火
12月5日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ8付近で火災が発生。焼失面積は、約140,000㎡。曳光弾により発火。	原野火災	火
12月9日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ4付近で火災が発生。焼失面積は、約3,000㎡。曳光弾により発火。	原野火災	火
12月19日	キャンプ・シュワブ	名護市	キャンプ・シュワブ内のレンジ10付近で火災が発生。焼失面積は、約5,000㎡。ロケット弾により発火。	原野火災	火
平成10年2月12日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ5付近で火災が発生。焼失面積は、約400㎡。5.56mm曳光弾により発火。	原野火災	演習・火災
3月2日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ5付近の2ヶ所で火災が発生。焼失面積は、約45,000㎡と25,000㎡の計70,000㎡。5.56mm曳光弾により発火。	原野火災	演習・火災
3月12日	-	竹富町黒島沖	竹富町黒島の海岸に、直径33cm、長さ1.7mの米軍のものと思われるボム状の金属製の物体が発見された。	漂流物発見	その他・その他
3月25日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ8付近で火災が発生。焼失面積は、約52,500㎡。7.62mm口径機関銃により発火。	原野火災	演習・火災
3月30日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ7付近で火災が発生。焼失面積は、約35,000㎡。50mm口径マシンガンにより発火。	原野火災	演習・火災
3月31日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内で火災が発生。焼失面積は、約1㎡。	原野火災	演習・火災
4月15日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内廃弾処理区域で火災が発生。焼失面積は、約45,000㎡。50mm口径マシンガンにより発火。	原野火災	演習・火災
4月20日	キャンプ瑞慶覧	キャンプ瑞慶覧内	キャンプ瑞慶覧内で海兵隊上等兵の死体が発見された。自分で撃ったとみられる銃創が確認されていることなどから、自殺の可能性が高い。	自殺	その他・その他
4月29日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ2付近で火災が発生。焼失面積は、約900㎡。M16マシンガンにより発火。	原野火災	演習・火災
5月9日	キャンプ瑞慶覧	勝連町(南風原)	勝連町南風原の県道10号で、キャンプ・フォスター所属の海兵隊員運転の大型トラックが前にあった車を避けようとして急ブレーキをかけた際に、道路左側にあった雑貨店の日除けや自動販売機、ブロック壁に衝突し破損させた。けが人なし。	交通事故	その他・その他

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
5月16日	牧港補給地区	沖縄市	牧港補給地区所属の上等兵が、沖縄市空港通りに駐車してあった車の窓ガラスを割ったとして器物損壊罪で逮捕された。けが人なし。	器物損壊	その他・その他
6月19日	キャンプ瑞慶覧	キャンプ瑞慶覧内	キャンプ瑞慶覧のプラザ地区(施設内)のマホールから汚水が流れ出ているのが確認された。汚水管が何らかの原因で詰まっていたことによる。	汚水流出	演習・廃
7月23日	キャンプ・ハンセン	宜野座村	キャンプ・ハンセン中部訓練場で、米海兵隊所属のUH-1Nヘリコプターが墜落した。乗員4名は軽傷。事故の定義や通報の遅れなど日米間で合意された通報基準の問題点が指摘された。	墜落	演習・航空機
8月4日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で火災が発生。焼失面積は、約87,500㎡。小型ロケット弾により発火。	原野火災	演習・火災
8月12日	ホワイト・ビーチ地区	勝連町	ホワイトビーチ内で米海軍第7艦隊所属の駆逐艦(クック)で爆発事故が発生し、1人死亡、1人重体。艦内の蒸気パイプが破裂したことが原因。	爆発事故	演習・その他
8月12日	嘉手納弾薬庫	嘉手納町	嘉手納弾薬庫内の黙認耕作地に埋設されている排水パイプが破裂し、汚水が流れ出ているのが確認された。大雨により土砂が崩れたことにより配水管が破裂したのが原因。	汚水流出	演習・廃
8月13日	キャンプ・マクトリアス	北谷町(北前)	北谷町北前の輸入衣料品店で、キャンプ・マクトリアスに住む米国籍の少年二人による強盗致傷事件が発生した。店員は軽い擦り傷を負った。	強盗事件	その他・その他
8月13日	キャンプ・シュワブ	キャンプ・シュワブ水域	名護市のキャンプ・シュワブ沖の大浦訓練区域で、パラシュート訓練に参加していた米空軍第353特殊作戦群の隊員が訓練中の事故で死亡した。	パラシュート訓練	演習・その他
9月16日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ3付近で火災が発生。焼失面積は、約2,000㎡。手りゅう弾により発火。	原野火災	演習・火災
9月18日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で火災が発生。焼失面積は、約30,000㎡。曳光弾により発火。	原野火災	演習・火災
11月12日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のEOD2付近で火災が発生。焼失面積は、約30,000㎡。爆破訓練中に破片が飛散し周辺に引火。	原野火災	演習・火災
12月3日	キャンプ瑞慶覧	北谷町(北前)	北谷町北前のキャンプ瑞慶覧北前ゲート近くで、自動車整備工場の油水分離器から約40リットルのディーゼル燃料があふれ出し、普天間川に流れた。	油流出	演習・廃
12月4日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ2付近で火災が発生。焼失面積は、約6,500㎡。自動小銃により発火。	原野火災	演習・火災
12月6日	牧港補給地区	沖縄市(上地)	牧港補給地区所属の一等兵が、沖縄市上地の路上に駐車してあった車両を盗んだ。約5時間半後、南風原町の国道で窃盗の疑いで逮捕された。	車両窃盗	その他・その他
平成11年1月5日	嘉手納飛行場	那覇市	嘉手納飛行場所属のF15戦闘機2機が、同基地上空の悪天候を理由に、那覇空港へ緊急着陸した。これにより同空港は点検のため2分間閉鎖された。	不時着	演習・航空機
1月5日	-	竹富町西表島	竹富町の西表島北岸の西ゲート橋付近の海岸で長さ240cm、直径35cmの空中標的と思われる物体が漂着しているのを住民が発見した。	漂流物	その他・その他
1月6日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ2付近で火災が発生。焼失面積は、約75,000㎡。M60曳光弾により発火。	原野火災	演習・火災
1月8日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のレンジ7付近で火災が発生。焼失面積は、約1,000㎡。50mm口径機関銃により発火。	原野火災	演習・火災
1月26日	浮原島訓練場	勝連町	浮原島訓練場で火災が発生。焼失面積は、約25,000㎡。信号弾により発火。なお、同訓練場での火災は復帰後はじめて。	原野火災	演習・火災

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
3月8日	キャンプ・シュワブ	名護市	キャンプ・シュワブ内のE0D1(廃弾処理場)付近で火災が発生。焼失面積は、約900㎡。爆破訓練により発火。	原野火災	演習・火災
3月11日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	北谷町のキャンプ瑞慶覧北前ゲート近くのモータープールで、油水分離器からディーゼル燃料があふれ出し普天間川に流れた。	油流出	演習・廃
4月19日	北部訓練場沖	北部訓練場沖合い	午後9時40分頃、米海兵隊所属のCH-53Eヘリコプターが北部訓練場の沖合いに墜落し、乗員4名が死亡する事故が発生する。	墜落	演習・航空機
4月21日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で火災が発生。焼失面積は、約1,000㎡。ライフル銃の曳光弾により発火。	原野火災	演習・火災
4月29日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後6時20分頃、F-15C型機1機が後部左側ディングギアが出ない状態で降陸装置に機体をフックして、東シ海側から内陸滑走路(南側)に着陸した。	着陸失敗	演習・航空機
5月3日	-	仲里村	漁民がリーフ際で米軍のものと思われる漂流物を発見し、役場駐車場で保管する。漂流物は、5月28日、民間業者が久米島より泊港まで搬送後、米軍が同港で回収した。	漂流物	その他・その他
5月7日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で火災が発生。焼失面積は、約4,550㎡。ロケットランチャーにより発火。	原野火災	演習・火災
5月7日	泡瀬ゴルフ場	北中城村	泡瀬ゴルフ場から飛んできたゴルフボールが乗馬クラブの馬に当たり、驚いた馬が暴れたため騎乗していた3歳の子どもの落馬し、左手首を骨折した。なお、施設局から県への連絡は事故から6ヶ月経過後の12月3日であった。	ゴルフボール飛来	その他・その他
6月4日	嘉手納飛行場	嘉手納町	米海兵隊所属のAV-8B機が、嘉手納飛行場を離陸しようとして、エンジン部分から火を吹き墜落する事故が発生する。	墜落	演習・航空機
6月15日	-	石垣市(平久保)	石垣市平久保の海岸で米軍の漂着物が発見される。	漂流物	その他・その他
6月20日	-	国頭村	午前2時頃、米兵が民家に侵入する住居侵入事件が発生する。その後、米兵は県警によって身柄を拘束される。	住居侵入	その他・その他
7月12日	-	金武町(金武)	午後3時15分頃、米兵運転のトラックが、赤信号で一時停止中の民間車両等に追突した。	交通事故	演習・その他
8月11日	-	東村	午前10時25分頃、米海兵隊所属のUH-1Nヘリコプターが、東村営グラウンドに緊急着陸する事故が発生する。	不時着	演習・航空機
8月13日	キャンプ瑞慶覧	北谷町(北前)	北谷町北前付近のモータープールから油が普天間川及び海に流出した。	油流出	演習・廃
8月28日	-	沖縄市(照屋)	午前1時40分頃、米兵が車を盗難し、その5分後に民間車両2台に衝突する事件が発生する。	窃盗及び当て逃げ	その他・その他
9月8日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で火災が発生。焼失面積は、約40,000㎡。ロケットランチャーにより発火。	原野火災	演習・火災
9月13日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後3時30分頃、第909空中給油中隊所属のKC-135のロケットから煙が出る。	不時着	演習・航空機
9月22日	嘉手納飛行場	嘉手納町	台風18号による大雨で、嘉手納飛行場から大量の雨水が国道58号に流れ込み冠水する。けが人等はなかったが、車両7~8台が水没する。	国道冠水	その他・その他
9月24日	韓国オサン基地	渡名喜村	嘉手納基地を飛び立った韓国オサン基地所属のMH-53Jヘリコプターが、出砂島射爆場で訓練中、油漏れを起こしたため渡名喜村の急患用ヘリパッドに緊急着陸した。	不時着	演習・航空機
10月2日	-	那覇市	米海兵隊所属の米兵3名が、タクシー料金を踏み倒して逃げたととして、那覇署に逮捕される。	無賃乗車	その他・その他

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
10月8日	-	沖縄市	午後11時35分頃、沖縄市において米海兵隊所属の米兵2名が、タクシー料金を支払わずに逃走し、追ってきた乗務員の顔等を殴り、負傷を負わせる事件が発生する。	無賃乗車及び傷害	その他・その他
10月19日	普天間飛行場	那覇市	普天間基地所属の米兵が男性2人に軽傷を負わせたとして、傷害容疑で那覇署に逮捕される。	傷害	その他・その他
10月19日	嘉手納飛行場	嘉手納町	在沖米海軍所属のP-3C対潜哨戒機が4つのエンジンのうち1つがトラブルを起こし、トラブルのあったエンジン1つを止めて、嘉手納飛行場に緊急着陸した。	不時着	演習・航空機
11月1日	-	宜野湾市	那覇向けに進行していた米軍トラックの荷台から大型ジャッキが転落。現場一帯は、2時間以上にわたって大渋滞となった。	ジャッキ落下	演習・その他
11月9日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	海兵隊員3名が酸素呼吸器を用いて、展示用のりゅう弾砲を解体作業中に事故が発生し、1名が死亡、2名が負傷した。	作業事故	演習・その他
11月11日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納ラプコン(レーダー侵入管制)の故障により、那覇空港を離着陸する民間航空機に影響が出る(翌12日午後5時50分頃復旧)。米軍は、原因について建設作業員が誤ってケーブルを切断したためと発表した。	ラプコン故障	その他・その他
12月8日	泡瀬ゴルフ場	北中城村	泡瀬ゴルフ場の12番ホールから飛んできたゴルフボールが施設外でバウンドし、ゴルフ場近くの会員の胸部に当たった。	ゴルフボール飛来	その他・その他
12月9日	嘉手納弾薬庫地区	石川市	嘉手納A700KのセオC-172型機が嘉手納飛行場から離陸後、エンジントラブルがあり、嘉手納弾薬庫地区内の道路に緊急着陸した。乗員の米軍人4名は無事。	不時着	演習・航空機
12月10日	横田飛行場	嘉手納飛行場内	横田基地所属のC-130型機が嘉手納から飛び立ったが、約30分後に、4つあるうちの1つのエンジンがオーバーヒートしたため、当該エンジンを止めて3つのエンジンで飛行し、予防措置として嘉手納に着陸した。	不時着	演習・航空機
12月21日	普天間飛行場	勝連町(浮原島)	普天間基地所属のCH-46型ヘリコプターが水力ポンプの故障のため、浮原島へ緊急着陸した。救援機1機が現場へ向かい、修理を終え普天間基地へ無事帰還した。	不時着	演習・航空機
平成12年1月5日	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市	知花住宅地区のボイラー室から油が漏れて比謝川へ流れ出る。油流出事故により企業局の比謝川ポンプ場で取水が1月5日午後8時から翌6日午後2時まで18時間停止された。取水再開にあたって企業局では活性炭を注入した。	油流出	廃
1月6日	伊江島補助飛行場	伊江村	伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練が行われた際、重量物1個(270kg)が提供施設内黙認耕作地に、兵士3名が提供施設外に降下した。降下により葉たばこ等の植え付け準備中のマルチに破損等が生じた。	施設外降下	演
1月14日	普天間飛行場	沖縄市	沖縄市内のデイスコ内において普天間基地所属の米海兵隊員による強姦未遂事件が発生する。被疑者は駆けつけた捜査員によって身柄を拘束される。示談が成立し被害者が告訴を取り下げたため被疑者は26日に釈放される。	強姦未遂	犯
1月18日	金武ブルー・ビーチ訓練場	金武町	ブルー・ビーチ訓練場への進入道路で、米海兵隊第31海兵遠征部隊所属の車両が、収穫前のさとうきびを踏みつぶし、舗装工事の縁石を破損する等の被害を与える。	農作物等被害	演習
1月19日	嘉手納飛行場	嘉手納町	米軍機C130輸送機のコックピット内でパイロットが異臭を感じたため、予防着陸した。	緊急着陸	航空機
1月27日	嘉手納飛行場	嘉手納町	FA-18ホーネットが模擬弾を使用して発射訓練を行っていた際、4個のうち1個が発射できなかったため、念のため予防着陸した。	緊急着陸	航空機
1月28日	キャンプ・ハンセン	恩納村	キャンプ・ハンセン内レンジャー付近で火災が発生。焼失面積は、約2,000㎡。84mmロケット砲により発火。	原野火災	火災

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
2月2日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レゾ 5付近で火災が発生、消火活動は夜間になり中断、その後自然鎮火。焼失面積は、約350,000㎡。マシンガン弾により発火。	原野火災	火災
2月4日	沖縄北部訓練空域付近	那覇市北西の海上上空	福岡発石垣行きのA-1H機が那覇市の北西40マイルの海上上空で、米海軍所属のFA-18ホネットと異常接近したことが8日明らかになる。	異常接近	航空機
2月20日	-	沖縄市（中央）	沖縄市中央の民家に酒に酔った米海軍兵が侵入し被害者の通報で駆けつけた沖縄署員に現行犯逮捕される。被疑者は事件送致後、22日に釈放される。	住居侵入	その他
3月7日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レゾ 2着弾地で火災が発生。焼失面積は、約400㎡。実弾射撃訓練により発火。	原野火災	火災
3月18日	泡瀬ゴルフ場	北中城村	泡瀬ゴルフ場の12番ホールからゴルフボールが飛び出し、ゴルフ場近くの会社のガラスを割り、中で作業していた男性の額に当たる。	ゴルフボール飛出	その他
3月19日	-	沖縄市	沖縄市の美容室(営業中)に酒を帯びた海兵隊員が侵入し被害者の通報で駆けつけた沖縄署員に現行犯逮捕される。被疑者は事件送致後、22日には釈放される。	住居侵入	その他
3月22日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レゾ 2着弾地で火災が発生。焼失面積は、約200㎡。実弾射撃訓練により発火。	原野火災	火災
3月30日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レゾ 2着弾地で火災が発生し、27時間以上経過後に鎮火。焼失面積は、約105万㎡。実弾射撃訓練により発火。	原野火災	火災
4月7日	ギンバル訓練場	金武町	ギンバル訓練場で浜下りで開放中、原因不明の火災が発生。人身等に被害なし。当日は住民に開放していたため、訓練は実施していない。	原野火災	その他
4月18日	キャンプ・シュワブ	名護市	キャンプ・シュワブ内レゾ 10着弾地で火災が発生。鎮火時間は午後8時45分。焼失面積は、約5千㎡。実弾射撃訓練により発火。	原野火災	火災
4月19日	嘉手納飛行場	嘉手納町	FA-18ホネットが訓練中、キアの故障で通常より早く嘉手納飛行場に帰還した。	緊急着陸	航空機
4月27日	キャンプ・シュワブ	宜野座村	在沖米海兵隊の水陸両用車6台がキャンプ・シュワブから宜野座村瀧原まで移動の際、誤って提供水域外の共同漁場に進出し、サゴ等を損壊した。	施設外通行	その他
5月8日	キャンプ・ハンセン	恩納村	キャンプ・ハンセン内廃弾処理場(EOD2)で火災が発生し、4時間以上経過後に鎮火。焼失面積は、約940㎡。爆破訓練により発火。	原野火災	火災
5月20日	-	沖縄市（中央）	沖縄市中央の衣料品店に米海兵隊員4名が侵入し、現金及び衣類を窃取。付近を通りかかった米軍捜査機関の捜査官が追跡し、キャンプ・ハンセンのメインゲート前で憲兵隊員と停車させ車内を確認したところ、盗品と思われる商品を発見し、逮捕した。	窃盗	その他
5月20日	-	沖縄市（胡屋）	沖縄市胡屋のスーパーに、酒に酔った米空軍兵が侵入。店員に暴行し、調味料など商品を強取し逃走。被害者などの情報により、被疑者を任意同行して取り調べしたところ、自供、逮捕する。	強盗致傷	その他
5月20日	-	沖縄市（胡屋）	沖縄市胡屋の沖縄警察署前歩道上の沖縄警察署掲示板のガラス等を酒に酔った米海兵隊員が素手で損壊した。通報により駆けつけた沖縄署員が逃走する被疑者を現行犯逮捕した。	器物損壊	その他
5月23日	北部訓練場	東村（高江）	北部訓練場に隣接する東村高江の土地改良区に米海兵部隊が誤って進入、そこでペイントボール模擬弾を試射する。	施設外立入	その他
5月24日	-	石垣市	石垣島、全日空クルーズ沖合に米軍の漂流物(標的)が浮遊しているのが発見された。	漂流物漂着	演習・その他

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
5月29日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市	キャンプ瑞慶覧の車両整備場に駐車していたフォークリフトの油圧系統から油漏れがあり、下水を通過して基地外の河川へ流出。流出量は5リットル未満。	油流出	廃
5月30日	牧港補給地区	西原町	西原町の古物業者に劣化ウラン弾の棄きょうが流出していることが判明した。	放射線暴露	その他
6月6日	-	沖縄市 (胡屋)	沖縄市胡屋の県道20号線(通称：くすの木通り)で米海軍兵が運転するトレーラーがくすの木3本とカーブミラーに接触、くすの木1本が折れた。	道交法違反	演習・その他
6月11日	-	那覇市 (曙)	那覇市曙の路上において交通事故を起こした米海兵隊に職務質問を実施したところ突然殴りかかり、警察官の眼鏡を破損させた。なお同交通事故は警察官の停止指示を無視して逃走中に衝突事故を起こしたものであり、車両は盗まれたものである。	公務執行妨害罪	その他
6月21日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ2着弾地で火災が発生。焼失面積は、約625㎡。実弾射撃訓練により発火。	原野火災	火災
6月23日	キャンプ・ハンセン	恩納村	キャンプ・ハンセン内レンジ7着弾地で火災が発生。焼失面積は、約15,000㎡。実弾射撃訓練により発火。	原野火災	火災
7月2日	-	北谷町	北谷町の国道58号の路上において、二人の海兵隊員が器物損壊した白人の逃走の援助を行った。	逃走幫助	その他
7月3日	-	沖縄市	沖縄市内の民家に酒に酔った米海兵隊員が侵入し、女子中学生にわいせつな行為を行う。	住居侵入、準強制わいせつ	その他
7月4日	-	宜野湾市	宜野湾市内のビルで、閉じこめられた海兵隊員が車をゲートに押しつけて開けようとして同ゲートを損壊した。	器物損壊	その他
7月23日	北部訓練場	東村(高江)	米海兵隊が東村高江の国有地を提供施設内と誤って廃棄物を投棄した。	不法投棄	廃
8月4日	普天間飛行場	宜野湾市	普天間飛行場所属KC-130が4つのプロペラの中、一つが不調だったため念のため普天間飛行場に予防着陸した。	予防着陸	航空機
8月23日	嘉手納飛行場	嘉手納町	海軍VP-4部隊所属P-3Cオライオンが嘉手納飛行場に着陸した際、タイヤの一つがパンクした。	その他	航空機
8月25日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市	キャンプ瑞慶覧の車両整備場でブルドーザーのメンテナンス(油ぬき取り作業)中に油が漏れ、下水を通過して基地外の河川へ流出。流出量は8リットル未満。	油流出	廃
9月21日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ4着弾地で火災が発生。焼失面積は、約149㎡。実弾射撃訓練により発火。	原野火災	火災
11月2日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内のエアコン等が保管されている倉庫から出火。怪我人はいない。	倉庫火災	火災
11月16日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ4着弾地で火災が発生。焼失面積は、約7,500㎡。実弾射撃訓練により発火。	原野火災	火災
12月11日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内の野外照明器具等が保管されている倉庫から出火。怪我人はいない。	倉庫火災	火災
12月28日	普天間飛行場	与那城町	普天間飛行場所属CH-46ヘリが油圧システムのトラブルで与那城町内の公園建設予定地に不時着した。	不時着	航空機
12月29日	キャンプ・ハンセン	金武町	キャンプ・ハンセン内レンジ4着弾地で火災が発生。焼失面積は、約650,000㎡。実弾射撃訓練により発火。	原野火災	火災
平成13年 1月9日	キャンプ・ハンセン	金武町	金武町の屋外において、キャンプ・ハンセン所属の海兵隊伍長が女子高校生のスカートをまくり上げ、所持していたカメラで下半身を写真撮影した。	強制わいせつ	その他・刑法犯等
1月12日	-	伊江村	大型車両5,6台が走行中、後方車両のブレーキが故障し外郭畑(黙認耕作地)に侵入し、外郭畑の8畝が踏みつぶされた。	車両事故	演習・その他

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
1月14日	キャンプ桑江	国頭村	国頭村内のトラックで在沖米海軍病院勤務の一等兵曹が、喧嘩の仲裁に入った経営者に対して右手人差し指打撲の傷害を負わせた。	傷害	その他・刑法犯等
1月14日	普天間飛行場	国頭村	上記傷害事件の参考人として交番で事情聴取されていた普天間基地所属の軍属が傷害事件の被疑者と口論となり、交番備え付けの机を手拳で破壊した。	器物損壊	その他・刑法犯等
1月15日	キャンプ・ハンセン	北谷町（北前）	北谷町北前において、海兵隊員上等兵が屋台小料理屋の屋根等に放火した。	放火事件	その他・刑法犯等
1月20日	キャンプ・ハンセン	北谷町（北前）	北谷町北前において、海兵隊員が屋台4件に放火したとして沖縄署に身柄を拘束される。	放火事件	その他・刑法犯等
1月22日	普天間飛行場	宜野湾市	KC-135空中給油機が、4つのエンジンのうち1機の油の量が異常に低い値を示す警告ランプが点灯したため、引き返して予防着陸した。	緊急着陸	演習・航空機
1月25日	キャンプ・ハンセン	名護市（安部）	名護市安部の国道331号南行き単線で、キャンプ・ハンセン第3海兵師団所属の車両からエンジンオイルとみられる油が約1kmに渡って流出した。	油流出事故	演習・廃
2月4日	嘉手納飛行場	沖縄市	嘉手納空軍所属の3等軍曹が、貨物トラックを窃盗し物損事故を起こし、被害車両から逃走するところを沖縄警察署に緊急逮捕された。	窃盗事件	その他・刑法犯等
2月5日	普天間飛行場	宜野湾市	午後9時40分頃、普天間海兵隊航空基地に帰還するCH-53Eヘリコプター2機が、同基地上空で接触した。	接触	演習・航空機
2月10日	-	那覇市	米海兵隊所属の上等兵が、か用品店内において自動車テレビ用アンテナ1個を万引きし、豊見城署に逮捕される。	窃盗事件	その他・刑法犯等
2月14日	嘉手納飛行場	嘉手納飛行場内	嘉手納飛行場内に埋設された污水管から、污水が流れ出るという事故が発生した。	汚水流出	演習・廃
2月17日	トリイ通信施設	北谷町（美浜）	北谷町美浜の国道58号線で、在沖米陸軍第一特殊部隊所属2等軍曹が、信号待ちのバイクを破損しかか用品店内において、自動車テレビ用アンテナ1個を万引きし、豊見城署に逮捕される。	器物損壊	その他・刑法犯等
2月25日	普天間飛行場	那覇市	上記傷害事件の参考人として交番で事情聴取されていた普天間基地所属の兵長の乗用車が、道路端の駐車中のバイクに接触し、逃走、あて逃げ、無免許で逮捕された。	器物損壊	その他・刑法犯等
3月9日	キャンプ瑞慶覧	キャンプ瑞慶覧内	キャンプ瑞慶覧内のガソリンスタンドのパイプに生じた亀裂からガソリンが漏れ、同地区内にある河川の湧水に流出していることが判明した。	油流出事故	演習・廃
3月19日	キャンプ・コートニー	具志川市	午後9時30分頃、キャンプ・コートニーで海兵隊伍長が、駐留軍従業員の車両に向けモルタルを発砲する事件が発生した。	発砲事件	その他・その他
3月28日	キャンプ瑞慶覧	沖縄市	午前5時3分頃、沖縄市運動公園前市道付近で、キャンプ瑞慶覧所属の米海兵隊上等兵が、盗んだ乗用車で逃走中、検問していたバイクに衝突し現行犯逮捕された。	公務執行妨害	その他・刑法犯等
3月31日	キャンプ瑞慶覧	浦添市	午前1時7分頃、海兵隊員の軍曹が浦添市内の食料品店の駐車場に止めていた食料品店所有の車両を窃盗し、キャンプ瑞慶覧の憲兵隊が身柄を拘束している。	窃盗事件	その他・刑法犯等
3月31日	-	読谷村（伊良皆）	平成12年12月2日午前1時40分頃、読谷村字伊良皆在のコンビニ駐車場で米国人少年2名が共謀し、駐車中の乗用車を窃盗した。	窃盗事件	その他・刑法犯等
3月31日	-	名護市（大西）	平成12年12月2日午前3時5分頃、米国人少年2名が読谷村で窃盗した車両を名護市大西在の衣料品店の正面出入口に突っ込み、建物のアルミ枠ドア他11点を損壊した。	建造物損壊	その他・刑法犯等
3月31日	-	名護市（大西）	平成12年12月2日午前3時5分頃、米国人少年2名が読谷村で窃盗した車両を名護市大西在の衣料品店の正面出入口に突っ込み、建物内にある衣類等31点を損壊した。	器物損壊	その他・刑法犯等

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
4月1日	キャンプ・ハンセン	沖縄市 (諸見里)	午前4時40分頃、キャンプ・ハンセン所属の一等兵が、沖縄市諸見里の飲食店で酒に酔い同店の出入り口ドアガラスを破壊し沖縄署に現行犯逮捕された。	器物損壊	その他・刑法犯等
4月2日	-	具志川市 (栄野比)	具志川市栄野比の具志川市資源ゴミ保管所において、在沖米軍が使用するM16717の弾及び空砲が多量発見された。	公火薬類取締法違反容疑	その他・その他
4月5日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納基地を離陸の際、パイロットが危険を感じ緊急に離陸を中止した。	離陸失敗	演習・航空機
4月11日	嘉手納飛行場	沖縄市	嘉手納基地所属の兵長が、沖縄市内の民家に侵入し沖縄署に現行犯逮捕された。	住居侵入	その他・刑法犯等
4月23日	嘉手納飛行場	北谷町 (美浜)	午後8時頃、嘉手納空軍所属の二等軍曹他1名が、北谷町美浜に在るか用品店からテレビを窃盗しよし沖縄署に現行犯逮捕された。	窃盗事件	その他・刑法犯等
4月28日	-	沖縄市	午後6時45分頃、米人少年5名が沖縄市内のスポーツ店でバスケットシューズ3足を窃盗、逃走し、その内の一人が逮捕された。	窃盗事件	その他・刑法犯等
4月29日	-	石川市	石川市内に居住する海兵隊員の所有する飼犬が小学生に傷を負わせ、所有者の海兵隊員が石川警察署に石川市飼犬条例違反で逮捕された。	条例違反	その他・その他
4月30日	トリー通信施設	嘉手納町	トリー通信施設の日本人従業員運転の米陸軍大型特殊自動車からエンジンオイルが漏れ、現場から那覇向けの国道58号線でそれが原因と思われる5件の物件事故が発生した。	油流出事故	演習・摩
5月1日	嘉手納飛行場	沖縄市	午前0時45分頃、嘉手納空軍基地の軍属他1名が、沖縄市内の駐車場に保管中の駐車違反の車両を窃取しようとし、沖縄警察署に現行犯で逮捕された。	窃盗未遂	その他・刑法犯等
5月16日	-	佐敷町 (兼久)	午前4時10分頃、佐敷町兼久の民家駐車場で米国人少年2名がカゴ用品を窃盗中に被害者に見つかり、被害者に暴行を加え、傷害を負わせ逃走し与那原署に逮捕された。	強盗致傷	その他・刑法犯等
5月19日	-	宜野湾市 (新城)	宜野湾市新城のトーマス・マイケル・ワイドナー(星条旗新聞勤務)宅ベランダにおいて栽培中の大麻草1本を宜野湾署員が発見し、大麻取締法違反(栽培)で現行犯逮捕した。	大麻取締法違反事件	その他・その他
5月25日	-	沖縄市	午前2時56分頃、沖縄市内にある契約駐車場に無断で車両を駐車し、料金を払わずに去ろうとした黒人男性2名が、被害者に向け車両を衝突させ足首に軽傷を負わせ現場から逃走した。	傷害事件	その他・刑法犯等
5月27日	キャンプ・ハンセン	金武町	午前5時50分頃、キャンプ・ハンセン所属の米海兵隊員が、金武町の路上に駐車中の車両からコンパクトディスク他4点を窃取し石川警察署に逮捕された。	窃盗事件	その他・刑法犯等
6月2日	キャンプ・ハンセン	金武町	午前6時55分頃、キャンプ・ハンセン所属の米海兵隊員が、金武在のアパートに侵入し、被害者に発見され逃走した。被害なし。	住居侵入	その他・刑法犯等
6月2日	キャンプ・ハンセン	金武町	午前7時頃、キャンプ・ハンセン所属の米海兵隊員が、金武在のアパートに侵入し、逃走する際、隣接する住宅の屋上に設置されたビニールハウスを損壊した。ビニールハウスの網入りビニール破損(時価1万円相当)。	窃盗事件	その他・刑法犯等
6月5日	普天間飛行場	屋久島	午前10時頃、鹿児島県鹿屋自衛隊基地に向かう途中の普天間基地所属CH-46A2機が、鹿屋基地が天候不良のため屋久島空港に予防着陸した。被害はなし。同日午後6時頃、普天間基地に帰還した。	不時着	演習・航空機
6月8日	-	浦添市 (港川)	午後2時45分頃、嘉手納空軍軍属の家族の自動車整備工(21歳)と、在沖海軍軍属の家族少年(18歳)が、浦添市港川で車中からピストル弾を、被害者に対し数発発射した。	暴行事件	その他・刑法犯等

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
6月8日	-	-	午後4時40分頃、ヒール弾発射による暴行事件を捜査中、在沖米海軍軍属少年(18歳)を取調中、被疑者の車中から大麻を発見し大麻取締法違反(所持)で逮捕された。	大麻取締法違反事件	その他・その他
6月9日	キャンプ・シュワブ	沖縄市(上地)	午後8時45分頃、キャンプ・シュワブ所属の米海兵隊員が、沖縄市上地在の衣料品店で帽子1点を窃盗し、沖縄警察署に逮捕された。	窃盗事件	その他・刑法犯等
6月11日	嘉手納飛行場	宮崎県	午後6時頃、嘉手納空軍基地所属のF-15I-グル6機が、嘉手納飛行場の天候不良のため宮崎県航空自衛隊新田原基地に予防着陸した。被害なし。6月12日に全機が帰還した。	不時着	演習・航空機
6月13日	普天間飛行場	宜野湾市	午前7時18分頃、普天間基地所属CH-53Eから宜野湾市大山1-7-1住宅隣にバグが落下した。人的・物的被害はない。	部品等の落下	演習・航空機
6月15日	普天間飛行場	沖縄市	午前5時20分頃、沖縄市内の一般住宅玄関先に在沖米海兵隊員が侵入し、沖縄警察署が住居侵入で逮捕された。被害なし。	住居侵入	その他・刑法犯等
6月15日	-	キャンプ瑞慶覧内	午後8時頃、在沖米海兵隊キャンプ瑞慶覧内において、覚せい剤を所持・使用したとして、空軍兵士ら4名が覚せい剤取締法違反(所持・使用・共同使用)で沖縄警察署に逮捕された。	覚せい剤取締法違反(所持・使用・共同使用)	その他・その他
6月23日	キャンプ瑞慶覧	北谷町(北前)	午前4時42分頃、キャンプ瑞慶覧所属の海兵隊員が、北谷町北前のアパート1階女性の玄関に侵入し、沖縄警察署に逮捕された。	住居侵入	その他・刑法犯等
6月24日	-	沖縄市(知花)	午前4時40分頃、在沖米海軍兵員が、沖縄市知花路上でバイクの後部窓ガラスを破損し、沖縄警察署に逮捕された。	器物損壊	その他・刑法犯等
6月29日	嘉手納飛行場	北谷町	午前2時05分頃、嘉手納空軍基地所属兵長が、北谷町の駐車場で女性に乱暴し、沖縄警察署に逮捕された。	婦女暴行	その他・刑法犯等
7月21日	-	沖縄市(上地)	午前2時40分頃、在沖米海軍兵員が、沖縄市字上地先路上で第一種原動機付自転車を引き倒してマフラーを破損し、沖縄警察署に逮捕された。	器物損壊	その他・刑法犯等
7月21日	-	沖縄市(山内)	午前5時35分頃、沖縄市山内の駐車場で在沖米空軍兵長が普通乗用車1台に放火し、沖縄警察署に現行犯逮捕された。	器物損壊	その他・刑法犯等
8月2日	キャンプ・ハンセン	金武町	午前11時頃、キャンプ・ハンセン内レゾ7着弾地付近において火災が発生、同日午後6時21分鎮火。被災面積は61,229㎡である。	原野火災	演習・火災
8月2日	キャンプ・ハンセン	恩納村	午前11時24分頃、キャンプ・ハンセン内レゾ7着弾地付近において火災が発生、同日午後12時45分鎮火。被災面積は2,144㎡である。	原野火災	演習・火災
8月9日	厚木飛行場	嘉手納町	午後4時45分頃、米海軍厚木基地所属のF-18機1機が、嘉手納飛行場に予防着陸した。	緊急着陸	演習・航空機
8月23日	キャンプ・シュワブ	名護市	午後1時05分頃、キャンプ・シュワブ内レゾ10着弾地付近において火災が発生、同日午後4時17分鎮火。被災面積は17,684㎡である。	原野火災	演習・火災
8月29日	キャンプ・ハンセン	嘉手納町	午前11時4分頃、嘉手納基地第4ゲート付近において、キャンプ・ハンセン所属の大型トレーラーの右後方車輪から出火、同トレーラーを第4ゲート進入路に乗り入れ消火活動を行い、11時45分鎮火した。	車輪炎上	その他・刑法犯等
9月19日	キャンプ・ハンセン	金武町	午後3時35分頃、キャンプ・ハンセン内レゾ2着弾地付近において火災が発生、同日午後6時45分鎮火。被災面積は調査中である。	原野火災	演習・火災
10月9日	嘉手納飛行場	沖縄市	午後6時1分頃、嘉手納空軍所属の軍人・軍属の息子ら4人が、沖縄市でヒール弾1発を発射し、日本人男性に命中させ、沖縄警察署に逮捕された。	暴行事件	その他・刑法犯等
10月10日	キャンプ・ハンセン	金武町	午後12時15分頃、キャンプ・ハンセン内レゾ2着弾地付近において火災が発生、同日午後8時40分鎮火。被災面積は110,236㎡である。	原野火災	演習・火災

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
10月11日	韓国テグ基地	国頭村 (安田)	午後8時30分頃、国頭村安田の沖縄県乳用牛育成センター敷地内の牧草地に、韓国テグ基地所属のMH47型ヘリが予防着陸した。被害等はなし。	不時着	演習・航空機
10月15日	キャンプ瑞慶覧	那覇市	午後3時30分頃、那覇市内の銀行に、キャンプ瑞慶覧所属の海兵隊員が偽造米100ドル紙幣を換金しようとし、偽造外国通貨行使罪で那覇警察署に逮捕された。	偽造外国通貨行使罪	その他・その他
10月20日	キャンプ・シールズ	沖縄市 (中央)	午前3時46分頃、沖縄市中央のデパート前で、キャンプ・シールズ所属の海軍兵士が日本人男性に軽傷を負わせ、傷害罪で沖縄警察署に逮捕された。	傷害罪	その他・刑法犯等
10月26日	-	浦添市 (西洲島)	午前7時22分頃、浦添市西洲島2-9-5地先海岸に、米軍用訓練弾らしき砲弾が漂着し浦添警察署が保管した。	砲弾流出	その他・その他
10月28日	ホワイト・ビーチ地区	勝連町	午後7時20分頃、ホワイトビーチ地区内で海兵隊員が所持する銃が暴発した。被害はなし。	銃暴発事故	演習・その他
11月2日	嘉手納飛行場	沖縄市 (山里)	午後5時30分頃、沖縄市山里の国道330号線沿いの歩道に基地内から汚水が流出し、嘉手納空軍施設技術部が流出を止めた。	汚水流出事故	演習・廃
11月21日	-	北谷町 (美浜)	午後9時10分頃、北谷町美浜地区において外国人4人組が、帰宅途中の日本人女性から現金8万円の入ったリュックをひったくり、徒歩で逃走した。被害者に怪はなかった。	窃盗事件	その他・刑法犯等
11月24日	-	北谷町 (美浜)	午前0時頃、北谷町美浜地区において外国人らしき者が、団地1階エレベーター待ちの女性の現金2,800円の入った手提げカバンをひったくり徒歩で逃走した。被害者に怪はなかった。	窃盗事件	その他・刑法犯等
11月24日	-	北谷町 (美浜)	午前0時45分頃、北谷町美浜地区において外国人らしき2人組が、雑談中の女性の脇に置いた現金4,000円の入ったハンドバッグをかつぱらい逃走した。被害者に怪はなかった。	窃盗事件	その他・刑法犯等
12月17日	-	北谷町 (北谷)	午前7時45分頃、北谷町字北谷在の飲食店で、黒人男性1名が、店舗のシャッターを閉めようとした店主の顔を殴打し、逃走した。	暴行被疑事件	その他・刑法犯等
12月29日	-	北谷町 (美浜)	午後10時35分頃、北谷町美浜在の雑居ビル横通路で、外国人白人男性2名が、女子高校生2名のバッグをかつぱらい逃走した。	窃盗事件	その他・刑法犯等
12月29日	キャンプ・ハンセン	沖縄市	午後11時40分頃、沖縄市在のファーストフード店において、キャンプ・ハンセン所属の米海兵隊上等兵が出入口のガラス1枚を足蹴りにし損壊させた。	器物損壊	その他・刑法犯等
12月30日	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市 (普天間)	午前7時23分頃、宜野湾市普天間在の路上において、キャンプ瑞慶覧所属の海兵隊員が駐車中の普通乗用車を物色中に一般人に発見され、現行犯逮捕された。	窃盗未遂	その他・刑法犯等
平成14年 1月1日	-	金武町 (金武)	午前1時頃、金武町金武在のサック前路上で、白人男性4人のうち1人が被害者車両の左サイドミラーを損壊し、逃走した。	器物損壊	刑法犯
1月3日	キャンプ瑞慶覧及び牧港補給基地	北谷町 (美浜)	午後11時頃、北谷町美浜地区においてキャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区に居住する海兵隊員の子供3名が北中城村在男性の乗用車を横転させ、運転席側ドアミラー及び前後ドアを破損し、車両で逃走した。	器物損壊	刑法犯
1月4日	-	北谷町 (美浜)	午後7時30分頃、北谷町美浜地区にある衣料品店で、17～18歳の外国人男女4名が立ち去った後につけ爪2個(時価3千円相当)が紛失していることが判明した。	窃盗事件	刑法犯
1月5日	-	北谷町 (北前)	昨年12月21日午後10時頃～22日午前0時30分頃にかけて、北谷町北前地区において、軍属の子弟(高校生)が普通貨物自動車1台を窃盗し沖縄警察署に逮捕された。	窃盗事件	刑法犯
1月7日	-	北谷町 (吉原)	午前4時40分頃、北谷町吉原の女性アパートに20歳の在沖米海軍兵が侵入し、沖縄警察署に逮捕された。	住居侵入	刑法犯

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
1月13日	-	沖縄市 (中央)	午前4時頃、沖縄市中央在の風俗飲食店内で友人と飲酒していた被疑者が、コップを投げつけカウンター内の鏡を損壊し、沖縄警察署が捜査中である。	器物損壊	刑法犯
1月20日	-	北谷町	午後8時50分頃、基地内居住の軍属の子供1名が、県内高校生2名のバッグを窃取し逃走した。被害者が追跡したところバッグを放置した。その直後、基地内在住の軍属と海兵隊員の子供の2名が被害者らの頭部を素手で数回殴打し、2月5日に沖縄警察署に逮捕された。	事後強盗	刑法犯
1月25日	キャンプ・ハンセン	恩納村	午後0時50分頃、キャンプ・ハンセン内EOD2付近で爆破訓練による原野火災が発生、午後1時38分鎮火した。被災面積は16㎡である。	原野火災	演習・火災
1月26日	-	北谷町 (美浜)	午後10時25分頃、北谷町美浜地区において、17歳くらいの白人・黒人男性2名が会社員男性に暴行を加え逃走し、沖縄警察署が捜査中である。	傷害事件	刑法犯
2月4日	キャンプ・シールズ	沖縄市	午前4時30分頃、沖縄市内の駐車場において、在沖米海軍キャンプ・シールズ所属の一等水兵、三等兵曹が軽貨物自動車を横転させ、沖縄警察署に逮捕された。	車両横転	刑法犯
2月5日	キャンプ・シュワブ	名護市	午前9時20分頃、キャンプ・シュワブ内レンジ10付近で実弾射撃訓練による原野火災が発生、午後0時37分鎮火した。被災面積は14,000㎡(目視による概数)である。	原野火災	演習・火災
2月8日	キャンプ・シュワブ	名護市	午前、キャンプ・シュワブ沖海底から発見された空砲模擬弾17個、空砲銃弾16箱が米軍のものであることをキャンプ・シュワブが確認した。当該弾は音は出るが殺傷能力はないとのことだが、流出経路等については米軍が調査中である。	砲弾流出	演習・その他
2月13日	キャンプ・ハンセン	金武町	午前11時40分頃、キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で実弾射撃訓練による原野火災が発生、午後2時42分鎮火した。被災面積は46,875㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
2月14日	嘉手納飛行場	渡名喜村	午後0時7分頃、渡名喜村の急患用ヘリポートに嘉手納基地第33救難中隊所属のHH-60型ヘリが油圧ポンプの一部に不具合が生じ、予防着陸した。	不時着	演習・航空機
2月20日	キャンプ・シュワブ	名護市	午前10時25分頃、キャンプ・シュワブ内レンジ10付近で実弾射撃訓練による原野火災が発生、午後6時30分鎮火した。被災面積は285,000㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
2月20日	-	恩納村	午後5時頃、キャンプ・ハンセンへの進入路上で、近くに住む小学生が米軍のライフル弾らしい実弾1個を発見した。	実弾流出	その他の事件・事故
2月21日	キャンプ・ハンセン	恩納村	午前9時07分頃、キャンプ・ハンセン内EOD2付近で爆破訓練による原野火災が発生、午後2時41分鎮火した。被災面積は18,750㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
2月27日	キャンプ・ハンセン	金武町	午前10時50分頃、キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で実弾射撃訓練による原野火災が発生、午後4時48分鎮火した。被災面積は130,000㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
3月6日	米国オハイオ州在ヤングスタウン米軍基地	那覇市	午前11時11分頃、オハイオ州ヤングスタウン米空軍予備部隊第910航空団所属のC-130機が、第4エンジンのプロペラの低下を示すランプが点灯したため、那覇空港に緊急着陸した。	不時着	演習・航空機
3月7日	普天間飛行場	宜野湾市	午前11時頃、普天間飛行場内におけるCH-53E型ヘリコプターの通常整備中に、ヒーターに引火したが、整備士及び海兵隊普天間緊急チームによって11時30分頃、鎮火された。	その他	演習・航空機

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
3月8日	キャンプ瑞慶覧	北中城村	午前1時50分頃、キャンプ瑞慶覧喜舎場ハウジングエリア入口付近の民間地域で、米軍警備兵4名が、非常時に基地ゲート周辺を警備するための出動練習を行った。	施設外立ち入り	演習・その他
3月11日	-	沖縄市	午後5時30分頃、沖縄北インターチェンジ付近の雑木林内で、米軍の訓練用空砲3,276発、模擬仕掛け地雷6個、模擬手榴弾2個及び信号弾1個が発見された。	訓練用空砲等流出	演習・その他
3月24日	-	北谷町(美浜)	午前11時50分、午後0時20分頃、北谷町美浜地区のスーパーで、米軍ハイスクールに通う高校生2名が、靴2足と薬5瓶を万引きし、その場で逮捕された。	窃盗事件	刑法犯
3月30日	-	宜野湾市(大山)	午後7時15分頃、宜野湾市大山のスーパーにおいて、在沖米海兵隊員が窓ガラス1枚を損壊し、宜野湾警察署が任意同行後、目撃者等確認のうえ、緊急逮捕した。	器物損壊	刑法犯
4月4日	-	那覇市	午前0時20分ころ、外国人(黒人男性)と思われる4名組が、被害者(女性)の友人の車両バックネットに置いた財布を置き引きした。4月22日に、犯人を特定し、事件送致した。	窃盗事件	刑法犯
4月5日	キャンプ・シュワブ	那覇市	午後6時5分ころ、キャンプ・シュワブ所属の一等兵が、県道82号線を鳥堀交差点から上間交差点向け進行中、前方で信号待ち中の車両に追突し、その後、順次合計9台に追突した。	車両追突	演習・その他
4月6日	陸上自衛隊白川分屯地	沖縄市(白川)	午前10時頃、陸上自衛隊白川分屯地内(沖縄市白川)において、実包1発、弾頭付き薬きょう6発、薬きょう3個、弾頭1個が発見された。	銃弾発見	その他の事件・事故
4月7日	-	宜野湾市(大山)	午前0時35分ころ、在沖米海兵隊員が、宜野湾市大山の駐車場に駐車中の被害者所有の普通乗用車のワイパー1本を折り曲げ、更に、手拳でボンネットを殴打し、凹損させ損壊し、宜野湾警察署が現行犯逮捕した。	器物損壊	刑法犯
4月7日	-	北谷町(美浜)	午後3時10分頃から午後5時10分頃の間、北谷町美浜の公園内の野球場において落書きがあり、沖縄警察署が広く情報提供を求め被疑者を特定し、検挙した。	建造物損壊	刑法犯
4月7日	キャンプ・シュワブ	宜野座村(松田)	午後9時30分頃、宜野座村松田において、米軍の水陸両用車両2台が訓練移動中に民間道に侵入。	施設外立ち入り	演習・その他
4月8日	-	金武町(金武)	午前0時ころ、金武町字金武の路上で、被害者が歩行中、前方から徒歩で近づいて来た白人2名から外見を提示され、被害者は火を要求されたと思い、「火は持っていない」と答えたところ、同白人2名にいきなり顔面を殴打された。	傷害事件	刑法犯
4月8日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後0時20分頃、嘉手納飛行場上空において、嘉手納基地所属のF-15戦闘機から訓練用照明弾が落下。	部品の落下	演習・航空機
4月8日	-	北中城村	午後4時30分頃から翌9日午前8時30分の間、北中城村内の教会事務所に海兵隊軍属の家族2名、空軍軍属の家族2名が侵入し、現金19万6,630円及び米国通貨438ドル他158点(時価合計9万5,800円相当)を窃盗し、4月15日に逮捕された。	窃盗事件	刑法犯
4月11日	-	沖縄市	午後4時40分頃、外国人少年らしき2名が、沖縄市のショッピングセンター内で、キャンプフォスター在住の少年を恐喝し、100円を奪い取った。	恐喝事件	刑法犯
4月11日	-	北中城村	午後5時頃、白人少年らしき者2名が、北中城村在住の高校生を脅して金品を要求したもので、現在、宜野湾署が捜査中である。	恐喝未遂	刑法犯
4月11日	-	宜野湾市	午後11時2分頃、外国人が、薬局から医薬品8個を持って逃走したもので、現在、宜野湾署が捜査中である。	窃盗事件	刑法犯

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
4月12日	-	石川市 (石崎)	午前0時10分頃、外国人少年2名が、石川市石崎の石川公園公衆便所内壁等にスプレーを吹き付け、もって器物を損壊し、石川警察署が現行犯逮捕したもの。	器物損壊	刑法犯
4月12日	-	沖縄市 (中央)	午後4時8分頃、嘉手納空軍基地内ハイスクール11年生が、沖縄市中央のブリックショップからブリックゲーム機に設置されたカード2枚を窃取し、検挙されたもの。	窃盗事件	刑法犯
4月17日	普天間飛行場	宜野湾市	午後1時頃、普天間飛行場において、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターから2個の燃料補助タンクが落下。	部品等の落下	演習・航空機
4月22日	-	北谷町 (北前)	午後12時15分頃、軍属の子弟が、北谷町北前のスーパーで、弁当1個他3点(定価合計1,076円相当)を万引きし、現行犯逮捕したもの。	窃盗事件	刑法犯
4月24日	嘉手納飛行場	沖縄南東海上	午前9時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、通常飛行訓練中、沖縄南東海上約80711地点で、風防ガラスを落下。	部品の落下	演習・航空機
4月25日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後4時50分頃、空母キーンホーク搭載機C-2が燃料漏れのまま嘉手納基地に緊急着陸したもの。	不時着	演習・航空機
4月30日	-	金武町	午前0時15分頃、金武町の飲食店において、飲食代金のトラブルから店を追い出されたことに憤慨し、従業員の鼻部を打撲し、現行犯逮捕された。また、刃渡り7cmのナイフも所持していた。	傷害・銃刀法違反事件	その他の事件・事故
5月1日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前8時頃、嘉手納基地外所属のC-17輸送機が嘉手納飛行場滑走路を移動中、後輪タイヤがパンクしたもの。	その他	演習・航空機
5月1日	-	国頭村	国頭村辺土名のゴミ置き場から618個の空の葉巻きょうと銃弾を入れる金属製の箱2個が発見された。	葉巻きょう等流出	その他の事件・事故
5月11日	-	北中城村	午後11時35分頃、北中城村の雑貨店において、外国人の男2名のうち一人が、持っていたバスタオルを店番の女性の頭からかぶせたが、女性に騒がれ何もとらず現場から逃走したもの。	強盗未遂事件	刑法犯
5月27日	-	座間味村	午前10時頃、座間味村新田海岸に、米海軍の訓練用標的が漂着し、住民から通報があったもの。	標的漂着	演習・その他
5月29日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後3時50分頃、F-15戦闘機が嘉手納飛行場に緊急着陸した。	緊急着陸	演習・航空機
6月1日	-	宜野座村	午前10時頃、宜野座村内の民家敷地でベルトに入った空砲171個が発見された。空砲は、ライフルのものと思われ、全長4.9cm、直径0.95cm、底にLCとの刻印がある。	空砲発見	その他の事件・事故
6月2日	キャンプ・シュワブ	那覇市 (久茂地)	午前4時30分頃、キャンプ・シュワブ所属の在沖海兵隊1等兵が、那覇市久茂地の路上において、通行中の被害者2名に対し殴りかかり、顔面を殴打するなど暴行を加え、現行犯逮捕したもの。	暴行被疑事件	刑法犯
6月9日	-	北谷町	午後6時45分頃、北谷町在の軍人軍属の家族(少年3名)が、北谷町在の民家にあった小学生所有の自転車を解体しているところを、現行犯逮捕されたもの。	窃盗被疑事件	刑法犯
6月15日	普天間飛行場	宜野湾市	午前4時35分頃、普天間基地所属の海兵隊員が、外国人風男性2名と共謀し、宜野湾市在のガソリンスタンドの営業所に侵入したところを、現行犯逮捕されたもの。	建造物侵入	刑法犯
6月16日	米国カリフォルニア州在米軍基地	那覇市	午前2時30分頃、米国カリフォルニア州在米軍基地所属の整備士が、那覇市内の飲食店内から時価1,500円相当のライター1個を窃取し緊急逮捕したが、米軍の急使であることが判明したことから、翌日釈放したもの。	窃盗被疑事件	刑法犯

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
6月16日	キャンプ瑞慶覧	沖縄市	午前3時5分頃、キャンプ・フォスター所属の海兵隊員が、沖縄市内の民家に正当な理由がなく侵入したところを、現行犯逮捕したもの。	住居侵入事件	刑法犯
6月16日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	早朝、キャンプ瑞慶覧内から公共下水道へ接続する管がつまり、生活污水が白比川に流出したもの(6月20日に原因究明し対処した)。	生活污水流出	演習・ 廃油等
6月18日	キャンプ・ハンセン	金武町	午前9時頃、キャンプ・ルビンの給油施設にて、契約業者が地下タンクのバルブを完全に閉めなかったため、約600ガロンのガソリンが流出したもの。	油流出	演習・ 廃油等
6月18日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後8時頃、患者輸送中の嘉手納基地外所属のKC-135が、患者の安全を考慮し、嘉手納基地に着陸したもの。	緊急着陸	演習・ 航空機
6月19日	-	北谷町 (美浜)	午後9時30分頃、キャンプ・キング-内から乗車した20歳前後の黒人5人組が、沖縄市胡屋を經由し北谷町美浜まで乗車し、料金を支払わずに逃走したもの。	詐欺事件	刑法犯
6月23日	キャンプ瑞慶覧	沖縄市	午前0時35分頃、キャンプ・フォスター所属の海兵隊員が、沖縄市内の飲食店への入店を断られたことに憤慨し、店主の左顔面を手拳で殴打して傷害を負わせたもの。	傷害事件	刑法犯
6月24日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後3時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納基地に緊急着陸したもの(機体及び周囲への被害なし)。	緊急着陸	演習・ 航空機
6月30日	普天間飛行場	北中城村	午前4時30分頃、普天間基地所属の海兵隊員が、北中城在の飲食店駐車場内において、注文した飲食物が出てくるのが遅いことに憤慨し、乗車していたタクシーのフロントガラスを手拳で殴打し損壊したもの。	器物損壊	刑法犯
6月30日	-	浦添市	午前10時頃から10時15分までの間、在沖海兵隊の上等兵が、交際相手の女性に傷害を負わせたことで通常逮捕したが、米軍憲兵隊への照会の結果、平成7年11月20日に脱走兵として手配されていたことが判明したもの。	傷害事件	刑法犯
7月4日	-	金武町	午後9時15分頃、金武町の飲食店において、店内で玉突きをしていた被害者(外人兵)と口論になり手拳で顔面を殴打し、さらに別の被疑者が玉突き用の玉を投げつけ、店内のオブルツのガラスを損壊したもの。	器物損壊	刑法犯
7月5日	-	座間味村	慶留間島の海岸で、長さ47cm、直径7cmの漂着物が発見された。当該漂着物には英語の文字があることから、那覇防衛施設局は米軍に対して照会中。	漂着物発見	演習・ その他
7月下旬	厚木飛行場	久米島沖合	7月22日、24日、25日、29日、30日に、神奈川県厚木基地所属の米海軍のヘリコプターに、公海上において、操業中の漁船の上空を米軍ヘリが旋回飛行する等、操業を妨害される事案が発生した。	漁業操業妨害	演習・ その他
7月23日	キャンプ・シュワブ	名護市 (数久田)	午後1時15分頃、名護市数久田のバーベキューで、キャンプ・シュワブ内の砲台10から発射されたと思われる50口径M2重機関銃の弾が発見されたもの。	被弾事故	演習・ 流弾等
7月26日	普天間飛行場	宜野湾市	午後4時50分頃、普天間飛行場において、駐機中のF-18戦闘機から85ガロンのガソリンが漏れたもの。	油漏れ	演習・ 廃油等
7月31日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後3時頃、駐機中のF-15戦闘機エンジンに火災が生じていることが判明し、すぐにエンジンを停止し、短時間で鎮火したもの。	エンジン火災	演習・ 航空機
8月1日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前11時頃、屋根付き屋外駐機場において、F-15戦闘機のエンジンの先端部分の出力を調整するターミナル(尾管)に付着した僅かな燃料が引火し、戦闘機搭載の消化剤でパイロットが消火したもの。	エンジン火災	演習・ 航空機
8月2日	普天間飛行場	宜野座村 (松田)	午前8時頃、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターが、3発中の1発のエンジントラブルにより、宜野座村松田の海岸に緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・ 航空機

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
8月3日	-	那覇市 (牧志)	午後5時10分頃、在沖海兵隊員が、那覇市牧志在の露店からシルバー1枚(時価1,500円相当)を窃取し、一般人が逮捕し、警察に身柄を引き渡したものの。	窃盗被疑事件	刑法犯
8月4日	-	沖縄市 (中央)	午前1時10分頃、沖縄市中央の飲食店において、黒人2名が宜野湾市在住の女性の携帯電話(時価約1万円相当)を窃取したものの。	窃盗被疑事件	刑法犯
8月7日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前10時30分頃、普天間基地所属のUH-1ヘリコプターが、航空機のワイヤコントロール(操縦桿)に異常を感じ、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月8日	-	北谷町 (宮城)	午後、嘉手納基地内の高校生2人が、北谷町宮城の路上で、駐車中の乗用車の運転席シートを工具などを使用して盗もうとしたところを、通行人に発見され、乗ってきた乗用車で逃走しようとし、逮捕されたものの。	窃盗未遂事件	刑法犯
8月9日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前10時40分、海兵隊のFA-18戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月9日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前10時50分、米空軍のC-130輸送機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月9日	キャンプ・ハンセン	金武町	午後0時頃、キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で実弾射撃訓練による原野火災が発生、午後3時26分鎮火した。被災面積は120,000㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
8月9日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後0時30分、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月10日	-	沖縄市 (園田)	午前1時45分頃、在沖海兵隊福利厚生関係職員が、沖縄市園田の駐車場で、レッカー移動された自分の車を窃取しようとしたが、従業員に制止され、駆け付けた警察官に現行犯逮捕されたものの。	窃盗未遂事件	刑法犯
8月21日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前9時50分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月21日	嘉手納飛行場	沖縄南方海上	午前10時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、沖縄本島南方約607km(約100km)の海上に墜落したものの。パイロットは軽傷。	墜落	演習・航空機
8月23日	-	沖縄市	午前1時頃、沖縄市内の海岸で、弾頭部のない火薬入りの空砲640発が発見された。空砲は2種類あり、長さ4.8cm、直径0.9cmのものが388発、長さ6.5cm、直径1.2cmのものが252発であり、沖縄署は火薬取締法違反(廃棄)の疑いで捜査を始めた。	空砲発見	その他の事件・事故
8月24日	キャンプ・ハンセン	沖縄市 (山内)	午前1時55分頃、在沖米海兵隊キャンプ・ハンセン所属の上等兵が、沖縄市山内の民家に侵入したものの。被疑者は酒に酔っており、1階の寝室で寝ているところを現行犯逮捕。	住居侵入	刑法犯
8月24日	普天間飛行場	北谷町 (港)	午前3時20分頃、在沖米海兵隊普天間基地所属の伍長が、北谷町港の民家駐車場で、鍵が付いている乗用車を盗もうとした疑い。被疑者は現行犯逮捕。	窃盗未遂事件	刑法犯
8月24日	横田飛行場	嘉手納町	午後7時15分、横田基地所属のC-9輸送機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月26日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前9時30分、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月26日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前10時30分、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月27日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前10時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月27日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前12時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
8月27日	普天間飛行場	宜野湾市	午後5時頃、普天間基地所属のKC-130輸送機が、空中給油後、ホースが戻らなくなったため普天間飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
8月28日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後3時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
8月28日	キャンプ・ハンセン	金武町	午後3時54分、キャンプ・ハンセン内レゾ 4付近で実弾射撃訓練による原野火災が発生、午後7時30分鎮火した。被災面積は62,500㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
8月29日	キャンプ・ハンセン	-	午前、キャンプ・ハンセン所属の上等兵が、演習参加のため訪れていたフィリピンで入手した密造拳銃一丁を、軍事郵便路線を利用して輸入したもの。	銃刀法及び関税法違反	その他の事件・事故
8月30日	泡瀬ゴルフ場	-	交際中の飲食店従業員女性宅に乾燥大麻を保管させたとして、米軍泡瀬ゴルフ場勤務の米軍属が、大麻取締法違反の容疑で逮捕されたもの。	大麻取締法違反	その他の事件・事故
9月3日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前9時17分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月3日	普天間飛行場	奄美大島	午後3時30分頃、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターが、油圧システムのトラブルが生じ、随行機1機とともに奄美大島に緊急着陸し、翌日修理を終え、離陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月6日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後、台風通過後の点検中、嘉手納飛行場第4ゲート付近の陸貯タンクに入っていたディーゼルオイル396ガロンの漏れていることが判明したもの。原因は、台風時における不可抗力によるものと思われる。	油流出	演習・廃油等
9月7日	-	那覇市(久茂地)	午前5時10分頃、在沖米海兵隊1等兵が、料金を支払う意思も能力もないのに、北谷町北前から那覇市久茂地までタクシーに乗車し、料金2,490円の財産上不法の利益を得たもの。	詐欺事件	刑法犯
9月7日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後0時25分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月9日	-	宜野湾市(真志喜)	午前2時頃、米軍属の子供1人と日本人の少年3人が共謀し、宜野湾市真志喜の路上に駐車していた普通自動車1台を窃取し、後日逮捕されたもの。	窃盗事件	刑法犯
9月9日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前11時15分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月10日	キャンプ瑞慶覧	名護市(豊原)	午前5時15分頃、名護市豊原の国道329号において、キャンプ・フォスター所属の上等兵運転の米軍3トントラックが、公務でキャンプ・ジョージアへ向かう途中、居眠り運転のため、道路左側の縁石に乗り上げ、標識をなぎ倒し、水銀灯へ衝突したもの。	衝突事故	演習・その他
9月10日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前10時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月11日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前10時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月12日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後4時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月12日	米本国海軍	嘉手納町	午後5時10分頃、米本国海軍所属のP-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月13日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後0時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月14日	-	那覇市(前島)	午前1時10分頃、那覇市前島3丁目の路上で、乗車したタクシー内でつばを吐く行為を行い、タクシー運転手から乗車を拒否されたことに憤慨し、腰への足蹴りや顔面を殴る等の暴行を加えたもの。	暴行被疑事件	刑法犯
9月16日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前11時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月19日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前11時頃、P-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
9月19日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後3時頃、P-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
9月20日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後0時から0時15分の間、在沖空軍所管の嘉手納マリナにおいて、救難訓練の際に発射した小型の信号発射装置(ペンフレア)の信号弾6発が、嘉手納町兼久海浜公園へ落下したものの。	信号弾落下事故	演習・流弾等
9月27日	キャンプ・ハンセン	金武町	午後5時、キャンプ・ハンセン内レゾ 2付近で実弾射撃訓練による原野火災が発生、翌28日午前9時55分鎮火した。被災面積は200,000㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
9月30日	-	沖縄市	午前0時30分頃、沖縄市内の歩道で、外国人とみられる男が、女性を突き倒して地面に転倒させたまま逃走した。女性は左足に打撲と擦過傷を負った。	暴行被疑事件	刑法犯
10月6日	キャンプ・ハンセン	金武町	午前1時30分頃、金武町内の駐車場において、米海兵隊伍長3人が、酒に酔った状態で、軽貨物自動車を横転させ、犯行を目撃したキャンプガード2名に現行犯逮捕され、石川警察署に身柄を引き渡したものの。	車両横転	刑法犯
10月10日	-	金武町	午前8時35分頃、金武町付近の国道329号沿いで、米海兵隊所属のトラックが、国道329号を那覇向けに進行中、前の乗用車を避けようとしてブレーキを踏んだところスリップし、道路左側の1.5m下の空き地に転落したものの。	車両転落事故	演習・その他
10月11日	普天間飛行場	石垣市	午後1時30分頃、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプター2機が(1機は同伴機)、演習参加の為にフィンヘ移動中、計器に異常が発生したため、石垣空港に緊急着陸したものの。	不時着	演習・航空機
10月13日	キャンプ瑞慶覧	沖縄市	午後10時35分頃、キャンプ・フォスター所属の海兵隊員が、正当な理由が無く、沖縄警察署東側フェンスを乗り越えて庁内敷地内に立ち入り、もって人の看守する建造物に侵入したものの。	建造物侵入被疑事件	刑法犯
10月15日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前9時30分頃、嘉手納基地所属のC-130特殊作戦機1機が、滑走路を移動中にタイヤがパンクしたものの。	パンク	演習・航空機
10月16日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後4時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
10月17日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後6時30分頃、C-130輸送機から燃料トラックに燃料を移す際に、燃料ホースが避け、少量の燃料が漏れたものの。	燃料漏れ	演習・廃油等
10月17日	キャンプ・ハンセン	宜野座村	午後10時頃、キャンプ・ハンセン内のキャンプレイ・リ着陸帯付近で一般演習による原野火災が発生、翌18日午前7時8分鎮火した。被災面積は30,000㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
10月18日	-	北谷町	午後10時30分頃、嘉手納基地所属の空軍一等兵が、北谷町内の飲食店において、宣伝用の垂れ幕(1万5千円相当)を盗んだ疑いがあるものの。	窃盗被疑事件	刑法犯
10月21日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
10月21日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
10月21日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
10月23日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後2時45分頃、嘉手納飛行場において、空軍が契約しているボーイング747から、給油中に燃料が4~5ガロン漏れたものの。	燃料漏れ	演習・廃油等
10月23日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後4時45分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
10月23日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後5時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機
10月25日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後1時頃、嘉手納基地所属のKC-135空中給油機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したものの。	緊急着陸	演習・航空機

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
10月25日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後2時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
10月25日	伊江島補助飛行場	伊江村	午後6時15分頃、伊江島補助飛行場において、嘉手納基地所属のMC-130機によるパラシュート降下訓練が行われた際、段ボールで梱包した水入りのプラスチック製容器3個(75.3kg)が施設区域外に落下した。人身等への被害はなし。	パラシュート降下訓練	演習・その他
10月29日	キャンプ・シュワブ	名護市	キャンプ・シュワブ内モータープール(車両整備場)の油分離槽から約35ガロンの油が流出した。施設外への流出はなし。	油流出	演習・廃油等
10月30日	-	宜野湾市	午後1時20分頃、北谷町在の軍属が、宜野湾市内の路上において、運転マナーを注意するため沖縄市在の男性の襟首を片手で引き寄せせるなどの暴行を加え、頸椎捻挫による加療2週間の傷害を負わせたもの。	傷害披疑事件	刑法犯
11月2日	キャンプ・コートニー	沖縄本島内	午前1時30分頃、沖縄本島内で、駐車した車両内において、女性に暴行を加え乱暴しようとしたが、被害者に激しく抵抗されたため、その目的を遂げなかったもの。更に、被害者の携帯電話を取り上げ投げ捨て損壊(時価2,000円相当)したもの。	強姦未遂・器物損壊事件	刑法犯
11月4日	キャンプ・ハンセン	金武町	午後0時50分頃、キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で実弾射撃訓練による原野火災が発生、同日午後3時45分鎮火した。被災面積は20,000㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
11月5日	嘉手納飛行場	嘉手納町	嘉手納飛行場内のKC-135駐機場付近の燃料貯蔵建物から航空機燃料約200ガロンが流出した。施設外への流出はなし。	油流出	演習・廃油等
11月12日	キャンプ・ハンセン	金武町	午前11時40分頃、キャンプ・ハンセン内レンジ5付近で実弾射撃訓練による原野火災が発生、同日午後4時40分鎮火した。被災面積は80,000㎡の範囲内で延焼(目視による概数)。	原野火災	演習・火災
11月21日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後2時頃、C-135が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
11月21日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後2時頃、F-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
11月26日	キャンプ瑞慶覧	沖縄市	午前0時5分頃、キャンプ・フォスター所属の海兵隊員が、沖縄市内の路上において、タクシーの助手席シートカバー(時価5千円相当)を両手で引き裂くとともに、被害者の顔面を手拳で殴打し、顔面打撲の傷害を負わせたもの。	器物損壊・傷害事件	刑法犯
11月29日	キャンプ・シュワブ	沖縄市	午前0時50分頃、キャンプ・シュワブ所属の海兵隊員が、沖縄市内の路上に駐車してある軽乗用車の屋根に、平屋店舗のひさしから飛び降りて、凹損させたもの(時価約5万円相当)。	器物損壊	刑法犯
11月29日	-	石川市	午後4時40分頃、石川市内の沖縄自動車道の路肩に、空砲と思われる銃弾193発が落ちていたのをバスの運転手が発見。空砲は、長さ4.8cm、直径0.9cmであり、底にはLC99と刻印されている。石川署は火薬が微量でも入っていれば、火薬取締法違反(廃棄)の疑いで捜査を始める予定。	空砲発見	その他の事件・事故
11月30日	-	沖縄市	午前6時30分頃、海兵隊員が、沖縄市内の民家に侵入し、同所に設置された電気メーターカバー1個(被害額1,826円)を木製棒で叩き割り損壊させたもの。	住居侵入・器物損壊	刑法犯
12月3日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前9時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
12月3日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前9時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
12月4日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後3時30分頃、在沖海軍所属(嘉手納基地所属)P-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機

発生日	関連施設名	発生場所	概要	事故の種類	備考
12月9日	嘉手納弾薬庫地区	嘉手納弾薬庫地区内	午後2時頃、泡瀬コナエの移設先である嘉手納弾薬庫地区において、文化財の調査中に、ケースに入った機関銃弾1ケース(200発)が発見された。	機関銃弾発見	その他の事件・事故
12月10日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後2時45分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
12月10日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後3時15分頃、在沖海軍所属(嘉手納基地所属)P-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
12月10日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後0時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
12月13日	普天間飛行場	宜野湾市	午後3時16分頃、C-130輸送機が、普天間飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
12月14日	-	宜野湾市	午前1時頃、宜野湾市内の駐車場において、エンジン鍵付きで駐車中の軽四輪自動車一台(時価100万円相当)を窃取したもの。	窃盗被疑事件	刑法犯
12月14日	キャンプ・マクトリアス	具志川市	午後9時45分頃、具志川市のキャンプ・マクトリアス内において、開催中のコトニクリスマス2002の会場から被害者の運転するタクシーに乗りし、目的地のキャンプ・マクトリアス内でタクシー料金を支払った後、いきなり3名で被害者の顔面等を殴打し、傷害を負わせ逃走したもの。	傷害事件	刑法犯
12月20日	キャンプ瑞慶覧	北谷町	午前3時40分頃、海兵隊員が、北谷町内の民家に侵入したもの。	住居侵入	刑法犯
12月20日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午前10時頃、E-3が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
12月20日	嘉手納飛行場	嘉手納町	午後2時45分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸したもの。	緊急着陸	演習・航空機
12月23日	キャンプ・ハンセン	名護市(二見)	午前0時45分頃、名護市二見の国道331号線において、キャンプ・ハンセン所属の軍人が、北部訓練場向けに、大型トレーラーでブルドガーを運搬中に、道路幅の判断を誤り、積載していたブルドガーを電柱に接触させて、電柱を倒した。	物損事故	演習・その他
12月28日	-	北中城村	午前3時42分頃、北中城村内において、西原町在住の女性が歩いているところを、外国人風の男性が、いきなり背後から抱きつき、逃走した。	強制わいせつ	刑法犯
12月30日	普天間飛行場	那覇市	午前8時頃、那覇空港内の手荷物検査で、搭乗予定だった米軍普天間航空隊所属の海兵隊軍曹が所持していた軍用バックから、機関銃の実弾(長さ74mm、直径7.62mm)18発が発見された。	実弾持ち込み	演習・その他
12月30日	嘉手納飛行場	沖縄市(知花)	午後4時45分頃、沖縄市知花在のホームセンターにおいて、嘉手納航空基地在の軍人の家族が、商品棚に陳列されていたか-用品(定価2,980円)1個を窃取したもの。	窃盗	刑法犯

注1：件数は県によって確認されたものである。

(2) 自衛隊関連事故等の概要

発生日	自衛隊別	発生場所	概要	事故種類	備考
昭和48年 3月17日	航空自衛隊	那覇空港	F-104J機が那覇空港で離陸に際し、両翼外側を落下燃焼させ滑走路を走り抜け、北側オーバーラン地帯で停止した。この事故により滑走路が約30分間閉鎖され、南西航空隊の一部が遅延し	タンク落下燃焼	航
7月20日	航空自衛隊	糸満市(喜屋武)	那覇基地所属の臨時第1混成群第101飛行隊のヘリコプターがエンジンの故障により、糸満市喜屋武の畑地に墜落し、1人が重傷、3人が軽傷を負っ	墜落	航
10月5日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊臨時第83航空隊所属のF-104J機が那覇空港に胴体着陸した。この事故より、約1時間滑走路が閉鎖された。	胴体着陸	航
昭和49年 9月10日	航空自衛隊	沖縄本島北西海上	南西航空混成団第83航空隊のF-104J戦闘機が、那覇基地(那覇空港)の北西約28kmの海上で、乗員とともに行方不明となった。	墜落	航
昭和55年 1月25日	航空自衛隊	那覇市	那覇基地内弾薬作業所で、サイド・ワグ-ミサイルを点検中に同ミサイルの推進薬が爆発し、隊員1人が死亡、3人が負傷した。	ミサイル爆発	他
6月10日	航空自衛隊	那覇空港	スクラップから帰投した自衛隊機F-104J迎撃戦闘機が着陸に失敗し大破、乗員1人が死亡した。	着陸失敗	航
昭和58年 5月23日	航空自衛隊	那覇空港上空	南西航空機と航空自衛隊のF-104戦闘機が、那覇空港上空で異常接近した。	異常接近	航
6月6日	陸上自衛隊	那覇空港	那覇空港内で陸上自衛隊のヘリコプターV-107が訓練中に墜落炎上した。この事故により南西航空機1便が15分間遅延した。	墜落	航
昭和59年 6月21日	航空自衛隊	那覇空港	練習機T33Aが離陸に失敗、滑走路北側の消波ブロックに衝突し炎上した。この事故により滑走路が19分間閉鎖され、民間機6機の運航に遅延が生じた。	離陸失敗	航
昭和60年 5月28日	航空自衛隊	那覇空港	着陸滑走中の全日空機と、離陸の為誘導路から滑走路へ進入中の航空自衛隊MU-2救難捜索機が接触。両機とも一部が損傷した。	民間機との接触	航
11月7日	陸上自衛隊	勝連町	ミサイルコンテナに圧縮空気を注入中コンテナのふたが吹っ飛び、側に立っていた作業中の隊員1名が死亡した。	コンテナ作業事故	他
平成2年 2月17日	陸上自衛隊	宮古島沖	宮古島沖で、救急患者空輸のため県の要請により医師を添乗させて出動した陸上自衛隊の遭難事故が発生。同年5月、陸上自衛隊は事故の原因は断定出来ないと発表した。	墜落	航
平成6年 5月30日	航空自衛隊	那覇空港	那覇空港で、航空自衛隊T-33練習機がオーバーランし、滑走路が一時閉鎖され、民間航空機の運行に支障をきたした。	オーバーラン	航
11月21日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊のT-33練習機が、那覇空港誘導路を走行中、左輪がパンクした。この事故により誘導路が封鎖され、民間機の離発着に支障をきたした。	タイヤパンク	航
平成8年 1月10日	航空自衛隊	那覇空港	エンジントラブルを起こした航空自衛隊機が那覇空港に緊急着陸し、これにより滑走路が4分間閉鎖された。	緊急着陸	航
4月19日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊のF-4ファントム機が、着陸滑走中、左右のメインタイヤがパンクし、これにより約60分間滑走路が閉鎖され、民間機の離発着に支障をきたした。	タイヤパンク	航
12月12日	航空自衛隊	那覇空港上空	那覇空港の滑走路上空約150mの付近で、航空自衛隊のF-4ファントム機2機と離陸中のエア・ニッポンの旅客機とが異常接近した。F-4ファントム機は、旅客機の真上を通過した。	異常接近 (ニアミス)	航
平成9年 11月10日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊第83航空隊所属のF-4ファントム機が那覇空港に着陸した際、車輪が破損し、滑走路中央付近の東側の草地で停止した。これにより1時間15分以上にわたって滑走路が閉鎖され、民間機の離発着に支障をきたした。	タイヤ破損	航

発生日	自衛隊別	発生場所	概要	事故種類	備考
平成10年 5月11日	航空自衛隊	伊江島沖	航空自衛隊第83航空隊302飛行隊所属のF-4ファントム機が那覇市の北約160kmの海上に墜落した。隊員2名は救出された。	墜落	航
7月24日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊機が故障(右翼に入っていた燃料が本体のタンクにうまく流れなかった)により那覇空港に緊急着陸し、これにより滑走路が10分間閉鎖された。	緊急着陸	航
10月13日	航空自衛隊	那覇空港	燃料計に異常が見つかったとして、航空自衛隊のF-4ファントム戦闘機が那覇空港に緊急着陸し	緊急着陸	航
10月27日	航空自衛隊	那覇空港	燃料計に異常が見つかったとして、航空自衛隊のF-4ファントム戦闘機が那覇空港に緊急着陸し	緊急着陸	航
12月17日	航空自衛隊	那覇空港	車輪の計器表示に異常が見つかったとして、航空自衛隊F-4ファントム戦闘機が那覇空港に緊急着陸した。	緊急着陸	航
平成11年 1月7日	海上自衛隊	那覇空港	海上自衛隊第5航空群のP-3C対潜哨戒機1機が電源系統のトラブルで那覇空港に緊急着陸した。	緊急着陸	航
6月8日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊那覇基地所属のF-4EJ改戦闘機が沖縄永良部島付近上空でエンジントラブルを起こし、那覇空港に緊急着陸した。	緊急着陸	航
7月10日	陸上自衛隊	東恩納弾薬庫	後方支援隊補給整備隊が、普通科連隊が実施する即応予備自衛官射撃訓練実施のため、東恩納弾薬庫において、5.56mm機関銃弾592発を交付する際、弾薬1発の不符号があった。	弾薬不符号	他
平成12年 6月20日	海上自衛隊	那覇空港	海上自衛隊第5航空群所属のP-3C対潜哨戒機が那覇空港から長崎空港へ向かう途中、操縦席の窓ガラスに数本の亀裂が入ったために、那覇空港へ引き返した。	緊急着陸	航
7月13日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊那覇基地所属T-4型練習機が那覇空港に着陸し、滑走中にブレーキの油圧配管部に不具合が発生し、滑走路から逸脱した。	着陸失敗	航
9月19日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊那覇基地所属のF-4EJ改ファントム戦闘機のオイルタンクから漏れたオイルがエンジンに流れ込み、左エンジンから黒煙が発生し、那覇空港に緊急着陸した。	緊急着陸	航
9月25日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊那覇基地所属のF-4EJ改ファントム戦闘機の全ての車輪が格納できないとして、着陸時の安全確保のため、燃料を海上で投棄し、那覇空港に緊急着陸した。	緊急着陸	航
10月12日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊那覇基地所属のF-4EJ改ファントム戦闘機が着陸時にブレーキを踏んだが減速できなかったため、停止装置(ヒットリア)を使用し停止し	着陸失敗	航
11月10日	航空自衛隊	那覇空港	航空自衛隊那覇基地所属の救難用ヘリコプター(ホーク107)が訓練中、2基在るエンジンのうち1基の回転が不安定になったため、那覇空港に緊急着陸した。	緊急着陸	航
平成13年 2月8日	航空自衛隊	嘉手納飛行場	午前10時04分、ニノ田原基地(宮崎県)での訓練に参加した第83航空隊所属のF-4EJ改戦闘機の1機の油圧計に異常が生じ、嘉手納飛行場に緊急着陸した。	緊急着陸	演習・航空機
3月12日	航空自衛隊	-	午後6時頃、県内において、航空自衛官二等空尉が女子を暴行し、逮捕された。	婦女暴行	その他・刑法犯等
5月9日	航空自衛隊	那覇空港	午前8時49分、那覇基地所属のF-4EJ改戦闘機がBLCライトが点灯したため、那覇空港に緊急着陸した。	緊急着陸	演習・航空機
6月25日	航空自衛隊	北海道	午前10時55分頃、那覇基地所属のF-4EJ機が、訓練中の北海道北広島市上空で20mm訓練弾を188発を不時発射した。	訓練弾の発射事故	演習・航空機

発生日	自衛隊別	発生場所	概要	事故種類	備考
11月27日	航空自衛隊	那覇空港	午後2時25分頃、訓練から帰還中の那覇基地所属U-125A型救難捜索機1機が、出発中の日本近距離航空B-737型機と異常接近した日本近距離航空機の機長が運輸省に報告した。	異常接近	演習・航空機
平成14年1月24日	航空自衛隊	那覇空港	午後0時7分から11分までの間、航空自衛隊のF-4戦闘機がエンジンオイル系統の故障のため、那覇空港に緊急着陸し、一時空港を閉鎖した。	緊急着陸	演習・航空機
1月29日	航空自衛隊	那覇空港	午後4時8分から11分までの間、航空自衛隊のF-4戦闘機が離陸後の脚上げが確認できないため、那覇空港に緊急着陸し、一時空港を閉鎖した。	緊急着陸	演習・航空機
5月8日	航空自衛隊	那覇空港	午後0時55分から58分までの間、航空自衛隊のF-4EJ改戦闘機が帰投中異音を感じ、那覇空港に緊急着陸し、一時空港を閉鎖した。	緊急着陸	演習・航空機
6月11日	航空自衛隊	那覇空港	午後0時19分に離陸し、午後1時27分に着陸した航空自衛隊のF-4EJ改戦闘機の模擬ミサイル先端部分(強化ガラス製)の一部が不時落下し	部品等の落下	演習・航空機
6月19日	航空自衛隊	那覇空港	午前9時28分から34分までの間、航空自衛隊のF-4EJ改戦闘機が高揚力装置(フラップ)の不具合により、那覇空港に緊急着陸し、一時空港を閉鎖した。	緊急着陸	演習・航空機
6月26日	埼玉県入間基地	那覇空港	午前10時47分から52分までの間、埼玉県入間基地所属(自衛隊)のYS-11機が空調の不具合により、那覇空港に緊急着陸し、一時空港を閉鎖した。	緊急着陸	演習・航空機
7月18日	航空自衛隊	那覇空港	午後3時24分から28分までの間、航空自衛隊のF-4EJ改戦闘機が脚の不具合により、那覇空港に緊急着陸し、一時空港を閉鎖した。	緊急着陸	演習・航空機
8月15日	海上自衛隊	那覇空港	海上自衛隊所属のP-3C対潜哨戒機の補助エンジンについている5×8cmのアルミプレート(重さ約10g)の部品が1個なくなっているのを発見した。同機の最終フライトは、8月12日である。	部品等の落下	演習・航空機
8月16日	陸上自衛隊	那覇空港	午後4時17分から21分までの間、陸上自衛隊のLR-2機が右プロペラの回転力が低下したため、那覇空港に緊急着陸し、一時空港を閉鎖し	緊急着陸	演習・航空機
9月2日	航空自衛隊	那覇空港	午後0時33分から1時21分までの間、航空自衛隊のF-4EJ改戦闘機が着陸の際にハックし、一時空港を閉鎖した。ハックの原因は、ハイドロプレーニング現象と判明した。	緊急着陸	演習・航空機

(3) 復帰後の米軍航空機事故等

平成14年12月末現在

	固定翼機	計138件	ヘリコプター	計79件	合計
機種別	F - 15 イーグル	56	CH - 46	26	217件
	F - 4 ファントム	12	CH - 53	24	
	C - 130	14	UH - 1	14	
	A - 4E スカイホーク	5	H - 3	4	
	AV - 8 ハリアー	6	AH - 1J	3	
	KC - 135	8	CH - 1J	1	
	B - 52	2	SH - 2F	1	
	P - 3C	10	HH - 60	2	
	OV - 10	2	MH - 53J	1	
	FA - 18	7	MH - 47	1	
	その他	15	不明	2	
	不明	1			
	態様別	墜落	25	墜落	
空中接触		1	移動中損壊	2	
部品落下		18	部品等落下	11	
着陸失敗		14	低空飛行	1	
火炎噴射		1	着陸失敗	1	
不時着		67	不時着	47	
爆弾投下失敗		1	接触	1	
その他		11	その他	1	
所屬別	空軍	86	海兵隊	70	217件
	海兵隊	24	空軍	8	
	海軍	13	海軍	1	
	不明	12			
	その他	3			
発生場所別	基地内	90	基地内	19	217件
	嘉手納飛行場	79	北部訓練場	4	
	伊江島補助飛行場	3	普天間飛行場	6	
	普天間飛行場	5	キャンプ・ハンセン	4	
	キャンプ・ハンセン	1	嘉手納飛行場	2	
	嘉手納弾薬庫地区	2	キャンプ・シュワブ	2	
			浮原島訓練場	1	
	基地外	48	基地外	60	
	住宅付近	4	住宅付近	13	
	民間空港	16	民間空港	8	
	空き地、その他	3	畑など	13	
	畑など	1	空き地、その他	17	
	海上	24	海上	8	
		不明	1		
人身事故等	死亡	6	死亡	20	21件
	行方不明	5	行方不明	19	
	重傷	3	重傷	6	
	軽傷	2	軽傷	12	
	計(件数)	9	計(件数)	12	
	計(人員)	16	計(人員)	57	
備考	主な事故		主な事故		
	・1996年12月10日 爆弾投下失敗 FA-18 那覇空港の西方約7マイルの海上 ・1997年5月30日 風防ガラス落下 嘉手納飛行場内 F-15 ・1999年6月4日 離陸の際、墜落炎上 嘉手納基地 AV-8		・1997年5月14日 カバーパネル落下 落下場所不明 CH-53E ・1998年7月23日 キャンプ・ハンセン内 UH-1Nヘリコプター墜落 ・1999年4月19日 北部訓練場沖 CH-53Eヘリコプター墜落		

(4) 復帰後の米軍航空機事故の概要

平成14年12月末現在

発生日月	発生場所	事故の種類	概要
昭和47年12月4日	宜野湾市	部品落下	宜野湾市の沖縄国際大学建築現場に、普天間飛行場所属のOV10-Aプロロの燃料タンクが落下し、作業員がガソリン浸しになり、建設中の鉄筋コンクリート壁に亀裂が生じた。
昭和48年2月6日	那覇空港	墜落	米海軍A-4Eスカホーク機が那覇空港で着陸に失敗し、滑走路南側200mの進入灯用地内に墜落炎上した。この事故のため、那覇空港の滑走路が一時閉鎖され、同空港に着陸する予定の航空機は嘉手納飛行場へ着陸した。
昭和48年8月2日	北部訓練場内	墜落	普天間飛行場第36海兵航空群第164ヘリ中隊所属のCH-46ヘリコプターが、北部訓練場内の国頭村伊湯岳頂上付近で墜落し、乗員3人が死亡、1人が行方不明となった。
昭和48年8月8日	国頭村(安波)	不時着	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが国頭村安波海岸付近を飛行中、高圧線に接触して安波部落から約300m離れた畑地に不時着した。その際、高圧線が破損し、国頭村全域が3時間余にわたり停電した。
昭和48年9月7日	那覇空港	着陸失敗	タイ国から一時移駐してきた海兵隊第15海兵航空群第115攻撃中隊所属のF-4ファントム機が、那覇空港の滑走路のバリアに機体を引っかける着陸ミスを起こした。このため同空港滑走路が30分間閉鎖され、民間機の運行に支障をきたした。
昭和48年9月19日	西原村(池田)	不時着	普天間飛行場所属第36海兵航空群第164中型ヘリコプター中隊のAH-1Jヘリコプターが、西原村字池田の畑に不時着し、不時着及び救難活動に伴い約1,100坪の農作物が被害を受けた。
昭和48年9月19日	南大東村	不時着	普天間飛行場第36海兵航空群所属のH-3型ヘリコプターが、C-130空中給油機を伴って南大東上空を飛行中、緊急事態の発生がありC-130空中給油機が現場へ急行したため、残されたヘリコプターが閉鎖中の南大東空港に不時着した。
昭和48年12月5日	西原村(小那覇)	墜落	普天間飛行場第36海兵航空群第164海兵中型ヘリコプター中隊のH-101/V107/H-46シナイト(中型輸送機)が、西原村字小那覇の島工業敷地内社屋新築現場付近に墜落し、乗員4人が死亡し、1人が重傷を負った。また、救難活動の島工業社員1人が軽傷を負ったほか、社員所有の乗用車両の一部が破損し、付近の畑畑約20坪が焼けた。なお、事故現場から約300m離れたところに、南西石油KKの石油貯蔵タンク基地がある。
昭和49年1月17日	中城村(当間)	不時着	普天間飛行場第367中型海兵ヘリコプター維持大隊所属のUH-1Eヘリコプターが、エンジン故障のため中城村字当間に不時着したが、民間への被害はなかった。現場から60m離れた所に東洋石油等の石油基地や民間の工場が点在している。
昭和49年3月8日	渡嘉敷村前島沖	墜落	渡嘉敷村前島沖に、米海兵隊所属のA-4Eスカホーク機が墜落し、洋上に浮かんでいるバラストは自衛隊に救出された。
昭和49年7月18日	那覇空港	部品落下	嘉手納基地所属のF-4ファントム機のロケットランチャー(発射装置)が那覇空港に落下し、那覇空港の滑走路中央部に穴があいた。これにより、同空港は1時間閉鎖された。
昭和49年9月30日	嘉手納飛行場内	墜落	C-130輸送機が離陸に失敗し、嘉手納飛行場に墜落、乗員2人が負傷した。
昭和50年6月2日	伊江島補助飛行場沖合い	墜落	夜間訓練中の第18戦術戦闘航空団所属のF-4ファントム機が、伊江島真謝の海上約3km沖で墜落し、乗員2人が行方不明になった。
昭和50年6月24日	北部訓練場内	墜落	普天間飛行場第164海兵隊中隊所属のCH-46ヘリコプターが訓練飛行中、国頭村安波ダム建設現場の工事資材運搬用クレーンに接触し墜落炎上、乗員3人が死亡した。
昭和51年3月9日	伊江島補助飛行場内	部品落下	空対地実射訓練中の米軍機から、JATOと呼ばれるジェット推進補助タンクがターゲットエリアをそれて施設内の黙認耕作地に落下し、きび畑に被害を与えた。
昭和51年11月4日	渡嘉敷村沖合い(ナガン島)	墜落	普天間飛行場第462大型ヘリ中隊所属のCH-53シーホーク機が、久米島から那覇向けに飛行中、エンジン故障のため、那覇の西方約16kmのナガン島(俗称砂島)付近の海上に墜落し、乗員4人全員が行方不明となった。
昭和52年3月2日	具志頭村(具志頭)	不時着	普天間飛行場所属CH-46シナイトが、天候の悪化により、航行の安全をはかる目的で具志頭村具志頭の畑畑に不時着した。
昭和52年3月8日	具志川市(豊原)	不時着	普天間飛行場第367軽ヘリコプター中隊所属のUH-1Nヘリコプターが、機体の安全確認のため具志川市豊原の畑畑に不時着した。
昭和52年3月8日	キャンプ・ハンセン内	不時着	夜間演習中の野戦用大型ヘリが、故障のため沖縄自動車道から約40mのキャンプ・ハンセン内へ不時着した。
昭和52年9月28日	伊江島補助飛行場	部品落下	伊江島補助飛行場内で模擬弾の投下訓練中、操作ミスにより民家に隣接する畑畑に模擬弾が落下する事故が発生した。

発生日月	発生場所	事故の種類	概要
昭和52年11月1日	伊江島沖合い	墜落	嘉手納飛行場第18戦術戦闘航空団所属のF-4ファントム機が伊江島沖で墜落し、乗員2名が行方不明となる。
昭和52年11月7日	嘉手納飛行場	着陸失敗	B-52戦略爆撃機1機が着陸の際、ブレーキドラムが過熱し、黒煙を噴き軍消防車3台が出動した。
昭和52年11月9日	宜野座村(漢那)	不時着	普天間飛行場第36海兵航空群第164海兵中型ヘリコプター中隊所属のCH-46ヘリコプター1機が、兵員17名を乗せ北部訓練場へ飛行中、エンジン不調により、宜野座村漢那の民間牧草地に緊急着陸した。風圧により牧草地約3,500坪に被害が発生した。
昭和52年11月28日	嘉手納飛行場内	着陸失敗	第231海兵攻撃中隊B分遣隊所属のAV-8ハリヤ-垂直離着陸機が、嘉手納飛行場に着陸の際事故を起こして損傷し、パイロット1人が軽傷を負った。
昭和52年11月29日	嘉手納飛行場沖合い	墜落	夜間訓練中の第231海兵攻撃中隊B分遣隊所属のAV-8ハリヤ-垂直離着陸機が、嘉手納飛行場の西北西21海里の海中へ墜落した。乗員は救難艇で救出された。
昭和53年3月3日	キャンプ瑞慶覧沖合い	墜落	普天間飛行場第164海兵中型ヘリコプター中隊所属のCH-46シナイヘリコプターが、山口県岩国基地に向け飛行中、キャンプ瑞慶覧ヘリコプター飛行場北方約150mの沖合いに墜落し、乗員4人全員が死亡した。
昭和53年5月18日	キャンプ・ハンセン内	墜落	嘉手納基地第18戦術戦闘航空団第25戦術戦闘中隊のF-4ファントム機が、通常飛行訓練中、風防開閉装置の故障により、キャンプ・ハンセン内の沖縄自動車道西方約200mの山中に墜落炎上した。乗員2人はパラシュートで脱出し、嘉手納基地第131航空宇宙救難隊によって救出された。
昭和53年5月26日	キャンプ・コートニー周辺(具志川市)	部品等落下	キャンプ・コートニーから普天間飛行場向け通常連絡のため飛行中の第164海兵中型ヘリコプター中隊所属のヘリコプターの風防ガラスが具志川市近辺に落下した。
昭和53年8月23日	伊江島補助飛行場周辺	部品落下	午後4時頃、伊江島補助飛行場上空で演習中のファントム機から、演習用模擬爆弾(MK106通称ボジ爆弾)が標的をはずれて、伊江村字東江上の牡丹畑に落下し、被害を与えた。
昭和53年10月18日	具志川市(宇堅)	不時着	普天間飛行場第36海兵航空群所属のCH-53輸送用ヘリコプターが、尾翼の故障により、具志川市宇堅の天願川下流海岸近くの空地に不時着した。
昭和53年10月23日	具志川市(宇堅)	不時着	普天間飛行場第36海兵航空群所属のCH-46ヘリコプターが、操縦部分の故障により、具志川市宇堅海岸に不時着した。
昭和53年10月23日	勝連村沖合い	部品等落下	海上飛行中のCH-46ヘリコプターのドアが、勝連村字南風原の通称浜屋海岸の沖合い約50m地点に落下する事故が発生した。
昭和53年11月13日	名護市	部品落下	嘉手納基地所属のCH-130救難機の給油ホースが、名護市の八重岳山中に落下し、特別高圧電線を切断した。そのため本部町崎本部塩川、名護市部間、採石場の一部、八重岳一帯が約2時間から8時間にわたって停電した。
昭和54年6月22日	名護市(豊原)	不時着	キャンプ・コックから普天間基地へ向かう途中の普天間基地所属の兵員輸送用ヘリコプターCH-46が、名護市豊原の畑に不時着した。(作物は植えられていなかった)
昭和55年3月4日	嘉手納飛行場内	部品落下	離陸しようとしたF-4ファントム機から、補助燃料タンク(370ガロン入り)が落下し、滑走路上で炎上した。
昭和55年4月25日	石川市	不時着	普天間飛行場第1海兵航空団所属の小型ヘリコプターが、エンジントラブルのため、沖縄電力石川発電所構内に不時着した。
昭和55年6月22日	嘉手納飛行場周辺(海上)	空中接触	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機2機が、海上で訓練飛行中、翼と翼を接触する事故を起こした。2機とも嘉手納飛行場へ無事帰還した。
昭和55年7月24日	嘉手納飛行場内	着陸失敗	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が通常の訓練を終え、同飛行場に着陸する際、車輪が傾いて滑走路からそれた。
昭和55年8月7日	那覇空港	着陸失敗	F-15イーグル戦闘機が那覇空港に緊急着陸した際、オーバーランし車輪を破損した。
昭和55年10月2日	普天間飛行場内	墜落	通常の離着陸訓練中のOV-107ロコが、普天間飛行場内の滑走路に墜落し、乗員1人が死亡、1人が負傷した。
昭和55年12月19日	北部訓練場内	墜落	普天間基地所属のCH-46ヘリコプターが、通常の訓練中に北部訓練場内で墜落し、乗員3人のうち1人が死亡、2人が重傷を負った。
昭和56年4月14日	恩納村沖合い	墜落	嘉手納基地を発進したジェット戦闘機A-4スカイホークが、恩納村沖で墜落した。
昭和56年4月20日	粟国空港	不時着	嘉手納基地所属のCH-53ヘリコプターが、通常の飛行訓練中、油圧系の故障により粟国空港に緊急着陸した。
昭和56年5月24日	宮古空港	不時着	グアム基地所属のC-130輸送機が、嘉手納飛行場向け弾薬輸送中、電気系統の故障により、宮古空港に緊急着陸した。
昭和56年7月7日	金武町(中川)	部品落下	グアム島から飛来したEA3B機から、着陸飛行中に金武町中川の民家の庭先に重さ21kgの主脚格納ドアが落下した。

発生日月	発生場所	事故の種類	概要
昭和57年4月6日	粟国島沖合い	墜落	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が空対空戦闘訓練中、粟国島沖海上に墜落した。
昭和57年6月29日	金武湾	部品落下	岩国基地所属のRF-4偵察機が、岩国から嘉手納飛行場向け通常の飛行訓練中、燃料用補助タンクを金武湾に落とした。タンクは同日、具志川市宇宇堅海岸で回収された。
昭和57年7月20日	具志川市(志林川)	不時着	普天間基地所属のUH-1Nヘリコプターが、具志川市志林川の住宅地域に不時着した。
昭和57年8月19日	普天間飛行場内	不時着	普天間基地で訓練中の輸送機が、離陸する際に滑走路のはずれに不時着した。場所は普天間第二小学校からわずか200m余の距離であった。
昭和57年8月27日	ハンビー飛行場跡(北谷町)	不時着	普天間基地所属のCH-53ヘリコプターが、ハンビー飛行場跡に不時着した。
昭和57年10月22日	沖縄東南東海上	墜落	嘉手納基地から発進したF-4ファントム機が、沖縄の東南東65マイルに墜落し、2人が救助された。
昭和57年12月29日	ホテル・ホテル水域	墜落	嘉手納基地から発進したF-15イーグル戦闘機2機が、空中戦闘訓練中海上に墜落し、1人が死亡、1人が救助された。
昭和58年1月19日	与那原町	部品落下	米海軍のP-3C対潜哨戒機から、与那原町在の上の森公園内にソフイ(無線浮標)が落下した。
昭和58年3月5日	名護市(豊原)	不時着	普天間飛行場所属のCH-53ヘリコプターが点検のため、名護市豊原の原野に緊急着陸した。
昭和58年4月27日	嘉手納飛行場内	着陸失敗	F-14トムキャット(艦載機)が、嘉手納飛行場に着陸する際に、タイヤ1本がパンクした。
昭和58年5月30日	嘉手納飛行場	着陸失敗	岩国基地所属のF-4ファントム機が、嘉手納基地に着陸しようとしたところ、車輪がはずり胴体着陸し、胴体部分を破損した。
昭和58年6月2日	嘉手納飛行場	部品落下	F-15イーグルの風防ガラスがはずれ、滑走路脇の芝生に落下した。
昭和58年7月6日	沖縄市	不時着	普天間飛行場所属のCH-53ヘリコプターが訓練飛行中、油圧系統に故障が生じ、沖縄市の国体会場造成地横の原野に不時着した。
昭和58年11月10日	沖縄市(泡瀬)	不時着	普天間基地所属のUH-1Nヘリコプターが飛行中、警告ランプが点灯したため、沖縄市泡瀬の土地造成地に不時着した。
昭和58年11月12日	西原町	不時着	普天間基地所属のUH-1Nヘリコプターが飛行中、警告ランプが点灯したため、西原町の宅地造成地に不時着した。
昭和58年12月19日	波照間空港	不時着	嘉手納基地所属のHH-3ヘリが、フィリピンから嘉手納基地へ帰還途中、エンジン不調のため、波照間空港へ緊急着陸した。
昭和59年6月14日	名護漁港構内	不時着	伊江島から普天間基地向けに飛行中のCH-53ヘリコプターが、大雨による視界不良のため、名護市の漁港構内の広場に不時着した。
昭和59年7月5日	トリエ通信施設周辺	低空飛行	トリエ通信施設に隣接した住宅地で、米軍ヘリコプターが低空飛行した際の風圧で、ハンビー1本、植木鉢数個が吹き飛ばされ、室内の花びん1個が壊された。
昭和59年10月31日	名護市(天仁屋)	部品等落下	キャンプ・シウワから北部訓練場向け飛行中の普天間基地所属CH-53D大型ヘリコプターの後部ドアが、名護市天仁屋の柵に落下した。
昭和60年2月6日	嘉手納飛行場内	着陸失敗	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が、着陸後誘導路からはずれて機体を小破した。
昭和60年7月12日	国頭村(辺野喜)	墜落	普天間基地所属のCH-53D型大型ヘリコプターが、国頭村字辺野喜大川の辺野喜ダム上流、500m付近に墜落炎上し、乗員4人全員が死亡した。
昭和61年1月5日	那覇空港	不時着	普天間飛行場第152海兵給油輸送中隊所属のC-130ハーキュリーズ輸送機が、岩国から普天間飛行場向け飛行中、エンジン故障と悪天候により、那覇空港に不時着した。これにより同空港の滑走路が6分間閉鎖された。
昭和61年1月19日	那覇空港	不時着	岩国飛行場所属の米海軍機A-7コルセアが飛行中、無線機の故障及び近隣米軍飛行場の混雑等により那覇空港に不時着。民間機への影響はなかった。
昭和61年3月22日	嘉手納飛行場	不時着	テキサス州-空軍基地所属のC5Aキヤラク-輸送機が、嘉手納飛行場で離発着訓練中、第1エンジンに火災が発生し、不時着した。
昭和61年5月30日	嘉手納飛行場	着陸失敗	嘉手納飛行場第909空中給油飛行隊所属のKC-135空中給油機が着陸する際、左翼端のエンジンが滑走路と接触、着陸を中止し離陸した。その際、左翼端エンジンに火災が発生した。
昭和61年6月9日	ホテル・ホテル水域周辺	墜落	嘉手納飛行場第67戦術戦闘中隊所属のF-15イーグル戦闘機が、通常訓練中、沖縄の北東220kmの海上に墜落。乗組員は脱出後、救出された。
昭和61年7月23日	中城村(久場)	不時着	普天間飛行場第36海兵航空群所属のCH-46Eヘリコプターが飛行訓練中、計器に異常がみられたので、中城村久場の旧久場崎学校地区跡地に不時着した。

発生日月	発生場所	事故の種類	概要
昭和61年9月20日	国頭村(安田)	不時着	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが、点検のため国頭村安田の農道に不時着した。
昭和61年10月9日	那覇空港	不時着	普天間飛行場所属第36海兵航空群所属のCH-1Jヘリコプターが、沖縄の西の海上で通常の訓練飛行中、油圧システムに異常を来し、那覇空港の着陸帯芝生に不時着したため、同空港の滑走路が28分間閉鎖された。
昭和62年1月12日	那覇空港	不時着	嘉手納飛行場向け航行中の米海軍P-3Cコイブ(ブレイク機)が、強風のため那覇空港に不時着。民間機への影響はなかった。
昭和62年1月13日	那覇空港	不時着	普天間飛行場向け飛行中のC-12Jヘリコプター(ブレイク機)が、強風のため那覇空港に不時着。民間航空機への影響はなかった。
昭和62年1月13日	那覇空港	不時着	嘉手納飛行場向け飛行中のC-21リゾットが、強風のため那覇空港に不時着。民間航空機への影響はなかった。
昭和62年1月13日	那覇空港	不時着	嘉手納飛行場向け飛行中のC-130Jヘリコプターが、強風のため那覇空港に不時着。民間航空機への影響はなかった。
昭和62年4月6日	与那城村(平安座)	不時着	普天間飛行場第361重ヘリコプター中隊所属のCH-53ヘリコプターが訓練飛行中、計器異常のため与那城村平安座の西公園に不時着した。
昭和62年5月16日	国頭村(安田)	不時着	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが、北部訓練場内で訓練飛行中、エンジン部分の故障のため、国頭村安田の農地開発地区の農道に不時着した。
昭和62年5月19日	ホテル・ホテル水域付近	墜落	嘉手納飛行場第18戦術戦闘航空団所属のF-15I-グレイホーク戦闘機が、空対空訓練の途中、本島東112kmの太平洋上に墜落。パイロットは救出された。
昭和62年6月9日	嘉手納飛行場	部品落下	嘉手納飛行場所属のRF-4ファントム偵察機が、嘉手納飛行場で離陸直後に、ガソリンタンク2個を落とし滑走路で炎上した。
昭和62年6月10日	嘉手納飛行場周辺	火炎噴射	嘉手納飛行場所属のF-15I-グレイホーク戦闘機が曲技飛行中、アフターバーナーの不完全燃焼により、爆発音とともに噴射口から火炎を噴射したため、飛行を中止した。
昭和62年6月24日	伊計島	不時着	普天間飛行場所属のUH-1N指揮連絡用ヘリコプターが、飛行中、悪天候のため与那城村伊計島の空き地に不時着した。
昭和62年7月11日	国頭村(楚州)	不時着	普天間飛行場所属のAH-1J攻撃ヘリコプターが飛行中、トランスミッションのオイル漏れのため、国頭村楚州の畜産団地の牧草地に緊急着陸した。
昭和62年7月25日	嘉手納飛行場	着陸失敗	グアム島から飛来したB52戦略爆撃機のうち1機が着陸する際、主輪タイヤの1本がパンクした。
昭和62年7月27日	鳥島射撃場周辺	被弾事故	米海軍第7艦隊ミッドウェイの艦載機FA-18ホネットが、鳥島射撃場空域で夜間練習中に投下したMK訓練用模擬弾が、鳥島北方の訓練水域外を航行中、マレーシア船籍貨物船「ボックス・サガ」に命中、甲板員が重傷を負った。
昭和62年7月27日	北部訓練空域	墜落	岩国飛行場の第12海兵航空群所属のA-6イントロダクター攻撃機が通常訓練中、沖縄の北西136kmの海上に墜落した。
昭和62年11月2日	ホテル・ホテル水域	墜落	嘉手納飛行場第15戦術偵察中隊所属のRF-4Cファントムが、通常の飛行訓練中に、沖縄の東北東60マイル(ホテル・ホテル水域内)海上に墜落した。
昭和63年2月26日	嘉手納飛行場	着陸失敗	嘉手納飛行場所属第15戦術戦闘航空団所属のF-15I-グレイホーク戦闘機が、着陸して誘導路に進入後、ブレーキが故障し、近くの芝生にはみ出した。
昭和63年2月29日	浦添市	不時着	普天間飛行場所属のCH-46シナイトヘリコプターが、同飛行場と牧港補給地区との間を飛行中、警告ランプが点滅したため、牧港補給地区の北1.6kmの浦添市民グラウンドに不時着した。
昭和63年8月19日	嘉手納飛行場	緊急着陸	米軍の統合演習に参加していた米海兵隊のA-4Jコイブ攻撃機が、飛行中にブレーキシステムにトラブルを生じ、嘉手納飛行場の滑走路上のワイヤに機体下部のフックを引っかけて緊急着陸した。
昭和63年8月19日	嘉手納飛行場	離陸失敗	RC-135V偵察機が誘導路上でストップ。離陸を諦めた。
昭和63年9月14日	嘉手納飛行場	着陸失敗	KC-135輸送機が、嘉手納飛行場に到着する際、車輪がパンクした。
昭和63年10月31日	北部訓練場内	墜落	普天間飛行場第262中型ヘリコプター中隊所属のCH-46ヘリコプター2機が、編隊飛行訓練中衝突し、うち1機が伊湯岳東側の山林に墜落、大破炎上し、乗員4人が死亡した。他の1機は前脚と車輪を損傷したが普天間飛行場に帰還した。
平成元年3月14日	伊江島補助飛行場周辺	墜落	嘉手納飛行場第33空中救難回収中隊所属のHH-3Aヘリコプターが、伊江島南方18kmの海上(訓練空域外)で訓練中に墜落し、3人が死亡、2人が救助された。
平成元年4月19日	那覇空港	不時着	普天間飛行場所属のKC-130輸送機が、厚木から普天間飛行場向け飛行中、エンジントラブルが発生し、那覇空港に不時着した。これにより同空港の滑走路が34分間閉鎖された。
平成元年4月21日	南シナ海	墜落	嘉手納飛行場第9戦略偵察航空団第1分遣隊所属のSR-71戦略偵察機が、嘉手納飛行場から離陸後エンジンの故障により、南シナ海に墜落した。

発生日月	発生場所	事故の種類	概要
平成元年5月3日	佐敷町(富祖崎)	不時着	普天間飛行場所属のCH-53大型ヘリコプターが、訓練のため知念半島沖を飛行中、エンジンに異常を感じ佐敷町富祖崎の野菜畑に緊急着陸した。
平成元年5月30日	喜屋武岬南の海上	墜落	普天間飛行場第265海兵中型ヘリコプター中隊所属のCH-46ヘリコプターが、夜間上陸演習に参加中、喜屋武岬南32kmの海上に墜落した。乗員22人中8人が救助され、14人が行方不明となった。
平成2年1月26日	伊平屋島沖	墜落	岩国飛行場第542海兵攻撃中隊所属のAV8Bリアー攻撃機が、嘉手納飛行場から韓国向け飛行中、伊平屋島の北北東36kmの海上に墜落した。
平成2年11月29日	キャンプ・シュワブ沖合	墜落	厚木飛行場から飛び立った第7艦隊所属のSH-2Fシーズライトヘリコプターが、那覇の北東46kmの海上に墜落した。
平成3年11月12日	伊江島補助飛行場内	訓練物資落下	伊江島補助飛行場内で、訓練飛行中の横田飛行場所属C-130輸送機から投下された重量4千ポンドの訓練物資が、目的を外れてフェンス外の黙認耕作地に落下した。
平成3年11月22日	トリイ通信施設沖合	部品等落下	トリイ通信施設から伊江島補助飛行場向け飛び立った普天間飛行場所属のCH-53型ヘリコプターから、宙づり輸送中の物資4箱のうち、重量1,300ポンドの燃料補給用物資1箱が誤って読谷村都屋沖合に落下した。
平成4年3月7日	宜野座村	着陸失敗	訓練飛行中の普天間飛行場所属AH-1W型ヘリコプターが、ヘリパッドに着陸する際、ランディングスキッドの損傷によりバランスを崩して横転。この事故に関連して破損したと思われるローターの一部分(45kg)が、宜野座大川ガムの工事用資材置場付近に落下した。
平成4年10月20日	普天間飛行場	横転	訓練終了後、第36海兵航空群第262中型ヘリコプター中隊所属のCH-46型輸送ヘリコプターが、ヘリパッドに着陸後、駐機場に移動中に横転し、大破した。
平成5年9月1日	嘉手納飛行場	横転	第18作戦群第33救難中隊所属のHH-3型ヘリコプターが、地上移動中に故障、機体が激しく損傷し、空軍兵1名が死亡し、3名が負傷した。
平成5年9月14日	キャンプ・ハンセン内	部品等落下	第1海兵航空団第36海兵航空群のCH-53型ヘリコプターが、クレーン車(7.5t)を宙づりにし、移動訓練をしていた際、地上約60mからクレーン車を落下させた。被害なし。
平成5年12月7日	北中城村	部品等落下	北中城村の県道146号線の路上に、普天間飛行場から飛び立った第369海兵軽ヘリコプター中隊所属のUH-1型ヒューイ・ヘリコプターから、重量約16kgの救難キットが落下した。
平成5年12月17日	マイク・マイク訓練水域	墜落	嘉手納基地から発信した岩国飛行場第115海兵戦闘攻撃中隊所属のFA-18ホーネット戦闘攻撃機2機が、通常の訓練中に空中衝突し、沖縄の南東280kmの公海上の訓練区域に墜落した。1名は救助、1名は行方不明。
平成6年4月4日	嘉手納弾薬庫地区	墜落	第18航空団第44戦闘中隊所属のF-15C戦闘機が、離陸直後に嘉手納弾薬庫地区内の黙認耕作地に墜落、炎上した。乗員は脱出。
平成6年4月6日	普天間飛行場内	墜落	普天間飛行場で、第262中型ヘリコプター中隊所属のCH-46Eヘリコプターが、不時着訓練中に施設内に墜落。ローターが吹き飛び、胴体がまっ二つに割れた。乗員4人は自力脱出。
平成6年8月17日	粟国島北西の海上	墜落	嘉手納飛行場を飛び立った岩国基地所属のAV-8Bリアー戦闘攻撃機が、粟国島北西の海上に墜落、乗員は空軍第33航空救難中隊に救助された。
平成6年11月14日	宮古空港	不時着	普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターが、エンジントラブルを理由に、宮古空港に緊急着陸した。民間航空機への影響はなかった。
平成6年11月16日	キャンプ・シュワブ	墜落	キャンプ・シュワブ内で、普天間飛行場第267海兵軽攻撃ヘリコプター中隊所属のUH-1Nヘリコプターが演習中に墜落し、乗員1人が死亡し、乗員4人が重軽傷を負った。
平成7年3月21日	那覇空港	不時着	第18航空団所属のF-15C戦闘機2機が、悪天候を理由に那覇空港に緊急着陸。民間航空機の離発着に遅れが生じた。
平成7年5月19日	久高島	不時着	久高島の海岸に、普天間基地所属のUH-1ヘリが、油圧警報のランプが点灯したため緊急着陸した。人身被害なし。
平成7年7月14日	北中城村(喜舎場)	部品等落下	第164海兵中型ヘリコプター中隊所属のUH-1Nから、北中城村喜舎場の民家の屋上に重さ800gのヘルメットが落下した。
平成7年7月27日	知念村	不時着	普天間基地第262海兵中型ヘリコプター中隊所属のCH-46Eが油圧警報のランプが点灯したため、知念村の無人防波堤に不時着した。
平成7年9月1日	鳥島近海	墜落	沖縄本島の西方約50マイル(約80km)の鳥島近海に、嘉手納基地を発進した岩国基地第542海兵航空攻撃中隊所属のAV-8Bリアー機1機が、空対地模擬弾訓練中に墜落した。
平成7年10月18日	沖縄南方海上	墜落	嘉手納基地の南方約65マイルの海上に、嘉手納基地を発進した第44戦闘飛行中隊所属のF-15C戦闘機1機が、訓練中に墜落した。
平成8年5月25日	糸満市	部品落下	糸満市高嶺の中学校付近の路上に、飛行中の在沖米海軍所属のP-3C機から、重さ約11kgのソリッドが落下した。

発生年月日	発生場所	事故の種類	概要
平成8年5月30日	那覇空港	不時着	第18航空団所属のF-15戦闘機1機が、嘉手納周辺の悪天候を理由に、那覇空港に緊急着陸した。出発便の民間機1機に10分間の遅れが生じた。
平成8年5月31日	那覇空港	不時着	第18航空団所属のF-15戦闘機2機が、嘉手納周辺の悪天候を理由に那覇空港に緊急着陸した。民間機への影響はなし。
平成8年10月2日	名護市	不時着	普天間基地所属のCH-46ヘリ機が、油圧装置に異常が発生したため、名護市の嘉陽小学校近くのビーチに緊急着陸した。人身被害なし。
平成8年11月21日	嘉手納基地周辺	部品等落下	第18航空団第33救難中隊所属のHH-60ヘリから、重さ約1.3kgのキャブス袋が落下した。落下地点は、嘉手納基地と知花ハウジングエリアの間と思われる。
平成8年12月10日	那覇空港の西方海上	爆弾投下失敗	岩国基地の第121海兵戦闘攻撃中隊に所属するFA-18ホーネットが、ビーチアウト97の通常訓練の最中に、爆弾投下に失敗し、その後、那覇空港から西方約7マイルの海上に爆弾を投下した。爆弾は、爆発しなかった。提供水域外。
平成9年4月15日	渡嘉敷村(無人島)	不時着	普天間基地第三海兵遠征部隊所属のCH-46ヘリ機が、警告灯のランプが点灯したため、那覇の西約30マイルの渡嘉敷村前島に不時着した。
平成9年5月14日	不明	部品等落下	普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターから、重さ約2kgのギアボックスのカバーが落下した。事故当時は概ね海上を飛行中であったが、落下場所は不明。
平成9年5月30日	嘉手納飛行場内	部品落下	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機から、離陸直後、同飛行場内に風防ガラスが落下した。
平成10年7月23日	宜野座村	墜落	キャンプ・ルセン中部訓練場で、米海兵隊所属のUH-1Nヘリコプターが墜落した。乗員4名は軽傷。事故の定義や通報の遅れなど日米間で合意された通報基準の問題点が指摘された。
平成11年1月5日	那覇空港	不時着	嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機2機が、同基地上空の悪天候を理由に、那覇空港へ緊急着陸した。これにより同空港は点検のため2分間閉鎖された。
平成11年4月19日	国頭村	墜落	午後9時40分頃、米海兵隊所属のCH-53Eヘリコプターが北部訓練場の沖合に墜落し、乗員4名が死亡する事故が発生する。
平成11年4月29日	嘉手納飛行場	着陸失敗	午後6時20分頃、F-15C型機1機が後部左側ランディングギアが出ない状態で降陸装置に機体をフックして、東シ海側から内陸滑走路(南側)に着陸した。
平成11年6月4日	嘉手納飛行場	墜落	米海兵隊所属のAV-8ハリヤ機が、嘉手納飛行場を離陸しようとして、エンジン部分から火を吹き墜落する事故が発生する。
平成11年8月11日	東村	不時着	午前10時25分頃、米海兵隊所属のUH-1Nヘリコプターが、東村営グラウンドに緊急着陸する事故が発生する。
平成11年9月13日	嘉手納飛行場	不時着	午後3時30分頃、第909空中給油中隊所属のKC-135のコックピットから煙が出る。
平成11年9月24日	渡名喜村	不時着	嘉手納基地を飛び立った韓国基地所属のMH-53Jヘリコプターが、出砂島射爆場で訓練中、油漏れを起こしたため渡名喜村の急患用ヘリパッドに緊急着陸した。
平成11年10月19日	嘉手納飛行場	不時着	在沖米海軍所属のP-3C対潜哨戒機が4つのエンジンのうち1つがトラブルを起こし、トラブルのあったエンジン1つを止めて、嘉手納飛行場に緊急着陸した。
平成11年12月9日	嘉手納弾薬庫地区内	不時着	嘉手納IA0047のセプC-172型機が嘉手納飛行場から離陸後、エンジントラブルがあり、嘉手納弾薬庫地区内の道路に緊急着陸した。乗員の米軍人4名は無事。
平成11年12月10日	嘉手納飛行場	不時着	横田基地所属のC-130型機が嘉手納から飛び立ったが、約30分後に、4つあるうちの1つのエンジンがオーバーヒートしたため、当該エンジンを止めて3つのエンジンで飛行し、予防措置として嘉手納に着陸した。
平成11年12月21日	勝連町(浮原島)	不時着	普天間基地所属のCH-46型ヘリコプターが水力ポンプの故障のため、浮原島へ緊急着陸した。救援機1機が現場へ向かい、修理を終え普天間基地へ無事帰還した。
平成12年1月19日	嘉手納飛行場	緊急着陸	米軍機C-130輸送機のコックピット内でヘリロットが異臭を感じたため、予防着陸した。
平成12年1月27日	嘉手納飛行場	緊急着陸	FA-18ホーネットが模擬弾を使用して発射訓練を行っていた際、4個のうち1個が発射できなかったため、念のため予防着陸した。
平成12年2月4日	那覇市北西の海上上空	異常接近	福岡発石垣行きのアニコン機が那覇市の北西40マイルの海上上空で、米海軍所属のFA-18ホーネットと異常接近したことが8日明らかになる。
平成12年4月19日	嘉手納飛行場	緊急着陸	FA-18ホーネットが訓練中、ギアの故障で通常より早く嘉手納飛行場に帰還した。
平成12年8月4日	普天間飛行場	緊急着陸	普天間飛行場所属KC-130が4つのプロペラの中、一つが不調だったため念のため普天間飛行場に予防着陸した。

発生年月日	発生場所	事故の種類	概要
平成12年8月23日	嘉手納飛行場	その他	海軍VP-4部隊所属P-3Cが嘉手納飛行場に着陸した際、タイヤの一つがパンクした。
平成12年12月28日	与那城町	不時着	普天間飛行場所属のCH-46が油圧システムのトラブルで与那城町内の公園建設予定地に予防着陸した。
平成13年1月22日	普天間飛行場	緊急着陸	KC-135空中給油機が、4つのエンジンのうち1機の油の量が異常に低い値を示す警告ランプが点灯したため、引き返して予防着陸した。
平成13年2月5日	宜野湾市	接触	午後9時40分頃、普天間海兵隊航空基地に帰還するCH-53Eヘリコプター2機が、同基地上空で接触した。
平成13年4月5日	嘉手納飛行場	離陸失敗	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納基地を離陸の際、パイロットが危険を感じ緊急に離陸を中止した。
平成13年6月5日	屋久島	不時着	午前10時頃、鹿児島県鹿屋自衛隊基地に向かう途中の普天間基地所属CH-46が、鹿屋基地が天候不良のため屋久島空港に予防着陸した。被害はなし。同日午後6時頃、普天間基地に帰還した。
平成13年6月11日	宮崎県	不時着	午後6時頃、嘉手納空軍基地所属のF-15I-Guard戦闘機6機が、嘉手納飛行場の天候不良のため宮崎県航空自衛隊新田原基地に予防着陸した。被害なし。6月12日に全機が帰還した。
平成13年6月13日	宜野湾市(大山)	部品等落下	午前7時18分頃、普天間基地所属のCH-53Eから宜野湾市大山1-7-1住宅隣に物が落下した。人的・物的被害はない。
平成13年8月9日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後4時45分頃、米海軍厚木基地所属のF-18機1機が、嘉手納飛行場に予防着陸した。
平成13年10月11日	国頭村(安田)	不時着	午後8時30分頃、国頭村安田の沖縄県乳牛育成センター敷地内の牧草地に、韓国が基地所属のMH-47型ヘリが予防着陸した。被害等はなし。
平成14年2月14日	渡名喜村	不時着	渡名喜村の急患ヘリポートに、嘉手納基地第33救難中隊所属のHH-60型ヘリが油圧ポンプの一部に不具合が生じ、緊急着陸した。
平成14年3月6日	那覇空港	不時着	札幌駐屯地所属のC-130機が、第4エンジンのプロペラの低下を示すランプが点灯したため、那覇空港に緊急着陸した。
平成14年3月7日	普天間飛行場	その他	午前11時頃、普天間飛行場内におけるCH-53E型ヘリコプターの通常整備中に、ヒーターに引火したが、整備士及び海兵隊普天間緊急チームによって11時30分頃、鎮火された。
平成14年4月8日	嘉手納飛行場	部品等落下	嘉手納基地上空において、嘉手納基地所属のF-15戦闘機から訓練用照明弾が落下。
平成14年4月17日	普天間飛行場	部品等落下	普天間飛行場において、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターから離陸の際に2個の燃料補助タンクが離脱し、滑走路に落ちた。けが人無し。一部燃料漏れ有り。
平成14年4月24日	嘉手納飛行場	部品等落下	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、通常飛行訓練中、沖縄南東海上約80海里(約128km)地点で風防ガラス(キャブ-)を紛失し、嘉手納基地に着陸した。パイロット等の人身被害なし。
平成14年4月25日	嘉手納飛行場	不時着	空母艦載機C-2が燃料漏れのまま嘉手納基地に緊急着陸した。
平成14年5月1日	嘉手納飛行場	その他	嘉手納基地外所属のC-17輸送機が嘉手納飛行場滑走路を移動中、後輪タイヤがパンクした。
平成14年5月29日	嘉手納飛行場	緊急着陸	F-15戦闘機が嘉手納飛行場に緊急着陸した。
平成14年6月18日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後8時頃、患者輸送中の嘉手納基地所属のKC-135が、患者の安全を考慮し、嘉手納基地に緊急着陸した。
平成14年6月24日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後3時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納基地に緊急着陸した。
平成14年7月31日	嘉手納飛行場	エンジン火災	午後3時頃、嘉手納基地に駐機中のF-15戦闘機にエンジン火災が生じたが、消防車が出動し消火した。
平成14年8月1日	嘉手納飛行場	エンジン火災	午前11時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機のエンジンの先端部分の出力を調整するタームパイプ(尾管)に燃料が付着し火災が生じたが、消防車が出動し消火した。
平成14年8月2日	宜野座村(渦原)	不時着	午前8時頃、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターが、エンジン機にトラブルが生じたため、宜野座村渦原に不時着した。その後修理を終え、午前9時53分に飛び立った。
平成14年8月7日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前10時30分頃、普天間基地所属のUH-1ヘリコプターが、嘉手納飛行場から飛び立とうとした際、フライトコントロール(操縦桿)に異常を感じたため、嘉手納飛行場に緊急着陸した。
平成14年8月9日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前10時40分頃、嘉手納飛行場にFA-18ホーネットの緊急着陸があった。
平成14年8月9日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前10時50分頃、嘉手納飛行場に米空軍のC-130輸送機の緊急着陸があった。
平成14年8月9日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後0時30分頃、嘉手納飛行場に嘉手納基地所属のF-15戦闘機の緊急着陸があった。

発生年月日	発生場所	事故の種類	概要
平成14年8月21日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前9時50分頃、嘉手納飛行場に嘉手納基地所属のF-15戦闘機の緊急着陸があった。
平成14年8月21日	沖縄南方海上	墜落	午前10時頃、嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機が、沖縄本島の南方約6071ℓ(約100km)の海上に墜落した。
平成14年8月24日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後7時15分頃、嘉手納飛行場に横田基地所属のC-9輸送機の緊急着陸があった。
平成14年8月26日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前9時30分頃、嘉手納飛行場に嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機の緊急着陸があった。
平成14年8月26日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前10時30分頃、嘉手納飛行場に嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機の緊急着陸があった。
平成14年8月27日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前10時頃、嘉手納飛行場に嘉手納基地所属のF-15戦闘機の緊急着陸があった。
平成14年8月27日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前12時30分頃、嘉手納飛行場に嘉手納基地所属のF-15戦闘機の緊急着陸があった。
平成14年8月27日	普天間飛行場	緊急着陸	午後5時頃、普天間基地所属のKC-130輸送機が、空中給油後、ホースが戻らなくなったため、普天間飛行場へ緊急着陸した。
平成14年8月28日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後3時30分頃、嘉手納飛行場に嘉手納基地所属のF-15戦闘機の緊急着陸があった。
平成14年9月3日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前9時17分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月3日	奄美大島	不時着	午後3時30分頃、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターが、油圧系統のトラブルが生じ、随行機1機とともに奄美大島に緊急着陸し、翌日修理を終え、離陸した。
平成14年9月7日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後0時25分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月9日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前11時15分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月10日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前10時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月11日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前10時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月12日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後4時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月12日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後5時10分頃、米本国海軍所属のP-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月13日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後0時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月16日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前11時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月19日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前11時頃、P-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年9月19日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後3時頃、P-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年10月11日	石垣空港	不時着	午後1時30分頃、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプター2機が(1機は同伴機)、演習参加の為に石垣へ移動中、計器に異常が発生したため、石垣空港に緊急着陸した。
平成14年10月15日	嘉手納飛行場	その他	午前9時30分頃、嘉手納基地所属のC-130特殊作戦機1機が、滑走路を移動中にタイヤがパンクした。
平成14年10月16日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後4時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年10月21日	嘉手納飛行場	緊急着陸	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年10月21日	嘉手納飛行場	緊急着陸	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年10月21日	嘉手納飛行場	緊急着陸	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年10月23日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後4時45分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年10月23日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後5時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年10月25日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後1時頃、嘉手納基地所属のKC-135空中給油機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年10月25日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後2時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。

発生年月日	発生場所	事故の種類	概要
平成14年11月21日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後2時頃、C-135が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年11月21日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後2時頃、F-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年12月3日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前9時頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年12月3日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前9時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年12月4日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後3時30分頃、在沖海軍所属(嘉手納基地所属)P-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年12月10日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後2時45分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年12月10日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後3時15分頃、在沖海軍所属(嘉手納基地所属)P-3C対潜哨戒機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年12月10日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後0時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年12月13日	普天間飛行場	緊急着陸	午後3時16分頃、C-130輸送機が、普天間飛行場へ緊急着陸した。
平成14年12月20日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午前10時頃、E-3が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。
平成14年12月20日	嘉手納飛行場	緊急着陸	午後2時45分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、嘉手納飛行場へ緊急着陸した。

(5) 原子力軍艦寄港状況

<復帰前>

回数	寄港年月日	艦船名 (年別寄港回数・隻数)	排水量 (t)	全長 (m)	乗員 (人)	停泊時間	停泊港
S43年 (9回・9隻)							
1	1.5	ト ラ イ ト ン	5,940	136.4	107	不 明	那 覇 港
2	2.21	"	"	"	"	"	"
3	3.20	ブ ラ ン ジ ャ ー	3,750	84.9	107	"	ホワイティーチ
4	3.23	パ ー ミ ッ ト	3,750	84.9	107	"	那 覇 港
5	4.27	ソ ードフィッシュ	2,570	81.6	95	"	"
6	5.15	クィーンフィッシュ	3,750	84.9	107	"	"
7	8.7	パ ー ミ ッ ト	3,750	84.9	107	"	"
8	"	ス ケ ー ト	2,570	81.6	95	"	"
9	9.15	ガ ードフィッシュ	3,750	84.9	107	"	"
S44年 (9回・9隻)							
10	2.21	ブ ラ ン ジ ャ ー	3,750	84.9	107	不 明	ホワイティーチ
11	3.19	"	"	"	"	"	"
12	4.21	"	"	"	"	"	"
13	4.30	"	"	"	"	"	"
14	8.22	ス ヌ ー ク	3,075	76.8	93	"	"
15	8.23	ソ ードフィッシュ	2,570	81.6	95	"	那 覇 港
16	10.2	サ ー ゴ	2,570	81.6	95	"	ホワイティーチ
17	10.13	"	"	"	"	"	"
18	11.21	ス ヌ ー ク	3,075	76.8	93	"	"
S45年 (15回・15隻)							
19	1.8	ガ ー ナ ード	4,250	89.0	107	1時間	ホワイティーチ
20	2.19	"	"	"	"	30分	"
21	3.6	ス カ ル ピ ン	3,075	76.8	93	不 明	"
22	3.12	"	"	"	"	"	"
23	5.10	パ ー ミ ッ ト	3,075	84.9	107	"	"
24	5.17	"	"	"	"	2時間	"
25	5.22	ス カ ル ピ ン	3,075	76.8	93	不 明	"
26	5.27	"	"	"	"	"	"
27	5.28	"	"	"	"	"	"
28	7.13	"	"	"	"	"	"
29	7.21	ハ ー ド ッ ク	3,750	84.9	107	"	"
30	9.30	ア ス プ ロ	4,250	89.0	107	"	"
31	10.5	ハ ー ド ッ ク	3,750	84.9	107	"	"
32	10.23	ト ー ト ゲ	4,250	89.0	不明	"	"
33	11.9	ア ス プ ロ	4,250	89.0	107	"	"
S46年 (15回・16隻)							
34	1.30	ス ヌ ー ク	3,075	76.8	93	1時間	ホワイティーチ
35	2.3	ト ー ト ゲ	4,250	89.0	107	不 明	"
		ス ヌ ー ク	3,075	76.8	93	"	"
36	2.7	"	"	"	"	"	"
37	2.17	"	"	"	"	"	"
38	2.26	"	"	"	"	"	"
39	4.6	ソ ードフィッシュ	2,570	81.6	95	2日17時間40分	"
40	4.29	ス ヌ ー ク	3,075	76.8	93	2~3時間	"
41	5.10	ソ ードフィッシュ	2,570	81.6	95	"	"
42	6.23	"	"	"	"	不 明	"
43	8.7	パ フ ァ ー	4,250	89.0	107	"	"
44	8.13	"	"	"	"	"	"
45	10.17	ス キ ャ ン プ	3,075	76.8	93	"	"
46	11.12	ガ ー ナ ード	4,250	89.0	107	2日	"
47	12.5	"	"	"	"	2日	"
48	12.6	クィーンフィッシュ	3,750	84.9	107	2日	"
S47年 (7回・7隻)							
49	1.22	フ ラ ッ シ ャ ー	3,800	89.1	107	2~3時間	ホワイティーチ
50	1.24	"	"	"	"	1~2時間	"

回数	寄 港 年月日	艦 船 名 (年別寄港回数・隻数)	排 水 量 (t)	全 長 (m)	乗 員 (人)	停 泊 時 間	停 泊 港
51	1.26	フ ラ ッ シ ャ ー	3,800	89.1	107	不 明	ホワイティビーチ
52	1.30	"	"	"	"	"	"
53	2.1	"	"	"	"	4 日	"
54	2.8	"	"	"	"	不 明	"
55	2.12	"	"	"	"	30分	"

< 復 帰 後 >

寄港地：ホワイト・ビーチ地区

回数	寄 港 年月日	艦 船 名 (年別寄港回数・隻数)	排 水 量 (t)	全 長 (m)	乗 員 (人)	停 泊 時 間	備 考
S47年 (7回・7隻)							
1	6.19	フ ラ ッ シ ャ ー	3,800	89.1	107	約 1 時間	
2	8.1	ポ ギ ー	4,250	89.0	120	20分	
3	8.20	ガ ー ナ ー ド	4,250	89.0	107	2 時間 27分	
4	8.21	ホ ー ク ビ ル	4,250	89.0	107	1 時間 17分	
5	10.13	ポ ギ ー	4,250	89.0	120	13分	
6	10.18	"	"	"	"	7 分	
7	10.22	"	"	"	"	6 分	
S48年 (3回・3隻)							
8	1.4	ピ ン タ ー ド	4,250	89.0	107	54分	
9	2.11	パ フ ァ ー	4,250	89.0	107	24分	
10	10.2	ガ ー ド フィ ッ シ ュ	3,750	84.9	107	8 分	
S51年 (1回・1隻)							
11	9.4	ス キ ャ ン プ	3,070	76.8	93	4 日	
S52年 (1回・1隻)							
12	4.4	バ ー ブ	3,750	84.9	121	15分	
S54年 (1回・1隻)							
13	10.2	ピ ン タ ー ド	4,250	89.0	116	約 15分	
S55年 (4回・5隻)							
14	3.9	ア ス プ ロ	4,250	89.0	107	3 日	
15	3.16	"	"	"	"	22分	
		ロ ン グ ビ ー チ	14,200	219.9	1,045	2 日	巡 洋 艦
16	3.21	"	"	"	"	2 日	"
17	9.9	ト ー ト グ	4,250	89.0	117	11分	
S56年 (1回・1隻)							
18	1.19	ク ィ ーン フィ ッ シ ュ	4,250	89.0	119	約 15分	
S61年 (3回・3隻)							
19	8.19	タ ニ ー	4,460	92.1	130	10 時間 55分	
20	11.26	サンフランシスコ	6,000	109.7	130	4 日	
21	11.30	"	"	"	"	44分	
S62年 (10回・10隻)							
22	3.6	ヒ ュ ース ト ン	6,000	109.7	130	35分	
23	4.28	"	"	"	"	35分	
24	5.7	ポ ー ツ マ ス	6,000	109.7	130	15分	
25	7.14	"	"	"	"	15分	
26	7.15	"	"	"	"	3 分	
27	8.5	バ ッ フ ァ ロ ー	6,000	109.7	130	16分	
28	8.10	"	"	"	"	9 分	
29	9.29	パ ー ミ ッ ト	3,750	84.9	130	24分	
30	11.28	フ ラ ッ シ ャ ー	3,800	89.1	130	15分	
31	12.10	ポ ギ ー	4,250	89.0	130	5 分	
S63年 (11回・11隻)							
32	1.29	フ ラ ッ シ ャ ー	3,800	89.1	130	10分	
33	2.19	ソルトレイクシティ	6,000	109.7	130	4 日	
34	3.18	ホ ー ク ビ ル	4,250	89.0	130	17分	
35	3.21	ソルトレイクシティ	6,000	109.7	130	12分	
36	4.25	オ マ ー ハ	6,000	109.7	130	3 日	接 岸
37	4.26	ガ ー ナ ー ド	4,250	89.0	130	12分	沖 合 停 泊

回数	寄 港 年月日	艦 船 名 (年別寄港回数・隻数)	排 水 量 (t)	全 長 (m)	乗 員 (人)	停 泊 時 間	備 考
38	6.9	"	"	"	"	7分	沖合停泊
39	6.10	"	"	"	"	17分	沖合停泊
40	6.11	"	"	"	"	7分	沖合停泊
41	7.21	プ ラ ン ジ ャ ー	3,750	84.9	130	2日	接 岸
42	11.6	ガ ー ド フ ィ ッ シ ュ	3,750	84.9	130	5分	沖合停泊
H元年 (3回・3隻)							
43	1.9	ロ ス ・ ア ン ジ ェ ル ス	6,000	109.7	130	4日	接 岸
44	4.18	ル イ ・ ビ ル	6,000	109.7	130	22分	沖合停泊
45	4.19	"	"	"	"	19分	沖合停泊
H2年 (9回・9隻)							
46	1.17	ハ ー ド ッ ク	3,750	84.9	130	3日	接 岸
47	1.22	"	"	"	"	1時間45分	接 岸
48	2.19	パ フ ァ ー	4,250	89.0	107	4分	沖合停泊
49	2.25	オ マ ハ	6,000	109.7	130	44分	接 岸
50	2.28	ソ ル ト レ イ ク シ テ ィ	6,000	109.7	130	10分	沖合停泊
51	2.28	オ マ ハ	6,000	109.7	130	17分	沖合停泊
52	5.17	ガ ー ド フ ィ ッ シ ュ	3,750	84.9	130	3日	接 岸
53	5.23	"	"	"	"	3日	接 岸
54	5.27	"	"	"	"	5時間28分	接 岸
H3年 (4回・4隻)							
55	5.25	ガ ー ナ ー ド	4,250	89.0	130	14分	沖合停泊
56	6.17	ホ ノ ル ル	6,000	109.7	130	23分	沖合停泊
57	10.5	パ フ ァ ー	4,250	89.0	130	8分	沖合停泊
58	11.30	ニ ュ ー ヨ ー ク シ テ ィ	6,000	109.7	130	28分	沖合停泊
H4年 (7回・7隻)							
59	1.11	サ ン フ ラ ン シ ス コ	6,000	109.7	130	9分	沖合停泊
60	1.27	イ ン デ ィ ア ナ ポ リ ス	6,000	109.7	130	96時間	接 岸
61	3.17	"	"	"	"	51分	沖合停泊
62	3.18	"	"	"	"	66時間	接 岸
63	3.21	"	"	"	"	1時間25分	沖合停泊
64	5.25	ド ラ ム	4,250	89.0	130	43分	沖合停泊
65	6.6	ト ー ト グ	4,250	89.0	130	1時間	沖合停泊
H5年 (17回・17隻)							
66	2.1	ヒ ュ ー ス ト ン	6,000	109.7	130	70時間	接 岸
67	2.26	ポ ギ ー	4,250	89.0	130	31時間55分	沖合停泊
68	3.26	ガ ー ナ ー ド	4,250	89.0	130	69時間47分	接 岸
69	3.29	"	"	"	"	26時間42分	接 岸
70	4.30	"	"	"	"	45分	沖合停泊
71	5.12	ポ ギ ー	4,250	89.0	130	7分	沖合停泊
72	5.23	"	"	"	"	2時間21分	沖合停泊
73	5.26	キ ャ バ ラ	4,460	92.1	130	52時間32分	接 岸
74	5.29	ガ ー ナ ー ド	4,250	89.0	130	19分	沖合停泊
75	6.7	"	"	"	"	8分	沖合停泊
76	7.3	ホ ー ク ビ ル	4,250	89.0	130	20分	沖合停泊
77	7.15	キ ャ バ ラ	4,460	92.1	130	47時間2分	接 岸
78	7.18	"	"	"	"	21分	沖合停泊
79	7.20	"	"	"	"	45分	沖合停泊
80	9.29	ブ レ マ ー ト ン	6,000	109.7	130	19分	沖合停泊
81	10.15	ホ ー ク ビ ル	4,250	89.0	130	22分	沖合停泊
82	12.10	ニ ュ ー ヨ ー ク シ テ ィ	6,000	109.7	130	147時間20分	接 岸
H6年 (18回・18隻)							
83	3.12	シ カ ゴ	6,000	109.7	130	25分	沖合停泊
84	3.15	"	"	"	"	17分	沖合停泊
85	3.16	"	"	"	"	39時間39分	接 岸
86	6.20	オ マ ハ	6,000	109.7	130	23時間40分	接 岸
87	6.23	"	"	"	"	2時間41分	接 岸
88	8.16	ジ ェ フ ァ ー ソ ン シ テ ィ	6,000	109.7	130	1時間3分	沖合停泊

回数	寄 港 年月日	艦 船 名 (年別寄港回数・隻数)	排 水 量 (t)	全 長 (m)	乗 員 (人)	停 泊 時 間	備 考
89	9.10	ヒューストン	6,000	109.7	130	8分	沖合停泊
90	10.4	ジェファーソンシティ	6,000	109.7	130	11分	沖合停泊
91	10.5	"	"	"	"	11分	沖合停泊
92	10.7	"	"	"	"	25分	沖合停泊
93	10.8	"	"	"	"	1時間24分	沖合停泊
94	10.9	カリフォルニア	9,561	181.7	603	23時間41分	接岸(巡洋艦)
95	10.11	"	"	"	"	64時間57分	沖合停泊
96	10.22	ウィリアム H.ベイツ	4,460	92.1	130	19分	沖合停泊
97	11.25	パフア	4,250	89.0	130	9分	沖合停泊
98	11.28	ヒューストン	6,000	109.7	130	23時間49分	沖合停泊
99	12.2	"	"	"	"	26時間3分	沖合停泊
100	12.23	パフア	4,250	89.0	130	21分	沖合停泊
H7年 (7回・7隻)							
101	5.8	オリンピア	6,000	109.7	130	24時間	接岸
102	5.15	"	"	"	"	28時間20分	接岸
103	5.17	"	"	"	"	11分	沖合停泊
104	6.30	トートグ	4,250	92.0	130	27分	沖合停泊
105	7.5	"	"	"	"	93時間28分	接岸
106	9.21	パサデナ	6,000	109.7	130	41分	沖合停泊
107	10.2	ホノルル	6,000	109.7	130	25分	沖合停泊
H8年 (16回・16隻)							
108	1.17	インディアナポリス	6,000	109.7	130	28時間53分	接岸
109	1.25	"	"	"	"	68時間13分	接岸
110	2.24	アッシュビル	6,000	109.7	130	127時間20分	接岸
111	5.25	キャバラ	4,460	92.1	130	43時間8分	接岸
112	5.27	バーミンガム	6,000	109.7	130	1時間13分	接岸
113	5.31	キャバラ	4,460	92.1	130	24時間28分	接岸
114	6.13	ピント	4,250	89.0	130	95時間9分	接岸
115	6.25	"	"	"	"	6時間36分	接岸
116	6.28	"	"	"	"	24時間1分	接岸
117	7.3	アッシュビル	6,000	109.7	130	27分	沖合停泊
118	8.5	サンフランシスコ	6,000	109.7	130	10分	沖合停泊
119	9.2	ホークビル	4,250	89.0	130	5時間36分	接岸
120	9.6	"	"	"	"	6時間42分	接岸
121	9.16	スペードフィッシュ	4,250	89.0	130	5分	沖合停泊
122	11.4	ヒューストン	6,000	109.7	130	140時間8分	接岸
123	11.6	トピカ	6,000	109.7	130	45分	沖合停泊
H9年 (9回・9隻)							
124	2.13	トピカ	6,000	109.7	130	23分	沖合停泊
125	4.20	インディアナポリス	6,000	109.7	130	48時間	接岸
126	5.3	ホノルル	6,000	109.7	130	8時間	接岸
127	7.21	インディアナポリス	6,000	109.7	130	24時間	接岸
128	7.22	"	"	"	"	5分	沖合停泊
129	7.25	"	"	"	"	72時間	接岸
130	7.29	"	"	"	"	5分	沖合停泊
131	7.31	"	"	"	"	28時間	接岸
132	8.25	キーウエスト	6,000	109.7	130	21時間	接岸
H10年 (8回・8隻)							
133	5.15	ヒューストン	6,000	109.7	130	2時間9分	接岸
134	5.20	アッシュビル	6,000	109.7	130	2時間24分	接岸
135	7.7	ジェファーソンシティ	6,000	109.7	130	18時間41分	接岸
136	7.17	"	"	"	"	72時間0分	接岸
137	9.12	コロンビア	6,000	109.7	130	29分	沖合停泊
138	9.21	ソルトレイクシティ	6,000	109.7	130	14分	沖合停泊
139	12.9	ルイビル	6,000	109.7	130	6分	沖合停泊
140	12.20	グリーンビル	6,000	109.7	130	30分	沖合停泊

回数	寄 港 年月日	艦 船 名 (年別寄港回数・隻数)	排 水 量 (t)	全 長 (m)	乗 員 (人)	停 泊 時 間	備 考
H11年 (12回・13隻)							
141	4.21	ホ ノ ル ル	6,000	109.7	130	79時間18分	接 岸
142	6.14	ウイリアム・H・ベイツ	4,460	92.1	130	40分	沖 合 停 泊
143	6.28	サ ン タ フ エ	6,000	109.7	130	1 時間 8 分	沖 合 停 泊
	6.28	カ メ ハ メ ハ	7,250	129.5	130	46時間26分	接 岸
144	7.2	"	"	"	"	71時間46分	接 岸
145	7.17	ロス・アンジェルス	6,000	109.7	130	16時間6分	接 岸
146	7.22	カ メ ハ メ ハ	7,250	129.5	130	83時間9分	接 岸
147	8.27	バ ッ フ ァ ロ ー	6,000	109.7	130	72時間17分	接 岸
148	9.10	"	"	"	"	119時間49分	接 岸
149	10.1	パ サ デ ナ	6,000	109.7	130	13分	沖 合 停 泊
150	11.1	サ ン タ フ エ	6,000	109.7	130	49時間4分	接 岸
151	11.19	ブ レ マ ー ト ン	6,000	109.7	130	8分	沖 合 停 泊
152	12.6	"	"	"	"	14分	沖 合 停 泊
H12年 (10回・10隻)							
153	1.6	シャルロット	6,000	109.7	130	16分	沖 合 停 泊
154	2.26	ト ピ カ	6,000	109.7	130	119時間39分	接 岸
155	3.13	ジェファーソンシティ	6,000	109.7	130	53時間2分	接 岸
156	5.23	シャルロット	6,000	109.7	130	28分	沖 合 停 泊
157	7.28	ヒューストン	6,000	109.7	130	32分	沖 合 停 泊
158	7.30	コ ロ ン ブ ス	6,000	109.7	130	47時間39分	接 岸
159	8.10	"	"	"	"	23時間48分	接 岸
160	8.16	ヒューストン	6,000	109.7	130	23時間36分	接 岸
161	9.15	ツ ー ソ ン	6,000	109.7	130	16分	沖 合 停 泊
162	9.28	コ ロ ン ブ ス	6,000	109.7	130	17分	沖 合 停 泊
H13年 (12回・12隻)							
163	1.25	ル イ ビ ル	6,000	109.7	130	34分	沖 合 停 泊
164	1.26	ホ ノ ル ル	6,000	109.7	130	30分	沖 合 停 泊
165	2.4	ル イ ビ ル	6,000	109.7	130	47時間32分	接 岸
166	2.19	ホ ノ ル ル	6,000	109.7	130	36分	沖 合 停 泊
167	3.28	ル イ ビ ル	6,000	109.7	130	10分	沖 合 停 泊
168	4.5	ロス・アンジェルス	6,000	109.7	130	121時間43分	接 岸
169	4.30	"	"	"	"	163時間10分	接 岸
170	7.16	シ カ ゴ	6,000	109.7	130	29時間35分	接 岸
171	7.23	バ ッ フ ァ ロ ー	6,000	109.7	130	25時間11分	接 岸
172	8.1	"	6,000	109.7	130	16分	沖 合 停 泊
173	8.13	オ リ ン ピ ア	6,000	109.7	130	119時間40分	接 岸
174	11.4	ブ レ マ ー ト ン	6,000	109.7	130	20時間42分	接 岸
H14年 (17回・17隻)							
175	1.24	ジェファーソンシティ	6,000	109.7	130	21時間50分	接 岸
176	2.24	コ ロ ン ブ ス	6,000	109.7	130	12分	沖 合 停 泊
177	4.10	シャルロット	6,000	109.7	130	3分	沖 合 停 泊
178	4.19	ジェファーソンシティ	6,000	109.7	130	11分	沖 合 停 泊
179	4.24	シャルロット	6,000	109.7	130	1 時間 16 分	沖 合 停 泊
180	4.28	コ ロ ン ブ ス	6,000	109.7	130	39分	沖 合 停 泊
181	5.8	ラ ・ ホ ヤ	6,000	109.7	130	17分	沖 合 停 泊
182	5.23	シャルロット	6,000	109.7	130	40分	沖 合 停 泊
183	5.27	ラ ・ ホ ヤ	6,000	109.7	130	14分	沖 合 停 泊
184	6.3	ツ ー ソ ン	6,000	109.7	130	51時間55分	接 岸
185	6.5	ラ ・ ホ ヤ	6,000	109.7	130	97時間36分	接 岸
186	6.27	ツ ー ソ ン	6,000	109.7	130	13分	沖 合 停 泊
187	7.17	シャルロット	6,000	109.7	130	14分	沖 合 停 泊
188	8.19	シ ャ イ ア ン	6,000	109.7	130	8 時間 31 分	接 岸
189	9.20	ヘ レ ナ	6,000	109.7	130	119時間28分	接 岸
190	10.15	ル イ ビ ル	6,000	109.7	130	96時間	接 岸
191	12.9	シ ャ イ ア ン	6,000	109.7	130	49時間8分	接 岸

(6) 県道104号線越え実弾砲撃演習実施状況

通知回数	実施回数	年月日	砲種 (年別実施回数・日数)	備考	弾数(発)
昭和48年			(5回・5日)		
1	1	3.30	105ミリ榴弾砲		
2	2	4.24	105ミリ榴弾砲		
3	3	7.3	105ミリ榴弾砲		
4	4	8.16	105ミリ榴弾砲		
5	5	12.12	105ミリ榴弾砲		
昭和49年			(4回・4日)		
6	6	1.29	105ミリ榴弾砲		
7	7	2.20	105ミリ榴弾砲		100
8	8	6.25	105ミリ榴弾砲 4門		95
9	9	10.16	105ミリ榴弾砲 2門 155ミリ榴弾砲 3門		40
昭和50年			(0回・0日)		
10	-	2.18	(中止)		
11	-	3.11	(中止)	阻止団が着弾地付近に集結。防止行動で安全の見通しがつかず中止	
12	-	3.19	(中止)		
昭和51年			(1回・1日)		
13	10	7.1	105ミリ榴弾砲 4門		134
14	-	9.9	(中止)	台風接近	
15	-	9.17	(中止)	阻止団が着弾地付近に集結	
昭和52年			(5回・5日)	年間発射弾数 386発	
16	11	1.20	155ミリ榴弾砲 2門		100
17	12	4.19	155ミリ榴弾砲	演習場へ侵入した学生3人が刑特法違反で逮捕	54
18	13	7.27	155ミリ榴弾砲		60
19	14	10.4	155ミリ榴弾砲		102
20	15	12.6	105ミリ榴弾砲 2門 155ミリ榴弾砲 2門		70
昭和53年			(5回・5日)	年間発射弾数 608発	
21	16	2.23	155ミリ榴弾砲 4門		100
22	17	6.30	105ミリ榴弾砲 4門		105
23	18	9.19	105ミリ榴弾砲 4門		121
24	19	10.18	155ミリ榴弾砲 4門		81
25	20	11.9	155ミリ榴弾砲 4門		201
昭和54年			(7回・7日)	年間発射弾数 702発	
26	21	1.30	155ミリ榴弾砲 3門		60
27	22	2.22	105ミリ榴弾砲 4門		100
28	23	4.5	105ミリ榴弾砲 4門		96
29	24	7.13	155ミリ榴弾砲 7門		152
30	25	8.2	155ミリ榴弾砲 4門		74
31	26	11.2	155ミリ榴弾砲 4門		120
32	27	12.11	155ミリ榴弾砲 4門		100
昭和55年			(7回・7日)	年間発射弾数 722発	
33	28	2.5	105ミリ榴弾砲 6門		68
34	29	3.28	155ミリ榴弾砲 4門		100
35	30	4.22	105ミリ榴弾砲 3門		90
36	31	7.24	105ミリ榴弾砲 6門		86
37	-	8.28	(中止)	天候不良	
38	32	9.18	105ミリ榴弾砲 4門		90

通知回数	実施回数	年月日	砲種 (年別実施回数・日数)	備考	弾数(発)
39	33	10.22	155ミリ榴弾砲 3門		96
40	34	12.10	155ミリ榴弾砲 7門		192
昭和56年			(8回・8日)	年間発射弾数 859発	
41	35	1.22	155ミリ榴弾砲 4門		96
42	36	2.18	105ミリ榴弾砲 4門		100
43	37	4.23	105ミリ榴弾砲 8門		102
44	38	5.20	155ミリ榴弾砲 3門		96
45	39	6.25	155ミリ榴弾砲 4門		75
46	40	7.22	8インチ 1門 105ミリ榴弾砲 3門		150
47	41	8.19	105ミリ榴弾砲 6門		160
48	42	10.27	105ミリ榴弾砲 3門 155ミリ榴弾砲 3門		80
昭和57年			(8回・8日)	年間発射弾数 882発	
49	43	1.20	105ミリ榴弾砲 3門		100
50	44	2.17	8インチ 2門 155ミリ榴弾砲 4門		142
51	45	6.25	155ミリ榴弾砲 4門		136
52	46	7.27	155ミリ榴弾砲 4門		104
53	47	8.18	105ミリ榴弾砲 4門		100
54	48	9.9	105ミリ榴弾砲 4門		100
55	49	11.27	105ミリ榴弾砲 4門		100
56	50	12.18	105ミリ榴弾砲 4門		100
昭和58年			(7回・7日)	年間発射弾数 698発	
57	51	1.20	105ミリ榴弾砲 4門		100
58	52	2.23	105ミリ榴弾砲 4門		100
59	53	4.20	105ミリ榴弾砲 4門		100
60	54	7.27	105ミリ榴弾砲 4門		100
61	55	9.8	155ミリ榴弾砲 3門		100
62	56	10.18	105ミリ榴弾砲 2門		98
63	57	11.18	105ミリ榴弾砲 3門		100
昭和59年			(4回・5日)	年間発射弾数 621発	
64	58	1.13	105ミリ榴弾砲 1門		100
65	59	2.7	105ミリ榴弾砲 4門		100
66	60	9.19	155ミリ榴弾砲 9門		205
67	61	12.12	155ミリ榴弾砲 4門		126
		12.13	105ミリ榴弾砲 3門		90
昭和60年			(6回・8日)		
68	-	1.23	(中止)	殺人事件に哀悼の意 を表して中止	
69	62	2.13	8インチ 2門 155ミリ榴弾砲 9門		28 194
		2.14	155ミリ榴弾砲 3門		61
70	63	2.28	155ミリ榴弾砲 7門		150
71	-	3.19	(中止)	火災発生の恐れ	
72	64	4.16	155ミリ榴弾砲		60
73	65	6.12	155ミリ榴弾砲		75
74	66	7.23	155ミリ榴弾砲		100
75	67	9.10	155ミリ榴弾砲		
		9.11	155ミリ榴弾砲		
昭和61年			(3回・4日)		
76	68	1.28	155ミリ榴弾砲		
77	69	2.19	155ミリ榴弾砲		

通知回数	実施回数	年月日	砲種 (年別実施回数・日数)	備考	弾数(発)
78	70	5.28	155ミリ榴弾砲		
		5.29	155ミリ榴弾砲		
79	-	6.12	(中止)	理由不明	
昭和62年			(6回・13日)		
80	71	1.20	(中止)		
		1.21	155ミリ榴弾砲 5門		
81	72	1.27	155ミリ榴弾砲 3門		
		1.28	155ミリ榴弾砲 4門		
82	73	4.14	155ミリ榴弾砲		
		4.15	155ミリ榴弾砲		
83	-	5.7	(中止)	悪天候のため	
84	74	7.7	105ミリ榴弾砲 155ミリ榴弾砲		
		7.8	155ミリ榴弾砲		
		7.9	155ミリ榴弾砲		
85	75	8.11	105ミリ榴弾砲 155ミリ榴弾砲		
		8.12	155ミリ榴弾砲		
		8.13	155ミリ榴弾砲		
86	76	12.16	155ミリ榴弾砲		
		12.17	155ミリ榴弾砲		
昭和63年			(7回・15日)		
87	77	1.26	155ミリ榴弾砲		
		1.27	155ミリ榴弾砲		
88	-	5.25	(中止)	悪天候のため	
		5.26	(中止)	悪天候のため	
89	78	6.29	105ミリ榴弾砲		
		6.30	105ミリ榴弾砲		
90	79	7.13	155ミリ榴弾砲		
		7.14	155ミリ榴弾砲		
91	80	8.2	155ミリ榴弾砲		
		8.3	105・155ミリ榴弾砲		
		8.4	155ミリ榴弾砲		
92	81	9.13	105・155ミリ榴弾砲		
		9.14	105・155ミリ榴弾砲		
93	82	10.18	155ミリ榴弾砲		
94	83	12.13	155ミリ榴弾砲		
		12.14	155ミリ榴弾砲		
		12.15	155ミリ榴弾砲		
平成元年			(12回・30日)		
95	84	2.1	155ミリ榴弾砲		
		2.2	155ミリ榴弾砲		
96	85	3.28	155ミリ榴弾砲		
		3.29	155ミリ榴弾砲		
		3.30	155ミリ榴弾砲		
97	86	4.19	155ミリ榴弾砲		
		4.20	155ミリ榴弾砲		
98	87	5.16	155ミリ榴弾砲		
		5.17	155ミリ榴弾砲		
		5.18	155ミリ榴弾砲		
99	88	5.31	155ミリ榴弾砲		
		6.1	155ミリ榴弾砲		
		6.2	155ミリ榴弾砲		
100	89	6.6	155ミリ榴弾砲		
		6.7	155ミリ榴弾砲		
		6.8	155ミリ榴弾砲		

通知回数	実施回数	年月日	砲種 (年別実施回数・日数)	備考	弾数(発)
101	90	6.13	155ミリ榴弾砲		
		6.14	155ミリ榴弾砲		
		6.15	155ミリ榴弾砲		
102	91	8.1	155ミリ榴弾砲		
		8.2	(中止)		
		8.3	(中止)		
103	92	8.28	155ミリ榴弾砲		
		8.29	155ミリ榴弾砲		
104	93	9.5	155ミリ榴弾砲		
		9.6	155ミリ榴弾砲		
		9.7	155ミリ榴弾砲		
105	94	10.4	155ミリ榴弾砲		
		10.5	155ミリ榴弾砲		
		10.6	(中止)		
106	95	11.14	155ミリ榴弾砲		
		11.15	155ミリ榴弾砲		
		11.16	155ミリ榴弾砲		
平成2年			(10回・20日)		
107	96	1.10	155ミリ榴弾砲		
		1.11	155ミリ榴弾砲		
108	97	3.20	155ミリ榴弾砲		
		3.21	155ミリ榴弾砲		
		3.22	155ミリ榴弾砲		
109	98	5.16	155ミリ榴弾砲		
		5.17	155ミリ榴弾砲		
		5.18	155ミリ榴弾砲		
110	99	6.12	155ミリ榴弾砲		
		6.13	155ミリ榴弾砲		
		6.14	155ミリ榴弾砲		
111	100	6.26	155ミリ榴弾砲		
		6.27	155ミリ榴弾砲		
		6.28	155ミリ榴弾砲		
112	-	8.22	(中止)	理由不明	
		8.23	(中止)	理由不明	
113	-	8.29	(中止)	理由不明	
		8.30	(中止)	理由不明	
		8.31	(中止)	理由不明	
114	101	9.13	155ミリ榴弾砲		
		9.14	155ミリ榴弾砲		
115	102	9.19	(中止)	台風接近のため	
		9.20	155ミリ榴弾砲		
116	-	10.2	(中止)		
		10.3	(中止)		
		10.4	(中止)		
117	103	10.16	155ミリ榴弾砲		
		10.17	(中止)		
118	104	12.6	(中止)	理由不明	
		12.7	155ミリ榴弾砲		
119	105	12.18	155ミリ榴弾砲		
平成3年			(13回・34日)	年間発射弾数 3,622 発	
120	106	1.9	155ミリ榴弾砲		78
		1.10	155ミリ榴弾砲		73
		1.11	155ミリ榴弾砲		31
121	107	1.22	155ミリ榴弾砲		40
		1.23	155ミリ榴弾砲		192
		1.24	155ミリ榴弾砲		159

通知回数	実施回数	年 月 日	砲 種 (年別実施回数・日数)	備 考	弾 数 (発)
122	108	2.12	155ミリ榴弾砲		98
		2.13	155ミリ榴弾砲		104
		2.14	155ミリ榴弾砲		124
123	109	2.27	155ミリ榴弾砲		168
		2.28	155ミリ榴弾砲		60
124	110	3.19	155ミリ榴弾砲		68
		3.20	155ミリ榴弾砲		68
125	111	4.16	155ミリ榴弾砲		84
		4.17	155ミリ榴弾砲		112
		4.18	155ミリ榴弾砲		48
126	112	5.22	105ミリ榴弾砲		160
		5.23	105ミリ榴弾砲		140
127	113	6.4	105ミリ榴弾砲		189
		6.5	105ミリ榴弾砲		44
		6.6	105ミリ榴弾砲		58
128	114	6.25	105ミリ榴弾砲		100
		6.26	105ミリ榴弾砲		100
		6.27	105ミリ榴弾砲		100
129	115	9.3	105ミリ榴弾砲		149
		9.4	105ミリ榴弾砲		50
		9.5	105ミリ榴弾砲		50
130	116	9.10	105ミリ榴弾砲		50
		9.11	105ミリ榴弾砲		50
		9.12	(中止)	理由不明	
		9.24	(中止)	台風接近のため	
131	-	9.25	(中止)	台風接近のため	
		9.26	(中止)	台風接近のため	
		10.8	105ミリ榴弾砲		122
132	117	10.9	105ミリ榴弾砲		50
		10.22	105・155ミリ榴弾砲		122
133	118	10.23	105・155ミリ榴弾砲		222
		10.24	105・155ミリ榴弾砲		359
		10.29	(中止)	理由不明	
134	-	10.30	(中止)	理由不明	
		10.31	(中止)	理由不明	
		11.20	(中止)	理由不明	
135	-	11.21	(中止)	理由不明	
		11.22	(中止)	理由不明	
		平成4年			(13回・33日)
136	119	1.21	155ミリ榴弾砲		181
		1.22	105・155ミリ榴弾砲		168
		1.23	105・155ミリ榴弾砲		132
137	120	2.12	155ミリ榴弾砲		35
		2.13	(中止)	悪天候のため	
138	121	2.18	(中止)	悪天候のため	
		2.19	155ミリ榴弾砲		70
		2.20	155ミリ榴弾砲		258
139	-	3.10	(中止)		
		3.11	(中止)		
		3.12	(中止)		
140	122	3.24	155ミリ榴弾砲		176
		3.25	155ミリ榴弾砲		24
141	123	4.22	155ミリ榴弾砲		151
		4.23	155ミリ榴弾砲		107
		4.24	155ミリ榴弾砲		47

通知回数	実施回数	年 月 日	砲 種 (年別実施回数・日数)	備 考	弾 数 (発)
142	124	5.26	155ミリ榴弾砲		94
		5.27	155ミリ榴弾砲		200
		5.28	(中止)		
143	125	7.7	155ミリ榴弾砲		88
		7.8	155ミリ榴弾砲		112
		7.9	155ミリ榴弾砲		139
144	126	8.4	155ミリ榴弾砲		83
		8.5	155ミリ榴弾砲		121
		8.6	155ミリ榴弾砲		35
145	127	8.25	155ミリ榴弾砲		112
		8.26	155ミリ榴弾砲		200
		8.27	155ミリ榴弾砲		68
146	128	9.29	155ミリ榴弾砲		172
		9.30	155ミリ榴弾砲		164
		10.1	155ミリ榴弾砲		26
147	129	10.21	105・155ミリ榴弾砲		299
		10.22	105・155ミリ榴弾砲		391
		10.23	105・155ミリ榴弾砲		365
148	130	10.28	105・155ミリ榴弾砲		583
		10.29	105・155ミリ榴弾砲		318
		10.30	105・155ミリ榴弾砲		24
149	131	12.15	105・155ミリ榴弾砲		738
		12.16	105・155ミリ榴弾砲		787
平成5年			(11回・35日)	年間発射弾数 5,606 発	
150	132	1.26	155ミリ榴弾砲		97
		1.27	155ミリ榴弾砲		297
		1.28	155ミリ榴弾砲		140
		1.29	155ミリ榴弾砲		54
151	133	2.8	155ミリ榴弾砲		216
		2.9	155ミリ榴弾砲		288
		2.10	155ミリ榴弾砲		168
152	134	3.9	155ミリ榴弾砲		88
		3.10	155ミリ榴弾砲		90
		3.11	155ミリ榴弾砲		88
153	135	5.11	155ミリ榴弾砲		212
		5.12	155ミリ榴弾砲		238
		5.13	155ミリ榴弾砲		252
154	136	6.1	155ミリ榴弾砲		168
		6.2	155ミリ榴弾砲		221
		6.3	155ミリ榴弾砲		48
155	137	6.15	155ミリ榴弾砲	操作訓練のみ	0
		6.16	155ミリ榴弾砲		155
		6.17	155ミリ榴弾砲		176
		6.18	155ミリ榴弾砲		64
156	138	8.10	155ミリ榴弾砲		67
		8.11	155ミリ榴弾砲		336
		8.12	155ミリ榴弾砲		130
157	139	9.14	155ミリ榴弾砲		56
		9.16	155ミリ榴弾砲		137
158	140	10.19	155ミリ榴弾砲		153
		10.20	155ミリ榴弾砲		118
		10.21	155ミリ榴弾砲		169
		10.22	155ミリ榴弾砲		169
159	141	10.26	155ミリ榴弾砲		55
		10.27	155ミリ榴弾砲		176

通知回数	実施回数	年 月 日	砲 種 (年別実施回数・日数)	備 考	弾 数 (発)
160	142	12.7	155ミリ榴弾砲		240
		12.8	155ミリ榴弾砲		238
		12.9	155ミリ榴弾砲		282
		12.10	155ミリ榴弾砲		220
平成6年			(11回・33日)	年間発射弾数 3,600 発	
161	143	1.24	155ミリ榴弾砲		226
		1.25	155ミリ榴弾砲		158
		1.26	155ミリ榴弾砲		220
162	144	2.23	155ミリ榴弾砲		160
		2.24	155ミリ榴弾砲		160
		2.25	155ミリ榴弾砲		160
163	145	3.22	155ミリ榴弾砲		210
		3.23	155ミリ榴弾砲		184
		3.24	155ミリ榴弾砲		166
164	146	4.20	155ミリ榴弾砲		149
		4.21	155ミリ榴弾砲		152
		4.22	155ミリ榴弾砲		170
165	147	6.14	14:46封鎖解除 演習中止決定		0
		6.15	(中止)	天候不良のため	
		6.16	(中止)	天候不良のため	
166	148	8.23	155ミリ榴弾砲		54
		8.24	155ミリ榴弾砲		80
		8.25	155ミリ榴弾砲		80
167	149	9.20	155ミリ榴弾砲		80
		9.21	155ミリ榴弾砲		80
		9.22	155ミリ榴弾砲		80
168	150	10.18	155ミリ榴弾砲		80
		10.19	155ミリ榴弾砲		73
		10.20	155ミリ榴弾砲		87
169	151	10.31	155ミリ榴弾砲		110
		11.1	155ミリ榴弾砲		1
		11.2	155ミリ榴弾砲		14
170	152	11.29	155ミリ榴弾砲		53
		11.30	155ミリ榴弾砲		106
		12.1	155ミリ榴弾砲		138
		12.2	155ミリ榴弾砲		50
171	153	12.12	155ミリ榴弾砲		80
		12.13	155ミリ榴弾砲		79
		12.14	155ミリ榴弾砲		128
		12.15	155ミリ榴弾砲		32
平成7年			(11回・30日)	年間発射弾数 2,784 発	
172	154	1.23	155ミリ榴弾砲		80
		1.24	155ミリ榴弾砲		79
		1.25	155ミリ榴弾砲		122
		1.26	155ミリ榴弾砲		80
173	155	2.13	155ミリ榴弾砲		50
		2.14	155ミリ榴弾砲		80
		2.15	155ミリ榴弾砲		80
		2.16	155ミリ榴弾砲		80
174	156	3.22	155ミリ榴弾砲		60
		3.23	155ミリ榴弾砲		58
		3.24	(中止)		
175	157	4.5	155ミリ榴弾砲		20
		4.6	(中止)	天候不良のため	

通知回数	実施回数	年 月 日	砲 種 (年別実施回数・日数)	備 考	弾 数 (発)
176	158	5.30	155ミリ榴弾砲		60
		5.31	155ミリ榴弾砲		41
		6.1	155ミリ榴弾砲		79
177	159	7.6	155ミリ榴弾砲		71
		7.7	155ミリ榴弾砲		47
178	160	7.18	(中止)	天候不良のため	
		7.19	155ミリ榴弾砲		120
		7.20	155ミリ榴弾砲		60
179	161	8.16	155ミリ榴弾砲		100
		8.17	155ミリ榴弾砲		140
		8.18	155ミリ榴弾砲		59
180	162	8.22	155ミリ榴弾砲		120
		8.23	155ミリ榴弾砲		100
		8.24	(中止)	台風接近のため	
181	-	9.18	(中止)	暴行事件への配慮	
		9.19	(中止)	暴行事件への配慮	
		9.20	(中止)	暴行事件への配慮	
		9.21	(中止)	暴行事件への配慮	
182	163	11.29	155ミリ榴弾砲		232
		11.30	155ミリ榴弾砲		181
		12.1	155ミリ榴弾砲		187
183	164	12.12	155ミリ榴弾砲		81
		12.13	155ミリ榴弾砲		105
		12.14	155ミリ榴弾砲		100
		12.15	155ミリ榴弾砲		112
平成8年			(13回・36日)	年間発射弾数 3,455 発	
184	165	1.26	155ミリ榴弾砲		50
185	166	2.6	155ミリ榴弾砲		105
		2.7	155ミリ榴弾砲		75
		2.8	155ミリ榴弾砲		120
186	167	2.20	155ミリ榴弾砲		120
		2.21	155ミリ榴弾砲		99
		2.22	155ミリ榴弾砲		56
187	168	3.19	155ミリ榴弾砲		144
		3.21	155ミリ榴弾砲		6
		3.22	155ミリ榴弾砲		138
188	169	4.10	155ミリ榴弾砲		50
		4.11	155ミリ榴弾砲		48
		4.12	155ミリ榴弾砲		50
189	170	6.4	155ミリ榴弾砲		110
		6.5	155ミリ榴弾砲		117
		6.6	155ミリ榴弾砲		73
190	171	6.26	155ミリ榴弾砲	同じ日に2回の通知	50
-	172	7.1	155ミリ榴弾砲		61
		7.2	155ミリ榴弾砲		254
		7.3	155ミリ榴弾砲		104
191	173	8.20	155ミリ榴弾砲		150
		8.21	155ミリ榴弾砲		120
		8.22	155ミリ榴弾砲		30
192	174	9.24	155ミリ榴弾砲		300
		9.25	155ミリ榴弾砲		168
		9.26	155ミリ榴弾砲		144
193	175	10.22	155ミリ榴弾砲		75
		10.23	155ミリ榴弾砲		68
		10.24	155ミリ榴弾砲		9

通知回数	実施回数	年 月 日	砲 種 (年別実施回数・日数)	備 考	弾 数 (発)
194	176	11.19	1 5 5 ミリ榴弾砲		40
		11.20	1 5 5 ミリ榴弾砲		90
		11.21	1 5 5 ミリ榴弾砲		23
195	177	12.10	1 5 5 ミリ榴弾砲		35
		12.11	1 5 5 ミリ榴弾砲		169
		12.12	1 5 5 ミリ榴弾砲		102
		12.13	1 5 5 ミリ榴弾砲		102
平成9年			(3回・10日)	年間発射弾数 1,050 発	
196	178	1.16	1 5 5 ミリ榴弾砲		273
		1.17	1 5 5 ミリ榴弾砲		261
197	179	2.25	1 5 5 ミリ榴弾砲		100
		2.26	1 5 5 ミリ榴弾砲		94
		2.27	1 5 5 ミリ榴弾砲		41
		2.28	1 5 5 ミリ榴弾砲		22
198	180	3.4	1 5 5 ミリ榴弾砲		60
		3.5	1 5 5 ミリ榴弾砲		105
		3.6	1 5 5 ミリ榴弾砲		61
		3.7	1 5 5 ミリ榴弾砲		33
199	-	3.24	(中 止)	運用上の理由による	
		3.25	(中 止)	運用上の理由による	
		3.26	(中 止)	運用上の理由による	
		3.27	(中 止)	運用上の理由による	

(7) 読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練実施状況

訓練実施状況

実施回数	実施年月日	実施部隊 (年別実施回数)	降下人員
1	S54年 11.6	(6回) 海兵隊	3
2	11.20	"	3
3	12.17	"	18
4	12.20	空軍	8
5	12.21	海兵隊	2
6	12.27	"	16
7	S55年 1.8	(22回) 海兵隊	6
8	1.15	"	12
9	1.18	空軍	4
10	1.22	海兵隊 空軍	4
11	1.23	空軍	4
12	1.25	"	4
13	2.7	"	7
14	2.8	"	7
15	2.13	"	3
16	2.19	海兵隊	6
17	2.22	"	28
18	2.26	空軍	4
19	2.28	"	5
20	3.4	海兵隊 空軍	14
21	3.13	空軍	不明
22	3.18	海兵隊	不明
23	4.10	"	25
24	4.28	海兵隊 空軍	17
25	8.19	海兵隊	7
26	9.26	空軍	4
27	10.2	海兵隊	9
28	10.2	"	21
29	S56年 1.23	(24回) 海兵隊	25
30	4.20	空軍	2
31	4.21	海兵隊	3

実施回数	実施年月日	実施部隊 (年別実施回数)	降下人員
32	5.7	"	3
33	5.8	空軍	4
34	6.3	"	3
35	6.11	"	4
36	6.17	"	6
37	6.30	"	8
38	7.10	海兵隊 空軍	14
39	7.29	空軍	6
40	8.6	"	6
41	8.18	海兵隊	7
42	8.25	"	14
43	9.18	"	30
44	9.25	"	23
45	9.29	"	19
46	10.5	空軍	5
47	10.16	海兵隊	24
48	10.28	"	32
49	10.29	"	37
50	11.19	海兵隊 空軍	17
51	11.20	海兵隊	18
52	12.22	空軍	6
53	S57年 3.4	(4回) 海兵隊	9
54	3.23	"	10
55	4.1	"	14
56	8.19	"	14
57	S58年 8.4	(2回) 海兵隊	20
58	8.5	"	21
59	S59年 6.26	(2回) 海兵隊	33
60	11.29	"	16
61	S60年 1.31	(7回) 海兵隊	20
62	2.1	"	15

実施回数	実施年月日	実施部隊 (年別実施回数)	降下人員
63	4.11	海兵隊	33
64	4.26	陸軍	13
65	5.20	海兵隊	11
66	5.23	"	36
67	10.23	陸軍	30
68	S61年 2.10	(7回) 空軍	4
69	2.19	陸軍	48
70	3.5	"	43
71	4.30	"	102
72	6.2	海兵隊	13
73	6.18	陸軍	20
74	6.25	陸軍	20
75	S62年 1.22	(5回) 陸軍	40
76	3.27	"	81
77	4.10	海兵隊	38
78	4.15	陸軍特殊部隊	62
79	11.24	海兵隊	33
80	S63年 2.29	(38回) 海兵隊	58
81	3.8	"	29
82	3.9	"	58
83	3.22	陸軍	31
84	3.23	"	70
85	3.24	"	26
86	4.5	"	61
87	4.12	"	9
88	4.19	"	36
89	4.26	"	60
90	6.14	陸軍 海兵隊	60
91	6.16	海兵隊	65
92	6.17	陸軍	30
93	6.27	"	21
94	6.28	"	38
95	6.29	海兵隊	67
96	7.5	陸軍	42
97	7.7	海兵隊	15

実施回数	実施年月日	実施部隊 (年別実施回数)	降下人員
98	7.15	陸軍	58
99	7.19	"	31
100	7.21	"	16
101	7.22	"	10
102	7.26	"	5
103	8.10	"	7
104	8.11	"	25
105	8.12	"	18
106	8.17	"	6
107	8.31	"	31
108	9.6	海兵隊	32
109	9.13	陸軍	64
110	9.16	"	66
111	9.20	"	32
112	9.26	海兵隊	14
113	9.29	陸軍	55
114	10.12	"	31
115	10.25	陸軍 海兵隊	71
116	10.27	海兵隊	6
117	11.1	"	49
118	H元年 4.13	(13回) 陸軍	59
119	4.28	海兵隊	64
120	6.20	"	46
121	6.30	"	6
122	7.11	"	54
123	7.25	陸軍	58
124	7.27	"	57
125	8.8	"	65
126	8.24	"	21
127	8.29	陸軍 海兵隊	72
128	11.2	陸軍	61
129	12.19	"	62
130	12.21	陸軍 海兵隊	38
131	H2年 2.22	(17回) 陸軍	81

実施回数	実施年月日	実施部隊 (年別実施回数)	降下人員
132	3.13	陸軍	45
133	3.15	"	62
134	3.20	"	64
135	5.15	"	36
136	5.17	"	40
137	6.19	"	58
138	7.3	"	55
139	7.17	"	67
140	7.24	陸軍 海兵隊	55
141	7.26	陸軍	54
142	8.14	"	40
143	8.28	"	26
144	10.18	"	57
145	12.6	"	42
146	12.13	"	40
147	12.20	"	61
148	H3年 1.10	(9回) 陸軍	59
149	3.7	"	7
150	5.28	"	56
151	6.6	"	58
152	7.8	"	62
153	8.27	"	104
154	9.5	"	62
155	11.22	"	56
156	11.26	陸軍 海兵隊	72
157	H4年 2.25	(9回) 陸軍	38
158	4.14	"	58
159	5.20	"	58
160	7.1	"	34

実施回数	実施年月日	実施部隊 (年別実施回数)	降下人員
161	7.21	"	55
162	8.5	"	119
163	9.17	"	61
164	11.16	"	44
165	12.22	"	12
166	H5年 2.9	(8回) 陸軍	118
167	6.3	"	46
168	6.10	"	47
169	6.15	"	55
170	8.4	"	52
171	10.14	"	89
172	11.9	陸軍 海兵隊	64
173	11.30	陸軍	12
174	H6年 3.18	(5回) 陸軍	68
175	3.29	"	74
176	4.19	陸軍等	67
177	8.16	"	106
178	9.22	"	61
179	H7年 1.11	(6回) 陸軍	124
180	2.22	"	60
181	7.6	"	90
182	7.7	"	89
183	12.19	"	84
184	12.28	"	148
185	H8年 1.18	(2回) 陸軍	43
186	7.19	"	64

(8) 米軍演習による原野火災等

ア 概要

平成14年12月末現在

年	件数	焼失面積 (m ²)	備考
昭和47年	2	約 1,520,000	
昭和48年	3	約 420,000	
昭和49年	0	約 0	
昭和50年	1	約 486,000	
昭和51年	3	約 920,300	
昭和52年	3	約 120,000	
昭和53年	9	約 3,000	
昭和54年	3	約 90,000	
昭和55年	5	約 1,211,150	
昭和56年	31	約 933,498	浮原島訓練場 (1件、490m ²) を含む
昭和57年	33	約 339,843	浮原島訓練場 (1件、63,000m ²) を含む
昭和58年	38	約 1,537,324	
昭和59年	23	約 139,300	
昭和60年	24	約 719,165	
昭和61年	7	約 1,037,283	
昭和62年	25	約 365,445	
昭和63年	25	約 2,171,480	
平成元年	14	約 435,509	浮原島訓練場(1件、80,000m ²)を含む
平成2年	12	約 1,032,350	
平成3年	15	約 797,920	
平成4年	17	約 1,030,525	伊江島補助飛行場 (1件、1,633m ²) を含む
平成5年	19	約 2,702,050	
平成6年	19	約 3,350,800	
平成7年	13	約 805,425	
平成8年	15	約 1,293,305	
平成9年	18	約 5,408,500	
平成10年	12	約 359,801	
平成11年	7	約 147,400	浮原島訓練場 (1件、25,000m ²) を含む
平成12年	12	約 1,531,772	
平成13年	5	約 225,003	
平成14年	12	約 1,007,141	
合計	425	約 32,141,289	

(注) 那覇防衛施設局の資料による。但し、備考欄に記載されている件数及び面積は、地位協定第2条4項(b)で提供されている施設・区域並びに山火事以外のものを列記したものである。

イ 施設別発生状況

平成14年12月末現在

施設名	件数	焼失面積 (㎡)
キャンプ・ハンセン	371	約 31,185,112
キャンプ・シュワブ	43	約 771,107
北部訓練場	3	約 13,287
ギンバル訓練場	3	約 1,660
小計	420	約 31,971,166
伊江島補助飛行場	1	約 1,633
浮原島訓練場	4	約 168,490
小計	5	170,123
合計	425件	約 32,141,289

(注) 那覇防衛施設局の資料による。但し、施設名欄の件数及び面積は、地位協定第2条4項(b)で提供されている施設・区域並びに山火事以外のものを列記したものである。

ウ 米軍演習による原野火災等一覧表

平成14年12月末現在

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
1	昭和47年10月5日	キャンプ・ハンセン	約 1,450,000		不明
2	昭和47年10月27日	キャンプ・ハンセン	約 70,000		不明
			約 1,520,000	2	
3	昭和48年1月11日	キャンプ・ハンセン	約 270,000		不明
4	昭和48年3月28日	キャンプ・ハンセン	不明		不明
5	昭和48年8月27日	キャンプ・ハンセン	約 150,000		不明
			約 420,000	3	
6	昭和50年4月2日	キャンプ・ハンセン	約 486,000		不明
			約 486,000	1	
7	昭和51年9月23日	キャンプ・ハンセン	約 300		実弾射撃訓練
8	昭和51年10月16日	キャンプ・ハンセン	約 350,000		不明
9	昭和51年11月30日	キャンプ・ハンセン	約 570,000		不明
			約 920,300	3	
10	昭和52年6月13日	キャンプ・ハンセン	約 120,000		実弾射撃訓練
11	昭和52年7月21日	キャンプ・ハンセン	不明		不明
12	昭和52年12月19日	キャンプ・ハンセン	不明		不明
			約 120,000	3	
13	昭和53年2月2日	キャンプ・ハンセン	約 3,000		不明
14	昭和53年3月23日	キャンプ・ハンセン	不明		不明
15	昭和53年3月29日	キャンプ・ハンセン	不明		不明
16	昭和53年4月3日	キャンプ・ハンセン	不明		廃弾処理
17	昭和53年4月14日	キャンプ・シュワブ	不明		実弾射撃訓練
18	昭和53年6月30日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
19	昭和53年10月3日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
20	昭和53年10月19日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
21	昭和53年11月8日	キャンプ・シュワブ	不明		不明
			約 3,000	9	
22	昭和54年8月30日	キャンプ・ハンセン	不明		不明
23	昭和54年11月30日	キャンプ・ハンセン	約 90,000		不明
24	昭和54年12月1日	キャンプ・ハンセン	不明		不明
			約 90,000	3	
25	昭和55年1月10日	キャンプ・ハンセン	約 20		実弾射撃訓練
26	昭和55年1月16日	キャンプ・ハンセン	約 30		実弾射撃訓練
27	昭和55年3月11日	キャンプ・ハンセン	約 300		実弾射撃訓練
28	昭和55年3月23日	キャンプ・ハンセン	約 2,500		実弾射撃訓練
29	昭和55年10月29日	キャンプ・ハンセン	約 1,208,300		実弾射撃訓練
			約 1,211,150	5	
30	昭和56年1月9日	キャンプ・ハンセン	約 4,000		実弾射撃訓練
31	昭和56年1月12日	キャンプ・ハンセン	約 420,000		実弾射撃訓練
32	昭和56年2月10日	キャンプ・ハンセン	約 8,000		実弾射撃訓練
33	昭和56年3月2日	キャンプ・ハンセン	約 375		実弾射撃訓練
34	昭和56年5月8日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		実弾射撃訓練
35	昭和56年5月18日	キャンプ・ハンセン	約 4,500		実弾射撃訓練
36	昭和56年5月20日	キャンプ・ハンセン	約 25,000		実弾射撃訓練

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
37	昭和56年6月1日	キャンプ・ハンセン	約 25		実弾射撃訓練
38	昭和56年6月10日	キャンプ・シュワブ	不明		廃弾処理
39	昭和56年6月25日	キャンプ・ハンセン	約 500		実弾射撃訓練
40	昭和56年6月25日	キャンプ・ハンセン	約 500		実弾射撃訓練
41	昭和56年6月27日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
42	昭和56年7月9日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		野焼残り火
43	昭和56年7月15日	キャンプ・ハンセン	約 8		実弾射撃訓練
44	昭和56年8月7日	キャンプ・ハンセン	約 25,000		不明
45	昭和56年8月10日	浮原島訓練場	約 490	2-4-b施設	発煙手榴弾
46	昭和56年8月14日	キャンプ・シュワブ	約 22,000		実弾射撃訓練
47	昭和56年8月24日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
48	昭和56年9月9日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		実弾射撃訓練
49	昭和56年9月15日	キャンプ・シュワブ	約 200		実弾射撃訓練
50	昭和56年10月2日	キャンプ・ハンセン	約 1,000		実弾射撃訓練
51	昭和56年10月6日	キャンプ・シュワブ	約 1,000		廃弾処理
52	昭和56年10月7日	キャンプ・ハンセン	約 80,000		不明
53	昭和56年10月11日	キャンプ・ハンセン	約 7,000		不明
54	昭和56年10月14日	キャンプ・ハンセン	約 85,000		実弾射撃訓練
55	昭和56年11月20日	キャンプ・シュワブ	約 60,000		実弾射撃訓練
56	昭和56年11月29日	キャンプ・ハンセン	約 400		実弾射撃訓練
57	昭和56年12月2日	キャンプ・ハンセン	約 24,000		実弾射撃訓練
58	昭和56年12月16日	キャンプ・ハンセン	約 60,000		実弾射撃訓練
59	昭和56年12月17日	キャンプ・シュワブ	約 3,000		不明
60	昭和56年12月23日	ギンバル訓練場	約 1,500		信号弾使用
			約 933,498	31	
61	昭和57年1月6日	キャンプ・ハンセン	約 100,000		実弾射撃訓練
62	昭和57年1月18日	キャンプ・シュワブ	約 500		実弾射撃訓練
63	昭和57年2月2日	キャンプ・ハンセン	約 6,000		実弾射撃訓練
64	昭和57年2月17日	キャンプ・ハンセン	約 160		実弾射撃訓練
65	昭和57年2月19日	キャンプ・シュワブ	約 12,000		実弾射撃訓練
66	昭和57年2月24日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
67	昭和57年2月24日	キャンプ・ハンセン	約 50		実弾射撃訓練
68	昭和57年2月25日	キャンプ・ハンセン	約 6,000		実弾射撃訓練
69	昭和57年3月2日	キャンプ・ハンセン	約 200		実弾射撃訓練
70	昭和57年3月18日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
71	昭和57年4月1日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
72	昭和57年4月13日	キャンプ・ハンセン	約 4,000		不明
73	昭和57年4月15日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
74	昭和57年4月18日	キャンプ・ハンセン	約 4,000		不明
75	昭和57年4月18日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
76	昭和57年4月20日	キャンプ・ハンセン	約 50		実弾射撃訓練
77	昭和57年4月27日	キャンプ・ハンセン	約 30		実弾射撃訓練
78	昭和57年5月13日	キャンプ・ハンセン	約 12,000		実弾衝撃訓練
79	昭和57年6月15日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
80	昭和57年6月16日	キャンプ・ハンセン	約 30		実弾射撃訓練
81	昭和57年6月25日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
82	昭和57年6月29日	キャンプ・ハンセン	約 1,500		実弾射撃訓練

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
83	昭和57年7月7日	キャンプ・ハンセン	約 200		実弾射撃訓練
84	昭和57年7月15日	キャンプ・ハンセン	約 6,000		実弾射撃訓練
85	昭和57年7月27日	浮原島訓練場	約 63,000	2-4-b施設	照明弾使用
86	昭和57年8月31日	キャンプ・シュワブ	約 100		実弾射撃訓練
87	昭和57年9月1日	キャンプ・ハンセン	約 4,000		実弾射撃訓練
88	昭和57年9月10日	キャンプ・ハンセン	約 34,000		実弾射撃訓練
89	昭和57年10月4日	キャンプ・シュワブ	約 2,000		雷管
90	昭和57年10月8日	キャンプ・ハンセン	約 6,000		実弾射撃訓練
91	昭和57年10月20日	キャンプ・ハンセン	約 12,000		実弾射撃訓練
92	昭和57年11月12日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
93	昭和57年12月2日	キャンプ・ハンセン	約 23		実弾射撃訓練
			約 339,843	33	
94	昭和58年1月6日	キャンプ・シュワブ	約 75		実弾射撃訓練
95	昭和58年1月19日	キャンプ・ハンセン	約 200		実弾射撃訓練
96	昭和58年1月20日	キャンプ・ハンセン	約 100		実弾射撃訓練
97	昭和58年1月26日	キャンプ・ハンセン	約 4,000		実弾射撃訓練
98	昭和58年2月8日	キャンプ・ハンセン	約 4,000		実弾射撃訓練
99	昭和58年2月18日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
100	昭和58年3月1日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
101	昭和58年3月8日	キャンプ・ハンセン	約 1,600		実弾射撃訓練
102	昭和58年3月25日	キャンプ・ハンセン	約 50		実弾射撃訓練
103	昭和58年3月30日	キャンプ・ハンセン	約 4,000		実弾射撃訓練
104	昭和58年4月27日	キャンプ・ハンセン	不明		不明
105	昭和58年5月3日	キャンプ・ハンセン	約 5,625		実弾射撃訓練
106	昭和58年5月4日	キャンプ・ハンセン	約 1,875		実弾射撃訓練
107	昭和58年5月11日	キャンプ・ハンセン	約 50		実弾射撃訓練
108	昭和58年5月17日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		実弾射撃訓練
109	昭和58年6月2日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
110	昭和58年6月14日	キャンプ・ハンセン	約 1,500		実弾射撃訓練
111	昭和58年6月22日	キャンプ・ハンセン	約 300		実弾射撃訓練
112	昭和58年7月14日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
113	昭和58年7月20日	キャンプ・ハンセン	約 30		実弾射撃訓練
114	昭和58年8月19日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
115	昭和58年8月29日	キャンプ・シュワブ	約 1,000		実弾射撃訓練
116	昭和58年8月30日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
117	昭和58年8月31日	キャンプ・ハンセン	約 7,500		実弾射撃訓練
118	昭和58年9月1日	キャンプ・ハンセン	約 100		実弾射撃訓練
119	昭和58年9月6日	キャンプ・ハンセン	不明		実弾射撃訓練
120	昭和58年9月8日	キャンプ・ハンセン	約 6,319		実弾射撃訓練
121	昭和58年9月20日	キャンプ・ハンセン	約 1,600		実弾射撃訓練
122	昭和58年10月4日	キャンプ・ハンセン	約 400		実弾射撃訓練
123	昭和58年10月18日	キャンプ・シュワブ	約 2,500		実弾射撃訓練
124	昭和58年11月4日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
125	昭和58年11月5日	キャンプ・ハンセン	約 100,000		不明
126	昭和58年11月8日	キャンプ・ハンセン	約 6,000		実弾射撃訓練
127	昭和58年11月16日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		実弾射撃訓練
128	昭和58年12月6日	キャンプ・ハンセン	約 1,300,000		実弾射撃訓練

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
129	昭和58年12月8日	キャンプ・ハンセン	約 500		不明
130	昭和58年12月27日	キャンプ・ハンセン	約 25,000		火の不始末
131	昭和58年12月27日	キャンプ・ハンセン	約 1,000		不明
			約 1,537,324	38	
132	昭和59年1月26日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
133	昭和59年2月2日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
134	昭和59年2月13日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
135	昭和59年2月15日	キャンプ・ハンセン	約 4,000		廃弾処理
136	昭和59年2月21日	キャンプ・ハンセン	約 1,000		実弾射撃訓練
137	昭和59年2月29日	キャンプ・シュワブ	約 4,500		廃弾処理
138	昭和59年3月3日	キャンプ・ハンセン	約 100		廃弾処理
139	昭和59年3月7日	キャンプ・ハンセン	約 3,000		実弾射撃訓練
140	昭和59年4月3日	キャンプ・ハンセン	約 2,350		実弾射撃訓練
141	昭和59年4月4日	キャンプ・ハンセン	約 2,500		実弾射撃訓練
142	昭和59年4月12日	キャンプ・シュワブ	約 1,250		実弾射撃訓練
143	昭和59年4月20日	キャンプ・ハンセン	約 1,000		実弾射撃訓練
144	昭和59年4月24日	キャンプ・ハンセン	約 3,000		実弾射撃訓練
145	昭和59年5月7日	キャンプ・ハンセン	約 46,000		実弾射撃訓練
146	昭和59年5月22日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
147	昭和59年6月13日	キャンプ・シュワブ	約 100		実弾射撃訓練
148	昭和59年6月20日	キャンプ・ハンセン	約 400		実弾射撃訓練
149	昭和59年8月9日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
150	昭和59年8月23日	キャンプ・シュワブ	約 900		実弾射撃訓練
151	昭和59年9月25日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		照明弾
152	昭和59年10月22日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
153	昭和59年11月14日	キャンプ・ハンセン	約 25,000		実弾射撃訓練
154	昭和59年12月12日	キャンプ・ハンセン	約 200		実弾射撃訓練
			約 139,300	23	
155	昭和60年1月16日	キャンプ・ハンセン	約 100		実弾射撃訓練
156	昭和60年1月24日	キャンプ・シュワブ	約 300		実弾射撃訓練
157	昭和60年1月28日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
158	昭和60年1月29日	キャンプ・ハンセン	約 1,200		実弾射撃訓練
159	昭和60年2月3日	キャンプ・ハンセン	約 500		不明
160	昭和60年2月21日	キャンプ・ハンセン	約 15		実弾射撃訓練
161	昭和60年2月25日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
162	昭和60年2月27日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
163	昭和60年3月7日	キャンプ・ハンセン	約 500		不明
164	昭和60年4月9日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
165	昭和60年4月25日	キャンプ・ハンセン	約 250,000		実弾射撃訓練
166	昭和60年5月7日	キャンプ・ハンセン	約 1,000		不明
167	昭和60年8月1日	キャンプ・ハンセン	約 9,900		実弾射撃訓練
168	昭和60年8月1日	キャンプ・ハンセン	約 187,550		実弾射撃訓練
169	昭和60年8月20日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
170	昭和60年8月29日	キャンプ・シュワブ	約 10,000		廃弾処理
171	昭和60年8月31日	キャンプ・ハンセン	約 12,000		不明
172	昭和60年9月12日	キャンプ・ハンセン	約 1,250		不明
173	昭和60年9月14日	キャンプ・ハンセン	約 80,000		実弾射撃訓練

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
174	昭和60年9月18日	キャンプ・ハンセン	約 1,250		実弾射撃訓練
175	昭和60年10月11日	キャンプ・ハンセン	約 90,000		不明
176	昭和60年11月27日	キャンプ・ハンセン	約 900		実弾射撃訓練
177	昭和60年12月10日	キャンプ・ハンセン	約 200		実弾射撃訓練
178	昭和60年12月18日	キャンプ・ハンセン	約 7,500		実弾射撃訓練
			約 719,165	24	
179	昭和61年1月24日	キャンプ・ハンセン	約 1,000,000		実弾射撃訓練
180	昭和61年2月14日	キャンプ・ハンセン	約 600		廃弾処理
181	昭和61年5月23日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		実弾射撃訓練
182	昭和61年6月4日	キャンプ・ハンセン	約 960		実弾射撃訓練
183	昭和61年6月4日	ギンバル訓練場	約 80		照明弾使用
184	昭和61年10月7日	キャンプ・シュワブ	約 250		実弾射撃訓練
185	昭和61年10月8日	キャンプ・シュワブ	約 20,393		実弾射撃訓練
			約 1,037,283	7	
186	昭和62年1月7日	キャンプ・ハンセン	約 60,000		実弾射撃訓練
187	昭和62年1月13日	キャンプ・ハンセン	約 7,500		実弾射撃訓練
188	昭和62年1月13日	キャンプ・ハンセン	約 1,900		実弾射撃訓練
189	昭和62年1月14日	キャンプ・ハンセン	約 1,500		実弾射撃訓練
190	昭和62年1月15日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
191	昭和62年1月16日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
192	昭和62年1月20日	キャンプ・ハンセン	約 45,000		実弾射撃訓練
193	昭和62年1月28日	キャンプ・ハンセン	約 20		実弾射撃訓練
194	昭和62年3月13日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
195	昭和62年4月15日	キャンプ・ハンセン	約 500		実弾射撃訓練
196	昭和62年4月23日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
197	昭和62年4月27日	キャンプ・ハンセン	約 150,000		実弾射撃訓練
198	昭和62年4月28日	キャンプ・ハンセン	約 200		廃弾処理
199	昭和62年5月12日	キャンプ・ハンセン	約 5,625		不明
200	昭和62年5月21日	キャンプ・ハンセン	約 500		実弾射撃訓練
201	昭和62年6月30日	キャンプ・ハンセン	約 250		実弾射撃訓練
202	昭和62年7月23日	キャンプ・ハンセン	約 11,000		実弾射撃訓練
203	昭和62年7月31日	キャンプ・ハンセン	約 450		実弾射撃訓練
204	昭和62年9月28日	キャンプ・ハンセン	約 19,500		実弾射撃訓練
205	昭和62年10月21日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
206	昭和62年10月26日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		廃弾処理
207	昭和62年11月24日	キャンプ・ハンセン	約 1,500		実弾射撃訓練
208	昭和62年12月4日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
209	昭和62年12月9日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
210	昭和62年12月23日	キャンプ・ハンセン	約 3,000		実弾射撃訓練
			約 365,445	25	
211	昭和63年3月9日	キャンプ・ハンセン	約 5,600		実弾射撃訓練
212	昭和63年3月10日	キャンプ・ハンセン	約 625		実弾射撃訓練
213	昭和63年5月19日	キャンプ・ハンセン	約 30		実弾射撃訓練
214	昭和63年6月6日	キャンプ・ハンセン	約 3,000		実弾射撃訓練
215	昭和63年6月9日	キャンプ・ハンセン	約 2,500		実弾射撃訓練
216	昭和63年6月9日	キャンプ・シュワブ	約 2,500		実弾射撃訓練
217	昭和63年6月29日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
218	昭和63年7月14日	キャンプ・ハンセン	約 12,500		実弾射撃訓練
219	昭和63年7月19日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
220	昭和63年7月21日	キャンプ・ハンセン	約 50		実弾射撃訓練
221	昭和63年8月3日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
222	昭和63年8月26日	キャンプ・ハンセン	約 1,650		不明
223	昭和63年9月6日	キャンプ・ハンセン	約 3,600		実弾射撃訓練
224	昭和63年9月26日	キャンプ・ハンセン	約 1,800		実弾射撃訓練
225	昭和63年10月10日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
226	昭和63年10月11日	キャンプ・ハンセン	約 4,800		実弾射撃訓練
227	昭和63年10月12日	キャンプ・ハンセン	約 11,000		実弾射撃訓練
228	昭和63年10月14日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
229	昭和63年10月29日	キャンプ・ハンセン	約 2,000,000		不明
230	昭和63年11月28日	キャンプ・ハンセン	約 625		実弾射撃訓練
231	昭和63年12月8日	キャンプ・ハンセン	約 6,000		不明
232	昭和63年12月9日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
233	昭和63年12月28日	キャンプ・ハンセン	約 24,000		実弾射撃訓練
234	昭和63年12月29日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
235	昭和63年12月29日	キャンプ・ハンセン	約 4,200		実弾射撃訓練
			約 2,171,480	25	
236	平成1年1月24日	キャンプ・ハンセン	約 100		実弾射撃訓練
237	平成1年2月15日	キャンプ・ハンセン	約 1,250		不明
238	平成1年2月21日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		不明
239	平成1年6月30日	キャンプ・ハンセン	約 11,434		実弾射撃訓練
240	平成1年8月24日	キャンプ・ハンセン	約 225		実弾射撃訓練
241	平成1年9月7日	浮原島訓練場	約 80,000	2-4-b施設	照明弾使用
242	平成1年9月15日	キャンプ・ハンセン	約 3,800		実弾射撃訓練
243	平成1年9月21日	キャンプ・ハンセン	約 60,000		実弾射撃訓練
244	平成1年9月22日	キャンプ・ハンセン	約 8,000		実弾射撃訓練
245	平成1年10月6日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
246	平成1年11月15日	キャンプ・ハンセン	約 5,600		実弾射撃訓練
247	平成1年11月15日	キャンプ・ハンセン	約 100		実弾射撃訓練
248	平成1年11月20日	キャンプ・ハンセン	約 175,000		実弾射撃訓練
249	平成1年11月29日	キャンプ・ハンセン	約 60,000		実弾射撃訓練
			約 435,509	14	
250	平成2年1月3日	キャンプ・ハンセン	約 1,500		実弾射撃訓練
251	平成2年1月3日	キャンプ・ハンセン	約 225		実弾射撃訓練
252	平成2年3月7日	キャンプ・ハンセン	約 22,500		実弾射撃訓練
253	平成2年3月14日	キャンプ・ハンセン	約 480,000		実弾射撃訓練
254	平成2年4月18日	キャンプ・ハンセン	約 500		実弾射撃訓練
255	平成2年6月15日	キャンプ・ハンセン	約 62,500		実弾射撃訓練
256	平成2年6月19日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
257	平成2年9月11日	キャンプ・ハンセン	約 50,000		実弾射撃訓練
258	平成2年9月20日	キャンプ・ハンセン	約 150,000		実弾射撃訓練
259	平成2年11月30日	キャンプ・ハンセン	約 80,000		実弾射撃訓練
260	平成2年12月3日	キャンプ・ハンセン	約 5,125		実弾射撃訓練
261	平成2年12月20日	キャンプ・ハンセン	約 150,000		実弾射撃訓練
			約 1,032,350	12	

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
262	平成3年1月10日	キャンプ・ハンセン	約 12,000		実弾射撃訓練
263	平成3年1月14日	キャンプ・ハンセン	約 560,000		実弾射撃訓練
264	平成3年1月16日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
265	平成3年1月16日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
266	平成3年2月27日	キャンプ・ハンセン	約 40,000		実弾射撃訓練
267	平成3年4月3日	キャンプ・シュワブ	約 3,750		実弾射撃訓練
268	平成3年4月22日	キャンプ・ハンセン	約 875		実弾射撃訓練
269	平成3年6月3日	キャンプ・ハンセン	約 2,500		実弾射撃訓練
270	平成3年7月12日	キャンプ・ハンセン	約 22,500		落雷
271	平成3年8月14日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
272	平成3年9月3日	キャンプ・ハンセン	約 625		実弾射撃訓練
273	平成3年10月10日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
274	平成3年10月21日	キャンプ・ハンセン	約 1,420		不明
275	平成3年10月22日	キャンプ・ハンセン	約 9,250		実弾射撃訓練
276	平成3年11月18日	キャンプ・ハンセン	約 90,000		実弾射撃訓練
			約 797,920	15	
277	平成4年1月13日	キャンプ・ハンセン	約 140,000		実弾射撃訓練
278	平成4年1月16日	キャンプ・ハンセン	約 60,000		実弾射撃訓練
279	平成4年1月29日	キャンプ・ハンセン	約 160,000		実弾射撃訓練
280	平成4年4月6日	キャンプ・ハンセン	約 40,000		実弾射撃訓練
281	平成4年4月23日	キャンプ・シュワブ	約 7,500		実弾射撃訓練
282	平成4年5月20日	キャンプ・ハンセン	約 40,000		実弾射撃訓練
283	平成4年7月8日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		実弾射撃訓練
284	平成4年7月28日	キャンプ・ハンセン	約 90,000		実弾射撃訓練
285	平成4年8月4日	キャンプ・ハンセン	約 15,400		実弾射撃訓練
286	平成4年9月16日	ギンバル訓練場	約 80		照明弾使用
287	平成4年9月28日	キャンプ・ハンセン	約 300,000		実弾射撃訓練
288	平成4年9月28日	キャンプ・ハンセン	約 12,500		実弾射撃訓練
289	平成4年9月30日	伊江島補助飛行場	約 1,633	黙認耕作地	信号弾使用
290	平成4年10月13日	キャンプ・ハンセン	約 150,000		実弾射撃訓練
291	平成4年10月24日	キャンプ・ハンセン	約 5,625		実弾射撃訓練
292	平成4年10月26日	北部訓練場	約 1,132		信号弾使用
293	平成4年10月28日	北部訓練場	約 1,655		不明
			約 1,030,525	17	
294	平成5年1月9日	キャンプ・ハンセン	約 250,000		廃弾処理
295	平成5年1月26日	キャンプ・ハンセン	約 500,000		実弾射撃訓練
296	平成5年2月15日	キャンプ・ハンセン	約 480,000		実弾射撃訓練
297	平成5年3月2日	キャンプ・ハンセン	約 60,000		実弾射撃訓練
298	平成5年3月5日	キャンプ・ハンセン	約 240,000		実弾射撃訓練
299	平成5年4月14日	キャンプ・ハンセン	約 240,000		実弾射撃訓練
300	平成5年4月22日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		不明
301	平成5年5月10日	キャンプ・ハンセン	約 200		実弾射撃訓練
302	平成5年6月3日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
303	平成5年6月14日	キャンプ・ハンセン	約 5,000		不明
304	平成5年6月30日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		実弾射撃訓練
305	平成5年8月11日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
306	平成5年8月24日	キャンプ・ハンセン	約 1,750		実弾射撃訓練

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
307	平成5年8月29日	キャンプ・ハンセン	約 720,000		不明
308	平成5年9月9日	キャンプ・ハンセン	約 625		実弾射撃訓練
309	平成5年9月10日	キャンプ・シュワブ	約 90,000		実弾射撃訓練
310	平成5年9月13日	キャンプ・シュワブ	約 100		実弾射撃訓練
311	平成5年10月20日	キャンプ・ハンセン	約 45,000		実弾射撃訓練
312	平成5年12月3日	キャンプ・ハンセン	約 9,375		実弾射撃訓練
			約 2,702,050	19	
313	平成6年1月11日	キャンプ・ハンセン	約 5,625		実弾射撃訓練
314	平成6年2月25日	キャンプ・ハンセン	約 37,500		実弾射撃訓練
315	平成6年3月22日	キャンプ・ハンセン	約 1,625		実弾射撃訓練
316	平成6年3月24日	キャンプ・ハンセン	約 1,500		実弾射撃訓練
317	平成6年5月12日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
318	平成6年5月23日	キャンプ・ハンセン	約 9,800		実弾射撃訓練
319	平成6年6月3日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		実弾射撃訓練
320	平成6年6月8日	キャンプ・ハンセン	約 32,500		実弾射撃訓練
321	平成6年6月18日	キャンプ・ハンセン	約 400,000		実弾射撃訓練
322	平成6年8月2日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
323	平成6年8月30日	キャンプ・ハンセン	約 800,000		実弾射撃訓練
324	平成6年9月13日	キャンプ・シュワブ	約 12,000		実弾射撃訓練
325	平成6年9月16日	キャンプ・ハンセン	約 7,500		実弾射撃訓練
326	平成6年9月19日	キャンプ・シュワブ	約 40,000		実弾射撃訓練
327	平成6年10月4日	キャンプ・ハンセン	約 2,500		実弾射撃訓練
328	平成6年11月2日	キャンプ・ハンセン	約 960,000		実弾射撃訓練
329	平成6年11月3日	キャンプ・シュワブ	約 40,000		実弾射撃訓練
330	平成6年11月4日	キャンプ・ハンセン	約 960,000		実弾射撃訓練
331	平成6年11月21日	キャンプ・シュワブ	約 5,250		実弾射撃訓練
			約 3,350,800	19	
332	平成7年2月1日	キャンプ・ハンセン	約 3,500		実弾射撃訓練
333	平成7年2月28日	キャンプ・ハンセン	約 90,000		実弾射撃訓練
334	平成7年4月3日	キャンプ・ハンセン	約 1,250		実弾射撃訓練
335	平成7年4月4日	キャンプ・ハンセン	約 2,500		実弾射撃訓練
336	平成7年4月12日	キャンプ・ハンセン	約 300,000		実弾射撃訓練
337	平成7年5月16日	キャンプ・ハンセン	約 625		実弾射撃訓練
338	平成7年8月15日	キャンプ・ハンセン	約 250,000		不発弾処理
339	平成7年9月12日	キャンプ・ハンセン	約 25,000		実弾射撃訓練
340	平成7年9月19日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
341	平成7年9月19日	キャンプ・シュワブ	約 10,000		実弾射撃訓練
342	平成7年11月1日	キャンプ・ハンセン	約 2,500		実弾射撃訓練
343	平成7年12月4日	キャンプ・シュワブ	約 90,000		実弾射撃訓練
344	平成7年12月6日	キャンプ・シュワブ	約 50		実弾射撃訓練
			約 805,425	13	
345	平成8年2月22日	キャンプ・ハンセン	約 100		実弾射撃訓練
346	平成8年3月4日	キャンプ・ハンセン	約 400		実弾射撃訓練
347	平成8年3月6日	北部訓練場	約 10,500		信号弾使用
348	平成8年3月12日	キャンプ・ハンセン	約 8,000		実弾射撃訓練
349	平成8年3月14日	キャンプ・シュワブ	約 225		実弾射撃訓練
350	平成8年3月26日	キャンプ・ハンセン	約 1,500		実弾射撃訓練

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
351	平成8年3月26日	キャンプ・ハンセン	約 56,000		実弾射撃訓練
352	平成8年4月12日	キャンプ・ハンセン	約 1,250		実弾射撃訓練
353	平成8年7月11日	キャンプ・ハンセン	約 1,000,000		実弾射撃訓練
354	平成8年7月12日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		前日の再出火
355	平成8年8月30日	キャンプ・シュワブ	約 80		爆破訓練
356	平成8年9月3日	キャンプ・ハンセン	約 250		実弾射撃訓練
357	平成8年12月10日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		実弾射撃訓練
358	平成8年12月11日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
359	平成8年12月27日	キャンプ・ハンセン	約 160,000		不発弾処理
			約 1,293,305	15	
360	平成9年3月13日	キャンプ・ハンセン	約 90,000		不明
361	平成9年4月12日	キャンプ・ハンセン	約 200		実弾射撃訓練
362	平成9年5月12日	キャンプ・ハンセン	約 40,000		実弾射撃訓練
363	平成9年5月30日	キャンプ・ハンセン	約 1,200		実弾射撃訓練
364	平成9年5月31日	キャンプ・ハンセン	約 160,000		廃弾処理
365	平成9年6月10日	キャンプ・ハンセン	約 500,000		実弾射撃訓練
366	平成9年6月23日	キャンプ・ハンセン	約 480,000		実弾射撃訓練
367	平成9年7月3日	キャンプ・ハンセン	約 270,000		実弾射撃訓練
368	平成9年8月11日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
369	平成9年9月3日	キャンプ・ハンセン	約 90,000		不明
370	平成9年9月10日	キャンプ・ハンセン	約 1,600		実弾射撃訓練
371	平成9年9月18日	キャンプ・ハンセン	約 2,975,000		実弾射撃訓練
372	平成9年9月30日	キャンプ・ハンセン	約 50,000		実弾射撃訓練
373	平成9年11月13日	キャンプ・ハンセン	約 10,000		実弾射撃訓練
374	平成9年12月3日	キャンプ・ハンセン	約 562,500		実弾射撃訓練
375	平成9年12月5日	キャンプ・ハンセン	約 140,000		実弾射撃訓練
376	平成9年12月9日	キャンプ・ハンセン	約 3,000		実弾射撃訓練
377	平成9年12月19日	キャンプ・シュワブ	約 5,000		実弾射撃訓練
			約 5,408,500	18	
378	平成10年2月12日	キャンプ・ハンセン	約 400		実弾射撃訓練
379	平成10年3月2日	キャンプ・ハンセン	約 70,000		実弾射撃訓練
380	平成10年3月25日	キャンプ・ハンセン	約 52,500		実弾射撃訓練
381	平成10年3月30日	キャンプ・ハンセン	約 35,000		実弾射撃訓練
382	平成10年3月31日	キャンプ・ハンセン	約 1		実弾射撃訓練
383	平成10年4月15日	キャンプ・ハンセン	約 45,000		実弾射撃訓練
384	平成10年4月29日	キャンプ・ハンセン	約 900		実弾射撃訓練
385	平成10年8月4日	キャンプ・ハンセン	約 87,500		実弾射撃訓練
386	平成10年9月16日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
387	平成10年9月18日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
388	平成10年11月12日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		爆破訓練
389	平成10年12月4日	キャンプ・ハンセン	約 6,500		実弾射撃訓練
			約 359,801	12	
390	平成11年1月6日	キャンプ・ハンセン	約 75,000		実弾射撃訓練
391	平成11年1月8日	キャンプ・ハンセン	約 1,000		実弾射撃訓練
392	平成11年1月26日	浮原島訓練場	約 25,000	2-4-b施設	信号弾使用
393	平成11年3月8日	キャンプ・シュワブ	約 900		爆破訓練
394	平成11年4月21日	キャンプ・ハンセン	約 1,000		実弾射撃訓練

番号	発生年月日	関連施設名	焼失面積 (㎡)	件数	出火原因
395	平成11年5月7日	キャンプ・ハンセン	約 4,500		実弾射撃訓練
396	平成11年9月8日	キャンプ・ハンセン	約 40,000		実弾射撃訓練
			約 147,400	7	
397	平成12年1月28日	キャンプ・ハンセン	約 2,000		実弾射撃訓練
398	平成12年2月2日	キャンプ・ハンセン	約 350,000		実弾射撃訓練
399	平成12年3月7日	キャンプ・ハンセン	約 400		実弾射撃訓練
400	平成12年3月22日	キャンプ・ハンセン	約 200		実弾射撃訓練
401	平成12年3月30日	キャンプ・ハンセン	約 1,050,000		実弾射撃訓練
402	平成12年4月18日	キャンプ・シュワブ	約 5,000		実弾射撃訓練
403	平成12年5月8日	キャンプ・ハンセン	約 940		爆破訓練
404	平成12年6月21日	キャンプ・ハンセン	約 625		実弾射撃訓練
405	平成12年6月23日	キャンプ・ハンセン	約 15,000		実弾射撃訓練
406	平成12年9月21日	キャンプ・ハンセン	約 149		実弾射撃訓練
407	平成12年11月16日	キャンプ・ハンセン	約 7,500		実弾射撃訓練
408	平成12年12月29日	キャンプ・ハンセン	約 99,958		実弾射撃訓練
			約 1,531,772	12	
409	平成13年8月2日	キャンプ・ハンセン	約 61,229		実弾射撃訓練
410	平成13年8月2日	キャンプ・ハンセン	約 2,144		実弾射撃訓練
411	平成13年8月23日	キャンプ・シュワブ	約 17,684		実弾射撃訓練
412	平成13年9月19日	キャンプ・ハンセン	約 33,710		実弾射撃訓練
413	平成13年10月10日	キャンプ・ハンセン	約 110,236		実弾射撃訓練
			約 225,003	5	
414	平成14年1月25日	キャンプ・ハンセン	約 16		爆破訓練
415	平成14年2月5日	キャンプ・シュワブ	約 14,000		実弾射撃訓練
416	平成14年2月13日	キャンプ・ハンセン	約 46,875		実弾射撃訓練
417	平成14年2月20日	キャンプ・シュワブ	約 285,000		実弾射撃訓練
418	平成14年2月21日	キャンプ・ハンセン	約 18,750		爆破訓練
419	平成14年2月27日	キャンプ・ハンセン	約 130,000		実弾射撃訓練
420	平成14年8月9日	キャンプ・ハンセン	約 120,000		実弾射撃訓練
421	平成14年8月28日	キャンプ・ハンセン	約 62,500		実弾射撃訓練
422	平成14年9月27日	キャンプ・ハンセン	約 200,000		実弾射撃訓練
423	平成14年10月17日	キャンプ・ハンセン	約 30,000		実弾射撃訓練
424	平成14年11月4日	キャンプ・ハンセン	約 20,000		実弾射撃訓練
425	平成14年11月12日	キャンプ・ハンセン	約 80,000		実弾射撃訓練
			約 1,007,141	12	
合計			約 32,141,289	425	

(9) 米軍構成員等による犯罪検挙状況

(単位：件、%)

ア 件数

区分 年次	米軍構成員等事件(件数)															全刑法犯 (件数)	米軍構成員 等事件比	
	凶悪犯					粗暴犯					窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計			
	殺人	強盗	放火	強姦	粗	凶器準備	暴行	傷害	脅迫	恐喝								
47	24	3	13	1	7	77		28	45	3	1	51	16	1	50	219	4,656	4.7
48	37		21	2	14	93		32	48	9	4	122	14	3	41	310	4,469	6.9
49	51	1	39		11	82		25	53	1	3	151	7	1	26	318	4,874	6.5
50	31		26		5	52		27	20	3	2	110	7	1	22	223	6,394	3.5
51	49	2	38		9	75		24	49	2		97	5	1	35	262	8,644	3.0
52	69	5	55	2	7	76		21	53	2		121	13	1	62	342	10,605	3.2
53	30		17	8	5	70		19	49		2	130	5	2	51	288	10,115	2.8
54	43		30	8	5	46		13	32		1	113	5	5	62	274	10,668	2.6
55	35	2	25		8	44		9	33	2		168	21	1	52	321	11,354	2.8
56	27	2	20		5	38		7	30		1	130	20	1	37	253	11,578	2.2
57	19	2	14		3	53		8	45			94	9	3	40	218	12,794	1.7
58	15		14		1	38		14	20	2	2	114	8		36	211	13,471	1.6
59	10	1	4	1	4	26		9	17			75	4	3	24	142	15,139	0.9
60	13	1	7		5	32		10	22			91	3	2	19	160	16,392	1.0
61	8		6	1	1	15		3	12			116	3		13	155	13,916	1.1
62	5		2		3	18		4	14			69	3	3	25	123	12,704	1.0
63	6		4		2	20		6	14			133	3	2	13	177	12,705	1.4
元	7		4		3	21		2	17	2		110	2		20	160	10,671	1.5
2	6		3		3	11		4	7			60	2		19	98	8,185	1.2
3	10	1	8		1	5		2	3			79		2	20	116	8,090	1.4
4	3		2		1	2			2			35	1	2	8	51	7,923	0.6
5	6	1	2		3	3			3			141	1	1	11	163	8,987	1.8
6	5		2		3	11		1	10			101		2	11	130	10,691	1.2
7	2	1			1	6		1	5			44	1	3	14	70	12,886	0.5
8	3	1	1		1	6		1	5			24		2	4	39	11,078	0.4
9	3		2		1	8		3	5			27		2	4	44	10,310	0.4
10	3		3			8		2	6			17	2	2	6	38	7,300	0.5
11	3		1		2	7		1	6			22	2	1	13	48	7,989	0.6
12	4	1	1		2	6		4	2			26		3	14	53	6,226	0.9
13	4		1	2	1	6		1	5			37	5	2	16	70	5,268	1.3
14	2		1		1	11		3	8			41	4	2	21	81	4,694	1.7
計	533	24	366	25	118	966	0	284	640	26	16	2,649	166	54	789	5,157	300,776	1.7

イ 人数

(単位：人、%)

区分 年次	米軍構成員等事件(人数)															全刑法犯 (人数)	米軍構成員 等事件比	
	凶悪犯				粗暴犯					窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計				
	殺人	強盗	放火	強姦	凶器準備	暴行	傷害	脅迫	恐喝									
47	35	3	23	1	8	92		33	53	4	2	59	17	1	46	250	3,859	6.5
48	53	2	33	1	17	98		31	56	8	3	104	21	2	40	318	3,425	9.3
49	69	3	52		14	92		28	59	1	4	110	9	1	27	308	3,737	8.2
50	55		49		6	54		27	24	2	1	111	7	1	23	251	3,725	6.7
51	56	2	45		9	92		26	64	2		97	8	1	41	295	3,810	7.7
52	69	5	55	3	6	115		34	79	2		125	15	1	71	396	3,831	10.3
53	29		21	2	6	82		17	63		2	96	7	11	39	264	3,303	8.0
54	44		35	3	6	51		12	37		2	77	5	7	65	249	3,216	7.7
55	43	2	32		9	53		12	39	2		120	14	1	49	280	3,854	7.3
56	36	2	29		5	62		17	43		2	117	17		43	275	3,968	6.9
57	24	2	18		4	78		9	69			108	11	4	45	270	4,200	6.4
58	20		19		1	38		12	22	3	1	115	11		36	220	4,112	5.4
59	10	2	5		3	25		8	17			76	2	3	26	142	4,312	3.3
60	18	1	11		6	34		12	22			81	4	2	18	157	4,170	3.8
61	12		10	1	1	23		3	20			82	3		12	132	3,445	3.8
62	8		4		4	18		4	14			50	2	3	21	102	2,751	3.7
63	7		5		2	30		6	24			80	3	2	13	135	3,069	4.4
元	9		5		4	28		1	25	2		80	2		17	136	2,864	4.7
2	8		5		3	13		4	9			39	1		13	74	2,472	3.0
3	11	2	8		1	6		2	4			71		1	15	104	2,360	4.4
4	8		7		1	2			2			55	1	3	7	76	2,064	3.7
5	9	1	4		4	2			2			35	1	1	4	52	2,007	2.6
6	10		7		3	11			11			35		2	9	67	2,145	3.1
7	5	2			3	8		1	7			31	3	4	11	62	1,944	3.2
8	4	1	2		1	7		1	6			14		2	6	33	1,869	1.8
9	4		3		1	10		5	5			25		2	5	46	1,926	2.4
10	6		6			8		2	6			21	3	2	6	46	2,328	2.0
11	4		2		2	7		1	6			31	4	1	12	59	2,472	2.4
12	4	1	1		2	7		4	2		1	38		2	16	67	2,605	2.6
13	4		2	1	1	7		1	6			41	3	2	15	72	3,344	2.2
14	4		3		1	10		3	7			45	7	2	32	100	3,834	2.6
計	678	31	501	12	134	1,163	0	316	803	26	18	2,169	181	64	783	5,038	97,021	5.2

- 1 沖縄県警察本部の資料(各年次とも12月現在)
- 2 交通業務を除く
- 3 米軍構成員とは、米軍人、軍族、家族である

(10) 米兵による民間人殺人事件（復帰後）

	発生年月日	事件・事故の内容
1	昭和47年8月2日	宜野湾市大謝名で、米陸軍兵が日本人女性（37才）を殺害
2	昭和47年9月20日	キャンプ・ハンセン基地内で、米兵が基地従業員をライフルで射殺
3	昭和47年12月1日	沖縄市胡屋で、キャンプ瑞慶覧所属米海兵隊員が、日本人女性を殺害
4	昭和49年10月23日	名護市辺野古で、キャンプ・シュワブ所属米海兵隊員が、日本人女性経営者を強盗、殺害
5	昭和57年3月8日	金武町金武区の墓地で、米海兵隊員が日本人男性をブロックで殴打し、死亡させた
6	昭和57年7月31日	名護市名護で、キャンプ・シュワブ所属米海兵隊員が、日本人女性を暴行、殺害
7	昭和58年2月23日	キャンプ・ハンセン内で、米海兵隊員がタクシー運転手を殺害
8	昭和60年1月16日	金武町金武の自宅で、キャンプ・ハンセン所属の海兵隊員が日本人男性を刺殺
9	平成3年6月14日	沖縄市嘉間良の公園内で、キャンプ瑞慶覧所属米海兵隊員2人が日本人男性を殺害
10	平成3年6月20日	沖縄市中央で、普天間基地所属の米海兵隊員がインド人男性を殺害
11	平成5年4月12日	金武町金武の繁華街で、キャンプ・ハンセン所属の米海兵隊員が日本人男性を殺害
12	平成7年5月10日	宜野湾市で米海兵隊員が日本人女性を殺害

2 日米防衛協力に関する政府の対応

(1) 新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の概要

平成9年9月24日発表

【指針の目的】

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。

また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

【基本的な前提及び考え方】

指針及びその下で行われる取組みは、次の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、国際法の基本原則、国連憲章に関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、日米両国政府に立法上、予算上又は行政上の措置を義務付けるものでないが、日米両国政府が各々の判断に従い具体的な政策や措置に適切に反映させることが期待される。

【平素から行う協力】

日米両国政府は、日米安全保障体制を堅持し、各々所要の防衛態勢の維持に努める。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力（日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取極に基づく相互支援活動を含む。）を充実する。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、アジア太平洋地域の情勢を中心とする国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策、軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

2 安全保障面での種々の協力

日米両国政府は、安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の活動を促進し、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、必要に応じて密接に協力する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が緊急援助活動を行う場合は、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。

日米両国政府は、共同作業を検証するとともに、共同演習・訓練を強化する。

日米両国政府は、緊急事態において関係機関が関与する日米間の調整メカニズムを構築しておく。

【日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等】

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。

日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期に

これを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化し、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。

日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。

日米両国政府は、情報収集及び監視活動を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、米国は日本に対して適切に協力する。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。

自衛隊は主として、日本の領海及び周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。

(ハ) 米国は兵力を適時に来援させ、日本はこれを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

(ニ) その他の脅威への対応

自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するため密接に協力し調整する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効果的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政

府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

補給 米国は米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は日本国内における補給品の取得を支援する。

輸送 日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送活動について、緊密に協力する。

整備 日本は日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。

施設 日本は、必要に応じ、日米安保条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。

自衛隊及び米軍は、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

衛生 日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

【日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力】

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。

日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化する。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。

また、合意された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。

日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、次のとおりである。（別表参照）

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

(イ) 救難活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救難活動を行う。

(ロ) 捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。

日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。

日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。

(ニ) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動（情報交換及び国連安保理決議に基づいて行われる船舶の検査）に対し、各々の

基準に従って寄与し、適切に協力する。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(1) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。

後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本周囲の公海及びその上空において行われることも考えられる。

後方地域支援を行うに当たっては、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

(3) 運用面における日米協力

自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。

米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

【指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み】

日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画について検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、自衛隊及び米軍のみならず各々の政府の関係機関が関与する包括的なメカニズムを構築する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的メカニズムにおいては、次の共同作業を計画的かつ効率的に進める。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。

日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により、共通の準備段階が選択される。

同様に、周辺事態における協力措置の準備に関しても、共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的

に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

【指針の適時かつ適切な見直し】

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例（別表）

機能及び分野		協力項目例	
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置	被災地への人員及び補給品の輸送 被災地における衛生、通信及び輸送 避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給	
	捜索・救難	日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換	
	非戦闘員を退避させるための活動	情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助	
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 情報の交換	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 米航空機による自衛隊の飛行場の使用 訓練・演習空域の提供 米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設	
	後方地域支援	補給	自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 米軍施設・区域に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑

機能及び分野		協力項目例
		油の海上輸送 人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
	整備	米航空機・船舶・車両の修理・整備 修理部品の提供 整備用資器材一時提供
	衛生	日本国内における傷病者の治療 日本国内における傷病者の輸送 医薬品及び衛生機具の提供
	警備	米軍施設・区域の警備 米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 日本国内の輸送経路上の警備 情報の交換
	通信	日米両国の関係機関間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）の確保及び器材の提供
	その他	米船舶の出入港に対する支援 自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し 米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 米軍施設・区域従業員の一時増員
運用面における 日米協力	警戒監視	情報の交換
	機雷除去	日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換
	海・空域調整	日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運行調整 日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整

(2) テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画

平成13年11月16日

1 基本方針

本年9月11日に米国において発生したテロリストによる攻撃（以下「テロ攻撃」という。）は、米国のみならず人類全体に対する卑劣かつ許しがたい行為である。これに対し、現在、世界の国々が、立場の違いを超えて非人道的なテロリズムを非難し、力を合わせてこれに立ち向かっている。

我が国としても、国際的なテロリズムとの闘いを自らの問題と認識して、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組に積極的かつ主体的に寄与すると立場に立ち、憲法の範囲内でできる限りの支援、協力を行うことが重要である。

このため、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（平成13年法律第113号。この基本計画において、「テロ対策特措法」という。）に基づき、協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動を実施することとする。

2 協力支援活動の実施に関する事項

(1) 協力支援活動に関する基本的事項

テロ攻撃に対応して、本年10月8日以降、米国等はタリバーン等に対する軍事行動を開始した。このような状況を踏まえ、我が国は、テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与している米国等の軍隊等の活動に対して、以下のとおり、協力支援活動を実施する。

(2) 協力支援活動の種類及び内容

自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供として米国等の軍隊等に対して実施する協力支援活動の種類及び内容は、次のとおりとする。

ア 補給

艦船による艦船用燃料等の補給

イ 輸送

(ア) 艦船による艦船用燃料等の輸送

(イ) 航空機による人員及び物品の輸送

ウ その他

(ア) 修理及び整備

修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(イ) 医療

傷病者に対する医療、衛生器具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(ウ) 港湾業務

国内における船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(3) 協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア (2)ア及びイに掲げる補給及び輸送を実施する区域の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 我が国の領域

(イ) 艦船による補給及び輸送については、インド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）及びその上空並びに以下のもの（インド洋及びその上空に属するものを除く。）

(a) 英国ディエゴ・ガルシア島及びそれに係る同国の領海並びにそれらの上空

(b) オーストラリアの領域

(c) インド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地又は燃料等の積卸地となる国の領域

(ウ) 航空機による輸送については、米国グアム島及びその上空並びにそれに係る米国の領海の上空、英国ディエゴ・ガルシア島及びその上空並びにそれに係る英国の領海の上空並びにインド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地又は物品の積卸地となる国の領域

(イ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船又は航空機が通過する海域及び空域（(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる地域に属するものを除く。）

イ (2)ウ(ア)に掲げる修理及び整備を実施する区域の範囲は、ア(ア)及び(イ)に掲げる地域並びにこれらの地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域（ア(ア)又は(イ)に掲げる地域に属するものを除く。）並びにア(ウ)に掲げる外国の領土とする。

ウ (2)ウ(イ)に掲げる医療を実施する区域の範囲は、ア(ア)及び(イ)に掲げる地域並びにこれらの地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域（ア(ア)又は(イ)に掲げる地域に属するものを除く。）とする。

エ (2)ウ(ウ)に掲げる港湾業務を実施する区域の範囲は、ア(ア)に掲げる地域とする。

オ 防衛庁長官は、協力支援活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(4) 協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
ア 規模及び構成

(ア) (2)ア及びイ(ア)に掲げる補給及び輸送を補給艦及び護衛艦により行うための海上自衛隊の部隊(人員1,200名以内。ただし、部隊の交替を行う場合は2,400名以内)

(イ) (2)イ(イ)に掲げる輸送を輸送機及び多用途支援機により行うための航空自衛隊の部隊(人員180名以内)

(ウ) (2)ウ(ア)に掲げる修理及び整備を行う部隊は、(ア)及び(イ)に掲げる部隊とし、また、(2)ウ(イ)に掲げる医療を行う部隊は、(ア)に掲げる部隊とする。

イ 装備

(ア) 艦船

補給艦2隻以内及び護衛艦3隻以内(ただし、部隊の交替を行う場合は補給艦4隻以内及び護衛艦6隻以内)

(イ) 航空機

輸送機6機以内及び多用途支援機2機以内

(ウ) その他

(a) (2)イ(イ)に掲げる輸送を行う航空自衛隊の部隊の自衛官の数に相応する数量の拳銃

(b) 自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(2)アからウ(イ)までに掲げる活動に必要な装備((ア)から(ウ)(a)までに掲げるものを除く。)

ウ 派遣期間

平成13年11月20日から平成14年5月19日までの間

(5) 関係行政機関によるその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品の調達及び諸国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

自衛隊が実施する協力支援活動として艦船による艦船用燃料の補給を行うため、政府は、当該燃料を調達し、これを米国等の軍隊等に譲与することとする。

(6) その他協力支援活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が協力支援活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の協力支援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 関係行政機関の長は、防衛庁長官から、自衛隊の部隊等が協力支援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、協力支援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

3 搜索救助活動の実施に関する事項

(1) 搜索救助活動に関する基本的事項並びに搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項並びに搜索救助活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 我が国は、2に定める協力支援活動又は4に定める被災民救援活動を行う自衛隊の部隊等が遭

難した戦闘参加者を発見し、又は、かかる遭難者の搜索救助について米国等から依頼があった場合に、搜索救助活動を実施する。搜索救助活動を実施する区域の範囲は、インド洋及びその上空に属する、2に定める協力支援活動を実施する区域の範囲及び4に定める被災民救援活動を実施する区域の範囲とする。なお、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これについても同様に搜索救助活動を実施するものとする。

イ 防衛庁長官は、搜索救助活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(2) 搜索救助活動の実施に伴うテロ対策特措法第3条第3項後段の協力支援活動に関する重要事項

搜索救助活動の実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う米国等の軍隊等の部隊等に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の種類及び内容は、テロ対策特措法別表第2に掲げるものとする。

(3) その他搜索救助活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が搜索救助活動を実施する区域の範囲及びその周辺における搜索救助活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、搜索救助活動の実施のため必要な協力をを行うものとする。

4 被災民救援活動の実施に関する事項

(1) 被災民救援活動に関する基本的事項

パキスタン領域内の難民キャンプでは、生活関連物資の不足等から深刻な状況が生じている。かかる状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下、この基本計画において、「UNHCR」という。）をはじめとする人道援助機関が救援活動を実施している。このような状況を踏まえ、我が国は、以下のとおり、被災民救援活動を実施する。

なお、パキスタンにおける医療支援等の被災民救援のための措置については、パキスタン及び国際連合等との協議・調整を行った上で、可能な限り早期に具体的な調査・検討を行い、関係行政機関による実施を目指して努力することとする。

また、パキスタン以外のアフガニスタン周辺国における被災民救援のための措置の実施について、今後の情勢の推移を見極めつつ対応していくこととする。

(2) 被災民救援活動の種類及び内容

UNHCRからの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供（自衛隊の艦船による当該物資の輸送を含む。）とする。

(3) 被災民救援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア 被災民救援活動を実施する区域の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 我が国の領域

(イ) パキスタンの領域

(ウ) インド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地となる国の領域

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域及びその上空（(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる地域に属するものを除く。）

イ 防衛庁長官は、被災民救援活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域において実施されるよう、また、

当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(4) 被災民救援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 規模及び構成

(2)に定める輸送を掃海母艦及び護衛艦（護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用する。）により行うための海上自衛隊の部隊（人員120名以内。ただし、協力支援活動を行う護衛艦に係る人員を除く。）

イ 装備

掃海母艦 1 隻及び護衛艦 1 隻（護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用する。）

ウ 派遣期間

平成13年11月20日から平成13年12月31日までの間

(5) その他被災民救援活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が被災民救援活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の被災民救援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 関係行政機関の長は、防衛庁長官から、自衛隊の部隊等が被災民救援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、被災民救援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

5 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

テロ対策特措法に基づく対応措置を総合的かつ効果的に推進するため、内閣官房を中心に、関係行政機関の緊密な連絡調整を図るものとする。

(3) 自衛隊法の一部改正（警護出動）について

平成13年10月

1 特別の必要がある場合の警護出動

(1) 警護出動（第81条の2の新設）

内閣総理大臣は、本邦内にある自衛隊の施設又は駐留米軍の施設・区域に対する破壊行為が行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設等の警護のため自衛隊の部隊等の出動を命ずることができることとする。

内閣総理大臣は、警護出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設等及び期間を指定しなければならないこととする。

内閣総理大臣は、指定した期間内であっても、自衛隊の部隊等の出動の必要がなくなったと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならないこととする。

(2) 警護出動時の権限（第91条の2の新設）

警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法の以下の権限を準用する。

・第2条（質問）

・第4条（避難等の措置）

・第6条第1項、第3項、第4項（立入）

警察官がその場にはいない場合に限る

- ・第5条（犯罪の予防及び制止）
- ・第7条（武器の使用）

警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できるとし、その結果として人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却されることとする。

上記及びの権限は、指定された施設等の警護のためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、当該施設等の外部においても行使できるとする。

警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官が武器を使用するには、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならないこととする。

2 通常時の自衛隊の施設の警護のための武器の使用（第95条の2の新設）

自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であって、以下のものが所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用することができることとし、その場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこととする。

- ・自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を保管し、収容し又は整備するための施設設備
- ・営舎
- ・港湾又は飛行場に係る施設設備

(4) 武力攻撃事態対処法制（有事法制）について

政府は、「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、我が国に対する外部からの武力攻撃に際して、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な法制を整えておくことは、国としての責務である」として、平成14年4月26日、「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（いわゆる「武力攻撃事態対処法」）案」、「安全保障会議設置法案改正案」及び「自衛隊法等改正案」を第154国会に提案し、現在継続審議となっている。

武力攻撃事態対処法制は、これらの武力攻撃対処三法案に加えて、今後、2年以内を目標として整備する「国民の保護のための法制」、「自衛隊の行動の円滑化に関する法制」、「米軍の行動の円滑化に関する法制」などからなっている。（図参照）

本県としては、同法案の審議に当たっては、直接、県民の生命・財産を預かる地方自治体に対して国は十分な説明を行い、その意見を尊重するとともに、広く我が国の外交や安全保障のあり方も含めて国民の意見を聴取した上で、慎重に議論を尽くす必要があると考えている。

特に、沖縄に過度に集中している米軍基地に係る問題は、我が国の安全保障を考える上で単に沖縄という一地域の問題として捉えるのではなく、国民全体で取り組むべき重要な課題であると考えており、米軍基地の整理縮小を求める県民の強い意向を踏まえ、この機会に、米軍基地の負担のあり方も含めて十分に議論するよう、国に対し要望している。

武力攻撃事態への対処に関する法制の全体像について（内閣官房資料）

第154 国会提出法案

武力攻撃事態対処法案	
総則	
1	武力攻撃事態への対処に関する基本理念
2	国、地方公共団体、指定公共機関の責務
3	国と地方公共団体との役割分担
4	国民の協力
武力攻撃事態への対処のための手続等	
1	対処基本方針及びその国会承認
2	対策本部の設置、組織、所掌事務等
3	対策本部長、内閣総理大臣の権限
4	損失に関する財政上の措置
5	安全の確保
6	国連安保理事会への報告 等
武力攻撃事態への対処に関する法制の整備	
1	事態対処法制の整備に関する基本方針
2	事態対処法制の整備 国民の生命等の保護、国民生活等への影響を最小にするための措置 自衛隊の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置等 米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置
3	事態対処法制の計画的整備
上記以外の緊急事態対処のための措置 武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を円滑かつ迅速に実施するために必要な施策を講ずる。	

安全保障会議設置法改正案	
事態対処に係る安全保障会議の役割の明確化・強化	
・諮問事項の追加	
・議員に関する規定の整備	
・事態対処専門委員会の設置	
自衛隊法等改正案	
自衛隊の行動の円滑化	
自衛隊法等の改正	
・物資の収用等	
・防御施設構築の措置及びこれに伴う権限	
・緊急通行	
・保管命令に従わなかった者等及び立入検査を拒んだ者等に対する罰則	
・防衛出動手当の支給等	
自衛隊法による関係法の改正	
・部隊の移動、輸送	
・土地の利用	
・建築物建造	
・衛生医療	
・戦死者の取扱いに関する特例措置	

今後の事態対処法制の整備 (2年以内を目標として整備[- 3])
国民の生命等の保護、国民生活等への影響を最小にするための措置 [- 2 -]
・警報、避難、被災者救助、消防等 ・施設・設備の応急の復旧 ・保健衛生の確保、社会秩序の維持 ・輸送、通信 ・国民の生活の安定 ・被害の復旧
自衛隊の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置等 [- 2 -]
・捕虜の取扱い ・電波の利用等 ・船舶・航空機の航行
米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置[- 2 -]

(注) 上記の各項目の中で、国際人道法の的確な実施を確保。

3 基地関係協議会等の概要

(1) 三者連絡協議会の設置及び運営について

1 (目的)

沖縄県に所在する施設及び区域を管理及び運用することから生ずる問題であって沖縄県、那覇防衛施設局、在沖米軍のそれぞれ共通の関心を有するものについて、それぞれ拘束されない自由な立場から協議するため、三者連絡協議会(以下「協議会」という)を設置する。

2 (協議会の構成)

協議会は、沖縄県、那覇防衛施設局及び米軍沖縄地区調整委員会の各軍の代表をもって構成する。なお、この協議会には、アメリカ総領事館の代表者も出席することができる。

3 (協議会の運営)

(1) 協議会は、沖縄県、那覇防衛施設局、在沖米軍が輪番で主催し、議長は主催する協議会の構成員が務める。

(2) 協議会は、原則として年4回開催する。

4 (幹事会の設置運営)

(1) 協議会の下部機関として、協議会の構成員が指定する者をもって構成する幹事会を設置する。この幹事会は、必要に応じ随時開催する。

(2) 幹事会は、すべての議題について十分調査協議し、協議会での協議が必要と認められるものについては協議会に対し、協議するよう勧告する。

なお、幹事会において必要があると認めるときは、外部の専門家又は関係者の意見を聴くことができる。

5 (その他)

(1) 在沖米軍に関係する上記1にいう問題は、すべて協議会へ提出することができる。

なお、日米両政府間で取扱われるべき問題については、従来どおり既存の公式の経路を通じて処理される。

(2) 協議会の構成員は、この協議会及び幹事会において協議した事項について、それぞれが必要と認める措置を可能な範囲内において講ずるものとする。

【確認事項】

- 1 外務省沖縄事務所の代表メンバーは、那覇防衛施設局の代表メンバーとともに一体となって在沖日本政府の一員として参加する。
- 2 在沖米国総領事は、米側の正式なメンバーである。
- 3 三者協の開催頻度については、「原則として4回」を「原則として毎四半期に1回」に改める。
- 4 上記1、2及び3の確認に応じた実施要領の改正を行う。
- 5 協議会に提案できる事項は、基地に関する諸課題で現地レベルで解決ができるものに限られる。

【三者連絡協議会開催状況】

協 議 会				協 議 会			
回	年 月 日	担 当	会 場	回	年 月 日	担 当	会 場
1	昭和54年7月19日	県	県庁議室	7	昭和58年8月24日	県	県庁議室
2	昭和55年2月20日	施設局	施設局	8	昭和58年11月21日	施設局	施設局
3	昭和55年11月26日	米 軍	海兵隊司令部	9	昭和59年11月29日	米 軍	海兵隊司令部
4	昭和56年9月2日	県	県庁議室	10	昭和60年2月7日	県	県庁議室
5	昭和57年6月1日	施設局	施設局	11	昭和61年2月21日	施設局	施設局
6	昭和58年2月15日	米 軍	海兵隊司令部	12	昭和62年7月27日	米 軍	県庁議室

協 議 会				協 議 会			
回	年 月 日	担 当	会 場	回	年 月 日	担 当	会 場
13	昭和63年8月8日	県	県庁議室	19	平成12年2月14日	県	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル
14	平成2年9月26日	施設局	不二ホテル	20	平成12年9月19日	施設局	ロジ-ルホテルオキナ
15	平成4年12月21日	米 軍	海兵隊司令部	21	平成13年7月27日	米 軍	キャンプ・パトラ-
16	平成7年3月17日	県	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル	22	平成14年2月12日	県	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル
17	平成11年7月12日	外務省	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル	23	平成14年7月31日	外務省	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル
18	平成11年9月9日	米 軍	キャンプ・パトラ-				

幹 事 会				幹 事 会			
回	年 月 日	担 当	会 場	回	年 月 日	担 当	会 場
1	昭和54年8月17日	施設局	施設局	28	平成12年1月27日	県	県庁議室
2	昭和54年10月30日	米 軍	海兵隊司令部	29	平成12年2月2日	県	県庁議室
3	昭和55年2月8日	県	のぞきホテル	30	平成12年2月8日	県	県庁議室
4	昭和55年8月14日	施設局	施設局	31	平成12年8月2日	施設局	施設局
5	昭和55年11月14日	米 軍	海兵隊司令部	32	平成12年8月10日	施設局	施設局
6	昭和56年6月4日	県	県庁議室	33	平成12年8月17日	施設局	施設局
7	昭和57年5月10日	施設局	施設局	34	平成12年8月24日	施設局	施設局
8	昭和58年1月18日	米 軍	海兵隊司令部	35	平成12年9月1日	施設局	施設局
9	昭和58年5月24日	県	のぞきホテル	36	平成12年9月6日	施設局	施設局
10	昭和58年11月21日	施設局	施設局	37	平成13年6月18日	米 軍	キャンプ・パトラ-
11	昭和59年5月9日	米 軍	海兵隊司令部	38	平成13年7月9日	米 軍	キャンプ・パトラ-
12	昭和59年11月20日	県	県庁議室	39	平成13年7月18日	米 軍	キャンプ・パトラ-
13	昭和60年1月31日	施設局	施設局	40	平成13年7月19日	米 軍	在沖米国総領事館
14	昭和60年12月2日	米 軍	海兵隊司令部	41	平成13年7月23日	米 軍	キャンプ・パトラ-
15	昭和62年6月5日	県	シエラホテル	42	平成13年7月25日	米 軍	キャンプ・パトラ-
16	昭和63年8月1日	施設局	施設局	43	平成14年1月9日	県	県庁会議室
17	平成2年9月7日	米 軍	海兵隊司令部	44	平成14年1月15日	県	県庁会議室
18	平成4年9月21日	県	県庁議室	45	平成14年1月23日	県	県庁会議室
19	平成7年1月10日	施設局	施設局	46	平成14年1月30日	県	県庁会議室
20	平成11年6月28日	米 軍	在沖米国総領事館	47	平成14年2月4日	県	県庁会議室
21	平成11年7月8日	県	県庁議室	48	平成14年2月6日	県	県庁会議室
22	平成11年8月6日	米 軍	在沖米国総領事館	49	平成14年6月28日	外務省	外務省沖縄事務所
23	平成11年8月20日	米 軍	キャンプ・フォスター	50	平成14年7月3日	外務省	外務省沖縄事務所
24	平成11年8月31日	米 軍	キャンプ・フォスター	51	平成14年7月10日	外務省	外務省沖縄事務所
25	平成11年9月3日	米 軍	キャンプ・フォスター	52	平成14年7月16日	外務省	外務省沖縄事務所
26	平成11年9月7日	米 軍	キャンプ・フォスター	53	平成14年7月22日	外務省	外務省沖縄事務所
27	平成12年1月21日	県	県庁議室	54	平成14年7月25日	外務省	外務省沖縄事務所

【三者連絡協議会の議題】

回次	開催年月日	議 題
1	昭和54年7月19日	1. 声明書案について 2. 三者連絡協議会設置要綱案について
2	昭和55年2月20日	1. 嘉手納飛行場の航空機騒音対策について 2. 米軍基地の整理統合について 3. 基地内消防体制について 4. 演習場の安全対策について 5. 下水道負担金問題について
3	昭和55年11月26日	1. 嘉手納飛行場の騒音対策について 2. 演習火災について 3. 普天間飛行場の安全対策について 4. 米軍基地内における松くい虫の駆除について
4	昭和56年9月2日	1. 演習の安全対策の強化について 2. 基地内の松くい虫対策について 3. 綱紀の粛正について 4. その他
5	昭和57年6月1日	1. 公用地暫定使用法に基づく使用期間満了に伴う措置について 2. 昭和57年度施設整備計画の概要について 3. 中部訓練場における演習について 4. 施設外訓練の禁止等について 5. 第14・15・16回安保協で合意された提供施設の整理縮小について
6	昭和58年2月15日	1. 松くい虫対策について 2. 演習の安全確保について 3. キャンプ・ハンセン演習場内における火災等について
7	昭和58年8月24日	1. 綱紀の粛正について 2. 松くい虫対策について 3. 航空機騒音対策について
8	昭和58年11月21日	1. 北部ダムにおける訓練について 2. 松くい虫対策について 3. 演習場火災の防止について
9	昭和59年11月29日	1. 演習場の安全対策について 2. 曲技飛行について 3. 航空機の安全運行について

回次	開催年月日	議 題
10	昭和60年2月7日	1. 綱紀の肅正について
11	昭和61年2月21日	1. 綱紀の肅正について 2. 航空機の安全運行について 3. 演習場の防火体制について 4. 実弾射撃演習の廃止と演習における当面の安全対策について 5. 基地内大学への就学について
12	昭和62年7月27日	1. 演習等の安全対策について 2. 航空機騒音対策について 3. 綱紀肅正について 4. 国体への協力について 5. その他 (1) 基地の機能移設について (2) 駐留軍従業員の雇用継続について
13	昭和63年8月8日	1. 北部4ダム貯水池における訓練の廃止について 2. 演習の自粛について (1) 県道104号線越え実弾砲撃演習 (2) 読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練、滑走路損害査定訓練 3. 嘉手納飛行場及び読谷補助飛行場における騒音の軽減について
14	平成2年9月26日	1. 基地の整理縮小の実施について 2. 航空機騒音の軽減について 3. 演習の自粛について 4. その他 (1) 事件・事故の未然防止について (2) 環境保全対策について
15	平成4年12月21日	1. 航空機騒音対策について 2. 航空機関連事故について 3. 赤土流出防止対策について
16	平成7年3月17日	1. 航空機騒音対策について 2. 航空機関連事故について 3. 綱紀の肅正について
17	平成11年7月12日	1. 事件・事故通報体制の地元レベルでの運用の改善並びに事故の再発防止及び安全管理の徹底について 2. 米軍人・軍属等の綱紀肅正、特に少年犯罪の未然防止について

回次	開催年月日	議 題
		3．任意保険加入の加入状況について（加入を確実にするための手段はどうか。） 4．施設及び区域の一時使用について 5．その他 基地と地元の英語交流について
18	平成11年9月9日	1．環境問題について 2．騒音問題について 3．日本の緊急車両による基地内道路の使用について 4．コンピューター2000年問題について 5．スペシャル・オリンピックについて
19	平成12年2月14日	1．「嘉手納エアロクラブ」所属のセスナ機について 2．演習に伴う地元への影響の軽減について 3．火災時における相互応援体制について 4．油流出事故及びゴルフボールの飛び出しについて 5．日本環境管理基準に関するセミナーの開催について
20	平成12年9月19日	1．米軍人・軍属等による事件・事故の防止について 2．実弾演習等による原野火災について 3．米軍人・軍属等との婚姻関係等から生じる問題に係る日本人女性への支援について 4．基地内業務の県内企業への優先発注及び県産品の基地内での販売について
21	平成13年7月27日	1．米軍人・軍属等による事件・事故の防止について 2．米軍施設内における環境の保全について 3．事件・事故の情報提供について 4．基地内の文化財調査について 5．地元地域との共同活動の促進
22	平成14年2月12日	1．教師に対する英語教育ボランティアプログラムの拡大について 2．松くい虫被害対策の徹底について 3．環境問題について 4．米軍施設・区域内における航空機の緊急・予防着陸並びに不発弾の処理に関する情報提供について 5．軍属等による事件・事故の再発防止について 6．学生のためのインターンシッププログラムについて
23	平成14年7月31日	1 米軍人・軍属等による事件・事故の再発防止について 2 米軍施設・区域内における航空機関連事故等の通報体制について

回次	開催年月日	議 題
		3 環境保全に関する協力について 4 県民と在沖米国人との交流に係る非政府の枠組み設置への支持について

(2) 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会会則

(名称)

第1条 本会は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地とV・O・A跡地（以下「軍用地等」という。）について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地（以下「基地」という。）から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、県知事及び軍用地等の所在する市町村の長をもって構成する。ただし、軍用地等の所在しない市町村の長であってもその申し出により構成員となることができる。

(事業)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 軍用地等の利・転用促進のための特別措置に関すること。
- (2) 基地問題及び軍用地転用計画（市町村計画）の調査研究に関すること。
- (3) 基地の返還及び整理縮小に関すること。
- (4) 基地被害の防止及び除去に関すること。
- (5) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る渉外及び広報宣伝に関すること。
- (6) 軍用地跡地地主会の結成、指導育成に関すること。
- (7) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名
- (3) 評議員 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長、評議員及び監事は会員のうちから総会で選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 評議員は、評議員会に出席して協議会の常務処理にあたる。

4 監事は、協議会の会務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第8条 協議会の総会は、会長が召集する。

2 総会は、毎年度1回の通常総会と会長が必要と認めて召集する臨時総会とする。

(総会の議決事項)

第9条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業の計画及び報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(総会の議長及び議事)

第10条 総会の議長は、会長がこれにあたり、議事を主宰する。

2 総会の会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第11条 総会の議決を要する事項で特に緊急を要するものについては、会長が評議員会の意見を聞いた上で、専決処分することができる。

2 会長は、前項の専決処分をした場合においては、次の総会にこれを報告しその承認を求めなければならない。

(評議員会)

第12条 評議員会は、会長、副会長及び評議員で組織する。

2 評議員会は、会長が代表し、会長が必要に応じて評議員会議を召集する。

3 会長は、特定の事項について、審議するため必要と認める場合に置いて関係する市町村長を審議に参加させることができる。

4 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の委任を受けた事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 総会の議決を要する事項で緊急を要する事項
- (4) その他、会長が必要と認める事項

(幹事会)

第13条 評議員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、県総務部知事公室基地対策室長、県企画開発部土地対策課長、軍用地等所在市町村及び第3条ただし書き以下の市町村の軍用地等関係担当課(室)長、若干名で組織する。

3 幹事会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 評議員会の委任を受けた事項
- (2) 評議員会に付議する事項
- (3) その他、会長が必要と認める事項

4 幹事会の会長は、幹事のうちから幹事会で選出する。

5 幹事会の会議は、幹事会長が適宜召集し、幹事会長が議長となり議事を整理する。

(専門部会)

第14条 特定の問題を協議するため、幹事会の決定により専門部会をその都度設置することができる。

2 専門部会は、県、当該問題に係る軍用地等所在市町村及び第3条ただし書き以下の市町村でもって構成する。

3 専門部会は、幹事会長が主宰する。

4 幹事会長は、専門部会における協議事項の結果について、幹事に報告する。

(意見聴取)

第15条 総会、評議員会、幹事会及び専門部会は第4条の事業に関する審議を行う場合は、地主会代表者、学識経験者及びその他の者から意見を聴くことができる。

(会計及び経費)

第16条 協議会の会計は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、第3条で規定する構成員が分担する分担金及びその他の収入をもって充てる。

(分担金)

第17条 分担金は、総経費の3分の1を県、その他3分の2を市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 市町村が負担する分担金の額は別に定める。

(事務局)

第18条 協議会に事務局を置き、その庶務経理は、県総務部知事公室基地対策室で行う。

(細則)

第19条 会長は、この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、評議員会の議決を経て、細則を定めることができる。

附 則

1 この会則は、昭和52年4月8日から施行する。

2 設立当初の協議会の会計年度は、第15条の規定にかかわらず昭和52年4月8日から翌年の3月31日に終わるものとする。

附 則(昭和55年1月29日一部改正)

1 この会則は、昭和55年1月29日から施行する。

2 昭和54年度県、市町村分担金の割合及びその額は第17条の規定にかかわらず別表1及び別表2のとおりとする。

附 則(昭和58年11月22日一部改正)

この会則は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(平成2年5月25日一部改正)

この会則は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成5年6月15日一部改正)

この会則は、平成5年4月1日から適用する。

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会会員

県 知 事	名 護 市 長	金 武 町 長	中 城 村 長
那 覇 市 長	糸 満 市 長	伊 江 村 長	豊 見 城 市 長
石 川 市 長	沖 縄 市 長	与 那 城 町 長	東 風 平 町 長
具 志 川 市 長	国 頭 村 長	勝 連 町 長	知 念 村 長
宜 野 湾 市 長	東 村 長	読 谷 村 長	佐 敷 町 長
平 良 市 長	本 部 町 長	嘉 手 納 町 長	久 米 島 町 長
石 垣 市 長	恩 納 村 長	北 谷 町 長	渡 名 喜 村 長
浦 添 市 長	宜 野 座 村 長	北 中 城 村 長	北 大 東 村 長

(3) 渉外関係主要都道県知事連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、渉外関係主要都道県知事連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、米軍提供施設等が所在する都道県（別表に掲げる都道県。以下「都道県」という。）相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要望等を行い、これらの問題の効果的な解決を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 この協議会は、都道県の知事を会員として組織する。

(事 業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 問題の解決策を図るための関係会議の開催
- (2) 情報の収集及びその伝達
- (3) 陳情及び請願
- (4) 広報活動及び情勢分析
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期等)

第6条 会長及び副会長（以下「役員」という。）は会員の互選により定める。

- 2 役員任期は2年とする。
ただし、役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

(会 議)

第7条 会議は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要のつど開催する。

- 2 総会は、要望書の採択、役員改選、予算、決算、規約の改正その他重要な事項を決議する。
- 3 会議は、会長が招集し会員の定数の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 5 会議の議事は、出席会員の過半数で決する。

(幹 事)

第8条 協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

- 2 幹事は、都道県の渉外事務主管部長または都道県知事の指名する者をもってあてる。
- 3 幹事のうち、会長の属する都道県の幹事を幹事長とする。

(幹事会)

第9条 総会に提出すべき事項、総会から付議された事項、緊急を要する事項及び軽易な事項を審議させるため協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。

- 2 幹事会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要のつど開催する。
- 3 第7条第3項から第5項までの規定は幹事会の会議に準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と読みかえるものとする。

(参 与)

第10条 協議会に参与を置き、各道県にあつては東京事務所長を、東京都にあつては協議会を所管

する担当課長をもってあてる。

2 参与は、幹事会に出席し必要な意見を述べるができる。

(会計監事)

第11条 協議会の会計を監査するため幹事のうちから2人を会計監事とし、会長が任命する。

2 会計監事の任期は2年とする。

(庶務)

第12条 この協議会の事務は会長都道府県において処理する。

(経費)

第13条 協議会の経費は、会員の分担金をもって支弁する。

2 分担金の金額は別に定める。

(会計)

第14条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附則

1 この規約は、昭和37年1月12日から施行する。

2 この規約施行の日後最初に選任された役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、昭和38年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成2年8月8日から施行する。

附則

この規約は、平成7年7月28日から施行する。

附則

この規約は、平成8年7月24日から施行する。

附則

この規約は、平成12年7月27日から施行する。

(別表)

北海道	青森県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
静岡県	広島県	山口県	福岡県	長崎県	沖縄県		

(4) 沖縄県対米請求権事業協会

1 対米請求権問題の概要

(1) 対米請求権問題の所在

対米請求権の問題は、第2次大戦後27年間にわたるアメリカ合衆国の統治期間中、占領米軍の広大な基地構築のための不法、不当な土地収買や米軍人・軍属等による犯罪行為及び基地の存在又は運用等によって県民が被った人身及び財産の損害に対する補償問題として提起されたものである。

この対米請求権事案と同種の損害事案に対して、日本本土においては、戦後、憲法を頂点として、日米地位協定やその他の関係国内法令等により十分な補償措置がなされた。しかし、米軍の直接統治下にあった本県においては、米軍の発布した布告、布令等や米国内法令により一応の補償措置がなされたものの、これはあくまで恩恵的措置として処理されたものであり、極めて不十分なものであった。

県民は、このような不十分なまま、あるいは未解決のまま残された諸損害事案について、復帰の際、完全な回復措置がなされるものと期待したが、締結された沖縄返還協定は、その第4

条により一部についての補償措置を認めたものの、大部分の請求権を放棄することになった。

このため、対米請求権問題は、本県の戦後処理・復帰処理問題の懸案事項として残され、その早期解決を図ることが最大の課題となった。

(2) 対米請求権問題の解決経緯

本県における戦後及び復帰処理の懸案であったいわゆる対米請求権問題については、復帰後その補償推進を目的として、昭和48年5月18日、県知事及び全市町村長を会員とする「沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会」が設立されたが、同協議会は、昭和49年第1次分、昭和50年第2次分、昭和52年第3次分からなる14項目の請求事案について、総件数約12万件、総額1,200億円にのぼる請求事案をとりまとめ、その早期補償を国に要請した。

その結果、漁業関係事案については、昭和53年度を初年度として3年間に総額30億円を交付することで解決し、人身関係事案についても、昭和55年度に予算措置がなされ、総額2億7千万円が支給された。

残された土地関係等事案（陸上事案）については、昭和54年12月、個人払いは困難であるため一括団体払いとする。県及び各市町村を構成員とする社団法人を設立してその受け皿とする。社団法人は交付された資金を運用して請求権者のための事業を行う等の政府（当時：沖縄開発庁）の考え方が処理方針として示された。

この処理方針に対し、同協議会は、対米請求権事案の長い年月の経過による立証資料の散逸等諸般の情勢から、政府処理方針による解決もやむを得ないものとして、昭和55年7月11日、総会において、次のように決議した。

1. 陸上事案の取扱いについては、一括団体払いの措置を受け入れ、その受け皿として県知事及び各市町村長を構成員とする社団法人を設立する。
2. 社団法人が行う事業は、請求権者に利益が還元されるようなものとする。

これら協議会の決定に対応して、政府において、昭和55年12月3日、最終的に総額120億円の特別支出金を7ヵ年払いで分割交付する旨の決定がなされた。（政府の財政事情により実際には8ヵ年で交付完了。）

この政府の予算決定に基づき、協議会は昭和56年5月22日に臨時総会を開催し、これまで対米請求権問題の解決に向けて取り組んできた同協議会を解消し、同特別支出金を基金として受け入れ、新たに対米請求権被害者等の援助事業を行うとともに、併せて沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とした「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」の設立を決定し、同年6月1日、設立許可を得て正式に発足した。

同協会の発足に伴い、漁業関係事案、人身関係事案の解決に続いて、対米請求権事案の大部分を占める土地関係等事案の解決が図られ、戦後27年間の米軍統治下で行われた米軍の土地接収や米軍人・軍属等の行為によって発生した諸損害事案に関する補償問題は、解決処理されることとなった。

2 沖縄県対米請求権事業協会の事業概要

本協会は、昭和58年以降、同基金の運用益を活用し、地域における集落道、排水路、周景緑化等生活環境の整備やコミュニティ施設備品の整備を行う「生活環境施設整備事業」をはじめ、地域の活性化を図るための各種の事業を積極的に実施してきた。生活環境整備の進展に伴い、平成6年度からはハード事業からソフト事業への転換を行い、新たに地域政策研究事業及び市町村との交流研修事業等を進めており、各方面において相当な成果を収め、地域住民をはじめ多くの関係者等から高い評価を得ている。

しかし、近年の長引く低金利政策による基金運用収入の大幅な減少は、同協会の運営を大きく圧迫しつつあり、景気の先行きが不透明な中、今後の収支見通しに多額の収支不足が見込まれる

ことから、同協会は平成13年9月13日、協会の今後の在り方について「沖縄県対米請求権事業調査委員会」へ諮問を行い、平成14年1月24日、同委員会から現行事業、組織、財源について答申がなされた。同協会はこの答申に基づき、平成14年度以降、基本財産の有効な運用等を図りながら、引き続き経費節減に努め、事業の規模を縮小して実施することとなっている。

現在、本協会の事業概要は以下のとおりである。

(1) 地域振興助成事業

地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりを推進することによって、住民の健康で文化的な生活の確保に資するため、対米請求権事案に係る被害者等援助事業の一環として、市町村等が行う国・県の補助対象とならない地域振興事業に対して助成を行う。

(2) 人材育成助成事業（廃止）

次代を担う有為な人材の育成が本県における教育、文化及び産業振興の基本であることに鑑み、対米請求権事案に係る被害者等援助事業の一環として、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団等が行う育英資金貸与、留学生派遣等の事業に対して助成を行う。

(3) 軍用地跡地利用計画助成事業

軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進することにより、住民の生活環境整備と福利の増進に資するため、対米請求権事案に係る被害者等助成事業の一環として、市町村等が行う軍用地跡地利用計画策定事業に対して助成を行う。

(4) 国際交流助成事業（廃止）

海外における研修の機会を提供することにより、海外の事情に明るく国際感覚の豊かな人材の育成を図るとともに、本県の国際交流の推進に寄与する目的で、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が実施する海外視察・交流等の事業に対して助成を行う。

(5) 情報資料整備事業

市町村関係の資料を中心に地域活性化に関する図書、資料等を収集・整理するとともに、ホームページ等を通し、協会の事業等について県民への周知を図る。

(6) 地域政策研究事業

沖縄における地域社会の特色ある発展と住民福祉の向上に資するため、中長期的課題や直面する諸問題の解決方策、振興方策等について具体的な政策提案を行うために、協会が自主的に行う調査研究事業。

(7) 交流研修事業

地域の振興及び活性化を目的に、協会が独自に開催する研究成果の公表及び地域政策研究関係者の交流事業を行うとともに、市町村や広域圏事務組合、または地域住民が主体的に行う講演会、セミナー、フォーラム等に対して助成を行う。

(8) 研究助成事業

沖縄の自然的、経済的、社会的及び文化的特性を生かした地域社会の振興発展を指向し、具体的な地域活性化対策を提案するための研究を実施しようとする各種研究機関、団体等に対し、公募方式により助成を行う。

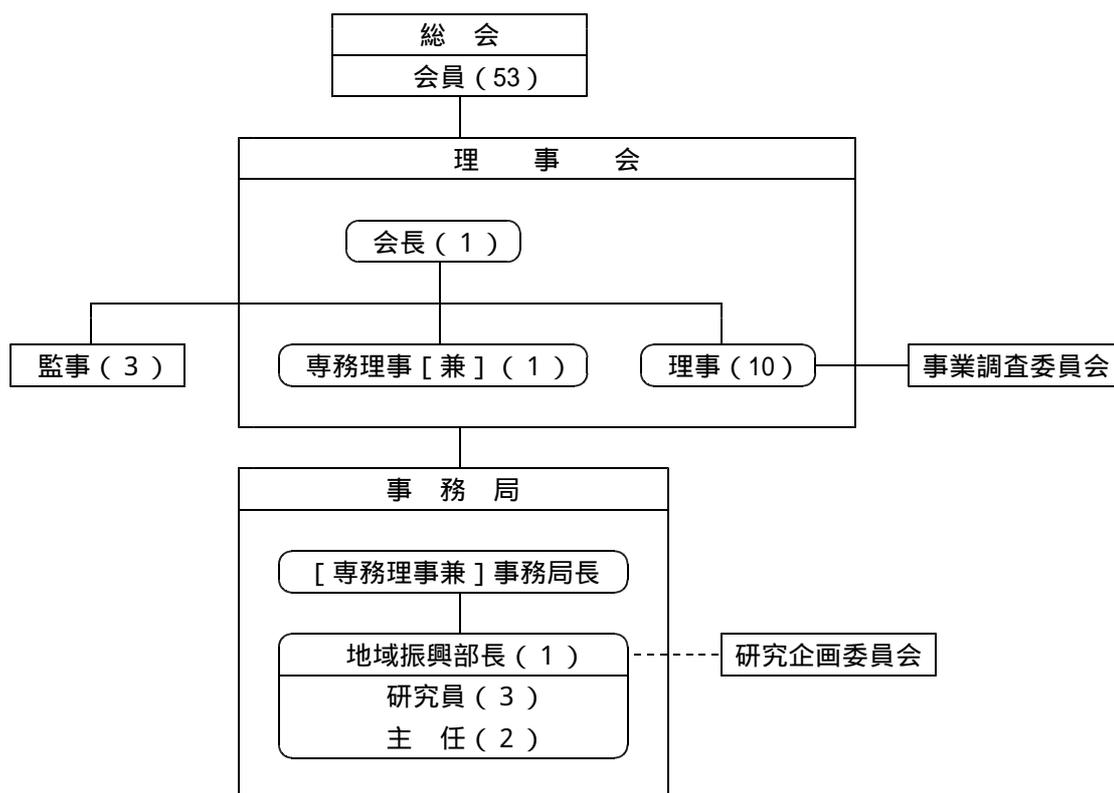
(9) 研究受託事業

各種の調査、研究、構想、計画等について、国、県、市町村等から委託を受けて実施する。

3 沖縄県対米請求権事業協会の組織

本協会には、役員として理事12人（会長1人、専務理事1人を含む。）と監事3人がおかれている。また、協会の事業に関する重要事項を調査審議させるため、理事会の諮問機関として、沖縄県対米請求権事業調査委員会が設置されている。

【社団法人沖縄県対米請求権事業協会組織図】



(5) 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームについて

県は、これまで米軍人等による公務外での事件・事故が起きる度、日米両政府に対して隊員の綱紀肅正及び再発防止等を申し入れてきた。

しかしながら、事件・事故の防止を図るためには、そのような米軍独自の対応を求めるだけでなく、関係者が一体となって取り組む必要があることから、国、県、市町村及び関係団体で構成する「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」が、外務省沖縄事務所を事務局として、平成12年10月10日に発足した。

【設置要綱】

改正：平成14年4月24日

第1条（目的）

米軍施設・区域外における米軍人・軍属等による公務外での事件・事故の防止を図ることを目的として、関係機関が協力し、その対策を協議・調整する臨時的な場として「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」を設置する。

第2条（任務）

本チームは、次に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) リバティール・プランや教育プログラム等、米軍の綱紀肅正策の効果的な実施の協力、支援に関すること。
- (2) 米軍施設・区域外における生活指導巡回の協力、支援に関すること。
- (3) 未成年者への酒類の販売禁止及び未成年者の飲酒防止についての協力、支援に関すること。
- (4) 深夜零時以降の飲酒禁止に対する協力、支援に関すること。

(5) その他目的を達するための事項。

第3条（構成員）

本チームは、次に掲げる機関の実務者で構成する。但し、必要に応じ、各々の機関の責任者による会議を開催することができるものとする。

- (1) 在沖米軍及び在沖米総領事館
- (2) 日本政府（外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局、沖縄総合事務局）
（本項平成14年4月24日改正）
- (3) 沖縄県（沖縄県、沖縄県警察本部）
- (4) 市町村（関係市町村）
- (5) 関係団体（商工会議所、商工会、社交飲食業組合）

第4条（チームの運営）

本チームの運営は、次に掲げるところによる。

- (1) 本チームの事務局を外務省沖縄事務所に置き、外務省沖縄事務所副所長がチームを代表する。
- (2) 本チームの会議は、構成員の要請に基づき、外務省沖縄事務所副所長が召集し、会議の議長となる。
- (3) 本チームで合意した事項については、議長が出席者の同意を得て公表するものとする。

第5条（実施）

この要綱は、平成12年10月10日から実施する。

【構成員リスト】

- 1 在沖米軍（在日米軍沖縄地域事務所、米海兵隊、米陸軍、米空軍、米海軍）及び在沖米国総領事館
- 2 沖縄県、沖縄県警察本部
- 3 日本政府（外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局、沖縄総合事務局）
- 4 市町村（名護市、沖縄市、宜野湾市、金武町、北谷町）
- 5 関係団体
（名護市商工会、辺野古社交飲食業組合、沖縄商工会議所、中の町社交飲食業組合、宜野湾市商工会、宜野湾市社交飲食業組合、金武町商工会、金武町社交飲食業組合、北谷町商工会）

米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム会合開催状況

平成14年12月末現在

回	開催年月	確 認 事 項
第1回	平成12年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキング・チームの設置要綱について、参加者の合意が得られた。 ・米軍は、ワーキング・チームを海兵隊の教育プログラムに招待することを表明し、ワーキング・チームはこれを実施することに合意した。
第2回	平成12年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・10月30日に行われる海兵隊教育プログラム視察の概要について、米海兵隊より説明があった。 ・米海兵隊よりリパティ・キャンペーン・プランの概要について説明があった。 ・ワーキング・チームは、事件・事故防止の上で米軍の教育プログラムが重要であることをあらためて確認した。 ・ワーキング・チームは、米軍人・軍属等への酒類の販売及び消費の規制についての協力、支援を取り上げた。 ・沖縄県警より、関係業者に対して所轄の警察署が講習会を行っていることが説明された。 ・米軍より、飲酒に関わる事件・事故を減らすため、身分証明書の確認といった協力を求める提案が説明された。 ・ワーキング・チームは、米軍の提案を含め、米軍人・軍属等への酒類の販売及び消費の規制についての協力、支援に取り組むための方途について、関係者の意見を踏まえ、議論を継続することに合意した。
第3回	平成12年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・10月30日に行われた海兵隊教育プログラム視察を踏まえ、海兵隊教育プログラムについて意見交換が行われた。 ・米軍の教育プログラムの実施に関し、県警から、風俗営業適正化法及び道路交通法に関する講習等のため講師を派遣する用意がある旨の提案があったほか、県から地域の歴史・文化に関する講習については、地元の学識経験者を講師に迎えたかどうかという提案もあり、米軍側はこれらの提案を歓迎し、各提案を注意深く検討する旨述べた。ワーキング・チームはこのような努力を通じ教育プログラムの向上を継続していくことが重要であることを確認した。 ・ワーキング・チームは、米軍人・軍属等への酒類の販売及び消費の規制についての協力、支援を取り上げ、次のことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> 風俗営業所等における営業時間、20歳未満の者に対する酒類の提供の禁止、18歳未満の者の立ち入り等の規制を遵守すること。 20歳未満の米軍人・軍属等による酒類消費禁止を確保するため、米軍は、米軍人・軍属等に対して、自主的に身分証明書を提示するよう教育プログラムの中で指導を行うとともに、要請があれば身分証明書を提示することを徹底させる。 関係業者は年齢確認のため、身分証明書の提示を要請することに協力する。 泥酔状態の米軍人・軍属等には、営業時間内、20歳以上であっても、酒類の販売を控えること。 ・ワーキング・チームは、米軍人・軍属等への酒類の販売及び消費の規制についての協力、支援に引き続き取り組んでいくことを確認した。
第4回	平成12年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・県警、県の講師派遣提案について、米軍より積極的に検討したいとの表明とともに、4軍それぞれにおける具体的なニーズを調査した上で、講師を招待したい旨の説明があった。 ・風俗営業所等における営業時間、20歳未満の者に対する酒類の提供の禁止、18歳未満の者の立ち入り禁止等の規制の遵守

回	開催年月	確 認 事 項
		<p>について、米軍より、米軍の側において、これらの規制遵守に資さないような行動を助長しないことが表明された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米軍より、自主的な身分証明書の提示、要請がある場合の身分証明書の提示について米軍の教育プログラムにおいて指導要領を作成し、実施を徹底させるとの説明があった。 ・9月から実施されている生活指導巡回については、今後の推移を見守ることになった。
第5回	平成12年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本側は行政と関係業者が協力して、風営法上の規制遵守のための取り組みを継続、強化する。また、米軍も風営法上の規制を内部で教育し、規制遵守に引き続き努力する。 ・米軍は、午前零時以前及び以降、基地ゲートを出入りする泥酔者及び未成年飲酒者を探知するため、基地ゲートでチェックする。そのような者は、適切に指導され、また、規則違反が発見された場合は、規律措置に服する。 ・米軍は、身分証明書について、兵員に対し自発的な提示、要請に対する提示の双方向を奨励する教育を行い、身分証明書チェックの慣行を確立する。 ・生活指導巡回は、地域の要望を踏まえて、時間帯を柔軟に調整する。深夜零時以降の生活指導巡回の実施が検討されている。 ・米軍は、すべてのワーキング・チーム構成員による協力行動が継続されることを前提に、既存のアルコール販売店へのオフリミッツ規制の取りやめについて最終的な詳細を検討している。 ・米軍と地元社会は、共同で飲酒規制に引き続き取り組む。米軍もワーキング・チームの他の構成員も、風営法上の規制を受ける場所への深夜零時以降の入店を認容しないし、深夜零時以降の徘徊を奨励しない。米軍は、良き隣人として、沖縄の平和で秩序ある社会を維持する努力の一部となることを希望する。米軍は、米軍人・軍属等が沖縄のいずれにあっても事件・事故を防止するために取っているプログラムの概要を記した文書を紹介した。
第6回	平成13年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍より、地元の講師による沖縄の文化・歴史（特に、戦後の沖縄の歴史）に関する講義を、米軍の教育プログラムの中で受け入れることを表明した。先ず海兵隊よりこれを開始することとし、県は適任と考えられる講師の派遣に協力することを表明した。海兵隊員の着任後教育プログラムにおける本件講義の組み入れについては、講義の時間や頻度等の詳細について調整の上、早急に開始されることとなった。 ・米軍より、県警派遣の講師による日本の交通法規に関する講義を、現行の運転教育や免許に関する米軍のプログラムの中のどこに組み込むかにつき検討するため、そうした講義をレビューすることに同意する旨の表明があった。今後講義の時間や頻度等の詳細について調整の上、早急にこれを開始することとなった。同様に米軍は、県警派遣の講師による風営法に関する講義についても受け入れるべく検討する旨表明があった。 ・米軍は、現状における有効性を綿密に検討した後、生活指導巡回の時間帯を、現行の午前零時～午前3時から、午前零時～午前5時に延長することについて検討する。 ・午前零時以降の泥酔者及び未成年飲酒者の基地ゲートでのチェックに関し、現在実施されている規則及び手続につき米軍より説明が行われた。また米軍は、米軍関係者がこのような規則に違反した際に適用を受ける減給や外出禁止などの規律措置や、実際の適用のあり方について説明した。米軍は、こうしたチェックをきちんと行い、違反者に対する規律措置を一層厳格に実施していく旨表明した。また、米海兵隊は、リパティ・キャンペーン・プランの着実な実施を確保することを改めて約束した。 ・最近の一連の事件に鑑み、各基地の司令官は、所属の米軍関係者に対し、規律の保持を厳格に行うよう改めて訓示した。

回	開催年月	確 認 事 項
第7回	平成13年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の講師による沖縄の文化・歴史（特に、戦後の沖縄の歴史）に関する講義について、県から、現在、具体的な人選、講義内容、講義時間等を鋭意検討中であることが報告され、まとめ次第、海兵隊において早急に実施に移すことが確認された。 ・ 県警派遣の講師による交通法規及び風営法に関する講義が、海兵隊において6月より開始されることにつき、歓迎の意が表明された。 ・ 米軍は、事件・事故を防止する努力として、生活指導巡回を継続する。米軍は、生活指導巡回に関し、現行の午前零時から午前3時という一律の時間帯に対し、可動的（ランダム）な時間帯を試験的に導入する。このため、米軍は、事件・事故のデータをレビューし、生活指導巡回の最適な時間帯を決定する。また、生活指導巡回の効果的な実施のあり方については、本会合において、常時見直していくこととなった。 ・ 未成年飲酒等に対する米軍内での処罰の方法及び実例に関し、提供された資料に基づいて、米軍側より減給、給与階級上の降格、外出禁止を含む行動制限等厳しい措置が実施されている旨の説明があった。これに対し、他の出席者より、飲酒に関連する事件・事故を減少させるため、米軍において基地ゲートでのチェックを含め、引き続き厳格な指導や監督が実施されるよう求めた。また、日本側においても、風営法上の規制を遵守し、また未成年者や泥酔者へ酒類を提供しないよう、全ての関係者が一層の注意を払っていくことを再確認した。 ・ 海兵隊員の採用時の審査システム及び沖縄派遣前の教育の概要に関し、提供された資料に基づいて、米軍より説明が行われた。これに対し、他の出席者より、採用時には厳格な審査が行われ、沖縄に派遣される前にも、外国に駐留する米軍関係者として責任ある振る舞いを行うことについて十分な教育が行われるよう求めた。
第8回	平成13年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍より、生活指導巡回について、8月下旬より新たに美浜地区において実施している旨、また宮城海岸地区についても県警との調整を了し次第開始する旨報告があった。生活指導巡回については、その効果を一層高めるとの観点から、必要な準備を経て、今後腕章を着用して実施することを検討することとなった。 ・ 飲酒等の取締に関する基地ゲートでの検査について、将来の適当な時点で、本ワーキング・チームのメンバーによる視察を行うことを確認した。 ・ 県警より、平成13年6月から、新規着任の海兵隊員に対し交通法規及び風営法に関する講義が行われている旨の報告があった。また県警より、平成13年7月以降美浜地区で行われている夜間警ら強化の状況について説明が行われるとともに、沖縄県の警察官増員について引き続き関係機関の支援を得たい旨要請があり、県及び国側より最大限の協力を行う旨表明された。 ・ 県及び県警より、いわゆる「シンデレラ・タイム」の遵守に関する県内でのキャンペーン強化の状況について報告があり、米軍より、必要な準備を了し次第、海兵隊から適当な広報活動を通じて米軍関係者とその家族に対し、責任をもって行動するよう働きかけを行う旨表明された。 ・ 米軍人・軍属等に対する交通安全教育用の新たなビデオテープを作成することとし、このため、外務省沖縄事務所、米軍、県警等の担当者からなる作業グループを作り、作業を進めることとなった。 ・ 沖縄総合事務局より、本ワーキング・チームのメンバーとなることにつき要望が表明されていることに関し、同事務局より参加の意図等について説明があり、メンバーの了承を得た。

回	開催年月	確 認 事 項
第9回	平成14年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍より、事件・事故防止に向けて生活指導巡回を強化しており、特に、最近米軍関係者の子弟による事件が増加していることに鑑み、こうした子弟へも適切な指導を行っている旨の説明があった。また、腕章着用の提案を含め、生活指導巡回の効果を高めるための方法についても議論が行われた。 ・飲酒等の取り締まりに関する基地ゲートでの検査について、4月19日夜に本ワーキング・チームのメンバーによる視察が行われたことを受けて議論が行われ、米軍が今後とも基地ゲートでの飲酒等の検査を厳格に行い、特に週末や休日前の検査を引き続き強化することが確認された。 ・県警より、本年4月1日から北谷町美浜地区の警察官立ち寄り所の活動を開始している旨の説明が行われるとともに、沖縄県の警察官増員について引き続き関係機関の支援を得たい旨要請があり、県及び国側より今後とも最大限の協力を行っていく旨表明した。 ・米軍より、県内で行われている「シンデレラ・タイム」キャンペーンに関し、新規着任者へのブリーフィング、指揮系統を通じての伝達、基地内テレビ放送及び基地内新聞を活用して、米軍関係者とその家族に対し周知すべく広報を行っている旨の説明があった。 ・米軍関係者の子弟による事件・事故防止のための対策として、米軍より、現在、軍関係者による基地内高校生徒への訓話、各軍代表と基地内高校校長との会合を通じての問題の早期発見、クバサキ高校における薬物対策カウンセラー雇用のための予算手当て、子弟向け門限に関する指揮官を通じての徹底、家族の問題に対する責任に関する軍内でのブリーフィング、学校や海兵隊コミュニティー・サービスによる青少年向けの健全な活動のアレンジ強化、「アウトワード・バウンド」(野外活動を通じての青少年教化プログラム)に範をとった基地内教会による類似プログラムの開始、基地外における子弟への対処に関する支援について警察官より要請がある場合の海兵隊憲兵隊による協力、子弟の問題に関する対策を講じるためのワーキンググループの軍内設置などの対応策を講じている旨の説明があった。出席者は、引き続き本ワーキング・チームにおいて相互に協力しつつ、これら子弟を含む米軍関係者による事件・事故防止に最大限の努力を行っていくことを確認した。 ・そうした努力の一環として、それぞれ本年7月9日及び同11日に予定されている本年度の「夏の交通安全県民運動」の出発式及び「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」の街頭キャンペーン出発式に、県幹部、県警幹部、沖縄担当大使とともに、米軍幹部も出席し、米軍内でもこれらキャンペーンについて周知を図るための啓発活動を行うことが確認された。 ・県警より、昨年の刑法及び道路交通法の改正により、飲酒運転等の危険な運転に対する罰則が強化されたこと(道路交通法の改正による罰則の強化については、本年6月より施行)について説明があり、注意喚起が行われた。米軍より、こうした日本国内における飲酒運転等への罰則強化について米軍内でも関係者に周知する旨説明があった。
第10回	平成14年9月20日	<p>【第9回会合関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米軍より、生活指導巡回の実施状況に関する説明をした上、本件の具体的成果、指導例について説明した。続いて、先月30日に嘉手納基地において実施された、ワーキング・チームメンバーによる生活指導巡回の視察に関する評価が行われた。 ・米軍より、ゲートチェックの実施状況、具体的成果、データ等が説明された。また、先月30日に嘉手納基地において実施された、ワーキング・チームメンバーによるゲートチェック視察に関する評価が行われた。参加者から、生活指導巡回及びゲートチェック視察のアレンジに関する米軍に対する謝意が表された。 ・県警より、今年4月から実施されている警察官立ち寄り所における活動の報告があった。また、北谷町より、今年9月から実施されている民間警備員によるパトロールに関する報告があった。

回	開催年月	確 認 事 項
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月に実施された青少年の深夜徘徊防止県民一斉行動及び交通安全県民運動における米軍の参加に関し、県、県警、米軍より各々報告があった。 【米軍構成員による事件・事故に関する統計資料】 ・ 県警より、最近公表された犯罪統計資料に基づき米軍構成員による事件・事故の傾向につき説明がなされた。米軍より、事件・事故防止のため努力を継続する意思が表明された。 【その他議題】 ・ 県警担当者により実施されている、米海兵隊員に対する道交法・風営法の講義に関し、現在の実施状況、成果等の説明が、県警・米軍によりなされた。米軍より、本件に関する県警の協力を謝意が表された。

4 普天間飛行場移設問題関係資料

(1) 普天間飛行場移設問題の経緯

年 月 日	事 項
H 7 . 9 . 4 10.21 11.19	<ul style="list-style-type: none"> ・米兵による少女暴行事件発生 ・「基地の整理縮小、地位協定の見直し等を要求する県民総決起大会」が開催された。(参加人員：8万5千人 主催者発表) ・日米間の新たな協議機関「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」が設置された。
H 8 . 4 . 12 4.15 9.8 12.2	<ul style="list-style-type: none"> ・橋本総理とモンデール駐日米国大使が共同記者発表を行い、普天間飛行場の全面返還に合意したことを発表した。 ・SACO中間報告で普天間飛行場の全面返還が合意された。 ・日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が実施された。(投票率59.53%、賛成票89.09%) ・SACO最終報告(今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能となった後、普天間飛行場を返還する。)
H 9 . 8 . 4 10.2 11.5 12.21 12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ・シュワブ沖において政府によるボーリング調査が開始された。 ・普天間飛行場返還に伴う海上ヘリポート建設の是非を問う名護市民投票条例が修正可決された。(4者択一方式) ・海上ヘリポート政府基本案が県及び名護市に提示された。 ・名護市民投票条例が実施され、反対票が賛成票を上回る。 <ul style="list-style-type: none"> ・条件付き反対票を含む反対票 16,639 票(52.85%) ・条件付き賛成票を含む賛成票 14,267 票(45.3%) ・比嘉名護市長がヘリポート建設の受け入れ及び市長辞任を表明した。
H10. 2 . 6 2.8 11.15	<ul style="list-style-type: none"> ・大田知事が政府の海上ヘリポート案について反対を表明 ・比嘉名護市長の辞任に伴う選挙が行われ、岸本建男氏当選 ・任期満了に伴う県知事選挙で稲嶺恵一氏当選
H11. 3 . 1 8.21 10.15 11.19 11.22 11.24 12.23 12.27 12.28	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部知事公室に普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室を設置 ・宜野湾市議会で「普天間飛行場の移設先早期決定に関する意見書」が採択された。 ・県議会で「普天間飛行場の早期県内移設に関する要請決議」が採択された。 ・沖縄政策協議会が開催され、北部地域の振興、普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興等の政府方針が了承された。 ・県は、普天間飛行場の移設候補地として「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を公表し、名護市に理解と協力を要請した。 ・県は、国に対し移設候補地選定について通知するとともに、移設に当たって整備すべき条件を提示した。 ・名護市議会で「普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設整備促進決議」が採択された。 ・名護市長が代替施設受け入れを容認するとともに受け入れのための基本条件を提示した。 ・「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。

年月日	事項
H12. 2. 10 5. 31 8. 25 10. 3 10. 31 11. 21 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・「北部振興協議会」、「移設先及び周辺地域振興協議会」が設置された。 ・「跡地対策準備協議会」設置された。 ・「代替施設協議会」が設置され、第1回会合が開催された。 ・第2回代替施設協議会が開催された。 ・第3回代替施設協議会が開催された。 ・代替施設の使用協定などを協議する実務者連絡調整会議が設置された。 ・第4回代替施設協議会が開催された。
H13. 1. 16 3. 6 6. 8 12. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回代替施設協議会が開催された。 ・第6回代替施設協議会が開催された。 ・第7回代替施設協議会が開催された。 ・第8回代替施設協議会が開催された。
H14. 7. 29 11. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回代替施設協議会が開催され、普天間飛行場代替施設基本計画案が決定された。 ・政府において普天間飛行場代替施設基本計画が決定された。 ・代替施設の使用協定に係る基本合意書の署名が行われた。 ・任期満了に伴う県知事選で現職の稲嶺恵一氏が再選された。
H15. 1. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・「代替施設建設協議会」が設置され、第1回会合が開催された。

(2) 代替施設協議会の経緯

第1回協議会：(平成12年8月25日)

普天間飛行場代替施設の規模、工法、具体的建設場所、その他代替施設の基本計画の策定に必要な事項について協議すること、また、協議にあたっては、安全環境面に十分留意することなどが了承された。

第2回協議会：(平成12年10月3日)

県から、軍民共用飛行場としての民間機能の位置づけについて説明し、運輸省(現「国土交通省」)の知見も得ながら引き続き関係機関で検討を深めていくことが確認された。また、ジュゴンの生息状況の予備的調査について、防衛庁が、実施することが了承された。

第3回協議会：(平成12年10月31日)

「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」の地形・藻場やサンゴ等の分布状況について、防衛庁から説明があり、経年変化が予想されるサンゴと藻場について、沿岸を中心とした周辺地域の状況を含め、補足調査を実施することが了承された。

第4回協議会：(平成12年11月29日)

航空機騒音をはじめとする生活環境等について防衛庁から説明があり、代替施設の具体的建設場所等の検討にあたっては、自然環境や生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限努力を行うとの基本方針に基づき検討を行うことが確認され、これに関連して、米軍ヘリコプターによる現地試験飛行を実施することが了承された。さらに、今後、協議される工法について、部外団体へ作業依頼することが了承された。

第5回協議会：(平成13年1月16日)

代替施設の各工法の概要について防衛庁より説明があった。工法の詳細について、部外団体へ委託しており、その結果を関係機関の協力を得て整理の上、防衛庁が説明することが承認された。

第6回協議会：(平成13年3月6日)

ジュゴンの予備的調査やサンゴ・藻場等の補足調査の結果報告のほか、代替施設の規模や具体的な検討にあたっての留意事項等について意見交換を行った。

第7回協議会：(平成13年6月8日)

3工法8案が防衛庁から提示された。検討資料に関する地元説明については、防衛庁が中心になって関係機関の協力の下、できるだけ対応していくこと、基本計画の策定とは別に全般的なジュゴン保護対策を検討していくため、環境省において関係省庁及び沖縄県の協力の下、その調査実施に向け検討を進めることが了承された。

第8回協議会：(平成13年12月27日)

第7回で防衛庁より示された3工法8案について、県より、名護市等地元の意見も踏まえた県の考え方を報告し、名護市、宜野座村、東村からは地元における意見集約の状況等が報告された。これらを受け、本協議会の今後の取り組みとして、「代替施設基本計画主要事項に係る取扱い方針」が了承された。

第9回協議会：(平成14年7月29日)

代替施設の規模、工法、具体的建設場所及び環境対策を定めた基本計画案が決定された。

今後は、基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組む必要があり、また、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行う必要もあることから、県としては、国に対して新たな協議機関の設置を求めた。

(3) 代替施設建設協議会の経緯

第1回協議会：(平成15年1月28日)

代替施設建設協議会設置要綱が了承され、普天間飛行場代替施設について地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的とする協議会が設置された。

また、代替施設の使用協定については、実務者連絡調整会議において、本協議会への報告を念頭に置いて、引き続き協議を進めることとされた。

さらに、防衛庁より、環境影響評価、護岸構造にかかる技術検討、現地技術調査など代替施設建設に係る当面の取組について報告が行われ、今後、防衛庁において、地元地方公共団体による地元説明等に協力しつつ、地域住民の生活環境及び自然環境に十分配慮しながら、これを進めることとされた。

(4) 実務者連絡調整会議の経緯

第1回

月 日：平成12年11月21日(火)

場 所：那覇防衛施設局(沖縄)

議 題：(1) 実務者連絡調整会議設置要綱について
(2) 今後の取り組みについて

第2回

月 日：平成13年2月1日(木)

場 所：防衛施設庁(東京)

議 題：(1) 実務者連絡調整会議設置要綱の改正について
(2) 代替施設の使用に関する協定について
(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に関する事項について

第3回

月 日：平成13年3月6日（火）

場 所：防衛施設庁（東京）

議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

第4回

月 日：平成13年3月30日（金）

場 所：那覇防衛施設局（沖縄）

議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について
・爆発物処理場の移設先地調査の検討結果報告
・地元説明資料について

第5回

月 日：平成13年5月29日（火）

場 所：那覇防衛施設局（沖縄）

議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

第6回

月 日：平成13年12月26日（水）

場 所：防衛施設庁（東京）

議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について
・辺野古弾薬庫の危険区域の問題について
・キャンプ・シュワブの兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設について
・大浦湾上空におけるヘリコプター飛行訓練に係る騒音及びキャンプ・シュワブから他の施設への移動に係るヘリコプター騒音の実態調査について

第7回

月 日：平成14年7月29日（月）

場 所：グランドヒルホテル市ヶ谷（東京）

議 題：普天間飛行場代替施設に関する使用協定に係る事項について
・代替施設の使用協定に係る基本合意書（案）について

(5) 普天間飛行場の移設候補地選定にかかる御協力について

(平成11年11月22日、名護市長あて県知事依頼)

総返第 250 号

平成11年11月22日

名護市長
岸本建男 殿

沖縄県知事
稲嶺恵一

普天間飛行場の移設候補地選定にかかる御協力について(依頼)

貴職におかれましては、平素から本県の基地行政について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県としては、普天間飛行場を含め、本県の米軍基地の整理縮小については、まず、「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の合意事案を着実に実施することが、より現実的で実現可能な方法であると認識しています。

普天間飛行場については、市街地の中心部にあって市民生活に深刻な影響を与えていることや、飛行場及びその周辺部が重要な開発拠点となっていることから、早期に返還させる必要があります。

このため、同飛行場の県内移設に向けて、別紙「移設候補地選定についての基本的考え方」のとおり、様々な観点から検討を行い、移設候補地を選定する作業を行ってきたところ、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が移設候補地として適切であると判断いたしました。

県としては苦渋の選択であり、名護市民の皆様方には新たな負担をお願いすることになり、心の痛みがしております。国に県の考え方を提示するに際しては、地域住民の生活に十分配慮するとともに自然環境への影響を極力少なくすることなど4項目の「移設にあたって整備すべき条件」を国に求めることにしております。

普天間飛行場の移設問題は、緊急性の高い懸案事項であり、沖縄の将来にかかわる極めて重要な課題であること、また、同飛行場の返還は長年にわたる県民の大きな願いであることを斟酌され、貴市のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別紙

移設候補地選定についての基本的考え方

県の基本的な考え方としては、戦後50年余も過重な基地負担を背負い続けた県民の厳しい歩みと今なお全国の米軍専用施設面積の約75%が沖縄に集中する現状を考慮すると、米軍基地の整理・縮小を図るため、具体的な解決策を示すことは、県政をあずかる者の責務であると考えております。

普天間飛行場は市街地の中心部にあり、また飛行場及びその周辺部が重要な開発拠点となっていることから、一日も早く動かす必要があります。宜野湾市をはじめ県からもあらゆる機会を通して日米両国政府に返還を求めてまいりました。その結果「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の報告で返還が合意されたものであります。

市街地の中心部にあり市民生活に深刻な影響を与えている普天間飛行場を一日も早く返還するとい

うことが、問題の原点であると深く認識しています。

普天間飛行場の無条件返還は県民の願いであります。現在の国際情勢下においては、厳しい状況にあり、この主張のままでは展望が開けず、市街地の中心部にある普天間飛行場がいつまでも動かないこととなります。

県としては、SACOの合意に基づき、普天間飛行場の県内移設を受け入れることが、普天間飛行場の返還を実現させる、現実的な選択肢であると考えております。

移設候補地の選定にあたっては、

米軍基地の整理・縮小を図るものであること

住民の安全が確保され、騒音等の影響が軽減されること

建設される空港は、民間航空機が就航できる滑走路を有するもので、将来にわたって地域及び県民の財産となるものであること

県土の均衡ある発展を図る観点から地域の活性化に資するもので、県民の利益につながるものであること

の4項目の基本方針を設定して移設候補地の検討を行い、これらの方針に適した場所を総合的に判断して、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適しているとの結論に達した次第であります。

県としては、移設にともなう住民生活への影響については、航空機の離発着時において、集落への騒音を軽減できることや海域に飛行訓練ルートを設定することにより、移設先及び周辺地域への騒音の影響を軽減できると考えております。建設場所や工法の決定については、今後、国において、各種調査等を実施し、住民生活や環境に著しい影響が及ばないよう、特別な配慮がなされるべきものと考えております。

また、国に県の案を提示するに際して、「移設にあたって整備すべき条件」として、次の4項目を国に求めることにしております。

まず第一は、普天間飛行場の移設先及び周辺地域の振興、並びに跡地利用については、実施体制の整備、行財政上の措置について立法等を含め特別な対策を講じることであります。

第二は、代替施設の建設については、必要な調査を行い、地域住民の生活に十分配慮するとともに自然環境への影響を極力少なくすることであります。

第三は、代替施設は、民間航空機が就航できる軍民共用空港とし、将来にわたって地域及び県民の財産となり得るものであることであります。

第四は、米軍による施設の使用については、15年の期限を設けることが、基地の整理・縮小を求める県民感情からして必要であること。

以上の4項目につきまして、国において実施されるよう求めていくこととしています。

また、日米地位協定に関し、日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の起訴前の拘禁、公務外の米軍人等が起こした事件・事故による補償問題並びに航空機騒音及び環境保護に関する国内法の適用等について改善を行うよう求める他、米軍基地の使用や維持・管理、米軍人・軍属との婚姻等によって生ずるさまざまな問題についても善処されるよう国に求めるとともに、普天間飛行場の移設を契機にさらなる米軍基地の整理・縮小を求めていきたいと考えています。

もとより基地は、住民生活にも影響を与えるものであり、新たな基地を受け入れることについては、市として重い決断を迫られることとなります。

このことから、移設先及び周辺地域の振興策につきましては、県の責任と役割を強く自覚しており、県において名護市のご意見を伺いながらまとめていき、地域振興が確実に実現するよう、あらゆる努力を尽くす決意であります。

このことについては、去る11月19日に開かれました沖縄政策協議会において、普天間飛行場の移設先の振興策について総合的な視点から取り組むことの必要性や地元の要望を踏まえた具体的な事業を

着実に推進するための国、県、地元の一体的な仕組みが必要であると申し上げたところ、国から、具体化に向けて取り組むとの明確な対処方針が示されております。

名護市民の皆様には新たな負担をお願いすることになり、県としては心の痛む思いがしております。県民の願いである基地の整理・縮小を図るため、ご理解いただきますよう衷心よりお願いするものであります。

(6) 普天間飛行場の移設候補地の選定について

(平成11年11月24日、内閣総理大臣あて県知事通知)

総返第 251 号
平成11年11月24日

内閣総理大臣
小 淵 恵 三 殿

沖 縄 県 知 事
稲 嶺 恵 一

普天間飛行場の移設候補地の選定について(通知)

貴職におかれましては、本県の基地問題の解決をはじめ振興開発の全般にわたって日頃から格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、懸案となっております普天間飛行場の移設問題については、県として移設候補地を選定する作業を行ってきたところ、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適切であると判断しましたので、その旨お伝えいたします。

なお、移設候補地が所在する名護市に対しては、平成11年11月22日に県の考え方を説明し、理解と協力を賜るようお願いしたところであることを申し添えます。

その際、名護市から、住民生活に著しい影響を及ぼす施設は受け入れ難い旨の発言がありましたので、国においては、地元の意向を最大限に反映させ、具体的な建設場所や工法等に特別な配慮がなされるよう県からもお願いいたします。

また、本県における過重な米軍基地の負担を考慮し、移設にあたっては、下記の事項の実現に関し具体的な方策が講じられるよう求めるものであります。

また、日米地位協定に関し、日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の起訴前の拘禁、公務外の米軍人等が起こした事件・事故による補償問題並びに航空機騒音及び環境保護に関する国内法の適用等について改善を行うよう求める他、米軍基地の使用や維持・管理、米軍人・軍属との婚姻等によって生ずるさまざまな問題についても善処されるよう求めるものであります。

さらに、50年余も過重な基地負担を背負ってきた県民に応えるため、市町村の意向を踏まえ、県民の理解と協力を得ながら、さらなる米軍基地の計画的、段階的な整理・縮小に取り組まれるようお願いいたします。

あわせて、県政の重要課題である北部振興策について、特別にご支援をお願いします。

記

1. 普天間飛行場の移設先及び周辺地域の振興、並びに跡地利用については、実施体制の整備、行財

政上の措置について立法等を含め特別な対策を講じること。

2. 代替施設の建設については、必要な調査を行い、地域住民の生活に十分配慮するとともに自然環境への影響を極力少なくすること。
3. 代替施設は、民間航空機が就航できる軍民共用空港とし、将来にわたって地域及び県民の財産となり得るものであること。
4. 米軍による施設の使用については、15年の期限を設けることが、基地の整理・縮小を求める県民感情からして必要であること。

(7) 普天間飛行場の移設候補地選定にかかる協力について

(平成11年12月27日、県知事あて名護市長回答)

名市室第9号
平成11年12月27日

沖縄県知事
稲嶺 恵 一 殿

名護市長 岸 本 建 男

普天間飛行場の移設候補地選定にかかる協力について(回答)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成11年11月22日付け総返第250号にて貴職よりご依頼のありました標記の件につきましては、これまで慎重に検討してまいりました。

沖縄の米軍基地が、わが国の安全保障のうえで、あるいはアジア及び世界の平和維持のために不可欠であるというのであれば、日本国民が等しく引き受けるべきものであります。

しかし、どの県もそれをなす意志はなく、またそのための国民的合意は形成されず、米軍基地の国内分散移転の可能性は全くないというのが現状です。

このような状況で、沖縄県民が基地の移設先を自らの県内に求め、名護市民にその是非が問われていることについて、日本国民はこのことの重大さを十分認識すべきであると考えます。

名護市には、すでに広大な米軍基地があり、これ以上の軍事施設の機能強化は許容できないという多くの市民の意見があることも承知しております。

しかし、沖縄における基地問題の長い歴史と諸般の情勢に鑑み、普天間飛行場の代替施設の受け入れについて容認することとしました。

容認にあたっては、安全性の確保、自然環境への配慮、既存の米軍施設等の改善、日米地位協定の改善及び当該施設の使用期限、基地使用協定、基地の整理・縮小、持続的発展等の前提条件が履行される必要があり、このような前提が、確実に実施されるための明確で具体的な方策が明らかにされなければ、移設容認を撤回する考えであります。

なお、普天間飛行場返還に伴う代替施設(ヘリコプター基地)等の受け入れについての考え方並びに基本条件、県に対する要望事項につきましては、別紙のとおりでありますので、貴職におかれましては本市の考え方をご理解いただき実現方強く要望いたします。

普天間飛行場返還に伴う代替施設（ヘリコプター基地）等の受け入れについて

私は、市長に就任したときから、普天間基地移設の問題が名護市の重要課題であると考え、この2年間市政運営にあたってまいりました。

そしていま、この課題に対して最終的な結論を示さなければならない時が来たと思っております。名護市への基地移設を拒否すべきか、容認すべきかということは、私のこれまでの人生で最も困難な選択であります。

沖縄の米軍基地が、わが国の安全保障のうえで、あるいはアジア及び世界の平和維持のために不可欠であるというのであれば、基地の負担は日本国民が等しく引き受けるべきものであります。

しかし、どの県もそれをなす意志はなく、またそのための国民的合意は形成されず、米軍基地の国内分散移設の可能性は全くないというのが現状です。

このような状況で、沖縄県民が基地の移設先を自らの県内に求め、名護市民にその是非が問われていることについて、日本国民はこのことの重大さを十分に認識すべきであると考えます。

名護市には、すでに広大な米軍基地があり、これ以上の軍事施設の機能強化は許容できないという多くの市民の意見があることも承知しております。

しかし、沖縄における基地問題の長い歴史と諸般の情勢に鑑み、私はこのたびの普天間飛行場の代替施設の受け入れについて、これを容認することを表明致します。

そのためには、多くの前提条件（別添）が必要であります。

基本的には、住民生活に著しい影響を及ぼさないことであり、それを保証するものとして日本政府と名護市が、基地の使用協定を締結することです。

また、自然環境への影響をできるだけ小さくする施設計画であることも必要な条件です。

さらに、移設にかかわる地元地域とその周辺地域及び北部地域の振興について、政府と県が責任を持って支援していくことでもあります。

このような前提が、確実に実施されるための明確で具体的な方策が明らかにされなければ、私は移設容認を撤回するものであることを市民の皆様にお約束し、容認の意志を表明するものであります。

平成11年12月27日 名護市長 岸 本 建 男

別 添

普天間飛行場返還に伴う代替施設（ヘリコプター基地）等の受け入れのための基本条件

1 安全性の確保

(1) 基本計画（設置場所を含む）の策定

当該施設及び関連施設の基本計画策定に当たっては、市民生活に著しい影響を与えない施設計画を策定するとともに、位置の選定に当たっては、地元住民の意向を尊重する。また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等生活環境や安全性、自然環境への影響等については、国において、客観的な判断ができる適切な協議機関等を設置する

(2) 機能及び規模

S A C O 最終報告における普天間飛行場代替施設及び民間空港の機能及び規模については、安全性や自然環境などに配慮した最小限のものとする

(3) 実施体制の確立

当該施設及び関連施設の基本計画の策定及び建設については、国、沖縄県及び名護市との間で

適切な協議機関等を設置する

2 自然環境への配慮

- (1) 環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止め適切な対策を講じる
- (2) 必要に応じて新たな代替環境を醸成する。そのために必要な研究機関等を設置する

3 既存の米軍施設等の改善

- (1) キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、その対策を講じる
- (2) 辺野古弾薬庫の危険区域内に国道 329 号が現存することについては、その安全対策を講じる
- (3) キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートは、普天間飛行場代替施設運用開始時まで同施設へ移設する

4 日米地位協定の改善及び当該施設の使用期限

- (1) 日米地位協定については、懸案事項を含め諸課題について改善を行う
- (2) 当該施設の使用期限については、基地の整理・縮小を求める観点から、15 年の使用について具体的な取り組みを行うものとする

5 基地使用協定

- (1) 基地使用協定については、地域の安全対策及び基地から発生する諸問題の対策等を講じるため、飛行ルート、飛行時間の設定、騒音対策、航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等既存施設・区域の使用に関する対策、その他環境問題、基地内への自治体の立ち入り等地方自治体の意見を反映した内容で、国と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとし、定期的な見直しを行う
- (2) 移設先及び周辺地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう、国、沖縄県及び名護市で必要な協議をするため、適切な協議機関等を設置する
- (3) 環境問題については、定期的にチェックし調査結果を報告する

6 基地の整理・縮小

過重な基地負担を軽減するため、地域の理解を得ながら、さらなる米軍基地の計画的、段階的な整理・縮小が必要であり、実現に向けて取り組む

7 持続的発展の確保

第 14 回沖縄政策協議会で了解された事項について、確実に実施する

(8) 普天間飛行場の移設に係る政府方針

(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)

普天間飛行場の移設に係る政府方針

平成 11 年 12 月 28 日
閣 議 決 定

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO 最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成 11 年 11 月 22 日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に 12 月 27 日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の

振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る 12 月 17 日の第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記の方針に基づき取り組むこととする。

記

普天間飛行場代替施設について

普天間飛行場代替施設（以下「代替施設」という）については、軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むこととする。

1. 基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、今後、代替施設の工法及び具体的建設場所の検討を含めて基本計画の策定を行う。基本計画の策定に当たっては、移設先及び周辺地域（以下「地域」という）の住民生活に著しい影響を与えない施設計画となるよう取り組むものとする。

代替施設の工法及び具体的建設場所については、地域住民の意向を尊重すべく、沖縄県及び地元地方公共団体とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとする。

2. 安全・環境対策

(1) 基本方針

地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うものとする。

(2) 代替施設の機能及び規模

代替施設については、SACO最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とする。

(3) 環境影響評価の実施等

環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。必要に応じて、新たな代替環境の積極的醸成に努めることとし、そのために必要な研究機関等の設置に努める。

(4) 代替施設の使用に関する協定の締結

地域の安全対策及び代替施設から発生する諸問題の対策等を講じるため、飛行ルート、飛行時間の設定、騒音対策、航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等、名護市における既存施設・区域の使用に関する対策、その他環境問題、代替施設内への地方公共団体の立入りにつき、地方公共団体の意見が反映したものとなるよう、政府は誠意をもって米国政府と協議を行い、政府関係当局と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとする。

(5) 協議機関等の設置

代替施設の基本計画の策定に当たっては、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議機関を設置し、協議を行うこととする。

また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等、生活環境や安全性、自然環境への影響等について、専門的な考察による客観的な分析・評価を行えるよう、政府において、適切な体制を確保することとする。

(6) 実施体制の確立

代替施設の基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、適切な協議機関等を設置し、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組むこととする。また、協議機関に

においては、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行うこととする。

3. 使用期限問題

政府としては、代替施設の使用期限については、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しているが、沖縄県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していくこととする。

4. 関連事項

(1) 米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、県民の理解と協力を得ながら、SACO 最終報告を踏まえ、さらなる米軍施設・区域の計画的、段階的な整理・統合・縮小に向けて取り組む。

(2) 日米地位協定の改善

地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める。

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、所要の対策について取り組む。

辺野古弾薬庫の危険区域の問題について取り組む。

キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設については、米国との話し合いに取り組む。

地域の振興について

1. 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

代替施設の受入れに伴い新たな負担を担うこととなる地域の振興については、平成 11 年 12 月 17 日の第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 1 の方針により、確実な実施を図ることとする。(別紙 1 省略)

2. 沖縄県北部地域の振興

沖縄県北部地域の振興については、上記第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 2 の方針により、確実な実施を図ることとする。(別紙 2 省略)

3. 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等については、上記第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 3 の方針により、確実な実施を図ることとする。(別紙 3 省略)

(9) 普天間飛行場代替施設の基本計画について

(平成14年7月30日、県知事あて沖縄及び北方対策担当大臣通知)

府政沖第359号

平成14年7月30日

沖縄県知事

稲嶺 恵 一 殿

沖縄及び北方対策担当大臣

尾身 幸次

普天間飛行場代替施設の基本計画の決定について(通知)

標記について、別添のとおり決定したので通知する。

以 上

添付書類：普天間飛行場代替施設の基本計画について

普天間飛行場代替施設の基本計画について

平成14年7月29日

「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設の基本計画を次のとおり定める。

1 規模

(1) 滑走路

ア 普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の滑走路の数は、1本とする。

イ 滑走路の方向は、おおむね真方位N55°Eとする。

ウ 滑走路の長さは、2,000メートルとする。

(2) 面積及び形状

ア 代替施設本体の面積は、最大約184ヘクタールとする。

イ 代替施設本体の形状は、おおむね長方形とする。長さ約2,500メートル、幅約730メートルとする。

2 工法

代替施設の建設は、埋立工法で行うものとする。

3 具体的建設場所

代替施設の具体的建設場所は、辺野古集落の中心(辺野古交番)から滑走路中心線までの最短距離が約2.2キロメートル、平島から代替施設本体までの最短距離が約0.6キロメートルの位置とする。(別図参照)

なお、同位置については、海底地形調査に基づく設計上の考慮や環境影響評価等を踏まえ、最終的に確定する。

4 環境対策

代替施設の建設に当たっては、環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

(10) 代替施設の使用協定に係る基本合意書（平成14年7月29日合意）

代替施設の使用協定に係る基本合意書

沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、沖縄県知事及び名護市長は、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）（以下「政府方針」という。）に基づき、SACO 最終報告における普天間飛行場の移設に伴う機能に関して、日本政府から米国政府に対する普天間飛行場代替施設（以下「代替施設」という。）の供用に際して締結される代替施設の使用に関する協定（以下「使用協定」という。）は、代替施設がキャンプ・シュワブ水域内とはいえ新たに建設されることから、安全性、騒音及び環境への影響等住民生活への影響を最小限に抑えることを目的として締結するものであり、基本的事項として下記の代替施設の使用に係る措置が含まれることを合意する。

なお、この合意にあたっての基本前提として、政府は、軍民共用飛行場として整備する代替施設の米軍に供用する施設・区域としての機能については、SACO 最終報告の内容に何ら変更がないことを確認する。

また、政府は、使用協定の内容について、日米合同委員会等で合意を得るとともに、政府方針に従い、適切な協議機関を設置し、使用協定についての定期的なフォローアップを行うこととする。

使用協定については、環境影響評価など代替施設の整備の進展を踏まえつつ、本合意書を基に協議を進め、工事中工までに代替施設の使用に係る措置の内容を明確にし、供用開始までに締結する。

使用協定の協議にあたっては、本合意書の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行しなければならない。

記

- 1 安全対策及び騒音対策
 - (1) 場周・飛行経路の設定
 - (2) 代替施設近傍の高度の規制
 - (3) 飛行時間の規制
 - (4) 日曜等における飛行規制
 - (5) 場周経路内の航空機数の規制
 - (6) 曲技飛行の規制
 - (7) エンジンテスト時間の規制
 - (8) 消音装置の設置及び使用
 - (9) 航空管制塔員の監視
 - (10) 騒音防止措置に係る教育
- 2 環境対策
 - (1) 環境保護に係る対策（植栽等を含む。）
 - (2) 環境保護に係る基準
 - (3) 騒音測定器の設置
 - (4) モニタリングの実施
- 3 代替施設への立入
- 4 騒音防止等のための適切な司令部の責任

平成14年7月29日

沖縄及び北方対策担当大臣	尾身 幸次
防衛庁長官	中谷 元

外務大臣
沖縄県知事
名護市長

川口 順子
稲嶺 恵一
岸本 建男

(11) 代替施設協議会設置要綱

代替施設協議会設置要綱

平成 12 年 8 月 25 日
改正 平成 13 年 1 月 16 日

(目的)

- 1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の基本計画の策定に当たって、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議するため、代替施設協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 2 協議会では、次の事項について協議する。
 - (1) 代替施設の規模、工法及び具体的建設場所
 - (2) その他代替施設の基本計画の策定に必要な事項

(構成員等)

- 3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄県知事、名護市長、東村長及び宜野座村長とする。

ただし、協議会において環境に係る課題を協議する際には、環境大臣の出席を求めるものとする。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

(連絡会議)

- 5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。(別紙省略)

(事務局)

- 6 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び地元地方公共団体の事務当局の協力を得て、内閣官房との連携の下に内閣府において処理する。
- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(12) 代替施設建設協議会設置要綱

代替施設建設協議会設置要綱

平成 15 年 1 月 28 日

(目的)

- 1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)及び「普天間飛行場代替施設の基本計画」(平成 14 年 7 月 29 日決定)を踏まえ、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的として、代替施設建設協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

2．協議会は、環境影響評価、設計、施工等代替施設の建設に係る事業及び「代替施設の使用協定に係る基本合意書」(平成14年7月29日署名)に基づく取組の進捗状況について報告を受けるとともに、これに関連して所要の協議を行う。

(構成員等)

3．協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄県知事、名護市長、東村長及び宜野座村長とする。

ただし、協議会において環境に係る課題を協議する際には、環境大臣の出席を求めるものとする。

(会議の主宰)

4．協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

(連絡会議)

5．協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。(別紙省略)

(事務局)

6．協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び地元地方公共団体の事務当局の協力を得て、内閣官房との連携の下に内閣府において処理する。

7．その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(13) 実務者連絡調整会議設置要綱

実務者連絡調整会議設置要綱

(目的)

1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)に盛り込まれている代替施設の使用に関する協定及び名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について協議するとともに、関係者の連絡を密にするため、実務者連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

(協議内容)

2 連絡調整会議では、上記閣議決定にある次の事項について協議する。

(1) 代替施設の使用に関する協定に係る事項

(2) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

(構成員等)

3 連絡調整会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じ、構成員以外の職員が出席することができる。

(議長)

4 連絡調整会議の議長は、那覇防衛施設局施設部長とする。

(事務局)

5 連絡調整会議の事務は、関係省庁及び沖縄県の協力を得て、那覇防衛施設局及び名護市に事務局を置き、相互に連携して処理に当たる。

(その他)

6 連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、連絡調整会議が定める。

(施行日)

7 この要綱は平成12年11月21日から施行する。

実務者連絡調整会議構成員

(関係省庁)

防衛施設庁那覇防衛施設局施設部長
防衛施設庁施設部施設企画課沖縄対策室長
防衛施設庁普天間飛行場全面返還等問題対策本部事務局整備計画室長
外務省沖縄事務所副所長
外務省北米局日米安全保障条約課日米地位協定室長
内閣府政策統括官(沖縄担当)付参事官(沖縄総合調整)

(自治体)

名護市企画部長
沖縄県総務部知事公室普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室長

(平成13年2月1日現在)

(14) 普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議設置要綱

普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、沖縄県部内協議機関設置規程(昭和61年沖縄県訓令第7号)第2条の規定に基づき、普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議(以下「対策会議」という)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、普天間飛行場及び那覇港湾施設の返還問題に関する協議、調整等を行う。

(組 織)

第3条 対策会議は議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、総務部知事公室を担当する副知事をもって充て、副議長は他の副知事をもって充てる。

3 委員は、別表1のとおりとする。

(議長及び副議長)

第4条 議長は、対策会議の事務を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 対策会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、議長が主宰する。

2 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、対策会議を補佐し、対策会議に提示する事項について協議調整する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。

4 幹事長は、知事公室次長をもって充てる。

5 幹事は、別表2のとおりとする。

6 幹事会は、幹事長が招集する。

(庶 務)

第7条 対策会議の庶務は、総務部知事公室普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

別表1

委員
政策調整監
技監
総務部長
知事公室長
企画開発部長
文化環境部長
農林水産部長
商工労働部長
土木建築部長

別表2

幹事
総務部次長
知事公室次長
企画開発部次長
文化環境部次長
農林水産部次長
商工労働部次長
土木建築部次長

5 駐留軍用地跡地利用関係資料

(1) 沖縄振興特別措置法（抜粋）

平成14年3月31日法律第14号

第7章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第1節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

（駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則）

第95条 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

（国の責務）

第96条 国は、前条の駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則（次条において「基本原則」という。）にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第97条 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 大規模跡地の指定等

（大規模跡地の指定）

第98条 内閣総理大臣は、市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条に規定する合同委員会において返還が合意されたものに限る。）又は駐留軍用地跡地であって、沖縄の振興の拠点となると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を大規模振興拠点駐留軍用地跡地（以下「大規模跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第103条第1項に規定する基準日までに行うものとする。

2 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会及び沖縄県知事の意見を聴かななければならない。

3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した大規模跡地の区域を変更するものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による大規模跡地の区域の変更について準用する。

（国の取組方針の策定）

第99条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針（以下「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

2 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 大規模跡地の整備の方針に関する事項

(2) 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項

(3) 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項

(4) 産業の振興に関する事項

(5) その他大規模跡地の整備に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

(県総合整備計画の策定)

第100条 沖縄県知事は、第98条第1項の規定による大規模跡地の指定があったときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成7年法律第102号)第11条第1項に規定する県総合整備計画(以下この章において単に「県総合整備計画」という。)を定めなければならない。

2 県総合整備計画は、前条第1項の規定により定められる国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。

(特定跡地の指定)

第101条 内閣総理大臣は、その開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要する駐留軍用地跡地であって、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの(その面積が政令で定める規模以上であるものに限る。)を特定振興駐留軍用地跡地(以下「特定跡地」という。)として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第104条第1項に規定する基準日までに行うものとする。

2 第98条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による特定跡地の指定について準用する。

(市町村総合整備計画の策定)

第102条 跡地関係市町村の長は、前条第1項の規定による特定跡地の指定があったときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第10条第1項に規定する市町村総合整備計画を定めなければならない。ただし、当該特定跡地について、県総合整備計画が定められる場合は、この限りでない。

第3節 大規模跡地給付金の支給等

(大規模跡地給付金の支給)

第103条 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、第100条第1項の規定により定められた県総合整備計画に基づく市街地の計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等(大規模跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この条において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地(復帰協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。以下同じ。)の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が当該返還を受けた日(以下この項及び次項において「返還日」という。)の翌日から引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、返還日の翌日から3年を経過した日(次項において「基準日」という。)から大規模跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の大規模跡地給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)により使用されたものであるときは、同法第14条の規定により適用する土

地収用法（昭和26年法律第219号）第72条に規定する補償金）の1日当たりの額に、基準日から当該大規模跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項後段に規定する政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額から基準日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において単に「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、一の大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第1項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等に係る期間の年数（当該期間の総月数を12で除して得た数とし、その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千万円を乗じて得た額から当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の大規模跡地所有者等について1年間に支給する大規模跡地給付金の額は、千万円から当該期間について当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。
- 4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の大規模跡地所有者等とみなす。

（特定跡地給付金の支給）

第104条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等（特定跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この項において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日（以下この項において「返還日」という。）の翌日から引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日（返還日の翌日から3年を経過した日をいう。）から特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は平成24年3月31日限り、その効力を失う。

第16条 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第12条中「沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）」を「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）」に、「沖縄振興開発計画」を「沖縄振興計画」に改める。

附則第2項中「平成14年6月19日」を「平成24年3月31日」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同日以前に支給が開始された第8条第1項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

（2）沖縄振興特別措置法施行令（抜粋）

平成14年3月31日政令第102号

第5章 大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等

（大規模跡地の要件）

第34条 法第98条第1項に規定する政令で定める規模は、300ヘクタール以上とする。

- 2 法第98条第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) その土地が一団の土地であること。
- (2) その土地が既成市街地に隣接する土地であること。

（特定跡地の要件）

第35条 法第101条第1項に規定する政令で定める規模は、5ヘクタール以上とする。

(大規模跡地給付金の支給の手續等)

第36条 法第103条第1項に規定する大規模跡地給付金(以下この条において単に「大規模跡地給付金」という。)は、基準日以後1年ごとに区分した各期間について支給するものとする。

2 大規模跡地給付金の支給を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、大規模跡地給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。

3 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき大規模跡地給付金の有無及び大規模跡地給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、内閣府令で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。

5 法第103条第1項後段に規定する政令で定める大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、法第98条第1項に規定する大規模跡地における市街地の計画的な開発整備等の見通しを勘案して別に政令で定める期間とする。

(特定跡地給付金の支給の手續等)

第37条 法第104条第1項に規定する特定跡地給付金(以下この条において単に「特定跡地給付金」という。)については、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

2 法第104条第1項後段に規定する政令で定める特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、法第101条第1項に規定する特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して別に政令で定める期間とする。

(3) 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律

平成7年5月26日法律第102号

最終改正：平成14年3月31日法律第14号

(目的)

第1条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。))に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

(2) 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

(3) 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

(国、沖縄県及び関係市町村の協力)

第3条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。

(駐留軍用地の所有者等の協力)

第4条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利

を有する者を含む。)は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第10条の市町村総合整備計画及び第11条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)

第5条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者(以下「所有者等」という。)に通知するよう努めるものとする。

(返還実施計画)

第6条 国は、合同委員会(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。)第25条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。)において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 返還に係る区域

(2) 返還の予定時期

(3) その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。次項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

5 前2項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者にあっては意見を聴かれた日から30日以内に、関係市町村の長にあっては意見を聴かれた日から60日以内に、それぞれ意見書を提出しなければならない。

6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

7 前4項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

(駐留軍用地を返還する場合の措置)

第7条 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第8条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地(琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。)の返還を受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日(以下この条において「返還日」という。)の翌日から3年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)により使用されたものであるときは、同法第14条の規定により適用する土地収用法(昭和26年法律第219号)第72条に規定する補償金)の一日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の

所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（返還日の翌日から3年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、3年間）の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、3千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について1年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

（調査及び測量）

第9条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができる。

（市町村総合整備計画）

第10条 関係市町村の長は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
- (2) 交通通信体系の整備に関する事項
- (3) 生活環境の整備に関する事項
- (4) 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
- (5) 自然環境の保全及び回復に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前3項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

（県総合整備計画）

第11条 沖縄県知事は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第2項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前2項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

第12条 総合整備計画は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)による沖縄振興計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに係市町村の建設に関する基本構想に適合するように定められなければならない。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第13条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第14条 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国有財産の活用)

第15条 国は、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

(この法律の円滑な実施等)

第16条 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。

(政令への委任)

第17条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、平成7年6月20日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に支給が開始された第8条第1項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成14年3月31日法律第14号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

(4) 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令

平成7年6月16日政令第252号

最終改正：平成14年10月2日政令第302号

内閣は、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成7年法律第102号)第4条、第8条第1項、第10条第3項、第11条第2項及び第14条の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第4条、第10条第3項及び第11条第2項の政令で定める権利)

第1条 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(以下「法」という。)第4条、第10条第3項及び第11条第2項の政令で定める権利は、地上権とする。

(返還実施計画に定める事項)

第2条 法第6条第2項第3号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第6条第2項第1号に掲げる返還に係る区域（次号において単に「返還に係る区域」という。）内に所在する法第2条第1号に規定する駐留軍（次号において単に「駐留軍」という。）が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却をするとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間

(2) 返還に係る区域において次に掲げる事項について国が調査を行う必要があると認める場合にあっては、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針

イ 駐留軍の行為に起因する土壌の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下この号において同じ。）による汚染の状況

ロ 駐留軍の行為に起因する水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項第1号に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況

ハ 駐留軍が遺棄した不発弾その他の火薬類の有無

ニ 駐留軍が埋立処分を行った廃棄物の有無

（給付金の支給）

第3条 法第8条第1項の給付金（以下この条において単に「給付金」という。）は、返還日（同項に規定する返還日をいう。）の翌日以後1年ごとに区分した各期間について支給するものとする。

2 給付金の支給を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。

3 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、内閣府令で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。

（法第14条の政令で定める事業）

第4条 法第14条の政令で定める事業は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業及び土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業とする。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この政令は、平成7年6月20日から施行する。

附 則（平成12年6月7日政令第303号）（抄）

（施行期日）

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年10月2日政令第302号）

この政令は、公布の日から施行する。

（5）跡地対策準備協議会設置要綱

平成12年5月31日

平成13年6月8日改正

（目的）

1 「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」（平成11年12月28日閣議決定）に基づく跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るため、跡地対策準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議内容）

- 2 協議会では、次の事項について協議する。
 - (1) 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等
 - (2) 跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けて総合調整の機能を果たす調整機関のあり方
 - (3) その他
 (構成員)
- 3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、宜野湾市長とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。
 (会議の主宰)
- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。
 (連絡会議)
- 5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙(省略)のとおりとする。
 (事務局)
- 6 協議会の事務は、政府、沖縄県及び宜野湾市に事務局を置き、相互に連携して処理に当たる。
- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(6) 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ

平成13年12月27日
跡地対策準備協議会

普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等については、第1回準備協議会(平成12年5月31日)で取り組むべき分野の明確化を図り、これを受けて第2回準備協議会(平成12年8月24日)において「取組分野ごとの課題についての中間的な整理」を行った。

第3回準備協議会(平成12年11月29日)、第4回準備協議会(平成13年6月8日)及び第5回準備協議会(平成13年9月4日)においては、三回にわたって取組分野ごとに協議し、その後さらに、こうした協議結果を踏まえ取組分野全体としての取りまとめに向け鋭意検討するとともに、取り組むべき手続等に応じて整理を進め、普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針について取りまとめたところである。

今後は、これに基づき、国、県、市が連携・協力して、普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に取り組むこととする。

なお、閣議決定に基づく駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化に係る新たな法制の整備については、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進めることとする。

1. 跡地利用計画策定関係

(1) 普天間飛行場の跡地利用計画策定に係る基本的な取組の方向

普天間飛行場の返還後の跡地利用の促進及び円滑化に資するため、市及び県は平成13年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的取組に着手し、3～4年後を目途に、具体的な跡地利用計画策定の基礎となる跡地利用の基本方針を策定することを目標に検討を進めることとする。

跡地利用の基本方針策定に当たっては、広域的観点からの検討、基本的なデータの整理、地権者等関係者の円滑な合意形成、機能導入についての基礎的諸条件の整理等が不可欠であるため、これらを順次、着実に進めることとする。

その際には、現在検討が進んでいる新たな沖縄振興計画等との連携・調整を十分図ることとする。

また、整備、開発及び保全の方針の検討など都市計画への反映を図ることとする。

跡地利用はまちづくり、地域づくりに直結することから、その計画策定については、関係地方公共団体の主体的取組が不可欠であるが、普天間飛行場の跡地利用については、沖縄全体の振興にも影響が及ぶものとなっていることを踏まえ、地元の自主性を尊重しつつ、市、県、国の強力な連携のもと取り組むこととする。

(2) 普天間飛行場の跡地利用計画策定に係る具体的な取組

沖縄県中南部都市圏という広域的な観点から、県は、普天間飛行場の跡地利用を含む中南部都市圏の将来像を検討した上で、土地利用や交通体系などについての基本構想を検討することとする。

宜野湾市全域という広域的な観点から、市は、普天間飛行場跡地利用と周辺市街地の関係を整理した上で、順次、土地利用、市の将来像などを検討することとする。

地形・地質、動植物、文化財等についての基本的なデータの整理については、国、県、市の担当部局による普天間飛行場跡地利用計画関連情報連絡会議を平成12年9月に設置し、既存資料の一定の整理を行ったところであるが、今後もデータの追加等、情報の整理を進めることとする。

自然環境等についての基本的なデータ整理については、既存データの整理状況を踏まえて、市において調査の全体計画を策定した上で、地形、動植物等についての現況調査を行うこととする。

埋蔵文化財についての基本的なデータ整理については、沖縄県が中心となり平成13年度中に策定する埋蔵文化財の詳細分布調査の具体的な実施計画に基づき、県が中心となりつつ、市も共同し、跡地利用を検討する上で有効となる埋蔵文化財の所在状況に係る調査に取り組み、3年後を目途に所在状況の概略を把握し、これを基に概略の遺跡地図の作成を目指すこととする。

地権者等関係者の円滑な合意形成については、市において調査手法や年次計画などを定めた地権者等意向把握の全体計画を策定し、順次、土地利用、まちづくりの方向などについての意向調査を行うこととする。

機能導入についての基礎的諸条件の整理については、賑わいのある地域づくり、潤いとゆとりのある生活空間の形成という観点を踏まえつつ、具体的な検討を進めることとする。

なお、跡地利用を進めるにあたっては、原状回復措置や再開発事業といった複数の事業が行われ、環境に影響を与えるおそれのあることから、計画策定段階から環境に配慮して取り組むこととする。

国は、このような市及び県の跡地利用計画の策定に向けての取り組みについて、大規模駐留軍用地跡地利用推進費等により支援を行うこととする。

跡地利用の基本方針の策定及びこれを踏まえた具体的な跡地利用計画の策定に際しては、その基礎となる市、県、国の具体的取組の連携・調整が不可欠であることから、関係者間で定期的な取組状況を報告・調整するなど、跡地利用計画を円滑・的確に策定するための取組を進めることとする。

2. 再開発事業関係

(1) 既返還跡地の再開発事業に見られた遅延要因への対応

既返還跡地において再開発事業として土地区画整理事業が実施されている事例の進捗状況によると、返還から事業着手（土地区画整理事業の認可）までにかなり長期間を要しているものがあることを踏まえ、規模の大きい再開発事業の事例を中心に検討したところ、既返還跡地における跡地利用までの期間の主な遅延要因としては、

返還区域及び返還時期の明示の遅れ

跡地利用計画等の策定の遅れ

跡地利用計画、事業計画等に関する地権者等関係者の合意形成の遅れ

公共公益施設の整備のための用地取得の遅れ

再開発事業中の埋蔵文化財発掘調査、不発弾処理等による工事の遅れと整理したところである。

これらの遅延要因に関する普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化に向けた取組の方向としては次のとおりである。

- ・ については、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律が制定されており、これに基づき速やかに通知することとしている。
- ・ については、１．跡地利用計画策定関係において跡地利用計画策定に係る具体的な取組を取りまとめている。
- ・ については、４．地権者支援関係において地権者等関係者の合意形成に係る具体的な取組を取りまとめている。
- ・ については、この再開発事業関係の(3)で用地取得に係る具体的な取組を取りまとめている。
- ・ については、３．文化財関係において埋蔵文化財調査に係る具体的な取組を、この再開発事業関係の(3)で不発弾処理に係る具体的な取組を取りまとめている。

(2) 再開発事業を迅速かつ的確に行うための具体的な手順について

1) 基本的な取組の方向

従来、既返還跡地の再開発事業事例では、返還地の土地所有者への引き渡し後に、再開発事業のための諸手続等に着手していたことから、結果として返還から事業着手（土地区画整理事業の認可）までに時間を要していた。このため、再開発を迅速に行うには、事業着手までの諸手続等の短縮が効果的であると考えられる。

事業着手までの迅速化の観点から、再開発事業のための諸手続等の関係を踏まえた上で、現時点で想定しうる手続等を幅広く検討したところ、返還前からの関係者の連携・協力した取組の具体的な手順の整理として、主として次の事項が重要と考えられる。

日米合同委員会の返還合意後、跡地利用計画を踏まえて、速やかに都市計画の手続に着手すること。

返還後、速やかな事業着手を図ること。

返還後引き渡しまでの期間を短縮するよう、迅速な原状回復措置に取り組むこと。

原状回復措置期間中を目途に、文化財の詳細分布調査を了して、再開発事業を円滑に実施する上で重要となる詳細な遺跡の情報を把握すること。

再開発事業を迅速かつ的確に推進するためには、返還合意から原状回復措置期間中までに、返還手続や原状回復措置と並行して、再開発事業のための諸手続等を可能な限り進めることが効果的であると考えられる。

再開発の迅速な実施は地権者等関係者や地域振興に資するものであるが、再開発事業を迅速かつ的確に推進するためには、地権者等関係者の理解の促進を図り、合意形成が円滑に進むよう取り組むことが必要と考えられる。

なお、上記の については５．原状回復措置関係において、 については３．文化財関係において、それぞれ整理しているため、ここでは 及び を中心に、以下のように整理することとする。

2) 具体的な取組の方向

(a) 都市計画手続関係

返還跡地の再開発事業については、事業着手の前提として土地利用、都市施設、跡地整備事業等に関する都市計画の手続が必要となることが想定される。

当該事業を迅速かつ円滑に進めるためには、これらの手続を速やかに進めることが不可欠であり、関係者の連携の下、都市計画手続に取り組むこととする。

そのため、市、県は跡地利用の基本方針を踏まえ策定される具体的な跡地利用計画を基に、

速やかに都市計画案を策定し、返還合意後早い時期に都市計画決定が可能となるよう手続を進めることとする。

なお、その際には、跡地の再開発事業に密接に関連する跡地周辺の都市施設等についても、必要に応じて同時に都市計画決定手続を進められるよう検討することとする。

跡地の再開発事業が大規模である場合には、都市計画の手続と併せて環境影響評価の実施が必要となることが想定されるため、これを適切に実施することとする。

その際、環境影響評価を円滑に実施するためには、跡地利用計画策定の段階から関係者間で情報の共有化を進めるとともに、評価の項目等を記載した環境影響評価方法書において、原状回復措置の内容、原状回復措置との関係を明確にするなど原状回復措置後の状況を想定し、影響評価に取り組むこととする。

都市計画に係る取組の際には、都市計画手続の迅速化のため、地形、文化財等についての既存の立入調査結果等を活用することとする。

また、駐留軍から返還される施設・区域の跡地利用の迅速化のため、日米合同委員会で返還合意された施設・区域について、返還前に立ち入って、跡地利用促進の観点から再開発事業のための調査を実施することは有効と考えられる。このような再開発事業のための返還前の立入調査に関しては滑走路区域等返還後でなければ調査を実施することが困難な区域が想定されるが、国は、県、市と緊密に連携・調整した上で、再開発事業のための返還前の立入調査が円滑に進められるよう、米側は立入申請に際してすべての妥当な配慮を払うとした現行の立入手続に関する日米合同委員会合意を踏まえ、米側の理解と協力を求めることとする。

国は、上記調査のための立入等について米側に協力を求めるときは、必要に応じ、日米合同委員会の枠組みを活用することとする。

(b) 事業着手関係

返還後速やかに事業実施に係る手続を了し事業に着手するため、返還までにできる限り跡地整備にかかる再開発事業の事業計画の検討を進めることとする。

また、返還後できるだけ早い時期すなわち原状回復措置期間中にも事業着手ができるよう取り組むこととする。

国は、再開発事業の着手手順等も踏まえた原状回復措置の手順及び土地の引き渡しについて、最大限配慮することとする。

また、再開発事業を迅速かつ的確に推進するとの観点から、原状回復措置期間中であっても、その進捗を踏まえ、再開発事業に必要な文化財調査等が並行して実施できるよう、関係者は連携・協力して取り組むこととする。

国は、従来、原状回復措置に伴い掘削した区域は、埋戻しを行い引き渡しているところであるが、当該区域に再開発事業に係る掘削計画があるような場合には、関係者と調整の上、埋戻しをしないまま引き渡すことを検討するなど、再開発事業の実施の際に手戻りが生じないよう配慮することとする。

なお、跡地利用計画、都市計画、事業計画の策定については、それぞれの段階に応じた地権者等関係者の合意形成が必要である。このため、それぞれの段階に応じて地権者等関係者への情報提供や意向把握など地権者等関係者の合意形成の円滑化に係る取組を進めることとする。

(3) 再開発事業を円滑に進めるための取組について

1) 用地取得関係

市は、将来必要となる公共公益施設用地を計画的に確保するため、平成13年度に設置した基地返還跡地転用推進基金を活用して、土地の先行取得を継続的に実施する。

その際には、基金の継続的な造成及び効率的な運用などの積極的な取り組みを進めることと

する。

県は、跡地再開発に関連する公共公益施設整備のため、早い段階からの安定的な土地の先行取得への支援のあり方について、国の協力を得ながら検討を進める。

国は、再開発事業の促進の観点から必要となる国有財産について、県等の整理する具体的事案に基づき、検討・精査した上で、沖縄振興新法の国有財産の譲与等の特例措置の対象とする方向で検討をすることとする。

なお、国は、施設の安定的利用を図るとの観点から、普天間飛行場の民有地のうち特に必要のある土地について、予算の範囲内で買収を予定している。これら買収地についても、普天間飛行場の返還後は上記の国有財産譲与等の特例措置の検討対象となるものである。

2) 不発弾処理関係

再開発事業を円滑に進めるとの観点から、市は国等の協力を得つつ、不発弾処理対策の現地協議会の常設、不発弾処理に係る関係住民への広報マニュアル作成などに取り組むこととする。

(4) 跡地利用計画策定等を踏まえ今後取り組むべき事項について

大規模駐留軍用地跡地にかかる跡地整備事業等を担当する事業実施主体等については、普天間飛行場の跡地利用計画の策定の進捗状況を踏まえて協議を進めることとする。

また、跡地利用計画の策定等が進捗し、現時点では明確になっていないものについても熟度が高まる見込みであることから、その進捗を踏まえ、事業実施主体、事業手法、機能導入等に関するものも含めて再開発事業を迅速かつ確実に推進するためのより具体的措置について、検討を進める必要がある。

3. 文化財関係

(1) 埋蔵文化財詳細分布調査について

返還前の試掘調査（概ね普天間飛行場全域の半分程度）と既存調査データの整理により、3年後を目途に、跡地利用計画を策定する上で必要となる埋蔵文化財の所在状況の概略を把握して、これを基に遺跡の所在状況の概略を示す遺跡地図の作成を目指すこととする。

返還前及び返還後の試掘・確認調査により、原状回復措置期間中を目途に、再開発事業を円滑に実施する上で重要となるより詳細な遺跡の情報を把握して、より精緻な遺跡地図の作成、遺跡の性格・内容の把握等を目指すこととする。

上記の概略遺跡地図の作成、より精緻な遺跡地図の作成等を目指して、既存調査データ等の活用、実施時期に応じた調査範囲、調査体制の充実、調査手法の効率化、事業費の見込み等を精査した上で、平成13年度中に、県が中心となり、埋蔵文化財の詳細分布調査（現地踏査及び試掘・確認調査）の具体的な実施計画を策定することとする。

なお、詳細分布調査の実施計画の策定に合わせ、埋蔵文化財調査の迅速化及び円滑化のため、埋蔵文化財発掘調査の取扱い基準、埋蔵文化財調査に関する安全基準、発掘調査マニュアルの策定等についても、県が中心となって、検討を進めることとする。

詳細分布調査の実施については、国において、引き続き財政的な支援を行うよう取り組むこととする。

(2) 埋蔵文化財の調査体制、調査手法、情報提供等について

1) 埋蔵文化財の調査体制の整備・充実について

県及び市は、試掘調査や詳細分布調査実施計画策定の促進を図るため、平成13年度に専門職員等を拡充したところであるが、詳細分布調査を実施計画に沿って着実に実施していくため、今後、一層の埋蔵文化財の調査体制の整備・充実を進めることとする。

県及び市は、埋蔵文化財の調査期間の短縮や調査の効率化のため、民間調査機関の活用を積極的に図ることとする。

具体的には、平成13年度から実施している、磁気探査、現場の測量業務、重機による機械作

業等についての民間調査機関の活用を、引き続き積極的に図るとともに、遺構等の現場実測、出土品の実測等の作業についても、民間調査機関の活用に向けて検討を進めることとする。

なお、県及び市は、今後さらに大学等との連携・協力についても、検討を進めることとする。

2) 埋蔵文化財の調査手法等の整理について

埋蔵文化財として扱う遺跡の範囲、遺跡の性格・内容に応じた調査の手法等については、県及び市が設置した実務レベルでの検討会において検討を進め、国（文化庁）と調整することとする。

県は、物理探査の導入、最新技術を活用した測量業務の導入など、普天間飛行場内の埋蔵文化財の調査を効率的に進める上で有効な調査手法等について、検討を進めることとする。

なお、埋蔵文化財の調査手法等については、跡地利用計画の具体化の状況や再開発事業の工事内容等に応じて、今後、整理を進めることとする。

3) 埋蔵文化財の情報提供等について

市は、普天間飛行場内の埋蔵文化財調査の進捗状況を踏まえ、埋蔵文化財の台帳・図面・画像・発掘調査等のデータ管理を行う文化財情報管理システムの構築により、関連情報が円滑に提供及び公開できる仕組みを整備することとする。

埋蔵文化財の調査結果については、できるだけ迅速に跡地利用計画、再開発事業の事業計画等に反映できるよう、関係者間での連絡体制の充実に取り組むこととする。

4. 地権者支援関係

既返還跡地においては、跡地利用計画、事業計画等に関する地権者等関係者の合意形成の遅れが跡地利用の遅延要因になっていることを踏まえ、できるだけ早い段階から、地権者等関係者への情報の提供や土地利用意向把握の取組を進める必要がある。

跡地利用に向けた地権者等関係者への情報提供について、返還手続きに関しては国が那覇防衛施設局（広報室）を窓口として、跡地利用に関しては市が基地政策部（基地渉外課）を窓口として、それぞれ必要な情報を適切に提供できるよう取り組むこととする。

返還手続きに関しては、返還処理全般、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の運用、原状回復措置等についての情報提供を行うこととする。

また、跡地利用に関しては、跡地利用計画、再開発事業等についての情報提供を行うこととする。

なお、窓口の設置などの情報提供に関しては、国、関係地方公共団体の広報誌等により地権者等関係者に周知することとする。

市は、窓口による情報提供のみではなく、地権者学習会の開催、情報提供誌の発刊、市広報誌の活用などにより、広く地権者等関係者の理解の促進を図ることとする。

また、国及び関係自治体のホームページを活用した情報提供などにも取り組むこととする。

返還手続及び跡地利用に関する情報については、国、県、市の担当部局（国においては沖縄総合事務局跡地利用対策課並びに那覇防衛施設局広報室及び施設企画課、県においては振興開発室、市においては基地政策部）が連携して情報を共有し、窓口への地権者等関係者の問い合わせに円滑に対応することとする。

市は、計画段階に応じた地権者等関係者の意向を的確に把握するため、地権者窓口組織との意見交換等も踏まえ、調査手法や年次計画などを定めた地権者等意向把握の全体計画を策定し、順次計画的に意向調査を実施する。

国は、市が行う地権者等意向把握の全体計画策定への大規模駐留軍用地跡地利用推進費による支援を行うとともに、合意形成に向けての課題解決のために各種専門家を派遣するなどの合意形成に向けた関係地方公共団体の地権者支援の取組を支援していくこととする。

5. 原状回復措置関係

(1) 汚染に関する原状回復措置について

1) 調査に関する事項

国は、日米合同委員会の返還合意から返還までの間に、返還される施設・区域の全域について、駐留軍の使用に起因する土壌等の汚染（以下、「汚染」という。）の蓋然性を把握するため、返還前の土地利用の履歴等に関する資料等調査（例えば、過去の航空写真、地形図、建設時の資料並びに県・市及び駐留軍が保有する関係資料の収集、施設・区域周辺住民からの聴取など）を行うこととする。

国は、資料等調査の結果に基づき、汚染の蓋然性があると判断したものについては、その蓋然性のある範囲について、概況調査（土壌等の採取及び分析）を実施し、具体的な汚染の種類及び平面的範囲を特定することとする。

国は、概況調査で特定した範囲について、詳細調査（ボーリングによる深層土壌等の採取及び分析）により、汚染の深度等を調査し、対策をとるべき範囲を確定の上、対策計画を策定することとする。

汚染の調査手法の決定及び対策計画の策定については、環境省指針等（土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針、同運用基準等をいう。）によることとする。

汚染の調査手法の決定及び対策計画の策定に際しては、必要に応じ、専門家等の意見を聴取し、更に、専門家等による委員会等を必要に応じて導入することとする。

2) 除去、処理及び処分に関する事項

汚染については、環境省指針等に基づき、国の責任において適切に除去した後、必要な処理を行った上、処分することとする。

返還地の土地所有者への引き渡し後であっても、駐留軍の使用に起因する土壌等の汚染が発見された場合は、国の責任において、同様に措置することとする。

国は、汚染の処理及び処分に関する最新技術情報の収集及び蓄積を行うことにより、今後とも、より迅速な汚染の処理及び処分に努めることとする。

国は、汚染の調査並びにその除去、処理及び処分に関して、県及び市とさらに連携を図るため、連絡体制の充実に取り組むこととする。

(2) 不発弾に関する原状回復措置について

1) 調査に関する事項

国は、日米合同委員会の返還合意から返還までの間に、返還される施設・区域の全域について、駐留軍の使用に起因する不発弾の蓋然性を把握するため、返還前の使用状況等に関する資料等調査（例えば、建設時の資料及び駐留軍が保有する関係資料の収集、施設・区域周辺住民からの聴取など）を行うこととする。

国は、資料等調査の結果に基づき、不発弾の蓋然性のある範囲を把握したときは、その範囲について、沖縄県の磁気探査実施要領に準拠して、探査計画を策定の上、磁気探査を実施することとする。

2) 除去に関する事項

磁気探査等によって不発弾が発見されたときは、国の責任において適切に除去することとする。

返還地の土地所有者への引き渡し後であっても、駐留軍の使用に起因する不発弾が発見された場合には、国の責任において、同様に措置する。

不発弾処理を含めた原状回復措置を円滑に進めるとの観点から、市は、国等の協力を得つつ、不発弾処理対策の現地協議会の常設、不発弾処理に係る関係住民への広報マニュアル作成などに取り組むこととする。

(3) 建物その他の工作物に関する原状回復措置について

1) 調査に関する事項

国は、日米合同委員会の返還合意から返還までの間に、返還される施設・区域全域に所在する駐留軍又は国が整備した建物その他の工作物（以下、この項において「建物等」という。）について、撤去物件の数量等を把握するため、建物等の資料等調査（例えば、建物等リストの作成、駐留軍の資料を含む建物図面等の収集など）を行うこととする。

国は、資料等調査の結果に基づき、撤去工事に必要な建物等の規模、構造及び材質等について、調査を実施することとする。

国は、建物等リストによる情報提供をはじめとして、返還跡地における建物等の譲渡等の利用あっせんを適切に行うこととする。これにより、土地所有者等が利用を希望する建物等について、その再利用を進めることとする。

2) 撤去工事に関する事項

国は、建物等の撤去工事の実施に当たっては、返還地周辺地域への騒音、振動、粉塵等の影響を軽減するため、環境関係法令（各種環境基準、騒音規制法、振動規制法等）に基づき、具体的な工法、工事時間帯等を記載した工事計画を策定し、これに基づいて適切に撤去工事を実施することとする。

なお、国は、工事計画の策定及び撤去工事の実施に当たって、県及び市と連携し、関係住民と十分な調整を行うこととする。

国は、撤去工事の実施に当たっては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、また、ゼロエミッション・アイランド沖縄構想の推進の観点からも、建設資材廃棄物等の再資源化を最大限図ることとする。

建設資材廃棄物等の再資源化に当たっては、再開発事業の基盤整備において利用されうることにも念頭に置きつつ、国が実施する提供施設整備工事等においても積極的に活用するよう努めることとする。

(4) 返還手続について

1) 返還実施計画に関する事項

普天間飛行場の移設に係る政府方針（平成11年12月28日、閣議決定）に基づき、国が行う汚染物質の調査及び除去、不発弾の調査及び除去並びに建物その他の工作物の撤去についても、返還実施計画に明確に規定するよう所要の政令改正を行うこととし、国は、上記の汚染、不発弾及び建物その他の工作物に関する原状回復措置の方針並びに返還実施計画に基づき、具体的な原状回復措置に取り組むこととする。

返還実施計画に特段の規定がなされていない所要の政令改正前の返還跡地についても、国は、上記の原状回復措置の方針に基づき、同様に具体的な原状回復措置に取り組むこととする。

2) 跡地利用に資するための返還前の調査等に関する事項

駐留軍から返還される施設・区域の跡地利用に資するため、日米合同委員会で返還合意された施設・区域について、返還前に立ち入って、原状回復措置の一環として汚染、不発弾及び建物その他の工作物の調査を実施することは跡地利用の促進との観点から有効と考えられる。

国は、かかる立入調査が円滑に進められるよう、米側は立入申請に際してすべての妥当な配慮を払うとした現行の立入手続に関する日米合同委員会合意を踏まえ、米側の理解と協力を求めるものとする。

国は、返還前の原状回復措置の一環としての調査のための立入、施設・区域の使用実態に関する資料の提供等について、米側に協力を求めるときは、必要に応じ、日米合同委員会の枠組み（施設分科委員会等）を活用することとする。

6. 自治体財政関係

普天間飛行場の返還及び跡地利用に伴い、市の財政は、歳出面、歳入面での変動が予想されることから、財政運営の観点から検討を進めているが、今後、跡地利用計画の策定に向けた取組が進む

ため不確定な要素が残るものの、現時点では概ね次のような傾向が認められた。

普天間飛行場跡地の再開発事業に係る基盤整備については、市が既返還跡地の規模の大きな事例等を参考に試算したところ、財政運営上、事業実施の見込みはある程度得られるものの、市が想定している公園など地区内において大規模な公共施設の整備を行うこととした場合は、その整備手法、主体などによっては財政運営に及ぼす影響が大きい場合も考えられることから、跡地利用計画の策定と併せ、これらについて引き続き検討する必要があること。

再開発事業と関連する、学校等施設整備、アクセス道路整備、周辺市街地整備などの事業については、跡地利用計画の策定と併せ、その必要性等について精査するとともに、実施時期を工夫するなど投資の平準化を図った上で、検討を進める必要があること。

事業終了後まで含めた長期的な検討を進めたところ、再開発によるまちの成熟に伴い、税収等の伸びを期待でき、財政運営に寄与すると見込まれること。

これを踏まえ、さらに今後の財政状況を勘案しつつ、市の財政負担の平準化について検討する必要があること。

基地関連収入の変化等により、財政運営に過大な影響を及ぼさないような取組を進める必要が認められること。

このような財政推計が、再開発を進める上で有用であることに鑑み、市は、国及び県と連携しながら、跡地利用を円滑に進めるため、3～4年後を目途に策定される跡地利用計画の基本方針等を踏まえ、財政計画の策定に取り組むこととする。

7. 国有財産関係

国有財産の活用方策については、現行の国有財産の譲与等の特例措置の活用を踏まえつつ、沖縄振興新法の検討に併せて検討を進めてきたところである。

閣議決定にある跡地利用の促進及び円滑化のための施策としての、国有財産の特例措置については、沖縄振興新法の通則的部分に包含する方向で検討することとする。

跡地利用の促進の観点から必要となるものについては、県等の整理する具体的事案に基づき、検討・精査した上で、当該特例措置の対象とする方向で検討することとする。

8. 給付金関係

給付金支給にかかる特例措置については、跡地利用の促進及び円滑化のための施策として、沖縄振興の観点から重要な課題であることに鑑み、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進めることとする。

大規模駐留軍用地跡地にかかる給付金支給に関する特例措置及び大規模駐留軍用地跡地以外の駐留軍用地跡地にかかる給付金支給に関する特例措置については、閣議決定を踏まえ、具体的に検討を進めることとする。

9. 駐留軍従業員雇用関係

駐留軍従業員の雇用対策については、出来る限り移設先又は既存施設への配置転換により雇用の継続を図ることを基本として対応することとする。

雇用の安定的確保に向けて、知識技能の修得のための職業訓練対策の強化を図ることとする。

具体的には、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき従来から実施している離職前職業訓練について、個人の自発性を尊重して職業能力開発ができるよう支援等するため、所要の訓練期間の確保、訓練種目の拡充及び受講の機会の拡充に努めることとする。

また、平成12年度から新たに実施している普天間飛行場等のSACO関係米軍施設に在籍している者に対する技能訓練について、対象となる従業員が多様な職業能力開発ができるよう、引き続き着実に実施していくこととするとともに、訓練種目の一層の拡充に努めることとする。

駐留軍従業員の労務管理等事務の独立行政法人化に当たっては、駐留軍従業員の雇用対策について、沖縄県からの円滑な業務の移行を図りその継続性を確保するとともに、引き続き業務の効率性

・効果的な実施が図れるよう雇用主として万全の措置を講じることとする。

なお、現行の沖縄振興開発特別措置法における沖縄失業者求職手帳制度については、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進めることとする。

(7) 跡地関係市町村連絡・調整会議設置要綱

(目的)

第1条 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進を図るため、跡地関係市町村連絡・調整会議(以下、「連絡・調整会議」という。)を設置する。

(役割)

第2条 連絡・調整会議は、次の役割を担うものとする。

(1) 跡地利用の促進に関し、県と跡地関係市町村との連携を図ること。

(2) 「跡地対策協議会」(仮称)(以下、「協議会」という。)への跡地関係市町村の意見の反映に関し、連絡・調整を図ること。

(構成員)

第3条 連絡・調整会議の構成員は、別表1のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(代表の選任)

第4条 連絡・調整会議の構成員の中から協議会の構成員となる跡地関係市町村長の代表を選任するものとする。

(会議の主宰)

第5条 連絡・調整会議は、沖縄県副知事(企画開発部担当)が主宰する。

(幹事会)

第6条 連絡・調整会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、沖縄県企画開発部振興開発室参事が主催する。

3 幹事会は、必要に応じて開催することとし、連絡・調整会議に付議すべき事項について協議・検討を行うものとする。

4 幹事会の構成員は、別表2のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第7条 連絡・調整会議の事務は、沖縄県企画開発部振興開発室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡・調整会議の運営に関し必要な事項については、連絡・調整会議の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

(別表第1)

連絡・調整会議の構成員

1. 沖縄県副知事(企画開発部担当)
2. 那覇市長
3. 宜野湾市長
4. 沖縄市長
5. 恩納村長
6. 金武町長

7. 読谷村長
8. 北谷町長
9. 北中城村長

(別紙第2)

幹事会の構成員

1. 沖縄県企画開発部振興開発室参事
2. 那覇市企画部那覇軍港総合対策室長
3. 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課長
4. 沖縄市企画部基地政策課長
5. 恩納村企画課長
6. 金武町21世紀課長
7. 読谷村総務企画部企画・分権推進課長
8. 北谷町総務部企画課長
9. 北中城村企画開発課長

(8) 跡地対策協議会設置要綱

平成14年9月10日

(目的)

- 1 「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」(平成11年12月28日閣議決定)に基づき、国、沖縄県及び跡地関係市町村が密接な連携の下で、跡地利用の促進を図るための調整機関として、跡地対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 2 協議会では、次の事項について協議する。

(1) 沖縄県及び跡地関係市町村で構成する跡地関係市町村連絡・調整会議(以下「連絡・調整会議」という。)と連携しつつ、跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、沖縄県、跡地関係市町村間の総合調整を行うこと。

(2) その他

(構成員)

- 3 協議会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、跡地関係市町村長の代表2名とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(2) 跡地関係市町村長の代表は、連絡・調整会議において選出された候補をもって充てることとする。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

(連絡会議)

- 5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。

(事務局)

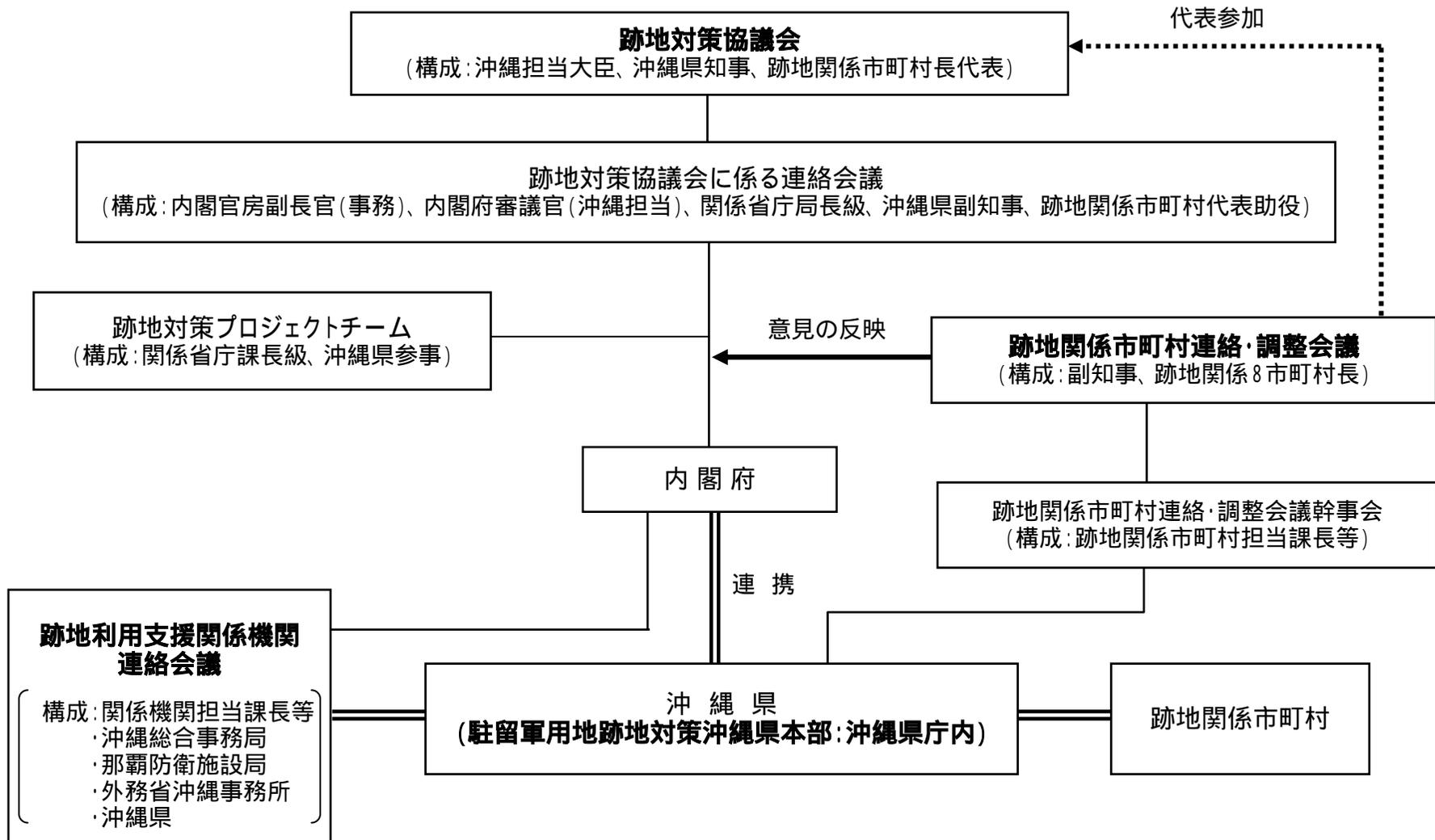
- 6 協議会の事務は、沖縄県の事務当局と連携しつつ、内閣府において処理する。
- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

跡地対策協議会に係る連絡会議構成員

(平成14年9月10日現在)

主宰：	内閣官房副長官（事務）	古川 貞二郎
補佐：	内閣府審議官（沖縄担当）	大坪 正彦
（関係省庁）		
内閣府	政策統括官（沖縄担当）	安達 俊雄
同	沖縄振興局長	武田 宗高
防衛庁	防衛施設庁長官	嶋口 武彦
総務省	官房長	畠中 誠二郎
外務省	北米局長	藤崎 一郎
財務省	大臣官房総括審議官	藤井 秀人
文部科学省	文化庁次長	銭谷 眞美
厚生労働省	政策統括官	青木 功
農林水産省	大臣官房総括審議官	小林 芳雄
経済産業省	地域経済産業審議官	鈴木 隆史
国土交通省	都市・地域整備局長	澤井 英一
環境省	環境管理局長	西尾 哲茂
（自治体）		
沖縄県	副知事	牧野 浩隆
宜野湾市	助役	又吉 辰雄
北谷町	助役	源河 朝明
（事務局）		
内閣府	政策統括官（沖縄担当）	安達 俊雄
同	大臣官房審議官（沖縄担当）	山本 信一郎

(9) 駐留軍用地跡地対策に係る体制の整備について



(10) 跡地利用支援関係機関連絡会議の設置について

平成14年10月11日関係機関了解

1 趣旨

沖縄県の駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化については、沖縄振興特別措置法（昭和14年3月成立）において「国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、（中略）駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。」との駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則が定められた。また、その具体的な枠組みとして、7月に決定された沖縄振興計画において、沖縄担当大臣、沖縄県知事及び跡地関係市町村長の代表で構成される「跡地対策協議会」（以下「協議会」という。）、さらに県及び跡地関係市町村で構成される「跡地関係市町村連絡・調整会議」（以下「連絡・調整会議」という。）の設置が規定された。その規定に基づき、8月に「連絡・調整会議」が、9月に「協議会」がそれぞれ発足し、駐留軍用地跡地利用の推進体制が整備・強化されたところである。

今後、駐留軍用地跡地利用の促進に向けて、個々の跡地の特性や課題に応じた対応が必要であることから、国、沖縄県及び跡地関係市町村がより一層密接に連携し、跡地利用に係る課題の解決に向けた取組を進めることとなるが、その場合には関係する国の機関も多数あり、相互に密接に関連しているため、その対応には十分な調整が求められる。そこで、沖縄県内の関係機関が相互に密接な連絡調整を図ることにより「連絡・調整会議」等の取組を支援するため、「跡地利用支援関係機関連絡会議」（仮称。以下「支援連絡会議」という。）を設置することとする。

2 支援連絡会議の構成員

支援連絡会議は当面次のメンバーで構成する。なお、具体的課題に応じて、追加等、柔軟に対応する。

沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課長

那覇防衛施設局施設部施設企画課長

外務省沖縄事務所副所長

沖縄県企画開発部振興開発室参事

事務局：沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課

3 当面の活動内容及び運営方法

支援連絡会議においては、沖縄県の事務当局（沖縄県企画開発部振興開発室）等と連携を図りつつ、駐留軍用地跡地利用の促進に関し、以下の活動を実施する。

支援連絡会議の具体的運営方法については、今後、会議メンバー間で調整を行う。

(1) 諸課題の個別的検討・調整

(2) 跡地利用関連情報の共有化

(3) その他

6 市町村別・施設別返還跡地利用状況

単位:千㎡

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等		
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積	
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積											
国頭村	北部訓練場	S52.10.15	1,303	安波地区農地開発	1,303															
		S62.11.26	1,264	林道開発事業	229									ダム貯水池等	1,035					
		H2.4.30	164	海水揚水発電所	164															
		H5.3.31	3,156													鳥獣保護区	2,240	利用未定(国有地)	916	
		計	5,887		1,696										1,035		2,240		916	
	安波訓練場	S47.5.14	2,106	古我知農道整備事業	6					農業用地	777					地位協定2-4-b	4	自然環境保全林	1,315	
		S62.11.26	96	安波農道整備事業	4															
		H10.12.22	4,797	安波ダム用地	96														計画策定中(村有地)	4,797
		計	6,999		106						777						4		1,315	
	奥間レスト・センター	S60.3.20	1	公衆用道路	1															
		S62.6.30	12							海浜レジャーセンター	12									
		H3.5.31	0	国道58号線奥間改良工事(道路用地)	0															
	計	13		1						12										
奥訓練場	S45.2.15	36	伊江林道開発事業	24																
	S46.6.30	38,923	楚洲林道開発事業	4																
			宜名真ダム	75																
			西銘岳特別保全地区	790																
			奥世皮原跡地畜産団地	1,040																
			天然林改良事業	4,348																
			人口造林事業	1,053																
			奥山地区農地開発事業	430																
			奥2号林道開発事業	22																
			奥団体菅畑地灌漑事業	160																

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		計	38,959	宇嘉農地開発事業	250														
	V.O.A送信所	S39.6.30	12	奥間地区県営ほ場整備事業	12														
		S39.7.14	10						宅地及び畑等(民間利用)	10									
		S52.5.15	16						海浜レジャーセンター	16									
		S52.12.31	484	奥間地区県営ほ場整備事業	420				海浜レジャーセンター	54					自然環境保全林	10			
		S53.6.24	42						海浜レジャーセンター	42									
		計	564		432					122									
		合計	52,422		10,431					1,380				1,039		33,859			5,713
東村	北部訓練場	S62.3.31	409	車土地改良整備事業 県道70号線	361 30				住宅用地 墓地	9 1								森林	8
		S62.11.26	1,929	福地ダム、新川ダム用地	49								ダム貯水池等(北部訓練場)	1,782	水源涵養林	98			
		H5.3.31	1,642															森林	1,642
		計	3,980		440					10				1,782		98			1,650
	慶佐次通信所	H5.7.1	29	海上保安庁ロランC局	29														
		H7.3.31	548	海上保安庁ロランC局	548														
		計	577		577														
	川田訓練場	S46.6.20	3,735	川田構改農道	2				農用地	1,815								水源涵養林	1,333
				村道魚古島線	21				企業用地	2									
				川田農道12号線	6														
				村道中上2号線	10														
				県道70号線	13														
				川田農道2号線	8														
				福地ダム	514														
		計	3,735		574					1,817									11
		合計	8,292		1,591					1,827				1,782		1,431			1,661

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
宜野座村	キャンプ・シュワブ	S46.6.30	340	真平原県営農地開発	322										災害防備林	18			
		S50.5.19	31	沖縄自動車道	31														
		計	371		353												18		
	キャンプ・ハンセン	S46.6.30	177	県営前山畑総土地改良	50											山林・原野	127		
		S50.5.19	283	沖縄自動車道	283														
H7.3.31		11																	
H9.3.31		0	土地改良	0															
	H14.2.6	839	漢那ダム	839															
	計	1,310		1,172												127			
	キャンプ・ハーディー	S50.3.31	267	国際交流村	16												宜野座リゾート開発予定	251	
	合計		1,948		1,541											145		262	
名護市	八重岳通信所	H6.9.30	44	マイカ	2												利用困難	42	
	キャンプ・シュワブ	S46.6.30	703	県営農地開発	99					ゴルフ場	180					保安林	244	山林等	180
		S50.5.19	39	沖縄自動車道	39													国有地	3
		S58.1.31	180	郵便局	1					種苗センター	82							国有地	18
					マルチメディア館	29				住宅地	60							国有地	1
				海洋センター	5												国有地	2	
		H2.6.30	18														国有地	5	
		H2.11.30	1														国有地	149	
	H3.5.31	2														県有地	5		
	H5.3.31	5																	
	H8.9.30	149																	
	H13.3.31	1	変電所	1															
	計	1,098		174						322						244		358	
	辺野古弾薬庫	H2.6.30	5														国有地	5	
H3.5.31		0															国有地	0	
		計	5															5	
	久志訓練所	S49.3.31	59						農用地	59									

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
	羽地陸軍補助施設	S37.7.31	66	道路	66														
		S40.3.30	37	マイカ	13														
		S47.5.14	277	道路	24														
		計	380	いいいの村	277														
	瀬高第1・第2訓練場	S46.6.30	122						ゴルフ場建設	57					保安林	65			
	道路施設	S45.4.30	6	道路	6														
	合計		1,714		562					438						309		405	
本部町	八重岳通信所	S53.3.31	8												水資源	8		125	
		H6.9.30	148	八重岳進入路	21														
		計	156	通信施設	2												8		125
	本部補助飛行場	S44.6.30	716	記念公園	23					住宅用地	122								463
		S46.6.30	1,823	試験圃場	4					法人利用	88								1,497
	計	2,539	県道	23					農業用地	93								1,960	
	本部碎石場	S44.6.30	54						住宅用地	123									
	計	430	町道	59					碎石所	54									
	合計		3,125	町営団地	1				碎石所	376									
				上本部中学校	21					430									
				上本部小学校	22					856						8		2,085	
金武町	キャンプ・ハンセン	S39.8.30	10	琉球病院	10														
		S46.6.30	196	道路整備用地	49					宅地	3								
		S50.5.19	295	(国道339号						農用地	144								
		S56.12.31	49	線)															
					沖縄自動車道	295													
				町営グラウンド	35														
				町立中央公民館	7														
				町立図書館															
				町立体育館	3														

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S57.11.30	3	金武地区消防本部庁舎	4					農用地	3								
		S63.3.31	1	国道329号	1					変電所用地	0								
		H1.3.31	0																
		H2.3.31	4	中川進入路	4														
		H3.2.28	5							熱帯果樹栽培用地	5								
		H3.2.28	15							花卉栽培用地	15								
		H3.3.31	0							店舗用地	0								
		H3.6.30	1	国道329号	1														
		H4.3.31	1							宅地用地	1								
		H7.3.31	17	ゴミ焼却場	17														
		H7.11.30	2							ゴルフ場用地	2								
		H8.12.31	35	総合運動公園用地	35														
		H10.3.31	1	町道整備	1														
		H13.9.30	0																
		計	635		462						173								
	恩納サイト	S48.1.31	1										航空自衛隊恩納高射教育訓練場	1					
		S48.5.14	15										航空自衛隊恩納高射教育訓練場	15					
		計	16											16					
	屋嘉訓練場	S49.3.31	2,001	農地開発事業	788											災害防備林	753		
				屋嘉ダム	460														
		計	2,001		1,248												753		
	ギンバル訓練場	H4.5.14	0							住宅用地	0								
		H4.5.14	0							住宅用地	0								
		H7.9.30	0							住宅用地	0								
		H13.5.31	0							住宅用地	0								
		計	0								0								
	屋嘉レストセンター	S54.8.31	82	復帰先地公共施設整備	82														
	金武レッド・ビーチ訓練場	H11.3.31	0							給油所用地	0								

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
	金武ブルー・ビーチ訓練場	H13.3.31	1	金武162号線改良舗装工事	1														
		H13.10.24	6	ブルービーチ進入路舗装工事	1									金武ブルー・ビーチ訓練場	5				
		計	7		2										5				
	合計		2,741		1,794					173		16		5		753			
恩納村	キャンプ・ハンセン	S46.6.30	194	新農業構造改善	31				宅地・農地	83								森林 未契約地主	80
		H4.5.14	2													2			
		H9.5.14	0																
		計	196		31					83						82			
	恩納通信所	H4.5.14	7						宅地・農地	7								跡地利用 計画策定 予定	
		H7.11.30	624				29	ふれあい 体験学 習セン ター整備 事業		14						581			
		計	631			29		14		7					581				
	恩納サイト	S48.1.31	1									航空自衛 隊恩納高 射教育訓 練場	1						
		S48.5.14	250									航空自衛 隊恩納高 射教育訓 練場	250						
		S50.6.30	1									航空自衛 隊恩納高 射教育訓 練場	1						
計		252										252							
ナイキ施設(恩納サイト)	S39.7.15	22															森林	22	
嘉手納弾薬庫地区	S52.4.30	0																	
	S52.9.30	57																	
	S53.3.31	259	農地開発事業	180					酪農用地育成 事業	29							傾斜地	57	
	S53.3.31	18	国道58号線	18													森林	50	

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S63.12.31	9							身体障害者福祉工場	9							福祉工場 予定地	3
		H11.12.31	3																
		計	346		198						38								110
	知花サイト	S48.4.23	38									陸上自衛隊白川分屯基地	38						
	嘉手納第4サイト	S47.4.18	81							宗教団体研修センター	81								
	メースB(嘉手納第4サイト)	S39.7.15	11							宗教団体研修センター	11								
	V.O.A受信所	S39.6.30	70							農地	70					天然記念植物災害防備林	254		
		S52.6.30	504	野原土地改良事業	250														
		計	574		250						70						254		
		合計	2,151		479		29		14		290		290				254		795
伊江村	伊江島補助飛行場	S40.4.15	15	道路	15														
		S45.6.30	5,037	道路	50														
				伊江島空港建設	358					農業用地	3,093							石灰岩が露出し、利用困難	408
				伊江島空港川平線	9														
				飼料基盤整備	100														
				伊江西部畑地土地改良	800														
				粗飼料増産対策	20														
				環境衛生施設	25														
				沖縄新農業構造改善事業	12														
				用水対策1号溜池	57														
				用水対策4号溜池	12														
				伊江村立聖苑新築工事	16														
				肉牛集出荷施設	7														

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S52.3.31	5	リリーフィールド	42														
		S57.5.14	44	花卉温室	8														
		S62.5.14	2	特用林産物生産出荷施設	5														
				特用林産振興総合対策施設	7														
				用水対策真溜池	7														
				団体官農地保全	1														
				道路	5														
		計	5,103		1,556					個人、農業用地	44								
										休憩所	2								
											3,139								408
石川市	嘉手納弾薬庫地区 (東恩納弾薬庫)	S40.6.30	68							農地	68								
		S47.5.14	750	前原土地区画整理事業	214	前原西土地区画整理事業	122			農地	170				風致地区	21			
	嘉手納弾薬庫地区	S58.3.31	107	伊波中学校	22										保安林	201			
		H7.12.31	359	倉敷ダム	107														
		H12.2.29	15	倉敷ダム街路事業山城線	359	国道329バイパス	9			住宅地	3								
		計	1,299		705		131				241								222
	石川陸軍補助施設	S49.8.3	58	道路改良事業	1					保育園	1				保安林	6	山林原野で利用が難しい		13
										福祉施設	2								
										自動車修理工場	3								
										自動車販売業	1								
										不動産事務所	1								
										鉄工所	1								
										生コン会社	5								
										ゴルフ場	5								
										道路	6								
										墓地	1								
										農地	6								
										住宅地	6								
		計	58		1						38								6
	キャンプ瑞慶覧	S48.8.15	3	道路改良事業	3														
		S52.3.14	0																

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		計	3		3											0			0
	伊波城観光ホテル	S54.6.30	60	県営住宅石川団地	24					リゾートホテル	21								
										社員寮	5								
										道路	2								
										公園	1								
										墓地	2								
										住宅地	5								
		計	60		24						36								
	石川ビーチ	S44.8.31	2	石川白浜原土地区画整理事業	2														
		S47.5.14	86	石川白浜原土地区画整理事業	86														
		計	88		88														
	送電線施設	S44.6.30	42	道路改良事業	42														
		合計	1,550		863		131				315						228		13
具志川市	嘉手納弾薬庫地区	S51.11.30	8												水資源涵養林	8			
		S62.8.31	28	沖縄自動車道	28														
		H4.3.31	0							農業用地	0								
		H4.5.14	2							農業用地	2								
		H12.2.29	5			国道バイパス	5												
		計	43		28		5				2						8		
	石川陸軍補助施設	S49.8.3	148							コンクリート2次製品工場 老人ホーム	50 4				森林	64	工業導入予定地	30	
		計	148								54					64		30	
	天願棧橋	S46.8.31	69							住宅用地 農業用地 山林・原野	2 15 30						傾斜地	22	
		計	69								47							22	
	キャンプ・コートニー	S46.6.30	396							塩素工場 住宅用地	15 30	海上自衛隊具志川送信所	171				傾斜地	60	

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S49.5.31 S58.10.31	52 295							農業用地 砕石場	120 16			米軍住宅	238			傾斜地	36
		H4.5.14 H5.3.31 H5.3.31 H8.1.31 H9.9.30 H10.9.30	0 12 2 0 0 0	天願川河川整備事業	12					住宅用地 住宅用地 農業用地 住宅用地	57 0 2 0								
		計	757		12						240		171		238				96
	天願通信所	S48.9.15 S58.6.30	946 28	天願土地区画 整理事業 天願土地区画 整理事業	946 28														
		計	974		974														
	キャンプ・マクトリアス	S39.6.30 H4.5.14 H4.8.31 H8.1.31	6 0 1 5	県道224号線	5					住宅用地 住宅用地	6 1						民有地	0	
		計	12		5						7								
	キャンプ・ヘーグ	S39.6.30 S52.5.14	12 20							住宅用地 住宅用地	12 20								
		計	32								32								
	平良川通信所	S43.6.30 S44.8.31	166 202	復帰記念会館 中央公民館 市民芸術劇場 高齢者創作館	8 7 33 1					住宅用地 農業用地 住宅用地 農業用地	90 76 59 94								
		S48.6.30 S49.4.30	54 123	福祉センタ - 公民館	1 1					住宅用地 保育園 住宅用地 農業用地 墓地・山林	49 3 61 47 15								
		計	545		51						494								
	陸軍貯油施設	S59.3.31 H3.12.31 H4.12.31 H6.3.31	1 0 0 0	県道75号線	1												民有地 民有地 民有地	0 0 0	

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		計	1		1														0
	赤道サイト	S47.4.18	3						住宅用地	3									
	道路施設	S44.6.30	1	市道	1														
	水道施設	S44.6.30	6	市道	6														
		合計	2,591		1,078		5			879		171		238		72			148
沖縄市	嘉手納弾薬庫地区 (東恩納弾薬庫)	S47.5.14	198	池原土地改良地区	113				住宅用地	20									
				沖縄自動車道	7				農業用地	40									
				送電線鉄塔用地	1				商業用地	2								傾斜地	15
	嘉手納弾薬庫地区	S52.5.14	49	道路	4				住宅地	8								森林	24
									工業用地	8									
									農業用地	5									
			S52.11.30	32								陸上自衛隊白川分屯基地	32						
			S55.12.15	14					工業用地	6								森林	7
			S57.5.15	20					農業用地	1									
			S58.3.31	345	倉敷ダム	345			農業用地	20									
			S61.4.2	0								陸上自衛隊白川分屯基地	0						
		S62.8.31	50	沖縄自動車道	50														
		H7.10.31	3	県道26号	3														
		H7.12.31	394	倉敷ダム	394														
		計	1,105		917					110		32						46	
	知花サイト	S48.4.23	89								陸上自衛隊白川分屯基地	89							
		H8.12.31	1								陸上自衛隊白川分屯基地	1							
		計	90									90							
	キャンプ・シールズ	S46.8.31	605	内喜納土地改良	100				東南植物楽園	399					森林	37	傾斜地・湿地	69	
		S49.9.30	78	沖縄自動車道	7				工業用地	29							傾斜地・湿地	27	
									商業地	8									

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S52.5.14 S55.12.15 S58.10.31 S62.3.31	3 11 1 17	沖縄自動車道 県道26号 市道知花51	5 4 2					農業用地 住宅地 工業用地 工業用地 工業用地	6 1 9 1 6							傾斜地 傾斜地	3 2
		計	715		118						459					37		101	
	キャンプ・ヘーグ	S39.6.30 S46.6.30 S52.5.14	32 54 618	登川土地区画 整理 市道 登川土地区画 整理 コザ児童相談所 美さと児童園 農業近代化施 設 コロニ - 沖縄 中頭教育事務 所 老人福祉セン ター 農民研修セン ター 市道知花1号線 公園馬場都市 線他 かりゆし公園 かりゆし交流セ ンター	6 0 336 3 6 13 7 2 15 20 7 27 6 2					住宅用地 商業用地 農業用地 住宅用地 商業用地 農業用地 住宅用地 病院 ゴルフ場 農業用地	2 1 7 18 1 35 74 18 70 12							森林	16
		計	704		450						238							16	
	嘉手納飛行場	S57.5.14 S58.3.31 S61.1.31 S61.6.30 S62.8.31 S62.9.30	0 58 94 25 237 4	県道228号 県道23号 山内土地区画 整理 上地土地区画 整理 市道知花49 公園上地都市線 上地第2公園 県道228号 沖縄自動車道 県道74号	0 58 15 24 10 2 0 25 237 4	コザ運動 公園	33			住宅用地	10								

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等		
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積	
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積											
		計	418		375		33				10									
	コザ通信所	S48.3.31	5							住宅地	5									
	キャンプ瑞慶覧	S58.3.15	1	比屋根区画整理	1					住宅地	0									
		S60.3.31	12	企業局タンク	12															
		S61.3.31	0	市道山里線	0															
					市道諸見会館 桃原線	0														
					市道市立体育 館西側線	0														
			S62.8.31	26	沖縄環状線	26														
			H1.9.30	0							駐車場	0								
		H3.9.30	1	農研センター 登川区画整理 事業	0															
		H3.12.31	18	沖縄環状線	18															
		H9.12.31	3			市道山里 11号線	2			住宅地	1									
		計	61		58		2				1									
	瑞慶覧通信所	S51.3.31	4							住宅地	4									
	泡瀬通信施設	S40.2.15	19	美東中 高原小	1 2					住宅用地 商業用地	13 3									
		S40.8.15	220	泡瀬土地区画 整理 公園 泡瀬小 市道	216 1 1 2															
		S41.6.30	47	泡瀬土地区画 整理	33					住宅用地	14									
		S43.7.31	39	泡瀬土地区画 整理	39															
		S45.7.10	320	泡瀬土地区画 整理	102	比屋根土 地区画整 理	129			住宅用地	84									
					県道 市道 公園 泡瀬小	2 1 1 1														
		S51.3.31	666	県総合運動公園 老人ホーム 泡瀬養護学校 県教育センター 県営団地	263 15 39 30 62					住宅用地 商業用地 農業用地 墓地	142 23 10 30							森林	50	

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等																					
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積																				
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積																														
		S52.3.31	780	県道	2	比屋根土地区画整理 比屋根土地区画整理	662			住宅用地	74																												
		S58.3.15	67	泡瀬土地区画整理	44															22																			
		計	2,158		902															813	393													50					
		久場崎学校地区	S43.6.30 S45.6.30	1 1																				住宅地 住宅地	1 1														
	計	2							2																														
	陸軍貯油施設	S53.3.31 S59.5.14	1 47	北美小学校 道路 山内区画整理	1 31 7	コザ運動公園	9			住宅用地	5																												
		S60.9.30	5																																				
		計	53																			39	9	5															
	赤道サイト	S47.4.18	4			美里土地区画整理事業	4																																
	泡瀬住宅地区(胡屋開放地) 泡瀬住宅地区 泡瀬住宅地区(犬の目住宅地区)	S37.8.31	193	胡屋キャンプ跡区画整理 道路	173					住宅用地 住宅用地 住宅用地 商業用地	20 2 25 19										傾斜地 傾斜地	2 1																	
		S41.2.28	4																																				
S43.6.30		49																					4																
計		246																					177					66											
泡瀬防空待避所	S47.4.18	32							ホテル	24										傾斜地	8																		
送電線施設	S40.6.30	14	道路	14																																			
水道施設	S47.4.4	21	道路	21																																			
	合計	5,632		3,071		861				1,317		122									37	224																	
勝連町	西原陸軍補助施設	S48.6.30	56						病院	21												35																	
		S49.4.30	22						農業用地	22																													
		計	78							43												35																	

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等		
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積	
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積											
	ホワイト・ビーチ地区	S48.5.1	134								陸上自衛隊勝連高射教育訓練場	134						51		
		S51.12.31	221	町道	23				宅地	64			98	134						
				公園	5				農地(畑)	34										
				土地改良	44				宅地	0										
		H9.3.31	0																	
		H10.3.31	2	町道	2															
		H10.8.30	9			県道	9													
		計	366		74		9											51		
	通信施設	S36.8.31	24							農地・宅地	24									
		合計	468		74		9				165		134					86		
与那城町	西原陸軍補助施設	S48.6.30	6							宅地	6									
			114							農業用地	114									
		計	120								120									
	伊計島沿岸警備隊	S39.9.30	109							リゾート施設	79				保安林	30				
通信施設	S39.9.30	12	土地改良事業	10						宅地用地	2									
		合計	241		10						201					30				
読谷村	瀬名波通信施設(ポロポイント射撃場)	S48.6.30	210			渡慶次遊水池	17			農地	116									
						畑地帯総合整備(読谷西部)	77													
		S49.8.15	1,842	土地改良総合整備事業(西部連道)	911					読谷リゾート	290						原野	67		
						一般廃棄物最終処分場	34		69		農地	75								
				村道儀間18号線	2				ククルリゾート	62										
		S49.10.31	161			座喜味城跡公園	55			宅地	332						原野	45		
										農地	4									
										宅地	57									

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S49.11.30 S51.9.30	1,776	村道残波線	9	残波岬総合公園	468			ホテル	115								8
				村道残波線	8					ゴルフ場	192								
				土地改良総合整備事業(宇座)	241					農地	55								
				土地改良総合整備事業(浜屋)	169					リゾート	63								
				土地改良総合整備事業(渡慶次)	277														
				宇座海岸環境整備	16														
				宇座復帰先地公共施設整備事業	155														
		S52.4.30	1							宅地	1								
		S52.5.14	12							農地	12								
		S58.3.31	5							宅地	5								
		H4.3.31	1							農地	1								
		H4.5.14	0																0
		H4.5.14	0																0
		H8.3.31	0																0
		H11.9.2	0																0
		H13.3.31	0																0
		計	4,008		1,822		686				1,380								120
	嘉手納弾薬庫地区	S52.5.14	8							宅地	4								
		S52.9.30	68	林業振興特別対策(苗畑)	22					農地	4						地域森林計画区域	46	
		S53.3.31	1,108	ヤチムンの里	76					沖ハム読谷工場	40						地域森林計画区域	585	
				畜産経営環境整備(養鶏団地)	58					レイクサイドヴィラ座喜味	141								
				座喜味城跡公園	1														
				長浜ダム	180														
				土地改良総合整備事業(萩川)	27														
		S53.3.31	200	国道58号線	200														
		H4.3.31	0																
		H11.3.25	33														地域森林計画区域	33	
		H11.3.25	736							農地	462						地域森林計画区域	10	
																	地域森林計画区域	129	
																	地域森林計画区域	118	

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		計	2,153		564										比謝川	17			
	読谷陸軍補助施設	S49.10.31	122							宅地 原野	88 34								
		計	122								122								
	読谷補助飛行場	S40.4.15	50							宅地	50								
		S45.7.10	881	農村基盤整備 (座喜味)	45	喜名移転 先地公共 施設整備	301			農地	99								
				企業局読谷調 整池	4				宅地	240									
				伝統工芸セン ター	1				産業廃棄物処 分場	35									
				福祉センター	4														
				土地改良総合 整備事業(池ノ 当)	152														
		S52.5.14	2						墓地	2									
		S52.5.31	1						農地	1									
		S53.4.30	1,012			先進農業 支援セン ター	200		農地	812									
		S62.3.31	8						宅地	8									
		H4.5.14	1						宅地	1									
		計	1,955		206		501			1,248									
	波平陸軍補助施設	S49.10.31	41	県立読谷救護 園	7				宅地	6									
				県立都屋の里 村立診療所	13				農地	3									
				農村婦人の家	6														
		計	41		32					9									
	トリエ通信施設	S41.6.30	2						宅地	2									
		S48.9.15	1,315	渡具知復帰先 地公共施設整 備事業	99				農地	380							原野	155	
				土地改良総合 整備事業(渡具 知)	299				墓地	17									
				泊城公園	42				宅地	311									
				都市計画道路 (水釜～大木)	12														
		S52.5.14	27	土地改良総合 整備事業(渡具 知)	15				農地	12									

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S54.10.31	14	村道古堅～渡具知線	11			国道バイパス	38	農地	3						原野	0	
		S58.7.31	1									宅地	1						
		H6.9.30	1									宅地	1						
		H11.3.31	38																
		H12.6.30	1									宅地	1						
		計	1,399	478				38		728									155
	嘉手納住宅地区	S52.5.14	1	古堅土地区画整理事業 伊良皆大湾排水路 古堅土地区画整理事業	1														
	S52.11.30	101	93						宅地	8									
	計	102	94						8									0	
陸軍貯油施設	S56.2.28	0								宅地	0								
大木サイト	S47.4.18	54								産業廃棄物処理場 農地	27 27								
	計	54							54										
楚辺方向探知西サイト		23								農地	23								
	計	23							23										
	合計	9,858	3,196		1,187			38		4,223						938		276	
嘉手納町	嘉手納弾薬庫地区	S51.11.30	54	環境美化センター	10										鳥獣保護区	26			
				町民の家 運動公園駐車場 貯水池	8 8 2														
	計	54	28													26			
	嘉手納飛行場	S51.11.30	106	久得霊園 農地造成 農作物集出荷場 町道	11 59 4 10					宅地	4				鳥獣保護区	18			
		S57.2.28	1							軍用地主会館	1								
		S57.5.31	0	防衛施設周辺整備協会	0														

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S58.3.31	9	庁舎・文化センター	6					農地 宅地	1 0				鳥獣保護区	3			
		S59.6.5	1	嘉手納警察署	3														
		S60.9.30	0	法務局嘉手納出張所	1														
		S63.3.31	4	道路	0														
		H1.6.30	0																
		H4.9.30	1	消防署庁舎	1														
		H7.9.30	1	企業局制水弁室	1														
			123		96					6								21	
	キャンプ桑江	S36.8.9	139	町道	12					宅地	127								
	キャンプ瑞慶覧	H2.1.31	4	町道	2					宅地	2								
	陸軍貯油施設	S56.2.28	11	町道	11														
		S59.5.14	4	町道	4														
		計	15		15														
	送電施設	S44.6.30	3							住宅用地	3								
		合計	338		153						138							47	
北谷町	嘉手納飛行場	S39.6.30	4	基地周辺対策 (騒音による 移転措置)	4														
		S45.6.30	224	上勢頭土地区 画整理事業及 び主要地方道 沖繩北谷線、 老人福祉セン ター	169					個人住宅	34						傾斜地	21	
		S58.3.31	18	主要地方道沖 繩北谷線	18														
		S59.1.10	9	町道砂辺浜川 境界線及び宮 城6号線	9														
		H8.1.31	21	上勢頭第二土 地区画	21														
		計	276		221						34								
	砂辺倉庫	H5.6.30	3							企業の利用	3								

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
	砂辺陸軍補助施設	S40.6.30 S52.4.30 計	6 24 30							個人住宅 個人住宅	6 24 30								
	カシジ陸軍補助施設	S51.9.30	7														地籍未確定		7
	キャンプ桑江	S49.8.31 S52.3.31 S57.5.14 S62.2.28 H6.12.31 計	36 3 1 1 16 57	保健センター及 道路	16					住宅及び資材 置場 個人住宅 個人住宅	1 1 1 3						山間傾斜地 山間傾斜地	35 3	38
	キャンプ瑞慶覧	S49.9.30 S52.5.14 S56.12.31 S56.12.31 H1.6.30 H4.11.30 H7.11.30 H9.5.14 計	44 70 252 382 8 1 3 1 761	北前区画整理 事業 桑江区画整理 事業 北前区画整理 事業 桑江区画整理 事業 道路 道路	70 221 355 8 1 1					個人住宅 沖縄電力による 占用	2 1 3						山間部傾 斜地 訓練海域 海没地	44 31 27	102
	瑞慶覧通信所	S51.3.31	119	桃原土地区画 整理事業及び 桃原公園、上勢 桃原線道路事 業	117					個人住宅	2								
	陸軍貯油施設	S56.4.30 S59.5.14 計	9 20 29	砂辺浜川線道 路改良事業	10					個人住宅 個人住宅	9 5 14			陸軍貯油 施設	5				

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等		
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積	
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積											
	リージョンクラブ	S47.5.14	24							企業の利用	24									
	V.O.A沖縄本部	S52.12.31	55										嘉手納飛行場	55						
	合計		1,361		1,020						113			60					168	
北中城村	キャンプ瑞慶覧	S49.9.30	302	沖縄ろう学校	34					個人宅地	1 21			キャンプ瑞慶覧	81	林地	37	原野 不明地	21 23	
		S62.5.14	1	屋宜原保育所	2					給油所	4									
		S62.8.31	83	復帰地先公共事業	25					中古車センター	2									
		H3.12.31	4	村道	1					さくもと	50									
		H8.6.30	0							変電所	0								0	
		H9.3.31	0	沖縄自動車道	1															
		H10.3.31	16	沖縄自動車道	83															
			16	沖縄環状線	4															
		計	406	瑞慶覧16号線	0															
				県道81号線	16															
		計	406	計	166						78			81		37			44	
	泡瀬通信施設	S51.3.31	348	県立運動公園	213	渡口土地区画整理	121												1	
				し尿処理施設	9															
				村道	4															
		計	348	計	226		121												1	
	泡瀬倉庫地区	S48.6.30	131	村立幼稚園	7					宅地	1								傾斜地	86
				村道	2															
				村立中央公民館	31															
				商工研修施設	1															
				社会福祉センター	3															
		計	131	計	44						1								86	
	久場崎学校地区	S43.7.1	10							農地(畑)	10									
		S45.6.30	3																	
		計	13								10								3	
	泡瀬住宅地区	S41.2.28	10							宅地	10									
		S43.6.30	4							宅地	4									
		計	14								14									

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
	リージョンクラブ	S47.5.14	5							レストラン	5								
	久場サイト	S47.5.1	3							中川実業所	3								
	コミュニケーションライン	S44.11.15	19							宅地・農地	19								
	瑞慶覧住宅地区	S43.6.30	5							宅地	5								
	合計		944			436		121		0		135				81		37	
中城村	久場崎学校地区	S45.1.31	147							宅地	10								
		S46.8.31	50							農地(畑)	137								
		S56.3.31	127	久場地区区画 整理事業(宅地)	98					農地(畑)	50								
				久場地区区画 整理事業(道路)	19					農地(畑)	4								
				久場地区区画 整理事業(公園)	6														
	計		324		123						201								
	久場サイト	S47.5.1	5															山林・墓地	5
	合計		329		123						201								5
宜野湾市	キャンプ瑞慶覧	S53.3.31	0							宅地	0							原野	2
		S54.9.30	2																
		S59.3.21	1	伊佐土地区画 整理(宅地)	1														
		H1.9.30	7							駐車場	7								
		H9.6.30	0							駐車場	0								
		H12.2.29	33	県道用地	33														
	計		43		34						7								
	普天間飛行場	S37.6.30	73	新城第2土地区 画整理(道路)	21														
" (公園緑地)				1															
" (普天間第2小学 校)				11															
" (宅地)				40															

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S39.1.15	45																45
		S39.8.15	76																76
		S52.3.31	26	野嵩土地区画整理(道路)	3														
				市庁舎・市民会館	23														
		S52.3.31	78	上原土地区画整理(道路)	15														
				上原土地区画整理(公園)	3														
				上原土地区画整理(宅地)	60														
		S52.3.31	5						宅地	5									
		S52.4.30	3						宅地	3									
		S52.9.30	24						宅地	24									
		S60.1.31	7	消防庁舎	7														
		S62.2.28	2	道路(喜友名14号線)	2														
		H4.2.29	2						住宅	2									
		H4.5.14	15	佐真下土地区画整理(道路)	12														
				佐真下土地区画整理(宅地)	3														
		H4.5.14	1						宅地	1									
		H8.6.30	9	普天間第二小学校用地	9														
		H9.5.14	0						宅地	0									
		H9.9.30	0						宅地	0									
		計	366		210					35									121
	キャンプ・マーシー	S36.9.10	8	真志喜土地区画整理事業	8														
		S39.1.31	25	真志喜土地区画整理事業	25														
		S40.6.30	8	真志喜土地区画整理事業	8														
		S49.12.20	62	真志喜土地区画整理事業	62														
		S51.3.31	307	真志喜土地区画整理事業	307														
		計	410		410														
	キャンプ・ブーン	S44.10.31	2	宇地泊土地区画整理(市道)	1														
				宇地泊土地区画整理(宅地)	1														
		S49.12.10	151	宇地泊土地区画整理(市道)	39														
				宇地泊土地区画整理(宅地)	106														

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
				宇地泊土地区画整理(公園)	6														
		計	153		153														
	陸軍貯油施設	H2.12.31 H8.6.30	36 14			道路 道路	29 10			宅地 宅地	7 4								
		計	50				39				11								0
		合計	1,022		807		39				53								123
浦添市	牧港倉庫	S49.12.10	2							パチンコ店	2								
	牧港補給地区 (V.F.W) (極東放送) (小湾変電所施設) (城間変電所施設)	S47.5.14 S47.5.14 S47.5.14 S47.5.14	19 10 2 11							F M沖繩 沖繩電力 沖繩電力	10 2 11						未利用地	19	
	牧港補給地区	S49.9.30 S52.3.31 H1.3.31 H4.5.14 H7.2.28 H9.5.14 H13.9.30	18 16 0 0 3 0 12	西海岸埋立(緑地)	0					牧港産業 牧港オート	16 0						地形形状が悪い	18	
						小湾川改修工事	3											0	
						道路整備市道487号	12											0	
		計	91		0		15				39							37	
	牧港補給地区補助施設	H5.3.31	1							琉球通運	1								
	牧港調達事務所	S49.3.31	1							ビザハウス	1								
	浦添倉庫	S48.6.30 S50.1.31	3 3							沖繩食糧 沖繩食糧	3 3								
		計	6								6								
	工兵隊事務所	S61.5.31	8							米領事館・生協	8								

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
	陸軍貯油施設	S60.6.30	23			道路整備市道213号線	23												
		H2.12.31	7					道路整備市道347号線	7										
		計	30						23										
	水道施設（牧港水道ポンプ）	S44.11.30	1		1														
	外人商社	S47.5.14	5							マクドナルド	5								
	軍道1号線	S47.5.14	123	道路整備国道58号線	123														
	高圧送電線施設	S47.5.14	56							沖縄電力	56								
	新聞原地域（発電所施設）	S43.6.30	201							沖縄電力	201								
	牧港地下ケーブル	S47.5.14	2							沖縄電力	2								
牧港屋富祖水道ポンプ	S47.5.14	9	上水道企業局	9															
	合計	536		133		38		7		321								37	
那覇市	嘉手納飛行場	H7.3.31	1	那覇空港	1														
	牧港住宅地区	S40.6.30	25	国道330号線	25														
		S50.7.31	6				第2環状線	6											
		S52.4.30	229				那覇新都心土地区画整理事業	229											
	S55.3.31	1				那覇新都心土地区画整理事業	1												

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S58.6.30	0			那覇新都心土地区画整理事業	0												
		S60.5.14	24			那覇新都心土地区画整理事業	24												
		S62.5.31	1,666			那覇新都心土地区画整理事業	1,666												
		計	1,951		25		1,926												
	ハーバービュー・クラブ	S47.8.14	17	那覇市道	7					商業地	10								
	那覇港湾施設	S40.6.30	52	山下土地区画整理	52														
		S59.5.14	1	国道332号線	1														
		S61.5.15	28	国道331/332号線	28														
		S61.10.31	206							商業用地	16	陸上自衛隊那覇訓練場	190						
		H5.3.31	7	国道332号線	7														
		H12.6.30	9	那覇港臨港道路空港線	9														
		計	303		97						16		190						
	那覇サービスセンター	S60.4.30	0																0
		H7.8.31	5	県立武道館	5														0
		計	5		5														0
	那覇空軍・海軍補助施設	S40.6.30	48							住宅用地	48								
		S48.7.30	26	国道331号	26														
		S50.6.7	5	那覇空港	5														
		S51.9.30	173	具志・宮城土地区画	173														
		S52.5.14	0																
		S53.7.31	27																
		S55.3.31	916			小録金城土地土区画整理	916												
		S55.9.30	2							住宅用地	2								

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S56.10.31	10			小録金城土地土区画整理	10												
		S57.3.31	2,278	高良宇栄原土地区画整理事業・具志宮城土地区画整理事業等(国道331バイパスを含む)	204						空自及び陸自	2,074							
		S58.3.31	58			小録金城土地土区画整理	58												
		S58.10.31	1								航空自衛隊那覇基地	1							
		S59.3.31	5	那覇空港	5														
		S59.5.31	8	那覇空港ターミナル	8														
		S61.10.31	41	那覇空港	41														
		計	3,598		462		984			50		2,102							
那覇サイト		S48.1.31	1								航空自衛隊那覇基地	1							
		S48.4.3	103								航空自衛隊那覇高射教育訓練場	103							
		計	104									104							
陸軍貯油施設		S53.6.30	2			壺川土地区画整理	2												
		S56.4.30	1	与儀地区土地区画整理事業	1														
		S57.5.15	2	奥武山運動公園	2														
		S59.5.14	0	国道330号	0													0	
		S60.6.30	27	国道330号	27														
		計	32		30		2											0	
那覇海軍航空施設		S47.5.14	1,984	那覇空港	1,984														
		S50.6.7	831	那覇空港	831														
		S50.6.27	5	那覇空港	5														
		計	2,820		2,820														
那覇第二貯油施設		S47.5.14	196	与儀地区土地区画整理事業	196														

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
	航空自衛隊那覇基地	S51.12.31	254							ボウリング場 ゴルフ練習場 那覇交通 グラウンド(野 球場) 倉庫その他	11 20 17 28 8								170
		計	254							84									170
		合 計	9,281		3,643		2,912			160		2,396							170
豊見城市	那覇空軍・海軍補助施設	S51.9.30	24							農用地及び 住宅用地等	24								
		S52.5.14	165	市営球場	34					レジャーランド	6							土地利用 に関する規 制が厳しい	98
				道路 駐車場 ポケットパーク	24 2 1														
		計	189		61					30								98	
糸満市	キャンプ瑞慶覧	S50.3.31	5	道路	5														
	与座岳航空通信施設	S45.6.30	36	団体営土地改 良総合整備事 業	16					ゴルフ場	20								
		S46.6.30	57	団体営土地改 良総合整備事 業	37					ゴルフ場	20								
		S47.11.2	3							ゴルフ場	3								
		S48.3.31	130									航空自衛 隊与座岳 分屯基地	130						
		S51.6.30	0									航空自衛 隊与座岳 分屯基地	0						
		計	226		53					43		130							
与座岳サイト	S48.4.16	88								陸上自衛 隊南与座 高射教育 訓練場	88								

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
	与座岳陸軍補助施設	S49.9.30	125							民芸品店(30) 果樹園(23)農 業施設(4)採石 場(7)	64							荒地	61
	南部弾薬庫	S52.3.31	39							採石場	39								
	三和NDB施設	S47.5.14	37							農業用地	37								
	バグナー中将記念碑	S47.5.14	1							観光施設	1								
	水道施設	S41.3.31	4	水道施設	1					農地・宅地	3								
	合計		525		59						187		218						
東風平町	与座岳航空通信施設	S46.6.30	16							南部水道タン ク、ゴルフ場	11							原野	5
		S48.3.31	25								航空自衛 隊与座岳 分屯基地	25							
	計		41								11	25							
	与座岳陸軍補助施設	S48.2.15	85								陸上自衛 隊与座分 屯地	85							
	合計		126								11	110							5
具志頭村	与座岳サイト	S48.4.16	34									陸上自衛 隊南与座 高射教育 訓練場	34						
	与座岳陸軍補助施設	S49.9.30	7									陸上自衛 隊南与座 高射教育 訓練場	7						
	南部弾薬庫	S52.3.31	1,248							ゴルフ場	1,248								
	合計		1,289								1,248	41							

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等			
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積		
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積												
玉城村	知念第二サイト	S48.1.31	13	県道知念・南風原線	13																
	知念補給地区 (諸施設) (倉庫地域)	S41.6.30	11	県道知念・南風原線	10														土地が分散している為	11	
		S41.6.30	10																		
	知念補給地区	S49.10.15	1,795	島尻消防本部	7					ゴルフ場	1,270									実施計画ができていなかったため	404
				村道仲村渠～富里線	25																
				村道糸数～赤津川線	3																
				村道屋嘉部～親慶原線	6																
村道屋嘉部～糸数上原線				2																	
玉城村勤労者体育館	14																				
計	1,816	67							1,334										415		
道路施設	S40.7.31	5		5																	
水道施設	S42.7.14	4																	土地が分散している為	4	
合計		1,838		85						1,334										419	
知念村	知念第一サイト	S48.4.6	115								陸上自衛隊知念高射教育訓練場	115									
	知念第二サイト	S48.5.14	162								航空自衛隊知念高射教育訓練場	162									
	水道施設	不明	6							農業用水	6										
	合計		283								6		277								

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
佐敷町	知念第二サイト	S48.1.31	2								航空自衛隊知念高射教育訓練場	2							
		S48.5.14	135								航空自衛隊知念高射教育訓練場	135							
		S49.1.9	0								航空自衛隊知念高射教育訓練場	0							
			137										137						
	新里通信所	S49.3.31	55	長作線道路整備事業 厚生年金休暇センター	6														
		計	55		55														
	(通信施設)	S39.8.15	12						住宅・農用地	12									
	(道路施設)	S37.8.31	15	県道玉城知念整備事業	15														
	合計		219		70					12		137							
与那原町	道路施設	S44.10.30	2	道路	2														
大里村	新里通信所	S49.3.31	50	村道	1				老人ホーム 精薄厚生施設 農業用地 駐車場	10 5 5 2							岩盤地域	27	
		合計	50		1					22								27	
南風原町	送電施設	S45.6.30	19	送電施設	19														
久米島町	鳥島射爆場	S53.6.30	1					港	1										
	久米島航空通信施設	S46.6.30	45			宇江城城跡整備事業	5							森林計画区域等	40				

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等	
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積										
		S47.11.2	2								航空自衛隊久米島分屯基地	2			森林計画区域等	2			
		S48.5.14	232								航空自衛隊久米島分屯基地	230							
		計	279				5					232							42
		合 計	280				5		1			232			42				
渡嘉敷村	渡嘉敷陸軍補助施設	S47.5.14	371	国立沖縄青年の家 村道	324														
		計	371		47														
	前島訓練場	S47.5.14	1,428														無人島で島の大部分が傾斜地のため	1,428	
		合 計	1,799		371													1,428	
平良市	宮古島ヴォルタック施設	S48.2.15	164	航空通信施設	164														
	宮古島航空通信施設	S46.6.30	5	災害防備林 上水道施設・防風林	5														
		S48.2.15	12		12														
		計	17		17														
宮古民政府	S44.6.30	7	宮古島気象台、宮古職業安定署、国家公務員住宅	7															
		合 計	188		188														
城辺町	宮古ロランA送信所	S47.5.14	49	海上保安庁ロラン局	49														

市町村名	施設名	返還年月日・面積		公共事業						個人・企業の利用		自衛隊利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等			
		年月日	面積	完了		実施中		計画中		利用の状況	面積	施設名	面積	施設名	面積	保全地の内容	面積	理由等	面積		
				事業名	面積	事業名	面積	事業名	面積												
上野村	宮古島航空通信施設	S46.6.30	93	家畜せり市場 (20千㎡)、畜産 センター(48千 ㎡)、草地開発 開発事業(1千 ㎡)	69							航空自衛 隊宮古分 屯基地	24								
		S47.11.24	1											航空自衛 隊宮古分 屯基地	1						
		S48.2.15	89											航空自衛 隊宮古分 屯基地	89						
		合計	183												114						
石垣市	八重山民政官府	S47.5.14	25	児童公園整備	25																
市町村 不明	知花サイト	S48.4.23	23									陸上自衛 隊白川分 屯地	23								
		総合計	118,734		33,736		5,337		60		19,174		4,281		3,205		38,190		14,751		

7 基地関係機関の組織等

(1) 安全保障問題等に関する日米間の主な協議の場

(平成14.1.1現在)

協議の場	根 拠	目 的	構 成 員 又 は 参 加	
			日 本 側	米 国 側
安 全 保 障 協 議 委 員 会 (S C C)	安保条約第4条を根拠とし、昭35.1.19付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置(2.12.26書簡交換によって米側の構成員を国務長官及び国防長官とした)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	外務大臣 防衛庁長官	国務長官 国防長官 (2.12.26以前は駐日米大使、太平洋軍司令官)
安 全 保 障 高 級 事 務 レ ベ ル 協 議 (S S C)	安保条約第4条	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	参加者は一定していない (両国次官クラス等事務レベル要人より適宜行なわれている)	
安 保 運 用 協 議 会 (S C G)	安保条約第4条を根拠とし、昭48.1.19外務大臣と駐日米大使との会談における合意に基づき設置	安保条約及びその関連取極の運用についての協議及び調整	外務審議官 外務省北米局長 防衛施設庁長官 防衛庁防衛局長 統幕議長 等	在日米大使館公使及び参事官 在日米軍司令官及び参謀長等
合 同 委 員 会	地位協定第25条	地位協定の実施に関して協議	外務省北米局長 防衛施設庁長官等	在日米大使館参事官 在日米軍参謀長等
防 衛 協 力 小 委 員 会 (S D C)	昭51.7.8第16回安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。平成8年6月の日米次官級協議において改組。平成9年9月23日の安全保障協議委員会で、日本側の構成員に防衛庁の運用局長を加えた。	緊急時における自衛隊と米軍との間の整合のとれた共同対処行動を確保するため取るべき措置に関する指針を含め、日米間の協力のあり方に関する研究協議	外務省北米局長 防衛庁防衛局長 防衛庁運用局長 (9.9.23以降) 統合幕僚会議の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、在日米軍、統参本部等の代表
日 米 装 備 ・ 技 術 定 期 協 議 (S & T F)	防衛事務次官と米国防次官(研究・技術担当)との合意に基づき設置	日米間の装備・技術分野における諸問題について意見交換	防衛庁装備局長	米国防省国際協力技術担当次官代理等

(2) 沖縄の米軍基地問題に関する協議機関の概要

名 称	構成メンバー	設置年月日	設置目的及び検討事項等	備 考
沖縄に関する特別 行動委員会（S A C O）	（日本側） 外務省北米局長、防衛庁防 衛局長、防衛施設庁長官、 統合幕僚会議議長 （米国側） 国務次官補、国防次官補、 太平洋軍事司令部第5部 長、在日米軍司令官、在日 米国外使館次席公使、統合 参謀本部メンバー	平成7年 11月20日 （平成8 年12月2 日、最終 報告を行 いその役 割を終了 した。）	1 在日米軍施設・区域が沖縄 に集中していることに留意 し、日米安保条約の目的達成 との調和を図りつつ、整理、 統合、縮小を実効的に進める ための方策について真剣かつ 精力的に検討を行う。 2 施設・区域に関連して生じ る訓練、騒音、安全等に係る 問題についても、その具体的 改善について検討を行う。	日米間の米軍 基地に関する 協議機関（お おむね1年間 を目途に設 置）
作業グループ （S A C O W G）	（日本側）審議官クラス （米国側）次官補代理クラ ス			
沖縄米軍基地問題 協議会	（政府側）内閣官房長官 外務大臣 防衛庁長官 （県 側）沖縄県知事	平成7年 11月17日 （閣議決 定）	沖縄県に所在する「日本国とア メリカ合衆国との間の相互協力 及び安全保障条約」第6条に基 づく施設・区域にかかる諸問題 に関し協議することを目的とす る。	政府・沖縄県 間の協議機関
幹事会	（政府側） 内閣官房副長官（事務）、 内閣官房内閣外政審議室 長、外務省北米局長、防衛 庁防衛局長、防衛施設庁長 官 （県側） 沖縄県副知事 沖縄県政策調整監			
普天間飛行場等の 返還に係る諸問題 解決のための作業 委員会 （作業委員会）	（政府側） 内閣官房副長官（事務）、 内閣官房内閣内政審議室 長、内閣外政審議室長、外 務省北米局長、防衛庁防衛 局長、防衛施設庁長官、沖 縄開発庁総務局長、内閣官 房内閣広報官、大蔵省官房 長、文化庁次長、農林水産 省総務審議官、通商産業省 環境立地局長、運輸省運輸 政策局長、郵政省電気通信 局長、労働省職業安定局 長、建設省建設経済局長、 自治省総務審議官、環境庁 企画調整局長 （県 側） 沖縄県副知事、沖縄県政策 調整監、沖縄県知事公室 長、沖縄県企画開発部参事 監	平成8年 5月8日 （内閣官 房長官決 裁）	「沖縄県における米軍の施設・ 区域に関連する問題の解決促進 について」（平成8年4月16日 閣議決定）を踏まえ、普天間飛 行場の返還に係る諸課題の解決 の効果的な推進を図るため、作 業委員会を設置する。また、普 天間飛行場以外の米軍施設・区 域の返還に係る諸課題につい ても、検討の対象とする。 （主たる検討項目） 1 普天間飛行場 (1) 在沖米軍施設・区域におけ るヘリポートの建設 (2) 嘉手納飛行場における追加 的な施設の整備 (3) 跡地利用計画の策定 (4) 移転先地の地元対策 2 その他、S A C O中間報告 で返還が合意された施設・区 域 (1) 跡地利用計画の策定 (2) 移設先地の地元対策 * 上記の作業を実施するため、 文化財保護法、赤土等流出防止 条例、建設工事関係法令等に基 づく手続き、環境影響評価等につ いて、政府と沖縄県が相互に 協力して実施する。	
作業部会	（政府側） 内閣内政審議室長、他作業 委員会を構成する15省庁の 審議官及び課長クラス （県側） 沖縄県政策調整監、沖縄県 基地対策室長、沖縄県企画 調整室長、沖縄県国際都市 形成推進室参事	平成8年 5月9日 （作業委 員会（第 1回）で 設置）		

(3) 日米合同委員会組織図

() 内設置年月日

(平成13年9月15日現在)



(4) 日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取扱

(久保 - カーチス協定)

日本国防衛庁及びアメリカ合衆国国防省の代表は、沖縄の日本国への復帰後における沖縄の局地防衛のための自衛隊展開についての日本側計画に関連した両防衛当局官の必要な調整に関する事項を討議してきたので、

この取扱に述べられている前記の討議の結果は、日米安全保障協議委員会の1971年6月29日の会合において承認されたので、

よって、これらの代表は次のとおり合意する。

1 日本国における局地防衛責務の引受け

日本国は、次項に掲げる日程に従い、沖縄の局地防衛の任務、すなわち、陸上防衛、防空、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる捜索・救難を引き受ける。

2 日本国による引受けの時期

日本国による前項の防衛任務の引受けは、沖縄復帰日後、1973年7月1日以前の実施可能な最も早い日までに完了する。

a 当初展開

日本国は、復帰日後約6箇月以内に、約3千2百人から成る次の部隊を展開する。

(1) 陸上自衛隊 司令部、普通科中隊2、施設中隊1、航空隊1、支援隊1、その他の部隊

(2) 海上自衛隊 基地隊1、対潜哨戒機隊1、その他の部隊

(3) 航空自衛隊 司令部、要撃戦闘機隊1、航空警戒管制隊1、航空基地隊1、その他の部隊

b 追加展開

日本国は、更に、1973年7月1日までに、地对空ミサイル防空を実施し、及び航空警戒管制組織を運用するために、ナイキ群1(3箇中隊)、ホーク群1(4箇中隊)及び適当な支援要員を展開する。

3 施設

a 防衛庁は、次の施設に部隊を配置する意図を有する。

(1) 那覇空港 航空自衛隊の要撃戦闘機隊その他の部隊及び陸上自衛隊の航空隊。海上自衛隊の対潜哨戒機隊も那覇空港を使用する。

(2) 那覇ホイール = 陸上自衛隊の部隊及び必要に応じその他の自衛隊の部隊。

(3) ホワイト・ビーチ地区及び那覇港 = 海上自衛隊の部隊。棧橋、集荷場その他の施設の海上自衛隊による使用のため、地位協定第2条4項(a)に基づく必要な取扱を行う。

(4) ナイキ・ホーク及び航空警戒管制隊が使用中の施設及び区域。展開される自衛隊の地对空ミサイル部隊及び航空警戒管制隊。

b 合衆国は、自衛隊の受信及び送信施設の設置に協力するものとし、かつ、可能な場合、合衆国軍隊の施設及び区域内にこれらの通信施設を受け入れることを考慮する。

4 防空

a 航空自衛隊は、

(1) 復帰日又はその直後に部隊を那覇空港に展開し、

(2) 復帰日から6箇月以内にF-104J航空機による防空警戒待機の運用を引き受け、及び、

(3) 1973年7月1日までに航空警戒管制組織の運用を引き受ける。

b 航空自衛隊のナイキ群及び陸上自衛隊のホーク群は、1973年7月1日までに地对空ミサイル防空任務を引き受けるよう沖縄に展開する。

c 沖縄の防空の運用責任は、自衛隊が1973年7月1日までの間にその責任を引き受けるときまでは、合衆国空軍が保持する。

ただし、自衛隊及び合衆国軍隊に対する指揮は、それぞれの国の指揮系統を通して実施される。

5 地対空ミサイル及び航空警戒管制組織

沖縄の防空の早期引き受けを容易にするため、双方で合意する基本的な航空警戒管制組織及びナイキ・ホークの地対空ミサイル組織については、別個に定める条件に従い、防衛庁はこれを購入する意図を有し、合衆国政府は国防省を通じてその売却を申し出る。

6 陸上防衛、海上哨戒及び搜索・救難

自衛隊は、沖縄において、復帰日から、6箇月以内にその部隊の運用が可能になるに従い、陸上防衛、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる搜索・救難を引き受ける。自衛隊及び合衆国軍隊の代表は、協力して、これらの機能を遂行する部隊の沖縄への展開のための詳細な計画を準備する。

7 詳細な実施計画

上記の自衛隊による防衛任務の引き受け及びその展開計画を実施するため、防衛庁と国防省の代表は、詳細な実施計画及び調整のための手続きをとりまとめる。

日本国防衛庁防衛局長

久保卓也

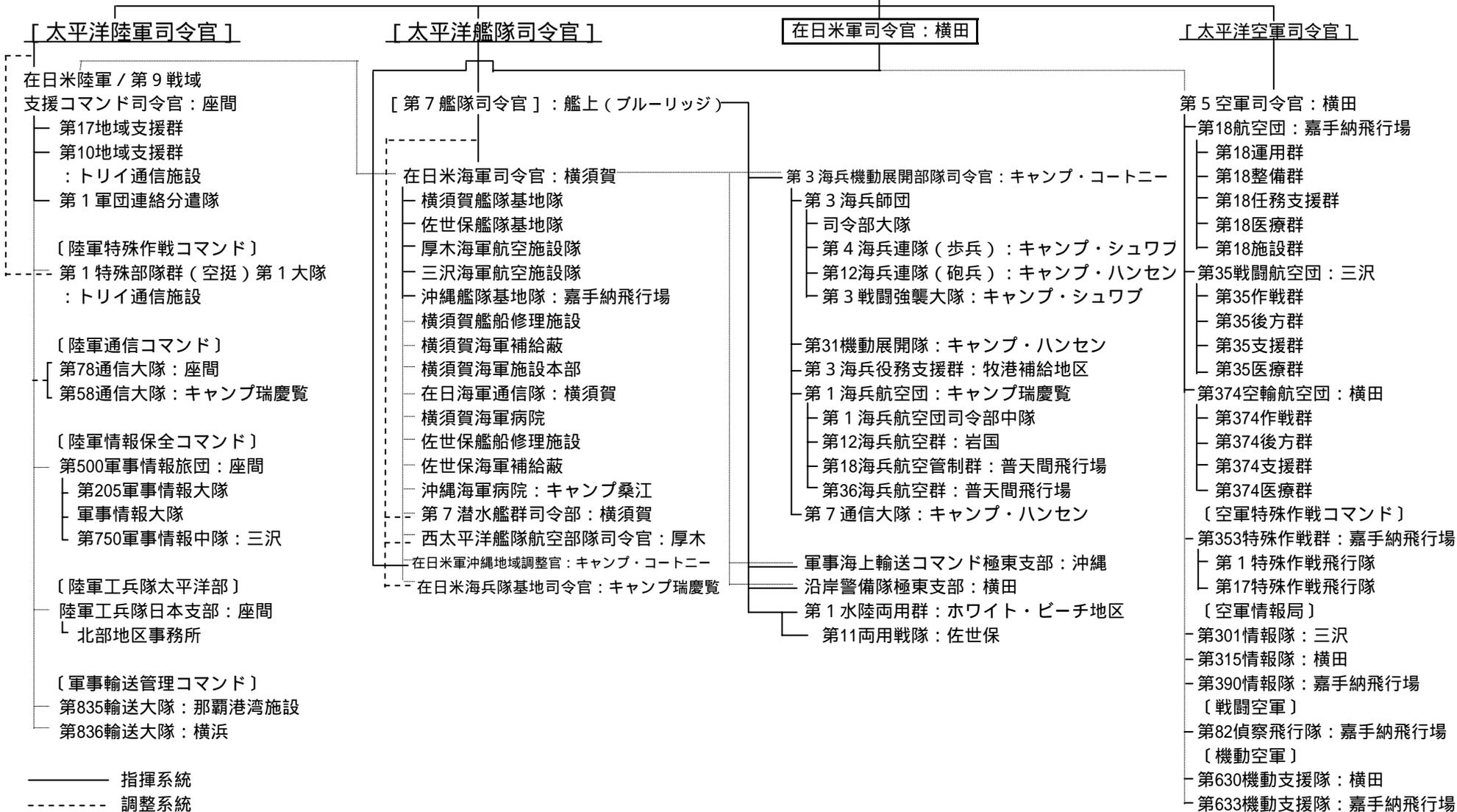
在日アメリカ合衆国大使館首席軍事代表

海軍中將

ウォルター・L・カーチス・ジュニア

(5) 在日米軍組織図

[太平洋軍司令官]



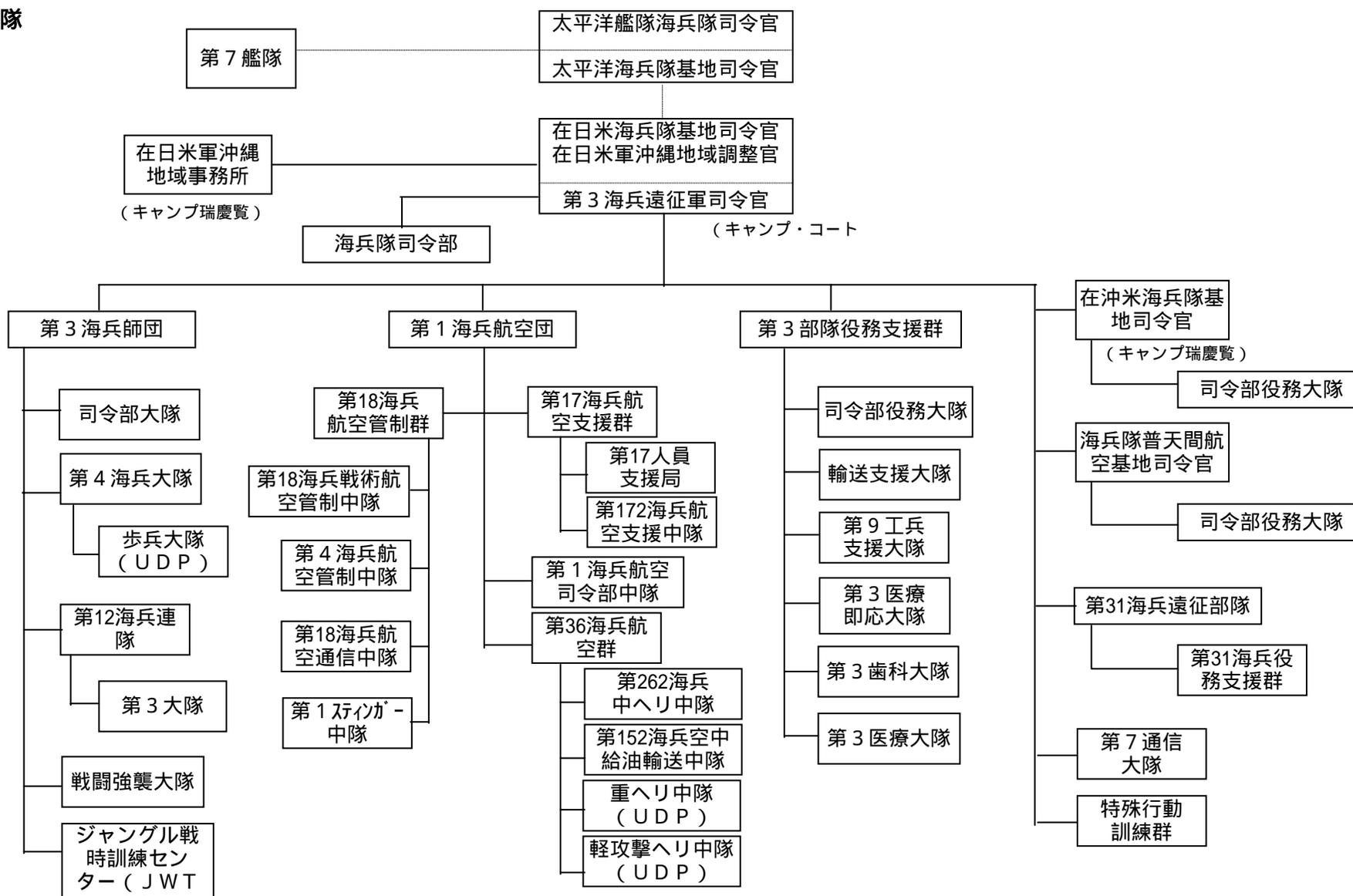
——— 指揮系統
 - - - - - 調整系統
 ——— 指揮系統 (中間に別の司令部が介在)
 [] : 日本以外に所在する部隊機関
 所在地の表示がないものは、直近の上級部隊機関と同一地に所在

(6) 在沖米軍主要組織図

1998年2月現在

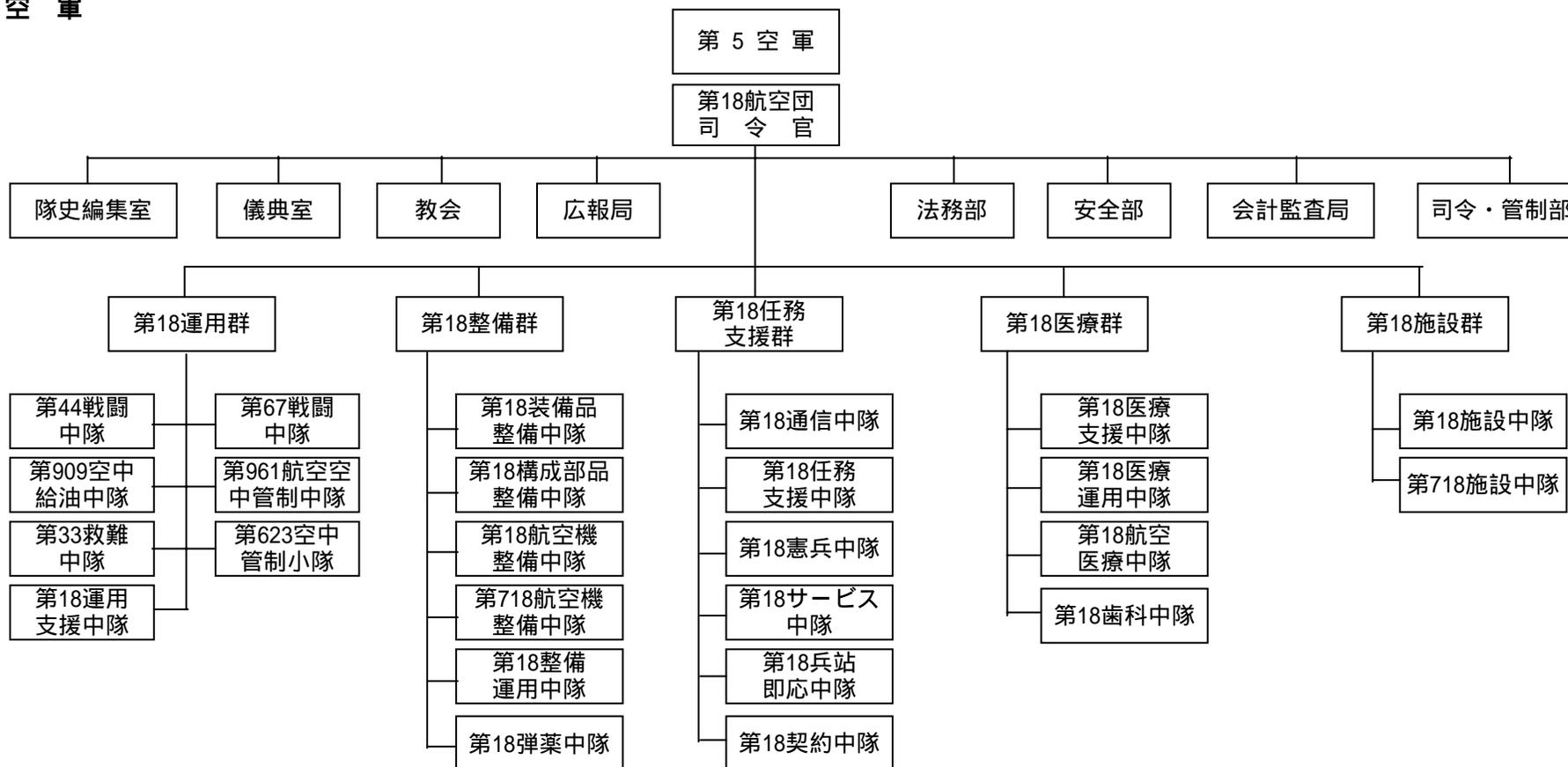


海兵隊



* 4つの歩兵大隊がUDP（部隊派遣）プログラムとして、6か月交代で駐留している。

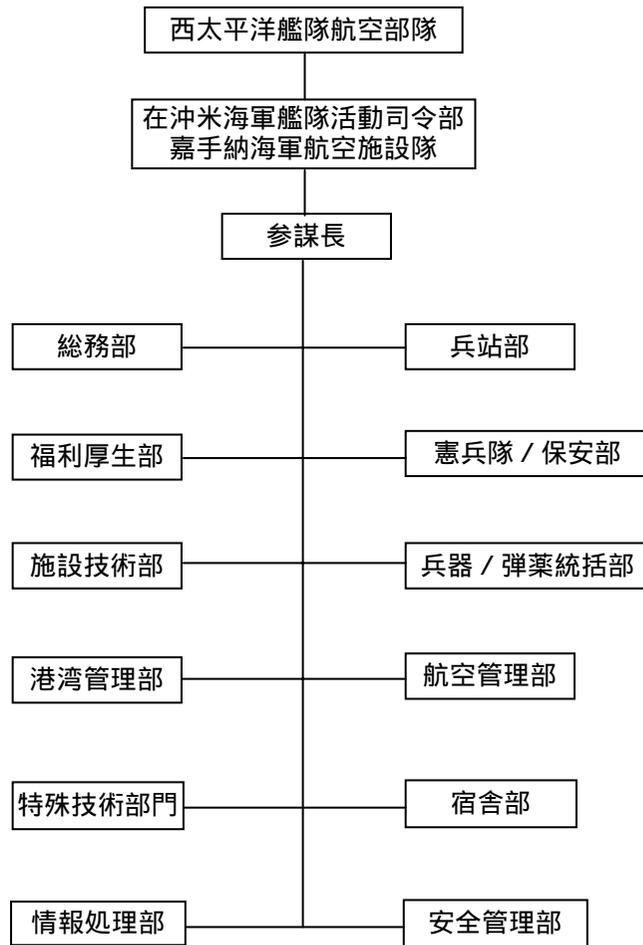
空 軍



(第18航空団が支援する他の主要空軍部隊)

第353特殊作戦群	太平洋支援センター	空軍環境、安全、職業上の健康リスク分析研究所第3分遣隊
第733空輸機動支援中隊	第82偵察中隊	海外放送情報サービス
第390情報中隊	国防省管理米人学校	特別調査機関・第624分遣隊
第372訓練中隊第15分遣隊	第653戦闘兵站支援中隊	ワーナーロビンズ航空兵站センター第3分遣隊
		太平洋地域航空郵便中隊第3分遣隊

海 軍

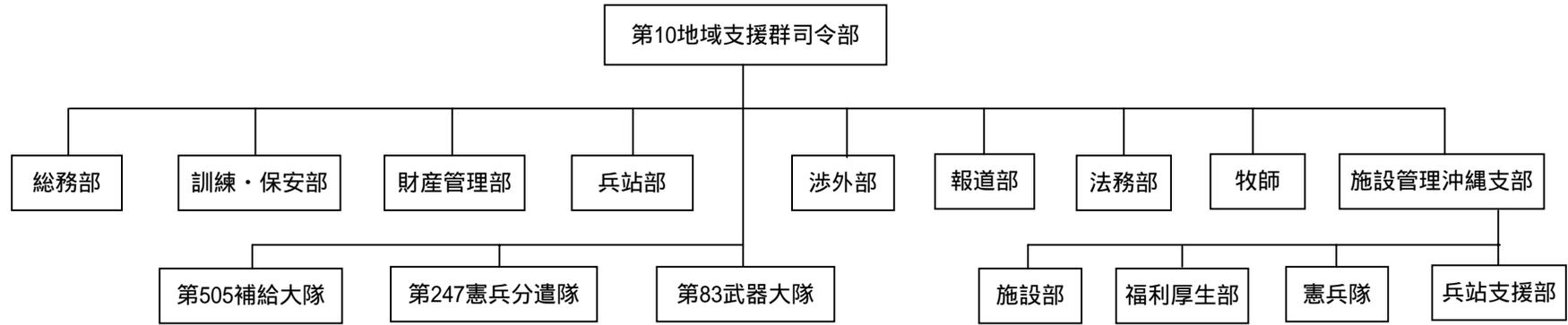


在沖米海軍艦隊活動司令部が支援する海軍関連部隊

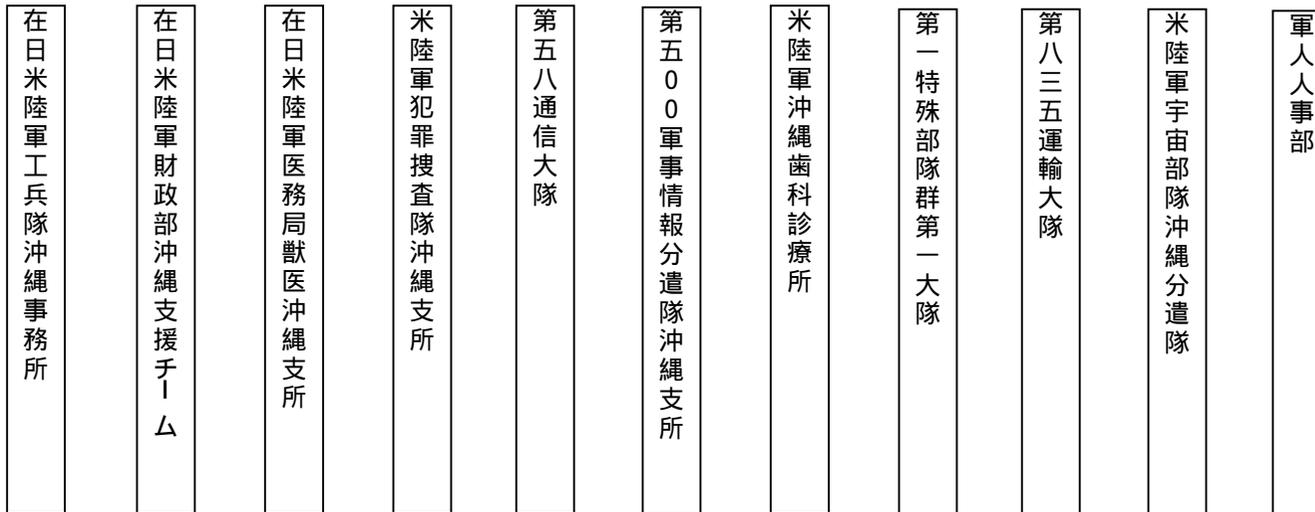
- 第76戦闘機動部隊 / 第1水陸両用群司令部
- 在日米海軍司令部分遣隊
- 第1哨戒航空団分遣隊
- 米太平洋艦隊海軍工兵大隊分遣隊
- 機動機雷組立群嘉手納第10分遣隊
- 横須賀補給センター沖繩分遣隊
- 米海軍通信施設沖繩分遣隊
- 海兵隊航空団嘉手納連絡所
- 海軍太平洋航空機整備隊
- 在沖米海軍病院
- 在沖米海軍歯科センター
- 在沖軍事海上輸送司令部
- 海軍海洋観測司令部嘉手納分遣隊
- 人事支援沖繩分遣隊
- 海軍調査局沖繩事務所
- 太平洋艦隊視聴覚施設沖繩事務所
- 海軍設営司令部沖繩地区担当
- 米海軍機器測定研究所
- 在沖米海軍極東通信所沖繩分遣隊

陸 軍

在日米陸軍 / 第9軍 (司令部：キャンプ座間)

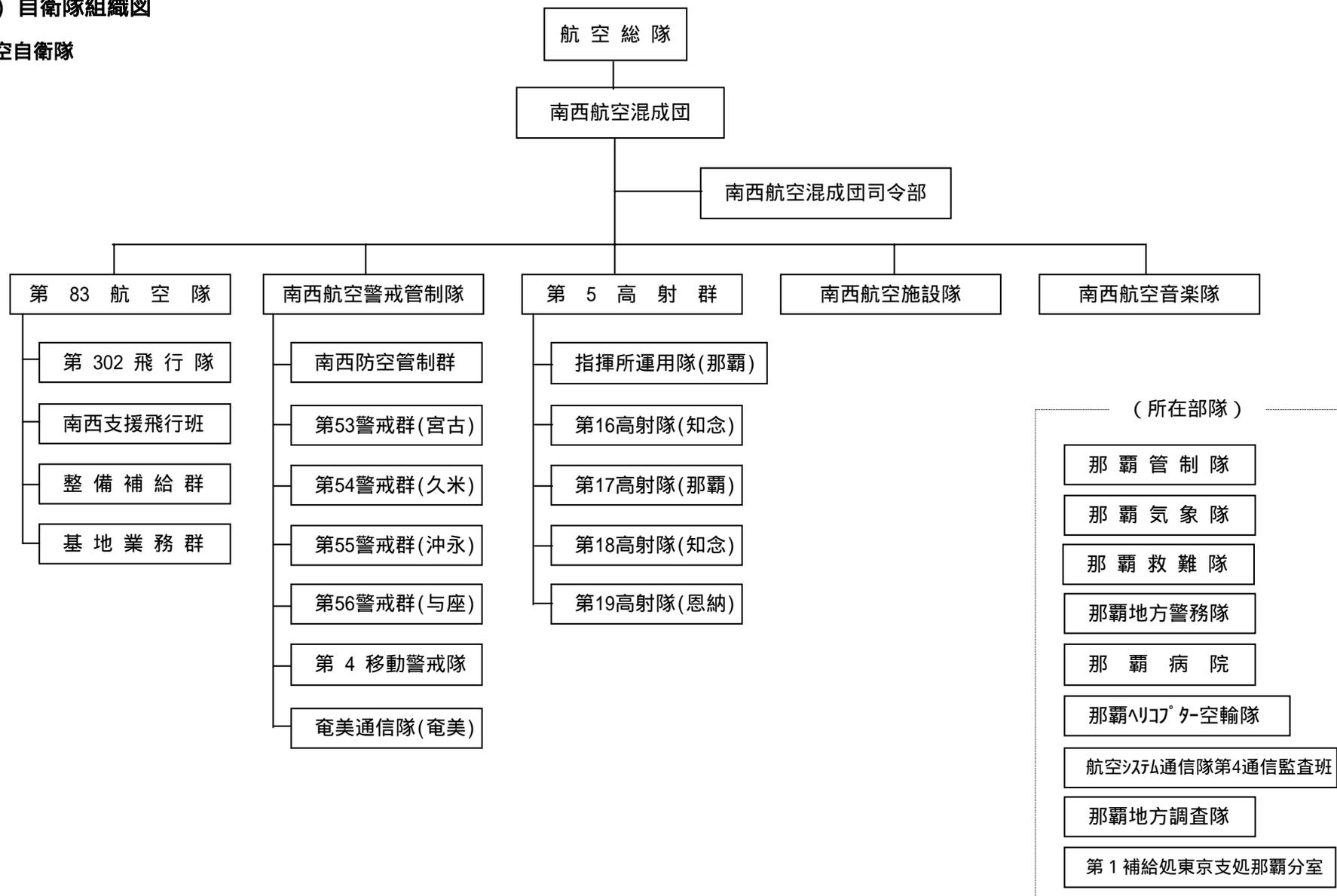


(第10地域支援群が支援する他の陸軍部隊)

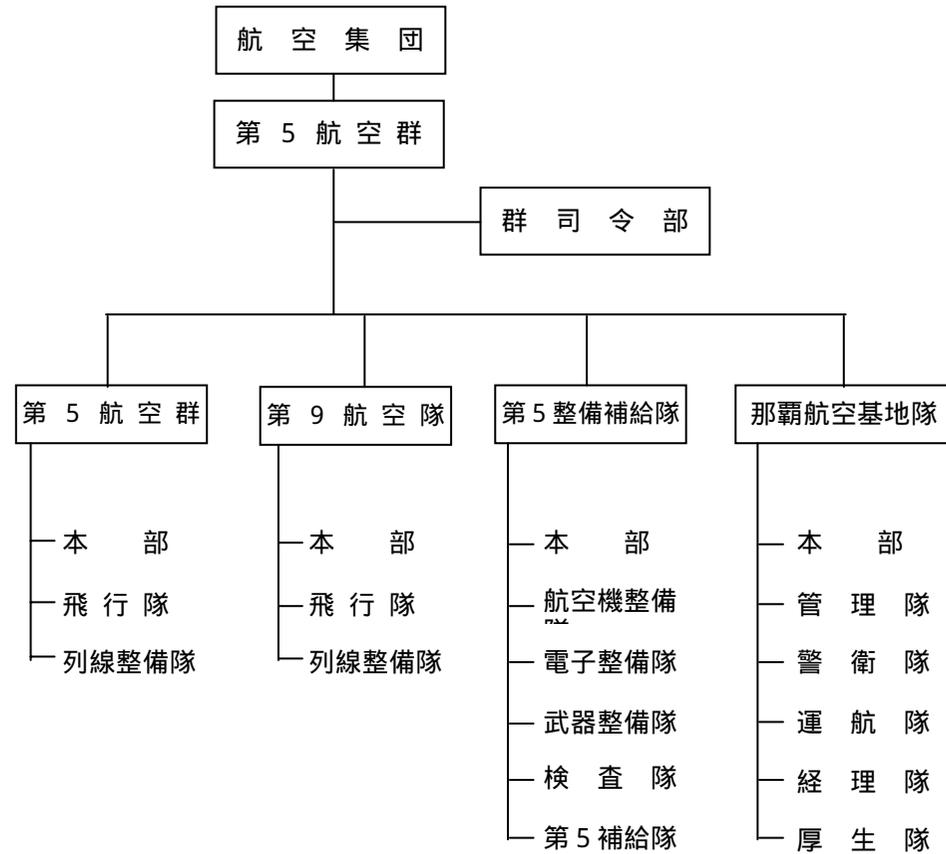
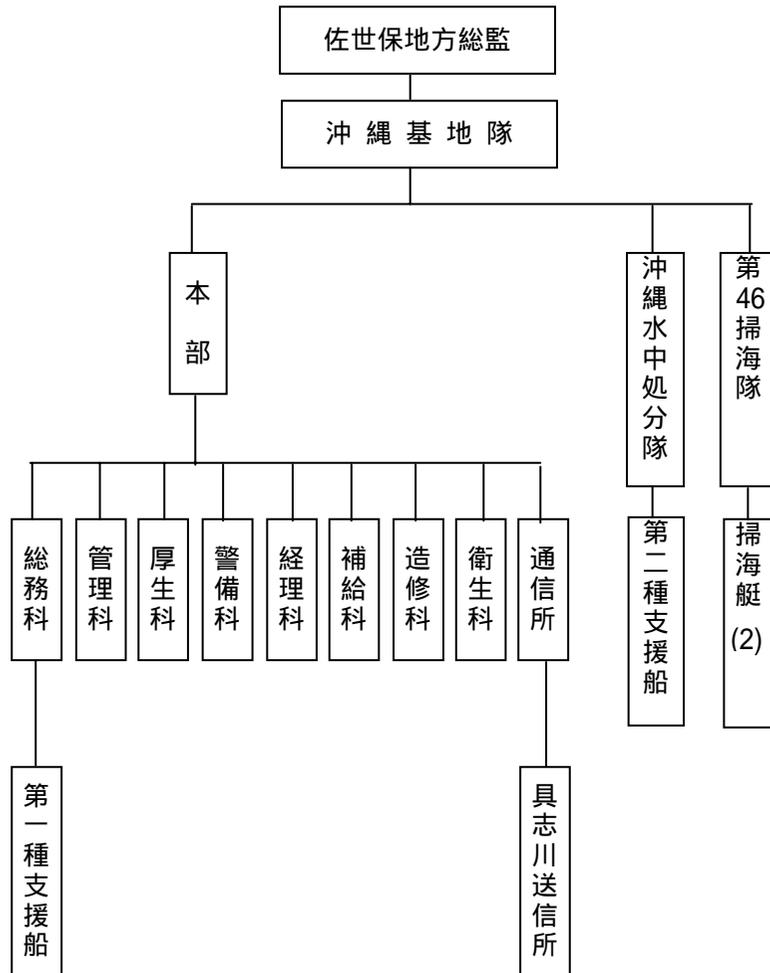


(7) 自衛隊組織図

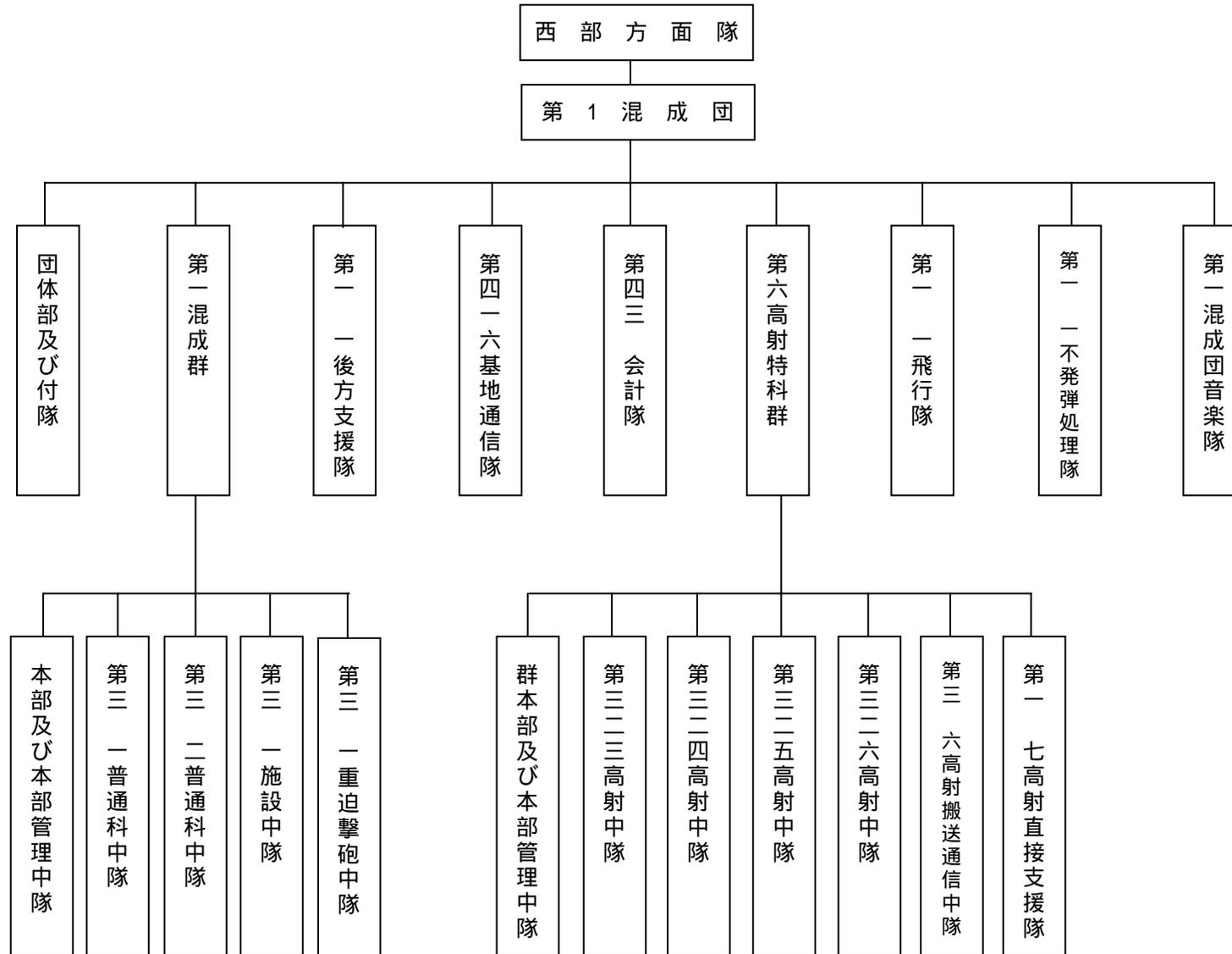
航空自衛隊



海上自衛隊



陸上自衛隊



8 米軍基地から派生する諸問題の対応連絡体制

(1) 在日米軍に関わる事件・事故通報体制の整備について

在日米軍に関わる事件・事故の通報体制については、平成9年3月31日の日米合同委員会において、「在日米軍に関わる事件・事故通報体制」が合意されている。

また、嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ及び伊江島補助飛行場並びに航空自衛隊那覇基地の周辺地域において、米軍又は自衛隊の航空機事故及び航空機の飛行に伴う事故が発生した場合の関係機関への連絡体制として、「米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会」がある。

さらに、ホワイト・ビーチ地区へ寄港する米国原子力軍艦に起因する放射能漏れの応急措置については、沖縄県地域防災計画において「放射能災害応急対策計画」が新設され、原子力軍艦災害対策の実施機関、非常時の通報、応急措置及び米軍との連携などの「原子力軍艦災害対策」が規定されている。

なお、三者連絡協議会において、次のことが確認されている。

【第17回三者協】（平成11年7月12日）

米軍はその他の事件・事故についても既存の通報体制に基づき速やかな情報提供（好意的通報）を行うこと。

【第22回三者協】（平成14年2月12日）

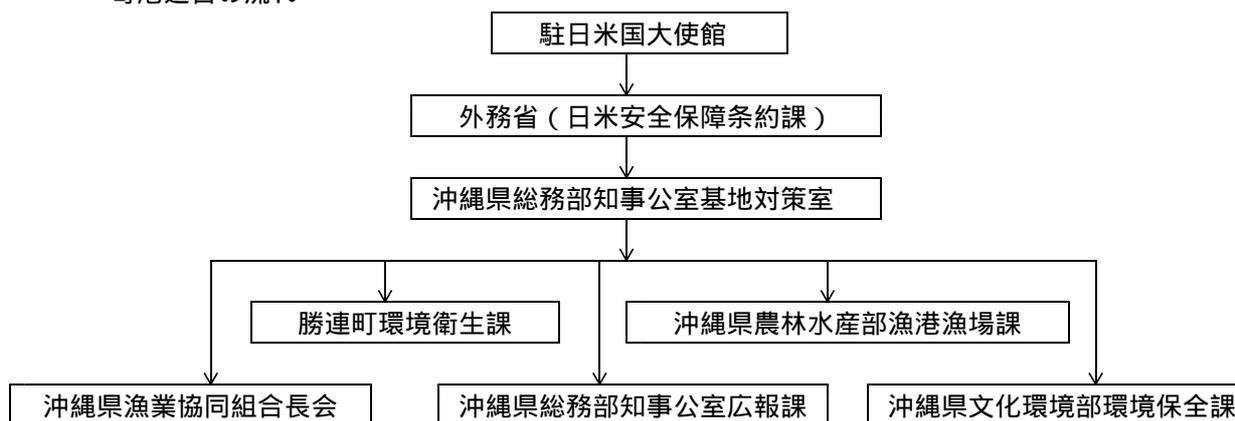
米軍は日米合同委員会合意の対象とされない米軍施設・区域内で発生した緊急・予防着陸についても、地元住民に影響を及ぼす可能性があると判断される場合には好意的通報を行うこと。

【第23回三者協】（平成14年7月31日）

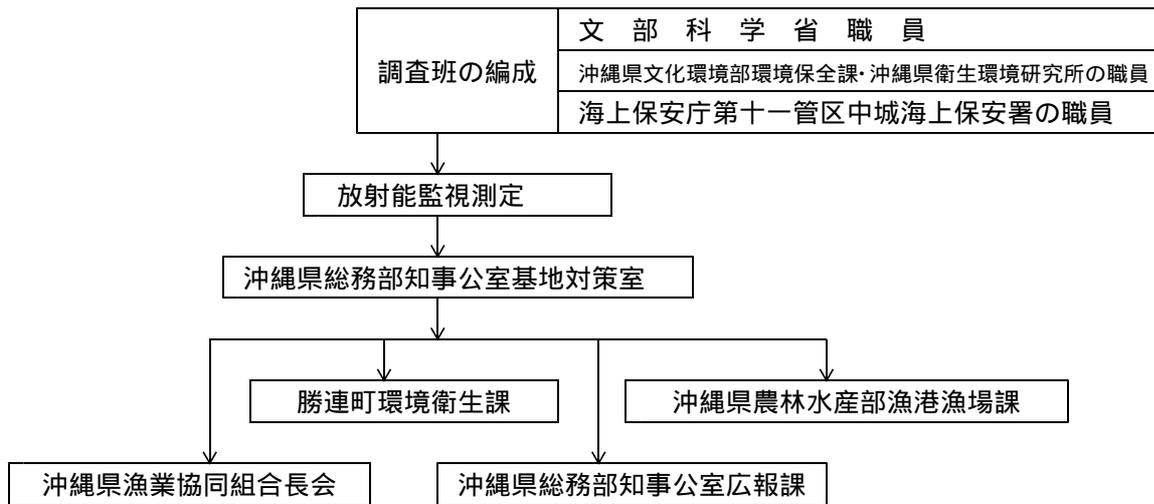
県民の不安を解消するため、米軍は地元当局から照会がある場合には、事故以外のものについても、できる限り迅速に関連の情報を提供するよう努めること。

(2) 原子力軍艦寄港に関する通報体制について

寄港通告の流れ



放射能監視測定結果の流れ



(3) 災害時における相互連携体制について

【経緯】

- | | |
|-------------------|---|
| 平成 7 年 1 月 | 阪神・淡路大震災が発生する。 |
| 平成 9 年 4 月 | 神奈川県が「災害時の在日米軍との相互応援マニュアル」を作成する。 |
| 平成 9 年 11 月 | 県消防防災課、基地対策室が神奈川県にマニュアル作成に関する調査を行う。 |
| 平成 9 年 12 月 | 消防防災課がマニュアル案を作成する。 |
| 平成 12 年 2 月 | 第 19 回三者連絡協議会において、県が災害時における相互連携体制の確立に関する提案を行い、米側が協力すること、具体的な協力体制については事務レベルで協議を行うことが確認される。 |
| 平成 12 年 11 月 | 県が、米軍に対し「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（案）」の説明を行う。 |
| 平成 13 年 7 月 | 第 21 回三者連絡協議会において、米側から米軍の連絡窓口を在沖米海兵隊作戦訓練部としたいとの報告がある。 |
| 平成 13 年 10 月 | 県（知事公室長、消防防災課、基地対策室）と米軍（在沖米軍沖縄地域調整事務所、在沖米海兵隊作戦訓練部）が事務レベル協議を行う。 |
| 平成 13 年 11 月 29 日 | 知事から在日米軍沖縄地域調整官へ書簡を送付する。 |
| 平成 14 年 1 月 8 日 | 在日米軍沖縄地域調整官から知事への書簡を受理する。 |
| 平成 14 年 1 月 18 日 | マニュアル制定及び記者発表（定例記者懇談会） |
| 平成 14 年 8 月 29 日 | 金武湾港（石川地区）施設用地で実施を予定していた沖縄県総合防災訓練において、当該マニュアルに基づく初めての訓練が行われることになっていたが、台風接近のため中止となった。 |

【災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル概要】

大規模災害に対する在日米軍の援助活動については、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災において、被災者の救援に大きく貢献した実績があり、本県でも、大規模災害の発生に伴う防災対策の一環として、沖縄県の地域を構成する一員として友愛精神と人道的見地から沖縄県と在沖米軍相互の連携体制を構築し、災害発生時の応急対策や復旧作業等を円滑に実施して、被害の拡大防止を図

ることは重要となっていることから、米軍と調整の上、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定することにした。

この「相互連携マニュアル」は、万一、県内で地震、津波等による大規模災害が発生したことにより、人の生命、身体、財産に重大な被害がおよび、また、その恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に応援を行うための手順を定めたものである。

沖縄県と在沖米軍は、災害発生時において災害の状況を正確に把握し、この相互連携マニュアルに沿って、可能な範囲における迅速かつ効率的な被災者の救援活動と被害の拡大防止に相互に協力することになる。

マニュアルの目的

このマニュアルは、相互連携を要する災害が発生した場合、沖縄県と在沖米軍の双方が、人道的見地から人命救助などの相互連携を行うための手順を定めることを目的とする。

マニュアルの運用に関する基本的事項

このマニュアルに基づく応援は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水及び事件・事故に起因する災害等で、人の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、また、その恐れがあり、かつ、相互に連携を行う必要があると判断される場合に適用する。

このマニュアルの適用は、沖縄県及び在沖米軍が可能な範囲で行うものとし、双方に何ら義務を課するものではない。応援に要する費用は、原則として応援を行う側の負担とする。

災害時の基本的な連絡経路

災害時における連絡は、県は基地対策室、米軍側は在沖海兵隊作戦訓練部を窓口として行われる。このマニュアルは、県と米軍が連絡を行うための具体的な連絡例文や、連絡内容に関する様式などを定めたものである。

災害時の対応の概要

災害が発生した場合、双方から災害の発生時間、災害の種類、災害対策組織（県においては災害対策本部。以下同じ。）が設置された旨の連絡が行われる。その後、災害対策組織で応援を要請することについての検討が行われ、応援を要請することが決定された場合は窓口を通して応援を要請する内容等を連絡する。要請を受けた県、又は米軍は、応援要請の実施について検討を行い、応援する内容を回答する。

回答を受けた県、又は米軍は、受入先の調整等を行った後に相手方に連絡を行い、応援が実施される。県、又は米軍は、応援を開始した場合、応援を終了した場合にその旨の連絡を行うことになっている。

9 知事講演

日本記者クラブにおける稲嶺知事講演（平成13年8月3日）

はじめに

ご紹介いただきました沖縄県知事の稲嶺恵一でございます。

本日は、多くの皆様の前で沖縄の基地問題についてお話しできますことを大変うれしく思います。また、この機会をあたえていただきました日本記者クラブに対し心より感謝申し上げます。

沖縄県及び沖縄の米軍基地のあらまし

さて、本日は、私の方から「沖縄における米軍基地の現状と課題について」お話しすることになっておりますが、本県の米軍基地の状況などをお話しする前に、沖縄県のあらましについて簡単に触れたいと思います。

ご承知のとおり、沖縄県は、日本の南西端に位置する離島県で、陸地面積は小さいものの、海域を含めると東西1,000km、南北400kmに及んでおり、日本の47都道府県の中で最も大きな行政区域を有しています。

沖縄は日本本土と中国大陸及び東南アジア諸国を結ぶ要の位置にあることから、琉球王朝時代の15世紀ごろには、明国との朝貢貿易を中心に日本や朝鮮との海上交易を行うとともに、シャム、マラッカ、ルソンなど当時の東南アジア諸国との平和的交流を通じて海外の文化を巧みに取り入れて来ました。

17世紀初頭に、薩摩の侵攻によって徳川幕藩体制に組み込まれ、これまでの外国交易も統制されることになりましたが、流入した日本文化の影響も受けて独自の文化・芸能が隆盛したのもこの時期であります。

明治維新を迎えると、明治政府は琉球と中国（清国）との外交関係を絶ち、これにより400年続いた琉球王朝は終わりをつげたのであります。

こうして日本の一県となった沖縄ですが、第2次世界大戦では、住民を巻き込んだ地上戦の場となり軍民併せて20万余の戦死者をだしました。終戦後は、米軍統治下に置かれ「基地の島」となり、地域によってはアメリカ文化との接触で個性的な町が形成されていきました。

このように本県は古くから、日本本土のほか中国や東南アジア諸国等との交易を続け、戦後は米国の影響を受けるなど、多様な地域との交流を蓄積し今日に至っております。

地政学上の条件がもたらしたともいえるこうした独自の歴史的体験を通じ、本県は我が国の中でも、多様で独特の文化・生活様式を育んでまいりました。

諸外国から学び、吸収して独自のものへと創り上げた沖縄文化の一端をご紹介しますと、例えば、沖縄県を発祥地として今や世界の武道となった空手は、中国拳法を取り入れ独自に発展させたものです。

また、アジアと共通の旋律を持った沖縄民謡、戦後アメリカ文化との出会いによって誕生した「オキナワンロック」などが、いま日本のミュージックシーンで活躍する沖縄出身のアーティストたちのルーツにあります。

それから、陶器、漆器、織物、紅型などの伝統工芸や世界一の長寿地域の理由の一つとされる琉球料理も、海外の文化をたくみに取り入れながら、今日に至ったものであります。

沖縄の県民性は、こうした歴史体験や豊かな自然環境などを背景に、本土の他地域と異なる個性と特色を有しているのではないかと考えています。

沖縄には、人と人との結びつきを大事にする心を表現した「イチャリバチョーデー」（出会えば皆兄弟）という言葉がありますが、実際に沖縄に来られた方々の多くが、この言葉に代表されるような沖縄県民の人間関係における親和性や寛容性を認めており、居心地が良いとの感想を述べています。

また、沖縄の県民意識についてもう一つ申し上げたいことは、平和を希求する気持ちが非常に強いということでもあります。それは、いうまでもなく、去る第二次世界大戦末期の沖縄戦で、人口の三分の一

近くの人命を犠牲にただけでなく、先人から受け継いだ貴重な文化遺産が壊滅され、緑豊かな県土が文字通り焦土と化した過酷な歴史体験があるからであります。

沖縄の米軍基地問題を語る時、本県のこのような歴史と県民の平和に対する強い思い入れを抜きに語ることはできません。

米軍基地の概要、特徴について

第二次世界大戦後、沖縄は昭和26年まで米軍の占領下に置かれ、同年のサンフランシスコ講和条約により日本が独立を回復した後も、引き続き米軍の施政下に置かれました。このような米軍施政下の状態は、沖縄が昭和47年に日本に復帰するまで27年間続きました。

この間、昭和24年以降における中華人民共和国の成立、朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化を背景に、米軍は当時、住民から「銃剣とブルドーザーによる接收」と呼ばれた民有地の強制接收を行い、大規模な軍事基地を次々に建設していきました。その結果、沖縄は「太平洋の要石」と呼ばれるような基地の島となりました。

このような経緯をもって形成された広大な基地は、本土復帰の時点で、日米両国が締結した沖縄返還協定により、日米安全保障条約に基づく日本政府の提供施設として、引き続き米軍が使用することになりました。

沖縄は日本の国土面積の約0.6パーセントに過ぎない非常に小さな島ですが、日本に所在する米軍専用施設面積の約75パーセントにのぼる広大な米軍基地が置かれており、在日米軍兵力の約60パーセントを占める米軍が駐留しています。

とりわけ、沖縄の米軍基地は、海兵隊が占める割合が大きくなっており、面積においては沖縄の米軍基地の約75パーセントを占め、軍人数では在沖米軍兵力の約60パーセント、在日米海兵隊兵力の約85パーセントが沖縄に駐留しています。

日米両国間で、外交・防衛関係上の課題として頻繁に取り上げられる、いわゆる「沖縄問題」とは、まさに、このような沖縄の過重な基地負担と、日米間の安全保障体制の維持との関わりから出てくる問題なのです。

その意味で、沖縄の基地問題は日本の国内問題であると同時に、日本と米国との外交問題でもあります。

沖縄には、平成12年3月末現在で38の米軍基地があり、その総面積は約23,754ヘクタールです。これは、沖縄の総面積の約10.5パーセントに相当し、中でも沖縄の産業・経済の中心地である沖縄本島においては、約18.9パーセント、即ち約5分の1が米軍基地として使用されています。

これを市町村別にみますと、県内の53市町村のうち、25の市町村に米軍基地が置かれており、嘉手納飛行場がある嘉手納町では町面積の82.9パーセントが米軍基地であるほか、9市町村で市町村面積の30パーセント以上が米軍基地で占められています。これらの数字からお分かりのように、狭い地域に広大な米軍基地が集中し、基地と民間地域が近接して存在しているのが沖縄の現状です。

また、沖縄の米軍基地の土地の所有形態をみると、日本本土にある米軍基地は、約88パーセントが国有地であるのに対し、本県では、民有地が約33パーセント、県・市町村有地が約33パーセント、国有地は約34パーセントにすぎない状況であり、民有地を接收して米軍基地が建設されていった経緯から、他の都道府県に比べ国有地以外の民公有地の割合が高いのが特徴となっております。

他方、広大な米軍基地の存在は、3万人余の軍用地主に対する賃借料、沖縄県内の基地に勤務する日本人従業員約8,400人に対して支払われる雇用者所得、そして米軍関係者が基地外で支出する消費支出などを通じて、沖縄の経済に少なからぬ影響を及ぼしており、本土復帰時（昭和47年度）に約780億円あった基地関連収入が、平成10年度には1,873億円と約2.4倍に増加するなど、県経済を支える収入源の一つとなっていることは否めない現実であります。

しかし、県経済の規模拡大などを背景に、県経済に占める基地関連収入割合は年をおって低下してき

ており、本土復帰時（昭和47年度）の約15.6パーセントから平成10年度は約5.2パーセントにまで低下しています。

また、本県に所在する広大な米軍基地は、計画的な都市づくり、交通体系の整備、産業用地の確保など本県の振興開発を推進する上で大きな制約となっており、基地に依存した経済から脱却し、民間主導の自立経済の発展を目指す上で、一つの阻害要因となっています。

基地問題に対する県の基本的姿勢について

沖縄に所在する米軍基地はあまりにも広大で過密です。基地の整理・統合・縮小を進めることは、沖縄の人々の共通した願いなのです。

私の基本姿勢は、県民の負託を受けた行政の責任者として、基地問題を実現可能なものから一つ一つ解決し、米軍基地の整理・縮小を求める県民の願いを実現することにあります。

日米両政府は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るための協議の場として、平成7年「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を設置し、翌平成8年、協議結果をまとめた最終報告において、11施設、約5,002ヘクタールの土地の返還を合意しました。

しかし、SACO合意事案がすべて実現されたとしても、沖縄県には依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントが存在することから、SACO合意事案以外についても、さらなる米軍基地の計画的・段階的な整理・統合・縮小に取り組んでいきたいと考えております。

また、基地の運用等から派生する諸問題の現状に鑑み、単に基地の面積を減らすということだけでなく、県民の基地負担の軽減を図るため、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減についても基地の提供責任者である日本政府において米国政府との間で協議していただくよう要請しているところであります。

普天間飛行場返還問題について

次に、SACO最終報告で返還が合意された11施設のうち、重要な事案の一つである普天間飛行場の返還に係る問題についてお話しいたします。

普天間飛行場には、海兵隊のヘリコプター部隊を中心に約70機の航空機が配備されていますが、同飛行場は市街地の中心部にあるため、航空機の墜落事故や日常的な航空機騒音が市民生活に大きな不安や深刻な影響を及ぼしています。

また、同飛行場及びその周辺部は、沖縄本島中央部の交通の要衝にあり、本県の振興開発を図る上で重要な地域となっていることから、地元市町村をはじめ、県はかねてから日米両国政府に対しその返還を強く要望してきました。

その結果、SACO最終報告において、普天間飛行場の返還に伴う代替施設を県内につくることを条件として全面返還が合意されました。

県は、普天間飛行場の早期返還の実現を図るため、様々な観点から移設候補地について検討し、総合的に判断した結果、平成11年11月、「キャンプシュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を移設候補地として選定するとともに、移設候補地が所在する名護市長に理解と協力をお願いしました。

また、県では、普天間飛行場の移設にあたっての県の考え方を国に対し提示し、代替施設に15年の使用期限を設けること、代替施設を民間航空機が就航できる軍民共用飛行場とすること、地域住民の生活環境や自然環境に著しい影響を及ぼすことがないように、十分に配慮することなどを国に要請しました。

特に、代替施設の15年使用期限問題については、戦後日本の平和と経済繁栄の中で、沖縄が56年間にわたり、過重な基地負担をしてきている状況に鑑み、基地の固定化を避け、基地の整理・縮小を求める県民感情から、15年の使用期限を設けたものであり、その解決を国に強く求めているものであります。

日米地位協定の見直しについて

次に日米地位協定の見直しについてであります。

米軍基地の運用から派生する問題として、地域住民の健康への影響も懸念される日常的な航空機騒音の発生、航空機の墜落等の事故、実弾演習による赤土の流出などの自然環境の破壊、山林火災、油脂類や有害廃棄物による環境汚染など、様々な問題があります。

また、沖縄に駐留する米軍人等の米軍関係者が引き起こす犯罪も大きな問題の一つであります。

県では、これらの米軍基地を巡る諸問題の解決を促進するためには、米軍基地の提供や運用等について定めた日米地位協定を見直す必要があると考え、昨年8月に11の項目について日米地位協定の見直しに関する要請を行いました。

この要請に盛り込まれた内容は、県議会における決議、市町村の意見などを踏まえたものであり、戦後56年間も過重な基地負担をしてきた県民の総意であります。

具体的に例を挙げますと、地位協定第17条では、日本側に裁判権がある場合でも被疑者の身柄が米側にある場合は、起訴されるまでは、米側が引き続き被疑者の身柄を拘束することになっております。これについて、平成7年の合同委員会において、殺人や強姦などの凶悪な犯罪の場合、米側は日本側の「被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う」こととされ、一定の前進が図られました。

しかし、去る6月29日に発生した在沖米空軍兵士による婦女暴行事件では、警察が逮捕状の発布を受け、米側に対して被疑者の身柄の引渡を要求してから、米側が引渡に応ずるまで4日間もかかったため、沖縄県民の怒りは日増しに高まっていきました。今回の事件で、起訴前の被疑者の身柄の引渡については、地位協定の運用の改善で対応することの限界が明らかになったと考えております。

県としては、第17条については、公務外の事件について日本側に裁判権がある場合には、殺人・強姦などの凶悪な事件に限らず全ての事案について、合衆国は、日本国から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記するよう要請しています。

また、第18条の被害者の補償等については、公務外の米軍人・軍属及びその家族が加害者となった場合でも、被害者への十分かつ迅速な法的補償を行うようにすることや、米軍人等の子供を出産した女性が、その子供の養育費を米軍人等に支払ってもらえないため、生活に困窮している事例がしばしば見受けられるため、給料等の差し押さえについて明記するよう要請しています。

さらに、米軍基地から派生する環境問題について、米軍についても日本国の国内法を適用すること、米軍の活動に起因して発生した環境汚染については、米軍の責任において適切な回復措置を執るものとする、などを明記することを要請しております。

地位協定の見直しについては、従来、基地を抱える都道県で構成する渉外知事会でも国に対し要請しておりましたが、去る7月5日に本県を訪れた衆議院外務委員会委員に本県から強く要請したところ、7月10日の同委員会において、「日米地位協定の見直し」が決議されました。また、全国知事会においても「2002年度の国に対する要望」のなかに日米地位協定の見直しについて取り上げていただきました。私は常々「日米安保体制やその体制下の沖縄の米軍基地の問題は国民全体の問題として考えるべきものである。」と申し上げており、国会や全国知事会で地位協定の問題を取り上げていただけることは非常に心強く感じております。

一方、日本政府においては、「日米地位協定については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であると考え、運用の改善を進めることとしており、これが十分効果的でない場合には、地位協定の改正も視野に入れていく」としております。

本県としては、直面する問題について運用の改善により機敏に対応することについては否定するものではありませんが、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題などから県民の生命、財産を守るためには、日米地位協定の抜本的な見直しは不可欠であり、運用の改善では根本的な解決にはならないと考えており、今後とも引き続き、日米地位協定の抜本の見直しについて日米両国政府に理解と協力を求めていきたいと考えています。

終わりに

以上、広大な米軍基地を抱え、常に基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている沖縄の現状や県の考え方などをお話しさせていただきました。

第二次世界大戦が終わって約56年が経過した現在においても、なお本県には広大かつ過密な米軍基地が存在し、これらの米軍基地に起因する環境問題や米軍人等による事件・事故等が県民生活に多大な影響を及ぼしているほか、計画的な都市づくりなどの振興開発を促進する上で大きな制約となっています。

また、このような広大な基地を負担してきた沖縄では、長い歴史の中で米軍人・軍属等による刑事事件は5千件余を数えています。中でも、殺人、強盗、強姦などの凶悪事件は復帰後平成12年末までに527件も発生しています。

私は「沖縄で今起きている事件・事故については、点で捉えるのではなく、線で捉えていただきたい。」といつも申し上げております。つまり、沖縄県民は、長い基地負担の歴史の中で、多くの被害を受けてきたところから、6月に起こった北谷町での凶悪な事件のみならず、小さな事件であっても、米軍人等による刑事事件は、過去にあった幾多の不幸な事件を想起させ、県民に不安と衝撃を与え、米軍に対する不信感を募らせている、ということであります。

私は、このような県民の声を米国連邦政府、連邦議会、そして多くのアメリカ国民に伝えるため、本年5月に米国を訪問し、連邦政府関係者等にお会いしたところであります。

また、私がこれまでお話しさせていただいた、いわゆる「沖縄問題」は、日米間の安全保障体制の維持との関わりから出てくる問題であり、その意味では、政府間の外交問題であります。同時に、安全保障体制は日本全体で考えるべき国民的課題であり、基地負担についても全国民が公平に負うべきであると考えております。去る6月23日の慰霊の日に小泉総理が沖縄全戦没者追悼式に参列されたときに、「沖縄の抱える諸問題の解決は重要課題であり、基地問題は全国の問題として取り組んでいきたい。」とおっしゃっていただきました。また、7月に田中外務大臣にお会いしたときも、「日米地位協定の問題については、内閣全体の問題として受け止めてまいりたい。」とおっしゃっていただきました。政府においてもようやく沖縄の基地問題が全国の問題であるという認識が芽生えてきたと感じており、今後、国民全体が自分たちの問題であると認識していただけるよう訴え続けていきたいと考えております。

私はよく沖縄県民の米軍基地に対する感情をマグマに例えております。そのマグマが噴火するとどうなるか分かりません。相次ぐ米軍人による事件により、県民の怒りのマグマは噴火寸前までできております。

基地問題は、国際情勢や軍用地主、駐留軍従業員の生活、返還跡地の利用など様々な問題が複雑に絡みあっていることから、マグマが噴火する前に、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えており、今後とも、米軍基地の整理縮小を始めとする基地問題の解決に向けて、全力で取り組んでいきたいと考えています。

皆様におかれましては、長い間にわたって過重な米軍基地を負担してきた沖縄県民の良き理解者としてそれぞれの立場で、本県の基地問題の解決について御支援、御協力をいただければ幸いに存じます。

ご静聴ありがとうございました。

10 復帰30周年知事メッセージ

県民の皆様へ
～ 復帰三十周年を迎えて～

沖縄県は本日、復帰三十周年の大きな節目を迎えました。

決して平坦とはいえなかった本県のこれまでの歩みを思うと誠に感慨深いものがあり、県民の御苦労に対し心から感謝申し上げますとともに、深く敬意を表します。

また、本年は、沖縄振興特別措置法の制定と、これに基づく沖縄振興計画により、沖縄が新たな展開に向けスタートする重要な年であります。

本県は復帰後、三次にわたる沖縄振興開発計画による施策の推進と県民の不断の努力により、各面にわたる本土との格差は次第に縮小され、県民生活も向上するなど総体として発展してまいりました。

しかしながら、産業振興の後れ、高い失業率、基地問題など今なお解決しなければならない多くの課題を抱えています。

とりわけ、沖縄の基地問題は、沖縄の問題というよりも、むしろ我が国の安全保障の問題として国民全体で取り組まなければならない重要な課題であります。

私は国に対し、沖縄の基地問題を国政の重要課題として、その解決に向け強力に取り組むよう求めるとともに、基地の負担は全国民が公平に負うべきものであることを、あらゆる機会を捉えて訴え続けていきます。

また、今回制定された沖縄振興特別措置法には、情報特区や金融特区の創設、世界に卓越した大学院大学の設置等多くの特別措置が盛り込まれております。今後は、産業界を始め県民がこれらを積極的に活用し、主体的な役割を發揮することを期待します。

県はこれまで、経済、学術、文化等県民生活の根底には平和が大切との認識のもと、積極的に平和行政を推進してきましたが、その集大成としてこの度「沖縄平和賞」を創設しました。

これは、アジア太平洋地域において平和構築に功績のあった個人や団体の顕彰をとおして、平和を希求する「沖縄の心」を世界に発信し、国際平和にの實現を願うものであります。

私は、県民とともに一つ一つ着実に課題を解決していきながら、ホスピタリティにあふれ、美しい自然環境の中で独特の歴史・文化を大切に、平和で安らぎと活力のある沖縄県の実現に取り組んでまいります。今後とも県民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成14年5月15日

沖縄県知事 稲嶺 恵 一

11 九州・沖縄サミット開催の来沖時におけるクリントン米国大統領の平和の礎におけるスピーチ

(全文仮訳)

平成12年7月21日

まず、稲嶺知事、沖縄県の市町村長、議員の皆様、名前がこの礎に刻まれている人々のご遺族の皆様、退役軍人の皆様、ご来場の皆様に御礼申し上げたいと思います。

私達はこの地で過去についてと同様に未来についても語るべきであり、町華さんがただ今素晴らしい挨拶をされ、この島の学生がいかに優れているかを示されたことに対し、今一度拍手が贈られるべきと考えます。

私は、過去40年間で最初に沖縄を訪れた米国大統領であることを大変光栄に思っております。今週、G8各国の首脳がこの地に集まり未来について多くのことを語り合うこととなります。沖縄で命を落とされた人々を追悼し、それらの人々が最期に願ったであろうこと、つまり自らが被った体験や犠牲を将来の世代が強いられるようなことが二度とないようとの願いに、敬意を払うため、まず、過去について静かに、そして最も力強く語るこの場所を訪れたいと思いました。

沖縄での戦いは80日以上にわたりました。10万人以上の日本兵と1万人以上の米国人兵が戦死しました。しかし、最も深刻な惨禍は、沖縄の人々自身に降りかかりました。この島のおよそ3分の1の人々が亡くなり、生き残った人々の9割は家を失いました。これらの人々も皆、今の私たちのように、家族もいれば友人もいて、愛や希望、そして夢のある人生を持ち、もっと良い世の中であれば、順調に進んだはずの人生を送った人々だったのです。私は、本日、沖縄戦の犠牲者のご遺族が私に会って下さったことに特に感謝いたします。

「沖縄戦」は最も悲惨な戦闘でした。しかし、その追悼のために建立された祈念碑は最も強い人類愛を示しています。と申しますのも、この平和の礎はすべての悲しみに応えているからです。大抵の祈念碑は一方の側の戦没者だけの追悼を行うものですが、この碑は双方の戦没者、そしていずれの側でもなかった人々までも追悼するものです。それ故にこの碑は単なる戦争の慰霊碑である以上に、あらゆる戦争の惨禍に対する慰霊碑であり、私達はこのような惨禍が二度と人類に起こらないようにする共通の責任を負っていることを想起させてくれます。

50年以上にわたり、日米両国はこのような責任を果たすため協力してきました。我々の強固な同盟関係は、20世紀の偉大な物語の一つであります。今日、アジアが概ね平和であるのは、日米の同盟関係がこの地域の全ての人々に平和が守られ、堅持されるという信頼感を与えているからです。まさしくそのために、日米の同盟関係はあるのです。そしてだからこそ、この同盟関係は維持されていかなければならないのです。

もちろん、沖縄は、この同盟維持のために、極めて重要な役割を担ってきました。私は、沖縄の人々が、自ら進んでこの役割を果たしてこられたわけではなく、また、沖縄が日本の国土の1パーセント以下の面積でありながら、日本にある米軍の50パーセント以上を受け入れていることを理解しています。

私は、ここで先程稲嶺知事のおっしゃったことを私が確かに承りました。また、私たちはこの碑に歩いてくる際この問題についてお話しする機会を持ちました。また、私は、皆様の御懸念を理解しようと努めていることを皆様方にお伝えしたいと思います。だからこそ、私は5年前に、ここ沖縄の米軍基地統合プロセスを始めたのです。その際、皆様に27項目の具体的な約束をいたしました。これまでに私たちは、その半分以上を達成いたしました。私は、ここでその約束の実現のため努力し続けることを再確認させていただきます。我々は、沖縄における米軍の足跡を減らすために、引き続きできるだけ努力を致します。我々は、良き隣人としての責任を受け止めており、この責任を全うできないことなど米国として受け入れることはできません。

またその一方で、平和と繁栄の恩恵をこの沖縄にももたらすため、私たちが協力してできることはまだまだあります。私は、世界の人々が、沖縄を過去の戦場としてではなく、「万国津梁」、即ち、国々

の間に架かる橋、として見て欲しいと思います。そして、「万国津梁」は今週我々がサミットを行う会議場の名前でもあります。5世紀前、尚王朝の黄金時代に、この島は、アジアの全ての貿易の交通路として活躍していました。そして、21世紀の情報化時代において、沖縄は、日本と世界との交通路や門戸になれると考えています。

この1年間で、アメリカのフォーチュン誌上位500社のうち3社が、20社以上の日本のIT企業の後を追って沖縄で事業を開始しました。また、今夜この荘厳な場所をテレビを通じて見ておられるアメリカ、ヨーロッパ、そして全世界の人々に次のように伝えたいと思います。ここ沖縄は、素晴らしい場所です。ここにきて、是非沖縄が将来を築くのに協力をさせていただきたい、と。

私は、また、琉球大学設立50周年にあたるこの年に、この地を訪問したことを特に嬉しく思っております。米国が琉球大学の設立に当たり指導的な役割を果たしたこと、そしてガリオア、フルブライトの両プログラムを通して、非常に多くの沖縄の若者達が米国で勉強されたことを等しく誇りに思います。この素晴らしい両国間の伝統に則り、本日、私は、日米両国が若い沖縄の大学院生をハワイの権威ある東西センターに派遣するために新しい奨学金プログラムを設立すると発表できることを名誉に思います。我々は、このプログラムを、私の良き友人であった故小淵恵三前総理に捧げたいと思います。前総理が一生懸命に努力された、日米間の友好と理解の促進を、このプログラムが更に進めてくれることを心から願っております。

今週、森総理のもと、沖縄に集まったG8の首脳達は、最も富める国と最も貧しい国との格差や、一国内における最も富める地域と最も貧しい地域との格差を縮めるための方策について議論します。この美しい碑に込められた希望と和解のメッセージと日米間の堅固な友情は、私達が、次の新世紀において、あまりに多くの人々から人間の生まれながらの権利である喜びと可能性を遠ざけている困難を乗り越えるための橋を架けることができるという希望を与えてくれます。

1879年に、最期の琉球王である尚泰王は、首里城を去りました。王として最期に詠んだ詩には未来への希望が託されています。そして、彼の言葉は世代を超えて、私たちに語りかけています。

「いくさ・ゆん・すまち、みるく・ゆん・やがて」

この詩の意味は、「戦の時は終わりゆく。平和は遠からじ。諦めることなかれ。命こそが宝なり。」

尚泰王の詩が、我々の友情と、今後、何ヶ月、何力年にわたる我々の仕事を導き続けてくれます。稲嶺知事、知事のお言葉と指導力に感謝いたします。結局のところ、尚泰王の言葉は、私達の時代にそれを成し遂げることができれば、「平和の礎」に名を刻まれた方々に対して我々のなし得る最良の追悼となりましょう。

ご静聴ありがとうございました。

(了)

12 基地問題に関する要請一覧

要請年月日	要 請 内 容
昭和47年（1972年）	
S 47. 7 .12	陸軍貯油施設金武湾タンクファーム内のテトラチェル鉛の撤去を要請
7 .12	B - 52戦略爆撃機の飛来中止を要請
7 .13	基地周辺に掲示されている復帰前の看板の撤去等を要請
7 .17	知花弾薬庫内のCS（催涙ガス）の撤去を要請
8 .10	復帰後、米国が処理すべき請求権を解決するための処理機関の沖縄への設置を要請
8 .25	返還協定第4条第2項に該当する復元補償を要請
9 .22	瀬長島等の返還を要請
11.18	那覇飛行場を通る国道331号の通行許可を要請
12.13	沖縄国際大学校舎建築現場へのOV - 10プロンコの燃料タンク落下事故の再発防止を要請
昭和48年（1973年）	
S 48. 1 .13	CS - 1ガス（催涙ガス）の完全撤去と被害者に対する適正補償を要請
1 .20	那覇市内の米軍基地の全面撤去の日米協議委員会への提案方を要請
2 . 7	那覇軍港ガス漏れ事故に対する抗議と事故の再発防止等を要請
2 . 9	キャンプ・ハンセン内の廃弾処理場の撤去を要請
2 .13	那覇市内の軍事基地の撤去を要請
4 . 2	那覇空港の返還を要請
4 .12	那覇空港の返還を要請
4 .18	金武ブルー・ビーチ訓練場における米軍戦車による婦人圧殺事故に対する抗議並びに基地の撤去を要請
4 .20	国道331号の一時通行許可を要請
4 .23	県道104号線越え105ミリ曲射砲射撃訓練の中止を要請
5 .10	コザ市内の提供施設の一部返還を要請
5 .30	M . S . Aからの有毒物質排出の即時中止等を要請
6 .30	県道104号線を封鎖しての実弾射撃訓練の中止を要請
6 .30	金武ブルー・ビーチ訓練場での米軍戦車による婦人圧殺事件の処理に対する抗議と要請
7 . 4	県道104号線を封鎖しての実弾射撃訓練の中止を要請
7 .12	那覇空港の民間空港としての完全返還を要請
7 .16	沖縄返還協定に基づき設置された米国土地損害賠償請求審査委員会への請求期間の延長を要請
8 .14	県道104号線を封鎖しての実弾射撃訓練の中止を要請
8 .17	返還土地の管理費支給期間の延長措置を要請
8 .31	那覇空港での米海兵隊の訓練の中止と同空港の民間専用化を要請
9 . 7	沖縄返還協定に基づき設置された米国土地損害賠償請求審査委員会への請求期間の延長を要請
9 .10	嘉手納飛行場の一部返還を要請
9 .19	18市町村からの返還要望に基づき返還を要請
9 .26	住民地域上空の米軍機の飛行中止等を要請
9 .27	VFWクラブ、アメリカンリージョンクラブ、ブラックオイルターミナル用地の即時明渡し、原状回復補償を要請
10.16	那覇空港の自衛隊使用に反対し、民間専用化を要請
11.15	嘉手納飛行場への消音装置の設置を要請
12. 7	住民地域上空の米軍機の飛行禁止等を要請
12.10	県道104号線を封鎖しての実弾射撃訓練の中止を要請
12.21	那覇空軍・海軍補助施設内で飼育している牛の撤去等を要請
12.27	岩国基地所属F - 4ファントム戦闘機的那覇空港での飛行訓練中止を要請
昭和49年（1974年）	
S 49. 1 .28	県道104号線を封鎖しての実弾射撃訓練の中止を要請
2 .19	県道104号線を封鎖しての実弾射撃訓練の中止を要請
3 . 5	P - 3C対潜哨戒機の嘉手納飛行場からの撤去を要請
4 . 8	北部訓練場内4ダムの完全返還等を要請
5 .11	米軍人による金武村での少女ら致事件に関連して米軍の綱紀粛正を要請
6 .12	那覇軍港の送油管からの航空燃料流出事故に関連して全送油管の総点検と安全管理を要請

- 6.22 県道104号線の提供施設にかかる部分の返還等を要請
- 7.9 提供施設等に起因する諸問題の解決方を要請
- 7.15 伊江島補助飛行場で草刈中の青年が米兵に発砲された事件に関連して基地の全面撤去等を要請
- 8.5 泡瀬通信施設にOTHレーダーが設置されたことから同施設の撤去を要請
- 8.14 F-4ファントム、P-3C対潜哨戒機、OTHレーダーの撤去等を要請
- 8.16 泡瀬通信施設、伊江島補助飛行場の撤去等を要請
- 8.19 泡瀬通信施設、伊江島補助飛行場の撤去等を要請
- 8.19 沖縄返還協定放棄請求権等の処理に関する関係法令の整備等を要請
- 9.17 POL施設の撤去を要請
- 9.24 POL施設の撤去を要請
- 9.24 OTHレーダーの即時撤去、伊江島補助飛行場の即時全面返還等を要請
- 10.7 核積載米国艦船の寄港中止を要請
- 10.11 核積載米国艦船の寄港中止を要請
- 10.11 放棄請求権調査後の処理機関の早急な決定等を要請
- 10.11 提供施設等に起因する諸問題の解決方を要請
- 10.14 県道104号線の提供施設にかかる部分の返還等を要請
- 11.8 復元補償の早期支払いを要請
- 11.8 渡嘉敷村の国立青年の家へ通ずる道路の補償を要請
- 11.9 提供施設内の米軍人、属以外の一般外国人居住者の実態調査を要請
- 12.11 那覇空港の民間専用化を要請

昭和50年（1975年）

- S50.1.20 牧港補給地区から薬物が洗出したことから全薬品類の即時撤去を要請
- 2.14 県道104号線を封鎖しての実弾射撃演習の中止を要請
- 2.24 県道104号線を封鎖しての実弾射撃演習の中止を要請
- 3.12 県道104号線を封鎖しての実弾射撃演習の中止を要請
- 4.3 キャンプ・シュワブでの実弾射撃演習の即時中止等を要請
- 4.12 米軍基地に起因する諸問題の解決を要請
- 4.21 金武村での女子中学生暴行事件に関連して米軍の綱紀肅正を要請
- 4.23 米軍基地に起因する諸問題の解決方を要請
- 5.10 伊江島での米兵による日本青年狙撃事件に関する裁判権の放棄に対する抗議と要請
- 5.19 在沖米海兵隊のカンボジア出撃に対し国は厳しく対処するよう要請
- 6.4 民間地域での米軍の警察権行使の慎重な対処を要請
- 7.28 牧港住宅地区の返還等を要請
- 8.1 返還土地の管理費補償を要請
- 8.6 放棄請求権第2次分の早期補償措置を要請
- 8.15 牧港補給地区での洗剤流出事故の再発防止等を要請
- 8.28 環境保健問題に関する日本国法令の遵守等を要請
- 9.1 環境保健問題に関する日本国法令の遵守等を要請
- 9.22 環境保健問題に関する日本国法令の遵守等を要請
- 11.1 B-52戦略爆撃機の撤去等を要請
- 11.21 B-52戦略爆撃機の撤去等を要請
- 11.21 伊江島補助飛行場での核模擬弾投下訓練の即時中止と射爆場の撤去を要請
- 11.28 B-52戦略爆撃機の飛来中止、伊江島補助飛行場での核模擬弾投下訓練の中止等を要請
- 12.12 対米請求権の処理業務が完了するまで在沖米軍不動産部の存続等を要請

昭和51年（1976年）

- S51.1.7 パイプラインの撤去を要請
- 1.27 パイプラインの撤去を要請
- 2.5 嘉手納飛行場での油流出事故の防止を要請
- 2.19 伊江島の米軍基地の撤去等を要請
- 5.10 公用地暫定使用法の失効による特別措置の立法化の撤回を要請
- 5.17 米軍基地の撤去等を要請
- 6.8 油流出の防止措置等を要請
- 6.16 米軍基地に起因する環境汚染問題解決のため沖米合同の調査機関の設置を要請
- 6.28 キャンプ・ハンセンでの実弾射撃訓練の即時中止等を要請
- 7.5 県道104号線の即時返還、軍事演習の中止を要請
- 7.20 沖縄返還協定放棄請求権の早期補償を要請
- 8.7 読谷補助飛行場内のアンテナ鉄塔設置計画の撤回を要請

- 8.13 公用地暫定使用法の失効による特別措置の立法化の撤回を要請
- 9.2 キャンプ・シュワブの実弾射撃訓練の中止、自衛隊の安全基準に準じた廃弾の処理を要請
- 9.6 キャンプ・ハンセンでの実弾射撃訓練の即時中止、県道104号線の返還を要請
- 9.8 米軍の実弾射撃演習の中止、米原子力潜水艦の寄港中止等を要請
- 12.2 キャンプ・ハンセンでの実弾射撃演習の即時中止を要請

昭和52年（1977年）

- S 52. 1.17 キャンプ・ハンセンでの実弾射撃訓練の即時中止、県道104号線の返還を要請
- 1.24 「沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法」を制定しないよう要請
- 3.16 米軍ヘリコプターの不時着事故の防止を要請
- 4.2 キャンプ・ハンセン及びキャンプ・シュワブでの戦車用道路工事の即時中止を要請
- 4.14 キャンプ・ハンセンでの実弾射撃訓練の即時中止、県道104号線の返還を要請
- 4.22 戦車道建設工事の即時中止と原状回復等を要請
- 7.22 県道104号線越え実弾射撃演習の即時中止を要請
- 8.17 米軍及び自衛隊基地内の銃器類の管理体制の強化を要請
- 9.2 弾薬類運搬は可能な限り施設内の運行等を要請
- 9.30 キャンプ・ハンセンでの軍事演習の即時中止を要請
- 11.8 B - 52戦略爆撃機飛来の即時中止を要請
- 11.22 B - 52戦略爆撃機飛来の即時中止を要請
- 12.1 県道104号線越え演習の即時中止、A V - 8 Aハリアーの即時撤去を要請
- 12.16 A V - 8 Aハリアーの訓練強行に抗議

昭和53年（1978年）

- S 53. 2.18 A V - 8 Aハリアーの訓練中止と撤去、戦車道工事の中止等を要請
- 2.20 戦車道工事の即時中止、南明治山試験林地帯の返還等を要請
- 3.7 ヘリコプターの飛行演習の中止、住民地域上空の飛行中止等の要請
- 4.22 軍事基地の撤去、東村でのロランC基地建設の中止を要請
- 5.8 キャンプ・ハンセン内廃弾処理場の安全対策等を要請
- 5.20 F - 4ファントムの墜落事故の原因究明とその結果の公表等を要請
- 6.24 県道104号線越え実弾射撃演習の即時中止を要請
- 6.27 県道104号線越え実弾射撃演習の即時中止、A V - 8 Aハリアーの演習中止等を要請
- 8.25 A V - 8 Aハリアーの訓練中止、同機の撤去を要請
- 8.30 伊江島での民間地域への核模擬弾落下事故の原因究明とその結果の公表等を要請
- 9.11 キャンプ・ハンセンでの実弾射撃演習の中止等を要請
- 9.14 県道104号線越え実弾射撃演習の即時中止を要請
- 10.13 県道104号線越え実弾射撃演習の即時中止等を要請
- 10.23 B - 52戦略爆撃機の即時撤去を要請
- 11.16 県道104号線越え実弾射撃演習の即時中止等を要請
- 11.20 空軍救難機からの給油用ホース落下事故の原因究明等を要請

昭和54年（1979年）

- S 54. 1.4 米軍による民間地域への機関銃乱射事故の原因究明、再発防止等を要請
- 7.7 沖縄返還協定で放棄された請求権の早期解決等を要請

昭和55年（1980年）

- S 55. 3.24 原子力艦船の本県への寄港を必要最小限にとどめること等を要請
- 8.29 米軍基地の整理縮小と跡地の有効利用の促進を要請
- 9.2 米軍基地の整理縮小と跡地の有効利用の促進を要請
- 9.11 米軍基地の整理縮小と跡地の有効利用の促進を要請
- 9.24 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音対策を要請
- 12.8 米軍基地の整理縮小と跡地の有効利用の促進を要請

昭和56年（1981年）

- S 56. 1.22 嘉手納飛行場での飛行活動及びエンジン調整の午後8時から翌朝6時までの禁止を要請
- 5.21 日米両政府間で返還合意のあった提供施設・区域の早期返還を要請
- 6.2 本県への核兵器持込みに関する県民の疑惑と不安の一扫、非核三原則の堅持を要請
- 6.3 日米両政府間で返還合意のあった提供施設区域の早期返還等を要請
- 6.12 北部訓練場内の水源かん養林の指定、日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還等を要請

- 7.8 北部訓練場内の水源かん養林の指定、日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還等を要請
- 7.8 日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還、跡地利用促進のための特別措置を要請
- 7.16 日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還、跡地利用促進のための特別措置を要請
- 8.26 日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還、基地交付金及び調整交付金の交付額の確保等を要請
- 8.29 日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還、跡地利用を図るための事業に対する財政措置を要請
- 8.29 米軍基地の整理縮小及び返還合意施設の返還等を要請
- 9.6 米軍基地の整理縮小及び返還合意施設の返還等を要請
- 9.9 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的運用等を要請
- 9.14 日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還等を要請
- 9.21 北部訓練場内の水源かん養林の指定、日米間で返還合意のあった提供施設区域の早期返還等を要請
- 12.9 日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還等を要請
- 12.14 日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還等を要請

昭和57年（1982年）

- S 57. 1. 18 日米間で返還合意のあった提供施設区域の返還、基地周辺の民生安定対策等を要請
- 2. 6 米軍基地の整理縮小、訓練の見直し、安全対策等を要請
- 7.21 具志川市志林川への米軍ヘリコプター不時着の原因究明、飛行コースの変更等を要請
- 8.23 米軍基地の整理縮小、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的運用等を要請

昭和58年（1983年）

- S 58. 1. 13 空中戦闘技量評価装置の設置について極力既存訓練空域を活用すること等を要請

昭和59年（1984年）

- S 59. 1. 13 日米間で返還合意のあった施設・区域及び地域振興開発上必要な施設・区域の返還等を要請
- 9. 3 米軍基地の整理縮小、防音校舎空調設備維持費の補助等を要請
- 11.21 日米間で返還合意のあった施設・区域及び地域振興開発上必要な施設・区域の早期返還等を要請

昭和60年（1985年）

- S 60. 2. 12 「思いやり予算」による米軍家族住宅建設にあたっては県内貸住宅業者がしわ寄せを受けることがないように要請
- 5.30 米軍基地問題解決促進のため訪米（第1回訪米）。米国政府、連邦議会等へ基地の整理縮小、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンでの実弾演習の廃止等について要請（～6.21）
- 6. 7 基地の整理縮小、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブでの実弾演習の廃止等を要請
- 7. 5 基地の整理縮小、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブでの実弾演習の廃止等を要請
- 8.22 キャンプ・コートニーでの米軍家族住宅建設に伴う環境悪化の防止を要請
- 9. 9 日米間で返還合意のあった施設・区域、地域振興開発上必要な施設・区域の返還等を要請
- 10. 7 来県中の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、米軍基地の整理縮小、基地の安全管理及び米軍の綱紀肅正及び返還跡地の有効利用の促進について要請
- 10.16 来県中の米海兵隊総司令官に対し、「演習の安全管理と兵隊の綱紀肅正」を要請
- 12.13 防衛施設庁長官に対し、区域指定告示後の住宅防音工事助成及び住宅防音家屋空調施設維持管理費の助成について要請

昭和61年（1986年）

- S 61. 1. 14 来県中の沖縄開発庁長官に対し、米軍基地の整理縮小、基地の安全管理及び米軍の綱紀肅正について、米軍返還跡地の有効利用の促進について要請
- 1.23 那覇防衛施設局長に対し、那覇港湾施設内の一部用地の自由貿易への利活用方について要請
- 1.24 沖縄総合事務局長に対し、那覇港湾施設内の一部用地の自由貿易地域への利活用方について要請

- 6.10 沖縄開発庁長官に対し、米軍基地の整理縮小、基地の安全管理及び米軍の綱紀肅正、米軍基地関連業者の円高対策について要請
- 6.24 来県中の防衛施設庁長官に対し、米軍基地の整理縮小及び基地の安全管理、綱紀肅正、自由貿易地域の設置促進について、伊江島補助飛行場訓練空域の一部解除と運行時間帯の追加設定について、基地従業員の雇用の安定について要請
- 8.5 在沖米海兵隊に対し、岩国基地駐留のA4スカイホークの嘉手納への一時移駐問題で、騒音抑制、安全管理等について要請

昭和62年（1987年）

- S62.1.14 在沖米海兵隊司令部作戦訓練部長に対し、国頭村におけるハリアー基地建設中止を要請
- 6.10 衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し、米軍基地の整理縮小、基地の安全管理及び米軍の綱紀肅正について要請
- 6.10 宜野座村でのヘリ発着場建設問題で、米軍に中止を要請
- 6.15 米海兵隊に対し、訓練自粛と安全管理の徹底を要請
- 6.25 昭和61年度米軍基地航空機騒音の調査結果に基づき、在沖米空軍報道部と海兵隊報道部に対し、航空機騒音軽減改善を要請
- 7.6 在沖米海兵隊の日本人従業員解雇問題に関し、在沖米海兵隊基地司令官に対して解雇撤回を要請
- 7.22 来県中の米国海軍省長官に対し、在沖米海兵隊基地日本人従業員の解雇問題に関して、継続雇用を要請
- 7.29 基地内日本人従業員の安定的雇用を嘉手納基地司令官に要請
- 8.4 那覇防衛施設局長に対し、基地の返還及び跡地の有効利用について協力方を要請
- 8.5 在沖米海兵隊に県道越え演習とFA18戦闘機の飛行訓練について中止、または日数短縮を要請
- 8.11 在沖米海兵隊基地司令官に対し、日本人基地従業員の継続雇用を要請
- 8.26 米海兵隊クラブ従業員の大量解雇問題を外務省等関係省庁に要請
- 11.17 来県中の沖縄開発庁長官に対し、基地対策等について要請
- 11.24 在沖米軍基地の整理統合を目指し、日米間の「整理統合小委員会」の設置に向け、外務省、防衛庁に対米交渉方を要請
- 12.25 防衛庁長官に対し、「ハリアーパッド建設予定地の再検討と在沖米海兵隊クラブ従業員解雇問題の早期解決」を要請

昭和63年（1988年）

- S63.1.12 国頭村へのハリアーパッド基地建設問題について、防衛施設庁に対して米軍への中止勧告を要請
- 1.20 在日米軍沖縄地域調整官に対し、国頭村におけるハリアーパッド基地建設断念を要請
- 2.4 来県中の衆議院外交・総合安全保障に関する調査会会長に対し、米軍基地の整理縮小、基地の安全管理及び米軍綱紀肅正について要請
- 3.10 来県中の在日米軍司令官に対し、「在沖米軍基地の整理縮小への配慮方」を要請
- 4.17 基地問題要請等のため訪米（第2回訪米）。国防長官等米政府高官に対し、沖縄の基地の現状を訴え、その解決について要請（～5.1）
- 5.10 那覇防衛施設局長、在沖米国総領事、在沖米海兵隊基地司令官を訪ね、訪米の際の要望事項の速やかな達成について協力を要請
- 5.18 防衛庁他関係省庁へ訪米時の要請事項を説明、協力を要請
- 6.8 在沖米海兵隊に対し、東村で起きた催涙ガス流出事故とキャンプ・ハンセンで起きた機関銃暴発事故に抗議するとともに、事故防止対策の徹底を要請
- 6.20 在沖米海兵隊に対し、福地ダムでの湖水訓練の中止を要請
- 6.30 外務省他関係省庁に対し、在沖米海兵隊の福地ダムでの湖水訓練の中止を要請
- 7.8 在沖米海兵隊に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の自粛を要請
- 8.18 在沖米軍及び那覇防衛施設局に対し、在沖米軍施設内における松くい虫駆除について要請
- 10.7 在沖米空軍に対し、曲技飛行の中止を要請
- 10.27 在日米軍司令官、駐日米国大使、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官に対し、キャンプ・ハンセン及びキャンプ・シュワブ演習場における実弾射撃演習の廃止と嘉手納飛行場における曲技飛行の中止について要請
- 11.1 在沖米海兵隊に対し、事故の再発防止と綱紀肅正を要請
- 11.28 北谷町北前での催涙弾爆発事故に関し、在沖米海兵隊作戦訓練部長に対し、武器・弾薬の厳重管理を要請

平成元年（1989年）

- H元. 1.13 来県中の沖縄開発庁長官に対し、米軍基地の全面的見直し、基地の安全管理及び米軍の綱紀肅正等について要請
2. 1 来県中の防衛庁長官に対し、米軍基地の全面的見直し、基地の安全管理及び米軍の綱紀肅正について、当面する基地問題（国頭村におけるハリアーパッド建設問題、キャンプ・ハンセンに建設中の都市型戦闘訓練施設における射撃演習の取りやめ等）の解決について、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練機能の移設について、米軍向け民間住宅業者の経営安定、を要請
2. 8 上紀 ~ について、防衛施設庁長官、外務省北米局長に対し要請
2. 8 在沖米海兵隊基地司令官に対し、ハリアーパッドの建設の中止を要請
- 2.13 来県中の米海兵隊総司令官に対し、基地の安全管理、基地の運営について特段の配慮を要請
- 5.17 外務大臣に対し、沖縄近海における米海軍水爆搭載機水没事故の真相究明を文書で要請、併せて、駐日米国大使館公使に対し、安全策を講ずること、核疑惑の解消、非核三原則の堅持を要請
- 6.17 来県中の沖縄開発庁長官に対し、基地の全面的見直し、基地の安全管理及び米軍の綱紀肅正について要請
7. 5 在沖米海兵隊基地司令官に対し、米海兵隊ヘリ墜落事故の原因究明と安全対策が講じられるまでの間、同型機（CH-46）による訓練の自粛、事故の再発防止及び県道104号線越え実弾射撃演習の廃止について要請
- 7.31 在沖米陸軍司令官に対し、恩納村の都市型戦闘訓練施設建設について再考するよう申し入れ
8. 2 来県中の外務省北米局長に対し、基地の整理縮小についての支援を要請
- 9.12 来県中の衆議院沖縄問題特別委員会に対し、基地の全面的見直し、基地の安全管理及び米軍の綱紀肅正について要請
- 9.26 来県中のダン・クエール米国副大統領に対し、85年、88年の2度にわたる知事訪米時の要請実現と基地から派生する諸問題の解決への配慮を要請
- 9.29 防衛施設庁長官に対し、在日米軍向け貸住宅業者等の救済措置について要請
- 10.11 キャンプ・ハンセンにおける都市型戦闘訓練施設建設問題について、外務省、防衛施設庁に対し、建設の中止を求めるとともに、代替地の検討を要請
- 10.30 在日米軍沖縄地域調整官に対し、恩納村の都市型戦闘訓練施設の移転を要請
11. 9 那覇防衛施設局長に対し、沖大東島周辺海域の操業制限による漁業損失の救済措置について要請

平成2年（1990年）

- H2. 1.16 来県中の参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、米軍基地の全面的見直し、基地の安全管理及び米軍の綱紀肅正について要請
- 1.29 在沖米海兵隊作戦訓練担当参謀を訪ね、ハリアー機墜落事故について原因の徹底究明と安全の確保を要請
- 2.20 在沖米軍施設視察のため来県中の国防長官に対し、2度にわたる訪米時の要請事項の実現と基地から派生する諸問題の解決に対する配慮を要請
- 3.26 来県中の沖縄開発庁長官に対し、米軍基地の全面的見直しと早期返還及び跡地の有効利用並びに米軍の綱紀肅正等について要請
- 6.23 来県中の総理大臣に対し、米軍基地（施設及び区域）の整理縮小について要請
7. 9 来県中の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、米軍基地（施設及び区域）の整理縮小の促進及び跡地の有効利用並びに基地の安全管理について要請
8. 7 来県中の在日米軍副司令官兼参謀長に対し、那覇港湾施設等の返還等について協力を要請
- 8.13 来県中の防衛庁長官に対し、県立武道館の建設について協力を要請
- 12.17 県道104号線越え実弾射撃演習の中止を在沖米海兵隊基地司令官に要請

平成3年（1991年）

- H3. 1.16 基地の整理縮小、県道104号線越え実弾演習の廃止、都市型戦闘訓練施設における訓練の中止及び航空機騒音等基地被害の未然防止、米軍の綱紀肅正について、在日米軍沖縄地域調整官に対し要請
- 1.16 来県中の沖縄開発庁長官に対し、米軍基地返還及び返還跡地の有効利用等について要請
- 1.24 来県中の駐日米国大使に対し、湾岸での戦闘の早期停止、また沖縄の基地の整理縮小を要請
3. 8 在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練及び都市型戦闘訓練施設における訓練の中止について要請
- 3.13 外務大臣、防衛施設庁長官、駐日米国大使に対し、基地の整理縮小、県道104号線越え

- 実弾演習の廃止及び航空機騒音等基地被害の未然防止等について要請
- 4.16 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、基地の整理縮小、県道104号線越え実弾演習の廃止、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練及び都市型戦闘訓練施設における訓練の中止、航空機騒音等基地被害の未然防止、キャンプ・ハンセンレンジ5におけるざん壕建設及び海底ケーブル敷設工事の中止、米軍の綱紀肅正について要請
- 5.2 在沖米海兵隊基地参謀長に対し、米軍の綱紀肅正について要請
- 5.22 在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 5.30 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 6.4 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止及び読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について要請
- 6.12 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、滑走路偵察訓練の中止について要請
- 6.17 来県中の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、基地の返還及び返還跡地の有効利用について要請
- 6.24 在沖米国総領事に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止及び米軍の綱紀肅正について要請
- 7.19 知事及び北谷町長、金武町長、読谷村長、沖縄市長等で構成する沖縄の基地問題要請団一行が訪米（第3回訪米）
米軍施設・区域の整理・縮小の促進、都市型戦闘訓練施設の撤去、実弾射撃演習の廃止等を米国政府、連邦議会、軍関係者に対し要請（～8.1）
- 7.22 来県中の衆議院外務委員会に対し、軍用地転用促進特別措置法（仮称）の制定と米軍基地の整理縮小に伴う駐留軍従業員の雇用の安定策等について要請
- 8.19 外務大臣、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、在比米軍基地の閉鎖に伴う嘉手納飛行場の機能強化反対について要請
- 8.30 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 9.11 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 9.18 在比米軍基地の閉鎖に伴う嘉手納飛行場の機能強化について、米国防長官、国務長官、太平洋統合軍総司令官、駐日米国大使に文書で要請
- 9.19 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 10.3 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 10.8 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、基地の整理縮小、県道104号線越え実弾射撃演習の廃止、都市型戦闘訓練施設における訓練の中止及び在比米軍基地の閉鎖に伴う嘉手納飛行場の機能強化、三者協議会の開催について要請
- 10.17 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 10.23 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 11.1 外務大臣、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止及び在比米軍基地の閉鎖に伴う嘉手納飛行場の機能強化について要請
- 11.15 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 11.15 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、安全の徹底について（伊江島関係）要請
- 11.19 来県中の米統合参謀本部議長に対し、基地の整理縮小、県道104号線越え実弾演習の廃止、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練及び都市型戦闘訓練施設における訓練の中止、航空機騒音等基地被害の未然防止等、キャンプ・ハンセンレンジ5におけるざん壕建設及び海底ケーブル敷設工事の中止、米軍の綱紀肅正等について要請
- 11.27 「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用促進に関する特別措置法」要綱案の制定について防衛庁等関係省庁に要請
- 11.29 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、読谷沖における米軍ヘリからの物資落下事故に関し、安全の徹底を要請
- 11.29 那覇交通航空管制部に対し、米レーダー電波障害に係る処置を要請

- 12.5 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、海底ケーブルの敷設工事の中止について要請

平成4年(1992年)

- H4.1.13 来県中の防衛施設庁長官に対し、基地の整理縮小の促進、都市型戦闘訓練施設の撤去、県道104号線越え実弾演習の廃止、航空機騒音の軽減及び駐留軍用地返還・跡地利用促進特別措置法の制定について要請
- 1.28 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港反対について要請
- 2.7 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 2.12 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 2.20 駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、那覇防衛施設局長に対し、米空軍部隊のクラーク基地から沖縄への移駐反対について要請
- 3.15 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 3.17 キャンプ・ハンセンにおける米軍ヘリ事故に関し、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、事故の再発防止と安全管理の徹底について要請
- 3.19 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 3.19 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港反対について要請
- 3.21 米務長官、国防長官、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、基地の整理縮小の促進、都市型戦闘訓練施設の撤去、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 3.25 外務大臣、防衛施設庁長官、那覇防衛施設局長、沖縄開発庁長官に対し、基地の整理縮小の促進、都市型戦闘訓練施設の撤去及び県道104号線越え実弾演習の廃止及び駐留軍用地返還・跡地利用促進特別措置法の制定について要請
- 4.20 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 4.23 在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止及びキャンプ・ハンセン内の夜間訓練の廃止・中止について要請
- 5.22 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 5.26 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、キャンプ・シュワブ及びキャンプ・ハンセン演習場における道路改修工事の中止について要請
- 7.6 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 7.9 キャンプ・マクトリアスからの投石事件に関して、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、米軍の綱紀肅正の徹底について要請
- 7.31 那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 8.3 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 8.19 那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 8.21 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 9.25 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 9.28 那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 10.15 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 10.15 キャンプ・ハンセンで発生した山林火災について、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、山林火災の再発防止と安全管理の徹底を要請
- 10.22 普天間飛行場で発生したヘリの横転事故に関し、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、事故原因の究明と、安全管理の徹底、再発防止を要請
- 10.27 普天間飛行場で発生したヘリの横転事故に関し、在沖米海兵隊第1海兵航空団参謀長に対し、事故原因の究明と事故の再発防止を要請
- 10.30 山林火災、ヘリ横転等相次ぐ米軍演習関係事故に関し、外務大臣、防衛庁長官、防衛施

- 設庁長官、米国防務長官代行、国防長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、米太平洋軍司令官に対し、演習の自粛と安全確保の徹底について要請
- 11.30 伊江島補助飛行場で発生したパラシュート降下訓練兵の降下事故について、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、事故原因の究明と安全管理の徹底、事故の再発防止を要請
12. 1 伊江島補助飛行場で発生したパラシュート降下訓練兵の降下事故について、在沖米海兵隊参謀長、作戦訓練部長に対し、事故原因の究明と安全管理の徹底、事故の再発防止を要請
- 12.11 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止について要請
- 12.11 伊江島上空で発生した米軍機と民間航空機の異常接近に関し、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、民間航空機の安全確保と訓練空域の縮小を要請
- 12.24 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練施設外降下に関し、訓練の廃止及び安全確保の徹底について要請

平成 5 年 (1993 年)

- H 5 . 1 . 22 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 2 . 3 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 2 . 3 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港中止と、事故の未然防止に万全を期す事を要請
- 2 . 26 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港中止と、事故の未然防止に万全を期す事を要請
- 3 . 5 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 3 . 12 在沖米国総領事に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 3 . 12 米軍人による嘉手納飛行場における遊覧飛行に関する肅正を在沖米国総領事に要請
- 3 . 26 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港中止と、事故の未然防止に万全を期す事を要請
- 3 . 31 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港反対と、寄港の際の24時間前通報の徹底について要請
- 4 . 6 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、嘉手納飛行場における演習の自粛と航空機騒音の軽減について要請
- 4 . 14 金武町で発生した米軍人による殺人事件に関して、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、綱紀肅正の徹底等を強く要請
- 4 . 15 金武町で発生した殺人事件に関して、外務大臣、防衛施設庁長官に対し、綱紀肅正の徹底、適正補償等について要請
- 5 . 7 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 5 . 13 総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官に対し、基地の整理縮小、嘉手納飛行場周辺における航空機騒音の軽減、綱紀肅正の徹底等について要請
- 5 . 19 知事を団長とする基地問題要請団が訪米（第4回訪米）。基地の整理縮小、嘉手納飛行場周辺における航空機騒音の軽減、綱紀肅正の徹底等、沖縄の基地問題の解決を米国政府、連邦議会、米軍当局に要請（～6.4）
- 5 . 27 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港中止と、事故の未然防止に万全を期す事を要請
- 5 . 27 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止について要請
- 6 . 5 来県中の米国連邦議会上院議員に対し、那覇軍港の水域解除と牧港補給地区内道路の開放等について要請（口頭）
- 6 . 11 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止について要請
- 7 . 8 アメリカンフェストのあり方（騒音問題、交通渋滞）について、嘉手納基地空軍報道部に要請（口頭）
- 7 . 16 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港反対と、事故の未然防止に万全を期す事などを要請

- 7.20 来県中の防衛施設庁長官に対し、基地の整理・縮小、県道104号線越え実弾射撃演習の廃止等基地問題の解決促進を要請（口頭）
- 7.23 嘉手納基地内における井戸の油汚染に関して、在沖米空軍に適切な対応を要請（口頭）
- 7.27 陸軍人による婦女暴行事件、米兵被疑者逃亡事件に関して在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、綱紀粛正、管理の徹底を要請
- 7.28 渉外知事会において訪米要請について報告するとともに、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官に対し、基地の整理・縮小、基地運営の適正化等について要請
- 7.29 陸軍人による婦女暴行事件、米兵被疑者逃亡事件に関して、外務大臣、在日米軍司令官に米軍の綱紀粛正の徹底を要請
- 8.9 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止について要請
- 8.13 被疑者逃亡事件に関して、在日米軍沖縄地域調整官に対し、管理の徹底を要請（口頭）
- 8.20 沖縄開発庁長官に対し、基地の返還と返還跡地の有効利用の促進について要請
- 8.22 来県中の合衆国下院軍事委員に対し、基地の整理縮小等基地問題の解決促進を要請
- 9.3 キャンプ・ハンセン内で発生した山火事に関して、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、再発防止と安全管理の徹底を要請
- 9.3 嘉手納飛行場内におけるヘリコプター事故に関して、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、事故の再発防止、事故原因の究明と県への報告、ローリー演習等飛行訓練の自粛について要請
- 9.9 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止について要請
- 9.13 山火事、嘉手納飛行場に置けるヘリコプター事故、読谷沖での施設外訓練に関して、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、安全管理の徹底、事故の再発防止、飛行訓練の自粛、火災発生時の消火体制の強化、地位協定の遵守等について要請
- 9.14 全国知事会において、総理大臣に対し、基地問題の解決について要請
- 9.14 衆議院沖縄に関する特別委員会委員長に対し、基地問題の解決促進を要請
- 9.29 空軍第353特殊作戦群の常駐化決定に関連して、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、基地機能の強化、同作戦群の早期撤退について要請（嘉手納町・北谷町・沖縄市同行、東京）
- 9.29 米国防長官、國務長官、太平洋軍総司令官、太平洋空軍司令官に要請（郵送）
- 10.15 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止について要請
- 10.20 来県中のアレキシス研究所通常防衛委員会委員長（米国基地閉鎖・再編委員会委員長）に対し、基地の整理縮小等基地問題解決の促進を要請
- 10.25 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止について要請
- 11.10 日米首脳会談に臨む総理大臣に対し、沖縄の基地問題の解決促進を要請（親書）
- 11.10 基地周辺対策費の確保について、防衛施設庁長官、防衛庁長官、大蔵大臣、自治大臣、沖縄開発庁長官に対し要請
- 11.22 パラシュート降下訓練で、訓練兵が規制対象区域外に降下したことにに関して、在日米軍沖縄地域調整官に対し、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を要請
- 11.30 渉外知事会は、防衛施設庁、自治省、大蔵省に対し、基地対策予算の確保について要請
- 12.3 来県中の米国連邦議会下院軍事委員会委員に対し、本県の基地問題の解決促進を要請
- 12.6 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止について要請
- 12.8 北中城村内県道上への米軍ヘリからの物資落下事故に関して、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、事故原因の究明と県への報告、事故の再発防止の徹底について要請
- 12.13 北中城村での米軍ヘリからの物資落下事故に関して、外務大臣、防衛施設庁長官に対し、事故原因の究明と県への報告、事故の再発防止について要請
- 12.14 駐日米国大使に対し、米軍基地の整理縮小等基地問題の解決促進を要請

平成6年（1994年）

- H6.1.22 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 2.1 三事案（那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還とパラシュート降下訓練の廃止、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止）の解決促進について、総理大臣（日米首脳会談に先だつて）、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長

- 官に対し要請
- 2.7 在ハワイの県人に対し、基地問題解決への協力を要請
- 2.21 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 2.24 人権問題調査のため下院軍事委員会来県との報道に接し、下院軍事委員長及び同委員に対し、基地問題解決への協力を再要請
- 2.26 防衛施設庁長官の訪米に先だて、三事案の解決促進について、防衛施設庁長官に対し要請（電報）
- 3.8 三事案の解決促進について、総理大臣に要請
- 3.17 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 3.17 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港廃止と事故防止の徹底について要請
- 3.18 三事案の解決促進について、在日米軍司令官に要請
- 4.4 F-15戦闘機の墜落事故に関して、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、第18航空団司令官に対し、事故の再発防止、原因の究明と県への報告について要請
- 4.6 F-15戦闘機の墜落事故に関して、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、事故の再発防止、原因の究明と県への報告等について要請
- 4.6 CH-46ヘリコプター墜落事故について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、CH-46の使用廃止、安全管理の徹底、事故原因の究明と県への報告について要請
- 4.7 F-15戦闘機、CH-46ヘリコプターと相次ぐ航空機墜落事故について、那覇防衛施設局長、普天間航空基地隊司令官に対し、安全管理の徹底と事故原因の究明、県への報告について要請
- 4.7 外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官に対し、CH-46の使用廃止、安全管理の徹底、事故原因の徹底究明と県への報告について要請
- 4.11 三事案の解決促進及び普天間飛行場の返還について、来県中の駐日米国大使に対し要請
- 4.18 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 5.15 基地の整理・縮小及び返還跡地の有効利用について、来県中の沖縄開発庁長官に対し要請
- 5.16 核密約文書の存在に関する事実の究明、非核三原則の本県への適用について、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官に対し要請
- 5.25 知事訪米に先だて、三事案の解決、嘉手納・普天間両飛行場周辺における航空機騒音の軽減等沖縄の米軍基地問題の解決について、総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官、外務省北米局長、県出身国会議員に対し要請
- 5.31 那覇空港における航空自衛隊機のオーバーラン事故に関して、航空自衛隊南西航空混成団司令、那覇防衛施設局長、那覇空港事務所長に対し、安全管理の徹底、民間機の運行の多い時間帯における飛行訓練制限等事故の再発防止を要請
- 6.5 訪米に先だて、三事案の解決をはじめ沖縄の米軍基地問題の解決を駐日米国大使に対し要請
- 6.8 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 6.9 知事を団長とする沖縄の基地問題要請団が訪米し（第5回訪米）、三事案の解決、嘉手納・普天間両飛行場における航空機騒音の軽減等沖縄の米軍基地問題の解決を米国政府、連邦議会、米軍当局に要請するため訪米（～6.22）
- 6.21 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、原子力潜水艦の寄港廃止、事故防止の徹底について要請
- 7.12 三事案の解決について、来県中の沖縄開発庁長官に対し要請
- 7.12 米海軍艦船乗員による強奪事件・傷害事件が相次いだことに関して、在日米軍沖縄地域調整官、嘉手納米海軍航空施設隊参謀長、在沖米国総領事代行に対し、綱紀粛正、隊員管理の徹底等を要請
- 7.27 三事案の解決について、来県中の衆議院外務委員会に対し要請
- 8.1 三事案の解決について、来県中の衆議院沖縄特委員長に対し要請
- 8.18 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾射撃演習の中止及び廃止を要請
- 8.19 粟国島近海におけるハリアー戦闘攻撃機の墜落に関して、駐日米国大使、在日米軍司令官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官（以上東京）、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、事故原因の徹底究明と県への報告、安全管理の徹底について要請

- 8.31 キャンプ・ハンセンにおける山林火災について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、再発防止と消火体制の強化、環境保全対策に万全を期すことを要請
- 9.7 政府主催の全国都道府県知事会において、基地の整理・縮小と軍転法の早期成立を要請
- 9.19 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 9.20 沖縄は基地と共生・共存をとの防衛施設庁長官発言に関して、内閣官房長官に対し、政府の適正な対応を要請
- 9.28 米軍航空機墜落事故の原因調査の県への報告について、在日米軍沖縄地域調整官に対し要請
- 10.7 原子力軍艦の寄港に伴う放射能測定のための基地内立ち入りを米軍が二度にわたり拒否したことについて、拒否理由の提示、以後の調査の確保と、原子力軍艦寄港の際は、24時間前通報を徹底するよう要請
- 10.13 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 10.28 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 11.16 出砂島射撃場水域における指定期日外演習に関して、在日米軍沖縄地域調整官、在日米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し連絡の徹底等について要請
- 11.17 キャンプ・ハンセンでの実弾演習に伴う諸問題（山林火災の発生防止等）について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し要請
- 11.17 キャンプ・シュワブでのヘリコプター墜落事故に関して、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し要請
- 11.22 渉外知事会は、基地対策予算の確保について、防衛施設庁、自治省、大蔵省、外務省に対し要請
- 11.24 キャンプ・シュワブでのヘリコプター墜落事故等に関して、外務大臣、防衛庁長官に対し事故原因の究明とその報告、安全管理の徹底について要請
- 11.25 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 12.12 来県中の社会党書記長に対し、基地の整理・縮小、軍転特措法の早期制定について要請
- 12.13 キャンプ・シュワブ周辺の爆音、低空飛行、演習通報のあり方等について、那覇防衛施設局長に対し要請
- 12.13 米海兵隊の公道を利用しての行軍訓練について、在沖米国総領事、在沖米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し要請
- 12.17 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 12.26 米軍の行軍に伴う耕作地踏み荒らしに対する補償について、那覇防衛施設局に対し要請

平成7年（1995年）

- H7.1.6 三事案（那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還とパラシュート降下訓練の廃止、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止）の解決について、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、内閣官房長官に対し要請
- 1.18 伊江島補助飛行場における投下訓練事故に関して、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、安全管理の徹底等について要請
- 1.19 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止について要請
- 1.31 （訪米に先だって）沖縄の基地問題の解決を、外務省、防衛施設庁、駐日米国大使、在日米軍司令部に対し要請
- 2.4 1995年度国防歳出認定法に基づく「日米間の安全保障についての報告」に、沖縄の米軍基地問題が適切に反映されるよう要請するため政策調整監が訪米（～2.13）
- 2.8 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止について要請
- 3.16 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止について要請
- 3.17 在日米軍沖縄地域調整官に対し、17日に実施した海兵隊の行軍訓練について、今後自粛するよう要請
- 3.18 来県中の沖縄開発庁長官に対し、基地の整理縮小、返還跡地の有効利用の促進について要請
- 4.3 在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、在日米軍沖縄地域調整官に対し、5～6日に予定

- されている行軍について中止するよう要請（～4.4）
- 4.3 在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、在日米軍沖縄地域調整官に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請（～4.4）
 - 4.3 在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、在日米軍沖縄地域調整官に対し、米軍車両事故に関して、安全対策、遺族補償を要請（～4.4）
 - 4.5 在沖米国総領事に対し、実施中の行軍の中止を要請
 - 4.13 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、渡名喜村における照明弾落下事故について、事故原因の究明と事故の再発防止を要請
 - 4.13 駐日米国大使、防衛施設庁長官、外務大臣に対し、渡名喜村における照明弾落下事故について、事故原因の究明と安全管理の徹底を米軍に申し入れるよう要請（～4.14）
 - 4.18 在沖米国総領事に対し、渡名喜村における照明弾落下事故について、演習時における安全対策に万全を期すよう要請
 - 5.2 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊第1海兵航空団司令官に対し、事故の再発防止対策について要請
 - 5.9 在沖米国総領事に対し、原子力潜水艦の寄港廃止、事故防止の徹底を要請
 - 5.17 知事を団長とする沖縄の基地問題要請団が、三事案の解決、航空機騒音の軽減、普天間飛行場の早期返還等について、米政府、連邦議会、軍関係要人に対し要請するため訪米（第6回訪米）（～6.2）
 - 5.18 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米艦隊活動司令部司令官、在沖米国総領事に対し、原子力潜水艦の寄港廃止を要請
 - 5.25 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 7.3 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 7.6 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米艦隊活動司令部司令官、在沖米国総領事に対し、原子力潜水艦の寄港廃止を要請（～7.7）
 - 7.6 在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、基地内のゴルフ場を日本人に使用させないよう要請（～7.7）
 - 7.7 在沖米国総領事に対し、普天間飛行場周辺の航空機騒音対策について要請
 - 7.14 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 7.19 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、米軍ヘリからのヘルメット落下事故について、事故原因の究明と安全対策の徹底を要請
 - 7.27 在日米軍司令官、駐日米国大使、防衛施設庁長官、外務大臣に対し、米軍ヘリからのヘルメット落下事故について、事故原因の究明と安全対策の徹底を要請
 - 8.14 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 8.17 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 8.29 来県中の沖縄開発庁長官に対し、米軍基地の整理縮小及び返還跡地の有効利用の促進について要請
 - 9.4 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、AV-8Bハリアー機の墜落事故について、事故原因の究明と安全対策の徹底を要請（～9.5）
 - 9.6 外務大臣、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、衆議院沖特委員長、参議院沖特委員長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止について要請（～9.7）
 - 9.6 外務大臣、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、AV-8Bハリアー機の墜落事故について、事故原因の究明と安全対策の徹底を要請（～9.7）
 - 9.11 那覇防衛施設局長に対し、米兵による児童拉致及び暴行事件について、隊員教育及び綱紀粛正の徹底を要請
 - 9.12 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、米兵による児童拉致及び暴行事件について、隊員教育及び綱紀粛正の徹底を要請
 - 9.13 在日米軍沖縄地域調整官、第18航空団司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、横田基地閉鎖に伴う兵員・航空機の嘉手納基地移駐について要請
 - 9.13 外務大臣、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、米兵による児童拉致及び暴行事件について、隊員教育及び綱紀粛正の徹底、地位協定の見直しを要請（～9.14）
 - 9.14 在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺におけ

- る航空機騒音の軽減について要請
- 9.18 外務大臣、駐日米国大使、防衛施設庁長官、在日米軍司令官、衆議院沖特委員長、参議院沖特委員長に対し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減について要請（～9.19）
- 9.19 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、米兵による児童拉致及び暴行事件について、隊員教育及び綱紀粛正の徹底、地位協定の見直しを要請
- 9.27 米国大統領、國務長官、国防長官ほか22名の米国政府、連邦議会、軍関係者等に対し、米兵の児童拉致及び暴行事件について、隊員教育及び綱紀粛正の徹底、地位協定の見直し、訪米要請事項の積極的取組を要請
- 10.18 第18航空団司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、F-15C戦闘機墜落事故について、事故原因の究明と県への報告、安全管理の徹底、航空機全機の総点検、原因究明までの間の同機の飛行中止を要請（～10.19）
- 10.19 内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、F-15C戦闘機墜落事故について、事故原因の究明と県への報告、安全管理の徹底、航空機全機の総点検、原因究明までの間の同機の飛行中止を要請
- 11.4 内閣総理大臣に対し、地位協定の見直しを要請
- 11.6 外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、衆議院沖縄及び北方問題特別委員長、参議院沖縄及び北方問題特別委員長、駐日米国大使に対し、地位協定の見直しを要請
- 11.20 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 11.20 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、太平洋軍司令官の発言について抗議要請
- 11.25 第1回沖縄米軍基地問題協議会において、米軍基地の整理縮小、地位協定の見直し、騒音防止協定の早期締結、基地被害の防止、三者連絡協議会の活性化の5項目について要請
- 11.28 第1回沖縄米軍基地問題協議会幹事会において、米軍基地の整理縮小、地位協定の見直し、騒音防止協定の早期締結、基地被害の防止、三者連絡協議会の活性化の5項目について要請
- 12.6 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 12.6 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、ビーチクレスト96の即時中止を要請
- 12.15 第2回沖縄米軍基地問題協議会幹事会において、騒音防止協定の早期締結、航空機関連事故の原因報告、地位協定第18条に基づく補償、三者連絡協議会の活性化、施設及び区域への立ち入りの5項目について要請

平成8年（1996年）

- H8.1.9 在沖米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事に対し、交通安全教育の徹底について要請（～1.10）
- 1.17 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官に対し、原子力潜水艦の寄港廃止を要請
- 1.19 来県中の沖縄開発庁長官に対し、基地の整理縮小等を要請
- 1.23 内閣総理大臣に対し、基地返還アクションプログラムの策定、地位協定の見直し、騒音防止協定の締結、事件・事故の防止、三者連絡協議会の活性化等について要請
- 1.23 在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 1.25 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官に対し、原子力潜水艦の寄港廃止を要請
- 1.30 第3回沖縄米軍基地問題協議会幹事会において、国際都市形成構想及び基地返還アクションプログラムの作成等を要請
- 2.1 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 2.11 来県中の防衛庁長官に対し、基地の整理縮小等を要請
- 2.15 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 2.21 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、今後行軍を実施しないよう要請
- 2.23 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官に対し、原子力潜水艦の寄港廃止を要請
- 3.1 在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、在沖米海兵隊基地司令官に対し、普天間飛行場での宙吊り訓練の中止を要請（～3.4）
- 3.5 第4回沖縄米軍基地問題協議会幹事会において、騒音防止協定の早期締結、民間地域での行軍、普天間飛行場での宙吊り訓練の中止、基地返還アクションプログラムの策定等

- について要請
- 3.14 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 3.16 第2回沖縄米軍基地問題協議会において、米軍基地の整理縮小、日米地位協定の見直し、騒音防止協定の早期締結、基地被害等の防止、三者連絡協議会の活性化等を要請
 - 4.5 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 5.9 第5回沖縄米軍基地問題協議会幹事会開催
 - 5.28 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官に対し、原子力潜水艦の寄港廃止を要請
 - 5.29 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官、那覇防衛施設局長に対し、P-3Cからのソノブイ落下事故について、事故原因の究明、安全管理の徹底、事故の再発防止を要請
 - 5.31 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 6.14 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官に対し、原子力潜水艦の寄港廃止を要請
 - 6.14 知事を団長とする沖縄の基地問題要請団が、SACOの中間報告での問題点や基地返還アクションプログラム等について、米国政府、連邦議会等に対し要請するため訪米（第7回訪米）（～6.20）
 - 6.20 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 6.27 在沖米国総領事に対し、原子力潜水艦の寄港廃止を要請
 - 6.27 在沖米国総領事、第18航空団司令官に対し、B1戦略爆撃機の嘉手納飛行場への飛来について、速やかな退去と再飛来の中止を要請
 - 7.18 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、キャンプ・ハンセンにおける山林火災について、再発防止、消火体制の強化等を要請
 - 8.9 第6回沖縄米軍基地問題協議会幹事会開催
 - 8.16 在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請（～8.19）
 - 9.10 第4回沖縄米軍基地問題協議会開催
 - 9.10 知事 - 内閣総理大臣会談
 - 9.13 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 9.13 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、石川市で発生した海兵隊員による強盗事件に関連して綱紀粛正を要請
 - 9.25 在沖米国総領事、第18航空団司令官、那覇防衛施設局長に対し、横田飛行場の滑走路の補修に伴う兵員、航空機の嘉手納飛行場への移駐の中止を要請
 - 9.25 第18航空団司令官に対し、最近の米軍人による犯罪事件に関連して綱紀粛正を要請
 - 10.4 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、名護市嘉陽で発生したCH-46ヘリの緊急着陸について、同ヘリの使用廃止、事故原因の究明等を要請
 - 10.15 在沖米国総領事、第18航空団司令官、那覇防衛施設局長に対し、嘉手納弾薬庫地区におけるミサイル入りコンテナ落下事故について、事故発生時の速やかな連絡等を要請
 - 10.17 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請（～10.18）
 - 11.6 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官に対し、原子力潜水艦の寄港廃止を要請
 - 11.15 来県中の沖縄開発庁長官に対し、国際都市形成構想の推進、米軍基地問題の解決促進等について要請
 - 11.15 来県中の防衛庁長官に対し、米軍基地に関わる問題の解決促進等について要請
 - 11.15 在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 12.6 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
 - 12.13 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、米軍航空機による提供水域外での爆弾投棄について、爆弾の速やかな撤去、事故原因の究明等を要請
 - 12.16 第7回沖縄米軍基地問題協議会幹事会開催
 - 12.16 第5回沖縄米軍基地問題協議会開催

平成9年（1997年）

- H9.1.8 来県中の首相補佐官に対し、米軍兵力の削減等について要請
- 1.13 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請

- 2.7 東門副知事を団長とする女性訪米団が、基地の整理縮小や海兵隊の削減等について、米
国政府や連邦議会、軍関係者等に対し要請（～2.16）
- 2.12 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、鳥島射爆撃場
における劣化ウラン弾使用問題について、事故の再発防止、安全管理の徹底、事件・事故
発生時の速やかな連絡体制の整備等を要請
- 2.12 外務大臣に対し、鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾使用問題について、ウラン弾の回
収、事故の再発防止と原因究明、事件・事故発生時における連絡体制の確立等を要請
- 2.17 第8回沖縄米軍基地問題協議会幹事会開催
内閣総理大臣に対し、劣化ウラン弾使用問題についての早期調査及び実態報告、5.15
メモの全文公表等について要請
- 2.17 外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、在日米軍司令官、駐日米国大使館代理大使に
対し、鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾使用問題について、事故の再発防止、安全管
理の徹底、事件・事故発生時の速やかな連絡体制の整備等を要請（～2.18）
- 2.20 来県中の参議院国際問題に関する調査会に対し、米軍兵力の削減等について要請
- 2.21 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越
え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 2.22 来県中の外務大臣に対し、5.15メモの全面開示、米軍兵力の削減等について要請
- 2.27 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、県道104号線越
え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 2.27 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長に対し、キャンプ瑞慶覧
におけるPCB汚染について、事故原因の究明、再発防止、環境面での徹底調査等を要
請
- 3.19 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使（沖縄担
当）に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の中止及び廃止を要請
- 4.12 知事を団長とする沖縄の基地問題要請団が、米軍兵力の削減、米軍基地の計画的かつ段
階的返還等について、米国政府、連邦議会、軍関係者等に要請（第8回訪米）
（～4.26）
- 4.21 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官、特命全権大使に対し、原子力潜水艦の
寄港廃止を要請
- 4.25 在日米軍沖縄地域調整官に対し、米空軍軍曹による強制わいせつ事件について、綱紀肅
正の徹底を要請
- 4.25 在日米軍沖縄地域調整官に対し、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止について要請
- 5.19 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、
CH-53Eヘリコプターからギアボックスのカバーパネルが落下した事故について、事
故の再発防止、安全管理の徹底等を要請
- 6.2 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、
F-15イーグル戦闘機からの風防ガラス落下事故について、事故原因の徹底究明、再発
防止等を要請
- 7.7 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、
キャンプ・ハンセンにおける山林火災について、再発防止、演習場内の環境保全対策等
を要請
- 7.23 来県中の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、米軍基地問題の解決促進
について要請
- 7.24 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官、特命全権大使に対し、原子力軍艦の寄
港廃止を要請
- 7.30 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官、特命全権大使に対し、原子力軍艦の寄
港廃止を要請
- 8.12 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、
沖縄の米軍基地問題の解決促進について要請（軍転協）
- 8.19 来県中の防衛施設庁長官に対し、米軍基地問題の解決促進を要請
- 8.25 在沖米国総領事、在沖米艦隊活動司令部司令官、特命全権大使に対し、原子力軍艦の寄
港廃止を要請
- 8.25 特命全権大使に対し、劣化ウラン弾の早期回収、久米島住民による健康診断の実施、不
発弾の処理について要請
- 8.25 内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、在日米軍司令官、駐日米国大
使館代理大使に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進について要請（軍転協）
（～8.26）
- 9.19 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、
キャンプ・ハンセンにおける原野火災について、再発防止、演習場内の環境保全対策等
を要請

- 9.19 那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、恩納通信所の汚水処理槽内の汚泥の処理等について要請
- 10.8 内閣総理大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官に対し、土地の使用・収用に関する機関委任事務について、現行通り地方公共団体が関与できる制度にするよう要請（軍転協）
- 10.22 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、米軍基地内への立ち入りの速やかな実施について要請
- 10.25 来県中の外務大臣に対し、米軍基地問題の解決促進について要請
- 11.12 航空自衛隊南西航空混成団司令官に対し、那覇空港におけるF-4EJ改型機の車輪破損事故について、事故原因の徹底究明と再発防止、民間専用空港の整備実現、航空機事故発生時における速やかな通報等について要請
- 11.15 来県中の官房長官に対し、事件・事故発生時における早期通報、三者協の活性化等について要請
- 11.17 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、牧港補給地区内の倉庫で発生した火災について、事故原因の徹底究明、関係機関への早期通報、危険物資の有無、内容を明らかにすること等について要請
- 11.17 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、キャンプ・ハンセンにおける原野火災について、再発防止、演習場内の環境保全対策等を要請
- 11.19 防衛庁長官に対し、那覇空港におけるF-4EJ改型機の車輪破損事故について、事故原因の徹底究明と再発防止、航空機事故発生時における速やかな通報等について要請
- 11.21 来県中の駐日米国大使に対し、沖縄の米軍基地の実情について訴える
- 12.4 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、キャンプ・ハンセンにおける原野火災について、再発防止、演習場内の環境保全対策等を要請
- 12.4 那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、ビーチ・クレスト 98の中止を要請
- 12.8 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、キャンプ・ハンセンにおける原野火災について、再発防止、演習場内の環境保全対策等を要請
- 12.22 在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、津堅島訓練場水域で実施されたパラシュート降下訓練について、今後実施しないよう要請
- 12.22 在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、キャンプ・ハンセン及びキャンプ・シュワブにおける原野火災について、再発防止、演習場内の環境保全対策等を要請

平成10年（1998年）

- H10.1.9 名護市で米海兵隊員が民間人に危害を加え、金品を奪う強盗事件が発生した問題で、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在日米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事に対し、隊員の教育及び綱紀肅正を徹底するよう要請
- 2.6 知事は記者会見で、普天間飛行場返還に伴うキャンプ・シュワブ沖への代替海上ヘリポート基地建設を受け入れることはできないと正式に表明
- 2.13 12日にキャンプ・ハンセン内で火災が発生した問題で、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、火災の再発防止を要請（口頭）
- 4.16 キャンプ・ハンセン演習場内で火災が発生した問題で、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在沖米国総領事、在日米海兵隊基地司令官に対し、原野火災の再発防止と消火体制の強化等、火災発生に対する根本的な解決策を図るよう要請
- 4.27 渉外知事会が、内閣総理大臣、外務大臣、自治大臣、防衛庁長官に対し、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」等の制定にあたり、地方公共団体の意向を尊重するよう緊急要請
- 5.12 自衛隊による航空機墜落事故について、航空自衛隊南西航空混成団司令官に対し抗議要請
- 5.15 知事を団長とする米軍基地返還等訪米要請団のメンバーが、米国での要請活動のため米国へ出発（第9回訪米）
- 5.29 米軍嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が行われることが明らかになった問題で、那覇防衛施設局長、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、特命全権大使に対し、パラシュート降下訓練を中止するよう要請
- 6.3 嘉手納飛行場内で米陸軍によるパラシュート降下訓練が実施された問題で、在日米軍司令官、駐日米国特命全権大使、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官に対し、同飛行場内において、パラシュート降下訓練を行わないよう要請（～6.4）
- 7.17 7月17日に米海軍の原子力軍艦が勝連町のホワイト・ビーチに寄港した問題で、特命全権大使、在沖米艦隊活動司令部司令官、在沖米国総領事に対し、同軍艦の早期出港と、今後本県への原子力軍艦の寄港を行わないよう要請

- 7.24 米海兵隊キャンプ・ハンセン内で海兵隊所属UH-1Nヘリコプターが着陸失敗した問題で、特命全権大使、那覇防衛施設局長、在日米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事に対し、事故原因が究明されるまでの間の同機種飛行停止等について要請し、また、関係機関への速やかな通報も併せて要請
- 8.4 7月23日に米海兵隊所属のUH-1Nヘリコプターがキャンプ・ハンセン内に墜落する事故が発生した問題で、内閣総理大臣、在日米軍司令官、駐日米国特命全権大使、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官に対し、事故発生時の速やかな通報の徹底、基地施設・区域内への立ち入りをシステム化すること等を要請（～8.5）
- 8.24 嘉手納飛行場内でPCBが投棄された問題で、第18航空団司令官、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、PCB投棄の事実確認を求めるとともに、県職員によるPCB関係施設等への視察を実施できるように要請
- 8.25 軍転協が、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進について要請
- 9.1 軍転協が、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進について要請（～9.2）
- 9.24 嘉手納町屋良地域に所在する嘉手納飛行場航空機洗機場からのしぶきが住民地域に飛び散り、洗濯物や中古車販売業者の車両を汚損するなどの影響が出ている問題で、第18航空団司令官に対し、11項目の質問事項の照会と航空機洗機場への立入りを要請。また、同日、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、県が第18航空団司令官に行った11項目の質問事項の照会と航空機洗機場への本県職員の立入りの実現方についての協力を要請
- 10.8 北中城村で米軍人によるひき逃げ事件が発生した問題で、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、在日米海兵隊基地司令官、特命全権大使に対し、被害者補償等について適正な対応を行うよう要請
- 10.16 北中城村で発生した米軍人によるひき逃げ事件で被疑者の身柄が起訴前に日本国側が拘禁できなかった問題で、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、日米地位協定第17条を見直すよう要請
- 10.19 北中城村で米軍人によるひき逃げ事件が発生し被害者が死亡した問題で、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国特命全権大使、在日米軍司令官に対し、日米地位協定第17条を見直すよう要請（～10.20）
- 10.30 那覇市内で米軍人による当て逃げ事件が発生した問題で、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、より一層の綱紀粛正を行うこと等を要請
- 10.30 北中城村で米軍人によるひき逃げ事件が発生し被害者が死亡した問題で、軍転協の要請団が、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、綱紀粛正のなお一層の徹底、日米地位協定第17条を見直すよう要請
- 11.4 10月7日に北中城村で米軍人によるひき逃げ事件が発生し被害者が死亡した問題で、軍転協の要請団が、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国特命全権大使、在日米軍司令官に対し、綱紀粛正のなお一層の徹底、日米地位協定第17条を見直すよう要請（～11.5）
- 11.5 米軍基地から派生する事件・事故等が発生した際に県の職員が在沖米軍基地内への立ち入りが制限されていて公務遂行上支障を来している問題で、在日米軍沖縄地域調整官に対し、公務上必要な場合は関係するすべての米軍基地へ直ちに立ち入りが行えるよう通行証（パス）を発行するよう要請
- 12.4 嘉手納飛行場内のため池にPCBを含んだ廃油が投棄されていた疑いで平成10年11月に米軍施設嘉手納マリナーへの環境汚染実態調査のための立入申請が不許可となった問題で、第18航空団司令官に対し、立入許可を再申請するとともに、在沖米国総領事、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、側面からの協力するよう要請

平成11年（1999年）

- H11.1.28 浮原島訓練場で米海兵隊演習で使用された信号弾により原野火災が発生した問題で、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在沖米海兵隊基地司令官に対し、今後の一層の安全管理の徹底、速やかな通報を行うこと等を要請（口頭）
- 2.13 県の呼びかけにより、平成7年3月以来開かれていなかった三者連絡協議会の再発足会合を開催。同会合においては、外務省沖縄事務所に参加等に伴う構成員の確認、開催頻度及び協議会に提案できる事項等を確認。さらに、三者協の活性化を図り、米軍基地の諸課題への取り組みを強化していくことを申し合わせる
- 3.3 在日米軍が3月6日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施すると発表した問題で、在沖米国総領事に対し、予定されている嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練を行わないよう要請
- 3.4 在日米軍が3月6日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施すると発表した問題で、在日米軍沖縄地域調整官、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、予定されてい

- る嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練を行わないよう要請
- 3.12 キャンプ瑞慶覧でディーゼルオイル漏れ事故が発生した問題で、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官に対し、事故の再発防止を要請
- 4.16 嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練の実施が計画されている問題で、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、パラシュート降下訓練を中止するよう要請
- 4.26 在沖米海兵隊所属のCH-53Eヘリコプターが北部訓練場沖合の海上で墜落し乗員が死亡した事故で、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在日米海兵隊基地司令官に対し、安全管理の徹底が図られるまでの飛行停止、関係機関への速やかな通報等を要請
- 4.26 4月17日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施された問題で、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在日米軍沖縄地域調整官に対し、今後嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練を行わないよう要請
- 4.26 米国原子力潜水艦が4月21日にホワイト・ビーチに寄港し4月24日午後4時頃に事前通報なしに出港した問題で、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、原子力軍艦が県内に寄港及び出港する際の事前通報の遵守等を要請（口頭）
- 4.28 在沖米海兵隊所属のCH-53Eヘリコプターが北部訓練場沖合の海上で墜落し乗員が死亡した事故、4月17日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施された問題及び米国原子力潜水艦が4月21日にホワイトビーチに寄港し4月24日午後4時頃に事前通報なしに出港した問題で、在沖米国総領事に対し、適切に対応するよう要請
- 5.6 4月19日に在沖米海兵隊所属のCH-53Eヘリコプターが北部訓練場沖合の海上で墜落し乗員が死亡した事故及び4月17日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施された問題で、防衛庁長官、駐日米国特命全権大使、外務大臣、内閣総理大臣に対し、適切に対応するよう要請
- 5.7 4月19日に在沖米海兵隊所属のCH-53Eヘリコプターが北部訓練場沖合の海上で墜落し乗員が死亡した事故及び4月17日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施された問題で、在日米軍司令官に対し、適切に対応するよう要請
- 6.8 6月4日に嘉手納飛行場内で米海兵隊所属のAV-8Bハリヤー機が離陸に失敗し墜落炎上した事故で、特命全権大使、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、事故原因の徹底究明とその公表等について要請
- 6.10 6月4日に嘉手納飛行場内で米海兵隊所属のAV-8Bハリヤー機が離陸に失敗し墜落炎上した事故で、在日米軍司令官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、内閣総理大臣、内閣官房長官に対し、事故原因の徹底究明とその公表等について要請
- 6.11 6月4日に嘉手納飛行場内で米海兵隊所属のAV-8Bハリヤー機が離陸に失敗し墜落炎上した事故で、駐日米国特命全権大使に対し、事故原因の徹底究明とその公表等について要請
- 7.15 6月に起きた国頭村内の住居侵入事件及び米軍人による交通事故について、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、綱紀肅正等について申し入れる（口頭）
- 7.22 嘉手納飛行場におけるハリヤー機事故について、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、事故の再発防止、安全管理の徹底等について要請
- 8.12 8月11日に東村の村営グラウンドに在沖米軍のUH-1Nヘリコプターが不時着した問題で、在日米海兵隊基地司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在沖米国総領事に対し、安全管理の徹底等について要請
- 8.13 キャンプ瑞慶覧での油流出事故について、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在沖米海兵隊基地司令官に対し、事故の再発防止等について申し入れる（口頭）
- 9.17 飛行停止されていた米軍ハリヤー機の飛行再開について、特命全権大使、那覇防衛施設局長、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、事故原因の徹底究明と公表及び同機を嘉手納飛行場に常駐化させないよう要請。また、嘉手納飛行場内におけるKC-135輸送機の発煙事故についても、再発防止等を要請（口頭）
- 10.18 渡名喜村における油漏れによるヘリコプターの緊急着陸について、特命全権大使、那覇防衛施設局長、第18航空団司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、油漏れの徹底究明と公表、航空機事故の再発防止等について要請（～10.19）
- 11.12 嘉手納ラプコン故障について、第18航空団司令官、在日米軍沖縄地域調整官、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、嘉手納ラプコンの早急な復旧と原因の究明等について要請（口頭）
- 12.10 米軍セスナ機の嘉手納弾薬庫区域内への緊急着陸について、在日米軍沖縄地域調整官、第18航空団司令官、在沖米国総領事、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、事故の再発防止等を要請
- 12.16 キャンプ・シュワブ水域でのパラシュート降下訓練について、在日米軍沖縄地域調整官、第18航空団司令官、在沖米国総領事、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、SAC

○最終報告の趣旨に沿って実施するよう要請

平成12年(2000年)

- H12.1.7 嘉手納弾薬庫地区での油流出事故について、在日米軍沖縄地域調整官、第18航空団司令官、那覇防衛施設局長、在沖米国総領事、特命全権大使に対し、事故の再発防止等について要請
- 1.13 沖縄における航空交通管制の日本側への移管について、内閣総理大臣、運輸大臣、駐日米国特命全権大使、防衛庁長官、防衛施設庁長官、内閣官房長官、外務大臣、在日米軍司令官に対し、日米間で早急に協議するよう要請(～1.14)
- 1.13 キャンプ・シュワブ水域でのパラシュート降下訓練について、内閣総理大臣、駐日米国特命全権大使、防衛庁長官、防衛施設庁長官、内閣官房長官、外務大臣、在日米軍司令官に対し、SACO最終報告の趣旨に沿って実施するよう要請(～1.14)
- 1.18 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官に対し、婦女暴行未遂事件の発生に遺憾の意を表明するとともに、隊員教育の徹底等について要請(口頭)
- 1.26 米艦船キティ・ホーク所属の第5空母航空団の沖縄における訓練について、在沖米艦隊活動司令部司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、訓練の実施に当たっては万全の安全対策を講じること等を要請
- 2.10 2月4日に発生した民間航空機と米軍航空機との異常接近について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米艦隊活動司令部司令官、在沖米国総領事、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、事実関係の究明及び公表、再発防止に万全を期すよう要請
- 2.15 2月15日に米軍航空機が石垣空港を使用したことについて、在日米軍沖縄地域調整官、在日米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、米軍機の第三種空港の使用自粛を要請
- 2.15 2月13日に嘉手納ラブコンのレーダーが停止したことについて、在日米軍沖縄地域調整官、第18航空団司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、再発防止に万全を期すよう要請
- 2.22 3月2日に米軍機による石垣空港の使用が予定されていることについて、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、米軍機の第三種空港の使用自粛を要請(口頭)
- 3.23 北谷町における在沖米海兵隊員の交通事故について、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、被害者への適正補償等について要請
- 4.4 キャンプ・ハンセンにおける原野火災について、在日米海兵隊基地司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、遺憾の意を表明するとともに、迅速な消火活動等について要請
- 5.12 米軍の水陸両用車等の移動について、在日米海兵隊基地司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、漁業関係者への補償等について要請。また、キャンプ・ハンセンにおける原野火災について、再発防止及び迅速な消火活動等について要請(口頭)
- 5.24 沖縄市における米軍人窃盗事件、器物損壊事件及び民間住居への進入事件について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官、第18航空団司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、隊員の綱紀粛正等について要請。また、東村高江区提供施設外における演習事件について、再発防止等を要請(口頭)
- 6.2 キャンプ瑞慶覧での油流出事故及び劣化ウラン弾の薬きょうの管理について、在沖米海兵隊基地司令官、在日米軍沖縄地域調整官に対し、隊員への安全教育を含む管理運用面を徹底すること等について要請(口頭)
- 7.6 米海兵隊員による準強制わいせつ及び住居侵入事件について、在日米軍沖縄地域調整官、在日米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、事件発生に遺憾の意を表明するとともに、一層の綱紀粛正及び兵員に対する教育の徹底を含む再発防止について万全を期すよう要請
- 7.10 在沖米空軍兵士によるひき逃げ事件について、第18航空団司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、夜間12時以降の外出禁止及び飲酒の禁止などの規制措置を講じる等、再発防止に取り組むよう要請
- 7.11 米海兵隊員による準強制わいせつ及び住居侵入事件について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官、第18航空団司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、隊員の綱紀粛正等、再発防止について要請(口頭)
- 7.13 在沖米軍人による事件・事故について、内閣総理大臣、在日米軍司令官、駐日米国大使、防衛庁長官、防衛施設庁長官、外務大臣、内閣官房長官に対し、度重なる米軍人による事件・事故に遺憾の意を表明するとともに、再発防止等について要請(～7.14)
- 8.29 軍転協は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、在日米軍司令官、駐日米国大使に対し、日米地位協定の見直しを要請(～8.30)

- 10.20 米軍基地から派生する航空機騒音について、那覇防衛施設局長に対し、防音工事により設置された空調機器の維持管理費の全額国庫負担及び嘉手納基地の爆音訴訟に加わらなかった住民の受忍限度を超える過去の騒音被害に対する適切な措置を講ずるよう要請

平成13年(2001年)

- H13.1.9 海兵隊所属のヘリコプターが与那城町内の公園建設予定地に不時着した事故及びキャンプ・ハンセン内における原野火災について、在日米海兵隊基地司令官、在日米軍沖縄地域調整官、特命全権大使、那覇防衛施設局長、在沖米国総領事に対し、安全管理の徹底及び再発防止等について要請
- 1.12 海兵隊員による女子高校生に対するわいせつ事件について、在日米海兵隊基地司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、再発防止の措置を講ずること等を要請
- 1.15 海兵隊員による女子高校生に対するわいせつ事件(文書)及び国頭村における傷害事件(口頭)について、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、再発防止の措置を講ずること等を要請(～1.16)
- 2.20 北谷町における器物損壊事件について、第10地域支援群司令官に対し、隊員への教育の徹底等について申し入れる(口頭)
- 3.8 米国人少年グループによる窃盗・建造物損壊・器物損壊事件及び海兵隊員の当て逃げ事故について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官、第18航空団司令官に対し、綱紀粛正の徹底等を申し入れる(口頭)
- 3.12 普天間飛行場におけるヘリ接触事故について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官に対し、事故に関するの情報提供等について申し入れる(口頭)
- 3.15 内閣官房長官、外務大臣、沖縄担当大臣、防衛庁長官に対し、日米両政府間で海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について協議するよう要請(～3.16)
- 4.13 4月9日に北谷町で発生した海兵隊員によるひき逃げ事故について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、徹底した隊員教育の実施、綱紀粛正等を要請
- 5.2 米軍機の下地島、波照間両空港の使用について、在沖米海兵隊基地司令官に対し、当該空港の設置目的等の観点などから、両空港の使用を自粛するよう要請(口頭)
- 5.13 知事をはじめとする訪米団が米国ワシントン及びハワイを訪問し、米軍基地の整理縮小、海兵隊を含む在沖米軍の兵力削減、地位協定の見直し、綱紀粛正に理解と協力を要請。また、ニューヨーク及びサンノゼを訪ね企業誘致活動を行う(第10回訪米)(～5.26)
- 7.3 北谷町における婦女暴行事件で、在日米軍沖縄地域調整官が来庁し、調査への全面協力等を伝える。これに対し、遺憾の意を伝えるとともに抗議し、再発防止が担保されるよう実効性のある対策をとるよう要請
- 7.5 北谷町における婦女暴行事件で、事件・事故調査のため来県した衆議院沖縄及び北方問題特別委員会及び外務委員会に対し、米軍人などによる事件・事故の再発防止及び日米地位協定の抜本的な見直しを要請
- 7.11 北谷町における婦女暴行事件で、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、内閣府沖縄担当大臣、同副大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使等に対し、米軍人等による事件・事故の再発防止及び日米地位協定の抜本的な見直しを要請
- 8.22 渉外知事会は、基地の整理縮小と早期返還の促進、跡地利用に係る予算の確保、日米地位協定の見直しなど、基地対策に関する施策・制度・予算に関する事項について、外務大臣、防衛施設庁長官、国土交通大臣、総務大臣、内閣官房長官、総理大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣に対し要請
- 8.24 防衛庁長官が表敬訪問した際、基地の計画的・段階的な整理縮小、海兵隊を含む兵力の削減及び日米地位協定の見直し等、基地問題の解決促進について要請
- 8.27 軍転協は、日米地位協定の抜本的な見直し及び基地から派生する諸問題の解決促進及び米軍人等による事件・事故の再発防止について、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長、沖縄総合事務局長、特命全権大使、在沖米国総領事に対し要請
- 8.28 軍転協は、米軍人などによる事件・事故の再発防止及び日米地位協定の抜本的な見直し及び基地から派生する諸問題の解決促進について、内閣総理大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し要請(～8.29)
- 9.12 米国におけるテロ事件に関し遺憾の意を表明するとともに、県民生活及び人権に支障が及ぶことがないよう関係機関に要望したとのコメントを発表
- 9.18 キャンプ・コートニーにおける旧クレ射撃場から発生した環境問題について、特命全権大使、那覇防衛施設局長、在日米海兵隊基地司令官に対し、ヒジキの鉛含有量の安全確認、政府による環境影響の補足調査、周辺海域に残存する鉛弾の除去及びレンジ跡地

- の土壤浄化等を要請
- 10.16 M H - 47型ヘリコプターが国頭村安田に着陸した事故について、在日米軍沖縄地域調整官、第18航空団司令官、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在沖米国総領事に対し、再発防止等について要請
- 11.28 普天間及び嘉手納飛行場周辺において9月以降騒音等が激しくなっている問題で、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、特命全権大使、那覇防衛施設局長、航空自衛隊那覇基地司令、那覇空港事務所長に対し、平成8年3月の日米合同委員会の「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を遵守し、周辺における航空機騒音を軽減するよう要請
- 12.28 外務大臣が表敬訪問した際、基地の整理縮小、普天間飛行場の移設、海兵隊の演習・訓練の移転及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減、並びに日米地位協定の見直しについて要請

平成14年（2002年）

- H14.1.11 2001年末から米軍人等による事件が多発していることを受けて、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、事件の再発防止、軍人・軍属及び家族に対する教育の徹底と綱紀肅正並びに深夜の外出制限についても検討するよう要請
- 2.1 北谷町においてタール状物質が米軍跡地から発見された問題について、那覇防衛施設局長に対し、問題解決のために主体的に取り組むよう、また、米軍提供当時の資料や情報を提供するよう要請（口頭）
- 2.26 米軍訓練等に伴う原野火災が頻発していることについて、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、度重なる火災に遺憾の意を表すとともに、再発防止等を要請。また、2月21日に行われた不発弾処理について、決められた連絡体制に従って行うこと等も併せて要請（口頭）
- 3.16 外務大臣が知事と懇談。県からの基地問題等に関する7項目について要請
- 4.9 第18航空団司令官に対し、F - 15戦闘機による訓練用照明弾落下事故について、事故原因の徹底究明、再発防止等を要請（口頭）
- 4.10 在沖米海兵隊基地司令官に対し、宜野座村松田の米軍車両の民間道侵入について、隊員教育の徹底、適切な補償等を要請（口頭）
- 4.18 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、CH - 53Eヘリコプターからの燃料補助タンク落下事故及び多発する米軍人等による事件の再発防止について要請
- 4.19 那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、CH - 53Eヘリコプターからの燃料補助タンク落下事故及び多発する米軍人等による事件の再発防止について要請
- 4.23 在沖米海兵隊基地司令官に対し、米軍機による下地島空港の使用及び今後の県管理空港の使用自粛について要請
- 4.25 第18航空団司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、F - 15戦闘機からの風防ガラス落下事故について、事故原因の徹底究明、再発防止等を要請
- 4.26 在沖米艦隊活動司令部司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、空母キティ・ホーク搭載機C - 2からの燃料漏出事故について、事故原因の徹底究明、再発防止等を要請
- 5.14 県、国、米軍の三者による緊急会合に出席（知事主催）。一連の米軍航空機関連事故等について話し合う
- 7.19 那覇防衛施設局長に対し、楚辺通信所（象のオリ）の移設工事に伴う赤土流出について、赤土流出の再発防止、適切な措置を講ずること等を要請
- 7.24 在沖米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、名護市数久田区における被弾事件について、事故原因の徹底究明、キャンプ・シュワブ内でのM2重機関銃実弾射撃訓練の中止を要請
- 8.6 在沖米海兵隊基地司令官、在沖米艦隊活動司令部司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、CH - 53Eヘリコプター機事故の再発防止等、米軍ヘリによる漁業操業の妨害の再発防止等について要請
- 8.12 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、相次ぐ米軍航空機関連事故について、事故原因の徹底究明、再発防止等を要請
- 8.22 在日米軍沖縄地域調整官、第18航空団司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、F - 15戦闘機墜落事故について、事故原因の徹底究明、原因究明がなされるまでの同機の飛行停止を要請
- 8.26 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、自由民主党幹事長に対し、米軍基地問題の解決促進について要請
- 8.27 第18航空団司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、墜落事故の原因究明がなされるまでのF - 15戦闘機の飛行停止について要請

- 9.3 軍転協は、特命全権大使、那覇防衛施設局長、沖縄総合事務局長、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、基地から派生する諸問題の解決促進及び米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止について要請
- 9.4 軍転協は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、基地から派生する諸問題の解決促進及び米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止について要請
(～9.5)
- 9.17 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、特命全権大使、那覇防衛施設局長に対し、嘉手納及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減について要請
- 10.28 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、伊江島補助飛行場における嘉手納飛行場所属MC-130輸送機からの物資落下事故について、事故原因の徹底究明と公表、再発防止等を要請
- 11.12 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、伊江島補助飛行場における物資投下訓練の廃止について要請
- 11.30 防衛庁長官が知事を表敬。基地問題に関する7項目について要請
- 12.4 在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、特命全権大使に対し、在沖米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件について、再発防止、拘禁前の被疑者の身柄の日本側への引渡し等を要請
- 12.19 特命全権大使に対し、在沖米海兵隊少佐による強姦未遂事件に関する日米合同委員会議事録の公表について要請
- 12.26 特命全権大使に対し、外務省における在日米軍に対する研修会について、事件・事故の効果的な再発防止策を講ずる観点から同研修会の内容を見直すよう要請(口頭)

13 基地問題の沿革

昭和20年（1945年）

- 3 . 26 米軍、慶良間列島に上陸を開始
- 4 . 1 米軍、沖縄本島に上陸
米海軍軍政府、布告第1号「権限の停止」（米軍政府の設立・その占領下にある南西諸島の日本の行政権及び司法権の停止）・第2号「戦時刑法」・第3号「特定軍事法廷」・第4号「紙幣両替外国貿易及び取引」・第5号「金融機関の閉鎖及び支払停止令」・第6号「麻薬剤」・第7号「財産の管理」・第8号「一般警察及び安全に関する規程」・第9号「公衆健康及び衛生」・第10号「民間連絡の規程」（これらはニミッツ布告と称される。）を發布
- 4 . 5 沖縄本島読谷村比謝に米海軍軍政府を設立
- 8 . 15 日本、連合国に無条件降伏（第二次世界大戦終る）
田井等、宜野座など各地区代表者128人が石川に集まり、沖縄諮詢会設立について協議し、委員候補者24人を選出。同席で、米海軍軍政府副長官ムーレー大佐が軍政府方針に関する声明を発表

昭和21年（1946年）

- 1 . 29 連合国軍総司令部覚書により、日本政府と北緯30度以南の南西諸島との行政を分離
- 4 . 24 沖縄民政府発足
米軍政府は、知事に志喜屋孝信を任命
- 6 . 5 米軍補給物資の無償配給打切られる
- 7 . 1 米軍政、海軍から陸軍に移管

昭和22年（1947年）

- 5 . 1 みなと村新設（那覇港からの民需物資の荷役の便宜供与の目的でつくられた沖縄人労務者のキャンプ村）
- 9 . 10 沖縄社会党結成（旧美里村）= 保守反動と闘い、自主沖縄の再建を主張
- 10 . 13 琉球社会党結成（旧首里市）= 沖縄の米帰属を主張
- 10 . 20 沖縄社会党と琉球社会党が合同、社会党を結成（現在の社会党とは別）

昭和23年（1948年）

- 4 . 1 6・3・3制の学制改革（初等学校6年、中等学校3年の義務教育を施行）
沖縄民政府、新機構によって運営される。部は、知事官房・総務部・財政部・経済部・文学部・公衆衛生部・工務部・司法部・警察部・通信部の1房9部と法制審議会、渉外局とし、貿易庁・補給庁・開拓庁の3庁は軍直轄とする

昭和24年（1949年）

- 3 . 29 日本から沖縄への旅券発行を開始
- 7 . 1 米国、1950年度予算で沖縄の軍事施設費を計上、本格的な基地建設始まる
- 10 . 1 中華人民共和国成立
- 10 . 11 コリンズ米陸軍参謀総長来日、「沖縄の無期限保持、在日米軍の長期滞在」を言明

昭和25年（1950年）

- 2 . 10 GHQ「沖縄に恒久的基地建設をはじめると発表（3月17日工事開始・2カ年計画）
- 4 . 14 米軍政府特別布告第36号「土地所有権証明」を發布、施行（関係者の申告にもとづいて土地所有権が確認され、民側において使用土地に対する借地料の取決めと取引が行われるようになった）
- 6 . 22 那覇市の天久・上之屋一帯、軍用地に供するため住民の立退きを命ぜられる
- 6 . 25 朝鮮動乱勃発
- 10 . 31 沖縄社会大衆党結成大会（委員長に平良辰雄氏）
- 11 . 4 沖縄群島知事（平良辰雄氏）就任 沖縄群島政府の発足

昭和26年（1951年）

- 4 . 1 琉球臨時中央政府発足（米民政府布告第3号に基づく）。行政主席に臨時琉球諮詢委員長・比嘉秀平、副主席に泉有平、参議院富名腰尚武ら9人、上訴裁判所主席判事に当間重剛、判事富山嘉本ら5人任命される（臨時琉球諮詢委員会解消）
土地台帳を整備、土地所有権証明書を交付（市町村長）
- 8 . 28 第10回群島議会臨時会。平良知事、日本復帰促進請願を打電（吉田首相・ダレス特使・講話会議議長あて）。群島議会議長から吉田首相あてに日本復帰促進請願を打電

- 9 . 4 サンフランシスコ平和会議を開く。ダレス米全権演説「沖縄、小笠原諸島に日本残存主権を認める」
- 11 . 24 米国琉球民政府の北部境界線を北緯29度に変更

昭和27年（1952年）

- 3 . 19 軍用地使用料支払に関する沖縄群島議会の陳情に対し、ルイス主席民生官から「1950年7月1日に遡及して支払われるが地代については沖縄地区工兵団で決定し、さらに修復賠償は平和条約にもとづいて決められる」旨回答あり
- 4 . 1 琉球政府発足、米民政府初代行政主席に比嘉秀平任命（群島政府、琉球臨時中央政府は、いずれも廃止）
- 4 . 28 日米安全保障条約、対日平和条約発効（第3条により北緯29度以南の沖縄・奄美など米施政権下に）
- 4 . 29 米民政府、政治的意図を含まない限り住民の国旗掲揚を許可
- 5 . 15 米民政府軍用地賃貸料の一部支払いを発表
- 11 . 1 米民政府布令第91号「契約権について」を公布（平和条約発効後も軍用地権利を保持するため行政主席に地主と賃貸借契約を結び米側に再契約するよう指示。契約期間が20年におよび補償が低額のため不成功。土地問題が表面化していく）

昭和28年（1953年）

- 3 . 30 第1回軍用地使用料が行政府に届く
- 4 . 3 米民政府布令第109号「土地収用法」を公布（賃貸借契約の交渉が難航、軍用地の強制収用を決定）
- 4 . 10 米民政府布令第110号「土地収用の補償金支払手続」を公布、施行
- 4 . 11 沖縄本島真和志村で武装兵出動、土地を強制収用
- 5 . 5 立法院、4・3公布の「土地収用法」の撤廃要請を決議
- 5 . 27 建物の立退料を最低1万2,000円とし土地代は従来の2倍に引き上げる旨、軍から発表があった。
- 7 . 27 朝鮮休戦協定調印
- 8 . 8 講和発効後の軍用地使用料について沖縄土地委員会、立法院特別委員会、地方土地委員会連合会の合同協議（於立法院）
- 11 . 20 ニクソン米副大統領が来島「共産主義の脅威がある限り米国は沖縄を保持する。沖縄の放棄は米国のアジア撤退と同然」と声明
- 12 . 5 沖縄本島小禄村で武装兵出動、土地を強制収用
布告第26号「軍用地における不動産の使用に対する補償」を公布

昭和29年（1954年）

- 1 . 7 アイゼンハワー大統領、年頭一般教書で、沖縄基地の無期限保持を表明
- 3 . 24 3月15日米陸軍が発表した軍用地問題は「土地買上げ」だけでなく、無期限使用料の全額支払いである、とプラムリー首席民政官が公表
- 4 . 30 立法院「軍用地処理に関する請願」を満場一致で採択、土地四原則を打ち出す（米議会が沖縄の軍用地買上げを協議との報道に対処。四原則＝一括払い反対・適正補償・損害賠償・新規接收反対）
- 8 . 3 軍から宜野湾村伊佐、喜友名、安仁屋、新城4部落の田畑14万坪の接收と伊佐浜部落22戸（130人）の立退き並びに真和志銘苅、古島両部落の田畑4万坪の接收と50戸の立退要求書が送られる
- 10 . 4 伊江村真謝区、西崎両区の土地48万8,000坪の接收と152戸の立退きを軍から伊江村に通達（その後接收地域は縮小された真謝区の15戸が立退くことになったと、12月2日与儀副主席が発表）

昭和30年（1955年）

- 1 . 17 宜野湾村伊佐浜の軍用地問題について、軍、民政府、琉球政府、村当局の四者で最終的協議の結果、移動計画を決定、円満解決をみる
- 1 . 31 伊佐浜軍用地問題については先に円満解決をみたものの、婦人側が男達の妥協を不満とし、約20数名が首席を訪れ、立退反対を陳情
- 3 . 4 立法院「（軍用）土地賃貸借料の一括払い反対」を決議
- 3 . 11 宜野湾村伊佐浜に米極東軍司令部命令で武装兵が出動、軍用地域の整地を開始
- 3 . 12 米憲兵、宜野湾村で軍用地域整地に反対して座り込みの75人を強制退去
- 3 . 14 軍が伊江島真謝区の軍用地接收を開始
- 4 . 13 軍用地主大会（那覇劇場・13項目にわたる要望事項を決議）
- 5 . 22 軍用地問題解決促進住民大会開く（那覇市美栄橋広場）

- 5 . 23 琉球政府行政主席比嘉秀平ら 6 人、四原則による軍用地問題折衝のため渡米
- 10 . 23 米下院軍事委派遣のブライス調査団一行 7 人沖縄着、軍用地問題を 4 日間にわたり現地調査
- 12 . 22 米国務省使用地約 50 万坪の土地使用料 168 万 5,000 円余、沖縄 D E を通じ政府に支払われる（講和発効の 1952 年 4 月 28 日から 1955 年 6 月 30 日までの分）

昭和 31 年（1956 年）

- 5 . 5 米下院外交委「沖縄北部の国有地 1 万 2,000ha を接收」と発表
- 5 . 15 立法院に軍使用土地特別委員会設置
- 6 . 9 モーア副長官、比嘉主席をはじめとする琉球側指導者と会見、軍用地問題についてのブライス勧告骨子（12 項）を発表
政府、緊急局長会議を開き、ブライス勧告に対する対策を協議、引続き比嘉主席、各局長と共に立法院本会議に出席、ブライス軍用地調査団の報告について院の協力を求めるとともに与野党の質疑を受く
- 6 . 12 立法院本会議で「ブライス分科委員会の勧告に関する要望決議案」と「日本政府に対する要請決議案」を全会一致で可決
- 6 . 14 比嘉行政主席、ブライス勧告の再考慮を米政府に打電、日本政府に一括払い阻止を要請
ブライス勧告に対処するため、立法院、行政府、市町村長会、軍用地連合会による四者合同協議会開催（ブライス勧告拒否の立場を堅持、四者代表は全責任をとる重大決意でモーア副長官に決意書を手交、後に各機関で総辞職の決意を固めることを決意）
- 6 . 15 ブライス勧告をめくり立法院議員、総辞職の決意を表明
- 6 . 19 ブライス勧告は日本の領土権侵害であり、強力な対米折衝を望む要請電を鳩山首相に送る
- 6 . 28 米民政府当局は、琉球政府当局者が軍用地問題で総辞職すれば直接統治を辞せずと発表
- 7 . 3 日本政府が閣議で「沖縄問題は外交保護権など法律解釈でなく政治的に対米折衝」の方針決定
- 7 . 28 四原則貫徹県民大会（於那覇高校）
- 12 . 20 米民政府、久志村辺野古で土地所有者と借地契約を結ぶ

昭和 32 年（1957 年）

- 2 . 23 布令第 164 号「米合衆国土地収用令」を公布
- 5 . 4 米民政府「一括払い」第 1 号を実施（那覇軍港地域 82ha の収用告知書を那覇市に送付、補償費を一括払い）
- 5 . 29 米国防総省「沖縄にナイキ基地を建設中」と発表（8 ヲ所 1 千万ドルの工費）
- 6 . 21 岸・アイゼンハワー共同声明発表（日本＝沖縄の施政権返還の希望を強調。米国＝現状維持、住民の福祉増進を約束）
- 7 . 1 在日米極東司令部廃止、太平洋地区司令部（ハワイ）の指揮下に置かれる。在日米地上軍の一部、沖縄へ移駐開始

昭和 33 年（1958 年）

- 3 . 19 「講和発効前損失補償獲得期成会」結成
- 4 . 11 ムーア高等弁務官、立法院本会議で「軍用地料の一括払いを中止し、土地問題は米国政府で検討中」と言明
- 6 . 10 土地問題解決渡米代表団が出発（安里立法院議長ら 6 人、国務、国防総省と折衝）
- 7 . 7 土地問題に関する米琉共同声明発表
- 8 . 11 米琉共同声明に基づく軍用地問題の現地折衝始まる（於ハーバービュークラブ、沖縄側出席者・安里議長・当間主席外 10 人、アメリカ側出席者・ブース高等弁務官外 7 人）
- 10 . 13 軍用地問題解決現地折衝第 4 回米琉合同会議開催（於ハーバービュークラブ、米琉代表は「相互に納得のいくように琉球における米国の土地政策に関し、すべての主要な点について完全なる一致をみた」との共同声明を発表
- 11 . 3 軍用地問題解決現地折衝の最終会談開催（原則的に双方の意見が一致したとの米琉共同声明を発表。土地問題の闘争一応終わる）
- 12 . 18 ブース高等弁務官の「新土地政策」発表により軍用地問題ようやく解決

昭和 34 年（1959 年）

- 2 . 12 ブース高等弁務官、新土地政策に関連した布令第 20 号「賃貸借の取得について」を公布
- 6 . 30 石川市宮森小学校に米軍ジェット機が墜落（死者 17 人、負傷者 21 人、校舎、公民館、民家を焼く）
- 11 . 1 米上院外交委「コンロン報告」を発表（沖縄の復帰を究極的に認め、文官統治、主席公選などを勧告）

昭和35年（1960年）

- 3 . 10 プース高等弁務官が、近く沖縄にミサイル・ホークが持ち込まれると発表、ホーク誘導筒所は、渡名喜島の2筒所を含む沖縄本島8筒所
- 5 . 5 米下院、沖縄でのミサイル・メースB基地建設を承認
- 5 . 10 立法院、メースB持ち込み反対を全会一致で決議
- 6 . 19 アイゼンハワー米大統領が沖縄訪問（2時間滞在、祖国復帰県民総決起大会と“アイク反対デモ”）
- 6 . 23 日米新安全保障条約発効

昭和36年（1961年）

- 12 . 7 米軍ジェット機が具志川村川崎に墜落（住民2人即死、4人重傷、住宅3棟全焼）

昭和37年（1962年）

- 1 . 4 講和前補償2万ドル第1回交付式
- 3 . 19 ケネディ米大統領、沖縄新政策を発表「琉球列島の管理に関する行政命令」を改正（第11010号・第1次改正）、高等弁務官の下に文官の民政官を置く、行政主席の選任は“立法院指名”（立法院の指名に基づく高等弁務官の任命制、弁務官の拒否権は留保）に改める、また「琉球は日本本土の一部」と声明、大幅経済援助を約束
- 5 . 9 米下院軍事小委員会で、エイルズ陸軍次官、キャラウェイ高等弁務官が「沖縄は極東唯一の核武装基地である」と証言
- 12 . 20 嘉手納村に米軍輸送機が墜落（7人死亡、8人重軽傷）

昭和38年（1963年）

- 2 . 28 演習帰りの米軍トラック、那覇市内で信号を無視、横断歩道中の中学生がはねられ死亡
- 3 . 5 キャラウェイ高等弁務官、金門クラブの月例会で“自治神話論”を述べる（「琉球に自治はあり得ない。自治権拡大を叫ぶ前に責任を果たせ」と琉球政府、立法院を批判。立法院議長、野党が反論、自民党は「責任政体の確立を」との見解を発表
- 5 . 23 米軍トラックによる中学生の交通事故死事件の無罪判決に抗議の県民大会

昭和39年（1964年）

- 1 . 7 講和前補償獲得期成会、米政府・議会に早期解決の要請を決議
- 8 . 1 キャラウェイ高等弁務官更迭、ワトソン中将就任（第4代）
- 8 . 24 臼井総務長官沖縄訪問。基地と施政権の分離構想を表明

昭和40年（1965年）

- 2 . 8 在沖の米海兵隊ミサイル大隊、南ベトナムのダナン基地に上陸
- 3 . 7 南ベトナム・ダナンに沖縄等からの米海兵隊3,500人上陸
- 6 . 11 読谷村で、投下演習中の米軍機から小型トレーラーが落下、少女が死亡
- 7 . 29 立法院本会議、航空機の爆音防止に関する要請を決議
- 7 . 30 立法院本会議、B-52爆撃機の沖縄基地発進に対し「戦争行為の即時取り止めにに関する要請」を決議（米大統領、上下両院議長、高等弁務官あて）
- 8 . 19 佐藤首相、総理大臣としては戦後初の沖縄を訪問、那覇空港で「沖縄の祖国復帰が実現しない限り日本にとって戦後は終わっていない」と表明
- 10 . 27 ジョンソン米大統領、沖縄の講和発効前損失補償法案に署名（補償額2,200万ドル=79億2千万円）
中央巡回裁判所“サンマ課税事件”で「高等弁務官の布令改正による遡及は無効」と判決、行政府が敗訴

昭和41年（1966年）

- 1 . 28 米軍、読谷村ボロー・ポイント射撃場（残波岬）に、行政府首脳、立法院議員、中部市町村長、来島中の自衛隊員、報道陣を招き、ナイキ・ハーキュリーズの発射演習を公開
- 5 . 19 米軍の大型ジェット空中給油機が、嘉手納基地近くで墜落、村民の自動車が炎上して1人死亡
- 8 . 17 来沖中の森総務長官、東急ホテルで松岡主席ら行政府首脳と施政権の返還、自治権の拡大、経済及び技術援助の拡大などについて懇談
- 9 . 1 森総務長官の私的諮問機関として設置された沖縄問題懇談会の第1回会合が、東京・赤坂のホテル・オークラで開かれる

昭和42年（1967年）

- 3 . 26 松岡主席、米議会で審議中のプライス法修正案の早期成立、施政権の返還など懸案の基本的問題について、ジョンソン大統領はじめ米政府、議会当局者への要請のため、宮良渉外広報部長を伴い東京、ホノルル経由渡米へ
- 6 . 22 「施政権返還問題懇談会」発足
- 6 . 29 三木外相、参院外務委で「沖縄の全面返還」の定義として、「核を撤去し、本土並みに日米安保条約が適用される」と表明
- 8 . 6 沖縄問題等懇談会（首相の諮問機関）が発足（大浜信泉座長）
- 9 . 12 首相の諮問機関である沖縄問題等懇談会の第2回会合で、久住委員提出の私案が討議される（骨子＝ 沖縄の施政権は遅くとも1970年までに一括返還することを目標に交渉すべきである。一括返還に伴い、軍事基地は日米安保条約に基づく本土並み基地とすることを究極の目標とする。 暫定措置として戦略核兵器メースB基地を撤去し、核抜き、基地の自由使用を認める。 施政権返還準備などのため、日米間に特別の合同協議機関を設ける）
- 10 . 4 嘉手納村字屋良の民家6か所の井戸に油がしみ込み、点火すると燃え出すことが判明
- 11 . 15 佐藤首相、ジョンソン大統領第2回会談（日本時間16日）。日米共同声明発表（沖縄問題について、 沖縄の施政権を日本に返還する方針のもとに沖縄の地位について共同かつ継続的に検討を行うこと。 沖縄と本土との一体化推進のため那覇に高等弁務官の諮問委（日本、米国、琉球の三者からなる）を設置することについて合意）

昭和43年（1968年）

- 1 . 4 宜野湾市伊佐浜のマリン基地から航空用燃料が多量に部落に流出、同部落の水道、田畑が使用不能の被害を受ける
- 1 . 15 嘉手納村屋良のガソリン流出事件について、嘉手納空軍基地司令官は、「嘉手納村内の16の井戸などを汚染した油は航空燃料である。補償請求には早めに補償できるよう公式手続きをとる」と発表
- 2 . 5 米戦略空軍の長距離大型爆撃機B - 52、嘉手納飛行場に駐留を始める
- 2 . 16 高等弁務官のもとに設置されることになった「日米琉諮問委員会」の三政府代表をそれぞれ正式に任命、日本側代表 高瀬侍郎氏、米側代表 ローレンス C.バース氏、沖縄側代表 瀬長浩氏
- 8 . 9 軍用地料45%アップ、米民政府7月1日遡及実施
- 10 . 15 「講和発効前損失補償支払い権限法」（米国公法第89の298号）に基づく講和前補償金の支払い完了
- 11 . 11 新主席に屋良朝苗氏当選（革新共闘会議統一候補）
- 11 . 19 嘉手納飛行場でB - 52戦略爆撃機が離陸直前に爆発（搭乗員2人重傷、住民5人がけが、民家300戸余損害）
嘉手納村民大会（5,000人が集まってB - 52即時撤去を決議）
- 12 . 1 屋良主席就任（第5代）、基本方針として「基地依存経済から脱却する方策を県民とともに確立、B - 52事故、原潜放射能など基地から派生する不安から県民の生命を守ることを最優先させて超党派的に取り組む」と表明
- 12 . 14 「いのちを守る県民共闘会議」が嘉手納村総合グラウンドで、B - 52撤去要求県民総決起大会を開催。3万人が参加、米軍基地周辺でデモ
- 12 . 23 立法院第38回臨時議会開会、B - 52戦略爆撃機の墜落事件に対する抗議と同機の即時撤去を要求する決議（米大統領、米上下両院議長、国防長官、高等弁務官あて）、米原子力潜水艦寄港の即時取り止めと賠償を要求する決議、軍関係特別委員会の設置（委員長大浜国浩氏）

昭和44年（1969年）

- 3 . 8 沖縄問題等懇談会（大浜信泉座長）の沖縄基地問題研究会（久住忠男座長）で、施政権返還問題と基地の態様についての最終報告をまとめる。1969年中に施政権一括返還の時期を確定し、その時期はおそくとも1972年までとする。 施政権返還後は沖縄に全面的に日米安保条約を適用する。 返還前に沖縄の米軍基地の整理統合を行い、返還後は第一次的に日本が沖縄の防衛の責任を負うので基地の移管計画を急ぐ必要がある。 返還の円滑な実施を推進するため日米合同の協議機関を設ける
- 5 . 20 外務省は、6月中旬の愛知外相の訪米にそなえ、沖縄返還交渉の方針を「核抜き・本土並み」を軸として折衝することをまとめた
- 7 . 10 米国のウォールストリート・ジャーナル紙が「先週、沖縄の米軍基地でV X神経ガスの容器からガス漏れ事故が発生、これを吸った約25人が病院に運ばれた」と報じた
- 7 . 21 屋良主席、カーペンター民政官と会い、米軍の毒ガス事件について、沖縄からガス兵器一切をただちに撤去するよう要請
- 7 . 22 立法院本会議「毒ガス兵器の撤去を要求する決議」を全会一致で採択

- 11.10 屋良主席が首相と会い「佐藤総理大臣に訴える」と題する県民要求を読み上げて善処を要望（沖縄の即時無条件全面返還の実現、核兵器、毒ガス兵器の完全撤去、原潜の寄港中止、基地の自由使用、B-52その他の攻撃兵器の発進を許さない）。首相は「誠意をもって最善を尽くす」と答える
- 11.20 第1回佐藤・ニクソン会談（日本時間20日午前零時半）。沖縄問題を含むアジア情勢と国際情勢全般について意見を交換、沖縄返還については1972年中に返還する。基地の様子は核抜き本土並みとすることに合意（日本時間22日午前）共同声明を発表
- 12.2 米国防総省、沖縄に配備されたすべての毒性化学兵器（致死性のみ）を米国内の貯蔵所に移すと発表
- 12.4 在沖米四軍労働委員会は、在沖米軍事費節減の一環として1千9百人の人員整理をすることを明らかにするとともに、第一次の整理計画として5日に406人の沖縄従業員の解雇を通告すると発表
これに対し、屋良主席は記者会見し、「行政府としては基地に反対し、返還までに整理縮小することを要求している建前から、撤回要求によりこれを受けて立ち、離職者の再就職、生活保障に重点をおいて施策を展開する」と語る

昭和45年（1970年）

- 1.30 行政府は軍離職者に対し「特別給付金」を支給
- 2.19 琉球政府、補償洩れになっている講和発効前人身事故補償（317件）について高等弁務官から正式に支払い拒否があったため、本土政府に肩代わり要求することを決める
- 3.31 政府は閣議で、沖縄復帰対策の基本方針を決定
- 5.1 沖縄・北方対策庁が発足（沖縄返還業務の調整、行政機構、教育制度、沖縄の本土との一体化のための具体的準備施策などを行う）
- 8.6 琉球政府、沖縄の1972年返還に備えた「復帰対策大綱」をまとめる（沖縄の経済、社会全般の格差是正と開発は国の責任と義務であると強調、日琉間の事項として、沖縄に設置される県政機関の運営、本土法の適用に伴う諸準備、沖縄の対外請求権の取り扱い、軍用地など土地問題の解決、基地労働者の間接雇用への移行など10項目）
- 11.15 沖縄で戦後初の国会議員選挙の投票が行われる（有権者数54万7,960人、投票率83.58%）
- 11.20 閣議で「沖縄復帰対策要綱」（第一次分）を決定
- 12.20 コザ市内で起きた交通事故の処理をめぐって米憲兵隊と群衆が対立し、群衆は憲兵隊の威嚇射撃に怒り、MPカー、米人乗用車73台、米軍施設などを焼く（基地内にも乱入）＝コザ騒動
- 12.24 立法院臨時議会は、毒ガス兵器の即時完全撤去、米軍人軍属の犯罪に対する捜査と裁判権の沖縄側への移管、国頭村実弾射撃演習場設置反対の三決議を全会一致で採択

昭和46年（1971年）

- 1.14 マスタードガス150トン積んだロビンソン号が、ジョンストン島へ向け出港
- 3.6 防衛施設庁、復帰後の米軍用地取得契約準備のため沖縄に調査団を派遣。「3万7千人の地主と防衛施設庁との新規土地賃貸契約は復帰後の空白が生じないようにする。契約は5月から8月までの間、市町村の地主会を交渉相手として行う。土地の借用料は本土基準で算定するが、黙認耕作地の場合は現行賃借料を下回ることもあり得る。契約拒否のケースには何らかの措置が必要。」と指摘
- 3.23 政府「沖縄復帰対策要綱」（第二次分）を閣議決定
- 3.28 沖縄市町村軍用地等地主会連合会（3万7,350人）が、沖縄の本土復帰時の米軍用地賃貸借契約について要望書を政府に提出（借地料は地主の合意に基づいて適正に算定する。軍用地の復元補償についてはすべて本土政府の責任で適切な補償措置をとる。軍用地の取得に伴い通常生ずる損失補償（通貨補償）についてもすべて本土政府の責任で行う。一時使用許可地（黙認耕作地）の借料については全額支払うことなど）
- 6.15 沖縄返還協定と付属文書3通（合意議事録、VOA放送の運営継続、海没地補償）を閣議決定
- 6.17 沖縄返還協定、日本（首相官邸）と米国（国防総省）で調印
屋良主席、「返還確定するまでの政府・関係者の努力に敬意を表すが、形式的“本土並み”には不安を表明する」との談話を発表
- 6.29 「日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取極」（久保-カーチス協定）締結
- 7.15 第二次毒ガス撤去（旧美里村知花貯蔵庫-具志川天願棧橋間12.5キロ）開始、沿道の住民3,000人以上が避難
- 8.11 第三次毒ガス移送開始
- 9.1 日本政府「沖縄復帰対策要綱」（第三次分）を閣議決定（行政、税制、財政・金融、産業・経済、厚生、教育・文化、司法・法務などについて55項目の暫定措置）

- 9 . 9 毒ガス移送完了
- 10 . 9 沖縄住民の手持ちドルを確認するためのドル提示が、沖縄全域350か所で一斉に始まる
- 10 . 16 “ 沖縄国会 ” 始まる
- 10 . 25 沖縄市町村軍用地等地主会連合会が、米軍に接收された土地とは別に第二次大戦中に国家総動員法により日本軍によって接收された土地の実態調査の結果を発表（土地449万9,000平方メートル、地主969人）
- 11 . 24 衆院本会議、沖縄返還協定と非核決議案を可決（社会・共産両党は欠席）
- 12 . 30 中国外交部が声明を発表「魚釣島（日本名＝尖閣列島）など台湾付属島しょを沖縄返還協定による返還区域の中を含めたのは中国の領土保全と国家主権に対する重大な侵害であり、断じて黙認できない」と抗議
- 12 . 31 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（法律第129号）」、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（法律第130号）」、「沖縄振興開発特別措置法（法律第131号）」、「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（法律第132号）」公布

昭和47年（1972年）

- 1 . 8 日米首脳会談は7日午前（現地時間）の第2回会談で、沖縄返還日を5月15日と決定したあと共同声明を発表して終了。共同声明では、日米両国の協力関係の維持が太平洋の平和の基礎であることを強調したほか、沖縄基地の縮小は復帰後に調整し、核抜きを保証についても米側が確約する
- 3 . 15 沖縄返還協定（琉球諸島および大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定）の批准書交換が、午後3時から東京永田町の首相官邸で行われる
- 4 . 25 日本政府閣議で「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令」を決定
- 5 . 13 「沖縄開発庁設置法（法律第29号）」、「沖縄振興開発金融公庫法（法律第31号）」、「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（法律第33号）」公布
- 5 . 15 午前零時、沖縄が本土復帰して新生「沖縄県」が誕生
沖縄の米軍基地を再提供する日米合同委員会で、日本側が提示した嘉手納飛行場など87施設の提供に対し、米側が了承
- 5 . 20 グアム島の気象状況の悪化を理由にB - 52が飛来
- 6 . 26 復帰後初の沖縄県知事に屋良朝苗氏当選
- 12 . 18 政府、沖縄振興開発計画を決定

昭和48年（1973年）

- 1 . 1 沖縄県に配備されている航空自衛隊のF - 104迎撃戦闘機によるスクランブル体制（緊急発進体制）を実施、米軍からの本格的な“ 防空任務 ” の肩代わり開始
- 1 . 23 第14回日米安全保障協議委員会において、那覇海軍航空施設、那覇空軍・海軍補助施設、牧港住宅地区の全部又は一部の返還について合意（462ヘクタール）
- 4 . 24 実弾射撃演習のため、恩納村安富祖 - 金武間の県道104号線を封鎖
- 5 . 3 若夏国体開催（スローガン 強く、明るく、新しく）
- 5 . 18 「沖縄返還協定放棄請求権補償推進協議会」結成

昭和49年（1974年）

- 1 . 30 第15回日米安全保障協議委員会において、屋嘉訓練場、ボロー・ポイント射撃場等48施設の全部又は一部の返還について合意（2,876ヘクタール）
- 2 . 20 県道104号線を封鎖し、地元喜瀬武原住民、労働支援団体の実力阻止行動の中で、予定どおり実弾射撃演習を実施
- 6 . 5 米国政府は、外務省に対し、沖縄のVOA中継局を沖縄返還協定での約束通り昭和52年5月15日までに日本国外へ移転させる旨正式通告
- 6 . 10 那覇市鏡水的那覇軍港方向から那覇空港向けの国道沿線にあるオイルパイプのバルブボックスから大量のジェット機用航空燃料が流出
- 10 . 13 米民間人専門家グループは、在沖米軍基地パイプラインの調査を開始

昭和50年（1975年）

- 3 . 4 県は軍用地の総合的、計画的な跡地利用を図るため、「軍用地転用プロジェクト・チーム」を発足
- 4 . 30 ベトナム戦争終結
- 7 . 20 沖縄国際海洋博覧会開幕（昭和51年1月18日まで）

昭和51年（1976年）

- 3 . 8 反戦地主会の8人は、「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」は憲法違反だ

- と那覇地方裁判所に提訴
7 . 8 第16回日米安全保障協議委員会において、伊江島補助飛行場、読谷補助飛行場等12施設の全部又は一部の返還について合意(2,418ヘクタール)

昭和52年(1977年)

- 3 . 29 県は旧日本軍接收地は、13市町村で約1,034万平方メートル、地主約2,100人と発表
5 . 15 「公用地暫定使用法」が期限切れ
5 . 18 「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(法律第40号)」公布
県は公用地暫定使用法失効に伴い、米軍及び自衛隊施設に対する法的空白状態が生じたのを機会に、関係主管課共同で牧港住宅地区及び那覇空軍・海軍補助施設の立入調査を実施

昭和53年(1978年)

- 4 . 1 「沖縄県軍用地転用対策審議会」設置
5 . 9 政府は、沖縄の復帰時に在沖米軍基地の使用条件等について日米間で取り決めたいいわゆる「5.15メモ」の要約文書を、日米合同委員会の合意を得て公表
7 . 30 午前6時を期して県下一斉に交通方法の変更を実施
10 . 1 「沖縄平和祈念堂」開堂
11 . 15 対米放棄請求権事案の漁業補償に対する特別支出金を基本財産として「財団法人沖縄県漁業振興基金」を設立
12 . 13 県知事に西銘順治氏当選

昭和54年(1979年)

- 5 . 21 知事は、防衛施設庁に玉木長官を訪ね、砲弾破片落下事故の調査を急ぐこと、米軍事故に対処するために政府、県、米軍による三者協議会を設置すること、5.15メモの見直し等を要請
6 . 23 県主催の沖縄全戦没者追悼式並びに平和祈念式典が、糸満市摩文仁の平和祈念公園で行われ、西銘知事が平和宣言を行う
7 . 19 県、米軍及び那覇防衛施設局による三者連絡協議会発足

昭和55年(1980年)

- 1 . 4 在沖米海兵隊は、沖縄駐留の米第三海兵水陸両用戦車部隊から約4,000人を韓国に派遣し、空陸一体の大規模な演習「マジッククス-MAGEX・80」を開始したことを発表
1 . 29 県軍用地転用促進協議会(会長 西銘順治)は八汐荘で臨時総会を開き、同会は「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」として発足させることを決定
2 . 22 県は防衛施設庁に対し、嘉手納基地の下水道料金問題解決を要請
8 . 23 日米合同委員会が外務省で開かれ、キャンプ・シュワブの跳弾防止装置、嘉手納基地の消音装置(サイレンサー)設置などについて合意
9 . 11 松くい虫根絶のため、県農林水産部は防衛施設局、米陸・海・空軍、林業事務所合同で基地内を調査
10 . 3 上京中の知事は、沖縄開発庁に山中長官を訪ね、対米放棄請求権(土地関係事業)について話し合い、総額120億円を5か年で支払うことなどで合意
12 . 15 那覇防衛施設局は、昭和57年5月の公用地暫定使用法期限切れにともない、米軍基地内の未契約土地について、内閣総理大臣に対し85件、25万1,000平方メートルの土地の使用認定書を提出

昭和56年(1981年)

- 5 . 19 対米放棄請求権補償推進協議会は那覇市内で評議委員会を開き、陸上部分の特別支出金の受け皿となる「沖縄県対米請求権事業協会」を設置することを決定
5 . 27 在沖米海兵隊は、名護市辺野古崎沖のキャンプ・シュワブ水域を使ってドック型揚陸艦と航空機、兵員860人を動員して上陸演習を実施(29日まで)
6 . 1 社団法人沖縄県対米請求権事業協会(会長 西銘順治)は、県知事の許可を得て正式に発足
6 . 8 米軍の麻薬、大麻事件が増大していることで、環境保健部長は北中城村の在沖米軍司令部を訪ね、大麻事件について綱紀粛正を申し入れる
6 . 29 在沖米海兵隊は、キャンプ・シュワブにおいて初めて跳弾防止施設(バックストップ)を使用して、戦車砲の射撃訓練を実施
7 . 8 知事は、実情調査のため来県している衆議院外務委員会(委員長 奥田敬和)調査団に対し、沖縄の振興開発(沖縄振興開発特別措置法の10か年延長、第2次沖縄振興開発計

- 画の策定、振興開発に必要な特別措置等)、国際センターの設置、沖縄北部訓練場における水源涵養林保安林の指定、米軍基地の整理縮小について要請
- 8 . 29 来県中の大村防衛庁長官は西銘知事を表敬訪問、席上西銘知事は、米軍基地の整理縮小及び返還合意施設の返還促進を要請
- 12 . 22 在沖米海兵隊は、北部訓練場でA V - 8 Aハリヤー垂直離着陸機の発着訓練を実施

昭和57年(1982年)

- 4 . 1 沖縄県収用委員会は、那覇市及び反戦地主の所有する駐留軍用地に対する使用裁決申請について裁決
- 7 . 21 知事は米海兵隊司令部に四軍調整官のジョン・フィリップ少将を訪ね、具志川市での米軍ヘリ不時着事故に抗議するとともに、「飛行コースの変更、事故の原因究明、被害の完全補償」などを要請

昭和58年(1983年)

- 1 . 17 県は、ACMI(航空機戦技訓練評価装置)の設置について、防衛施設庁、運輸省など関係機関に対し、「同件の設置については、民間航空機や船舶の安全航行に支障があってはならない」と、「既存の米軍訓練空域の削減等沖縄周辺空域の全体的見直しを行うよう」要請

昭和59年(1984年)

- 7 . 3 那覇空港で起きた自衛隊機炎上事故に対し、県議会代表(照屋政太郎団長)は、防衛庁、運輸省などに対し、民間専用空港にすることを要請

昭和60年(1985年)

- 5 . 30 知事は、米国防総省、国務省等へ基地問題について要請するため訪米(第一回訪米)(~6.21)
- 6 . 1 米軍のC-130輸送機とCH-53Eヘリコプター2機が燃料給油を理由に石垣空港に着陸
- 6 . 6 知事は、米海兵隊司令官のケリー大將に基地問題を要請
- 6 . 8 知事は米国防総省を訪問。ワインバーガー国防長官、アーミテージ同次官補に対し基地問題について要請
- 6 . 17 知事は、米太平洋軍総司令部にクロウ総司令官(海軍大將)、シュライダ副司令官(空軍中將)、クーパー同海兵隊司令官(中將)を訪ね、米軍基地問題の早期解決を要請
- 6 . 27 県は、自由貿易地域の設置計画に係る米軍提供施設用地の活用について、那覇防衛施設局に協力要請
- 7 . 12 国頭村で建設中の辺野喜ダム近くの林道に、普天間基地所属のヘリコプターCH-53D型シースタリオンが墜落、乗組員4人全員死亡
- 7 . 22 知事は、涉外関係主要都道府県知事連絡協議会(会長 長洲神奈川県知事)において副会長に選出される。任期は2年
- 7 . 23 県は、自由貿易地域の設置場所として那覇港湾施設の一部の活用方について、ゲリー・ウエイン・パーシュン在日米陸軍技術工兵隊沖縄事務所長代理に要請
- 7 . 25 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の通常総会が開催
- 8 . 5 那覇防衛施設局長から県収用委員会に対し、嘉手納飛行場外11施設、土地所有者1,979人、筆数446筆、面積654㎡の土地について、駐留軍用地特措法により28件の使用裁決申請及び明け渡しの申し立てがなされる
- 8 . 13 駐日米国大使館ウィリアム・ブレアー参事官来庁
- 9 . 26 沖縄の基地視察のため加藤防衛庁長官が来県。知事は長官に対し、県内での実弾演習の廃止等8項目について要請
- 10 . 16 極東の米軍基地視察のため来県中の米海兵隊総司令官ポール X.ケリー大將が来庁。知事は、演習の安全管理と兵隊の綱紀肅正について要請
- 10 . 28 在沖米軍基地視察のため来県中の在日米陸軍司令官チャールズ W.ダイク中将来庁
- 11 . 11 県首脳と軍用地主との県政懇談会を開催。各地区の地主代表約120名が参加
- 12 . 21 米軍機が民間航空機(全日空機)と那覇上空でニアミス

昭和61年(1986年)

- 1 . 23 県は、「那覇港湾施設内の一部用地の自由貿易地域への利活用方について」那覇防衛施設局長に要請
- 1 . 24 第42回国民体育大会沖縄県実行委員会は常任委員会を開き、海邦国体における自衛隊協力の要請の基本方針を決定
- 2 . 4 第42回国民体育大会沖縄県実行委員会は、航空自衛隊南西航空混成団幕僚長に対し、海

- 邦国体における自衛隊の協力を正式要請
- 2 . 18 県議会は相次いで起きた「自衛隊車両放火事件」を重視し、「不法な暴力行為に関する決議」を全会一致で採択
- 2 . 21 第11回三者連絡協議会が開催され、知事は、米軍の綱紀粛正、航空機の安全運行等について要請
- 2 . 26 県収用委員会は「駐留軍用地特措法に基づく使用裁決事件」について公開審理を開始
- 6 . 13 第42回国民体育大会沖縄県実行委員会は、国体リハーサル大会の自衛隊協力に関する協定書及び覚書を陸上自衛隊との間で締結
- 6 . 16 県内の米軍基地視察のため、外務省の藤井北米局長が来県
- 6 . 24 県内の米軍基地視察のため来県中の穴倉防衛施設庁長官に対し、知事はフリーゾーン用地等4項目にわたる米軍基地対策を要望
- 6 . 30 フェザーストーン在沖米国総領事が離任あいさつのため来庁
- 7 . 14 知事は、自由貿易地域として使用するため、米軍提供施設である那覇港湾施設の一部区域の共同使用について発表
- 7 . 16 第42回国民体育大会沖縄県実行委員会は、海邦国体ヨットリハーサル大会での「自衛隊協力に関する協定書及び覚書」を海上自衛隊との間で締結。県からの協力要請は、通信網の構成・保守、競技運用船舶の配置・競技運営補助の2項目
- 8 . 5 県は、在沖米海兵隊司令部に対し、米海兵隊岩国基地駐留のA4スカイホークの嘉手納基地への一時移駐問題で、「騒音抑制」、「安全管理」等について申し入れを行う
- 8 . 14 県は、「自由貿易地域の設置促進」について、沖縄開発庁、防衛施設局に要請
- 8 . 18 県は、米原子力潜水艦タニーの寄港に伴い、放射能漏れの監視体制強化を決定
- 8 . 22 カールスペンス・リチャードソン在沖米国総領事が就任あいさつのため来庁
- 9 . 3 知事は、政府主催全国知事会で、「航空機通行税の廃止と基地周辺業者を含めた円高対策の拡充」を要請
- 9 . 11 米国太平洋統合軍司令官ドナルド J.ヘイズ大将来県
- 9 . 30 国有財産沖縄地方審議会は、大蔵省所管財産（米軍提供財産）の一部を沖縄県が自由貿易地域として一時使用することを承認
- 10 . 3 嘉手納飛行場に、台風避難のためB-52G型戦略爆撃機10機が飛来
- 11 . 4 在日米軍海兵隊基地司令官兼沖縄地域調整官ジェームズ L.デイ少将とエドウィン J.ゴッドフレイ少将が離・就任の挨拶のため来庁
- 11 . 16 沖縄県知事選挙において、西銘順治氏が三選
- 11 . 26 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は臨時総会を開き、那覇港湾施設等20件の米軍基地返還要望書をまとめる
- 12 . 1 嘉手納飛行場に、台風避難のためB-52G型戦略爆撃機12機が飛来
- 12 . 2 在沖米海兵隊キャンプ・パトラー基地司令官ヘンリー C.スタックポール准将が来庁

昭和62年（1987年）

- 1 . 14 県は、在沖米海兵隊司令部作戦訓練部長に対し、国頭村のハリアー基地建設中止を要請
- 1 . 21 駐日米国大使館副大使アンダーソン氏が来庁
- 1 . 28 在沖米軍施設・区域内大学への就学覚書調印式
- 2 . 7 県は、昭和61年3月現在の県内米軍用地の返還跡地利用状況を公表
- 2 . 14 県議会は「金武町における砲弾破片落下事故に関する抗議決議」と「同意見書」を決議
- 2 . 24 県収用委員会は、「駐留軍用地特措法に基づく使用裁決申請事件」について裁決を下す。使用期間は、那覇港湾施設5年、残り10施設はすべて10年
- 3 . 4 在沖米海兵隊、「第一地对空ミサイル大隊を恩納村に配備する」と発表
- 3 . 24 県は「在比米空軍の嘉手納基地移駐問題」について、嘉手納基地司令官ティモシー D.ギル大佐と協議
- 5 . 31 米軍施設「牧港住宅地区」が全部返還
- 6 . 9 嘉手納基地でRF4ファントムから燃料タンクが落下炎上
- 6 . 10 県は、宜野座村へのヘリ発着場建設問題で米軍に中止要請
- 6 . 11 日米合同委員会は、自由貿易地域（フリーゾーン）用地問題について、「共同使用」を承認
- 知事は、沖縄開発庁に「フリーゾーン」の実現要請
- 6 . 14 日米合同記念碑（牧港補給地区内）の除幕式が行われる
- 6 . 15 県は、在沖米海兵隊に、訓練自粛や安全管理の徹底を要請
- 6 . 18 県議会は、「キャンプ・ハンセン演習場内におけるヘリコプター離発着場建設阻止に関する意見書」、「同抗議決議」を採択
- 6 . 25 日米合同委員会において外務省北米局長は、在沖米軍の事件・事故に関してガスタフソン在日米軍参謀長に原因究明と対策を要請
- 県は、昭和61年度米軍基地航空機騒音の調査結果に基づき、在沖米空軍嘉手納基地報道

- 部と普天間基地海兵隊報道部に対し、航空機騒音の軽減改善を要請
- 6 . 26 県議会は、「キャンプ・ハンセン演習場内におけるヘリコプター離発着場建設阻止に関する意見書」、「同抗議決議」を採択
- 7 . 2 在沖米海兵隊は、基地内で働く日本人従業員303人を今年9月末日付で解雇すると発表
- 7 . 4 第42回国民体育大会沖縄県実行委員会は、海邦国体への自衛隊の協力について、陸・海・航空の各自衛隊とそれぞれ協定書・覚書を取り交わす
- 7 . 6 県は、在沖米海兵隊の日本人従業員解雇問題に関し、キャンプ・バトラー米海兵隊基地司令部参謀A.J.スミス大佐に解雇撤回を要請
- 7 . 7 県は、在沖米海兵隊の日本人従業員解雇問題に関し、那覇防衛施設局長に善処方を要請
- 7 . 9 県は、解体作業中の牧港米軍住宅跡地周辺で、アスベスト汚染調査を実施
- 7 . 15 県議会は、「在沖米海兵隊基地クラブ従業員の解雇計画撤回に関する意見書」を採択
- 7 . 20 県は、関係省庁に対し、在日米軍基地日本人従業員の継続雇用措置について要請
- 7 . 22 米海軍省長官ジェームス・ウェップ氏来庁。知事は長官に対し、在沖米海兵隊日本人従業員303人の継続雇用について配慮を要請
駐日米副大使ディセー・アンダーソン氏来庁
- 7 . 25 台風避難を理由にB-52戦略爆撃機11機が嘉手納飛行場に飛来
- 7 . 26 在沖米海兵隊は、「宜野座村キャンプ・ハンセン演習場内のヘリパッド建設を断念する」と発表
- 7 . 27 第12回三者連絡協議会が開かれ、米軍演習の安全対策について協議
那覇の北西約100キロの日本領海内を航行中のマレーシア船籍貨物船「ポメックス・サガ号」が、国籍不明機のロケット弾を被弾、乗組員1人が負傷
- 7 . 28 第11管区海上保安本部はポメックス・サガ号被弾事件に関し、同船内から米軍の訓練用模擬弾2個を回収
- 7 . 29 在沖米海軍報道部はポメックス・サガ号被弾事件に関し、模擬弾は米軍機が投下したものであると発表。遺憾の意を表明
- 7 . 30 中曽根首相は衆議院本会議の席上、米軍クラブ従業員解雇問題に関し、「ワインバーガー国防長官に懸念を表明した」と述べる
また、倉成外務大臣も「再検討し、解雇を最小限にするよう求めている」と述べる
県はポメックス・サガ号被弾事件に関し、在沖米海軍艦隊活動司令部司令官に対し事情説明を求め、同司令官はポメックス・サガ号の存在に気づかずに事故が発生したと釈明
- 8 . 1 県は、日本人従業員解雇問題で、海兵隊基地司令官ヘンリー C.スタックポール准将に対し、継続雇用を要請
- 8 . 12 山崎防衛庁労務部長は、日本人基地従業員解雇問題調整のため来県
- 8 . 21 県議会は、「サガ号被弾事件に関する意見書」、「同抗議書」を採択
在沖米軍施設・区域内大学の第1回就学式が行われる
- 8 . 25 県は、在沖米海兵隊クラブ従業員の大量解雇問題等を関係省庁に要請
- 8 . 27 在沖米海兵隊は、同クラブ日本人従業員298人に対し、解雇通告書を手渡す
- 8 . 28 在沖米海兵隊基地司令官ヘンリー C.スタックポール准将の後任として、フランク・ヒューイ准将が就任
- 9 . 10 在沖米軍沖縄地域調整官の交代式が行われ、E.J.ゴッドフレイ少将の後任司令官に、ノーマン H.スミス少将が就任
- 10 . 5 防衛施設庁長官が、沖縄の基地視察のため来県
- 11 . 13 県警は10月27日に発生した「タクシーへの銃弾貫通事件」に関し、発見弾は米軍機関銃弾であるとの鑑定結果を発表
- 11 . 24 知事公室長は、在沖米軍基地の整理統合をめざすため、日米間の「整理統合小委員会」の設置を要請
- 12 . 5 県議会は、「国道58号上におけるタクシーの重機関銃被弾事故に関する意見書」、「同抗議書」、「第1徳丸被弾事故の真相究明に関する意見書」、「同抗議書」を採択
- 12 . 8 在沖米海兵隊は、「キャンプ・シュワブのレンジ10における50口径M2及びM85重機関銃による射撃訓練を今後一切中止する」と発表
- 12 . 23 県議会は、「北部訓練場内におけるハリアー機離発着場建設阻止に関する意見書」、「同抗議書」を採択
- 12 . 25 知事は防衛庁長官に対し、「ハリアーパッド建設予定地の再検討と在沖米海兵隊クラブ従業員解雇問題の早期解決」を要請

昭和63年(1988年)

- 1 . 11 B-52戦略爆撃機12機が、台風避難を理由に嘉手納飛行場に飛来
県議会は、国頭村安波のハリアーパッド建設問題について、「建設反対意見書」、「同抗議書」を関係省庁に提出
- 1 . 12 知事は、ハリアーパッド建設問題について、防衛施設庁に対し、米軍への中止勧告を要

- 請
 県公害対策審議会は、県諮問の「嘉手納・普天間飛行場周辺における航空機騒音にかかる環境基準の地域類型指定」について答申
- 1 . 20 知事は、国頭村安波のハリアーパッド建設断念を、在日米海兵隊司令官兼沖縄地域調整官ノーマン H.スミス少将に要請
- 1 . 25 県議会は、「B - 52核戦略爆撃機の飛来阻止に関する意見書」と「同抗議書」を採択
- 1 . 28 防衛庁は、対潜哨戒機P - 3Cの沖縄配備計画に伴う「対潜作戦センター」を、海上自衛隊那覇基地内に建設することを決定
- 1 . 29 航空自衛隊は、米第7艦隊原子力空母エンタープライズ艦載機との日米共同訓練を沖縄周辺海域で実施
- 3 . 10 在日米軍司令官ジェームス B.デービス中将が来庁。知事は、中將に対し基地の整理縮小を要請
- 3 . 14 日米合同委員会で、嘉手納飛行場の土地の一部返還等、5件について承認される
 第11管区海上保安本部は、「第1ー徳丸被弾事件」で、自衛隊員を書類送検
 米海兵隊司令官ジェイムス・E・ゴッドフレイ氏来庁
- 3 . 26 那覇地方検察庁は、那覇空港滑走路上でおきた自衛隊機と民間機（全日空機）との接触事故で、自衛官2人を起訴
- 4 . 14 在沖米海兵隊報道部は、海兵隊クラブ従業員の解雇撤回を発表
- 4 . 17 知事は、基地問題要請等で再訪米（～5月1日）
- 4 . 20 知事は、米国でカール・チ国防長官等米政府高官と会談。沖縄の基地問題を訴え、解決を要請
- 5 . 10 県は、那覇防衛施設局、在沖米国総領事、在沖米海兵隊基地司令部を訪ね、知事訪米の際の要望事項が速やかに達成されるように協力を要請
- 5 . 18 知事は、防衛庁ほか関係省庁に「訪米時の対米要請事項」を説明し、協力を要請
- 5 . 26 在沖米海兵隊基地司令官フランク H.ヒューイ准将が退任、後任に第三海兵師団副師団長ロバート B.ジョンストン准将が就任
- 5 . 30 県は、米軍人・軍属車両に対する自動車税徴収に尽力した在沖米海兵隊基地憲兵隊全軍車両登録事務所長を納税表彰
- 6 . 6 キャンプ・ハンセンでM60軽機関銃の暴発事故が発生し、海兵隊員2人が死亡
- 6 . 11 米海軍原子力潜水艦ガーナードが、ホワイト・ビーチに3日連続の反復寄港
- 6 . 20 県は、キャンプ・パトラーのR. B.ジョンストン基地司令官を訪ね、福地ダムでの湖水訓練の中止を要請
 富田那覇防衛施設局長が退任、新局長に前内慶二郎氏が就任
- 6 . 21 在沖米海兵隊は、福地ダムで湖水訓練を実施（～22日）
- 6 . 25 普天間飛行場所属のヘリコプターが、山口県岩国基地から普天間帰任途中、愛媛県の山中に墜落
- 6 . 28 県議会は、「福地ダムにおける在沖米海兵隊の軍事訓練の全廃に関する意見書」、「同抗議決議」を全会一致で採択
- 6 . 30 知事は、在沖米海兵隊の福地ダムでの湖水訓練に関し、外務省他関係省庁に遺憾の意を表明、同訓練の廃止を要請
- 7 . 8 在日米軍参謀長マーシュ T.クーパー少将が、就任挨拶のため来庁
- 7 . 18 在日米海兵隊司令官ジェイムス D.コーシー少将来庁
- 7 . 23 在沖米海兵隊員が、宜野座村民間地域で空砲乱射
- 8 . 3 太平洋艦隊付司令官E. J.ゴッドフレイ中将来庁。席上、在日米軍沖縄地域調整官は、在沖米海兵隊の北部4ダムでの軍事訓練問題について、「適当な場所が見つかるまで訓練をやめる」と表明
- 8 . 8 第13回三者連絡協議会開催
- 8 . 9 県は、「放射性物資セシウム137含有部品」が米軍基地から民間地域に出回っていることについて、流出ルートの解明調査を開始
- 8 . 12 昭和62年に発生した「ポメックス・サガ号被弾事件」で米軍は、「サガ号」を島と間違えて射撃したと発表
- 8 . 15 第11管区海上保安本部は、ポメックス・サガ号被弾事件に関し、米海軍大尉マイケル J.フォスターを那覇地検に書類送検
- 8 . 18 在沖米軍は、三軍（海・空・海兵隊）統合演習「ウイング・エクササイズ・マグダフ88」を、本島北部訓練地域を中心に実施
 沖縄総合事務局は、「沖縄の米軍基地が地域に与える影響調査」の結果を発表
- 8 . 24 那覇地検は、昭和62年に発生した「ポメックス・サガ号被弾事件」で、米海軍大尉を不起訴処分にするると発表
- 9 . 27 自由民主党基地対策特別委員会が、沖縄の基地視察のため来県
- 10 . 7 県は、米空軍第313航空師団司令官ブラウニング准将に、「米軍による曲技飛行の中

- 止」を要請
- 10.22 県議会は、キャンプ・ハンセン内での実弾射撃演習の廃止と関連施設の撤去を求める「金武町伊芸区における小銃弾被弾事故に関する意見書」、「同抗議決議」を決議
- 10.27 知事は、金武町伊芸区での被弾事故の原因究明とキャンプ・ハンセン演習場における実弾射撃演習の廃止を関係省庁及び在日米軍司令部に要請
- 10.31 在沖米海兵隊のCH-46中型輸送ヘリコプター1機が、東村の北部訓練場内の山中に墜落
- 11.1 県は、一連の米軍関連事故に関し、在沖米海兵隊基地司令官ロバート B. ジョンストン准将に対し、再発防止と綱紀粛正を要請
- 11.4 在沖米海兵隊報道部は、一連の米軍関連事故に関する在日米軍沖縄地域調整官ノーマン H. スミス少将の陳謝の意を発表
- 11.12 米太平洋司令官ハイティントン・ハディスティー大将来庁
- 11.24 県警は、金武町伊芸区で発生した米軍ライフル銃流弾事件に関し、弾丸の鑑定結果（試射弾と一致）を発表
- 11.27 外務省は、金武町伊芸区での流弾事件を調査するため、北米局参事官2名を現地に派遣
- 11.28 社会党沖縄基地被害調査団8人が来県
- 11.28 県は、北谷町北前での催涙弾爆発事件に関し、在沖米海兵隊作戦訓練部長デービッド D. パーディー大佐に対し、武器・弾薬の厳重管理を要請
- 11.30 在日米陸軍副司令官ケネス R. ワイクル氏来庁
- 12.1 米三軍合同軍事演習「ビ・チクレスト 89」が、本島北部周辺空域で実施される（～8日）
- 12.14 在沖米海兵隊報道部は、キャンプ・ハンセン演習場内（恩納村側）に、実弾射撃演習場を建設中と発表
- 12.17 米空軍嘉手納基地報道部は、フィリピン・クラーク基地所属第26戦術戦闘訓練飛行隊を嘉手納基地に恒久的に配備すると発表
- 12.23 県議会は、「米陸軍特殊部隊の実弾射撃訓練施設建設工事の即時中止と同実弾訓練施設の即時撤去を求める意見書」と「同抗議決議」を全会一致で採択
- 在沖米海兵隊報道部は、金武町伊芸区での銃弾被弾事故に関し、少なくとも2人の隊員が意図的ではなく、伊芸区に着弾するような態様で銃を発射した キャンプ・ハンセン内のレンジ6の実弾射撃訓練は今後は取りやめる 嘉手納飛行場におけるF-15機による曲技飛行は無期限に停止する タフト国防副長官は事件に対し深い遺憾の意を表明する、と発表
- 12.26 県議会は、防衛施設庁、外務省に対し、「米陸軍特殊部隊（グリーンベレー）の実弾射撃訓練施設の建設中止」を要請

平成元年（1989年）

- 1.7 在沖米海兵隊報道部は、「天皇陛下のご逝去に伴い弔意を表するため」として演習自粛を発表（～12日）
- 1.8 元号「平成」始まる
- 1.20 県議会基地関係特別委員会は、米軍向け貸住宅の入居者が激減している中部地区の実情を調査
- 1.22 県議会基地関係特別委員会及び知事公室長ら一行は、県外米軍基地（厚木基地、岩国基地）の視察に出発
- 1.31 北谷町北前のキャンプ瑞慶覧で、米軍ジェット燃料の流出事故が発生
- 2.1 田沢防衛庁長官が県内の米軍基地、自衛隊基地を視察するため来県。知事は、長官に対し、「米軍基地の見直し」等5項目を要請。長官は、演習の必要性を強調・容認する立場を明示
- 2.7 知事は、米軍のハリアーパッド建設問題に関して、関係省庁に建設中止を要請
- 2.8 県は、ジョンストン米海兵隊司令官に対し、ハリアーパッド建設中止を要請
- 2.13 米海兵隊総司令官アルフレッド M. グレイ大将来庁。知事は、同司令官に対し、基地の安全管理・運営についての特段の配慮を要請
- 2.17 県議会米軍基地関係特別委員会は、ハリアー訓練場建設予定地を視察
- 2.23 県議会は、「北部訓練場内におけるハリアー機離発着場建設阻止に関する意見書」、「同抗議決議」を採択
- 3.14 在日米陸軍司令官ジョニー H. コーンズ中将来庁
- 4.11 県議会米軍基地関係特別委員会は、キャンプ・ハンセン内に建設が進められている恩納村と宜野座村の都市型戦闘訓練施設を視察
- 4.13 在沖米陸軍は、読谷補助飛行場でパラシュート降下訓練を実施。2人が施設外降下
- 4.14 昭和61年9月に米軍基地から大量の雨水が流入し北谷町の民家が浸水被害を受けた問題で、国は被害住民90人に対し、800万円の見舞金を給付

- 4 . 19 在沖米軍は、1月31日に北谷町で発生した基地からのジェット燃料流出事故について、「原因は、地盤の緩みによるもの」と発表
普天間飛行場所属の海兵隊輸送機が、エンジントラブルのため那覇空港に緊急着陸、同空港が一時閉鎖される
- 4 . 20 在日米軍沖縄地域調整官スミス少将来庁
- 4 . 24 米国ハワイ州議会が、沖縄の米軍基地の縮小と軍用地の返還を求める意見書を採択
- 5 . 3 普天間基地所属の米海兵隊CH-53大型ヘリコプター1機が、佐敷町の民家近くの農地に不時着
- 5 . 8 8日発売の米誌ニューズウィークは、米海軍空母「タイコンデロガ」の艦載機A4Eスカイホークが、1965年、水爆B43・1個を搭載したまま沖縄近海に水没したが、海軍はこの事実をもみ消していたとの調査報告要旨を報道
- 5 . 12 県議会は、米軍基地関係特別委員会を開催し、「沖縄近海における米軍水爆搭載機水没事故に係る意見書」を採択
- 5 . 17 知事は、外務大臣及びレミング駐日米国大使館公使を訪ね、「米軍水爆搭載機水没事故」に関する安全性や環境汚染についての真相究明を要請
- 5 . 22 県議会は、沖縄近海における米軍水爆搭載機の水没事故に関する意見書と抗議決議を採択
- 5 . 23 政府は、米軍水爆搭載機水没事故に関し、海洋調査データの見直しに着手
- 5 . 24 前米国海軍長官ジェームズ H. ウエップ氏来庁
- 5 . 25 知事は、在日米軍沖縄地域調整官ノーマン H. スミス少将の中将昇進式に出席
- 5 . 29 外務省は、在日米軍基地問題に対処する地位協定課を設置
- 5 . 30 普天間基地所属のCH-46型ヘリコプターが喜屋武岬海上に墜落。行方不明14人
- 6 . 7 県議会は、米軍ヘリコプター墜落事故に関する意見書と抗議決議を採択
- 6 . 15 喜屋武岬沖で操業中のマグロはえ縄漁船「祐生丸」が、第11管区海上保安本部に対し、「付近に空から爆弾らしきものが落下、爆発音と爆風があった」と通報
- 6 . 16 祐生丸爆風事件で、第11管区海上保安本部は、「同件は米軍機によるソニックブーム現象によるもの」と発表
- 6 . 19 アマコスト駐日米国大使が来庁。知事と基地問題等について意見交換
- 6 . 20 県議会米軍基地関係特別委員会が普天間飛行場を視察
- 6 . 21 国頭村安波の米軍ハリアーパッド建設問題で、代替地伊江島補助飛行場の伊江村の受け入れ条件に対し、伊江村・米軍・那覇防衛施設局の三者は全面合意
- 7 . 1 科学技術庁は、沖縄近海の米軍水爆搭載機水没事故で、現場海域の環境調査を実施
- 7 . 5 県は、キャンプ・パトラーに基地司令官ジョンストン准将を訪ね、CH-46ヘリコプターの訓練自粛と事故の再発防止、県道104号線越え実弾射撃演習の自粛等を要請
- 7 . 10 県議会は、都市型戦闘訓練施設の建設に関する抗議決議及び意見書を採択
- 7 . 17 在沖米国総領事カール S. リチャードソン氏が離任挨拶のため来庁
- 7 . 19 沖縄周辺訓練空域において、空の日米共同訓練が実施される（～25日）
- 7 . 21 沖縄近海の米軍水爆搭載機水没事故で、現場海域の環境調査を実施した科学技術庁は、「放射能異常値は検出されなかった」と発表
- 7 . 31 県はグロス在沖米陸軍副司令官を訪ね、恩納村の都市型戦闘訓練施設建設について再考を申し入れる
- 8 . 2 外務省北米局長が、県内の主要基地視察のため来県。知事は局長に対し、基地の整理・縮小についての支援を要請
- 8 . 6 山崎防衛庁長官が、県内視察のため来県
- 9 . 6 米軍は恩納村キャンプ・ハンセンにおいて、都市型戦闘訓練施設の建設工事を強行
- 9 . 7 在沖米国総領事ローレンス F. ファラー氏来庁
- 9 . 16 県議会は、都市型戦闘訓練施設の建設中止を求める意見書及び抗議決議を全会一致で採択
- 9 . 20 在日米軍沖縄地域調整官ノーマン H. スミス中將が転任挨拶のため来庁
- 9 . 26 ダン・クエール米国副大統領が、米軍基地視察のため来県。金武町役場において、知事ら県代表との会談が行われ、知事は、「沖縄の基地問題に関する要望書」を手渡し、在沖米軍基地の整理・縮小、全面見直し等を要請。米国副大統領の来県は36年ぶり
- 10 . 4 県議会は、B-52G型戦略爆撃機の飛来阻止に関する意見書と抗議決議を全会一致で採択
- 10 . 11 知事はキャンプ・ハンセンの都市型戦闘訓練施設建設問題で、外務省、防衛施設庁を訪ね、建設の中止を求めるとともに、代替地の検討を要請
- 10 . 12 県議会は、4度目の都市型戦闘訓練施設の建設中止に関する意見書と抗議決議を採択
- 10 . 16 県は恩納村海岸の赤土流出問題に関し、キャンプ・ハンセン演習場内の都市型戦闘訓練施設建設との関連を調査するため立ち入り調査を実施
- 10 . 30 県議会は、B-52G型戦略爆撃機の飛来阻止に関する意見書と抗議決議を採択

- 平良県議会議長は、総理官邸で開かれた総理と全国都道府県議会議長との懇談会において、米軍施設の建設に際し、事前協議の制度化を要請
 在日米軍沖縄地域調整官ヘンリー C.スタックポール少将が、就任挨拶のため来庁。知事は恩納村都市型戦闘訓練施設の移転を要請
11. 8 村田駐米大使が、在沖米軍基地や関連施設の視察のため来県
 11. 21 米国原子力軍艦の入港する横須賀市、佐世保市及び沖縄県が持ち回りで開催する三港連絡協議会が開かれ、放射能測定調査等について協議
 11. 22 在日米陸軍第9司令官ジョニー H.コーン中將が離任挨拶のため来庁
 12. 15 米国太平洋方面海兵隊司令官ロバート F.ミリガン中將が来庁

平成2年(1990年)

1. 9 県議会米軍基地関係特別委員会は、キャンプ・ハンセン内恩納村恩納区の水源池の管理状況を視察、調査
1. 26 伊平屋島の北北東の海上に、訓練から帰る途中の米海兵隊ハリアー攻撃機1機が墜落
 1. 29 県はキャンプ・パトラーに作戦訓練担当参謀を訪ね、伊平屋沖でのハリアー攻撃機墜落事故の原因究明と安全確保を要請
2. 17 宮古島沖で、救急患者空輸のため県の要請により医師を添乗させて出動した自衛隊機が行方不明になる
2. 20 チェイニー米国防長官が来県し知事と会談。知事は、在沖米軍基地の全面的見直しと振興開発上必要な地域の返還や、整理・統合の促進などについて要請
3. 15 1月に伊平屋沖で発生したハリアー攻撃機墜落事故に関し、在沖米海兵隊報道部は、「機体に欠陥はなかった」とのコメントを発表
5. 14 在沖米海兵隊基地司令官ロバート B.ジョンストン少将が離任あいさつのため来庁
 5. 25 県議会は臨時議会を開き、都市型戦闘訓練施設での実弾射撃訓練の即時中止と施設の即時撤去を求める意見書と抗議決議を採択
 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会開催
5. 30 県議会は、在沖米軍の恩納村での実弾射撃訓練の実施について、訓練の即時中止と施設の即時撤去を外務省、防衛施設庁等に要請
6. 6 在日米軍副司令官兼参謀長が離任あいさつのため来庁
 那覇市は軍用地違憲訴訟の控訴断念を発表
6. 19 日米合同委員会は、在沖米軍基地整理・統合問題で17施設23区域(いわゆる23事案)について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認
 県の軍用地返還跡地利用計画策定推進会議が開かれる
6. 30 県は、在沖米軍施設の整理・統合に伴う基地従業員の雇用問題に対応するため、プロジェクトチームを発足
7. 3 沖縄総合事務局は、「返還米軍施設・区域に関する沖縄総合事務局連絡協議会」を設置
 7. 17 沖縄県軍用地等地主会連合会は、返還軍用地の跡地利用問題で、沖縄開発庁に要請
 7. 21 「米軍演習に対する抗議町民集会」が嘉手納町で開催
 7. 24 衆議院内閣委員会は、県内自衛隊施設視察のため来沖
 7. 25 那覇防衛施設局は、1992年5月以降の軍用地賃貸借契約を拒否している普天間飛行場等14施設について、内閣総理大臣への使用認定を申請
 7. 31 在沖米海兵隊報道部は、海兵隊総司令官が第1軽対空ミサイル大隊の解体を決定したと発表
 航空自衛隊と在沖米軍による空の「日米共同訓練」が始まる(～8月10日)
8. 3 陸上自衛隊は、宮古島沖での陸上自衛隊・急患輸送機遭難事故について、「事故の原因は断定できない」との調査結果を発表
8. 6 在日米軍は、臨時訓練空域を設定した空の演習「オーガスト 90」を実施(～10日)
 8. 7 知事は、就任挨拶のため来庁した日米軍副司令官兼参謀長ジョージ L.ケイツ少将に対し、那覇港湾施設等の返還について協力要請
8. 13 児玉防衛施設庁長官は、県内米軍施設視察等のため就任後初来県
 知事は施設庁長官に対し、県立武道館の建設協力等を要請
8. 15 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、県内米軍基地12施設・16カ所の返還と跡地利用促進の特別措置等を関係省庁に要請
8. 28 日米両政府は地位協定に基づき、沖縄本島の北東にある在日米軍の訓練水域アルファ区域に、海上演習場関係の水域を追加指定することを合意
9. 26 第14回三者連絡協議会開催
 基地の整理縮小、航空機騒音の軽減、演習の自粛、事件・事故の未然防止、環境問題等の5項目について協議
9. 28 「沖縄県における赤土流出問題に関する関係省庁連絡会議」(沖縄開発庁、防衛施設庁など9省庁で構成)が発足し、初会合が開かれる

- 「赤土砂流出防止対策連絡協議会」の初会合が沖縄総合事務局で開かれ、国・県一体的な取り組み体制の強化等について協議
- 10 . 12 第 1 回沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会が開かれ、「軍用地の跡地利用に関する基本方針」案が了承される
- 10 . 26 米海兵隊総司令官 A . M . グレイ大将が部隊視察のため来沖
- 11 . 27 那覇防衛施設局は、県収用委員会に対し、駐留軍用地特別措置法に基づく軍用地強制使用裁決を申請
- 11 . 28 在沖米軍は、合同演習「ビーチクレスト 90」を沖縄周辺訓練区域等で実施
- 12 . 10 大田昌秀氏が県知事に就任
- 12 . 17 在沖米国総領事ローレンス F . ファラー氏が来庁
- 12 . 18 米空軍の B - 52 G 戦略爆撃機が台風避難を理由に嘉手納飛行場に飛来
在日米軍総司令官ジェームス B . デービス中将が知事を表敬訪問

平成 3 年 (1991 年)

- 1 . 16 知事は来県中の谷開発庁長官に対し、「米軍基地の返還及び返還跡地の有効利用促進」等を要請
在日米軍沖縄地域調整官ヘンリー C . スタックポール少将が来庁
- 1 . 17 中東地域において湾岸戦争ぼっ発
知事は、湾岸戦争のぼっ発に伴い、2 月に予定していた基地問題解決のための訪米中止を決定
- 1 . 18 県は湾岸戦争ぼっ発に伴い、沖縄県湾岸危機対策連絡会議を設置
- 1 . 19 在日米軍沖縄地域調整官は、在沖海兵隊が湾岸戦争に派遣され、予備役兵が沖縄に配備されたことを明らかにする
- 1 . 20 湾岸戦争に伴う「テロ・ゲリラ警戒」のため第 1 陣応援部隊百人が来県
- 1 . 22 アマコスト駐日米国大使が来庁
- 1 . 24 湾岸戦争に伴う警備強化のため、第 2 陣応援部隊機動隊二百人が来県
- 1 . 29 県議会米軍基地関係特別委員会は、キャンプ・ハンセン内レンジ 5 のざん壕建設現場を視察
- 2 . 19 寺村那覇防衛施設局長は、米軍用地の強制使用手続き問題について、「採決申請書の公告縦覧の代行協力」を知事に要請
- 3 . 7 在沖米陸軍特殊部隊（グリーンベレー）は、読谷補助飛行場で今年 2 回目のパラシュート降下訓練を実施。1 人が施設外降下ミス
駐日米国大使館公使ゼイムス V . パーカー氏来庁
- 3 . 11 県は第三次沖縄振興開発計画大綱を決定。米軍施設については、「全面返還を希求する県民の意向に配慮してその整理縮小を促進する」と記述
- 3 . 13 知事は、外務省等関係省庁に対し、米軍演習の中止、第三次振計大綱の趣旨説明及び協力等を要請
- 3 . 28 県と在沖米軍双方の環境担当職員による「基地公害に関する連絡会議」を開催。平成 2 年度の基地排水に関する調査結果や、航空機騒音等について討議
- 3 . 29 読谷村議会は県内初、全国で 2 番目の「平和行政の基本に関する条例」を可決
- 4 . 6 米海兵隊総司令官 A . M . グレイ大将が来県
- 4 . 8 那覇地裁は、昭和 60 年那覇空港滑走路で起きた自衛隊機と全日空機との接触事故で、「事故原因は自衛隊機側の過失によるもの」と有罪判決を下す
- 4 . 9 県赤土等流出防止対策協議会幹事会が開かれ、赤土流出防止対策監視通報体制（ネットワーク）を設置する方針を決定
県議会米軍基地関係特別委員会は、パラシュート降下訓練の施設外降下が相次いだことから読谷村補助飛行場を視察
- 4 . 16 仲井真副知事は、キャンプ・ハンセンの都市型戦闘訓練施設や読谷村補助飛行場等を視察後、在沖米軍施設・区域の返還促進等 8 項目について、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長にそれぞれ要請
- 4 . 17 県議会は、「読谷村補助飛行場におけるパラシュート降下訓練中止に関する意見書」及び「キャンプ・ハンセンにおけるざん壕施設の建設中止に関する意見書」を採択
- 4 . 24 野党各党・各派は、「軍転特措法案」を国会に共同提出
- 4 . 26 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の平成 3 年度通常総会が開催され、軍用地転用促進特別措置法（仮称）の制定を国に要請していくことを決定
- 5 . 10 知事は、米軍用地強制使用に伴う公告・縦覧代行問題について、県提示案の説明とその実現を池田防衛庁長官、児玉防衛施設庁長官に強く要請
- 5 . 13 沖縄県軍用地等地主会連合会は、県に対し米軍基地の返還の方法や、跡地利用の促進等について、立法化による特別措置を要請
- 5 . 21 県は、未契約米軍用地の強制使用に伴う公告・縦覧代行問題で、19 関係市町村を対象に

- 説明会を開催
- 5 . 22 米軍基地所在14都道県で構成する渉外関係主要都道県知事連絡協議会担当者会議が沖縄県で開催され、当面する基地問題について協議
- 5 . 28 知事は公告縦覧代行問題で、代行実施決定を発表
- 5 . 30 嘉手納飛行場土地所有権確認訴訟で福岡高裁那覇支部は、原告側（旧地主）の控訴を棄却する判決を下す
- 6 . 4 県は、県道104号線越え実弾演習等一連の演習の中止を、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長等に要請
- 6 . 5 知事公室長が、都市型戦闘訓練施設、恩納通信所等を視察
- 6 . 17 知事は来県中の衆議院沖特委に対し、「三次振計の策定」、「基地の返還及び返還跡地の有効利用の促進」等7項目を要請
- 7 . 5 ヘンリー C.スタックポール少将、ノーマン E.エラート少将が、離・就任挨拶のため来庁
- 7 . 10 第3海兵遠征軍基地司令官兼在日米軍沖縄地域調整官の交代式が行われ、ヘンリー C.スタックポール少将に代わってノーマン E.エラート少将が新司令官に就任
- 7 . 15 第2回沖縄県軍用地転用対策審議会が開かれ、軍用地転用対策特別措置法について審議
- 7 . 16 知事が、訪米を前に嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンの都市型戦闘訓練施設等の米軍施設を視察
- 7 . 18 江口防衛政務次官が、米軍基地視察等のため来県
- 7 . 19 知事他県内4市町村首長等で構成する基地問題等要請団一行は、本県基地問題の現状について米国政府や議会、マスコミ関係者に実情を訴える事を目的に訪米（～8月4日：大田知事第1回訪米）
- 7 . 22 衆議院外務委員会が、都市型戦闘訓練施設視察のため来県
県は来県中の衆議院外務委員会に、軍用地転用促進特別措置法（仮称）の制定と米軍基地の整理縮小に伴う従業員の雇用の安定策等について要請
- 7 . 30 在沖米国総領事ローレンス・ファラー氏が、離任挨拶のため来庁
- 7 . 31 米ソ戦略兵器削減条約（START）が調印
- 8 . 2 在沖米軍基地の返還、跡地利用問題等を効率的に処理するため、「沖縄県に所在する施設、区域の返還処理問題に関する関係省庁連絡協議会」（防衛施設庁等関係11省庁で構成）を設置
- 8 . 6 在日米軍沖縄地域調整官ノーマン E.エラート少将来庁
- 8 . 7 知事は冷戦構造崩壊後の沖縄の基地をテーマに開催された「米軍基地問題シンポジウム（主催：沖縄タイムス他）」に、パネリストとして出席
- 8 . 12 県軍用地転用対策審議会は、県から諮問を受けた「沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地の跡地の利用の促進に関する特別措置法」について知事に答申
- 8 . 14 米軍用地使用公開審理が始まる
- 8 . 19 県は、フィリピン・クラーク基地の閉鎖に伴うC-141型輸送機等の嘉手納基地移駐の中止を、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局等関係機関に対し要請
- 8 . 20 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、軍転特措法の制定を沖縄開発庁、外務省ほか関係省庁に要請
- 8 . 23 知事は、フィリピン・クラーク基地の閉鎖に伴うC-141型輸送機等の嘉手納基地移駐中止を、米国防務長官、国防長官、太平洋統合軍総司令官等に文書で要請
- 8 . 28 在沖米国総領事リチャード A.クリステンソン氏が、就任挨拶のため来庁
- 8 . 30 沖縄県に所在する施設・区域の返還処理問題に関する関係省庁連絡協議会の初会合が開かれ、米軍基地返還処理問題について、実務レベル協議が実質的にスタート
- 9 . 4 県の定例庁議において、駐留軍基地の整理縮小と返還跡地の有効利用の促進を趣旨とする「沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法（仮称）要綱」を協議、了承
- 9 . 25 県議会基地問題要請団は、外務省他関係省庁に対し、在比米軍基地からの輸送機等の嘉手納飛行場への移駐中止を要請
- 9 . 27 米大統領は、地上発射短距離核兵器の全廃及び戦術核の米海軍艦艇からの引き上げ等を含む核削減計画を発表
親泊那覇市長を団長とする訪米直訴団が、那覇港湾施設の早期返還要請のため出発（～10月6日）
- 10 . 1 嘉手納飛行場の第313航空師団と第376戦略航空団が解団し第18航空団設立
- 10 . 8 知事は、県道104号線越え実弾演習の実施状況を初視察
知事は、リチャード A.クリステンソン在沖米国総領事に対し、基地問題の解決促進等について要請
- 10 . 31 沖縄県に所在する施設・区域の返還処理問題に関する関係省庁連絡協議会一行が、沖縄

- の米軍施設等視察のため来県
- 11 . 1 県は、県道104号線越え実弾射撃演習の廃止等、米軍基地問題の解決等について防衛施設庁、外務省、在日米軍司令部等、関係機関に要請
- 11 . 12 伊江島補助飛行場で、物資投下訓練中の空軍輸送機が、誤って重さ2トンの金属箱を黙認耕作地に落下させる事故が発生
- 11 . 19 コリン L .パウエル米国統合参謀本部議長が、沖縄の自衛隊施設等視察のため来沖
- 11 . 27 知事は、「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用促進に関する特別措置法要綱案」の制定について、防衛庁ほか関係省庁に要請
- 12 . 2 米軍は、沖縄周辺空域で「ビーチ・クレスト 92」を実施
- 12 . 7 外務省北米局地位協定課長原田氏来庁

平成4年(1992年)

- 2 . 20 県は、米空軍部隊のクラーク基地からの沖縄への移駐について、駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官及び外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、外務大臣、那覇防衛施設局長に対し要請
- 3 . 25 県は、外務大臣及び防衛施設庁長官、米国防務長官及び国防長官等関係機関の長に対し、「沖縄における米軍基地問題の解決について」要請書を送付
- 5 . 15 沖縄復帰20周年記念式典が挙行される
復帰20周年記念式典に出席するため来日したクエール米副大統領は、県民が強く撤去を要求していたキャンプ・ハンセン内(恩納村の)都市型戦闘訓練施設の撤去を発表
外務省及び防衛施設庁は、5月11日の日米合同委員会において、沖縄の米軍施設・区域の整理統合問題をできる限り早急に解決することを確認したとし、平成2年6月19日付日米合同委員会の合意案件のうち恩納通信所の全部返還、北部訓練場の一部返還について、近い将来合意を得るべく調整を促進すると発表。このほか既に返還が合意されている北部訓練場の一部(国頭村我地近傍、伊武岳特別鳥獣保護区)、那覇冷凍倉庫、牧港補給地区補助施設の返還時期を1992年度末を目途とすると発表
- 5 . 27 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会通常総会が開催
- 8 . 7 在沖米海兵隊は、県道104号線越え実弾射撃演習を実施している第三海兵師団第12海兵連隊第4大隊の人員約400名を削減。第4大隊は3個中隊からなり、削減は2個中隊で、1個中隊は第2大隊に編入
- 9 . 21 在沖米海兵隊報道部は、兵力削減計画の一環である在沖米海兵隊の再編計画を公表、1993年度末までに在沖米海兵隊3,500人の削減を完了すると発表
- 9 . 28 知事、尚副知事が来県中の駐日米国大使館公使ウィリアム・ブリアー氏と面談。基地問題の解決促進、特に那覇サービスセンターの早期返還について強く要請
第三次沖縄振興開発計画が閣議了承されスタート
- 9 . 30 伊江島補助飛行場内黙認耕作地において火災発生
- 10 . 1 嘉手納飛行場所属のF-15-18機の本国への移駐が始まる
- 10 . 13 キャンプ・ハンセン内レンジ5で原野火災発生し15ヘクタールを焼失
- 10 . 20 普天間飛行場で、CH-46型ヘリコプターがヘリパッドから移動中に横転、損壊する事故が発生
- 10 . 22 県は、普天間飛行場でのヘリ事故について、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官及び那覇防衛施設局長に対し、事故原因の徹底究明、安全確保の徹底及び事故の再発防止を要請
- 10 . 24 キャンプ・ハンセン内で原野火災発生
- 10 . 26 安波訓練場内で山林火災発生
- 10 . 28 普天間飛行場でのヘリコプター横転事故について、県議会米軍基地関係特別委員会が開かれる
北部訓練場内で山林火災発生
- 10 . 29 沖縄県軍用地跡地利用シンポジウムが開催
伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練中の米海兵隊員2人が、施設内黙認耕作地に降下
- 10 . 30 県は、10月20日普天間飛行場で発生したヘリコプター事故について、外務大臣、防衛庁長官及び防衛施設庁長官、並びに米国防務長官代行、国防長官、在日米軍司令官、米太平洋軍司令官及び駐日米国大使に対し、事故の原因究明、安全確保の徹底等事故の再発防止を要請。併せて、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の住宅地域上空での訓練飛行の制限、低空飛行の禁止並びに早朝・夜間の飛行活動の禁止、キャンプ・ハンセン及びキャンプ・シュワブ演習場における実弾射撃演習の中止・廃止について文書で要請
- 11 . 11 米太平洋艦隊付海兵隊司令官ヘンリー C .スタックポール中将が来庁
- 11 . 18 県議会が、普天間飛行場でのヘリコプター横転事故について、外務省、防衛施設庁、駐日米国大使館等関係機関に要請

- 11 . 24 フィリピン・キュービポイント海軍基地が閉鎖され、フィリピンから米軍の撤退が完了
- 11 . 25 伊江島補助飛行場において、パラシュート降下訓練中の米海兵隊 1 人が目標地点をはずれ、民家（提供施設内）の屋根に降下。3 人が提供施設外の畑に降下
沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会が、沖縄開発庁、外務省等関係省庁に対し、基地の返還及び跡利用の促進を要請
- 11 . 30 1 月25日に伊江島補助飛行場で発生したパラシュート降下ミスについて、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、事故原因の究明、安全管理の徹底及び適切な被害補償を要請
- 12 . 3 嘉手納爆音訴訟結審
- 12 . 4 伊江島と粟国島間上空を飛行中の南西航空機と米軍機 2 機が異常接近したと報告される
- 12 . 7 米軍大型トラックの交通事故で、石川市住民 1 人が死亡
- 12 . 11 県は、伊江島付近上空での民間機と米軍機との異常接近報告に関し、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、事態の再発防止と米軍訓練空域の縮小を要請
- 12 . 13 在沖米海兵隊が、「ソマリア希望回復作戦」に派遣される
- 12 . 15 米海兵隊は、キャンプ・ハンセンにおいて、本年13回目の県道104号線越え実弾射撃演習を実施（～16日）。この演習により、平成 4 年度に実施された同演習は、復帰後最高を記録した昨年に並ぶ実施回数13回、演習日数33日を数えた
- 12 . 21 キャンプ瑞慶覧内の沖縄地域調整事務所会議室において、第15回三者連絡協議会が 2 年 10 ヶ月ぶりに開催され、航空機騒音対策、航空機関連事故対策及び赤土流出防止対策について協議
- 12 . 22 読谷補助飛行場で実施された本年 8 回目の米陸軍によるパラシュート降下訓練において、県への通報時刻以前に訓練が実施され、訓練兵 1 人が施設外の民家の庭に降下
- 12 . 24 県は、12月22日の読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練施設外降下について、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長に対し、事故の原因究明と再発防止を要請

平成 5 年（1993年）

- 1 . 20 アメリカ第42代大統領にクリントン氏が就任
- 1 . 26 今年初の県道104号線越え実弾射撃演習が、29日までの日程で実施される。4 日連続の演習は復帰後初めて
キャンプ・ハンセンで原野火災が発生し 5 ヘクタール焼失
- 2 . 8 県議会米軍基地関係特別委員会が、在韓米軍基地視察に出発
- 2 . 12 武藤外務大臣と米国防長官の会談において、沖縄の基地問題について協議
- 2 . 16 金武町中川の修理工場に、米海兵隊のトラックが突っ込む
- 2 . 19 県是那覇防衛施設局に対し、米軍基地内県有地の返還を要請
- 2 . 25 厚木・横田基地騒音訴訟で、過去の被害に対する賠償を認める最高裁判決が下る
- 3 . 11 太平洋艦隊司令官スタックポール中將が来県し知事を表敬
- 3 . 17 県立高等学校の入学試験中に、会場近くの演習場で演習による騒音が発生し、問題となる
- 3 . 25 ラロック発言で知られる元米海軍少将ジーン R.ラロック氏を講師に、基地問題講演会を開催
ラロック氏と基地所在市町村長との意見交換会を開催
- 3 . 29 米海軍潜水艦ガーナードが、ホワイト・ビーチを出港直後に、操舵系統の故障を理由に 24時間前通告に反して再入港
- 3 . 31 北部訓練場の一部約480ヘクタール（安保協・軍転協事案）と、那覇冷凍倉庫、牧港補給地区補助施設等が返還。県内の施設数は43となる
- 4 . 12 金武町金武の繁華街で、キャンプ・ハンセン所属の海兵隊員による金武町民殺害事件が発生
- 4 . 14 金武町で発生した殺人事件に関して、在日米軍沖縄地域調整官ドナルド R.ガードナー少将が来庁。知事に対し陳謝の意を表明
キャンプ・ハンセンにおいて原野火災発生
- 4 . 15 金武町で発生した殺人事件に関し、県は米軍の隊員教育と綱紀粛正の徹底、遺族に対する適正な補償を、外務大臣、防衛施設庁長官に対し要請
- 4 . 16 金武町で発生した米海兵隊員による殺人事件に関する県議会米軍基地関係特別委員会開会
- 4 . 17 日米首脳会談の席上、宮沢総理大臣がクリントン米国大統領に対し、在沖米軍基地の縮小を要請
- 4 . 20 米海兵隊員による金武町住民殺害事件に関する金武町民大会が開催
- 4 . 24 嘉手納基地所属の F - 15戦闘機が、神奈川県厚木基地でオーバーラン

- 4 . 29 全国植樹祭が糸満市で開催
- 5 . 11 県道104号線越え実弾演習の実施に連動する米海兵隊の行軍が信号を無視して行われる
- 5 . 13 総理大臣、外務大臣、防衛施設庁長官、官房長官等に対し、米軍施設・区域の整理・縮小の促進、米軍演習の廃止と航空機騒音の軽減、隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について要請
- 5 . 19 県の情報公開条例に基づき、本部町に建設予定のP - 3 C送信所の防衛情報が公開
大田知事を団長とする読谷村長、同村議会議長、金武町長等沖縄の基地問題要請団一行が訪米（～6月4日）。一行は、米国政府要人、連邦議会議員、米軍関係者に会い、米軍施設・区域の整理・縮小の促進、米軍演習の廃止と航空機騒音の軽減、隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について要請
- 5 . 28 運輸省は、昨年12月に報告された伊江島上空付近で発生した米軍機と民間航空機の異常接近について、「異常接近は認められない」との調査結果を発表
- 5 . 29 米空軍嘉手納飛行場で、トリイ通信施設所属の軍人による日本人女性暴行事件が発生
- 6 . 4 金武町金武の国道で、米軍大型トレーラーが進行中に積載していた上陸用船舶のマストで、電話線と金武町役場の有線放送用配線を切断したため一時不通となる
- 6 . 5 米連邦議会上院軍事小委員会委員長ダニエル・イノウエ議員が来県し、在沖米軍基地を視察。知事は議員に対し、沖縄の基地問題解決の促進を要請
- 6 . 7 宜野湾市伊佐の国道で、米軍5トントラックがスリップして沿石に乗り上げ、ガードレールを一部破損
- 6 . 14 キャンプ・ハンセン内で原野火災発生
- 6 . 15 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の通常総会が開催
- 6 . 23 金武町金武の町道で、キャンプ・ハンセンの大型トレーラーがブルービーチに向かう途中にハンドル操作を誤って畑に突っ込み、観葉植物に被害を与える
- 6 . 30 砂辺倉庫（0.3ha）が返還。これにより、県内の米軍施設は42となる
- 7 . 1 日米合同委員会において慶佐次通信所口ラン局の共同使用を合意（業務が米軍から海上保安本部に引き継がれる）
- 7 . 15 ホワイト・ピ - チ地区に米海軍原子力潜水艦キャバラが入港。原子力潜水艦の寄港は12回となり、復帰後最高を記録
- 7 . 20 米山防衛施設庁長官が就任後初の来県。知事は基地の整理縮小、演習の廃止等を要請
- 7 . 28 米軍人被疑者逃亡事件に関して、外務大臣、防衛施設庁長官に対し、綱紀粛正と管理の徹底を要請
- 7 . 29 横田基地の在日米軍司令官に対し、米軍の綱紀粛正、県道104号線越え実弾射撃演習の廃止等を要請
- 7 . 30 海上自衛隊那覇基地に、第9飛行隊（P - 3 C部隊）が配備
- 8 . 4 空軍第353特殊作戦群が、提供施設外の読谷村沖で物資投下訓練を行う
海軍第7艦隊第1水陸両用群司令官にシグラー准将が就任
- 8 . 6 細川新政権発足
- 8 . 9 上原県選出衆議院議員が、沖縄開発庁長官に就任
- 8 . 11 キャンプ・ハンセン内レンジ5付近で火災が発生し1ヘクタールを焼失
- 8 . 12 在沖米海兵隊は、県道104号線越え実弾演習の3砲座（GP311、312、313）の使用廃止を決定
- 8 . 19 防衛施設庁長官に対し、県道104号線越え実弾演習の廃止を要請
- 8 . 22 米国連邦議会上院マッカーディー議員他視察団が来沖。基地視察（米軍案内）の後、関係市町村長との懇談会に出席
- 8 . 25 県は、自衛隊基地内の県有地の返還を要請
- 8 . 29 キャンプ・ハンセン内で山火事が発生し、翌30日にかけて120ヘクタールを焼失
- 9 . 1 嘉手納飛行場でローリー演習中のHH - 3救難ヘリコプターが地上移動中に故障、機体を損壊する事故が発生。1人が死亡、4人が負傷
米国防省は、沖縄の海兵隊の維持等を明記した新戦力計画を発表
- 9 . 9 日米合同委員会は、恩納通信所の全部返還について合意
米海兵隊総司令官が来県
- 9 . 13 外務大臣、防衛施設庁長官、防衛庁長官、沖縄開発庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、安全管理の徹底、事故の再発防止、地位協定の遵守等を要請
- 9 . 14 キャンプ・ハンセン内で、宙づり輸送中のクレーン車が落下する事故が発生
- 9 . 24 在沖米空軍は、グアムから嘉手納飛行場に一時移駐していた第353特殊作戦群の常駐化を発表
- 9 . 29 総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、第353特殊作戦群の早期撤退を要請
- 10 . 19 県の招請により、米国基地閉鎖・再編委員会クーター委員長が来県
- 10 . 20 キャンプ・ハンセン内で山火事発生

- 10 . 22 来県中のクーター米基地閉鎖・再編委員会委員長は、関係市町村長との懇談会に出席。その後、同氏を講師に基地問題講演会を開催
- 10 . 30 沖縄開発庁、外務省、防衛庁の3省庁で構成する「沖縄県に所在する米軍施設・区域等に関する諸問題についての連絡会議」が発足
- 11 . 4 横須賀等在日米軍基地周辺住民が基地による環境被害について、「米国環境政策法（NEPA）」による環境影響評価を実施することを求めた訴訟で、ワシントン連邦地方裁判所は訴えを却下
- 11 . 8 細川総理大臣は、ホーリー在日米軍司令官との会談で、沖縄の基地問題解決を要請
- 11 . 9 東京高裁は、第三次横田騒音訴訟で、夜間飛行の禁止等を盛り込んだ和解案を提示
今年7回目のパラシュート降下訓練において、1人（海兵隊員）が規制対象区域外に降下。読谷村職員等と小競り合いになる
在沖米空軍第18航空団司令官クライバー准将が、「航空機騒音は、自由の音と受けとめたい」と発言
- 11 . 11 基地周辺対策費の確保について、外務省、大蔵省、自治省、防衛庁、防衛施設庁、沖縄開発庁に要請
- 11 . 12 在日米軍司令官に、リチャード・マイヤーズ中將が就任
- 11 . 18 日米合同委員会が開催され、横田基地の騒音問題に関する合意内容を見直す
- 11 . 30 細川首相は、米太平洋軍司令官、在日米軍司令官と会談
- 12 . 2 県の招請により、アバクロンビー米国連邦議会下院軍事委員が来県
- 12 . 3 キャンプ・ハンセン内で山火事発生
- 12 . 4 来県中のアバクロンビー氏は、基地所在市町村長との懇談会に出席
- 12 . 7 北中城村内の県道上に、普天間飛行場から飛び立ったUH-1ヘリコプタから16kgの救難キットが落下する事故が発生
今年11回目の県道104号線越え実弾演習が4日間連続で実施され、演習日数は過去最高を記録する
- 12 . 13 知事は、日本外国特派員協会主催の講演会で、沖縄の基地問題等について講演
- 12 . 15 クリントン大統領は、アスピ国防長官の辞任を発表
- 12 . 17 県議会は、「軍転法制定に関する意見書」を全会一致で採択
岩国基地所属のF-18ホーネット2機が、訓練中に空中衝突し海上に墜落。1人が行方不明
- 12 . 18 県警は、短銃売買の米高校生（米軍人家族）を逮捕

平成6年（1994年）

- 1 . 3 嘉手納飛行場でローリー演習が実施（～6日）
- 1 . 6 空軍は、嘉手納・北谷町に対し、アクロバット飛行隊サンダーバードによる航空ショーの開催を打診（両町は拒否の意向を示し、開催されないことになった）
- 1 . 9 西銘衆議院沖特委委員長他県議団一行は、沖縄の基地問題解決を要請するため訪米（～19日）
- 1 . 17 北部土木事務所は、本部町豊原区のP-3C送信所建設予定地で、里道と民有地の境界確認作業を実施
- 1 . 20 福岡空港騒音訴訟の最高裁判決が出され、過去の賠償のみを容認
- 1 . 23 在日米軍基地の活動に対し、基地周辺住民が米国家環境政策法（NEPA）に基づく環境影響評価の実施を求めたが、ワシントン連邦地裁で却下された訴訟で、原告団は控訴を断念する方針を固めた
- 1 . 26 嘉手納町は、嘉手納基地騒音問題で、飛行時間の制限等を盛り込んだ「航空機騒音防止協定」の締結を第18航空団司令官に提案
- 2 . 1 三事案（那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還と同施設におけるパラシュート降下訓練の廃止、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止）の解決促進について、総理大臣（日米首脳会談に先だつて）、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官に直接面談し要請
- 2 . 4 横田基地騒音訴訟で、国が和解案の受け入れを拒否、和解協議が打ち切られる
- 2 . 県は、静岡県に所在する陸上自衛隊管理東富士演習場の視察、調査を実施
- 2 . 11 日米首脳会談が米国で開催。2月1日の細川首相に対する知事要請項目：沖縄の基地問題については協議されなかった
- 2 . 15 嘉手納飛行場でローリー演習が実施
- 2 . 23 嘉手納飛行場内の消火関連施設からジェット燃料が流出。原因は、バルブの締め忘れ
- 2 . 24 嘉手納爆音訴訟が那覇地裁沖縄支部で判決。飛行差し止め却下。過去に対する損害賠償は、WECPNL80以上の原告にのみ認める
- 2 . 25 沖縄に所在する米軍施設・区域等に関する諸問題についての連絡会議（三省庁連絡会議）の3回目の会合が東京で開催

- 2 . 26 米山防衛施設庁長官は、本県の基地問題を米側と協議するため訪米
防衛施設庁長官の訪米に先だち、三事案の解決促進について防衛施設庁長官に要請（電報）
- 2 . 28 来県中の参議院沖特委に対し、基地の返還などを要請
- 3 . 4 海兵隊が、キャンプ・ハンセン内で野戦訓練施設の建設を行っていることが判明
- 3 . 8 県は、三事案の解決促進について総理大臣に要請
- 3 . 9 2月24日の一審判決を不服として、嘉手納基地爆音訴訟の原告団が控訴
- 3 . 10 嘉手納基地爆音訴訟で国側も控訴
- 3 . 11 日米安全保障協議委員会が東京で開催。構成員が閣僚級に格上げされてから初の開催。沖縄の基地の整理縮小についても協議。特に読谷補助飛行場問題については、引き続き行われた国防次官と防衛事務次官との協議の場でも話し合われた
- 3 . 18 三事案の解決促進について、マイヤーズ在日米軍司令官に要請
- 3 . 22 昨年4月に金武町で発生した米軍人による殺人事件に関し、那覇地裁は5年から10年の実刑を言い渡した
- 3 . 26 嘉手納基地飛行クラブ所属のセスナ機が、エンジントラブルのため、金武ブルー・ビーチ訓練場駐車場に緊急着陸
- 3 . 28 陸上自衛隊第1混成団に、107ミリ迫撃砲部隊第301重迫撃砲中隊が発足
- 3 . 30 第三次横田基地騒音訴訟（高裁）で、過去の損害賠償を認める判決が下る（損害賠償対象は、W E C P N L75以上）
- 4 . 4 第18航空団所属のF - 15戦闘機が、離陸直後に嘉手納弾薬庫地区黙認耕作地に墜落、炎上。乗員は脱出
- 4 . 4 F - 15戦闘機の墜落事故に関して、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、第18航空団司令官に対し、事故の再発防止、原因の究明と県への報告について要請
- 4 . 5 那覇市長は、細川総理大臣に那覇港湾施設の返還を直訴
- 4 . 6 第三次横田基地騒音訴訟で、原告団は上告を断念（二審判決を受けて）
普天間飛行場で、第262中型ヘリ中隊所属のCH - 46ヘリコプターが、不時着訓練中に施設内に墜落。ローターが吹き飛び胴体はまっつ
F - 15戦闘機墜落事故に関して、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、事故の再発防止、原因の究明と県への報告等について要請
CH - 46ヘリコプター墜落事故について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、CH - 46の使用廃止、安全管理の徹底、事故原因の究明と県への報告について要請
- 4 . 7 F - 15戦闘機・CH - 46ヘリコプターと相次ぐ航空機墜落事故について、那覇防衛施設局長、メルフォード普天間航空基地隊司令官に対し、安全管理の徹底と事故原因の究明、県への報告について要請
羽田外務大臣、愛知防衛庁長官、米山防衛施設庁長官、上原沖縄開発庁長官に対し、CH - 46の使用廃止、安全管理の徹底、事故原因の徹底究明と県への報告について要請
- 4 . 8 在沖米海兵隊は部隊を再編。キャンプ・ハンセン配備の歩兵部隊第9海兵連隊の司令部を解体、同連隊の2個中隊を第4海兵連隊に吸収。これにより、司令部要員300人が削減
米国防総省は、すべての軍事施設を禁煙にすると発表
- 4 . 10 モンデール駐日米国大使が来県
- 4 . 11 三事案の解決促進及び普天間飛行場の返還について、来県中のモンデール駐日米国大使に要請
- 4 . 12 嘉手納飛行場でORI訓練が実施
- 4 . 13 知事を団長とする一行は、スービック基地跡地の利用状況等視察のため訪比
- 4 . 15 沖縄県に所在する米軍施設・区域等に関する諸問題についての連絡会議（三省庁連絡会議）の第4回会合が東京で開催され、三事案の進捗状況について報告がなされた
- 4 . 22 日米防衛首脳会談が東京で開催。席上、沖縄の基地問題、三事案の進展に努力していくことを確認
- 4 . 28 羽田新政権が発足
- 5 . 6 第18航空団所属のF - 15が訓練中に公海上で在韓米軍のF - 16と空中衝突し墜落。F - 15の乗員1名が行方不明
- 5 . 10 元京都産業大学教授若林敬氏の著書「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」が出版。これによると、1969年当時ニクソン大統領と佐藤総理大臣の間で日米共同声明を発表した際に、有事の際の沖縄への核持ち込みと通過を認める極秘文書が存在していたと記されている
- 5 . 12 キャンプ・シュワブのゲートで、米軍トレーラーがバランスを崩しパンク、国道329号をふさぐ形で停車し、数時間にわたり交通規制が行われた
キャンプ・ハンセン内で曳光弾による火災が発生し20,000㎡を焼失
- 5 . 15 基地の整理・縮小及び返還跡地の有効利用について、また、核密約問題の真相究明につ

- いて、来県中の沖縄開発庁長官に要請
- 5 . 16 核密約文書の存在に関する事実の究明、非核三原則の本県への適用について、柿沢外務大臣、神田防衛庁長官、米山防衛施設庁長官に対し要請
羽田総理大臣は参議院本会議で、(核持ち込みに関する)密約は存在しないと答弁
嘉手納基地内で、作業中の日本人作業員3名が感電事故で負傷
- 5 . 18 日米合同委員会は、航空自衛隊那覇基地内にある嘉手納飛行場用地1,300㎡の返還を合意
- 5 . 20 伊江島補助飛行場で、パラシュート降下訓練中の訓練兵4名が黙認耕作地に降下
- 5 . 25 知事訪米に先だち、三事案の解決、嘉手納・普天間両飛行場周辺における航空機騒音の軽減等沖縄の米軍基地問題の解決について、総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官、外務省北米局長、県出身国会議員に対し要請
米軍属による酒気帯びひき逃げ事件が発生
- 5 . 27 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会平成6年度通常総会が那覇市内で開催
- 5 . 30 那覇空港で、航空自衛隊T-33練習機がオーバーランし、滑走路が一時閉鎖され、民間航空機の運行に支障を来す
- 5 . 31 那覇空港における航空自衛隊機オーバーラン事故に関して、南西航空混成団司令、那覇防衛施設局長、那覇空港事務所長に対し、安全管理の徹底、民間機の運行の多い時間帯における飛行訓練制限等事故の再発防止を要請
- 6 . 2 航空自衛隊は、5月30日の自衛隊機オーバーラン事故は油圧系統からの油もれが原因であると県に報告
津堅島(提供施設外)に、米軍ヘリコプターが2回にわたり着陸。農作物に被害を与える
- 6 . 5 訪米に先だち、三事案の解決をはじめとする沖縄の米軍基地問題の解決をモンデール駐日米国大使に要請
- 6 . 9 知事を団長とする沖縄の基地問題要請団が、三事案の解決、嘉手納・普天間両飛行場における航空機騒音の軽減等沖縄の米軍基地問題の解決を米国政府、連邦議会、米軍当局に要請するため訪米(～22日)
- 6 . 10 中国が地下核実験を実施
- 6 . 13 朝鮮民主主義人民共和国は、国際原子力機構IAEAを脱退するとの声明を発表
- 6 . 16 日米合同委員会は、読谷補助飛行場の返還に向けて技術的な検討を行う「読谷補助飛行場特別作業班」を施設特別委員会の下に設置することに合意。これにより「落下傘降下訓練場代替地検討特別作業班」は廃止
日米合同委員会は、平成2年6月の日米合同委員会事案の1つであるキャンプ桑江の一部16,000㎡の返還を合意
在沖米海兵隊と在沖米空軍は、1992年10月の普天間飛行場でのヘリコプター横転事故と1993年9月の嘉手納飛行場におけるヘリコプター事故の調査結果をマスコミに発表。普天間飛行場での事故についてはパイロットのミスであるとし、嘉手納飛行場の事故については原因は明らかにしていない
- 6 . 17 金武町伊芸区は、区内道路への米軍車両立ち入り禁止を求める英字立て看板を区内に設置
- 6 . 18 本部町議会は、P-3C送信所建設に反対する陳情を採択
- 6 . 24 11省庁連絡会議は、返還事前通報措置の試行について了承。施設特別委員会に返還が提案された時点で返還を所有者等に通報するもので、従来の日米合同委員会で合意された後の通報より1年半通報が早まることになると説明
在日米軍沖縄地域調整官(第三海兵遠征軍司令官兼任)に、カールトン W.フルフォード少将が就任
- 6 . 30 村山内閣発足
- 7 . 6 在日米軍と自衛隊の日米共同訓練が沖縄周辺海域・空域で実施
- 7 . 7 ホワイト・ビーチに寄港した米海軍艦船の乗員による事件(強盗・傷害)が相次いで発生
- 7 . 12 三事案の解決について、来県中の小里沖縄開発庁長官に対し要請
米海軍艦船乗員による強奪事件・傷害事件が相次いだことに関して、在日米軍沖縄地域調整官、嘉手納米海軍航空施設隊参謀長、在沖米国総領事代行に対し、綱紀粛正、隊員管理の徹底等を要請
- 7 . 13 嘉手納飛行場のラブコン(進入管制レーダーコントロール)が故障し、那覇空港及び久米島空港の民間航空機の離発着に支障を来す
- 7 . 14 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の定期総会が沖縄県で開催
- 7 . 20 村山総理大臣は、衆議院本会議で自衛隊は合憲との見解を表明
- 7 . 27 三事案の解決について、来県中の衆議院外務委員会に要請
- 7 . 28 日米合同委員会は、嘉手納飛行場の一部(21,000㎡)の返還を合意。本件は、平成2年

- 6月19日の日米合同委員会合意事案（23事案）の一つである
- 8.1 三事案の解決について、来県中の衆議院沖特委員長に要請
第18航空団司令官に、ウィリアム T. ホピンズ准将が就任
那覇市は、那覇市内住民が情報公開制度に基づき公開を請求していた航空自衛隊那覇基地のパトリオット施設図面の公開を決定（8月9日公開）
- 8.17 米連邦議会下院本会議で、1995年度国防歳出法案が可決
嘉手納飛行場を飛び立った岩国基地所属のハリアー戦闘攻撃機が粟国島北西の海上に墜落、乗員は空軍第33航空救難中隊に救助された
県は情報公開条例に基づき公開を請求していた那覇市内の男性に対し、航空自衛隊那覇基地のパトリオット配備計画の一環である貯蔵庫の建築確認通知を公開
- 8.19 粟国島近海におけるハリアー戦闘攻撃機の墜落に関して、駐日米国大使、在日米軍司令官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、事故原因の徹底究明と県への報告、安全管理の徹底について要請
- 8.30 キャンプ・ハンセンレンジ5付近で火災が発生し800,000㎡を焼失
- 9.7 政府主催の全国都道府県知事会において、基地の整理・縮小と軍転法の早期成立を要請
- 9.8 日米合同委員会は、牧港補給地区の一部2,850㎡の返還を合意
- 9.9 基地視察のため来県中の宝珠山防衛施設庁長官が、記者会見で、沖縄を戦略上の要地として「基地を受け入れて基地と共生・共存する方向に変化して欲しい」と発言
- 9.13 米連邦議会上院本会議で、1995年度国防歳出法案が可決。これを受け米国防長官は、平成7年3月1日までに日米間の安全保障関係についての報告を議会に提出することになる
- 9.15 日米防衛首脳会談がワシントンで開催。玉沢防衛庁長官は、ペリー国防長官に対し、沖縄の基地の整理統合と安全の確保について要請
- 9.20 沖縄は基地と共生・共存をとの宝珠山防衛施設庁長官発言に関して、官房長官に対し、政府の誠意ある対応を要請
金武町伊芸区で、キャンプ・シュワブ所属の海兵隊が訓練のためキャンプ・ハンセンレンジ5に向け進行中に車輪を道路脇のサトウキビ畑に脱線させ、サトウキビに被害を与えた。米軍車両は現場からそのまま立ち去った
第6回目の沖縄県に所在する米軍施設・区域等に関する諸問題についての連絡会議（三省庁連絡会議）が開催。来年の戦後50周年に向け、三事案の解決に努力していくことを確認
- 9.23 海兵隊はハワイ駐留の第1旅団司令部を解体し、同旅団所属の第3海兵連隊、第24海兵航空団、第1旅団役務支援群が第三海兵遠征軍下に指揮系統が統合された（配備地はハワイ）
- 9.30 八重岳通信所の一部19.2ヘクタールが返還。平成2年6月19日の日米合同委員会合意23事案の一つである
本部町議会は、同町豊原地区に建設が予定されているP-3C送信所に反対する意見書と決議を全会一致で可決
- 10.1 米海兵隊は海兵隊再編計画の一環として、第12海兵連隊の第二大隊司令部と砲兵中隊の削減を発表。468名が削減。米軍はこれにより県道104号線越え実弾砲撃演習の演習頻度に影響はないとコメント。同時に、グアムから海軍太平洋航空機修理分遣隊45名が普天間飛行場に移駐
- 10.5 米海軍原子力潜水艦ジェファーソンシティがホワイト・ビーチ地区に寄港。この寄港に際して24時間前通報がなされなかったことに関し、米軍は機器の故障のためと説明
- 10.5 宝珠山防衛施設庁長官は、記者会見で共生・共存発言を撤回し、県民に多大な迷惑をかけたことを陳謝
- 10.6 第33救難中隊のHH-60ヘリコプターが韓国で墜落。乗員5名が死亡。HH-60ヘリコプターは、HH-3の後継機として嘉手納飛行場に配備されたものである
- 10.7 米海軍原子力潜水艦ジェファーソンシティの寄港に伴う放射能測定のためのホワイト・ビーチ地区への科学技術庁、沖縄県職員の立ち入りが拒否される
中国が今年2回目の地下核実験を実施
- 10.9 米海軍原子力巡洋艦カリフォルニアの寄港に伴う放射能測定のためのホワイト・ビーチ地区への科学技術庁、沖縄県職員の立ち入りが拒否される
- 10.11 米海軍原子力巡洋艦カリフォルニアがホワイト・ビーチ地区に寄港。24時間前の通報が守られなかったことに関し、米軍は台風避難のためと説明
10月4日から11日までの約1週間の間に、潜水艦ジェファーソンシティが4回、巡洋艦カリフォルニアが2回、計6回原子力軍艦が反復寄港した事になる
- 10.12 原子力軍艦の寄港に伴う放射能測定のための基地立ち入りを米軍が2度にわたり拒否したことについて、拒否の理由の提示と以後の調査の確保、原子力軍艦寄港の際の24時間

- 前通報の徹底を要請。これに対し、在沖米艦隊活動司令部参謀長は、立ち入り拒否は連絡ミスであった。測定に協力する方針に変わりはないと説明
- 10.14 高知県早明浦ダム上流の吉野川に、低空飛行訓練中の米海軍のA-6攻撃機が墜落
- 10.21 吉野川に米軍戦闘機が墜落した事故に関連し、徳島県議会は、日米地位協定改定を盛り込んだ意見書を採択
- 10.24 ルワンダ難民救援国際平和協力隊の輸送業務を担う航空自衛隊派遣隊が、給油のため航空自衛隊那覇基地に立ち寄る
- 10.28 8月に粟国島近海に墜落したハリヤー機の米海軍による引き揚げ作業が始まる
- 11.2 キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で山火事が発生し96ヘクタールを焼失
在日米軍基地問題の解決を要請するため、宝珠山防衛施設庁長官が訪米
- 11.4 キャンプ・ハンセン内で山火事が発生
- 11.8 米軍はアルファ水域に設置されているACMIブイの撤去作業を開始。ACMIブイ周辺は好漁場となっており、漁礁として利用するためブイの払い下げを関係漁協が要請していたが、在日米軍は払い下げはできないとして、撤去されることになったものである
- 11.13 沖縄近海を航行中の米艦船の艦載部隊が、演習指定期日外の日曜日に砂島射撃場訓練場で演習を実施。在沖米空軍から鳥島射撃場での訓練許可を受けていたのを、誤認して砂島で実施したものである
- 11.14 フィリピンから普天間飛行場へ飛行中の海兵隊CH-53型ヘリコプターが、エンジントラブルを理由に宮古空港に緊急着陸
- 11.16 キャンプ・シュワブ内で演習中の海兵隊UH-1N型ヘリコプターが着陸に失敗し墜落。乗員1名が死亡
- 11.18 神奈川県池子の米軍住宅建設問題で、逗子市は住宅の高層化の条件付きで住宅建設受け入れに合意
- 11.21 航空自衛隊のT-33訓練機が、那覇空港の誘導路を走行中に左後輪がパンク。誘導路を一時封鎖し、民間機の離発着に支障を来した
- 11.22 沖縄近海で第97戦闘攻撃飛行中隊所属の艦載機FA-18ホーネットが離艦に失敗し墜落
- 12.2 海軍・空軍・海兵隊合同の定期演習ビーチクレストが実施（～10日）
- 12.6 米軍戦闘機が名護市辺野古民間地域を低空飛行。騒音が激化
- 12.7 臨時国会で成立が期待されていた軍転特措法は、自民党修正案との調整が整わず、継続審議となる
- 12.10 大田県政2期目がスタート
- 12.12 嘉手納飛行場でローリー演習が実施
来県中の久保社会党書記長は記者会見で、「与党の合意が得られなければ、工事は中止すべき」と本部町豊原地区に建設予定のP-3C基地建設に反対の意向を表明
- 12.13 社会党の軍縮・基地点検プロジェクト調査団が来県。米軍基地や、P-3C基地建設予定地を視察（～14日）
- 12.14 横田基地周辺住民が新たに横田基地飛行差し止め訴訟を提訴
- 12.15 日米合同委員会で、那覇軍港の移設・返還問題を検討する「那覇港湾施設特別作業班」の設置を合意
同時に、普天間第二小学校の敷地拡張整備のため、普天間飛行場の一部返還を合意
- 12.20 海兵隊第三役務支援群が、2日間の予定でキャンプ・シュワブから牧港補給地区までの幹線道路を完全武装で行軍。県・団体の反対により、21日のキャンプ桑江までで行軍を中止し、牧港まで車両で移動
宜野座村で、行軍を先導する車両が畑に乗り上げ、踏み荒らす
- 12.23 ホワイト・ビーチ地区に原子力潜水艦パファーが寄港。平成6年で18回目の寄港で、年間寄港回数が復帰後最多となる
- 12.26 小松基地騒音訴訟控訴審で、名古屋高等裁判所は飛行差し止め請求を却下
- 12.30 宜野湾市真志喜の国道58号で、米軍のトラックがスリップし、中央分離帯を乗り越え沿道の電柱に激突。電柱が折れ、付近は停電となった

平成7年（1995年）

- 1.6 外務大臣、内閣官房長官に対し、沖縄の基地問題について日米首脳会談で取り上げてもらいたいと要請
- 1.11 ワシントンで開催された日米首脳会談で、在沖米軍基地問題の解決に努力することを確認。村山総理大臣の要望に対し、クリントン大統領は、沖縄の米軍基地問題解決に努力しようモンデール駐日米国大使に指示したことを明らかにした
- 1.12 伊江島補助飛行場で訓練中の横田基地所属C-130輸送機が、施設内（黙認耕作地）に物資を投下
- 1.17 阪神・淡路大地震発生（在沖米海兵隊も、日本政府の要請により災害救援のため出動）
- 1.18 防衛施設庁は、日米首脳会談を受けて「整理統合等特別推進本部」を庁内に設置

- 1 . 30 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、国会で審議中の「沖縄の軍用地転用促進特別措置法」の早期制定を関係省庁、国会議員等に要請
- 2 . 3 那覇市地方港湾審議会は、那覇港の港湾区域を浦添地先に拡張する「那覇港港湾区域変更」について了承
- 2 . 4 政策調整監が、1995年国防歳出認定法に基づく「日米安保報告」に沖縄県の意向を反映するよう米国政府、議会等関係者に要請するため訪米
- 2 . 16 金武町で、米軍の大型トレーラーが方向転換の際畑に乗り入れ、畑を踏み荒らす
- 2 . 17 玉沢防衛庁長官が来県。県内の基地視察を行うとともに、三事案の解決について知事と意見交換
- 2 . 27 米国防総省は、「東アジアの戦略報告」を連邦議会に提出。同報告には、東アジアにおける兵力を今後とも維持すること、在日米軍基地は緊急展開には絶好の位置にあり、沖縄に海兵隊を引き続き駐留させる事などが明記
- 2 . 28 キャンプ・ハンセン内レンジ2で火災が発生
- 3 . 2 1995年国防歳出認定法に基づく「日米安保報告書」が、米国防総省から議会に提出される。沖縄の基地問題の解決については、「在日米軍基地の統合・返還は日本政府の代替地提供が原則」と明記
- 3 . 4 総理府は、昨年11月に実施した「沖縄県民の意識に関する世論調査」の結果を公表。これによると、沖縄県民の54.3%が在沖米軍基地を否定と回答
- 3 . 17 第16回三者連絡協議会が開催され、航空機騒音対策、航空機関連事故、米軍の綱紀粛正等について協議を行った
- 3 . 21 ジョンスホプキンス大学のジョージ・パッカー博士と元米国通商代表部次席代表リチャード・リバース弁護士を招請し、基地問題講演会及び関係市町村長との意見交換会を開催
第18航空団所属のF - 15戦闘機2機が悪天候を理由に那覇空港に緊急着陸。民間航空機の離発着に遅れが生じた
- 3 . 30 具志川市で米軍の大型トレーラーが方向転換の際、防災無線用電柱に衝突・横転し、防災無線設備に被害が生じた
- 3 . 31 本部町議会の三月定例最終本会議が開かれ、同町豊原に海上自衛隊が建設を計画しているP - 3C対潜水艦作戦センター送信施設の建設予定地内を通る二本の町道を復活する路線認定案件を全会一致で可決
慶次通信所の一部区域（土地：約548千㎡及び水域）が返還
- 4 . 5 在沖米海兵隊が北部訓練場から行軍を開始。当初はキャンプ・コートニーまでを予定していたが、キャンプ・ハンセンまでの行程で終了（～6日）
- 4 . 6 那覇防衛施設局は、駐留軍用地特措法に基づき、米軍用地未契約地主に対する強制使用認定を内閣総理大臣に申請
- 4 . 11 出砂島射撃場で、米海兵隊普天間航空基地所属の第152空中給油機輸送中隊の演習でKC - 130輸送機から投下された照明弾用パラシュートが風に流され、渡名喜村の民家に落下
- 4 . 13 渡名喜村における照明弾落下事故について、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、事故原因の究明と事故の再発防止を要請。同じく同事故について、駐日米国大使館、防衛施設庁、外務省に対しても要請
- 4 . 18 渡名喜村における照明弾落下事故について、米軍基地関係特別委員会が開催
- 4 . 25 米空軍嘉手納基地内の土地をめぐる、「戦時中、旧日本軍に強制接収された」として、旧地主が国に土地所有権の確認と土地の賃貸料相当額の支払いを求めた訴訟の上告審で、最高裁は「二審判断の過程に違法があるとは言えない」として上告を棄却する判決を下した
- 4 . 27 衆院沖縄及び北方問題特別委員会は、「沖縄における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（軍転特措法）案を審議し、賛成、反対討論を経た後、可決採択
- 5 . 2 玉沢防衛庁長官とペリー米国防長官との会談が行われ、那覇港湾施設と読谷補助飛行場の返還について実質的に合意
- 5 . 8 駐留軍用地強制使用にかかる内閣総理大臣の認定
- 5 . 9 「沖縄における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（軍転特措法）案が衆院本会議で全会一致で可決
- 5 . 10 宜野湾市において米軍人による殺人事件が発生
- 5 . 11 日米合同委員会は、三事案のうち、那覇港湾施設（那覇港港湾計画浦添ふ頭地区内への移設条件）と読谷補助飛行場（パラシュート降下訓練機能のキャンプ・ハンセンへの移設等の条件）の全面返還について合意
- 5 . 14 普天間飛行場包囲行動が展開
- 5 . 17 知事訪米（～6月2日）
- 5 . 18 読谷飛行場用地所有権回復地主会が県を訪ね、同飛行場の旧地主の所有権回復を要請

- 5 . 19 「沖縄における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（軍転特措法）案が参院本会議で可決、成立
- 6 . 20 「沖縄における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（軍転特措法）が施行
- 6 . 23 「平和の礎（いしじ）」除幕式典が糸満市摩文仁で開催
- 6 . 29 日米合同委員会は、読谷補助飛行場の施設・区域内に読谷村が計画している村庁舎などの建設用地約3万平方メートルの共同使用について合意
- 7 . 6 読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練で、米兵2名が演習規制区域外に降下
- 7 . 11 沖縄周辺訓練空域で、日米合同訓練「コープ・ノース95」が実施（～20日）
- 7 . 14 北中城村喜舎場の民家の屋上に、普天間基地所属のUH-1Nヘリコプターからヘルメットが落下
- 8 . 4 嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、4日未明に米アラスカ州で訓練中に墜落、パイロット1人は脱出し無事だった
- 8 . 7 反戦地主会と一坪反戦地主会が、1997年に期限切れとなる未契約米軍用地の使用認定について、村山首相を相手取り認定の取り消しを求める訴訟を那覇地裁に起こした
- 8 . 21 駐留軍用地の強制使用にかかる手続きで、那覇防衛施設局は県知事に対し、土地調書、物件調書への署名押印、いわゆる代理署名（8月28日を期限）を要請。知事は、「関係市町村などの意向を総合的に勘案し、慎重に対処する」とのコメントを発表
- 8 . 28 県は、那覇防衛施設局から期限とされたこの日まで、土地調書、物件調書への署名押印を行わなかった
- 8 . 31 那覇サービス・センターが全面返還
- 9 . 1 沖縄本島の西約80キロの鳥島近海で、岩国基地所属のAV-8Bハリアー機1機が墜落
- 9 . 4 本島北部で米兵による暴行事件が発生
- 9 . 11 県は米兵による暴行事件に関し、那覇防衛施設局に対し綱紀肅正等を要請
米国総領事館のオニール総領事が県を訪れ、米兵による暴行事件について謝罪
- 9 . 12 県は在日米軍沖縄地域調整官に対し、米兵による暴行事件に関し、抗議要請を行った
また、同事件に関し、県議会米軍基地関係特別委員会が開催
- 9 . 13 県の高山政策調整監等は、米国大使館、外務省、防衛施設庁、内閣官房長官を訪ね、米兵による暴行事件に関し、米軍の綱紀肅正、容疑者の身柄の早期引き渡し、日米地位協定の見直し等を要請
- 9 . 14 在沖米海兵隊は、今月18日～21日に予定していた県道104号線越え実弾砲撃演習について、暴行事件に配慮するという趣旨から中止を発表
- 9 . 18 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、外務省等関係省庁に対し、嘉手納・普天間両飛行場における航空機騒音軽減措置について要請
- 9 . 19 大田知事は、河野外務大臣、モンデール駐日米国大使、野坂官房長官に対し、米兵による暴行事件に抗議するとともに、日米地位協定の見直し等について要請。河野外務大臣等は、現時点で日米地位協定を見直す考えはないことを明らかにした
バーンズ米国務省報道官は記者会見で、米兵による暴行事件について「ショックであり、極めて遺憾だ」と公式に表明
- 9 . 21 県議会は臨時議会を開き、米兵による暴行事件について、全会一致で抗議決議を採択
モンデール駐日米国大使は、米国政府としての深い遺憾の意を表明し、政府を代表して被害者と家族、沖縄県民に対する謝罪の念を示した
米国のクリントン大統領は、米兵による暴行事件について「怒りを感じており、事件を極めて遺憾に思う」と述べた
- 9 . 22 県警は米兵3人の容疑者を婦女暴行と逮捕監禁の疑いで那覇地検に書類送致
- 9 . 25 地位協定の刑事裁判手続きの運用改善を検討する目的で設置された「刑事裁判手続きに関する特別専門家委員会」の第1回会合が開催
- 9 . 26 河野外務大臣は米国のクリストファー國務長官に対し、米兵による暴行事件について遺憾の意を表明。同長官は「陳謝したい」と公式に謝罪（ニューヨーク）
- 9 . 27 日米安全保障協議委員会（2プラス2）がニューヨーク市内で開かれ、在日米軍駐留経費負担に関する新特別協定が締結されるとともに、県道104号線越え実弾砲撃演習を複数の演習場に分散実施する方向で技術的、専門的な検討を行うことで合意
また、11月のクリントン大統領訪日で「新時代の日米同盟の役割」を宣言することを確認
- 9 . 28 大田知事が9月定例県議会の代表質問で、駐留軍用地の強制使用にかかる土地調書・物件調書への署名押印（代理署名）を拒否する旨答弁
県はクリントン米国大統領をはじめ米国政府首脳や連邦議会等に対し、米兵の綱紀肅正と再発防止等を求めた「沖縄の米軍基地に関する緊急要請」を送付
- 9 . 29 嘉手納基地爆音訴訟の控訴審第4回口頭弁論が、福岡高裁那覇支部で開かれた
那覇地検は、少女を暴行したとして、三容疑者を婦女暴行致傷などの罪で那覇地裁に起訴。米軍側に拘束されていた被告の身柄は、地位協定に基づき日本側へ引き渡された

- 宝珠山防衛施設庁長官が来沖、知事との会談を働きかけたが実現できず
- 10 . 1 横田基地の滑走路補修工事に伴い、C - 130輸送機などが嘉手納基地に一時移駐（～10月31日）
- 10 . 3 伊良部町議会が米兵による暴行事件に関しての抗議決議を採択。これにより、県内53市町村の全ての議会で決議が行われたことになった
- 10 . 4 在沖米海兵隊は4日、5日の2日間を「反省の日」とし、訓練の中止等の措置をとった
- 10 . 5 日米合同委員会は「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」の設置を承認
県の吉元副知事は宝珠山防衛施設庁長官と会談し、駐留軍用地の強制使用にかかる代理署名について改めて拒否する意向を示した
- 10 . 12 刑事裁判手続きに関する特別専門家委員会の第2回会合が開かれる
- 10 . 13 県民総決起大会に向けた実行委員会が結成
- 10 . 14 渉外関係主要都道県知事連絡協議会は臨時総会を開き、地位協定の見直し等を求めた要請決議を採択し、総理官邸、外務省、駐日米国大使館を訪ね、これらについて要請した米軍が沖縄市の飲食店街への立ち入りを午前零時から同6時まで禁止（オフ・リミッツ）する措置をとった
- 10 . 18 嘉手納基地所属のF - 15Cイーグル戦闘機が、同基地の南方約105キロの公海上に墜落。パイロット1人は自力で脱出し救助された
- 10 . 20 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は首相官邸に村山総理を訪ね、日米地位協定の見直し、基地の整理縮小等について要請。外務省、防衛庁、米国大使館にも同様に要請
県議会米軍基地関係特別委員会が開かれ、F - 15戦闘機の墜落事故に関し、事故原因の徹底究明と結果の公表、F - 15戦闘機の訓練中止等を求めた意見書を全会一致で可決
- 10 . 21 宜野湾海浜公園で復帰後最大規模の県民総決起大会が開かれ、約8万5千人が結集
- 10 . 22 基地被害の取材でキャンプ・ハンセンに入った記者が地位協定に基づく刑事特別法で逮捕され、釈放された
- 10 . 24 県民総決起大会の東京要請団が村山首相等を訪ね、米兵の暴行事件に強く抗議し、基地問題の解決を訴えた
- 10 . 26 日米地位協定の刑事裁判手続きに関する特別専門家委員会は第4回会合を開き、米軍人による殺人、婦女暴行事件の場合に「米国は被疑者の起訴前の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う」との実施細則を決定、持ち回りで開かれた日米合同委員会で正式合意
- 10 . 30 与党三党の「日米地位協定等に関する外務・防衛合同調整会議」代表団が県の大田知事と会談し、駐留軍用地の強制使用にかかる代行業務を拒否する知事の決意を確認。大田知事は代行拒否の意向を明確に示した
- 10 . 31 政府は米軍基地の整理縮小など沖縄の基地問題の打開に向けた対応策をまとめた
- 11 . 1 来日中のペリー米国防長官は、河野外務大臣、衛藤防衛庁長官と会談し、沖縄の米軍基地問題について、日米間で新たな協議機関を設置すること、返還に向け調整促進が確認されている普天間飛行場の一部など10事案については年内に解決することなどで合意
新進党の小沢幹事長が来県し、基地問題等について大田知事と会談
- 11 . 4 村山首相と県の大田知事が沖縄の米軍基地問題で初会談し、その中で大田知事は、米軍基地の整理縮小や地位協定の見直し等について要請するとともに、改めて代理署名を拒否する意向を伝えた
- 11 . 6 県の高山政策調整監等は外務省や防衛庁を訪ね、日米地位協定の見直しについて要請
- 11 . 7 婦女暴行致傷と逮捕監禁の罪に問われた米兵三被告に対する初公判が那覇地裁で開かれた
- 11 . 11 衛藤防衛庁長官が来県し県庁に大田知事を訪ね、米軍基地問題について意見交換を行った。その中で衛藤長官は、設置が決まった新協議機関を活用し、基地の整理・統合・縮小に誠意を持って取り組む意向を示した
- 11 . 15 県民総決起大会の第二次要請団が、首相官邸、外務省、各政党等に対し、地位協定の見直し等を要請
米国のマカリー大統領報道官は、19日から予定していたクリントン米大統領の訪日が中止になったと発表
県は同日付けのニューヨーク・タイムズ紙に、沖縄の基地問題を訴える意見広告を掲載
- 11 . 16 新進党の基地問題検討委員会が来県し、大田知事と沖縄の基地問題等について意見交換
- 11 . 17 政府は閣議で、国と県による「沖縄米軍基地問題協議会」の設置を決定
与党の「沖縄基地問題に関する外務・防衛合同調整会議」が開かれ、県の高山政策調整監が日米地位協定の見直し等について説明
諸富防衛施設庁長官が県庁に大田知事を訪ね、基地問題について意見交換
ペリー米国防長官は、マッキー米太平洋軍司令官が米兵による暴行事件に関連して暴言を吐いたこと責任を取って辞任したと発表
- 11 . 19 村山首相はゴア米副大統領と会談し、その中で「安保条約の円滑な運用に務める」と述

- べた
日米間の新たな協議機関「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会（SACO）」が設置
- 11.20 「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会（SACO）」の第一回会合が開催
- 11.22 駐留軍用地の強制使用にかかる知事の代理署名拒否の問題で、村山首相は大田知事に対し、署名を勧告する文書に決裁し、速達便で郵送
沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、首相官邸や外務省を訪れ、日米地位協定の見直しについて要請
- 11.23 駐留軍用地の強制使用にかかる勧告文書が県に届く
- 11.24 勧告文書を受理
村山首相と大田知事との2回目の会談が行われる
- 11.25 沖縄米軍基地問題協議会の初会合が開かれ、大田知事は、基地の整理縮小、日米地位協定の見直し、騒音防止協定の早期締結、基地被害の未然防止と完全補償、三者連絡協議会の活性化の5項目について要請
- 11.27 県は駐留軍用地の強制使用にかかる村山首相からの勧告文書について、署名押印には応じられないとする旨の文書を郵便で発送
- 11.28 ビーチクレスト 95が実施（～12月15日）
沖縄米軍基地問題協議会幹事会の初会合が開かれ、県は先の協議会で要請した基地の整理縮小や日米地位協定の見直し等5項目について説明
県からの勧告拒否の文書が政府に届く
- 11.29 駐留軍用地の強制使用にかかる代理署名拒否問題で、村山首相は大田知事に対し、職務執行命令の文書を郵送
- 11.30 恩納通信所が全面返還
駐日米国大使館のラスト M.デミング公使が県を訪れ大田知事と会談し、その際に、知事は日米地位協定の見直し案を手渡した
駐留軍用地の強制使用にかかる職務執行命令文書が県に届く
- 12.4 県は駐留軍用地の強制使用にかかる村山首相からの職務執行命令文書について、署名押印には応じられないとする旨の文書を郵便で発送
米兵による暴行事件についての第2回公判が那覇地裁で開かれた
- 12.5 県からの職務執行命令拒否の文書が政府に届く
- 12.7 村山首相は駐留軍用地の強制使用にかかる代理署名拒否問題で、大田知事に対する職務執行命令訴訟の訴状を福岡高裁那覇支部に提出
大田知事は村山首相が職務執行命令訴訟を提起したのを受け、中野清光氏を団長に県内外の16人からなる弁護団を編成したことを発表
- 12.8 職務執行命令訴訟で、県弁護団は福岡高裁那覇支部に対し、口頭弁論期日や回数などの配慮を申し入れた
- 12.11 米兵による暴行事件についての第3回公判が那覇地裁で開かれた
- 12.14 米兵による暴行事件についての第4回公判が那覇地裁で開かれた
- 12.15 沖縄米軍基地問題協議会の第2回幹事会が開催され、日米地位協定の見直しについての話し合いが行われた
- 12.20 職務執行命令訴訟で、反戦地主会は福岡高裁那覇支部に対し、訴訟への「補助参加」を申し立てた
- 12.21 日米合同委員会は、キャンプ・ハンセンの一部など8施設・10事案の返還を合意
- 12.22 職務執行命令訴訟の第一回口頭弁論が福岡高等裁判所那覇支部で開かれ、大田知事が自ら出廷し意見陳述
「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会（SACO）」の第一回作業部会が開催
- 12.26 神奈川県厚木基地の航空機騒音をめぐり、周辺住民が国に損害賠償を求めた第一次厚木基地騒音公害訴訟の差し戻し控訴審判決で、東京高裁は過去の騒音被害として国に計約1億6百万円を賠償するよう命じた
米兵による暴行事件についての第5回公判が那覇地裁で開かれた
- 12.27 米兵による暴行事件についての第6回公判が那覇地裁で開かれた
- 12.28 米兵による暴行事件について論告求刑公判が那覇地裁で開かれる予定であったが、家族らが裁判所の管轄移転を請求したため、公判の審理が停止
- 12.30 沖縄市中心街への米軍人・軍関係者の深夜立ち入り禁止令（オフ・リミッツ）の時間短縮（午前1時～5時まで）が実施

平成8年（1996年）

- 1.5 村山首相が退陣を表明

- 県議会は臨時議会を開き、「沖縄県の米軍基地に関する要請決議」と意見書を全会一致で可決
- 米兵による暴行事件で被告の家族らが求めている裁判所の管轄移転について、福岡高裁那覇支部は「請求に理由がない」として、福岡高裁那覇支部に対し請求を却下するよう求める意見を出した
- 1 . 7 北谷町北前の国道58号で、米海兵隊普天間基地所属の米兵が運転する乗用車が歩道に突っ込み、親子3人が死亡
- 1 . 8 職務執行命令訴訟で、県側への補助参加を申し立てている反戦地主78人が「公正な判断が期待できない」として、福岡高裁那覇支部の裁判官3人の忌避を申し立てた
東京高裁が国に約1億6百万円の賠償を命じた第一次厚木基地騒音公害訴訟で、国は上告しないことを決めた
- 1 . 9 国際都市形成等市町村連絡協議会が発足
- 1 . 11 橋本新内閣が発足
- 1 . 12 職務執行命令訴訟で、国側は主張をまとめた準備書面を福岡高裁那覇支部に提出
米兵による暴行事件で被告の家族らが求めている裁判所の管轄移転について、福岡高裁那覇支部は「請求に理由がない」として請求を棄却
- 1 . 15 米兵による暴行事件について、裁判所の管轄移転の申し立てを棄却した福岡高裁那覇支部の決定を不服とし、被告の母親が最高裁に特別抗告する手続きを行った
- 1 . 16 参院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会が来県し、県庁で大田知事と会談。席上、大田知事は基地問題の解決促進など12項目の要望書を提出
- 1 . 19 日米外相会談が行われ、池田外務大臣、クリストファー国務長官双方とも「沖縄の基地問題の解決は重要である」との認識で一致
職務執行命令訴訟で、県側への補助参加を申し立てている反戦地主78人が福岡高裁那覇支部の裁判官3人の忌避を申し立てている問題で、福岡高裁は「裁判官忌避の理由がない」として申し立てを却下。同地主会は決定を不服として最高裁判所に特別抗告
岡部沖縄開発庁長官が来県し、県庁で大田知事と会談。席上、大田知事は基地問題の解決等についての要望書を提出
- 1 . 22 橋本首相は衆院本会議で就任後初めて施政方針演説を行い、沖縄の基地問題について「沖縄の方々の苦しみ、悲しみに最大限心を配った解決を図るため、整理統合・縮小を推進する」と問題解決に取り組む姿勢を明らかにした
- 1 . 23 大田知事は首相官邸で橋本首相と初めて会談し、基地の整理縮小など5項目と4月の日米首脳共同宣言について、在日米軍4万7千人体制を明記しないよう求めた。橋本首相は「沖縄県民には申し訳ないと思っている。要望は重く受けとめる。」と述べた
職務執行命令訴訟で反戦地主78人が県側への補助参加を申し立てている問題について、福岡高裁那覇支部は反戦地主らの請求を却下
- 1 . 24 米兵による暴行事件で被告の家族らが求めている裁判所の管轄移転について、最高裁は24日までに福岡高裁那覇支部の決定を支持し、被告の特別抗告を棄却することを決定
- 1 . 25 国際都市形成等市町村連絡協議会が県庁で開かれ、2015年までに計画的かつ段階的な返還をめざす「基地返還アクションプログラム県案」を了承
- 1 . 29 沖縄の基地問題解決を訴える県議会の訪米要請団が、2月7日までの日程でワシントンへ向け出発
米兵による暴行事件で、婦女暴行致傷、逮捕監禁の罪に問われた三被告の論告求刑公判が那覇地裁が開かれ、三被告にそれぞれ懲役10年を求刑
平成7年5月に宜野湾市で起きた米兵による民間人殺害事件の判決公判が那覇地裁であり、被告に懲役11年が言い渡された
沖縄県軍用地等地主会連合会は、総理府、防衛庁、防衛施設庁、外務省に対し、基地の早期返還反対の申し入れを行った
- 1 . 30 政府と県は、総理府で沖縄米軍基地問題協議会の第3回幹事会を開き、その中で県は、基地返還アクションプログラム(素案)を政府に提出
- 2 . 2 「沖縄からのメッセージ~基地と平和と文化を考える」と題した県のキャンペーン事業が青森県を皮切りにスタート
- 2 . 3 「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会アメリカ・ピース・キャラバン」が2月17日までの日程で米国へ出発
- 2 . 8 チャルマーズ・ジョンソン日本政策研究所長の講演会が開催され、同氏は「東アジアに駐留している米軍はゆっくり撤退させるべきである」と主張
- 2 . 9 職務執行命令訴訟の第二回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれ、県は主張をまとめた準備書面に沿って陳述を行うとともに、関係市町村長や学者など23人と大田知事本人を証人として申請。また、裁判長により、大田知事の本人尋問を2月23日に行うことが伝えられた
- 2 . 11 臼井防衛庁長官が米軍基地視察のため来県し、県庁に大田知事を訪ね会談。席上、大田

- 知事は、基地の整理縮小など基地問題の解決促進を要請
米海兵隊総司令官のチャールズ C.クルーラック大將が来県し、県庁に大田知事を訪ね
会談。席上、大田知事は、普天間飛行場の返還を含む基地の整理縮小を要望
- 2 . 14 職務執行命令訴訟で、県の弁護士は福岡高裁那覇支部に大田知事の本人尋問期日の変更
を申し立てた。また、国は同日、申し立てに反対する意見書を同高裁那覇支部に提出
- 2 . 15 職務執行命令訴訟で福岡高裁那覇支部は、知事の尋問を3月11日に変更することを決定
連合沖縄会長は、日米地位協定の見直し及び米軍基地の整理縮小について県民の意思を
問う県民投票条例を求め、条例制定請求代表者証明書交付申請書を県に提出。当該申請
書の提出により、地方自治法第74条に規定する条例制定請求手続が開始
- 2 . 16 「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の作業部会の第二回会合が開催
在沖米海兵隊は、キャンプ・コートニーの周辺とキャンプ・シュワブからキャンプ・ハ
ンセンまでの間を行軍
- 2 . 23 職務執行命令訴訟の第三回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれ、那覇防衛施設局の佐
伯施設部長に対する証人尋問が行われた
米カリフォルニア州で日米首脳会談が行われ、橋本総理大臣は沖縄の米軍基地の整理・
統合・縮小を要請
- 2 . 27 先に提出された条例制定請求代表者証明書交付申請書について、県是那覇市選挙管理委
員会に対し、申請人の選挙人名簿の有無について照会したところ、同委員会によって登
録が確認。その後、条例制定請求代表者あて条例制定請求代表者証明書を交付し、県公
報にて告示。これを受け、条例制定請求代表者は、条例制定に向けた署名活動を開始
職務執行命令訴訟に関して反戦地主らが県側への補助参加を求めている裁判の特別抗告
で、最高裁第二小法廷は同日までに反戦地主らの特別抗告を棄却
- 3 . 2 「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の作業部会の第三回会合が開催
来県中のプルーア-米太平洋司令官が県庁に大田知事を訪ね会談。席上、大田知事は、米
軍基地の整理縮小等について要請
- 3 . 5 沖縄米軍基地問題協議会の第四回幹事会が開かれ、県は基地返還アクションプログラム
を踏まえた返還計画の策定を求めた
- 3 . 7 米兵による暴行事件で、婦女暴行致傷、逮捕監禁の罪に問われた三被告に対する判決公
判が那覇地裁であり、懲役7年～6年6月の実刑判決が言い渡された
- 3 . 11 職務執行命令訴訟の第四回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれ、大田知事が出廷し代
理署名を拒否した理由や沖縄の米軍基地問題の実態について証言。この日の知事尋問で
結審し、3月25日に判決が言い渡されることになった
- 3 . 13 米兵による暴行事件で、那覇地裁で懲役7年～6年6月の実刑判決を受けた米兵三被告
のうち二被告が判決を不服として福岡高裁那覇支部に控訴
県議会の米軍基地関係要請団が、首相官邸、外務省、防衛庁等を訪ね、米軍基地の整理
縮小や日米地位協定の見直しについて要請
- 3 . 16 第2回沖縄米軍基地問題協議会が開かれ、政府から米側と騒音防止協定締結に合意した
ことが報告された
- 3 . 19 那覇防衛施設局は、平成7年11月30日に返還された恩納通信所跡地の汚水処理槽内や汚
泥から、PCBやカドミウムなどの有害物質が検出されたと発表した
- 3 . 22 大田知事は橋本総理大臣と会い、沖縄の基地問題などについて会談。席上、大田知事が
普天間飛行場の早期返還を求めたのに対し、橋本首相は「現実には厳しい状況にある」と
答えた
- 3 . 25 米兵による暴行事件で、米兵一被告は控訴期限の3月21日までに控訴せず、検察側も控
訴を見送ったため、懲役7年の実刑が確定した
駐留軍用地の強制使用にかかる代理署名を拒否した大田知事を相手に首相が起こした職
務執行命令訴訟の判決が福岡高裁那覇支部であり、大塚裁判長は、大田知事に3日以内
に代理署名の執行を命じる国側勝訴の判決を言い渡した
- 3 . 26 諸富防衛施設庁長官は県庁に大田知事を訪ね、判決に従い代理署名に応じるよう改めて
要請。大田知事は、判決に対する県民の受け止めは厳しく行政としても無視できないと
述べた
那覇防衛施設局は、今月末で使用期限が切れる楚辺通信所周辺のフェンス設置工事を開
始
- 3 . 27 職務執行命令訴訟で敗訴した大田知事は、橋本総理大臣あてに代理署名には応じられな
い旨の文書を郵送
- 3 . 28 嘉手納飛行場、普天間飛行場における騒音防止協定が日米合同委員会では合意
- 3 . 29 駐留軍用地の強制使用にかかる代理署名について、大田知事が署名を拒否したことによ
り、橋本首相は35人分の土地調書・物件調書に署名押印を行った。署名押印は、防衛施
設庁の職員が行った
那覇防衛施設局は県収用委員会に対し、那覇港湾施設や嘉手納飛行場など13施設にある

- 未契約用地（地主3,002人）の10年の使用裁決を申請。また、3月31日に契約期間が切れる楚辺通信所の一部については6月間の緊急使用を申し立てた
- 3.31 楚辺通信所の一部民有地（236平方メートル）の国との契約期間が切れる
- 4.1 職務執行命令訴訟で敗訴した大田知事は、代理署名を命じた福岡高裁那覇支部の判決を不服として最高裁に上告
- 4.4 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の第二回会合が開かれ、在沖米軍による施設・区域外での行軍を原則として禁止することを決めた
- 平成8年1月7日に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通事故について、死亡した親子3人の遺族らが米兵を相手に総額6千2百万円の損害賠償を求める訴訟を那覇地裁沖縄支部に起こした
- 4.10 日米地位協定の見直し及び米軍基地の整理縮小について、県民の意思を問う県民投票条例制定に向けて署名活動を進めていた条例制定請求代表者は、条例制定に必要な署名数を確保したとして、那覇市など関係市町村選挙管理委員会に署名簿を提出
- 平成8年1月7日に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通事故について、業務上過失致死の罪に問われた米海兵隊員の初公判が那覇地裁で開かれた
- 4.11 県内で発生した米兵による交通死亡事故の遺族らが「米軍人・軍属による被害者の会」を結成
- 4.12 橋本総理大臣は首相官邸でモンデール駐日米国大使と共同記者会見し、普天間飛行場を5年～7年以内に全面返還することに合意したと発表。返還に際しては、県内の米軍基地内に普天間所属の海兵隊ヘリコプター部隊のヘリポートを新設することなどの条件を挙げた
- 職務執行命令訴訟で、県は最高裁に上告理由書を提出
- 楚辺通信所の一部用地について那覇防衛施設局から6月間の緊急使用申請を受けた問題で、県収用委員会は県庁内で定例会を開いた
- 平成8年2月22日に北中城村の国道330号で発生した米兵による交通死亡事故で、死亡した被害者の両親が米兵を相手に総額約7千8百万円の損害賠償を求める訴訟を那覇地裁沖縄支部に起こした
- 4.15 日米両国政府は日米安全保障協議委員会（2プラス2）を開き、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の中間報告を決定し発表。中間報告では、普天間飛行場や瀬名波通信施設などの全面返還、キャンプ桑江の大部分の返還など、11施設の返還や県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止等が盛り込まれた
- 4.16 嘉手納町議会が県に対し、普天間飛行場の全面返還に伴う嘉手納飛行場への一部機能を移転するSACOの中間報告について強く抗議し国への撤回を求めるよう要請
- 4.17 橋本総理大臣とクリントン大統領による日米首脳会談が東京で行われた。記者会見では、21世紀のアジア太平洋地域の安定と繁栄のため日米安保体制を強化していく決意を強調した「日米安保共同宣言」を発表。共同宣言では、沖縄の米軍施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を確認
- 大田知事と橋本総理大臣が首相官邸で会談
- 4.18 来日中のクリントン大統領は衆院本会議場で衆参両院議員を前に演説し、米兵による暴行事件に「深い遺憾の意」を表明し、基地問題について「日米の防衛能力を損なわない形で住民の負担を軽減する措置がとられるだろう」と述べた
- 大田知事は橋本首相夫妻主催のクリントン大統領夫妻歓迎昼食会に出席した際に橋本首相の仲介でクリントン大統領と話し、米軍基地問題解決への取り組みに謝意を伝えるとともに、「近い将来、沖縄を訪問して基地の現状をじかに見てほしい」と要請
- 楚辺通信所の一部用地について、那覇防衛施設局が申し立てた緊急使用の可否を審査するため、県収用委員会は現地調査を実施
- 4.19 航空自衛隊第83航空隊所属のF-4ファントム機が、着陸滑走中に左右のメインタイヤがパンクし、こりれにより約60分間滑走路が閉鎖され、民間機の離発着に支障をきたした
- 4.20 普天間基地ヘリ部隊等の嘉手納基地への移駐反対町民大会が嘉手納町で開かれた
- 4.25 嘉手納町の宮城町長が県庁を訪れ、普天間基地ヘリ部隊等の移駐反対町民大会の決議文を手渡すとともに、移駐反対を訴えた
- 4.26 楚辺通信所内に土地を所有する地主が国に立ち入りを求めて申し立てた仮処分の第5回審尋が那覇地裁で開かれ、6月末までに立ち入りは2回、1回につき30人とすることで和解
- 4.30 勝連町の与勝高校で在沖米海兵隊所属の3人が無断で校内に立ち入り、測量調査を行った
- 金武町議会が県庁を訪れ、26日の臨時議会で採択した楚辺通信所のキャンプ・ハンセンへの移設に反対する意見書などを手渡した
- 岡部沖縄開発庁長官が来県し、5月1日までの日程で県内の米軍基地等を視察

- 5 . 1 13の市町村で組織する沖縄県中部市町村会の代表が県庁を訪れ、基地機能の県内移設に反対する要請文を手渡した
- 5 . 8 条例制定請求代表者が大田知事を訪ね、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」制定の請求を行った
- 5 . 9 政府と県の関係者で構成されたタスクフォース（普天間飛行場等の返還にかかる諸問題の解決のための作業委員会）の第一回会合が開催
- 5 . 11 国との契約期間が切れた楚辺通信所の一部用地について、沖縄県収用委員会は那覇防衛施設局が申し立てていた緊急使用を不許可とすることを決めた
- 5 . 13 楚辺通信所の一部用地について、県収用委員会は読谷村の山内村長に強制使用裁決の公告・縦覧に必要な申請書類などを届けた。同村長は公告・縦覧を拒否する旨表明
- 5 . 14 国との契約期間が切れた楚辺通信所の一部用地の地主やその家族らが同基地内への立ち入りを行った
- 5 . 17 来県中の不破共産党委員長は県庁に大田知事を訪ね、基地問題等について会談した
読谷村議会、恩納村議会が相次いで県庁を訪れ、普天間飛行場の返還に伴う滑走路建設などの移設に反対し、移設計画の撤回を国に働きかけるよう要請
- 5 . 19 「日米両政府による普天間飛行場返還合意に伴う読谷地域への新たな飛行場建設に反対する村民総決起大会」が読谷村の読谷補助飛行場で開かれた
- 5 . 20 大田知事は県議会臨時会で、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」案を提案。また、同条例案に対する意見書を提出し、住民自治の充実の観点から条例案に対して賛意を表明
職務執行命令訴訟で上告中の県弁護士会の代表は、最高裁判所に対し口頭弁論開催の要請書と上告理由補充書を提出
- 5 . 23 与党沖縄米軍基地問題プロジェクトチームの代表団が普天間飛行場や楚辺通信所などを視察するとともに県庁を訪れ、大田知事や県議会、土地連、基地を抱える市町村長等と意見交換を行った
平成8年1月に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通死亡事故で、その遺族が米兵2人を相手に総額6千2百万円の損害賠償を求めた裁判の第一回口頭弁論が那覇地裁沖縄支部で開かれた
- 5 . 24 平成8年1月7日に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通事故について業務上過失致死の罪に問われた米海兵隊員の論告求刑判決が那覇地裁で開かれ、検察側は被告に禁固3年を求刑した
- 5 . 25 糸満市高嶺の中学校付近の路上に、飛行中の在沖米海軍所属のP-3C機から重さ約11kgのソノブイが落下した
- 5 . 26 琉球大学で行われた日米の学者による記者会見で、嘉手納弾薬庫地区内で希少な動植物16種が確認されたことが明らかになった
- 5 . 27 楚辺通信所の一部土地用地にかかる強制使用問題で読谷村の山内村長は、期限内であるこの日までに公告・縦覧を行わなかった
沖縄に関する特別行動委員会（SACO）がハワイで開催
- 5 . 28 楚辺通信所の一部土地用地にかかる強制使用問題で、那覇防衛施設局は大田知事に対し、手続きの一環である公告・縦覧の代行を申請した
日米両国政府は、ハワイの米太平洋軍司令部で「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）見直しについて、安保事務レベル協議を開いて具体的協議に着手した
- 5 . 29 読谷村の山内村長が県庁を訪れ、村民総決起大会の決議文を手渡すとともに、県としても滑走路機能移設に反対するよう要請した
- 5 . 30 駐留軍用地の強制使用手続きをめぐる職務執行命令訴訟上告審で、最高裁は第三小法廷から大法廷に移し審理することを決めて関係者に通知
- 6 . 3 平成8年2月22日に北中城村の国道330号で交通死亡事故を起こし業務上過失致死の罪に問われた米兵の初判決が那覇地裁で開かれた
沖縄開発庁は「普天間飛行場等の返還跡地利用問題対策本部」を発足
- 6 . 4 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土移転問題で、大分県の平松知事は防衛庁に臼井防衛庁長官、諸富防衛施設庁長官を訪ね、日出生台演習場への移転反対を要請
- 6 . 5 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土移転問題で、宮城県の浅野知事は防衛庁に臼井防衛庁長官、諸富防衛施設庁長官を訪ね、王城寺原演習場についての情報提供などを申し入れた
- 6 . 6 県収用委員会は那覇防衛施設局が提出した12施設、約3千人分の強制使用裁決申請を受理
- 6 . 7 県収用委員会は関係10市町村長に対し、公告・縦覧に必要な土地調書・物件調書などの申請書類を届けた
- 6 . 9 第7回沖縄県議会議員選挙が行われる
- 6 . 10 橋本総理大臣と大田知事が首相官邸で会談し、米軍基地問題を中心に意見交換を行った

第3回沖縄米軍基地問題協議会が開催

平成8年1月7日に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通事故について業務上過失致死の罪に問われた米海兵隊員の判決公判が那覇地裁で開かれ、裁判官は被告に禁固2年を言い渡した

- 6.11 自衛隊那覇基地の対潜水艦作戦センター（ASWOC）に関する建設資料の公開を決定した那覇市長を相手に国が決定の取り消しを求めた行政訴訟の控訴審が福岡高裁那覇支部で結審した
- 6.12 橋本総理大臣は大田知事に対し、地方自治法第150条の規定に基づき、楚辺通信所一部用地の強制使用に必要な公告・縦覧を6月21日までに代行するよう督促する文書を送った
伊江村で公告・縦覧が開始
「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」案の実質的な審議が県議会の米軍基地関係特別委員会で始まった
- 6.13 平成8年2月に北中城村の国道330号で発生した米兵による交通死亡事故でその遺族が米兵を相手に総額7千8百万円の損害賠償を求めた裁判の第一回口頭弁論が那覇地裁沖縄支部で開かれた
- 6.14 「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」案について、県議会の米軍基地関係特別委員会は条例制定請求代表者を参考人として出席を求めて審議を行った
大田知事は基地問題解決や基地返還後の経済振興について要請するため6月20日までの日程で米国に向け出発。大田知事の訪米は5回目
- 6.17 訪米中の大田知事は米国防総省でペリー長官と会談し、沖縄の米軍基地や被害の実態等について説明するとともに、普天間飛行場の返還に伴う移設問題で移設先とされる自治体等が反発している事情を述べ、米側に配慮を求めた
県議会米軍基地関係特別委員会は、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」案を賛成6、反対3の賛成多数で可決した
- 6.20 平成8年1月に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通死亡事故でその遺族が米兵2人を相手に総額6千2百万円の損害賠償を求めた訴訟で、帰国した名義人への判決が那覇地裁沖縄支部で言い渡され、遺族の請求通り、約6千2百万円の支払いが命じられた
- 6.21 県議会は本会議を開催し、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」案及びその実施に伴う補正予算案について討論を行い、賛成26、反対17の賛成多数で可決した
橋本総理大臣が大田知事に対し督促していた楚辺通信所一部用地の強制使用に必要な公告・縦覧代行について、知事は期限日のこの日までに代行に応じなかった
インドネシアの航空ショーに向かう途中の米空軍のB-1戦略爆撃機が故障のため嘉手納飛行場に着陸
- 6.22 楚辺通信所内に一部用地を所有する地主ら約30人が同基地内の所有地に2回目の立ち入りを行った
- 6.24 県知事は「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」を公布・施行。また、臨時組織として県民投票推進室を設置
橋本総理大臣は大田知事に対し、楚辺通信所一部用地の強制使用に必要な公告・縦覧代行に応じるよう勧告文書を送った
那覇防衛施設局は、平成9年5月で使用期限の切れる嘉手納飛行場等11施設（約3千人分）の強制使用について、伊江村を除く9市町村分の公告・縦覧代行の申請を大田知事に行った
- 6.25 橋本総理大臣が大田知事に対し、楚辺通信所の強制使用にかかる公告・縦覧代行を求める勧告文書が県庁に届いた。同文書によると7月2日までに実施するよう求めている
衆院外務委員会のメンバーが県庁を訪れ大田知事と会談
平成8年1月7日に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通事故で業務上過失致死の罪に問われ那覇地裁で禁固2年の判決を受けた米海兵隊員が、控訴期限の6月24日までに控訴せず判決が確定
橋本総理大臣が大田知事に対し、楚辺通信所の強制使用にかかる公告・縦覧代行を求める勧告文書が県庁に届いた。同文書では到着の日の翌日から起算して5日以内の代行を勧告
- 6.26 「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」の審議結果を条例制定請求代表者に通知
伊江村での公告・縦覧が終了
- 6.28 金武町の吉田町長が県を訪ね、普天間飛行場の返還に伴う代替ヘリポート建設で候補地にキャンプ・ハンセンが挙げられている問題について、移設に反対を表明するとともに、

- 移設撤回を日米両国政府に働きかけるよう要請した
- 7.1 楚辺通信所の一部用地にかかる強制使用問題で橋本総理大臣からの公告・縦覧代行の勧告に対し、大田知事は応じられない旨の回答文書を発送
平成8年2月22日に北中城村の国道330号で交通死亡事故を起こし業務上過失致死の罪に問われた米兵の公判が那覇地裁で開かれ、検察側の証人尋問が行われた
- 7.2 県民投票実施本部設置要領が制定され、同日付けで県民投票実施本部を設置
衆院安全保障委員会のメンバーが米軍基地視察などのため来県し、県庁で大田知事と意見交換を行った
- 7.3 6月定例県議会の代表質問が行われ、大田知事は「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票」を9月8日に実施する旨答弁した
橋本内閣総理大臣は大田知事に対し、楚辺通信所用地の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行の命令文書を発送した
普天間飛行場の返還に伴う代替ヘリポートの嘉手納弾薬庫地区への建設について、日米両国政府が最終的に断念したことが7月2日までに明らかになった、との新聞報道がなされた
- 7.4 嘉手納飛行場へ飛来していたB-1戦略爆撃機が同飛行場を飛び立った
橋本総理大臣が大田知事に対し、楚辺通信所の強制使用にかかる公告・縦覧代行を求める命令文書が県庁に届いた。同文書では到着の日の翌日から起算して5日以内に代行するよう命令している
- 7.9 橋本総理大臣は大田知事に対し、地方自治法第150条の規定に基づき、嘉手納飛行場等11施設用地の強制使用に必要な公告・縦覧を7月19日までに代行するよう督促する文書を送った
- 7.10 駐留軍用地の強制使用手続きをめぐる職務執行命令訴訟上告審の口頭弁論が最高裁大法廷で開かれ、大田知事が沖縄における米軍基地問題について意見陳述した
楚辺通信所の一部用地にかかる強制使用問題で、橋本総理大臣からの公告・縦覧代行の命令に対し、大田知事は応じられない旨の回答文書を発送した
- 7.11 名護市域への代替ヘリポート建設反対総決起大会が名護市で開かれた
キャンプ・ハンセンレンジ2の着弾地からライフルレンジまでの付近で原野火災が発生し、7月13日までに約101ヘクタールの原野が焼失した
- 7.12 橋本総理大臣は、楚辺通信所用地の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行について、福岡高等裁判所那覇支部に地方自治法第151条の2第3項の規定に基づき、職務執行命令裁判を提起した
- 7.16 県議会は「普天間飛行場の全面返還を促進し、基地機能の強化につながる県内移設に反対する決議」と同意見書を全会一致で可決した
北部市町村会と北部市町村議会議長会が県庁を訪れ、ヘリポートの北部地域への移設に反対するよう申し入れた
- 7.17 普天間飛行場の返還に伴う代替ヘリポート移設に反対する金武町民大会が金武町で開かれた
- 7.18 日米両国政府は外務省で「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の見直し作業を行う「防衛協力小委員会」の初会合を開いた
県は「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」の実施方法を定めた施行規則と同条例に基づく投票に関する事務の一部を委任する規則を公布した
- 7.19 読谷補助飛行場においてパラシュート降下訓練が実施。結果的にこれが同飛行場における最後のパラシュート降下訓練となった
橋本総理大臣が大田知事に対し督促していた嘉手納飛行場等11施設の強制使用に必要な公告・縦覧代行について、知事は期限日のこの日までに代行に応じなかった
金武町の吉田町長が県庁を訪れ、17日に地元で開催した普天間飛行場の返還に伴う反対する町民大会で採択した決議文を手渡した
- 7.20 長崎県佐世保市で起きた米兵による女性襲撃事件で、長崎県警は日米合同委員会での身柄引き渡し合意を受け、強盗殺人未遂容疑で米兵を逮捕。起訴前段階での日本側への身柄の引き渡しについて、地位協定の運用見直しが初めて適用された
- 7.22 沖縄市の新川市長が県庁を訪ね、代替ヘリポートの県内移設に反対するよう要請
楚辺通信所用地の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行についての職務執行命令訴訟で、国、県、裁判所による三者協議が福岡高裁那覇支部で開かれた
- 7.23 橋本総理大臣は大田知事に対し、嘉手納飛行場等11施設用地の強制使用に必要な公告・縦覧代行に応じるよう勧告文書を発送した
- 7.24 橋本総理大臣が大田知事に対し、嘉手納飛行場等11施設用地の強制使用にかかる公告・縦覧代行を求める勧告文書が県庁に届いた。同文書では到着の日の翌日から起算して7日以内に代行するよう勧告している

- 嘉手納町の宮城町長が県庁を訪ね、普天間基地の嘉手納飛行場統合反対と騒音防止協定の実効性強化について要請した
- 7 . 25 米兵による暴行事件の控訴審初判が福岡高裁那覇支部で開かれ、2被告は量刑不当を訴えた。控訴審はこの日で結審した
- 7 . 29 楚辺通信所内に土地を所有する地主が国を相手に土地の明け渡しと4月1日から明け渡しまで1日につき1万円の損害賠償を求める訴訟を那覇地裁に起こした
- 8 . 1 楚辺通信所用地の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行をめぐる職務執行命令訴訟の第一回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれた
- 8 . 1 日米両国政府は日米合同委員会の実務者会議を開き、県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転先として、矢臼別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、北富士演習場（山梨県）、東富士演習場（静岡県）、日出生台演習場（大分県）の5か所の演習場で持ち回りとするに合意し、各道県に通知した
- 8 . 2 嘉手納飛行場等11施設の用地にかかる強制使用問題で、橋本総理大臣からの公告・縦覧代行の勧告に対し、大田知事は応じられない旨の回答文書を発送した
- 8 . 4 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の作業グループ会合が開催
- 8 . 5 新潟県の巻町で東北電力の原発建設の賛否をめぐり、全国で初めての住民投票が行われた
- 8 . 5 橋本総理大臣は大田知事に対し、嘉手納飛行場等11施設用地の強制使用に必要な公告・縦覧代行に応じるよう命令文書を発送した
- 8 . 6 衆議院の「沖縄及び北方問題に関する特別委員会」のメンバーが那覇市内のホテルで大田知事と面談し、席上、知事は基地問題の解決等について要請した
- 8 . 6 橋本総理大臣が大田知事に対し、嘉手納飛行場等11施設用地の強制使用にかかる公告・縦覧代行を求める命令文書が県庁に届いた。同文書では到着の日の翌日から起算して7日以内に代行するよう命令している
- 8 . 8 北谷町の辺土名町長が県庁を訪れ、普天間基地の嘉手納飛行場統合案に反対の意思表示をするよう要請した
- 8 . 8 嘉手納飛行場への普天間ヘリポート移設に反対する北谷町民大会が、北谷町内で開かれた
- 8 . 9 「普天間飛行場等の返還に係る諸課題の解決のための作業委員会」（タスクフォース）の第二回会合が開かれた
- 8 . 12 沖縄米軍基地問題協議会の幹事会が開かれ、県は国際都市形成構想や経済振興策の考え方などについて説明した
- 8 . 12 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で、日米合同委員会特別作業班の会議が開かれ、事務レベルで合意した5か所の陸上自衛隊演習場への移転と訓練日数を年間合計35日以内とするなどの訓練方法や内容について決定した。これを受けて防衛施設庁は、関係道県や市町村などに通知した
- 8 . 14 嘉手納飛行場等11施設の用地にかかる強制使用問題で橋本総理大臣からの公告・縦覧代行の命令に対し、大田知事は応じられない旨の回答文書を発送した
- 8 . 16 橋本総理大臣は、嘉手納飛行場等11施設の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行について、福岡高等裁判所那覇支部に地方自治法第151条の2第3項の規定に基づき、職務執行命令裁判を提起した
- 8 . 19 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で臼井防衛庁長官が山梨県の天野知事を訪ね、北富士演習場への移転受け入れを要請したが、同知事は受け入れ拒否を表明した。また、同長官は静岡県の石川知事を訪ね、東富士演習場への移転受け入れを要請したが、同知事は周辺市町村との協議を尊重するよう答えるにとどまった
- 8 . 20 普天間飛行場の嘉手納基地統合案に反対する新川沖縄市長、宮城嘉手納町長、比嘉北谷町助役が県を訪れ、新たな基地負担は容認できないとする三首長連名の要請書を提出
- 8 . 22 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で臼井防衛庁長官が宮城県の浅野知事を訪ね、王城寺原演習場への移転受け入れを要請したが、同知事は受け入れ拒否を表明した
- 8 . 23 金武町議会の代表が県を訪れ、金武町内への米軍基地移設問題について日米間の合意を変更するよう県が働きかけてほしいと要請した
- 8 . 23 嘉手納飛行場等11施設の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行についての職務執行命令訴訟で、国、県、裁判所による三者協議が福岡高裁那覇支部で開かれた
- 8 . 23 米軍人・軍属による事件被害者の会のメンバーが県庁を訪れ、日米地位協定を見直して被害者が十分な補償を得られるよう県に協力を要請した
- 8 . 23 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で臼井防衛庁長官が大分県の平松知事を訪ね、日出生台演習場への移転受け入れを要請したが、同知事は受け入れ拒否を表明した

- 8 . 24 自民党の加藤幹事長が県庁に大田知事を訪ね、沖縄の振興策などについて会談した
- 8 . 26 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で臼井防衛庁長官が北海道の堀知事を訪ね、矢白別演習場への移転受け入れを要請したが、同知事は地元の意向を十分に尊重してほしいと述べるにとどまった
- 8 . 28 駐留軍用地の強制使用手続きをめぐる職務執行命令訴訟の上告審で最高裁大法廷は、米軍基地への土地提供を定めた駐留軍用地特措法は憲法に違反しないと、最高裁では事実上初の「合憲」判断を示し、国側勝訴の一審判決を支持、大田知事の上告を棄却した。これにより大田知事の敗訴が確定した
- 8 . 29 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が告示。全国で初めての県民投票は9月8日に投票、即日開票。また、県内53市町村などで不在者投票も開始
日米両国政府は、県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で日米合同委員会を開き、本土の5か所の陸上自衛隊演習場への移転と訓練は年間35日以内で1回は10日以内とするなどの訓練内容について正式決定した
- 8 . 30 楚辺通信所用地の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行をめぐる職務執行命令訴訟の第二回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれた
嘉手納飛行場等11施設の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行をめぐる職務執行命令訴訟の第一回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれた
- 9 . 4 高校生による模擬県民投票が行われた
- 9 . 6 政府主催の全国都道府県知事会議が首相官邸で開かれ、橋本総理大臣は「沖縄の基地問題の解決のためには、負担を国民全体で分かち合っていくという姿勢が求められる。関係自治体の理解と協力をお願いしたい。」として出席した知事らに協力を求めた
- 9 . 8 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が行われ、最も注目を集めた投票率は59.53パーセントであった
また、即日開票の結果、賛成票が89.09パーセントと多数を占め、都道府県レベルでは全国で初めて実施された県民投票において、県民は日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小についてその意思を初めて明確に表明した
- 9 . 10 大田知事は県民投票条例第3条の規定に基づき、橋本総理大臣に対し通知文書を手渡すとともに、県民投票の結果について説明した
その後、大田知事と橋本総理大臣による5回目の会談が行われた
- 9 . 11 大田知事は駐日米国大使館にラスト M. デミング公使を訪ね、クリントン大統領あての通知文書を手渡すとともに、県民投票の結果について説明した
楚辺通信所用地の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行をめぐる職務執行命令訴訟の第三回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれ、この日で結審した
第四回沖縄米軍基地問題協議会が首相官邸で開かれ、基地の整理・統合・縮小に向けた作業の進捗状況を政府側が説明した
- 平成8年2月22日に北中城村の国道330号で交通死亡事故を起こし業務上過失致死の罪に問われた米兵の第三回公判が那覇地裁で開かれた
- 石川市内のスナックでキャンプ・ハンセン所属の米兵2人による現金強盗事件が発生し、経営者の女性が全治2週間のけがを負った
- 9 . 12 米兵による暴行事件の控訴審の判決公判が福岡高裁那覇支部であり、裁判長は2被告の控訴を棄却、那覇地裁が下した懲役7年と6年6月の判決を支持した。2被告は判決を不服として最高裁に上告した
- 9 . 13 大田知事は県庁で記者会見し、駐留軍用地の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行に応じることを正式に表明し、同日国に対し通知した
沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の第8回作業部会が開催
- 9 . 14 梶山官房長官の私的諮問機関である「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」（いわゆる島田懇談会）が、地域振興策を検討するため現地視察を始めた
- 9 . 16 普天間飛行場返還に伴うヘリポート移設問題で、沖縄市、北谷町、嘉手納町は「嘉手納飛行場への米軍ヘリポート移設反対 沖縄市、北谷町、嘉手納町連絡協議会」（三連協）を発足させた
- 9 . 17 橋本総理大臣が来県し、沖縄コンベンションセンターで「県民へのメッセージ」として講演を行った。その中で橋本総理大臣は、普天間飛行場の移設問題に触れ「日米協議の場で、米国側から撤去可能な海上ヘリポートを建設する可能性を、日米両国の技術を結集して研究するという新たな提案があった」と述べた
日米の安保事務レベル協議（SSC）がワシントンで開かれ、この中で米側は普天間飛行場の返還に伴う代替ヘリポートについて、沖縄の沖合に浮体工法による海上ヘリポートを建設する案を正式に提示し、今後、嘉手納飛行場との統合、キャンプ・シュワブへの建設案を加えた三案に絞って協議することで合意した
沖縄政策協議会の設置が閣議決定された

- 9.18 大田知事は那覇市など9市町村に対し、駐留軍用地の強制使用手続きに係る裁決申請書及び明渡申立書の公告・縦覧代行を通知するとともに、県庁内において公告・縦覧代行を開始した
内閣総理大臣は、大田知事を相手に福岡高裁那覇支部に起こした2つの公告・縦覧訴訟（楚辺通信所及び嘉手納飛行場等11施設）を取り下げ、知事はこれに同意した
- 9.19 日米安全保障協議委員会（2プラス2）がワシントンの国務省で開かれ、「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）見直しの中間報告、沖縄米軍基地問題の現状報告などについて了承した
- 9.20 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」（いわゆる島田懇談会）が、宜野湾市内で基地をかかえる市町村の首長、担当者を招いて意見交換を行った
参院内閣委員会のメンバーが県庁を訪れ、吉元副知事らから、国際都市形成構想や基地返還アクションプログラムなどについて説明を受けた
- 9.24 橋本総理大臣とクリントン大統領の日米首脳会談がニューヨークで行われ、普天間飛行場の返還に伴うヘリポート移設問題で11月末までをめどに決着を図ることで一致した
那覇市が海上自衛隊那覇基地内にある対潜水艦作戦センター（ASWOC）に関する建設資料の公開を決定したことに対し、国がその決定の取り消しを求めた「那覇市情報公開訴訟」控訴審の判決が福岡高裁那覇支部で言い渡され、裁判長は国の控訴を棄却し、那覇市が全面勝訴した
- 9.25 米軍人・軍属による被害者の会の代表が県庁を訪れ、被害者への完全補償や手続きの簡素化などを日米両国政府に要求するよう求めた
- 9.27 衆議院が解散
- 9.30 普天間飛行場の返還に伴う浮体式海上ヘリポート建設について、沖縄本島東側のホワイト・ビーチ沖合に「移動式海上基地」方式を軸に調整を進める方針を固めた、との報道がなされる
- 10.1 「嘉手納飛行場への米軍ヘリポート移設反対 沖縄市、北谷町、嘉手納町連絡協議会」（三連協）が県庁を訪れ、県としても嘉手納統合案への反対を明確にするよう申し入れた
普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート案について、日本側は固定型の「浮体式棧橋工法」を採用した場合の設置場所として、浦添市の牧港地先か泡瀬通信施設の沖合を検討していることが30日までに明らかになった、との報道がなされる
横田基地の滑走路補修工事に伴い、同基地所属のC-130輸送機などの航空機が約1ヵ月の予定で嘉手納飛行場へ移駐した
- 10.2 普天間基地所属のCH-46ヘリ1機が油圧装置に異常が発生したため、名護市の嘉陽小学校近くのビーチに緊急着陸した
那覇防衛施設局は、平成7年11月30日に返還された恩納通信所跡地の汚水処理槽内や汚泥からPCBやカドミウムなどの有害物質が検出された件で、再調査の結果、同処理槽内の汚泥から基準値を超えるPCBと水銀が検出されたと発表した
大田知事が代行した公告・縦覧の手続きが終了した
- 10.4 沖縄政策協議会の初会合が首相官邸で開かれ、協議会の下に社会資本、産業・経済、環境・技術・国際交流の三作業部会を設置することを決めた
- 10.7 那覇市が海上自衛隊那覇基地内にある対潜水艦作戦センター（ASWOC）に関する建設資料の公開を決定したことに対し、国がその決定の取り消しを求めた「那覇市情報公開訴訟」で、国側は控訴を棄却した福岡高裁那覇支部の判決を不服として最高裁に上告した
- 10.8 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の作業部会が開催
- 10.9 嘉手納弾薬庫地区内で、F-15戦闘機に搭載する空対空ミサイルを積んだコンテナが移動中のトレーラーから路上に落下するという事故が発生した
米兵による暴行事件で最高裁に上告していた被告の1人が上告を取り下げ、懲役6年6月の刑が確定した
- 10.11 沖縄県漁業共同組合長会が県内の周辺海域におけるヘリポート基地建設構想は断固反対との抗議決議を採択するとともに、県庁を訪れ決議文を提出した
- 10.14 勝連町の蔵当町長が県庁を訪れ、普天間飛行場の返還に伴うホワイト・ビーチ沖への海上ヘリポート設置案に反対することを表明し、政府にも伝えるよう要請した
- 10.15 楚辺通信所内に土地を所有する地主が国を相手に土地の明け渡しと4月1日から明け渡しまで1日につき1万円の損害賠償を求めた民事訴訟の第一回口頭弁論が那覇地裁で開かれた
普天間飛行場内で、第152空中給油輸送部隊所属の空中給油機がエンジンテストの際、約100ガロンの燃料漏れを起こした
- 10.17 沖縄政策協議会の第一回幹事会が首相官邸で開かれた
米兵による暴行事件で最高裁に上告していた被告の1人が上告を取り下げ、懲役7年の

- 刑が確定した。これにより、3被告全ての刑が確定したことになる
- 10.18 那覇港湾施設の跡地利用について審議した那覇市軍用地跡地利用審議会は親泊那覇市長に対し、市と地主会の合意案として開発の基本コンセプトや方針、ゾーニング案を答申
- 10.20 第41回衆議院総選挙が実施される
- 10.21 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の課長級会合がワシントンで開かれ、海上ヘリポート構想について協議した
- 10.22 自衛隊と米軍が燃料などを相互に提供し合う「日米物品・役務相互提供協定」（ACSA）が発効される
- 県道104号線越え実弾砲撃演習がこの日からキャンプ・ハンセンで始まり、北海道矢臼別演習場のある別海町の町議らが金武町を訪れ、基地の実態等についての調査を行った
- 10.24 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の審議官級会合がワシントンで開催された
- 沖縄県収用委員会は臨時会議を開き、楚辺通信所の一部用地と嘉手納飛行場等11施設内にある約3千人の地主の土地について、強制使用の裁決手続きの開始を決定した
- 10.25 浦添市の宜保市長が県庁を訪れ、浦添市牧港地先への海上ヘリポート設置に反対の意向を伝えた
- 10.29 元オスロ国際平和研究所長のヨハン・ガルトゥング氏が県庁に大田知事を訪ね、基地問題等について意見交換を行った
- 10.31 「普天間飛行場等の返還に係る諸課題の解決のための作業委員会」（タスクフォース）の第二回会合が開かれ、政府から県に対し、北部訓練場の過半など4施設の返還などが報告された
- 平成8年1月に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通死亡事故で、その遺族が米兵2人を相手に総額6千2百万円の損害賠償を求めた訴訟で、運転していた女性兵士への判決が那覇地裁沖縄支部で言い渡され、遺族の請求通り約6千2百万円の支払いが命じられた
- 11.1 与那城町と与那城町議会が県庁を訪れ、普天間飛行場返還に伴う海上ヘリポートのホワイト・ビーチ及び金武湾沖合への建設反対を要請した
- 11.6 「中城湾沿岸漁業振興推進協議会」と「中城湾開発推進協議会」の代表らが県庁を訪れ、普天間飛行場の返還に伴う中城湾、ホワイト・ビーチ沖合への海上ヘリポート建設反対を政府に申し入れるよう要請した
- 11.7 第二次橋本内閣が発足
- 11.8 キャンプ瑞慶覧の国道58号沿いの排水溝に約50ガロンの軽油（ディーゼル油）が100ヤードにわたって流れているのが発見された
- 11.9 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」（いわゆる島田懇談会）の会合が那覇市内で開催され、県内の学識経験者から意見を聴取した後、県の吉元副知事らと振興策を協議
- 11.10 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」（いわゆる島田懇談会）の会合が那覇市内で開催された
- 11.11 沖縄政策協議会の第二回幹事会が開かれ、県は政府に対して「国際都市形成構想」を提示し、実現を求めた。また、各省庁から出された88事項の沖縄振興策を課題ごとに検討していく10プロジェクトチームの設置を決めた
- 11.12 沖縄政策協議会の第二回会合が首相官邸で開催され、大田知事は米軍基地の整理縮小、国際都市形成構想の実現、規制緩和と制度支援主要プロジェクトの推進を要請した。また、各省庁から88の事業が提案された
- 11.15 橋本総理大臣と大田知事は、首相官邸で第二次橋本内閣発足後に初めて会談した
- 普天間飛行場代替ヘリポートの海上施設案に関し、政府は設置場所を沖縄本島北部のキャンプ・シュワブ水域に固めた、との報道がなされる
- 11.16 稲垣沖縄開発庁長官と久間防衛庁長官が来県し、県庁で大田知事らと会談。席上、大田知事は、米軍基地問題の解決促進などを要請するとともに、沖縄振興策の推進を求めた
- 来県中の久間防衛庁長官が、米軍基地視察後に記者団の質問に答え、普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設案について「キャンプ・シュワブ沖案が有力」との見解を示した
- ホワイト・ビーチ地区水域での海上ヘリポート建設に反対する勝連町民総決起大会が開かれる
- 11.18 名護市議会は臨時議会を開き、キャンプ・シュワブ水域へのヘリポート移設に反対する決議及び意見書を全会一致で可決した
- 平成8年2月22日に北中城村の国道330号で交通死亡事故を起こし業務上過失致死の罪に問われた米兵の論告求刑公判が那覇地裁で開かれ、検察側は禁固1年を求刑した
- 11.19 名護市議会が県庁を訪れ、吉元副知事への面会を求めるが日程の都合がつかず政策調整監、知事公室長が対応。また、名護市長等が県庁を訪れ、政策調整監、知事公室長に対し「7月の市民総決起大会の決議を遵守すること」などを内容とする声明文を手渡した
- 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」（いわゆる島田懇談会）は、基地を抱える

- 県内市町村の振興策をまとめ、首相官邸で梶山官房長官に提言した
- 11.21 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の審議官級の作業部会が外務省で開かれ、普天間飛行場の返還に伴う代替ヘリポート建設について、12月2日の日米安全保障協議委員会（2プラス2）までに適切な結論を出せるよう最大限努力することを確認した
- 11.22 第18航空団所属のHH-60ヘリから重さ約1.3kgのキャンバス袋が落下するという事故が発生した。落下地点は、嘉手納基地と知花ハウジングエリアの間と思われる
- 11.24 名護市議会が県庁を訪れ、吉元副知事に対し「名護市のいかなる水域への海上ヘリポート建設に反対する」旨の要請を行った
- 11.24 橋本総理大臣とクリントン大統領はマニラで首脳会談を行い、沖縄の米軍基地問題について、12月2日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で明確な結論を出すことを確認した
- 11.26 勝連町の「海上ヘリポート建設反対町民会議」の代表が県庁を訪れ、町民総決起大会で採択したホワイト・ビーチ水域での海上ヘリポート建設に反対する大会決議を手渡し、建設反対の町民意思を日米両国政府に伝えるよう要請した
- 11.27 平成8年2月22日に北中城村の国道330号で交通死亡事故を起こし業務上過失致死の罪に問われた米兵の判決公判が那覇地裁で開かれ、禁固1年、執行猶予4年が言い渡された
- 米軍人・軍属による事件被害者の会は、公務中、公務外を問わず日本政府の損害賠償責任を定めた「被害補償法大綱案」を発表した
- 11.28 「普天間飛行場などの返還に係る諸課題の解決のための作業委員会」（タスクフォース）の第四回会合が開かれ、中間報告で返還が合意された11施設・区域のうち、普天間飛行場を除く10施設・区域の返還内容が固まった
- 11.29 名護市域への代替ヘリポート建設反対市民総決起大会が開催され、「ヘリポート建設に断固反対する」旨を決議した
- 12.2 日米両国政府は外務省で日米安全保障協議委員会（2プラス2）を開き、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告を承認した。同報告によると、普天間飛行場の全面返還を含む11施設・区域の返還や日米地位協定の運用改善、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止などが盛り込まれた。また、普天間飛行場の返還に伴う代替ヘリポートについては「海上施設の建設を追求し」「沖縄本島の東海岸沖に建設する」との方針が示された
- 名護市長らが県庁を訪れ、11月29日に開催された市民総決起大会を受けて、要請を行った
- 名護市議会議長らは、総理官邸、外務省、防衛庁などを訪ね、市民総決起大会での決議文を手渡し、建設しないよう要請した
- 12.4 東アジア社会保障担当閣僚会議に出席のため来県した橋本総理大臣は宜野湾市で開かれた基地所在市町村長らとの懇談会で、「海上ヘリポートの建設は地元の頭越しに決めない」旨のことを述べた
- 県環境保健部は、嘉手納飛行場周辺での航空機騒音による健康影響に関する調査の中間報告を発表した
- 12.5 来県中の橋本総理大臣は宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで大田知事と会談し、SACOの最終報告等について意見交換を行った
- 12.9 ビーチクレスト 97が12月13日までの日程で始まった
- 12.10 岩国基地の第121海兵戦闘攻撃中隊に所属するFA-18ホーネットが、ビーチクレスト97の通常訓練の最中に爆弾投下に失敗し、その後、那覇空港から西方約7マイルの海上（提供水域外）に爆弾を投下した。爆弾は爆発しなかった
- 浦添市牧港の国道330号で在沖米海兵隊所属の5トントラックが道路左側の表示灯に激突し転覆、兵士1人が死亡した
- 12.12 那覇空港の滑走路上空約150メートルの付近で、航空自衛隊のF-4ファントム機2機と離陸中のエア-ニッポンの旅客機とが異常接近した。F-4ファントム機は旅客機の真上を通過した
- 12.13 爆弾投下問題で、県議会は米軍基地関係特別委員会を開き、爆弾の早期回収、原因究明とその公表などを求める抗議決議と意見書をまとめ本会議で採択した
- 爆弾投下事故で、県は那覇防衛施設局、在沖米国総領事館、海兵隊基地司令部を訪ね、今回の事故に抗議するとともに、爆弾の早期回収、事故原因の徹底究明などを要請した
- 12.15 海上自衛隊の掃海艇2隻により投下された爆弾の探査作業が開始された
- 12.16 米海軍の水陸両用人員・物資輸送車（LARC）2台が大浦湾沖（キャンプ・シュワブ水域内）で上陸訓練中に機械系統が故障し沈没した。乗組員21人は全員救助された
- 嘉手納飛行場の騒音軽減策として、海軍駐機場にあったMC-130航空機の駐機場所を、この日までに主要滑走路の北西隅に移転した
- 沖縄米軍基地問題協議会の第七回幹事会が首相官邸で開催され、爆弾投下問題に関連し

- て、事件・事故の通報体制を改善しマニュアルを作ることで一致した
 沖縄政策協議会の第三回幹事会が開催
 12.17 第5回沖縄米軍基地問題協議会が開催され、大田知事は、事件・事故発生時における通報体制の確立等を求めた
 橋本総理大臣と大田知事が会談し、通報体制の整備等について話し合いがなされた
 第3回沖縄政策協議会が開催
 12.18 県道104号線越え実弾砲撃演習の移転先の一つ北海道矢臼別演習場を抱える別海町議会は移転受け入れの決議案を賛成多数で可決した
 12.21 日米両国政府が合意した普天間飛行場などの県内移設に反対する「12.21県民大会」が宜野湾市の海浜公園で開かれた
 12.22 米軍の戦闘攻撃機が投下した爆弾が海上自衛隊の掃海艇によって那覇空港の西約10キロ、深さ約65メートルの海底で発見された
 12.24 米軍の戦闘攻撃機が投下した爆弾が米海軍によって引き揚げられた
 在沖米海兵隊は、SACOの最終報告に基づき、軍車両のナンバープレート設置に着手
 12.25 米海軍によって引き揚げられた爆弾が鳥島射撃場内で爆破処理された
 12.31 知花サイトが全面返還

平成9年(1997年)

- 1.8 岡本首相補佐官が県庁に大田知事を訪ね、海上ヘリポート建設を含む日米間の合意を実施する上での県の協力を求めた
 1.14 白川自治大臣が来県して県庁に大田知事を訪ね、全国の米軍、自衛隊基地所在地の自治体に傾斜配分される来年度の地方交付税150億円のうち半分の75億円が沖縄に配当されることを伝えた
 1.17 防衛施設庁の首藤施設部長が、定例記者会見で県道104号線越え実弾砲撃演習について4月からは155ミリ砲の実弾演習は行わないと述べた
 1.21 嶋口那覇防衛施設局長が名護市に比嘉市長を訪ね、普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設問題で、キャンプ・シュワブ水域への調査受け入れについての要請を行った。また、同局長は県庁に吉元副知事を訪ね、名護市長への調査受け入れ要請の内容について説明した
 1.24 沖縄市白川にある嘉手納飛行場の住宅地域の排水溝からディーゼル燃料が流れ出しているのが発見された
 1.28 普天間飛行場の返還に伴いKC-130航空機を岩国基地に移駐する問題で、岩国市の貴船市長は臨時議会で「部隊受け入れを視野に入れ対応したい」と述べた
 1.30 ヘリポート建設阻止北部地域総決起大会が名護市で開かれる
 1.31 日米両国政府は、普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設問題で具体的な実施計画などを策定する「普天間実施委員会」(FIG)を設置した
 2.7 東門副知事を団長とする女性訪米団が、政府関係者、連邦議会議員、民主団体らの代表者と面談し、女性の立場から在沖米海兵隊削減などについて要請を行うため、2月16日までの日程で米国に向け出発した
 2.10 平成7年12月～平成8年1月にかけて、米海兵隊のハリヤー機が鳥島射撃場で劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾1,520発を使用していたことが判明した
 米国を訪問中の女性訪米団は、国防総省のクルト・キャンベル国防次官補代理に対し、在沖米海兵隊の削減、基地の整理縮小などについて要請するとともに、劣化ウラン弾使用問題について抗議した
 2.12 上京中の吉元副知事は池田外務大臣と会談し、劣化ウラン弾使用問題について、ウラン弾の回収、事故の再発防止と原因究明、事件・事故発生時における連絡体制の確立等を要請した
 又吉政策調整監が在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長に対し、鳥島射撃場における劣化ウラン弾使用問題で、事故の再発防止、安全管理の徹底、事件・事故発生時における連絡体制の整備等について要請した
 県議会は米軍基地関係特別委員会を開き、劣化ウラン弾使用問題についての質疑を行った
 2.13 嘉手納町議会の代表らが県庁を訪れ、劣化ウラン弾使用問題について、日本政府に実態調査を早急に迫るよう要請した
 2.14 2月定例県議会が開会し、「米軍AV-8Bハリヤー攻撃機による劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾発射に関する抗議決議」と同意見書を全会一致で可決した
 初代沖縄県知事の屋良朝苗氏が死去
 外務省沖縄事務所が開所した
 2.15 米国を訪問中の女性訪米団はハワイの米太平洋軍司令部を訪れ、基地問題の実情を説明し、在沖米海兵隊の削減等について要請した

- 2 . 16 新進党の沖縄調査団は県庁に大田知事を訪ね、基地問題について意見交換を行った
来県中の諸富防衛施設庁長官は名護市のキャンプ・シュワブ沖を視察するとともに、嘉
手納町と県漁連を訪ね、鳥島射爆撃場での劣化ウラン弾問題について陳謝した
- 2 . 17 橋本総理大臣と大田知事は首相官邸で会談し、席上大田知事は、劣化ウラン弾使用問題
についての早期調査及び実態報告を要請するとともに、5 . 15メモの全文公表などにつ
いて訴えた
又吉政策調整監が外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、在日米軍司令官、駐日米国
大使館代理大使に対し、鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾使用問題で、事故の再発防
止、安全管理の徹底、事件・事故発生時における連絡体制の整備等について要請した
沖縄米軍基地問題協議会の第8回幹事会が首相官邸で開かれ、県の吉元副知事は劣化ウ
ラン弾使用問題について抗議するとともに、5 . 15メモの全面公表などを申し入れた
県議会の代表者らが、劣化ウラン弾使用問題について、外務大臣、防衛施設庁長官、防
衛庁長官などに対し要請した
外務省沖縄事務所原島特命全権大使が県庁に大田知事を訪ね、着任あいさつを行った
沖縄政策協議会の第4回幹事会が開催
- 2 . 18 第4回沖縄政策協議会が国会議事堂内で開催
- 2 . 19 参院国際問題に関する調査会のメンバーが県庁を訪れ大田知事らと会談し、S A C Oの
最終報告、米軍兵力の削減問題などについて意見交換を行った
- 2 . 20 外務省から県に入った連絡によると、北谷町のキャンプ瑞慶覧内で採取した沈殿物から
高濃度の有害物質のP C Bが検出された
- 2 . 21 県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、地主と国の
双方から意見を聴く第一回公開審理を、宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで開い
た
- 2 . 22 来県中の池田外務大臣が県庁を訪れ、大田知事と会談。席上大田知事は、5 . 15メモの
全面開示、米軍兵力の削減等について要請した
- 2 . 24 劣化ウラン弾使用問題で、鳥島周辺海域の環境調査のため、海上保安庁の測量船が那覇
港から鳥島へ向け出港した。外務省、科学技術庁、海上保安庁、沖縄県、久米島の漁協
関係者らが乗船した
鳥島射爆撃場での劣化ウラン弾使用に抗議する島民総決起大会が久米島で開かれた
橋本総理大臣はオルブライト米国务長官と会談し、米軍基地を抱える沖縄の負担減に両
国政府が最大限努力していくことで一致した
- 2 . 25 鳥島周辺海域での環境調査を実施した科学技術庁の職員らが県庁で記者会見し、同島周
辺の大気と海水中の放射線量について「異常な値は検出されなかった」と発表した
普天間飛行場の返還に伴いK C - 130航空機を岩国基地に移駐する問題で、山口県の二
井知事と岩国市の貴船市長、由宇町の松尾町長による三者会談が開かれ、「移駐は基地
機能強化につながらない」として受け入れを最終決定した
- 2 . 26 北谷町のキャンプ瑞慶覧の排水管からP C Bが検出された問題で、米海兵隊はP C Bに
汚染された排水管内の土壌を除去した
- 2 . 28 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、首相官邸、外務省、防衛庁、防衛施設庁、
駐日米国大使館を訪ね、事件・事故の未然防止、劣化ウラン弾の早期回収、事件・事故
発生時の連絡体制の整備等について要請した
県道104号線越え実弾砲撃演習の北海道臼別演習場への移転問題で、別海町の佐野町
長は札幌防衛施設局に対し移転容認を正式に伝えた
- 3 . 7 劣化ウラン弾による使用問題で、米軍は鳥島射爆撃場の環境調査を実施した。調査には
科学技術庁、外務省、県の職員らが参加した
- 3 . 10 名護市議会3月定例会の施政方針演説で、比嘉市長は「海上施設建設は、原則として反
対である」と表明した
民主党の沖縄調査団が県庁に大田知事を訪ね、海兵隊削減や駐留軍用地特措法の改正な
どについて意見交換を行った
- 3 . 11 米下院本会議で、日米安保条約に対する沖縄県民の貢献に感謝を示す決議が圧倒的賛成
多数で可決された
- 3 . 12 県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、第二回公開
審理を沖縄市民会館で開いた
- 3 . 14 諸富防衛施設庁長官は、県収用委員会が用地の使用期限が切れる5月14日までに結論を
出すのは困難との判断を示し、「駐留軍用地特措法を改正したい」と特措法改正の方針
を表明した
自民、社民、さきがけ三党による「沖縄問題懇談会」が初会合を開き、沖縄の駐留軍用
地の強制使用問題の対応について検討を始めた
- 3 . 17 県内の研究者で構成する学者交流事業団が、基地形成など様々な観点から米軍基地問題
を説明し、知識層に兵力削減などを訴えるため、27日までの日程で米国へ向け出発した

- 3 . 18 科学技術庁は、米海兵隊が劣化ウラン弾を使用した鳥島射爆撃場周辺の海水のウラン濃度に異常はなかったと発表した
- 3 . 19 岡本首相補佐官が県庁に大田知事を訪ね、代替ヘリポート建設問題で県の協力を要望
久間防衛庁長官が、5月14日に使用期限の切れる強制使用問題について「駐留軍用地特措法の改正で法的権原を得ておきたい」と述べ、法改正に踏み切る方針を示した
- 3 . 21 県環境保健部は、キャンプ瑞慶覧内排水管の沈殿物などを調査した結果、全地点でPCBは検出されなかったと発表した
- 3 . 22 読谷補助飛行場内に読谷村役場の新庁舎が完成した
- 3 . 24 橋本総理大臣は来日中のゴア米副大統領と会談し、在日米軍の規模について「削減を求める考えはない」と明言するとともに、米軍用地の強制使用問題で「使用権原のない状態で5月15日を迎えることはできない」と述べた
米軍基地関係特別委員会は「駐留軍用地特別措置法の改正に反対する決議」を賛成多数で可決した
- 3 . 25 大田知事は首相官邸で橋本総理大臣と会談。橋本総理大臣は、5月14日に使用期限が切れる米軍用地の強制使用問題で、駐留軍用地特措法の改正について大田知事の理解を求めたが、知事は「納得できない」と法改正に反対する意向を表明した
橋本総理大臣は大田知事との会談で、昭和47年5月15日の合同委員会関係文書のうち、「施設分科委員会覚書」（いわゆる5・15メモ）などの文書を提示し公表した
- 3 . 26 米兵による暴行事件で、婦女暴行致傷事件などの罪に問われ二審で有罪判決を受けた2人の受刑者の弁護人は、上告取り下げの撤回書を最高裁第一小法廷に提出した
鳥島射爆撃場で劣化ウラン弾を使用した問題で、科学技術庁は同島に上陸し環境調査を実施した
県議会は2月定例会の最終本会議を開き、「駐留軍用地特別措置法の改正に反対する決議」を賛成多数で可決した
「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」（いわゆる島田懇談会）は、梶山官房長官に提言した答申がスムーズに進むようにするため懇談会に代わる協議会を設置することを決め、同懇談会はこの日で解散した
- 3 . 27 県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで第三回公開審理をかでな文化センターで開いた
- 3 . 28 防衛施設庁は、米軍人や軍属らが公務外に起こした交通事故や事件など不法行為の被害者に、米政府から補償が支払われるまで無利子で生活費などを融資する制度を同日から開始すると発表した
嘉手納町議会が那覇防衛施設局の同町への誘致に関する要請決議を賛成多数で可決した
- 3 . 31 日米合同委員会は在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続き等について承認した
橋本総理大臣は、5月14日に使用期限が切れる米軍用地問題で、駐留軍用地特措法改正案の国会提出を正式に表明した
- 4 . 2 故屋良朝苗氏の県民葬が宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで行われた
社会党の土井党首と大田知事が、沖縄の基地問題、振興策などについて意見交換を行った
- 4 . 3 政府は臨時閣議で、5月14日で期限切れを迎える沖縄の米軍用地強制使用問題について、期限切れ後も県収用委員会の裁決手続きが完了するまで暫定使用できるようにする駐留軍用地特措法改正案を決定し、直ちに衆院に提出した
- 4 . 4 衆院は本会議で、駐留軍用地特措法改正案を審議する「日米安保条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会」の設置を決め、同改正案の趣旨説明、質疑を行い、同法案は審議入りした
大田知事は共産党の不破委員長と会談し、駐留軍用地特措法の改正問題等について意見交換を行った
- 4 . 8 キャンプ・ハンセンからディーゼル燃料（軽油）約19リットル（約5ガロン）が民間地域に流れだした
- 4 . 9 名護市の比嘉市長は、辺野古区ヘリポート対策協議会と名護市との意見交換会の場で、「キャンプ・シュワブ沖への海上ヘリポート建設の事前調査を実施させてもらいたい」旨を提案した
- 4 . 10 名護市の比嘉市長が県庁に大田知事を訪ね、キャンプ・シュワブ沖への海上ヘリポート建設問題について「事前調査を前向きに検討したいが、知事の見解を聞きたい」と述べ、これに対し知事は、「名護市が総合的に判断された結果については尊重したい」と答えた
駐留軍用地特措法改正案を審議している「日米安保条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会」は、同改正案を賛成多数で可決した。また、同委員会は、米軍基地の整理・縮小・統合の問題に真剣に取り組むなどとする6項目の付帯決議を採択した

- 4 . 11 大田知事を団長とする訪米団が、米国政府、連邦議会、軍関係者等に対し、在沖米軍兵力の削減、基地返還アクションプログラムに基づく基地返還などを要請するため、4月26日までの日程で米国に向け出発した
米国の5都市で沖縄の基地問題を訴える「沖縄からのメッセージ」事業団が米国に向け出発した
衆議院は軍用地特措法改正案を採決するため本会議を開き、9割前後の圧倒的な賛成多数で同改正案を可決した
- 4 . 14 訪米中の大田知事は、シンクタンクの経済戦略研究所で、沖縄の基地の現状を訴える講演を行った
- 4 . 15 訪米中の大田知事は、日米協会、国際戦略研究所の会員らを前に講演し、基地の整理縮小、海兵隊の削減を求める沖縄の立場を明確に伝えた
- 4 . 17 駐留軍用地特措法改正案を審議している参院安保土地特別委員会は橋本総理大臣ら政府に対する質疑を行い、討議、採決を経て賛成多数で同改正案を可決。また、同委員会は、県民の負担を全国で担うとの考えに基づき、基地問題に最大限努力を払うなどとする4項目の付帯決議を採択。その後、参院本会議に上程され、8割前後の圧倒的多数で可決
駐留軍用地特措法改正案の成立について、県知事職務代理者の吉元副知事は「残念な結果に終わった」と遺憾の意を表明した
訪米中の大田知事は、アーミテージ元米国国防次官補やカートマン国務次官補代行らと会談し、海兵隊の削減等について訴えた
- 4 . 18 名護市の比嘉市長が記者会見を開き、「政府からの海上施設の調査協力要請について受け入れることを決断した」旨表明した。これを受け県は、県知事職務代理者の吉元副知事名で、「海上施設の候補地の調査の件で、名護市が総合的に判断した結果については県としても尊重する」とのコメントを発表した
- 4 . 20 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で、久間防衛庁長官は宮城県の浅野知事、地元三町村長と会談し、王城寺原演習場への移転を通告した
- 4 . 21 衆議院の沖縄米軍基地問題・振興策等調査団のメンバーが県庁を訪れ、吉元副知事らと会談した
- 4 . 22 衆院は、沖縄の基地負担軽減や振興策の推進を政府に求める「沖縄における基地問題ならびに地域振興に関する決議」を賛成多数で可決した
県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で、久間防衛庁長官は大分県の平松知事、地元三町長と会談し、日出生台演習場への移転を通告し、平松知事等は受け入れを表明した
劣化ウラン弾使用問題で科学技術庁は、「鳥島の土壌から高濃度のウランが検出されたが、直ちに環境に影響を及ぼすものではない」と発表した
民主党の鳩山代表が県庁を訪れ、吉元副知事らと駐留軍用地特措法の改正問題等について意見交換を行った
- 4 . 23 駐留軍用地特措法の一部改正法が公布、施行された
県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で、久間防衛庁長官は沖縄での同演習の廃止を言明した
訪米中の大田知事は太平洋軍総司令部に出向き、在沖米海兵隊を含む兵力削減などについて要請した
- 4 . 24 ハワイ州議会の上下両院が、沖縄の基地返還に引き続き努力するよう米大統領と国防総省に求めた決議書を今州議会で可決したことをジョー・スキー下院議長が訪米中の大田知事に報告した
那覇防衛施設局は、一部改正された駐留軍用地特措法に基づき、楚辺通信所用地を「暫定使用」するための担保を供託した
- 4 . 25 橋本総理大臣とクリントン大統領の日米首脳会談がワシントンで開かれ、沖縄の米軍基地問題について理解と配慮が示された
- 4 . 28 嘉手納町の宮城町長は、那覇防衛施設局に嶋口局長を訪ね、同町へ那覇防衛施設局を誘致する要請文を手渡した
- 4 . 30 鳥島射爆撃場で劣化ウラン弾を使用した問題で、仲里、具志川両村の代表が在日米軍沖縄地域調整官等に対し、劣化ウラン弾の早期回収等を要請した
- 5 . 1 普天間飛行場の跡利用の在り方について検討していた宜野湾市軍用地跡地利用計画策定委員会は、宜野湾市の桃原市長に跡地利用基本計画報告書を答申した
- 5 . 2 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への移転問題で、山梨県の天野知事は久間防衛庁長官と会談し、北富士演習場への移転受け入れを表明した
米兵による暴行事件で、婦女暴行致傷事件などの罪に問われ二審で有罪判決を受けた2人の受刑者の弁護人が上告取り下げの撤回書を最高裁第一小法廷に提出した件で、同法廷は同日までに撤回は認められないと決定した
- 5 . 9 普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設問題で、キャンプ・シュワブ沖での事前

- 調査が始まった
那覇防衛施設局は、5月14日で使用期間が終了する嘉手納飛行場等12施設、約3千人分の用地の暫定使用のための供託手続きを完了した
- 5.14 普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターから重さ約2kgのギアボックスのカバーパネルが落下した。落下地点は不明
- 5.15 本土復帰25周年を迎える
嘉手納飛行場等12施設、約3千人分の用地の暫定使用が始まった
- 5.16 県は国際都市形成基本計画を正式決定した
- 5.19 米国防総省は、4年毎に米戦力を検討する4年期防衛見直し(QDR)の報告書を公表し、アジア太平洋地域に米軍「10万人体制」を維持することを明記した
- 5.20 米上院本会議は、日米安保条約の履行と地域の平和と安定の確保のために「沖縄県民が特別の貢献をしていることに対して感謝の意を示す」との決議案を全会一致で可決した
- 5.21 浦添市の宮城市長が県庁を訪れ、牧港補給地区の早期返還と西海岸の制限水域の解除を要請した
- 5.26 大田知事は橋本総理大臣と会談し、沖縄の振興策等について話し合いが行われた
「普天間飛行場等の返還に係る諸課題の解決のための作業委員会」(タスクフォース)が開かれ、普天間飛行場の返還をにらんだ跡利用事業に対する国の積極的な支援策を要請した
- 5.27 第5回沖縄政策協議会が開催
- 5.29 県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、第四回公開審理を浦添市民会館で開いた
- 5.30 嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機から離陸直後に同飛行場内に風防ガラスが落下した
- 6.5 名護市の比嘉市長が首相官邸に橋本総理大臣、梶山官房長官を訪ね、海上ヘリポート建設問題で、比嘉市長は「容認したのは事前調査であり、建設は地元の頭越しに着手しないよう確認したい」と述べ、橋本総理も「確認する」と述べた
- 6.6 名護市において「市民投票推進協議会」が発足
- 6.8 日米両国政府は、ホノルル市内で開いた局長級の防衛協力小委員会で「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)見直しの中間報告を決定し公表した
- 6.11 岡本首相補佐官が金武町を訪ね、吉田町長らと会談した。吉田町長は、SACOの最終報告で平成10年3月までの全面返還が合意されたギンバル訓練場について、2001年の返還を求めた
- 6.13 海上ヘリポート建設問題で、那覇防衛施設局は県に対し、ポーリング調査のための海域使用申請を行った
県議会は臨時議会を開き、5月30日に発生したF-15イーグル戦闘機からの風防ガラス落下事故に対する抗議決議と意見書を全会一致で可決した
- 6.16 日米合同委員会は県道104号線越え実弾砲撃演習を7月から本土五道県の演習場で分散・実施することを正式合意した
- 6.24 衆議院外務委員会のメンバーが県庁を訪れ、米軍基地問題等について大田知事と意見交換を行った
- 6.25 キャンプ・ハンセン内の地下に埋設している油送管からディーゼルオイル1,900リットルが漏れているのが発見された
- 6.27 名護市民投票推進協議会(宮城康博代表)が名護市に対し、「名護市民投票条例制定請求」を行った
- 7.3 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土移転に伴う最初の訓練が山梨県の北富士演習場で始まった(～7月10日)
- 7.7 航空自衛隊と在日米軍による日米共同訓練が17日までの日程で始まった
- 7.8 名護市が名護市民投票推進協議会に対し、「名護市条例制定請求者代表者証明書」を交付し告示した。推進協議会は、これにより法定1か月以内の署名活動を開始した
- 7.14 「ヘリポートいらない名護市民の会」が県知事に対し、海上ヘリポート建設問題で公開質問状を提出した
- 7.22 那覇防衛施設局はキャンプ・シュワブ内の陸上部でのポーリング調査を開始した
- 7.23 衆議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会のメンバーが県庁を訪れ、吉元副知事らと米軍基地問題等について意見交換を行った
- 7.25 昭和47年5月15日の合同委員会関係文書のうち、平成9年3月25日に公表された沖縄の施設・区域の提供に関する文書(いわゆる「5.15メモ」)等以外の残りの文書10件が政府から公表された
- 7.28 地方分権推進委員会は、駐留軍用地強制使用手続きの機関委任事務を廃止し「国の直接執行事務」とするか、法律に基づき自治体に委託する「法定受託事務」とするかについて、大田知事から意見聴取を行った。知事は、「現行通り、県や市町村が関与できる仕

- 7.29 組みを残してほしい」と述べ、国の直接執行事務とすることに反対を表明した
大田知事は橋本総理大臣と会談し、普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設問題で、県としても「できることは協力する」との意向を伝えた
第六回沖縄政策協議会が開催
- 8.1 県は、キャンプ・シュワブ沖のボーリング調査について、申請者の那覇防衛施設局に対し正式に許可を通知した
平成8年12月12日に那覇空港で発生したエア・ニッポン機と航空自衛隊のF-4ファントム機が異常接近した事故で、運輸省は「空中衝突の危険性があった」としてニアミスと認定した
- 8.4 海上ヘリポート建設問題で、那覇防衛施設局はキャンプ・シュワブ沖でのボーリング調査に着手した
- 8.8 名護市民投票条例制定で、署名活動を展開していた名護市民投票推進協議会は署名活動を終了した
- 8.12 県と基地所在市町村等で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会が在日米軍沖縄地域調整官、那覇防衛施設局長等に対し、米軍基地問題の解決促進について要請した
県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、第五回公開審理を豊見城村立中央公民会で開いた
- 8.13 名護市投票推進協議会（宮城康博代表）が、名護市選挙管理委員会に市民投票条例の制定を求める19,734人の署名を提出した
那覇防衛施設局によるボーリング調査が開始された
- 8.15 在日米軍司令部は、日本国内の米海兵隊基地に貯蔵していた劣化ウラン弾をすべて撤去したと発表した
- 8.19 萩防衛施設庁長官が県庁で大田知事と会談し、大田知事は、基地問題の解決促進を要請
- 8.23 橋本総理大臣が日本青年会議所沖縄地区協議会での講演のため来県し、海上ヘリポート建設問題で「頭越しに特定の場所に押しつけるのではなく、地元の理解と協力で決定したい」と話した
- 8.25 在沖米国総領事にロバート S. ルーク氏が就任
県と基地所在市町村等で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会が内閣総理大臣、外務大臣、在日米軍司令官等に対し、米軍基地問題の解決促進について要請した（～26日）
- 8.27 名護市議会と党系議員17人は市民投票や地域振興策へ向けともに行動していくために、名護市活性化促進協議会（会長・安里進市議）が発足
- 9.2 地方分権推進委員会は、駐留軍用地の強制使用手続きについて、知事・市町村長が国に代わって処理している代理署名や土地明け渡しの代執行などを国の直接執行事務、収用委員会が行う審理・裁決を法律に基づいて自治体に委託する法定受託事務とする第三次勧告を橋本総理大臣に提出した
政府は閣僚会議で、久間防衛庁長官を本部長とする「普天間飛行場移設対策本部」を設置した
名護市選挙管理委員会は、名護市民投票推進協議会から提出されていた条例制定請求者署名簿の審査の結果、有効署名総数を17,539人と決定した
- 9.8 嘉手納飛行場周辺の住民が国を相手に、米軍機の夜間、早朝の飛行差し止めと損害賠償などを求めた「嘉手納基地爆音訴訟」の控訴審で、福岡高裁那覇支部は、嘉手納町や北谷町の三か所で騒音の状況などを調べる現場検証を実施した
- 9.9 普天間実施委員会（F I G）が外務省で開催
- 9.10 名護市選挙管理委員会は、署名簿の縦覧を終え、最終有効署名総数は17,539と決定した。無効数は2,196で、有効署名総数は全有権者の約46%となった
- 9.11 第二次橋本改造内閣が発足
- 9.16 名護市民投票推進協議会が名護市長に対し、名護市民投票条例の制定請求を行った
- 9.18 キャンプ・ハンセン内のレンジ2付近で火災が発生し約243,000㎡が焼失した
- 9.19 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土移転に伴う2回目の訓練が北海道の矢白別演習場で始まった（～28日）
沖縄政策協議会が開催
- 9.22 鈴木沖縄開発庁長官が来県して県庁に大田知事を訪ね、海上ヘリポート問題や振興策等について意見交換を行った
- 9.23 日米両国政府は、ニューヨークでの外務、防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会（2プラス2）で、新たな「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）を決定した
- 9.24 県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、第七回公開審理を沖縄市民会館で開いた
- 9.25 普天間飛行場返還に伴う海上ヘリポート建設の是非を問う名護市住民投票条例制定問題で、名護市長は開会中の名護市議会で「設問を四者択一とする」、「実施時期は、市長

- が議会の同意を得て」などとする原案修正の意見書を付けて条例案を提出した
- 9.29 第141臨時国会の衆院本会議で橋本総理大臣が所信表明演説を行い、「沖縄問題は引き続き内閣の最重要課題であり、普天間飛行場移設など米軍の施設・区域の整理・統合・縮小に取り組む」との考えを示した
- 9.30 政府の普天間飛行場移設対策本部は防衛庁で第二回本部会議を開き、栗原防衛政務次官を本部長とする現地対策本部の設置を決め発足した
- 10.2 普天間飛行場返還に伴う海上ヘリポート建設の是非を問う名護市住民投票条例制定問題で、与党側が提出した修正案を17対11の賛成多数で可決した。最後まで争点となった設問方法は地域振興や環境対策を絡めた四者択一方式となった
- 10.6 名護市は「名護市における米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票に関する条例」を公布した
- 政府の「普天間飛行場移設対策本部」の第一回現地対策本部会議が那覇防衛施設局で開催
- 10.8 「普天間飛行場移設対策本部」現地対策本部長の栗原政務次官が県庁に大田知事を訪ね、海上ヘリポート建設問題についての知事の協力を求めた
- 県と基地所在市町村等で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会が、内閣総理大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官に対し、土地の使用・収用に係る機関委任事務について、現行通り地方公共団体が関与できる制度にするよう求めた
- 10.9 平成8年2月に北中城村の国道330号で発生した米兵による交通死亡事故でその遺族が米兵を相手に約7千8百万円の損害賠償を求めた訴訟の口頭弁論が那覇地裁沖縄支部であり、双方の最終準備書面が陳述され結審した
- 10.13 普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設問題で、名護市議会議員21人が県庁に大田知事を訪ね、「全県的な立場から意思を明確にすべき」との意見書を手渡した
- 10.14 恩納通信所跡地の汚水処理槽の汚泥からPCBなどの有害物質が検出された問題で、県の又吉政策調整監は防衛施設庁に汚泥の早期除去を求めた
- 10.17 県議会は本会議を開き、吉元副知事の再任案を反対21対賛成20の反対多数で否決し、地方自治法上の必要な同意が得られず再任否決となった
- 那覇防衛施設局はキャンプ・シュワブ水域で実施していたボーリング調査をすべて終了したと発表
- 10.18 「海上ヘリ基地建設反対・平和と名護市制民主化を求める協議会」が発足
- 10.19 石垣港の南西約6.5キロメートル（竹富島南端から南約800メートル）の地点で、航行中の旅客船の船員により、米軍航空機（第5空母航空団第192戦闘攻撃航空隊のF A - 18ホーネット）の燃料タンクが発見され拾得された
- 10.22 県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、第八回公開審理を沖縄コンベンションセンターで開いた
- 10.25 小淵外務大臣が県庁に大田知事を訪ね、普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設問題について協力要請を行った
- 10.30 名護市の比嘉市長は臨時議会で、海上ヘリポート基地建設の是非を問う名護市民投票について、12月11日告示、12月21日投票とする旨表明した
- 11.5 久間防衛庁長官が来県し、沖縄県の大田知事、名護市の比嘉市長らと相次いで会談し、普天間飛行場の返還に伴う代替海上ヘリポート基地の基本案を提示した
- 11.7 橋本総理大臣と大田知事が国会内で普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設問題について会談した
- 沖縄政策協議会が開催
- 11.10 航空自衛隊第83航空隊所属のF - 4ファントム機が、那覇空港に着陸した際に車輪が破損し、滑走路中央付近の東側にずれた草地で停止した。これにより、1時間15分以上にわたって滑走路が閉鎖され、民間機の離発着に支障をきたした
- 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土転移に伴う3回目の訓練が宮城県の王城寺原演習場で始まった（～20日）
- 11.12 県は、那覇空港で発生した航空自衛隊F - 4ファントム機による車輪破損事故について、南西航空混成団司令に対し、事故原因の徹底究明と再発防止、原因究明までの同型機の飛行停止等について要請した
- 11.13 牧港補給地区内の倉庫で火災が発生し、次亜塩素酸カルシウムが燃焼した。一時、多くの隊員を避難させるなどの騒ぎが出た
- 11.15 村岡官房長官が県庁に大田知事を訪ね、米軍基地問題や産業振興策等について意見交換を行った
- 11.17 県は、牧港補給地区内の倉庫で発生した火災事故について、那覇防衛施設局長、特命全権大使、在日米海兵隊基地司令官、在沖米国総領事に対し、事故原因の徹底究明と関係機関への早期通報等について要請した
- 11.19 衆院沖縄・北方問題特別委員会は、「今後とも沖縄県民の意を体して、日米地位協定の

運用をはじめ、基地の整理・縮小に最大限の努力を傾注すべきである」などを内容とした沖縄問題の解決促進に関する決議を賛成多数で可決した

県は、那覇空港で発生した航空自衛隊F-4ファントム機による車輪破損事故について、防衛庁長官に対し、事故原因の徹底究明と再発防止、原因究明までの同型機の飛行停止等について要請した

- 11.21 政府主催の復帰25周年記念式典が宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで開催され、橋本総理大臣は、式辞で普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設について、「ぎりぎりの現実的な選択肢」と述べた
同記念式典出席のため来沖したトーマス・フォーリー駐日米国大使が県庁に大田知事を訪ね会談し、席上大田知事は、沖縄に存在する過重な米軍基地の実情を訴えた
- 12.1 ビーチクレスト 98が12月15日までの日程で始まった
- 12.2 県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、第九回公開審理を那覇市民会館で開いた
- 12.3 キャンプ・ハンセン内のレンジ5付近で火災が発生し約562,500㎡が焼失した
- 12.5 普天間飛行場移設現地対策本部は、キャンプ・シュワブ沖上空で、米軍ヘリ2機を実際に飛ばして住民に騒音を体験してもらう「騒音検証飛行」を行った
- 12.8 キャンプ・ハンセン内のレンジ8付近で火災が発生し約140,000㎡が焼失した
読谷村軍用地等地主会の代表が防衛庁長官、防衛施設庁長官に対し、瀬名波通信施設について、返還せず継続使用するよう要請した
- 12.11 名護市における米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票が告示された
- 12.16 大宜見村議会が「新たな海上ヘリ基地建設に反対する決議」を全会一致で採択した
- 12.18 津堅島訓練場水域において米空軍及び陸軍によるパラシュート降下訓練が実施された
- 12.21 名護市における米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票が行われ、条件付きを合わせた反対票が16,639票（52.85%）と条件付きを合わせた賛成票の14,267票（45.3%）を2,372票上回った。投票率は82.45%
大田知事は「住民投票の結果を重く受け止めるとともに、名護市の意向等も勘案し、県の総合的発展を図る観点から適切かつ慎重に対応していく」とのコメントを発表した
- 12.22 県議会は本会議を開き、吉元政矩氏の副知事再任案が、賛成21票、反対16票、白票8で、地方自治法上の必要な同意が得られず再び否決された
- 12.24 普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート基地建設問題で、比嘉名護市長は首相官邸で橋本総理大臣と会談し、海上ヘリポート基地建設を受け入れる考えを表明した。同時に、市長辞任の意向を伝えた
橋本総理大臣と大田知事の会談が行われ、席上橋本総理は、重ねて海上ヘリポート基地建設の受け入れを要請した。これに対し大田知事は、意見集約するためにもう少し時間をかけたいと述べた
海上ヘリ基地建設反対・平和と名護市制民主化を求める協議会と県議会の与党五会派の代表らが県に大田知事を訪ね、市民投票で示された民意を尊重し、海上ヘリポート建設を拒否するよう求めた
- 12.25 比嘉名護市長が海上ヘリポート基地建設の受け入れを正式に表明するとともに、名護市議会議長に対し辞表を提出した
- 12.26 平成8年2月に北中城村の国道330号で発生した米兵による交通死亡事故でその遺族が米兵を相手に約7千8百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が那覇地裁沖縄支部で言い渡され、米兵に対し総額3,660万円の支払いを命じた
県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、第十回公開審理を沖縄コンベンションセンターで開いた
- 12.30 名護市選挙管理委員会は、名護市長選挙を平成10年2月1日告示、2月8日投開票と決めた
在沖米空軍が津堅島訓練場水域において事前通報なしに演習を実施した

平成10年（1998年）

- 1.6 県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、土地収用法に基づく基地立ち入り調査を実施した（～9日）
- 1.8 平成8年2月に北中城村の国道330号で発生した米兵による交通死亡事故で那覇地裁沖縄支部が被告の米兵に総額3,660万円の損害賠償の支払いを命じた訴訟で、原告、被告双方ともに、控訴期限のこの日までに控訴しなかった
- 1.9 県議会の野党連絡会議が県庁に大田知事を訪ね、海上ヘリポート基地建設問題について早急に決断を下すよう要請した
- 1.12 県の招請により、米外交問題評議会主任研究員マイケル・グリーン氏が来県
- 1.13 35の市民団体が構成する「海上ヘリ基地に反対する市民団体連絡協議会」のメンバーが県庁に大田知事を訪ね、建設拒否を早急に表明するよう要請した

- 1 . 16 嘉手納飛行場周辺の住民が国を相手に、米軍機の夜間、早朝の飛行差し止めと損害賠償などを求めた「嘉手納基地爆音訴訟」の控訴審は福岡高裁那覇支部で口頭弁論を開き、双方が最終準備書面を陳述して結審した
- 1 . 20 コーエン米国防長官が来日、小淵外務大臣、久間防衛庁長官と会談し、新たな「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）に基づく日米間の「共同計画検討委員会」（BPC）の新設を正式に決めた。また、SACOの最終報告を着実に実施することを再確認した
- 1 . 21 比嘉前名護市長が海上ヘリポート基地建設受け入れを表明したことで「精神的苦痛を受けた」として、市民504人が比嘉前市長と名護市を相手に原告1人当たり1万円を支払うよう求めた損害賠償請求訴訟を那覇地裁名護支部に起こした
- 1 . 21 橋本総理大臣は衆議院予算委員会で、普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート基地建設問題について、政府が提案している名護市のキャンプ・シュワブ沖での建設計画を変更する考えがないことを示した
- 1 . 23 平成8年1月に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通死亡事故で、米軍が日米地位協定に基づき、那覇防衛施設局を通じて遺族側に約2,500万円の「見舞金」を提示
- 1 . 26 西原町議会は臨時議会を開き、新たな海上ヘリ基地建設に反対する決議と意見書を賛成多数で可決した
- 1 . 27 県議会は臨時議会を開き、宮平洋出納長を副知事に、山内徳信読谷村長を後任の出納長に起用する人事案件を賛成多数で可決した
- 1 . 28 県の新副知事に宮平洋前出納長、後任の出納長に山内徳信前読谷村長が就任し、新三役体制がスタート
- 1 . 29 県収用委員会は、米軍用地の地主約3千人を対象とした強制使用手続きで、第11回公開審理を沖縄市民会館で開き、地主側が総括的な意見陳述を行った
- 1 . 30 平成8年1月に北谷町の国道58号で発生した米兵による交通死亡事故で、米軍が日米地位協定に基づき、那覇防衛施設局を通じて遺族側に約2,500万円の「見舞金」を提示した件で、遺族側は示談書に署名した
- 2 . 1 普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート基地建設受け入れを表明した比嘉前市長の辞任に伴う名護市長選挙が告示され、前県議の玉城義和氏、前市助役の岸本建男氏、政治団体役員の辻山清氏の3人が届け出た
- 2 . 4 米経済戦略研究所のスティーン・クレモンス副所長が来県し、2月7日までの日程で、県内の米軍基地視察や大田知事との会談等を行った
- 2 . 6 大田知事は県庁内で記者会見を開き、普天間飛行場の返還に伴う代替基地として政府が提示した海上ヘリポート基地建設について、「受け入れることはできないと判断するに至った」と正式に反対を表明した
- 最終決断の理由として、名護市民投票で建設反対が多数を占めた、県議会も全会一致で県内移設反対の決議をした、市町村など県内諸団体からの意見聴取でも建設反対が多数を占めた、県自然環境保全審議会が建設予定海域は厳正保護を図るべき最も高い区域であると答申した、海上ヘリポート基地建設に反対する県民の意思は県政運営の基本理念に合致するを挙げた
- 2 . 8 比嘉前市長の辞任に伴う名護市長選挙が行われ、海上ヘリポート基地建設の賛成派が推す岸本建男氏が初当選した
- 2 . 9 大田知事は定例記者懇談会で、名護市長選挙の結果で海上ヘリポート基地建設問題に対する県の基本方針が変わることはないとの考えを示した
- 2 . 10 宜野湾市商工会（津波保光会長）は同市商工会館で会見し、「普天間飛行場返還に伴うヘリポート建設は、基地の整理縮小の第一歩」だとして、海上基地反対を表明している大田知事に再考を要望した
- 外務省の原島秀毅沖縄大使は定例記者懇談で、「三者協で協議する際の（互いの）権限の問題があり、議題の取り上げ方や範囲に関係者の間で相違がある」ことなどを挙げ、県が活性化を強く求めている三者協の再開作業が難航していることを明らかにした
- 2 . 12 キャンプ・ハンセン内のレンジ5付近で火災が発生した
- 2 . 13 伊是名村が場外離発着場を建設し軽飛行機の運行を計画している件で、在沖米海兵隊は運行を予定している航空会社・エアードルフィンに、伊江島補助飛行場訓練空域の飛行を許可した
- 特別自由貿易地域（FTZ）制度の創設を柱とした沖縄振興開発特別措置法（沖振法）の改正案が閣議決定を経て国会に提出された
- 2 . 14 伊良部町の下地島空港に、米軍の輸送機（DC-9型）が悪天候のため緊急着陸した
- 2 . 16 橋本龍太郎首相は衆議院本会議での施政方針演説で、海上基地建設に向けて大田昌秀知事の理解を求める考えを示した
- 35団体で構成する海上基地建設に反対する市民団体連絡協議会の金城睦世話人らメンバーは県庁で会見し、普天間飛行場の早期無条件全面返還と大衆運動の再構築を求める声

- 明を公表した
- 2 . 17 沖縄戦に参戦した元兵士やその家族が来沖し慰霊祭を行った
- 2 . 19 宮平洋副知事、山内徳信出納長らは首相官邸に古川貞二郎官房副長官を訪ね、米軍普天間飛行場の代替海上基地建設に大田昌秀知事が反対を表明したことについて、その経緯や理由などを正式に説明した
- 2 . 20 自治労は、県庁で琉球諸島特別自治制構想などを盛り込んだ沖縄政策提言を公表し、宮平洋副知事に手渡した
反戦地主会および同会弁護士は、国側裁決申請の全面却下を求める意見書を県収用委員会に提出した
- 2 . 26 日米両政府は都内で日米合同委員会を開き、沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）最終報告に盛り込まれていた米軍嘉手納飛行場の北側に設置する遮音壁を日本側の負担で建設することで合意した
- 2 . 26 金武町のキャンプ・ハンセン内で金武町主催による植樹祭が日米関係者を招いて行われた
- 3 . 2 キャンプ・ハンセン内のレンジ５付近で山火事が発生した
- 3 . 3 核廃絶と軍縮を訴える「３．１ピキニデー県集会」（沖縄平和センター主催）があり、労組委員らが参加しピキニデーアピールを採択するなど、反核への誓いを新たにした
全駐労沖縄地区本部の玉城清委員長らが県議会と党連絡会の伊波栄徳会長ら代表を訪ね、基地の整理縮小に伴う基地労働者の雇用対策を推進するよう要請した
金武町のギンバル訓練場で、民間業者が米軍の許可を得て、赤土流出を防止するためにヘリコプターからリュウキュウマツ、ヨモギなどの植物の種子を散布した
米会計検査院は、沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）最終報告に関する調査報告書を公表し、普天間飛行場に代わる三つの海上基地構想には、技術上、環境上の「問題点が多い」と疑問を表明した
- 3 . 5 沖縄平和運動センターの山川勇副議長らは県庁を訪ね、県として日米新ガイドラインに関連する法整備や港湾施設などの利用に反対するよう要請した
1996年１月に北谷町で米兵運転の乗用車に母子三人がはねられて死亡した事故で、日本政府は、裁判の判決の金額と米軍が支払う見舞金との差額に当たる約3,700万円を支払った。沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）の合意事項が初めて適用された
- 3 . 9 名護市議会三月定例会の施政方針演説で「海上基地は知事結論に従う」と述べた
- 3 . 10 沖縄問題担当の岡本行夫首相補佐官が退任した
- 3 . 11 航空自衛隊は空白那覇救難隊に救難捜索機Ｕ－125Ａを配備した
那覇防衛施設局は、恩納通信所跡地内の汚水処理槽から検出されたＰＣＢ、ひ素など有毒物質を航空自衛隊恩納分屯基地内に搬送したことを明らかにした
自民党県連は、海上基地問題で県が意見聴取した84団体の意見内容の開示を求め、関係公文書の公開請求を行った
- 3 . 12 守屋武昌防衛審議官ら政府高官と大田昌秀知事ら県側との意見交換会が県庁で行われた
日米両政府は外務省で合同委員会を開き、浦添市の米陸軍工兵隊事務所（約45,000㎡）の返還を合意した
- 3 . 13 日米両政府は、外交、防衛当局による日米安保高級事務レベル協議（ＳＳＣ）下の審議官級会合と防衛協力小委員会（ＳＤＣ）代理会合を外務省で開き、海上基地建設での協力を確認した
- 3 . 17 未契約軍用地の強制使用手続きに関連して、県収用委員会は読谷村の楚辺通信所の一部土地の損失補償金の裁決申請に基づく公開審理を県庁で行った
- 3 . 23 自民党県連が海上基地問題で県が意見聴取した84団体の意見内容の開示を求める公開請求を行っていた件で、県基地対策室は、県庁で自民党県連の嘉数昇明会長らに対し、関係公文書の一部を公開する決定を通知した
- 3 . 24 海上基地の押し付けに反対し、普天間基地の無条件全面返還と海兵隊削減を求める県民大会（主催・同実行委員会）が那覇市の与儀公園で行われた
- 3 . 24 平成9年9月6日にタクシー運転手から現金を奪おうとしてけがをさせたなどとして強盗致傷の罪に問われた二人の米兵の判決公判が那覇地裁であり、両被告に実刑判決が言い渡された
- 3 . 25 米軍用地の強制使用手続き問題で、反戦地主会、同会弁護士は県収用委員会に対し、使用裁決手続きの対象となっている嘉手納飛行場など13施設に対する使用認定に無効、もしくは違法が存在するとの意見書を提出した
- 3 . 25 キャンプ・ハンセン内のレンジ８で火災が発生した
- 3 . 26 嘉手納基地から発生する夜間、深夜の爆音被害に対し、嘉手納町議会は「爆音被害の抜本的解消を求める」抗議決議と意見書を全会一致で可決した
国土づくりの基本となる全国総合開発計画「二世紀の国土のグランドデザイン」の政府案がまとまった。新たな全国総合開発計画は二つの特定課題として、「首都機能と東

- 京問題」と「基地問題を抱える沖縄の振興」を挙げた
- 3.27 宮平洋副知事は官邸に古川貞二郎官房副長官を訪ね、海上基地建設問題で意見を交換
荻次郎防衛施設庁長官は記者会見で、沖縄に関する日米特別行動委員会（SACO）最終報告で本年度末までの返還が合意された米軍ギンバル訓練場について、地元の反対を理由に年度末までの返還を断念し、返還が当面凍結されることを明らかにした
- 3.30 特別自由貿易地域（FTZ）制度の創設などを盛り込んだ沖縄振興開発特別措置法（沖振法）改正案が参院本会議で可決、成立した
- 3.31 キャンプ・ハンセン内のレンジ7（恩納村側）で火災が発生した
1995年5月に宜野湾市内のアパートで米兵が女性の顔面などをハンマーで殴って殺害した事件で、日本政府は損害賠償訴訟判決の認定額約7,900万円と米国政府が支払う約4,730万円の差額約3,160万円を遺族側に支払った。交通事故以外での差額補てんは今回が初めて
名護市議会は「海上ヘリ基地建設予定海域内の自然環境調査に関する要請決議」を全会一致で可決した
- 4.1 県軍用地等地主会連合会の新会長に前沖縄市軍用地主会長の喜屋武茂氏が就任した
- 4.2 宮平洋副知事は、改正沖縄振興開発特別措置法（沖振法）の謝意を伝えるため、村岡兼造官房長官ら政府関係者や自民党の加藤紘一幹事長ら与党幹部を訪ねた
防衛庁の秋山昌広事務次官は米国防総省でコーエン国防長官、スローコム国防次官（政策担当）らと会談し、在日米軍普天間飛行場の代替基地について、海上ヘリ基地が「最善の方策」との見解で一致し当初計画を貫く方針を確認
- 4.3 那覇商工会議所は那覇港湾施設（那覇軍港）について、同軍港の機能を浦添地先に移設し軍民共同利用によって返還促進を図る構想を発表
- 4.4 新ガイドライン・有事立法の阻止を目指す「4.4百万人署名運動全国集会」が東京で開かれた
- 4.7 沖縄県は沖縄に関する特別行動委員会（SACO）で返還合意している国頭村の安波訓練場の返還に伴う陸水域の追加提供を認める回答を那覇防衛施設局などに通知した
米軍用地強制使用手続きで、那覇防衛施設局が地主を取り違え県収用委員会が平成9年5月に下した却下裁決について、建設省は施設局の不服審査請求を認め、県収用委の処分を取り消す裁決を出した
- 4.9 日米合同委員会が外務省で開かれ、米軍安波訓練場の全面返還と北部訓練場の海への出入りのための陸水域の追加提供に合意した
1998年度最初の在沖米軍による本土移転の実弾砲撃訓練が山梨県の北富士演習場で始まった（～21日）
- 4.13 米軍海上ヘリ基地の建設候補地の名護市議회가、県に対しジュゴンやウミガメの生態調査と周辺海域の環境調査を実施するよう要請した
- 4.14 大田昌秀知事は、在沖海兵隊基地を視察中のチャールズ・クルーラック海兵隊総司令官をキャンプ・パトラーに訪ね会談した
- 4.15 外務省は北米局日米安保課内に日米地位協定室を新設した
- 4.17 キャンプ・ハンセン演習場EOD（廃弾処理区域）1付近で原野火災が発生した
外務省沖縄事務所が制作していた「在沖米軍兵士教育ビデオ」が完成し、米軍キャンプ・パトラーで試写会を兼ねたビデオの引き渡し式が行われた
キャンプ桑江内の伊平地域に北谷町役場が完成した。新庁舎の落成式典が行われた
在沖米軍用地の強制使用手続きで、改正特措法による暫定使用が続いている13施設の契約拒否地主の土地をめぐる、那覇防衛施設局は供託手続きを那覇法務局に行った
県・市町村行政連絡会議で基地問題に触れた大田昌秀知事は、「名護市民投票で、海上ヘリポート建設案が市民の理解を得られなかったことから明らかなように、県内移設を前提とする整理縮小は極めて困難」と明言した
- 4.24 宮平洋副知事は、普天間飛行場の返還問題について関係省庁の審議官と総理府で協議し、その後首相官邸で古川貞二郎官房副長官と意見交換した
- 4.28 名護市の住民投票で出た結果に反して比嘉鉄也前市長が海上ヘリの受け入れを表明した問題で、名護市の有権者が前市長と名護市当局を提訴した「ヘリ基地反対名護市民投票裁判」の第1回公判が那覇地裁で開かれた
日米防衛協力のための指針（ガイドライン）に基づく周辺事態（有事）措置法案が閣議決定した
- 4.29 キャンプ・ハンセン内のレンジ2付近で火災が発生した
- 4.30 全駐労沖縄地区本部の玉城清委員長らは、県に基地の整理縮小に伴う基地労働者の雇用対策や能力開発、関連施設の充実・新設など、県の施策として積極的に国に訴えるよう要請した
- 5.1 久間章生防衛庁長官は中国を訪問した（～5日）。防衛庁長官の訪中は11年ぶり
嘉手納町が運営する高等教育機関・町立嘉手納外語塾の開塾式と第一回入学式が行われ

- た。外語塾は町の基本構想を踏まえ、米軍基地を抱える自治体に交付される基地関連経費傾斜配分金を利用して全国で初めて設立した
- 嘉手納町は21世紀のまちづくりに協力、助言、参加する人的資源の活用を図る全国で初めての「町友制度」を発足させ、第一号の認定者に岡本行夫元首相補佐官を認定した
- 5 . 2 鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾実射事件で米軍は昨年に続き二度目の調査を実施し、劣化ウラン弾6個破片3個を回収した
- 鈴木宗男北海道・沖縄開発庁長官は、米国防総省でコーエン国防長官、キャンベル国防副次官補と会談し、那覇軍港の一部2.1ヘクタールを無条件で先行返還するよう要請
- 5 . 3 県選出の上原康助衆議院議員（社民）は、超党派の日中友好議員連盟訪中団（衆参両院から13人）の一員として中国、北京を訪問した（～6日）
- 5 . 7 宮平洋副知事らは外務省、防衛庁、首相官邸、駐日米大使館などに、普天間飛行場の早期返還や在沖米軍の削減などを要請した
- 金武町の吉田勝広町長は米政府などに対し、ギンバル訓練場のヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）をキャンプ・ハンセン内へ移設することを求める方針を明らかにした
- 5 . 8 県文化環境部は「嘉手納・普天間基地周辺の航空機騒音健康影響調査」の結果を発表
- 5 . 9 米軍普天間飛行場の県内移設に反対する県内の女性たちでつくる「心に届け女たちの声ネットワーク」の120人が、東京・銀座から日比谷公園まで道ジュネー（パレード）を展開し、沖縄からの米軍基地撤去を訴えた
- 社民党の上原康助衆議院議員は、県民各層の意見を集約し、超党派的立場で基地問題解決、沖縄振興策の前進に取り組む「未来21・沖縄」政策研究会を発足させるとともに、「沖縄もう一つの選択」をテーマに同研究会主催のシンポジウムを開いた
- 5 . 10 長崎県の佐世保基地を拠点にしている米海軍第7艦隊の掃海艇「ガーディアン」が、勝連町のホワイト・ビーチで県内で初めて一般公開された
- 5 . 11 那覇市の北約160キロの海上に航空自衛隊のF-4戦闘機が墜落したが、パイロット二人は緊急脱出した
- 5 . 12 大田昌秀知事は駐日米国大使館と在日米軍司令部を訪ね、普天間飛行場の早期返還や在沖米海兵隊の兵力削減などの訪米要請行動の内容について説明するとともに、米政府の協力を求めた
- 嘉手納町議会の田場盛文議長らは古川貞二郎官房副長官や外務省の田中信明北米局審議官らを訪ね、米軍嘉手納飛行場に関する「騒音防止協定」の厳守などを求めた「爆音被害の抜本的解消を求める意見書」を提出した
- 1995年5月に宜野湾市のアパートで米兵が女性の顔面などをハンマーで殴って殺害した事件で、米政府は遺族に対して「見舞金」として約4,728万円を那覇防衛施設局を経由して2回に分けて支払った
- 5 . 13 沖縄の米軍基地撤退を考える国際シンポジウム「平和と環境」（主催・沖縄平和環境網）が宜野湾市で行われた
- 5 . 15 大田昌秀知事は、海兵隊削減や基地の県外移設などを米政府や連邦議会に訴える7度目の訪米要請に出発した。30日に帰任した
- 本土復帰から26周年を迎えた
- 5 . 17 普天間飛行場の無条件返還などを訴える包囲行動が、宜野湾市の普天間飛行場周辺で実施された
- 鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾実射問題で、科学技術庁と外務省は鳥島周辺海域の環境調査を実施し、18日から19日まで久米島の環境影響調査を行った。昨年に引き続き2度目
- 5 . 19 県収用委員会は4施設13筆の却下を含む強制使用裁決を行った
- 5 . 20 嘉手納基地内で航空機事故を想定した大がかりな消火訓練が行われた
- 5 . 22 在沖米軍嘉手納基地周辺の6市町村の住民906人が、米軍機の夜間飛行差し止めと爆音被害に対する過去、将来分の損害賠償などを国に求めた「嘉手納爆音訴訟」の控訴審判決が福岡高裁那覇支部で言い渡された
- 5 . 22 那覇軍港の港湾機能の一部移設を認める「浦添市西海岸開発構想」が、浦添商工会議所・西海岸開発促進委員会から上地啓右同会議所会頭に答申した
- 沖縄・一坪反戦地主会関東ブロックの上原成信代表らは防衛施設庁を訪ね、県収用委員会が米軍嘉手納飛行場内の土地などで強制使用を認めない却下裁決を下したことに関し、那覇防衛施設局が建設省への不服審査請求を断念して土地を明け渡すよう求めた要請書を提出した
- 5 . 26 那覇軍港内の一部土地返還と共同使用に関連して、県は自由貿易地に接する一部土地の共同使用で国の方針を了承し、県としても協力していく考えを示した文書を沖縄総合事務局に提出した
- 5 . 27 北谷町の辺土名朝一町長は、那覇防衛施設局などに騒音協定を順守し騒音を減らすよう要請した

- 5 . 28 金武町金武の国道329号で、那覇向けに進行中の米軍大型輸送車からエンジンオイルが漏れ出す事故が発生した
- 5 . 29 在沖米軍が嘉手納基地内でパラシュート降下訓練を実施すると非公式に伝えて来たことを受け、北谷町、嘉手納町、沖縄市の三者は「三連協」幹事会を開催した
統一連の比嘉正夫議長らは県を訪ね、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練について、県が県民の先頭に立って訓練反対に取り組むよう求めた
- 5 . 30 米陸軍第一特殊部隊（グリーンベレー）を中心とした在沖米軍は、県や周辺自治体、平和団体の抗議や中止要請を無視し、パラシュート降下訓練を実施した
三連協は訓練の強行に抗議し、即時中止を求め、嘉手納飛行場の基地機能の強化に断固反対するとの見解を示した
自民党県連の嘉数昇明会長らは県議会内で、在沖米軍がパラシュート降下訓練を実施したことについて抗議声明を発表した
- 6 . 1 嘉手納飛行場で実施されたパラシュート降下訓練で、自民党県連は那覇防衛施設局などに対し、訓練に抗議し、今後嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう求めた
嘉手納町議会は嘉手納飛行場で実施されたパラシュート降下訓練に対して臨時議会を開き、意見書と抗議書を全会一致で可決した。同日午後那覇防衛施設局などに要請した重国籍児の保護者らで組織するアメリカンの教育権を考える会は、保護者の自主運営による学校、アメリカンスクール・イン・オキナワを開校した
- 6 . 2 沖縄市、北谷町、嘉手納町の三市町村で構成する「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」は在日米軍沖縄事務所を訪ね、「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に対する抗議」文書を手渡した
北谷町議会は臨時議会を開き、「嘉手納基地における米軍のパラシュート降下訓練に対する抗議決議」を全会一致で可決した
嘉手納基地航空機騒音の削減について、辺土名朝一北谷町長は在沖空軍第18支援群を訪ね、「騒音防止協定」を順守するよう要請した
連合沖縄は、臨時執行委員会で米軍のパラシュート降下訓練に抗議するとともに、訓練計画の中止を強く求めることを決議した
社大党の島袋宗康委員長らは外務省沖縄事務所などを訪ね、嘉手納飛行場で実施されたパラシュート降下訓練に対し、この種の訓練を行わないよう強く求めた
- 6 . 3 沖縄市、北谷町、嘉手納町の三市町で構成する嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会は外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局に対し、嘉手納飛行場で実施された陸軍グリーンベレーによるパラシュート降下訓練に抗議するとともに、訓練の即時中止を強く求めた。同日、首相官邸なども訪ね、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の即時中止を要請
- 6 . 4 県環境保全室は1997年度に測定した普天間飛行場周辺の騒音データをまとめた
嘉手納基地爆音訴訟で、被告の国は最高裁に上告しないと発表した
公明沖縄は、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練を実施した問題について外務省沖縄事務所などを訪ね、強く抗議するとともに、即時中止を米軍に申し入れるよう求めた
- 6 . 5 名護市の岸本建男市長は沖縄開発庁に鈴木宗男長官を訪ね、市や本島北部地域の振興策への尽力を求めた要請書を提出した
嘉手納爆音訴訟で、原告と弁護士は最高裁への上告を断念したと発表した
- 6 . 8 北谷町議会の与儀朝祺議長らが那覇防衛施設局などを訪ね、嘉手納飛行場であった米軍のパラシュート降下訓練に対する抗議決議を手渡し、訓練の中止を求めた
- 6 . 9 県議会の米軍基地関係特別委員会は委員会を開き、嘉手納飛行場であったパラシュート降下訓練についての抗議決議案と意見書案を全会一致で可決した
- 6 . 12 米兵による少女乱暴事件で、被害者側と米政府の間で3月に示談が成立していたことが分った
1995年6月に北中城村の県道81号線で酒気帯びの米兵がハンドル操作を誤り対向車線に進入、進行中の軽乗用車と衝突し、死亡させた事故で、被害者の遺族が被告を相手取り、約7,509万円の損害支払いを求める訴訟を那覇地裁に起こした
- 6 . 15 大田昌秀知事が秋の県知事選への3選出馬を表明した
在沖米軍基地の環境浄化の在り方を探る県の研究会が発足した
- 6 . 17 米軍用地強制使用手続きで、那覇防衛施設局は県収用委員会が下した却下裁決の取り消しを求める審査請求を建設大臣に申し立てた
大田昌秀知事を支持する政党、労組団体などが主催する「大田知事基地問題訪米報告会」が宜野湾市民会館で開かれた
- 6 . 18 浦添市議会の6月定例会は最終本会議を開き、「嘉手納基地における米軍のパラシュート降下訓練に対する抗議決議」を全会一致で可決した
- 6 . 19 6月定例会県議会が開催され、「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議・意見書」を全会一致で可決した

- 政府の「沖縄米軍基地所在市町村に関する有識者懇談会」は、第3回会合を首相官邸で開いた
- 6.23 県議会要請団が日米の関係機関を訪ね、嘉手納飛行場で実施された米陸軍特殊部隊と空軍による合同パラシュート降下訓練に抗議するとともに、二度と同飛行場で降下訓練を行わないよう申し入れた
- 6.24 浦添商工会議所は、議員総会で那覇軍港の機能の一部移設を認める「浦添市の西海岸開発促進のための提言」を正式に機関として承認した
- 6.29 那覇商工会議所は1998年度通常議員総会を開き、那覇軍港の当面の移転先として浦添沖を想定するとして那覇港ハブ港湾整備構想調査報告書を承認した
- 7.1 航空自衛隊那覇基地所属のP4ジェット練習機が訓練中に那覇空港に緊急着陸した
浦添商工会議所は浦添市西海岸開発を促進するため、那覇軍港の浦添ふ頭地先への移設などを盛り込んだ提言書をまとめ、宮城健一浦添市長に対し、提言内容の早期実現を要請した
- 7.4 嘉手納、普天間飛行場周辺の40歳未満の住民を対象とする県の航空機騒音健康影響調査の一環として聴力検査が行われた
- 7.7 浦添商工会議所は「浦添市西海岸開発促進のための提言」実現を求め、浦添市議会に要請した
- 7.8 名護市議会は臨時議会を開き、「キャンプ・ハンセン米軍用地の一部細切れ返還に反対する決議および意見書」を全会一致で可決した
- 7.9 沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会（島田懇）提言に基づく有識者懇談会作業部会は嘉手納町と沖縄市でそれぞれ特別セッションを開き、自治体側と意見交換をした
- 7.10 1996年2月に北中城村の国道330号で米兵車両と海老原鉄平さん運転のバイクが衝突し亡くなった事故で、米政府は那覇防衛施設局を通じて示談金約556万円を提示した
- 7.14 名護市議会の代表者らは那覇防衛施設局などを訪ね、キャンプ・ハンセン米軍用地の一部細切れ返還に反対する要請を行なった
- 7.15 在沖米軍基地の環境浄化対策の在り方を考える県の「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」の第1回会合が県庁で開かれた
- 7.17 米軍が鳥島射撃場で劣化ウラン弾1,520発を誤使用した事件で、科学技術庁原子力安全局は県に対し、今年5月に実施した鳥島周辺海域と久米島の環境調査結果を報告した
- 7.20 米軍用地強制使用裁決で県収用委員会が下した4施設・13筆の地籍不明地での使用申請却下を不服とした那覇防衛施設局の審査請求で、建設相は県収用委員会に対し、8月10日までに弁明書を提出するよう通知した
- 7.21 勝連町議会の松井正俊議長らは県庁を訪ね、米原子力潜水艦「ジェファーソンシティー」のホワイト・ビーチ寄港に反対する意見書を手渡した
- 7.22 今年12月末までの返還が予定されている米軍嘉手納弾薬庫の南西隅部分（読谷村牧原）と国道58号東側沿線部分（同村大湾、比謝）の地主を対象にした那覇防衛施設局の事前説明会が、読谷村中央公民館で開かれた
衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会（沖特委）の前田武志委員長ら9人は、沖縄振興開発計画の実施状況などを調査するため来県した
- 7.23 沖縄県軍用地等地主連合会の「返還軍用地の跡地利用に関する調査研究委員会」は、軍転特措法の問題点と条文見直しの必要性に関する報告書をまとめ、喜屋武茂会長に答申した
海上ヘリ基地建設反対・平和と名護市政民主化を求める協議会などは、久間章生防衛庁長官が「住民投票は衆愚政治」などと発言したことに対し、那覇防衛施設局に抗議文を提出した
- 7.24 宜野座村のキャンプ・ハンセン内でUH-1ヘリコプターが着陸に失敗し大破した
キャンプ・ハンセンの一部返還に反対する名護市の関係9区の区長は那覇防衛施設局を訪ね、跡地利用計画の伴わない返還は字行政に混乱をもたらすとして継続使用を求めた
キャンプ・ハンセン内であった米軍ヘリ事故で、宜野座村の浦崎康克村長は那覇防衛施設局を訪れ、事故の発生と通報の遅れを抗議した
- 7.27 キャンプ・ハンセン内で起きたヘリコプター事故で、日本共産党県委員会は那覇防衛施設局に対し強く抗議するとともに、事故原因の究明と訓練中止を求めた
キャンプ・ハンセン内で発生したヘリコプター墜落に対し、宜野座村議会は臨時議会を開き、「ヘリ離着陸訓練の即時中止」「事故原因の速やかな究明と公表」などを求める抗議決議などを全会一致で可決した
- 7.28 那覇空港の沖合約160キロの地点に、5月11日に訓練中に墜落した航空自衛隊那覇基地所属のF-4戦闘機を捜索、回収する作業船が那覇港を出航した
那覇大綱挽保存会は在沖米陸軍司令部を訪れ、米軍側からの協定書に同意し提出した
- 7.29 米軍工兵隊事務所のトリイ通信施設への移設計画に対し、地元楚辺区の比嘉恒倫区長らは同基地を訪れ、計画の中止と撤回を求めた

- 7.30 小淵内閣が発足
県議会の米軍基地関係特別委員会は、キャンプ・ハンセン内で起きた米軍ヘリ墜落事故について、事故への抗議決議と意見書を本会議に提出することを全会一致で決めた
- 8.3 キャンプ・ハンセン内で発生した米軍ヘリの墜落事故で県議会は臨時議会を開き、「米軍UH-1N型ヘリコプター墜落事故に関する意見書・抗議決議」を全会一致で可決
日米新安保ガイドラインと有事立法に反対する百万人署名運動沖縄連絡会のメンバーが県に対し、県民の生命・財産を守る立場から新ガイドラインと関連法案に反対を表明するよう要請した
- 8.4 キャンプ・ハンセン演習場のレンジ4付近で原野火災が発生した
- 8.10 米軍用地強制使用裁決で県収用委員会は、同委員会の採決を不服とした那覇防衛施設局の審査請求の棄却を求める建設相あての弁明書を送付した
沖縄県退職教職員会は県を訪ね、米軍基地撤去と軍事演習の反対について要請した
- 8.11 沖縄米軍基地所在市町村に関する有識者懇談会（島田懇）で示された市町村のプロジェクトを後押しする県の「米軍基地所在市町村活性化プロジェクトチーム」の本年度第一回調整会議が県庁で開かれた
勝連町のホワイト・ビーチ軍港で、米海軍第7艦隊所属の駆逐艦「クッシング」内で事故があり、乗組員1人が死亡した
- 8.20 県収用委員会から米軍用地の使用申請を却下された那覇防衛施設局が、建設大臣に裁決取り消しを求める不服審査請求をしたことを受け、一坪反戦地主など三団体は建設省を訪れ請求の却下を要請した
- 8.24 嘉手納基地内の「ため池」へのPCB入り変圧器油の投棄問題で、沖縄平和運動センターは外務省沖縄事務所を訪ね、徹底した事実究明と浄化措置を求める要請を行った
県の栗国正昭知事公室長らは、嘉手納基地でのPCBの投棄問題について嘉手納基地広報局を訪ね、事実関係の確認と現場やPCBの保管施設への立入視察を求めた
- 8.26 米軍嘉手納基地内の「ため池」にPCB入りの油が投棄されていた問題で、嘉手納町議会は臨時議会を開き、「嘉手納マリーナ付近へのPCBを含む廃油の投棄に関する真相究明を求める」意見書と決議書を全会一致で可決した
- 8.27 在日米軍が鳥島の射爆撃場を劣化ウラン弾を誤射した問題で、科学技術庁は鳥島周辺や久米島への劣化ウランの影響は認められないとする調査報告書をまとめた
米軍嘉手納基地の洗機場から飛散する洗浄水で嘉手納町屋良の住民がかゆみや湿疹の症状を訴えている問題について、県は大城貴代子文化環境部長らを緊急の現場施設に派遣した
キャンプ・キンザー内の車両整備工場内の洗浄污水が油水分離槽を通さずに排水溝に垂れ流されている問題で、浦添市は北中城村キャンプ・パトラー在沖米海兵隊外交政策部（G5）を訪ね、同基地内への立入調査の許可を求めた文書を提出した
- 8.30 キャンプ・ハンセン内でのUH-1ヘリコプターが墜落した事故を受けて、宜野座村福山区は公民館前広場で抗議の区民総決起大会を開いた
- 8.31 在日米軍司令部から防衛庁に、朝鮮民主主義人民共和国が日本海に向けて弾道ミサイル1発を発射したとの情報が入った
在沖米海兵隊は、金武町の海兵隊キャンプ・ハンセン演習場南部に位置するレンジ2で、「火災再発防止のため」の野焼きを行った
宮城篤実嘉手納町長は、「嘉手納マリーナ付近へのPCB投棄問題の真相究明」と「嘉手納飛行場の航空機洗機場の撤去を求める」要請書を手渡した
- 9.1 県下水道管理事務所は、キャンプ・キンザー内の車両整備工場で洗浄污水が油水分離層を通さずに排水溝に垂れ流されている問題で、調査のため基地内への立入を求める許可申請を行った
宮平洋副知事や辺土名朝一北谷町長ら沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は、総理府と外務省を訪ね、在沖米軍基地の環境浄化対策の強化や日米防衛協力のための指針に基づく周辺自体安全確保法などの制定における地方自治体への的確な情報提供及び地元意向の尊重など、6項目の要請を行った
2007年に一部返還が予定されているキャンプ瑞慶覧の転用計画を検討、協議するキャンプ瑞慶覧地区街づくり懇話会が沖縄市で発足した
- 9.3 米軍嘉手納飛行場などの軍用地強制使用問題で、県収用委員会が下した強制使用裁決に基づき12施設・229筆の土地で強制使用が始まった
- 9.8 県は沖縄の米軍基地問題を訴える講演会・シンポジウム「沖縄からのメッセージ98」を主要5都市で行う（～16日）
額賀福志郎防衛庁長官は就任後初めて来県し、普天間飛行場などの在沖米軍基地を視察
- 9.16 金武町のキャンプ・ハンセン演習場レンジ3付近で火災が発生した
- 9.18 金武町のキャンプ・ハンセン演習場レンジ4付近で火災が発生した
- 9.20 日米両国は日米安全保障協議委員会で、戦域ミサイル防衛（TMD）構想の共同技術研

- 究を1999年度から開始することで合意した
- 9.22 浦添市が那覇軍港の一部移設による浦添西海岸のハブ港化を求める浦添商工会議所の陳情を賛成多数で採択した
- 9.24 大浜高伸知事公室次長らは、嘉手納飛行場内の航空機洗浄施設の洗浄水が住宅地域に飛散している問題で、事実関係を照会し、11項目の質問に回答するよう要請した
- 10.2 在沖米海兵隊は、金武町のキャンプ・ハンセン演習場の実弾着弾地にヘリコプターを使って上空から植物の種子を試験散布した
日米両政府は那覇市の那覇軍港の一部土地約2.3ヘクタールの返還と共同使用について合意した
- 10.6 北谷町議会は「米軍による環境汚染の徹底的調査および浄化を求める意見書」を全会一致で可決した
沖縄県収用委員会が下した米軍用地強制使用の一部却下裁決に対し、那覇防衛施設局が建設省に不服審査請求をしている問題で、反戦地主会の照屋秀伝会長や一坪反戦地主会関東ブロックの上原成信代表らは同省に審査請求の却下を求める要請を行った
- 10.7 国道330号で米海兵隊の運転する普通乗用車が北中城高校の女生徒の原付バイクに衝突してそのまま逃走した。逃走した海兵隊員は、米軍憲兵隊が身柄を拘束した
- 10.8 県の粟国正昭知事公室長は、米兵によるひき逃げ事故に関して在沖米国総領事などに対し、「米軍人による交通事故の再発防止と安全教育の徹底」を要請した
県議会は那覇港湾施設の跡地利用と浦添市西海岸開発促進に関する決議を賛成多数で可決した
- 10.9 北中城村議会は臨時議会を開き、米兵によるひき逃げ事件に対する抗議決議と意見書を全会一致で可決した
- 10.12 沖縄市議会は米兵による女子高校生ひき逃げ事件に関する抗議を全会一致で可決し、同意見書を採択した
- 10.13 宜野湾市議会は北中城村で起きた米兵のひき逃げ事件に対する抗議決議と意見書を全会一致で可決した
名護市議会も米兵によるひき逃げ事件で、抗議決議を全会一致で可決した
- 10.14 米兵による女子高校生ひき逃げ事件で、沖縄県婦人団体連絡協議会儀部葉子会長らは在沖米総領事などを訪ね、日米地位協定の抜本的な見直しを求める抗議行動を展開した
統一連の比嘉正夫議長らは外務省沖縄事務所を訪ね、日米地位協定を抜本的に見直すよう要請した
- 10.15 北谷町議会は、北中城村の国道で発生した米兵によるひき逃げ事件を受け、日米政府に対する意見書及び抗議決議を全会一致で可決した。21日に外務省沖縄事務所らに意見書を手渡した
仲宗根正和沖縄市長は、2000年4月に国との契約が切れる嘉手納弾薬庫地区の市有地約474ヘクタールと陸上自衛隊白川分屯地の市有地約9ヘクタールについて、賃貸借の事前契約（予備締結）に応ずるなどを要望した
- 10.16 全国都道府県知事会議における小淵恵三首相と各知事との懇談会のなかで、大田昌秀知事は、日米地域協定の見直し、普天間基地の移転先を県外、グアム、ハワイを含めて再検討する、在沖米海兵隊などの削減を図ることを要請した
米兵ひき逃げ事件を受け、県の新垣徳盛政策調整監は在沖米国総領事などを訪ね、地位協定の見直しと被害者への適正な補償、米軍の綱紀肅正を要請した
- 10.19 那覇市議会は臨時議会最終本会議で、那覇軍港の浦添地先への早期移転を要請する共同提案「那覇軍港の早期移設と港湾機能の一体化による産業振興に関する意見書」を賛成多数で可決した
米海兵隊員による女子高校生ひき逃げ事件を受け、県の山内出納長は外務省などを訪ね、事故再発防止と地位協定の見直しを要請した
- 10.20 米兵によるひき逃げ事件で、北海道の牧師、学者、弁護士でつくる「北海道と沖縄を結ぶ平和ネット」（23団体、46個人）は事件に抗議し、日米地位協定と安保条約の全面的見直しを求める抗議声明を公表し、在沖四軍調整官らに送付した
- 10.21 米兵による女子高校生ひき逃げ事件の糾弾とガイドライン関連法案の廃案を掲げた「10.21国際反戦デー沖縄集会」が与儀公園で開かれた
- 10.22 県内の基地所在市町村でつくる沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は緊急の幹事会を開き、日米地位協定の抜本的見直しを求めることや米兵の綱紀肅正を促す要請を外務省等に行うことを決めた
- 10.23 那覇防衛施設局は、県収用委員会が強制使用申請を却下し、暫定使用が続いている嘉手納飛行場など4施設・13筆の地籍不明地について、11月14日以降も暫定使用を継続するための6ヶ月間の担保提供（供託）手続きを完了した
- 10.26 嘉手納基地内（ため池）にPCB入り変圧器油などが投棄されていた問題で、米軍の専門家チームによる現地調査が始まった

- 10.27 県議会は北中城村内で米兵が女子高校生をひき逃げし死亡させた事件で臨時議会を開き、同事件に対する意見書と抗議決議を全会一致で可決した
県町村議会議長会は那覇市で定例総会を開き、米兵による女子高校生ひき逃げ事件に対する抗議を可決した
- 10.29 那覇防衛施設局の嘉手納町への移転を野中広務官房長官が記者会見で明らかにした
- 11.2 那覇市内の市道で、米軍車両がミニバイクなどの車両3台にぶつかりそのまま逃走した
那覇市内で発生した米兵によるひき逃げ事件で、県の山内出納長はキャンプ瑞慶覧内の米海兵隊司令部を訪れ、事故の再発防止や隊員の交通安全教育を徹底するよう求める抗議書を同司令官に手渡した
那覇市内で発生した米海兵隊員によるひき逃げ事件で、自民党県連の嘉数昇明会長は在沖米国防総領事などを訪ね、ひき逃げ事件に強く抗議するとともに、被害者への完全補償と米軍人に対する綱紀粛正の徹底を要請した
読谷村議会は那覇市内で起きたひき逃げ事件に対する抗議決議を全会一致で採択した
嘉手納基地内の「ため池」にPCB入り変圧器油が投棄されていた問題で、県が政府調査団に立ち入り調査への同行を要請したが断られた
- 11.4 那覇市内で発生した米兵ひき逃げ事件で、共産党県委の高江洲義一副委員長らは外務省沖縄事務所を訪ね、事件の再発防止や日米地位協定の見直しなどを要請した
- 11.5 那覇市で起きた米兵ひき逃げ事件を受け、社大党は那覇防衛施設局などを訪ね、再発防止を申し入れた
超党派女性団体「米海兵隊員のひき逃げ事件に抗議する女性団体ネットワーク」の代表団が首相官邸に野中広務官房長を訪ね、米兵によるひき逃げ事件で死亡した女子高校生の遺族に対する十分な補償や日米地位協定の抜本の見直しなどを要請した
- 11.6 新党平和の白保一衆院議員は外務省を訪ね、県内で発生した米兵によるひき逃げ事件に関する抗議書を提出した
名護市議会は臨時議会を開き、米海兵隊によるひき逃げ事件の再発に抗議する意見書、決議を全会一致で可決した
- 11.10 嘉手納基地を抱える嘉手納町、沖縄市、北谷町の3市町は臨時議会を開き、同基地から排出される汚水の処理について審議、「公共下水道への接続換え」に伴う事務を県の汚水処理施設に最も近い北谷町に委託する規約を可決した
- 11.12 キャンプ・ハンセンの廃弾処理場付近で米軍車両が炎上し周辺に延焼
- 11.13 平良市議会は臨時議会を開き、北中城での米兵による女子高校生ひき逃げ事件に対する意見書と抗議決議を全会一致で可決した
- 11.15 知事選が行われ、稲嶺恵一候補が現職大田知事を破る
- 11.19 日米両政府は東京で日米合同委員会を開き、沖縄の米軍基地のうち嘉手納弾薬庫の一部を返還すること及び安波訓練場の返還条件となっていた北部訓練場への土地、水域の追加提供について合意した
- 11.23 米国防総省は、アジア太平洋における米安保戦略を示した「東アジア戦略報告」を発表
- 12.2 キャンプ・ハンセン廃弾処理場で起きた火災について、恩納村議会は那覇防衛施設局などを訪ね、爆破訓練と実弾射撃訓練の中止を要求した村議会の抗議決議と意見書を手渡した
- 12.3 在沖米海兵隊キャンプ瑞慶覧内の自動車整備工場が油が漏れ海に流出した
- 12.4 キャンプ・ハンセン演習場のレンジ2付近で原野火災が発生した
嘉手納基地内の「ため池」でPCBを含む変圧器油などの廃油が投棄された問題で、大城貴代子県文化環境部長らは在日米軍沖縄調整事務所を訪ね、嘉手納マリーナ海岸での水質調査による施設内立入を求める要請を再び行った
- 12.5 沖縄本島の訓練場や周辺の海域や空域で実施される在日米軍の大規模演習「ビーチクレスト 99」が7日から11日まで行われた
- 12.10 米軍楚辺通信所のキャンプ・ハンセン演習場への移設問題で、金武町商工会は「町の経済振興を条件とした移設受け入れ」を町と議会へ陳情した
- 12.15 政府は米軍安波訓練場の返還条件となっていた北部訓練場への土地、水域の追加提供を閣議決定した
- 12.21 金武町議会は、町商工会から提出されていた「米軍楚辺通信所の移設受け入れを求める陳情」について審議し、審査特別委員会を設置して継続審査とすることを全会一致で決めた
- 12.22 SACO最終合意に盛り込まれた事案で第一号の返還となる安波訓練場が返還された
「那覇軍港の浦添移設に反対する市民の会」結成大会が浦添市社会福祉センターで開かれた
在日米軍司令官のジョン B.ホール中将、在日米軍沖縄地域調整官のフランク・リプーティ中將らは県庁に稲嶺知事を訪ね、基地問題について意見交換した

平成11年(1999年)

- 1.5 米軍のF-15戦闘機2機が嘉手納飛行場上空の悪天候のため那覇空港に緊急着陸した
- 1.6 キャンプ・ハンセン演習場内のレンジ2付近で原野火災が発生した
- 1.7 海上自衛隊のP-3C哨戒機1機が計器の異常のため那覇空港に緊急着陸した
那覇市は海上自衛隊のP-3C哨戒機が那覇空港に緊急着陸した件で、海上自衛隊に要請文を送った
- 1.8 キャンプ・ハンセン演習場のレンジ7付近で原野火災が発生した
- 1.12 参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会のメンバーが、沖縄振興開発と米軍基地問題に関する実状調査のため来県した
野呂田芳成防衛庁長官は、普天間飛行場と那覇軍港の移設先として検討されている浦添市の西海岸地帯を視察した
- 1.13 来日中のコーエン米国防長官は野中広務官房長と会談し、普天間飛行場の代替軍民共用空港構想について理解を示した
- 1.14 日米両国政府は在日米軍の低空飛行訓練抑制で日米合同委員会の合意文書を交換した
比嘉鉄也前名護市長に、防衛庁が防衛施設の安定使用と防衛基盤の育成に貢献されたとして感謝状を贈った
- 1.16 米政府のラスト・デミング国務副次官補とカート・キャンベル国防副次官補が県庁で稲嶺恵一知事と基地問題で意見交換した
- 1.17 嘉手納飛行場内で見つかった米国製50キロ不発弾が同飛行場内で爆破処理された
- 1.19 在沖米海兵隊は、キャンプ・ハンセン演習場の山肌に赤土流出防止策として試験散布した植物種子の成育状況を県などに公開した
- 1.20 沖縄の米軍第3海兵遠征軍のカステロー副司令官は、普天間飛行場に配備中のCH-46ヘリコプターなどの後継機種とされるMV-22オスプレイについて、現在の予定では2007年～2008年に配備されると述べた
- 1.25 金武町議会の照屋全吉議長らは外務省などを訪ね、ギンバル訓練場にあるヘリパッドのブルー・ビーチ訓練場への移設を断念するよう要請した
- 1.26 勝連町の浮原島訓練場で信号弾による原野火災が発生した
- 2.2 7人の反戦地主が、1997年に改正された米軍用地特別措置法は「財産権への不可侵と適正手続きの保障を定めた憲法に反し、違憲」として、国に所有地の賃貸権、使用权など権原を有しないことの確認と、原告に慰謝料、損害賠償などを求めた改正特措法違憲訴訟の第一回口頭弁論が那覇地裁で開かれた
- 2.4 県は軍用地跡地利用促進連絡協議会を開き、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」(軍転法)の見直しに向けた要望書案を決定した
- 2.12 沖駐労の伊佐真一郎委員長は県庁に親川盛一知事公室長を訪ね、「在沖米軍基地に働く日本人従業員一万人体制に関する建議書」を提出した
「基地返還跡地利用の展望と課題」をテーマに、地域計画研究所代表の田島利夫氏を招いての講演会(沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会主催)が北谷町役場で開かれた
- 2.13 在沖米軍基地から生じる問題について、県、在沖米軍、国が現地レベルで話し合う「三者連絡協議会」の再開に向けた準備会合が那覇市内で開かれた
- 2.16 北中城村で起きた女子高校生ひき逃げ事件で業務上過失致死、道交法違反の罪に問われた米兵の判決公判が那覇地裁であり、懲役1年8月の実刑判決が言い渡された
- 2.17 一坪反戦地主の崎原盛秀代表世話人らは外務省沖縄事務所や県、浦添市を訪れ、那覇軍港の浦添地先への移設をしないよう要請した
勝連町津堅で、普天間代替ヘリ基地を津堅島東側を埋め立てて誘致し、津堅架橋建設などで島の活性化を目指す有志の会「津堅の未来を考える会」が発足した
- 2.19 SACOで合意したギンバル訓練場の返還に伴うヘリパッド移設問題で、浦崎健克宜野座村長は北原巖那覇防衛施設局長と県庁に親川盛一知事公室長を訪ね、キャンプ・ハンセン内の宜野座村域への移設に反対する意志を伝えた
- 2.25 キャンプ・ハンセン演習場のレンジ5と6で不発弾9発の爆破処理作業が行われた
- 2.28 嘉手納飛行場で、3月6日の早朝にトリイ基地所属の陸軍特殊部隊がパラシュート降下訓練を計画しているとのマスコミ報道があった
- 3.1 普天間飛行場の移設に向けた候補地の絞り込みや那覇軍港の浦添移設に向けた県の「普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室」が総務部知事公室内に発足した
与勝半島沖への普天間飛行場の代替ヘリポート建設に反対する「ヘリ基地ちゅくらさんどー与勝の会」の総決起大会が与那城町中央公民会館で行われた
- 3.2 共産党県委員会は県の親川知事公室長を訪ね、パラシュート降下訓練中止を日米両政府に申し入れるよう求めた
- 3.3 嘉手納町議会は臨時議会を招集し、「嘉手納基地でのパラシュート降下訓練の中止を求める」「爆音激化に抗議し、岩国基地からの戦闘機の嘉手納基地への一時移駐に反対する」抗議決議と意見書を全会一致で可決した

- 沖縄市、嘉手納町、北谷町の三市町の首長、議会議長で構成する「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」は、パラシュート降下訓練の中止と米海兵隊岩国基地からの戦闘機などの嘉手納への一時移駐の撤回を求めることを在日米軍沖縄調整事務所、外務省沖縄事務所などへ要請した
- 3.4 沖縄市議会は三月定例会で、「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下の再訓練計画に嚴重に抗議し、即時中止を要求する」意見書と決議を全会一致で可決した
北谷町議会は臨時議会を開き、「嘉手納基地における米軍のパラシュート降下訓練の中止を求める意見書・決議」と「岩国基地所属F A - 18ホーネット等の嘉手納基地への一時移駐に反対する抗議決議」を全会一致で可決した
県議会は本会議を開き、在沖米軍三軍合同による嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の中止を求める要請決議を全会一致で可決した
普天間基地の代替ヘリポートを津堅島東岸を埋め立てて誘致し、津堅架橋をはじめとする島の活性化を目指す「津堅島の未来を考える会」の総決起大会が津堅公民館で開かれた
- 高村正彦外相とフォーリー駐日米国大使が電話会談を行い、3月6日に嘉手納飛行場で計画されていたパラシュート降下訓練を延期することで合意したとの報道がなされた
- 3.5 米軍ヘリ基地の誘致で離島振興を目指す勝連町の「津堅島の未来を考える会」の松根真静会長ら代表が県庁に親川盛一知事公室長を訪ね、津堅島架橋の実現と普天間代替ヘリポート誘致について政府など関係機関への働き掛けを要請した
- 3.8 楚辺通信所の金武町への移設問題で、象のオリ移設に反対する会の代表は金武町役場を訪れ、吉田勝弘町長と照屋全吉町議会議長らへ「移設問題について慎重審議すること」「象のオリの機能や公害について、大学研究者などの客観的資料を公開すること」などを求める陳情書を提出した
浦添市議会の三月定例会で、宮城健一市長は那覇軍港の浦添移設について、「浦添商工会議所提言の物資の搬出入といった那覇軍港の一部機能の移設を認め、多目的ふ頭を日米共同使用する」案について具体的に検討すると表明した
キャンプ・シュワブ内E O D 3 廃弾処理場で爆破訓練が原因の原野火災が発生した
嘉手納飛行場で、空中給油機K C 10が給油ホースを機体に収納しきれないまま滑走路に着陸した
- 3.9 昨年起きた米海兵隊員による高校生ひき逃げ事件を受け、在沖海兵隊が綱紀肅正の一環として民間地域での夜間パトロールを認めるよう県警に正式に要請していることが分かった
防衛庁は、駐留軍用地特別措置法（特措法）について、土地物件調書などへの代理署名、裁決申請書の公告・縦覧などを国（首相）の直接事務とすることを柱とする改正案をまとめた
- 3.10 那覇市議会2月定例議会で、那覇軍港返還後の跡地利用について、産業・経済振興を国の責任において提示するよう求めた「那覇軍港の早期返還と跡地利用に関する意見書」を共同提出した
- 3.11 金武町議会の2月定例議会が開会し、吉田勝広町長は施政方針で、1999年度中に「那覇防衛施設局、ハンセン司令官、町の三者連絡協議会の設置」「軍用地の返還跡地利用整備基金の創設」を実施する考えを表明した
中城村北中城村清掃事務組合が運営する消却施設の改修工事をめぐり、防衛施設周辺整備事業による補助金交付の条件とされた米軍キャンプ瑞慶覧のごみ処理業務の実施について、同組合は受け入れる方針を固めた
11日正午頃、在沖海兵隊キャンプ瑞慶覧北前ゲート近くの普天間川に、基地内自動車整備工場の油水分離施設からディーゼル油が流れ出る事故が発生した
- 3.12 県議会予算特別委員会で、県警の田場一彦刑事部長は継続審議中としながらも、「米軍の制服によるパトロールの必要性はないと考えている」と述べた
S A C Oで返還合意された北部訓練場で、那覇防衛施設局が返還条件となっているヘリパッドの移設候補地として、具体的に国頭、東両村の境域付近で福地ダムの支流を含む森林地帯で、7つのパッド建設地を案として米軍側と琉大の野生生物の研究者らに提示
浦添市の西海岸に移設が検討されている那覇軍港問題で、「軍港反対市民の会」は「那覇軍港の浦添移設に反対する市民総決起大会」を開催した
沖縄市で実施されている米軍の立ち入り禁止措置（オフ・リミッツ）について、「地域経済に与える影響から考えて遺憾」とし、親川知事公室長、商工労働部次長がオフ・リミッツの解除を要請した
- 3.14 県の重要政策事項に関する組織体制中に、那覇港の国際ハブ港湾化に向けて「那覇港開発推進室」が盛り込まれた
- 3.15 航空自衛隊那覇基地は、那覇空港内での滑走路あるいは滑走路をオーバーランした航空機が炎上する事故を想定し、消火訓練を実施した

- 3 . 16 デニス・ブレア米太平洋軍司令官（海軍大将）が県庁に稲嶺恵一知事を訪ね、基地問題について意見を交換した
- 3 . 17 宮城健一浦添市長は県庁に稲嶺恵一知事を訪ね、那覇軍港移設問題で初めて意見を交わした。「那覇軍港移設反対は政策であり、S A C Oの決定事項である那覇軍港そのものの浦添地先への移設は認められない」と述べ、米軍専用軍港や基地機能が強化される移設形態には反対する考えを正式に伝えた
- 3 . 18 1995年6月に元在沖米海兵隊員が起こした交通事故の損害賠償を求める訴訟判決が那覇地裁であった
- 3 . 23 伊江村は、S A C Oの最終報告で合意した読谷補助飛行場パラシュート訓練の伊江島補助飛行場への移設を受け入れる方針を固めた
那覇軍港の浦添移設を認める「西海岸開発促進に関する意見書・要請決議」を賛成多数で可決した浦添市議会の代表が稲嶺恵一知事を訪ね、西海岸開発の早期実現に向けて、県の全面支援を要請した
- 3 . 24 在日米海兵隊トップであるチャールズ・クルーラック総司令官（大将）が県庁に稲嶺恵一知事を表敬訪問し、普天間飛行場の返還問題などの基地問題で意見交換した
- 3 . 25 嘉手納弾薬庫地区内読谷村域の国道58号東側部分、南西隅部分、嘉手納バイパス部分の一部76.89ヘクタールが返還された
2月定例議会で審議されている「周辺事態措置法案に反対する意見書」案が賛成少数で否決された
島袋伊江村長は那覇防衛施設局を訪ね、S A C Oで合意した読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場の移設をめぐり、訓練の安全性確保と村振興に向けた国の支援を条件に受け入れることを正式に伝えた
1967年に嘉手納飛行場内から流出したジェット燃料で井戸水が汚染された問題について、県文化環境部などは町内で井戸水のサンプリング調査を実施した
県収用委員会が1年間の強制使用を認める裁決を下していた米軍瀬名波通信施設について、日米合同委員会は返還することで合意した
- 3 . 26 政府は米軍用地強制使用手続きの円滑化を目指す「米軍用地特別措置法」改正案を閣議決定した
- 3 . 30 辺土名北谷町長と喜屋武北中城村長は、米軍キャンプ桑江とキャンプ瑞慶覧にある住宅地区をキャンプ瑞慶覧内に統合するS A C Oの合意事項を受け入れる方針を固めた
- 4 . 2 日米合同委員会で返還合意されたキャンプ桑江の北側部分について、現有施設をキャンプ瑞慶覧へ移転することを承認した
- 4 . 6 嘉手納飛行場でF - 15戦闘機が離着陸時にタイヤから煙りを出すトラブルがあった
- 4 . 7 勝連町議会は臨時議会を開き、普天間飛行場代替ヘリポートの与勝半島への建設問題に対し、「米軍普天間飛行場返還に伴う代替ヘリポート誘致建設について反対を求める決議」を可決した
- 4 . 8 在沖米陸軍の特殊部隊グリーンベレーを中心としたパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場で行われた
世界最大の輸送機アントノフAN - 124コンドルが、米軍の兵員と物資を積みおろすためグアムから嘉手納飛行場へ飛来した
- 4 . 13 米軍楚辺通信所のキャンプ・ハンセンへの移設問題で、金武町の吉田町長は「1年間にわたって町民、議員らと話し合い、条件付き移設に賛成で意見を集約することができた」として受け入れ容認を正式に表明した
- 4 . 17 在沖米陸軍特殊部隊（グリーンベレー）や海兵隊員による嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練が6回にわたり実施。復帰後の嘉手納飛行場でのパラシュート訓練は2回目
- 4 . 19 在沖米軍が17日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を強行したことに對して、嘉手納飛行場を抱える嘉手納町、北谷町、沖縄市の議会が抗議決議した
19日午後10時40分ごろ、CH - 53ヘリが米軍北部訓練場沖の海上に墜落し、乗員4名が死亡した
- 4 . 21 金武町のキャンプ・ハンセン演習場のレンジ4付近で原野火災が発生した。火災は、同日、自然鎮火した
- 4 . 22 米軍が嘉手納飛行場で復帰後2回目のパラシュート降下訓練を実施した事に対し、「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」（三連協）は在日米軍沖縄調整事務所、米国総領事、外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局を訪ね、訓練強行への抗議と中止を求める要請を行った
日米合同委員会は、キャンプ・ハンセンの東シナ側斜面の一部とキャンプ桑江東側の北側部分について、返還期限を延ばすことで合意した
- 4 . 24 米軍楚辺通信施設の跡地利用を進めるため、これまで集落単位の組織しかなかった施設地主が一つにまとまり、楚辺通信所返還跡地利用地主会が発足した
- 4 . 26 県の石川副知事と親川知事公室長は、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所を訪ね、嘉手

- 納飛行場で実施したパラシュート降下訓練と国頭村沖で起きた海兵隊のヘリ墜落事故に関して「極めて遺憾」とする要請書を手渡した
- 日米防衛協力のための新指針（ガイドライン）関連法案は、衆院日米防衛協力指針特別委員会で賛成多数で可決された
- 4 . 27 S A C O最終報告で返還合意された北部訓練場の一部、楚辺通信所、キャンプ桑江とキャンプ瑞慶覧の住宅統合の三事案について、移設先の理解が得られたとして返還に基本合意した
- 嘉手納飛行場で実施されたパラシュート降下訓練とヘリ墜落事故について、県議会は「嘉手納飛行場内における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書・抗議決議」と「米軍CH-53ヘリコプター墜落事故に関する意見書・抗議決議」をそれぞれ全会一致で可決した
- 4 . 28 県の石川副知事は在沖米総領事館を訪ね、在沖米軍が嘉手納飛行場で実施したパラシュート訓練、国頭村で起きたヘリ墜落事故に抗議し、降下訓練を実施しないよう求め、ヘリ事故の再発防止の徹底などを強く求めた
- 4 . 29 嘉手納飛行場でF-15C戦闘機が着陸ギア不調のまま着陸し、機体は捕獲ケーブルで止まる事故が発生した
- 小淵首相は2000年サミットの首脳会議の開催地を沖縄県にすることを決定した
- 4 . 30 2000年に開催されるサミットの首脳会議の開催地が沖縄県名護市に決定した
- 5 . 7 1995年から96年1月にかけて鳥島射撃場で起きた劣化ウラン弾実射事件を受け、在沖米軍は同島陸域で3度目の環境調査を行い、劣化ウラン弾2個を発見・回収したことを県に報告した
- 金武町のキャンプ・ハンセン演習場のレンジ4付近で、ロケットランチャーの演習中にさく裂した砲弾が原野に引火し火災が発生した
- 5 . 13 日米合同委員会は北谷町の米軍陸軍貯油施設（桑江ブースターステーション）について正式に返還合意した
- 5 . 14 尖閣諸島付近の日本の排他的経済水域内を中国の軍艦12隻が航行しているのを自衛隊那覇基地のP-3C哨戒機が確認した
- 5 . 16 原島大使に代わり2代目の沖縄特命全権大使に野村一成氏が就任した
- 5 . 19 新しい日米防衛協力のための指針（ガイドライン）関連法案に対する地方の意見を聞くため、参議院の日米防衛協力特別委員会の沖縄公聴会が行われた
- 5 . 20 渉外知事会は、ガイドライン関連法案で想定された自衛隊協力の具体的内容が明らかでないとして、政府に対し地方自治体の意向尊重などを求めて緊急要請した
- 5 . 22 高村外務大臣が県庁に稲嶺恵一知事を訪ね、2000年サミットや基地問題で意見を交換した
- 5 . 24 日米防衛協力のための新指針（ガイドライン）関連法案が参院本会議で賛成多数で可決成立した
- 5 . 25 S A C O最終報告で合意された在沖米軍施設・訓練の移転先となる伊江村、金武町、北中城村、北谷町に対し、S A C O交付金として7億6千5百万円が交付される
- 5 . 26 県の普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室は、25・26日の両日、米軍と自衛隊が共用し、民間航空機が乗り入れている青森県の三沢基地を視察した
- 5 . 27 野中官房長官は、米軍基地を抱える県内市町村の振興策などを検討してる政府の有識者懇談会（島田懇談会）を一年延長し、2000年6月頃までとすると発表した
- 在沖米軍トップのフランク・リプーティ四軍調整官が県庁に稲嶺恵一知事を訪ね離任挨拶した
- 5 . 31 県文化環境部は、3月に実施した嘉手納飛行場周辺の井戸水調査結果を発表した。同調査でP C Bは検出されなかった
- 6 . 1 沖縄視察のため、来県中の米上院議員ダニエル・イノウエ氏が石川副知事を訪ね、来年のサミットや基地問題で意見を交わした
- 6 . 3 米軍が1995年から沖縄市の繁華街地域一帯を対象に行っていたオフ・リミッツについて、沖縄市議会は立入禁止令の早期解除を求める意見書・決議を全会一致で可決した
- 6 . 4 嘉手納飛行場でハリヤー戦闘機が離陸の滑走中にエンジン部分から火を吹き炎上する事故が起こった
- 6 . 8 在沖米軍トップのフランク・リプーティ四軍調整官が県庁に稲嶺恵一知事を訪ね離任挨拶した。四軍調整官を兼務する第3海兵遠征軍司令官の交代式が行われた。後任には、アール・ヘイルストン中将が就任した
- 航空自衛隊那覇基地所属のF-4EJ改ファントム機がエンジン故障のため那覇空港に引き返した
- 米軍ハリヤー機の炎上事故に対し、県の親川知事公室長は在日米軍沖縄調整事務所と在沖総領事館、那覇防衛施設局を訪ね、事故原因の究明と結果の公表を求めるとともに、同機種安全点検や安全管理が徹底されるまでの飛行停止を申し入れた

- 6.9 トーマス・フォーリー駐日米国大使と稲嶺恵一知事が基地問題や2000年サミットの沖縄開催などについて意見交換した
- 6.10 県の比嘉出納長は沖縄開発庁、外務省などを訪ね、4日に嘉手納飛行場で発生したハリアー戦闘機の墜落炎上事故について、米軍側に事故原因の究明と再発防止に万全を期すこと、安全管理の徹底が図られるまでの同機種の飛行停止を申し入れるよう求めた
- 6.11 米軍用地の強制使用手続きに関する米軍用地特別措置法の再改正案などの法案を一括した地方分権整備法案が衆院行政改革特別委員会で可決した
沖縄市、嘉手納町、北谷町でつくる三連協は在沖米軍四軍調整官事務所を訪ね、ハリアー機の炎上墜落事故について強く抗議するとともに、事故原因究明、報告、飛行訓練の中止を求めた
昨年7月に宜野座村で起こったUN-1型ヘリ墜落事故で、米海兵隊の事故調査委員会では事故原因はパイロットの操縦ミスと報告した
- 6.15 ハリアー機の墜落事故で、米軍基地関係特別委員会を開き、事故原因の徹底究明と速やかな報告、再発防止などを求める意見書・抗議決議案を全会一致で可決した
恩納村議会は6月定例議会で、楚辺通信所が同村に隣接するキャンプ・ハンセンのオストリッチ地区内に移設されることに反対する意見書を全会一致で可決した
- 6.16 県議会の臨時議会在、ハリアー機の墜落炎上事故について、同型機の飛行中止などを求めた意見書と抗議決議を全会一致で可決した
県環境保全室の職員が嘉手納飛行場から発生する騒音を現地で確かめる調査を同町屋良の民家屋上で行った
- 6.17 沖縄県軍用地等地主会連合会は野中官房長官などを訪ね、米軍用地返還後の地主の補償を定めた沖縄県米軍用地返還特別措置法の見直しを求める要請を行った
- 6.20 国頭村奥間の国道58号沿いの民家3軒に米兵が侵入した。室内を物色中に物音に気づいた家人に発見され、何もとらずに逃走した
- 6.22 ハリアー機の墜落事故で、県議会代表団は在日米軍沖縄調整事務所、在沖米国総領事、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所を訪ね、決議などを手渡して事故に抗議し、原因究明と早期公表、再発防止などを強く申し入れた
- 6.24 3月に返還された嘉手納弾薬庫地区の国道58号東側部分の原状回復作業で、発ガン性物質の六価クロムと鉛が検出されたことが分かった
- 6.28 恩納村恩納の国道58号で、米軍人の運転する乗用車が対向車線に侵入して普通乗用車と衝突し、死亡する事故が起こった
事故を起こし、飛行停止となっていたハリアー戦闘機の飛行が再開した
- 7.2 高村外相は衆議院外務委員会で、米海兵隊のハリアー機について嘉手納飛行場での活動はあるが配備ないし常駐することはないと説明した
- 7.6 政府が日米防衛協力新指針(ガイドライン)に基づく周辺事態法の自治体・民間協力の解説書最終案を県に提示した
- 7.7 米軍横須賀基地の日本人元従業員と遺族計16名が雇用責任を持つ国を相手に総額約3億2千5百万円の損害賠償を求めるじん肺訴訟を横浜地裁横須賀支部に起こした
6月4日のハリアー機墜落事故の際、日本人基地従業員が至近距離にいたことについて、県コザ渉外労務管理事務所は3日後に軍から連絡を受けたにもかかわらず、県の関係部署に報告・公表していなかったことが問題となった
- 7.8 米軍用地特措法の改正案を含む地方分権整備法案および中央省庁改革関連法案が参院本会議で可決成立した
県、国、在沖米軍で構成する三者連絡協議会の幹事会が4年4ヶ月ぶりに再開し、事故の通報体制の現地レベルでの運用改善、事故の再発防止、安全管理の徹底、米軍人・軍属の綱紀粛正、米軍人・軍属の任意自動車保険の加入状況、施設区域の一時使用などについて話し合った
先月8日に、在沖米軍トップの四軍調整官に就任したアール・ヘイルストン中将が稲嶺恵一知事を表敬訪問し、就任の挨拶をした
- 7.10 沖縄市の東恩納弾薬庫で、陸上自衛隊第1混成団の第101後方支援補給整備隊が射撃訓練をする部隊に銃弾を受け渡そうと照会したところ、1発の行方が分からなくなっている事件が発生した
- 7.13 三者連絡協議会が開催され、事件・事故の迅速な連絡体制を整備することで合意した
- 7.14 航空自衛隊那覇基地と米軍による日米合同救難訓練(コープ・エンジェル)の一環としての大量負傷者救出訓練が勝連町の浮原島訓練場で実施された
- 7.15 先月25日に国頭村で発止した米兵による住居侵入事件で、国頭村議会は被害者への謝罪や補償、米軍の徹底した綱紀粛正を求める抗議決議を全会一致で可決した
- 7.16 県議会在「那覇港湾管理一部事務組合の早期設立促進決議案」を賛成多数で可決した
普天間飛行場の代替施設について、県は「北部の軍民共用空港」の建設を含めた移設の可能性を探るため、北部首長からの意見徴収に着手した

1960年代から70年代にかけて、嘉手納飛行場内でP C B入り変圧器油が投棄されていた問題で、政府の調査団の代表が県庁を訪れ、15日の日米合同委員会で報告された米側の専門家チームの調査結果について人体には影響ないと報告すると共に、地元の不安払拭のため、日本政府として日本の基準に沿った補完的な調査を実施することを明らかにした

- 7 . 21 軍転協の11年度通常総会が行われ、「基地から派生する諸問題」と「軍用地跡地利用の円滑な推進に関する要請」を二本柱と位置づけることを確認した
- 7 . 22 沖縄県軍用地地主会連合会の代表が大森防衛施設庁長官を訪ね、2000年度の軍用地賃借料の増額措置及び地積未確定地域の早期明確化を申し入れた
6月4日に嘉手納基地でハリアー機が墜落した事故の際、日本人従業員が至近距離で作業していた問題で、親川知事公室長が那覇防衛施設局などを訪ね、従業員の業務中の安全確保に万全を期すよう申し入れると共に、従業員の問題が事故の通報から漏れていたことに遺憾の意を伝えた
「第二次厚木基地騒音公害訴訟」の控訴審判決で、過去分の賠償として134人に総額約1億7千万円を支払うよう国に命じた。将来分の賠償請求は退けた。また、米軍機の夜間飛行差し止めは認めず、1審が訴えを適法とした自衛隊機の差し止めも不適法として却下した
- 7 . 26 米軍最大の長距離輸送機C - 5 Aギャラクシーが台風5号による悪天候のため嘉手納飛行場に降りられず、代替飛行場になっている那覇空港に着陸した
- 7 . 27 浦添市議会の臨時本会議は「那覇港一部事務組合の早期設立に向けての要請」と意見書を賛成多数で可決した
- 7 . 28 北谷町軍用地地主会は防衛施設庁を訪れ、日米合同委員会で返還が合意されているキャンプ桑江の北側約40.5ヘクタールについて、返還実施計画の見直しを要求した
- 7 . 29 那覇軍港の一部使用が有料化されていた問題で、在日米軍と日本政府は従来どおり無料での使用を認めることで基本的に合意した
- 7 . 30 嘉手納町の町道32号で米軍の大型トレーラーが立ち往生したため、道路は一時全面通行止めになった
中米パナマに駐留してきた米南方軍のフォートクレイントン陸軍司令部で撤収式典が行われ、1903年以来の米軍駐留の歴史に事実上幕が下ろされた
- 7 . 31 「第二次厚木基地騒音公害訴訟」で、原告側は国に賠償を命じたものの飛行差し止め請求は却下された東京高裁判決を受け入れ、上告しないことを決めた
- 8 . 2 北谷町の辺土名町長は、嘉手納基地第18支援群司令官、県、外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局を訪ね、嘉手納基地から派生する騒音防止の徹底を申し入れた
- 8 . 3 米軍嘉手納基地所属の電子偵察機RC - 135が、通信機が故障で機内に異臭が立ちこめたため、同基地に緊急着陸した。
- 8 . 5 海上自衛隊と韓国海軍による民間船舶の遭難を想定した「日韓捜索・救難共同訓練」が、韓国済州島沖東シナ海で実施された
- 8 . 9 国旗及び国歌に関する法律が成立した
- 8 . 11 県は返還の決まっていない21米軍施設を対象にした地権者の意向調査の結果を10日までにまとめた
東村平良の村営グラウンドに、在沖米海兵隊普天間基地所属のUH - 1Nヘリコプターがエンジンから油漏れを起こし不時着した
- 8 . 12 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は12日、在沖米軍、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所、在沖総領事館に対し、99年度の要請活動を行った
- 8 . 13 北谷町の在沖米海兵隊キャンプ瑞慶覧北前ゲート近くの普天間川で、キャンプ内から油が流れ出る事件が起こった
- 8 . 16 高村外相はジョーンズ米海兵隊司令官と会談し、6月に嘉手納飛行場でハリアー機の事故などが相次いで起こったことに対し、訓練の一層の安全確保を要望した
- 8 . 18 米海兵隊キャンプ瑞慶覧からの油流出事故を受け、北谷町議会は「キャンプ瑞慶覧の油事故に対する意見書・抗議決議」を全会一致で可決した
稲嶺恵一知事は米海兵隊トップのジェームス・ジョーンズ総司令官と会談し、普天間飛行場の移設問題などで意見を交わした
- 8 . 19 稲嶺恵一知事は野中官房長官を訪ね、米軍基地の跡地利用対策にかかる軍転法の改正4項目と行財政上の特別措置、跡地利用整備実施機関の設置に関する制度確立を要請した
- 8 . 20 普天間飛行場の移設先早期決定に関する要請決議・意見書を審議する宜野湾市議会の臨時会は、可否同数の末、議長決裁で可決した
- 8 . 25 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）関連法の柱である周辺事態法が施行された
- 8 . 26 軍転協が野中官房長官を訪ね、軍転法の改正を求めた要請書を提出した
- 8 . 29 県議会の軍用地返還・跡地利用対策特別委員会は、米本国の基地や返還跡地での環境浄化対策や住民参加が進んでいる跡地利用への取り組み状況の調査のため米国へ出発した

- 9.1 米軍北部訓練場内のヘリパッド移設計画問題で、県の親川知事公室長は現在7カ所あるヘリパッドの数を減らす方向で検討するよう県から那覇防衛施設局に非公式に要望していることを明らかにした
普天間飛行場の返還に備え、跡地利用対策の促進を目指す「普天間飛行場返還跡地利用促進協議会」が宜野湾市内の各種団体が参加して設立された
- 9.2 県議会軍事基地関係特別委員会は北部訓練場を視察した
米軍用地強制使用手続きで、昨年5月に県収用委員会が1年間の強制使用裁決を下した米軍瀬名波通信所の一筆の使用期限が2日に切れ、同日地主に返還された
- 9.3 在日米軍の司令官交代式が横田基地で行われ、退任するジョン・ホール司令官と新任のポール・ヘスター中將が引き継ぎを行った
- 9.7 6月の嘉手納飛行場内や米本国での事故を受け訓練を停止していた米海兵隊所属AV-8ハリヤー機の訓練が再び再開した
- 9.8 本土に移転された在沖米軍による実弾砲撃訓練が北海道矢別演習場で始まった。同演習場での訓練は3年連続で3回目
キャンプ・ハンセン演習場のレンジ4付近で原野火災が発生し約4万㎡を焼失した
- 9.9 三者連絡協議会の第18回会合が在沖米海兵隊キャンプ瑞慶覧(パトラー)内の将校クラブで開かれた
日米両政府は、日米合同委員会で米軍泡瀬通信施設の保安水域の一部37.8ヘクタールの共同使用について合意した
- 9.10 返還前の基地内の環境汚染調査と発覚時の浄化制度を確立するために設置された「基地の環境調査及び環境浄化等に関する海外調査委員会」の第1回会合が開かれ、ドイツに3委員を派遣すること等を話し合った
- 9.13 嘉手納飛行場所属のKC-135空中空油機が、飛行中に操縦席部分から煙りが出て同機地に緊急着陸した
- 9.17 那覇防衛施設局は、今年中に米軍嘉手納飛行場を離着陸する軍用機の騒音測定器を北谷町砂辺に新たに設置することを発表した
日米合同委員会は、建設が進められている国道329号石川バイパス工事にかかる米軍嘉手納弾薬庫地区の一部土地について返還することで合意した
米海兵隊のハリヤー機の訓練再開で、県の親川知事公室長は在日米軍沖縄地域調整事務所、外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局、在沖米国総領事に対し、事故原因の究明、ハリヤー機の安全性に対する詳細な説明を求めた
- 9.24 4月に国頭村安波沖で起きた海兵隊のCH-53ヘリコプターの墜落事故で、米軍は日米合同委員会で、原因は「操縦ミス」とする報告書を提出した
- 9.26 米空軍ネブラスカ州オフアット空軍基地所属の弾道ミサイル観測機RC-135Sが嘉手納飛行場に飛来した
米軍嘉手納飛行場でPCB入り変圧器油が投棄されていた問題で、日本政府による補完調査に関し、県はPCB以外の有害物質も調査対象とするよう要請した
- 9.27 名護市辺野古のキャンプ・シュワブに隣接する名護市久志区は区行政委員会を開き、普天間飛行場の代替ヘリ基地建設に反対する決議を全会一致で可決した
- 9.28 米軍嘉手納飛行場でPCB入り変圧器油が投棄されていた問題で、日本政府による補完調査が28日から始まった
- 9.30 沖縄総合事務局は、2001年度末に返還される北谷町キャンプ桑江の北側地区の跡地利用で、外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局、県の関連部局を網羅した跡地利用支援関係機関連絡協議会を発足させた
SACOの最終報告で返還・移設・統合が決まった米軍基地をめぐり、防衛施設庁などは、今月から施設の移設に伴う工事関連車両の増加に備え、交通量調査を開始した
- 10.2 那覇署は、タクシー料金を踏み倒して逃げたとして、在沖米海兵隊第18航空団管制部所属の初等兵と19歳・18歳の2等兵の計3名を逮捕した
- 10.5 8月に在沖米海兵隊キャンプ瑞慶覧で発生した油流出事故で、米海兵隊報道部は、事故原因を油水分離施設の使用ミスで施設の故障ではないと説明し、ディーゼル油が直接油水分離施設に入り込んだためとする調査結果を明らかにした
- 10.6 沖縄市の一部繁華街への立ち入りを禁じたオフ・リミッツが6日、4年ぶりに解除
- 10.7 米国の子ども達と交流を深めようと石嶺児童園の子供ら50人が、嘉手納町内の嘉手納マリーナで、米軍嘉手納飛行場の隊員とその子供らとともにビーチパーティーを楽しんだ
- 10.8 沖縄米軍基地所在市町村に関する政府の有識者懇談会(島田懇)は首相官邸で会合を開き、2000年度の新規要望事業について、名護市の北部学生宿舍整備事業など8市町村9事業を了承した
防衛施設庁は、8日付けでSACO最終報告で合意された米軍施設・区域の移転先となる伊江村、金武町、北中城村、北谷町に対し、1999年度分のSACO交付金合わせて7億6千5百万円を交付した

- 10.9 タクシー料金を請求されたが暴行して支払いを免れようとしたとして、沖縄署は米海兵隊員2名を強盗の容疑で逮捕した
- 10.13 今年9月24日に、渡名喜村の緊急用ヘリポートに、近くの出砂島射爆撃場で訓練をしていた米軍のMH-53J型ヘリコプターと見られるヘリが緊急着陸していたことが分かった
在沖米海軍艦隊活動司令部のジョン L. グリーン新司令官が着任あいさつのため、県庁に親川知事公室長を訪ねた
- 10.15 県議会の9月定例議会は、最終本会議で与党が提案した「普天間飛行場の早期県内移設要請決議案」を米軍基地関係特別委員会は賛成多数で可決した
- 10.18 9月24日に渡名喜村の急患搬送用ヘリポートに在韓米軍基地所属のMH-53J型ヘリコプターが緊急着陸した件で、県の親川知事公室長は外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局、在沖米軍沖縄地域調整事務所、在沖米国防領事をたずね、米軍の安全管理の徹底と再発防止を申し入れた
- 10.20 米海軍の電子作戦機EP-3が4基あるプロペラエンジンのうち1基が停止したまま嘉手納飛行場に緊急着陸した
米政府の諮問委員会は、住民の反対を理由に、米自治領プエルトリコのピエケス島にある米海軍実弾射撃場の5年以内の閉鎖を勧告した
- 10.21 キャンプ瑞慶覧にある米軍テレビ放送の電波の影響で沖縄市南部のテレビが映りにくくなる電波障害が発生している問題で、沖縄市と那覇防衛施設局、沖縄郵政管理事務所、県の4者は、沖縄市役所で協議し、各行政関係者による解決に向けた動きが本格化した
河野外相はフォーリー駐日米大使と外務省で会談し、神奈川県に米軍厚木基地で実施している米軍機の夜間離着陸訓練(NLP)の騒音問題で、周辺住民への影響について考慮してほしいと要請した
日米合同委員会は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告で合意されている米軍読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転措置について合意した
- 10.22 返還が合意された北部訓練場にかかるヘリパッドの建設で、宮城東村長は、同村に建設する4カ所について地域振興策を条件に受け入れる考えを明らかにした
在沖米海兵隊は、金武町キャンプ・ハンセンで実弾砲撃演習でむき出しになった山肌からの赤土流出防止のため、ヘリコプターから種子を投下する航空緑化を始めた
- 10.23 普天間飛行場・那覇港湾施設の移設に反対する県民大会(主催:基地の県内移設に反対する県民会議)が宜野湾市海浜公園野外劇場で1万2千人が参加して開かれた
- 10.26 防衛施設庁は、2001年度をめどに返還が予定されているキャンプ桑江北側地区約40.5ヘクタールについて、本年度から埋蔵文化財発掘、原状回復のための事前調査を始める方針を固めた
SACOで合意された北部訓練場の返還に伴うヘリパッドの移設問題で、東村の高江区は区民総会を開き全会一致で反対する決議案を可決した
- 10.28 瓦防衛庁長官が就任後初めて来県し、稲嶺恵一知事と基地問題などについて会談した
- 10.29 在沖米軍基地の環境浄化にむけ制度確立を検討している「基地の環境調査及び環境浄化などに関する海外調査委員会」のドイツ調査団が現地調査のため出発した
- 11.1 宜野湾市真志喜の国道58号真志喜交差点付近で、那覇向けに進行していた米軍トラックの荷台から大型ジャッキが転落する事故が発生した
米軍嘉手納基地の第18航空団は、同基地のF-15戦闘機5機が米本国に移駐することを発表した
米国政府は、パナマ運河の太平洋側にあるハワード空軍基地、コップ駐屯地の計5千ヘクタールをパナマ政府に返還した
- 11.5 米軍嘉手納基地第18航空団は、部隊編成の一環として、同航空団の3つの中隊を2に削減することから、第12戦闘機飛行中隊の解隊式を行った
- 11.6 久辺地域振興促進協議会の幹部や辺野古行政委員会の幹部らが名護市内で県首脳と会談し、「沖合3キロ沖以外の移設は受け入れない」と伝えていたことが明らかになった
東ティモールに展開する多国籍軍に参加していた米ヘリコプター部隊が普天間飛行場に帰還した
- 11.9 米海兵隊キャンプ瑞慶覧内で、ロシア製122ミリリゅう弾砲の分解作業中に爆発事故が発生し、作業をしていた海兵隊員1人が死亡した
- 11.11 米軍嘉手納飛行場内の管制塔レーダーが故障し、この影響で那覇空港を離発着する航空機約50便に最大2時間の遅れが出た
河野外相は衆院安保委員会で、在日米兵が凶悪犯罪などを犯した場合の日本側への身柄引き渡し基準について、見直しを検討させていることを明らかにした
沖縄県軍用地等地主会連合会(土地連)は青木官房長官などを訪ね、米軍用地返還特措法の改正及び跡地利用促進のための新たな制度の確立などを要請した

- 11.12 親川知事公室長は、嘉手納ラプコンが故障した事故で嘉手納空軍基地渉外部、外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局に対し、早急な復旧と原因究明を促すとともに再発防止を電話で要請した
潜水艦など原子力艦船が寄港する米海軍横須賀基地を抱える神奈川県横須賀市の沢田市長は、艦船の放射能漏れ事故を想定した防災マニュアル策定にあたって米側の情報提供を求めるよう要請した
- 11.15 2002年度の打ち上げを目指す偵察機能を持った情報収集衛星の地上受信局建設で、有力候補地とされていた東村への設置を断念する方針を東村村長に伝えていたことが分かった
- 11.17 米海兵隊のハリアー機が、訓練飛行中に機体の油圧系の一部に異常がある可能性を示す警告ランプが点灯したため、嘉手納飛行場に予防着陸する事故が発生した
- 11.19 政府と県は、首相を除く全閣僚と稲嶺知事による沖縄政策協議会を開いた。その中で、米軍普天間飛行場の移設問題について、知事が県内移設容認の方針を正式に示し、前提として移転先の振興策や跡地利用への明確な支援を要請した
- 11.21 民家に侵入したとして、那覇署は航空自衛隊知念分屯地所属の自衛官を逮捕した
- 11.22 県は庁議、三役会議を開き、米軍普天間飛行場の移設候補地としてキャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域を選定することを決定した
埼玉県狭山市柏原の入間河川敷に、航空自衛隊入間基地所属のT-38ジェット練習機が墜落炎上し乗員2名が死亡した
- 11.25 稲嶺知事は首相官邸で小淵首相、青木官房長官と会談し、県として米軍普天間飛行場の移設候補地に「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を選定したことを伝え、移設の条件として、移設先の振興策、跡地利用支援、住民生活、自然環境への配慮、代替施設の軍民共用化、米軍の15年使用期限の4項目の実現を要請した
- 11.27 普天間飛行場返還跡地利用促進協議会の代表らが県に石川副知事を訪ね、地主の不安解消、宜野湾市への振興策の配慮、移設先の振興策への配慮などを求めた
- 11.28 米軍嘉手納飛行場の騒音被害を訴え、夜間の飛行差し止めなどを求める「新嘉手納基地爆音差し止め訴訟」原告団の北谷支部結成大会が開かれた
- 11.30 県や学識経験者らでつくる県の「基地の環境調査及び環境浄化等に関する海外調査検討委員会」の第3回会合が開かれ、11月初旬にドイツに駐留するNATO軍基地の環境調査・浄化制度などを聞き取りした海外調査団の調査結果概要が発表された
パナマ運河地帯に残っていた最後の米軍基地、フォークトレイトン陸軍司令部と隣接するコロサル通信基地の計約1,300ヘクタールが、米側からパナマ政府に返還された
訓練場撤去運動が起きている米自治領ビエケス島で、米空母アイゼンハワー戦闘群が1日から始まる訓練では実弾を使わないことになったと発表した
- 12.1 那覇市議会は12月定例議会で、米軍嘉手納ラプコン故障に対する県民生活への影響を重視し、米軍管理となっている航空機侵入管制権の早期返還を要請する意見書を全会一致で可決した
- 12.2 二階俊博運輸大臣は、米軍嘉手納飛行場進入管制（嘉手納ラプコン）について、米軍に対し嘉手納ラプコン返還を強く求めていく姿勢を示し、外務省や防衛庁にも働きかけていく考えを示した
- 12.3 稲嶺知事は岸本名護市長と会談し、普天間飛行場の移設候補地に「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を選定したことを伝えた
今年の5月7日、北中城村島袋の沖縄国際乗馬クラブに米軍基地内の泡瀬ゴルフ場から飛んできたボールが馬に当たったため、驚いた馬が暴れ、馬に乗っていた3歳の男の子が落馬し、左手首を骨折する全治1ヵ月のけがを負っていたことが分かった
クリントン大統領は、ビエケス島の米海軍実弾射爆場について、住民の意向が今後も変わらない場合は5年以内に射爆訓練を集結し閉鎖することを決めた
- 12.6 嘉手納ラプコンの故障問題で、浦添市議会は12月定例会で嘉手納ラプコンの早期返還を求める意見書を全会一致で採択した
- 12.9 米軍機の飛行愛好家でつくる「エアロクラブ」に所属するC-172軽飛行機が、嘉手納弾薬庫地区内の道路に不時着した
- 12.10 昨年12月10日に知事に就任してから満1年の稲嶺知事は、基地問題について地位協定の見直しやSACO最終報告に基づく基地の整理縮小を求めていくと声明した
米軍嘉手納飛行場から青森県三沢基地へ向けて離陸した横田基地所属の米空軍C-130輸送機が、離陸から約30分後に4つあるエンジンのうち右翼内側の1つがオーバーヒートしたため、これを停止させて嘉手納飛行場に引き返した
エアロクラブのセスナ機が不時着した事故で、県は米軍、外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局に再発防止と原因究明の徹底を要請した
- 12.14 嘉手納飛行場所属の米空軍第353特殊作戦群が、キャンプ・シュワブ水域内の大浦湾でパラシュート降下訓練を実施した

- 12.15 普天間飛行場・那覇港湾施設の県内移設に反対する県民会議とヘリ基地反対協議会代表は、石川副知事に対し、米軍基地の米軍普天間飛行場の県内移設作業を白紙撤回するよう求めた
旧恩納通信所の跡地利用計画について、大城恩納村長は大部分をゴルフ場として開発する計画を断念したことを明らかにした
米軍嘉手納飛行場所属の第353特殊作戦群がキャンプ・シュワブ水域内の大浦湾でパラシュート効果訓練を実施したことについて、稲嶺知事は県民に大きな不安を与えるもので極めて遺憾とコメントした
在沖空軍第353特殊作戦群は、14日に引き続きキャンプ・シュワブ水域内の大浦湾でパラシュート降下訓練を実施した
- 12.16 新垣知事公室次長は米軍嘉手納飛行場を訪ね、キャンプ・シュワブ水域でのパラシュート訓練についてS A C O最終合意で基地の整理縮小を目指した趣旨に沿って訓練を実施してもらいたいと要請した
サミットを前に、航空機事故に素早く対応する技術を身につけるため、米軍の消防部隊と県内の9消防本部が参加した初めての合同訓練が実施された
米軍普天間飛行場の移設問題で、県はキャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域を移設候補地に決定するまでの作業経緯を記した資料を県議会と名護市に提示し、報道陣に公開した
- 12.17 閣僚と稲嶺知事による沖縄政策協議会が開かれ、名護市など北部地域の振興策、移設先周辺の振興策、基地跡地利用策の方針を提示した
名護市の岸本市長は、普天間飛行場移設問題で移設候補地に選定された名護市辺野古区の行政委員会に出席し、県から示された要望書などの内容について初めて説明を行った
県議会の米軍基地関係特別委員会は、「沖縄本島周辺空域における米軍管理の航空侵入管制権の早期返還を求める意見書」を全員一致で可決した
- 12.18 稲嶺知事は二階運輸大臣と会談し、米軍によって管理されている沖縄本島周辺の航空機進入管制権を早期に日本に返還させるよう要請した
- 12.20 S A C O関連経費として143億3千万円が認められた
2000年度政府予算において、沖縄関連経費が総額5千500億円規模と内示された
沖縄駐留軍離職者対策センターの基地従業員、離職者を対象とした技能訓練講習がスタートした
- 12.21 12月定例県議会の最終本会議で、嘉手納ラプコンの早期返還を求める意見書を全会一致で可決した
- 12.23 名護市議会の12月定例議会最終本会議は「普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設整備促進決議」を賛成多数で可決した
- 12.24 1960年代から70年代にかけて米軍嘉手納飛行場内でP C B入りの変圧器が投棄されていた事件で、日本政府が実施した補完的調査において、P C Bは検出されなかったことが明らかになった
普天間飛行場移設問題で、名護市の岸本市長は名護漁業組合長と会談して意見徴収し、漁協側は市長の決断に委ねる意向があることを再度伝えた
- 12.27 名護市の岸本市長は、普天間飛行場の移設問題で、キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域への移設受け入れを表明した
- 12.28 政府は普天間飛行場の移設先を名護市辺野古沿岸域に決め、代替施設や北部振興策の取り組みをうたった政府方針を閣議決定した
仲宗根沖縄市長は、2000年4月に国との賃貸借契約が切れる米軍嘉手納弾薬庫地区の沖縄市有地と陸上自衛隊白川分屯地の市有地について、20年間の賃貸借事前契約に応じることを決めた

平成12年（2000年）

- 1.5 沖縄市白川の米軍嘉手納弾薬庫地区内の知花住宅地区のボイラー室からディーゼル油が漏れ、近くの比謝川に流出した。県企業局は、比謝川取水ポンプ場のポンプを停止、取水制限措置を取った
米軍嘉手納弾薬庫地区内からのディーゼル流失事故で、仲宗根沖縄市長は米軍に事故原因の究明と施設管理の徹底を要請した
- 1.9 1月6日に米軍伊江島補助飛行場で実施されたパラシュート降下訓練で、兵員と物資が施設外に落下する訓練ミスが起きていたことが明らかになった
- 1.12 県議会の要請議員団は、青木官房長官、運輸省の中馬総括政務次官、大森防衛施設庁長官らを訪れ、米軍が管理する航空進入管制権（嘉手納ラプコン）の早期返還を求める意見書を手渡し、実現に向けた政府の努力を要請した
- 1.13 潜水艦など原子力艦船が寄港する米海軍横須賀基地を抱える神奈川県横須賀市は、在日米海軍司令部との第1回防災連絡会議を市役所内で開いた

- 石川副知事は青木官房長官を訪ね、米軍管理の嘉手納ラブコンの早期返還と米軍キャンプ・シュワブ水域内でのパラシュート訓練の中止を要請した
- 1 . 14 沖縄市内のディスコで女性に乱暴しようとしたとして、沖縄署は在沖米海兵隊普天間航空基地第36海兵航空群所属の兵員を婦女暴行未遂の容疑で逮捕した
- 1 . 18 1999年12月のセスナ機の不時着事故で、ジェームス嘉手納飛行場第18航空団司令官は周辺市町長らに対し、住宅が密集する民間地域での飛行を中止することを伝えた
- 1 . 19 嘉手納弾薬庫地区内で不時着事故を起こし飛行停止になっていた嘉手納基地エアロクラブの軽飛行機が飛行を再開した
- 1 . 20 離婚に伴い親権を失った長女を連れ出し米国へ帰国しようとしたとして、大阪府警は嘉手納飛行場内の米国人職員を逮捕した
- 1 . 22 稲嶺知事は都庁で石原都知事と会い、サミットの消防・救急体制の応援で東京消防庁職員が来県することに感謝の意を伝え、今後の取り組みを要請した
- 1 . 24 来沖中の中国共産党友好代表団は、普天間飛行場、嘉手納飛行場、キャンプ・シュワブなどの米軍基地を民間地から視察した
- 1 . 25 米海軍横須賀基地を母港とする空母キティホークの艦載機25機が、嘉手納飛行場を拠点にした沖縄本島周辺での訓練を開始した
- 1 . 26 サミットの準備状況や在沖米軍基地の視察などで来県していた河野外相が稲嶺知事を訪ね会談した。その中で、知事は基地の使用協定や日米地位協定の改定など、普天間飛行場移設に伴って沖縄側が要求した諸問題の解決について要請した
- 1 . 27 名護市辺野古区は行政委員会を開催し、普天間飛行場の移設に伴って区として条件整備を行う方向で一致し、事実上代替施設の受け入れの方向を確認した
- 1 . 28 在沖米海兵隊人事部長、海兵隊コミュニティサービス代表は宮城商工労働部長を訪ね、余剰予算がでたことで年度末までに時給制臨時雇用従業員を100人雇うとし、那覇渉外労務管理事務所に紹介を促すよう求めた
- 1 . 29 沖縄市ディスコ店内における婦女暴行未遂事件で、逮捕されていた米兵が示談成立、被害者の女性の告訴取り下げを受け釈放された
- 1 . 27 米軍嘉手納飛行場を拠点に実施されている米空母艦載機の訓練で、県の親川知事公室長は米軍嘉手納飛行場を訪れ、騒音の軽減を要請した
- 1 . 27 米軍嘉手納飛行場を拠点に米空母艦載機の訓練で周辺地域の爆音を増大させている問題で、嘉手納町議会は離維持議会を開き、訓練の中止を求める抗議決議と意見書を全会一致で可決した
- 1 . 28 F - 18戦闘攻撃機が弾薬を機体に取り付ける装置が故障したため、嘉手納飛行場に緊急着陸した
- 1 . 28 在沖米海兵隊キャンプ・ハンセン内のレンジ7で、ロケット砲弾の訓練による火事が発生した
- 1 . 29 市民社会の発展に寄与した個人、団体を表彰する「1999年度シチズン・オブ・ザ・イヤー」に、県内からアメラジアンスクールを開校したセイヤーミドリさんと与那嶺政江さんが決定した
- 2 . 1 北谷町北前の国道58号で、嘉手納飛行場内に住む米国籍の無職の男性が運転する乗用車が中央分離帯に接触、対向車線の乗用車と正面衝突する事故が発生した
- 2 . 2 米自治領プエルトリコのピエケス島にある米海軍実弾謝爆撃場について、米軍と自治領当局は、住民投票で基地存続か閉鎖かを定めることで合意した
- 2 . 2 浦添市教育委員会は、同市内に学籍を置きながらアメラジアンスクールインオキナワに通っている重国籍の児童・生徒を「出席」扱いにする方針を固めた
- 2 . 3 宜野湾市大山の民間駐車場で、ポリ容器に電気配線を設すなどした米軍人所有の不審車両が見つかった
- 2 . 2 金武町のキャンプ・ハンセン演習場レンジ5付近で、機関銃による実弾砲撃演習によると見られる火災が発生し12万5千㎡を焼失した
- 2 . 3 在沖米海兵隊は大分県日出生台演習場での実弾砲撃演習を開始した
- 2 . 4 金武町は那覇防衛施設局金武防衛施設事務所を訪ね、先のキャンプ・ハンセン内の火事について、米軍の消火活動などが遅れたことについて迅速な対応を要請した
- 2 . 8 県議会の軍用地返還跡地利用対策特別委員会は、普天間飛行場内の文化財視察を初めて実施した
- 2 . 8 那覇市沖の北西約72キロの海上上空で、福岡発石垣行きのエア・ニッポン機と米軍機が異常接近（ニアミス）する事故が発生した
- 2 . 10 海上自衛隊第5航空群P - 3 C対潜哨戒機がエンジントラブルを起こしたが、那覇空港に無事着陸した
- 2 . 10 普天間飛行場の移設問題で、政府と県、名護市など北部12市町村は「北部振興協議会」と「移設先及び周辺地域振興協議会」の初会合を開いた
- エア・ニッポン機と米軍機のニアミス事故で、県の親川知事公室長は在日米軍沖縄調整

- 事務所、在沖米海軍艦隊活動司令部、在沖米国総領事を訪れ、再発防止と事故原因の早期究明と公表を求めた
- 2 . 13 米軍嘉手納ラプコンがテストのため2時間停止し、その影響で那覇空港から離着する民間機6機に5分から10分の遅れが出た
- 2 . 14 県、国、米軍で構成する三者協議会の第19回会合が開催され、県と米軍による災害時の相互応援体制の確立などについて話し合いを行った
- 2 . 15 フィリピンに向かう途中の普天間飛行場第36海兵航空群所属のヘリ4機とKC-130空中給油機が、県の着陸自粛要請にもかかわらず石垣空港に飛来した
- 2 . 17 今年4月に賃貸借契約が切れる米軍嘉手納弾薬庫地区内の約474ヘクタールと陸上自衛隊白川分屯地の約9ヘクタールの市有地について、沖縄市は20年間の事前契約を国と結んでいた
- 2 . 18 石垣市議会は臨時議会を開き、「米軍機の強行着陸に対する抗議決議」と意見書を全会一致で可決した
大浜石垣市長らは在沖米海兵外交政策部、那覇防衛施設局など関係機関を訪ね、米軍ヘリが石垣空港に強行着陸した問題で強く抗議した
県と基地所在市町村で構成する軍転協は、国立国会図書館の佐藤氏を招き講演会を行った
- 2 . 20 沖縄市の民家に進入したとして、沖縄署は嘉手納基地所属の米兵を現行犯逮捕した
- 2 . 21 米軍キャンプ・ハンセン演習場内における火災で、金武町議会は県の親川知事公室長を訪ね、実弾演習場の廃止、消火態勢の確立、山林原野の緑の再生への特段の配慮を要請した
- 2 . 22 在沖米海兵隊のヘリと空中給油機が石垣空港へ飛来した問題で、県は外務省沖縄事務所と那覇防衛施設局、在日米軍沖縄調整事務所、在沖米国総領事に対し、米軍機の再飛來自粛を要請した
- 2 . 23 在沖米軍空軍嘉手納基地は、報道陣を招き嘉手納飛行場の機能を説明するとともに、航空機進入管制レーダーシステム（嘉手納ラプコン）などを公開した
- 2 . 24 沖縄市が1996年に返還された旧米陸軍のミサイル基地跡の知花サイト（約1,000㎡）を自衛隊用地として国に再提供することに応じていたことが分かった
- 2 . 29 米政府は28日、米自治領プエルトリコのピエケス島で海軍が使用していた射爆撃場の一部を地元経済振興のために同自治領に返還したと発表した
- 3 . 1 嘉手納防衛施設局が嘉手納町で開所。中部の基地所在8市町村を管轄し、米軍と関係機関の調整に当たる
- 3 . 2 米空軍は2日までに、KC-130の機体後部の安定板に問題が発見されたことから所有する198機を一時飛行停止措置にした
- 3 . 3 嘉手納飛行場のF-15戦闘機が、イラク上空の飛行禁止区域を監視する「サザンウォッチ作戦」に参加するためサウジアラビアに向け出発した
- 3 . 8 金武町のキャンプ・ハンセン演習場のレンジ2付近で火災が発生し、約400㎡を焼いて約20分後に鎮火した
今月3月3日に嘉手納町立屋良幼稚園に嘉手納飛行場内の幼稚園児達が訪れ、お茶の作法など日本文化の体験で交流を深めた
- 3 . 15 金武町議会は、金武町軍用地跡地利用整備基金の設置に関する条例を全会一致で可決
「ヘリ基地いらない二見以北十区の会」は名護市を訪れ、普天間飛行場の代替施設受け入れを表明した市長と住民による説明会の早期開催を求めた
- 3 . 16 コーエン米国防長官は小淵首相、河野外相、瓦防衛庁長官とそれぞれ会談し、嘉手納ラプコンを「米軍の運用上の所要を満たされることを前提に返還する」と述べた
- 3 . 17 コーエン米国防長官は、米軍普天間飛行場の代替施設の使用期限について、安全保障上の必要性はその時々状況や脅威によって決められ、人為的な限定で決まるものではないと使用期限の設定を拒否した
戦争や基地に反対する市民、労働・自然・宗教団体などが「沖縄・名護市に新たな米軍基地をつくらせない大集会」を開催し、約4千人が集まった
- 3 . 19 「米軍基地内の環境調査及び環境浄化等に関する海外調査検討委員会」が開催され、緊急時の即時立ち入り調査、浄化費用の原因者負担を明記した日米地位協定の運用改善案をまとめた。また、国内法の整備や新たな法制化の必要も求めている
- 3 . 21 米軍普天間飛行場の移設問題で、名護市長は滑走路のヘリコプター以外の使用には断固として反対すると述べ、代替施設使用はヘリコプターに限って認める考えを初めて明らかにした
- 3 . 22 コーエン米国防長官が15年使用期限を拒否したとして、ヘリ基地反対協は県庁を訪れ、移設受け入れの撤回を求めた
北谷町玉上の町道交差点で、米海軍病院勤務の1等兵運転の普通乗用車が北谷町の土木作業員運転のオートバイと衝突し作業員が死亡した

- 3 . 23 金武町キャンプ・ハンセン演習場レンジ2付近の着弾地で山火が発生した
米軍人・軍属による事件・事故が相次ぐ中、県の親川知事公室長は在日米軍沖縄地域調整事務所や那覇防衛施設局に対し、再発防止を申し入れた
- 3 . 24 政府は、ホワイト・ビーチに寄港した原潜など米国原子力軍艦から放射能放出事故が発生した場合の「災害対策マニュアル」の存否について、策定していないことを公式に認めた
- 3 . 27 嘉手納飛行場の爆音に苦しむ周辺6市町村の住民5千5百人余りが国を相手取り、早朝・夜間の飛行差し止めと約62億円の損害賠償などを求める「新嘉手納爆音差し止め訴訟」を那覇地裁沖縄支部に起こした
沖縄市と在沖米空軍は沖縄市役所で記者会見し、嘉手納基地第2ゲート付近にサミットを祈念してクリントン広場（仮称）を整備することを明らかにした
神奈川県のみ海軍厚木基地に隣接する産業廃棄物処理施設「エンパイロテック」の排煙から高濃度のダイオキシンが検出された問題で、米国政府は焼却炉の即時操業停止を求め、仮処分を横浜地裁に申請した
- 3 . 28 旧日本軍による強制収容用地に関して、政府は嘉手納飛行場内の土地の旧軍による土地代金払いについて、「私法上の売買契約に基づいて、土地代金が支払われたと判断している」とする政府見解を閣議決定した
- 3 . 29 読谷村内のトリステーション内で、車の中で米兵が死亡しているのが見つかった
昨年6月に嘉手納飛行場内で起きたハリアー機墜落事故について、外務省の林日米地位協定室長らが県、嘉手納町などの周辺3市町を訪れ、海兵隊の事故調査報告書を手渡し概要を報告した
- 3 . 30 金武町のキャンプ・ハンセン演習場内のレンジ2付近で原野火災が発生し、過去5番目となる105ヘクタールを焼失した
- 3 . 31 サミットに関連し、県が行った海外プレスツアーメンバーが県庁を訪ね稲嶺恵一知事を取材した
県議会は31日の本会議で、沖縄県の外郭団体などあらゆる県の機関から「一坪地主を役員から排除することを求める陳情」を与党の賛成多数で採択した
- 4 . 4 小淵首相が退陣し内閣が総辞職した
- 4 . 5 小淵内閣の総辞職に伴い森内閣が成立
米海軍省のリチャード・ダンジック長官が石川副知事を訪ね、基地問題について意見を交わした
- 4 . 10 米アリゾナ州マラーナの空港近くで、8日夜、米海兵隊の水陸離着陸機MV-22が夜間訓練中に墜落し乗っていた19人全員が死亡した
- 4 . 13 10日午前11時頃、山口県下関蓋井島に普天間基地所属のヘリコプター2機が不時着した
沖縄県対米請求権事業協会は、「米軍基地周辺地域における軍人・軍属などの消費支出実態調査」等、1999年度に実施した5つの研究成果を公表した
米陸軍工兵隊事務所を読谷村のトリイ通信基地へ移設する計画について、安田読谷村長は、既存の施設内への移設であり、やむを得ないとして受け入れる考えを明らかにした
- 4 . 14 在日米軍から排出、国外処理されようとしたPCB含有物を積んだコンテナ船が、カナダ、米国内での陸揚げ場所が見つからず、再び日本国内にもどることが明らかになった
- 4 . 15 2001年3月末に使用期限切れを迎える米軍楚辺通信所の一部2筆について、那覇防衛施設局は強制使用手続きに着手した
- 4 . 18 18日午前9時頃、愛媛県三崎町井野浦の海水浴場の砂浜に、普天間基地所属の米軍AH-1攻撃ヘリコプター1機がエンジントラブルのため不時着した
PCBを含む廃棄物を積んだ貨物船が米国などで陸揚げ拒否され、日本へ向け引き返したパナマ船籍の貨物船ワンヘが、横浜港本埠頭に入港し接岸した
- 4 . 20 名護市のキャンプ・シュワブ演習場レンジ10付近で原野火災が発生した
日米合同委員会は嘉手納町屋良の住宅地域と接する米軍嘉手納飛行場北側に日本が建設した遮音壁を米国に提供することで合意した
- 4 . 22 基地周辺の住民と米軍人の交流を深めようと「2000スペシャル・オリンピック」が嘉手納飛行場内で開催した
- 4 . 23 読谷村喜名の国道58号で、嘉手納基地所属の米空軍上等兵の運転する普通乗用車が、道路を横断していた同村喜名の82歳になる男性をはね死亡させた
- 4 . 24 鳥島射爆撃場で劣化ウラン弾を誤発射した問題で、科学技術庁や外務省は県に対し、これまでの調査結果を踏まえ久米島住民の健康への影響はないと報告するとともに、本年度から鳥島での放射能測定を打ち切り、生物調査のみを実施すると通告した
- 4 . 27 宜野座村松田の沖合い約300m付近のモズク養殖場を、在沖米海兵隊所属の水陸両用車6隻が航行する事件が発生した
- 5 . 2 旧米軍恩納通信所跡地に郵政省通信総合研究所が移転することが固まった
在沖米軍らによる英語教育ボランティア「ネイティブ・アシスタント」の初の授業が、

- 勝連町の比嘉小学校で開かれた
- 5.3 森総理はワシントンホワイトハウスで就任依頼初めてクリントン大統領と会談した。そのなかで、普天間飛行場の15年問題についてはこれまで閣僚レベルでの会談と同様、地元要望を伝えるだけに終わった
- 5.7 普天間飛行場の移設問題で名護市議会与党会「和の会」議員6人は、代替施設の15年使用期限を米軍高官に訴えることなどを目的に米国に出発した
- 5.8 恩納村のキャンプ・ハンセン内で廃弾処理現場付近から出火し、米軍ヘリ2機が消火にあたり約4時間後に鎮火した
- 5.9 宜野湾市軍用地主会は県を訪ね、SACOで一部返還が決まっているキャンプ瑞慶覧の住宅地区について、対象地が傾斜地で多くの文化財があり、跡地開発が困難であると、継続使用を求めた
- 5.9 海上ヘリ基地市民投票訴訟について、「市長は賛否いずれか過半数の投票結果に従う義務はない」として原告の訴えを棄却した
- 5.10 宜野座村松田の沖合いでモズク養殖場を在沖米海兵隊所属の水陸両用車6隻が航行する事件に対して、宜野座漁協が施設局や県を訪れ、航行訓練の即時中止や早急な被害調査の実施を求めた
- 大森防衛施設庁長官は参院沖縄北方特別委員会で、北部訓練場のヘリパッド移設に係る環境影響調査を今年3月に終了したことを明らかにした
- 5.13 PCBを含んだ在日米軍の廃棄物が横浜港にUターンした問題で、横浜港に保管されていた廃棄物約100トンの入ったコンテナを乗せた貨物船が出港した
- 5.19 鳥島射爆撃場で劣化ウラン弾を誤発射した問題で、米軍は鳥島陸上で放射能測定器を使用した環境調査を実施したがウラン弾は見つからなかった
- 那覇防衛施設局は、米軍用地の強制使用手続きを定めた「駐留軍用地特措法」に基づき、使用期限が切れる読谷村の楚辺通信所と牧港補給地区の一部の土地について森首相に対し、土地の継続使用認定申請を行った
- 5.20 20日午前3時頃、沖縄市中央の衣料品店に米兵4人が侵入する事件が発生した
20日午前4時頃、沖縄市内のスーパーに店員にけがを負わせ、調味料などを盗んだ疑いで、米軍嘉手納基地の空軍兵を逮捕した
- 具志川市の安慶名城趾公園内の施設にスプレーで書かれた落書きが見つかり、在日米海兵隊は20日までに落書きをした米国の未成年6人を割り出し、その家族に約150万円の賠償金を具志川市に支払させた
- 沖縄署は、同署前の掲示板のガラスを割ったなどとして、器物破損の疑いでキャンプ・シュワブ所属の米海兵隊員を現行犯逮捕した
- 5.22 海上ヘリ基地建設の市民投票の結果に反して、名護市長が受入を表明したことで精神的苦痛を受けたとして反対派が損害賠償を求めていた訴訟で、原告代表らは判決の一部を評価することから控訴しないことを明らかにした
- 5.23 東村高江の土地改良区で、キャンプ・シュワブ所属の海兵隊員が射撃訓練を行い、うねが破壊される事件が発生した
- 5.24 県の親川知事公室長は沖縄地域調整事務所を訪ね、東村の民間地域における訓練について米軍に抗議と被害に対する補償を求めた
- 5.26 宜野座村提供水域外における水陸両用車の航行問題で、米軍及び宜野座漁協は合同で現場海域の調査を実施した
- 5.29 宜野湾市伊佐の排水路で、キャンプ瑞慶覧内のフォークリフトから油が漏れ、流出する事件が発生した
- 5.31 西原町内にある民間鉄くず業者が、米軍が使用したと見られる劣化ウラン弾薬きょう数百発を保管していることが明らかになった
- 通称「島田懇談会」は最終会合を開き、政府に対して事業期間の5年間延長や必要な予算措置、アメラジアン問題への取り組みなどを盛り込んだ報告書をまとめた
- 6.1 西原町内の民間鉄くず業者に米軍の劣化ウラン弾薬きょうが流出していた問題で、外務省や科学技術庁の担当者が現場で放射能検査を実施した。検査によると、自然界に存在する線量と変わらず異状は認められないと報告した
- 6.14 嘉手納ラブコンについて日米合同委員会は、沖縄サミット後に日本の航空管制官を米軍嘉手納飛行場に1ヵ月間派遣することで合意した
- 韓国の金大中大統領と朝鮮民主主義人民共和国の金正日総書記が平壤で南北共同宣言に署名した
- 6.15 在沖米軍は施設内の環境対策について県や国、基地所在市町村の担当者に説明する「国防総省環境プログラム沖縄セミナー」を北谷町のキャンプ瑞慶覧で実施した
- 6.23 アール・ヘイルストン調整官が、在沖米軍四軍調整官として初めて県から慰霊の日の追悼式に招待された。式典後、同調整官は厳粛な式に参加し深い感銘を受け、多くの人の銘が刻まれた平和の礎を見て、2度と同じ間違いを起こさないよう過去の悲劇から学ば

- なければならぬと語った
- 6.27 恩納村のキャンプ・ハンセン内演習場レンジ7付近で、実弾射撃訓練による火災が発生
森総理は駐留軍用地特措法に基づき、那覇防衛施設局から申請が出されていた楚辺通信
所と牧港補給地区の一部の継続使用を認定した
運輸省は、今年3月に那覇市上空で起きた民間機と米軍機とのニアミス問題について、
米軍機の回避操作が遅れた中、適切な回避操作で間隔を保つことが可能だったとの調査
報告を発表した
- 6.30 宜野湾市軍用土地等地主会は、SACOで一部返還が合意されている米軍キャンプ瑞慶
覧の約55ヘクタールについて、返還反対の立場から米軍に継続使用を求めてきた方針を
転換し、「返還が合意された以上今後は有効な跡地利用を求めていく」として市に文書
で報告した
外務省は、在沖米軍基地を含めた国内の米軍施設内に、有害物質のPCBの含有物が廃
棄物と使用中の物も合わせて440トン存在することを明らかにした
- 7.3 沖縄署は3日午前4時頃、沖縄市内のアパートに侵入、寝ていた女子中学生にわいせつ
な行為をしたとして、住居侵入と準強制わいせつ容疑で普天間基地所属の米海兵隊上等
兵を現行犯逮捕した
- 7.4 米海兵隊員の女子中学生に対するわいせつ事件について、6月定例議会で稲嶺恵一知事
は、「大変遺憾な問題であり、三者協定の議題とするなど綱紀粛正、再発防止を図るよ
う日米両政府に強く求めていく」と述べた
米海兵隊員によるわいせつ事件を受け、県警本部は在日米軍沖縄地域調整事務所を訪ね、
兵士の綱紀粛正を文書で申し入れた
- 7.5 在沖米軍海兵隊員の住居侵入、準強制わいせつ事件で、県議会は意見書・抗議文を全会
一致で可決した
- 7.6 米海兵隊員によるわいせつ事件で、米軍アール・ヘイルストン四軍調整官と在沖米軍総
領事館のロバート・ルーク総領事は県庁に稲嶺恵一知事を訪ね、被害者やその家族、県
民に対する謝罪の意志を伝えた
宜野湾署は、宜野湾トロピカルビーチでフェンスに車両をぶつけたとして、器物損壊容
疑で米海兵隊所属の伍長を検挙した
浅野外務政務次官はヘイルストン四軍調整官に会い、米兵によるわいせつ事件に抗議し、
抜本的かつ実効的な綱紀粛正策を講じるよう申し入れた。その後、稲嶺恵一知事を訪ね
政府の対応を説明し、米国政府に引き続き再発防止策を求めていく考えを示した
- 7.7 在沖米海兵隊報道部は沖縄サミット期間を含めた隊員行動について、午前0時以降の外
出禁止、飲酒の制限や外出時の私服着用禁止など大幅な行動抑制を示した
- 7.9 沖縄市園田の国道330号で、嘉手納基地所属の空軍兵士の運転する乗用車が道路横断中
の男性会社員をはね、そのまま一時逃走するひき逃げ事件が発生した
- 7.10 沖縄市内で発生したひき逃げ事件で、嘉手納基地第18支援群司令官メリー・アッカート
大佐が沖縄市の仲宗根市長を訪ね、事件について遺憾の意を表明するとともに、再発防
止に向け努力すると謝罪した
トーマス・フォーリー駐日米国大使は外務省に河野外相を訪ね、相次ぐ在沖米兵の事件
に対しあらためて深い遺憾の意を表明するとともに、在沖米軍の綱紀粛正策について説
明を行った
相次ぐ事件を受け、在沖米軍は沖縄地域調整委員会を開き、在沖米兵全員に対する無制
限の午前0時以降の外出、飲酒禁止の規制策を決定した
- 7.13 米兵の相次ぐ事件を受け、県の石川副知事らが13日から2日間の日程で東京の米軍当局
や政府関係機関に出向き、「抜本的かつ継続的な対策」を求めた
航空自衛隊那覇基地のT-4練習機が那覇空港に着陸する際に停止点を大幅に超え、滑
走路をオーバーランする事故が起きた
- 7.14 6月定例議会の最終本会議において、在沖米軍兵士によるひき逃げ事件に関する意見書
と抗議決議、日米地位協定の見直しに関する意見書などが全会一致で可決された
虎島防衛庁長官は庁内でフォーリー米国大使、ヘスター在日米軍司令官と会談し、在沖
米兵による事件が相次いでいることについて「米軍の規律を高め事件を無くすための有
効な措置を継続してほしい」と述べ、実効性のある措置をとるよう強く求めた
- 7.15 米兵わいせつ事件などに抗議する緊急県民総決起大会が宜野湾市海浜公園野外劇場で開
催された
- 7.20 沖縄サミットに際し、国内外の報道陣を対象とした県主催の「プレスツアー」が19日に
始まった
在沖米軍基地の現状と平和への願いを国内外にアピールする「嘉手納基地包囲行動（主
催：基地はいらぬ人間の鎖県民大行動実行委員会）」が行われ、2万7千人の参加者
が人間の鎖で嘉手納飛行場を包囲した
- 7.21 九州・沖縄サミット首脳会合が21～23日まで開催

- 米国防務省が沖縄サミット出席のために来沖し、糸満市摩文仁の「平和の礎」を訪問した。県民に向けた演説で、日米同盟によるアジア地域の安全と平和のために「（県民は）重い負担を担ってきた。沖縄は不可欠な役割を果たした。米軍の足跡を減らすために、引き続き出来るだけの努力をする」と述べ、県民の負担への感謝の意を表すとともに、基地の整理縮小に取り組む姿勢を示した。また、日米両政府が新たな奨学金制度を創設することを明らかにした
- 7.22 クリントン大統領は、名護市内のホテルで開かれた日米首脳会談で、相次いだ米兵による事件について「本当に申し訳ない。兵士の多くは良き隣人だが、こうした事件は苦痛であり恥ずかしく思う」と陳謝した
- 7.23 クリントン大統領はキャンプ瑞慶覧で演説し、「沖縄の良き隣人でなければならない」と相次ぐ米兵による事件を受け、隊員や家族に対し直接綱紀粛正を求めた
- 7.23 米海兵隊員によるわいせつ事件で那覇地裁は、米兵に対し裁判権を行使しないことを決め、釈放した上で米軍側に身柄を引き渡した
- 7.26 米軍北部訓練場に隣接する東村高江の国有地で、米軍の物と見られる塩ビ製のパイプやコンクリート片、木材、ボルトナット、土砂を含む数トンの産業廃棄物が不法投棄されていることが分かった
- 7.26 大森防衛施設庁長官は石川副知事と会談し、普天間飛行場移設先の基本計画を策定する国、県、地元の三者の協議機関の早期設置に向けた努力を確認した
- 7.27 浦添市の比嘉市長は大森防衛施設庁長官と会談し、キャンプ瑞慶覧の普天間ハウジングエリアへの米海軍病院の移設受入を表明し、跡地利用への国の支援を求めた
- 7.31 那覇市内で軍転協総会が開催
- 7.31 米軍基地を抱える全国の14都道府県でつくる渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）は2000年度の総会を開き、米軍基地の整理縮小や日米地位協定の見直しなど6項目を柱とする「基地対策に関する要望書」を採択し政府に提出した
- 8.2 沖縄市が嘉手納基地内第2ゲート付近に設置した「オキナワ・フレンドシッププラザ」（通称クリントン広場）が、31日から一般市民が利用できるよう正式に開放した
- 8.2 米海兵隊普天間基地所属の海兵隊員が、基地内で20代の日本人女性を暴行したとして、軍法会議に掛けられていることが1日までに分かった
- 8.4 7月25日付けで那覇防衛施設局長に就任した山崎信之郎局長が県庁を訪れ、知事に着任あいさつを行った
- 8.4 基地内で日本人女性を暴行したとして、婦女暴行罪に問われ軍法会議に掛けられていた海兵隊員に懲役4年の実刑判決が言い渡された
- 8.4 沖縄市の女子中学生わいせつ事件で、米軍に身柄を引き渡された海兵隊員について、米海兵隊が飲酒運転や住居侵入、みだらな行為などで軍事裁判所に起訴されていたことが分かった
- 8.7 宜野湾市の普天間飛行場で、米軍のKC-130空中給油機兼輸送機が4つあるプロペラエンジンのうち、左翼の第2エンジンが止まり緊急車両が出勤して待機する中、緊急着陸した
- 8.7 政府は、民間業者に流出した劣化ウラン弾薬きょうが、鳥島射爆場での誤使用事件で用いられた可能性が高いことを初めて県と西原町に伝えた
- 8.10 在日米軍司令官は、米兵の綱紀粛正のために実施してきた夜間外出禁止令を解除した。同時に午前0時から5時まで、アルコールを販売する基地外の全ての施設を当面オフ・リミッツ（立入禁止）にすることも伝えた
- 8.11 虎島防衛庁長官は県庁を訪れ、知事と基地問題について意見を交わした
- 8.12 那覇市の泊港南岸で、普天間基地所属の海兵隊員運転の普通乗用車が護岸から海に転落する事故が発生した
- 8.16 来年3月で使用期限を迎える米軍楚辺通信所と牧港補給地区の一部土地の強制使用手続きで、国は土地調書と物権調書作成への立ち会い、署名押印を拒否した2名の地主に代わって署名を代行した
- 8.19 県は臨時庁議を開き、在日米軍の地位や基地運用などを定めた日米地位協定に関し、緊急時の基地立ち入り権の明記や環境浄化策の徹底、日本人女性への養育費支払いを滞らせている米兵の給与差し押さえなどを盛り込んだ見直し案を決定した
- 8.19 与那城町屋慶名の米軍訓練区域外の海岸付近で、今月10日に米軍がモーター付きゴムボート16艇で縦列を組むなどしているのが確認された
- 8.22 SACOで来年3月の返還が決まっている瀬名波通信施設について、安田読谷村長は、村内のトリイ通信所への移設を受け入れることを那覇防衛施設局に伝えた
- 8.22 軍転協の代表らは在沖米国防総領事館、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所、在沖四軍調整事務所を訪ね、米軍人・軍属等の綱紀粛正、生活環境・自然環境の保全、事件・事故通報体制の円滑な運用と調査結果の速やかな公表、基地内道路の共同使用の実現など、基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請を行った

- 8 . 23 海軍 V P - 4 部隊所属の P - 3 C オライオン (大型対潜哨戒機) が嘉手納飛行場に着陸した際、タイヤの 1 つがパンクする事故が発生した
- 8 . 25 普天間飛行場の「代替施設協議会」の第 1 回会合が首相官邸で開かれ、代替施設の規模、工法、具体的な建設場所に関する協議が始まった
- 8 . 26 宜野湾市伊佐のキャンプ瑞慶覧内から油が流出する事故が発生した
在沖米海兵隊は、下級兵の米軍施設外での単独行動を禁止する新たな綱紀肅正策を発表した
- 8 . 29 稲嶺恵一知事は、29・30日に中川官房長官や虎島防衛庁長官、在日米軍司令官などに対し、県が策定した日米地位協定見直し案の実現を強く要請した (~ 30日)
- 8 . 31 恩納村は旧米軍恩納通信所跡地を「島田懇事業」により「ふれあい体験学習センター」として整備すること決めた
県議会の各会派で構成する議員要請団は首相官邸や外務省、防衛庁などを訪ね、地位協定改訂を強く求めた
宜野湾市大山の国道58号線宜野湾バイパスで、米海兵隊勤務の軍属が運転する普通乗用車が男性をはねた
- 9 . 1 在沖米 4 軍は、9月1日から毎週末、沖縄市や北谷町、宜野湾市の基地周辺民間地域の生活指導巡回をスタートさせた
外務省から出向の伊藤伸彰氏に、知事公室参事の辞令が交付された
- 9 . 3 米シンクタンク、戦略国際問題研究所上級副所長のキャンベル前国防副次官補は、日韓両国に集中する現在の米軍アジア駐留体制や日本国内の軍事訓練を見直すよう提言した
- 9 . 4 金武町金武の農道で Y ナンバーの普通乗用車が水田に突っ込み、農業用水の鉄製バルブを破損させそのまま逃げた
- 9 . 6 米海兵隊は、8月から駆動軸の異常で飛行停止していた垂直離着陸機 M V - 22 オスプレイの飛行を再開した
- 9 . 7 7月に準強制わいせつと住居侵入の現行犯で日本側に逮捕され、身柄を米軍に引き渡されていた在沖米海兵隊の上等兵に対する軍事裁判が行われ、禁固2年の処分が下された
- 9 . 11 日米両国は、ニューヨークで開かれた日米安全保障協議委員会 (2 プラス 2) で、米軍基地普天間飛行場代替施設の基本計画を策定する「普天間実施委員会 (F I G) 」を早期に再開することで合意した
- 9 . 13 全国都道府県知事会議が首相官邸で開かれ、稲嶺恵一知事は基地の整理縮小と日米地位協定の見直しを要望した
- 9 . 18 「第20回三者連絡協議会」が開催され、米軍の不祥事対策など4つの議題が取り上げられ、公務外の事件・事故防止に取り組むワーキングチーム設置に努めることなどが確認された
- 9 . 19 青森県三沢市は、9月の上旬に行われた夜間離着陸訓練 (N L P) を受け、米海軍との友好関係を中断する方針を決めた
米海兵隊のトップのジェームズ・ジョーンズ総司令官が県庁で稲嶺恵一知事と懇談し、海兵隊訓練の展開の一つの可能性としてグアムに分散させる意向を示した
那覇空港の南約30キロの洋上で、航空自衛隊那覇基地第83航空隊所属の F - 4 戦闘機が左エンジントラブルを起こし、同空港に緊急着陸した
- 9 . 20 旧日本軍に接収され、戦後は国有地として取り上げられたとして、政府に戦後処理の観点から政治的な解決を求めようと、嘉手納、読谷、那覇の旧地主会が「沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会」を結成した
- 9 . 21 金武町の米軍キャンプ・ハンセン演習場レンジ4着弾地付近で火災が発生した
- 9 . 22 在沖海兵隊第331海兵遠征部隊の「特殊作戦能力証明演習 (S C E X) 」が、沖縄本島周辺海上で行われた
- 9 . 25 ティモシー A. ベッツ在沖総領事が就任あいさつのため県庁に稲嶺恵一知事を訪ねた
韓国分断後発の南北国防相会談が韓国の済州島で開かれた
米軍用地特措法に基づき、6月に行った強制使用の認定は違憲であるとして、地主2人が首相を相手に認定の取り消しを求める訴訟を那覇地裁に起こした
航空自衛隊那覇基地第83航空隊所属の F - 4 E J 改戦闘機が、すべての車輪が格納できなくなるトラブルを起こし那覇空港に緊急着陸した
- 9 . 28 新嘉手納爆音訴訟の第1回口頭弁論が、那覇地裁沖縄支部で行われた
那覇新港港口付近で、台湾船籍の大型コンテナ船が座礁し、那覇空港に着陸予定だった民間航空機が急遽米軍嘉手納飛行場や鹿児島空港に着陸した
- 9 . 30 普天間飛行場の返還・移設に伴う代替施設協議会の第2回会合が首相官邸で開かれ、県側は「軍民共用空港」を念頭にした民間機能に関する考え方や需要予測などを説明した
- 10 . 4 普天間飛行場の在沖米海兵隊は、ジェット燃料を使用した消火訓練を実施した
- 10 . 10 在沖米軍人の事件・事故の未然防止策を協議する県や国、米軍、市町村代表、社交業関係者らで組織するワーキングチームが発足した

- 10.11 名護市は普天間飛行場の移設先とされた同市辺野古地区など地元3区との間で「行政連絡会議」を発足させた
- 10.12 航空自衛隊那覇基地第83航空隊所属のF-4EJ改戦闘機が、那覇空港に着陸する際、減速できず滑走路上に設置されているワイヤーロープに機体のフックをかけて停止する事故が発生した
- 10.17 沖縄県軍用地等地主連合会と北谷町軍用地主会は、防衛庁、防衛施設庁を訪ね、軍転特措法の改正やキャンプ桑江内の返還実施計画の変更について要請した
- 10.20 宮城健一浦添市長は、那覇港湾施設の浦添市への一部機能移設を容認する従来方針を撤回、軍港移設に全面的に反対する姿勢を打ち出した
那覇署は、那覇市内のレストランで女性客から現金を盗んだとして、海兵隊員を窃盗の容疑で逮捕した
日米両政府は、普天間飛行場移設問題を協議する「普天間実施委員会(FIG)」を米国防総省で3年ぶりに開催したが、15年使用期限について具体的な回答は無かった
県の親川盛一知事公室長は那覇防衛施設局を訪ね、旧嘉手納爆音訴訟に加わらなかった嘉手納飛行場周辺住民に対する救済措置を求めた。また、基地周辺で実施されている防音工事に伴う空調機器の維持管理費負担について、全額国庫負担するよう要請した
- 10.21 「名護市への新たな基地建設に反対する県民総決起大会」が開かれ、労働組合、市民団体など約2千人が参加した
- 10.26 県や国、米軍、市町村代表、社交業関係者らで組織するワーキングチームの第2回会合が開催され、在沖米軍人の事件・事故を未然に防ぐため、米軍人が基地外で酒類を購入する際にIDの提示を徹底することを確認した
- 10.29 旧日本軍に接収され、戦後は国有地として取り上げられたとして、政府に戦後処理の観点から政治的な解決を求めようと結成された「沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会」は総決起大会を開き、要請決議を満場一致で採択した
宜野湾市の国道331号で、米陸軍人ら3人が乗った乗用車が反対車線に進入し、普通乗用車に接触する事故が発生した
- 10.30 在沖米軍人の事件・事故の未然防止策を協議する県や国、米軍、市町村代表、社交業関係者らで組織するワーキングチームは、キャンプ瑞慶覧(フォスター)内で実施されている在沖米海兵隊の教育プログラムを視察した
- 11.10 航空自衛隊那覇基地那覇救難隊のV-107ヘリコプターが、エンジントラブルのため那覇空港に緊急着陸した
- 11.13 北海道南部の松前町・大島の東約3キロの上空で、訓練中の米軍三沢基地所属のF-16戦闘機2機が接触し洋上に墜落した
- 11.17 日本政府の駐留経費負担が憲法違反として、平和的生存権や納税者としての財産権を侵害されたとして、米軍基地に反対する全国の百人以上の市民が国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は請求を棄却した
- 11.21 米軍用地の強制使用で県収用委員会が下した却下裁決をめくり、那覇防衛施設局が不服審査請求していた問題で、建設大臣は県収用委員会の採決を違法とする取消処分を下した
米軍普天間飛行場の移設に伴う代替施設の使用に関する協定を話し合う、国、名護市、県の三者による実務者連絡調整会議の初会合が那覇防衛施設局で開かれた
政府は1941年から44年にかけて、当時の旧国家総動員法に基づき、小禄海軍那覇飛行場の拡張のために収用し、戦後も現那覇空港の一部用地として引き続き使用している土地について、「司法上の売買契約により、正当な手続きを経て国有財産になった」との見解を示した
- 11.25 嘉手納基地爆音訴訟に加わらなかった住民の代表が県を訪ね、爆音被害の受忍限度を超える地域住民に対する過去の損害賠償と爆音被害の法制化を求める陳情書を提出した
- 11.30 嘉手納署と県警生活保安課、沖縄地区税関は、密輸目的で米国から大麻を密輸したとして、大麻取締法違反容疑で米軍人の男性と韓国籍で会社経営の女性2人を逮捕した
周辺事態法の際に、日本領海と周辺で商船などを乗船検査するための「船舶検査活動法」が参院本会議で賛成多数で可決成立した
- 12.6 普天間飛行場移設問題で、名護市の岸本市長は移設先の辺野古区を含む市東部13区の代表らとの行政懇談会を開いた
- 12.11 航空自衛隊那覇基地と米空軍嘉手納基地が救難活動で連携する訓練も含まれる日米共同の救難訓練が始まった
米ノースカロライナ州ジャクソンビル郊外で、海兵隊所属の垂直離着陸機MV-22オスプレイが墜落し、海兵隊員4名が全員死亡した
- 12.13 金武町伊芸区のキャンプ・ハンセンレンジ4付近で、午前5時から40分間実弾演習が行われ、事態を重く見た議会は夜間演習に対する抗議決議を採択した
- 12.20 石垣市白保の旧陸軍飛行場後の農地となっている国有地の元地主らが、農地の返還運動

を展開することを発表した

米軍人・軍属等による事件・事故防止のためのワーキングチームの第5回会合が開かれ、米側は深夜にゲートを出入りする泥酔者や未成年飲酒者のチェックを実施することを表明した

- 12.22 金武町伊芸区のキャンプ・ハンセン演習場内レンジ4付近で13日未明に実施された実弾演習の問題で、吉田金武町長が知事公室長を訪ね、演習の即時中止を求めた
- 12.25 橋本沖縄開発庁長官が来県し、稲嶺知事が沖縄振興法への取り組みや米軍普天間飛行場の早期移設、日米地位協定の見直しを要望した
- 12.27 沖縄署は、キャンプ・コートニー所属の海兵隊上等兵を住居侵入の疑いで逮捕した
稲嶺知事は県庁で斉藤防衛庁長官と会談し、SACOの合意事案の着実な実施による基地の整理縮小、15年使用期限の設定を含む普天間飛行場の移設と跡地利用の促進、日米地位協定の見直し、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音被害に係る公平補償などを要請した
- 12.28 在韓米軍の地位協定改定協議は、殺人など重罪を犯した在韓米軍人の身柄を起訴時点で韓国側に引き渡すよう改めることなどで合意・仮調印した
28日午後3時頃、与那城町屋慶名の総合公園建設予定地北側の造成地に、米海兵隊普天間基地所属のCH-46型ヘリコプターが不時着した
- 12.29 29日午前11時頃、金武町伊芸区のキャンプ・ハンセン演習場レンジ4付近で、在沖米海兵隊の実弾射撃訓練による山火事が発生した
米海兵隊ヘリの不時着で、前上門与那城町長と抗議決議を可決した議会の代表が那覇防衛施設局を訪れ、施設局長に対して抗議し、再発防止と勝連半島上空の飛行禁止を強く求めた

平成13年(2001年)

- 1.5 在沖米軍は、昨年7月のサミット直前から続けていた全兵士の酒類販売店への立入禁止令を解除すると発表した
- 1.5 金武町キャンプ・ハンセンで起きた山火事について、吉田金武町長が海兵隊、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所、県に対し、再発防止、実弾演習の中止を強く求めた
- 1.6 中央省庁の再編により内閣府が誕生した
- 1.9 本島北部の路上で、女子高校生のスカートをめくって写真を撮ったとして、県警はキャンプ・ハンセン所属の米海兵隊伍長を強制わいせつ容疑で逮捕した
- 1.10 米海兵隊によるわいせつ事件で、稲嶺知事は関係者の綱紀粛正への努力や過去の教訓が生かされていないと遺憾の意を表明した
- 1.11 海兵隊員による強制わいせつ事件で、キャンプ・ハンセンのオニール司令官が金武町の吉田町長を訪ねる事件について謝罪し、今後、綱紀粛正を含め海兵隊員への指導を徹底していくことを約束した
米軍基地内の緊急車両通行が日米合同委員会で合意した
海兵隊員による強制わいせつ事件で、吉田金武町長は那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所、県を訪れ、事件への抗議、被害者への謝罪、兵員教育の徹底、再発防止を申し入れた
- 1.12 海兵隊員の強制わいせつ事件で、県の石川副知事は海兵隊基地司令部を訪れ、事件への抗議と米軍の綱紀粛正の徹底及び再発防止に向けた実効性のある抜本的な解決策を強く求めた
- 1.14 名護署は、国頭村のスナックでけんかを止めようとした女性経営者に暴行を加えけがを負わせたとして、海軍病院勤務の1等兵曹を傷害の容疑で現行犯逮捕した。また、同容疑者と一緒に参考人として呼ばれた際に、交番内のテーブルを壊したとして、普天間基地勤務の軍曹を器物損壊の容疑で現行犯逮捕した
- 1.15 金武町と国頭村で相次いで事件が発生したことを受け、在沖米軍のオール・ヘイルストーン四軍調整官は稲嶺知事に電話で謝罪のメッセージを伝えた
金武町や国頭村で発生した事件で、安和知事公室次長は那覇防衛施設局を訪ね、事件の再発防止のために米側に米兵の教育プログラムの改善を働きかけるよう要請した
- 1.16 沖縄自動車道の金武町伊芸付近で、米軍のものと見られる肩かけ用ベルトがついた水筒20数個が散乱しているのが見つかった
県内で続発する米兵による事件で、稲嶺知事は橋本沖縄・北方担当相、外相臨時代理の福田官房長官、斉藤防衛庁長官と個別に会い、米軍の綱紀粛正と再発防止策の徹底などを強く求めた
- 1.17 ヘリコプターが与那城町に不時着したことで、前上門与那城町長と町議会の代表は在沖米領事館と米海兵隊を訪ね、事故に対し強く抗議した
3月末に使用期限が切れる米軍楚辺通信所と牧港補給地区の一部土地をめぐる強制使用裁決申請をめくり、県収用委員会が当事者から意見書を聴取する第1回公開審理が開かれた

- 1 . 19 県議会の臨時本会議が開かれ、米兵による強制わいせつ事件に対する抗議決議と意見書を全会一致で可決した。意見書には、県議会として初めて海兵隊と明記して兵力の削減を求めた他、綱紀肅正、教育の徹底、再発防止を求めた
稲嶺知事は、伊藤防衛施設庁長官と県庁で会談し、米兵による事件・事故で政府の一層の努力を要望した
- 1 . 20 米兵による強制わいせつ事件を受け、辺土名北谷町長と町議会の代表が県庁を訪ね、人権教育の徹底、被害者への謝罪と補償等を要請した
米軍基地従業員2名が、普天間飛行場内の電波発信施設の屋上で、高出力の電磁波を浴びた疑いがあるとして診察を受け、労災申請を出していたことが分かった
- 1 . 22 米兵の事件を受け、荒木外務副大臣が県庁を訪れ稲嶺知事と会談した
普天間飛行場でKC-130空中給油機が、異常を示す警告ランプが点灯したため、エンジン1基を止めて予防着陸した
- 1 . 23 基地使用認定の取り消し訴訟の第1回口頭弁論が開かれた
相次ぐ米兵の事件・事故を受け、県、県警、国、在沖米軍、金武町の幹部が話し合うワーキングチームの臨時会合が開かれ、再発防止に向け意見を交換した
- 1 . 24 金武町で起きたわいせつ事件で、吉田金武町長は防衛庁、防衛施設庁、外務省を訪ね強く抗議し、被害者への謝罪、米軍の規律・教育の徹底と再発防止を求めた
- 1 . 25 新嘉手納爆音訴訟の第3回口頭弁論が行われた
名護市安部の国道331号で、米軍車両からエンジンオイルと見られる油が流出する事件が起きた
- 1 . 26 金武町内で強制わいせつ事件を起こした米兵に対し、那覇地検は罪名を迷惑防止条例違反に切り替えて那覇簡易裁判所に略式起訴した。同裁判所が同日罰金5万円の略式命令を出し、米兵もこれを受け入れた
- 1 . 30 防衛施設庁は、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設について、環境調査の結果概要を発表した。同調査により、絶滅の恐れのある希少動植物が含まれることが判明し、自然環境への影響の少ない新たな候補地を探るため、2001年度から環境調査を2年間継続することを決めた
- 2 . 3 離任あいさつで来県したフォーリー駐日大使が県内で会見し、在沖米海兵隊の兵力削減問題に関して削減計画はないと述べた
- 2 . 4 本島南方約100キロの海上で、海上自衛隊横須賀海洋業務群所属の音響観測艦はりまと那覇地区漁協所属のマグロはえ縄漁船が衝突する事故が発生した
沖縄市内の駐車場でトラックを盗んだとして、米空軍嘉手納基地所属の軍曹が窃盗の容疑で逮捕された
- 2 . 5 金武町で起きた海兵隊員による強制わいせつ事件を受け、アール・ヘイルストン四軍調整官が県議会の海兵隊削減決議に関して、稲嶺知事や吉田金武町長、県議会議員らに指揮官数名に送ったEメールの中で批判していたことが明らかになった
- 2 . 6 四軍調整官がメールで知事らを批判した問題で、森善朗首相は国会で表現が適切でないとの認識を示した
- 2 . 8 午前10時4分頃、宮崎県の新田原基地から那覇基地に向かっていた航空自衛隊那覇基地所属のF-4EJ改戦闘機が、ブレーキなどの油圧系がゼロを示したため、嘉手納飛行場に緊急着陸した
午後8時50分頃、那覇市の国道330号の歩道を道に迷った米海兵隊員が銃を携帯したまま行き来する事件が起こった
四軍調整官のEメール発言問題で、アール・ヘイルストン四軍調整官は稲嶺知事、伊良皆県議会議長を訪ね直接謝罪した
- 2 . 9 9日午後1時頃（現地）、ハワイオアフ島の南沖約18キロで、愛媛県宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」と米原子力潜水艦「グリーンビル」が衝突した。この衝突でえひめ丸は沈没し、26名が救出されたが9名が行方不明になる事故が発生した
- 2 . 10 豊見城署は、那覇市内のカー用品店で万引きしたとして、窃盗の疑いで米海兵隊所属の上等兵を逮捕した
- 2 . 12 米軍基地から派生する環境問題の課題と解決策を探るため、「基地と環境を考えるシンポジウム」が開催され、米国とドイツから専門家を招き、基地内の環境保全と跡地利用に不可欠な汚染浄化のあり方などについて意見を交わした
- 2 . 13 北谷町における米兵による連続放火事件で、アール・ヘイルストン四軍調整官は県庁に稲嶺知事を訪ね、事件に対する遺憾の意を表し謝罪した
- 2 . 14 今年1月15日、北谷町北前の飲食店街で発生した火災で、県警は米海兵隊キャンプ・ハンセン所属の上等兵を放火の容疑者と断定し逮捕状を取り、米軍へ容疑者の身柄引き渡しを求めたが、引き渡しは拒否された
北谷町の放火事件で、アール・ヘイルストン在沖米軍四軍調整官は県庁に稲嶺知事を訪ね事件について謝罪するとともに、身柄の引き渡しについて好意的な対応をとる旨伝え

- た
海兵隊員による連続放火事件で、ウィリー・ウィリアムズ司令官は辺土名北谷町長を訪ね、町民に大きな不安と損害を被ったとして謝罪した
2002年9月2日で使用期限が切れる普天間飛行場と那覇港湾施設の土地強制使用手続きで、那覇防衛施設局は米軍用地特別措置法に基づく首相への使用認定を申請した
基地内の緊急車両の通行問題で、那覇防衛施設局と外務省沖縄事務所是那覇市内のホテルで基地所在市町村や消防機関への説明会を開いた
- 2 . 15 稲嶺知事は14日に外務省に河野大臣を、また、15日に防衛庁に石破副長官を訪ね、連続放火事件の容疑者の身柄引き渡し問題などに関連して、日米地位協定の見直しを強く要求したほか、米軍の綱紀粛正と再発防止策の徹底を訴えた
北谷町議会は、米海兵隊員による連続放火事件を受けて、県内で初めて海兵隊撤退を求める抗議決議と意見書、さらにはヘイルストーン四軍調整官の即時更迭を求める抗議決議を全会一致で可決した
海兵隊員による連続放火事件で、北谷町是那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所を相次いで訪ね、米軍に厳重抗議し容疑者の身柄引き渡しを求めるとともに、日米地位協定の改定に取り組むよう要請した
- 2 . 16 仲村正治内閣府副大臣は、副大臣会議で日米地位協定の改定を提案した
在沖米海兵隊員による連続放火事件とヘイルストーン四軍調整官の中傷メール問題について、県議会は被疑者の身柄引き渡し、日米地位協定の見直し、綱紀粛正の徹底、被害者の完全補償を求める意見書と抗議決議を全会一致で可決した
- 2 . 17 沖縄署は、停止中の車のワイパーを折り、通報を受けて駆けつけた捜査車両の日よけを壊したとして、在沖米陸軍トリステーション特殊作戦部隊所属の容疑者を器物損壊の容疑で現行犯逮捕した
- 2 . 19 北谷町の米陸軍兵士が器物損壊の容疑で逮捕された事件で、北谷町長は米陸軍トリイ基地を訪ね、兵士の綱紀粛正を強く求めた
米海兵隊員による連続放火事件などを受け、抗議決議・意見書を可決した嘉手納町議会が、県、外務省沖縄事務所などを訪ね、日米地位協定改定と海兵隊削減を求めた
- 2 . 20 北谷町で起きた米陸軍兵士による器物損壊事件で、県の親川知事公室長はトリイ基地を訪ね、事件に抗議するとともに綱紀粛正を要請した
日米地位協定の見直しや綱紀粛正の徹底などを含む抗議決議を全会一致で可決した県議会の代表らは、在日米沖縄調整事務所、米国総領事館、外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局を訪れ、決議文を手渡した
米兵の事件・事故防止のためのワーキングチームの第6回会合が開催され、北谷町や県は飲酒や深夜はいかいをなど限定して深夜外出禁止の検討を米軍側に求めた
- 2 . 21 地位協定の見直しや綱紀粛正の徹底を求める意見書を全会一致で可決した県議会の代表らは、首相官邸に福田官房長官、内閣府に仲村副大臣を訪ね意見書を手渡した
海兵隊員による放火事件など続発する米兵不祥事を受け、北谷町議会と沖縄市議会は、それぞれ午前12時以降の夜間、米兵の外出禁止を求める抗議決議を全会一致で可決した
市町村議会議長会は、海兵隊による連続放火事件など米軍人による事件続発に関する抗議決議を全会一致で可決した
千葉県議会は、1月9日に金武町で起きた海兵隊員による女子高校生に対する強制わいせつ事件を受け、在沖米海兵隊の削減などを求めた沖縄県議会の抗議決議を支持する決議を全会一致で可決した
- 2 . 22 具志川市にある在沖米海兵隊基地のキャンプ・コートニー内で、2年ほど前まで実弾を使用したクレー射撃が行われていたことが分かった
石川市議会は、北谷町で発生した米兵による連続放火事件に対する抗議決議と意見書を全会一致で可決した
日米両政府は日米合同委員会で、SACO最終報告に基づくキャンプ桑江とキャンプ瑞慶覧の米軍住宅統合の一環で、青少年センターと球技場をキャンプ瑞慶覧のゴルフレンジ地区に建設することを承認した
稲嶺知事は、県議会代表質問で在沖海兵隊削減を含む兵力の削減に関し、日本政府が日米協議の中で取り上げられることを求める姿勢を初めて打ち出した
- 2 . 23 宜野湾市議会、浦添市議会は、それぞれ臨時議会で日米地位協定の見直しや在沖米海兵隊の削減に関する意見書を全会一致で可決した
- 2 . 25 河野外相が来県し、県庁で稲嶺知事、伊良皆議長と会談し、知事は在沖米海兵隊の削減を含む米軍兵力の見直しを日米両国政府間で取り上げるよう初めて要請した。また、日米地位協定の抜本的な改定についても強く要望した
那覇市松山の市道で、普天間基地所属の海兵隊員の普通乗用車が、道路端に駐車中のタクシーに接触し、那覇署が道路交通法の当て逃げと無免許の違反で検挙した
- 2 . 26 2月定例県議会で、海兵隊訓練の国外移転について、稲嶺知事はグアムへの訓練移転の

- 可能性があるかどうか政府を通じて打診したい旨答弁した
20日付けで着任した橋本沖繩担当大使が着任会見をし、米軍による事件・事故の防止に全力を尽くす考えを示した
- 3 . 2 昨年12月から今年の1月にかけて本島内で発生した車両への放火や窃盗、器物損壊などの事件を捜査していた県警は、中部に住む米国人少年3人の犯行と断定し、このうち主犯格と見られ既に帰国している少年1人を除く18歳の高校生と19歳の大学生の少年について嘉手納署へ出頭を求め、窃盗などの容疑で逮捕した
- 3 . 4 名護市許田の国道58号で、キャンプ・シュワブ所属の海兵隊員の普通乗用車が読谷村在住の会社員の乗用車に接触し、米兵はそのまま逃走する事故が発生した
- 3 . 6 稲嶺知事は防衛庁の石破副長官、外務省の荒木副大臣を訪ね、一連の米兵不祥事を受け、在沖海兵隊を含む兵力の削減、軍人・軍属及びその家族が起こす事件事故の防止について要請した。海兵隊の削減について正式に政府に要請するのは初めて
代替施設協議会の第6回会合が開かれ、政府はジュゴンの生息に関する予備的調査結果を公表した。また、滑走路の長さについて、2,000メートルを基本に検討すること及び民間施設に係る面積は10ヘクタール程度必要との認識で一致した
- 3 . 8 日米合同委員会が開催され、米兵の身柄引き渡し問題で、日米地位協定の運用改善について協議を始めることを合意した
宮城嘉手納町長は、3月の定例町議会で、米軍嘉手納飛行場の全面返還を求める施政方針を述べた
- 3 . 10 那覇防衛施設局は、米海兵隊の普天間飛行場の移設先の名護市辺野古沿岸域でヘリコプター4機を飛ばし、辺野古区などの名護市東海岸と宜野座村松田区の騒音の測定調査をした
- 3 . 12 2月5日に米軍普天間飛行場の上空で訓練から帰投中の同基地所属のCH-53大型輸送ヘリコプター同士が飛行中に接触し、それぞれ回転翼と垂直尾翼を損傷する事故を起こしていたことが分かった
普天間飛行場で起きたヘリコプター同士の接触事故で、親川知事公室長は在沖米海兵隊基地司令部を訪ね、事故に抗議し再発防止を求めた。また、同様に比嘉宜野湾市長も要請を行った
- 3 . 13 米軍人・軍属による事件被害者の会は、参議院会館で米軍人・軍属による犯罪のための被害賠償法の制定を求める集会を開き、国会議員らに対して議員立法制定に協力を呼びかけるとともに、外務省に要請した
- 3 . 15 県が在沖米海兵隊の訓練をグアムなどに移転することを打診していることに対し、米政府は、沖縄の海兵隊の訓練について移転が可能か検討を開始していると正式に見解を示した
- 3 . 16 県内で米兵らによる事件や事故が続発していることを受け、稲嶺知事は首相官邸に福田官房長官を訪ね、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減を米側と協議するように正式に文書で要請した
県警は、県内に住む10代の少女に暴行したとして、婦女暴行の疑いで航空自衛隊恩納分屯地所属の2等空尉を逮捕した
- 3 . 17 女子高校生のわいせつ事件や北谷町の放火事件など、相次ぐ米兵事件に抗議する「米軍による事件糾弾、海兵隊の撤退と基地の県内移設に反対する県民集会」が開かれ、市民団体や労組関係者ら約1千人が参加した
自衛官による少女暴行事件に関連して、防衛庁の石破副長官、竹河内航空幕僚長が県庁に稲嶺知事を訪ね謝罪した。知事は事件に強く抗議するとともに、原因の徹底究明と再発防止を申し入れた
- 3 . 19 自衛官による少女暴行事件で、恩納村議会は抗議決議案を全会一致で可決し、容疑者が所属する恩納分屯地を訪ね、小原司令に抗議決議文を手渡した
在沖米四軍調整官は、在沖海兵隊基地内の兵員食堂で、民間従業員231人を2002年4月までに新規採用すると発表した
自衛官による暴行事件で、県教育委員会、恩納村議会など6団体が航空自衛隊那覇基地を相次いで訪れ厳しく抗議するとともに、綱紀粛正、再発防止策の徹底を求めた
森総理とワシントンで会談したブッシュ大統領は、米軍普天間飛行場の代替施設に関し15年使用期限を求めていることについて、困難な問題であり米軍プレゼンスは重要だと述べた
- 3 . 22 19日深夜、具志川市のキャンプ・コートニー内で、米海兵隊員が日本人従業員2人に向けプラスチック弾を発射していたことが分かった
- 3 . 23 金武町伊芸区の住宅地域に近いキャンプ・ハンセン内にある実弾射撃演習場レンジ5について、在沖米海兵隊は22日までに、住民地域に及ぶ騒音を抑えるため、実射地点を住宅地域から離れた南東部の山側に移す方針を固めた
橋本沖繩・北方担当相は米太平洋軍のデニス・ブレア司令官と会談し、普天間飛行場の

- 代替施設の15年問題について引き続き日米間で協力して取り組んでいくことで一致した
- 3.26 3月末に期限切れとなる楚辺通信所と牧港補給地区の一部土地の強制使用手続きで、県収用委員会の採決が来月以降にずれ込み、期限切れに伴う国の暫定使用に突入することが26日までに確定した
- 3.27 那覇軍港移設を前提とする那覇港湾管理一部事務組合設立に向けた推進協議会が設置勝連町のホワイト・ビーチ沖で、訓練中のドック型揚陸輸送艦ジュノーで民間人を対象にした見学ツアーが行われた
- 3.28 那覇防衛施設局は、米軍用地特措法に基づき、3月31日に使用期限の切れる読谷村楚辺通信所と浦添市牧港補給地区の一部土地の4月1日以降の暫定使用手続きを取った河野外相は衆議院外務委員会で、県側が求めている海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について、「現在、日本政府として在沖米軍の兵力削減を米国に直ちに求める気持ちはない」と明言した
- 沖縄署は、28日未明、盗んだ乗用車で逃走中に検問していたパトカーに衝突したとして、キャンプ瑞慶覧（フォスター）所属の米海兵隊上等兵を公務執行妨害の容疑で現行犯逮捕した
- 3.29 県議会は2月定例会の最終本会議で、「幹部自衛官による女子中学生暴行事件に関する意見書」と「米軍CH-53Eヘリコプター接触事故に関する意見書・抗議決議」を可決
- 3.31 米軍嘉手納飛行場に住む少年らの建造物損壊事件で、県警の合同捜査本部は、盗難車で名護市内の衣料品店に突込み家屋を壊したとして、窃盗や建造物損壊などの容疑で米本国に帰国していた少年を逮捕した
- 4.1 嘉手納飛行場を飛び立った米海軍の電子偵察機EP-3が、1日午前9時15分頃、南シナ海上空で中国軍の戦闘機と接触し、中国機は墜落、米機は中国南部の海南島に緊急着陸した
- 4.2 2日午前10時頃、米海軍の原子力潜水艦シカゴが日米政府間で取り決めた事前通告をしないまま、長崎県・佐世保港に入った
- 4.3 青森県三沢市の天ヶ森射撃場沖の太平洋に米空軍三沢基地のF-16戦闘機が墜落した
- 4.4 在沖米海兵隊報道部は、北谷町のキャンプ瑞慶覧（フォスター）内の湧き水に基地内給油所のガソリンや下水が混入していたと発表した
- 4.5 在沖米空軍嘉手納基地で、離陸のため滑走していたF-15戦闘機1機が滑走路に敷設されている緊急用のワイヤーを使って緊急停止した
- 4.6 米海兵隊基地キャンプ瑞慶覧（フォスター）から流出したガソリンから有害物質のベンゼンが検出された問題で、県文化環境部は、ガソリンが流出した北谷町の小川で水質調査のためのサンプルを採取した
- 4.7 金武町の国道329号でタクシーと衝突した乗用車の外国人男性が逃走した事件で、石川署は、キャンプ・ハンセン所属の第3海兵遠征軍の伍長が運転していたと断定し事情聴取した
- 4.9 北谷町の米軍キャンプ瑞慶覧（フォスター）内でガソリンが流出して地下水を汚染した問題で、県環境保全課は、周辺河川2カ所の水質調査の結果、現時点で環境に影響はないと発表した
- 北谷町の国道58号交差点で、在沖米海兵隊員の乗用車が沖縄市の少年のオートバイに衝突後、逃走し、転倒した少年が意識不明の重体となる事故が発生した
- 4.10 沖縄県軍用地等地主連合会は防衛施設庁に伊藤長官らを訪ね、駐留軍用地の返還等に伴う特別措置に関する8項目の要請を行った
- 4.11 沖縄署は、沖縄市中央の民家に全裸で侵入したとして、住居侵入容疑で米空軍嘉手納基地第17特殊作戦中隊所属の兵長を現行犯逮捕した
- 4.13 森首相は、宜野湾市の米軍普天間飛行場などの一部土地について、那覇防衛施設局が強制使用期限の切れる2002年9月までに地権者との間で賃貸借契約が結ばれる見込みがないとして、駐留軍用地特別措置法に基づき申請した強制使用を認定した
- 米軍普天間飛行場の移設問題で、那覇防衛施設局と県職員らが名護市議会を訪れ、3月上旬に施設局が実施した辺野古沿岸域でデモフライトや軍民共用空港に対する県の考え方について説明した
- 4.16 米軍嘉手納飛行場に住む少年らの建造物損壊事件や放火事件で、那覇家裁に送致された基地内の大学生と高校生の少年審判が開かれ、大学生を刑事処分相当として那覇地検に逆送致、高校生を非行事実を認定した上で不処分とする決定をそれぞれ下した
- 基地従業員で組織する全駐労沖縄地本が問題視してきた警備員のけん銃携帯を、米海軍が泡瀬通信施設のガードボックスに駐在する日本人警備員に義務付けていることが分かった
- 4.17 伊良部町議会は臨時議会を開き、下地島空港の自衛隊機訓練誘致に関する賛成決議を全会一致で採択した
- 浦添市の儀間市長と在沖米海兵隊のウィリー・ウィリアムス基地司令官は、緊急車両の

- 基地内通行が可能になる「現地実施協定書」に署名した
浦添市牧港の駐車場から普通乗用車を盗んだ疑いで、キャンプ・フォスター（キャンプ瑞慶覧）所属、米海兵隊3等軍曹を書類送検した
在沖米陸軍第10地域支援群は、浦添市のキャンプ・キンザー（牧港補給地区）内で、在沖米四軍から出された再利用品を発展途上国に無償譲渡する「人道支援プログラム」の現状を公表した
- 4.18 米軍普天間飛行場の移設問題で、代替施設の予定地に隣接する宜野座村松田区は、3月末の区民総会で移設に反対する決議案を全会一致で可決し、18日に那覇防衛施設局や県に対し要請した
幹部自衛官による暴行事件で、航空自衛隊は南西航空混成団恩納分屯基地所属の2等空尉を同日付けで懲戒免職した
- 4.19 那覇軍港の移設を前提とする那覇港管理一部事務組合設立に関する推進協議会幹事会の初会合が、県、那覇、浦添両市の実務レベル責任者が出席して開催した
対中国偵察飛行の再開を目指す米国防総省は、これまで単独に非武装で活動していた偵察機に、沖縄の米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機を護衛に付けるための飛行訓練を沖縄周辺で開始した
- 4.20 那覇防衛施設局は、米軍用地強制使用問題で、県収用委員会が却下裁決した嘉手納飛行場や普天間飛行場など4施設の地籍不明地について、6ヶ月分の担保提供（供託）を完了した
県と那覇防衛施設局などは、普天間飛行場代替施設の移設先とされる名護市久辺3区の行政委員らに、国の騒音調査の結果報告と県の軍民共用空港の説明会を久志公民館で開いた
- 4.21 SACOの最終報告で返還が決定している楚辺通信所の跡地利用計画推進を目的とした「楚辺通信所返還跡地利用地主会」は第3回定期総会を開き、宅地や農地、公共施設利用地などを含む跡地利用基本構想案を承認した
- 4.23 沖縄署は、北谷町内の店からテレビ1台を盗んだとして、米軍人2人を窃盗の容疑で現行犯逮捕した
続発する隊員の不祥事再発防止を目的に、在沖米海兵隊と外務省沖縄事務所が、県内各基地のゲートに設置する「行動を律する標語」掲示板の除幕式がキャンプ・ハンセンで行われた
- 4.24 在日米軍の駐留経費を国が負担しているのは、憲法前文で保障された「平和的共存権」の侵害などとして、宇井純沖縄大教授らが国に約百万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京高裁は請求を退けた1審東京地裁判決を支持し、控訴を棄却した
- 4.25 米軍嘉手納飛行場に住む少年の器物損壊や放火事件で、那覇地検は「刑事処分相当」として那覇家裁から逆送致される無職少年と基地内大学生を、窃盗や建造物損壊、建物等以外放火の罪で那覇地裁に起訴した
海兵隊削減を求める署名行動を展開してきた連合沖縄などの労働団体は、「百万人署名」運動の結果について会見し、140万人余の署名が集まったことを報告した
- 4.28 在沖米海兵隊はフィリピンで行われる合同演習参加のため、所属機の給油を目的に、波照間（竹富町）、下地島（多良間村）両民間空港を使用した
- 4.30 嘉手納ロータリーで、米陸軍トリイ通信所のショベルカーの油漏れが原因と見られるスリップ事故が発生した
- 5.2 在沖米海兵隊の所属ヘリなどがフィリピンとの合同演習に向かうため県内の民間空港を使用した問題で、県の親川知事公室長は在沖米海兵隊外交政策部に民間空港使用の自粛と遺憾の意を伝えた
フィリピンへの合同演習に向かう途中で米軍ヘリが波照間空港に給油のため着陸した問題で、竹富町議会は臨時議会を開き、抗議決議と首相や外相あての意見書を全会一致で可決した
沖縄署は、酒気帯び運転でガードレールに衝突した容疑で、嘉手納基地所属の米空軍1等軍曹を現行犯逮捕した
在沖米海兵隊所属ヘリの波照間空港使用問題で、竹富町的那根町長は県の親川知事公室長を訪ね、米軍の空港使用を認めないよう要請した
フィリピン国防省のトップのアンヘロ長官は、マニラを訪問した下地幹郎衆議院議員ら国会訪問団に対し、在沖海兵隊の訓練受入について、「米国が望み、使用料を払うなら商業ベースで受け入れてもよい。訓練に適した場所はある」などと述べ、前向きな考えを示した
- 5.7 伊良部町の浜川町長と津嘉山議会議長は、下地島空港への自衛隊機訓練誘致を空港管理者である県の石川副知事に要請した
米国防総省によると、米軍偵察機と中国機との接触事故以来1ヵ月余り停止していた偵察飛行を再開した

- 5 . 9 具志川市のキャンプ・コートニーで2年前まで行われていた実弾クレー射撃問題で、那覇防衛施設局は、8・9日の両日、現場海域でヒジキの生息量を調査した
- 5 . 10 米国防総省は、次期第3海兵遠征軍司令官にウォレス・グレッグソン少将を指名した前県議の嘉数昇明氏がグアムを訪れた際、カール・ギテレス知事は、在沖米海兵隊を2千人から2千5百人程度受け入れる用意があることを再度強調した
米軍キャンプ・フォスター（キャンプ瑞慶覧）内でガソリンが流出し地下水を汚染した事故で、北谷町の代表らが、流出地点の給油所や汚染水を一時貯蔵しているプール場などを視察するとともに、米軍に対し厳正に調査を行うよう申し入れた
- 5 . 13 米軍基地の整理縮小、海兵隊を含む在沖米軍の兵力削減、地位協定見直し、綱紀肅正に理解と協力を求めるため、稲嶺知事をはじめとする県の訪米団が米国ワシントンに向けて出発した
- 5 . 16 フィリピンでの合同演習に参加していた在沖米海兵隊所属のヘリと給油機が給油目的で波照間、下地島の両民間空港に再飛来した
県警と与那原署は、佐敷町内の民家の駐車場で乗用車からカーコンボ等を盗み、犯行を発見した所有者に暴行を加えた強盗致傷容疑で、在沖米軍人の家族で基地内の高校に通う17歳と18歳の高校生2人を逮捕した
- 5 . 17 国土交通省航空局は、14日に開いた民間空港分科委員会特別作業部会で返還合意された嘉手納ラブコンについて、米側から進入管制業務移管に係る運用所用について説明があったことを発表した
- 5 . 19 内閣府は、7年ぶりに復帰後8回目となる「沖縄県民の意識に関する世論調査」の結果を発表した。第5回で基地調査項目を設けて以降、はじめて基地容認が否定を上回った
- 5 . 22 米軍用地特措法に基づき、昨年6月に内閣総理大臣が行った強制使用の認定は無効だとして、その取り消しを求めた訴訟の第2回口頭弁論が那覇地裁で開かれ、被告・国側が準備書面を陳述した
米軍嘉手納飛行場内に住む少年3人が昨年12月に名護市内の衣料品店に盗難車で突っ込んだ器物損壊事件で、同店の経営者が賠償請求に応じなかった少年2人を相手取り、損害賠償を求める訴えを那覇地裁名護支部に起こした
- 5 . 23 沖縄市、嘉手納町、北谷町でつくる「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」の役員会が開かれ、本年度の活動方針として、嘉手納飛行場内の軍用地料の見直しを求める要請などを行うことを確認した
- 5 . 24 米軍嘉手納飛行場の周辺住民が米軍機の早朝・夜間飛行差し止めや損害賠償などを日米両政府に求めている新嘉手納爆音訴訟の第5回口頭弁論が那覇地裁沖縄支部で開かれ、原告1人と代理人が意見陳述した
- 5 . 25 米軍基地内の福利厚生施設で働く日本人従業員の給与支払い事務を10月から日本側に移管することで日米が合意していることにもない、防衛施設庁の労務調査官が県庁を訪れ、法廷受託事務として基地従業員の労務管理事務を行っている県に対し、事務移管への協力を求めた
- 5 . 26 基地問題解決への理解を求めて訪米していた稲嶺知事ら県の訪米団が帰国した
- 5 . 29 普天間飛行場の移設に伴う代替施設の使用に関する協定を話し合う実務者連絡調整会議が那覇防衛施設局（第5回）で開かれ、米軍キャンプ・シュワブ内にある爆破物処理場を西側に移設することで合意した
- 5 . 30 沖縄署は、沖縄市内のスポーツ店でバスケットシューズ3足を万引きしたとして、窃盗容疑で米国人の無職の少年を逮捕した
- 6 . 2 石川署と米海兵隊憲兵隊は、金武町内の女性宅に侵入し逃走する際に隣家のビニールハウスを壊したとして、住居侵入と器物損壊容疑の現行犯で米軍キャンプ・ハンセン所属の米海兵隊3等軍曹を共同で現行犯逮捕した
- 6 . 4 尾身幸次沖縄・北方対策担当大臣は、県庁に稲嶺知事、伊良皆県議会議長を訪ね、新たな振興開発計画や基地問題について懇談した
- 6 . 5 名護市にある米軍キャンプ・シュワブ内の爆破物処理場の移転で、防衛施設庁は、地元の名護市議会に対して説明を行った
下地島空港への自衛隊機の訓練誘致問題で、伊良部町の浜川町長、津嘉山町議会議長は自民党県連に対し、同空港の運用に係る県・国間の「覚書」と県議会の「付帯決議」を見直すよう求めた
勝連町の県立与勝高校近くの陸上自衛隊勝連分屯地内で、同隊第101飛行隊所属のCH-47ヘリコプターが離着陸訓練を行い、騒音の影響で同校の5時限目の事業が一時中断する事件が起こった
米軍用地の強制使用期限切れ後も暫定使用できるよう制定された改定米軍用地特措法は無効だとして、土地提供を拒否している反戦地主らが国に土地所有権の不存在確認と損害賠償を求める訴訟の第21回口頭弁論が那覇地裁で開かれ、双方が最終準備書面を陳述し結審した

- 6.6 与勝高校における陸上自衛隊のヘリコプター騒音問題で、陸上自衛隊幹部が県庁を訪ね、学校側への配慮が欠けていたことを謝罪した。また、同様に、勝連町役場に蔵当町長を、そして与勝高校に知念校長をそれぞれ訪ね謝罪した
米軍基地の跡地利用で代表的手法とされる土地区画整理事業を推進する「事業計画案作成支援システム」の自治体関係者を対象にした説明会が沖縄総合事務局で開かれた
- 6.7 与勝高校における陸上自衛隊のヘリコプター騒音問題で、津嘉山県教育長は那覇市の陸上自衛隊那覇駐屯地を訪ね、広瀬団長に再発防止を要請した
稲嶺知事は外務省で田中外務大臣と会談し、普天間代替施設の15年使用期限問題で早期決着の必要性を要請した
与勝高校における陸上自衛隊のヘリコプター騒音問題で、防衛庁の中谷長官は、今回の移設は適切ではなかったとの認識を示し、その上で、移転も視野に入れて検討する考えを明らかにした
在沖米海兵隊基地キャンプ・コートニーで約35年にわたって実弾クレー射撃が行われていた問題で、コートニー内のビーチのリーフに約60トンの鉛が蓄積していたことが分かった
- 6.8 普天間飛行場の移設に伴う代替施設協議会の第7回会合が首相官邸で開かれ、防衛庁が代替施設案として3工法8案を県や名護市などに提示した
浦添市港川の市道で、歩行中の男性の背中にBB弾と呼ばれるプラスチック製模擬弾を発射したとして米国籍の男性と高校生が暴行容疑で逮捕した
- 6.9 沖縄市内の衣料品店から野球帽を盗んだとして、米軍キャンプ・シュワブ所属の海兵隊員を窃盗の現行犯で逮捕した
- 6.11 勝連町の陸上自衛隊勝連分屯地のヘリによる騒音問題で、勝連町議会は臨時議会を開き、「陸上自衛隊ヘリの騒音事件に対する意見書」を全会一致で可決した
宮崎県新富町の航空自衛隊新田原基地に、米軍嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機6機が嘉手納飛行場周辺の悪天候を理由に緊急着陸した
- 6.12 鹿児島県加計呂麻島に11日、新田原基地に緊急着陸した米軍嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機が、沖合で投棄したタンクの一部と見られる長さ約6.5m、直径約90cmの補助燃料タンク2個が漂着した
- 6.13 宜野湾市大山の住宅のそばに、米軍普天間飛行場所属のヘリから衣類の入った袋（長さ約60cm、直径約30cmの筒状の袋）2個が落下した
宜野湾市大山の民家のそばに、米軍ヘリから衣類や水筒などが入った訓練用のバッグが落下した事故で、海兵隊航空群司令官トーマス・コナン大佐が宜野湾市役所に比嘉市長を訪ね、事件の発生について謝罪した
県環境保全課は、「環境月間」の取り組みの一環として、米軍嘉手納飛行場の航空機騒音の目視調査を同町屋良で行った
- 6.14 県議会6月定例会で、石川副知事の退任に伴い、副知事に比嘉茂政出納長、出納長に嘉数昇明氏を起用する三役人事案が提案され、賛成多数で可決した
宜野湾市で米軍ヘリから訓練用バッグが落下した事故で、宜野湾市議会の基地関係特別委員会は落下現場を視察した
中谷防衛庁長官は衆院安全保障委員会で、宜野湾市で派生した米軍ヘリ落下物事故について、那覇防衛施設局長を通して米軍に対し事故原因の究明と再発防止を申し入れたことを明らかにした
米国防総省は、米海軍が米自治領プエルトリコ・ピエケス島の演習場で実施している爆弾投下訓練を2003年5月末までに中止する方針を発表した
- 6.15 沖縄署は、沖縄市上地の民家の玄関先で、米軍普天間飛行場航空隊所属の上等兵を住居侵入で現行犯逮捕した
- 6.18 西原町兼久の中城湾港西原と那原地区マリンタウンプロジェクト埋め立て工事現場で、ブルドーザーで整理作業中に沖縄戦当時のものとみられる不発弾が爆発した。不発弾の破片とみられるものが運転手の頭部に当たり、左頭部裂傷の軽傷を負った
- 6.19 宜野湾市の6月定例県議会で、宜野湾市大山で起きた米軍ヘリ落下物事故に対する抗議決議と意見書を全会一致で可決した
2002年9月2日に国の使用期限が切れる米軍普天間飛行場と那覇港湾施設の一部土地の強制使用手続きで、国は土地調書と物件調書作成への立ち会い、署名押印を拒否した地主に代わり改定米軍用地特措法に基づいて署名を代行した
宜野湾市内で発生した米軍ヘリ落下物事故について、県議会米軍基地関係特別委員会が落下現場を視察した
在沖米海兵隊の訓練の一部分散が話し合われた田中外相とパウエル国務長官との日米外相会談を受け、稲嶺恵一知事は具体的な内容に触れていないとし、今後日米両政府間で移転についての具体的な話し合いがなされることを期待するとコメントした
駐留米兵家族の米少年3人が名護市内の衣料品店に盗難車で突っ込んだ事件で、損害賠

- 償を求めた訴えの第1回口頭弁論が那覇地裁名護支部で開かれ、被告側はこの日の弁論までに何ら応答せず欠席したため即日結審した
- 6.20 今年3月に宜野湾市内の雑貨店駐車場から乗用車1台などを盗んだとして窃盗罪に問われた在沖海兵隊キャンプ・フォスター（キャンプ瑞慶覧）所属の上等兵の判決公判が那覇地裁が開かれ、懲役1年、執行猶予3年を言い渡した
- 6.22 在沖米海兵隊基地司令官の交代式が北谷町キャンプ瑞慶覧で行われ、新しい司令官にテイモシー R.ラーセン准将が着任した
- 6.23 沖縄署は、米軍キャンプ・フォスター（キャンプ瑞慶覧）所属の海兵隊員を、北谷町北前のアパート1階に住む女性の部屋の玄関先に侵入した住居侵入の現行犯で逮捕した
- 6.24 浦添市議会は、旧日本軍飛行場用地の早急な戦後処理を求める意見書を全会一致で可決
 沖縄市知花で酒に酔ってタクシー内で暴れ後部窓ガラスを壊したとして、沖縄署は米海軍キャンプ・シールズ所属の1等兵を器物損壊の容疑で現行犯逮捕した
- 6.25 北海道の航空自衛隊島松射撃場上空で、訓練中のF-4戦闘機が謝って機関砲の訓練団を発射し、北広島市富ヶ岡の駐車場の乗用車とバスが銃弾を受け破損した
 北海道で誤射事件を起こした戦闘機の所属する航空自衛隊那覇基地の双石芳則基地司令官は、今回の事故について、「遺憾であり、今後速やかに事故原因等を調査し、事故の再発防止に努めていきたい」とするコメントを発表した
- 6.27 北中城村議会は、宜野湾市大山で起きた米軍ヘリ物資落下事故に対する抗議決議を全会一致で可決した
 米軍普天間飛行場移設問題で、防衛施設庁は移設先の名護市久辺三区に隣接する宜野座村の村立中央公民館で各区の代表、村議等約70人に対し、代替施設の3工法8案について説明した
- 6.28 海兵隊削減による米軍基地の整理縮小を求める百万人署名運動を展開してきた連合沖縄の玉城清会長ら代表は首相官邸に福田官房長官を訪ね、小泉首相あてに全国から集めた約170万人分の署名を提出した
 恩納村の大城村長と同村議会基地特別委のメンバーは那覇防衛施設局を訪れ、米軍キャンプ・ハンセン演習場内のレンジ7とレンジ9で行われている工事を中止するよう抗議
 沖縄戦中の1943年以後に建設・拡張された旧日本軍の飛行場の所有権回復を求めている旧日本軍飛行場用地問題解決促進協議会の代表等が県庁を訪れ、戦後地主に返還された本土の事例の調査を実施し、県が沖縄の戦後処理問題として政治解決に取り組むよう要請した
 ジョーンズ米海兵隊総司令官は県庁に稲嶺恵一知事を訪ね、在沖米海兵隊の訓練移転などについて意見交換した
- 6.29 今年3月に国の使用期限が切れ暫定使用となっている米軍施設の一部土地の強制使用手続きで、県収用委員会は臨時会を開き、楚辺通信所では今年8月から3年10ヵ月、牧港補給地区の一部土地では同月から5年の強制使用を認める裁決を下した
 北谷町美浜の駐車場で、20代の女性が米国人軍人と見られる外国人男性から暴行される事件が発生した
 県議会総務企画委員会で、25日に起きた那覇基地所属自衛隊機の誤射事故に関し、訓練中止と事故の再発防止を求める意見書を全会一致で採択した
 沖縄県軍用地等地主会連合会は稲嶺恵一知事を訪ね、来年6月に期限が切れる県米軍用地返還特別措置法の延長と給付期間の見直しについて県の支援を要請した
- 6.30 ワシントンのキャンプ・デービッドで、小泉首相とブッシュ大統領の日米首脳会談が行われた
- 7.2 北谷町美浜における婦女暴行事件で、県警が嘉手納基地所属の空軍兵士の逮捕状を請求
- 7.3 米軍嘉手納基地司令官のゲーリー・ノース准将は北谷町役場を訪れ、辺土名町長に謝罪
 稲嶺恵一知事は防衛庁で中谷防衛庁長官と会い、米兵婦女暴行事件について強い遺憾の意を伝え、国、県、市町村と在沖米軍でつくるワーキングチームの作業見直しなど、きめ細かい再発防止策を講じる必要性を強調した
 米空軍兵士の婦女暴行事件で、在沖米軍トップのアール・ヘイルストン四軍調整官は県庁を訪れ、遺憾の意を表明した
 米兵による婦女暴行事件で、県議会基地関係特別委員会は、被害者への謝罪と補償、基地の整理縮小と海兵隊を含む米軍兵力の削減などを求める抗議決議、意見書をそれぞれ全会一致で採択した
 外務省の山口政務官、内閣府の仲村副大臣が相次いで県庁を訪れ、米兵による婦女暴行事件に対して遺憾の意を伝えた
- 7.5 衆議院沖縄・北方問題特別委員会と外務委員会の理事が、米兵による暴行事件の現場を視察した
 県議会の6月定例会最終本会議が開かれ、米兵による婦女暴行事件に関する抗議決議と意見書を全会一致で可決した

- 7.6 北谷町で発生した米兵による婦女暴行事件で、県警は日米合同委員会での身柄引き渡しの合意を経て、6日午後8時50分に米軍嘉手納基地所属の2等軍曹を逮捕した
- 7.7 北谷町で発生した米兵による婦女暴行事件で、容疑者が7日朝那覇地検に送検された具志川市のキャンプ・コートニーで行われていた実弾クレー射撃場跡地での鉛による周辺海域への影響が懸念されている問題で、環境調査を実施した在沖米海兵隊は、鉛の濃度は基準値以下とする結論を発表した
北谷町美浜で発生した暴行事件に抗議し、女性の人権を考えようと緊急決起集会が開かれ約550人が参加した
- 7.9 嘉手納町議会は臨時会を開き、北谷町で発生した女性暴行事件に関連して、在沖米軍の兵力削減、飲酒目的などの夜間外出制限などを求める抗議決議案と意見書案を全会一致で可決した
- 7.10 米兵女性暴行事件を受けて、衆院外務委員会は日米地位協定の見直しを求める決議案を全会一致で可決した
- 7.11 稲嶺恵一知事は外務省で田中外相と会談し、北谷町で起きた米兵による女性暴行事件に関して、実効性のある再発防止策を要望するとともに、日米地位協定の抜本的見直しを強く申し入れた。また、中谷防衛庁長官、尾身沖繩担当相、ペーカー駐日米大使、福田官房長官を相次いで訪ね、事件の再発防止、日米地位協定の改定を強く求めた
米兵による女性暴行事件を受けて、県議会の抗議要請団は首相官邸や関係省庁、在日米大使館などを訪ね、米軍事件・事故に抗議し、日米地位協定の抜本的改定などを求める抗議決議を手渡した
- 7.12 米軍嘉手納飛行場周辺住民による新嘉手納爆音訴訟の第6回口頭弁論が開かれ、国側が準備書面で基地の公共性を主張した
アジア・太平洋地域への兵員や装備の輸送能力向上をテストするため、在沖第3海兵遠征軍は民間の高速艇をチャーター契約した
- 7.13 那覇市情報公開条例に基づく自衛隊基地「対潜水艦戦作戦センター（ASWOC）」建設資料の公開を国が裁判で差し止めることができるがどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第二小法廷は那覇市の公開決定を取り消すよう求めた国の上告を棄却した
- 7.14 北谷町美浜で発生した米兵による女性暴行事件を受け、県警は13日から週末の夜間本部の警官を美浜に派遣し、警備を強化する特別警戒を始めた
- 7.16 デニス・ブレア太平洋軍総司令官は県庁に稲嶺恵一知事を訪ね、北谷町の暴行事件に関しては大変遺憾とし謝罪した
- 7.18 北谷町での米兵による暴行事件で、那覇地検は米空軍嘉手納基地所属の2等軍曹を婦女暴行罪で起訴した
- 7.21 沖繩署は、駐車中の車両に放火したとして、米空軍嘉手納基地第18輸送中隊所属の兵長を器物損壊容疑で逮捕した。また、同日、沖繩市内でバイクを壊したとして米海兵隊上等兵も器物損壊容疑で逮捕した
- 7.23 沖繩市で発生した米空軍所属の兵長による車両放火事件を受け、沖繩市、嘉手納町、北谷町で構成する三連協の各代表は嘉手納飛行場を訪ね、ゲーリー・ノース准将に対して深夜の外出制限を求めた
- 7.24 小泉首相は、首相官邸で米国パウエル国務長官と会談し、日米地位協定の運用改善が効果的でない場合には、改定も視野に入れることになることになると述べた
沖繩県軍用地転用促進・基地問題協議会の2001年度総会が開かれ、頻発する米兵事件を受け、日米両政府に対する要請事項に在沖米兵力の削減や海兵隊の訓練移転を初めて盛り込んだ
- 7.25 沖繩市内で発生した車両放火事件と器物損壊事件を受け、沖繩市議会は臨時会を開き、米兵の深夜外出禁止、日米地位協定の改定を求める意見書を全会一致で可決した
沖繩市山内の県道で23日未明、米軍属の家族で無免許の少年が酒気帯び運転で事故を起こしていたことが分かった
- 7.26 北谷町における連続放火事件の判決公判が那覇地裁で開かれ、懲役5年の判決を言い渡した
米太平洋艦隊司令官に就任するアール・ヘイルストン在沖米四軍調整官が、離任のため県庁に稲嶺恵一知事を表敬訪問した
- 7.27 沖繩市内で発生した車両放火事件と器物損壊事件を受け、北谷町議会は臨時議会を開き、米兵の深夜外出禁止等を求める意見書を可決した
頻発する米軍関連の事件・事故を焦点に、県、国、在沖米軍が協議する三者連絡協議会の第21回会合がキャンプ瑞慶覧で開催した
沖繩市山内で発生した米兵による車両放火事件で、容疑者の直属の上司にあたる司令官が被害者らを訪れ謝罪するとともに、容疑者が被害者にあてた署名入りの謝罪文を手渡した
- 7.30 女子中学生に乱暴したとして婦女暴行の罪に問われている元航空自衛隊恩納分屯基地所

- 属の2等空位の判決公判が那覇地裁沖縄支部で開かれ、懲役3年6ヶ月の実刑判決を下した
- ハワード・ベーカー駐日米国大使は就任後初めて来県し、県庁に稲嶺恵一知事を訪ね会談した
- 7.31 北谷町の米兵女性暴行事件に対し、県町村会は定期総会で日米地位協定の抜本的改定や再発防止の要求を求める抗議決議を可決した
- 8.1 沖縄署と県警生活保安課は、覚せい剤を所持し共同で使用したとして、覚せい剤取締法違反の疑いで軍属を含む3人を逮捕し米空軍兵1人を書類送検した
- 8.2 金武町と恩納村の米軍キャンプ・ハンセン演習場内の2カ所で実弾射撃訓練による山火事が相次いで発生した。2カ所とも同日夕方までには鎮火した
- 8.3 稲嶺恵一知事は、沖縄の米軍基地問題について、都内の日本外国特派員協会、日本記者クラブでそれぞれ講演した
- 8.6 自衛隊那覇基地の航空機向けのジェット燃料を供給する米軍那覇港湾施設内の地下埋設パイプラインに穴が開き、使用できない状態になっていることが分かった
- 8.7 北谷町美浜の女性暴行、沖縄市の車両放火事件を受け、嘉手納基地に関する三市町村連絡協議会が、米兵の深夜外出禁止を含む実効性ある対策を取るよう那覇防衛施設局などの国の関係機関及び県に要請した
- 8.7 嘉手納町の米軍嘉手納飛行場に飛来中のF A - 18ホーネットとA V - 8ハリアー機が、6日午後から名護市東海岸を含む空域での訓練を再開したが、騒音等は確認されなかった
- 8.8 7月31日に、在沖米軍トップの四軍調整官に就任したウォレス・グレグソン中将が就任あいさつで県庁を訪れ、稲嶺恵一知事と会談した
- 8.9 9日4時45分頃、米軍嘉手納飛行場を離陸した米海軍厚木基地所属のF A - 18戦闘機が、直後のトラブルにより午後5時過ぎに同基地に緊急着陸した
- 8.10 太平洋軍海兵隊司令官の就任式がハワイの海兵隊基地で行われ、在沖米軍のトップを務めたアール・ヘイルストーン中将が就任した
- 8.14 今月2日に起きた金武町キャンプ・ハンセンでの原野火災で、同町議会の代表は那覇防衛施設局を訪ね、実弾演習場の廃止や消火体制の強化を求めた
- 8.15 具志川市の米軍キャンプ・コートニーにクレー射撃場があった問題で、周辺海域に生息するヒジキの鉛弾による汚染が懸念されていることについて、石川市漁協具志川支所は緊急運営委員会を開き、対応を話し合った
- 8.16 米軍嘉手納基地を管理する第18航空団ゲアリー・ノース司令官はメディアデーで、米兵事件の防止策として、県や中部市町村などが求めている深夜外出禁止措置について実施する考えがないことを明言した
- 8.16 具志川市の米軍キャンプ・コートニーで実施されたクレー射撃により鉛による周辺海域への影響が懸念されている問題で、知念具志川市長が那覇防衛施設局を訪ね、政府による独自の環境調査を実施するよう求めた
- 8.22 2002年9月2日に国の使用期限が切れる米軍普天間飛行場と那覇港湾施設の一部土地の強制使用手続きで、那覇防衛施設局は県収用委員会に強制使用裁決の申請手続きを行った
- 8.22 沖縄市知花の国道で米軍キャンプ・ハンセン所属の米海兵隊員の乗用車がスリップし、ガードレールや隣の車線を走っていた軽自動車に衝突した
- 8.23 米軍基地を抱える14都道県で構成する渉外知事会が開かれ、基地の整理縮小・早期返還の促進や日米地位協定の見直しなどの要望を採択し、外務省、防衛庁などに提出した
- 8.23 米軍キャンプ・シュワブ内レンジ10の着弾地付近で、実弾射撃訓練による原野火災が発生し、約5万平方メートルを焼失した
- 8.24 中谷防衛庁長官が基地を抱える中部市町村長等と会談し、米兵による事件をめぐり、三連協が米兵の深夜外出制限、日米地位協定の改正などを要請した
- 8.24 中谷防衛庁長官は県庁で稲嶺恵一知事と会談し、知事は地位協定の改定や米軍普天間飛行場の移設に伴う条件整備等6項目を要請した
- 8.27 軍転協の代表等は、外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局などを訪れ、米兵による事件事故の再発防止と地位協定の見直しなどを要請した
- 8.28 軍転協の代表等は植竹外務副大臣、嘉数防衛政務官を相次いで訪れ、在沖海兵隊の演習・訓練の移転及び米軍兵力の削減、日米地位協定の見直しなどを要請した
- 8.29 戦前日本軍に接收された旧飛行場用地の所有権回復を求めている沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の代表等が沖縄総合事務局を訪ね、沖縄振興新法で戦後処理事案として位置づけることなどを要請した
- 9.5 6月に北谷町で発生した米兵による女性暴行事件などの米軍人・軍属関連の事件・事故が多発する状況を受け、稲嶺恵一知事は警察庁、外務省、財務省、内閣府などを訪ね、米軍が駐留する沖縄の特殊事情を考慮した県警職員の増員を要請した

- 北谷町の国道で、在沖海兵隊キャンプ・フォスター（キャンプ瑞慶覧）所属の伍長が運転する普通乗用車がオートバイに追突しそのまま逃走したが、キャンプ瑞慶覧のゲートで憲兵隊に身柄を拘束された
- 9 . 8 日米安全保障条約締結50周年
米軍キャンプ・シュワブ内の爆発物処理場移転について、名護市久志区は行政委員会を開き、国が示した場所への移転に反対する決議を全会一致で可決した
- 9 . 11 全国都道府県知事会議が開かれ、小泉総理との懇談で、稲嶺恵一知事は日米地位協定の抜本的な見直しを含めた米軍基地問題の解決を改めて要望した
北谷町で発生した女性暴行事件で、婦女暴行罪に問われた米空軍嘉手納基地所属の軍曹の初公判が開かれ、罪状認否で被告は起訴事実を否認し無罪を主張した
米国のニューヨーク・マンハッタンにある世界貿易センタービルやワシントンの国防総省にハイジャックされた航空機が突っ込む米中枢同時テロ事件が発生した
- 9 . 12 米中枢同時テロ事件を受け、在沖米海兵隊は、最高度の厳戒態勢「レベルD」に入った米国で起きた同時テロを受け、稲嶺恵一知事は情報収集と公表に努め、県民生活や人権に支障がないよう関係機関に要望するとのコメントを発表した
- 9 . 14 テロ事件後、米軍基地への日本人従業員の立ち入りが再開した。しかし、警備兵による車両検査は引き続き行われ、職場に向かう従業員や米軍兵士達の車で沖縄市の嘉手納基地第2ゲート付近は約2キロにわたり渋滞する等県民生活に影響が出た
在沖米軍は警戒態勢を「チャーリー」に下げた
米中枢同時テロ事件を受け、県の親川知事公室長は在沖米四軍調整官事務所に対し、テロの事前情報があった場合は県側にも速やかに連絡するよう電話で要請した。また、在沖米総領事、外務省沖縄事務所にも同様な申し入れを行った
- 9 . 16 米軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機6機とKC-135空中給油機2機が米アラスカのエルメンドール空軍基地に向け午前3時前に離陸した
- 9 . 17 米軍嘉手納、普天間飛行場及び那覇空港ともに航空機騒音低減が進んでいないことが県環境保全課のまとめた2000年度航空機騒音測定で分かった
北谷町での女性暴行事件の被害者が週刊誌上で人権を侵害されたとして人権救済を申し立てていたのに対し、沖縄弁護士会は報道被害の事実を認め、新潮社に対して被害者の権利を侵害する報道をしないよう求める勧告をした
- 9 . 18 具志川市の米軍キャンプ・コートニーで行われていた実弾クレー射撃場跡地で鉛による周辺海域への影響が懸念されている問題で、県は外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局を訪ね、射撃場跡や周辺海域に残存する鉛の除去、跡地の土壌浄化、ヒジキの鉛含有値の許容濃度の明確化と安全確認などを要請した
- 9 . 19 金武町の米軍キャンプ・ハンセンのレンジ2の着弾地付近で山火が発生した
- 9 . 20 衆議院沖縄・北方問題特別委員会と外務委員会は、自衛隊機訓練を誘致している伊良部町の下地島空港を視察した
沖縄市知花の県道で北谷町港の男性会社員の普通乗用車と米軍キャンプ・シュワブ所属の上等水兵の運転するトラックが正面衝突する事故が発生した
2001年4月の北谷町美浜でのひき逃げ事件における在沖米海兵隊所属の被告の判決公判が開かれ、懲役1年6ヵ月、執行猶予3年の判決を言い渡した
- 9 . 21 海上自衛隊は、テロ防止活動の一環で防衛庁設置法第5条に基づく警戒監視活動にあたるとして、米海軍横須賀基地を出港する米空母キティホークの周辺警備を行った
ホワイト・ビーチへの原子力潜水艦寄港情報について、県は外務省からの入出港の通告などの関連情報を報道機関などへの公表を当面差し控えると発表した
在日米軍の構成員等による損害賠償法制定に取り組む「米軍人・軍属による事件被害者の会」は、同法の意義や趣旨について県議会各会派代表に説明し、意見書提出などの支援を求めた
- 9 . 25 米海兵隊司令部は、沖縄など太平洋に展開している海兵隊部隊の市街戦訓練用施設にするため、グアムの米空軍アンダーソン基地の一部を海兵隊に移管するよう空軍に求めたことを明らかにした
- 9 . 27 米中枢同時テロ事件を受け、在沖米軍が地元自治体との協定で認めている緊急車両の基地内通行をめくり、厳戒態勢にあるゲートで他の車両と同様に厳しくチェックすることなどが三消防本部に通知されていたことが分かった
小泉首相は臨時国会での所信表明演説で、日米安保体制に関連した基地問題の対応について、沖縄の振興開発を推進すると強調するとともに、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の着実な実施に全力で取り組み沖縄県民の負担を軽減する努力を継続すると表明した
沖縄県軍用地等地主会連合会は県に牧野副知事を訪ね、2002年6月で期限が切れる県軍用地返還特別措置法について、10年間の延長を政府に要請するよう申し入れた
- 9 . 28 米軍嘉手納飛行場など、飛行場周辺の航空機騒音対策をはじめとする防衛施設庁の周辺

- 対策推進に向けた有識者による「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」の初会合が防衛施設庁で開かれた
- 4年ごとの国防戦略の見直し(QDR)の概要が発表された。今月11日に起きたテロ事件を踏まえ原案を修正、米本土防衛の強化を全面に打ち出しているのが特徴
- 9.29 警察庁は、首相官邸や米国大使館などテロの標的になる恐れがある重要施設の警備を強化するため、全国の機動隊に自動小銃約1,000丁を配備する方針を固めた
- 10.2 那覇市は都市計画部に那覇港湾総合対策室を新設した
在沖米軍海兵隊基地内で勤務する日本人警備員に対し、米軍側が射撃訓練を実施していたことが分かった
- 10.5 国土交通省は、沖縄県内の5つの米軍施設上空について、ヘリコプターや小型飛行機の飛行を当面自粛するよう求める航空情報(ノータム)を出した
政府は安全保障会議と閣議で米中枢同時テロに対する米国などの報復攻撃を自衛隊が支援するための「テロ対策特別措置法案」と、自衛隊による在日米軍基地警備を可能とする自衛隊法改正案を正式決定し国会に提出した
- 10.6 米中枢同時テロで、アフガニスタンからの難民に救援物資を運ぶため、政府は国連平和維持活動(PKO)協力法に基づき、航空自衛隊輸送機のパキスタン派遣を閣議決定し愛知県の航空自衛隊基地小牧基地を出発した
- 10.7 米中枢同時テロに関連して、アフガニスタン難民支援のため、パキスタンに派遣される航空自衛隊の輸送機が那覇基地で給油を行い出発した
- 10.8 米中枢テロに対する米軍などの報復攻撃が始まった
稲嶺恵一知事は、米英軍によるアフガニスタン空爆について、テロ問題が平和的に解決できず軍事報復攻撃に突入した事態に強い遺憾の意を表明した
- 10.9 加藤良三次期駐留米大使が稲嶺知事を表敬訪問した
沖縄市内で米人少年4名が車中から「BB弾」を発射し、跳ね返った1発が男性にあたる事件が発生した
- 10.10 県の親川知事公室長は、米人少年によるプラスチック弾発砲事件を受け、在日米軍沖縄地域調整事務所及び嘉手納基地渉外部に対し、再発防止の徹底を申し入れた
- 10.11 韓国テグ基地所属の第160特殊作戦航空連隊E中隊所属のMH-46ヘリコプターが北部訓練場に向かう途中、エンジントラブルで国頭村安田の牧草地に不時着した
- 10.12 国頭村安田に米軍ヘリが不時着した事故で、同村議会は臨時議会を開き、民間上空、夜間の飛行禁止や再発防止を求める抗議決議を全会一致で可決した
国頭村安田に米軍ヘリが不時着した事故で、安田区は緊急の評議会を開き、事故原因の究明を求める抗議決議案を全会一致で議決した
沖縄市、北谷町、嘉手納町でつくる嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会は沖縄市役所で記者会見し、同時多発テロに対する米国のテロリスト拠点攻撃に関する声明を発表した
- 10.16 国頭村安田に米軍ヘリが不時着した事故で、県の親川知事公室長は在日米軍沖縄地域調整事務所長に対し遺憾の意を表し抗議するとともに、原因究明と再発防止を申し入れた
那覇署は、市内の銀行で偽札を換金しようとした疑いで米海兵隊キャンプ・パトラー(キャンプ瑞慶覧)所属の伍長を、偽造外国通貨行使の容疑で逮捕した
在沖米海兵隊所属の伍長が偽造紙幣を換金しようとして逮捕された事件について、県の親川知事公室長は在沖米総領事館と在日米軍沖縄地域調整事務所に対し、綱紀粛正を申し入れた
- 10.19 米中枢同時テロ事件後の在沖米軍基地をめぐる県民の不安解消などに向け、稲嶺知事、橋本沖縄大使、在沖米軍のグレグソン四軍調整官が市内のホテルで会談した
政府は米軍那覇港湾施設の水域について、海上自衛隊の艦艇の係留地として共同使用することを閣議決定した。また、同施設の岸壁についても、海上保安庁と共同使用することを決めた
- 10.22 那覇防衛施設局は、市内のホテルにおいて、米軍や自衛隊基地を抱える市町村と県に対する2002年度予算概算要求の説明会を開いた
- 10.25 九州各県議会議長会議が市内のホテルで開かれ、各県が抱える課題について審議し、沖縄県から提案された地位協定の抜本的な見直しをはじめとする米軍基地の総合対策など24件を全て採択した
- 10.26 九州弁護士会連合会は、市内のホテルで日米地位協定を考える「基地被害からの救済をめざして」をテーマにシンポジウムを開催し、地位協定の改定を求める決議も行われた
- 10.27 沖縄戦中に、日本軍に接收された土地の所有権回復を求めている旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の設立1周年記念シンポジウムが那覇市内で開催した
- 10.29 米中枢同時テロに伴う米軍などの軍事行動を自衛隊が後方支援するためのテロ特別措置法が参院本会議で賛成多数で可決、成立した
- 10.30 米軍用地の強制使用手続きで県収用委員会が1998年5月に下した3施設5筆の却下裁決

- 10.31 を建設大臣が取り消した差し戻し審理で、同委は強制使用を認める裁決を下した九州地方知事会が福岡県で開催され、沖縄県から要望のあった米軍基地問題の解決促進を政府に求める要望などを採択した
- 11.1 キャンプ瑞慶覧にある米軍テレビ放送の電波の影響による画像障害を解消するため、沖縄市は米軍放送を除去するフィルター機器の無償貸し出しを開始するにあたり、対象地域に郵送で申告書を配布、受付を始めた
- 11.2 沖縄市山里のキャンプ瑞慶覧地域から国道330号沿いの歩道に汚水が流れ出していることが分かった
- 11.6 米軍普天間飛行場の移設問題で、沖合建設を主張する久辺地域振興促進協議会のメンバーは名護市役所を訪れ、リーフ外の建設を求める要請書を名護市と同市議会に手渡した2002年3月末に返還予定の米軍キャンプ桑江北側について、返還予定地内の遺跡発掘調査のため、返還条件であるパイプライン代替施設の敷設工事が遅れるため返還が2003年末まで延期されることが明らかになった
- 11.8 青森県三沢市の米軍三沢基地のF-16戦闘機が訓練飛行中にトラブルを起こし、燃料タンク2個と訓練用ミサイル1基を同市内の畑に投棄する事故が発生した
- 11.12 航空自衛隊と米空軍、海兵隊による日米共同訓練(12~16日)が本島周辺空域で始まった
- 11.16 儀間光男浦添市長は米軍那覇港湾施設の浦添市への受入を表明した
- 11.18 政府と県、那覇、浦添市が米軍那覇港湾施設の浦添市移設問題について話し合う「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」「那覇港湾施設移設に関する協議会」「県都那覇市の振興に関する協議会」の3つの協議会が設置され、初会合が行われた
- 11.18 米軍嘉手納飛行場第3ゲート前を警戒中の特別派遣部隊のバスが投石される事件が起こった
- 11.21 普天間飛行場の移設先の名護市辺野古区は行政委員会を開き、同飛行場代替施設の建設位置や軍民共用化問題について協議した。その後、県による説明会が開催され、牧野、比嘉両副知事が軍民共用空港を核とした地域振興を説明し理解を求めた
- 11.24 尾身沖縄担当相が来県して岸本名護市長と会談し、代替施設の建設位置について、「リーフ上」案を大筋で認めた移設先の辺野古区行政委員会の考えを伝えた
- 11.27 稲嶺恵一知事は首相官邸に福田官房長官等を訪ね、来年6月に期限切れを迎える米軍用地返還特別措置法の延長を要請した
- 11.28 米中枢テロ以降米軍嘉手納飛行場や普天間飛行場の騒音が激しくなっているとして、県の親川知事公室長と永山文化環境部長が在沖米軍調整官事務所及び那覇防衛施設局などを訪ね、両基地周辺の航空機騒音を軽減するよう要請した
- 11.30 アフガニスタンで展開している米海兵隊の作戦行動について、在沖米海兵隊報道部は、在沖海兵隊の部隊は一切アフガニスタンに展開していないとのコメントを発表した
- 11.30 改定米軍用地特措法が適正手続きの保障や法の不遡及原則などを定めた憲法に反するとして反戦地主が国を相手に使用権原不存在の確認と約1億円の損害賠償を求めた憲法訴訟の判決があり、楚辺通信所の不法占拠を認め、国家賠償法上の責任を負うとした他、暫定使用をめぐる憲法上の争点については合憲判断を行った
- 12.4 テロ特措法や改正自衛隊法の内容を学び、基地行政に生かそうと基地所在市町村でつくる軍転協の研究会が開催され、国側から講師を招き、加盟市町村から約40名が参加した
- 12.4 普天間飛行場の移設問題に関して尾身沖縄担当相と岸本名護市長が会談し、岸本市長は年内にも代替施設協議会を開きたいと提案し、代替施設の建設位置や規模に関する地元意見集約を早急に図り、次回代替協で報告する考えを正式に伝えた
- 12.7 凍結されていた国連平和維持軍(PKF)本体業務の解除を柱とする改正国連平和維持活動(PKO)協力が参院本会議で賛成多数で可決、成立した
- 12.10 中谷防衛庁長官は、ワシントンでラムズフェルド国防長官と会談し、沖縄米軍基地問題に関連して、米兵による事件や事故の再発防止に力をいれてほしいと要請した
- 12.13 改正米軍用地特措法が憲法に違反するとした訴訟で、原告側は1審判決を不服として福岡高裁那覇支部に控訴した
- 12.17 米軍普天間飛行場移設問題で、県の比嘉副知事等県幹部は移設先の名護市の3区に隣接する宜野座村松田区を訪れ、区民等に対し代替施設概要や協議の状況などについて説明
- 12.18 米軍牧港補給地区内で12・13日に米国製不発弾2発が見つかったが、1発は現場で米軍が爆破処理し、もう1発は他施設に搬送していたことが分かった。同件については、関係機関から住民には知らされず実施された
- 12.19 防衛施設庁は、2002年度の概算要求でSACO関係経費について、総額165億円で変更要求すると発表した
- 12.19 那覇防衛施設局は、米陸軍那覇港湾施設の第6、7バースの改修と管理棟の建て替え工事を実施することを決めた
- 米軍人軍属による事件事故防止のための協力ワーキングチームの第8回会合が開かれた

- 普天間飛行場移設問題で、岸本名護市長は移設先の地元の名護市辺野古区、豊原区を相次いで訪れ、代替施設の位置等に関して両区行政委員らから意見を聞いた
- 12 . 20 2000年12月から2001年1月にかけて沖縄市などで駐車中の普通乗用車に放火したり、盗んだ車で衣料品店に突っ込み商品を壊したなどとして、窃盗や建造物損壊、放火などの罪に問われた米軍嘉手納飛行場内の米軍人の息子2人の判決公判があり、主犯格少年に懲役2年以上3年2ヶ月以下、他少年に懲役1年6ヶ月以上3年以下を言い渡した
県、那覇市、浦添市で設立する那覇港湾管理組合の承認議案が焦点となっていた受け入れ先の浦添市議会で、同議案が賛成多数で可決した
読谷村の米陸軍トリイ通信施設に所属する特殊部隊グリーンベレーが、都市型ゲリラ戦闘訓練などに使用する専用の特殊訓練施設を本島北部の米軍キャンプ・ハンセン内に建設する計画が立てられていることが分かった
- 12 . 21 2002年9月2日に国の使用期限が切れる米軍普天間飛行場の未契約地主の所有地について、那覇防衛施設局は改定米軍用地特措法に基づく強制使用手続きに着手し、地主への意見照会を行った
12月31日に返還が予定されている北谷町キャンプ桑江の一部土地について、日米両政府は日米合同委員会で、地元からの要請に基づき、返還時期を跡地利用計画が策定される時点またはキャンプ桑江南側が返還される時点のいずれか早い時期に変更することを承認した
- 12 . 26 米軍普天間飛行場代替施設の使用協定を協議する政府と県、名護市による実務者連絡調整会議が開かれた
- 12 . 27 米軍普天間飛行場代替施設の基本計画について話し合う代替施設協議会の第8回会合が開かれ、代替施設の建設位置を名護市辺野古沿岸域の「リーフ上」とすることで基本合意。可能な範囲で極力、沖側や北東側に位置する方向で検討することで一一致した
- 12 . 28 田中真紀子外務大臣は就任後初来県し、県庁で稲嶺恵一知事と会談した

平成14年（2002年）

- 1 . 7 沖縄署は、北谷町内の女性のアパートに無断で侵入したとして、米軍キャンプ・フォスター（キャンプ瑞慶覧）所属の米海軍兵を住居侵入の疑いで現行犯逮捕した
- 1 . 9 就任後初めて来県した森山真弓法相は県庁に稲嶺恵一知事を訪ね会談した
- 1 . 11 年末年始に在沖米軍関係者の事件が多発したことを受け、県の親川盛一知事公室長は四軍調整事務所、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所等を訪れ、事件の再発防止と米兵家族を含めた教育の徹底、綱紀肅正とともに、深夜の外出制限の検討を要請した
日米両政府は日米合同委員会で、具志川市の米軍陸軍貯油施設の一部土地の返還を承認
- 1 . 12 稲嶺恵一知事は那覇市の首里城で、米中枢同時テロ後落ち込む沖縄観光の実情視察などのため来沖したデニス・ハスタート米下院議長ら共和党の四議員及びトーマス・ワスコー在日米軍司令官らと懇談し、米軍基地問題などで意見交換した
- 1 . 15 フィリピンのイスラム原理主義過激は、アブ・サヤフの掃討を視野に入れたフィリピン軍と米軍の合同演習「バリカタン02 - 1」が、ミンダナオ島のサンボアングで始まった
- 1 . 16 沖縄署は、駐車していた軽自動車を横転させ車体などを壊したとして、器物損壊の疑いでいずれも米軍キャンプ・フォスター（キャンプ瑞慶覧）内に住む海兵隊員の家族三人を逮捕した
- 1 . 18 県と在沖米軍は、地震、津波、航空機墜落などの大規模災害の発生時に、復旧、人命救助活動などの相互応援に向けた連絡体制を定めた「災害時における相互連携マニュアル」を決定した
- 1 . 22 米軍嘉手納飛行場内の未契約地約1.08ヘクタールの強制使用手続きで、県収用委員会は強制使用を認める裁決を下した
- 1 . 24 航空自衛隊那覇基地所属のF - 4 E J戦闘機が、エンジンの油圧システムの故障のため那覇空港に緊急着陸し、滑走路が4分間閉鎖された
在沖米軍がフィリピンにおける合同演習に参加していること及び訓練施設の建設計画について、日本共産党沖縄県議団外間久子議員他3名が県（親川盛一知事公室長）に対し、沖縄からのアジア・中東に対する干渉に抗議するとともに、訓練施設の建設中止を申し入れた
- 1 . 25 在沖米軍の訓練施設の建設計画について、護憲ネットワーク県議団が県（親川盛一知事公室長）に対し、県民の生命・財産の確保と自然環境保護の観点から当該施設の建設中止を求めるよう要請した
- 1 . 29 北谷町美浜の桑江中学校校門前の空き地で、米軍が投棄したと見られるタール状物質が入ったドラム缶が20本以上が見つかった
- 2 . 2 韓米両国は、在韓米軍基地で環境汚染が発生した場合、基地所在自治体が基地内に入って共同調査を実施できるようにし、返還前の基地にも適用することを軸とした「環境情報の共有と手続き」に合意した

- 2.4 県議会米軍基地関係特別委員会の海外視察団（18人）は、在沖米軍の訓練移転の可能性などを探るため、ハワイ、グアムに向け出発した
北谷町においてタール状物質が米軍跡地から発見された問題について、護憲ネットワーク県議団5名が県（山田義人基地対策室長）に対し、日本政府に対し返還跡地の原状回復を強く求めるとともに日米地位協定の見直しを求めるよう要請した
- 2.5 沖縄市上地の契約駐車場で、軽乗用車を持ち上げ横転させたとして、沖縄署は器物損壊の疑いで在沖米海軍所属の1等水兵と3等兵曹を逮捕した
北谷町美浜の米軍が投棄したと見られるタール状物質が入ったドラム缶が見つかった事件で、北谷町がドラム缶と汚染された土壌の一部除去作業を開始した
名護市の米軍キャンプ・シュワブで原野火災が発生した
北谷町美浜での外国人風少年による窃盗・暴行事件で、沖縄署は事故強盗容疑で米海兵隊キャンプ・フォスター（キャンプ瑞慶覧）に住む基地内高校生3人を逮捕した
- 2.6 稲嶺恵一知事は外務省に川口純子外相を訪ね日米地位協定の抜本的見直しや普天間飛行場代替施設の15年使用期限など、沖縄基地問題の解決に積極的に取り組むよう要請した
北谷町においてタール状物質が米軍跡地から発見された問題について、沖縄社会大衆党県議団5名が県（親川盛一知事公室長）に対し、日米両政府に対して日米地位協定見直しを一層強く求めること、また、基地内の環境汚染の実態を調査し原因者の特定及び抜本的な浄化対策を強く求めるよう要請した
- 2.7 名護市の米軍キャンプ・シュワブ沿岸海域の沖合約150メートルの海底で、米軍のものと思われる金属製の箱1個が沈んでいるのが見つかった
北谷町においてタール状物質が米軍跡地から発見された問題について、日本共産党沖縄県委員会県議団5名が県（親川盛一知事公室長）に対し、日米両政府に厳重に抗議するとともに、米軍基地の返還については米本国同様に米国の責任で浄化処理するとともに、日米地位協定の見直しを求めるよう要請した
- 2.9 嶋口防衛施設庁長官が来県し、北谷町を訪問した。同町美浜の返還跡地の土壌汚染問題で現場を視察したほか、北谷町役場で辺土名町長と会談し、国の責任で撤去費用の負担などに対応する考えを示した
- 2.10 北谷町美浜の返還跡地で大量のドラム缶が見つかった問題で、北谷町が実施していた撤去作業が完了した。最終で計136本のドラム缶と200トン以上の土壌を撤去し終了した
- 2.11 嶋口防衛施設庁長官は県庁で稲嶺恵一と会談した
衆議院議員の下地氏、東門氏らでつくる自社両党のグループが、日本法令尊重義務や環境保全対策などを改善した新たな日米地位協定の素案をまとめたと発表した
- 2.12 北谷町美浜で昨年6月に発生した暴行事件で検察側は被告に懲役3年を求刑し結審した
県、国、在沖米軍で構成する第22回三者連絡協議会が開かれ、米兵の事件・事故などの6議題を協議した
- 2.13 北谷町においてタール状物質が米軍跡地から発見された問題について、松島北谷町議会副議長他9名が県（親川盛一知事公室長）に対し、ドラム缶の撤去及び汚染土壌除去等の実施、被害者補償、返還前の環境調査及び日米地位協定の見直し等を日米両政府に求めるよう要請した
- 2.14 日米地位協定の改定を勉強する議員連盟の会合を開き、公務外の事件事故時の被害補償のあり方などを改善した新たな地位協定素案について協議、地位協定改定に向けて取り組むことで一致した
渡名喜村の急患搬送用ヘリポートに、米軍嘉手納基地所属のHH-60救難ヘリ1機が油圧システムのトラブルのため緊急着陸した
- 2.15 北谷町美浜の返還跡地で大量のドラム缶が見つかった問題で、ドラム缶に入っている物質の分析を進めている県は、永山文化環境部長が記者会見し中間報告を発表した
- 2.18 1995年に返還され軍転特措法適用第1号となった恩納通信所跡地の一部に、独立行政法人通信総合研究所の「沖縄亜熱帯計測技術センター」が完成した
小泉総理とブッシュ大統領は都内で日米首脳会談を行い、米軍基地が集中する沖縄の負担軽減に向け、官僚レベルで緊密に協議していくことで一致した
- 2.19 名護市議会は、今月に入って市内で相次いだ米軍の演習場火災や海底で見つかった空砲と模擬弾、米兵事故に対して非難し、抗議決議を全会一致で可決した
沖縄市上地の雑居ビルで、植木鉢を落とすなどしたとして、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の男性1等兵2人を器物損壊の疑いで取り調べ、米憲兵隊に身柄を引き継ぐ
- 2.20 昨年9月の米中枢同時多発テロを受けて昨年10月から行われていた県外の応援警察官部隊による基地警備が解除された
20日午前、名護市の米軍キャンプ・シュワブのレンジ10付近で原野火災が発生し、21日午前鎮火を確認した。実弾射撃演習が原因であった
- 2.21 北谷町美浜で昨年6月に発生した米兵暴行事件で、婦女暴行罪に問われた米軍嘉手納基

- 地所属の2等軍曹に対する第12回公判が開かれ、結審した
- 21日午前、米軍キャンプ・ハンセン演習場内で爆破訓練による原野火災が発生した。演習場内の山林約1万8,750平方メートルが焼失した
- フィリピンのイスラム過激派アブ・サヤフ掃討作戦を支援している米軍は、南部バシラン島周辺で、米軍嘉手納飛行場などからの電子偵察機による情報収集を開始した
- 2.22 嘉手納町嘉手納の国道58号で、米軍属の乗用車が工事に伴う交通整理に当たっていた沖縄市園田の警備員をはねた
- 読谷村内で米軍人の交通死亡事故が連続して起きていることを受け、嘉手納署は在沖米陸軍トリイ通信基地憲兵隊を訪ね、交通安全対策の強化などを申し入れた
- 恩納村瀬良垣の瀬良垣公民館そばの道路上で、20日に拾われたという銃弾の実包1発が同村役場に届けられた
- イスラム過激派掃討を目指す米比合同演習に参加していた米軍のMH-47ヘリコプターが22日にフィリピン中部のネグロス島沖に墜落した事故で、乗っていた10人のうち2人が在沖米空軍嘉手納基地(第353特殊作戦群)所属だったことを米国防総省が発表した
- 宜野湾市の米軍普天間飛行場内で、21日に発見された不発弾1発が、市側への爆破通報から1時間20分後に米軍によって普天間第二小学校フェンスから約100メートルの基地内で爆破処理された。爆破処理時間には、小学校内に子供達が在学中であった
- 2.23 米海兵隊が、都市型戦闘訓練施設使用のため米空軍に求めていたグアム・アンダーソン基地の一部土地の移管が正式に決定した。米本国や在沖米海兵遠征部隊(MEU)が使用。
- 2.24 米軍キャンプ・ハンセン内にある都市型戦闘訓練施設は継続して使用すると考え
- 2.24 米海軍のロサンゼルス級原子力潜水艦コロブスが、勝連町の米軍ホワイト・ビーチ沖に寄港し、約10分後に出港した
- 2.25 航空自衛隊と在日米空軍は、25日から4日間、勝連町の浮原島訓練場など沖縄本島周辺で今回で20回目となる共同救難訓練の実施を予定していたが中止となった
- 民主党ネクストキャビネット沖縄調査団は具志川市の米軍キャンプ・コートニーでウォレス・グレグソン在沖米海兵隊司令官(四軍調整官)と面談し、在沖米海兵隊のグアム移転を提起した
- 2.26 昨年10月に米100ドル札を自宅でカラーコピーし918枚を偽造して使用した事件で、在沖米海兵隊キャンプ・フォスター所属の伍長の判決公判が那覇地裁で開かれ、懲役2年が言い渡された
- 2.27 米軍演習場内で原野火災が続発している問題で、外務省の橋本宏沖縄担当大使は北中城村の米軍キャンプ・フォスター(キャンプ瑞慶覧)に在沖米四軍調整官ウォレス・グレグソン中將を訪ね、再発防止を要請した
- 27日午前に金武町の米軍キャンプ・ハンセン内レンジ4着弾地付近で原野火災が発生した。出火原因は実弾射撃訓練による失火であった。今年に入って米軍の演習中の原野火災は今回で6件となり、昨年1年間の5件を上回った
- キャンプ・シュワブでの原野火災及び海底の不審物及び米兵の当て逃げ事故について、名護市議会代表団が県(親川盛一知事公室長)に対し、廃弾処理の規模縮小と実弾演習の廃止、水源地の緑化、米兵の綱紀粛正、海底不審物の徹底解明を米軍及び関係当局に求めるよう要請した
- 2.28 環境省は、国内で唯一沖縄本島周辺海域に生息するジュゴンの広域的調査の一環として、金武湾でえさとなる海草藻場の予備調査に入った。今年から3年かけて調査する。国の天然記念物であるジュゴンの広域調査は国内で初めて
- 北谷町美浜の米軍射撃場跡地から大量の廃油入りドラム缶が見つかった問題で、那覇防衛施設局の山崎信之郎局長は浄化にかかった費用全額を国で負担することを明言した
- 2001年8月に、営利目的で大麻を米国から米軍キャンプ・フォスター(キャンプ瑞慶覧)内に郵便で密輸した事件で、米空軍軍属に対する判決公判が那覇地裁であり、懲役2年、罰金50万円が言い渡された
- 米軍キャンプ・ハンセンでの度重なる火災発生に対し、金武町の吉田勝広町長は那覇防衛施設局長を訪ね抗議するとともに、再発防止策に早急に取り組むよう要請した
- 3.1 北谷町伊平の県道23号(国体道路)で、米軍嘉手納基地所属の兵長の900ccオートバイが道路を横断中の同町在住の女性をはね、同女性は頭などを強く打ち死亡した
- 在日米軍の飛行場の騒音対策を検討する防衛施設庁の「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」の委員が県や嘉手納町から意見聴取した
- 嶋口武彦防衛施設庁長官は、北谷町美浜の米軍跡地から大量の廃油入りドラム缶が見つかった問題に関連し、地主と国が交わす米軍用地賃貸借契約について、契約書に返還後も国の責任を明確化する文言を加えることを明言した
- 日米合同委員会は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告で返還が確認されていた米軍楚辺通信所の移設先となるキャンプ・ハンセン内での通信システム工事実施を承認した。また、米軍瀬名波通信施設は機能をトリイ通信施設内に移設することを条

- 3.2 件に、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）を除く大部分の返還を合意した東ティモールでの国連平和維持活動（PKO）に参加する自衛隊の先発派遣隊の第一陣が、北海道千歳基地から那覇基地に到着した
在沖米海兵隊は、県外や国外で実施する訓練の装備輸送などを目的に、民間の大型高速船借り上げを契約した
- 3.4 ホワイト・ビーチ地区に、米海軍佐世保基地を母港とする四隻の揚陸艦が相次いで入港北谷町美浜の米軍基地跡地からタール状廃油入りドラム缶が見つかった問題で、県は周辺環境への影響はほとんどないとの調査最終報告を発表した
- 3.5 プレア米太平洋軍司令官は米上院軍事委員会で証言し、在日米海軍横須賀基地（神奈川県横須賀市）を事実上の母港とする空母キティホークの退役時期が2007～08年との見通しを確認した
- 3.6 航空自衛隊小松基地（石川県小松市）の騒音をめぐり、住民が国に自衛隊機と米軍機の飛行差し止めと慰謝料などを求めた「第三、四次小松基地騒音訴訟」の判決が金沢地裁で言い渡された
米軍のC-130型輸送機のエンジンが故障し那覇空港に緊急着陸したため、滑走路が三分間閉鎖され、民間機の到着に遅れが出た
在沖米海兵隊は、火災が相次いでいるキャンプ・ハンセンとキャンプ・シュワブの実弾演習場を地元自治体や報道関係者に公開した
米海兵隊が1995年から96年にかけて鳥島射爆撃場で劣化ウラン弾を誤射した問題で、文部科学省は鳥島や久米島周辺で2000年度に実施した環境調査で環境や健康への影響はないとする結果を県に報告した
- 3.7 新嘉手納爆音訴訟の第11回口頭弁論が那覇地裁沖縄支部で開かれた
米軍普天間飛行場で点検整備を受けていたCH-53E大型ヘリコプターから発火する事故があった
防衛施設庁は、米海兵隊キャンプ・コートニー水域における長年の実弾クレー射撃が行われヒジキへの鉛汚染の可能性がある問題で、同水域でのヒジキの鉛含有量の調査を行うことを発表した
- 3.9 米軍嘉手納ラプコンの二次レーダーに不具合が起き、この影響で民間航空機に遅れが生じる影響が出た
- 3.11 沖縄市登川の沖縄自動車道沖縄北インターチェンジの西約200メートルの原野で、米軍の訓練用銃弾の空砲などが放置されているのが発見された
- 3.13 2001年6月に鳥島射爆撃場上空で訓練弾の誤射事故を起こした航空自衛隊のF-4戦闘機が所属する那覇基地に帰還した
小泉純一郎首相は、駐留軍用地特措法に基づき、那覇防衛施設局が申請していた米軍普天間飛行場の一部土地の継続使用を認定した
- 3.15 自民党衆院議員への違法献金問題で、社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会は同会事務所記者会見した
- 3.16 川口順子外務大臣が来県し、県庁で稲嶺恵一沖縄県知事と在沖米軍基地をめぐる問題で意見を交わした。また、同日の記者会見において、在沖米各軍にアメリカンを支援するための相談窓口が設置されることを明らかにした
- 3.18 「第三、四次小松基地騒音訴訟」で、住民側は6日の金沢地裁判決を不服として、名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した
ホワイト・ビーチ地区に、米海軍佐世保基地を母港とする強襲揚陸艦4隻が相次いで入港し、同日、全隻出港した
- 3.19 自民党衆院議員への違法献金問題で、社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会の会長は県に経過を説明した
- 3.20 那覇防衛施設局は、2003年9月2日に使用期限が切れる県内9米軍施設の土地について、小泉純一郎首相に対し、土地の継続使用を求める使用認定申請を行った
- 3.22 在沖米海軍報道部は、非人道的兵器とされているクラスター爆弾が嘉手納飛行場に配備されていることを認めた
- 3.25 那覇市議会は日米地位協定の抜本的見直しを国に求める意見書を全会一致で可決した
- 3.26 沖縄市議会は日米地位協定の改正に関する要請決議を可決した
平良市議会は政府に日米地位協定の抜本的な改正を求める要請決議を可決した
- 3.27 陸上自衛隊における九州・沖縄地方で、離島専門の有事即応部隊として西部方面普通科連隊が陸上自衛隊相浦駐屯地（長崎県佐世保市）を発足した
- 3.28 2001年6月に北谷町美浜で発生した暴行事件で、婦女暴行罪に問われた米軍嘉手納飛行場所所属の2等軍曹に対する判決公判が那覇地裁で開かれ、懲役2年8ヵ月が言い渡された
浦添市議会は日米地位協定の早期改正を求める意見書を可決した
山崎信之郎那覇防衛施設局長は、航空機騒音の苦情が相次いでいる米軍キャンプ・シュ

- ワブ周辺の名護市と宜野座村に、4月以降、計8ヵ所に騒音測定器を設置することを明らかにした
- 米軍普天間飛行場移設に伴う移設先・周辺地域活性化構想の第3回策定委員会が名護市内で開かれた
- 3.30 宜野湾市大山のスーパーの窓ガラスを割ったとして、米軍普天間飛行場所属の海兵隊上等兵を器物損壊容疑で逮捕した
- 沖縄駐留の第31海兵遠征部隊は、4月10日までの日程で、水陸両用作戦訓練と特殊作戦能力証明演習を実施した
- 3.31 県選出国會議員らによる「日米地位協定を変えようシンポジウム」が名護市の名桜大学で開催した
- 4.1 復帰後県が行ってきた基地従業員の労務管理事務が、国の独立行政法人「駐留軍労働者等労務管理機構」に移管した
- 県と那覇市、浦添市は、「那覇港湾管理組合」を設立した
- 4.3 稲嶺恵一知事は川口順子外務大臣と東京にて会談し、基地の整理・縮小や日米地位協定の見直しを求めた
- 4.4 名護市内の小学校校長が、総合学習授業の一環として、3月6日に生徒を米海兵隊キャンプ・シュワブに引率し、児童が水陸両用車（強襲揚陸艇）に乗り込んでいたことが明らかとなった
- 4.5 那覇市真地の県道82号線で、在沖米軍の10トントラックが車両を巻き込む玉突き事故を起こした
- 国土交通省は、米中枢同時テロを受けて、米国の要請に基づき上空飛行自粛の対象に指定していた米国関連9施設のうち、「キャンプ・シュワブ」「キャンプ・ハンセン」「キャンプ・コートニー」「泡瀬通信施設」の沖縄県内4施設を解除した
- 4.6 沖縄市白川の陸上自衛隊白川分屯地のフェンス沿い敷地内で自動小銃用とみられる弾等が落ちていたのが発見された
- 勝連町のホワイト・ビーチ地区にオーストラリア海軍の潜水艦が入港した
- 4.7 契約拒否のため、3月31日付で返還された陸上自衛隊那覇駐屯地の土地が地主に正式に引き渡された
- 宜野湾市松田の米軍キャンプ・ハンセン演習場近くで、米軍水陸両用車が民間道に進入する事故が発生した
- 4.8 米軍嘉手納飛行場上空で着陸態勢に入ったF-15戦闘機から訓練用照明弾（フレアー）が落下する事故が発生した
- 4.10 米空軍嘉手納飛行場の第18航空団司令官の交代式が同基地内で行われた
- 勝連町のホワイト・ビーチ地区に、米海軍の原子力潜水艦が県への24時間前通報の制度が守られずに入港した
- 4.11 日本共産党沖縄県委員会、日本共産党沖縄県議会議員団、宮里政秋県議会議員らが県（新垣良光知事公室長）に対し、在沖米軍のフィリピンへの増派、水陸両用車両の民間地域への侵入、米空軍機からの訓練用照明弾の投下等、続発する一連の米軍事案に対する要請を行った
- 4.12 沖縄市上地で、米軍嘉手納飛行場所属の上等兵運転の乗用車がタクシーと衝突事故を起こした
- 2001年6月の米兵暴行事件で、米軍嘉手納飛行場所属の2等軍曹に対する一審判決が確定した
- 石川市石崎の石川公園公衆便所に対する器物損壊容疑で、同市及び恩納村内の米白人高校生が現行犯逮捕された
- 防衛庁は、航空自衛隊恩納分屯基地（旧米軍施設）内の旧汚水処理施設から、廃棄物処理法の判定基準を超えるPCB（ポリ塩化ビフェニール）が検出されたと発表した
- 4.15 米軍三沢基地所属のF-16戦闘機一機が青森県深浦町沖の日本海に墜落した
- 北中城村屋宜原の教会事務所から現金などを盗んだとして、米軍属の子弟4少年が窃盗容疑で逮捕した
- 吉田勝廣金武町長らが県（新垣良光知事公室長）に対し、空自恩納分屯基地内の旧汚水処理施設からのPCB検出に対する要請を行った
- 宜野座繁宜野座村議会議長らが県（新垣良光知事公室長）に対し、民間地域への米軍水陸両用車の侵入に対する要請及び米軍事故・事件の予防と発生後の緊急通報体制の確立に対する要請を行う
- 4.16 武力攻撃事態法案、安全保障会議設置法改正案、自衛隊法改正案の「有事関連三法案」が閣議決定した
- 沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会、宮平永治、金城勉県議会議員らが、稲嶺恵一知事、比嘉茂政副知事、新垣良光知事公室長に対し、旧軍飛行場用地の問題解決に対する要請を行う

- 4 . 17 宜野湾市の在沖米海兵隊普天間飛行場で、離陸直後のCH - 53E大型輸送ヘリコプターから燃料が入った燃料補助タンク2個が滑走路に落下する事故が発生した
- 4 . 18 護憲ネットワーク県議団が県（安和朝忠知事公室次長）に対し、米軍燃料タンクの落下事故に対する要請を行った
- 4 . 19 米同時テロを受けて、県警機動隊が米軍嘉手納飛行場第1ゲート（北谷町）、キャンプ・フォスター第1ゲート（北中城村）、通称「安保の丘」（嘉手納町）で続けてきた24時間定点警備を解除した。本年2月20日に本土応援部隊が撤収後、県警機動隊による警備が引き続き行われていた
米海軍の原子力潜水艦が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港し約10分後に出港した
- 4 . 20 大城英喜恩納村長、恩納村議会が県（新垣良光知事公室長）に対し、航空自衛隊恩納分屯基地内の旧汚水処理施設からの有害物質（PCB等）の検出に対する要請を行った
在沖米海軍キャンプ・シールズ（沖縄市）に駐留する米海軍工兵大隊が、フィリピン軍のイスラム過激派アブサヤフ掃討作戦を支援する目的で、拠点があるフィリピン南部バシラン島へ到着した
- 4 . 21 稲嶺恵一知事は県庁で来県した衆議院憲法調査会のメンバーと有事関連三法案について懇談した
- 4 . 22 フィリピンで行われる合同演習に参加する在沖米海兵隊のCH - 46E輸送ヘリ4機とKC - 130空中給油機1機が、県の使用自粛要請を押し切り、伊良部町の下地島空港に着陸した
衆議院の憲法調査会による沖縄公聴会が名護市の万国津梁館で開かれた
北谷町のスーパーで、弁当などを万引きしたとして、米軍嘉手納飛行場所属の軍属の子弟で無職の少年（石川市）が窃盗の疑いで逮捕された
那覇市松山の駐車場で、財布を置き引きしたとして、米軍キャンプ・ハンセン所属の海兵隊員2人が窃盗容疑で那覇地検に書類送検した
南大東島の南西沖の上空で、琉球エアコミューターの民間航空機に米軍機と思われる戦闘機が接近し、同民間機の衝突予防装置の警報機が作動することがあった
- 4 . 23 稲嶺盛貞嘉手納町議会議長らが県（新垣良光知事公室長）に対し、嘉手納基地から派生する諸問題に対する要請を行った
沖縄雇用促進協議会、金城勉、高江洲義政県議会議員らが県（新垣良光知事公室長）に対し、旧グランメールホテル（沖縄市在）の利活用を図り、雇用の拡大を求める要請を行った
- 4 . 24 米軍嘉手納飛行場所属のF - 15戦闘機1機が沖縄本島南東での通常訓練中に風防ガラスを落下させる事故が発生した
米海軍の原子力潜水艦が、勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港し、約1時間後に出港した
- 4 . 25 米軍F - 15戦闘機の風防ガラス落下事故で、嘉手納基地を抱える沖縄市、北谷町、嘉手納町の三市町でつくる連絡協議会（3連協）は同基地と在沖米四軍調整官事務所を訪ね、事故への抗議と再発防止、早急な事故原因の究明と結果公表を要請した
宜野湾市大山の国道58号線で、酒気帯びでゴミ回収車に追突する物損事故を起こした疑いで、米軍普天間飛行場所属の海兵隊員を現行犯逮捕した
米空母キティホーク搭載のC - 2輸送機が、米軍嘉手納飛行場上空で燃料漏れを起こし、同基地に緊急着陸した
- 4 . 26 相次ぐ米軍機事故を受け、県選出の自民党国会議員が国会内で中谷元防衛庁長官に会い、原因究明と再発防止を米軍に強く申し入れるよう求めた
米軍嘉手納飛行場上空で燃料漏れを起こした米空母キティホーク搭載のC - 2輸送機がテスト飛行を行い、安全性が確認されたとして、詳しい事故原因や再発防止策の公表、国・県・地元自治体への飛行再開の通報がないまま再飛行し空母に帰還した
ブレア米太平洋軍司令官の後任に指名されたファーゴ米海軍太平洋艦隊司令官が米上院軍事委員会で、現時点では沖縄の米軍基地や兵力の削減に否定的な考えを示した
県収用委員会は、那覇防衛施設局から申請されていた米軍普天間飛行場と那覇港湾施設の一部土地の強制使用手続きについて、裁決手続きの開始を決定した
日本共産党沖縄県委員会、日本共産党沖縄県議会議員団が県（安和朝忠知事公室次長）に対し、米軍機の上空での燃料漏れなど一連の米軍事故に対する要請を行った
- 4 . 27 ワシントンの米国立公文書館で、1955年5月に本土に駐留していた米海兵隊第3海兵師団の沖縄移駐が決まった際、那覇駐在のジョン・スティーブス総領事が移駐の中止を国務省へ働き掛けたという秘密文書が見つかった
海外での事例を通して基地の環境問題について考える「沖縄環境ネットワーク」主催のフォーラムが北谷町中央公民館で開催され、サンフランシスコを拠点に米国内やフィリピンなどで軍用地の浄化活動に取り組む国際NPO「アーク・エコロジー」の代表ソウ

- ル・ブルーム氏が基調講演を行った
- 4 . 29 米海軍の原子力潜水艦が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に一時寄港した
中谷元防衛庁長官は、来日したマイヤーズ統合参謀本部議長と防衛庁で会談し、沖縄などで相次いでいる米軍機の事故について安全管理・再発防止を要請した
- 4 . 30 在沖米軍トップのウォレス・グレグソン四軍調整官は相次いでいる米軍機事故について、具志川市の米軍キャンプ・コートニーで記者会見した
金武町内の飲食店で、飲食代金を支払わず店員を殴ったなどとして、米軍キャンプ・ハンセン所属の海兵隊伍長を現行犯逮捕した
2002年度の県・市町村行政連絡会議が那覇市の自治会館であり、稲嶺恵一知事ら県幹部と県内52市町村の首長や議会議長が県政の課題について意見交換し、各市町村から県に対して日米地位協定の改定など計134件の要望が挙がった
沖縄県統一行動連絡会議、原水爆禁止沖縄県協議会、沖縄県労働組合総連合、沖縄県平和委員会が県（安和朝忠知事公室次長）に対し、相次ぐ米軍関連の事故に抗議し、米軍基地の縮小・撤去と米軍の演習・訓練の即時中止を求める要請を行った
浜川健伊良部町長、津嘉山浩伊良部町議会議長、砂川佳一、池間淳県議会議員らが県（新垣良光知事公室長）に対し、下地島空港への米軍機飛来に関する米軍への自粛を求める要請を行った
- 5 . 1 米海軍佐世保基地を母港とする強襲揚陸艦とドック型揚陸輸送艦の2隻が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
米軍嘉手納飛行場内で、米軍C-17大型輸送機が滑走路を滑走中に後輪がパンクする事故が発生した
那覇市の翁長雄志市長は、自衛隊基地内の市有地について、復帰後初めて正式に那覇防衛施設局と賃貸借契約を結んだ
島袋宗康沖縄社会大衆党委員長（参議院議員）らが県（新垣良光知事公室長）に対し、相次ぐ米軍機事故に対する抜本的対策を求める要請を行った
與那覇政保北谷町議会議長らが県（新垣良光知事公室長）に対し、米軍航空機による一連の事故に対する要請を行った
- 5 . 2 那覇防衛施設局は、2002年9月2日で使用期限が切れる米軍普天間飛行場の一部用地について、駐留軍用地特別措置法に基づき、契約を拒否している地主に代わり国が代理署名を行った
- 5 . 5 外務省が共同通信の請求で開示した1960年代の日米首脳会談記録により、沖縄返還を実現した故佐藤栄作元首相による首相在任当時の対米交渉の経過が明らかになった
- 5 . 6 フィリピンのルソン島で行われていた米比定例合同軍事演習「バリカタン02-2」が終了した
- 5 . 7 相次いで発生した米軍機による事故を受け、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）は、事故関連航空機の飛行中止などを求める抗議声明を出した
- 5 . 8 米軍嘉手納飛行場の第18航空団ジェフリー・レミングトン司令官は、同基地内で県や地元自治体らに対し、戦闘機に関する安全対策の説明会を開いた
航空自衛隊那覇基地所属のF-4EJファントム戦闘機1機が異常音などがあったとして那覇空港に緊急着陸した。この影響で滑走路が2分間閉鎖され、民間機に遅れが出た
- 5 . 9 嘉手納飛行場爆音被害訴訟に加わらなかった住民らで組織する「嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会」が防衛施設庁に嶋口武彦長官を訪ね、公平な損害の補償などを初めて政府に要請した。また、同庁の「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」が意見聴取を行った
浦添軍港建設反対、ヘリ基地建設反対、あらゆる基地の建設・強化に反対するネットワークが県（安和朝忠知事公室次長）に対し、米軍の対テロ戦争への在沖米軍基地からの出撃、普天間飛行場の名護市移設、有事関連三法の制定、復帰三十周年記念式典開催への反対を求める要請を行った
- 5 . 10 相次ぐ米軍機事故を受け、山下善彦防衛庁大臣政務官が来県して嘉手納飛行場の第18航空団司令官に対し、事故原因の究明と再発防止を申し入れた。また、県庁に稲嶺恵一知事を訪ねるなどした
小泉純一郎首相は、駐留軍用地特別措置法第5条に基づき、那覇防衛施設局が申請していた県内9米軍施設の土地の継続使用を認定した
- 5 . 11 沖縄市仲宗根町の県道20号線で、米軍嘉手納飛行場所属の2等軍曹が乗用車で道路沿いの街路樹に接触後、レンタルビデオ店に激突する事故を起こし、酒気帯び運転容疑等で検挙された
米軍嘉手納飛行場常駐の米空軍第353特殊作戦群が参加するインド軍と米軍の合同演習が開始した
- 5 . 12 復帰30周年にあたって、沖縄タイムス社と朝日新聞社とが共同で実施した世論調査結果が公表された

- 5 . 13 読谷飛行場用地所有権回復地主会は東京に財務省を訪れ、国有地となっている旧日本軍読谷飛行場用地の払い下げによる早期解決を陳情した
那覇防衛施設局が、沖縄タイムス社の情報公開請求により、1979～2001年度における米軍駐留経費の日本側負担の内容を開示した
- 5 . 14 稲嶺恵一知事は、相次ぐ米軍機事故を受け、宜野湾市内のラグナガーデンホテルにおいて、在沖米海兵隊基地ティモシー・ラーセン司令官、橋本宏外務省沖縄担当大使と協議を行った
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟沖縄県本部が県（新垣良光知事公室長）に対し、戦争に国民を強制動員する有事法制に強く反対し、その阻止のための共同を求める要請を行った
- 5 . 15 沖縄県は本土復帰して30年を迎えた
宜野湾市は、普天間飛行場などの米軍基地から派生する騒音や事件・事故、環境汚染などに関する情報提供を受け付けるため、留守番専用電話「基地被害110番」を設置した
相次ぐ米軍機事故に抗議決議した県議会の米軍基地関係特別委員会のメンバーは、外務省、内閣府、防衛庁、防衛施設庁、在日米軍司令部（横田基地）を訪ね、事故原因の究明と情報開示、再発防止の徹底を求めた
- 5 . 16 沖縄平和運動センターの主催による基地問題などを訴える「5・15平和行進」が県内各所でスタートした
天願貞信農林水産部長は、県が推進している「松くい虫ゼロ大作戦」で北中城村の在日米軍沖縄調整事務所を訪ね、米軍施設内の松くい虫防除について米軍側に協力要請した
- 5 . 17 米軍普天間飛行場の移設先となる名護市は、基地受け入れ7条件の1つである基地使用協定に対する市の基本的な考えを明らかにした
- 5 . 18 沖縄平和運動センターの主催による「5・15復帰30年平和とくらしを守る県民大会」が宜野湾市の海浜公園野外劇場で開催した
- 5 . 19 政府と県共催の「沖縄復帰30周年記念式典」が宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで開催した
- 5 . 20 稲嶺恵一知事は、本土復帰30周年記念式典でのハワード・ベーカー駐日大使の発言を受け、県庁を訪ねたりチャード・クリステンソン駐日米首席公使に対し、県民感情への配慮と基地問題解決への理解を求めた
大田昌秀参議院議員が防衛庁防衛研究所主催の研修会で講演を行った
新垣良光知事公室長は水鳥真美外務省日米地位協定室長に対し、米同時テロ後、米原子力潜水艦寄港の事前通告が報道機関に非公表となっていることについて、同非公表方針の撤回を要請した
- 5 . 22 米軍嘉手納飛行場の第18航空団司令官ジェフリー・レミングトン准将が、就任挨拶のため県庁に比嘉茂政副知事を訪ねた
那覇防衛施設局は県収用委員会に対し、米軍用地の強制使用手続きで、2002年9月2日に使用期限が切れ国との賃貸借契約を拒否している地主の普天間飛行場一部土地について、10年間の使用裁決を申請した
- 5 . 23 沖縄県警は、陸上自衛隊第1混成団と「治安出動の際における治安の維持に関する現地協定」を締結した
日米合同委員会で合意された沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告による米軍楚辺通信所のキャンプ・ハンセン内オストリッチ地区への移設工事が今年1月から始まっていたことが那覇防衛施設局の説明会で明らかになった
- 5 . 24 嶋口武彦防衛施設庁長官は記者会見で、米軍楚辺通信所のキャンプ・ハンセン内への移設工事に対し恩納村の住民らが建設中止を求めている問題で、工事の中止や建設場所の変更はしないとの考えを強調した
浦添市港川の交差点で、米軍普天間飛行場所属の海兵隊上等兵がミニバイクを無免許で飲酒運転中にタクシーと衝突事故を起こし、そのまま逃走した疑いで逮捕された
- 5 . 27 4月から5月にかけて相次いで発生した米軍機事故を受け、米軍基地から派生する諸問題に抗議する県内の市町村超党派議員団が、嘉手納町の通称「安保の丘」で抗議集会を開いた
座間味村内のリーフに、米海軍の訓練用標的が漂着しているのが発見された
米軍原子力潜水艦が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に一時寄港した
フィリピン南部バシラン島で、イスラム過激派アブサヤフを標的に実施している米比合同演習において、米軍ヘリコプター1機がアブサヤフ側の銃撃を受けた
友寄信助社会民主党沖縄県連合委員長（県議会議員）、平良長政県議会議員らが県（新垣良光知事公室長）に対し、有事関連三法案に関する要請を行った
- 5 . 28 全駐労は県庁に牧野浩隆副知事を訪ね、2003年5月で期限切れとなる駐留軍関係離職者等臨時措置法の延長を国に働き掛けるよう要請した
- 5 . 29 在沖米海兵隊基地ティモシー・ラーセン司令官は、東京の自民党本部で講演し、在沖米

- 軍兵力の削減は考えていないことを示した
赤土流出防止や航空機騒音などが在沖米軍基地内の環境問題に関する米軍と県の環境担当者の意見交換会が米軍キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）で開かれた
在日米軍のワスコー司令官はロイター通信とのインタビューで、日本・沖縄における米軍の存在はアジア太平洋地域の安定のため絶対的に必要であると述べた
県は、三役と幹部で構成する沖縄県振興開発推進委員会を開き、沖縄振興計画県案を決定した
- 米国防総省は、米軍普天間飛行場に配備している海兵隊ヘリコプターの後継機とされているMV-22オスプレイ（垂直離着陸兵員輸送機）の飛行試験を米メリーランド州の米海軍飛行場で再開した
- 5 . 30 改定された米軍用地特別措置法は違憲だとして反戦地主が国に損害賠償を求め、1審那覇地裁で一部勝訴した後の控訴審第1回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれた
日米合同委員会は都内で、米軍が使用している沖縄本島周辺の航空機進入管制システム「嘉手納ラブコン」の返還について、返還後に米軍が必要とする最小限の航空管制業務の内容である「運用所要」を承認し、返還しても米軍機の運用などに支障のないことを大筋で確認した。また、米軍普天間飛行場内の隊舎の提供と、北谷町のキャンプ桑江に隣接する貯油施設の一部返還を両政府が合意した
新横田基地訴訟の判決が東京地裁八王子支部であり、判決では損害賠償の支払いを命じ、飛行差し止め請求などは棄却した
沖縄県教職員組合、沖縄県高等学校障害児学校教職員組合が県（新垣良光知事公室長）に対し、有事関連3法案や個人情報保護法案等いわゆるメディア3法案などについて、自治体の長として反対すること等を求める要請を行った
- 5 . 31 稲嶺恵一知事は首相官邸を訪れ、沖縄振興計画の県案を小泉純一郎首相に提出した
米軍用地の強制使用問題で、地積不明などを理由に国の継続使用を一度は認めなかったにもかかわらず後に使用を認める判断をしたことに対し、反戦地主が県収用委員会に裁判の取り消しを求めている訴訟の第1回口頭弁論が那覇地裁で開かれた
政府首脳は、歴代内閣が堅持してきた非核三原則について、将来見直す可能性があるとの発言を示した
日米両政府による日米合同委員会が開かれ、2002年度分の米軍提供施設整備について合意した
- 6 . 1 障害者による第3回嘉手納スペシャルオリンピックが米軍嘉手納飛行場内で開かれた
- 6 . 2 那覇市久茂地の路上で、米軍キャンプ・シュワブ所属の海兵隊1等兵が通行中の男子専門学校生に対する暴行容疑で現行犯逮捕された
- 6 . 3 米軍原子力潜水艦が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
- 6 . 4 航空自衛隊那覇基地は、航空自衛隊恩納分屯地内の旧汚水処理施設でPCBが発見された問題で、基地周辺の水脈からPCBは検出されなかったとの水質調査結果を発表した
- 6 . 5 第119回九州地方知事会議が山口県豊北町で開かれ、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について、日米協議の必要性を盛り込んだ「沖縄の米軍基地問題の解決促進」について特別決議した
沖縄県商工団体連合会が県（新垣良光知事公室長）に対し、有事関連三法案に反対することを求める要請を行った
崎原弘勝連町議会議長らが県（安和朝忠知事公室次長）に対し、米合衆国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する要請を行った
- 6 . 8 有事関連法案、メディア規制法案の廃案を求める「戦争はダメ！有事三法案の廃案をめざす県民大会」が北谷町の北谷公園屋内運動場で開催した
海上自衛隊は、テロ対策特別措置法に基づく対米支援で佐世保基地（長崎県）の補給艦と大湊基地（青森県）の護衛艦の2隻をインド洋に追加派遣した
- 6 . 10 県は米国の臨海前核実験実施に対する抗議文を駐日米大使あてに送付した
米軍普天間飛行場問題の解決策などを盛り込んだ報告書を自民党の下地幹郎衆議院議員がまとめた
自治労沖縄県本部、沖縄県職員労働組合が県（新垣良光知事公室長）に対し、有事関連三法案等に反対する要請を行った
- 6 . 11 北谷町美浜の米軍基地跡地から今年1月末に発見され、北谷町有地に保管されていた廃油入りドラム缶の最終処分が始まった
航空自衛隊那覇基地は、沖縄近海で訓練していた第38航空隊所属のF-4戦闘機が装着する模擬ミサイル先端の破片を落下させたと発表し、那覇空港の滑走路にその落下物がないか調査するため、民間航空機に遅れが出る影響があった
- 6 . 12 小泉純一郎首相は、都道府県の知事ら幹部を首相官邸に招き、政府が国会に提出している有事関連法案の概要などを説明し意見交換した
- 6 . 13 稲嶺恵一知事は、米海兵隊副総司令官マイケル・ウィリアムズ大將が基地視察のため来

県した際県庁で懇談し、ベーカー駐日大使やウルフォヴィッツ米国防副長官の沖縄の基地問題に関する発言に対し、遺憾の意を示した

川口順子外務大臣は主要国（G8）外相会合に先立ち、パウエル米国務長官と会談し、日米地位協定の運用改善などを要請した

岸本建男名護市長は、米軍普天間飛行場の受け入れ条件の1つで国と締結予定の基地使用協定について、内容が日米地位協定に抵触する場合は地位協定の改定を求めていく姿勢を示した

日米両政府は日米合同委員会を都内で開催し、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告で確認された米軍の住宅統合第1段階のキャンプ瑞慶覧内に完成した高層住宅2棟と付帯施設7棟、野球場、キャンプ桑江内に建設中だった青少年センターの施設提供などで合意した

航空自衛隊那覇基地の10トン弾薬庫（火薬庫）が、那覇市宮城、具志の住宅地までの距離が火薬取締法で定める保安距離（340メートル）より短いことが那覇市議会で指摘された

6.14 米陸軍トリイ通信施設に司令部を置く第10地域支援群の司令官交代式が同施設内で行われ、ジャンス M.ベリー大佐が就任した

6.16 那覇市東町の飲食店において、米カリフォルニア州在の米軍基地所属の整備士がライターを盗んだ疑いで緊急逮捕。後に、この米軍整備士が「急使」であることが分かった
沖縄市諸見里で、米海兵隊キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）所属の軍曹が建設作業員男性宅のベランダに侵入した疑いで現行犯逮捕された

6.19 有事関連三法案に反対する集会が東京都内の代々木公園で開催した
那覇空港の北上空を飛行中の航空自衛隊那覇基地所属のF-4戦闘機1機が機体の不具合のため那覇空港に緊急着陸し、この影響で滑走路が閉鎖され、民間航空機に遅れが生じた

米空軍横田基地（東京都）は、滑走路の補修工事のため、米軍嘉手納飛行場に移駐していた第30空輸中隊（C-9輸送機4機）と第374医療搬送中隊が工事完了に伴い、7月3日から12日の間に帰還すると発表した

6.20 国は、2002年9月2日に使用期限の切れる普天間飛行場の一部土地について、県収用委員会に提出した裁決申請書等の公告縦覧を開始した

6.21 防衛施設庁は、具志川市の米海兵隊キャンプ・コートニー水域のヒジキ鉛汚染問題で、鉛は検出されたものの食品衛生上は人の健康に影響を与えないとの調査結果を公表した

米空軍が嘉手納町に対し、米軍嘉手納飛行場を見渡すことのできる通称「安保の丘」をフェンスで囲って閉鎖する方針を打診していたことが明らかになった

那覇防衛施設局は、米軍北部訓練場の返還に伴うヘリパッド（ヘリコプター着陸帯）の移設に関し、本年秋から生態系調査など新たに8カ所の候補地で環境調査を行うことを発表した

6.22 「マルタはいかにして基地を撤去させ、自立経済を確立したか」をテーマに、マルタ共和国のジャーナリスト、チャールズ・ミツィ氏の講演が沖縄大学で開かれた

6.23 沖縄県は57年目の「慰霊の日」を迎えた
沖縄県主催による「沖縄全戦没者追悼式」が開催した

米軍牧港補給地区（キャンプ・キンザー）にて開催された「キンザーフェスト2002」において、米兵がマシンガン搭載のジープに登場した子供達を載せ引き金を引かせる場面があったと報道された

6.24 米海兵隊MCCS（福利厚生部門）が、兵士や家族らを対象にした基地外での有料バスの運行を今年3月から始めていたことが明らかになった

県議会の6月定例会にて、米軍基地内に入入りする「ベースタクシー」や米軍人らに乗せて基地外（民間地域）を運行する「有償バス」の実態などに関して質問が出た
沖縄平和の創造委員会が県（安和朝忠知事公室次長）に対し、有事法制三法案の廃案を求める要請を行った

6.25 日本、米国など8カ国参加の環太平洋合同演習「リムパック2002」がハワイ沖で開始
沖縄県と嘉手納町は、米軍嘉手納飛行場周辺の航空機騒音などの実態調査結果（速報値）を発表した

小泉純一郎首相は、主要国首脳会議（カナナスキス・サミット）出席のためカナダを訪れ、同地でブッシュ米大統領と会談した

6.26 航空自衛隊入間基地（埼玉県狭山市）所属の電子測定器YS-11が機器トラブルのため那覇空港に緊急着陸し、この影響で滑走路が閉鎖し、民間機4機に遅れが生じた

6.27 米ホワイトハウスが、1972年5月の沖縄返還の直後に返還された土地の原状回復のために、米国が日本に支払うべき補償費を日本が肩代わりするという密約の存在を明確に裏付ける文書を作成していたとの報道がなされた

- 6 . 28 宜野座村福山区の男性宅敷地内で、ライフル銃用とみられる空砲約170発が発見された石川市の市立宮森小学校に、43年前の1959年6月30日に校舎に米軍ジェット機が墜落・炎上し、児童11人を含む死者17人、負傷者200人以上を出した事故の追悼集会が開かれた
- 6 . 29 米海軍の原子力潜水艦が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に入港し、同日出港した旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の役員会が開かれ、新たに旧宮古海軍飛行場用地の権利回復を求める旧地主会の加盟を承認し、協議会加盟団体は、那覇、嘉手納、読谷、宮古、石垣市白保の5団体となった
- 7 . 1 テロ対策特別措置法に基づく対米支援で、インド洋に派遣されている海上自衛隊艦船と交代する護衛艦2隻が自衛隊呉基地（広島県）と佐世保基地（長崎県）からそれぞれ出港した
- 7 . 2 与那原町伊計島の東沖で、米海軍ホワイト・ビーチ地区所属の米兵が遊泳中波にさらわれ2名が死亡する事故が発生した
- 7 . 4 米軍普天間飛行場の周辺住民が、市街地上空での訓練や夜間の飛行差し止めを求める普天間飛行場爆音訴訟の訴訟団結大会が宜野湾市の社会福祉センターで開かれた
内閣府は、日本の米軍基地を寄港する原子力艦の放射能漏れなどの事故に対応するための検討委員会を設置し、初会合を開いた
- 7 . 5 沖縄県高等学校障害児学校退職教職員会が県（新垣良光知事公室長）に対し、軍事基地の撤去、有事三法案の撤回を求める要請を行った
- 7 . 5 航空自衛隊那覇基地は、空自恩納分屯地内のPCB問題で、基地周辺の水脈からは鉛やカドミウム、エチレンなどPCB以外の物資25項目についても不検出、または基準値以下だったとの調査結果を発表した
- 7 . 6 那覇市内の飲食店で、6月16日にライター1個を盗んだ窃盗容疑で緊急逮捕された米カリフォルニア州の米軍整備士が、日米合同委員会の合意事項で身柄を拘束されない特権を保障された「急使」の身分証明書を所持していたため、即日釈放する措置が取られていたことが明らかとなった
- 7 . 6 南西地域産業活性化センターは、安全保障の政策提言などを行うNPO法人「沖縄平和協力センター」設立を提唱する調査報告書をまとめた
自民党の政調会長が、県地元紙のインタビューで、米軍普天間飛行場の名護市辺野古沖への移転に否定的見解を示したことが明らかとなった
- 7 . 7 ハワイ沖で実施されている環太平洋合同演習「リムパック2002」で、海上自衛隊の派遣部隊が初めて本格的に米軍艦艇の一部を指揮して対テロ演習などを予定していることが明らかとなった
- 7 . 8 旧軍飛行場用地問題の政治解決を目指す県議会議員連盟が発足した
日米安保条約を日米平和友好条約に変えようと提言している「21世紀・日本の進路研究会」は、東京都内の文京区民センターでシンポジウムを開催した
航空各社の労働組合でつくる航空労働組合連絡会は、北海道へ向かう陸上自衛隊員が演習の一環として迷彩服を着用し、定期旅客便に搭乗したことに対して抗議声明を出した
沖縄振興審議会は内閣府で第3回会合を開き、向こう10年間の振興策を示した沖縄振興計画を県案に8ヵ所の追加・修正を加え、尾身幸次内閣府沖縄担当大臣に答申した
- 7 . 9 外務省日米地位協定室は、米軍関係機関が基地内に入り出すため「ベースタクシー」から入域料を徴収している法的根拠について、「地位協定上問題はない」とする回答を出した
- 7 . 10 在日米海軍上瀬谷通信施設（神奈川県横浜市）内の市有地について、市民及び団体が横浜市長が返還請求しないのは違法として、違法確認を求める住民訴訟を横浜地裁に起こした
- 7 . 11 外務省北米局長は衆議院外務委員会において、米海兵隊が福利厚生目的で有料バスを運行している問題に関し、日米地位協定の規定に反せず問題はないとの認識を示した
日米地位協定の改定に向け、自民党国会議員の有志が「日米地位協定を改定し日米の真のパートナーシップを確立する会」を設立した
- 7 . 12 具志川署と同地区交通安全協会は、道路交通法改正の罰則強化を米軍人にも周知させるため作成した英文チラシ千部を米軍キャンプ・コートニーの将官らに手渡した
国は、2003年9月2日に使用期限が切れる米軍嘉手納飛行場など9施設の一部土地について、改定米軍用地特別措置法に基づく強制使用手続きとして、署名押印を拒否した地主に代わり署名を代行した
飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会は防衛施設庁で第9回会合を開き、太陽光発電システムの設置補助などの周辺対策に関する報告書を嶋口武彦防衛施設庁長官に提出した
- 7 . 13 沖縄市泡瀬の飲食店で、知人女性を殴りけがを負わせたとして、海上自衛隊沖縄基地隊通信所所属の3等海曹が傷害容疑で現行犯逮捕された

- 7.15 東京地裁は、米軍厚木基地が発注した施設工事の競争入札で談合を繰り返し価格を不当につり上げたとして米国政府が建設会社を相手に損害賠償を求めた訴訟の判決で、米国政府側の請求を棄却した
米軍嘉手納飛行場において、昨年9月の米同時テロ以降警報システムや基地内への車両出入り監視強化などに600万ドル（約7億円）以上をかけ、安全対策の強化を図っていることが分かった
- 7.16 稲嶺恵一知事は、県庁で就任後視察で初来県した今村雅弘外務政務官と懇談し、日米地位協定の全面的な見直しを求めていく考えを示した
一坪反戦地主が首相や県収用委員会を相手に米軍基地の強制使用認定や裁決の取り消しを求めた訴訟の原告本人尋問が那覇地裁で行われた
今村雅弘外務政務官は、キャンプ瑞慶覧で在沖米軍トップのウォレス・グレグソン四軍調整官に対し、事件・事故防止のための綱紀肅正とSACO合意実施への協力を求めた米軍楚辺通信所のキャンプ・ハンセン内の移設造成現場付近から、恩納村喜瀬武原区の長浜川へ、人為的なミスが原因により赤土が流出する事故が発生した
- 7.17 米海軍の原子力潜水艦が、勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に入港し、同日出港した米軍嘉手納飛行場を離陸し、米軍岩国基地(山口県)に向かっていていた米空軍三沢基地(青森県)所属のF-16戦闘機が、エンジントラブルのため大分空港に緊急着陸した
- 7.18 初の県開催となる次年度の国の政策や予算について、地方からの提案・要望を審議する「全国知事会議」が名護市の万国津梁館で始まり、昨年の決議から踏み込んだ形での「日米地位協定の抜本的な見直し」が緊急決議された
在日米海軍第7艦隊の司令官交代式が旗艦ブルーリッジ上で行われた
航空自衛隊那覇基地所属のF-4ファントム戦闘機1機がタイヤの格納を確認する計器が異常表示したため那覇空港に緊急着陸し、この影響で滑走路が閉鎖し、民間機の離発着に遅れが生じた
外間久子日本共産党沖縄県議会議員団団長らが県(新垣良光知事公室長)に対し、楚辺通信所(象のオリ)移設工事現場からの赤土流出問題に対する要請を行った
沖縄県教職員組合が県(新垣良光知事公室長)に対し、米軍基地の撤去、有事関連三法案に反対する要請を行った
- 7.19 全国知事会議に参加した他都道府県知事らが、米軍普天間飛行場や嘉手納飛行場などを視察した
米海軍佐世保基地(長崎県)を母港とする機雷掃海艦が、勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
米海軍(在沖米海兵隊を含む)とフィリピン海軍はフィリピンのスービック湾で合同演習「CARAT(カラット)2002」を開始した
- 7.22 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土での分散・実施が宮城県の玉城寺原演習場で開始した
アブサヤフを標的にした米国とフィリピンの合同演習「バリカタン02-1」の一環として派遣されていた在沖米軍キャンプ・シールズ所属の海軍工兵大隊が、撤収作業を開始した
久米島北方の米軍鳥島射撃場近海の米軍提供水域外のパヤオで操業中の漁船に米海軍のヘリコプターが低空飛行して接近し、操業を中止させる問題が発生した
- 7.23 米軍キャンプ・シュワブ演習場近くの名護市数久田のパイナップル畑において、同演習場から発射されたのものとみられる銃弾が作業中の男性そばに着弾したと思われる事故が発生した
日米地位協定の改定問題に取り組んでいる自民党有志の議員連盟「日米地位協定を改定し日米の真のパートナーシップを確立する会」は、衆議院議員会館で設立総会と初会合を開いた
- 7.24 北中城村石平の国道330号線交差点で、米軍基地へ入ろうとした米軍公用車と専門学校生(男性)のミニバイクと接触する事故が発生した
県収用委員会は、那覇防衛施設局から申請のあった米軍普天間飛行場の一部土地の強制使用について、裁決手続きの開始を決定した
岸本建男名護市長、島袋吉和名護市議会議長、安里進県議会議員らが比嘉茂政副知事、安和朝忠知事公室次長に対し、名護市数久田区内における被弾事故に対する要請を行った
兼城賢次護憲ネットワーク県議団団長、友寄信助、平良長政、新里米吉県議会議員らが県(新垣良光知事公室長)に対し、キャンプ・シュワブからの流弾事故に対する要請を行った
- 7.25 名護市数久田のパイナップル畑で米軍キャンプ・シュワブ演習場から発射されたとみられる銃弾が被弾した事件で、名護市議会は臨時議会を開き、演習場内の「レンジ10」での実弾射撃訓練の廃止などを求める意見書、決議文を全会一致で可決した

- 米軍嘉手納飛行場の周辺住民が米軍機の夜間・早朝の飛行差し止めや損害賠償などを日米両政府に求めている新嘉手納爆音訴訟の第13回口頭弁論が那覇地裁沖縄支部で開かれた
- 那覇防衛施設局長は、米軍キャンプ・シュワブ演習場から発射されたとみられる銃弾被弾事件を受け、同演習場内のレンジ10と呼ばれる実弾射撃場の廃止を検討することを明らかにした
- 在沖米海兵隊は、米軍キャンプ・シュワブ演習場の「レンジ10」で、過去及び今回と流弾事件が相次いだことから同レンジでの50ミリ口径機関銃「M2」訓練の中止を決めていたが、日本政府に通知せずに再開していたことが明らかになった
- 7.25 名護市議会が県（新垣良光知事公室長）に対し、名護市数久田区パイン畑における被弾事故に対する要請を行った
- 7.26 名護市や数久田区、県の関係者らは、被弾事件の発射元とみられている米軍キャンプ・シュワブ演習場「レンジ10」を視察した
- 尾身幸次内閣府沖縄担当相は、米軍キャンプ・シュワブ演習場の「レンジ10」での訓練について、同レンジの廃止を米側に求める考えを明らかにした
- 全国知事会の土屋義彦会長は、小泉純一郎首相や川口順子外相を訪ね、今月18日の全国知事会議で決議した「日米地位協定の抜本的な見直し」などを要望した
- 沖縄平和運動センター、北部地区労働組合協議会、自治労北部総支部が県（新垣良光知事公室長）に対し、米軍機銃弾の民間地（名護市数久田区内）への被弾に対する要請を行った
- 沖縄社会大衆党、喜納昌春、当山全弘県議会議員らが県（新垣良光知事公室長）に対し、名護市における着弾事件に対する要請を行った
- 沖縄県統一行動連絡会議、沖縄県平和委員会、沖縄県労働組合総連合、原水爆禁止沖縄県協議会が県（新垣良光知事公室長）に対し、キャンプ・シュワブ内から発射された銃弾による民間地域への着弾事件に対する要請を行った
- 日本共産党沖縄県委員会、外間久子日本共産党沖縄県議団団長、宮里政秋、新垣米子県議会議員らが県（新垣良光知事公室長）に対し、在沖米海兵隊キャンプ・シュワブ演習場から民間地域への銃弾被弾事件に対する要請を行った
- 7.27 米会計検査院が、海外における米軍演習の制約について調査検討した報告書において、名護市のキャンプ・シュワブの「レンジ10」及びキャンプ・ハンセンの「レンジ7」を特に制約の大きい演習場として、実践的な訓練環境を提供できない施設と指摘していることが明らかになった
- 7.29 米軍普天間飛行場の移設に伴う代替施設協議会の第9回会合が東京都内の首相官邸で開かれ、代替施設の建設位置を名護市辺野古沖のリーフ上とし、埋め立て方式の軍民共用空港とすることで、政府、県、名護市などを基本合意した
- 代替施設の基本計画決定を受け、政府と県、名護市は、基地の使用協定締結に向けた安全・騒音対策や環境対策など基本的事項について合意した
- 儀間光男浦添市長と在沖米海兵隊基地司令官ティモシー・ラーセン准将は、浦添市の牧港補給地区（キャンプ・キンザー）内で緊急車両の基地内通行が可能になる「現地実施協定書」の更新手続きに署名した
- 7.30 在沖米四軍と沖縄との連絡調整を行う在日米軍沖縄調整事務所の新所長ジェリー・ターンボウ陸軍大佐とジョン・フロインド前所長は、県庁に新垣良光知事公室長を表敬訪問
- 7.31 在沖米軍基地から派生する諸問題を話し合う国、県、在沖米軍による三者連絡協議会の第23回会合が那覇市内のホテルで開かれた
- 防衛施設庁は、米軍嘉手納飛行場周辺、普天間飛行場周辺の世帯を対象に太陽光発電システムの設置補助を来年度予算で概算要求する意向を明らかにした
- 米空軍嘉手納飛行場内のF-15戦闘機の格納庫で、同機のエンジン部分から火災が起こる事故があった
- 那覇防衛施設局長は、2003年9月2日に強制使用期限が切れる米軍伊江島補助飛行場など9施設の一部土地について、県収用委員会に対し強制使用裁決を申請した
- 8.1 川口順子外相とパウエル米國務長官は、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラムのため、訪問中のブルネイにて会談した
- 米空軍嘉手納飛行場内で、F-15戦闘機の後方部分のテールパイプに付着していた燃料に引火する事故が発生した
- 比嘉盛光宜野湾市長は、地権者や市民に基地跡地利用に関する情報を積極的に提供し、合意形成を円滑に図ろうと「情報提供窓口」を設置した
- 8.2 米海兵隊普天間飛行場所属のCH-53大型輸送ヘリコプターが、宜野座村松田の米軍キャンプ・シュワブ提供施設内の瀧原海岸に、エンジントラブルを起こし不時着した
- 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、那覇市のサザンプラザ海邦で2002年度の総会を開いた

- 岡崎匠那覇防衛施設局長が新たに就任した
- 高里久三久米島町長、高良ノブ久米島町議会議長、久米島漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県漁業協同組合長会らが県（安和朝忠知事公室次長）に対し、米海軍ヘリによる漁業被害に対する要請を行った
- 8 . 4 沖縄生物学会と沖縄の生物学研究者有志らが、那覇防衛施設局が公表した米軍北部訓練場内のヘリパッド移設先の環境調査報告書について、信用性が疑われると指摘する意見書をそれぞれ提出していたことが明らかになった
- 北谷町北前の国道58号線で、米海兵隊キャンプ瑞慶覧所属の伍長の普通乗用車と名城大学生のオートバイが衝突し、大学生が死亡する事故が発生した
- 8 . 5 那覇市内で、飲酒運転で当て逃げしたとして、在沖米陸軍トリステーション所属の特殊部隊1等兵を現行犯逮捕した
- 外務省の橋本宏沖縄担当大使はティモシー・ラーセン在沖米四軍調整官代理に対し、久米島沖で米海軍ヘリが漁船に接近し操業を妨害するなど米軍機関連のトラブルが続発していることについて、遺憾の意を伝えた
- 8 . 6 県内12青年会議所が加盟する日本青年会議所沖縄地区協議会は、米軍人・軍属とその家族に福利厚生サービスを提供する民間機関・USO沖縄との間で、「琉米文化・スポーツ交流会」を近く立ち上げることで合意した
- 勝連町の米海軍ホワイト・ビーチ地区にし尿処理施設が新たに建設されることが明らかとなった
- 米海軍ミサイル巡洋艦及びミサイルフリーゲート艦が、勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
- 浦崎康克宜野座村長、宜野座繁宜野座村議会議長らが県（安和朝忠知事公室次長）に対し、米軍ヘリコプターの潟原海岸不時着に対する要請を行った
- 8 . 7 米海兵隊普天間飛行場所属のUH-1指揮連絡ヘリコプターが嘉手納飛行場内から離陸直後に緊急着陸した
- 県は、米海兵隊普天間飛行場所属のヘリが緊急着陸するなど米軍機の事故が相次いでいることについて、在沖海兵隊外交政策部（G5）に対し電話で遺憾の意を伝え、普天間飛行場常駐機を一斉点検するなど安全管理を徹底するよう申し入れた
- 8 . 8 名護市議会は、「普天間返還に伴う基本計画合意の白紙撤回を求める意見書」案をめぐり紛糾し、同日予定していた臨時議会は流会となった
- 8 . 9 嘉手納飛行場において、米軍岩国基地（山口県）所属のFA-18ホーネット戦闘機及び嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機が相次いで緊急着陸した
- キャンプ・ハンセン内レンジ4の2カ所において、米海兵隊の実弾射撃訓練が原因による原野火災が発生し、約12万平方メートルの山林が焼失した
- 高良ノブ久米島町議会議長らが県（安和朝忠知事公室次長）に対し、米軍ヘリによる漁業妨害に対する要請を行った
- 8 . 12 県議会は臨時会議を開き、名護市の被弾事故など相次ぐ米軍関係の事件・事故に対して抗議する決議と同意見書をそれぞれ全会一致で可決した
- 沖縄への配備も検討されている米海兵隊の次世代プロペラ輸送機V-22オスプレイについて、米国防総省のオールドリッジ次官が開発の見直しを示唆する発言を行い、波紋を拡げていることが明らかになった
- 8 . 13 中部市町村圏事務組合と中部市町村会は米軍嘉手納飛行場の司令官を訪ね、中部地区の公共施設を集約した「中部市町村マルチコミュニティセンター（仮称）」の基地内建設について、協力と理解を求めた
- 8 . 14 長嶺安政外務省北米局長補佐が就任あいさつのため県庁に比嘉茂政副知事を訪ねた
- 自民党の下地幹郎氏ら衆議院議員の有志5人は米国の海兵隊基地などを視察し、米海兵隊総司令官ジェームス・ジョーンズ大将と会談するため米国向け出発した
- 8 . 15 米国防総省は2002年国防報告を発表した
- 8 . 16 陸上自衛隊那覇駐屯地の第1混成団所属のLR2偵察機がエンジン不良により那覇空港に緊急着陸し、この影響で民間機の着陸に遅れが出た
- 沖縄市知花の県道26号線で、キャンプ・ハンセン所属の3等軍曹の普通乗用車が緑石に衝突して横転した。その直前には当て逃げ事故を起こしており、酒気帯び運転であった
- 宜野湾市の普天間飛行場に、佐世保港に入港した米海軍原子力空母の艦載機FA-18ホーネット戦闘機やC-130輸送機、F-14トムキャットが複数機飛来した。宜野湾市は米軍側に飛来自粛を要請していた。同市野嵩一区公民館に設置された県の騒音測定器の速報値によると、100デシベルを超える騒音が測定された
- 安保廃棄・くらしと民主主義を守る沖縄県統一行動連絡会議が県（安和朝忠知事公室次長）に対し、米軍による相次ぐ事件・事故、米軍演習の停止、新基地建設計画の撤回についての要請を行った
- 8 . 17 米空母キティホーク艦載機のF-14ホーネット及び米国内空軍基地所属のRC-135S

- 弾道ミサイル観測機が、それぞれ嘉手納飛行場に飛来した
- 米海軍攻撃型原子力潜水艦が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
- 8 . 18 沖縄市中央の路上で、キャンプ・シュワブの海兵隊員が普天間飛行場所属の伍長に暴行を受ける事件が発生した。また、同市諸見里の路上において、キャンプ・シュワブ所属の海兵隊員が外国人に暴行を受ける事件が発生した
- 8 . 19 県警の2002年上半年のまとめにより、米軍家族の犯罪が増加していることが明らかになった
- 8 . 20 県は、米軍基地返還後の跡地利用促進を図り、新たに政府が設置する「跡地対策協議会」に、地元の意見を反映させるため、宜野湾市など関係8市町村とともに「跡地関係市町村連絡・調整会議」を発足させた
- 米軍普天間飛行場の移設に伴う振興事業について、名護市、東村、宜野座村の各首長が話し合う「移設先及び周辺地域振興三者協議会」が名護市の北部会館で行われた
- 8 . 21 沖縄本島の南沖海上で、嘉手納飛行場第44戦闘中隊所属のF - 15戦闘機が墜落し、操縦士は脱出し同飛行場所属のヘリに救助された。同飛行場の第18航空団は、所属するF - 15戦闘機の訓練を21、22日の両日、中止することを決定した。県への事故の通報は発生から約4時間後であった。また、この事故の前に、F - 15戦闘機の緊急着陸もあった
- 8 . 22 牧野浩隆副知事は、来県中の萩山教蔵防衛庁長官と県庁で会談し、F - 15戦闘機の墜落事故についてなど基地問題の解決を求めた
- 米海兵隊トップのジェームズ・ジョーンズ総司令官は、現在テスト飛行中の次世代垂直離着陸機V - 22オスプレイについて、楽観的な見通しがあることを述べた
- F - 15戦闘機の墜落事故を受け、嘉手納飛行場に関する三市町村連絡協議会は緊急の役員会を開催した
- 那覇防衛施設局は、2002年9月2日で使用期限が切れる普天間飛行場と那覇港湾施設の一部土地の強制手続きで、改定米軍用地特措法に基づき9月3日から半年間の暫定使用をするため、契約拒否地主の土地の使用料相当額を担保提供（供託）する手続きを取った
- 在沖米海兵隊は、米東部ノース・カロライナ州の米軍基地で、同型機エンジンの一部に亀裂が発見されたため、普天間飛行場に所属するすべてのCH - 46ヘリコプターに飛行を一時中断し、安全点検を実施した
- 県警は名護市の被弾事件で銃弾の鑑定を進めていた結果について、銃弾をM2重機関銃のものであるものの、M2重機関銃の試射で回収したサンプル銃弾とのライフルマーク（線条痕）は一致しなかったと発表した
- 嘉手納飛行場に関する三市町村連絡協議会（三連協）が県（安和朝忠知事公室次長）に対し、F - 15イーグル戦闘機の墜落事故に対する要請を行った
- 赤嶺政賢日本共産党沖縄県委員会委員長らが県（新垣良光知事公室長）に対し、F - 15戦闘機の墜落、続発する米軍演習による事件・事故、米軍基地の撤去についての要請を行った
- 8 . 23 県は、石川市を主会場に実施する県総合防災訓練で、初めて同訓練へ在沖米軍の参加することを発表した
- 米軍嘉手納飛行場の第18航空団は、後方支援体制を効率化し、遠征能力を強化することを目的に、15日から始まった組織再編を記念する式典を開催した
- イラク上空の飛行禁止空域を監視する作戦に、米軍嘉手納飛行場から継続的に兵士が派遣されていることが明らかになった
- 日本弁護士連合会は東京都千代田区の日弁連会館で定例理事会を開き、日米地位協定の改定を求めることを全会一致で決議した
- 8 . 24 沖縄市山内で、在沖海兵隊キャンプ・ハンセン所属の上等兵が住居侵入の疑いで現行犯逮捕された。また、北谷町港では、普天間飛行場所属の伍長が駐車してあった乗用車の窃盗容疑で現行犯逮捕された
- 陸上自衛隊第1混成団は、2001年6月の訓練中のヘリの騒音で与勝高校の授業が一時中断するなどしていた問題で、同陸上自衛隊勝連分屯地内の新しい場所でのヘリ離着陸場を完成させ、隣接する学校、町役場、県などの関係者に現地説明を行った
- 8 . 25 沖縄市泡瀬の海岸で、弾頭部分のない火薬入りの空砲が見つかった
- 北谷町北谷の県道130号線で、嘉手納飛行場所属の軍属の大型バイクが道路左側の植栽に衝突し、死亡する事故が発生した
- 8 . 26 稲嶺恵一知事は、F - 15戦闘機の墜落など県内で相次ぐ米軍の事件・事故の発生を受け、東京都の首相官邸に小泉純一郎首相と福田康夫官房長官を訪ね、日米地位協定の抜本的見直しを含めた基地問題の解決促進を訴えた。また、外務省や防衛庁、防衛施設庁を訪れ、同様の要請を行った
- 民主党の岡田克也政調会長や党内の沖縄作業チームメンバーらは県庁で記者会見し、在沖米軍の大幅な縮小などを含む沖縄政策「民主党沖縄ビジョン」最終報告を発表した

- 米軍嘉手納飛行場において、21日の墜落事故で飛行を一時中止していたF-15戦闘機が本格的な訓練を再開した。しかし、同日、同型機の緊急着陸が2件起きた
- 8.27 在沖陸軍司令官のジャニス M.ベリー大佐が就任あいさつで県を訪ね、比嘉茂政副知事と懇談した
嘉手納飛行場において、F-15戦闘機3機が緊急着陸した。また、普天間飛行場では、KC-130空中給油機が、給油後にホースが機体内に戻らなくなり緊急着陸した
名護市の米軍キャンプ・シュワブで水陸両用車などによる訓練が行われた
浦添軍港建設反対、ヘリ基地建設反対、あらゆる基地の建設・強化に反対するネットワークが県（安和朝忠知事公室次長）に対し、F-15イーグル戦闘機の墜落事故等に対する要請を行った
- 8.28 那覇防衛施設局は、2003年9月2日に強制使用期間が切れる嘉手納飛行場内の契約拒否地主の土地について、改定米軍用地特別措置法に基づく強制使用手続きに着手し、地主への意見照会を始めた
フィリピンのアロヨ大統領が同国を訪れている下地幹郎経済産業政務官との面談で、在沖米海兵隊の訓練受け入れについて、追加的な訓練受け入れを無条件で認める考えを示したとの報道があった
米政府当局者は、嘉手納基地や海兵隊キャンプ瑞慶覧など県内5基地において、保管・使用中のPCBを含んだ未処理の電気機器が在日米軍の約3分の2ほど集中していることを明らかにした。また、一部の米国製電気機器を米国本土に移送・処理する手続きに着手したことを発表した
県環境保全課は、2001年度航空機騒音測定結果を発表し、嘉手納、普天間両飛行場周辺で、夜間から早朝の時間帯での騒音発生回数が前年度比で大幅に増加していることが明らかになった
県消防防災課は、29日に石川市で予定していた総合防災訓練を、台風15号接近を理由に中止とした
キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で、米海兵隊の実弾射撃訓練を原因とする原野火災が発生し、約6万平方メートルの山林が焼失した
嘉手納飛行場において、同飛行場所属のF-15戦闘機が緊急着陸した
宜野湾市は、2007年度末に返還予定のキャンプ瑞慶覧地区の地権者を対象にした初めての「まちづくり懇談会」を、同市内の喜友名区公民館で開いた
- 8.29 横浜地裁は、横浜市での在日米海軍上瀬谷通信施設用地をめぐる地権者が日米両国政府に明け渡しを求めた訴訟で、国に対する請求を棄却し米国に対する請求を却下した
沖縄地区税関、県警生活安全部銃器薬物対策課、浦添署の共同捜査班は、キャンプ・ハンセン所属の上等兵を、演習参加のため訪れていたフィリピンで入手した密造拳銃一丁を軍事郵便路線を利用して輸入したとして、銃砲刀剣等取締法違反の疑いで那覇地検に書類送致した
- 8.30 米軍人・軍属による事件・事故防止のための協力ワーキングチームのメンバーは、沖縄市の嘉手納飛行場第2ゲートで米軍による飲酒運転取り締まりと生活指導巡回の様子を視察した
キャンプ瑞慶覧所属、米軍泡瀬ゴルフ場勤務の沖縄市南桃原在住の軍属が、大麻取締法違反の容疑で逮捕された
沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の代表らは沖縄総合事務局長を訪ね、用地問題の具体的な解決策を求める要請書を手渡した
防衛施設庁は2003年度予算の概算要求をまとめた
新垣良光知事公室長は、県庁で来県中の在日スウェーデン大使館政治担当のカール・レイフランド公使と米軍基地から派生する問題などについて意見交換した
- 9.1 米軍準機関誌「星条旗」は、F-15戦闘機の墜落事故や相次ぐ米軍機の緊急着陸について報道した
- 9.2 稲嶺恵一知事は県庁で、沖縄から安全保障を考えようと来県した東京の国立政策研究大学院大学で学ぶ留学生らと意見交換した
那覇市は、9月2日に強制使用期限が切れる米軍那覇港湾施設と普天間飛行場内の市有地について、那覇防衛施設局との使用契約に応じた
航空自衛隊那覇基地所属のF-4EJ改戦闘機が那覇空港に着陸直後にタイヤがパンクし、タイヤの破片が滑走路上に散乱したため同空港が約50分間閉鎖され、民間機が米軍嘉手納飛行場や宮古空港など、目的地以外に着陸するなど運行に多大な支障が生じた
- 9.3 米軍嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機1機が同飛行場に緊急着陸した
勝連町のホワイト・ビーチ地区の米海軍棧橋の幅員が、米軍の要請に伴い日本政府により拡張工事されることが明らかになった
沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、外務省特命全権大使（沖縄担当）、那覇防衛施設局長、沖縄総合事務局長、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、基

- 地から派生する諸問題の解決促進及び米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止に関する要請を行った
- 9.4 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官に対し、基地から派生する諸問題の解決促進及び米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止に関する要請を行った（～5日）
- 9.5 東京都は、羽田空港と横田飛行場周辺、厚木飛行場に近い町田市で実施した2001年度の航空機騒音調査結果を公表した
- 9.7 米軍嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機1機が同飛行場に緊急着陸した
- 9.8 北谷町北谷の北谷交差点で、キャンプ・コートニー所属の1等軍曹の運転する乗用車が浦添市に住む高校生のオートバイと衝突する事故が発生し、飲酒運転の上人身事故を起こし、救護せずに現場から逃走したとして逮捕した
- 9.9 米海軍佐世保基地（長崎県）を母港とする強襲揚陸艦、ドック型揚陸艦、ドック型揚陸輸送艦の3隻が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
- 9.9 米軍嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機1機が同飛行場に緊急着陸した
- 9.10 国、県、関係市町村、米軍など関係団体が構成する「松くい虫防除県民連絡会議」は、県庁で初会合を開いた
- 9.10 米軍用地の跡地利用を促進するため、国、県、関係市町村による調整機関「跡地対策協議会」が発足し、初会合が首相官邸で開かれた
- 9.11 沖縄平和運動センター、中部地区労働組合協議会が県（安和朝忠知事公室次長）に対し、ホワイトビーチ棧橋の拡張工事の中止を求める要請を行った
- 9.11 アメリカ中枢同時多発テロから1年が経過した
- 9.11 浦添市内で6月に交際中の女性に顔を殴るなどの暴行を加え、傷害罪に問われていた米国人被告への判決が那覇地裁であった。また、同被告は在沖米海兵隊に所属していたが1995年11月に脱走しており、海兵隊法務部により脱走の罪で軍事裁判にかけられることになった
- 9.12 米軍嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機1機が同飛行場に緊急着陸した
- 9.12 比嘉茂政副知事は、就任あいさつのため訪れた外務省の山田重夫日米地位協定室長と県庁で懇談し、あらためて日米地位協定の見直しを求めた
- 9.12 米空軍嘉手納飛行場において、同飛行場所属のF-15戦闘機1機が緊急着陸した。また、米海軍所属のP-3C対潜哨戒機も同飛行場に緊急着陸した
- 9.13 尾辻吉兼与那国町長は、視察広聴のため訪れていた稲嶺恵一知事に対し、与那国島上空で設定されている台湾の防空識別圏の見直しなどを要望した
- 9.13 米空軍嘉手納飛行場において、同飛行場所属のF-15戦闘機1機が緊急着陸した
- 9.13 北中城村など3市町村にまたがる米軍キャンプ瑞慶覧において、7日、10日の両日に爆弾が設置されたとの情報があり、兵士や家族らが避難する騒ぎがあったことが明らかになった
- 9.16 米軍牧港補給地区所属の海兵隊伍長が、乗車したタクシーの男性乗務員に暴行を加えたとして現行犯逮捕された
- 9.16 在沖米海兵隊による県道104号越え実弾演習の本土移転・実施に伴う実弾射撃訓練が、矢白別演習場（北海道）で開始された
- 9.17 米空軍嘉手納飛行場において、同飛行場所属のF-15戦闘機1機が緊急着陸した
- 9.17 訪米中の川口順子外務大臣は、ワシントン近郊の国防総省にてラムズフェルド米国防長官と会談した
- 9.17 前官房長官の中川秀直衆議院議員（自民党）は、在沖米軍基地の一部を東南アジアに移転する構想をまとめた
- 9.18 深刻化する県木「リュウキュウマツ」の松くい虫被害を根絶するため、「第1回松くい虫ゼロ大作戦県民大会」が読谷村の座喜味城跡公園で開かれ、国、県、関係市町村、米軍が参加した
- 9.19 那覇市の自治会館で、連合沖縄が「在沖海兵隊兵力削減と普天間基地の早期返還を求めて」をテーマにシンポジウムを開催した
- 9.19 県は旧軍飛行場用地問題の解決にあたるため、基地対策室内に「旧軍飛行場用地問題解決プロジェクト班」を発足させた
- 9.19 県と関係市町村は米軍用地の跡地利用を促進するため、企画開発部振興開発室内に「駐留軍用地跡地対策沖縄県本部」を設置した
- 9.19 宜野湾市伊佐の国道58号線で、第1海兵航空団所属の兵長の普通乗用車が対向車線に侵入して逆走し、北谷町在住の女性の軽貨物車と正面衝突した
- 9.19 米軍嘉手納飛行場内の一部土地の強制使用手続きで契約を拒否している一坪反戦地主会の代表らが那覇防衛施設局を訪れ、強制使用に反対する意見書を提出した
- 9.19 日米合同委員会は、本年5月31日の同委員会で承認された在沖米軍基地内の7施設の整

- 備について実施合意した
- 9 . 20 米空軍嘉手納飛行場において、米海軍 P - 3 C 対潜哨戒機 2 機が緊急着陸した
米軍人軍属による事件・事故防止のための協力ワーキングチームの第10回会合が那覇市の外務省沖縄事務所で開催された
米空軍嘉手納飛行場において、海兵隊所属の F A - 18 C ホーネット戦闘機 1 機が緊急着陸した
米海軍攻撃型原子力潜水艦が、勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
嘉手納町兼久の兼久海浜公園において、米軍施設の嘉手納マリナーから米軍の訓練用信号弾の金属片が飛来する事故が発生した
- 9 . 21 「秋の全国交通安全運動」実施に伴う宜野湾地区出発式が関係者多数が参加して宜野湾市立中央公民館で行われ、今年は初めて海兵隊員など米軍関係者も出席した
- 9 . 25 那覇市議会は、議員全員からなる「那覇市議会旧軍飛行場用地問題解決促進議員連盟」を発足させた
那覇防衛施設局は、2003年9月2日に使用期限が切れる嘉手納飛行場内の一部用地の強制使用手続きの1つとして、小泉純一郎首相へ使用認定を申請した
- 9 . 27 金武町の米軍キャンプ・ハンセン内レンジ 2 付近において、実弾射撃訓練が原因による原野火災が発生した
政府は閣議にて、日米で返還合意された米軍用地における原状回復に必要な措置や要する期間について、国が定める返還実施計画に明確に規定し国の責任で原状回復するための政令改正を決定した
米環境保護局（EPA）は、在日米軍が管理するPCB含有機器を米国に移送し処理する問題で、米有害物資規制法で米国への持ち込みが禁じられている日本製機器について、同法の適用除外を認め移送を認めると官報に公示した
- 9 . 29 糸満市西崎町の糸満新漁港において、嘉手納航空隊所属の米兵の普通乗用車が車止めを乗り越え、同市の会社代表所有のクルーザーに衝突した後海中に転落した
- 9 . 30 横浜港ノースドッグに司令部をおく米海軍極東海上輸送部隊所属の戦闘補給艦が那覇港湾施設に寄港した
小泉内閣において改造人事が行われ、新しい内閣が発足した
日米合同委員会で、返還作業の着手を確認した23事案の1つである「工兵隊事務所」が返還された
- 10 . 1 沖縄環境ネットワークは県庁で、米軍基地がもたらした環境汚染について、韓国、フィリピン、沖縄の非政府組織（NGO）が統一した方法で調査すると会見報告した
- 10 . 3 沖縄市上地の国道330号線にて、米軍キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）内に住む米軍人家族の少年の普通乗用車が男性の運転するミニバイクと衝突し、業務上過失傷害と道交法違反（ひき逃げなど）で逮捕された
日米両政府は日米合同委員会を開き、SACO最終報告に盛り込まれた読谷村の米軍楚辺通信所返還に関して移設先のキャンプ・ハンセンでの通信所本体の工事実施に合意し、併せて、象のオリ移設完了後に読谷補助飛行場を返還することにも合意した
- 10 . 6 金武町金武の駐車場において、酒に酔い止めてあった軽自動車を持ち上げて横転させたとして米軍キャンプ・ハンセン所属の海兵隊伍長ら3人が器物損壊で現行犯逮捕された
石原慎太郎東京都知事は、米軍横田基地（東京都）の軍民共用化を目指し米政府要人と協議するため、ワシントンに到着した
- 10 . 7 稲嶺恵一知事は、東京に小泉改造内閣で就任した沖縄担当、防衛、外務の関係閣僚を訪ねて初会談し、日米地位協定改定など基地問題の解決などについて要請した
県環境影響評価審査会は、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設にかかわる継続環境調査検討書など2案件について答申した
- 10 . 8 本年1月に北谷町美浜の米軍基地跡地から廃油ドラム缶が大量に見つかった問題で、那覇防衛施設局が沖縄市内の廃棄物処理業者に依頼していた処分作業が終了した
政府主催の「全国都道府県知事会議」が東京の首相官邸で開かれ、小泉純一郎首相と稲嶺恵一沖縄県知事をはじめ全国の知事が懇談した
- 10 . 10 名護市数久田区内で発生した被弾事件で米軍側が示していた発見弾は古いとする見方について、県警を訪れた米軍担当者が科学的な根拠に基づく意見ではないと述べ、事実上発言を撤回していたことが明らかになった
- 10 . 11 米海兵隊普天間飛行場所属のCH - 53E輸送型ヘリ2機が民間空港である石垣空港に緊急着陸した。民間機への影響はなかった
稲嶺恵一知事は県庁で就任後初めて来県した細田博之沖縄・北方担当大臣と会談し、米軍基地問題の解決促進などについて要請を行った
- 10 . 12 米軍普天間飛行場の名護市移設に反対するヘリ基地反対協会は、市労働福祉センターで学習会「巨大基地と環境アセス」を開いた
- 10 . 14 米海兵隊とフィリピン軍は、海兵隊からは在沖部隊が主力となってルソン島中南部の元

- クラーク基地跡などで定期合同演習「タロン・ビジョン」を始めた
- 10.15 県議会は本会議にて、嘉手納町兼久海浜公園での信号弾被弾事故と米軍都市型戦闘訓練施設建設計画に抗議し、計画撤回を求める決議や意見書を全会一致で可決した
沖縄国家公務員労働組合が県（新垣良光知事公室長）に対し、米軍演習の即時全面中止、新たな基地建設反対、有事法案反対を求める要請を行った
- 10.16 横浜地裁は、米海軍と海上自衛隊が共同使用する厚木基地（神奈川県）周辺の住民が国に過去の騒音被害の損害賠償と将来の賠償を求めた「第3次厚木基地騒音訴訟」で、国に賠償を命じた。将来の賠償請求については、他の基地騒音訴訟と同様に却下した
- 10.17 米空軍嘉手納飛行場において、同基地所属のF-15戦闘機1機が緊急着陸した
宜野座村の米軍キャンプ・ハンセン内において原野火災が発生し、約3万平方メートルが焼失した
米軍嘉手納飛行場において、C-130輸送機から給油トラックに燃料を移す際に、ホースが裂けて燃料が滑走路上に漏れた
- 10.18 北谷町内の飲食店において、入口付近の宣伝用垂れ幕を盗んだとして嘉手納飛行場所属の空軍1等兵を逮捕した
- 10.20 県の大学生達が企画した「地位協定を変えようシンポジウム・パート」が那覇市のおきぎんふれあいホールで開かれ、地位協定改定に超党派で取り組む国会議員と県内大学生らが意見交換した
国連軍タイ海軍、ニュージーランド海軍のフリーゲート艦とみられる艦船3隻が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
米空軍嘉手納飛行場において、F-15戦闘機3機が相次いで緊急着陸した
在日米海軍厚木基地（神奈川県）において、地元自治体が中止を要請する中、米空母艦載機の夜間離着陸訓練（NLP）が実施された
- 10.21 日米両政府は日米合同委員会を開き、キャンプ・ハンセンと普天間飛行場内に建設した施設や工兵隊事務所（浦添市西原）の返還に伴って建設された施設の米側への提供に合意した
訪米中の茂木敏充外務副大臣はアーミテージ国務副長官と会談し、沖縄の基地問題について言及した
- 10.23 国は2003年9月2日で使用期限が切れる伊江島補助飛行場など9施設の一部土地の強制使用手続きの一環で、使用しようとする土地の所在、地番などを公告し、裁決申請書の縦覧を開始した
稲嶺恵一知事は県庁で来県した大村秀章内閣府政務官と会談し、米軍基地の整理縮小などについて要請を行った
米ワシントン州エバレット海軍基地所属の駆逐艦が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
米空軍嘉手納飛行場において、F-15戦闘機2機が相次いで緊急着陸した
日米両政府が米軍普天間飛行場移設問題を話し合う「普天間実施委員会（FIG）」がワシントン郊外の米国防総省で開かれた
八重山地区労働組合協議会、沖縄平和運動センターが県（新垣良光知事公室長）に対し、石垣空港への米軍ヘリ緊急着陸に対する抗議要請を行った
- 10.25 米空軍嘉手納飛行場において、同飛行場所属のKC-135及びF-15戦闘機が相次いで緊急着陸した
伊江島西崎区の米軍伊江島補助飛行場近くの民間地域の牧草地において、米軍輸送機からプラスチックの水タンク3個を詰めた梱包物がパラシュートが開かないまま作業中の畜産農家人の近くに落下する事故が発生した。県に那覇防衛施設局から一報が入ったのは、発生から46時間余り経過した後だった
- 10.26 恩納村万座毛の沖合で、遊泳中の米軍人女性がおぼれ死亡した
- 10.29 米軍普天間飛行場からの騒音に悩む周辺住民が、夜間・早朝の飛行差し止めや身体的、精神的被害に対する損害賠償を求めた「普天間飛行場爆音訴訟」を那覇地裁沖縄支部に提訴した
- 10.30 日本共産党沖縄県委員会、外間久子日本共産党沖縄県議団団長らが県（新垣良光知事公室長）に対し、伊江島における米軍物資落下事故に対する抗議と申し入れを行った
宜野湾市内の路上で、北谷町北前の米軍属が携帯電話をかけながら車の運転をしていた沖縄市内の会社員男性に運転マナーを注意した際、襟首を引っ張ってけがをさせたとして傷害の疑いで逮捕された
島袋清徳伊江村長、内間博昭伊江村議会議長らが県（新垣良光知事公室長）に対し、伊江島補助飛行場における輸送機からの物資投下訓練の廃止を求める要請を行った
- 10.31 任期満了に伴う第9回沖縄県知事選が告示され、新垣繁信氏（無所属新人）、稲嶺恵一氏（無所属現職）、吉本政矩氏（無所属新人）、又吉光雄氏（諸派新人）の4人が立候補を届け出た

- 米海軍海上輸送部隊所属の弾道ミサイル追跡艦と海洋調査船が米軍那覇港湾施設に寄港した
- 福岡高裁那覇支部は、米軍用地の強制使用期限切れ後も地主の同意のない占有継続を認める「改定米軍用地特別措置法（改定特措法）」の暫定使用制度は憲法に違反し不法占有で損害を受けたとして、反戦地主らが国を相手に使用権原不存在の確認と損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決を言い渡した
- 日米両政府は日米合同委員会を開き、SACO最終報告で合意されたキャンプ瑞慶覧とキャンプ桑江の住宅統合の第2段階の措置であるキャンプ瑞慶覧内サダ地区への関連施設の整備に伴う工事の実施などについて合意した
11. 1 那覇防衛施設局が、航空自衛隊の貯油関連施設などを建設するため、航空自衛隊那覇基地南側に隣接する那覇市具志の民間地について地主と賃貸借契約を結び、新たに基地用地に加えていたことが明らかになった
- 衆議院憲法調査会は2年9ヵ月の憲法論議を踏まえ、改憲、護憲両論を併記した全706ページの間報告書を綿貫民輔衆議院議長に提出した
- 改正自衛隊法が施行された
11. 2 石破茂防衛庁長官が10月21日に東京でケリー米国防務次官補と会談した際、ブッシュ米政権が推進しているミサイル防衛計画の日米共同技術研究で、現在の研究から開発段階へ早急に移行したいとの意向を表明していたことが明らかになった
11. 4 金武町の米軍キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で、実弾射撃訓練が原因による原野火災が発生し、約2万平方メートルが焼失した
11. 7 県、那覇市、浦添市による米軍那覇港湾施設の移設問題を話し合う「那覇港湾施設移設に関する協議会」の第3回会合が東京都の防衛施設庁で開催した
11. 8 米空軍嘉手納飛行場第18契約中隊による「物品購買、サービス関連業務及び軍工事の契約方法の商品展示とデモンストレーション」が、同飛行場内シリングレクリエーションコミュニティセンターで開催され、地元業者が多数参加した
11. 11 自衛隊と米軍が、日本有事や周辺事態に備え連携を深めるために行う「日米共同訓練」が始まり、日出生台演習場（大分県）において訓練開始式が行われた。在沖米海兵隊も参加した
- 那覇防衛施設局は、在沖米軍が伊江島補助飛行場における10月25日の物資落下事故の後一時中止していた兵士のパラシュート降下訓練を12日から再開すると県と伊江村に伝えた
11. 12 在日米軍沖縄調整事務所長ジェリー・ターンボウ陸軍大佐は、要請のため訪れた新垣良光知事公室長に対し、伊江島補助飛行場のパラシュート降下訓練について、10月に起きた物資落下事故の原因が究明されるまで実施しない方針を伝えた
- 橋本宏外務省沖縄担当大使は定例記者会見で、米軍キャンプ・ハンセン演習場で相次いでいる原野火災について、消火活動の時間を短縮するため火事が多発している実弾射撃演習場への進入路を整備するよう、米軍が那覇防衛施設局と調整していることを明らかにした
- 金武町の米軍キャンプ・ハンセン内レンジ5付近で、実弾射撃訓練が原因による原野火災が発生した
11. 13 強制使用期限切れ後も国の占有を認める「改定米軍用地特別措置法（改定特措法）」の暫定使用制度は憲法違反として県内の反戦地主が国を相手に提訴し一審に続き2審でも違憲主張を退けられ敗訴した訴訟について、地主側は最高裁宛の上告状（兼上告受理申立書）を福岡高裁那覇支部へ提出した
11. 14 在日米軍は、隠岐諸島（島根県）沖の日本海で、水中爆破訓練を実施した
11. 15 南シナ海での演習に向かう中国海軍の駆逐艦が、先月沖縄本島西側など日本の排他的経済水域（EEZ）を通過していたことが明らかになった
- 那覇市上空を米海兵隊所属のF A - 18戦闘攻撃機が低空で飛行したため、住民から騒音の苦情が県や那覇市、那覇防衛施設局に相次いだ
- 日米両政府は日米合同委員会を開き、読谷村の都市計画道路の整備などに伴い、米軍嘉手納弾薬庫地区の一部土地について返還することで合意した
- 防衛施設庁は、騒音防止対策など2002年度の基地周辺対策事業（補助金）の都道府県別配分（第2次）を公表した
11. 17 第9回沖縄知事選挙の投票があり、即日開票の結果、現職の稲嶺恵一氏が再選を果たした
11. 18 神奈川県座間市の座間谷戸山公園付近において、米軍キャンプ座間に向け飛行弾2発を発射したゲリラと思われる事件が発生し、1発は発射現場から北西の民家の屋根を突き抜けていた
11. 19 米海軍サンディエゴ基地所属の空母艦載機のC - 2輸送機2機が、米軍嘉手納飛行場に飛来した

- 11.20 稲嶺恵一知事は、県庁で就任あいさつに訪れた海老原紳外務省北米局長と面談し、日米地位協定改定と在沖米軍基地の整理縮小を改めて求めた
- 11.21 韓国最大の米空軍基地・烏山基地に隣接する京畿道平澤市において、新規の基地用地提供に反対する市民が、沖縄の一坪反戦地主運動をモデルに10月から土地を共有して韓国政府による土地購入に抵抗する運動を始めたことが報道された
米軍那覇港湾施設の浦添市への移設作業で、防衛施設庁と米軍が新たな軍港の形状で整備することを大筋合意していることが明らかになった
軍事郵便を利用してフィリピンから県内に拳銃1丁を分解して輸入し、銃刀法と関税法違反に問われたキャンプ・ハンセン所属の上等兵に対する判決公判が那覇地裁であり、懲役3年、執行猶予4年、拳銃部品没収が言い渡された
米軍嘉手納飛行場において、太平洋視察の一環として同飛行場を訪れたジェームズ G. ローチ空軍長官が乗っていた米エドワーズ空軍基地所属のC-135C空軍VIP輸送機が緊急着陸した
- 11.22 北谷町北前において、山形県出身で住所不定、無職の男性が、車から降りた在沖海兵隊海軍病院勤務の男性を突然木刀で殴りけがを負わせたとして、傷害の現行犯で逮捕された
- 11.23 那覇市仲井真の国道329号線において、嘉手納飛行場所属の2等軍曹が酒を飲んで乗用車を運転し、赤信号で減速したタクシーに後ろから衝突したとして現行犯逮捕された。また、北谷町の町道では、キャンプ・フォスター在住の米軍関係者が酒気帯びで乗用車を運転し、交差点でタクシーに衝突させる事故が発生した
- 11.25 県議会の米軍基地関係特別委員会のメンバーらは米軍嘉手納飛行場を視察した
在沖米海兵隊による県道104号越え実弾射撃演習の本土移転・実施に伴い北富士演習場（山梨県）で実弾射撃訓練が開始した
- 11.26 県警は、米原子力潜水艦が寄港するホワイト・ビーチ地区での放射能漏れ事故を想定して、県警機動隊と同基地所管の具志川署に配備した放射性粉塵用簡易防護服一式を報道向けに公開した
沖縄市園田の路上で、キャンプ瑞慶覧所属の2等兵がタクシーのシートカバーを引き裂き、運転手の男性を殴ったとして逮捕された
- 11.27 稲嶺恵一知事は、首相官邸で小泉純一郎首相と知事再選後初めて会い、米軍基地問題の解決などを要望した
比嘉茂政副知事は、県庁で就任あいさつに訪れた飯原一樹防衛庁審議官（防衛局担当）と会談した
- 11.28 陸上自衛隊西部方面隊は石垣島など先島地方でヘリによる防災映像通信訓練を実施した
- 11.30 稲嶺恵一知事は、県庁で就任後初めて来県した石破茂防衛庁長官と会談した。また、石破茂防衛庁長官は、米軍普天間飛行場でウォレス・グレグソン在沖米四軍調整官と会談して事件・事故の再発防止を求め、那覇市内のホテルでは中南部の基地関係18市町村の首長らと懇談し、首長らは基地負担の軽減について要望した
在沖海兵隊は、有事に前線で2万人の兵士らを支援することを想定した大規模な演習を伊江島補助飛行場において開始した
- 12.1 石破茂防衛庁長官は名護市辺野古の米軍キャンプ・シュワブを訪れ、普天間飛行場の移設先を視察後、市内のホテルで北部12市町村の首長らと懇談した
- 12.2 本島北部の米軍訓練場内に入会権を持つ区に居住する女性でつくる団体の会員が、同区の共有権者団体を相手に、同団体が正会員資格を男性に限り女性に軍用地料を配当しないのは憲法第14条の男女平等原則に反するとして、同団体正会員の地位確認と過去約10年分の配当金の支払いを求めて那覇地裁に提訴した
ブッシュ米大統領は、2003会計年度の国防歳出授權法に署名した。同法をめぐっては種の保存法上の絶滅危惧種の生息地であっても、米軍演習を妨げない新規定を挿入するかが議論になっていたが、保護を緩和する規定は盛り込まれず規制は当初のままとなった
- 12.3 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、宜野湾市の沖縄ハイツにおいて、米軍基地跡地利用をテーマに研修会を開催した
米軍嘉手納飛行場において、同飛行場所属のF-15戦闘機2機が相次いで緊急着陸した
具志川署は、本年11月2日に県内に住む外国籍の成人女性を乱暴しようとした上同女性の携帯電話を壊したとして、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の少佐に対し、女性暴行未遂と器物損壊の容疑で逮捕状を取ったことにより、同事件が明らかになった
- 12.4 外務省は、在沖米海兵隊少佐による女性暴行未遂事件を受けて都内で日米合同委員会を開き、日米合同委員会の運用改善合意に基づき、起訴前の容疑者の身柄引き渡しを米側に要請した
県収用委員会は、2003年9月2日に強制使用期限が切れる米軍嘉手納弾薬庫地区など3施設の一部土地の使用裁決手続きの開始を決定した
政府は、テロ対策特別措置法に基づくインド洋での対米支援活動で、海上自衛隊の最新

- 鋭護衛艦のイージス艦1隻を12月中旬に派遣することを決定した
 在沖米軍は、中止していた伊江島補助飛行場のパラシュート降下訓練を原因が特定できたとして再開した
 在沖米軍トップのウォレス・グレグソン四軍調整官は、米少佐女性暴行未遂事件を受けて県庁を訪れ、比嘉茂政副知事に対し遺憾の意を伝えた
 日本共産党沖縄県委員会、外間久子日本共産党沖縄県議団団長、宮里政秋県議会議員らが県（新垣良光知事公室長）に対し、米海兵隊将校による婦女暴行未遂事件に関する抗議と申し入れを行った
- 12.5 日米合同委員会が都内のホテルで開かれ、米側は米少佐女性暴行未遂事件で日本側が要請していた起訴前の身柄引き渡しについて、同意できないと拒否した
 ワシントン郊外の国防総省で、李俊韓国国防相とラムズフェルド米国防長官が会談し、在韓米軍による女子中学生死亡事件に関連して韓米地位協定の運用改善協議を開始することで合意した
 フィリピンのクラーク、スービックの2つの元米軍基地跡で、米軍が残したPCBなどの有害物質が原因とみられる健康被害に悩む住民が米軍に対して米国の環境基準に従った調査をしよう求める訴訟を米カリフォルニア州の連邦地裁に提訴した
- 12.6 稲嶺恵一知事は、川口順子外相、石破茂防衛庁長官ら沖縄政策協議会に出席した全閣僚に対し、米少佐女性暴行未遂事件の容疑者である少佐の早期身柄引き渡しと日米地位協定の抜本的な見直しを申し入れた
 米海軍の原子力潜水艦が勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区に寄港した
 喜納昌春沖縄社会大衆党副委員長、大城一馬県議会議員、糸数慶子県議会議員らが県（新垣良光知事公室長）に対し、米軍将校による暴行未遂事件に関する抗議及び要請を行った
- 12.8 北谷町北谷の県道130号線で、嘉手納飛行場所属の米空軍の家族が運転する乗用車が交差点を左折する際に対向車線を走行中の沖縄市在住の男性会社員の普通乗用車と衝突した
 浦添市牧港の国道58号線で、在沖米海兵隊所属の3等軍曹が酒に酔った状態で車を運転し、交差点を右折中の乗用車に衝突させ現行犯で逮捕された
- 12.9 県警は、米少佐女性暴行未遂事件で、容疑者を那覇地検に書類送検した
 米軍嘉手納飛行場において、同飛行場所属のF-15戦闘機が緊急着陸した
 安保廃棄・くらしと民主主義を守る沖縄県統一行動連絡会議が県（安和朝忠知事公室次長）に対し、アメリカ海兵隊員による暴行未遂事件とパラシュート降下訓練の再開についての抗議申し入れを行った
 沖縄人権協会が県（新垣良光知事公室長）に対し、米軍少佐の女性暴行未遂事件及び日米地位協定の抜本改正に関する要請を行った
 沖縄県女性団体連絡協議会が県（新垣良光知事公室長）に対し、米軍少佐による女性暴行未遂事件に対する抗議と要請を行った
- 12.10 県議会は12月定例会本会議において、米少佐による女性暴行未遂事件に強く抗議するとともに、容疑者の早期身柄引き渡しや日米地位協定の抜本的改定などを日米両政府に求めた抗議決議と意見書を全会一致で可決した
 政府は、日米地位協定第2条に基づく米軍施設・区域の一部返還、共同使用、追加提供などについて、米軍キャンプ・ハンセンや嘉手納飛行場などを含む17件を閣議決定した
 沖縄市、宜野湾市、北谷町で構成される倉浜衛生施設組合は同組合事務所で会見を開き、新焼却炉の建設予定地を沖縄市池原の米軍嘉手納弾薬庫地区内に決定したと発表した
- 12.11 北谷町の米軍キャンプ桑江内にある米軍人・軍属の子弟向けの基地内中学校校庭に、同中学校パイロットクラブの課外授業の一環として、米軍ヘリ1機が飛来し着陸した
- 12.12 米軍が沖縄本島の南東の「マイク・マイク水域」にて予定していた水中爆破訓練で、周辺の船に対する航行警報が提供水域をはみ出して通告されていたことが明らかになった
 米空軍嘉手納飛行場において、台北発グアム行きの米国民間機コンチネンタルエアラインが、乗客女性が胸の痛みを訴えたため緊急着陸した
 那覇地裁沖縄支部において、本年9月に飲酒運転で免許停止の処分を受けながら車を運転し、さらに事故を起こして逃げたとして罪に問われたキャンプ瑞慶覧地域業務部の軍属に対する判決公判があり、懲役1年2ヵ月（同求刑）、執行猶予4年が言い渡された
- 12.13 在沖米空軍は、本年8月21日に沖縄本島南方海上で発生したF-15戦闘機墜落事故について、米空軍事故調査委員会の調査結果がまとまったとして、事故原因はパイロットの操作ミスであると発表した
 日米両政府は日米合同委員会を開き、勝連町の米軍ホワイト・ビーチ地区内の米海軍棧橋の拡幅工事を実施することを合意した
 沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県漁業協同組合長会が県（安和朝忠知事公室次長）に対し、米軍による沖縄島南東海域における水中爆破訓練に関する要請を行った

- 12.14 韓国各地において、装甲車で女子中学生をはねて死亡させた在韓米軍兵士が無罪になったことに抗議する大規模な集会やデモが市民団体の呼び掛けで行われた
那覇署は、米軍牧港補給地区所属の海兵隊上等兵が宜野湾市内の駐車場から軽乗用車を盗んだとして、米軍憲兵隊に身柄を引き渡した
- 12.16 海上自衛隊のイージス護衛艦が、テロ対策特別措置法に基づく米軍支援のため、神奈川県横須賀基地からインド洋北部のアラビア海に向け出港した
沖縄市登川の市立北美小学校の校舎新築現場において、本年11月末に地中から米軍が使用していた油送管（パイプライン）の一部が見つかったことが明らかになった
ワシントンの米 국무省において、日米安全保障協議委員会（2プラス2）が、川口順子外相、石破茂防衛庁長官、パウエル米 국무長官、ウルフォウィッツ米国防副長官が出席して開催した
- 12.18 在沖米空軍は、7月31日に米軍嘉手納飛行場の格納庫でF-15戦闘機のエンジン部分から出火した事故で、米軍事事故調査委員会の調査結果を発表した
- 12.19 米少佐女性暴行未遂事件で、那覇地検は在沖米海兵隊少佐を容疑者として那覇地裁に起訴したため、同被告の身柄が米側から日本側へ正式に引き渡された
防衛施設庁は、2003年度概算要求でのSACO関係経費について変更要求すると発表した
- 12.20 米空軍嘉手納飛行場において、同飛行場所属のE-3B早期警戒管制機1機とF-15戦闘機が相次いで緊急着陸した
米韓両政府による米韓地位協定の運用改善に向け設置を合意していた共同特別チームの初会合がソウルで開かれた
ブッシュ米大統領は、2003年1月にイラク周辺へ地上戦闘部隊の米兵5万人を増派する計画を承認した
- 12.21 ヘリ基地反対協議会主催による「市民投票5周年・映画とシンポジウムの夕べ」が名護市労働福祉センターで開かれた
浦添市牧港の国道58号線で、米陸軍トリイ通信基地所属の上等兵の運転する普通乗用車が酒酔い運転で中央分離帯に設置された反射鏡をなぎ倒し、反対車線に侵入する事故が発生し逮捕された
- 12.23 毎日新聞社の情報公開請求で開示された外務省の内部文書により、外務省が米軍人・軍属による事件・事故の再発防止対策の一環として毎年1回在日米軍幹部を対象に行っている研修会が、事実上は観光旅行であるとの報道がなされた
名護市二見の国道331号線において、キャンプ・ハンセン所属の伍長が運転する海兵隊の大型トレーラーが搭載していたブルドーザーを道路右側のコンクリート製の電柱に衝突し、電柱を倒す事故が発生した
- 12.24 那覇地裁において、米軍基地に勤務していた県内女性が配転命令拒否を理由に解雇されたのは不当だとして国を相手に解雇無効確認などを求めた訴訟の判決があり、原告女性の請求が棄却された
日米合同委員会が開かれ、地下ダムを建設するため県から要請のあったホワイト・ビーチ地区（勝連町）の一部土地について、共同使用することで合意した
防衛施設庁は、2003年度予算案をまとめ公表した
「米軍人・軍属による事件被害者の会」と「米軍人・軍属による事件被害者を支え、損害賠償法をつくる会」が県の久場長輝基地対策室長を訪ね、実効性がある被害者救済策と損害賠償法の制定を国に働き掛けよう要請した
- 12.25 県内大学生有志が主催するシンポジウム「知事選後の沖縄」が西原町の琉球大学で開かれ、大田昌秀参議院議員を招いて、沖縄の将来像についての意見交換がなされた
- 12.26 那覇市の牧志公園において、県統一連主催による「12・26県民抗議集会」が開催された
日本共産党沖縄県委員会、宮里政秋、新垣米子県議会議員らが県（新垣良光知事公室長）に対し、在日米軍幹部研修に関する抗議と申し入れを行った
- 12.27 米海兵隊少佐による女性暴行未遂事件で、橋本宏外務省沖縄担当大使は稲嶺恵一県知事に対し、日米合同委員会の議事録を公開しないとの政府の方針を伝えた
米少佐女性暴行未遂事件で起訴された被告の米国に住む家族がホームページを開設し、日本の司法制度などを批判していることが明らかになった
- 12.30 那覇空港において、米軍普天間飛行場所属の海兵隊女性軍曹が同空港内での手荷物検査で所持していた軍用バッグから機関銃の銃弾が見つかり、身柄が米憲兵隊へと引き渡された
- 12.31 韓国政府は、米韓地位協定の運用改善の合意事項に在韓米軍とともに署名し、同合意事項が発効したと発表した